皇紀二千六百年記念刊

上田市史

上

序

各地方の鄉邑が漸次發達して文化の振興するに伴ひ、其鄉土に於ける古代より現代に至る變遷推移の事蹟全貌を知悉せんと欲するは、蓋し鄉民通有の心情なり、是れ好古懷舊の習癖のみに因るにあらず國民性たる崇祖及愛鄉心の發露たり、又將來其地方の經綸を策するに於て溫故知新亦須要の事に屬す、宜哉近年各地方史の盛んに發行せらるゝを見る、然るに我上田市を中心とし古今を一貫せる秩然たる歷史なきは心ある市民の均しく遺憾とせる所なりき、爰に昭和四年勝俣市長上田市史の完修を意圖し之を市會に諮る、市會贊同して其費用支出を議決す、依て直ちに編成に當る人を求め、幸に當時上田中學校敎諭藤澤君を得たり、君は史學に精通し然も取捨苟くもせざるの人、乃ち請ふに此事を以てす、君快諾、爾來君は殆ど寢食を忘れ專心黽勉、努力十年餘、即ち昨年二月稿を脫す

本史を通覽するに、當地方に於ける祭政の由來、社寺の緣起制度の變遷、豪族の興亡、戰爭の起結、藩政の沿革、偉人の事蹟等より、更に產業の開發消長等を審かにし、隨て國體の闡明に、或は地方振興の爲に、或は各人の省鑒其他庶般に涉り

て、世を裨補する所尠からざるべし

茲に市多年の企圖就り、恰も皇紀二千六百年に際會せるを以て、其紀念事業の一として發刊す、欣慶に堪へず聊所懐を陳べ以て序とす

昭和十五庚辰歳正月

興亜新秩序建設に肇國邁進の日

上田市長　伊藤傳兵衛

尚　本史資料の供與を辱ふせる眞田、仙石、松平の三家及師岡、柳澤、瀧澤、飯島、稲垣、原、沓掛、手塚諸氏に對し深甚なる感謝の意を表す

緒言

本書の記載に就て

一記述年代　は第十代崇神天皇の御宇より第百二十三代今上天皇昭和の御代十一年に至る迄の凡二千年内外に亙る期間である。

而して其期間を四紀に分ち

第一紀は上田築城以前の上田地方とした。是れ一は上田市の基たる、上田城城下町の出現以前に在ては、未だ叙史の主體と成るべき者を缺くに依り、一は後世上田城の築かれし、上田の地を中心としたる、上田平に於ける顯著なる歴史を略述し、如何なる歴史を有する地方の中心に、上田城及上田城下町が、現出せしかを知るの資に供せんが爲めである。

第二紀は上田築城より廢藩置縣に至る迄の、約三百年間とした。此紀の初に至り上田城肇めて築かれ、爾來領主此に在りて地方政治の中心を成し、やがて上田城下町の形成を見、漸を追て經濟、交通の要衝となり、茲に始めて、政治、經濟、交通の要處として、上田町の歴史を叙述し得る時期に到達した。而して此紀の終を以て、廢藩置縣に置きし所以は、明治維新の偉業は、廢藩置縣に依て大成せりと謂はれ、土地人民を私有したる封建の遺習全く廢絶し尺地一民と雖も、朝廷の有にあらざるなきに至り、舊藩主東京貰屬となりて上田の地を去り

郡縣の治確立し、大に世態の變化を來したるを以てである。

第三紀は廢藩置縣より上田市制施行に至る迄、約五十年間とした。此紀に於ては、明治新政時代を經て、大正の中葉に至る間の、上田町の發展を叙述した。

第四紀は上田市制施行以後、昭和十一年に至る迄の十八年間とした。卽ち上田市の歷史である。

二記述の體裁　第一紀第七篇より、第二紀初に至る眞田氏の條下に於ては、其記述に當り、特に當時の史料文書を、當該記事の終に挾入した。是れ上田地方に在りては、眞田氏に對する關心、甚深き者あるを以て、挾入古文書に依て、一層其史興を深からしめんが爲である。

第二紀後に於ては、上田の地に起りたる事か又は此地に關係せる史實を載するに止め其以外に亘るを避けた。而して、又一般國史中に叙述せらるゝ點は、之を省略せし者が多い。本書の如き地方史に於ては、其を以て、當然なりと信ずるに依るのである。例之、長州征伐の際、上田藩亦將軍左右ノ備として、上阪の事ありしを叙するも、征長役の起因は之を省略せしが如し。

社寺古蹟等は人物誌と同樣、年代紀別に關係せず一括して之を記述し、地理概說と共に、別に項を設け、地理概說は之を卷首に、社寺古蹟及人物誌等は、之を卷末に載することゝした。

書き方は概ね言語體に據つた。是れ讀解に容易なるを欲せしに依り、

又記述章節に於ける鼇頭標記は、本書閱讀者の便を考へて記載したのである。

編纂の經過

昭和五年一月、時の上田市長勝俣英吉郎氏より、上田市史編纂の囑託を受け、同年四月より校務の餘暇を以て、其史料蒐集に從事し、其重要なる者は之を書寫し、市史と共に永く之を保存する事とした。而して其書寫筆耕には、溝口篤太郎、三井彌太郎、新村安男の三氏を煩はせしが、其大部分は溝口氏であつた。昭和七年四月教職を退きてより、市史概要目次を作り、蒐集史料に據りて編述に着手し、人物誌の起稿は主として之を岡崎袈裟男委員に託し、地理概觀は上田中學校教諭、林義一郎(地形)高野豐文(氣候)二氏の執筆を煩はし、他の全部の起稿は、自ら之に當る事とした、起稿後、尚史料の探索、史蹟の踏査等、絶へず行はれしが始終協力斡旋の勞を執られたるは、岡崎委員、市役所柴崎新一助役、竹花忠助學務書記(初め片田學務係)及上田圖書館員新村安男氏等であつた。

起稿後一度編述を了りたる部と雖も、後に至り改竄削補を要すべき所ありて、成稿を得る容易ならず、うたゝ己の無能を哀むの念、禁じ得ざりしこと多かつた。故を以て、原稿淸書の事の如き、自ら之を成すは、時間の上に於て到底不可能なりしを以て多く新村氏を煩すことゝした。然るに昭和十二年の夏以來健康勝れざりしかば、原稿淸書以外にも亦、氏の手を勞せしこと不尠ざるものがあつた。

かくて昭和十三年七月、人物誌以外の脫稿を見、翌十四年二月に至り人物誌の稿成て之を市

に提出し、茲に漸く上田市史編纂の事を了へた。

此上田市史の編纂に就ては、殆ど萬事を抛ち全力を傾注して事に從ひしも、一部門たりとも深き造詣を有せざる編者にして、全部に幾き編述に當りしを以て、見るべき市史を編み得ざりしは、自明の義と謂ふべきである。故を以て、本書中誤れるは之を正し、足らざるは之を補ひ、以て完璧たらしめんこと、一に皆、後の地方史攻究の士に期待する次第である。

昭和十四年二月

上田市史編纂委員長　藤澤直枝

上田市史目次（上）

上田市の地理的概觀及市內大小字名表……一
第一紀　上田築城以前の上田地方……二
第一篇　上代の上田地方……二三
第一章　上代の遺物遺蹟……二三
第一節　上代の遺物……二三
第二節　上代の遺蹟……四八
第二章　科野國造　信濃國府　軍團國學……六六
第一節　科野國造……六六
第二節　信濃國府……七三
第三節　軍團、國學……八一
第二篇　奈良時代の上田地方……八四
第一章　諏訪　國……八四
第二章　信濃國分寺……八六
第一節　國分僧寺……八六
第二節　國分尼寺……一〇五
第三章　小縣郡……一〇七

第四章　灌漑の遺蹟……一一〇
第三篇　平安時代の上田地方……一一八
第一章　高麗の歸化人……一一八
第一節　小縣郡居住の高麗人賜姓を請願す……一一八
第二節　高麗人小縣郡居住の理由……一一九
第二章　式の官道……一二三
第一節　信濃の官道……一二三
第二節　浦野驛……一二三
第三節　亘理驛……一二四
第三章　小縣郡内の式内神社……一二六
第一節　信濃の式内神社……一二六
第二節　生島足島神社二座（名神大）……一二七
第三節　山家神社……一三五
第四節　鹽野神社……一三七
第五節　子檀嶺神社……一三九
第四章　倭名抄所載小縣郡八鄉……一四〇
第一節　倭名抄所載信濃の鄉數及小縣八鄉名……一四〇
第二節　須波鄉……一四一
第三節　其他の諸鄉……一四三

第五章　異變……一四六
第一節　天災……一四六
第二節　千曲河畔の戰……一四七
第六章　院政時代（平安時代末季）の上田地方……一四九
第一節　保元の頃上田地方の武士……一四九
第二節　源義仲と上田地方……一五〇
第四篇　鎌倉幕府時代の上田地方……一六七
第一章　源頼朝の信濃善光寺參詣……一六七
第二章　吾妻鏡文治二年に見えたる小縣の庄園……一六八
第一節　常田莊……一六九
第二節　海野莊……一七五
第三節　小泉莊……一七五
第四節　鹽田莊……一七八
第五節　浦野莊……一七八
第六節　依田莊……一八〇
第三章　鎌倉幕府時代に於ける上田地方の豪族……一八〇
第一節　海野氏及禰津氏……一八〇
第二節　泉小二郎親衡（吾妻鏡親平）……一八五
第三節　承久の亂當時上田地方の豪族……一八九

第四節　鹽田の北條氏……一九〇
第五篇　元弘建武より吉野朝廷時代の上田地方……一九五
第一章　北隣村上氏……一九五
第一節　村上義光父子の忠烈……一九五
第二節　義光以後の村上氏……一九六
第二章　中先代の亂……一九九
第一節　北條時行の擧兵、信濃武士多く之に應ず……一九九
第二節　時行敗れ鎌倉を落つ……二〇〇
第三章　吉野朝廷時代の上田地方……二〇一
第一節　時行の歸順……二〇一
第二節　滋野一族……二〇一
第三節　上田に於ける宮方の遺物……二〇五
第六篇　室町幕府時代の上田地方……二〇七
第一章　大塔合戰……二〇七
第一節　南北朝合一……二〇七
第二節　小笠原長秀信濃守護となり信州に入る……二〇八
第三節　反小笠原の聯合軍起つ……二一〇
第四節　大塔要害陷る……二一二
第二章　結城合戰……二一四

第三章　戰國時代の上田地方……二二五
第一節　村上氏の勢東信に伸ぶ……二二五
第二節　武田氏の小縣侵入……二二九
第三節　村上義清……二三一
第四章　武田氏の北信侵略と上田地方……二三三
第一節　戸石城の攻圍……二三三
第二節　上田原の戰……二三四
第三節　武田信玄と社寺……二三六
第七篇　眞田氏……二三〇
第一章　眞田氏の出自と眞田幸隆……二三〇
第一節　眞田氏の出自に就ての考察……二三〇
第二節　滋野氏……二三八
第三節　眞田幸隆……二四四
第二章　眞田源太左衞門尉信綱……二四六
第三章　眞田安房守昌幸……二四九
第一節　眞田昌幸の眞田家相續……二四九
第二節　昌幸の北上州經略……二五〇
第三節　岩櫃籠城の準備……二五四
第四節　昌幸織田氏に屬す……二五八

第五節　信長死後昌幸の動行……二五八
第六節　昌幸德川氏に屬す……二六三
第二紀　自上田築城至廢藩置縣……二七五
第一篇　上田築城以後藩政初期に至る……二七七
第一章　上田築城以前眞田氏の居城……二七七
第一節　松ノ尾城……二七七
第二節　戸石城……二七八
第二章　上田築城、城下町の形成……二七九
第一節　上田築城……二七九
第二節　城下町の形成……二八一
第三章　上田合戰……二八三
第一節　眞田昌幸德川家康の要求を峻拒す……二八三
第二節　德川軍の來攻……二八五
第三節　德川軍敗績……二八六
第四節　丸子表(長瀬河原)の戰……二八九
第四章　上田合戰後の眞田氏……二九三
第一節　昌幸其子信繁幸村を上杉に質とす……二九三
第二節　昌幸豊臣氏に屬す……二九三
第三節　昌幸其勢を佐久方面に伸ばす……二九四

第四節　昌幸の領内仕置……二九六
第五章　小田原征伐當時の眞田氏……二九九
第一節　眞田昌幸沼田を北條氏に渡す……二九九
第二節　北條の違約秀吉の激怒……三〇一
第三節　昌幸小田原征伐に從ふ……三〇六
第六章　關ヶ原役當時の上田……三〇九
第一節　豊臣秀吉の薨去……三〇九
第二節　昌幸父子家康の會津征伐に從ふ……三一〇
第三節　家康討滅の西軍起る……三一一
第四節　昌幸西軍に應じ上田に籠城す……三一六
第五節　秀忠の軍上田城に迫る……三二四
第六節　昌幸幸村父子の助命……三三一
第七章　高野山蟄居中の眞田父子……三三三
第一節　眞田氏と高野山蓮華定院……三三三
第二節　昌幸雄志を擁いて高野に卒す……三三四
第三節　昌幸の葬儀……三四〇
第四節　高野九度山蟄居中の幸村……三四三
第八章　大阪城に於ける幸村……三四六
第一節　幸村の大坂入城……三四六

第二節　眞田丸の擾守……三五三
第三節　幸村家康の招を斥く……三五四
第四節　冬陣講和後の幸村……三五七
第五節　夏の陣……三六〇
第六節　幸村の戰死……三六一
第七節　幸村の墓所及其子女……三六四
第九章　寒松院小縣眞田家分知行……三六八
第一節　寒松院……三六九
第二節　小縣眞田家知行……三七一
第二篇　藩政時代……三七九
第一章　上田領主及知行高……三七九
第一節　眞田信之……三七九
第二節　仙石氏……三八三
第三節　松平氏……四一〇
第四節　所替……四四〇
第五節　參覲交代の模様……四五一
第二章　上田藩の分知……四六四
第一節　川中島上田藩領……四六四
第二節　仙石矢澤分知……四六五

第三節　松平鹽崎分知……四六九
第三章　上田城の修築……四七三
第一節　仙石の修築……四七三
第二節　松平氏の修築……四八二
第四章　兵　事……四九〇
第一節　戰爭參加……四九〇
第二節　出　兵……五一七
第三節　軍事に關する制令……五五一
第四節　軍隊調練……五六七
第五節　戎裝改制、英、佛兵制の採用及農兵大小砲銃の製造……五七一
第六節　上田藩の武藝諸道……五七八
第五章　米艦渡來當時の上田滿……五九〇
第一節　當時の上田藩主……五九〇
第二節　上田領分內非常時氣分……五九三
第三節　軍事方面……五九七
第六章　御　預　人……六〇〇
第一節　沼田の眞田家預り人……六〇〇
第二節　足利三代木像梟首事件囚人預り人……六〇三
第三節　仙臺藩元家來預り人……六一一

第七章　藩政時代の役人……六一二
第一節　藩役人……六一二
第二節　在町役人……六一八
第八章　民政……六二九
第一節　施政條目……六三五
第二節　五人組合……六七三
第三節　宗門改及博奕鐵砲改……六七八
第四節　儉約令……六九五
第九章　藩の財政難應急救濟策……七〇八
第一節　家中減知及借米……七〇八
第二節　御用金と御賴み金……七一一
第三節　献金……七三三
第十章　土地經濟……七三三
第一節　藩の收入及支出……七三三
第二節　免相……七三八
第三節　切起……七四七
第四節　檢地檢見……七五〇
第五節　年貢納入……七五三
第六節　貫高、石高及貫代……七五五

第七節　反別の代用詞……七五七
第八節　正租即年貢以外の藩收入……七六三
第九節　年貢以外の高掛負擔……七七一
第十節　町方出作地及小作……七七五
第十一節　農一家の收入及公私所得比例……七七八
第十二節　農　耕……七八〇
第十三節　散　田……七八七
第十四節　永　續　講……七九三
第十五節　耕作助成及農作物保護……七九四
第十六節　灌　漑……七九八
第十七節　田畑の肥料……八一〇
第十八節　貫文地禁作物……八一二
第十九節　年の豊凶と世並の善惡……八一七
第二十節　年の豊凶と酒造……八一九
第廿一節　殖　産……八三一
第廿二節　貯　穀……八三四
第十一章　交通運輸……八四〇
第一節　上田關係の街道……八四〇
第二節　上　田　宿……八四一

第三節　上田宿常備の人馬……八四六
第四節　人馬賃錢……八四七
第五節　刎錢……八五一
第六節　上田宿助鄕、小牧村助鄕容赦願……八五九
第七節　馬代拜借……八七一
第八節　馬子……八七六
第九節　公用信書の遞送……八七九
第十節　定飛脚渡世出願……八八三
第十一節　加賀川橋と諏訪部橋……八八四
第十二節　旅舍……八九一
第十三節　諸大名の通行……九〇一
第十四節　城米運送……九〇八
第十五節　脇道通過駄賃荷物問題……九一〇
第十六節　牛着荷物口錢訴訟……九一三
第十七節　千曲川通船一件……九二七
第十八節　富山賣藥運送取極……九三四
第十九節　中馬口錢……九三五
第二十節　鑄物口錢一件……九三九
第廿一節　特別なる通行宿泊……九四二

第廿二節　正德二年道中往還條目……九五五
第十二章　市場としての上田……九五九
第一節　兩町市場……九五九
第二節　市場權擁護……九六〇
第十三章　諸商物……一、〇二一
第一節　賣値段濟干渉の品……一、〇二一
第二節　商品問屋……一、〇三八
第三節　商事雜載……一、〇四七
第十四章　重要名產……一、〇五六
第一節　上田縞……一、〇五六
第二節　上田紬及眞綿……一、〇六三
第三節　蠶種……一、〇七〇
第四節　生絲……一、〇九八

眞田安房守昌幸畫像



（松代町　伊藤周報氏藏）

歴代上田市長

初代



細川吉次郎

二代



勝俣英吉郎

三代



成澤伍一郎

四代



伊藤傳兵衛

上田市の地理的概観及市内大小字名表

上田市の地理的概觀

（一）地形

上田市の位置面積

上田市は信州小縣平の略ゝ中央千曲川沿岸の一盆地に在り、市役所は東經百三十八度十五分北緯三十六度二十四分に位して居る。

面積は一方里二八一九、七四方粁で、最長距離は東西一里五町四、四七粁南北二里十九町九、九三粁で千曲川は其中央を東北より西南に貫流して盆地を二分して居る。

境域高度

四周は小縣郡内の鹽尻、川邊、東鹽田、依田、神川、神科、傍陽の七ケ村に境を接し埴科郡の南條村とは太郎山塊の分水嶺に依て僅に隣して居る。

海拔高度は太郎山裏山の一一六四、三米を最高とし、小牧山塊中の須川部落南方高地の七九七、二米之に次で居る。最低地域は千曲川沿岸なる鹽尻、川邊兩村境の四三〇米で上田橋畔では四四四、五三米である。住居地域の最高地は須川部落の七〇〇米太郎山麓の五〇〇米之に次ぎ、舊上田町内の段丘上では柳町太神宮前の四五七、九八米、神川村境の四六八米、鹽尻村秋和境の四四五、六六米。最底は千曲川沿岸の中之條及び坂下部落の四三〇米の地域である。

上田盆地の地形成因

上田盆地は中央日本の大斷層地帶の糸魚川・松本・諏訪・甲府線に並行する千曲斷層地帶に屬し、佐久平善光寺平の中間地域に當り、更に微地形的には、小縣郡中の川西盆地と川東盆地とを兩翼とした、千曲

川沿岸の斷層盆地で、此處より鹽尻村川邊村の一部にかけては、小縣郡中の最低地で鹽尻村中島部落は海拔四二〇米である、從て千曲川の流路は著しく蛇行的傾向となり、少しく若返りの地盤作用も手傳つて、推積作用甚しく、小牧區附近より飛行場附近を經て中島部落に至る間には、所々川中島即ち河洲の發達を見る。

第三期末よりの火山堆積物に依て、今尚厚く蔽はれた壯年期の川東盆地と河流の浸蝕著しき老年期の川中盆地との中間に位置する上田盆地の特色は舊上田町の地盤をなす段丘地形と、千曲汎濫原より成る城下地籍の平地と、後背の浸蝕著しき初老年期の小牧山塊と、太郎山の見事な斷層崖及崖下の大扇狀地大星河原であつて、斷層崖の浸蝕と黃金澤の崩壞とが、幾度か押出されし此大扇狀地が、神科村山口部落より西南方向に、段丘面の北端を埋めて居る姿は實に壯觀其物である。

千曲川は小牧部落より上方では、川東盆地を被ふ烏帽子火山の噴出物の爲めに南方に押し遣られて、小牧山塊の直下に迫て流るゝも、小牧部落の下方よりは急に展開して稍西北寄となり、若い幾筋もの分流作用が働いて、廣い汎濫原を作り所々に河洲を生じて居る。右岸の段丘崖下では常田館製絲場附近より、停車場、鐘紡工場敷地、上田城下を經て坂下部落下に到る河礫層の一帶の平地が打續き、左岸では小牧部落より諏訪形御所中之條の部落を連ぬる住居地帶と、小牧山塊の麓に達する水田地帶との廣い平地を殘し、上田橋畔では四四四、五三米で、段丘上との差は十米に及ぶ所があり、河川勾配は約百四十五分の一である。右岸段丘の南端は神川村國分寺部落の邊より、上田城阯を經て鹽尻村秋和部落下に達する約六粁の直線距離を持ち、東端には神科村境の染屋台が繞つて五百米の標高を保ち、北は大星河原との接觸線矢出澤川の右岸から、新地秋和間の廣い水田地帶に及ぶ廣大な卓狀段丘で、舊上田町の市街の大部は此段丘上に發達して居るのである。地質は火山灰と上流の第一段丘を浸蝕して生じた河礫層より成り、段丘の北端を被ふ大星扇狀地の若々しい角礫層とは著しい對照をなして居る。段丘の南端は上

下二段に分れ、國分寺地籍から常入裏、舊蠶業學校敷地、鷹匠町、廐裏、上田中學校南に至る迄の下段では上段との差三米に及ぶ所がある。

帶水層は一般に深く、市街地の中央に於ては段丘面より十米程の深井があり、又所によつては水の出でぬ場所もある。

北端の扇狀地は南に急傾斜するため層序の不整合に依て、帶水層は深淺相交り、扇端では矢出澤川を挾んで湧泉地帶が東西に續き、柳町太神宮附近では用水となつて居る所もある。

段丘面の大部は追々市街地に變じて行くが、東方染屋台崖下一帶は桑園と水田とを交へた地域がまだ相當に殘て居り、常盤城裏には太郎山の斷層崖下まで廣い水田地が續き、上田城阯の西方より鹽尻村秋和部落の南に到る段丘先端には桑園地域が多分存在する。

大星扇狀地は上田神社、二子塚、北校敷地を取卷いて、一面の桑園卓越地帶となり、太郎山麓の段階斷層の浸蝕面にまで及で居る姿は、山國の耕地景觀を遺憾なく發揮して居る。黃金澤川の左岸一帶の高地は桑園は漸次減少して蔬菜園や、苹果、葡萄、梨、桃等の果樹園が大に發達して多角的産業の經營が進歩した地域である。

段丘面の利用

上田の要害

上田城を中心とせる四周の地形を觀るに、北方には上田盆地に君臨するが如き觀ある太郎山の斷層崖は恰も屏風の如く屹立し、其東端戸石城は東北上州街道を要扼すべく又伊勢山金剛寺大久保山口等の斷列袋地は用兵上の利用地點たるべき所である。東方は染屋台の水田地帶を隔てゝ神川の谷南北に通じて茲に一大拒塹を爲す觀がある。南方には段丘直下に迫れる千曲の巨流滔々たるものあり、加ふるに小牧山塊は南方堅鎭の障壁と成て居る、西南方は川西盆地を隔てゝ遙に保福寺峠の天險を控へ、西方は岩鼻天白の堅要相對して千曲の峽谷を押へ上田盆地を包擁して居る。眞に絶好の要害地形と稱すべきで、天正の昔眞田昌幸が此に築城したのは宜なりと謂ふべきである。

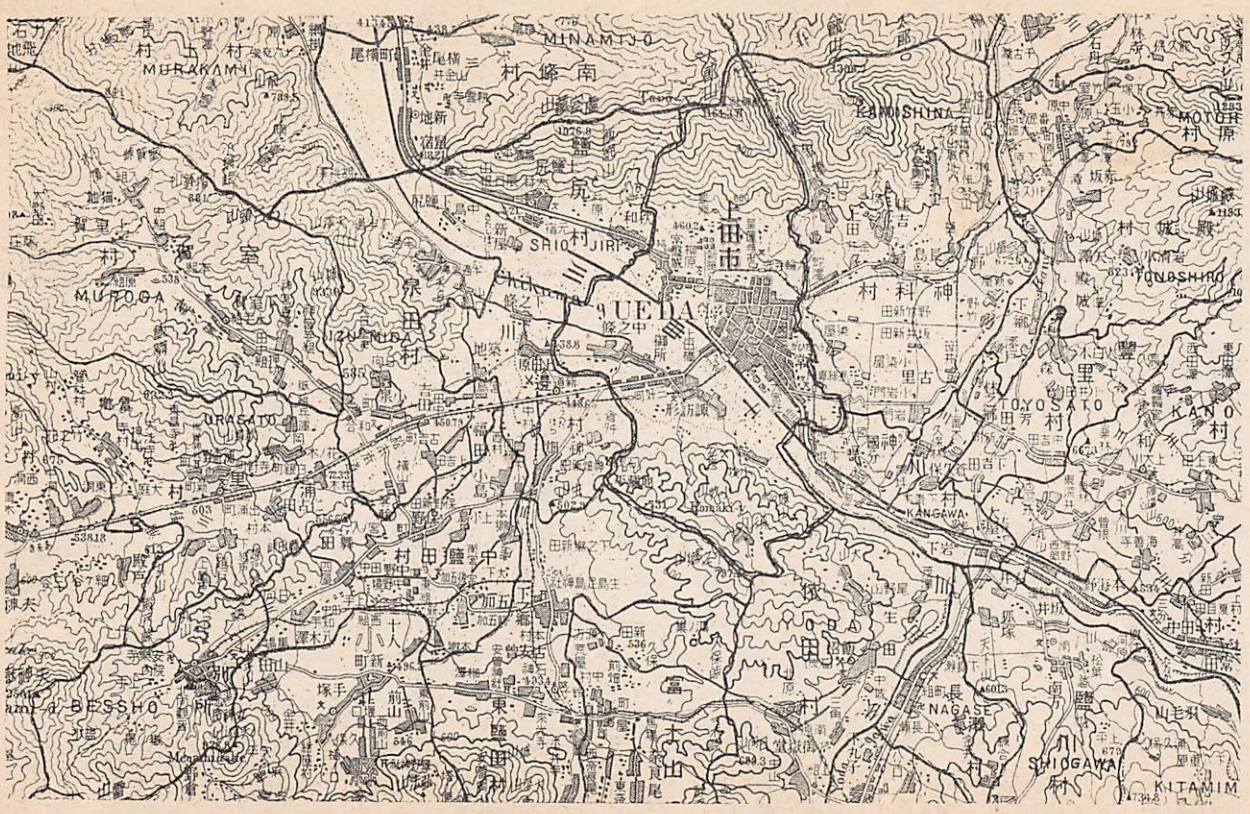

上田市附近圖　（信濃中部地圖に據る）

（二）上田地方の氣候

上田地方の氣候的特異性

本邦内地に於て信州の持つ氣候的特色としては一般に冷涼性、大陸性、寡雨乾燥性であるといへやう。然らば、我上田地方は信州内で如何なる氣候的特異性を持つてゐるであらうか。

氣溫

先づ第一氣溫から觀ると、年平均約十二度で比較的溫暖であるといへる。信州内では木曾下伊那の各南部地方に次ぎ、北信地方では善光寺平南部から上田に亙る地域が、最暖地であることは第一表によつて明かである。

北信各地氣溫表（第一表）（累年平均氣象表昭和十年長野縣氣象表による）

月／場所	須坂	長野	坂城	上田	別所	長村
一	-1.2	-1.4	0.0	-0.8	-1.1	-2.5
二	-0.5	-0.8	0.3	-0.3	0.0	-1.9
三	3.6	3.2	3.9	3.9	3.2	1.8
四	10.4	10.1	10.5	10.8	9.9	9.0
五	15.7	15.1	16.2	15.7	14.8	14.0
六	20.2	19.7	20.8	20.2	19.3	18.1
七	24.5	24.1	24.8	24.5	23.7	22.7
八	25.5	25.1	26.0	25.4	23.9	23.4
九	20.8	20.6	20.7	20.8	19.9	19.2
十	13.7	13.6	13.8	13.6	13.2	12.3
十一	7.5	7.4	7.9	7.5	7.4	6.3
十二	1.8	1.7	3.2	1.9	1.9	0.8
年平均	11.8	11.5	12.3	11.9	11.3	10.2
年較差	26.7	26.5	26.0	26.2	25.0	25.9

	追分	岩村田	長久窪	當平
	-4.0	-2.0	-1.8	-6.4
	-4.1	-1.5	-1.3	-6.4
	-0.6	2.3	2.4	-3.1
	5.9	9.0	9.1	4.5
	11.4	13.7	14.0	9.8
	15.5	18.2	18.5	13.6
	20.3	22.4	23.1	18.3
	21.0	23.1	23.7	19.3
	16.6	18.9	19.4	15.8
	10.2	12.2	12.6	8.2
	4.6	6.4	6.9	2.7
	-0.5	1.0	1.1	-2.5
	8.0	10.3	10.6	6.1
	25.0	25.1	25.5	25.7

北信最高溫地

冬春季海抜に比して溫暖の理由

この溫暖性を仔細に吟味すれば、冬季から春季に及ぶ時期に最も明瞭に表れ、上田より屋代に亘る地域は北信最高溫地である。從つて訪春期最も早く、三四月頃旅行すれば、植物の發芽、生育狀態が佐久地方や善光寺平北部に比し、如何に進んでゐるか了解される。隨て春蠶掃立の最早地は此處である。然し夏季より秋季にかけては、海抜低い善光寺平方面が、上田地方より稍高溫の傾向である。

當市は海抜四五〇餘米で、此より海抜高い千曲川上流の佐久地方や松本等に比し高溫なのは當然である。又北に太郎山を負ひ、北部より東部には高さ三、四米の染屋段丘に圍繞され日當り良好で朔北の寒風を防ぐ。半過岩鼻よりの西風は、現河床面たる千曲川原及城下方面に強く衝るも市內では勢弱まり、又更に四周に白雪皚々たる高峯もなく、何々颪といふものも無い。わけても冬季善光寺平以北の如く多雪でなく、積雪量極めて少い結果、日照量は大で熱の吸收多く、又融雪に伴ふ融解熱を奪はれることも甚だ少い。之れ善光寺平より海抜高い割合に冬春期に溫暖な理由である。

年較差

年較差の大きいこと卽ち大陸性といふ點からも、信州內でも、大きい方で、上田から善光寺平にかけては C23° 以上で、實に本州屈指といへる。

日較差

從つて日較差も亦大なるは當然で、特に春季は最も大きく此は北信中でも有數の方と云へよう。之れ海への隔絕性大なる盆地で、然も山の南面に立つ爲で、春季の大なるは乾燥するからである。

降水量の寡少地帶の核心地

日較差比較表（第二表）

	長野	上田	臼田
1	9.0	9.5	11.2
2	9.5	10.2	11.3
3	10.9	11.5	11.9
4	12.7	13.2	13.6
5	13.0	13.7	12.6
6	11.2	12.3	10.5
7	10.1	10.0	10.4
8	10.6	10.9	11.3
9	9.8	9.8	9.3
10	10.6	10.7	10.6
11	10.7	11.0	11.4
12	9.0	9.6	10.9
年	10.5	11.0	11.2

第二に降水量を見ると、年一千粍以下といふ本州は勿論、信州内でも最寡少地帶が、善光寺平から佐久平に及ぶ千曲川沿岸にあつて、我上田はその中央核心地たるの觀がある。十一月より翌四月に至る冬半年は、西北季節風の爲に北部が多雪で、南部に至るに從ひ特に山脈があると激減する。かくて上田から佐久に及ぶ地域は三百粍以下の最寡雪地となる。之に反し、五月より十月までの夏半年は、南東季節風が優勢で、南部關東地方佐久地方に多雨となり、北するにつれ漸減し、上田より善光寺平に及ぶ地帶が約六五〇粍の最寡雨帶となる。上田は此の夏冬雨季の最寡雨帶の接觸部で、誠に太平洋岸、日本海岸兩氣候區の分氣界といふべきであらう。總じては九三五粍の降水量で、その約四分の三は五月より十月までの間に降り、最多雨期が梅雨期と九月との二度ある。此は信州一般の共通現象であるが、佐久・小縣地方丈は、梅雨期より九月の方が多いといふ（長野・松本・飯田・木曾等は九月より梅雨期が多い）關東的傾向の降雨型である。

降水量表

北信各地降水量（第三表）（累年平均氣象表長野縣氣象年表による）

	長野
一	54.3
二	50.8
三	57.0
四	70.5
五	76.9
六	109.8
七	146.1
八	101.5
九	134.7
十	81.5
十一	55.2
十二	56.0
全年	994.4

坂城	上田	別所	長村	菅平	長窪古	岩村田	追分
26.3	28.8	23.6	26.7	112.8	32.0	26.9	29.1
32.4	32.5	38.6	38.1	116.6	40.0	33.0	53.0
51.1	52.5	63.2	55.0	98.1	68.4	47.8	69.8
68.9	68.7	84.6	70.9	80.6	75.8	65.6	89.6
50.2	74.3	89.5	87.3	72.0	92.5	87.9	99.3
108.7	127.1	143.2	118.3	89.2	140.3	124.7	169.3
149.4	128.7	157.2	149.4	168.4	153.8	138.5	221.2
95.6	102 0	125.2	107.0	123.3	112.7	123.1	129.2
112.8	147.9	168.	150.7	146.9	171.8	146.5	202.2
81.1	90.9	108.2	90.2	63.3	134.9	106.3	125.0
60.7	47.7	60.1	55.2	74.6	63.0	45.2	69.5
39.6	32.9	42.0	40.3	87.6	38.6	26.9	35.6
876.8	934.0	1104.0	989.7	1233.4	1123.8	972.4	1292.7

かくて又當地方は降水日數も少く、從つて晴天日數、日照量共に大である。

第三に風向を觀る。前記の季節風も信州各盆地では地形に支配され、勢弱まると共に又風向をも異ならしめる。北信では千曲川低地に沿つた方向をとるものが多い。冬季は善光寺平では東北風、上田・佐久地方は西風となり、夏季は上田・佐久地方は東又は東南風、善光寺平では西南又は南風となる。上田以南以東では此の風が卓越するが、上田以北善光寺平方面では、降雨量少いことで察せられるやうに、此の風の卓越度大でなく、むしろ晴天の時吹く西北又は西風（善光寺平では東北風）が卓越する。上田・

風向

上田市地方は西風の卓越規則正し

鹽尻附近は西風の卓越が極めて規則正しい。此の年中西の常風に惠まれた千曲川原は步桑の産地となり、今では飛行場として小面積なるにも關らず、飛翔能力を大且有効ならしめて居る。

上田風向表

上田の風向（第四表）

月	有風日數	西及北西風（百分率）	東及南東風（百分率）
一	11	89	2
二	13	95	一
三	17	74	14
四	15	66	20
五	15	60	16
六	17	52	30
七	16	45	30
八	18	41	28
九	14	45	26
十	12	68	18
十一	11	72	6
十二	11	84	4

（昭和四年—昭和十二年間平均、蠶業試驗場觀測）

乾燥性大なり

第四、溫暖寡雨にして日照量の大なることは、空氣の濕度を小ならしめる。換言すれば乾燥性の大なることである。此點信州一般の特性なるも、當上田地方は年平均70%で、各月共80%以上に成らない、誠に信州でも、その最小たるもので、本州では殆んど他に比を見ずして殆ど朝鮮、滿洲に類する。

大體その傾向は秋冬期に高く、春夏に低き日本海岸式であるが、その極少期は春の四五月頃で驚くべき乾燥を示す。又此の時期は風速最も大きいが之れが又乾燥性を增大する。春三四月の高溫は植物の發芽を促進し、四五月頃の乾燥は日較差を大ならしめ、時に異常なる低溫となつて霜を來すこと往々ある。

濕度の比較

濕度（第五表）

（長野白田は淺間山の氣象による。上田は昭四—昭十二年平均）

場所＼月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	年
長野	82	78	73	68	69	74	77	76	78	79	78	81	76

上田	76	
白田	73	75
	71	64
	69	57
	72	59
	79	66
	79	73
	80	67
	84	74
	82	77
	75	75
	76	77
	76	70

四圍に高い大谿谷のない上田の地は又霧が少い。太郎山に上昇した西北よりの氣流は山頂に霧となるが、上田盆地に下降氣流となるや、この盆地の乾燥性の爲に速かに消失して、所謂逆霧といふ現象となる。

以上は上田地方の氣候の大要を記したが、要するに信州内では溫暖乾燥寡雨といふ點が特色である。之等は綜合的に聯關し合ひ、更に地形地質と連關して、植生や人文に密接な關係を持つてゐる。

植生の狀態

植生では暖地耐乾性の、常綠硬葉闊葉樹樫、葵、南天、落葉樹ではザクロ、イチヂク等を見、田は麥の二毛作行はれ又山々には好乾性のナラ、クヌギ、松が多く、杉は甚だ少い。よしあつても杉の植生は甚だ惡るく、多く末枯や樹皮の剝離を見せてゐる。神社の森も欅が主である。一般に植物の生育は良好でなく、四圍の景觀綠り滴る如き鬱蒼性がなく、田舍でも家並や建物が露はに出で、山地には荒地式の所が多い。此の點伊那地方と大いに異る景觀である。

蠶業發達の因

訪春期比較的早いことが春蠶を盛んにし、又乾燥と西の常風と相俟つて歩桑を供給し、蠶種業の發達を助けた。又上田味噌や製材、染色等の產業も此の乾燥に負ふ所大である。又繭の解舒が良好なこと、大麥小麥の收穫率大にして、且その品質良好なること、果樹に好適なこと、特に歐洲種葡萄の如きは他地方では、溫室でなければ出來ぬのに此では出來るといふこと等、何れもかゝる氣候の賜である。又民家にしても大壁造りが多く、軒の出が極めて短かく、しかもその下に年中薪を積み、扨は薪の野積にされて、簡單に筵をかけておく如き、さすがに上田・小縣式と思はれる。

寡雨なる上、更に高山なく水源地淺い當地方では、水田經營には水量の少い缺點があつた。故に用水堰や池の發達を見た。灌漑用水池の分布は縣下第一の密度である。上田市は幸水源地が遠く、四阿山に

出る神川灌域であり、又段丘崖下の下町は千曲川の水に恵まれ、工業用飲料用として重大な役割を演じ

上田氣象グラフ

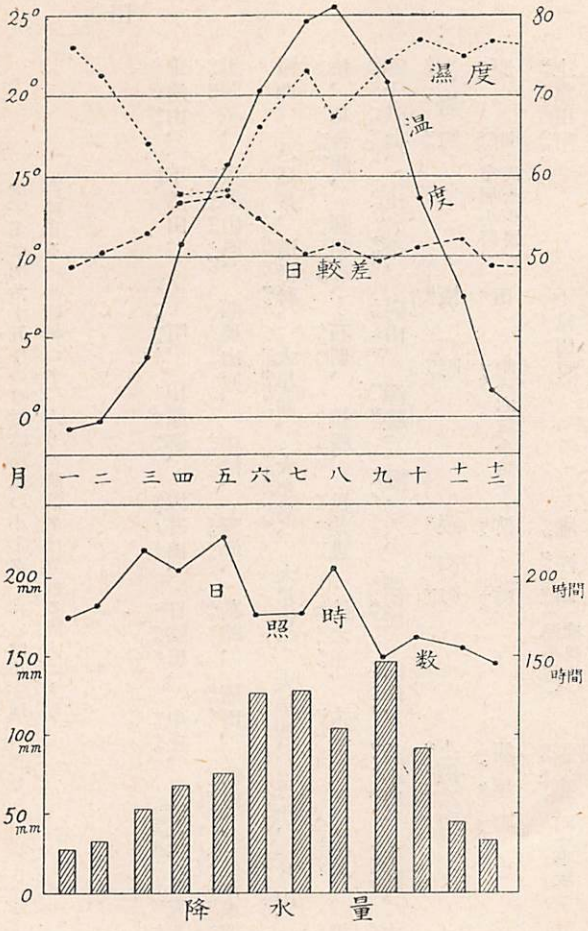

てゐる。然し乍ら市内は木立と清流が極めて少く、観光上産業上遺憾の點が勘なくないと思はれる。

○市内大小字名表

小字名は明治十五年の町村誌所載の小字名、（）は小字地内に在る一小區域の名、左方の訓假名は異れる訓方のもの

大字上田

上房山、下房山、幸町、川原柳、坂井田、日陰田、中丘、西丘、五入道、馬飼免、東奥山原、西奥山原、中村、雁堀、菊路、竈田、新田、八幡東、八幡西、八幡裏、道祖神、大星前、大星裏、大星東、大星西、思川、片山、一本松、和合澤、圓明寺、石切、袴腰、秋葉裏、鈴之免、古藥師、花小屋、黒砂り四十八曲、上ノ平、向山、澤勝、瀧ノ入、苧畑、臼作、詰小場、牛頸、太郎山海野町、横町、鍛冶町、上鍛冶町原町（牢屋小路）（馬士小路）、田町（六段小路）、柳町、紺屋町上常田町、下常田町、鷹匠町（源平坂）（權現坂）、厩裏町（車坂）舊館、新參町（片平町）、葭原町、丸堀町（御作事）鎌原町（御番所）、上田（上田舊城郭）三十間堀、馬場町、袋町

大字常入

木町（鐵砲屋敷）（百間堀）

上境田　下境田　東小深　西小深
樋ノ下　上向田　下向田　蛭澤
横巻　井戸尻　金山　橋詰
櫻町　年々田　鍛冶町　宮裏
歸石　袴田　舞台　上町田
下町田　堀ノ内　中村　東常田
上常田　中常田　下常田　前田
宮前　狐坂　隅田　手筒山
東町田　西町田　山根　久保田
藤之森　万所　柳町　堂ノ木
式ノ三郎　古屋敷　西久保　北上川原
南上川原　下川原　外上川原　外下川原
丸剏　中川原　捨宮寺　下屋敷
權現坂下　車坂下　櫓下　北天神

東天神
清水尻

大字常盤城

上田區内飛地四字

簸（簸田）

上須波
新屋
豊原
眉見林
仁王田
七反田
聲澤
柏木
生塚
泉之郷（坂下、坂上）
上欠下

西天神
榎

蛇畑

下須波
塚穴
虚空藏
上ノ平
秋和境
神田町
堂平
梅ノ木
柳内
下城
泉平

赤岩
清水

海禪寺裏
（此四字の飛地は明治八年上田町に編入した）

辨慶（辨慶畑）

鎌原
太郎山
山根
建
沖仲田
宮前
横畑
殿田
唐臼
上田城廻り
上川原

北沖
柳原
茨刈
小路
石ノ街
生心
塚穴
後田
諏訪之郷（諏訪部）
城下
外原川

中川原　落合　魔除　下屋敷

大字　小牧　三十二字

山下　本麥田　松ノ木　六句　初太郎　高呂　稗田　田端

上川原　外手　大田切　宮ノ東　上ノ段　城山　西ノ畑　花水

中泉　古屋敷　土手添　赤岩

泉崎　川原田　裏町　戸澤

向田　蟹町　越上リ　龍越東西堂平澤

大字　諏訪形　九四字

南冷田

北冷田

上道又木

下道又木

法泉海道　中川原　雲雀　西五丁田　廣道　辻田　中澤　砂田　中田南田中　北中田　西海道　升尻　梅原　下田　上平

上手川原　赤岩　荒神前　中堰向　花之木　東浦　深町　久保代　北田中　堀尻　堂前　畔倉　二反田　南下田　下ノ平

上川原　若宮　池田　澁取田　小森　北浦　東裏口　宮田　北田中浦　新井　前村　上和子　柳田　壹本木　西森ノ木

上中川原　高町　東五丁田　道近田　堂村　久保田　西裏口　南中田　田中浦　中村　石田　下和子　北下田　西ノ原　砂留

御所

上ノ平　西山田　腰巻　東山　下郷澤　相奈良　前田　中島　宮浦

中ノ平　菖蒲澤　堂土　堂平　安倉　澤田　上前田　石原

下山田　中山田　土佛　西山　上郷澤　扇平　須川　奥別堂

蟹澤　東森ノ木　東澤　茅平　向山　橈田　日向　須川池

原峠下　中満丁　下辻　石田（四ツ御堂）　向川原

原堰上　上満丁　木ノ下　下川原

原堰下　横堰（梨ノ木）　稗田　赤岩

下満丁　上辻　糠田　城下川原

中之條

山根　鐵砲　姥懐　女夫池
中澤　上前田　東町　額面
關石　破々下　大長田　一ノ口
久々田（三軒家）　中前田　下前田　西前田
木ノ田　大境　的場　三反田（稗田）
六工　柳堂　柳原（宮免）　西町
日尻町　宮方　東光（四ツ家）　淺倉
金敷田　上ゲ口　大畑　油田
大西　八反田　五反田　天神堂
綠川　遠藤　小仁反田（鍛冶屋町）　久保田
宮浦　鄉戸　小坂井　觀音堂
澤中　小川尻　古屋敷　厄病平
大清水　永島　古舟渡　橋詰

第一紀　上田築城以前の上田地方

第一篇　上代の上田地方

第一章　上代の遺物遺蹟

第一節　上代の遺物（今此處に上代と稱するは奈良時代以前を指す）

上代の遺物

彌生、埴部、祝部土器の出土多し

繩紋土器及石器の出土尠し

遺物出土發見の三區域

千曲川東部

上田市域内に於て出土發見せらるゝ上代の遺物は、所謂原史時代に屬する彌生式又は彌生式と系統を同じくする埴部土器若しくは埴部土器の後を承くるものと見做さる、陶器（すえ）又祝部土器とも云ふの類が甚だ多い。即ち所謂先史時代の遺物に屬する繩紋土器又は石器などは稀に原史時代遺物の見出さるゝ場所に於て見出される位のもので、此物のみ多く出土發見されたと云ふことは未だ聞く所が無い。

遺物出土發見の場所及其遺物を左に記載する。

上田市地域内上代遺物出土發見の場所は次の三區域に分けることが出來ると思ふ。

千曲川東部に在ては

（一）、大字上田字八幡より字大星前、字道祖神、字雁堀を經て字竈田に至る一帶の地域

（二）、大字常入字下町田（上田蠶糸専門學校桑園部）より東南字手筒山、字西町田、字藤ノ森字東町田に亘る一帶の地域

千曲川西部

(ヘ)の地域の出土品

千曲川西部に在ては

(三)、大字中之條字東町より字西町、字中前田、字柳堂、字綠川、字天神堂に亘る一帶の地域

(一)の地域

紺屋町八幡社の西北八幡裏と云ふ場所で、大正十五年四月上田溫泉電軌北東線路敷設工事の際、彌生式土器の破片が夥しく出土した。其中には、球形の壺で腹部の徑十糎口徑約四糎五(口部些の欠損あり)外面は全体に丹を以て塗られて赤色を呈して居るものがあり。又德利型の壺で色は灰褐色、口部欠損の爲め深の正確なところは分らないが凡十四糎九。底部の徑は五糎五。頸部の徑四糎で、口部缺け損じて居るために頸部以上の部に紋様の有無は分らない。けれども頸部以下には縦に三、四條づつ櫛目の陰線紋が或る間隔を置いて施してあり、其が腹部以上段々細まつて行く部に描かれてあるので、全体の形が大層優美に見える。寫眞(一)及拓影(1)參照。猶此工事の際に磨製石斧の長十三糎、幅は中程徑六糎尤廣部六糎五。寫眞(二)の如きを出して居る。

大星前では昭和三年三月上田小學校北校敷地々ならしの際に、多數の遺物が出土發見された。其中には口徑十二糎五、高六糎、圓底で格恰の好くない椀がある、燒成の時に內面は黑色に外面の大部も黑くなり少部分灰褐色を爲して居る埴部土器に屬すべきものがあり。寫眞(三)參照。又彌生式系の土器製作過程を見ることの出來る、粘土の細長い紐を卷き重ね上げて、其上を篦(へら)のやうな物で、擦り平かにしたことを明かに知り得る土器の破片もある。拓影(2)參照。破片の內に竈印の如き記を刻したものもある。拓影(3)。又皿の絲切底のものも見出された。拓影(4)參照。陶器に屬すべきものと思はるゝに台付の深椀がある。口徑は十五糎八。深十二糎二。其製作に轆轤を使用して居る。色は灰色である。寫眞(四)參照。猶陶器蓋附の杯の破片で燒成の際の滲出物あだかも釉藥を施せるが如きもある。大甕の破片で所々に見出さるゝこと多いもの。拓影(4)。此處からは先史時代の遺物も出土發見された。

石器には打製石斧の長十五糎二、幅尤廣部七糎五で寫眞(五)の如きを出し、又凹石中の窩石に屬すべきもので石乳棒の如きもので物を磨り潰したり碎いたり揑ねたりするに使はれたものだらうと云はれる窩石に屬すべき凹みの深さ尤も深い所で十三糎五、凹口長徑二十三糎五、短徑十七糎八と云ふ大きなもの、又凹みが淺く且少さい者も出土した。此外小石棒の折片か石劍の折か判明しない折口徑一糎八、長折以下の部八糎六。寫眞(六)の如きもの、打製石鏃寫眞(七)の如きも出た。

土器には繩紋土器の破片拓影(6)の如きものが出土した。拓影中(イ)(ロ)は陽線浮紋で他は陰線沈紋である。此外に網代底の破片も出た。

此等の遺物は大星前の下層粘土層と上層砂礫層との間に介在せる黑土層腐植土か中より出で、其存在狀態は上下或は左右に混在して居た。此一小部分出土の遺物に依て考ふる時は、繩紋土器や石器を使用した先史時代人の居住した跡に、あまり年代を經ない內に彌生式埴部土器祝部土器陶器など使用した原史時代人が來住したのではあるまいか。

出土狀況

海禪寺裏

大星前の南方地續なる、大字常盤城飛地海禪寺裏からは、埴部土器に屬する壺色は褐色に黑斑があるや杯圓底なるを掘り出した事がある。寫眞(八)(九)參照。

大輪寺裏

大輪寺裏の出土品

黃金澤の南、字雁堀大輪寺裏權現社の南方の畑中より寫眞(十)の如き彌生式の壺甁を掘り出した。色は赤褐、紋樣野は口部より腹部に及び、頸部には並行線帶が周つて居り、以下の部は波狀紋である。口徑は九糎三、高さ十糎九。

大輪寺裏

畵田

大輪寺の南東字畵田地籍より道路開鑿の時、赤褐色無紋樣、口徑七糎腹部の徑十九糎深三十二糎の大きな素燒甕が掘り出されたが、此所からは彌生式赤色破片は多量に出た。

（二）の地域

（二）の地域

大字常入の上田蠶絲專門學校附屬桑園中よりは、彌生式埴部系の土器が多量に出土した。此中主なるものを擧げて見ると

一、坩　褐色で、高十糎口徑八糎、底徑四糎二。肩部に横に並行線帶が周つて居るが其並行線を描く時或る長さ毎に櫛目を改めて居り、此並行線の上下兩部には並行線紋を斜に、然かも短か目に幾通りかに描かれて居るのは面白い。寫眞（十一）參照。今一つは稍大形で、口徑十糎、高十一糎、底徑三糎六、色は赤色である。紋樣は波狀線で、文樣野は比較的廣く腹部以下まで及んで居る。そして、此種の坩の多くに描かるゝ頸部の並行線横帶は之を缺いて居る。寫眞（十二）は其である。

二、盌　盌卽ち椀形の土器の形態のよく整つて居る寫眞（十三）の如きも出た。色は褐黒、口徑九糎七、底徑四糎五、高五糎五。

三、高坏　高坏の台が取れたもの、口徑十七糎、土質の緻密なもので作つてある。外部の口緣に近い部分には横に刷毛目が周つて居り、其より台付の部までの間には、縦に刷毛目があり此刷毛目の上を、竹篦樣の者で磨消して、一種の磨消文を作つて居るのは、餘程巧な手法である。

四、高坏の台　圖の如き埴部高坏の坏が欠損して、台部のみのものが出土した。台の部が細長く下底が廣く開いて、彌生式高坏の台と形態に於て、相違する特徴をあらはして居る。



高八糎底徑は十四糎、台部より底部に移行する部の徑は六糎五で、色は灰褐である。猶此種の高坏台に四方に一づゝ圓い孔の透あるものも出た。

五、口頸部欠損の大壺？頸部以上欠損せるも他は無疵の壺形土器の、深十七糎五、口部欠損せる故完き深さは不明である。腹部の周り五十五糎、底徑六糎、無紋樣で全面赤色々料を施してある。寫眞（十四）參照。

此等の外に手捏の不細工な形の素燒の坩、盤などは大小澤山堀り出された。猶此所からは先年、粘土紐を巻き重ねて形を拵へた、其製作法其儘の者の破片が見出された事がある。寫眞(15)參照。

前述の如きもの丶破片を見出した事があり、又發堀中一段高い畑に寄つた所からは、地下三尺位の深さの所から木炭が多く出た等から考察すると、或は玆に一窯場があつたのではあるまいかと惟ふ。此大正年間發堀の時には、先史時代の遺物は、何物も伴出しなかつたのであるが、此後昭和五年他の桑園堀り返しの際には、彌生式土器の外に石庖丁なども見出したと云ふ。寫眞(十五)參照。

蠶專校の東南字東町、舞台から、昭和八年二月押出川水路改修工事の際、彌生式の土器が出土した。其内二、三を擧げて見ると

一、大小坩　大形の方は口部が欠損して居る。高は凡二十二糎程、口徑は十三糎餘もあつたかと思ふ。頸部の徑は十糎胴部徑十八糎、底徑六糎。黄褐色無紋様である。寫眞(十七)參照。(所有者佐藤多仲氏)

小形の方は大形に比して土質粗鬆で、窯と燃料との工合で黑く燻つた所があるが、全体は褐色無紋様で、たゞ篦の様なもので縦に擦つた條痕がある。

内面には敲き目があり製作は不細工の方である。寫眞(十七)參照。(所有者唐澤勇氏)

二、大坩の破片　内外兩面に丹赤々料を施して燒き込んだ大坩の胴部以上の部の破片で、無紋様である。寫眞(十八)參照。(所有者佐藤太仲氏)

此所の出土品には、先史時代のものは伴出しなかつた。此邊から神川村大字堀大字國分寺方面へ掛けては、到る處彌生式、埴部、祝部土器の破片は、容易く見出すことが出來る。拓影(一)(三)(四)(五)(六)。堀區にては、蠶專桑園より出土した型態の土器を堀り出した事がある。然し其際に先史時代の遺物を伴つた事は聞かない。

(三)の地域

(三)　の　地　域

大字中之條地域内よりは、多數の彌生式埴部土器や、祝部土器即ち陶器（スエキ）が出土發見された。左に出土品の重なる者を記す

彌生式埴部土器に屬するもの

一、小形坩　鼠色の小形の坩で、紋様は無い。口徑は五糎五深六糎五、胴周二十糎、形は完全である。寫眞（十九）參照。

二、短い台脚ある坏　一部欠け損じて居るが、台脚の部は少しの損じも無い。色は薄黑く口徑は十二糎五、高五糎、台の徑は三糎。寫眞（二十）參照。

三、椀形土器　口緣部分化して縊れ目がある所よりすれば、坩と云ふべきであらうが、口徑十三糎に對し深四糎二と云ふので深さが淺いから椀形土器と稱して置く。圓底で色は灰色に少し黑味を以て居る。寫眞（二十一）參照。

四、台の欠け取れた高坏　寫眞（二十二）で、台付きの部の製作法を見ることが出來る。色は灰黑、口徑十七糎。此種のものに口緣部に近く圓孔〇を穿つたものもある。

五、球形の坩　大形のものは圓底で、深十五糎、胴部の徑は十九糎、色は灰褐所々に燻の爲めの黑い部分がある。無紋様で全面に刷毛目がある。寫眞（二十三）拓影（1）參照。小形のものは底があり其徑五糎、口徑は七糎、深九糎、胴部の徑は十三糎、無紋様で口部内面に刷毛目がある。寫眞（二十四）參照。（所有者中澤二郎氏）

六、高坏の台　彌生式高坏の台部で、色は丹赤で塗つてある。台の高十一糎底徑十三糎で、二角邊三角形の高五糎の透が四つある。寫眞（二十五）參照。（所有者田中紋作氏）

七、淺い坩　形は無疵で、口徑十一糎、深五糎二、圓底で色は鼠色である。寫眞（二十六）參照。（所有者田中紋作氏）

八、大形坩の手懸耳　圖の如き大形坩の胴部に左右相對して手懸の突起が作られたものは下伊那郡に

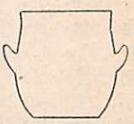

は度々出土發見され、又北佐久郡岩村田町停車場附近よりも此種の破片が發見されたが、此處からも寫眞(二十七)の如きが出土した。突起の大さは高さ四糎五で、器の厚さは四糎五で頗る厚いものである。色は灰黑色。

陶器卽祝部土器に屬するものには

圖の如き蓋付の坏の蓋を欠くものの破片、口徑十糎半分程欠けたもの寫眞(二十八)の如きが出土した。此器の蓋合目の下部一帶に細かな波狀紋が施してあるのは注意に値する。



拓影(二)

二、横瓮又俵壺　注口の漏斗部が欠け損じたのみで他は完全である寫眞(二十九)の如き横瓮が堀り出された。全長十八糎胴の周り四十三糎、兩側面の徑八糎五、胴部に幅四糎の文様野が周つて居り、其所に波狀線の紋様が施してある。注口は此文様野帶の內に在つて其側に一の圓い孔がある多分瑞の横孔の役目を爲たものであらう。横に器体を繞つて居る並行線は轆轤目の痕である。兩側縁れ目の所周り二十六糎、燒成の時生地よりの滲出物が釉藥を施したやうに、一部を覆ふた所もあり、觀た所も非常に面白い。

三、大甕破片　內外兩面轆轤目あるもの。內面敲き目あるもの。拓影(3)參照。

以上は飛行場附近より出土發見されたものであるが、此外に中之條字西町より大正十一年十二月堀り出した彌生式埴部系の土器の二、三を擧げて見ると

一、坩　形は殆んど完全で、口徑十四糎胴部の徑二十二糎四、深十五糎六、底の圓い無紋様、鼠色のもの。寫眞(三十)參照。

二、甕形の坩の上部　寫眞(三十一)の如き甕形の坩の腹部以下の欠損せるもので、口徑十八糎六と云

ふ大きなもの。同じく素燒の甕形の坩で、口徑十五糎、高二十二糎五、底徑七糎五、無紋樣のもの寫眞(三十二)字中前田よりは高坏寫眞(三十三)の如きが出土した。此坏の內面は黑色で磨いて光澤を出したと思はれるやうに見える、口徑は十四糎八。

上田飛行場が陸軍飛行場と成てから、其區域は再び擴張された。其時擴張部は地面下、一米乃至二米の土地を堀り取て地均しをした。寫眞(三十四)參照。此際に次の如き出土品があつた。

㈠　祝部土器に屬する甕の其形完全なもの、其表面には燒成の際、生地よりの滲出物を以て、被はれて居る部分もある。

大さは口徑二二、七糎、胴部最大部徑四二、四糎底徑一四糎、深四三、三糎である。寫眞(三十五)參照。

㈡　土師器(埴部)に屬するものに、內耳即ち內面に蔓懸ある土鍋。多分現今でも或地方に於て使用されて居る、土製の焙烙は、此手法が殘り傳つたのであらう。寫眞(三十六)參照。又高坏の台脚部完全で坏部欠損せるもの、寫眞(三十八)參照。及び盤　寫眞(三十九)參照。

二の地域寫眞(十五)に載せたものと、同一手法である粘土紐を卷上げたもの、寫眞(三十七)參照。

小縣郡史所載に依れば、曾て單獨に中之條字天神堂より磨製石斧を見出したと云ふが、明確に出土した先史時代の遺物は、前述の出土物と伴て出たことは聞かない。

大字諏訪形字扇平の畑の中から炭を掘り出し、其所から素燒の盤が幾枚か重つて出土した(田中紋作氏談)と云ふ。此場所は窯場の一であつたらう。

以上の遺物が出土發見された地域には、原史時代を大体奈良以前に該當すると云ふ說　八幡氏に從へば、今より少くとも千二、三百年以前其より猶遡つた或る時代に、狩獵を營みながら、原始農耕を營んで、低濕の地には水稻をも作つたと謂はれる所謂原日本人が居住した聚落が有つたと想像される。けれども其が今より何年前なぞと斷言するは不可能である。



（4）　（1）　（10）

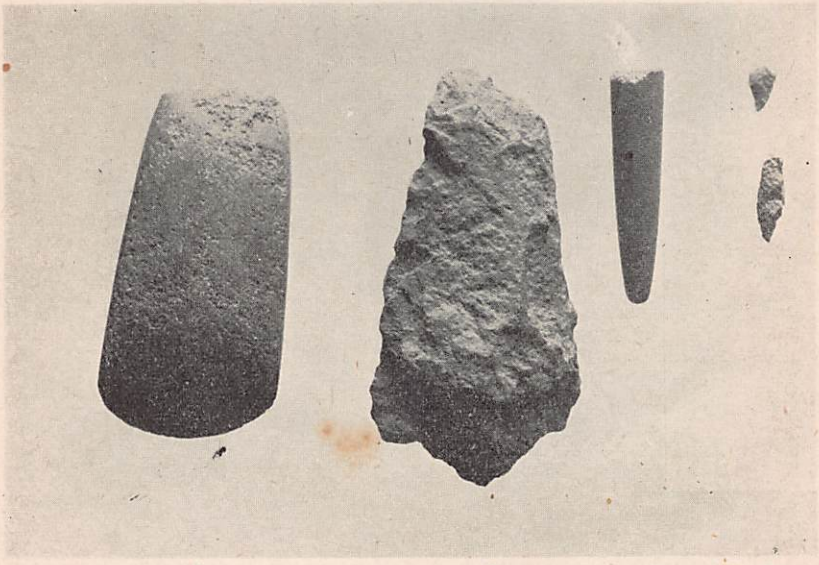

（2）　（5）　（6）　（7）

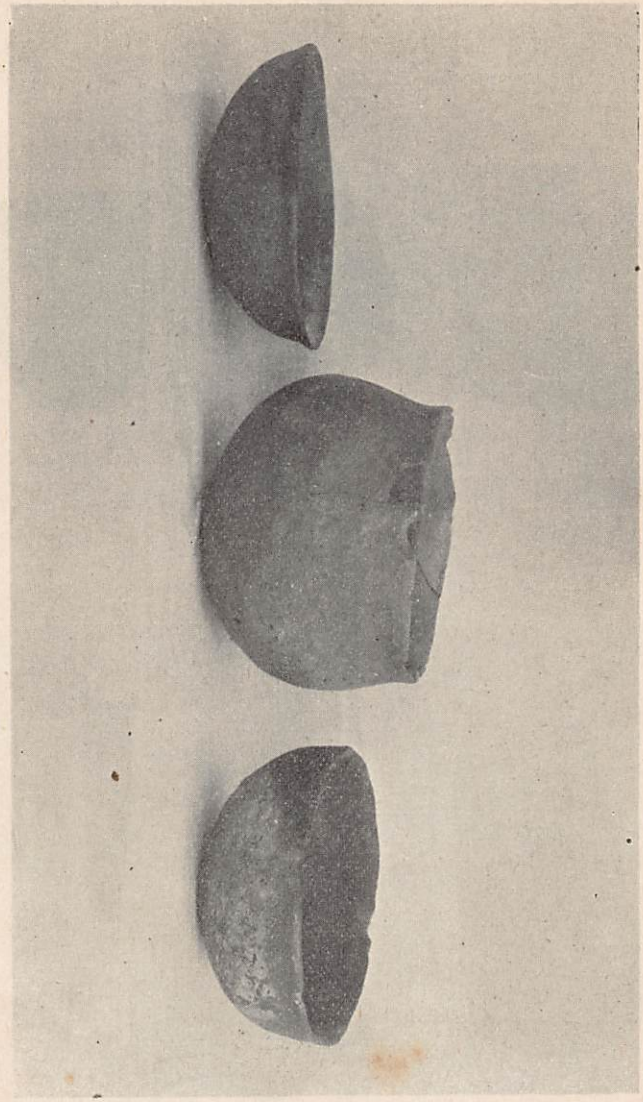

（9）　（8）　（3）

一の地域出土品紋様拓影

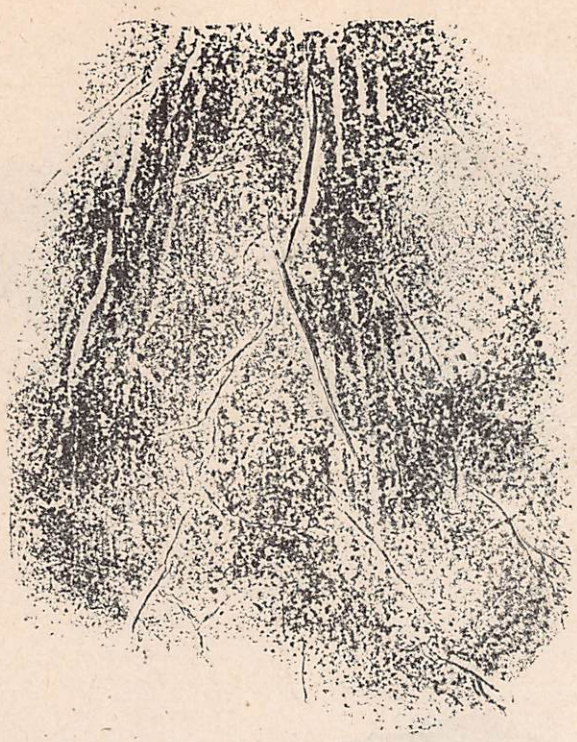

（1）

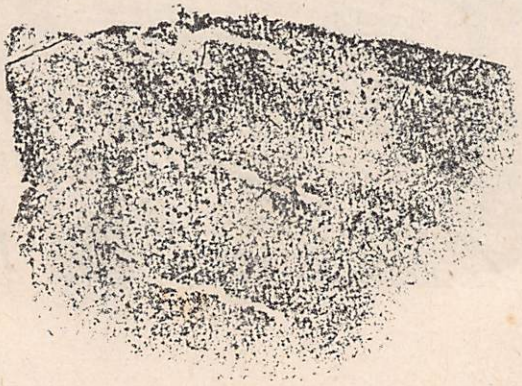

（2）

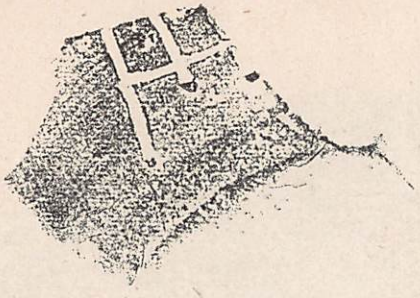

（3）



（4）

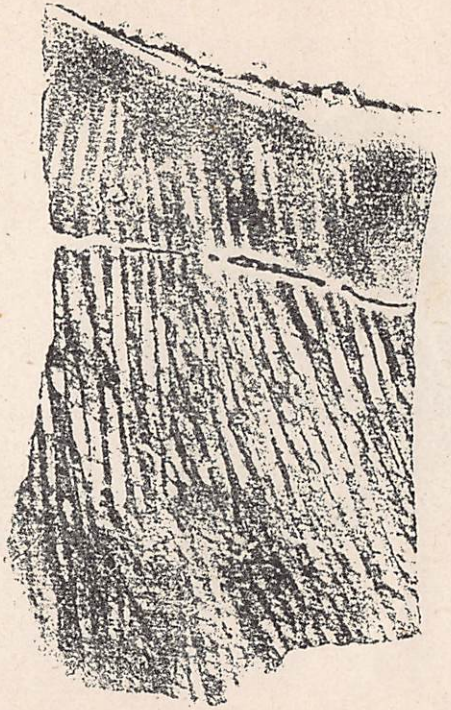

（5）



二の地域出土品

(15)　(16)

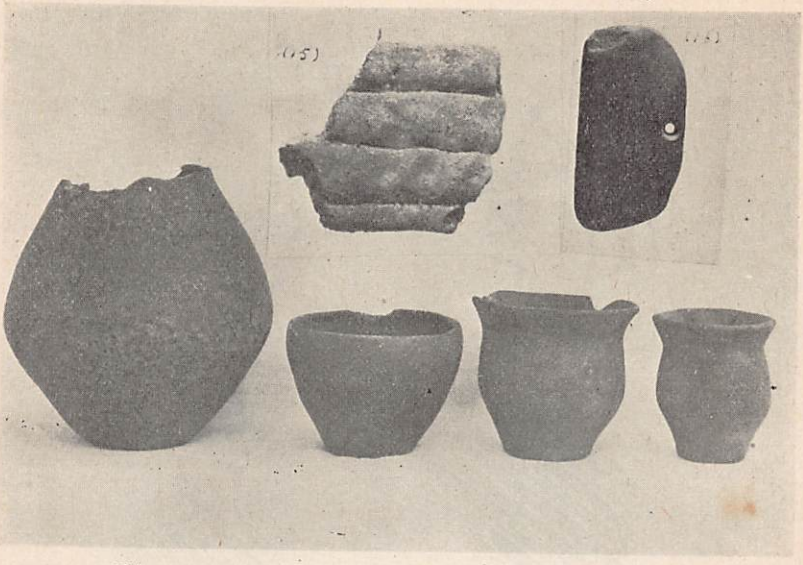

(14)　(13)　(12)　(11)

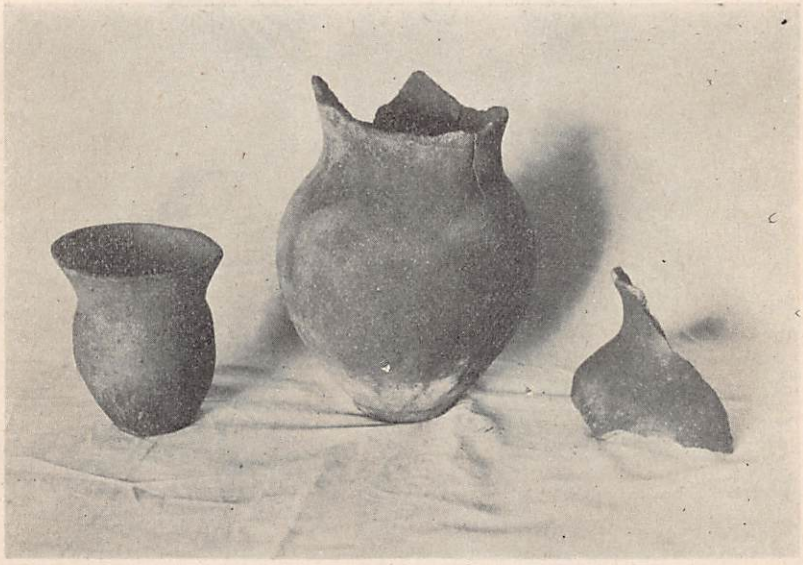

(17)　(17)　(18)

二の地域出土品紋様拓影



（1）



（2）



（3）



（4）



祝部土器破片（表面）

（5）



同上（裏面）

（6）

三の地域出土品



(19)　(20)　(21)

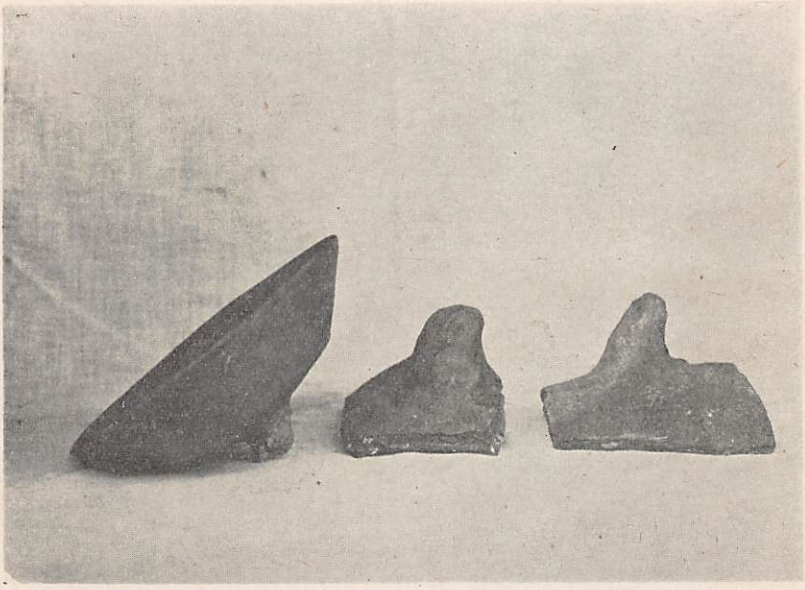

(22)　(27)

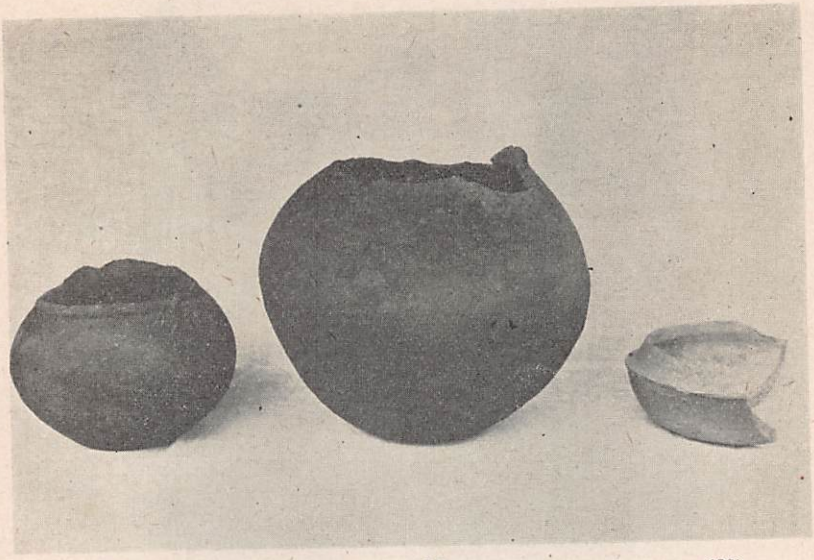

(24)　(23)　(28)

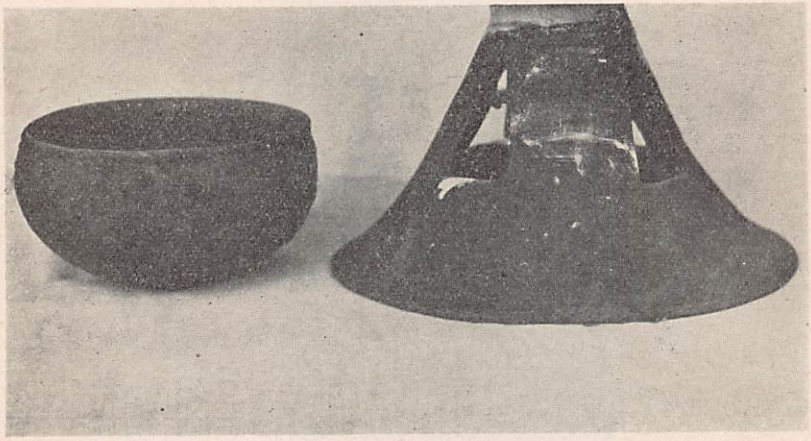

(26)　(25)



(32)　(32)

(31)　(30)



(33)



陸軍飛行場擴張工事の一部

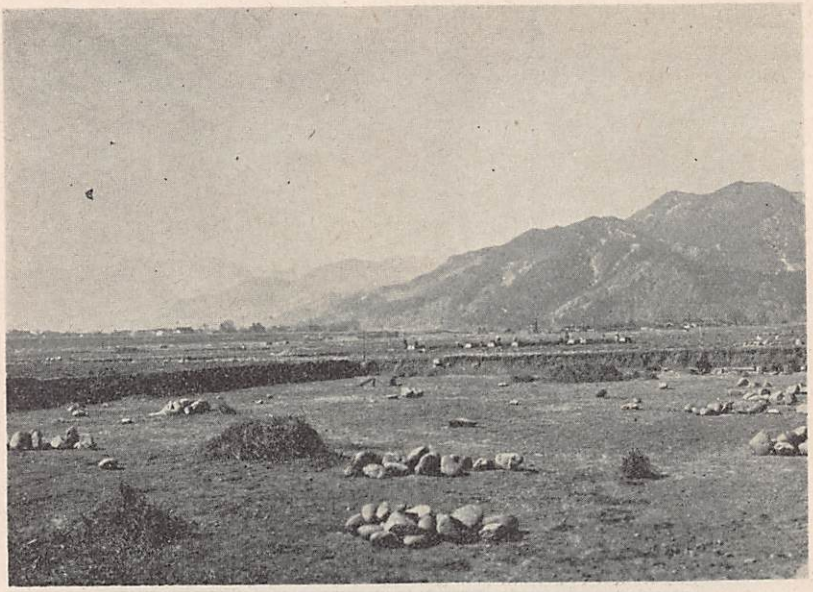

(34)

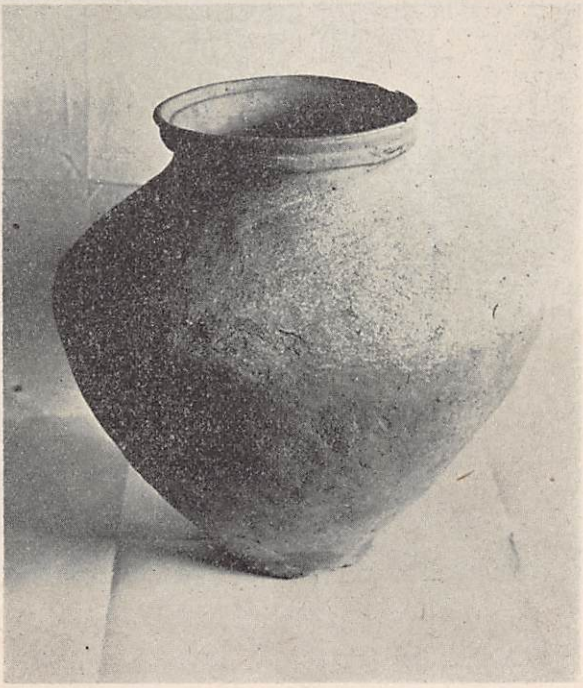

(35)



(36)



(39)



(38)　(37)

三の地域出土品紋様拓影



（1）



（2）

（3）

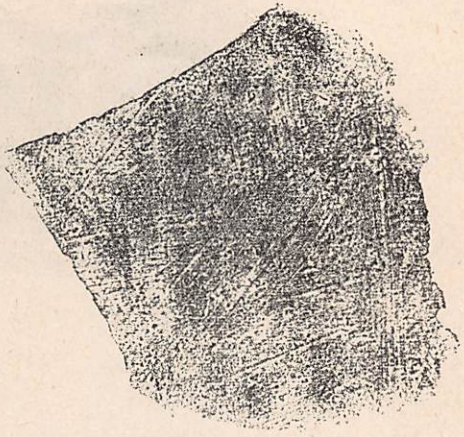

祝部土器破片

（4）

内面





外面

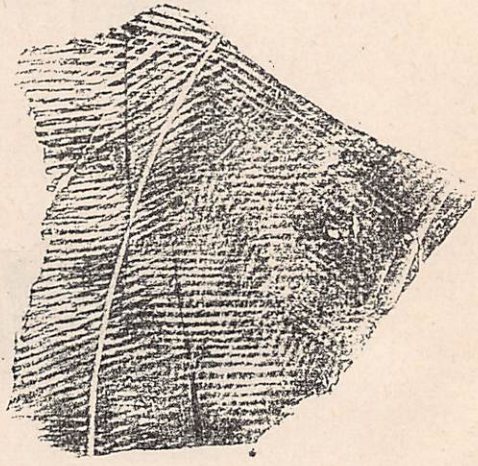

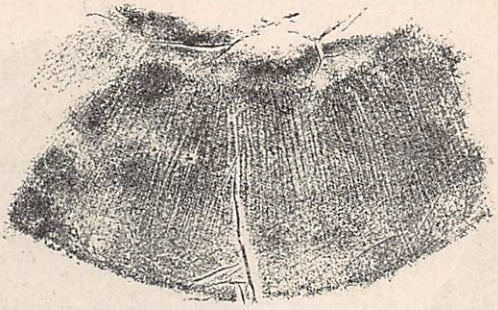

坏の内面刷毛目



坩の紋様

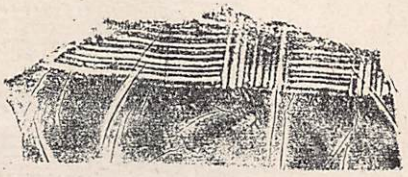

坩の頸部紋様

中之條出土彌生式土器破片紋樣

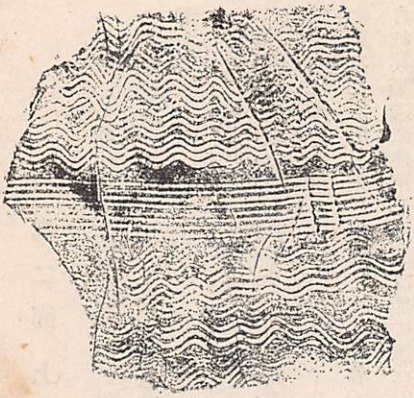

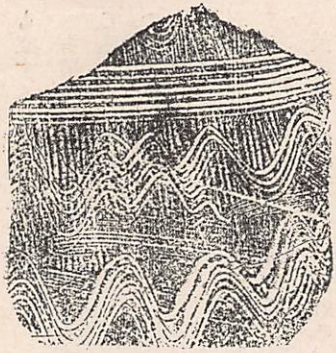

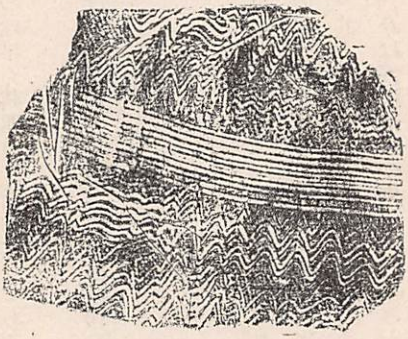

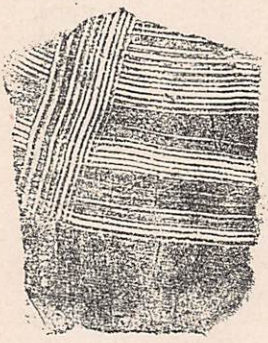

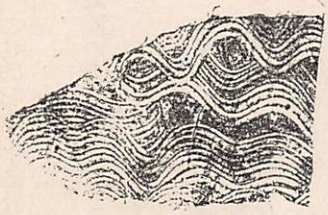

第二節　上代の遺蹟

古墳の分布する範圍が、我國内に漸次擴張した次第は、恰も大和朝廷の勢力が、四方に伸展するに至つた狀勢と一致して居ると謂はれる其高塚古墳が、上田市域内にも存在する。

現在に於ては

一、既に發かれたるも猶其形の稍完全に存するもの

二、既に發掘破壞され了り、纔に其殘址の幾分を存するもの

三、幸に未だ發掘の厄を免かれて、其舊形を存するもの

を見ることが出來る。曾ては此古墳の數は猶多かつたに相違無いが、耕地が追々開拓さるるに從ひ破壞され其築造に使用した石は他に運び去られ、全く其跡形も留めないやうに成つたものが蓋し尠くはないだらう。特に平坦部に在つたものは早く其運命に陷つたのである。之れは記錄にも散見し又地名に據ても察することが出來る。

古墳時代の名を以て呼ばるるほど其時代の特徵たる原史時代の高塚の上田市内に在るものを次に擧げて見る。

上田の遺蹟

諏訪形區

（一）諏訪形區

字森ノ下

諏訪形區字森ノ下金窓寺西方の畑中に東西二基相並で圓墳があり（寫眞1）其東方に在る者は大正十五年三月道路改修工事の際に發掘破壞され了り墳丘は纔に西方玄室奥壁の方ばかり殘つて居る。

羨道は二間ばかりと思はれる、其入口は東方に向ひ、右側壁は玄室の右側壁と一直線を爲し、左側壁は屈折して玄室の一部と成る。今は羨道基底の兩側の石のみが殘て居る。



發掘破壞の時に、副葬品直刀、銀環、馬具の一部が見出された。

直刀

直刀　全長卽ち鉾子先より莖端まで三尺九寸三分、刀身幅一寸五分、莖長七寸目釘穴二、關に近く刀身に一孔がある何の爲なるか分らない。身と莖とは一直線を爲し、反は無く刀身は平作平棟で、古墳時代の直刀の特徴を有つて居る。此直刀は腐蝕の度劇ないこと又鹽尻村秋和風呂川の古墳より出た直刀は、總身三尺六寸五分あつて、小縣郡内出土直刀中の最長なるものと謂はれたが、此方が更に二寸以上長いことは珍しいのである。

馬具の一部

馬具の一部　轡の三要部鏡板銜引手の中の引手のみが出た。簡單な部分品ではあるが、直刀と共に東國人の武勇と乘馬の風とを表徴する副葬品が、此處からも見出されたのである。

銀環

銀環　環の徑は二糎七、環の切斷直徑五粍の銀環が唯一つ出た。此外玉類などの裝飾品に屬する者は見出さなかつたと云ふ。（上田徵古館所藏）

轡の一部裝飾品の一種のみより外には發見しなかつたのは、或は此以前既に塚荒しの爲めに、發かれた事があるのではあるまいか。

西方のものは東のよりは約十間程離れて居る。周圍は十一間二尺、高四尺三寸、あまり大きくはない。此土地の人の談に據れば、未だ發掘されたとの話は聞かぬとの事である。羨道入口は南方に向て居るやうに思はれる。（寫眞白衣の人物の立つ所）

上ノ平古墳

上ノ平

森下より一段高い字上ノ平に一基の圓墳がある。未發掘で周圍十七間高一間、墳は下段畑地より三尺程高い上段とに掛つて築かれて居る。羨道の入口何れに在るか判明しない（寫眞2）

此古墳の近くに二ケの小石積の小高い所があり、土地の人は之れも、古墳にはあらざるかと云ふも、さうでは無いと思ふ。

上ノ平の東方字菖蒲澤には、古墳築造に使用されし石と推定し得べき巨石が、畑の畔に幾つかある。多分此處にも曾て古墳が在つたのであらう。

タタラの古墳

東山字タタラ

字東山小名タタラの山腹平地に既に發かれた一古墳がある　此處には猶此外に二基の古墳が在つたが大正四、五年頃迄に破壞されて了ひ、今日では跡形をも認むることは出來ない。現存の者は芝生で蓋はれて居たので、幸に墳形を保つて居たが、玄室の奥壁の方から發かれて、寫眞(3)の如き形と成つて居る。羨道は南方に入口があり長は約四尺許、玄室は高三尺三寸幅中央尤も廣い所四尺二寸、奥行は二間、底には礫を敷いて居る。墳高は一間二尺餘、周圍は漸次切り狹められて畑となり、今では十二間四尺三寸と成て居る。

西山舟窪

西山小名舟窪

諏訪形區字西山の舟窪と云ふ、舟底形の地形を爲したところの山腹に、三基の古墳が鼎立狀をなして存在する。寫眞(4)は其所在位置を示したものである。三基共皆既に發掘されて居る。羨道は何れも南に向て居るが、山腹傾斜地に築かれて居つたので、羨道と稱すべき部分は殆んど欠如して居る。寫眞(5)は三基中の中央なるを、南前方より撮影した現狀で、玄室前方部の天井石は、壙口に轉落して玄室の模樣は充分に知ることは不可能であるが、奥壁の高は五尺三寸、其横幅も亦五尺三寸である所から考へると、

舟窪の古墳

玄室奥行は五尺位のものと推考される。他の二基は殆ど調査不可能の狀態に荒れ果てて居る。大正五年九月小縣郡史編纂資料として城下村より調査報告した所に據れば、左方の一基は玄室高六尺幅三尺八寸奥行八尺とあり、右方の一基は玄室高六尺幅六尺奥行九尺とあつて、三基中尤も大きなものであつたのである。猶其調査に依れば以上三基の外に、二基の古墳存在せし由なるも、昭和六年五月七日實地踏査の頃には、既に之を見るを得なかつた。唯現存三基の下方に、確に古墳築造に使用せしものと、斷じ得べき大石が散在せるを見るのみであつた。前述の三基の外に、東方山腹の山頂に近き所、小松林の裡に小古墳らしき者一ケ存在するも、果して古墳なりや否や不明である。

此山中舟窪の地に此一古墳群の在することは、吾人の注意を惹く所である。

扇平の古墳

扇平

御所區に近い字扇平にも古墳があり、明治四十四年其古墳なるを知らずして發掘破壞せしに、直刀、曲玉、小玉類を發見し、其後發掘者は其品々の鑑定を依頼するため東京に送り、遂に其總てを失つて了つたと云ふことである。

原峠下古墳

(二)御所區

字原峠下

御所區字原峠下山腹傾斜の地に二基の古墳があつた。其所在位置は寫眞(6)の如である。俗人上方の墳を日天塚下方の墳を月天塚と云ひ傳へて居たと云ふ。

下方月天塚と稱した方は、明治三十年頃には高五尺程あり、羨道も天井石もまだ存在したが、其後何時しか取り壞はされて、其石は橋などに使はれて了ひ、此度の調査の時には、最早玄室も全く其形は無く、ただ羨道兩側の基底石が纔かに存するので、羨道入口が南向なりしを、知るに止まる位のものである。副葬品の出否などは更に傳ふる所がない。寫眞(7)は羨道入口の方から撮影したものである。

上方の日天塚と呼ばれて居た一基は、約一町程距つた所に在つた。此古墳は明治四十一年四月發掘取崩した。墳形は小さくてあまり目立たなかつた爲めか、塚發き人の毒手を免かれて居り發掘の際に、此小古墳に此の如く存在したものかと、驚く程の副葬品が見出された。然るに、各種貴重な副葬品は、發掘者の心無き取扱から、何時の間にか何處かへ散逸し去り、今日では見ることが出來ない。寔に遺憾至極である。見出されたと傳はる副葬品は

直刀　大小八口　鏡二　此内一には方形の透六ケあつた　鐵鏃　二十本　轡　五　金環　四　瑪瑙　曲玉九

出雲石管玉　二　切子玉　大小十二　水晶　圓玉　石二十四　土二十八　棗玉　一

此外所用不明の金物四あつたと云ふ。

墳丘は今全く夷げられて、墳の跡に石を集めて、一の小高い所を拵へてあるのみである。

（三）上田區字秋葉裏

上田市の北部上田區字秋葉裏、縣社上田神社の東北近距離の所に前方後圓の古墳が一基ある、土地の人は之を二子塚と呼で居る。前方後圓墳の今日小縣郡上田市内に存するものは、唯一つ此塚のみで、最も貴重な遺蹟の存在と謂ふべきである。其位置は旭照り夕日映ゆると云ふ眺望の好い所に在る。

此二子塚は曾て其頂部を平かにし石垣を築き、其所に社殿を營造した事が有つて、其爲めに後圓前方兩部何れも其形が著しく變化して居るので、今日に於て原形を確に知ることは難事である。けれども今前方後圓部を貫く主軸線を推定し、之に據つて測量して見ると

主軸線　方向は東々南より西々北に向ひ、其長さ凡四十八米。

後圓部の徑　主軸線に直交せる後圓墳の直徑は凡二十八米。主軸線を一〇〇とした後圓部徑の指示數は五三・六。

前方墳の徑　尤高點部に於て主軸線に直交せる直徑は凡三十二米。

前方部端の長　前方部の北西に當る所は、曾て病院建設の事があり地形の變化を來したので、正確に知ることは不可能なるが、二十六乃至三十六米位に及で居たかと思はれる。主軸線を一〇〇とした前方部端の長指示數は、三十二或は四五。

墳高　後圓部　十六米〇五　前方部　十六米四五

後圓部は寶曆四年此所に秋葉神を勸請するために、頂部は平夷せられ北東南の三方には石垣が築かれ、其所に社殿を造營したので墳高は減低したのは明である。前方部墳高は其頂部に二子明神が勸請してあるが、此爲めに墳高を創低したとも見られない。現形では前方部墳の方が後圓部の其よりも幾分高いけれども、原は後圓部の方が高かつたものであらう。

墳丘は前方部の一部に段築の跡と思はるる所がある。又後圓部北方の地形に依て察すると、周湟が繞て居たのでは無いかと思はれる。

今後圓部の南方に石階段があり、此は寶曆年間秋葉社勸請の際築造されたものであるが、此石階段築造の時に、土瓶を掘り出した事があるとの言傳がある。今此石階段の左側に古墳築造の折、使用されし石と見らるるが二つ立て居る。一は地上高一米四〇、横幅一米一九、厚〇米三五。一つは長さ二米六〇、幅〇米九七、厚〇米三〇である。前方後圓墳は封土の宏大なる割合に內部主体が淺い所に在るを普通とすると謂はれるから、石階段築造の際、後圓部の羨道蓋石天井石たりし者が、取除かれたものではあるまいか。若し果して然らば後圓部の羨道入口は、南方に向ひ羨道は主軸線の方面に殆んど直角の向であつたのである。此主軸線と直角の向に羨道を開いて居る前方後圓墳は、下伊那にも諏訪にもある。隨て此二子塚主体の石室は竪穴式でなく横穴式であることに成る。前方後圓墳に於ては竪穴式と横穴式と兩型式の石槨が行はれたが、此兩者に就き森本六爾氏は其石川村將軍塚之研究に於て「竪穴式石室と横穴式石室と孰れが先に行はれたかは研究の不充分なる今日容易に斷言することは出來ないが、發見遺物

の年代から見ると竪穴式石室の方に年代の遡り得るものが多いから竪穴式が先に起り横穴式石室の行はるるに及び兩者互に相受けて盛に行はれたものと見るべきであらう」と述べ、高橋健自博士は「横穴式の石槨と竪穴式の石槨との兩型式が共に行はれつつあつたが、此兩型式の何れが早く何れが遲いと云ふことは無い」と言ふて居る。

柴田常恵氏は前方部の幅は割合に廣くして、長さは左程長からず、高さ尙ほ後圓よりも低きものが、前方後圓墳整成期の前期に、置かるべきものかと言ふて居る。

此塚は未だ曾て發かれたと云ふ傳へを聞かない、故に内部主体に就ては何等知ることが出來ぬ。依て内部よりの出土發見遺物に據て築造年代を推考するは不可能に屬する。今日迄の所では、前述寶暦年間石階段築造の折、土燒の瓶を掘り出した事があるとか、文政年間に北方の石垣（多分秋葉社あ：る方であらう：）が崩れた時、石槨の一部があらはれたことがある、など言ひ傳が纔にあるのみで、甚だ覺束ない資料であるが、此以外には何等知る所が無い。故に今は其外形及外周邊に存在する遺物に就て、記述するに止まるより仕方が無い。

二子塚現狀實測圖

實測圖平面　　六百分の一の者

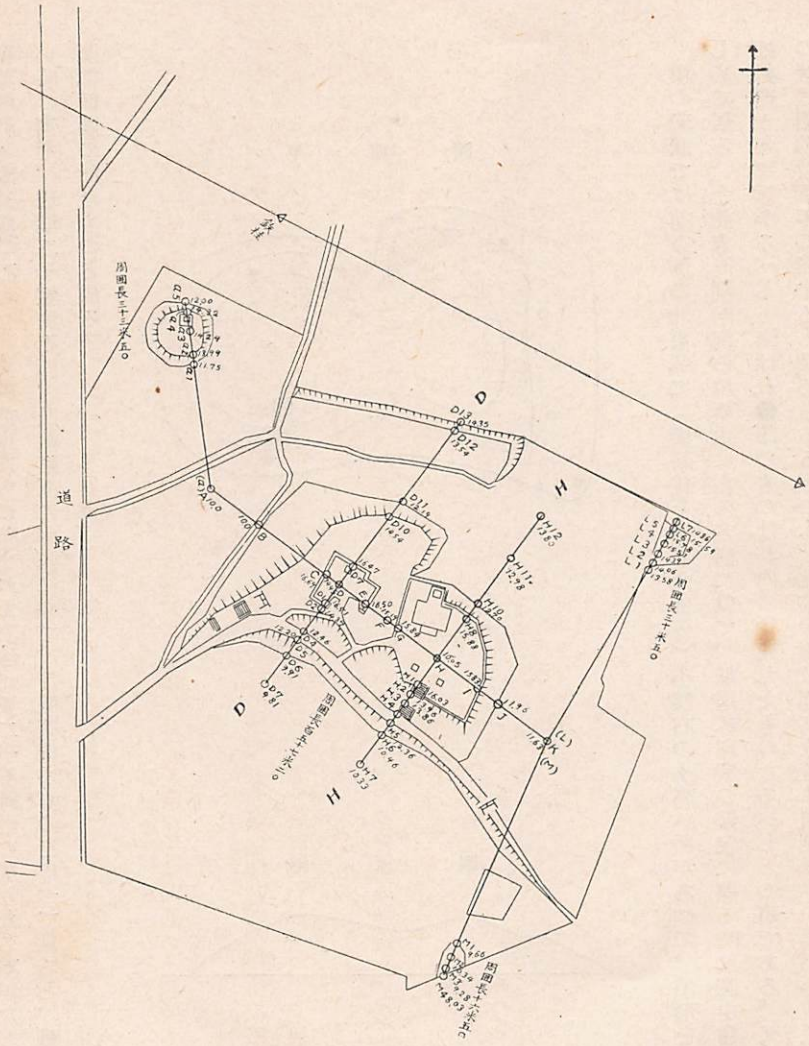
道路
周圍長三十六米五〇
周圍長三十六米五〇
周圍長三十六米五〇
周圍長三十六米五〇

秋葉神社々殿基礎の石垣や、後圓部東南方に積まれた石垣、及二子明神社の周りなる石垣など、築かない時の形を、現狀二子塚横斷面、及縱斷面の兩圖に據て、復原圖樣のものを作つて見ると、略次の平面圖側面圖の如きものと成る。

復原推測圖

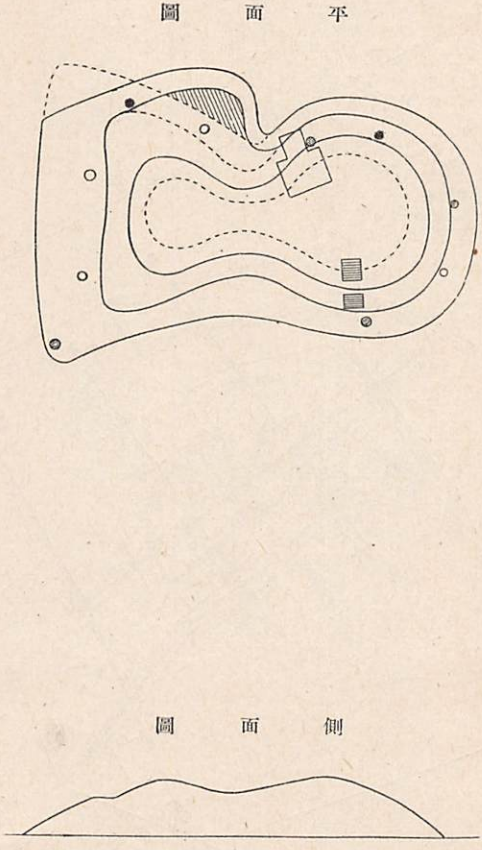

墳の現狀では前方部の北東部に（横斜線を施した部分）小礫石の小高い所があつて、墳形を異狀ならしめて居る。今前方後圓兩部の墳頂中に在る老樹に就て、斯道專門家の鑑定に據る時は圖中◍印の者は樹齡約千年に近かるべしと云はれ●印のものは其內の枯死したものなるべしとの事である。又圖中○印の者は樹齡數百年に達すると認められるると云ふ。此等櫟樹は等高位置に墳型保存の爲めか或は墳域標識

の爲めにか、或時代に植えられたものと考へられる。此老大木の位置に據て、前方部の底線を推測する時は、圖の點線の如く成り、前方部南方の形と略同じものの如き形となる。故に想ふに横斜線を施した小高き礫石層は或時太郎山方面より押し流されて來た礫石の爲めに北方濠の一部埋められ了りしを、濠の形を存する爲め、其を渫上げて其礫石を運び上げたものか或は葺石を集めたに依て、此方面の異形を來したのではあるまいか。

埴輪圓筒の破片は、塚の周りの畑中より多く見出さるるのであり、其圓率の大なるより頗る大きい圓筒が立てられたものと察せられる。然し其が墳の如何なる位置に立てられたか判明しない。けれども最近後圓部北東墳壇中腹に在つた老木の朽樹の倒れた時、其太い根の間に狹つて居た埴輪圓筒の破片を發見した、之は寶暦年間秋葉神社勸請の際、後圓部の頂邊を夷げた以前に、既に此木の根に狹つたものと考へられるので、後圓部の中腹、或は其より上部に圓筒が樹て並べられたのは確かと思はれる。墳の底線にも樹て繞らされたか否かは不明である。

周濠　墳の周圍に濠が繞されるのは、墳壇を築く時土を盛り上ぐるので自然に周圍に濠が出來る、故に圓墳でも形の大なるものには皆周濠を繞して居るから、此二子塚の如き前方後圓墳には濠が繞つて居たものと思はれる。現在の地形を觀るに、濠の殘阯と見るべきは後圓部の北方に當る所で、此部分は或る時代には水を湛えて居ただらうと想はれる。

此二子塚の西北二十六米距つた所に陪塚がある。墳周三十五米五〇高四米　四の圓墳である。此他に陪塚と思はるるが、東北二十四米に在り、周圍三十米五〇高二米二〇である。尙東南と西南に當て其と思はるる跡が殘つて居る。

次に此二子塚に關する考證二、三を左に記して置く、

二子明神社　前方部の墳上に石の祠があり、二子明神社と稱して居る。此二子明神勸請の事に就ては原町問屋日記安永三年八月二十四日の條に

右二子塚左方陪塚



二子塚と上田神社の位置

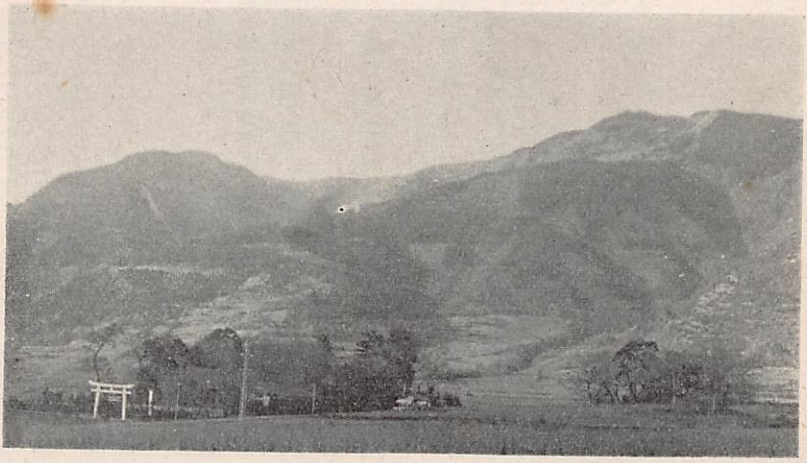

二子塚　　上田神社



二子塚全景　左方前方　右方後圓方

埴輪圓筒破片

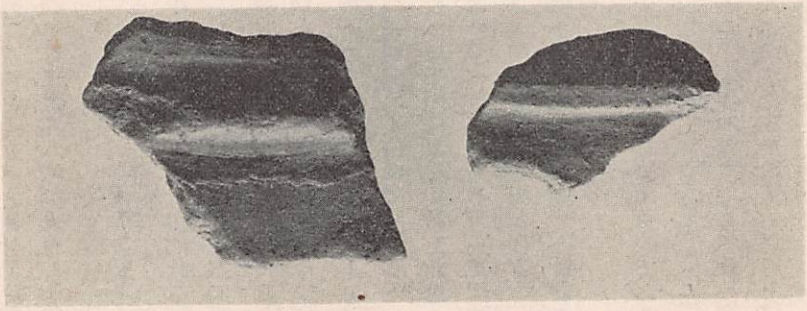

後圓部中腹より發見

二子塚南方の畑より拾得せしもの（松野喜太郎氏所有）

二子明神の勸請

一、所々疫病流行ニ付御祈禱申談候處來る朔日秋葉山にて二子明神勸請に付湯立有之ニ付厄除御祈禱相賴可然と則庄之助遣候處三社打寄り可抽丹誠と申來り候。御初穗百疋大宮八幡社人中二十疋づつ神子十疋づつ。朔日町方遊び候樣申談候。紺屋町共に、

とある。これは後圓部の上には既に寶曆四年に秋葉社が勸請せられしを以て安永三年（秋葉社勸請後二十年）に前方部の墳頂に一祠を遣り、二子塚の主を祭り二子明神と稱し、其勸請の折湯立の神事が執り行はれる故に其時疫病除の御祈禱を爲すやう依賴すること宜しかるべしとの事で交渉した所、三社（大宮大星八幡）打寄て祈禱に丹誠を抽づべしと云ふて來たとの意味であるから、二子明神社の勸請は安永三年と認むべきであらう。

二子塚と上田神社

此社の祭神の分らないのは墳主の靈を祀つたからである。此二子塚を視察した斯界の權威中には此古墳と縣社上田神社（舊稱大星神社）との位置より、他國の例に見ると二子塚墳主の英靈を祀つたのが上田神社であらうと思はれる、と言ふた事がある、若し此說の如くならば眞の二子明神は上田神社であると云ふことになる。乍然今上田神社の祭神は諏訪神と成て居る、或は諏訪神威の擴張の結果諏訪神を此處に合祀し、やがて諏訪明神の社と呼ばるるに至つたものであらう。猶後考に待つべき事である。「下諏訪の大塚明神といふ塚全く此形なり諏訪明神の二ノ御子出早雄命の墳か、二ノ御子塚を二子塚と謬るか」との說に就ては小縣郡史所說の如く、前方後圓墳が二子塚とも瓢塚とも稱せられたのは、獨り上田市の此塚のみにあらざるを以て、二ノ御子に關係無いのは明である。

御廟所

又此二子塚を御廟所と稱することは誤で、御廟所とは仙石攸俊の子忠俊の墓所を云ふたのである。仙石忠俊（春光院）寬文七年二月卒去し其遺骸は太郎山に葬られ、其所に廟所が出來た其を御廟所と稱した。寬文十二年の房山村免相に「四百十文未年御廟所に成る」の一筆がある、未年は寬文七年で此年廟所が出來たので、忠俊の墓所を御廟所と云ふた證據である。隨て此御廟所の在つた高地の東方近くを流るる小河を御廟所の澤と呼ぶに至つた。此二子塚を御廟所と誤り呼ぶに至つたのは、多分寶永三年仙石氏出石

移封の際、忠俊の廟所を本陽寺に移し去り、殘る者も無かりしかば其名が二子塚に轉じたのであらう。

古墳は大和朝廷の初頃より發生し、皇威の發揚に伴て分布區域が擴張し、我々の祖先が四方に廣く拓殖の歩武を進めた迹を記念する遺蹟であるが、我國獨特の墳型と稱せらるる前方後圓墳は、崇神垂仁の二天皇の頃には盛に營造せられ、應神仁德兩帝の前後は其型完成し、其末期は御陵墓に於ては敏達天皇御陵を以て終とする高橋健自博士に依る と言はれて居る。而して崇神天皇の御代には建五百建命が科野國造に定められ、其國造の治所は、北信なる小縣郡に在りしなるべしと推定し得べき理由ありと考ふる時、高級文化の把持者であり、貴族階級に屬する勢力者の奥城と見做さるる前方後圓墳が、我上田市に一基存在することは深い關心を有たざるを得ない。然しながら此墳主即ち被葬者が誰なるかは、墓誌其他確な記錄の徵すべき者の無い以上、猥りに臆測を逞ふするは許されぬのである。

二子塚は上田市人に關心深し

此古墳は長野縣指定保存の史蹟と成り、市に於ては注意を拂て充分に保存の法を講じて居る。

塚穴

此古墳の西南上田神社の南西今上田小學校北校部の南西に當るあたりには、明治三十六七年頃までは、桑畑の中に小石の蒐積した所の內から埴輪圓筒の破片が澤山發見する事が出來た多分此あたりにも相應に大きな古墳があつたのが、追々拓開の進むに連れ破壞され、築石も何處へか運び去られたのであらう。

二子塚の西六百米許の所に字塚穴(常盤城區)と云ふがある。此處に曾て古墳の在つたことは推定して差支へ無いことである。古墳の既に發かれたのを塚穴と言ふた事と、其古墳が無意義に壞しさられて跡形も無くなる一例と、瓦燒 今の川原柳町 あたりにも古墳が存在して居た事があるのを知る事の出來るものを今玆に記して置く。

瓦燒の古墳

原町間屋日記正德五年四月の所に

瓦燒家はづれ西方田の畔に古き塚穴の跡あり、掘り候へば口の立石二枚御座候、內一枚は長七尺程幅五尺ばかり厚さ六寸程と相見え申候、一枚は長六尺程幅四尺ばかり厚さ六寸程、外につめ石御座候へ



（1）



（2）

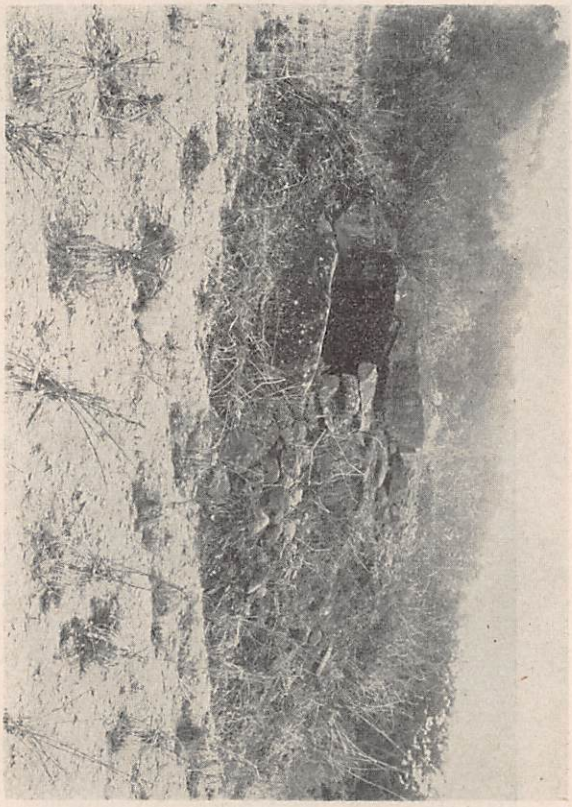

（3）



（4）
舟窪三座鼎立古墳人物立てる所其位置



（5）



月天塚破壊趾

（6）



塚天日所るて立人二物人衣白方後塚天月方前

（7）

ども小き石に御座候
右の塚穴先年祖父の代に掘り候へば石掘出し刀一腰沓輪(轡)一掛朽ちて御座候由申傳候。此度は石より外に何も御座無く候
と届け出た事が載つて居る。此は確かに古墳であつて其副葬品中の直刀や轡などが掘り出されたのである。此記事は今の川原柳の方面にも古墳が存在して居た事を知る面白い貴重なものである。

第二章　科野國造　信濃國府　軍團、國學

第一節　科野國造

科野國造定置
古事記神倭伊波禮毗古命（神武天皇）の條に
神八井耳命の裔
科野國造定置
神八井耳ノ命者
意富ノ臣　小子部ノ連　坂合部ノ連　火ノ君　大分ノ君　阿蘇ノ臣　筑紫ノ三家ノ連　雀部ノ臣
雀部ノ連　小長谷ノ造　都祁ノ直　伊奈ノ國ノ造　科野ノ國ノ造　道奥石城ノ國ノ造　常道ノ仲國
造　長狹ノ國造　伊勢ノ舟木ノ直　尾張ノ丹羽ノ臣　島田ノ臣等之祖也
科野國造定めらる
とあり、又先代舊事本紀中、國造本紀に「科野國造瑞籬朝御世。神八井耳命孫建五百建命定二賜國造一」とあつて、神武天皇第二ノ皇子に在す、神八井耳命の御系統なる建五百建命が、第十代崇神天皇の御代に、科野國造に定められたのである。此に神八井耳命の孫とあるは、裔孫の義に解するを穩當と考へら

れる。

科野國

科野國の名の、史に初めて見えたのは、古事記上卷建御雷ノ神、建御名方神の二神、力競べを爲し給ひし條に「卽逃去。故追往而迫ニ到科野國之州羽海一將レ殺時。建御名方神白云々」と有り悠遠の古より此國の存在せし事を知るに足るのである。

科野國の四至

而して、此上代の科野國の四至卽ち境域は、何の邊にまで及んで居たものだらうかに就ては、明確に知ることは到底不可能であるが、今科野と云へる國名の起因より、考察を試むる事とする。此國名起因の說には種々あるも、上代は科の樹皮を以て布(たく)と云ふを織り、衣衾などにも作り、又紙をも製したと云ふ。其科の木古楮(たく)と云ふが此國に多くして、且其色白く、名産と稱せられた。此科の木多かりしより、地名にも科の字を負へるが尠く無い。卽ち北信に埴科、更科の二郡名、倉科、穗科、當信(たぎしな)等の鄕名があり、又神社に蓼科(たで)、波閇科(はべ)、妻科等の名があり、山に立科山と云ふがある。南信には又荷科の鄕名がある。是を以て科野てふ名の由て起る所となす說が、其當を得たものと思ふ。

科野國名の起因

科野國名の起因を、上述の如くなりとせば、北信が科野國內なりし事は、勿論と見るべく、南信に於ては、建御名方命科野國之州羽海に到るとあり、此地方も亦科野國內と見て然るべきである、故に大体に於て、今の南北信に亘れる地域と見て、差支無からうと思ふ。然し木曾谷は此外である。此木曾が何れの時代に、信濃管內に入りしかは、地名考にもある通り判明しない。源平盛衰記、平家物語には「信濃國安曇郡に木曾といふ山里あり」とあつて、共に信濃國に木曾ありと爲す。信府統記には「此谷は、往古より木曾とのみ稱へ來りて、何郡といふこと分明に知れざるが故に、正保二乙酉年國繪圖出來るまでは、郡附なく筑摩郡墨引の外なり。其後元祿年中、國繪圖改められし時、吟味ありしに、正保二年已後公儀へ、筑摩郡と書上げられし證文あるを以て、分明に筑摩郡と定められる」とあれば木曾谷が明かに、

信濃國筑摩郡内と定まりしは、徳川時代に至つての事である。此地は、古者美濃管内なりしも、信濃に近かりしかば、世人信濃國内と考へ、歌などにも詠みしことありしが、遂に其通りに成つたのである。

科野國造の治所

崇神天皇の御代に、始めて科野國造に命ぜられた、建五百建命の治所は、何處であつたかは、古史の徴證とすべきもの無きを以て、今日之を知ることは、至難不可能の事に屬する。故に之に關して、種々推測説が生ずるのである。南信地方は、諏訪に早く既に、健御名方命の來り住はせ給ひしに依り、其神氏系の勢力が、根強く扶植されて居り、安筑の地方には、穗高神系の安曇族が盤據し、是亦其勢強大である。故に南信地方に對立して、地方行政の實を擧げん爲めに、新に國造を置かれたとすれば、其の治所は蓋し、北信であらうといふ説もある。崇神天皇が東國鎮撫の事に、深く御心を留め給ひしは、皇長子豊城命（又豊城入彦命）が、東方に向ひ八たび槍を弄び、八たび刀を擊ち給ふたと、夢みられしを聞食し、其勇武にして、東方征定の雄志あるを察し給ふて、命を東國に遣はし、荒俗を治め且夷賊の侵寇に、備へさせ給ひしことに依ても、充分察知し得ると思ふ。猶此代には、神八井耳命の裔孫建借馬命は、常道の仲ノ國ノ造に任ぜられて居る（建借間命は神八井耳命の後裔、國造族類考は神八井耳命の孫となす）此任命を國造本紀は、志賀高穴穗朝御世、卽ち成務天皇の御代となして居り、常陸風土記には「斯貴瑞垣ノ宮ニ大八洲所馭天皇之世、爲平東夷之荒賊遣建借間命」とありて、崇神天皇の御代と爲て居る。而して此任命は、東夷の荒賊を平げしめん爲であつたと述べ、又此命は土を穴て堡と爲し、夜尺斯、夜筑斯の二人を魁首とせる國栖（穴居の蕃族）の凶賊を、奇計を以て擊滅せしことを記して居る。同記茨城郡の條に、神八井耳命の裔黒坂命は、狼性梟情なる國栖、山之佐伯、野之佐伯を討滅せるを記す。而して其謀は建借間命の、國栖討滅の其と甚だ相似て居る。此黒坂命は、晩年に陸奥の蝦夷を征討し、事了つて凱旋せし事、同記補缺に載つて居る。されば崇神天皇の頃、東國には未だ王化に從はざる荒蕃あり、猶夷賊の討伐を要するもの、有りしを察すべきである。抑蝦夷に對する問題は、極めて重大なるもので、蝦狄は大和朝廷にとりては、恰も一敵國の觀が有り、歴

科野國造定置の理由其一

其二

建借馬命東夷平定の爲めに遣はさる

黒坂命

朝師を動かして、征伐を重ねる事幾回、延暦弘仁の頃、坂上田村麿、文屋綿麿等の討伐其功を奏するに及び、漸く平定の狀に至つた程である。崇神天皇の御代には、豊城入彦命を遣はして、東國を鎭めさせ給ひしが、次の垂仁天皇の御宇には、此方面に事ありしを聞かないが、蝦夷の動搖叛亂の兆絶無なりしとは思はれない、次の景行天皇の御代、武內宿禰を遣はして、東北地方の形勢を、視察せしめ給ひしは、此頃既に此方面の蝦夷の動靜、穩かならざるものありしに依るであらう。其後果して東國騷擾し、東夷悉く叛くと云ふ有樣となり、日本武尊は西熊襲征討後、席暖まるの御暇も無く、東蝦夷の征伐に出で立たせ給ひ、然かも東征の御途中、駿河國に於て夷賊襲撃の危難に遭ひ給ふた事より察する時は、坂東諸國以東の夷賊の擾亂は、蓋し想像以上であつたらう。けれども、幸に尊の善謀勇武に由り東夷悉く降り、一時鎭定を見るに至つた。とはいへ此後、此天皇の御代豊城入彦命の御孫彦狹島ノ王を、東山道の都督に任じ給ひし事や、又王が御赴任の途次春日穴咋ノ邑にて病に罹り薨ぜらるゝや、東國の民之を聞き、其東國に到り給はざるを悲み、竊かに御遺骸を盜み來り、上つ毛野國に葬り奉つたと云ふ。其事に就て察するに、一は當時尙東國鎭撫の將を、差遣するの必要ありしを認むべく、一は此東國民が、尊貴にして聲望高き治者を得て、治安を希ひ夷賊の動搖侵寇に、備へんことを望みしものと思はれる。故に東國の狀勢は、日本武尊御東征後に於ても、まだ不安の狀を免れなかつた、況んや其れ以前に於てをやである。洽く皇化を海內に霑はしめんとの大經綸を立て給ひし崇神天皇が、未だ王化に霑はずして良民を害する土蕃あり、加ㇾ之動もすれば夷賊の侵掠に遭はんとする東方諸國に、深く御心を留め給ふた結果、我科野國にも國造を定置して、之に備へしにはあらざるか。若し然りとせば東國に近き北信の東部、所謂東信の中上毛地方に上代交通の便を有したる地に、國造の治所が置かるゝのが、至當と見るべきではあるまいか。

彦狹島王

北信の國造は南

國造の治所を北信に置いたとしても、南信の諏訪、穗高二神の裔に依りて、扶植せられし勢力を避く

信諏、穗二神齋に對抗の意にあらず

國造の治所は小縣郡に在りしなるべし

科野國造系の本宗

るとか、或は二神齋の神別に對抗する爲めの皇別配置とか云ふ意味の事情からでは無いと思ふ。此考よりすれば上代早く上毛地方に、碓氷峠を經或は鳥居峠を越えて、交通の便ありしと考へらるゝ小縣郡は、之に恰當するのである。

又小縣の地に科野國造の治所ありしとの考證資料としては、科野國造系統の中に就き、其本宗の考究を尤も重要とする。此本宗居住の地にして推定せらるゝならば、其地を以て上代國造治所の在つた所と認むるも、差支無からうと思ふ。

金刺氏

科野國造建五百建命の裔には、他田舍人金刺舍人の二氏があり、他田舍人は譯語田ノ宮卽ち敏達天皇の宮廷に、舍人として奉仕したるより、金刺舍人は欽明天皇の磯城ノ金刺ノ宮に、舍人として奉仕せしより、其名を得たのである新撰姓氏錄考證。今此他田、金刺二氏の中、史に見えて居る人々を擧げて見ると、金刺氏は、續日本紀、光仁天皇寶龜三年正月の條に、信濃國水內郡人女孃外從五位下金刺舍人若島等八人賜姓連とあり。類從三代格、弘仁三年十二月八日の官符に、信濃國牧主當伊那郡大領外從五位下勳六等金刺舍人八麿があり。三代實錄、貞觀四年三月二十日の條に、信濃國埴科郡大領金刺舍人正長が載て居り。同五年九月五日の條に、信濃國諏訪郡人右近將監正六位上金刺舍人貞長賜二姓大朝臣一是神八井耳命之苗裔也とある。此金刺氏は、駿河國にも移りしと見え、天平寶字元年八月駿河國益頭郡人金刺舍人麻自紀略麿自獻二蠶産成一字とあり、延曆十年四月駿河國駿河郡大領正六位上金刺舍人廣名爲二國造一など續日本紀に見へて居る、他田氏は國造小縣郡他田舍人大島の名が、萬葉集天平勝寶七年の歌に載つて居り、續日本紀神護景雲二年六月の條に、信濃國伊那郡人他田舍人千世賣少有二才色一家世豐贍、年廿有五喪レ夫守レ志寡居五十餘年、哀二其守節一賜二爵二級一の記事があり。日本善惡現報靈異記には、信濃國小縣郡跡目里人、他田舍人蝦夷の事が載つて居り、又三代實錄、貞觀四年三月二十日の條には、小縣權少領外正八位下他田舍人藤雄等並授二借外從五位下一とある。此頃には、郡司の選任は、延曆の改制を舊に復し、郡司は譜

金刺舍人八麿
金刺舍人正長
金刺舍人貞長

他田氏
國造他田舍人大島
他田舍人千世賣

他田舍人蝦夷
他田舍人藤雄

代重大の家より採ることゝ成りしかば、藤雄は國造系嫡流の、小縣郡に居た他田氏の人であらう。此後、將門記に、他田眞樹が、信濃國分寺附近の戰に、戰死せし由を載せて居る。此人も同じく小縣郡の人と思はれる。以上諸史に散見する所に據れば、他田氏は小縣郡に多かつたのが判明する。此他田氏も、駿河國に移りしと見え、東大寺正倉院文書駿河正稅帳に、當國使有度郡散事、他田舍人廣庭、また他田舍人益國等の名が載つて居る。

他田眞樹

他田氏小縣郡に多し

國造

此中で他田舍人大島は、萬葉和歌集の詠進歌者として、國造小縣郡他田舍人大島と署名して居る

他田舍人大島の肩書

國造は原其國の政を治め知りし職なりしも、大化改新の時國務に預る事を停罷せられ、專ら神祭を修するを以て世業と爲したが、文武天皇慶雲三年以來は、多く郡領の職を兼帶せしむることゝ爲した。然るに動もすれば、言を神事に寄せて公務を廢するに至つたので、桓武天皇の御代、國造の郡領を兼ぬるを禁ぜられた。而して此國造は、世襲であつたので、遂に其人の姓として、裔孫に傳ふるに至つた。官制沿革略史故に他田舍人大島の肩書せる國造は、國務を知りし國造では無く、其姓名を記したのである。かくの如く大島が、明白に國造てふ姓を稱したのは、科野國造系の株根、卽ち本宗家たるに由るものと爲すべきで、他田氏は、國造系の嫡流として國造田を領有し、永く舊地小縣の地に留り。金刺氏は、早く故地を離れ、埴科に諏訪に伊那に或は遠く駿河國に赴き、國造系の譜第重大なる氏として、要樞の位置を占めて活動したのである。

科野國造の治所と生島足島神社御移りの神事

小縣郡下之鄕鎭座の生島足島神社には「御移り神事」といふが古式に遵て執行される。其は建御名方命が、科野諏訪に赴かせ給ふ時、途中此地に於て生島足島の神を祭り、御饌を奉供したといふ事に基由すると云ふ(社傳)。又此生島足島二神の義は、生島の生は生々活動の義で、進取的讃美の稱であり、足島の足は滿足の義で、同じく讃美の語であつて、國土經營に靈德あるにより、負ひ給へる名であると云ふ。二神は大八州の靈と稱せられ、神武天皇の元年、諸神と共に此二神を祭り給ふた事がある。舊事記古語拾遺 神武

天皇奉祭以後、宮中の神殿内に、諸神と共に齋き祀られ給ふ尊き神である。然るに、此二柱の神を祭神とせる社にして、信州中其名の聞ゆるは、小縣郡東鹽田村下之郷鎭座のもの、唯一つのみである。而して此社は延喜式内名神大として、其名大に著はれて居る。此は建五百建命が、初代科野國造の重任を帶びて科野に下り給ふや、其治所に近邇せる地に、以前より國魂ノ神（國魂ノ神は其地の本郷に祀らるゝを通例とする。生島足島神社は元は下之郷の隣なる本郷に在り）として、奉祀せられし生島足島の二神を、大に崇敬尊奉し、以て其威徳に賴り、民草をして生々活動萬端滿足の狀たらしめ、國土經營の偉績を擧げ給はんと、せられたからではあるまいか。

かく考ふる時、式内名神大の生島足島神社の存在は、國造の治所が、小縣郡内に在りし事の、一傍證と成り得ると思ふ。然し生島足島神社崇敬の事を以て、諏訪、穗高二神に對しての擧なるや否やまで、臆測を馳する勇氣は無い。

小縣郡内の何處に、國造の治所が有つたものかといふ事は、無論判明しない。

高貴にして勢力ありし人の塚墓と見做さるゝ、前方後圓墳の小縣郡内に存するは、今上田市の北方山麓に近い所に、唯一つあるのみである。昔時は此あたりには、此外になほ此種の古墳が有つたらうと想はるゝも、南方より追々開拓の進むにつれ、其處に在つたものは何時しか破壞され了り、最も奥まりたる、北方山麓に近いもののみが、今日まで殘在したものと思はれる。此古墳の存在から、高貴にして勢力のあつた國造系嫡流の人々は、或は千曲川の右岸上田邊に、居つたものでは無からうかと想像される。

小縣郡内國造治所の所在地上田市北方山麓の前方後圓墳
小縣郡内唯一現存の前方後圓墳
此古墳と國造系との關係

此方面には、現存せる二子塚附近より、出土發見採集される、埴輪圓筒の破片と同一型のものが、二子塚西南少し隔りたる所からも、多く見出された事がある、此點より考察すると、猶他にも甕塚があつたものと思はれる。

第二節　信濃國府

大化改新の詔

孝德天皇の大化二年春正月紀元一三〇六年、賀正の御式畢りて後、改新の大詔を降し給ひし子代の民、處々の屯倉、及び臣、連、伴ノ造、國ノ造、村首等の私有せる、部曲の民田莊を停廢し、盡く之を國家に歸し、班田、租、庸、調の法を定め、國郡の界を更定し、國司、郡司を置きて其治に當らしめ、國司は其任期を四年とし、郡司は世襲とした。於レ是國郡の政が肇り定つた。故に、信濃國に於ても此時より、國司、郡司の任命があり、其政廳たる國衙郡衙も定つたのである。

信濃の字

信濃は元と科野の字を用ゐしが、元明天皇和銅六年に、國郡鄉里の名は好字を選み、總て二字を以てすることに成り、信濃の字を宛てたのである。

國の四等

大寶の制に據れば、國は大、上、中、下の四等に別ち、其等級に從て國司員數も亦異つた。信濃國は、上國三十五の其一つで、國司の四部官は

守一人從五位下
介一人從六位上
掾一人從七位上
目一人從八位下

で外に史生三人、醫師等があつた。

左に參考の爲めに當時の四部官を表示して置く

四部官表

四部官表

官衙＼官員	長官	次官	判官	主典
神祇官	伯	副	大少	佐	大少	史	大少

太政官	八省	職（坊同此）	寮	司
太政大臣 左大臣 右大臣	卿	大夫	頭	正
大中納言	輔 亮 助	大少		
左大辨 右少辨 少納言	丞 進 允	大少 大少 大少		佑
大少史	錄 屬 屬	大少 大少 大少		令史

内膳司のみは長官を奉膳と云ひ次官を典膳といふ

署	臺	近衛府 左 右	四府 左右兵衛門	鎭守府	太宰府	國	郡	檢非違使廳	加茂齋院司	勘解由使	錢司	鑄造寺司
首	尹	大將	督	將軍	帥	守（大守）	大領	別當	佐	左右	次官	
	弼 中將 少將	大少	佐	副將軍	貳 大少	介	少領	佐	左右	次官		
佑	忠 將 將	大少 監	尉	軍監	監 大少	掾 大少	主政	尉	左右 大少	判官		
令史	疏 曹 將	大少	志	軍曹	典 大少	目 大少	主張	志	左右 大少	主典		

施藥院使	使	判官	主典
防鴨河使			

勅任　大納言以上、左右大辨、八省卿、五衞府督、彈正尹、太宰帥

奏任　判任なる主政主帳を除く勅任以外皆之なり

四部官の任務

四部官の任務、長官は官事を總判し、次官は之を助く、判官は官内を糺判し、文案を審署し、稽失を勘ふ、主典は事を受けて載錄し、文案を勘造し、稽失を檢出し、公文を讀むことを掌る。

和名抄所載信濃國府の所在地筑摩

此國司執務の廳、即國衙の所在地を國府と云ふた。國郡の政治と成り、國郡司の任命を見た時代、其國司の廳は、信濃の何郡に在つたのであるか。倭名類從抄載する所の「府在二筑摩郡一」に據り、筑摩郡に在りしものかは、疑なき能はずである。其疑の起るのは信濃國分寺の所在地からである。

國府創設當時より筑摩に其府ありしやは疑を存す

信濃國分寺が、小縣郡内に建立された點から見て、信濃國府は、少なくも國分寺建立當時の奈良時代までは、筑摩郡に非ずして、小縣に在つたのであらうと考へられる。

若し國司始て置かれし時より、國衙が筑摩郡に在つたならば、國分寺も亦其國府附近に、建立されるのが當然である。其は國分寺に關する詔勅に據つて見るも、其國の國分寺の建立經營等に就て、力を致すべき當の責任者は國司であり、若し怠緩にして其造寺造塔の功擧らざる時は、「朕が股肱豈此の如くなるべけんや」と、戒飾し給ふた事に徵して明かな所である。されば、國分寺を國府より遠隔の地に建立する事は、監督經營萬事に不便不都合であり、且國司廳に在て、國分寺建立や僧尼敎誨の任に當る、國師に取ても不便たるを免れない。故に先づ以て、此不便の無い國府附近に國分寺の建立せらるべきは、誰もが首肯する所であらうと思ふ。かくの如き考の下に、信濃國分寺が小縣郡に、建立された事實を見

信濃國分寺所在

地より見たる一考察

るならば、小縣郡内に、上代の國府ありしを想ふのは、尤の事と謂ふべきであらう。猶又舒明天皇の九年、蝦夷叛き、將軍上毛野形名征伐せしも、還て夷賊の爲めに敗れし事もあり、信濃國造の治所を、小縣に置きし理由と認むべき、夷賊の叛亂の患、未だ解除せられざる時、國司の廳ある國府を定むるに當つては、國造の廳ありし地に、襲置せしならんことの推考も出來る、此外上代に於ては、南信よりも比較的鄉里の數も多く、戸口稠密なりしと信じ得らるゝ事などゝも綜合して考察する時は、北信なる小縣郡内に國司の廳ありしなるべしとの説も、あながち荒唐無稽ではないと信ずる。

然らば、小縣郡内の何處に、國府ありしかと云ふに、平安時代村上天皇の御代頃には、既に筑摩に信府儼然として存し左記錄あるも、其以前に、早く既に其存在を失ひ、且何等史の徵すべきもの無き國府の址を尋ね、其明確な遺蹟を探ることは、至難容易のことではない。今に於ては、唯一の考據と成るのは、奈良時代の信濃國分寺の殘礎である。之に依て國分寺の位置を知り、其附近の地形を察し大概を推考する時は、國分寺の西北方より、上田市の東部に至るまでの地域は、廣濶にして位置高燥であり、又此土地の人此邊の田圃耕作に出るのを「コウノダイ」へ行くと云ふて居る。此「コウノダイ」或は國府ノ台の名殘りではあるまいかと思ふ。猶其處に、堀ノ内の字名の地があり、今上田市内に屬し最も形勝の位置を占めて居る。國立上田蠶絲專門學校創設の際、當局者は、上田町附近の地を普く踏査して、建設地の好處を索めし時、此堀内を以て尤も好適と認め、此所に建設する事に成つた程である。此地一帶原史時代の遺物の出土すること夥しい。堀ノ内の名を負へる地は、他處にも多くあり、吉田博士地名辭書に「俗言城郭を堀之内と云ふは、諸州同例とす」と述べて居る、此堀ノ内も或る時代に、地方豪族の居館と成つたこともあるだらう。かゝる形勝の地故、上代には此處に國司の廳があつたものではあるまいか、此處を略中心として、附近一帶が國府の在つた所であると考へる時、上代此南を近く通つた官道より、國府に入らんとするあたりと思はれる所に、踏入の一部今上田市といふ地名の所がある。此は上田城下

小縣國府存在地

字堀ノ内

踏入

へ踏み入るより、名附けしものと說かれて居たが、踏入の名が、天正十一年上田築城以前より、既に有つたのは、諏訪史料御符札之古書、文明十二年、同十七年の記載に依て明である。同史料御頭書、天正八年の條には、上田庄と並べて、踏入郷を記して居る所を見ると、今上田市常田町の東なる、踏入と云ふ所は、踏入の一小部が、纔かに其名殘を存するもので、以前は其地域、猶東方に廣がつて居たのである。文政地圖。故に踏入の地名は、上田城下に踏入る、といふより來た名では無く、國府に踏入るといふ所から得た名ではあるまいかと思ふ。又堀ノ内の東方に當て、下町田之に接して上町田、西町田、東町田等の、小字名の地がつゞいて居る。諸國の例に徴するに、國府址には、町屋と云へる地名の所があり、其は國衙在りし當時の市肆の名の殘りたる所と、云はれて居るもあり。町と云へる地名の所に、惣社の在るも有り。又町田の名を負へる地で、古昔市の立ちし所と、傳はつて居る所もある。此等の例に見ると、此上・下・東・西町田等の名は、田地の區劃より來た名では無く、國府に於ける物品販賣の店家ありしより、得た名と思はれる。猶堀ノ内と國分寺との間、字藤の森に伊勢宮の古社があり、田圃の中に殘つて居る或は國府に關係あつたのではあるまいか（後他所に移されて其趾のみ殘る）

國府存在に關係ありと考へらるゝ地名

堀内を西に距ること二町程の所に、國司禮拜の爲め勸請せられし、總社かと想はるる、科野大宮といふ古社がある。大宮と名くる社は、諸方に存するも、科野の二字を冠するは此社のみである。此社の早く世に知られて居た事は、康安二年二月關東管領足利基氏が、彗星出現に付、天下安全の祈禱に精誠を致すべき旨、此社に下知して居るに依ても、知る事が出來る。

科野大宮は國府惣社の名殘りか

此下知狀の宛に、科野大宮神主とあれば、此頃信濃の字を用ゐずして、科野の古字を用ゐたのは、此社名が古來科野の字を用ゐ來つたことを證するものである。國府の惣社は、信濃全國著名の神々を勸請した大社なれば、科野大宮の名は、總社名殘の社の名として、寔に相應はしく思はれる。此社、元は大宮諏訪大明神と稱し、健御名方命も祭神の一柱と成つて居る。此は他國に其例ある如く、國内神名帳の

首位に諏訪明神の名が記され、其が名神なりしより、其神名のみ獨り稱せらるゝに至つたものと考へられる。

六所神明社

此大宮社境内には、六所神明社があり、昔は錄所社とも稱したといふ。吉田博士の説に「總社を六所とも云ふは、六所は錄所の義にて、國内神名帳に載せられたる數十百社の總錄なればなりと云ひ、下總國東葛飾郡六所神社、一に國府六所の宮と稱せらるゝは、蓋し當國の總社にして、中古國司の總國官社遙拜の所とす。此宮の西北八町の處に、國府址あり」と述べて居り、八代博士の説には「古へ國府もしくは國府附近に、其國内の神社六所を集め祀りたる社所をいふ。國によりて、總社の境内に其社を建て、或は總社の相殿別殿などに祀ることもありき」とある。其説く所同じからざるも、何れも、國府に關係ありと爲す點は一致して居る。故に此社の存在も、亦國府所在地に關係あるかと思ふ。

小縣なる國府筑摩に移る

以上の考察した所に依て、國府阯を臆測すれば、堀ノ内を略中心として、東は小字舞台に至り西は科野大宮社、北は小字鍛冶町、年々田、南は踏入に及ぶあたりかと想はれる。

北信小縣郡内、上田東部あたりに、勘くも國分寺建立の頃まで、存在した信濃國府が、其後何時、何故に廢されて、筑摩郡に移つたかは、今判明らない。試に科野國造廳所在地の理由より、考察して見るならば、信濃國造の廳を小縣に置かれしは、東蝦夷に對する考慮が主たるものであらうとは、既に述べた所であるが、蝦夷に事あるに當ては、信濃國府が小縣の地に在るのは、萬事に好都合で、且必要なるは言を須ゐない所である。そこで稱德天皇以後の蝦夷方面を見るに、光仁天皇の寶龜十一年三月には、陸奥國伊治郡の大領伊治ノ公呰麻呂（呰麻呂は元と夷俘叛き、牡鹿郡の大領道島大楯を覺鰲ノ柵に殺し、ついで按察使陸奥守紀朝臣廣純を伊治城に於て殺害した。此時陸奥介大伴宿禰眞綱は、遁れて多賀城に入つた。城下の百姓等は競て城中に入り、城を保たんとしたが、眞綱は陸奥掾石川淨足等と共に、城中より逃れしかば百姓等は止むを得ず皆一時に散り去つた。やがて夷賊來攻し永年國司の治所として蓄へ置きし兵器

糧糒勝げて計ふべからざるもの、皆賊の掠奪する所と成つて了つた。依て、中納言藤原繼繩（此人は曾て信濃守たりしことがあるが征東大使に任命され、後に藤原小黒麻呂之に代りしも、大兵を擁し乍ら、延滯して討伐功を奏せなかつた。

桓武天皇卽位し給ふに及び、東夷征討の大御心より、延曆七年三月には、糒、鹽を東海、東山、北陸等の諸國に命じて、陸奥多賀城に轉運せしめ、又東海、東山、坂東の步騎五萬二千八百余人を、多賀城に會するを命ずるなど、大に征夷の準備を整へ給ふた。而して此年六月には、參議紀朝臣古佐美を征東大使に任じ、十二月節刀を賜り、翌八年三月多賀城の諸軍は、道を分つて賊地に向ひしも、敗績した。後古佐美等の軍狀を奏し、兼て奏請するありしに對し、賜りし勅報の中に「的（マサ）に知る將軍等凶賊を畏憚し、逗留の爲す所なり、巧に浮詞を餙り、罪過を規避す、不忠の甚き斯より先なるは莫し、云々夫師出でゝ功無きは、良將の恥づる所、今軍を損し、糧を費し、國家の大害を爲す。閫外の寄、豈其れ然らん乎」の御詞がある。又秋七月に古佐美等が「天兵の加ふ所、前に强敵なく、夷賊の窟宅巢穴悉く空く、唯鬼火を見るのみ、まこと慶快に勝へず」と奏上したるに際し、勅し給ふには、「今先後の奏上を見るに、賊首の斬獲は、僅八十九級にして、官軍の死亡千有餘人負傷者殆ど二千、賊の首を斬ること、百級に滿たずして、官軍の損亡三千に及ぶ。此を以て言ふ時は、何ぞ慶快するに足らん。海浦の窟宅、山谷の巢穴、唯鬼火を見るのみなどゝ云に至ては、皆之れ浮詞、實に過ぎたりと爲すべし。凡そ凱を奏するは、賊を平げ、功を立てゝ然る後に奏すべし、未だ夷の奥地を究めずして、驛を馳せて、慶を稱する、亦愧づべきである」といふ意味を仰せられ、峻烈に戒飾し給ふて居る。此は桓武天皇が、いかに征夷の事を、重大視し給ひしかを、察し得る料となるものである。九月に至り、古佐美等は無能の故を以て、歸還を命ぜられ、まもなく、逗留敗軍の狀を勘問され、罰せらるべき筈の所、僅かに赦されたのである。其後天皇は、延曆九年閏三月に、蝦夷の征討の準備として、諸國に命じて、革甲二千領を造らしめ、東海道

は駿河國より以東、東山道は信濃國より以東、國別に數を定め、三年を限つて造り訖らしめ、又東海道は相模國より以東、東山道は上野以東の諸國に命じ、軍粮の糒十四萬石を備へしめ、翌十年正月、百濟ノ王俊哲、坂上田村麻呂の二人を東海道に、又藤原眞鷲を東山道に派遣して軍士を簡閲し、兼て戎具を檢せしめ、三月には京畿七道の國郡司に命じ、各定數の甲を造らしめた。之れ皆征夷の爲である。七月大伴宿禰弟麻呂を征夷大使に、百濟ノ王俊哲、坂ノ上田村麻呂、巨勢野足を副使に任命せしも、後田村麻呂征夷大將軍に任ぜられ、賊界に進入して其巢穴を覆し、征討の功を奏し、延曆二十年十一月蝦夷討平の功を以て、田村麻呂は從三位に叙せられた。

征夷の事は、桓武天皇の御英圖と、田村將軍の勇武とに依て、略其鎭定を見たが、猶遺孽の騷擾叛亂を起す者尠なからざりしが、嵯峨天皇の弘仁二年文屋綿麻呂征夷將軍に任ぜられ、掃平の功を奏し、綿麻呂等は位一階を進められた。此年閏十二月に、綿麻呂は次の如く、奏上して居る「夷賊は既に遣るものは無い、故に守衛に充つる爲めに、兵二千人だけを殘し、其餘は悉く解却しやう。寶龜五年より當弘仁二年に至るまで、三十八年の間、夷賊屢々騷ぎ、討伐の事が絕えなかつた。故に丁壯老弱は征伐に疲れ、或は兵糧の轉運に倦み、百姓究弊休息することを得ない。故に給復四年を望む」。茲に光仁天皇以來多事なりし征夷の事も、大段落と成つたのである。是に於て我信濃國は夷賊に對する警戒も消解し、東方に關する事務も亦減少し、國衙を東信に置くの必要なく、寧ろ國の中央であり、且京師に近き筑摩の地に移すの利便なるを感ずるに至り、移廳の事が行はれたものと思ふ。若し此考察の如くなりとせば、移廳は弘仁の頃より貞觀の頃まで位の間に行はれたのであらうかと想ふ。

國府が小縣郡に在りた事は首肯するも、其が筑摩に移りしものでは無く、小縣、筑摩兩方に相對立せし國司廳の中、小縣なるが廢せられ、筑摩國府のみが殘つて、信濃國府と成つたものであらう、として移廳の說を否定する說もある。松本市史。

移廳否認說

大化改新國郡の政行はれ國司廳小縣郡に設置せられしとせば、軍團や國學なぞも此地に置かれたのである。

第三節　軍團、國學

（一）軍團　大寶の制に據れば、諸國には軍團が置かれた。而して其數は、五、六郡に一軍團を置いた、と云ふ說（日本制度通）あるも「軍團考」（栗田博士）には、凡四郡に一ケ所と推定し信濃は二軍團と爲て居る。此頃の兵士は徴兵の制で、諸國の男子二十歳以上、六十歳迄を正丁とし、三丁に一人を取つた。此徴發された兵士は、㈠防人と成つて、太宰府防人司に屬し、邊防の任に當る爲めに差遣され、三年の役に服する者。㈡衛士と成つて、京に差遣され、兵庫、大藏の門、及院外の四面を兵仗を持して守衛し、夜は時を分て巡行し、非常を戒むる等の勤務に當り、一年の役に服する者。㈢其國の軍團に屬する者、との三つに分れた。軍團の兵士は、十番に分れ、番毎に十日、武藝を練習する。（慶雲元年六月詔）隊の編制は、兵五人を伍と曰ひ、二伍を火と稱し、火毎に駄馬六疋を養ひ、差行の用に充てる。十伍を隊と曰ひ、隊正を置く、隊毎に二壯士を選拔して、弩手に命じた。二隊即ち百人毎に旅帥一人、二百人毎に校尉を一人置いた。一軍團の兵數は同一で無く、若し兵數千人以上なる時は、大毅一人之を領し、小毅二人之が副となり、五人の校尉があつた。

制度通所載本朝軍團統轄圖は左の如し。

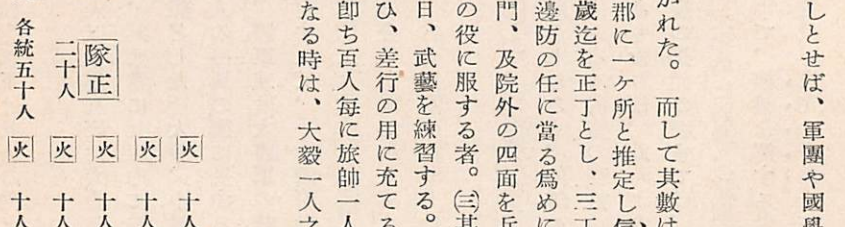

大毅小毅は軍團の長で、外武官兵士の一列で無く、校尉以下は兵士の內とする、主帳は史職にて、兵士の列に入らない。

六百人以上千人以下の軍團には、小毅は一人。五百人以下なれば、大毅なく小毅一人のみであつた。兵士一人毎に、胡籙、太刀、刀子及糧鹽等を備へさせ、其は常に兵庫內に貯置くことにした。兵士中弓馬に長ずる者は、騎兵騎隊に屬せしめ、其餘は皆步兵隊とした。大毅、小毅は國內の散位勳位、及び庶人の武藝稱すべき者を選で之に任じ、校尉以下は、庶人の弓馬の術に長ずる者から採用した。若し征討の事ありて、軍を編制する時には、此等軍團の兵士は、將軍或は大將軍の統率の下に、出征するのであつた。信濃國には前述の如く、二軍團を置かれたと假定すれば、一は國府近くに在り、一は南信の筑摩あたりに在つたのであらう。而して、軍團名は其地名を冠して呼ぶのが通例であつたので、筑摩團とか、小縣團とか稱へたと思ふ。上田に明治四年、東京鎭台の分營が置かれた事は、遠き昔の、小縣團を想はしめる感がある。今上田市近くなる、神科村染屋台は、古昔軍團の在りし地など云ふも、何等史料遺跡等ある說では無い。

此軍團の制は、光仁天皇寶龜十一年三月、太政官奏請して、『諸國の兵士羸弱、加レ之國司軍毅等恣に驅役し、武藝の練習を爲さぬ、此の如き兵士は、戰に赴かしむるも、何等の働も出來るものではない。故に羸弱なる兵士は、歸て農畝の業に就かしめ、之に代ふるに殷富の百姓中弓馬に堪ゆる者を擇み、專ら武藝を習はしめん』とて、天裁を仰ぎしに、御裁可ありたれば、此時より徵兵の制に、變更を來たしたのである。けれども「軍團考」に據れば、後一條天皇の長元の頃までは、行はれて居たと云ふ。

（二）國學　大寶の學制に據れば、京に大學があり、太宰府に府學、諸國に國學が置かれた。其國學は國博士主として、敎授の任に當りしが、國司郡司の中で、經義を解する者あれば、敎授に兼ね加はらせたのである。學科は經、傳、法、算の四道で、其生徒は、郡司の子弟十三歲以上十六歲迄の者を入學

させ、若し定員に滿たざる時は、庶人の子も取る。何れも聰令なるを擇ぶと規定され、何人でも入學し得る學校では無かつた。此は當時の學校教育の目的が、官吏養成に在つたからである。此國學も亦、國府所在地に置かれし故、若し今の上田市附近に國府が置かれしならば其所に、往昔國學があり人材養成の事が、行はれた事があつたのである。然し校舍の制の如きは更に判明らない。續日本紀、養老七年十月の條に、按察使（按察使は京官又は國司より兼帶して常に地方の官吏を檢校するを任とし、巡察使の巡察の事終れば、則ち歸京するものとは異る（官制沿革略史））の治むる國には、國博士、醫師を補任し、其他の國は博士を停止することになり、養老三年七月の按察使任命を見ると、美濃國守笠朝臣麻呂が、尾張、參河、信濃の按察使と成つて居る。之に依ると、信濃國は此時國博士の任命は停止となり、國學も同時に、廢止と成つたものかと思はれる。かくて延喜以後に至ては、國學の事は史乘に見えぬから、諸國の國學は、早く衰廢したのであらう。故に諸國々學の遺蹟と稱するもの殆ど絶無で、唯獨り下野の足利學校が、或は其遺蹟かと云ふも明確を欠くといふ狀態である。

國學も國府所在地にあり

國學早く廢す

奈良時代の上田地方

第二篇　奈良時代の上田地方

第一章　諏訪國

諏訪國存置十一年間

諏訪國は、元正天皇の御代養老五年六月二十六日、信濃國を割いて、建て置かれし一國で、存在期間僅に出入十一ヶ年にして、聖武天皇天平三年三月七日には廢止と成り、再び原の信濃國に合併せられたのである。

諏訪國分置の理由

此諏訪國が、如何なる事情の爲に分置され、如何なる理由で、間も無く廢されたか、又信濃國内何れの郡が諏訪國として割かれたか、史に明記する所無いので、此等に就て種々の說が生ずるのである。

諏訪國分置の理由として、上代交通不便の頃に在ては、國司の廳が北信小縣郡の地に在る事は、爲政上萬事不便を免れなかつたに相違ない、特に其不便の甚かりしは諏訪（諏訪郡は元は今の上伊那郡の北半を含む）伊那の二郡であつたらう。故に別に一國を立つる必要が、有つたと思はれる。又諏訪地方が、諏訪神系の勢力其根柢深く、北信國衙の支配外、一小獨立國の如き狀態なりし故、諏訪を獨立の一國としたものかと云ふ說も、亦分置の有力なる一理由と、見るべきものと思ふ。

一度分置した諏訪國が、何故に僅十一年許の短期で、再び原の信濃國に合併せられたかに就ては、諸國に國分寺を建立せんことを企圖するに際し、小國分立は不便なる點あるを以て、併合したのであらう

諏訪國廢止の理由

との說があり、傾聽すべきものと思ふ。然し一方蝦夷經略に對する點より考察すると、諏訪國分置後、聖武天皇の神龜元年には陸奥蝦夷の叛があり、官人陸奥大掾佐伯宿禰兒屋麿は、其爲に殺害の厄に遭ひ、式部卿藤原宇合、持節大將軍として討伐に赴き、此陸奥蝦夷の叛亂につれて、出羽の蝦狄も亦動搖し、小野牛養、鎭狄將軍に任ぜられ之が討伐に向ひ、半歲餘にして兩將軍は凱旋するに至つた。けれども、同四年四月には陸奥國より、新に白河軍團の增置を請ひ、天平元年には、陸奥鎭守府將軍大野東人は、勤功の錄すべき者には官位を授けて、在鎭の兵士を、勵まさんことを請ひしが如きは、夷地の未だ穩かならざりしを想はしむるに足る事柄と思はれる。若し蝦夷の動搖叛亂等に由り、兵を動すが如き場合には、東部に國府を有する信濃一國の方が、諏訪國が一國として、存在するより遙に軍事上利便なるものが、あつたのではあるまいか、と云ふ事も考へられるのである。猶諏訪國分置の當時、官使往來の官道が、延喜式所載の驛々を連ぬる道筋の如くでありしならば、官道が諏訪國府に掛らぬことゝなる。此は頗る不便なりし事と察せられるので。此不便も、諏訪國廢止の一因と、なつたものかと思はれる。

諏訪國の四至境域

諏訪國の境域範圍に就ては、㈠諏訪、伊那、佐久、小縣の四郡說、㈡南信四郡（諏訪、伊那、筑摩、安曇）說㈢諏訪伊那二郡說の三說がある。南信四郡は地勢上及諏訪、穗高二神の勢力考察より、南信、北信の區域としたもので、其國府は筑摩に在つたと說き、諏、伊二郡說は、地勢上及諏訪神勢力の考察より說くものであるが、何れも上田市には、關係が無い。故に今玆には㈠の說に就て述ぶる事とする。諏訪、伊那、佐久、小縣の四郡を以て、諏訪國なりと爲す說は、諏訪畫詞に、內縣、外縣、小縣、大縣の名があり、其が諏訪社の勢力範圍と、見らるゝ所より來たのであつて、卽ち內縣を諏訪、外縣を伊那、小縣を現在の小縣郡とし、此小縣に對して、大縣を佐久郡としたものである。若し此說の如くならば、我上田市は、曾て一度諏訪國に、屬した事になるのである。然るに宮地博士著諏訪史は、湛神事に小縣內、神使巡行の地名が、皆諏訪郡內に在つて、現在の小縣郡內には見えぬ所から、畫詞の小縣を以て、小縣郡に當てる說

諏訪、伊那、佐久、小四郡說

には、追隨し兼ぬる。そして、又內縣を諏訪郡全部となすも、亦當らずとなし、內、外、小の外に、大縣の存在を求めて、佐久邊を以て之に當てんとする說には、同意を表し兼ぬると述べて居る。如何にも尤と首肯かるゝ說である。加レ之、若し國は「クギリ」の意で、山河の形勢に依て區劃を立てるものなるを思ふ時、諏訪、伊那、佐久、小縣の區域は之に恰當しない。故に此說は採るべきに非ずと思ふ。然らば我上田市の地は、古今を通じて信濃內で有つたのである。

上田市の地始終信濃國內に在り

第二章　信濃國分寺

第一節　國分僧寺

小縣郡內に信濃國分寺あり

奈良時代に於て、小縣郡內然も、我上田市東方近距離神川村西部の地に、信濃國分寺の建立せられたのは、我上田地方に於ける特筆すべき歷史事實である。

國分寺建立の詔

聖武天皇の天平十三年二月十四日、國分寺に關する詔が發せられた。

朕以二薄德一、忝承二重任一、未レ弘二政化一、寤寐多慚。古之明主皆能二先業一國泰人樂、災除福至、修二何政化一能臻二此道一。頃者年穀不レ豐、疫癘頻至、憮懼交集、唯勞罪レ己。是以廣爲二蒼生一遍求二景福一。故前年馳レ驛增二飾天下神一、去歲普令下天下造二釋迦牟尼尊像高一丈六尺者各一鋪一幷寫中大般若經各一部上。自二今春一已來、至二于秋稼一、風雨順レ序、五穀豐穰。此乃徵レ誠啓レ願靈貺如レ答。載惶載懼無二以自寧一。案經云若有下國土二講宣讀誦恭敬供養流二通此經一王上者、我等四王、常來擁護、一切災障、皆使二消殄一憂愁疾疫、亦令二除差一、所願遂レ心、恒生二歡喜一者、宜レ令下天下諸國各敬造二七重塔一區一、幷寫中金光

國分寺建立の目的

明最勝王經、妙法蓮華經各一部上。朕又別擬寫二金字金光明最勝王經一、每レ塔各令レ置二一部一。所レ冀、聖法之盛。與二天地一而永流、擁護之恩、被二幽明一而恒滿。其造塔之寺、兼爲二國華一、必擇二好處一實可二長久一。近レ人則不レ欲二廛鬼所一レ及、遠レ人則不レ欲二勞レ衆歸集一。國司等各宜下務存二嚴飾一、兼盡中潔清上。近感二諸天一、庶幾臨護。布二告遐邇一、令レ知二朕意一。又每レ國僧寺、施二封五十戸、水田十町一、尼寺水田十町、僧寺必令レ有二廿僧一。其寺名爲二金光明四天王護國之寺、尼寺一十尼、其寺名爲二法華滅罪之寺一。兩寺相共宜レ受二敎戒一。若有レ闕者、卽須二補滿一、其僧尼、每月八日、必應レ轉二讀寘勝王經一。每レ至二月半一、誦二戒羯磨一、每月六齋日、公私不レ得二漁獵殺生一。國司等宜二恒加一檢校一。續日本紀

國分僧尼寺名稱及施入

次に記す所の

國分寺の濫觴

持統天皇八年五月癸巳、以二金光明經一百部一送二置諸國一。必取二每年正月ノ上亥一讀レ之。其布施以二當國官物一充之。續日本紀

聖武天皇天平九年三月丁丑、詔曰每國令下造二釋迦佛像一軀、挾侍菩薩二軀一兼寫中大般若經一部上。八月癸卯、命二四幾內一二監及七道諸國一。僧尼清淨沐浴一月之內二三度令レ讀二最勝王經一。

天平十二年六月甲戌、令下天下諸國每レ國寫二法華經十部一、幷建中七重塔上。

諸國々分寺の建立

等を見れば、金光明經法華經などを諸國に送致し、之を讀ましめ、釋迦佛像を造り七重塔を建てしめし事は、天平十三年の大詔煥發以前に、既に在つたのが判明る。故に國分寺の濫觴は、既に持統天皇の御代に在り、聖武天皇の御代、其準備は着々進められ、愈十三年二月に至つて、其造塔備經に就て、重ねて宣らせ給ひ、同時に此時迄、未だ明かに規定されざりし、僧、尼兩寺に關する諸件を定めて仰せ出されたものと見るべきである。

天平十三年二月十四日、國分寺建立の詔出でゝより、愈々諸國皆詔を奉じて、國分二寺及造佛造塔の事を、成し遂げなければならぬことゝなつた。然し、此事は容易ならぬ大事業であり、且諸國司中には

怠緩事を忽にする者もあり、速かに所定の佛像寺塔等は、出來上らなかつたのである。依て天平十九年十一月、造佛造寺の狀況を視察し且督勵せしむるため、特使を派遣する事になり、其際左の如き勅を下された。

國分寺の建立完成容易ならず

朕以二去天平十三年二月十四日一、至心發願、欲レ使二國家永固、聖法恒修一。遍　詔二天下諸國一、々別令レ造二金光明寺一。其金光明寺各造二七重塔一區一、幷寫二金字金光明經一部一、安二置塔裏一。而諸國司等怠緩不レ行、或處寺不レ便、或猶未レ開レ基、以爲二天地災異一二顯來一。蓋由レ茲乎。朕之股肱豈合レ如レ此。是以差二從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小嶋、布勢朝臣宅主等一。分レ途發遣、檢二定寺地一、幷察二作狀一、國司宜下與二使及國師一、簡二定勝地一勤加中營繕上、又任二郡司勇幹堪レ濟二諸事一、專令二主當一限二來三年以前一、造二塔金堂僧坊一悉皆令レ了。若能契レ勅、如レ理修二造之一、子孫無レ絕任二郡領司一。其僧寺尼寺水田者除二前入數一已外、更加二田地一。僧寺九十町、尼寺四十町、便仰二所司一墾開應レ施。普告二國郡一知二朕意一焉。續日本紀

國分寺建立の御趣旨

聖武天皇が、國分寺を建立し給ふた御趣旨は、天平十三年三月の詔に由ても、分明なるが如く、冥顯一致即ち政教二力の合致に賴り、治國安民の治績を擧げ給はんとの、難有叡慮よりしての事なるが、天平十九年の詔は、いかに御熱心に其を考へ給ひしかゞ察せられる。然るに、諸國司の中には甚不心得者も有り、事を怠緩に附し、建立の詔發せられてより既に七星霜を經過した、天平十九年に至るも、未だ基をも開かないといふ國もあつた。詔の中に、朕の股肱豈此の如くなるべけんや、と仰せられたのは、其不心得を強く叱責戒飭し給ふたのである。

國分寺への施入を增加す

國分寺への施入は、天平十三年には、僧寺水田十町封戶五十、尼寺水田十町なりしが、天平十六年秋七月には、國毎に正稅四萬束を割いて、僧、尼寺各に二萬束宛之を入れ、其を出擧して其息利を、永く造寺の料に支出せしむることゝし、天平十九年には、僧寺には九十町、尼寺には四十町の寺田を增加し、

天平勝寶元年七月には、諸國の國分金光明寺は一千町、法華寺は四百町、を限度として墾田を開き、其收入を寺に入れしむることにした。

國分寺完成の期

前述の如く、優遇奬勵監督手を盡せしも、聖武天皇御崩去の天平勝寶八年五月二日までには、全國々分寺の建立は完竣には至らなかつた。依て其年の六月三日孝謙天皇は、使を七道の諸國に遣はし、國分寺の丈六佛像を催檢せしめ給ひ、同月十日、次の如き詔を下して、來年の聖武天皇の御忌日までには堂塔佛像すべて、造り了ることを命ぜられた。

頃者、分二遣使工一檢二催諸國佛像一、宜二來年忌日必令一レ造了一、其佛殿兼使二造備一、如有二佛像幷殿已造畢一者。亦造レ塔令レ會二忌日一。夫佛法者、以レ慈爲レ先。不レ須三因レ此辛二苦百姓一。國司幷使工等、若有レ稱二朕意一者、特加二褒賞一。

と詔らせ給ふて、國分寺の造佛塔の事未だ竣らざる國々に於ては、必ず明年先皇御忌日までに、造り了る事を命じ給ふたのである。故に天平寶字元年には、全國々分寺は、完成したものだらうと、辻善之助博士は說かれて居る。我信濃國分寺の建立工事、進捗の有樣は如何なりしか判明せぬが、此詔以前に、既に竣工して居たか、或は此詔に依て漸く其工を竣へたものか。

國分寺建立の地

國分寺建立の場所は、一國中の好處を擇びしことは、國分寺建立の大詔の中に、造塔之寺兼爲二國華一必擇二好處一實可二長久一とあるに依て判明る。然れば、此國分寺建立の頃には、我上田市の東部より、東神川村の西部に懸けての地は、國中の好處たりしを、證するに足るのである。

國分寺の僧尼

國分寺僧尼の數は、僧寺は僧二十人、尼寺は尼十人を置く。若し缺くるあれば、直ちに之を補充する規定であつた。此缺員を補充の際には、精進、練行、操履稱すべき者を取れと云ひ、又精進、練行、操履稱すべき者と雖も、たやすく度牒を與ふること無く、必ず數年の間、其人の志性始終變らざるを見極め、然る後入道を聽す事になつて居た。然るに、國司等充分に試練を經ずして、妄りに度牒を授けて

寺僧と爲た。故に延曆二年四月には、寺僧死缺の際には先づ僧缺員の事情を具申して、官より返報を待ち、然る後、其國の僧侶の中に就き、法師として然るべき者の中より、擢採すべしと令し、爾後妄りに新に度する事を許さない事とした。けれども、尼の方は事情異なるものがあつた故であらう、從前の通と云ふ事であつた。

妄りに度牒を授くるを許さず

京僧中より志願者を國分寺々僧とす

其後間も無く、其規定を廢し、京都諸寺の僧侶の中、國分寺僧たらんことを心願する者を簡み、缺くるを補ふ事にした。而して、此等の僧は京都を發して、其國々分寺に至る迄は路次の國馬を給し、食は一日米二升鹽二勺を與ふることゝして、便宜を與へた。延喜式

京僧中志願者少なし

然るに、在京の僧侶等は、皆本寺に在ることを望み、又は京に在て師に從ひ修業を望む者多く、國分寺に入て、寺僧たらんと欲する者、甚寡かりし爲め、此制に依る時は、國分寺僧の缺員を補ふことは不可能であり、隨て國分寺に於ける、法會執行等の場合には、僧員不足して滿足に之を行ふことの出來ない事が、往々有つた。依て嵯峨天皇の弘仁十二年には、京僧の心願者以外は、其國の百姓年六十以上の者で、心行既に定まり始終變らざる者を擇み、之に度牒を與へて、寺僧と爲すべしと改めた。けれども、又此の規定の年六十已上と云ふことは、種々不都合の點ありしかば、天長五年に至り、年二十五以上にして、才學、行狀勝れたる者の中に就き、五人宛寺毎に、度する事を許す事に、變更した。之に依て見ると、國分寺僧は頗る嚴選されたのである。

國分寺の建物

國分寺の建物としては、七重塔、金堂、僧房等の有つた事は、天平十九年の詔に見るも明であり、此外に大衆院、庫院もあつた。講堂は如來の像を安置して、其所で經文を講じたり、又問答したりする。又食堂は齋堂とも云ひ、文珠菩薩を安置し、僧尼が齋卽ち食を取る所で、二者共に缺くべからざる建物なれば、此二者も有つたのであらうと思ふ。金堂を中心に、此等の建物が、凡そ方二町程の內に在り、其周圍には築垣が繞らされ、南面に南大門、東面には東大門、西面には西大門があつた。此大伽藍が、

國分寺建立が上田地方に及した影響

我上田地方に出來たのは、物質的には、建築、美術の方面に大影響を及ぼしたであらうことは、想像に難くない所であり。又精神的には、佛教信仰の趨勢を促進した。日本靈異記に、寶龜年間、小縣郡跡目跡部の里人、他田舍人蝦夷と云ふが、法華經を寫したといふ事、又同じく小縣郡の嬢海（おうなみ）野の里人、大伴造忍勝と云ふが、寺を建立したり、大般若經を寫さんと、志すに至つた事などは、其一證左と見るべきで、國分寺建立に際しては、寺堂の建立あり、天皇の御親寫に擬して、金字金光明經を納めらるゝあり、又金光明、最勝王經、又は法華經を書寫せしめた事もあるので、此の如き事が、やがて佛の大功德を享受すべしといふ信仰から、蝦夷忍勝等が此擧あるに至つたものと考へるならば、佛教信仰の趨勢を促進したるを知るであらう。

信濃國分寺の規模

國分寺々料稻四萬束

信濃國分寺の結構規模は、他の諸國の其に比して、如何なる程度のものであつたか。若し延喜式所載の諸國々分寺料が、規模の大小等に依て、斟酌規定されたものならば、東山道の中では、近江の六萬束下野の五萬束、之に亞いで我信濃國は、美濃、上野、陸奥と共に四萬束であり、全國中二萬束が或は三萬束多いのに比ぶれば、規模の大きな寺の中に入ると思ふ。（此寺料稻四萬束は、之より得る春米二千石を、出擧（利息を取て貸す）して、寺の經營維持の資となすので、官の利息は令制にては、半倍と定まりしが、其後利率は引下げられた。）

國分寺建立に際し、諸國司が責任を以て、事に當つたことは、國分寺に關する詔にも、明らかである通りで、其責任者が任務を果すには、國府附近に建立するのが、責任監督上尤利便とする。故に若し、國衙が今の上田市の東部あたりに在りしならば、今の神川村の西部大字國分の地は、適地であると思ふ。今上田市街の邊に當る所を擇ばなかつたのは、其頃地形地質等、造塔造寺に適しない點があつたのか、或は官道に沿はなかつた爲か。

國分寺の讀經と金光明最勝王經の轉讀

奈良時代の國分寺に於ては、毎月八日、二十人の比丘が、金光明、最勝王經を轉讀して、諸災の息除

八日堂

正月八日の讀經

と國土安穩とを祈願した。延喜式玄蕃寮規定に「凡諸國國分二寺依二僧尼見數一。毎寺起二正月八日一迄二十四日一。轉二讀金光明最勝王經一。其施物用二當所正稅一」とあつて、延喜の頃には、金光明最勝王經の轉讀は、毎年正月八日から十四日まで、七日間と變更されたのである。若し王者ありて、僧尼を扶持し、衣食住に不足無からしめ、金光明最勝王經を受持讀誦せしむれば、廣目、增長、持國、多聞の四天王よく冥護を加へ、其國土を安穩ならしめ、衆生の苦厄を除き、萬民をして其生に安ぜしむ。といふ信仰より、此讀經が行はれたので、國分寺建立の本旨は、實に玆に在るのであつた。

信濃國分寺今八日堂と云ふ



國分寺趾

國分寺二十人の僧侶が毎月八日、莊嚴な讀經をした時は勿論、毎年の正月八日から七日間の讀經と變つても、附近の民衆には、八日といふ日が、強い印象を與へたものと想像される。若し其日に、民衆群集を目あてに、市でも立つと云ふことでもあれば、猶更である。

今信濃國分寺を八日堂と稱するも、此に原くのであつて、國分寺に相應はしい、名と謂ふべきである。

奈良時代の國分寺趾は、小縣郡神川村大字國分、字仁王堂と呼ぶ所に在る。其所には、昔時の金堂礎石が存在して居り、土壇の形も猶認められる。左の寫眞は金堂趾の礎石あるを撮影したのである。

此金堂址を中心とした地籍は、信濃國分寺趾として文部省指定保存の史蹟と成つて居る。此邊より國分寺の古瓦が多く見出される。指定保在區域及古瓦を左に示すこ

上代信濃國分寺寺阯
礎石實測圖

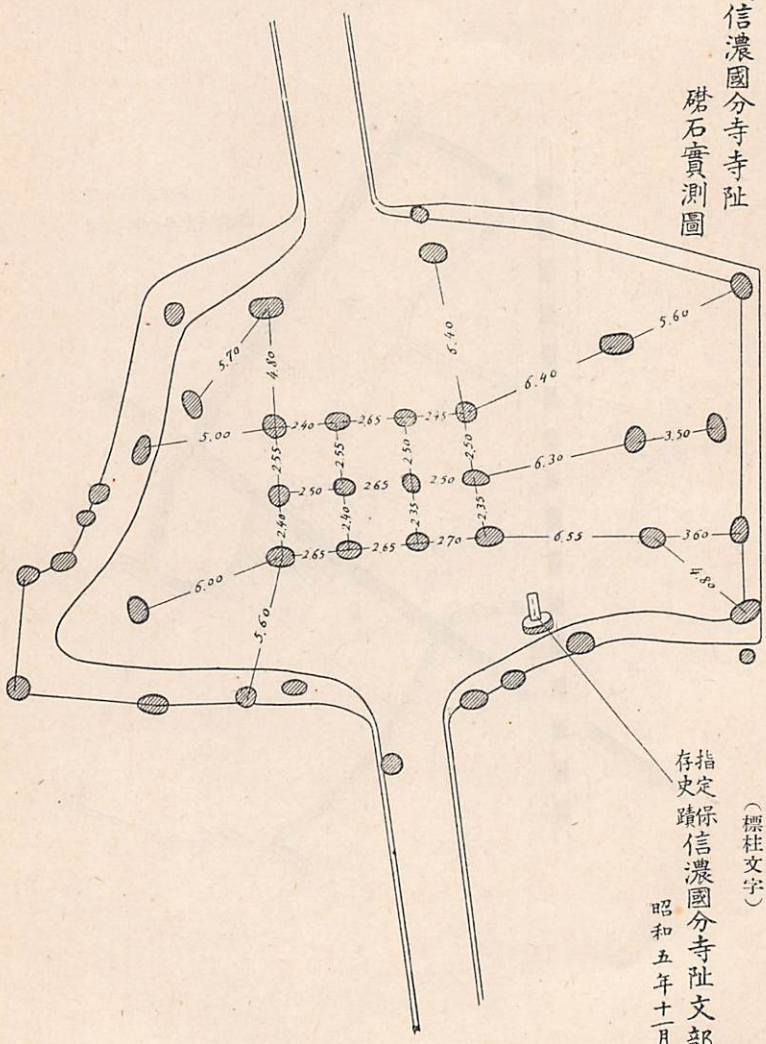

（標柱文字）
指定保存史蹟信濃國分寺阯文部省
昭和五年十一月十九日

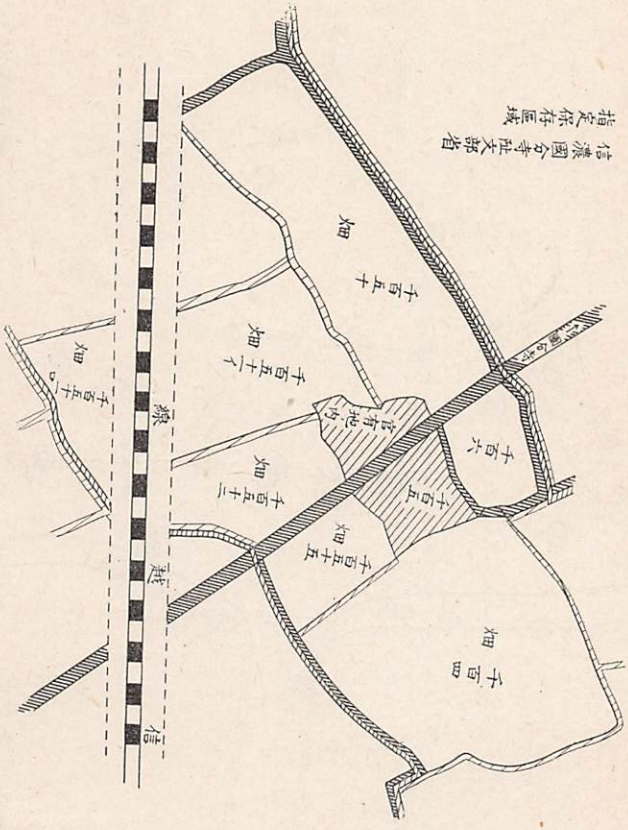
信濃國分寺跡保存區域
畑
千曲十
畑
千曲十
畑
千曲十

國分寺古瓦紋樣拓影

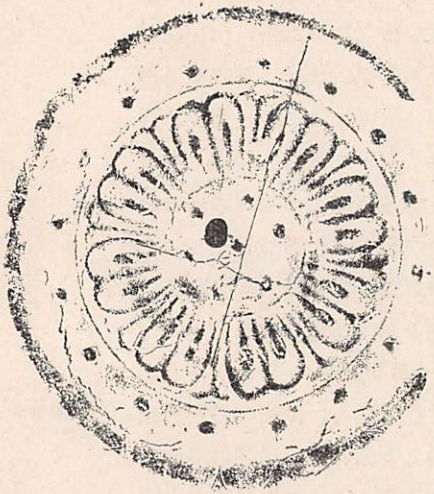

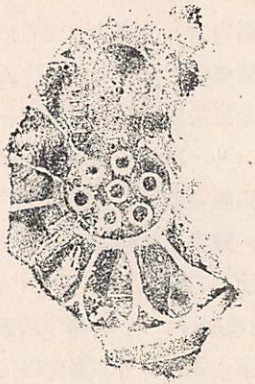

巴瓦紋樣

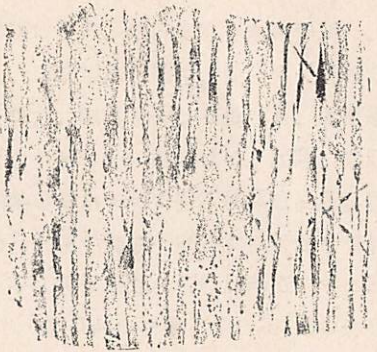

平瓦表面紋樣の一種



唐草瓦紋樣



唐草瓦紋樣

國分八幡の宮

と〻する。此金堂阯と指定された場處の、東北台地の上に、國分八幡社といふが有る、此地方の古社で、國分寺守護の八幡と言ひ傳へて居る。

現在の國分寺は、文部省指定史蹟と成つて居る國分寺址よりは、北方一段高い台地に在る。何時の頃此所に遷りしかは不明であるが、蓋し平安時代の初期ではあるまいかと思ふ。今國分寺本堂は、八日堂又は藥師堂と呼ばれて居る。八日堂と稱する理由は、前述した所であるが、藥師堂と呼ぶ所以は、藥師瑠璃光如來が、本尊佛であるからである。國分寺安置の佛像は、釋迦牟尼佛なることは、史に據て明かなる所であり、又九條家所藏記錄、延喜式裏書に在る、上野國分寺に就ての記載の中に、破損釋迦丈六壹躰安座高八尺金色とあるも其一證である。然るに信濃國分寺の本尊佛が、藥師如來なるは何故か、惟ふに平安時代の中頃に至り、諸國至る處、權門勢家の莊園を見ざるなき有樣となり、其結果、國司支配公領の縮少を來たし、國庫の收入は、自然減少するに至つた。かくて國分寺料の支出も困難となり、加之、朝綱弛みて地方、豪族跋扈するも、國司の權衰へて、之を抑制すること能はざる狀勢に在ては、國分寺の經營など不可能の事で、其寺塔朽損するもたゞ其頽破に委かすより外、仕方無かつたのである。かくて諸國國分寺は、概ね皆衰頽の運を辿り、安置釋迦牟尼佛像も汚損して、尊き容相も失はれるに至つたであらう。中に幸にして、信心篤志者の力に賴て、堂塔修理或は再建等の事でもあれば、當時の祈禱佛教流行の潮勢に從て、新に藥師如來の像を以て、本尊佛とするが多かつただらうと想はれる。因幡、長門、伊豫、飛驒、越前、上野、武藏、上總等の、諸國現在國分寺の本尊が、藥師如來であるのは、此經過を辿つたのであらうと思ふ。我信濃國分寺も、此の如き事情の下に、自然頽廢に陷り、釋迦丈六佛像が汚損するに至つたか、或は又祝融の災に罹り燒失し、其修繕或は再建の際に、新に藥師如來像を以て、本尊佛として安置され、之と同時に寺堂の位置が、變更移轉されたものかと思ふ。今此本尊藥師佛は、秘佛として、絕對に他見を許さぬことに成て居る。

藥師堂
本尊藥師如來

諸國々分寺衰頽す

現時の信濃國分寺



現在の藥師堂即ち國分寺本堂は、移轉當時の模樣は明でないが、近き以前には草葺の假堂であつた。其は文政十一年三月、本堂葺替の費金寄附の事を、上田町問屋に依頼した時の、問屋日記に徵して明な所である。文政十二年時の國分寺住職孝諠法印、本堂の大破を歎き、其再建の大願を起し、篤志者と相謀り、上田藩御免勸化に依て、汎く淨財の寄進を求めて工事に着手し、弘化二年四月棟上式を擧行し、萬延元年に至り全く竣工した。棟上までに、工費を要すること二千七百兩、棟上後の造作も亦多額に上り、寄附に依つたものが尠く無かつた。此時上田の海野町、原町、横町、柳町、木町、鍛冶町の六町は、屋根瓦、及び瓦師の工賃を寄附したのは、多額の寄附に屬して居る。出來上つた堂は、間口九間、奥行十間半二重屋根瓦葺、全體安定の姿を見せて仲々立派な建築である。

三重の古塔

此本堂の南東、十五間程離れた所に三重の古塔が有る。三間三層、初層十二尺八寸方、二重十一尺二寸方、三層十尺方。全高六十六尺三寸五分。相輪部二十尺八寸五分で、全高との比は三十一、二七である。

藩主古塔の修理

此塔が藩政時代上田領主仙石越前守政明の手に由て、貞享二年に、松平伊賀守忠周の手に由て享保十一年に修覆された事は、塔内に納められて居た左の札書で明である。貞享二年修覆の時には、初層に、

貞享、享保の二回　京七條大佛師安阿彌流藤河重索作の、大日如來像壹躰が安置された。

（仙石越前守分）

于時貞享貳乙丑天

奉行　依田市右衛門　神谷七郎右衛門　願主舜海
酒向清兵衛

爾時佛前有七寶塔高五百由旬從廣二百五十旬從地湧出住
梵字　夫寶塔者大日覺王之尊形天長地久根本□攸經曰仙石越前守御修覆在空中種々寶物而莊嚴三五
欄楯龍室千萬乃至亦復如是

三月二日

代官　依田久太夫　河田彌□衛門　敬白
鷲見一齋

（以上表面文字）

庄屋　中澤久右衛門　大工　源左衛門　黑兵衛　太兵衛　清助
組頭　山越與左衛門　茂兵衛　萬右衛門
同斷　金井太兵衛　甚右衛門　清左衛門
中澤清之丞　與惣兵衛　安兵衛

右塔內本尊大日覺王尊形新奉造立入佛開眼儀則乙丑三月廿八日成就畢
大導師眞田村白山寺法印長海
國分寺住
京七條大佛師安阿彌流藤河宰相重索作

弟子　善七
木引　文七
（以上裏面文字）

（松平伊賀守分）

于時享保十一丙午天　松平伊賀守御修覆　奉行

經曰爾時佛前有七重寶塔高五百由旬縱廣二百五十由旬從地湧出住

梵字　夫寶塔者大日覺王尊形天長地久所也

在空中種々寶物而莊嚴三五千欄楯龕室千萬乃至亦復如是

三月二十八日　代官　澤井新兵衛
小林五郎兵衛　敬白

文化七年修理

猶此後文化七年に

國分寺村

國分寺

右境內三重塔大破ニ相成候處修覆難レ及ニ自力一依レ之來未年二月中旬より日數九十日間、御家中御領分町在共家別勸化願之通御免被ニ成下一候間物之多少によらず、志次第致ニ寄附一候樣町中一統可レ被ニ相觸一事

午十二月

（原町問屋日記）

とあれば文化年間にも亦修覆の事があつたのである。

此三重塔の建築樣式は、信濃國寶集に室町時代のものと思はるといふ。昭和七年大修覆の時、塔全體を解き崩した際に、通肘木に、建久八年の墨書あるを發見した。寺傳に建久八年源賴朝善光寺詣の途次、國分寺の頽廢を歎き、修覆を加へたることありしと云ふ。

八日堂大緣日

國分寺本來の勤　元和年間の八日堂

八日堂市又火振ノ市

修覆後の三重塔



明最勝王經、藥師瑠璃光如來本願功德經を轉讀して、國土安穩衆生豐樂を祈願し、國分寺本來の勤を爲る。此大緣日には、八日堂參詣の者非常に多く、七日の夜から如來の慧火で、因緣所生の災厄を燒き捨てゝ、其功德を衆生に回向するといふ、護摩修法に會はんとて、詣づる者が多い。故に七日の夜から、八日に懸けて、寺の境內は勿論、沿道の好處を見立てゝ、露店を張り、種々樣々の品物を賣る。之が八日堂市である。又一に火振ノ市とも云ふ。此市の賣り物の中で名高いのは、蘇民將來の護木である。又綛の枝に、晒し苧を結び附けた、命の緒と稱するものも賣る。文政四

元和年間八日堂緣日圖



國分寺では今でも毎月八日には、讀經の儀を行つて居る。けれども、毎年正月八日には、最も嚴肅な讀經祈願の儀を行ふのである。之を八日堂大緣日と云ふて居る、七日の夜には護摩修法が行はれ、翌八日國分寺住僧は、金光

年正月の日記に「八日天氣打續、暖氣にて道も宜しく例年より格別國分寺參詣人多く蘇民將來柀(シキミ)等早く賣切候由に御座候」とある。蘇民將來の護木は、本來國分寺に關係あるものではなく、藥師如來に關係あるものと考へられる。信濃國分寺では何時から、此護木を出すやうになつたか知れ無いが、國分寺所藏の文書に、「文明十二年霜月八日書畢」と奥書せる、牛頭天王之祭文といふが有る。此から考へると、足利時代の中葉頃から、始つたかとも想像される。此國分寺で出す蘇民將來の護木には、大きなものも小さいものもある。刻む材は、柳の木の木髓ある、丸いのを採て作るのである。其六角の各の面には、蘇民、將來、子孫、人也、大福、長者の十二字が二字づゝ書いてある。此護木を家の門戸に懸けて置けば、惡疫其家に入らず、兒童之を腰に付け居れば、息災怪我も無しと云ふ。此護木の由來は、牛頭天王祭文に據るを、尤も然るべしと思ふ、故に左に記して置く。

牛頭天王祭文

牛頭天王之祭文

維當來年次吉日良辰撰定カケ、□□□□□□□ナクモ牛頭天王武荅天神婆梨妻女八王子奉請白言急(マヽ)散共上酒再拜々々

謹請第一之王子ヲハ生廣天天ト申（原本王子の二字なし）

謹請第二之王子ヲハ魔王天王ト申（原本王子の二字なし）

謹請第三之王子ヲハ倶摩羅天王ト申

謹請第四之王子ヲハ達你迦天王ト申

謹請第五之王子ヲハ蘭子天王ト申

謹請第六之王子ヲ德達天王ト申

謹請第七之王子ヲハ神形天王ト申

謹請第八之王子ヲハ三頭天王ト申

愼敬白散共再拜　奉献酒　抑昔シ、武荅天神之本誓ヲ傳請給ルニ自リ是レ二十萬恒河沙ヲ去テ須彌山ヨリ北ニケイロ界ト云所有リ並ニ白キノ御門ト申其御子今之牛頭天王未キサキノ宮定リ給ハヌ其時南天竺ヨリ山鳩ト申羽一把天王之御前ノ梅ノ木ノ枝ニ羽ヲヤスメサエツル様ヲ其時靜ニ出テ聞賜ニ釋迦羅龍宮ノ姫宮ヲハシマス其御カタチイツクシクメ三十二相八十種好ヲ具足シ給ウ是ハ牛頭天王ノキサキニ定リ給ヘシトサヤツル、其時天王キイノ思ヲ成テ長本元年丙子正月十三日戀ノ路ニアコガレ南海ノ面ヲサシテ出給ウ未申ノ時折節ツカレニノソミ給ウ程ニ日モハヤ晩セキ及コヽニ大福貴ナル家有リ主ノ名ヲハ小丹長者ト名付ク天王ハ立寄給テ宿ヲ借給ウ時宿ハナシト答ウ天王重テノタマハク但借給エト有シカバ小丹大ニイカリヲ成テ父類眷屬ヲ以テ追出シ奉ル天王更ニ不及メ小松ノ中ニ隱給ウ其後下女出來ル女我ニ宿ヲ借トノタマウ下女答テ云我ハ是小丹長者之内ノ者也然ニ此人ハ我ガ身ノ富貴ナルニ依テ人ノ愁ヲモ不知往來ノ人ヲモ憐ミ給事モナシ御宿ハ安キ事ニテ候エ共然間御宿ハ不可叶是ヨリ東方ニ一里計行テ御宿ヲ借給ヘト申、行テ御覽ズレハ松ノ木四十二本有ル所ニ一ノ木蔭有リ此ニ立寄テ御宿ヲ借賜、其時女出テ答曰、我ハ是人間ノ者ト御覽ズルカ雨風ヲ衣トシ松ノ木ヲ躰トシテ過ル者也（原本無シ）是自東ニ萬里斗行テ志有ル人アリ、其ニテ御宿ヲ借給エト申ケルニ行給テ宿ヲ借給ウニ蘇民將來ハ立出テ曰我ハ是人間ノ顔ト成テ候エトモ貧賤無極ニシテ仍一夜ノ宿飯ニ成シ申スベキ物モナシ御座ト成可申ス所モ無シト申牛頭天王重テノ給ハクタベ借シ給エ見苦シカラジ女ノ食飯ヲタヒ給エト有リシ時蘇民將來之居所ヲ取リ拂テ粟ガラヲ敷キ干莚ヲ御座トシテ奉請ル粟ノタ飯ヲマイラセ心ヲ點メ奉ル、其夜モ樣々明ケレバ御出立給テ出行給ウ時蘇民將來白テ言、公如何成方ヘ行給ウト申時天王ノタマウ我レハ釋迦羅龍宮ノ姫宮婆梨妻女ト申人ヲ戀奉リ南海ノ面ヲ差テ行者也、然ルニ小丹長者ノ宿ヲ借ザル其恨ヲ大ニ成テ依小丹長者ヲバ罰識ニ臥セテ來世ニハ例氣ト成テホロスベシト有リシカハ蘇民將來之曰小丹長者ガ娑ハ自カムスメニテ候、小丹長者ヲハ罰シ給ウ共我等ガムスメヲバ御除給エト申奉

レバ、其ハ安キ事也ト天王言テ柳ノ札ヲ作テ蘇民將來之子孫也ト書テ男ハ左女ハ右ニ懸可其ヲシルシニユルスベシトテ小丹長者ヲハ罰識ニ臥牛頭天王ハ南海ヲ差テ出給ウ、其後釋迦羅龍宮ノ姫宮ニ相棒十二年之内ニ王子八人マウケ給テ歸國シ給ウ其部類眷屬九萬八千有リ古丹長者ハ此事ヲ請給テ魔王ノ通トテ四方ニ鐵ノツイシヲツキ天ニ鐵ノ網ヲ張屋堅ヲメ居給ウ又蘇民將來ハ請給テ金ノ宮殿ヲ造テ奉待、牛頭天王ハ御覽ジテ如何ナル事ト問給ウ蘇民將來答曰ク公ノ御通賜後自天寶降地從泉ワキ出テ七珍萬寶充滿タリ、然ルニ君ヲ三日奉留ヵ爲也ト申ス、然間三日留給テ古丹長者ガ所ヘ使ヲ立見給ウニ四方天地ヲ閉テ可キ入ル樣モ無シト申ス、其時天地ニ開ク花ヲ入テカヽセ給ウ程ニ善知識ノ水ノ流ル所有リカキ入レテ九萬八千之以テ眷屬ヲ七日七夜之内ニホロロージ給ウ、其後小丹ガ子孫ト云者ヲハ一人モ不可立ソト言又其時從蘇民將來ノ子孫ヲバユルシ給ウ當病平癒身心安穩息災延命福壽增長七難卽滅七福則生家内富貴子孫繁昌殊蛇氣遠靈呪咀ヲハ萬里之外ニ拂ヒ牛頭天王婆梨采女武答天神八王子蛇毒氣神王等之部類眷屬愛愍垂納授ヲ給ヘト敬白再拜々々散共上酒

謹請首五躰病ハ武答天神ニ申シ可給ウ

謹請口ノ病ハ婆利細女ニ申可給

謹請足ノ病ハ大良ノ王子ニ申可給

謹請腹ノ病ハ次良ノ王子ニ申可給

謹請喉ノ病ハ三良ノ王子ニ申可給

謹請胷ノ病ハ四良ノ王子ニ申可給

謹請手ノ病ハ五良ノ王子ニ申可給

謹請腰ノ病ハ六良ノ王子ニ申可給

謹請モヽノ病ハ七良ノ王子ニ申可給

謹請膝ノ病ハ八良ノ王子ニ申可給
南斗北斗讃歎玉女左青龍右白虎善朱雀御玄武急々律令
ヲシ　ハサ　ラ　ハ　ラ　シヤリユ　ケン　ソワカ
離遊
文明十二年刀子霜□廿八日　書寫畢

かゝる緣由から、柳の木に蘇民將來子孫人也と、書いたものが、惡疫惡魔を除け拂ふとして、護木にするのである。又小縣郡年表に古傳云々として、次のやうな說が載せられて居る。

素戔嗚尊、獲三罪於二天上一降二于土一日、窘二陰雨一請三宿于二諸神一以下其獲罪于天上不レ許也、有二蘇民將來者一、宿能遇レ之、尊悅曰、我使下二汝子孫一永世無中病疫上、擬二其宅一、而作者掛二之門戶一佩二之身一則同其子孫不二病疫一。

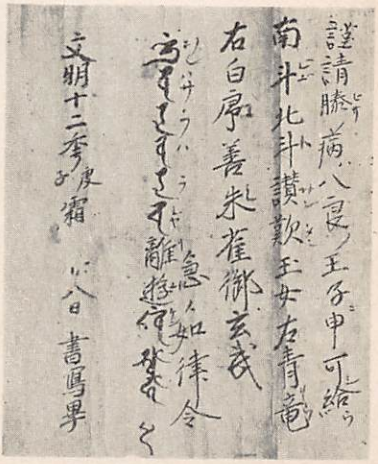

此說に據れば、牛頭天皇即ち素戔嗚尊が、蘇民將來に救はれたのは、尊が高天原を追はれ、根ノ國に赴く途中の出來事と成るのである。

蘇民將來護木製作の古規

此護り木を作る者は、昔から國分寺區に居住した家のみが、其權利を有つて居る。昔は一戶每に、六百個。全戶數三十で、總數一万八千箇を作つた。明治の代に至り、每戶百五十餘、戶數六十、總數九千を作ることゝ成つた。造る家々では、正月初から造りはじめ、一定數に達すれば、此を蘇民箱といふに入れ、七日の夜、執行される護摩修法の際に、其護摩の煙に當てゝ、其を八日の市に賣り出すのである。又賣る場所は、堂前の東西兩側に分れ、居住の新古に依て、其位置が定て居り、古い家柄ほど堂に

近い所で賣ることに成て居た。此護木の賣れ數の多寡に依て、其年の豊凶を卜したと云ふ。

命の緒は、息災延命の緣喜物である。緣喜物には、此命の緒の外に、福達磨がある。之は張り子の目無し達磨で、大小の形は様々ある。此目無し達磨は、吉事があれば目玉が入れられるのである。

八日堂緣日の參詣人

天明五年、弘化五年頃の間屋日記を見ると、此八日堂緣日の日が、好天氣なれば、上田町にも市が立ち、商賣が盛に行はれたのである。今日に於ては、夷講祝賣と共に、上田市の一年内の書き入れ市日と成り、景氣好く祝賣が行はれるやうになつた。小縣郡年表は賽錢高に依て、參詣人數を推算して、安政六年には一万五千人、明治十四年には亦一万五千人程と概測して居る。

國分尼寺

第二節　國分尼寺

國分尼寺遺址が判明しないことは、諸國同様なるが多い。國分二寺と稱し、僧、尼寺相對せし如くなるも、僧尼の員數に於て、僧寺は二十僧、尼寺は十尼又僧寺には、五十戸の封戸を給するも、尼寺には其が無い。墾田許可の地積、僧寺九千町、尼寺四千町の相違がある。此の如く尼寺の待遇は、遙かに僧寺に及ばないのを見ると、朝廷既に尼寺を、輕視して居たかの如くに思はれる。かくして伽藍も、僧寺に比して、小規模なりしなるべく、又國司等の注意關心も、僧寺より薄かつたであらう。此様な事情の下に、僧寺よりは、一層疾く頽廢に赴いたと思はれる。

信濃國分尼寺も、其遺跡明かで無い。けれども、等しく國司の監督經營の下に在る以上、僧寺と共に、國府近くの地に建てられて然るべしと思ふ。僧、尼二寺の位置關係は、石見國名跡考に、其國の僧、尼兩寺の位置に就て「僧寺と尼寺との隔離も、凡そ今道の一里ばかりもありて、他國なるを例として見るにあへり」とあり、辻善之助博士日本佛教史之研究にも、僧、尼兩寺は國府を中間にして、互に反對の方に、在りしものの如し、と云はれて居る。今之に依て我國分尼寺址調査研究せしも、其らしく考へら

る所も、發見するを得なかつた。唯一つ尼寺址との傳說ある、小縣郡丸子町小字大峽の地には、遺物として、其處より出土する奈良時代のものと認め得る、古瓦の破片多く、其巴瓦の破片には、八辨蓮華文樣、蓮子五顆を容るる中房、無文樣の周緣あるもの發見され、又寺址と云はるる畑地の傍に、礎石と認め得る、自然石の大なるもの、數多存在せしこと、其他地名考據としては、該地下方近くの平地に字八日町といふがある。此は八日讀經の際、民衆群集して、市が立ちしより來りし名なるべし、と考へる時、國分尼寺址考察上、有力なる地名の存在なるを、思はしめる。國分僧寺よりも、疾く衰頽せし尼寺の址に、充分な考證資料の殘存することは、望みがたい事である。然るに、相應に古くより、尼寺址といふ傳說を有ち、上述の如き、考證資料と見るべきものあるは、未だ他に之れあるを聞かない。

故に現在に於ては此地を以て、信濃國分尼寺址研究の參考地、として擧げて置くこととする。筆の序でに、左に松本市史載する所を附記して置く

松本市中央を流るる女鳥羽川は、元祿以前には、めたうた川（女堂田川）と呼ばれたるが、こは女堂へ施入せられし田地の傍を流れし故に斯く呼びなされたりと思はる。外に市內淸水の念來寺入口には、明治初年迄「國分尼寺址」の古碑立ち居りたれば何れは松本市附近なりしと傳へらる。亦近年淺間と大村の境の邊の字堂田なる田中より多量の布目平瓦を採掘せり、天沼博士は平安朝初期の瓦なりと鑑定せられたり、礎石と思はるる者從來其堰端に十數箇あり、近時競馬場施設にて又二十箇許りを掘出せり、こは或は尼寺遺蹟にやとも思はるれど定かならず。

尼寺址參考地

第三章　小縣郡

小縣郡

萬葉集卷二十、防人歌の中に、天平勝寶七年、筑紫國に防人（さきもり）の交替として赴く時、二月二十二日、信濃國の防人部領使は、途中病に罹りし爲め、京に上らざりしが、防人等の詠進歌十二首は、差進められた。其中九首は拙劣、三首のみ選に入り、萬葉集に載せられた。其三首の中に

可良己呂茂（からころも）。須曾爾等里都伎（すそにとりつき）。奈久古良乎（なくこらを）。意伎弖曾（おきてぞ）・伎怒也（きぬや）。意母奈之爾志弖（おもなしにして）。

右一首　國造小縣郡他田舍人大島

といふがある。之が小縣郡の名が、確な書に見えた始である。小縣の二字「ヲアガタ」或は「コアガタ」などと、讀まれずして、古のまま「チヒサガタ」と、讀まれて居るのは、床しく心持よく感じられる。

小縣の意義

此「チヒサガタ」は「小縣（チヒサガタ）」で、縣（あがた）の小なるを云ふのである。此縣（あがた）の解釋には、種々の說あるも、縣は在方（ありかた）にて、國內田畑開らけ、人民の聚落ある所を云ふ。今も田舍を在（ざい）と云ふも、在處の義なりと云へる說（飯田武鄕氏）尤も穩當であると思ふ。此解釋に據る時は、民衆の聚落あり、其附近に耕すべき美田良圃ある所、上代に在ては最も好い所であつた。依て其を特に縣と稱する、一區域としたのであらう。かかる好所なれば、點定して朝廷の御料とした所もある。大和の六ノ御縣の如きは其である。縣主は此所を治むる長である。

縣主

縣（あがた）は多く郡となる

大化改新の政行はれ、國郡制定せられ、國、郡司設置の時に及んでは、縣は概ね郡と成つた。然し、後の小縣郡の範圍が昔の小縣其儘であつたとは考へられぬ。小縣（ちいさあがた）の方、後の小縣郡より小さかつたで

小縣の始原地

あらうと思はれるが、其四至境域の如きは、今判明らない。小縣郡と成つた其根本の小縣は、何處邊なりしかに就ては、小縣郡史の、今縣村常田區の内、高呂添に「アガタ」と呼ぶ地域あり、此が古の縣の稱呼の名殘なるべし、との說が、當れりと思ふ。然し、鹽川村南方を、南縣の遺稱となすは、古文書に墟尻南方など記せるもあれば、同意し兼ねる所である。卽ち此縣村常田區内なる、「アガタ」の名を負へる地あたりを本として、立られた小い縣であつたと思はれる。縣の小なるもの他にも之れ有りしなるべし、と思はるるに、郡名となつて其名を傳へしは、我小縣のみであるは、如何なる理由に依るか判明しない。

大化改新國郡制度施行後、信濃國府が、今の上田市東部邊に在りしとせば、其所には、國司の廳があり、小縣郡の郡衙も、其國衙近くに、置かれたものと思はれる。郡司の長官は、大領であつた。（四部官表參照）此郡司も國司と同じく巡察使が其治能過失を檢し、褒貶黜陟する。外長上の官で、官位令には顯はれないが、地方の政を委任する所から、其選任には頗る注意を拂つたのである。其大領、少領を任ずるには國内譜代重大の者の中より、身材の能者を擇み、國司詮擬の上、式部省に上申し、式部省官人の間校を經、しかる後任命されたのである。天平勝寶元年には、郡立置以來の、譜代重大の家を簡定して、嫡々相續いで之に任じ、傍觀を採用することは、許さなかつた。然るに、桓武天皇延曆十七年三月十六日に詔して「宜下其譜代之選永從二停廢一取二藝業著聞堪レ理レ郡者一爲上レ之」と仰せられて、譜代の選を廢止した。然るに庸才賤下の者が、門地あり、功勞ある者の上に處り、物情に叶はざるより、嵯峨天皇の弘仁二年に至り、再び譜代重大の者を以て之に任じ、若し其人なければ、才良の者に及ぶことに復し、此制は、康保、貞元の頃まで行はれた。（官制沿革略史）故に小縣郡司に任ぜられし者、延曆十七年より、弘仁二年に至る十數年間は、如何なりしか判明せぬが、其他の時代には小縣郡内の譜代重大の家、卽ち國造系の他田氏あたりが、相續いで任ぜられたに相違無からう。

郡司の職責

和銅五年五月、太政官奏して、「郡司の中、能く戸口を繁殖し、調庸を增益し、人々貲乏少に、逋逃を禁斷し、盜賊を肅淸し、籍簿皆實にして、戸に遺ることなく、制斷は理に合ひ、獄訟は寃無く、職に在て懈らず、身を立つること淸愼なる者。又之に反し、官に居て貪濁、事を處するに平かならず、職用既に闕け、公務擧らず、百姓を侵沒し、請託公施、肆に奸猾を行て、以て名官を求め、田疇は開けず、租調は減欠し、籍帳は多く虛にして、口丁實無く、逋逃境に在り、畋遊度無き者。此兩者は國司をして其狀を具し、朝集使に附して、報告せしめん」と請ふて御裁可ありしを見ると、郡司の職責が頗る重大なりしを察することが出來る。

小縣郡衙の所在地

小縣郡の郡衙は、國府附近の何處に在つたものか。今上田市の東部に政所の名を負へる地がある。其處は常田庄の下司の廳が在つた所と考へられる。郡司等の中には、京師の王公卿相等に對して其意を迎へて其用を勤め、朝命をば輕んずる傾があり、之を戒められた事は既に奈良時代の史に見えて居るが、平安時代、中葉以後に至り、權門勢家の莊園が、地方に多く立てらるるに至り、此等の郡司は、莊園の領主に取り入つて、其莊の司、長となり、庄務を執るやうに成つたものが、多いと云はれる。小縣郡司中、若し其多分の中に、入るものありしならば、常田莊の莊長又は莊司になつた者もあつたらう。然して遂に、前の郡衙は、後の莊園の政所、卽ち莊務を執る所と、變つたものと考へられる。かく考察すれば、小縣郡衙の所在地は、小字名政所の地であつたことに成るのである。

郡司の莊司又は莊長となるもの多し

上田市東部なる政所の地は小縣郡衙所在地奈良時代の小縣郡の戸口

此廳下に在つた、奈良時代の戸口、卽ち小縣郡の戸數人口は、何程であつたかは、今其を詳に知ることは能はざるも、倭名類從抄に載つて居る鄕數八よりは、少なかつたであらう。今大寶制定の二十里以レ至二十六里一曰二大郡一。十五里以レ至二十二里一曰二上郡一。十一里以レ至二八里一曰二中郡一。七里以レ至二四里一曰二下郡一。三里以レ至二二里一曰二小郡一。とあるに據ると、五等の郡中、七里から四里までの下郡に屬したのであらう。而して。一里（里は鄕に同じ）五十戸とすれば、六・七里の戸數は、三百以上三百五十以下、若し當時の

小縣郡は小郡の中なりしなるべし

一戸の人口を、正倉院所藏史料、大寶二年美濃國山方郡三井田里の、戸數五十で人口數八百九十九、一戸平均十八人に當る、に據て算出すると、小縣郡の里數を六とすれば、人口は五千四百人程と成り、若し慶雲三年の格、戸内八丁以上を大戸とし、六丁以上を上戸、四丁以上を中戸、二丁を下戸、とするに據て、此を平均して一戸内の課口を五丁とし、不課口を十五人とし、一戸内の平均口數を算すれば、一戸二十人と成る（食貨志略）一戸廿人とせば、六里三百戸の人口は、六千人となり、七里ならば、三百五十戸七千人と成る。是に依ると、奈良時代に於ける小縣郡の人口は、七千人以内であつた、と云ふことになる。

灌漑の遺跡

第四章　灌漑の遺蹟

上田地方附近に於て、奈良時代の殖産事業上、必要な灌漑のことに就て、唯一の遺蹟とも認むべきは、吉田堰一名嬢堰であらう。

嬢堰

小縣郡年表に左の記事がある。

俚傳に云、此堰は養老元年に開く所にして、其支流は眞田村内字石船にて寒川を分流し、南下して吉田村の水田に供し、嬢鄉の太平寺村に至り、千曲川に入らしむ、幅凡七尺にして、長さ通じて四里八町とす。元祿年間修理十三年を經て成功し、水を增して深井村の用水に充て、其餘波猶數村の利潤となる。嘗て聞く、此堰開けざる前は、禰津山の溪水を以て、加澤、田中、海野、常田、海禪寺、東田澤、東上田、栗林、中曾根の土邑に供し、其末流を吉田深井の兩村に注ぎし故、兩村は更なり、十一邑も輒ち旱損ありしが、此擧あるに及んで、共に其患を脫る。由て此堰年々修理夫二千五百人の内、

五分の一加勢夫と稱し、十一邑より其費を助くるを例とし、又吉田より北方なる、赤坂、漆戸、矢澤原、眞田の諸邑も其潤利を借る多しとて、修費を荷ふと云。呼乎水分の功大なる哉。

童女鄉に大伴氏早く蕃衍す

此に俚傳として、養老元年に開くと云ふ、奈良の時代に於て、開通したと傳へらるゝ溝堰は、他に聞く所が無い。孃堰の名は、童女鄉に灌漑する爲めに、引水したので、其名を得たものと考へられる。そして童女の鄉には、早くより大伴氏が、蕃衍居住せしならんとは、小縣郡史の所說の如くで、光仁天皇の寶龜年間には、大伴忍勝の如きは、家大に富み氏寺をも建立したと、日本靈異記に載て居る程なれば、必ずや其以前より、此地に同族の居住する者が、多かつたものと見える。其等の人々の力か、或は其等の人々の請願に依て、官の灌漑池溝料使用の結果、開通したものか否かは判明せぬが、勢力ある大伴氏の居住地附近の田地に、引水するために、大工事を起して、此堰を開いたとしたならば、俚傳の養老元年なるや否や、判明らないが少くとも奈良時代の中に、此孃堰が出來たものと相像される。其後、修理浚渫の事も無く、灌漑用に供するに足らざるに至り、禰津の溪水を以て、繩かに此地方の、灌漑と爲して居た。爲めに旱魃の年には、忽ち其損害を被るに至つたのを、仙石氏上田領主と成るに及び、灌漑の事に注意を拂ひ、或は伊勢山堰堀越堰を通じ、或は六ケ村堰を開くなど、其業績大に見るべきものありし程なりしかば、吉田堰卽ち昔の孃堰の、修めて以て用うべきを知り、十三年の長年月を費し、修理浚渫、通水の量を多からしむる、功を奏したといふ事も有つて然るべきで、俚傳は、其眞を傳へしものであらうと思ふ。此は仙石氏の治績中、顯著なるもの丶一として稱すべきばかりでなく、同時に、上代灌漑の遺蹟を、偲ぶに足る事である。

（附）國司表

史上に載つて居る信濃國司中、小縣郡に國衙ありし頃と思はる丶年代までのものを、左に記載して、參考の資とする。表中、特に官名を載せざるは國守である。

元明	和銅元年　三　月	從五位下小治田ノ朝臣宅持	
同	七年　十　月	從五位下佐伯沙彌麿	
聖武	天平三年　五　月	外從五位下巨勢朝臣又兄	
同	十八年　六　月	從五位下物部ノ依羅朝臣人會	
同	十九年　十一　月	從五位下坂合部宿禰金綱	
孝謙	天平寶字　元年　七　月	信濃國守佐伯大成。橘奈良麿事件の時任國に流さる。	
同	同年同月　甲寅	從五位下忌部宿禰鳥麿	
同	五年正月　壬寅	從五位下紀ノ朝臣僧麿　信濃介	
淳仁	天平寶字八年正月己未	從五位下藤原朝臣繼繩八月には越前守に轉任す	
同	年十月丙寅	從五位下　三川ノ王	
天平寶字末年　何年？		從五位下藤原繼繩　日本後記	
天平神護　二年　七　月		從五位下太ノ朝臣犬養	
神護景雲　元年　七　月		少納言從五位下當麻王、兼二信濃介一（小納言は詔勅を傳宣し、鈴印傳符の事を掌る故必ず侍從職を兼ね最も重職とす故に任國へ赴くことはなかりしなるべし）	
同	二年　七　月	外從五位下濃宜ノ公水通信濃介	
同	三年　八　月	從五位上弓削宿禰大成、信濃員外介	
同	年九月辛巳	從四位下藤原朝臣楓麿	
光仁	寶龜元年　十　月	從五位下田口ノ朝臣水直、信濃員外介	

同	三年二月	從五位上菅生ノ王を中務大輔と爲す、少納言信濃守故の如し續記とあれば此以前信濃守に任ぜられしなるべし、寶龜三年十月姦罪に依り除名せらる。蓋し信濃守は遙任ならん。
同	三年九月	從五位下多治比ノ眞人豊濱
同	五年三月	從五位下石川朝臣堂足
同	九年二月	從五位下大原眞人淨貞
同	九年八月	正五位下大伴宿禰不破麿
天應元年五月		從五位下紀ノ朝臣家繼
桓武 延曆三年四月		正五位上巨勢ノ朝臣苗麿
同	四年正月	從五位上中臣朝臣鷹主
同	五年正月	從五位下多治比眞人賀智、信濃介
同	五年十月	從五位下縣ノ犬養宿禰堅魚麻呂
同	九年三月	大藏大輔正五位下藤原朝臣乙叡爲兼信濃守、侍從如故續記。公卿補任乙叡延曆八年十一月大藏小輔九年三月丙午兼信濃守同月壬戌兵部大輔兼衛門督侍從守如元十一年四月乙巳右兵衛督、大輔守如元、十二年五月辛巳左京大夫。
同	年同月	從五位下平群朝臣清麻呂、信濃介
同	十四年頃？	正六位上石川朝臣清主　信濃介

同十四年四月朔日小縣人久米舍人望足を讃岐國に配流した。是れ、是より先信濃介正六位上石川朝臣清主が人の爲めに射られしも、幸にして矢に中らなかつた。朝廷從五位下藤原朝臣都麻呂等を遣はして、射た人を勘捜せしめしも捕ふること出來なかつた。依て、更に衛門佐大伴宿禰是成を遣はして捜索せしめ、久米舍人望足を捕へて推問せし處、遂に服罪した。此日望足を讃岐に流したのである。類聚國史刑法部配流。

延暦十八年四月十一日　從五位上藤原朝臣繼業信濃介　日本後紀

此日從五位上藤原朝臣繼業を大學頭と爲す、侍從信濃介故の如しとあれば此日以前に繼業信濃介に任ぜられて居たのである。

平城	同二十三年	正月	從五位下、和ノ朝臣弟長信濃介
大同元年	正月	從五位上坂本朝臣佐太氣麻呂、信濃介
嵯峨	弘仁四年	正月	從五位下宇智王　小納言兼任
淳和	天長五年	正月	從三位右衛門督、紀百繼信濃守を兼ぬ（翌年近江守に轉ず　公卿補任、日本逸史
同	同年	同月	從五位下安倍朝臣安仁、信濃介　治績大に擧る　公卿補任
同	十年	正月	從三位刑部卿右兵衛督南淵朝臣弘貞信濃守兼任　公卿補任

同	十年三月	從四位上宮內卿源弘信濃守兼任
承和二年正月		正四位下源朝臣弘、源朝臣弘爲二信濃守一宮內卿如レ故　續後紀
承和三年		正五位下藤原朝臣大津
同	七年正月	從五位上興世朝臣書主
同	八年正月	從五位上春宮亮藤原朝臣貞守、信濃介兼任
同	八年四月	從五位下勳七等紀朝臣綱麻呂、信濃權守
同	九年八月	從五位下下毛野朝臣文繼、信濃介。
同	十三年正月	從五位下伴宿禰御園、信濃介
同	十五年正月	從四位下左大辨小野朝臣篁、信濃守兼任　公卿補任
嘉祥元年八月		從五位下佐伯宿禰雄勝、信濃介
仁壽元年正月		參議正四位下左兵衞督藤原朝臣助信濃守兼任　文德實錄
同	二年正月	正五位下久賀朝臣三夏、從五位下紀朝臣最弟信濃介
同	二年二月	從五位下左兵衞佐清原眞人秋雄、信濃介
同	三年七月	從五位下平朝臣實雄
齊衡元年正月		左衞門佐紀朝臣道茂、信濃介兼任
天安元年二月		從五位下右馬助藤原朝臣秀道信濃介兼任
同	二年正月	從四位上左兵衞督源朝臣多、信濃守兼任　公卿補任
同	年同月	從五位下田口朝臣統範、信濃權介

同	九年	春宮亮從四位下南淵朝臣年名信濃守兼任　公卿補任
清和 貞觀	三年正月	散位從五位下橘朝臣安吉雄、信濃權守。
同	四年正月	從五位下紀朝臣冬雄　信濃介
同	六年正月	左京大夫從四位上在原朝臣行平信濃守兼任
同	同年三月	從五位上行信濃權守、橘朝臣安吉雄信濃守となる
同	七年正月	從五位下藤原朝臣是繩、信濃權介
		從五位上有宗ノ宿禰益門、信濃權守。
同	九年正月	散位從五位下大春日朝臣吉野、信濃介
同	十年正月	從五位上源朝臣顯、
同	十一年二月	從五位下滋野朝臣恒蔭、信濃介
同	十二年正月	從五位上藤原朝臣水谷、信濃權守
同	年同月	從四位下行侍從興基王、信濃權守
同	十三年三月	從五位上滋野朝臣善根
同	十六年正月	從五位上紀朝臣有常　信濃權守
陽成 元慶	元年正月	從四位下在原朝臣守平
同	二年正月	從五位下信濃權介佐伯宿禰子房授從五位上　三代實錄
		正五位下源朝臣包、散位從五位下藤原朝臣恒實權介

參考

員外ノ介　員外國司は令制に規定せる以外に置きしものにて、員外介、員外掾、など皆其である。此は公廨の分配を得るために設けたる國司なれば、任國に赴いて事務に預ることは、禁ぜられて居た。地方官の員外は、天平寶字元年七月、藤原乙繩が日向員外掾になつたのが、初である。國史大辭典

權ノ守　權は假りの義、本官ならざるをいふのである。權守は多くは遙任也、遙任とは國に下りて受領せず、京に居て、守、介を稱るを云ふ、但ふるく權守受領のこともなきにあらず、若し權守受領せば、正守は遙任也、と標注職原抄に見え、又國司の權官は、守のみにあらずして、權ノ介權ノ掾などもある

第三篇　平安時代の上田地方

第一章　高麗の歸化人

第一節　小縣郡居住の高麗人賜姓を請願す

高麗の歸化人小縣郡居住の高麗人

桓武天皇の延暦十八年十二月五日、小縣郡居住の高麗歸化人が、新に姓を賜はつて、本號を改めたいと請願した。其人々は無位上部豐人、下部文代、高麗家繼、高麗繼楯、前部貞麿、上部色布知等で、此他、信濃國何郡居住なりしか判知らないが、信濃居住の高麗人、外從六位下卦婁眞老、後部黒足、前部黒麿、前部佐根人、下部手麻呂、前部秋足等も、同時に同じ事を出願した。此等の人々の、朝廷に請願した所に據ると、已等の先祖は高麗人である。推古、舒明二帝の時に來朝歸化し、其より以後累世蕃始で、未だに本號を改めない。伏して乞ひ望むらくは、去る天平勝寶九年四月四日の詔、卽ち高麗、百濟、新羅の國人等、我聖化を慕ふて我國に來り、既に久しく居住する者にて、姓を給はらんことを願ひ出づる者あらば、悉く之を許せ、といふ詔に依て新に姓を賜つて、本號を改めたいといふのであつた。

推古舒明の朝來朝歸化す

これと同時に、隣國甲斐に於ては、百濟の歸化人百九十人が、攝津國から甲斐國に遷されてから

甲斐の高麗人新

天智天皇

に姓を賜はらんを乞ふ

小縣郡居住高麗人に姓を賜ふ

高麗人小縣郡移住は其優技を傳へしむる爲めか

五年丙寅の歳に百濟人二千餘人を東國に遷したことがある其時に遷つたのであらう。年序既に久しい、故に蕃姓を改めて、新に姓を賜りたい、と出願したのに對し、其望に從ひ姓を賜つたことがある。

此時小縣郡内居住の、下部豊人等には玉川。下部文代等には清岡。高麗家繼等には御井。前部貞麻呂には朝治。上部色布知には玉井の姓を賜はつた。日本後紀、延暦十八年十二月甲戌五日の條に

信濃國人外從六位下卦婁眞老、後部黒足、前部黒麻呂、前部佐根人、下部奈手麻呂、前部秋足、小縣郡人無位上部豊人、下部文代、高麗家繼、高麗繼楯、前部貞麻呂、上部色布知等、言。已等先高麗人也、小治田飛鳥二朝廷時節、歸化來朝、自爾以還累世平民未改本號、伏望依去天平勝寶九歳四月四日勅、改二大姓一者、賜二眞老等姓須々岐、黒足等姓豊岡、黒麻呂姓村上、秋足等姓篠ノ井、豊人等姓玉川、文代等姓清岡、家繼等姓御井、貞麻呂姓朝治、色布知姓玉井一。

とあるが其である。因に云、延暦八年六月甲斐山梨郡の人要部の上麻呂、古爾、解禮等の情願に依り本姓を改めて上麻呂等には田井、古爾等には玉井、解禮等には大井の姓を賜ふたことがある。

第二節　高麗人小縣郡居住の理由

此等の高麗人が、如何なる理由に依て、信濃國小縣郡に居住するに至りしかは、史料の徴すべきものを缺くが故に、臆測するより、他は無いのであるが、當時小縣郡が比較的空閑地多きが故に、地方開拓の爲めに配置されたものと爲す說は、首肯し得ない所である。何となれば、當時信濃國中には小縣郡よりも、猶開拓すべき餘地の多かりし郡が、他に在つたと認むべきは倭名抄載する所の鄉里の數が、地積の廣大な割合に、勘ない郡があることより推して考へられる。故に若し、空閑地を拓く爲めの配置であるならば、其郡に遣すべき筈と思ふ。然るに、比較的早く開けしなるべし、と考へらるゝ小縣郡に配したのは、未開墾空閑地の開拓のためでは無く、比較的早く開けた地方人に、彼國優秀な技能を傳習せしむる爲で、あつたのではあるまいか。高麗人は古來製革の技に巧で、其事は夙く我邦にも傳つて居た。

仁賢天皇の御代に、天皇の六年秋九月、日鷹吉士を高麗に遣はして巧手者（てびと）を召さしめた。其時日鷹は工匠須流枳（スルキ）、奴流枳（スルキ）等を伴ひ歸り、其等の高麗人等を、倭の額田邑に居住せしめ、熟皮高麗と稱した。後の山邊郡額田邑嘉幡村の西十町許の所にある、皮工邑が其であると云ふ。此時高麗の巧手者として召されたものは、製革工即ち皮工であつたのであるが、此高麗人の特技たる製革のことが、當時我社會生活上必要なりしかば、特に使を派遣して召させ給ふたのである。

皮工邑

推古天皇の十八年、我邦に來朝せし高麗の僧曇徴は、五經の學に通じ兼て彩色（シミノモノ）をよくし、又紙墨等の製法も知れりと云ふ。五經の學の如きは、普通人の能くする所にあらずといへども、高麗人の中には、彩色や紙墨等の製作にも或る程度の知識を、有つて居たことであらう。

武具として、革甲が重要な位置を占めて居た時代には、皮工が重寶がられたことは、想像に難くない所であり、其が東蝦夷の關門とも見るべき信濃に於ては、革甲製作の事は、特に必要であつたに相違ない。故に科野國造建五百建命の治所の在る所で、隨て其國造系の子孫も早く繁衍して、大和文化が他に比して、進歩せし事を想はしむる小縣　方に、製革染色其他の技能ある高麗人を配して、其技を傳へしめたものと思はれる。今上田市に隣して、神科村に染屋と呼ぶ台地がある。此地名に就て信濃地名考は「此染屋殆染部に出でしなるべし」と推考して居るが、之れ當れる說と思はれる。遠き古の事に屬するので、今日に於ては、染色に就て、何等口碑傳說とても無い土地であるが、蓋し昔時高麗の染色の技を傳へしもの此地に住し、其業に從つて居つた所から、地名と成つたものであらう。

染屋

延喜式主計式、信濃國調物の條に、緋革五張を載せ、民部式交易雜物の條に、信濃國履牛皮三張、鹿皮九十張、洗皮十五張を載せて居る。又延喜式信濃調物中に、紺布六十端、縹布三十端があり。漢語抄に、調布は信濃と望陀とが有名で、諸國の調布とは、異て居る由を記してあり。信濃の紺布と縹布とは、望陀産の其と共に、一特色を有て居たのである。此望陀布を産する上總の國は、續日本紀、元正天皇靈

調布は信濃と望陀有名なり

龜二年五月の條に據れば、此頃には、既に高麗人の來朝歸化した者が、居つた事は明かである。故に此國にも亦、高麗染物の特技を傳へた者があつて、紺布縹布等の優秀なるを、産するに至つたものではあるまいか。若し此推考の如くならば、我染屋は前述の如き歴史を有つ所なるべしと思ふ。

歸化高麗人の居住地

歸化高麗人の居住地

前記賜姓十二名の歸化高麗人中、小縣郡に居住した六名のみ郡名を明記し、他の六名は、何故居住郡名を明記しないのであるかに就ても、推測の説を立つるに止まるのである。信濃古文獻考（栗岩氏著）は、嵯峨天皇弘仁年間に藥師寺の僧景戒が著した。大日本國現報善惡靈異記に、信州關係の文章二あり、而して二つながら、小縣郡の記事であるのは、當時小縣郡に國府が在つた、關係から來たものだらうと述べて居るが、此歸化高麗人の名も、右の關係から、小縣郡の者のみが明記さるゝに至つたものであらうと考へられる。けれども小縣郡居住の歸化高麗人が、郡内何所に居を占めて居つたかは判明しない。

元正天皇の靈龜二年、武藏國に駿河、甲斐、相摸、上下總、下野、常陸、七ケ國居住の高麗人、千七百九十九人を移して一郡を建て、高麗郡と稱した。今入間郡の一部と成る。此入間郡高麗村の大字新堀に在る大宮大明神は、近世に至るまで高麗一郡の大祠で、俗に白鬚明神と稱した。而して其大宮の社傳に據れば、靈龜二年に高麗王をはじめ、千七百九十九人の高麗人當郡に來住し、土地を闢き、耕作の業を營む。天平二十年高麗王薨ず、卽ち其靈を祀り高麗明神と崇む。王薨ずるの日、鬚髪共に白し、仍て白髭明神とも祭らしむとある。之に據る時は、白髭明神は高麗王を祭神とし、高麗人崇敬の社として、然るべきと思はるゝ所より、白鬚神社在る所、或は高麗人居住の地なりしにはあらざるかとの説あるも、白鬚明神社として有名なる、近江國滋賀郡の白髭神社祭神は、猿田彦命であり、又小縣郡内にて、白鬚神社の社號ある、東内村の白鬚社、富士山村の佐加神社（もと白鬚神社と云ふ。）の祭神は、江州白髭神社と同樣猿田彦命を奉祀して居る。故に白鬚神社所在地に就て、上代高麗人の居住地を推考せんとするは、いかゞか

武藏國白鬚明神

白髭明神社猿田彦命を祭るもの多し

と思ふ。

第二章　式の官道

第一節　信濃の官道

平安時代に於ける信濃の交通路は、延喜式兵部省諸國驛傳馬の條に載する所の驛名に據て、略明確に知る事を得るも、其以前に遡れば、史料の據るべきものを缺き、判明しない。

式の官道（驛傳を備へ官使の往來する道路）は、美濃國惠美郡坂本驛より、神ノ御坂即ち科野坂を越えて、信濃國伊那郡阿智ノ驛に出て居る。美濃、信濃兩國の間の神坂越は、上代に於ける、此兩國間の交通路であつた事は、日本武尊東夷御征討の御歸途、此科野坂を御通過なされた事に依ても知ることが出來る。木曾路は元明天皇和銅六年七月の紀に、美濃、信濃二國之堺、徑路險阻往還艱難也、仍通二吉蘇路一とあつて、神坂越の通路は險阻にして、往還危難多かりしかば、吉蘇路を開通したのである。けれども折角開通した此路は、村里も稀で、驛亭の設置も、備はらなかつた爲であるか、延喜の頃に至るまで、官使の往來には、神坂越の方を通つたのである。神坂を越えて、信濃に入つてからの驛々は、延喜式に次の如く載つて居る。

神坂越

吉蘇路開鑿

信濃の諸驛

信濃國驛馬阿智卅疋。育良（イカラ）、賢錐（カタギリ）、宮田、深澤（フカサハ）、覺志（カクシ）、各十疋。錦織、浦野、各十五疋。亘理（ワタリ）、清水各十疋。長倉十五疋。麻續、亘理、多古、沼邊、各五疋。

傳馬　伊那郡十疋、諏波、筑摩、小縣、佐久各五疋

阿智ノ驛から育良（いから）、賢錐（かたぎり）今片桐の字を用う、宮田、深澤（ふかさは）、覺志（かくし）を經て、信濃國府に達し、錦織驛（にしごり）で一つ

の岐路が北に分れる。其路は府縫を經て、犀川の亘理驛に出で、多古、沼邊を通つて、越後國に達する。東山道本路は、錦織驛より保福寺峠を越えて、小縣郡浦野驛に出で、浦野より千曲川の亘理驛に掛り、清水、長倉の二驛を過ぎ、碓水峠を越えて、上野國坂本驛に達する。

第二節　浦野驛

浦野驛

此等諸驛の中、我上田地方に關係あるは、浦野と亘理との二驛である。浦野驛は、地名辭書に「沓掛。今青木村の大字浦野の西二里、保福寺峠の下一里。卽延喜式浦野驛十五疋とある古店にして、筑摩府より此を經て亘理、清水に向へる者とす」と述べ、信濃地名考には「按に浦野は谷の惣名、今馬越のうまり有、筑摩郡保福寺絕頂を東へくだれば、右に夫神、沓掛兩村遙に山の上に見ゆ沓掛は古驛の殘れる名なるべし」とあり。共に今の沓掛の地を、古浦野驛の所在地に擬す。德川時代の浦野宿は、舊馬越と稱したが、後浦野町と稱し、一の宿場と成つたのである。故に浦野古驛は、沓掛あたりが其跡であらう。此浦野驛は、驛馬十五疋と規定され、他の各驛より五疋多い、其は保福寺峠の山路を控えて居る爲めである。錦織驛や長倉驛も、亦同樣であるが、特に神坂越は、道路險惡通行困難なるが故に、坂本、阿知の兩驛は各三十疋を置いた。錦織驛より分れて、北に向ふのは岐路大實の制道路を大中小の三等に別つ、其小路に當るなるが故に、各驛常備の馬は、五疋の小驛であつた。

沓掛は浦野驛の名殘り浦野宿

坂本、阿知の二驛各三十疋

左に參考の爲め當時の驛に就て略述して置く

各驛々間の距り

驛　厩牧令に、驛は三十里毎に、一驛を置くと定むるも、地勢等の關係より、必しも此里程通りで無いとあり、三十里より或は近く、或は遠きもある。

驛長

令制に、凡驛各置二長一人一取二驛戸内家口富幹レ事者一爲レ之とあり。各驛の驛戸の中で、家も榮え、財産も有り、事務の才ある者を、驛長に任命する。故に土地の人々は、驛長を長者と呼んだ。古代の往還の跡

長者屋敷
驛家、驛田、驛子

に、長者屋敷といふがあるのは、多くは驛長居住の地であるといふ。(國史大辭典)。各驛には、驛馬や傳馬を取扱ふ家があつた。此を驛家又は驛戸と稱した。此驛家の費用は、各驛に付いて居る田地、卽ち、驛田中道東山道各驛は三町があり。其收入を以て之に充てた。驛馬を取扱ふ者を驛子、又は驛夫と稱し、各驛にあつて、驛長隷屬の者である。

官使公用旅行

官使の公用で、旅行する者の爲めに、各驛に常備して有る馬を、驛馬と稱し、筋骨強壯の馬を以て、之れに充て、公費を以て購入し、乘用に堪えざるやうになれば、賣り拂つて、新に買ひ入れさせた。官人旅行の際、此馬を使用するには、驛鈴を以て徵(しるし)とした。

傳馬は驛馬と同じく、官使の乘用に供する馬であるが、令制に據れば、事急なれば驛に乘り、事緩なれば傳に乘る。傳馬一日の行程、凡七十里を準とす、とありて、驛馬、傳馬は自ら異なる所があつた。傳馬は、式に載つて居る所を見ると、何れの國にも、又何れの郡にも、皆置かれたものでは、無いのである。

第三節　亘理驛

亘理驛

浦野驛の次驛たる亘理驛は、水を渡る所に置いた水驛であるのは、驛名に依ても察知される水驛には驛毎に船四隻以下二隻以上を置くの定であつた。故に浦野驛と清水驛との間で、千曲川を渡る所に在つたのである。けれども、其亘理驛が今何處なりしかは明かでない、地名辭書に「千曲川の渡津にて上田邊の所なるべし」とあり、此は誰しもさう考へる所であるが、確な場所は判然しない。天正の古圖と稱するものに、中ノ條村と諏訪部村との間千曲川に「古わたり」と記してあり、又中之條村の小字に、古屋敷と云ふがあり、諏訪部にも亦古屋敷と云な小字の地がある。此等を考據として、亘理驛を中之條諏訪部あたりと爲す說がある。左に編者の一考察を記して讀者の參考に供することゝする。

亘理驛は上田邊に在りしなるべし

亘理は中之條諏訪部間に在り

亘理驛の一考察

前記天正の古圖と稱する者は諸國に此種の古圖と云ふ者多く存するも、其は概ね後人の僞製に係るものなりとの事である、故に此圖も亦輕々に信ずべきにあらずと思ふ。又古屋敷の地名ありとも、其古の意味、何れの時代なるか果して延喜の頃にまで遡るや否や、容易に斷定し難い、然らば、前記の中之條、諏訪部説も、直に首肯するは出來難い。信濃地名考は官道の道筋を、「諏訪部より上田の北山のあづくに添ひ、海野、禰津、三張に通ぜり」と爲し、諏訪部亘理驛を、認めて居るやうである。此説に從ふ時は、中之條、諏訪部の渡を越へ、太郎山麓にかゝり、海野、禰津方面に向つたとすれば信濃國分寺の北方を通過することゝ成る。官道が國分寺や國府所在地と思はるゝ地に、懸らずして通るといふ事は、如何にしても肯ひ兼ぬる所である。故に官道は、南面伽藍なる信濃國分寺の、南大門前を通つたと、考へるのが至當と思ふ。依て今官道が國分寺前を通つたとして、亘理を考察する時は、將門記に、平將門が平貞盛を追ふて、遂に信濃國分寺の邊で追ひ着き、河を帶で合戰し、貞盛は敗戰となり、辛ふじて助かりしことが載つて居る。之に就て考ふるに、千曲川の國分寺近くに渡津があり、將門が追着きし時には貞盛は既に其を越えて、河の向岸に在つたので、將門貞盛の兩軍は、千曲川を帶んで矢戰を爲た。此戰に貞盛は遂に敗れ、山中に逃げ入つて助かつたと云ふ。其山を今の小牧山と見る時は、將門記の記載はよく解し得らるゝと思ふ。或曰、諏訪部に渡津あるも、逃げ込む山は幾らもある、小牧山と限るべきではないと、此見方には將門記の文面より推して贊意は表し得ない。而して、又此小牧山の麓に近く、住吉神勸請の社がある。今は四箇牧神社と改稱した村社である。そして此對岸、今の神川村堀區の地籍、字乘越にも亦住吉神奉祀の祠が有る。神功皇后征新羅の時、海上安全を祈らせ給ひしより、遣唐使發遣毎に、渡海の平安を祈願した所の、住吉の神を齋き祀れる社が、千曲川を挾んで相對して存在することは、其處に、渡水安全を護る神の、神德を仰ぐ必要が、有つたからであると思はれる。以上の諸點を綜合して考ふる時は、此邊に、亘理驛が有つたものではあるまいか。住吉神社ある小牧地籍の、千曲川に沿

國分寺の邊に將門貞盛と戰ふ

貞盛敗れて山中に逃る

住吉神を祭る神社

える方面は、古來度々の水害に由り、地所流亡し、元は社殿が、北千曲川の方に向て居り、參道も北方より入つた住吉神社は、今は南向きとなり、千曲川を背とするやうに、替つたのは、北方の參道は、水害の爲めに、流亡缺損し了つたので止むを得ず社殿の向を換へ、參道も作り替へたと、云ひ傳へられて居る程である。若し此事無かりし昔には、今の神川村堀區小字古屋敷との間は、川幅も狹く、水も深く、船渡の場所としては、最も適當の所なりしと考へられる。若し此所に亘理驛が有つたとすれば、浦野驛よりは、平地つゞきに此驛に出で、國分寺の南方を通り、東方海野に赴くことが出來、且中之條、諏訪部を經て、今の上田市街の北方に出づるよりは、行程も亦近いのである。今日住吉神社の附近に、古亘理驛に關係ありと思はるゝ何等の地名あるを見ないのは、一に洪水害の爲に、流亡せしに依ると見て差支なからう。其例としては、近く寛保二年戌の滿水の水害がある。今此所に渡船がある如く、千曲川兩岸の村落を、連絡する船の渡しは、川下の中之條、諏訪部間にも、早くより有つたらうが、此渡しが重要視され、度々の洪水に、忽ち交通杜絶の不便ありしに拘らず、此道に依つたのは、上田築城後、城下町が成立し、其繁榮策より來たものであらうと思ふ。

中之條、諏訪部の渡は上田築城の重要視されたものか

第三章　小縣郡の式内神社

第一節　式内神社

延喜式神祇の部神名帳所載の神社で、小縣郡内に在るものは

式内社　大二座
小縣郡五座　小三座

式内社
小縣郡五座

生島足島神社二座名神大　山家ノ神社ヤマヤガ（倭名抄）　鹽野神社　子檀嶺神社コマユミノミネノ

である。

信州の式内社座數

信州の式内社座數

信濃國内の式内社の數は合計四十八座。内大社七、小社四十一。此を南北信に分けて比較すると、南信の九座に比して北信の三十九座は其數大に相違して居る。又北信中では更級郡の十一座を第一とし、水内の九座を第二とし、高井郡の六座を第三とし、小縣郡埴科郡の各五座之に亞ぎ、佐久郡の三座を尤も少しとする。南信は筑摩の三座、伊那、諏訪、安曇三郡は各二座である。

小縣郡内の式内社は、多少の差はあるが、何れも皆上田に關係を有つて居る。故に今左に其各神社に就て、略述することとする。

祭神

靈代

神社所在地

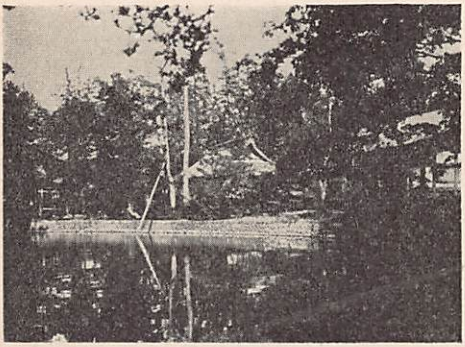

生島足島神社

第二節　生島足島神社　二座名神大

祭神　生島、足島の神は古語拾遺に「生島足島是八洲之靈今生島巫所奉齋也」とあり、又舊事記にも「生島足島は是大八洲之靈也」とあつて、宮中神祇官の生島巫の齎き祭る所の神と同じである。生と云ひ足と云ふは此神の德を讃稱したもので、生々として發育し諸物皆滿足するを意味するのである。此神殿内には靈璽も無く神殿内の大地がすなはち靈代であると云ふ。生島足島是大八洲之靈と云ふ所から考へるといかにも尤の義と思はれる。

神社の現所在地は東鹽田村下之鄕である。小縣郡年表に「俚傳に隣村なる本鄕に泥ノ宮と稱するあり、靈神の元の鎭座所なりと云

鎭座

神封

社領

ふ緣故あるにや」とある。萬葉考別記に國魂神は何處にても其地方の本郷たる地點に祀らる、と述べて居る。而して宮地直一博士著「神祇と國史」に據れば生島足島の神は國魂神である。さすれば俚傳に此宮は元は本郷に鎭座せりと云ふは、其眞を傳へたものである。故に何時の頃か大に社殿を下之郷の地に營んで此の遷座した事は疑を存する餘地は無い。而して其は科野國造定置の昔時に在るのではあるまいか。社傳に據れば、此社の鎭座は神代の古に在りと云ひ、又一說成務天皇の御宇に在りと云ふ、何れにせよ此鎭座の創は悠久の昔に在つた事は想像される所である。

新抄格勅符第十卷抄神封部に大同元年信濃國生島足島神神封一戶を載せて居る。

天文廿二年八月に武田晴信は此社に對し、社領安堵の狀を供僧大祝社人宛に出して居る。

下之郷上下宮社領並到二如在之禮奠祭祀等一可レ爲レ如二近年一然者供僧神主各存二其趣一不レ可レ致二怠慢一者也仍如件

天文廿二年八月十四日

供僧

大祝

其外社人衆

けれども近年の社領の額が記して無いので、其當時何程の神領ありしか判明らない。元和九年此社より提出した社領訴訟狀に據ると、百貫文以上に及んで居つたと云ふ。眞田氏上田領主の時慶長六年八月十一日に

如二前々一下之郷寺社領四拾貫文令二寄進一候彌可レ被レ抽二祈念勤行一者也

として伊豆守信之が、下之郷六供社人宛に安堵狀を出して居るが、此前々と云ふは、信之の父安房守昌幸の時か、或は武田氏當時の事か判明しない。多分昌幸時代の額を指したものだらう。猶此外に眞田信

之は慶長十三年六月に遣宮料として、拾五貫文の地を預け置く旨の證文を此社に出して居る。而して此も亦社領の一部と見做し得るので、兩者合せて五十五貫文の社領が有つた事に成る。

社領削減に對する社僧社人等の訴訟

然るに、次の上田領主仙石氏は元和八年に、此社領を削減して二拾七貫五百文にした。此時此社關係の者が此削減に對して、翌元和九年に次の如き訴訟狀を幕府に提出した。

御目安之事

謹而言上信州小縣郡鹽田之庄下之鄕社領之儀、甲州之信玄勝賴之御代に百三貫文之所御付被レ成候幷小縣佐久之郡河中島迄之盜人さう物をも當社江御付被レ成候近年者五十五貫文社領にて御座候舊冬仁拾七貫五百文御寄進致二過分一每日於二神前一令二祈念一抽二精誠一候、願者如二前々一五拾五貫文之所於二御墨附一者末代迄も可レ爲二本懷一候恐々謹言

壬八月廿日
（元和九年）

下之鄕 供僧 社人

御奉行樣

御披露

（百合叢誌）

此訴訟に對し幕府よりは、私領內の寺社領の事は、拜領高の內より出すものなれば、其額の如きは其領主の一存に任すべきもの、として取上げなかつたと云ふ。

社領に屬する村々

此社大祭の節警固を出した近隣九ヶ村、卽ち町屋、奈良尾、鈴子、平井寺、石神、柳澤、五加、本鄕、小島なぞは、昔時の神領で此外神畑保屋等も神領に入つたものだらうと謂はれる。大同元年に神封一戶の寄進あり、後世に至ても、五十五貫文の社領が、其處の領主より、寄進された所から考へると、郡內無比の神社で有つた事は明である。

本社及攝社

現在は南池の中に在る社を本社又上宮と稱し、生島足島神を祭ると爲し、此本社に相對して北方境內

に、攝社又下宮と稱し、建御名方命、八坂刀賣命、八重事代主命を祭神とする諏訪社がある。本社の御殿は、古代の儘で未だ曾て、改築等の事ありしを聞かない、社殿破損に及ぶ時は、其屋上、外部には補修工事を爲すに止つて居ると云ふことである。攝社即ち下宮の方は、慶長十五年時の領主、眞田伊豆守信幸に依て、再建された事がある。其時の棟札

表

當社再興之事眞田伊豆守信幸公二十貫文御寄進依レ之令二造立一也、材木取二山田郷木一一本ニテ令二皆調一者也本願之志神主工藤長七郎神慮之以レ勵再興ト號、入目ハ五百俵大工テマ八百人入者也、然者飯島宗心繩乘公精誠御取モトメ番匠一切之入目指引肝煎如レ此也、依レ之現當之二世願望無レ疑者也、野僧俊翁造畢之迎日六種之供具調鄕中貴賤男女積善之餘慶以二內界外界群生一味之法雨一速到二密嚴國土一至者也

と記載があり裏に于時慶長十五年庚戌三月三日とあつて、再建當時の景況を知るに足るものがある。

此社の參道は、西の方に開いて居たが、領主松平忠周の時、享保四年社中殘らず修造を加へ、同時に東方にも參道を開き、其參道にも大鳥居を建て、東西鳥居前に、左の禁制札を立てた。

東參道

禁　制

一不淨之者入事
一牛馬牽入事
一狼藉之事
一喧嘩口論之事
一社木猥枝折事
右之條々於二相背一者可レ爲二曲事一者也

享保四亥年九月　　郡奉行山本市右衛門

現時に於ては、參詣者の多くが、古は西參道のみで、後世に至て東參道が開通した事を知らない人が尠くない。

神事

此社には御遷神事と稱し、古來傳承して、嚴肅に執行さるる重儀の神事が有る。此神事の淵源は、遠く神代に在て、諏訪神が出雲を出でまして、信濃に入り給ふた時、此地に至り早く既に、此所に鎭り座せる生島足島の神に、御供を獻じ奉つたといふ事に係て居る。此神事は、毎年十一月三日の夜、先づ境內下宮即ち諏訪社の靈代を、本社生島足島社の內陣に移し奉る。之を攝神本宮御參朝と云ふ。此夜より毎夜粥を煮て、諏訪神御自ら、生島足島の神に供獻し給ひ、翌年の三月三日に至るのである。後世に至り、十一月三日から籠殿で、七日毎に御饌を煮て奉仕する御籠祭と云ふが、執行される。而して翌年の四月十八日の還座祭迄、二十六回奉仕のことに改まつた。此神事は、生島足島の神が、此地に鎭座したのが、悠遠の神代に在ることを語るものと見られる。

此社に天正十九年の掟書が有る。

天正掟書

定

一爲二天下泰平國家安全之御祈禱一每朝御神樂集會之數三度打レ之已後不レ可二遲參一事

一甲乙共守二禮儀一衆中へ不レ可レ有二緩怠一事

一內證之遺恨有レ之共、於二御神前一不レ可レ有二喧嘩一若醉狂之輩者爲二衆議一可レ令レ立二其座一事

右三箇篇目宮僧社家一同之掟也仍如件

天正十九年十月　日　　工藤美作守神宮寺禰宜伊勢守

社家、社寺

昔時此社に奉仕した、社家社寺は頗る多く、社家社人としては大祝工藤某。大神主工藤某。五官宮下某、工藤某、清水某、小山某。御炊部佐藤某。巫女八員。社木匠松澤某。宮番伊藤某等あり。社寺供僧

としては、社寺神宮寺、長福寺。社修驗龍泉寺。六坊西泉坊、南泉坊、下泉坊、純良坊、京林坊、西林坊等があり、猶此他神丁數人あつた。元和八年神領削減の際、巫女八員及神丁は之を廢し、六坊も亦此時より衰頽したと云ふ。降て明治元年三月、諸國大小の神社に於て、僧形にて別當或は社僧抔と相唱候輩は、復飾すべき神祇官布告に依り、神宮寺は復飾して松島氏を、龍泉寺は伊藤氏を稱し、長福寺は退轉し、普賢堂、大日堂、千手堂、藥師堂、阿彌陀堂、十王堂、本願堂、等は皆取り除かれて了つた。

小縣郡年表に「上ノ社生島は南方に在、梁間一間四尺五寸桁間三間二尺面積五歩三分八厘朱塗造柿葺其造營未詳ならざれども凡六七百年以前に係るべしと云。下ノ社足島は北方に在、梁間二間四尺桁間二間三尺二寸舊柿葺朱塗造慶長十五戌三月三日棟札に云々」とあつて今の攝社諏訪明神社と稱するを、足島神社として居る。之に依ると諏訪明神を祀れる社は認めて居ないのである。

然し武田信玄が永祿二年に、此社に納めた祈願狀には、

上下宮

敬白願書

言二歸命頂禮下鄉諏訪法性大明神一曰德榮軒信玄相二待越軍出張一令二防戰一哉否吉凶預卜二同四聖人一其辭曰九二之孚有レ喜也　任薦約爲神所享斯之爲　喜云々希隨二天鑑一與二越軍一戰則如二信玄存分一得二勝利一加レ之長尾景虎忽追北消亡者併仰二下鄉兩社之保祐一者也神明無レ私奏凱歌到二歸家安泰之日一從二己未歲一始レ之十ヶ季之間每歲靑錢拾緡爲二修補一可レ奉二社納一者也仍願狀如レ件

維時永祿二季己未秋九月一日　　武田德榮軒信玄

とあつて、下之鄉諏訪法性大明神に、長尾景虎との戰に勝利を得ん事を祈願して居るを見れば、諏訪社の有つた事は確と見なければならぬ。而して諏訪神社の分靈を奉祀したことの由緒正しき他の諏訪社には、諏訪本社より薙鎌を分贈すると謂はるゝ、其薙鎌天正年間のものが、此社に存在するのも、諏訪明神を齋き祭れる社の有つた、一證とも見るべきである。

生島足島の神社號

又諏訪明神は軍神として、武人の崇敬篤き神で、殊に武田信玄の信仰は、深篤なものであつた事は、軍陣の本營に、諏訪神名を記した旗、即ち法性之旗を樹てた所に見るも、顯著なことである。今日猶其多數を存して居る武田所屬の武人等が、武田に對し、後暗き行動なく、一意忠勤を抽づる旨の、起請文を認めたのも、信玄の崇敬篤き諏訪神の前に於てなされ、そして、其を此社に納めたものと考へられる。かゝる見地よりすれば、小縣郡年表の、下宮即ち今攝社と成つて居る社を、足島神社と爲す說は、諏訪社の存在を認めないので、以上述べた武田氏祈願狀、武田に對する起請文などが、不可解に陷るのである。故に若し、下宮を足島社とするならば、此社に何時の頃か、諏訪神社の分靈を勸請奉祀して、足島神と合祀したものか、諏訪神威の發揚に隨ひ、諏訪神の名のみ著はれて、足島神の名が、隱れ了つたものと解すべきか。若し臆測を馳するならば、武田信玄が天文廿二年、下之鄕の地に來たりし時、其所に鎭座する神社の名を尋ねた時、下之鄕明神と聞き、諏訪神勸請の社と合點して、自分信仰の神なるより、直に社領安堵の狀を出したものか、さもなくば、此社人等が、信玄の諏訪神信仰の篤きを知り、諏訪神勸進の社と稱して社領の安堵を圖りし者か、若し又然らざれば、此當時土地の人は勿論、神主等も何神を祭れるやも知らざるに至り、下之鄕名神を下之鄕明神と稱して奉祀し終に、諏訪明神と誤るに至つたものか、若し延喜の頃より生島足島神社と正しく傳はり來たものならば、寬政の頃に至て神號に就て、他の喙を容るゝ餘地のあるべき筈が無いと考へられる。信玄祈願狀中の下之鄕諏訪法性大明神を、生島足島神社を指した者と爲す時は、願狀中の下之鄕兩社とは、諏訪神社の上社下社の兩社と云ふ事に成り、生島足島神社は存在を失ふことになる。

此社の重大儀たる、御遷り神事に據り、上宮を生島足島二神の社殿、下宮を諏訪神の社殿と爲すこと、穩當なるべしと思ふ。此社は、藩政時代の寬政以前の頃は、唯下之鄕明神とのみ呼んで居たのであるが、寬政十一年正月十九日、京都吉田家より、生島足島神社の舊號に復する許可を得て、玆に生島足島

神社と稱する事となつた。此時の上田原町問屋日記に

一、下之郷明神生島足島之神社に相成り、信州二ノ宮小縣惣社と唱へ神事有之由に候事

とあれば、此時には、信州二ノ宮で、小縣總社と云ふたのである。

神社號の異議

此神社號に就ては、常田村今上田市内大宮神主、川上對馬の故障申立てありしも、寛政十一年、下之郷明神は、生島足島神と認められた。後文化六年再び川上對馬、神社號に就て異議を唱へ、京都表に於て、下之郷神主工藤近江と論爭の末、譯(分)社號と爲す事となり、常田大宮を生國大明神と稱するに協定したが、近江歸村の後、村人社人悉く之に反對し、譯社號を承認せず大騒となつた。依て近江は出奔し、譯社號の件は中止と成つた。此後天保四年三たび社號の儀に就き、常田大宮神主川上將監が爭ふことがあつたが、下之郷生島足島神社の社號は、依然變ることは、無かつたのである。(生島足島神社史料)

名神大

名神祭

(附)名神大とは名神の大社の略で、名神とは創祀の年代も古く、由緒も正しく、靈驗も著しき社を云ふ。名神には大事ある毎に、諸國の名神に、臨時奉幣使を遣はして、祭儀を執行する、之れが名神祭である。此祭の奉幣は、座別に絁(あしぎぬ)五尺、綿一屯、絲一絢(かざり)、五色の薄絁一尺、木綿二兩、麻五兩、裹薪薦二十枚。若し大禱ある時は、絁五丈五尺を加へ、布一端を以て絲一絢に代へる。大社とは祈年、月次、新嘗等の祭に、案上幣に預る社を稱し、小社とは、祈年祭に案下(ゲ)幣に預る社を云ふ。畿外の神社は國司奉幣し、宮中及畿内は神祇官の奉幣である。

名神と明神とは、同じと云ふ說があるが、三代實錄に「仁和元年閏三月十日乙未授隱岐國從四位下天健金草明神從四位上」とありて、神名帳には此社を小社の内に載せて居る。故に明神と名神とは、同一で無いと云ふ說もある。然し中世に至ては、名神と云ふことは漸く減じて、後には明神とのみ云ふこと、多くなり、名神は全く用ゐないやうに成つた。

第三節　山家神社

山家神社

由緒

山家神社　小社　（式の訓やまいへ神社）

諸國の式内社は、延喜の頃には、既に著名の神社で、官國幣の典に預かりしも、中古國司の權衰へ、國郡の政紊るゝに至ては、其祭典等も、何時しか、行はれぬやうに成り行き、遂には全く忘失され了るに至つたものも多かつたのである。我小縣郡内なる、式内社も同様で、藩政時代に式内社調べと云ふ事があり。其時此社、彼社、各々式内社なる由を陳べて、互に論爭した事があつた。けれども山家神社は、山家の地名があり、其處に山家神社が存在して居た爲めに。幸に論爭の事もなく、式内山家神社と認められたのである。

祭神

山家社傳由緒に據れば、初め大國主命を奉齋し、此地方の産土神たりしが、奈良時代養老年間、越の泰澄の徒弟淨定、加賀白山神を奉じ來りて、此社に合祀し、同時に奥社を四阿山の絶頂に建てたと云ふ。隨て祭神は大國主命、伊弉册尊及菊理姫命の三柱で、相殿に日本武尊を祀る。

鎭座地の變移

社殿は、元と眞田の岩井山に在りしが、天安元年六月十五日の大雨の爲め、社地押し下さるゝこと四、五町にして、即ち今の社頭に至つた。依て其地を、鎭座と定めたと云ふ社傳。文德天皇嘉祥四年、天下諸神不レ論二有位無位一共叙二正六位一云々とあれば、此社も

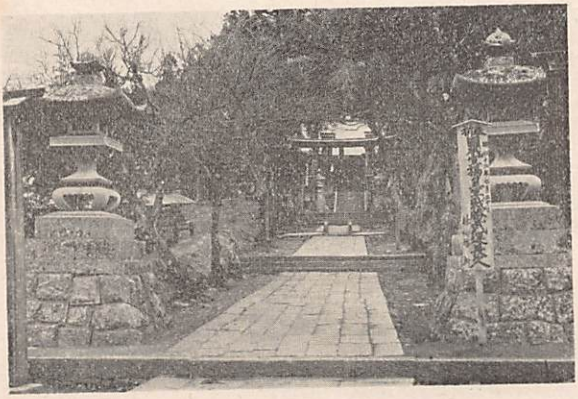

其際、正六位を授けられた事は、疑無い所である。

四阿山別當

神佛混合の結果、四阿山奥社の別當職が置かれ、蓮花院が其職に命ぜられた事は、今日現存して居る眞田文書の中で、最も古いものと云はれて居る、天正二年眞田信綱の判物

眞田信綱判物

四阿山別當之事、前々如二出置一蓮花院向後異儀有間敷候
於二樣躰一者大熊伯耆守可レ申者也仍如レ件

天正二年甲戌閏拾一月十一日　　眞田源太左衛門尉
　　信　綱（花押）

當蓮花童子院

に依て分明である。里宮即ち山家神社の別當は、天台宗の白山寺白山寺は山家神社の下段今眞田神社の所在地に在つたで、神主は押森氏が勤めて居た。

領主の崇敬

此社は領主代々の崇敬厚く、永祿五年六月、眞田幸隆及其子信綱の二人、大檀那として、四阿山の社殿を修造したるを始めとし、慶長十三年眞田伊豆守信幸は、參拾六貫六百六十五文の地を、白山造宮料として、白山寺に預け置き、毎年の修理を、怠らぬやうに命じた。此造宮料として預け置いた貫文地は下之郷明神は、拾五貫文である。然るに當社へは、參拾六貫餘を出して居る。以て特に其崇敬の篤かりしを知ることが出來る。仙石氏上田領主の頃には、社寺境内及寺坊明屋敷等合せて四貫六百五十文に減削された小縣郡年表。松平氏領主の時は、ほゞ仙石氏の舊に仍つた。

山家郷の産土神

此社昔時は、山家郷全部の産土神として崇敬した。故に後世に至ても、四月十七日の大祭には、舊山家郷に屬して居た村々は、皆業を休んで祝意を表したとの事である。

上田城祭と山家神社神主

藩政時代、上田町で年々盛大に行はれた祇園祭　又城祭とも云ふ　の時には、何時頃より創つたか分らないが、原町分では、城祭の期日が決定すると、其旨を眞田の神主押森氏の許に、態夫を以て通告し、祭典執行

の事を依頼する。通知を受けた押森神主は、祭禮當日上田町に出張して、七五三繩を張り、祇園天王の祭典を執行したのである。

第四節　塩野神社

塩野神社

式内社爭、保野前山兩神主互に相爭ふ

鹽野神社　小社

三代實錄、貞觀十五年授二鹽野神社從五位下一とある。此鹽野神社は、藩政時代に及んでは、既に不分明と成り、爲めに式内鹽野神社爭が、塩田平の保屋村と、前山村との間に惹き起された。小縣郡年表に「元文以降保屋、前山兩村ノ神職共、其社號ヲ爭ヒテ止マズ、遂ニ幕府寺社奉行ニ訴ヘシニ、明和二年二月六日、兩社トモ確證無キヲ以テ、決シ難シト裁許アリ、又保野村は依レ舊諏訪明神ト號シ、前山村ハ京都吉田家ヨリの塩野神社號ヲ返シ、舊號大宮ト稱スベシト令アリシ」と記してある。吉田家の社號宣旨と云ふは左記のものである。

吉田家鹽野神社號

宣　旨

信濃國小縣郡塩田前山鄉大宮塩野神社

素盞嗚尊

大己貴命

少彦名命

元文五年二月八日

神祇道管領長上卜部朝臣兼雄

郡奉行桂希言の吟味書

猶同年表に「又按ニ其頃上田藩知郡事桂氏（私註）希言の事なり郡奉行桂吟味書ニ云、保野村ニハ鹽吹田アリテ、是鹽

田郷ノ因ル所タルハ外古文ニモ見エ、又永祿年間武田家布引山不參ノ咎書モ頗ル證スベクシテ、前山ノ方ハ證書十數品アレドモ、皆後世ノ僞作ニシテ、一モ取ルニ足ルモノナシ云々」とあるが、此は兩村神主論爭の事に就て、郡奉行桂希言が關係吟味した時、同氏の所考を記したものであらう。此桂氏の所考の中に引いた、武田家布引山不參咎書、と稱する者に就ては、如何かと思はれる點、無きにしもあらずと思ふ。又郡年表に上野尙志氏は「又按ニ文久元年ニ至リ白川家ヨリ保野村ヘ鹽野神社額面寄進アリ、其添書ニ云「信濃國小縣郡保野村ニ座ス延喜式內鹽野神社神殿依兵火燒亡ノ處、今度右神社神主與太夫並產子等之任ニ願望一神璽令ニ再勸遷一畢（渡カ）　祭神鹽垂津命　右永祿二未年三月七日神祇伯雅業王ノ記有之候事」トアリ、此書果シテ然ラバ異論喙を容ルベキ所ナシ」と述べて居る。然るに、保屋村にては、神社火災に罹り、此書烏有に歸したりと云ふを以て、其眞僞判じ難い。けれども永祿二年頃の神祇伯は、公鄕補任に據ると、雅業王なりしは事實である。今寶曆七年丑の十二月、此兩村神主が式內社を爭ひし頃の有樣の一端を窺ふべき者を記して見ると、

白川家額面寄進の添書

論爭の一斑

寶曆七丑年十二月二十三日、保野村神主より、上田藩に差出した口上書の中、前山村神主より、社寶として提出した、義仲の祈願狀と稱する者を、辨駁した所に、「願狀の日附は、治承四年三月朔日とあるも、源賴朝が兵を擧げたのが、治承四年八月で、其十七日に八牧の判官平兼隆を夜討にし、木曾義仲の事は、同年の暮に至て擧兵の評判があり、平宗盛は中三權頭兼遠を京に召喚し、起請文を書かせたのであると云ひ、又義仲の名の上に、木曾左馬頭とあるが、此時分義仲は未だ左馬頭で無い、吾妻鏡卷三元曆元年正月二十日の條に、壽永二年八月十日任ニ左馬頭一兼ニ越後守一叙ニ從五位下一とあつて、義仲の左馬頭任官は、治承四年より、後三年目であるを述べ、又義仲の右筆大夫坊覺明は、以前勸學院の文章博士進士藏人通廣と云ふ博學博識の僧なるに、此祈願狀の文體は、覺明の認めたものとは、思はれないなどゝ、頗る深刻な駁論をして居る。

前山塩野神社

前山村の鹽野神社と稱する社の祭神は、素戔嗚命、大巳貴命、少彦名命の三柱で、白鳳元年、出雲國より其分靈を勸請せしものにて、元は鹽野入の鷲岩に齋き祭りしを、後に今の鹽野に遷座したと云ふ社記。正安二年正月、社殿を再建し、同時に勅使殿も、建造したと傳へられる。社號は寶永差出帳には、大宮諏訪明神とし、上田問屋日記に據ると、嘉永の頃には、大宮大明神と稱し、明治四年神社調には、大宮大神とある。社寶には跡部美作守の奉書、永祿年間の武田氏及、眞田氏の社領寄進狀等が有る。

大宮諏訪明神

保野塩野神社

保野村の鹽野神社と稱する社の祭神は、元と鹽垂津彦命なりしが、後素戔嗚尊、建御名方命の二柱を、勸請合祀したと云ふ。保野村字鹽野に鎭座し近くに鹽吹池といふがある。社號は寶永差出帳所載は、諏訪大明神宮とあり、明治四年神社調には、諏訪社とある。

保野塩野神社

子檀嶽神社

第五節　子檀嶺神社　小社

子檀嶽の社

此神社も亦、或は當郷村（今青木村の一部）に在りと云ひ、或は武石村に在りと稱し、論爭の社であつた。小縣郡年表に「里傳云冠者嶽ニ小檀（俗ニ錦木ト云フ）木ノ多キヲ以テ社號トス、（當郷村古記）古來ヨリ子檀嶽ノ社ト稱ス。當郷、村松、田澤三ケ村ノ産神ニシテ祭神國常立尊ナリ一說、春日明神、諏訪明神、官者明神山顚ニ座ス云々」と記し又「按ニ宿海道ハ、田澤村支郷ニシテ、松本往來ノ右方字青木ト稱スル所ヲ云フ。相傳フ、田澤水田ノ字ニ、こまゆみ田、巫田（フダ）ナド云ヘル有リテ、神田ナリシヲ、享保中故アリテ、其神田ヲ隱沒セントテ、併セテ社號ヲモ、失ヘリトゾ。方今武石村小澤根ノ神社ヲ、小檀嶽ト云ヒ、其村寶曆ノ記ニ云、上諏訪明神ヲ祭リシガ、元文四年吉田家へ披露、小檀神社ト號ス。一說天明年間、田畔ヨリ社號ヲ彫リシ、古石ヲ堀リ出セリト云フモ、不審」と逃て居る。元文四年に、吉田家に披露して、小檀神社と號したと云ひ、鹽田前山村の大宮も、同じく元文五年に、鹽野神社の社號を、吉田家より許可されたと云ふ。此頃より式内社に就て、各社其式内社名を得ることに、力を用ゐた事が知られる。此天明年間に

こまゆみ田

吉田家披露

延長御勅改石

發見した野石の文字は「延喜式内小縣子檀嶺社嶽石、延長御勅改」とあるが、如何にも解し難い文句である。

然し上田藩は、如何なる證據に依て、認めたかは知る由も無いが、嘉永六年に、雨乞の社として、左の諸社を擧げて居る。

大宮大明神　武石村　　子檀嶺神社　武石村
大宮大明神　常田村　　八幡大明神　山口村紺屋町
生島足島神社　下之鄉　　大宮大明神　西前山村
氷澤大權現　上室賀村　　諏訪大明神　中村
諏訪大明神　稻荷山村　　上諏訪大明神　今里村
　　下諏訪大明神

（間屋日記）

上田藩武石村に子檀嶺神社を認む

翌嘉永七年に、上田領に於ては、幸に地震の災難も無かりしを、神の威德に依るとなし、感謝祭を行ひし諸社の中に、下之鄉生島足島神社、眞田村白山、武石子檀嶺神社等が擧げられて居るのを見る時は、此頃には上田藩では武石村に子檀嶺神社あるを認めて居たのである。

當鄉子檀嶺神社

當鄉の子檀嶺神社は、字子檀嶺に在て、祭神は木股神又の名御井神建御名方命である。

第四章　倭名抄所載小縣八鄉

第一節　倭名抄所載信濃鄉數及小縣八鄉名

倭名類聚抄所載の、信濃全國の鄉數は六十七ある。而して之れを南信北信の二大別とし、各郡の鄉數

信濃の郷數

を擧げて見ると

南信　計二十二

　内

伊那五。諏訪七。筑摩六。安曇四。

北信　計四十五

　内

佐久八。小縣八。更級九。埴科七。水内八。高井五。

で、北信は南信に比して、二倍餘の數に上つて居る。五十戸を以て一里郷と爲す、令制の規定に據ると、各郡の戸口數に、大きな相違があつたことが判明る。倭名抄の出來た時代の：南信の戸口數は、北信の其に比する時は、二分の一に及ばないのである。そして最も稠密なりしは、更級郡、其れに次ぐを小縣、水内、佐久の三郡とし、諏訪、埴科、筑摩等之につぎ、伊那、高井等の諸郡之につぎ、安曇郡を尤も劣しとする。之れが、平安時代中頃の、我信州の戸口の形勢である。

平安時代の小縣八郷

倭名類聚抄に載する所に據れば、小縣郡は童女、山家、須波、跡部、福田、安曇、海部、餘戸の八郷より成て居る。然らば此倭名抄の撰せられし、紀元千六百年代頃の昔、我上田市の地は此八郷の中何れに屬して居たのであるか。其は大部須波郷中に在つたのである。

第二節　須波郷

須波郷

須波郷に就て、信濃地名考は「須波今廢して諏訪部存す須波は今の諏訪部なるべし」と述べ、小縣郡年表は「須波　諏訪部村現存ス古書須波部ニ作ル、大系圖源爲公ノ裔諏訪部太郎快衡アリ按ニ東ハ神川ヨリシテ、西ハ塩尻ニ至リ、南ハ千曲

川ヲ限リ、北ハ西太郎山ニ至リ、埴科郡ニ接セシナルベシ」と云ひ、何れも千曲川北なる諏訪部を、元として須波鄉を考へて居る。又吉田東伍氏地名辭書は「須波鄉　今城下村に、諏訪形てふ大字あり、此邊の古號にや、小泉の東北千曲の邊、水を隔てゝ上田を臨む」と述べて千曲河南の諏訪形を元として、須波鄉を說いて居り、前者の說とは大に其趣を異にして居る。此諏訪形を以て、須波鄉の由て來る元と爲す說には、追從首肯するは出來難い。

今上田市の西部、大字常盤城區なる舊村々の鎭守の社、鎌原神社、須波三穗神社、生塚神社、諏訪泉神社は、其祭神皆悉く諏訪明神である。上田市中部、大字上田の上田神社、東部常入の科野大宮社、古家神社など、古より著れた社は、之れ亦皆諏訪神を其祭神として居る。若し此地方を一鄉として、其れに命名せんとならば、此著しい特殊の點より、諏訪即ち須波の名を以てするが至當であらう。蓋し古昔も亦此の如くであつて、須波鄉と命名されたのではあるまいか。而して地勢上より見て、須波の鄉と呼ばれた地域は、東は神川の流以西鹽尻まで、南は千曲川、北は西太郎山に至るまでの、諏訪神勸請の社多き、聚落を包含したものであらう。今常盤城區の西南部に、小字上須波、下須波、諏訪部などの地名の所あるのは、此須波鄉の名殘の、存在と見るべきである。

千曲川の南に、諏訪形と云ふがある。之れはもと須波方で、方はクミ或はナカマの意味で、須波鄉の一部と云ふのであつたのではあるまいか、其が諏訪又諏方の字を用ゐること多くなりしより、方の字を改めて形の字を用ゐ諏訪形と書くに至つたものと想はれる。かく考ふる時は、須波鄉は、其一部千曲河南に及び、諏訪形、小牧あたり、之に屬したのであらう。

此時代には、大寶の令制に據つて、國に國司があり、國內の各郡には、郡司があり、各郡內には里後鄉と云ふを立て、其各里には里長即ち鄉長が置かれた。此里即ち後の鄉內の戶數は、五十戶と規定された。若し五十戶を以て一里を立て、猶餘りある時、戶數十戶以上なるは、別に一里を立て、十戶に滿たざる

郷の人口

は、大村に隷入せしめたのである。此里に置かれた里長郷長の職務は、里内の戸口を檢校し、農桑を課殖せしめ非違を禁察し、賦役を催駈することを、掌つたのである。此一郷長の下に、治められた一郷の人口は、令制に據て五十戸とし、一戸の口數を、食貨志略示す所の、天暦以降長保以前の戸口數、一戸平均二十五人に據て、算する時は、千二百五十人と成る。故に須波郷の人口は大凡二千人以下の人口位、と考へて差支へ無からうと思ふ。

第三節　其他の諸郷

次に他の七郷に就て略述することゝする。

童女郷

童女郷に就て地名辭書の説採るべからず

(一)　童女郷　和名抄をむなと訓む

童女郷吉田氏地名辭書は、「今鹽尻村、上田町、神科村、神川村等に當る。後世乎無奈を訛りて、海野、宇野と云へり。日本靈異記には、嬢に作る。千曲川の右邊、埴科郡坂城郷に隣る」と述べ、須波郷の位置を以て此郷に當てゝ居る。故に此説には從ふことは出來ない。小縣郡年表には「地名考は云、宇と乎と通ひ、野と奈と通へば童女は借字にて即ち海野ナルベシと説き、按ニ古來吉田堰ヲ嬢堰ト稱スル時ハ、海野タルコト疑ナシ。蓋シ地勢及ビ古文ヲ以テ、試ニ四至ヲ推考スルニ、東ハ櫻澤ニ至リ、西ハ加賀川ヲ限リ、南ハ千曲川ニ沿ヒ、北ハ森小日ノ木小枝邊ニ折入セルニヤ」と云ふて居る。大凡海野を本とし、東は佐久郡境より西は神川に至り北は今の禰津、和、豊里村あたり迄の地域を呼んだのであらう。

童女郷の四至

嬢堰

嬢堰は、長村の石舟地籍にて、神川を分水し、本原、殿城、豊里、和、縣の五ケ村の灌漑用水で、豊里村芳田區を通る所より、吉田堰とも云ふ。之れは嬢里即ち童女郷の灌漑の爲めに通ぜられたので、嬢堰の名を得たものであらう。

山家郷

(二)　山家郷　和名抄やまかと訓む

今長村に小字名山家の地があり、此處に山家神社が鎭座して居る。小縣郡年表に「山家和名ヤマカ神名帳ヤマイヘトス眞田村ニ山家神社存在ス、地名考ニ未レ詳ト云フハ、此神社ヲ知ラザルニ坐ス。按ニ東ハ烏帽子岳ヨリ西ハ神川、東太郎山ニ至リ、北ハ埴科郡及上野國ヲ劃リ、南ハ矢澤岩清水邊ニ至レルナルベシ」とあつて至當の推定と思はれる。殿城村に下鄉往時は下ノ鄉と云へりがある、此は山家本鄉の一支鄉であらう。

跡部鄉

(三)　跡部鄉　あとべなるべし

小縣郡史に云ふ「跡部鄉は、日本靈異記に跡目里と見えたるものにして、浦里村當鄉を流るる河に、阿鳥川あり、此阿鳥は跡部の遺稱とすべきにや、又丸子町腰越に、小字鳥羽といへる山地あり、之れに接して武石村沖に小字鳥羽と云へる、著しく大なる耕地あり。奈良時代の書に、跡目と書したものを、平安時代の初期の書に、跡目と記したるは、アトメがアトベと發音せらるるに至りしを表はせるならんか。かくてアトベがトバに轉ぜしとせば、其遺稱なりと見るべしにや」として決定する所なく疑を存じて居る。小縣郡年表には「中古富部ニ作ル、又東江トモ書セリ、按ニ東ハ鹽田川ヲ限リ、西ハ筑摩郡ニ接シ、南ハ夫神奈良本ヨリ、北ハ室賀山ヲ限レルニヤ」と述べて居る。今室賀村の上室賀に、跡部城址と云ふがある。附近に跡部の名を帶べる地所無きも、昔時此あたり跡部鄉と稱したのが、何時しか忘失せられ、唯城名にのみ殘つたのみではあるまいか。若し然りとせば、今の室賀村より浦里村浦野川西方の部より青木村のあたり、此鄉に入つたものかと考へられる。

跡部鄉の名殘なるべし

福田鄉

(四)　福田鄉

吉田氏地名辭書に「今福田あり、小泉と合はせ泉田村といふ此か、されば往昔浦野室賀をも此鄉內と見るべきが如し。福はフクの字音をフカに假り深の義ならん福德などいふ文字の本義を採れるにはあらざるべし」とあり。又小縣郡年表には「福田村現存ス、蓋隣邑なる吉田、仁古田、等同一義一邑ニシテ或ハ吉(ヨシ)ト呼ビ或ハ饒(ニヨ)ト唱ヘシナルベシ」と述べて、吉田氏の福を深の義に解したると異なり上野氏はヨ

福田村

シ或はニコの意に解して居る。けれども何れも泉田村の福田を以て、此郷名の本として居るのは、一致して居る。而して上野氏郡年表は「按ニ東ハ上田原保屋ヨリ西ハ殿戸ニ至リ南ハ別所野倉ヨリ北ハ鹽田川を限れるなるべし」と推定して、吉田氏の「浦野室賀も此郷内と見るべきが如し」とは其所見を異にして居る。

安宗郷
安曾神社

(五) 安宗郷　和名抄安曾と訓む

小縣郡史に「今地名を調査するに、東鹽田に大字古安曾あり、小字東安曾西安曾あり、郷社安曾神社あり。中鹽田村に本郷あり東鹽田村に下之郷あり。之れによりて、安宗郷の範圍を考定すれば、本郷を本據とし、地勢上産川流域に當り、今の富士山、東鹽田、西鹽田、別所に及べるが如し」とある。此説至當と思はれる。

海部郷

(六) 海部郷　和名抄あまむべと訓む

信濃地名考に「今海部郷廢す、地理を推考するに、北に海野南に丸子飯沼東西に對ふ、皆水邊の地名也、海人部其うちに有りし成るべし」と云ひ。吉田氏地名辭書には「今不詳、もしくは依田丸子の邊にや徵證なし、猶考ふべし」とあり、小縣郡年表は「按ニ安曾郷ノ東邊ニ接シ、南ハ長瀬飯沼北ハ千曲川ヲ限リ東ハ鹽川ヨリ西ハ下ノ條ニ達ス(或ハ尾野山ニ止ルカ)」と云ふて居る。今依田村の西端、富士山村の東に、海部野城址といふが有る、此城名、或は城主の苗字より、來りしものかといふも、海部郷に在りし故、海部ノ城と稱し、海部の名此城名に依て、其名殘を存したるものと思はれる。之れに依て考ふる時は、今の富士山村の東より依田、長瀬、丸子、鹽川あたり、此郷と見るべきか、此海部に就て、宮地博士著諏訪史は、安曇郡の開拓者であつた、海部系の部族が、其勢を伸して犀川に沿ふて、更級、千曲川に沿ふて、埴科、小縣に及んだ。其東方の限界が、小縣の海部郷であらうと說いて居る。

海部ノ城の名此郷名の名殘なるべし

餘戸郷

(七) 餘戸郷　あまるべなるべし

信濃地名考に「餘戸廢す、和名抄此地名多し、今諸國ともに廢れて詳ならず」令ノ義解曰若滿二六十戸一者割二十戸一立二一里一置二長一人一、其不レ滿二十家一者、隸二入大村一不レ須二別置一也と見えたり、餘戸はこれあまるべなるべし。或云依田ノ庄ハ餘戸の名の轉じたるにや云々」とある。餘戸の音讀訛りて依田となること、或は然らん。小縣郡年表には「按二海部ノ南一在テ、東ハ長久保より、西ハ武石内村に及び南ハ諏訪郡ノ境ナル大門ヨリ、北ハ腰越丸子一至レルナルベシ」とありて依田窪の一部となして居る。蓋し當れるなるべし。

第五章　異　變

第一節　天　災

天災
地震洪水

扶桑略記に、「光孝天皇仁和三年七月三十日辛丑、申時地大震數刻不レ止天皇出二仁壽殿一御二紫宸殿ノ南庭一。命二大藏省一立レ庭、七丈幄二一宇一爲二御在所一。諸司舍屋及東西京廬舍往々顚覆シ壓死者多シ。或有二失レ神頓死者一。同日亥時、又震レ動三度。五畿七道ノ諸國、同日大二振レ動一官舍多損、海潮漲レ陸溺死者不レ可二勝レ計一。其中攝津國尤甚シ。信乃國大山頽崩、巨河溢流シ六郡城廬拂レ地漂流シ牛馬男女流死成レ丘ヲ」とあり、即ち仁和三年七月三十日午後四時頃、京都方面大地震で、天皇も仁壽殿より出御遊ばし、紫宸殿に御避難遊ばされ、其南庭に幄舍を造らしめて、其を御在所となされた。諸官廳舍、東西京の家屋は、顚覆し押し潰ぶされた者が甚だ多く、中には驚天して、氣を失つて頓死する者もあつた。其日の亥時夜十時頃に、又三たび震ひ、此時には五畿七道、即ち全日本國の大地震で、諸國の官舍、損害を蒙むる者多く、又海嘯（つなみ）が

あつて、其爲めに溺流者無數であつた。其中で、被害は攝津國が、尤も甚しかつた。此時信濃國では大きな山崩れがあり、巨河漲溢し、六郡の此巨河に沿える所の城地民屋悉く流され、家畜類や、男女流死人は、積て丘を成す程であつたと云ふ。大きな河で六郡に大害を被らしめたのは、佐久、小縣、埴科、更級、水內、高井を貫流する、千曲川であると思ふ。此時、地震の爲めに、千曲川沿岸に、大きな山崩れがあり、其爲め河水堰き留められ、其れが一時に缺壞溢流したので、沿岸の都邑、悉く漂流したのである。地震で沿岸の山が崩壞し、其爲めに河水を堰き留めて、大慘害を及ぼした事は、近く弘化四年の善光寺大地震の際に、其著例を見ることが出來る。仁和三年の天災も、所々に山崩を生じ、千曲川の數多き支流が、堰き留められ、其等の滯水が、一時に漲溢して、千曲川に流れ込み、千曲川の大洪水と成つて、沿岸地方一帶に、大害を與へた例は、寬保二年の洪水に於て、見る所である。此仁和三年の地震洪水の際に、沿岸の地形に多大な變化を來たし、河身の移動など著しいものがあつたであらう。我上田市の如きも、其昔には、定めし大災厄を被つたことだらうと、想像される。

千曲河畔の大被害

第二節　千曲河畔の戰

平將門平貞盛を追跡す

朱雀天皇の御代承平五年、平將門は常陸大掾平國香を攻めて之を殺した。國香の子貞盛これを傳聞し、東國に馳せ下り、叔父平良兼と協力して、將門を伐つたけれども克つことが出來なかつた。依て貞盛は京都に上り、具さに將門の暴狀を官に訴へ、其力に賴つて、將門を討滅せんと考へ、承平八年の二月手兵少許を率ゐて、東國を出立し、窃かに東山道を經て京都に向つた。將門此ことを聞知し、若し貞盛が京都に上り、我を讒訴するに於ては、自分に取りて甚だ不利益である。依て上京の途中貞盛に追及し、之を討ち取るに如かずとなし、百余騎を引具して、貞盛の跡を追ひ、二月二十九日、信濃國小縣郡國分寺の近くに至て、貞盛に追ひついた。恰も其時には、貞盛は既に千曲川の渡を越えて、千曲川の彼岸に、

信濃國分寺の邊に戰ふ

到達した時であつたので、貞盛將門は、互に川を帶で、矢戰が行はれたが、勝敗容易に決しなかつた。其内に貞盛方の上兵、他田眞樹不幸敵の矢に中つて、戰死を遂げた。於是貞盛の軍遂に敗れ、貞盛は辛ふじて山中に遁れ、將門の凶手を脫するを得た。將門は搜索大に努めたが、遂に貞盛を獲ること能はずして、非常に殘念がりながら、東國に還つた。貞盛は具さに艱苦を嘗め、漸く單騎京に出で、將門の暴狀を訴へ太政官より、將門の非行を糺すべき官符を得て、再び東國に赴き、天慶三年將門の隙を偵知し、下野押領使藤原秀鄕と、共に討て遂に將門を誅した。

他田眞樹

此千曲河畔の戰は、大軍入り亂れての、大合戰では無かつたが、史的價値に於ては、大なるものがある。將門記にも「貞盛幸有二天命一免二呂布之鏑一」とある如く貞盛が此時山中に遁れ、幸に死を免がれて上洛し、東國の狀況を具さに陳述報告したので、地方の事情に、極めて疎かつた、當時の朝廷有司も漸く事態の重大なるを覺るに至り、其討伐鎭定に力を注ぐやうに成つた。

而して征東大將軍藤原忠文が、未だ東國に到らざる以前、貞盛は秀鄕と力を協せて、平新皇討滅の大功を樹てたのである。若し貞盛が、此戰の時に、將門の獲る所と成りしならば、將門の狂暴は、如何なる程度迄、進展したであらうか。之を想ふ時、貞降の爲めに奮戰して、戰死を遂げた、他田眞樹の殊勳は、言ふに及ばず、將門の兵を隔てたる千曲川も、又貞盛を隱した近くの山も、共に忘るべからざるものと謂ふべきであらう。

此承平天慶の亂の時には、信濃國は屢驛使を飛ばして、東國の狀勢を朝廷に奏上した。天慶二年十二月には、下總國豐田郡の武夫等、平將門及武藏權守從五位下興世王等を奉じて謀反し、東國を掠むる由を奏し、又平將門が兵を以て、上野介藤原尙範、下野守藤原弘雅、前守大中臣定行等を追ひしことを奏し、同時に、勅符を奉じて、國内の軍兵を徵發して、境内を守り、東國の亂に、備ふる所があつた。天慶三年二月廿五日驛使を馳せ、今月十三日、下總國幸嶋に於て合戰あり、凶賊平將門が、平貞盛、藤原

秀鄕等の爲めに、討ち殺されしを奏した。藤原秀鄕が、此事を飛驛言上せし三月五日より、十日も早く快報の先鞭をつけたのである。（日本紀略 本朝世紀）

第六章　院政時代（平安時代末期）の上田地方

第一節　保元の頃の上田地方の武士

保元亂源義朝隨從の東信武士

上田地方附近に於て、保元亂に源義朝に隨て出陣し、保元々年七月十一日に、新院（崇德上皇）の據れる、白河殿を攻撃した人々に、海野から出た宇野海野太郎。禰津から出た禰津神平貞直などがあり、何れも滋野系の人である。猶滋野系の人で、隣郡北佐久地方から出た人々に、根ノ井大彌太行親、望月太郎重義三郎重隆等がある。殊に根ノ井行親の戰場に於ける働き振は、保元物語に「美濃住人平野平太、同國の住人吉野太郎と名のつて、驅け入りける處を、御曹司、（私註八郎爲朝）件の大鏑を以て、ぴようと射給ふが、高紐に絃や、堰かれけん、思ふ矢壺に下りつゝ、平野平太が左の腰當を射切られて、馬の太腹、彼方へつと射通さるれば、眞逆さまに倒れたり。甲斐の國の住人鹽見五郎も、射殺され奉りければ、大將も此等を見給ひて、少し攻めあぐんでぞ思はれける。其時信濃ノ國の住人根ノ井大彌太、藍摺の直垂に、卯花威の鎧に、星白の兜をき、佐目なる馬に乘つたるが、進み出でゝ申けるは、軍に人の擊たるゝとて、敵に息を繼がせんには、いつか勝負を決すべき。其上我等は、餌を求むる鷹の如し。凶徒は、鷹に打たるゝ雉に非ずや。いざや驅けん殿ばらとて、眞先に進めば、續く兵誰〳〵ぞ、同國の住人宇野ノ太郎、望月ノ三郎諏訪ノ平五、進藤武者桑原安藤二安藤三、木曾ノ中太、彌中太、禰津ノ神平、志妻ノ小次郎、熊坂ノ

源平時代の信濃武士の働き振り

四郎を始めとして二十七騎ぞ驅けたりける。」と書かれて、此當時の、地方武人の武勇の風を、遺憾なく發揮して居る。

源義仲と上田地方

保元平治の後源氏の勢大に衰ふ

第二節　源義仲と上田地方

保元平治後の源氏　保元の亂に、六條判官源爲義は、崇德上皇より、度々御召ありしが、固く御辭退申上げた。けれども御許が無かつたので、止むなく御命のまゝに、子息四郎左衛門尉賴賢、五郎掃部助賴仲、加茂六郎爲宗、七郎爲成、鎭西八郎爲朝、源九郎爲仲の六人を引連れて、白河殿に參じ、新院の御味方に加はつたが、戰遂に利無く、爲義をはじめ五人の子息（爲朝のみ死を赦さる）皆誅せられ其後乙若（年十三）、龜若（年一七）、鶴若（年一七）、天王（年一七）、の子供までも悉く斬られ、獨り後白河天皇方に屬した義朝のみ、勳功の恩賞に與かつて殘つたのである、やがて平治の亂と成り、義朝敗れて東國に奔り、再擧を謀らんとせしも、尾張國長田庄司平忠致の爲めに殺たれ、其子朝長、義平等も亦斃れ、賴朝は伊豆に流さるゝと云ふ有樣で、源氏の勢力は、一時全く衰へて了つた。

源三位賴政平家討伐の企

以仁王の令旨

源三位賴政、平治の亂後、平淸盛橫暴を極め、天下の人心殆んど全く、平氏を離るゝに至つた。此時源三位賴政は、高倉宮以仁王を奉じて、平家討伐の師を起し、王の令旨を諸國の源氏に下して、其奮起を促した。左に以仁王の令旨を載す。

（註）以仁王は後白河天皇の第二皇子、才名夙に著はれ、人多く望を屬せしも、生母貴寵ならざるの故を以て、親王宣下を得ず、居常御不平の狀であつた。

下東海東山北陸三道諸國源氏幷群兵等所
應下早追中討淸盛法師幷從類叛逆輩上事

右。前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣。奉ニ
最勝王勅一偁。清盛法師幷宗盛等以ニ威勢一起ニ凶徒一亡ニ國家一。惱ニ亂百官萬民一。虜ニ掠五畿七道一。幽ニ閉皇院一。流ニ罪公臣一。斷レ命流レ身。沈レ淵込レ樓。盜レ財領レ國。奪レ官授レ職。無レ功許レ賞。非レ罪配レ過。或召ニ鈞於諸寺之高僧一。禁ニ獄於修學之僧徒一。或給ニ下叡岳絹米一。相ニ具謀叛粮米一。斷ニ百王之跡一。切ニ一人之頭一。違ニ逆帝皇一。破ニ滅佛法一。絕ニ古代一者也。于レ時天地悉悲。臣民皆愁。仍吾爲ニ一院第二皇子一。尋ニ天武天皇舊儀一。追ニ討王位推取之輩一。訪ニ上宮太子古跡一。打ニ亡佛法破滅之類一矣。唯非レ憑ニ人力之構一。偏所レ仰ニ天道之扶一也。因レ之。如有ニ帝王三寶神明之冥感一。何忽無ニ四岳合力之志一。然則源家之人。藤氏之人。兼三道諸國之間堪勇士者。同令ニ與力追討一。若於レ不ニ同心一者。准ニ清盛法師從類一。可レ行ニ死流追禁之罪過一。若於レ有ニ勝功一者。先預ニ諸國之使節一。御即位之後。必隨レ乞可レ賜ニ勸賞一也。諸國宜ニ承知依レ宣行一レ之。

治承四年四月九日　　前伊豆守正五位下源朝臣（仲綱）吾妻鏡

源頼朝以仁王の令旨を拝す

源頼朝令旨を拝戴す、此令旨は八條院藏人源行家が奉持して、東國に下り、諸源に給はる事と成り、四月二十七日、伊豆ノ國北條ノ館に到着して、源頼朝に之れを傳へた。頼朝は水干の裝束で、遙に西方男山を拝した後、令旨を拝見した。其直後、甲斐・信濃兩國の源氏等に、令旨の趣を觸れ知らしむる爲めに家臣等を差遣した。而して頼朝は八月十七日に至り、兵を集め平兼隆を討て之を殺し、同月廿三日石橋山に陣し、翌廿四日大庭景親の軍と戰て敗走した。

石橋山の戰

源義仲の擧兵

源義仲の擧兵、義仲の系圖

此頼朝擧兵の後間もなく、源義仲が平家討伐の兵を、信濃に擧げた。左に義仲に關係ある、源氏系譜の一部を揭げて參考とする。

義仲に關係ある源氏系譜

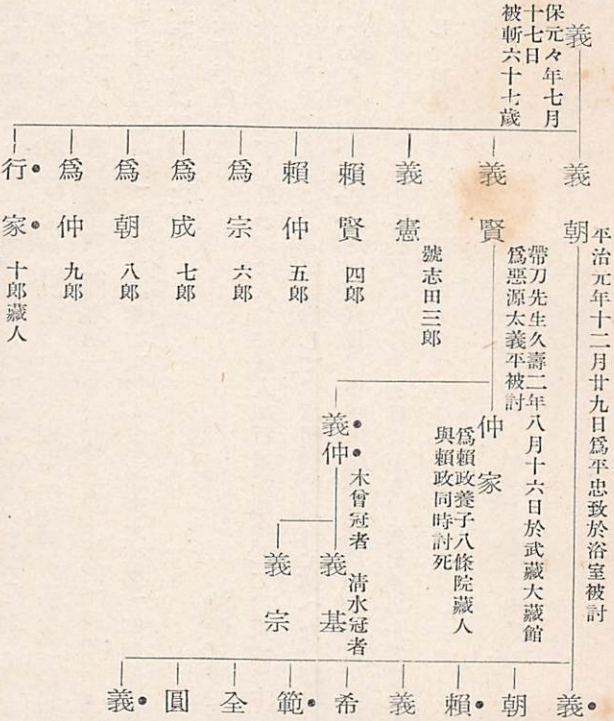

（尊卑分脈に據る）

源義仲

源義仲

源義仲は二才（吾妻鏡三）の時、久壽二年八月十六日、父義賢が武藏國大藏館で、惡源太義平の爲めに、非業の最期を遂げた時、信濃國木曾の地に遁れ、中原兼遠の庇護に依て成人した。平家物語長門本載する

所の、「二才より兼遠が懐の内にて長となるより萬疎からず、みめ形あしからず色白く髪美くして云々」に據れば、木曾の山中で成人しても、何所となく、清和源氏の御曹子といふ、風貌を具へて居たことが想はれる。

義仲舉兵の時日

義仲舉兵の時日と依田城

源義仲舉兵の期を、治承四年九月七日と爲すものは、吾妻鏡治承四年九月七日の條に、「前武衛於二石橋一被レ始二合戰一之由達二遠聞一忽相加欲レ顯二素意一云々」とあるに據るのであるが、此九月七日は、信州市原合戰の有つた日である。義仲は賴朝よりの急使で、以仁王の令旨を傳へらるゝや、直ちに中原兼遠と謀て、舉兵の準備に着手した。其事京都に聞え、兼遠は平家の召喚を受け、義仲舉兵を詰責され、止むを得ずして、乞索歷狀を認めて、一先づ許されて信濃に歸つたが、起請文の手前、自分は遠慮して、義仲の事を佐久郡根々井（今北佐久郡中佐都）の根井幸親に托し、猶今井兼平、樋口兼光の二子をして之を輔けしめた。

義仲依田城に據る

義仲依田城に據る

根井幸親は、小縣なる依田次郎實信の居城、依田の城に義仲を奉じ、此所で遠近の兵を募つた。此時信濃高井郡の住人、笠原平五賴直（笠原賴直を以て伊那郡の人と爲すは上伊那郡に笠原と稱する同じ地名あるに依て誤をなすと伊那志略は喝破して居るは、義仲の動靜を傳聞し、已れ先づ義仲を伐つて、平家の勸賞に預らんと、兵を率ゐて、義仲討伐に向つた。此時義仲方に屬して居た、村山七郎義直、栗田寺別當範寬等は、賴直の軍を市原に邀へて、合戰に及んだが敗け色と成り、急使を馳せて救を義仲に求めた其日が九月七日である。義仲は、村山栗田等の軍利あらざるを聞くや、直ちに出動し、其救援に赴いた。賴直は其勢威に怖れ、城四郎に賴らんとて越後に落ちた。之れが九月七日の事である。是に由て考へると、此九月七日以前卽ち市原の戰以前に於て、義仲は旣に兵を集めて居た爲めに、直ちに村山等の救援に赴くことが出來たのである。故に此九月七日を以て、義仲舉

市原の戰

義仲の舉兵は治承四年九月七日以前なるべし

兵の日と爲すは、當を得ないと思はれる。

市原は北信に在るべし

市原の所在に就て、或は上伊那郡與地原なるべしとの說あるも、此は笠原賴直を以て、伊那の人と爲すより來た說と思ふ。既に賴直が高井郡笠原の人であり、又村山義直、栗田寺の別當範覺等、皆北信の人々なるより考察すると、吉田東伍博士の「市原は今市村あたりであらう」と爲す說が當れるのであらう。

依田在城の義仲義仲上野に赴き舊故を募る

義仲は依田在城中治承四年十月十三日、自ら上野國に赴いて、父先生義賢の知行せし多胡郡に入て、舊故を募りしが、十二月の末信濃に還つた。吾妻鏡治承四年十二月廿四日の條に、「木曾冠者義仲避二上野國一赴二信濃國一是有二自立志一之上、彼國多胡庄者爲二亡父遺跡一之間雖レ令二入部一武衛權威已輝二東關一之間成二歸住之思一如レ此云々」とあり、東國は此時既に賴朝の勢威が盛であつた爲に、義仲は志を得ずして、信濃に歸つたと云ふも、上野の武士で義仲の軍に參じた人々も、尠くは無かつたのである。

城長茂義仲討伐に向ふ

横田河原の戰（義仲出世の戰）

養和元年二月越後の城資永は、源義仲討伐の爲め、兵を率ゐて信濃に向はんとした、然るに發するに臨み、病俄に起つて率去した。其弟長茂、兄の志を紹ぎ、同年六月越後出羽の大兵を催して信濃に向つた。義仲は依田の城を出で、城氏の軍を邀へ、千曲河畔横田河原に戰て大に之を破つた。有名な横田河原の戰は是である。此横田河原の戰は、彼の桶狹間の戰にも比すべきもので、信長が今川義元の大軍清州城下に迫るを待たず、自ら出でて敵を桶狹間に邀へ、襲擊して大勝を博し、其武名一時に轟くに至つた。其と同樣に、城地に據つて敵の來攻を防ぐといふ、消極的の防禦を執らず、進んで來攻の敵を攻擊するといふ、積極的防禦に出でて、敵の大軍を擊破し、其武名を一時に揚げたのである。此兩戰は義仲、信長二人出世の決戰で、壯烈の意氣天を衝くの慨が有る。

依田城に在りし義仲は、城氏の大軍、信濃に入りし情報に接し、根ノ井幸親の子、楯六郎親忠を遣はし

楯六郎親忠の斥候

て、敵狀を偵察せしめた。親忠は鹽尻峽より北に進み、敵狀を察して、敵の大軍既に川中島に進出し、横田河原に陣營を張り、横田、篠ノ井、石川あたりの民家を燒き拂ひ、かくては八幡宮の御寶殿も、安否氣遣はるれば、急ぎ出陣せられたしと注進した。義仲は急ぎ依田の城を出で白鳥河原に進出し、六月廿四日夜通しに軍を進め、廿五日更級の八幡社に詣でて戰勝の祈願を込め、諸勢を率ゐて千曲川の右岸に出で、横田河原なる城氏の軍の此方の岸に陣取つた。義仲は根ノ井小彌太、其子楯六郎親忠、八島四郎行忠、落合五郎兼行、根津次郎貞行、同三郎信貞、海野彌平四郎行弘幸廣、小室太郎、望月次郎、同三郎、志賀七郎、同八郎、櫻井太郎、同次郎、石突次郎、平原次郎景能、諏訪次郎、千野太郎、手塚別當、同太郎、樋口次郎兼光、今井四郎兼平、木曾中太、彌中太、檢非違所八郎、東十郎、進士禪師、金剛禪師等の信州勢と、那和八郎、物井桃井五郎、小角六郎、西七郎等の上州勢。棟人の武士、百騎を率て千曲川を打渡り、城氏二萬の大軍に攻め掛り、敵を破ること三回、後ゆう〳〵と河を渡つて本陣に引き揚げた。此を戰の手始めとし、其後笠原平五頼直が長茂に頼まれ其見參に入れんとて、千曲川を渡り來つての奮戰があり、上野高山黨又千曲川の向に渡り、上野武士西七郎廣助と、信州川中島の富部三郎家俊との激戰があつた。此時家俊が郎等杵淵小源太軍光の奮戰は、實に立派なものであつた。

義仲の奇計、井上光基の働

義仲はかやうな馳合の戰は、勢の多寡に由て勝敗の決するもので、勢少なき我軍は、遂には軍兵盡きて敗亡すべしと考へ、計を以て敵を一舉に擊破するに決し、信濃源氏として名も聞えた、井上九郎光基を呼んで策を授け、光基をして赤旗赤符を附け迂廻して千曲川を渡り、城軍の後方に進出させた。義仲は光基が敵軍に近づいて將に赤旗赤符をかなぐり捨て、白旗を揚げて攻め懸らんとするを見て、殘りの勢を引率して千曲川を押し渡り、井上勢と共に、敵軍を挾擊した。於ヽ是さしもの城の大軍も敗績するに至つた。初め横田河原に陣して、我勢の衆多なるを眺め、「急ぎ寄合せて聞ゆる木曾を目に見ばや」と傲語した長茂は僅に三百餘騎に打ちなされ、生命からがら越後の國に逃げ歸つた。義仲は勝に乘じて之

城長茂の傲語と大敗

を追ひ越後の國府まで進出した。

信濃武士氣質

此横田河原の戰に、笠原賴直は長茂に憑まれて、「千曲川を渡り敵の陣を蒐け散して我が前敗の恥を雪め臭れよ」との一言に、「賴直今年五十三、合戰すること二十六度、いまだ不覺の名を取らず。但年蘭盛り過ぬれば、力と心と相はず、今此命を蒙むる事面目也。今日の先蒐して見參に入れん」とて八十五騎を率ゐて河を渡り、上州高山黨の三百余騎と、散々に打ち戰ひ、高山黨を九十三騎に討ち成して、河を渡つて本陣に立ち歸り、長茂より「兼ての自稱、今の振舞、實に一騎當千」と歎賞され、已が生國信濃川中島の戰場で、武勇壯烈な働き振を見せて居る。源平盛衰記

序に記す、此笠原賴直は、城軍敗北の際、山にかかり落ち延びて、命助つたが、其時いふのには、「世々生々子々孫々に傳へても、憑むまじきは、越後武者の方人なり。今度の大勢にては、木曾をば生虜にも、しつべかりつる物を、逃しぬる事こそ、運の窮なれ」と歎息し、越後より出羽に落ち行つた。（長門本盛衰記）

杵淵小源太重光

又杵淵小源太重光は、人の讒に遇ふて、主人富部家俊に斥けられても、他家に奉公することも無く、堪へ忍んで時を待つて居たが、主人家俊が城氏の軍に加はつて、信濃に入るとのことを聞き、今度の戰に好き敵の首を取り、其功に由て勘當の赦免を乞はんと覺悟し、戰の際、戰場の彼地此地廻り歩いて、主人家俊の旗を見附たが、見出すことが出來なかつた。人に聞くと、今の蒐け合で、西七郎廣助の手に懸つて、討死を遂げたとの事。重光は直ちに、其の戰場に馳せつけて、西七郎が鞍の取附に、家俊の首を附け居るを見出すや否や、直ちに名乘を上げて廣助の後を追ひ、廣助と組討して其首を取り、敵三十七騎と戰つて、壯烈極まる討死をした。此を見て敵も味方も等しく感賞し、義仲の如きは「天晴の者、あれ程の者、五十騎あらば一萬騎の敵なりとも、面を合はすまじ」といふて惜まれた（長門本）程の立派な目覺しい働を爲た。笠原は其名を惜しみ、杵淵は情義に厚く、兩人共に武勇の働をして、武士道の眞髓を

義仲重光を惜しむ

遺憾なく發揮して、信濃武士の如何なるものなるかを示して居る。

此杵淵重光の在所は、更級郡横田近くの杵淵である。左に重光の働き振の源平盛衰記に載する所を摘錄して置く

源平盛衰記杵淵重光の記事

杵淵小源太重光と云者あり。此間主に勘當せられて召具する事も無ければ、城太郎の催促に、主は越後に越えけれども、杵淵は信濃にあり、主の富部城の四郎の手に成つて軍し給ふと聞き、よそにても主の有樣見奉り、又よき敵取て勘當免されんと思ひて、邊に廻て待見けれども、主の旗の見えざりければ、餘の覺束なさに、陣を打廻て知たる者に尋ねければ、西七郎と戰ひ給ひつるが、旗差は討殺されぬ、富部殿も討れ給ひぬとこそ聞つれ、鐙も馬もしろし有らん、軍場を見給へと云。杵淵小源太あな心うやとて馳廻て見ければ、馬は放れて主もなし、首は取られて敵の鞍の取附にあり。杵淵之を見て歩ませ寄せ、あれにましますは上野の西七郎殿と見奉るは僻事か、是は富部殿の郎等に杵淵小源太重光と申者にて候。軍以前に大事の御使に罷たりつるが、遲く歸參候て御返事を申さぬに御首に向奉て最後の御返事申さんとて進みければ、荒手の奴に叶はじと思て、鞭をあげてぞ逃行きける。まさなし七郎殿、目に懸けたる主の敵、逃がすまじきぞ七郎殿とて追て行く。七郎は我身も馬も弱りたり、杵淵は馬も我身も疲れねば、二段計り先立て逃げけれども、六七段に追詰て、引組てどうと落つ。重光は大力の剛の者也、西七郎を取て押へて首をかき、杵淵主の首を敵の鞍の取附より切落し、七郎が首に並居て、泣々云けるは、身に誤なしと雖も人の讒言によりて、御勘當閉も直し給はず。又始めて人に仕て今參といはれん事も口惜くて、さてこそ過候つるに、今度軍と承れば、よき敵取て見參に入れ、御不審をも晴さんとこそ存つるに、遲參仕て先立奉ぬる事、心うく覺ゆ、さりとも此樣を御覽ぜば、いかばかりかは悦給はんと後悔すれども、今は力無し、去ながら敵の首は取りぬ、冥途安く思召せ。軍場に披露申すべき事あり、やがて御供と云て、馬に乘り二ツの首を左の手に差し揚げ右の手に

重光主の仇を討つ

太刀を抜き持て、敵も味方も是を見よ。西七郎の手に懸て、主の富部殿討れ給ひぬ。郎等に杵淵小源太重光主の敵をば角こそとれやと宣たる。西七郎が家の子郎等轡を返して三十七騎喚て蒐、重光存ずる所ぞ和殿原とて、只一騎にて敵の中に馳入て、人をば嫌はず直切にこそ切廻り、敵十余騎切落し、我身もあまた手負ければ、今は叶はじと思て、主の供に剛者自害するを見給へとて七郎が首をは抛て、猶富部三郎が首を抱、太刀を口に含で、馬より大地に飛落て貫かれてぞ死にける。敵も御方も惜まぬ者こそなかりけれ。中にも木曾は哀剛の奴かな、弓矢取る身はかやうの者をこそ召仕ふべけれと、返々ぞ惜まれける。

重光敵中に駈け入て戰死を遂ぐ

義仲隨從の北信武士

義仲従隨の武士北信に多し

横田河原の戰の頃、義仲に隨從して働いた、北信の武士は甚だ多かつた。上田地方の人々には、塩田八郎高光は塩田より出で、禰津貞行信貞等は禰津より出で、海野彌平四郎幸廣は海野より出て居る。又佐久方面では、望月次郎、小室太郎光兼、櫻井太郎、志賀七郎、同八郎、平原次郎景能、根ノ井太彌太幸親、楯六郎親忠、矢島四郎行忠、落合五郎、同三郎等があり。奥郡には井上九郎光基、星名保科黨等があつた。此の如く、北信の東部小縣佐久にかけて多かつたのは、義仲依田城に據て居たのに大きな關係があつたのである。

依田城

依田城は、小縣郡依田村地籍に在る。其廢墟今猶存し、其麓なる平地は、依田氏居館の在りし所と稱せられ。又義仲の此所に來りし時、依田次郎實信は、之を我が居城に奉じ、自らは避けて、高築地の館に居つたと傳へらるゝ館址も、亦其近傍に在つて、治承の昔を偲ぶべき殘址が多い。此依田次郎は清和源氏爲實依田六郎の子である。

横田河原の戰の時日

吾妻鏡壽永元年十月九日の條に

横田河原の戰の時日

九日丙子越後住人城四郎永用相二繼兄資元一當國之跡一欲レ奉レ射二源家一仍今日木曾冠者義仲引二率北陸道軍士等一於二信濃國筑摩河邊一遂二合戰一及レ晩永用敗走云々

とありて、横田河原の戰を壽永元年十月九日として居る。然るに同書には、此時より一年前の養和元年九月四日の條に、木曾の冠者、平家追討の爲めに上洛、北陸道を廻て、先陣根ノ井太郎は、越前國水津に至り、平通盛の軍と合戰を始めたと記して居る。之に依て考へると、義仲は既に此頃、北陸を經て西上しつゝあつたと見えるのであるが、有力なる越後平氏として、蒲原郡奥山に居城を構へ、私兵を以て信甲二州を討平せんことを乞ふたと云ふ程の豪族、城氏の存在を無視して、西上するのは、あまりにも無謀大膽に過ぎはせぬかと思ふ。又城氏にして見ると、北陸より西に進む、義仲の軍を追躡して、京都から義仲追討に向ふ平家の軍と、源軍挾撃の策に出でんとせず、信濃に向つたのは、義仲の虚を衝いて、信濃の本據を覆するの考からであつたものか。若し然らずして、義仲西上の途に上りしをも知らずして、信濃に向つたとすれば、如何にも時の狀勢に疎いと謂はなければならぬ。何れにせよ、吾妻鏡所載に據る時は、城長茂は信濃に進入し、其事を聞いた義仲は、北陸道の軍兵を率ゐて、信濃に歸り、千曲河畔に陣せし、城氏の軍を伐て、敗走せしめた事に成つて居る。今他に據るべき史料に就て見るに、吉記治承五年養和元年六月二十七日の條に、「風聞云越後國住人資職寄二攻信濃國一已落了云々」とあり、又一代要記には「養和元年六月比以二越後國白河四郎助職一爲二大將軍一遣二信濃一之處。爲二木曾冠者、仁科二郎等一被二打落一助職僅存命逃歸了。北國皆木曾押二領之一云々」とあつて、千曲河原の戰を、養和元年六月頃となして居り又、玉海には「七月一日條云。兼光語云々越後國勇士城太郎助永弟助職國人號白河御館欲レ追二討信濃一六月十三、四兩日雖レ入二國中一敢無二相防之者一殆多二請レ降之輩一。於二僅引一籠城等一者上、可レ無レ煩二干攻落一。仍各成レ乘レ勝之思、猶欲レ襲二攻散在之域等一之間。信仍源氏等分二三手一俄作レ時攻襲之間、疲二險阻一之族軍等不レ及レ射二一矢一散々敗亂了。大將軍助職兩三被疵、脫二甲冑一棄二弓箭一僅相率三百餘人一逃二脫本國一了中略是事

吾妻鏡以外の記錄所載
吉記
一代要記
玉海

帝王編年記

前治部卿光隆卿知行越後國之人也今日稱二謀説一於レ院所二相語一也云々」とあり、又帝王編年記には、養和元年辛丑六月越後國住人城助職追二討信濃國一之間爲二木曾冠者義仲一被二追返一畢とあつて、養和元年六月中旬、城助職長茂信濃に攻め入り敗北したとなして居る。而して源平盛衰記、亦養和元年六月十四日と爲す。故に横田河原の戰の時日は、養和元年六月と爲す方然るべしと考へられる。

横田河原の戰の時日は養和元年六月と斷ずべし

源義仲に從へる上田地方の武士

横田河原の戰後義仲に隨從して著はれたる上田地方及附近の武人

義仲任子を頼朝に送る

海野幸氏鎌倉に赴く

海野幸廣の子幸氏、清水冠者に伴隨して鎌倉に赴く、壽永二年三月の頃、鎌倉なる源頼朝は、木曾義仲を討伐せんとした。かく頼朝義仲をして、不和の態に至らしめたのは、甲斐の武田信義が、私怨に由りて、義仲を頼朝に讒したると、十郎藏人行家が頼朝に向て、一國の知行を、宛行はれんことを請ふた時、頼朝は、自己の力で切取つた上、院に奏申して之を知行せよ、とすげなく斷つたのを恨み、去て義仲の許に赴いて、憑む所があつた。此等の事が基因となり、頼朝は義仲に對し、不快を感じ、不和の仲と成るに至つた、と云はるゝも、頼朝の底意には、義仲の勢、旭日の如くなるに驚き、此を忌み嫉んで、除かうと考へたのでは、あるまいかと思ふ。

行家頼朝の言を含む

頼朝義仲の不和

頼朝義仲を討たんとし信濃に入る

頼朝義仲に他意なきを表さんを要む

頼朝は親ら大軍を率ゐて、義仲討伐に向ひ、碓氷峠を越えて、信濃に入つた。義仲方では、今井兼平、樋口兼光等は、一戰を主張したが、義仲は思案の末、源氏は父を殺し、親類を亡ぼして、世に在る者と世の人は噂する。今平家追討の大事を捨て置いて、頼朝と戰ふならば、一門は滅亡、他人には嘲笑され、尤も恥づべきであると考へて、頼朝の鉾を避けて越後に退いた。頼朝も此由を聞いて、軍を鎌倉に引揚ぐる途中、武藏國月田川のはた、青鳥野に駐つて、此所より天野遠景、岡崎義實の二人を使とし、「義仲が若し頼朝に對して、敵意を挟まぬならば、其意を表はす證(しるし)として、十郎藏人を引渡すか、然らざれば義仲の一子清水冠者義高を質として差出すか、二つの中何れか一つを實行せよ」と談判せしめた。義仲

小室太郎光兼の進言

は家ノ子郎等を集めて、此事に就て、其意見を聞いた。此時小室太郎光兼の云ふやうは、「先きに穩便のはからひで、越後に避け退いた程なれば、今更平和穩便の儀を、變ずべきではない、若しさもなければ、東國と北國との間に大合戰が起り、双方共軍兵は盡き果てゝ、朝敵平家追討の事も不可能とならう。元來賴朝に對して意趣意恨の無い上は、速かに志水冠者を渡すがよい」との意見であつた。今井兼平の意見は、賴朝と當方との間柄は追々惡くなり、終には一戰に至るであらう。故に只今一度に思ひ切て、後の圖を爲すがよい」といふので、小室の考とは反對であつた。兼平の意見は、志水冠者が其妹の出なるが故に、鎌倉に遣はすを望まないと云ふのでは無く、此時早く既に、賴朝の底意を洞察して、賴朝義仲の二人が、結局兩立し難い所を、考へたものかとも想はれる。

義仲其子義高を質として鎌倉に遣はす

義仲は小室光兼の說に從て、志水冠者を、天野岡崎兩使の手に渡すことを諾がひし後、「十郎藏人殿は、鎌倉殿の爲にも、義仲の爲にも伯父である。其人が義仲を憑んで參つたのに、すげなく當ることは出來ない、故に只居るか居らないか無關心の有樣に取扱つて居る、其十郎藏人殿を出すか、何うかといふやうなことは、存じの外と覺ゆる、親とも見るべき人をいかでか出すとか出さぬとか云ひ得やう。志水冠者の方は我が子なれば、之を進ぜる。然し志水冠者はまだ東西不覺の幼者、不便と思召し給りたい、義仲がかくてある上は、一方の固と憑み思召されよ」と述べて、此旨を賴朝に傳へさせた。親戚に對する情誼の惇きこと、義仲の方遙かに賴朝の上に在るを惟ふ。而して又兼平の意見を斥けて、光兼の說に聽隨した事は、此時に於ては尤な思慮で、義仲にはたしかに偉い所が有つたと思ふ。

義仲情誼に厚し

志水冠者義高は鎌倉に赴く時、其隨伴を命ぜられたのは、彌平四郎幸廣の嫡男で義高と同年十一才の、海野小太郎幸氏であつた。後年賴朝義仲を斃し、終に元曆元年四月、志水冠者をも殺さんことを謀つた時、幸氏は心利きたる計ひをして、義高をして鎌倉を脫出せしめ、自ら義高の寢所に入りて之れに代り、義高が遠く逃れ去ることを圖つたが、事露はれ、義高は追蹤せられ遂に殺された。賴朝は大に忿り幸氏

海野小太郎幸氏

義仲滅後賴朝志

水冠者を殺す

を召して禁錮したが、やがて其忠勤心は頼朝の感ずる所となり、許されて海野本領を賜つた。盛衰記、吾妻鏡、滋野系圖

北陸の武士義仲に從ふ。

義仲北陸の士に信濃駒を贈る

此後義仲の威名大に揚がるに至り、加賀、越中方面の武士、我も〳〵と、義仲の麾下に、馳せ參ずる者が多かつた。義仲は其等の人々に、起請文を書かせた後、恩賞の始であるとて、取敢ず信濃駒一匹づゝ、引出物として贈つた。想ふに、多分佐久望月産の逸物であつたらう。

義仲神佛に戰勝を祈る

義仲北陸に於て、將に平家の大軍と、衝突交戰に及ばんとせし時、戰は謀の良否に依て、勝敗分るといふも、大軍に向ては、佛神の擁護に憑らざれば、輙く勝を制することは難しとて、大夫坊覺明を召して、加賀白山妙理權現に、戰勝祈願の狀を認めさせ、權現の寶前に捧げた。此時の覺明の書いた願狀は

白山妙理權現願狀、大夫坊覺明執筆の願狀、

敬白

立申　大願事

一可奉勤仕加賀馬場白山本宮三十講頭事

一可奉勤仕越前馬場平泉寺三十講頭事

一可奉勤仕美濃馬場長瀧寺三十講頭事　長門本以上三頭字無

右白山妙理權現者、觀音薩埵之垂跡、自在吉祥之化現也。卜二三州高岩之靈窟一　長門本作嶺　利二四海率土之尊卑一、參詣合掌之輩、滿二二世之悉地一歸依低頭類、誇二一生之榮耀一。總鎭護國家之寶社、天下無双之靈神者歟。而自近年以降、平家忽昇二不當之高位一飽二誇非順之榮爵一。忝蔑二如十善萬乘之聖主一、恣凌二辱三台九棘之臣下一、或追二捕太上法皇之院一或押二取博陸殿下之身一或打二圍親王之仙居一、或奪二取諸宮之權勢一五畿七道何處不レ愁レ之。百官萬民誰人不レ歎レ之。已欲レ斷二王孫一豈非二朝家怨敵一哉　是一次燒二南京七寺之佛閣一斷二東漸八宗之惠命一、盡二圓城三井之法水一滅二智證一門之學侶一其逆勝二調達一其過越二波旬一、月氏之大天再誕歟。日域守屋重來歟。已磨二滅佛像經卷一忽　長門本作亦燒二拂堂舍僧坊一、寧非二法家之怨敵一哉　是二

次源氏平氏之兩家自昔至二于今一如二牛角一天子左右之守護、朝家前後之將軍也。而觸レ事決二雌雄一伺隙致二鉾楯一仍代々企二合戰一度々諍二勝負一既有二宿世之怨心一（長門本心。）是非二當時之大敵一歟。因茲忝蒙二神明神道之冥加一爲レ降二（長門本有伏字）佛法王法之怨敵一立二大願於三州之馬場一仰二感應於三所權現一耳。就中先代二王敵一皆由二佛神之最負一此時降二謀反一（長門本有翻字）寧無二權現之勝利一哉。加之白山之本地觀音大士、於二怖畏急難之中一能施無レ畏、縱雖二平家軍兵如レ雲集如レ霞下一衆怨悉退散之金言有レ憑、縱雖下謀臣之凶徒加二呪咀一致中怨念上、還著二於本人之誓約一無レ疑、然者還念二權現之本誓一感應不レ可レ廻レ踵、何況哉（長門本作我）家自二先祖一仰二八幡大菩薩之加護一振レ威施レ德、而八幡之本地者觀音、本師阿彌陀也、白山御體者彌陀脇士觀世音也、師弟合力（長門本有者字）感應潛通者歟、況彌陀有二無量壽之號一（長門本有豈字）不レ援二千秋萬歲之算一哉。觀音現二藥樹王之身一寧不レ含二（長門本作食）不老不死之藥一乎。云二本地一云二垂跡一、勝利揭焉。附二公家一附二私宅一、（長門本家宅字無し）欲レ遂二素懷一所志無レ私、奉公在レ頂、偏爲レ降二王敵一專爲レ接二（長門本作守）天下一、忽爲レ興二佛法一鎭爲レ仰二神明一也。傳聞天神無レ怒、但嫌二不善一、地祇無レ崇但厭二過患一（長門本作失）所二以平家奪二王位一是不善之至哉。謀臣滅二佛法一忽（長門本作時）過患之甚也。日月未レ墮地星宿猶懸レ天。神明爲二神明一者此境（長門本作時）施レ驗、三寶爲二三寶一者此刻振レ威。然則權現照二我等之懇誠一宜レ令レ罰二平家之逆族一。我等蒙二權現之加力一願欲レ打二謀反之輩一、若酬二丹祈一感應速通者、上件大願無二懈怠一可二果遂一也、者彌施二源家之面目一、新副二社壇之莊嚴一、鎭誇二神道之冥加一倍致二佛法之興隆一矣。仍所レ立申如レ件

壽永二年五月九日　　源義仲敬白

大夫坊覺明

三井寺の通牒に對する興福寺の返牒覺明の案

此大夫坊覺明は、海野幸親の子で、彌平四郎幸廣の弟といふ。されば我上田地方海野の産である。保元二年の生れ、長じて京都に上り、勸學院進士文章博士と成り、藏人に補任され、後南都興福寺の學侶となり、西乘坊信救と號した。治承四年三井寺より、高倉宮の御企に合力して、宮を助け奉り、佛法の破滅を防ぐべき旨の牒狀が、興福寺に致された時。信救は寺の命に依て、其事に贊成協力の旨の、返牒を

清盛は平氏の糟糠武家の塵芥

認めたが、其狀の中に一爰清盛平氏の糟糠武家之塵芥也。祖父正盛仕二藏人五位之家一把二諸國受領之鞭一大藏卿爲房、爲二加州刺史一之古、補二檢非使所一修理太夫顯季爲二播磨大守一之昔、任二馬寮別當職一暨二于親父忠盛一被レ聽二昇殿一之時、都鄙老少皆惜二蓬壺之瑕瑾一といふやうな、罵詈輕蔑の文句があり。いたく清盛の怒に觸れ、將に殺されんとせしが、身に漆して相貌を變じ、辛ふじて纔かに免かれ、東國に下る途中、源行家に憑み、少時其所に在りしが、やがて行家頼朝と仲違ひ、義仲に頼るに及び、信救は義仲に仕へることと成つたのである。此白山祈願狀を書いた後、倶利加羅の合戰直前、埴生新八幡宮の前で、戰勝祈願の狀を認めた時には、義仲の頼みに應じて馬より下るや否や、直に其前に跪いて、矢立を簸の中から取り出し、疊紙を押開き、あたかも、既に先きに書いたのを寫すが如く、案卽ち下書もせずに直樣書き認めた、といふ程の文筆詞章に堪能な人であつた。其願狀は

埴生新八幡宮願狀

歸命頂禮八幡大菩薩日域朝廷之本主累世明君之曩祖爲レ守二寶祚一爲レ利二蒼生一改二三身之金容一開二三所之權扉一爰累年之間有二平相國一恣管二領四海一嶺二亂萬民一猥蔑二萬乘一焚二燒詩寺一已是佛法之讎王法之敵也。義仲苟生二弓馬之家一僅纔二箕裘之塵一、見二聞彼暴惡一、不レ能レ顧二思慮一、任二運於天道一、投二身於國家一試起二義兵一欲レ退二凶器一伊藤本、闘戰雖レ合二兩家之陣一士卒未レ得二一塵之勇一之處、今於二一陣上旌之戰場一忽拜二三所和光之社壇一、機感之純熟已明、凶徒之誅戮無疑矣。降二歡喜之涙一銘二渴仰於肝一。就レ中會祖父前陸奥守義家朝臣、寄二附身於宗廟氏族一長門本社族自號二名於八幡太郎一。以降爲二其門葉一者、無レ不二歸敬一矣。義仲爲二其後胤一傾レ頭年久。今起二此大功一喩如下嬰兒以レ蠻量二巨海一蟷螂取レ斧向中奔車上。然間爲レ君爲レ國起レ之爲レ身爲レ私不レ起。志之至神鑒在レ暗鎌倉本作空憑哉悦哉。伏願冥慮加レ威靈神合レ力勝決二一時一怨退二四方一然則丹祈相二叶冥慮一幽賢可レ成二加護一者先令レ見二一之瑞相一給。仍祈誓如レ件

壽永二年五月十一日　長門本作六月一日

倶利加羅の戰

倶利加羅山の戰

義仲土地の武士を信任して其策に從ふ

義仲將器を具ふ

余田次郎丸子小中太小室太郎等一隊の將となる

海野幸廣等の一隊の將と成る

海野幸廣水島に戰死す

倶利加羅山の戰の際、義仲は越中の住人、宮崎太郎が、味方に馳せ參じた時「今度の軍には、殿原を賴むぞ。義仲は小勢なり、平家は大勢と聞ゆ。面白く計ひて、敵を討んずるぞ。此山の案內者は、殿原にあらんずるぞ、今度の軍に、勝たせう勝たせじは殿原の計ぞ」といふて、土地の武士宮崎太郎に、作戰の方策を一任した。宮崎は此信賴の言葉に感激して、思ふ所の戰略を陳述した。義仲は殘らず聞了つて「あら面白や、弓矢の謀はかくぞとよ、平家何萬騎ありとも、安く討てんずるな殿原」と喜んで、宮崎の計策に依て戰ふに決し、其手配をして大勝を博した。此は義仲が、大將の器量を具へて居た、ことを知る一資料である。倶利加羅山の戰に、手配された七手の一で、安樂寺を通り、金峯坂を上り、北黑坂を廻り、倶利加羅峠の西はづれ、葎原に出たのは、信濃住人依田次郎實信、圓丸子小中太、小室太郎光兼、同小太郎眞光、諏訪三郎、小林次郎等を將とする一隊で、宮崎太郎が案內者と成り、やがて大手搦手の諸手、一緒に攻め登り、平家の軍を一擧に擊滅せんと、戰機の到るを待つた。

此他十郎藏人行家、矢田判官義兼清か、楯六郎親忠、宇野海野彌平四郎行弘幸廣等を將として、志雄山の搦手に、廻つた一隊。根ノ井幸親を大將とせる一隊。今井兼平を大將とせる一隊。樋口次郎兼光を大將とせる一隊。巴女を大將とせる一隊があつた。此內、依田次郎、丸子小中太、海野彌平四郎は上田市に近き小縣郡依田丸子海野等の人であり、小室太郎父子は北佐久郡小諸の住人。根ノ井、楯の兩人も亦佐久出生の人である。有名な旭將軍倶利加羅の合戰に、一方の將と成つて、平家の大軍を、倶利加羅の南の谷に追ひ落して大勝利を得たといふ事は、強く吾々の注意を惹く所である。

此後海野幸廣は、義仲より、備中國水島に據れる、平家軍を討伐すべく命ぜられて、矢田判官義清と共に、京都を西下し、壽永二年十月朔日、水島の平家軍を攻めた。此時には信濃住人仁科次郎盛宗、高梨六郎高直等も參加した。平家の將能登守教經、越中守盛嗣等と激しく戰つたが、戰利あらずして、幸弘も義清も共に討死した。此戰敗の原因は、源軍が輕進して、平軍の計に陷つた點もあるが、退却の折

柄激しい烈風で、舟に不慣れの東國人は、舟に習つた平家軍の乘ずる所となつたのが全敗の因である。此戰に有力な部將、海野幸廣、矢田義清等を失つたのは、義仲勢力の大きな打擊であつたのである。

第四篇　鎌倉幕府時代の上田地方

第一章　源頼朝の信濃善光寺參詣

頼朝善光寺再興

吾妻鏡文治三年七月廿七日の條に、信濃國善光寺去治承三年廻祿後有二再興沙汰一之間殊可レ加二合力一之由被レ仰二付諸人一云々其狀云

下信濃國庄園公領沙汰人等所

可二早結緣助成一善光寺造營間土木人夫事

右件寺靈驗殊勝伽藍也、草創年舊、堂宇破壞、加レ之動有二火災之難一、礎石之外更無レ殘有情之輩何不レ歎二此事一早國中不レ云二庄園公領一一味同心與二力於勸進上人一土木之間勵二出人夫一令レ終二其功一若不レ奉二加此功一之者不レ可レ有二所知領掌一之狀如レ件　以下

とあるに據れば、頼朝は信濃善光寺の頽破を歎き、文治三年全信州に合力せしめ、堂宇再建を命じたのである。此再建の工事が、何年に竣功したか知るを得ないが、恰も東大寺再建の、落慶式に臨んだやうに此時再建落成の曉には、善光寺參詣を爲やうと考へて居た事は推察される。同書建久六年八月廿三日の條に

頼朝の善光寺參詣明春（建久七年）に延期

善光寺御參詣事、暫延引、漸屬二寒天一者、可レ爲二明春一之由被レ觸二仰御家人等一云々

とあるのは、此間の消息を窺ふに足るもので、之れに據ると、重ねて故障事故の無い限り、翌七年には、善光寺參詣の事があつた筈である。然るに吾妻鏡は建久七・八年の所が缺如して、賴朝參詣の有無を、確めることが不可能である。けれども、一方信濃善光寺に傳はる古緣起に「建久八年六月十五日賴朝如來を拜す、畠山重忠梶原景時等從ふ」とある。前々よりの關係よりして推考すれば、此緣起の所載は事實と思はれる。

建久八年賴朝善光寺に參詣

又信濃國分寺にも、建久八年源賴朝善光寺參詣の途次、國分寺堂塔の頽破を見て、修造を加へたと云ふ寺傳がある。是に依ると、其頃信濃なる、鎌倉の家人等に迎へられ、精選の鎌倉武士に護られて、威風堂々たる、馬上の將軍賴朝が、今の上田市地籍内を、通つた事があつたと思はれる。

賴朝曾て上田地籍を通過す

第二章　吾妻鏡文治二年に見えたる小縣の莊園

吾妻鏡所載の小縣莊園

諸國庄園の增加

莊園起原に就ては種々あるも奈良時代聖武天皇の御代天平十五年に、私墾田の永世私有を許されし事を其主要因とする。莊園莊園とは元と親王大臣等に空閑の地を給ひ、別莊園地となさしめしものなるが、後には不輸租の私有地の稱と變じたは、其後平安時代の藤氏專權期に至り、在京貴族等の奢侈增長するに隨ひ、一定の俸祿のみにては、其奢侈生活の費を、支ふること能はざるに至り、收入增加の手段として、地方に手を延ばし、已が勢力を利用して切りに私墾田を拓き、或は又其を買收して莊園と稱し、國司の支配を脫して、擅に租を徵し、稅を課する事、盛に行はるるやうに成つた。又一方班田收授の法頽れて、行はれざるを機とし、公田を押領し、又は買收して、莊園と稱するもあり、又地方民の中には、其公田を以て、權門勢家に寄せて、其莊園の一部となすもあり。輸租の公田愈減じて、不輸租の莊園益增加し、其弊の及ぶところ、甚大なるものが有つた。故に朝廷に

於ては、屢々令を下して、莊園を立つることに、制禁を加へしも其効が無かつた。かくして、何れの國に於ても莊園を見ざるは、無いといふ狀況と成り、中には一國内の耕地三千十七町の内、公領は僅々二百五十町で、他は殆んど莊領であつたといふ所も有つた程である。かかる時代に信濃國内にも、多くの莊園が立てられただらう事は、想像に難くない所である。此莊園の事が、確な記錄に載つて居り、信濃國郡内に、如何なる名稱の莊園があり、又其本家領主が、誰々なりしかを知ることが出來たのは、吾妻鏡文治二年三月十二日の條に、關東御知行國々内乃貢未濟庄々注文被レ下レ之今日到來、召二下家司等一可下加二催促一給上之由云々の次に、乃貢未濟の莊々が、列擧されて居るに據てである。此所載は、乃貢未濟、催促必要の莊々のみを、擧げたのであるから、此他に莊園が存在しても、乃貢完濟の莊ならば、此處には載らない筈である。故に文治二年三月十二日の條に、列記されたものが、其當時の莊園、悉くで無いのは勿論である。吾妻鏡所載の乃貢未濟庄は、信濃全國には、六十ケ所餘あり。其中小縣郡内のものは、浦野、鹽田、小泉、依田、海野、常田の六莊である。此他に、猶莊園や公領があつたか否かは判明しない。

文治二年關東御知行國内乃貢未濟の庄々

常田莊

八條院御領

第一節　常田莊

小縣六莊の中で、我上田市に關係あるのは常田莊である。吾妻鏡に據ると、此常田庄は八條院御領とある。八條院は御名暲子、鳥羽天皇の寵姫美福門院所生の皇女で、鳥羽天皇いたく愛でさせ給ひ、御崩御の際、御領の大部を御譲りに成つた。其れに又、御生母美福門院崩御の際に、又其御領莊を御譲與に成つたので、八條院の御領莊は甚だ多く、數百ケ所にも及んだ。常田莊は其中の一である。八條院御領は女院崩御の後は春華門院、後鳥羽院、後高倉院、安嘉門院、龜山天皇などの御領と移り替つたが、其

大部分は後醍醐天皇の御領と成つた。然れども天皇御崩御後は南北兩朝の分爭で、其御領は如何に成り行きしか分明で無い皇室御領史との事である。されば常田莊が後醍醐天皇御領の一莊なりとしても、南北朝以後に於ては、何人の手に領有せられたかは判らない。隨つて鎌倉時代の常田莊の四至の如きは到底知る事の出來るものではない、故に今日に於ては其莊名の名殘りと見らるゝものに據て郡内に於ける位置を推測するに留る位のものである。而して常田の名を帶ぶる所に現今縣村に屬する舊常田村と上田市に屬する舊常田村とがあるが、此は元弘建武頃の古文書に田中、加澤の兩所が海野莊内なるを明記せる者（信濃庄園の研究）あるに依り、常田莊名殘りの地は上田市東部の常田となすべきである。尙時代は大に降て居るが、諏訪史料中天正七年下宮春宮御柱の記錄に

常田莊の名殘りの地

一春宮一之御柱　常田庄本鄕　正物八貫九百文
同　御柱　房山之内上西脇下西脇中村矢手　正物十一貫三百文
同　御柱　同庄之内踏入鄕　正物三貫三百文

とあるも、亦以て一證となすべきであらう。

此常田庄本鄕は同史料下諏訪春秋宮造宮帳の中なる常田庄上常田之分、同庄中常田之分の上中常田を指すのであらう。猶造宮帳に下諏訪春宮御柱造宮之次第として常田庄房山鄕上西脇之分、同庄房山之内下西脇分、同庄房山之内中村分、同庄房山之内矢手分、同庄房山之内踏入之分、同庄上常田之分、同庄中常田之分、同庄落合分と記載し、其各に賦課額を記入してある此内同庄房山之内踏入は其位置より見るも不可解であり且諏訪史料天正八年の御頭書には踏入鄕として一鄕を爲して居るので、房山之内の四字は書手の謬であらう。

踏入は房山の内にあらず

常田の東方に當て、小字名政所といふが有る。朝野群載に「補御莊司右大臣家符」として平季政を尾

政所

下司職の補任

張國富田莊の下司職に補任した事が載つて居る、右人季政を指す補二任下司職一可レ令レ執二行庄務一之狀所レ仰如レ件とあつて、莊園の持主即ち領家又本所、（本家）は、下司即ち莊司又は莊長を任命して、其所の莊園の事務を執り行はせた。其下司の事務を執る役所を、政所と稱した。上州利根郡後閑村に、政所の名を負へる所があるが、此は沼田莊の下司の廳の、在つた所であるは、此一例である。此類例の如く、此處の政所は、常田莊の下司の廳の在つた所であらう。大寺社には、寺社の事務を執る役所があつて之れも政所と稱したのである、諏訪神社の政所など其一例である。此政所の東方に、國分寺が在るに依り、或は國分寺の政所かと云ひ、又は昔の國衙ありし地なるか、と云ふ說あるも、常田莊の政所ありし所と見るのが當れると思ふ。

上田莊

上田の地名初見

諏訪史料に見えたる上田莊

諏方御符禮之古書中

文安六年己巳五月會の條に

一上田五月會御符之禮三貫三百文太田三善義虎。御教書禮如御符

應仁三年己丑五月會

一左頭上田、太田三善義充。御符之御禮三貫三百文。御教書同前使與五郎御頭役二十貫

上田と太田氏

上田御頭時海野小宮山維貞五百文別而出候

又同古書文明五年癸巳五月會明年御頭足の條に

一流鏑馬　海野小宮山上田庄頭本打替々々被二勤仕一候

とあり、同十年戊戌明年五月會御頭の條に

一加頭五月會上田太田儀康御符禮三貫三百文、海野小宮山滋野幸廣五百副狀送候、頭役二十貫

太田氏

と載つてゐる。此に在る太田氏は、鎌倉幕府問注所執事三善康信の後裔で、康信の第二子康連が太田氏を稱した、而して苗字太田を稱するに及び、三善の出自なるを著はす爲めに太田三善義虎太田三善義充などゝ稱したのである。此太田氏が文安、應仁、文明の比、上田（上田庄とも稱した）と呼ばれし所の支配者なりしを認めることが出來る。而して上田と云ひ上田莊と稱するも、同一所なるは支配者が同じ太田氏で、海野小宮山と特殊の關係ありし事より、斷じ得らるゝのである。然るに上田莊は東上田村 今和村に屬す方面にあつて、海野莊に隣接して存在せりとの說がある。けれども永祿九年九月の「諏訪上宮末社同祭祀退轉之儀尋披舊規興百廢之次第」の內に、海野之分として列擧した村々の中に、東上田が記載してあるので、東上田は海野莊內と見るが至當と思はれる。永祿九年の頃、既に東上田てふ名を負へる地あるを見れば、恰も東田澤村の名が、西に在る田澤村に對して名づけられし如く、此永祿年間には東上田に對して、此地以西に上田と呼ばれし地域のあつた事は、疑無き所である。而して其上田が、鎌倉幕府時代の末季より、室町幕府時代の應仁文明頃に至るまでの、諏訪史料に見ゆる、上田莊又單に上田と稱した處と考へられる。小縣郡年表は里傳として「上田は常田小泉兩莊の間に在り」と載せて居る。而して八條院領の大部分は、後醍醐天皇に傳はりしも、天皇は近畿地方に在るもの〻外は、御領莊を停廢し給ふたとの事なれば、常田莊が御領として傳はつたとしても停廢せられし者ならば勿論、然らざるも南北兩朝對立後南風遂に競はざるに至ては、此莊が如何に成り行きしか分らない。然るに文治二年乃貢未濟といふ怠慢狹猾の爲めに其名顯はれて世に殘り、之に隣接して存在したと考へらるゝ上田莊は關東御知行國々中、乃貢完濟莊の一で正直律義の故を以て、其名現はれざりしも、鎌倉幕府時代より太田氏其他地頭職と成り、室町幕府時代應仁文明頃迄續いたのではあるまいか、其莊域の如きは明かにするは無論不可能の事ではあるが、一小地域で無つたのは、諏訪史料中嘉曆四年己巳三月北條高時の差し定めた、大宮御造營之目錄中に

上田莊は東上田村方面に在りとの說

海野之分に東上田あり

上田莊は乃貢完濟の庄か

上田莊は一小地域にあらず

御柱之事
一之御柱　大井莊七十五斛
二之御柱　小縣小泉莊六十五斛
三之御柱　小縣鹽田莊五十五斛
四之御柱　小縣浦野莊四十五斛
御鳥居役所之事
一之鳥居一根北方安原有所々
二之鳥居一之南方上田莊
三之鳥居一之東方西牧鄕
四之鳥居一之西方桑原
五之鳥居一之中門平賀田口

上田莊の初見

と記載され、小泉、鹽田、浦野等と相並んで一莊と成つて居り、猶此鳥居役の外に、玉垣外垣造營に於ても「外垣五間上田莊」として負擔を命ぜられて居る。此鳥居一宇と外垣五間の奉仕造營負擔は、之を他の鄕莊に比して、決して少い方では無いのである。其後に至り文安、應仁、文明頃の、御符禮及頭役の額などに徵する時は、御符之禮三貫三百文、頭役三十貫は、佐久平賀代官大井伊豆守光本、望月の望月遠江守光盛等の納めし其れと同額で、塩田莊御符禮五貫六百六十六文、頭役五十六貫文などに比しては、少額であつたのである。此點より推考する時は、上田莊は相應に廣き地域を、占て居たものと思はれる。

外垣五間上田莊

天正六年下諏方春秋兩宮御造宮帳に載せられて居る西脇が、庄名起源の地、上田の西隣に在りしより得た地名ならば、後の上田町中央より鎌原、西脇、生塚、秋和等を含み、鹽尻方面に亘れる地域、卽ち千曲右岸の常田莊と、之に對せる左岸の小泉莊との間の地が、上田莊であつたのかと考へられる。之に依

西脇

上田城名の由來

て天正十一年眞田安房守昌幸が、千曲河畔險要の地に新に築城し、之を上田城と稱したのは、上田莊の本據上田の地域に築かれたからであると云ふ理由を、解することが出來、又「上田の眞田の居城」と云ふ記載も、領かれる事と思ふ。

踏入鄕

諏訪史料に見えたる踏入鄕

御符禮の古書に

寛正四年癸未五月會

一前宮踏入神四神維國御符之禮二貫五百文使孫五郎頭役八貫之馬一疋

應仁三年己丑五月會

一前宮踏入神維國加頭御符之禮一貫八百文使孫六

文明七年乙未明年御射山御頭足

一加頭踏入神次神維國御符禮一貫八百頭役馬一疋

文明十二年庚子明年花會御頭足

一前宮踏入海野信濃守氏幸初御符禮一貫八百使彌三郎

文明十七年乙巳花會明年頭番役事

一前宮踏入海野信濃守氏幸御符禮一貫八百國分より三百出候使金五郎

踏入の神氏

が載て居る。此神維國は、諏訪神威の發揚に依り、此地にも諏訪明神が勸請され、同時に諏訪神家の族此地に移り來りし者の、後裔なるべしと考へらるゝも、亦禰津氏族なる浦野氏が、浦野駿河守神直貞など稱せし如く、神家禰津氏の族かとも考へられぬでも無い。現在古家神社（元諏訪社と稱した）近くに古屋敷と云へる小小字名の地がある、此は蓋し神氏の館の在つた所であらう。文明十二年には踏入より社納すべき筈の

古屋敷

御符の禮を、初て海野信濃守氏幸が納めて居るのは、踏入が海野氏に依て押領されたのか、或は或事情に由り、神氏に代て海野氏が禮錢を納めたのか、文明十七年に踏入近接地國分より、三百文出した所より考へると、後者ではないかと思はれる。何れにしても踏入と海野氏との間に、關係ありし事は知ることが出來る。踏入の名が上田城下に踏入る所なるより得たとの說は、天正上田築城以前なる、上述の如き史料に據て其謬れるを覺る事が出來るのである。

海野氏と踏入

踏入の名

第二節　海野莊

吾妻鏡には、此庄は殿下御領とある。當時の攝政は、藤原基通であつた。此殿下領は、殿下渡莊とも稱し、藤原氏の中で、攝政關白に任ぜられ、氏の長者と成るものに相傳する莊園で、其數甚多く、藤原道長の時には、其富皇室に過ぎたりと、云はれた程であつたのである。文治二年三月、乃貢未濟の莊として擧げられ、信濃國内に在る者のみにても、其數五ケ所の多きに及んで居る。藤門の人々、互に攝關の職を爭ひ、醜態を演ずる至りしも、此莫大な收入を得る事が、其理由の一つであつた事が、よく諒解されると思ふ。

海野庄殿下領

殿下渡莊

第三節　小泉莊

今泉田村に、小泉の名を負へる地區がある。此は小泉莊の名殘の地と考へて、蓋し差支無からうと思ふ。又南北朝以前の史料に載て居り、延應元年の北條泰時の善光寺寄進狀に在る室賀鄉、嘉曆四年の諏訪史料中なる、上田原、津井地築地穗屋、前田舞田、岡村、加島、御子田仁古田等の村々を、其庄内に在りしものとして、郡内に於ける此庄の位置を推定すべきものである。戰國時代末期の、諏訪史料所載も四至推想の一參考とすべきであらう。故に此等に依て、小泉莊の位置を、考へ得るに止り、莊の四至の

小泉莊

如きは、無論判明らない。けれども千曲川以北なる鹽尻や、今上田市の一部である常盤城あたりまで、上田城址の一部に、小泉曲輪の名あるに依て、小泉莊の內に含むと爲す說には、贊成することは出來ない。吾妻鏡に、小泉莊一條大納言領とあり、此一條大納言といふは藤原實房のことである。公卿補任

小泉莊一條大納言領

小泉莊內室賀鄉と善光寺

小泉莊內室賀鄉と善光寺

北條泰時善光寺不斷念佛料寄進

北條泰時は、延應元年七月十五日、小泉莊內の室賀鄉の內に於て、水田六町六段を、信州善光寺に、不斷念佛料として寄進した。此寄進の趣旨は、泰時は年來善光寺佛を、信崇して居たが、今度病に罹つたので殊に彌陀の引攝を恃むために、志を寄せたのである。此時の寄進狀は、頗る詳細を極め、入念のものである。

寄　進

信濃國善光寺不斷念佛用途事

水田陸町陸段。在二當國小泉庄內室賀鄉內一。念佛衆拾貳人在定器量人

一田疇配分事

右六町六段內六町者、念佛禪侶之免給也、六段者佛性島本作餉灯油之料田也。然則校二量免田六町於十二分一可レ充下人別五段於中十二人上其外相二募六段於料田一被レ副二半田於人別一、長以二此地利一專可レ備二供具一、各爲二人別之營一可レ致二月別之勤一。夫燈油參斗陸升佛性島本作餉參斗陸升也、則分二十二人一可レ充二十二月一但有二沃壤上腰之田一有二薄地下流之下田一悉計二會勝島本作優劣一可レ配二分多少一也

島本作別

一免除不浪事

右於二當庄知行之職一者、一門互雖二交替一至二料田寄附之條一者万世不レ可二違亂一而後々代々之際子々孫々之中背二此契約一若令二顚倒一上則長漏二西方世尊之憐一下亦可レ結二本願施主之恨一也

一結衆補任事

右先可レ論二根機之信不信一勿レ嫌二材智之堪不堪一夫談二人過一則惡言來二身上一企敵論且濫吹遶二眼前一然則兼習二心操於桑門一可レ結二良緣於華界一矣

一交衆座列事

右雖二夏臘高年之禪室一莫レ成二上首之思一雖二楚才碩學之智峯一可レ存二下身之札一。然則喧嘩之根元無レ萠覺樹之花報有レ開矣

一禪侶一味事

右當二結衆之會一者十二人之人數也仍以二七人一、以上之議一可レ爲二衆議一以二五人以下之議一可レ爲二異議一。然則縱雖二材智之人一可レ隨二衆議一何況柴愚之人勿レ就二異議一

一連日不參事

右雖二他行一雖二籠居一不參可レ過二兩月一者置二代官一可レ致二其勤一雖二重病一雖二服暇一不參可レ及二百日一者觸二結衆一可レ隨二其議一

一相讓所職事

右雖レ有二一師之讓一可レ依二諸人之議一。是故吹噓之初涓二其仁一而可レ補。相傳之後露二彼之短一而勿レ改

（吉本爲爺）

以前各守二七ケ條之式目一可レ調二一結衆之誠心一、殊則奉レ始二一品禪尼一可レ導二數輩先君一、乘又始レ自二四組一親レ欲レ助二亡自天孫一、乃至自他法界平等利益、抑此勤者起レ自二女檀藤氏之中情一雖レ始二聊爾一至二于龍華樹佛之下生一不レ可二退轉一同存二此趣一可レ令二勤行一之狀如レ件

延應元年七月十五日　　正四位下行前武藏守平朝臣

此寄進狀中の免除不退の條に、万世違亂すべからずと云ひ、若し子々孫々の中、此契約に背く者あらば、上は西方世尊の憐に漏れ、下は本願施主、前武藏守泰時の恨を結ぶもの、とまで述べて、後世小泉

塩田庄

庄を知行する者に、永代寄進の替ること無きやう、戒め遺し置いたのである。故に、此小泉庄室賀郷内寄進の地は、少くとも鎌倉北條氏滅亡の頃までは、善光寺領と成つて居たものであらう。

第四節　塩田荘

鎌倉時代建治三年に、北條義政遁世し、信州善光寺に參詣の後、鹽田庄に籠居した。而して、其居館阯が、今の西鹽田村前山に在る。猶南北朝以後の、資料ではあるが、此前山中禪寺所藏の、享德二年の鰐口に、塩田庄前山郷の銘あるを、一傍證として、鹽田庄の小縣郡内に於ける位置を、考へる事が出來ると思ふ。

塩田荘村上氏知行

鹽田荘村上氏知行と成る

建武二年箱根の戰の時、箱根方面を防禦した足利直義は、村上河内守信貞が、新田義貞の軍を攻撃して、遂に退かしめた殊勳を賞し、陣中に於て、疊紙に恩賞の地を書いて、信貞に與へた、其地は信濃國鹽田庄であつた異本太平記。此時より鹽田荘は、村上知行と、成つたのである。此頃の鹽田荘には、十二鄉あつたと云ふ參考太平記。鹽田北條氏の系流と稱する福澤氏が、代官となり、此荘務を司つて居た。文明十一年の明年御射山御頭定に「左頭鹽田荘村上兵部少輔政清御知行代官福澤五郎清胤」（御頭日記）。とあるは其である。此福澤の居住所は、蓋し北條氏居館の廢址（今御前と云ふ）に、在つたものであらう。

村上代官福澤氏

浦野荘

第五節　浦野荘

浦野荘日吉神社領

吾妻鏡には、浦野荘、日吉神社領とある。此荘と日吉神社との關係由來は、明で無いが、日吉神社の手に依て、此地に私墾田が拓かれて、其が神社荘園と成つたものか、或は私墾田を荘園として所有して居た者が、日吉神社の勢威の下に、安堵を得ん爲めの手段として、寄附の形を以て日吉神社に寄せて、

社領の名の下に隱れたものか、何れにしても、此浦野莊内と見らるゝ、今青木村の殿戸には、日吉神社が勸請されて居る點から見ても、日吉神社との緣故關係の、深かつた事は察せられる。中世諸大寺は僧兵を、諸大社は神人を蓄へて以て自衞の用とした。此等僧兵神人を擁する大寺社は、利害を異にして相爭ふ際には、戰鬪にも及びしことも度々有り又意に滿たざる事あれば、嗷訴亂暴の擧に出るのである。此は南都北嶺の僧徒、殊に甚しかつたので、其當時日吉社領であつた浦野莊からも、或は京に上つて、日吉神人の中に加はり日吉神輿を擔いで洛中に暴れ込んだ者が、あつたかも知れない。又此莊よりの收入も此等神人を扶持する、資力の一部と成つたものと推測される。信濃の佛敎文化は、下野藥師寺の影響を受けたものと說かるるが、前述の如く、此浦野莊と京都方面と密接な交涉關係の有つた事は、何時しか京都方面の文化が、此地方に移入將來されて、地方文化の發達に影響したであらう事も想像される。此地方に存在する秀逸な佛像の如きも、或は此等の事情に、緣由があるのではあるまいか。

尙此莊の一部は、武藏國金陸寺に、足利尊氏に依て寄附され、同寺領と成つた事がある。後鑑卷三十、

貞和三年丁亥正月十一日の條に、

相州文書載

寄進

武藏國金陸寺

信濃國浦野庄西馬越鄕（薩摩十郎跡半分）事

右所ニ寄進一之狀如レ件

貞和三年正月十一日　　正二位源朝臣（尊氏）御判

と載つて居るのが其である。（薩摩十郎と云ふは、建武二年坂木北條城に據て、時行に應じ、村上信貞等に攻め陷された、薩摩刑部左衞門一族のものかと思ふ。）

依田庄

第六節　依田荘

今の依田村、御嶽堂、飯沼あたり、依田氏苗字の地で、依田庄の本かと思はれる。栗岩英治氏は、其著信濃庄園之研究中に茂木文書、承久四年二月二十一日の、所領譲渡状を擧げて、依田庄内に、飯沼、中山、眞田、腰越、内村の五村の、有りしことは明なりと云ふて居る。此が南北朝以前の史料に見えた此村々などは依田庄内にありし者として、此庄の小縣郡内に於ける位置を、知ることが出來ると思ふ。

前齋院

吾妻鏡には、此庄は前齋院領とある。齋院は京都加茂大神に奉仕する皇女。天皇御即位の年、未嫁の内親王中より簡び卜定して、齋王となすのである。文治二年頃、既に退下して、前の齋院となられた方に、高倉天皇の第一の皇女、範子内親王が有つた纂輯御系圖。されば、此庄此御方の御領であつたのであらう。

第三章　鎌倉幕府時代に於ける上田地方の豪族

鎌倉時代上田地方の豪族

鎌倉時代、上田地方で著はれた豪族は、滋野氏系の海野、禰津の二氏及び、清和源氏の泉氏、桓武平氏系の北條（鹽田）氏である。

第一節　海野氏及禰津氏

海野氏

海野氏

海野幸氏は、源義仲の命に依り、年十一にして、志水冠者義高の從伴として、鎌倉に赴きしが、義仲戰死の後、賴朝は義高が或は父の讐を、報ゐんとする意あるも度りがたしとなし之を殺さんと欲し、元曆元年四月二十日の夜、其事を昵近の武士に命じた。賴朝の侍女此事を聞き、密かに賴朝の女に告げた。幸氏は賴朝の女と謀り、其夜義高に女裝せしめ邸を出で、かねて蹄を綿につゝんで、音のせぬやうとまで、用意して置いた駒に乘せ、鎌倉を遁れ去らしめ、自分は義高の寢所に入り、寢衣を被て、義高の在るを裝ひ、翌廿一日、日が高くなつてから、起き出でて、義高の居る室に入つて、日比義高の相手と成つて、戲れた雙六を爲て居つた。其故に、邸中の誰もが、皆義高が遁れ出た事など、知る者は無く、其日の晚に至て、漸く露顯した。賴朝は甚しく立腹して、幸氏をば召禁め、義高討取として、堀親家等の軍士を、諸方に遣はした。幸氏等が巧に謀て、義高を鎌倉より脫出させたのであるが、義高は哀にも、武藏の入間川の河原で、堀親家の郎從の者に殺された。此後幸氏は赦されて、賴朝に仕へたが、其武勇に於て、又弓矢の術に於て、其名大に著はれた。

文治五年正月、賴朝の嫡男賴家弓始の式の時、下河邊行平、小山朝光、榛谷四郎重朝、和田小太郎義盛等射手十人の中に加はり、又建久五年正月九日の幕府弓始の式には、

射手

一番　下河邊庄司行平　和田左衞門尉義盛
二番　結城七郎朝光　榛谷四郎重朝
三番　海野小太郎幸氏　藤澤次郎清近

の如く、藤澤次郎清近と伍して射手三番を勤めて居る。

建久六年、賴朝上洛の序を以て、住吉社に參詣し、兼ての宿願を果さうと思ひ、其際弓馬に堪能なる、諸士に命じて、流鏑馬を射させんと考へた。けれども、其時には、京都近邊の人々、其を見物する者は、

此流鏑馬をば、必ず東國の射手の手本とも、思つて見るだらう、故に後日に至て、兎角の批難を、受くるが如き事ありては、關東將軍家の恥辱なりとし、建久五年即ち上洛の前年の十月、頼朝自身小山朝政の家に赴いて、其所に弓馬堪能の人々を召し集め、舊記を披覽し先蹤を尋ね、流鏑馬其他作物の射法などに就て、熟議をこらして定めさせた。此弓馬之家に取つて、重大な評議の席に、下河邊行平、諏訪盛澄、藤澤清近、愛甲季隆、和田義盛、小山朝政等十八人の中の一人として、幸氏も列して居たのである。

幸氏弓矢の道重大議に與かる

嘉禎三年八月十九日北條時頼は、放生會の時に、始めて流鏑馬を射た。其時北條泰時は、海野幸氏が舊勞の士であり、頼朝の代、八人の射手の一人であり、且弓の故實にも、通曉せる故に、幸氏に、時頼の射藝の失禮を視て、批判を加へることを命じた。幸氏は、時頼の射手の態は、申分が無いとて生得堪能なるを激賞した。次に泰時は、時頼の射藝の缺點に就て、尋ぬる所があつた、幸氏對へて言ふ、故右大將頼朝公の御前に於て、弓箭の事に就て、談議した事の有つた時、佐藤近衛尉憲清入道西行の說に、弓をば拳より押立てゝ、引くやうに持つべきもので、流鏑馬の時、矢を挾む時、弓を一文字に持つのは、禮で無いと述べたのは、まことに殊勝の說であつて、弓を一文字に持てば、弓を引いても、射る樣子には見へないと說明した。其處に並み居た、下河邊、工藤景光、和田、望月重隆、藤澤、諏訪盛澄、愛甲等の諸士、誰一人異議を唱ふるもの無く、皆尤と贊同し、向後弓の持ち樣は、此說に據ることにしたと云ふ。

泰時幸氏を敬重す

建仁元年四月越後平氏の城小太郎資盛が、鳥坂城に據つて鎌倉幕府の命を奉じなかつた時、海野幸氏も、其討伐の軍に參加したが、同じ寄せ手に加つて居た、佐々木盛綱の子小三郎兵衛尉盛季と、先登を競ひ、幸氏は盛季の從者に妨害されて、二番と成つて進んだが、奮戰して疵を被り、盛季も亦疵を受けた。此戰に寄手は資盛の姨母坂額の矢に中つて斃るゝ者多く攻城容易に功を奏しなかつた。此時信濃住人藤澤次郎清親が、鳥坂城の後山に登つて樣子を窺ひ見て、坂額を射清親の郎等之を生擒してより城

幸氏城氏討伐の軍に參加す

遂に陷つた。

幸氏の後に海野氏の中にて弓矢の道に於て著はれた人に、矢彌四郎助資氏、彌六泰信がある。

海野彌四郎助氏

建長五年正月十四日的始の式將軍宗尊親王親しく臨んで、其技を觀られた。此時射手十人の內に、海野矢四郎がある。此五番十人は、一番平井八郎、早河次郎太郎。二番佐貫八郎、眞板五郎次郎。三番佐々宇左衞門五郎、海野矢四郎。四番佐貫七郎、須枳兵衞四郎。五番多賀谷彌五郎、山城三郎左衞門尉であつた。建長六年正月四日的始式の射手十一人の中に入り、康元々年正月的始式の射手にも、選ばれて居る。文應元年正月十二日由井が濱に於て、御的射手の試あり、射手十三人を選んだ時、其中にも入つて居り、其成績は

四番　藤澤左近將監　●●○○●●　八
　　海野矢四郎　○○●●●●　八

同十四日弓始式の時、選定射手十二人の中に加はり、其成績は

四番　藤澤左近將監時親　○○●●●●　七　●○○●●●　五
　　海野矢四郎助氏　●○○●●●　六　○●●○○●　六

海野、藤澤共に信濃人で、其成績同等であつた。吾妻鏡

海野孫六泰信

泰信善光寺邊の惡黨を鎭む

文永二年正月弓始の式に、射手十人選ばれし時、其內に海野彌六泰信がある。又同三年正月弓始の射手十人の中に、海野彌六も列して居る吾妻鏡。此泰信は、文永元年十一月廿日に、信濃善光寺々邊の、惡黨橫行せし者を鎭め、善光寺邊の警固として、和田、原、窪寺、諏訪部等を、奉行人に命じたが、此等の奉行は、自分權限外の雜務に干涉して、訴訟頻りに起るに至りしかば、翌二年正月、遂に此奉行人を置くことを停止する事と成つた。

禰津氏

禰津神平貞直

禰津氏神氏の族となる

禰津神平貞直は、源義仲敗滅後、海野氏と同じく頼朝に仕へた。諏訪繪詞に據ると、禰津貞直は、本姓滋野なりしが母の胎内に在りし時、神の御告に依り、神氏と約して、大祝貞光の猶子と成つて、字を神平と稱した。諏訪郡内にも一庄を領し、保元平治の戰場に出でて、武勇の譽高かりしのみならず、東國に於て無双の鷹の名手なりき。此諏訪郡内の一庄といふのは、貞直の子盛貞が、大塩四郎と稱した所から考へると、北山浦の大塩かと云ふ説もある。

鷹飼

鷹飼の事は、遠き昔仁徳天皇の御代に、其初が有る。仁徳天皇の四十三年に、依網屯倉阿弭（よさみのみやけあび）、始めて鷹を捕へて獻上した。其時百濟の酒君、天皇の御命に依て其鷹を養ひ馴した。後天皇百舌野（もづの）に幸し給ふた時、其鷹を放つて雉を捕らしめた。是月に鷹甘部（たかかひべ）を定られ、鷹飼の事に從はせた。之れが鷹飼の始である（日本紀）。かくして鷹飼鷹遣ひの事が始まりしかば、我邦最初の鷹に關する法は、百濟の傳であると云ふ。其後、一條天皇の御代に、出羽守源齊頼といふ者、鷹に關する事を研究せしより、放鷹の術も大に發達進歩した。禰津家の飼養放使の術も、其流を汲んで居ると謂はれる。

鎌倉幕府鷹狩を禁制す

鷹を使つて野禽を捕る事は、鎌倉時代にも盛に試みられたが、其れは、講武の一助と、したのである。然るに此放鷹の事から、屢々爭が惹き起され、喧嘩狼藉に及ぶこと、屢々有つた。故に幕府は建長二年十一月廿九日に、鷹狩を制止すべき旨を諸國の守護人等に命じた。

鷹鵠事

右自二右大將家御時一諸社禁二鷹外、禁斷之所、近年諸人令二好仕一云々甚不レ可レ然、於二自今以後一者、所々供祭之外、大小鷹一向被二停止一之、存二此旨一當國中隨二聞及一可レ被レ加二制止一若不承引之輩出來者早可二注申一殊可レ有二御沙汰一也者依レ仰執達如レ件

建長二年十一月廿九日　　相模守（時頼）

武藏守（長時）（吾妻鏡）

敦宗、宗光共に鷹の名人

惟ふに、禰津氏は諏訪神家の族と成つたので、諏訪社の贄鷹として、代々放鷹の事に從つたものであらう。滋野三家系圖に據ると、禰津家に於ては、敦宗も亦鷹の名匠であり、其子宗光は、父敦宗より鷹つかひの術を傳へ、又京の鷹飼の秘訣をも傳受し、百濟流と家傳の鷹法とを、折衷綜合して、一流を開いたと謂ふ。其子神平、是平も、亦鷹匠として、有名であつた。

禰津氏系圖

禰津氏系圖（續群書類從滋野氏系圖に據る）

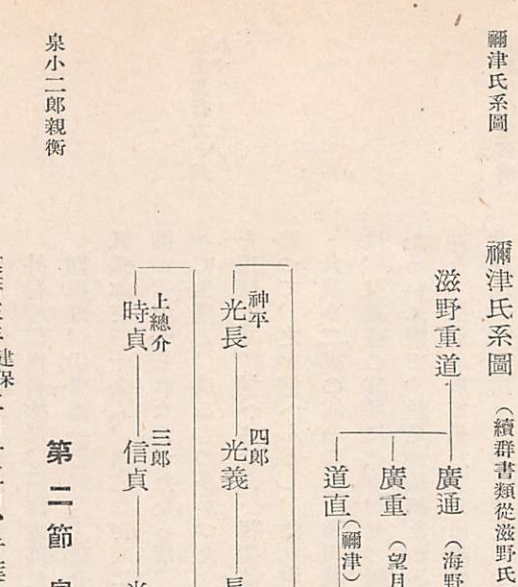

泉小二郎親衡

第二節　泉小二郎親衡

泉親衡北條氏の

建暦三年（建保元年）二月十五日、千葉介成胤が信濃國人青栗七郎の弟法師阿靜房安念を捕へて、北條義時の許に差出した。此阿靜房安念は、泉親衡黨の密使と成り、其一味たらんことを勸說する爲めに、千葉成胤の邸に赴いて、其處で捕へられたのである。

泉小二郎親衡は、去々年以來、將軍賴家が北條氏の爲めに、伊豆國に幽閉され、後遂に殺害されたの

所爲を憤す

を憤り、賴家の子千壽丸を奉じて、北條氏を亡ぼさん事を謀り、密使を諸國に遣はして、同志を募つた。

安念法師の白狀

其使が安念法師である。義時は安念法師を糺問して、一味の者を白狀させたが、其白狀に據ると、

一村小次郎近村信濃國住人籠山次郎同國住人、宿屋次郎、上田原平三父子三人、蘭田七郎成朝、狩野小太郎、和田四郎左衛門尉義直、和田六郎兵衛尉義重、澁河刑部兼守、和田平太胤長、磯野小三郎、此外信濃國保科次郎、栗澤太郎父子、靑栗四郎、越後國木會瀧口父子、下總國八田三郎、和田奥田太、同四郎、伊勢國金太郎、上總介八郎甥臼井十郎、狩野又太郎等、

凡張本百三十余人、同志二百人にも及んで居り、頗る大計劃の擧で、若し千葉成胤の手に依て、安念法師が召捕へられなかつたならば、頗る大事件と成つたものだらうと思はれる。安念法師の白狀に依り所々で生虜と、成るもの多かつた。張本人の親衡が、鎌倉違橋に隱れ居ることを探知し、幕府は工藤十郎を遣はして、捕へさせた。親衡は工藤十郎及其從士數人を殺し、逐電して行方知れずなつた。其前途を遮つて、之を捕へんとし、鎌倉中大騷ぎしたが、遂に獲ることが出來なかつた。

親衡其行方を知れず

此泉小二郎の謀叛には、和田義盛の一族中に、加盟する者多く、義盛の子四郎義直、六郎義重の二人は、父義盛の哀願に依り、父の勳功に免じて赦されたが、和田平太胤長は、張本人且種々計策を廻らしたといふ廉で、赦免沙汰無きのみならず、北條義時は、和田義盛はじめ、一族一統の面目を失はせるが如き、振舞を敢てなした。和田義盛は、憤怒に堪えないで、遂に北條氏を亡ぼさうと謀つたが、返つて、北條氏の滅す所となつた。此の如き大影響を及ぼした事件の、首謀者泉小二郎親衡は、吾妻鏡に信濃人とあるが、信濃は何處の人であるか判明しない。故に出身地に就て種々の說がある。或は下水內郡の小櫻城に居つたと爲すもあり（下水內郡誌）、或は東筑摩郡の中山村、山邊村あたり、其出生地なり（松本市史）、との說もある。小縣郡史は、諏訪部氏、宰賀氏、泉氏等の苗字の地が、相近接して小縣郡に在ること、又諏訪史料、嘉曆四年三月の御射山頭役詰番之事に、小泉庄內に、泉小二郎の知行分ある事等に據つて、

親衡は信濃何處の人か

泉親衡は小縣郡の人なるべし

甲斐國志に室賀二郎盛快於和田亂擊死すとあり

泉氏の本居は、小縣郡に在りと思はれると述べて居る。今泉氏の出自を見るに、源滿快流の信濃源氏、伊那太郎爲扶の子、伊那中太郎の弟公扶は、林氏を稱し、其子小太郎快次の二子、公季盛快、公季は泉氏を稱して、泉太郎と云ひ、盛快は室賀氏を稱し、室賀次郎と云ふた。而して泉太郎公季の子快衡は、諏訪部を氏とし、諏訪部太郎と稱した。此等泉、室賀、諏訪部の地は、小縣郡上田の内或は其近くにある。

之に依て推考すれば、林小太郎快次の子孫、小縣郡に入り、前記の地に居住し、其地名を以て、苗字と爲したものと思はれる。故に小縣郡史の所説、當れるものと信ずる。又何に據りしか知り得ないが、甲斐國志室賀氏の條に、「信濃守源爲公ノ後、室賀次郎盛快ト云者アリ、於和田亂擊死ス」とある。室賀氏と泉氏との居住地や、血統上の關係より推し考へると、多分和田義盛の味方と成り、戰死したものでは、あるまいかと思ふ。此事又以て、泉氏は小縣郡泉之鄕の人なりと、考へる一傍證となり得ると思ふ。然し次に載する林氏系譜に依ると、盛快と泉親衡とは、世代に於て、相違あるやうに思はれる。或は此系譜諏訪部太郎、同二郎、泉二郎のあたり、錯誤あるのではあるまいか。

源滿快流林氏系の諸氏

滿快流林氏系の諸氏

- 滿快
  - 滿國
    - 爲國
      - 爲公（信乃守從五位下）
        - 爲扶（伊奈太郎）
          - 公家（伊奈中太郎）
            - 快實（林二郎 又野邊四郎）
          - 公扶（林源太）
            - 快次（林小太郎）
              - 公季（泉太郎）
                - 快衡（諏訪部太郎）
                - 公衡（泉二郎）
                - 親衡（建暦隱謀專一追討之内不知行方 泉小二郎大力 同孫太郎）
                - 滿衡

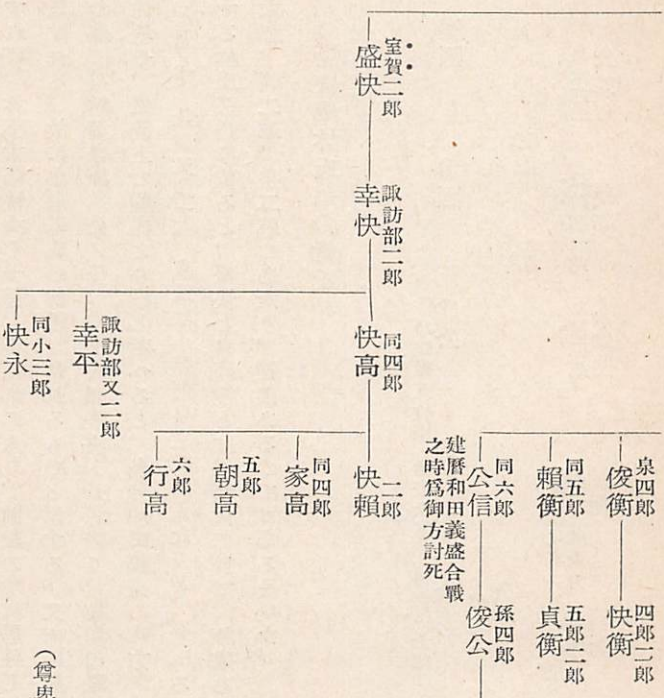

諏訪部氏出雲三刀屋に移る

附記　諏訪部小三郎快永は、承久の亂に、鎌倉に屬して功あり、出雲國三刀屋郷の地頭に補せられ、其子孫三刀屋に移住し、三刀屋を苗字とした。南北朝の時、諏訪部三郎入道信惠、又は諏訪部彌三郎扶直等あるも、其祖先の地は、信濃小縣郡諏訪部であるが、此頃には信濃の人ではないのである。

第三節　承久の亂當時上田地方の豪族

承久の亂鎌倉方の上田地方豪族

海野左衛門尉
禰津三郎
春日刑部三郎貞幸

承久の亂の時には、鎌倉の家人で幕府の恩顧を被つた者は、殆んど皆鎌倉方と成つた。我上田地方の豪族海野、禰津を始め、佐久の望月等滋野一統の者、皆鎌倉軍に參加して西上したのである。其人々には、海野左衞門尉、禰津三郎、望月小四郎、同三郎等があり、又禰津の支流、春日刑部三郎貞幸も有つた。

禰津支流の春日刑部三郎貞幸は、北條武藏守泰時の軍に從つて、宇治方面に向ひ、承久三年六月十四日、芝田兼義と共に、泰時の命を承けて、宇治河を渡さうとしたが、河中に於て向の岸に備へた官軍の爲めに、其乘馬を射倒され、水底に沈み、其命も危かつた、其時心中に諏訪明神の加護を祈念しつゝ、腰刀を抜き、甲の上帶、小具足などを切て脫ぎ、其身を輕くし、良久うして、淺瀨に浮み出で、郎等に救はれて、やうやく助かつた。泰時は之を見て、手づから數ケ所に、灸を點じて、治療を加へたので幸に正氣に立ち直つた。此戰は宇治河を渡つて、對岸の敵を打ち破らなければ、勝負を決する譯にゆかぬ、さりとて河を渡すことは、容易の事では無い。泰時は其子時氏を招き、今は大將自ら先に立つて奮戰し、死すべき時である。故に汝速かに河を渡り、戰つて命を捨つべしと命じた。時氏は命に應じて進發した、やがて泰時も、亦自ら踊いて河を渡さんとした。此狀を見た貞幸は、其危險を慮つて、抑え留めとんしたが、止まらなかつた。依て思案の後、泰時に、甲冑を着けて、河を渡すものは、概ね皆溺れて死ぬる。故に速かに甲を脫するが良いと云ふた。泰時も此言葉には耳を傾けて、然らばとて、田のあぜに下り立つて甲を脫いだ。其間に貞幸は、素早く泰時の乘馬を引き隱したので泰時も終に河を渡すこと、叶はずして思ひ止つた。吾妻鏡

春日氏

禰津氏支流春日氏

禰津貞直
- 宗直
- 盛貞
- 貞信
- 貞親（春日刑部少輔）
  - 貞俊（春日五郎）
  - 貞幸（春日刑部三郎）

第四節　塩田の北條氏

塩田北條氏　北條義政塩田に籠居す

北條氏の一族鹽田の庄に來住す　建治三年四月四日（尊卑分脈、六日となす）鎌倉幕府の連署、北條武藏守義政出家し、五月二十八日遁世して、信濃善光寺に詣で、後鹽田ノ庄に籠居した。此義政は北條九代記に據ると、文永七年五月二十日駿河守に任じ、同十年六月八日（尊卑分脈、十七日とす）連署と爲り、同七月一日武藏守に任じ、建治二年二月二十六日再連署となり、同三年四月出家し、五月遁世始めて、信州善光寺に參詣し、終に塩田庄に籠居した。同六月に至り、所帶收公せられ、弘安四年十一月廿七日、年四十で卒した。義政が出家遁世して、此塩田ノ庄へ引き籠つたのは、如何なる理由に依るか、明かで無いが、鹽田籠居後、間もなく幕府に於て、所帶收公の處分をした所から考へると、義政と幕府との間に、何か快くない所があつたからではあるまいかと、想像される。そして鹽田庄に隱退籠居したのは、當時此庄が、義政所領の地であつたからであらう。鹽田義政の系統は、尊卑分脈北條氏系圖に據ると

塩田北條氏系圖

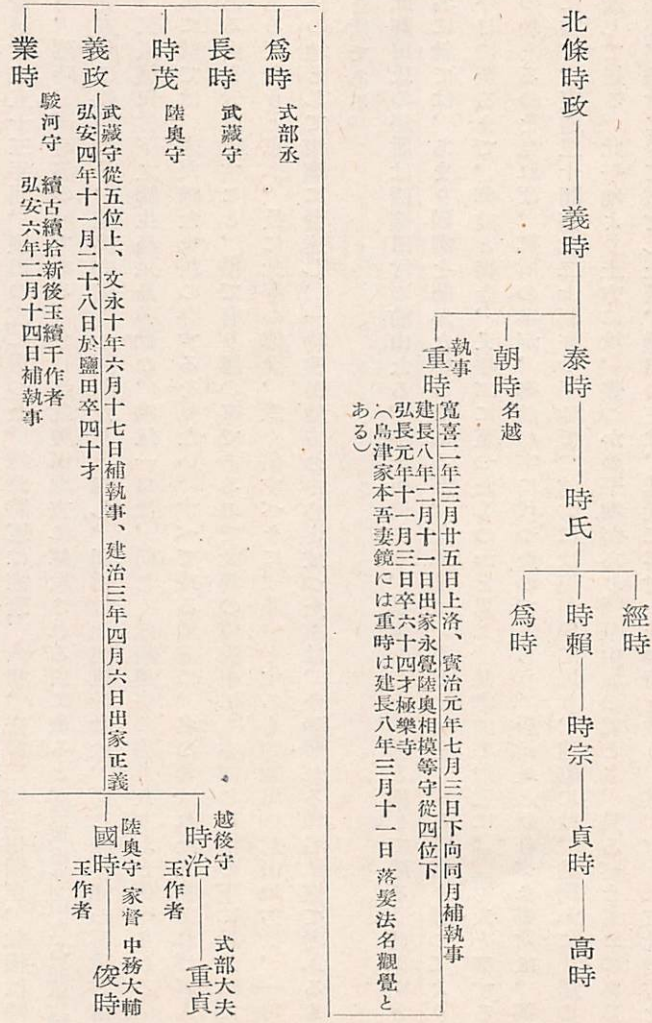

（尊卑分脈）

北條九代記所載義政の條は次の如である。

義政武藏守從五位下（分脈從五位上とす）

正元元年四月十七日任三左近將監一同日叙爵將監如元。弘長二年二月二十一日復任。文永七年五月廿日

任二駿河守一。同十年六月八日爲二連署一。同七月一日任二武藏守一。建治二年二月廿六日復任（マヽ）母。同三年四月四日出家。同五月廿八日遁世。始詣二信州善光寺一。後籠二居鹽田庄一。同六月所帶收レ公。弘安四年十一月廿七日卒四十。

義政は建治三年より弘安四年迄、鹽田に在住すること五星霜。其子國時弘安四年家督を續き、元弘三年鎌倉滅亡迄五十三年間、鹽田の庄に居つた。鎌倉將軍は惟康、久明、守邦三親王相繼ぎ、執權は時宗、貞時、煕時、高時等の時である。今日迄此鹽田地方に傳說される所に依ると、西鹽田前山なる龍光院は、弘安五年に義政の子、陸奥守國時の開基なりと稱し、別所村北向觀音堂は、同じ陸奥守の再建と傳へられ。又東鹽田村下之鄕生島足島神社の、鳴鐘一口は、同じく此陸奥守の寄進なりしと傳へられる。此等の事に就ては、未だ確な史料の存するを見ない。すべて或る地方に、名の著はれた人物あれば其人に關係ある由を云ひ囃すこと、得て有り勝の事であるので此等の傳說中にも亦同じ事情の下に說かれたものもあるだらうと思ふ。故に此等の傳說、悉く信ずべきに、非ずとするも西鹽田村前山地方は、一時地頭居住の地として相應に發達し、一時鹽田地方の中心と成つた事は、今猶殘れる地名に據て考ふるも、疑無き所である。

鹽田地方に於ける北條氏に關係ありとの傳說

塩田北條氏の居館址

此鹽田氏の居所は西鹽田村の前山なる、字上町に在り、其處の名を御前と稱して居る。此御前といふ地名に就ては、あまり類例を聞かないのであるが、此御前は、御所の字を、或る時書き誤つてより、以後今日に至るまで、御前と書き、又呼ぶに至つたものかと思ふ。此御前の附近に、御所ノ入と稱する、字名の地あるのを見れば、御所の字が、御前の字に代つたのであらう。居館址と認むべき場所は、獨股山麓に在て、東西三十間南北二十間許の平地で、前方には隍が廻て居り、隍際には、猶纔かに土居の痕跡を殘して居る。此平地より上方には、幾つかの平地があり。平山城の郭とも、見るべきもののあるは、北條氏が鎌倉に於て滅亡した後、鹽田の庄は、建武二年村上氏知行と成り、其代官として此地方を支配

した、福澤氏の手に依て、平山城に築構されたものではあるまいかと考へられる。

塩田北條氏の滅亡

分陪河原の戰塩田陸奥入道參加

分陪河原の戰義貞先敗後勝

塩田父子自害

塩田北條氏の滅亡

元弘三年新田義貞擧兵の事を聞き、北條高時は櫻田貞國等を遣はして、此を討伐せしめしも、其軍敗退した。依て高時は弟四郎左近大夫入道慧性を大將とし、長崎駿河守時光、塩田陸奥入道北條國時等を副へて十萬餘騎の勢を新田討伐に差し向けた。北條泰家の軍は、五月十四日の夜半武藏國分陪河原に到着した。然るに新田義貞は、此新鋭の大軍の到れるを知らずして、十五日の未明、分陪河原なる鎌倉軍に押し寄せて、散々に打ち破られて、堀兼に引き退いた。鎌倉軍は、大勝に心驕り氣慢じ、勝て兜の緒を締めるを忘れて、備を怠つた。義貞は十五日の晩景に及び馳せ參じた三浦義勝の新手の軍を主力とし、敗殘の味方を合して、鎌倉軍に逆襲した。其爲に鎌倉軍は大慘敗と成り、殘兵は鎌倉に逃げ歸つた神明鏡、太平記、勝に乘じて鎌倉迄攻め寄せた新田軍も、切通しの口々で頑強な防戰に會ひ、容易に鎌倉に進入することが出來なかつた。然るに義貞の軍が稻村ケ崎より、鎌倉内に攻め入るに及び、諸切通しの鎌倉軍、皆其守を失ふに至つた。於レ是北條高時は、東勝寺に入て自盡し、塩田陸奥守國時父子も、亦之に殉じ、塩田の北條氏茲に滅亡した。太平記載する所の「塩田父子自害の事」の一節を左に記して塩田國時俊時父子滅亡の樣を見ることゝする。

爰に不思議なりしは、塩田陸奥入道道祐が子息民部大輔俊時、親の自害を勸めんと、腹掻き切て、目前に臥したりけるを見給ひて、幾程ならぬ今生の別に目くれ心迷ひて、落つる涙も留らず、先ちぬる子息の菩提をも祈り、我逆修にも備へんとや思はれけん、子息の尸骸に向ひて、年來讀み給ひける持經の紐を解き、要文所々打ち上げ、心閑かに讀誦し給ひけり。打漏されたる郎等共、主と共に自害せんとて、二百餘人並居たりけるを、三方へ差し遣はし、此御經讀み終りつる程、防げ矢射よ、と下知せられけり。其中に狩野五郎重光ばかりは、年來の者なる上、近く召仕はれければ、吾腹切りて

後、屋形に火をかけて、敵に頸をとらすなと云ひ含め置かれけるが、法華經既に五の巻の提婆品終てんとしける時、狩野五郎門前に走り出でゝ、四方を見る眞似して、防矢仕る者共早皆討たれて、敵攻め近き候。早々御自害候へと勸めければ、入道さらばとて、經をば左の手に握り、右の手に刀を抜きて、腹十文字に掻き切りて、父子同じ枕にぞ伏し給ひける。重光は年來と云ひ、重恩と云ひ、當時遺言旁遁れ難ければ、艫て腹をも切らんずらんと思ひたれど、さはなくて、主二人の鎧、太刀剣ぎ、家中の財寶、中間下部に取り持たせて、圓覺寺の藏王寮にぞ隱れ居たりける。此重寶どもにては、一期不足あらじと覺えしに、天罰にやかゝりけん、舟田入道是を聞きつけて、押し寄せ、最非なく召捕りて、遂に頸を刎ねて由井ケ濱にぞかけられける。尤かくこそありたけれとて、悪まぬ者もなかりける。

狩野五郎の不忠不義

此不忠不義の狩野五郎は年來の者にて近く召仕はれたと云へば、昨今の新參者で無いのは明白であるが、さて何處の生れの者か。國時父子の最期は、何れも立派な武士らしい所を見はして居るのに、國時が狩野如きに、死後の取計ひを托したのは、人を見るの明の無しの譏を、免れない所で氣の毒である。

此鹽田の北條氏が亡びた際、此地方に如何なる影響を及ぼしたかは、徵すべき史料を缺き、此庄が沒官領と成つたであらう位より他は判明らない。

上田北隣村上氏

第五篇　元弘建武より吉野朝廷時代の上田地方

第一章　北隣村上氏

第一節　義光父子の忠烈

村上彦四郎義光

後醍醐天皇北條氏討滅の擧を企て給ひし際、更級郡村上鄕を苗字とした、清和源氏賴清流系なる、村上彦四郎義光は

村上氏略系

村上氏略系（尊卑分脈）

賴清——仲宗——顯清（白河院藏人。昇殿。寬治八依叛武藏守行實事配流信乃國）

——爲國——安國——信村——胤信——

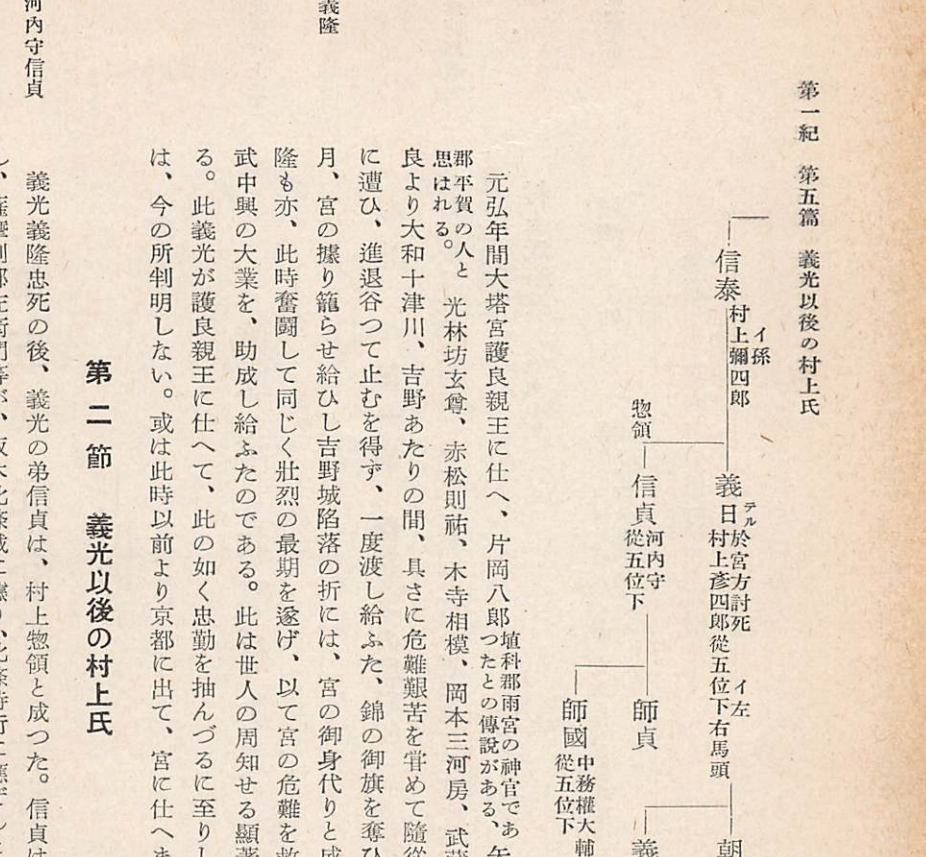

村上義隆

村上河内守信貞

元弘年間大塔宮護良親王に仕へ、片岡八郎埴科郡雨宮の神官であつたとの傳說がある、矢田彦七同郡戸倉村矢田の人といふ傳說もある。平賀三郎佐久郡平賀の人と思はれる。光林坊玄尊、赤松則祐、木寺相模、岡本三河房、武藏房等八人と共に、笠置落城の後、奈良より大和十津川、吉野あたりの間、具さに危難艱苦を嘗めて隨從奉仕し、或る時は、芋瀨庄司の强要に遭ひ、進退谷つて止むを得ず、一度渡し給ふた、錦の御旗を奪ひ還して、偉勳を立て、後元弘三年正月、宮の擽り籠らせ給ひし吉野城陷落の折には、宮の御身代りと成り、壯烈無比の忠死を遂げ、其子義隆も亦、此時奮闘して同じく壯烈の最期を遂げ、以て宮の危難を救ひまゐらせた。かくて後、宮は、建武中興の大業を、助成し給ふたのである。此は世人の周知せる顯著なる史實で、我信州の誇の一つである。此義光が護良親王に仕へて、此の如く忠勤を抽んづるに至りしは、如何なる緣故關係より來りしかは、今の所判明しない。或は此時以前より京都に出て、宮に仕へまつつて居たのであるか。

第二節　義光以後の村上氏

義光義隆忠死の後、義光の弟信貞は、村上惣領と成つた。信貞は中先代の亂の時には、足利氏方に屬し、薩摩刑部左衛門等が、坂木北條城に據り、北條時行に應ぜんとせしを攻めて是を平げた。此事は市川文書經助軍忠狀に、詳細載つて居る。

信濃國市河左衛門十郎經助軍忠事

右薩摩刑部左衛門入道坂木北條江相ニ構城郭ニ之處先代與力仁等多楯ニ籠彼城ニ之間當國惣大將軍村上源藏人殿御發向之刻最前馳ニ參御方ニ經助爲ニ大手ニ致ニ合戰忠ニ責ニ落彼城ニ爲ニ大將軍御眼前ニ分ニ捕二人ニ打取畢然早賜ニ御判ニ爲レ備ニ後證ニ恐々言上　如件

建武二年九月廿二日

承了　花押(信貞)

信貞足利氏に屬す　村上氏の勢力小縣河西地方に及ぶ

此後足利高氏、中先代の亂を平げて、鎌倉に據つて叛きしかば、新田義貞之れが討伐に向ひ、足利氏の軍と箱根で戰ひし折、竹ノ下方面に向ひし別軍が敗れたので、義貞の軍も遂に敗退するに至つた。此時村上信貞は、足利直義の軍に參加して、義貞の軍を擊て大功を樹て、足利直義より小縣、鹽田庄を宛行はれ其勢力は埴科郡より、東小縣郡に及ぶやうに成つた。

此後、建武四年には、信貞、四郎藏人と共に、市川經助等を率ゐて京都に上り、高師泰の軍（越前金ヶ崎城に據れる、新田義貞等を討滅せんと北陸に向つた。）に參加し、二月十六日には、杣山城より金ヶ崎城圍を解かんとて赴いた、脇屋義助、瓜生保等の軍を擊退し、又金ヶ崎城の大手から、城內に攻め入つて奮戰して居る。此事實は市川左衛門十郎經助軍忠狀に詳しい。此城攻には、南信の豪族小笠原貞宗も參加して、大に働いたのである。

市川左衛門十郎經助軍忠事

右屬ニ于村上河內守信貞手ニ於ニ信州ニ致ニ忠節ニ同道參洛之所、爲ニ新田義貞誅伐ニ去正月一日高越後守殿御發向之間馳參同十八日二月十二日合戰竭レ忠畢。十六日新田脇屋瓜生左衛門尉等爲ニ當城後緒ニ寄來之間任ニ信貞手分ニ而村上四郎藏人相共登ニ向上山ニ悉追ニ返凶徒等ニ畢。自ニ三月二日ニ者夜緒合戰六日者自ニ大手ニ責ニ入城內ニ捨ニ一命ニ致ニ至極合戰ニ上者給ニ一見御判ニ爲レ備ニ後證ニ言上如件

建武四年三月　日

承了　高師泰花押

信貞の二子師貞師國は何故足利氏と絶ちしか

此後の信貞の行動に就ては、徴すべき史料を欠き、判明しない。そして信貞には、師貞師國の二子が有つたが。此二人の向動も、據るべき史料を闕き、明かにすることが出來ない。埴科郡誌載する所に從へば、信貞の二子師貞師國の二人は、高師直を元服の烏帽子親と賴み、其諱の一字師を與へられて、師貞師國と稱することに成つた。故に高師直、足利直義と反目し、遂に殺害さるゝに至り、足利氏と絶つに至つたと云ふ。村上氏の人々の名前に、師の字の附いて居るは、見當らないのに、信貞の子は、二人ながら、師の字がついて居る所を見ると、此說の如き事も、有つたやも知れぬ。若し然りとせば、甲州須澤城に於て、高師冬が諏訪其他の諸氏に攻圍されて、城將に陷らんとする時、攻圍中に在りし諏訪五郎は、我烏帽子親を、見殺しにする事は出來ぬとて、同族の人々に、其旨を斷つて城中に入り、師冬と一緒に戰死した、と云ふ事例に徵する時、村上師貞師國の兩人が、高師直を斃した足利氏と絶つのは、尤當然の事と考へられる。以上の如き經緯（いきさつ）で、村上氏が足利氏に背いたとすれば、時日は正平六年二月卽ち師直殺害の後でなければならぬ。信濃宮宗良親王の御詠の詞書に「姨捨山近く住み侍りし比夜更るまで月を見て思ひつゞけ侍りし」とか「更級の里に住み侍りしかば月いと面白くて秋ごとに思ひやられし事など思ひ出でられければ」などあつて、御詠みになつて、居られる所を見れば、親王が更級の姨捨山附近に、御住居遊ばされた事のあるのは、疑ふ餘地が無いのである。而して此あたりの地に、御住居遊ばすことは、此地方に尤も勢力ありしと思はるる村上氏が、建武當時の如く、依然足利方なりしならば到底出來がたい事と見なければならぬ。上述の如き事情に依て、村上氏の向動に變化があり、親王を迎へ奉つたのか、或は此事情を知つて、宮方の者が親王を奉じ來つて、村上氏に倚つたのか等の事情に依て、御來住になつたものではあるまいか。埴科郡誌には「興國年中仁科の族、宗良親王を奉じて更級に來り、村上氏に賴る」とある、如何なる史料に據つて書かれたか判明ら無いが、前述の如き經緯に

依て村上氏の心境に變化を來してよりの事とすれば、正平六年以後の事で、興國年中では無いことに成る。そして此當時村上氏は、兄師貞は興國五年に死去(尊卑分脈)して、弟師國が家督を相續して居た時である。

第二章　中先代の亂

第一節　北條時行の擧兵、信濃武士多く之に應ず

元弘三年鎌倉の北條氏滅亡の際、高時の子龜壽は、諏訪盛高に扶けられて諏訪に遁れ、諏訪大祝家の參河守頼重其子安藝權守時継等に庇護され、相模次郎時行と稱した。代々鎌倉の北條氏と、親善なりし京都西園寺家の公宗と謀り、北條家の再興を企てた。此時には、西園寺公宗を中心とし、北陸奥羽の北條縁故の者一時に起て、事を擧げる筈であつた。然るに京都に於て、其謀先づ露はれ、公宗が逋捕せられたので、相模次郎時行は、猶豫すること能はずして、建武二年七月二十二日事を擧げた。以前から窃かに謀を通ぜしと覩え、信濃國中時行に應ずる者多く、所々に蜂起して、足利方に屬する、村上、小笠原等と衝突して、諸所に合戰があつた。時行の黨薩摩刑部左衛門入道が構へた坂木北條城を、村上信貞が攻め落したのも其一つである。上田市西脇に、矢島屋敷といふがあり。小縣郡年表は、舊鄉記を引いて、此に居た矢島氏は、建武二年に諏訪より、移つて來たものと云ふて居る。建武二年の何月頃來住したか明でないので或は中先代時行、事成らずして敗績するに及び、諏訪黨の矢島氏の人、諏訪神崇敬の篤い地方と見らるゝ、西脇の地に落ち來れるものか、或は事を擧ぐるに先ち、汎く同志を各地に配置して、

北條時行諏訪に兵を擧ぐ

坂木北條城

上田市西脇矢島城の矢島

勢を張る考から、諏訪氏が一黨の矢島氏の族人を、此所に遣したるものか、若し第二の如くならば、此矢島氏の如きも、北條城に楯籠つた一人と成つたかも知れぬ。又踏入の神氏が諏訪神家の族ならば勿論、禰津神系であつたとしても、此當時は諏訪氏の味方と成つたものだらうと思はれる。

梅松論の記載

上田地方で北條時行に應じた者は、滋野一族である。梅松論に「建武元年も暮れければ同二年天下彌穩かならず。同七月の始、信濃國諏訪の上の宮の祝、安藝守時繼の父、三河守入道照雲頼重、滋野の一族等。高時の次男勝壽丸を相模次郎と號しけるを大將として、國中を靡かすよし、守護小笠原信濃守貞宗、京都へ馳申」とあり、又市河文書の市河助房等着到狀に「諏訪祝并滋野一族等依レ企二謀反一云々」とあつて、諏訪氏を扶けて、時行の旗擧げに盡力したのは、滋野一族が主たるものであつた事は明白である。此滋野一族の中、尤も力を致すべき關係に在つたのは、諏訪神家の族と成つた禰津氏であつたと思ふ。

諏訪祝并滋野一族謀反を企つ

時行の軍鎌倉に向ふ

時行の軍は、信濃を出でゝ鎌倉に向つた。當時鎌倉に在つた足利直義は、軍を遣はして之を防がしめしも皆敗れ、七月二十三日武藏井手澤の戰には、直義自ら將として、防戰せしも戰利無く、鎌倉を保つ能はざる狀勢と成つた。直義は此時人を遣はして、禁囚中の護良親王を弑し奉らしめたのである。

第二節　時行敗れ鎌倉を落つ

中先代敗る

諏訪頼重父子戰死し、時行行衛を晦ます

北條時行は進んで鎌倉を占領し、中先代と稱せられて、一時北條氏復興の形と成つた。然るに足利尊氏が、時行の討伐に向ふに及び、時行の軍は防戰悉く敗れ、八月十九日には鎌倉陷り、諏訪頼重父子も戰死し、時行は其行方を晦ますに至つた。一時勢盛なりし時行の軍が、かく脆くも慘敗し了つた事に就て、梅松論は次のやうに、批判して居る「八月十九日鎌倉へ攻め入り給ふ時、諏訪の祝父子安保次郎左衛門入道道潭が子自害す。相殘るともから、或は降參し或は責落さる。去程に七月の末より、八月

時行沒落の原因

十九日に至る迄二十日餘。かの相模次郎、ふたゝび父祖の舊里に立歸るといへども、いく程もなくして、沒落しけるぞあはれなる。鎌倉に打入る軍の中に、曾て扶佐する故老の仁なし、大將と號せし相模次郎も幼稚なり、大佛、極樂寺、名越の子孫ども、寺々に於て、僧喝食になりて、適身命を助かりたる輩、俄かに還俗すといへども、それと知られたる人なければ、烏合梟惡の類、其功をなさゞりし事、誠に天命にそむく故とぞおぼえし」と、如何にも尤至極の評と謂ふべきである。

第三章　吉野朝廷時代の上田地方

第一節　時行の歸順

時行の歸順と信濃の味方

北條時行は延元二年後醍醐天皇吉野遷幸の後、使を行在に遣し、歸順の上、足利尊氏兄弟を伐ちて、功を致さんを請ひ、御聽許と成つた。翌延元三年、北畠顯家が陸奥の軍を率ゐて西上するに當り、時行は兵五千餘を以て之れに會し、正月二十八日美濃青野原の戰に功を立て、又宗良親王に遠江に從て功あり、後新田義興に從て、正平七年足利基氏を鎌倉に攻め、之を追ふて功を立てしも、後義興の軍敗れ相模に隱れて再擧を謀りしが正平八年捕へられ、鎌倉で斬に處せられた。中先代の亂の時、時行に應じた信濃の人々は、時行歸順の時より、南朝方と成つたものが多かつたと考へられる。

第二節　滋野一族

上田地方に於て、吉野朝廷の時代、宮方として顯はれたるは、滋野一族を以て、其第一に推すべきで

あらう。

禰津孫次郎宗貞

禰津孫次郎宗貞

甲州相又村百姓所藏文書として、甲斐國志に載せたる、左の軍忠狀

武田按察房乘信愚息彌六友光軍忠事

右當國凶徒禰津孫次郎宗貞以下輩率多勢於□□陣取□□□□小笠原余次爲(兼カ)經、同十郎次郎大將罷向之間屬彼手、去六月二十九日野邊原御合戰之時、抽戰功大□□□次第小笠原五郎太郎令見知訖

二□七月三日合合戰之時、致忠節畢

(以下省略)

凡於所々、抽忠節上者、給御判爲備後證目安、言上如件

正平七年正月　日

に據る時は、禰津孫次郎宗貞は正平六年六月二十九日、宮方の同志を糾合し、野邊原に於て足利方なる小笠原氏の軍と戰つたことが證せられる。

又小笠原文書、文和四年(正平十年)五月二十六日將軍足利義詮より、小笠原兵庫助政長に送つた書面に

上杉兵庫助、禰津孫次郎以下凶徒等、致合戰之由、去月十六、十七兩日戰功注進狀披見訖云々

とあり之に據て、禰津孫次郎は正平十年の比、足利直義黨にて、直義が鎌倉に於て兄尊氏の爲めに、正平七年二月二十六日殺されてより、宮方に屬したる上杉氏と力を合せ、尊氏方なる小笠原政長と戰つて居る。

又太平記に處ると正平七年閏二月二十八日信濃宮宗良親王に從て武藏國笛吹嶺の戰に參加した禰津小二郎(後鑑は名を宗貞となす)は、上杉の臣長尾彈正と共に、敵の大將足利尊氏を討ち取らんと謀り、戰敗れ

禰津小二郎

禰津小二郎宗貞

諏訪禰津等畠山國清に從て南朝を攻め龍門山に敗る

し後大膽にも敵軍中に紛れ込み、尊氏に近寄らうとしたが、遂に覿破され、其本意を達することを得ずして敵の中を切り抜けて、脫れ歸つた程の猛者であつた。然るに、其後正平十四年、鎌倉管領基氏の執事、畠山國清が、東國の大軍を催して西上し、南朝方を攻めた時には、禰津小二郎も、諏訪信濃守頼繼も、畠山の催促に依て、其軍に參加し、翌十五年の四月、畠山尾張守義深の軍に從て、諏訪も禰津も共に、紀州龍門山方面に向つたが、四月三日の戰に、宮方の鹽谷伊勢守の爲めに打ち破られて、悉く敗北した。其時の有樣を、太平記は次の如く書いて居る、「半時ばかりの合戰に、生虜六十七人、討るる者二百七十三人とぞ聞えし、其他捨てたる馬、物具、弓矢、太刀、刀、幾千萬といふ數を知らず。其中に遊佐勘解由左衛門（畠山の執事）が、今度上洛の時、天下の人に目を驚かさせんとて、金百兩を以て作りたる、三尺八寸の太刀もあり。又日本第一の大力と聞えたる禰津小二郎が、六尺三寸の丸鞘の太刀も、捨てたりけり。されば大刀も、高名も、不覺も、時の運によるものなり。此禰津小二郎は自讃に常に申けるは、坂東八ケ國に、弓矢を取る人、駈合の時、禰津と知らで駈け合はせ、太刀打ち違へるは知らず、是禰津よと知りたらん者、我に太刀打せんと思ふ人は、恐くは覺えず、と申す程の大力の剛の者なれども、差したる事もせで、力のある甲斐には、人より先に逃げたりけり」と嘲笑的に小二郎の事を述べてある。けれども、此禰津、諏訪の兩氏が南朝攻めの軍に加つたのは、畠山の大勢力に依て催促され、餘儀なく從軍したので、戰場に臨んでも、戰意が無く、戰不利と見るや逸早く逃げたものと考へられる。此禰津孫次郎、小二郎同一人にはあらざるか。

正平七年笛吹嶺の戰に、太平記載する處に據れば此戰に參加せる官軍の內に滋野の一族三十一人、神家一族三十五人ありしと云ふ。此に何人と其數を記してあるのは、雜兵輩でなく、相當名の知れた、人々を算へたものであるから、三十一人と云へば滋野の一統中に、忠勤の士が甚だ多かつたのを、知る

ことが出來ると思ふ。其中で滋野八郎海野氏系圖海野善幸は佐久郡長倉の地に住し碓氷權現社に仕へたりしが、正平七年新田義宗同義興脇屋義治等北畠親房に應じ、上野武藏等に兵を擧ぐるや、其族人を率ゐて宗良親王の軍に屬し、閏二月二十八日新田氏と共に、武藏小手指原笛吹嶺等に於て、足利尊氏の軍と奮戰せしも其遂に利あらざるに及び、宗良親王を奉じて諏訪に退き、其後尚宮方の爲めに大に盡す所ありしと傳へられて居る。

直冬尊氏相戰ひ信濃宮方之を機として大に起る

正平十年の春、足利右兵衛佐直冬（直義の養子）、足利尊氏と京師に戰つた。其を好機として、信濃ノ宮方が蜂起し、禰津孫二郎、上杉兵庫助等の宮方と、尊氏方の小笠原氏等との間に、合戰があつた。小笠原文書。園太曆正平十年八月十七日庚午の條に、

信濃國内騷擾、望月の貢駒不可能

今日聞、駒牽依二信州合戰一不レ及二沙汰一之由。馬所注進到來云々。妙法院宮爲二大將軍一被二合戰一（諏訪）周防祝（上下）幷二仁科合力。以外也。仍國中騷動不レ及二國役沙汰一云々。其趣付二奉行職事一申入之旨語レ之

とあつて、正平十年の八月に、妙法院宮即ち宗良親王が、大將軍と成り、諏訪祝、仁科氏等之に屬して戰があり、國内騷動の爲め、國役の沙汰も出來ず、又建武年中行事に、望月ばかりは、貢駒の事が絕へなかつたと謂はれて、面目を施した、佐久望月の御牧も、例年通り貢駒の事、不可能と成り、名高き望月の駒牽も、無かつたと云ふ。此は此年の八月中旬に、筑摩郡桔梗ヶ原で、信州の宮方衆が、宗良親王を奉じて小笠原氏と戰ひ、双方共に手負死人甚だ多かつたが、宮方は大將分の一人なる、諏訪祝矢島正忠が流矢にて討死し、遂に敗退した其戰の時である（沙彌道念記錄）。此戰には諏訪衆が多く參加して、主力と成つて居るのを見ると、小縣の禰津氏なども、必ず參加したものと考へられる。此の如き騷動の際なりしかば、望月の駒も、多分戰場に出る武士の、乘用に徵發され了り望月の駒牽も無かつたのであらう。何れにしても、佐久小縣方面も隨分騷がしかつた事と察せらる。

正平十四年十二月諏訪、禰津氏等は、畠山の催促に從て、南朝攻撃に參加したが、畠山國清西上の事は不成功で、評判甚しく惡かつた。依て關東に還つた後、京の陣中より、國清に暇をも告げず無斷に本國に立ち歸つた者共の、一所懸命の所領を沒收するなど、橫暴な振舞多く、諸人の恨を招き、管領足利基氏より、嚴しく叱責され、弟尾張守義深と共に、伊豆に引籠つたが、其後義深は、信濃に入り諏訪祝部と手を取り合つて、足利の敵に成つたといふ太平記。之に據て察すると、諏訪の祝部は、此時再び宮方と成つて居たと思はれる。禰津氏の向動も、亦之れに同じであつたらう。

第三節　上田に於ける宮方の遺物

南方朝時代に南朝の年號を奉じ、南朝方の天長地久の運を念願し其圓滿を祈請した貴重な遺物が、上田市橫町宗叶寺庭內に今火燈と成て存して居る。其火燈は方形で屋根がある。そして火燈の三面には延命、寶處、寶手、持地、寶印、堅固意の六地藏の陽刻像があり、他の一面には

爲天長地久御願圓滿也

空阿彌陀佛敬白

正平〆年巳丑七月五日

と刻してある。

此火燈は元は六地藏塔であつたのを、後人が其塔に屋根があり、形が大層面白いので、塔の內を鑿り拔いて火燈となし、棹柱を取去て下に臺を造つたものではあるまいか。臺石は火袋とは石質が全く異て居り、又六地藏尊の形が、或るものは下半身が缺け、或は左半身或は右半身が欠けて居るのを見て、しかく考へられるのである。

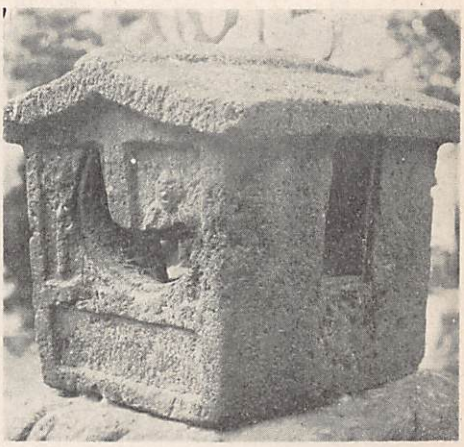

上田横町宗叶寺火燈

此六地藏塔は、以前は上田城大手内の地に、在つたのであるが、後宗叶寺に納めたものと言ひ傳へて居る。何れにしても、南朝年號正平・北朝年號貞和五年を用ゐて、六地藏塔を造り、南朝の爲めに、祈願を凝した忠誠の人が、上田若くは其附近にあつた事は、確かに認め得るのである。其人は空阿彌陀佛と稱して居るが、さて其空阿彌陀佛とは何人であるか。何阿彌陀佛と號する事は、僧重源が一の意樂をおこし、自阿彌陀佛と稱したのが、抑の創りで、出家同朋などに、何阿と云ふは、彌陀佛の三字を略したのである貞丈雜記。そして鎌倉末より、足利時代に懸けては、出家入道した者が、何阿彌陀佛と號することが大に流行した、正阿彌陀佛とか文阿彌陀佛など其である。故に上田地方の武人の中で、入道して空阿彌陀佛と號した人が、此六地藏塔を造立したのであらうと推想される。而して常田莊は八條院御領で、此御領は後醍醐天皇其大部を御傳領せられたと云へば、其大部傳領の中に常田莊があつたならば、正平の初頃尙南朝に志を寄せて、其正朔を奉じた者が、上田あたりに在つて然るべきと考へられる。或は神氏系の人で踏入に居舘を構へてゐた、其中の一人であつたのではあるまいか。此は尙研究を要する事と思ふ。

第六篇　室町幕府時代の上田地方

第一章　大塔合戰

第一節　南北朝合一

大塔合戰

南北朝合一

吉野朝廷の時代、五十七年の間、海内の武人或は足利方（所謂北朝方）に黨し、或は宮方（所謂南朝方）に屬し、爭闘交戰各地に行はれ、國内平穩無事の日は、殆んど之れ無しと云ふ有樣であつた。然るに南北兩朝講和の機運漸く熟し、足利義滿和を吉野朝に乞ふに及び、後龜山天皇は「於二聖運之泰否一者、偏任二天道神慮一可レ休二民間之憂一之條爲二御本意一」といとも有難い思召より、義滿の奏請を御聽許遊ばされ、玆に明德三年十月、南北兩朝の講和成立し、閏十月二日後龜山天皇は京都に御還幸、大覺寺に入らせ給ひ、同五日神器を後小松天皇に讓り、太上天皇の尊號を受けさせられ、玆に兩朝合一の形と成つた。けれども、兩朝講和の條件の、履行せられざるもあり、以前宮方なりし者は、足利方の者共が、我が世顏なる態度に、其下風に壓せられ侮蔑せらるゝが如く感じて、不快の念の毎に絕えぬ傾があり、殊に永年の間抗爭し來つた代々の仇敵に對しては、形の上でこそ和睦合一であるが、其心底に於ては、一朝一夕にして快く和融し難いのは、人情の常である。故に兩朝合一の後に於ても、機會だにあらば、鬱憤を漏さんと思つて

居た者は、蓋し尠くなかつたと想はれる。我信州の如きは其情勢が、蓋し著しかつたものと思ふ。其感情利害の不融和不一致の爆發したのが應永七年の大塔合戰と見るべきであらう。

第二節　小笠原長秀信濃守護となり信州に入る

小笠原長秀の入國
長秀信濃の守護職を安堵さる

應永七年小笠原長秀は、其家が代々信濃の守護に、補任された由緒を申立てゝ、將軍より信濃守護職安堵の下文を與へられた。依て同年七月、京都を出發して信濃に下り、先づ佐久郡に赴き、同じ小笠原族である、岩村田の大井光矩の許に到り將軍の御教書を示し、信州一國成敗の事を相談し、又埴科郡の村上中務少輔滿信は、小笠原と同じく、信濃源氏であり且內緣の誼(よしみ)あること故、特に使を派遣して、

長秀國內の諸豪に達す

此度守護職に補せられて、下向した旨を通じ、其他佐久の伴野、平賀、田ノ口の諸豪、望月、海野、井上高梨、須田等北信の諸豪族、南信の諏訪兩社、其他國中名ある豪族武家には、悉く使者を以て其旨を申觸れた。此時、源氏系統の者は、同族のことでもあり、且は將軍家の上意でもあるので、彼是云ふ者も無かつた、けれども、南北朝相爭ひし頃、小笠原とは每(つね)に敵と成つて戰つた人々は、代々の仇敵たりし小笠原の申觸れなど、聽くには及ばない。依て別に、信濃の守護派遣の事を、京都將軍に請願すべしと議決した。此事は、形では南北兩朝和睦成立して、和平合一といふ事であつても、互に抗敵した武人等が、一朝忽如として、和親の情に至ることは、不可能であることの一例である。

長秀北信に我威を示す

小笠原長秀は、北信の形勢を視察し、且已が威權の程を示して、一國成敗の實を擧げんと欲し、堂々たる威儀行粧で、北に向ひ善光寺に到着した。長秀が北善光寺あたりまで赴いたのは、主として北信の强村上氏を押へ、同時に曾て宮方たりし者を、威壓せんとの底意からであつたと思はれる。長秀の一行は、主從二百餘騎善光寺に着し、寺家に滯宿して奉行人を定め、大犯三條(火番缺怠盜賊殺害)の外、押買、狼籍早馬、蘭置等の制札を出し、諸般の沙汰を行つた。此樣子を見た國人等は大に喜び、訴訟の事を持ち出

して、其裁斷を請ふために群集した。然し此等の人々は、長秀に對面して、長秀の傲慢不遜の態度を見て皆其を嘲笑輕侮するに至つた。反小笠原黨の禰津、仁科、香坂、小田切、窪寺等の諸氏大文字一揆は、善光寺近くの、窪寺に馳せ集つて、長秀に對する態度を決定せんとしたが、意見區々で、容易に決定しない、其時禰津美濃守入道法津や、宮高下總守貞兼は「此度長秀は、將軍の上意に依り、御敎書を戴いて下向した事なれば、先づ以て、彼に對面しないならば、公方を忽緒にする譯に成る。故に先づ對面だけは爲なければ成らぬ。其後萬一、長秀が守護職として、當然徵收すべきもの〻外に、前例にも無い、新儀を構へ拵へて、我等知行を掠むる如き、暴擧に出づるが如き事あらば、其時こそ、決然起て弓矢の沙汰に及び、干戈に訴ふべきである、此の如くせば、其京都將軍に聞ゆるも、立派に申條が立つ」といふ穩當な說であつた。又根津宮內少輔時貞の意見は「其意見は一應尤と思はれるが、結局弓矢の沙汰に及ぶべきものである以上、長秀などに對面する事は無益である。小笠原と當方とは、代々父子の敵である、若し長秀にして、信州一國の守護と成り、其威に慕るに至らば、惣國人の煩であり、殊には吾等大文字一揆の大事である。若し時機を失ふに於ては、後悔其詮無かるべし」といふ强硬論であつた。此强硬意見は、當時の深い恨の、未だ消解しない人々の心境を、よく云ひ表はしたものと、謂ふべきである。此兩主張の中、穩和說に贊する者多く、遂に謁を長秀に執ることとなつた。依て一同一獻の用意を爲し、馬、太刀など贈つて、慇懃の挨拶を致したので、長秀は大に喜び、一國平均と安堵の思をした。時は恰も八月二十日過で、秋の取り入れ、地下の所務尤中の季節であつた。長秀は忽ち驕慢貪慾の心を起して無謀の事をした。其は、當時河中島地方は、大概村上知行分であつた。其れを非分の押領であるとか或は守護入部の諸役であるとか云ひ張つて、使の者を諸所に派遣して、所務を行はせた。

長秀に對する穩和强硬の二說

禰津法律、宮高貞兼等の穩和說

根津時貞の强硬說

穩和說勝ち長秀に謁を執る

長秀驕慢

第三節　反小笠原の聯合軍起つ

聯合軍一戰に決す

此爲体（ていたらく）を見て村上氏はじめ、伴野、平賀、田口の佐久の三家、其外大文字一揆の者共密談に及び、所務の使者を追ひ拂ひ、又は打ち倒し、愈小笠原を向に廻して、一戰に及ぶべしと決し、其準備に取懸つた。其策戰計劃は、小笠原が善光寺より、在所伊那に還らんとする其途中を遮ぎり、邀へ擊つこととし、更級郡篠井邊より、大當、石川あたり迄の間に、各要地を選んで陣を布き、敵軍を待つことにした。此聯合軍總勢は約四千騎許であつた。一方小笠原長秀は、九月二十三日其勢八百餘騎（此は長秀善光寺に赴く時、一族其他二百餘騎であつたのが、後に之に加勢する者もあつて、其勢を增したのである。即ち志久見の市川氏の如きは其一人である。）を率ゐて善光寺を發し、犀川を越えて千曲河畔の横田に陣し、翌二十四日には、反小笠原の聯合軍を突破して、如何にもして、小笠原の族赤澤氏の居城、鹽崎城に入るべしとの方策を決定した。

聯合軍の陣地長秀の方策

村上軍先づ敗る

二十四日、先づ第一に、小笠原軍の行く手に當つたのは村上勢であつた。小笠原軍は、村上の先陣千田讃岐守信賴の軍を擊破し、次で村上滿信の本隊をも打ち破つた。此村上軍の內に、浦野式部丞と云ふが在つたが、多分鹽田平浦野の浦野氏であらう。村上軍に次いで、小笠原軍を邀へたのは、小縣の海野宮內少輔幸義の軍であつたが、此時には、長秀の馬廻り曼荼羅一揆が、海野勢と戰爭最中に、小笠原軍中の古武者七八十騎が、猪突前進、海野勢の中を切り抜けて、敵の後方に出で、然る後、後方から海野勢を猛然と挾擊した。此巧妙な戰法に、海野勢は大敗し、千曲川に追ひ込まれて死する者甚だ多かつた。此海野幸義の軍中には、矢島、深井、土肥、岩下、其他會田、大芦、飛賀留（光）、田澤、塔ノ原等の諸士が從つて居たのであるが、此矢島は、今上田市西脇の矢島屋敷に、居住した矢島氏であらう。

海野軍亦敗る

長秀負傷

此戰の時、小笠原の大將長秀は深傷を負ひ、加ヶ之味方も既に多くの死傷者を出すに至りしが、聯合軍の第三陣に控えた、高梨薩摩守友尊、井上、須田等の軍と奮闘して、此も亦擊破し、主將長秀を護つ

大文字一揆終に小笠軍を破る

長秀塩崎城に入る

小笠原の一軍大塔要害に立籠る

大井光矩の行動

禰津所屬の武士に實田あり

て鹽崎城へと馳せ向つた。然るに、此時まで、他勢の勝敗には目も懸けず、尤後の決戰を覺悟して待ち設けて居た大文字一揆の人々が、芳田、石川の陣より、喊聲を揚げて、敵は一騎も打ち漏らさじと、小笠原軍に攻め懸つた。此大文字一揆の仁科、禰津、香坂等、何れも小笠原とは深い仇敵であり、其上に一隊の兵數も最も多く、八百餘騎であつた。今迄四回の戰に、連勝したとは云へ、既に味方の死傷も多く、剩へ主將も深手を負ふたので、流石の小笠原軍も、非常なる苦戰に陷つた。加之此時には、先の戰に敗退した、村上、海野、高梨等敗殘の諸勢も、追々馳せ集つて、大文字一揆に力を合せて、小笠原軍を攻擊した。於是小笠原軍は、一方長秀を守護して、鹽崎城に向ふものと、一方敵に向つて、奮闘する者との二つに分れた。長秀は辛ふじて、鹽崎城に入るを得たが、別軍は大塔の方面に壓迫され、其所の古要害に、應急防禦の俄設備をして、其所に據り籠つた。押寄せた聯合軍は之を包圍し、四方の攻め口に、井樓を上げ、晝夜の別なく、きびしく攻め立てた。城中より窃かに人を鹽寄に遣はして、城中の究狀を告げて、來援を求めた。長秀は、此時まで敵方にも參加せず、又味方と成つて合力もせずに、佐久岩村田を出發し、途中丸子の城に軍を駐めて、形勢を觀望して居る大井光矩の許に、急使を遣はして、其合力來援を懇請した。けれども、光矩は容易に動かなかつた。兎角の内に、大塔城中糧食は缺乏する、外援の來る見込も無い。止むを得ず、意を決して、十月十七日の夜、大手の城戸を押し開き、喊聲を揚げて突いて出た。此時大手の一の攻口の將は、禰津越後守遠光で、其一族淡路守貞幸、右京亮宗直、上總介貞信、其他三村、櫻井、別府、小田中、實田、横尾、曲尾等の人々之に屬して奮戰した。此に實田とあるは後の眞田で、横尾曲尾と共に、小縣洗馬地方に在つて相接して居る。此等の地を苗字とした武人が、此時禰津遠光の軍に加はつて、出戰したので、眞田氏が既に此頃よりあらはれて居た事も判明るのである。

第四節　大塔要害陷る

坂西長國の奮闘戰死

大塔要害を陷る

大井光矩の居中調停

大文字一揆の上申

信濃守護の交迭

小笠原軍中、最も剛の者であつた、坂西次郎長國は、大塔城搦手の攻口の將、仁科彈正少弼盛房の勢と手痛く戰つたが、味方の人々既に城中に於て、悉く討死せし由を聞き、城中に引返して自殺を遂げた。是に於て大塔城陷落し、名ある人々で討死したもの三百人余に及んだと云ふことである。大塔城が陷つたので、反小笠原の聯合軍は、悉く鹽崎城に向ひ蟻集包圍した。此時迄、小笠原は一家の家督であり、見放すべきでない、然し又一方小笠原の敵は、信州一國の一揆であり、之れには同心しない譯には行かぬと、此二者の間に立て、進退去就を決し兼ね、躊躇逡巡して居た大井光矩は、本家小笠原の浮沈が、目前に迫れるのを見て、遂に意を決して、丸子の城より川中島に軍を進め、村上滿信と談合し、和議を調へた。他の諸勢は、大井、村上の二大勢力、和議調ひし上は、如何とも爲し難く、是非無く兵を引き揚げて事漸く平いだ。長秀は纔かに其死を免かれて、海道より上洛の途に就いた。此時村上はじめ、大文字一揆等は、萬一上洛した長秀が、將軍に向て如何に讒訴せんも測り難く、かくあらば一統に取て、大に不利なるべきを憂慮し、機先を制して、京都將軍に目安を捧げて、合戰の次第を注進した。

村上中務少輔滿信並ニ大文字一揆之人數等一同連署申ス子細ノ事

右當國の守護職事小笠原信濃守長秀賜ニ安堵之御下文一去七月廿一日令ニ下國一致ニ一國平均沙汰一之條無ニ相違一之處事於寄ニ守護諸役一掠ニ譜代相傳之私領一行ニ非禮一之間愁訴至極而不レ圖迄ニ于合戰一處也是全非レ奉レ忽ニ緒公方一若此條存ニ奸曲一者正八幡大菩薩之御罰各可ニ罷蒙一候也然則被レ差ニ下清廉之御代官一者彌可レ致ニ忠節一之旨略言上如レ件　大塔物語

此結果として、長秀守護を罷められ、島田遠江入道が信濃守護人として、派遣される事と成つた。之

れで永い間結ばれて居た、鬱憤を漏す事が出來て、反小笠原黨も晴々した氣分に成つた事と想像される。

大塔物語

此合戰は、信濃史中に於て、大事件であると共に、甚だ興味あるものである。此が後世に至て知られるやうに成つたのは、大塔物語が世に弘く出たからである。

以上は大塔物語成澤本に據て、記述したのであるが、此當時小笠原に屬して、此戰に加はつた、北信の市河氏の軍忠狀とは相違の點もある。依て參考として、左に市河興仙の軍忠狀を記して置く

大塔合戰に關する市河文書

市河刑部大輔入道興仙申軍忠事

右當國信州凶徒村上中務少輔滿信依乙令レ違二背上意一令甲レ張二行嗷訴一爲二御退治一今年應永七九月十日小笠原信濃守長秀自二善光寺一有御打立一被レ召二河中島横田一御陣一仍大文字一揆高梨薩摩守朝高以下滿信ニ令二同心合力一所々張陣同廿四日彼凶徒等打立一同馳懸之間於二更科郡四宮一御合戰之時屬二干御手一父子致二忠節一之處若黨江尻兵庫助島田彦太郎兩人被レ疵訖、其後於二塩崎城一令二堪忍一抽二忠功一者也次甥市河六郎賴重加二小笠原櫛置石見守入道淸忠手一於二二柳城一竭二戰功一被レ疵畢。如レ此親類同前所レ致二軍忠一御見知之上者賜二御證判一爲レ備二後代龜鑑一恐々言上如レ件

應永七年十一月十五日

承了　小笠原長秀花押

大塔物語に據れば、櫛木石見入道は、大塔城中に於て討死して居り、市河文書に據れば、市川賴重は小笠原方の櫛木石見入道の手に加つて、二柳城に於て戰功を竭したとある。又市河文書に據ると、此合戰の事の起りは、村上滿信が發頭人で、大文字一揆や高梨朝高等が村上に同心合力して小笠原に對抗したことに成つて居る。そして又長秀の善光寺出發は、九月十日打立とあつて、大塔物語とは相違して居る。

結城合戰

永壽王佐久に逃る

春王、安王、美濃に斬らる

結城攻圍軍中の上田附近の武士

彌津伊豆守小笠原政康海野にて逝く

第二章　結城合戰

永享十一年二月、鎌倉管領足利持氏滅亡の時、持氏の嫡子義久は自殺し、弟春王、安王の二子は、野州日光山に遁れ、季子永壽王は、甲州に落ちやがて又信州佐久に遁れて、岩村田の大井持光に隱匿はれた。翌十二年春、結城氏朝が、春王、安王の二子を己が居城に迎へて籠城した。永壽王は、大井氏に送られて、結城に入り、共に籠城することと成つた。於是結城攻圍の戰が起り、將軍義教は諸將に命じて、結城を攻圍せしめたが、結城軍能く防ぎ、翌嘉吉元年四月十六日に至り、漸く之を陷れた。此時持氏の三子皆生捕せられ、京都に送らるる事となり、途中將軍の命に依て、春王十二歲、安王十歲は、美濃垂井の金蓮寺に於て、長尾因幡守の手で頸刎られた。獨り永壽王のみは、幼年六歲の故を以て、死を免るし土岐時益に預ける事となつた（鎌倉大草紙）。此結城の攻圍戰には、信州の小笠原政康、村上賴清共に參加し、政康は春王安王を生虜として、將軍より感狀を與へられて居る。又如何なる資料に據て、書かれしか判明せぬが、信陽雜誌には、結城攻圍戰に加はりし村上軍の中に、室賀入道、同紀伊守、眞田源太、同源五、同源六、海野十郎、彌津小二郎の名が載て居る。此等は小縣郡上田地方の武士で、其中眞田三人は、應永七年の大塔合戰に、彌津越後守遠光の軍中に見えた實田（眞田）氏の人々であらう。又結城落城分捕頸書の中に「榛名彌四郎頸彌津伊豆守取之」とあるが、或は此伊豆守は前記小二郎と同人ではあるまいか。

小笠原政康は、結城陣より凱旋の途中、嘉吉二年八月九日小縣郡海野で逝去した。曾ては小縣東部まで侵出し、彌津、海野の兩氏と戰ひ、芝生田、別府の兩城を攻め落して武威を覩した。其東信海野

の地で逝いたのは、奇しき因縁のやうにも思はれる。

第三章　戰國時代の上田地方（此處に戰國時代と稱するは應仁亂以降を指す）

第一節　村上氏の勢東信に伸ぶ

村上氏の勢恢復す

(一)　海野氏村上氏に壓せらる　小笠原氏は應永七年の後、政康の代に至り、其勢を恢復した。村上賴清賴國とも或は之を怖れ、關東管領足利持氏の力に賴りて、小笠原に當らんとしたが、其事成らずして小笠原に屈し、更級郡なる四宮、鹽崎の地を還附するに至り、一時勢振はざる有樣なりしが、應仁の初頃に至り、大に其勢を恢復するに至つた。

海野氏幸村上氏に壓迫さる

諏訪史料、御符札之古書、文正二年（應仁元年）の條に、「此年海野大亂村上切勝所領被レ持候」又「岩下滋野滿幸、此年十二月十四日於二海野一打死候」とあり。又應仁二年の條に、「坂木村上兵部少輔政清、御符禮五貫六百文使（曾我）二郎海野千葉城のツメ口を取被レ座候、自二陣中一返事候」とある。之に就て考察するに、應仁の頃、坂木村上氏の勢再び張り、村上兵部少輔政清は、軍を東小縣郡に出し、海野方面に向ひ、海野氏と戰て之れに勝ち、其領地を獲得し、一方海野方では、岩下住人、滋野滿幸の戰死するあり、尋いで村上軍は、海野の千葉城（所在不明）の詰口までも攻入るなど、海野氏を大に壓迫したのである。此時海野は信濃守氏幸の代であつた。

小縣郡內、千曲河西の鹽田地方は、早く既に村上氏の知行分と成り、代官福澤氏其他に在つて、支配の事を承り。今又千曲河東、海野迄も其勢を伸張した。於是小縣方面は既ね村上勢力の範圍と、成つた

と見るべきであらう。

村上氏の侵略、佐久地方に及ぶ

(三)　村上氏の勢佐久地方に及ぶ　永壽王成人の後、土岐氏より迎へられて、鎌倉管領成氏となつた頃には、佐久岩村田の大井氏は、大に勢を得たであらう。其後成氏が古河に沒落するに及び、大井氏の勢も之れに伴つて衰へ、亦以前の勢は無く成つたと思はれる。此時に當つて、村上政清は家運を挽回し、小縣に入りて海野氏を屈し、更に侵略の歩を佐久に進めた。四隣譚叢に「村上氏は、寛正、應仁の間ます〳〵盛なり、始河中島より葛尾に移り住、河中島を取り下越後の内及び出羽の内を取る。滋野氏を倒して、上田を取り大井を略し、禰津、海野、長窪（大井氏の族）、望月、芦田、次第に降參す」とあつて、應仁以降村上氏の勢力が伸張したことを述べて居る。「大井氏に就ては、「應仁元年村上政國佐久大井ノ原にて大井黨と合戰、大井打負け甲州に奔る」と村上大井の衝突を記して居るが、此頃村上は政國でなく政清であつた。又大井氏敗れて、甲州に奔るとあるも、諏訪御符札之古書、文明十年、同十一年、十五年の條に散見する、大井氏關係の記載に就て考へると、岩村田大井氏が甲州に奔つたと云ふは、いかゞかと思ふ。或は一時の避難で、間もなく復歸したのであるか。又更級郡誌所載に據れば、村上政清は寛正六年に、兵を佐久に出し、大井播摩守政光と戰て、之を擊破したと云ふ。應仁元年であるか、寛正六年であるか、將又寛正應仁二回に戰があつたのか、今確な史料を缺くが故に斷ずることは出來ない。然し海野氏の事より考察すれば、應仁の頃と思はれる。卽ち村上氏は海野氏を屈伏せしめ、然る後其鋒を東方岩村田に向けて、茲に村上大井二氏の衝突を見たものと見るべきではあるまいか。

村上政清岩村田大井氏を降す

文明十五年大井刑部少輔政光死去し、安房丸家督を相續し。其代替りの機に乘じ、村上政清は軍を佐久に出し、岩村田を攻めて、遂に大井氏を降したのである。四隣譚叢に「文明十六甲辰春、村上佐久郡に亂入し、一萬二千の軍兵を以て、大井の城を攻めかこむ。二月廿七日未刻、寄手四方に火を放つ。折ふし猛風吹き渡りて、城郭に移る。煙は莚を卷くが如く、並木の梢は、雲を燒く薪の如くなりて、神社

佛閣數千の民屋一時の灰燼となる。城主戰の術盡て遂に降參に及ぶ（一記云城主遁れ入小諸。）承久年中、大井の祖爰に居住より以來、凡二百六十餘年、城沈侈して不起」とあつて大井氏の宗家は茲に滅亡したかたちと成つた。けれども、大井氏の族、小諸には大井紀伊守光次があり、岩尾には大井彈正忠行滿があり、各一地方に割據して居つたのである。

大井氏の宗家滅亡

其後延德元年、甲斐の武田信昌（甲斐國志に據る）佐久郡に侵入し、六月五日岩尾城を燒き、八月倉瀨を渡り、芦田城を攻めた。村上顯國政清の子軍を出して佐久衆を援け、武田軍を擊退した。之より佐久の豪族多く村上に從ふ、と云ひ（埴科郡誌）又四隣譚叢にも、父老雜傳として、延德元年六月五日、甲斐武田勢佐久郡に亂入と載つて居る。或は此の如き事態の下に、村上氏の勢力佐久地方に及んだのであらうか。延德の頃、武田、村上の二氏、佐久方面に於て抗爭を始めてから、爾後永い間、武田氏と北信との關係交涉は、其事甚多い。而して我上田地方も、亦之に關する所尠くない。故に今、左に武田系圖を載せて參考對照の便に供する事とする。

村上氏の勢佐久に伸ぶ

(三) 武田系圖

武田系圖

- 義光（新羅三郎）
  - 義業　佐竹祖
  - 義清　武田冠者
    - 清光　黑源太、逸見冠者
      - 信義　武田太郎
        - 信光　五郎、伊豆守
        - 加賀美遠光
      - 信政　石和五郎、伊豆守
      - 信時　五郎三郎、伊豫守
      - 時綱　六郎、伊豫守
      - 信宗　彦六、伊豫守
    - 信武　孫六、陸奥守、新千載作者　七月十三日逝
      - 信成　次郎、刑部大輔
      - 信春　三郎、陸奥守　十月晦日卒
      - 信滿　二郎、安藝守、應

永二十四年二月六日自害　信重　三郎、刑部大輔　寶德二年十一月廿四日卒　信守　彌三郎、刑部大輔　享德四年五月十一日卒　信昌　五郎、永正二

刑部少輔　信繩　五郎、左京大夫、陸奥守　永正四年二月十四日卒　信虎　五郎、左京大夫、從五位上、天正二年三月五日卒、八十一歲。

晴信　大膳大夫、信濃守、從四位下、法性院大僧正信玄　元龜四年四月十二日卒年五十三

信繁　左馬助永祿四年河中島合戰討死　年三十七

信豐　左馬助　天正十年三月十三日於佐久小諸被打（イ元）

女子　仁科妻

信基　六郎

道遙軒信綱　刑部少輔、天正十年三月於甲州鮎川原被打

信是　松尾次郎信賢養子

宗智　惠林寺僧

信實　長篠戰死

信龍　天正十年三月於甲州市川被打

信友　長篠戰後出家

信由　左馬允事豐臣家

女子　今川義元室但信玄姊也

義信　太郎、母三條內大臣女、年三十三　永祿十年十月十九日卒、法名善山良公

勝重　盲人、號龍芳、海野民部丞養子、永祿四年五月七日被誅

勝賴　諏訪四郎後伊那四郎天正十年三月廿三日於甲州田野打死、年三六、　信勝　父子打死　天正十年年十六

仁科五郎信盛　仁科越前守養子、天正十年於高遠城生害、年二十六

葛山十郎信貞　駿州葛山備中守元氏養子

女子　北條相模守氏政室、二十七歲卒

女子　穴山梅雪妻

女子　木曾伊豫守義昌妻

女子　御菊御料人、天正七年嫁上杉喜平次景勝

女子　織田信忠と婚約、後不嫁爲尼

—女子　穴山伊豆守妻
—女子　菊亭大納言室
—女子　禰津神平母
—女子　下條母
—女子　諏訪頼重妻
—女子　浦野母
—女子　大井次郎妻

（系圖綜覽に據る）

第二節　武田氏の小縣侵入

武田信虎佐久を侵略す

甲斐の武田信虎は永正四年、若年十四で父信繩の後を承けたが、勇武にして能く國内を統一し、其勢大に張り、天文九年には、其女を諏訪頼重に嫁して、武田諏訪兩氏の親睦をはかり、信州佐久郡に兵を出し、三十六城を攻め落して、殆んど一郡を其手に入るるに至つた。妙法寺記天文九年の條に「此年五月ヨリ武田殿、信州へ取懸被レ食候、去程に弓矢ニ切勝被レ食候而、一日ニ城ヲ三十六落シ被レ食候ト聞エ候、去共佐久郡ト申候ヲ御手ニ入候」、とあるが其である。此の如く、佐久郡既に其掌中に入りしかば、翌天文十年には、諏訪頼重の合力を得て、更に深く小縣郡にまで侵入し、五月十三日海野氏攻撃に向ひ、其屬城尾野山を攻め落し、翌十四日は千曲川を越え、海野禰津の兩氏と戰つて之を破つた。此時に坂木の村上義清も亦兵を出し、武田軍に參加して共に戰つたのである。武田、諏訪、村上三將聯合の軍に對

信虎諏訪氏の合

力を得て小縣に侵入す

禰津、矢澤、海野皆敗れ、海野宗家沒落

海野棟綱關東に奔る

しては、敵し得らるる筈も無く、矢澤氏は辭を卑ふして、其命に隨ひ漸く滅亡を免がれ、禰津氏は諏訪神家の族といふので、一たん逃走したのを、諏訪氏の盡力で、本居に召し歸らせた。此時尤も大打撃を被つて、宗家沒落の慘境に陷つたのは海野氏であつた。海野の軍は、神川の邊で敵軍多分村上軍なるべし と激戰して慘敗し、幸義又善は戰死し、其父棟綱は、遂に海野の地を去て關東に奔り、上野平井居城の上杉憲政に倚頼して、其救援を乞ふに至つた。憲政は海野氏の請を容れ、援軍を信濃に出さうとした。此由を傳聞した武田村上の二氏は急いで兵を引き揚げた。七月に至り上杉の兵三千騎ばかり、信濃に入り佐久を經て小縣海野方面に向つた。諏訪頼重は七月四日長窪まで出張したが此時には武田も村上も、既に引き揚げた後であつたので、上杉軍は諏訪軍に向ふ所であつたが、諏訪が交渉談判巧妙で和談となり、上杉は長窪迄其軍を進めずして、芦田郷を打ち散らして、其儘關東に引き旋へした。

之れは諏訪御頭之日記天文十年の所載。

此年五月十三日頼重武田信虎爲合力海野へ出張同村上殿三大將同心にて尾山せめをとされ候、次日海野平禰津悉破候。中略禰津之事は神家之條從此方被召歸候矢澤殿も色々佗言申候。海野殿は關東へ越上杉殿頼被レ申。七月關東衆三千騎計にて佐久海野へ働候。頼重七月四日に東國之向ニ人數ニ長窪まで出張候。然處此方之樣體能候て、關東和談分に候。甲州の人數も村上殿も身をぬかるる分に候て、此方までのやうに候處、長窪へは關東の人數不ニ相働一芦田郷をちらして其儘歸陣候

に據て記述したのである。以上の日記中七月關東衆佐久海野に働き七月四日頼重長窪に出張し、其時武田信虎も村上義清も引き退いたとする時は、妙法寺記天文十年の條「此年六月十四日に、武田大夫殿樣親ノ信虎ヲ駿河國へ押越申候」とあるに觝觸する。信虎が駿河に追はれたのが六月十四日なるは、妙法寺記所載誤れりとは思はれぬ。故に此日記は前記の如く解すべきである。

村上義清が、諏訪武田に力を合せて、海野氏を攻撃したのは、一時氏幸の頃、村上政清の勢に壓せら

れた海野氏は、眞武内傳に「海野家代々武勇たりと雖も就中左京大夫代に武威強く云々」とあるやうに、幸義は武勇人に勝れ、海野氏の勢漸く張るに至つたので、義清は武田、諏訪二氏の小縣侵入を好機とし之れに協力して、海野氏を攻めたものと考へられる。此戰の時幸義は、己が強きを恃み輕進して、遂に戰死したのであらう。神川の戰で、海野幸義の戰死したのを、天文四年の事とする説もある。其は林家の文書と其系譜とに據て、説を立つるのである。其文書及系譜と稱するは

今月十四日於二小縣郡一海野小太郎一戰之節其方抽二諸軍勢一被二相拂一敵早速令二落城一被レ得二勝利一之義太以神妙之至候依レ之爲二忠節一小縣郡之内手塚鄉仁百貫文之所宛行候、彌抽二忠信一之條仍而感狀如件

天文四年三月十四日　　義清

林能登守殿

系譜云林能登守常重仁左衛門常房の子、村上義清に屬し、天文四未三月十四日信州小縣郡松尾城を攻落し、城主海野小太郎幸義を討取、依二其功一於二手塚一二百貫文之地被二宛行一埴科郡和合城に居、天文十六年丙午九月十六日卒云々

であるが此感狀疑はしく思はれる。

天文十年幸義戰死し、其父棟綱關東に奔り、其後の消息明かならずして、海野氏の宗家は終に亡びた形と成つた。然し海野氏一族中、猶殘して武田家に屬し、永祿年中信玄の爲めに、起請せる者海野三河守幸貞、海野伊勢守幸忠、海野平八郎などがある。生島足島文書。

第三節　村上義清

村上賴衡平の子と云ふ説もあり又顯國の子と云ふ説もあり文龜元年の春三月葛尾に生れた。永正十五年十八歲で家督を相續し、天文十年海野氏を攻めて幸義を斃し、村上氏の勢を再び小縣以東に伸ぶるに至つた。此時に當り、武田晴信

甲斐に自立し、地を信州に開かんと欲して、天文十一年七月諏訪頼重を甲斐に誘殺して諏訪の地を略し、其後は、或は南小笠原領を侵し、或は北佐久小縣に兵を出し、着々侵畧の歩を進めた。北信に於て其攻畧の衝に當つたのは、此村上義清であつた。

村上滿信以降の世代は次の如し。

滿信（中務少輔）―頼國（中務大輔）―國衡（左京太夫）―政清（兵部少輔）―顯國（左京太夫）―頼衡（中務大輔）―義清（更級郡誌）―國清

村上家傳は、義清の父を顯國と爲し。寛政重修諸家譜頼衡の子と爲す。而して猶世代の數、及人名相違があり、不明の點が尠く無い。故に今暫らく更級郡誌所載に據ることとした。猶研究を要すべきである。

第四章　武田氏の北信侵略と上田地方

第一節　戸石城の攻圍

信玄伊那福與城を攻略す

武田信玄は天文十三年に諏訪より、軍を伊那に出して福與城（今上伊那郡箕輪村に其城趾がある）を攻めて之を陷れた。此福與城は、筑摩林城と、伊那松尾城との中間に在て、林、松居兩小笠原の連絡上、極めて重要な城で、小笠原の親戚なる、藤澤頼親が在城して居たのである。此城の武田軍に攻圍された時、小笠原軍は林、松尾の兩城より、救援に赴いたが、充分に後詰の働を爲（し）なかつたので、福與城は遂に敵に降るに至つた。

此城陷落の後、兩小笠原は其連絡を絶たれ、其滅亡を逸めたのである。信玄は、天文十五年三月に、甲州より大門峠を越えて、小縣依田窪に出で、兵三千餘を以て戸石城を攻圍した。

村上氏小縣の重鎭戸石城

信玄戸石城を攻む

此戸石城は、村上義清が、小縣郡の重鎭として築いた城で、其宏大なること、郡中第一である。義清は城代を派して、之を守らしめて居た。戸石城にして、一朝武田の有となるに於ては、村上の居城葛尾と、佐久方面との連絡は、斷たれるのみならず、小縣郡殆んど皆、武田に屬する事となるのは明かである。故に此突然の戸石攻圍は、恰も福與攻略と、同一戰畧に出たものと思はれる。

村上義清戸石の急を救ふ

信玄は戸石城の南方台地東上野に本營を置き、部將栗原左衛門昌清をして、相木、川上、芦田等の信州先方衆を督して、城の攻撃に當らしめ、別に横田備中守高松、甘利備前守虎泰二將をして、村上義清後詰の萬一に備へしめた。此戸石城は、險要に構へられた山城であり、守兵亦よく防戰して、容易くは陷らなかつた。此時戸石城よりの、急報に接した義清は、兵七千餘を率ゐ、電馳後詰に赴き、先づ甘利横田の軍を擊破し、勢に乘じて、將に信玄の本營に迫らんとした。城兵は此狀を見て氣勢大に揚がり、武田の寄手は、遂に圍を解の止むなきに至つた。義清は信玄の陣に向ひ突進したが、地形前方に險阻があり、行動意の如くならずして躊躇した。折柄我右側面より、背後に出でんとする、敵の僞勢を望見して、軍氣やゝ沮喪の体となつた。此機に乘じ、信玄は麾下の兵を以て、村上軍に攻め懸つたので、村上軍は遂に當田の方面に引き揚げた。信玄は辛ふじて敗績を免がれたが、名將横田高松は戰死し、千餘の兵を失ひ、戸石城奪取の目的を、達する能はずして、急遽甲斐に馬を納れた。此敗戰を戸石崩と云ひ、信玄一代に無き名折れの戰と謂はれる。

信玄將に敗潰せんとす

此戸石合戰の年を妙法寺記は天文十九年の事とする、今惠林寺文書に據て考察し、軍鑑の天文十五年に從ふことゝした。

上田原の戰

信玄精銳を率ゐて小縣に入る

第二節　上田原の戰

天文十六年佐久志賀城武田氏の手に落ちてより、小縣浦野の浦野氏の如きも、佐久内山城の守將飯富兵部虎昌に依て、武田に款を通ずるに至つた。依て信玄は、弟典廐信繁をはじめ、板垣駿河守信方、飯富兵部少輔虎昌、小山田出羽守信有、小山田備中守昌辰、内藤修理豊昌、馬場民部少輔信春、室住豊後守虎定、原加賀守昌俊、眞田彈正忠幸隆、淺利式部少輔信音、等の諸將兵一萬餘を率ゐて、天文十七年二月小縣郡鹽田平に進出し、倉枡山麓に陣した。何時も敵に對する時は、堅固第一と、しめて掛る信玄が、此處まで進入したのは、蓋し坂木要塞内に、據て居る村上義清を、此所に誘出して、決戰しやうと考へたものであらう。

眞田幸隆右翼迂廻軍となる

板垣信方戰死す

信玄薄手を負ふ

村上義清は葛尾城據守の說を斥けて、興亡の一戰を賭する覺悟を以て、二月十四日居城葛尾を進發し、千曲川を打渡り、薄ノ城を後に、上田原を前に控へ、甲軍と相距ること里餘の所に陣した。武田軍は、板垣信方を先鋒とし、飯富兵部少輔虎昌、小山田出羽守信有、同備中守昌辰、典廐信繁等を二陣とし、信玄麾下を率ゐて之に次ぎ、内藤修理豊昌其後に備へ、左翼軍には馬場民部少輔信春、右翼軍には室住豊後守虎定眞田彈正忠幸隆之に當り、原加賀守昌俊は遊軍として遙か後方に控えた。二十四日早朝全軍村上軍に向て行動を起し、先鋒板垣信方は下之條附近に於て、村上の先鋒を擊破せしが、輕進して村上の第二陣の爲めに、破られて討死した。甲斐の宿將、板垣駿河守を獲たる村上軍は、猛進して上田原あたりに於て武田軍の第二陣と衝突し、此所に激戰が行はれた。此時義清は、敵將信玄と相逢て雌雄を決せんと欲し、信玄の麾下を臨んで突進し、信玄目懸けて斬り付け、薄手を負はせしも、武田の左翼軍馬場隊と後に備へた内藤隊とに攻擊せられ、遂に敗れ部下に扶けられて一方を突破し、石隈淵より室賀峠にかゝり泉口に退いた。上田原方面の戰も、村上軍は優勢なる武田軍の爲めに、下之條方面に漸次

壓迫され、眞田幸隆等の武田右翼軍、來り會して攻撃に加はるに及び、遂に全く潰敗するに至つた。敗殘兵は或は室賀の洞より、或は半過口より逃れ歸り、更級郡泉口に於て、義清に收容せられて、葛尾に歸つた。古戰場の跡には、今も猶、甲斐の將板垣信方の墓もあり、又所謂奥の大將の墓と云ひ傳へらるる、屋代源五基綱の墓、小島權兵衛等の墓が、田圃の間に散在して居り、ありし天文十七年の昔を、偲ばしむるものがあつて、上田附近の古戰場中、其感深きもの之に優るものはない。

上田原の古戰場址

村上軍の敗因

此戰後、村上義清の勢は、また昔日の如くでは無く成つたのである。村上軍の敗因は、軍の精鋭の點に於て、又其數に於て、武田軍に及ばざりしことが、主たるものと考へられるが、此所に解せないのは、鹽田庄村上代官として、永らく鹽田の地に、勢力を有て居た福澤氏が、村上氏大事の此戰に、如何なる働をしたか、如何なる行動に出たか、之に就て何等の記したものも無い、たゞ小縣郡年表に「村上方なる鹽田福澤等ハ、戰期に後ル、爰ヲ以テ武田ノ勝トナル、」とあるのみである。然し此郡年表の、戰期に後ると云ふこと、首肯し難い所と謂はねばならぬ、何となれば、戰場は福澤氏居住の前山に近く、鹽田平の一部に有つたのである、然るに若し戰期に後るゝ如きあらば、之れ全く村上氏の爲めに、戰ふの意が無かつたからである。前山寺の記に「甲斐の信玄、福澤を禁錮シタルニ因リ、同族自ら滅却す」とある所から考へると、此戰の際、福澤氏は形勢を觀望して、動かなかつたのではあるまいか、已が盡すべき者の爲めに其力を致さずして、形勢を觀望するが如き者程油斷のならぬ者は無い、信玄が福澤氏を禁錮したのが事實なりとせば、定めし氣の許せぬ者として、其自由を奪つたものであらう。

信玄敵將を葬る

口碑傳へて曰く、戰後信玄は、板垣信方の戰死を惜み厚く之を葬り、同時に村上方の將、矢代基綱、小島權兵衛、等の遺骸をも懇に之を葬らしめた、今日猶此戰場の跡に、此等の人々の墓の存するのは、之れに由ると云ふ。我國の武士道は此にもあらはれて居ると、謂ふべきであらう。

第三節　武田信玄と社寺

武田信玄と社寺

信玄下之郷神社の社領を安堵す

武田信玄（當時晴信と云ふ）は天文二十二年村上義清を追ひ小縣方面其手中に歸するや、八月十四日上田地方著名の大社たる生島足島神社に社領安堵の狀を與へて、土地の處分を等閑に附せず征服地の民心を安んじ以て民政に關しても用意周到なるを示した。其安堵狀は左の如である。

晴信花押

下之郷上下宮社領並到二如在之禮奠祭祀等一可レ爲如二近年一然者供僧神主各存二其趣一不レ可レ致二怠慢一者也仍如レ件

天文廿二年八月十四日

供僧

大祝

其外社人衆

戰勝祈願狀と起請文

降て甲越干戈相見ゆるに及では、永祿二年九月一日此社に願狀を奉納して戰勝を祈り、同九年十年には社前に於て、甲信西上野の分國將士をして武田に對して忠節を誓はしめ、其起請文を神殿內に奉納した。其起請文は其後多く年所を經散佚又は朽蝕の厄に依り、其數を減ぜしものあらんも、猶今日現在する者八十三通を算する。永祿年間の外に、天文廿二年八月武藤神右衛門署名のもの一通あつたとの事なれば、度々起請のことが行はれたのであらう。永祿起請の時、此地方の武士で之に與つた人々に、浦野左兵衛尉幸次此外浦野被官衆、室賀山城守信俊同治部少輔經秀同常陸守正吉、小泉喜泉齋重成同內匠助宗貞此外小泉被官衆、禰津松鶴軒常安此外禰津被官衆、海野三河守幸貞同伊勢守幸忠同平八郎信勝同甚七郎吉久等其數頗る多く、甲州衆の中に山縣三郎兵衛尉昌景、馬場美濃守信春、原隼人佐昌胤などまで之に加つて居るのに、信州衆中に眞田氏に係る幸隆信綱昌輝等の署名のものは見えない、或は朽損整理の中に入つたのか又散佚したものか。今起請文中の一を左に揭げて、如何なる事が誓はれたかを知る資料とする。

敬白起請文之事

一此以前奉レ捧數通之誓詞彌不レ可レ致二相違一之事

一奉レ對二信玄様御前一、逆心謀叛等不レ可レ相企一之事

一爲レ始二長尾輝虎一、從二御敵方一以二如何様所得一、申旨候共不レ可レ致二同意一之事

一甲信西上野三ヶ國之諸卒雖レ企二逆心一、於レ某者無二二奉レ守二信玄様御前一、可レ抽二忠節一之事

一今度別而催二人數一無表裏一不レ涉二二途一可レ抽二戰功一之旨存定之事

一家中之者或者甲州御前悪儀或者臆病之意見申候共一切に不レ可レ致二同心一之事

於二此旨僞一者

神文（神文には神佛の御罰を蒙り今生に於ては黒白の二病を得、後生に於ては無間地獄に墜る者なるを記してある）

永祿十年丁卯八月七日　　室賀山城守

信俊　花押

山縣三郎兵衛尉殿

此の如き起請文に依て、將士皆結束を固めし事が此地に於て行はれ、而して又現在數多き證文の殘存する者があり、依て以て遠き永祿の昔を追想し得るは、此地方人の幸と謂ふべきであらう。是より先永祿五年、武田信玄は曾て沒收（其理由は判らない）した、小縣郡海野鄉なる開善寺々領を、祈願成就（其願意は判らない）に於ては以前の如く寄附するを約し、又寺中の取計ひ及隱居分を安堵せしめ、翌六年同寺附屬の十坊及大皷免の地を還附し、且武運長久分國靜謐に至らば、舊規の如く寺領を寄附すべき旨の證文を與へた。此證文は次の二通である。

信玄開善寺々領を還附す

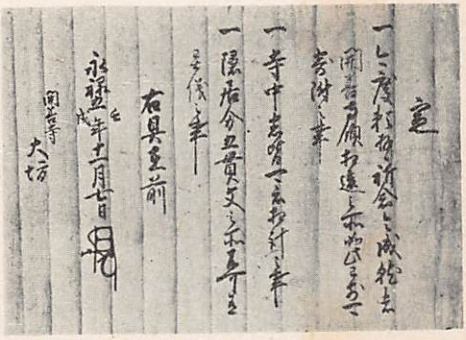

定

一今度賴存之祈念令二成就一者、開善寺領相違之所、如二此已前一可二寄附一之事

一寺中悉皆可レ被二相計一之事

一隱居分五貫文之所不レ可レ有二異儀一之事

右具在前

永祿五壬戌年十一月七日　　花押（信玄）

開善寺

大坊

任二先願書之旨一十坊幷大皷免、

右上司之拾六貫文之所、從二當癸亥年一令二還附訖、向後爲二臨時之法事一、於二佛前一每日法華妙典二卷可レ被二讀誦一然而彌爲二武運長久分國靜謐一者、相殘寺領如二書規一可レ奉二寄進一候也

永祿六年癸亥七月廿八日　　信玄（花押）

開善寺

別當御房

同九年閏八月十四日上田原なる向源寺に、次の如き禁制を出し、以て此寺中に武田軍兵の宿陣を禁じ、若し此旨に違背する者あらば子細言上すべきを寺僧に達し、寺院の迷惑を蒙らざるに注意した。

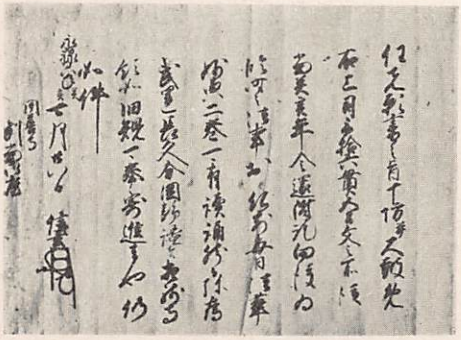

此は多分此年八月武田分國將士が、下之郷神社に於て起請した時出した證文であらう。

向後於二寺中一不レ可レ執レ陣若有下背二此旨一輩上者可レ被二言上一子細之趣被二仰出一候者也仍如件

永祿九年閏八月十四日　（龍丸朱印）　三枝宗四郎　奉之

向源寺

塩野神社に社領寄進

永祿十一年には、鹽田郷西前山諏方明神社に十貫文の社領を加增し、越後上杉氏に對し國境に新城を築くに際し、何等の厄災も無く出來したならば、重ねて社領を寄附する旨の證文を出した。

定

信州鹽田之郷諏方社領拾貫文之外、從二來秋一拾貫加增候、則相當に可レ勤二祭例一就而今度於二越國境一築二新地一時節無二風雨兵革之災一者請令二出來一者、重而可レ有レ寄二附御社領一之旨、御下知候也仍如件

永祿十一年戊辰卯月廿一日　（龍丸朱印）　跡部美作守　奉之

鹽野神主殿

此等は信玄が强敵謙信と相戰ふに當り、已が最善を盡し然る後神佛の加護に依り、其目的を達せんとの考よりしての事と思はれる。

第七篇　眞田氏

眞田氏は我上田市とは、最も深い關係を有つて居る。故に今特に此一篇を設けて記述することゝした。

第一章　眞田氏の出自及び眞田幸隆

第一節　眞田氏の出自に就ての考察

眞田氏が世に著はるゝに至つたのは、一德齋幸隆の時からである。此幸隆は眞田家系圖に據れば

眞田家系圖の幸隆

海野
幸棟
- 棟綱　信濃入道
  - 幸義　左京大夫、幸隆成長迄海野陣代
  - 幸隆　彈正忠、剃髮一德齋、小縣郡眞田居住依而稱眞田氏
    - 賴綱
    - 隆永

とあり、寬永提出の系譜にも

棟綱――幸隆　長子

とあつて、幸隆を棟綱の子となして居る。

寛政重修諸家譜の幸隆

寛政重修諸家譜には

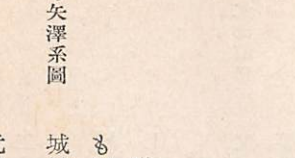

とし、幸義を棟綱の子となし、幸隆を幸義の子と爲して居る。幸義を幸隆の前に、一代としたのは、海野陣代たりしに依るのか。

眞武内傳の幸隆

眞武内傳載する所は「海野信濃入道棟綱四人の子あり、長男海野左京大夫幸義、二男彈正忠幸隆、三男矢澤薩摩守綱賴、四男常田出羽守也。幸隆信州眞田庄に居住、以二在名一爲二稱號一。此時より始て眞田と名乘る」とあり、卽ち左の如くなりと述べて居る。

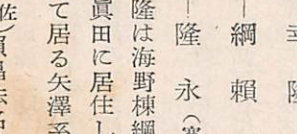

滋野世記には「幸隆は海野棟綱の子、幸義神川に戰死し、幸隆眞田に居り眞田を稱す」とあつて何れも皆、眞田氏は幸隆眞田に居住し、眞田を以て苗字と爲すより、起れりとして居る。然るに、小縣郡殿城村矢澤良泉寺に傳て居る矢澤系圖に

良泉寺矢澤系圖

元祖眞田右馬允(註、佐に同じ)賴昌法名號眞田道端居士　眞田源之助樣御父也　大永三年三月十五日

此御仁者從レ昔眞田氏之産云々

二代眞田右馬佐三男眞田源之助　此御仁者十六從二御年一、矢澤郷江御移、其後瀧ノ諏訪大明神ノ續御系圖

從レ夫矢澤薩摩守綱頼ト御名乘給也

と記載しあり、眞田頼昌の三男眞田源之助は、矢澤に移り諏訪明神系の矢澤氏を相續し、矢澤綱頼と稱したことに成つて居る。

幸隆の父は眞田頼昌

而して矢澤綱頼は、幸隆の弟なること明かなれば、此右馬佐頼昌は綱頼の父であると同時に、幸隆の父でもある。そして、此眞田右馬佐頼昌は、昔よりの眞田氏の産とあれば、幸隆以前に眞田氏のあつた事は明白である。尚記錄に見ゆる眞田氏は、永享結城合戰に、村上頼清に隨て出征した北信濃の武士の中に、海野十郎、禰津小二郎、眞田源太、同源五、同源六などが載て居り信陽雜誌、應永の頃に溯れば、大塔合戰の時、大塔要害大手の攻口の大將、禰津越後守遠光の一黨の中に、別府、小田中、實田眞田横尾、曲尾等の人々がある。而して淺羽本信州滋野三家系圖に據れば、海野小太郎幸氏の子、右衞門尉長氏の四男幸春、眞田七郎とあつて、幸春眞田の地に居住し、其地名に由り、眞田氏を稱した事になつて居る。故に其系統に前記眞田の人々があり、其裔に眞田右馬佐頼昌が、出たものと考へることが出來る。若し此の如くならば、眞田氏は正に滋野三家の一なる海野系で、昔より眞田の地に、居を占めて居たのである。故に幸隆より眞田氏が創まつたのでは無い。

眞田七郎

幸隆以前に早く眞田氏あり

又海野白鳥神社神主、石和氏藏する所の海野系圖には

棟綱——幸義
　　——女——幸隆
　　——眞幸

とあつて、幸隆は棟綱の子でも無く、幸義の弟でも無く、棟綱の女の所生となつて居る。棟綱の女が誰人に嫁したか、註書が無いが、良泉寺記錄に據れば、眞田右馬佐賴昌に嫁したことになる。隨て次のやうな關係となる。

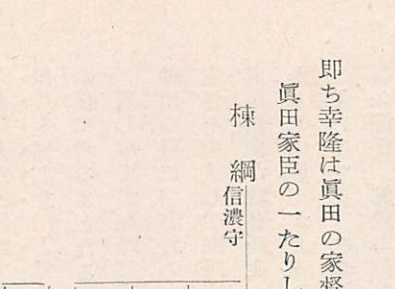

即ち幸隆は眞田の家督を相續し、弟綱賴は神氏系矢澤氏を繼ぎ、三男隆永は常田家を繼いだのである。

眞田家臣の一たりし、飯島家に傳はる滋野正統家系圖には

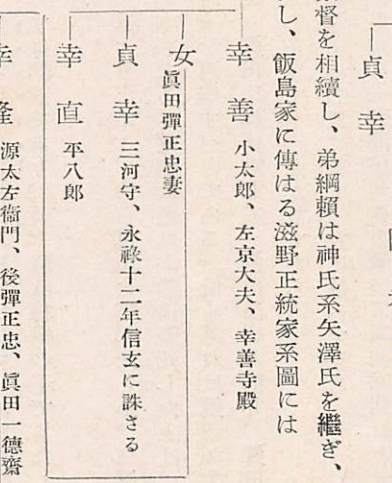

と載せられて、此系圖では、棟綱の女の嫁したのは、眞田彈正忠とあつて、右馬佐では無い。けれども、棟綱の女の生みし所が、幸隆なるは一致して居る。故に良泉寺矢澤系圖の、一傍證となすべきものである。

幸隆は棟綱女系の孫

前述した所に據て考ふる時は、幸隆は元來眞田氏で、海野棟綱の子幸隆眞田の地に居住し、始めて眞田氏を稱した、と爲すは間違であり、且幸隆は棟綱の子でもなく、幸義の子でも弟でも無く、棟綱女系の孫に當る事となる。

若し幸隆が海野宗家より出でゝ、自ら眞田を稱したとか、又眞田名跡を繼いだとかならば、天文十年神川の戰に、海野の本宗たる、棟綱は逃れ幸義は戰死した上は、幸隆としては、先の海野姓に復歸して家督を相續し、海野家を再興すべきである。恰も其れは眞田源太左衞門尉信綱兄弟長篠戰死の爲めに、其弟昌幸が武藤氏より眞田氏に復姓して、眞田昌幸と稱し、眞田家を相續再興せし如く、然るに此事無かりしは眞田が元來の苗字で有つたが故であらう。

筆の序でに、矢澤常田の二氏に就て、左に述べて見る

矢澤氏

矢澤氏　眞武內傳追加に「矢澤信州先方衆にて諏訪家別れと云ふ」とあり又良泉寺矢澤系圖に二代眞田源之助、此御仁者十六從御年矢澤鄕江御移其後瀧ノ諏訪大明神の續ニ御系圖ニ從ヒ夫矢澤薩摩守綱頼ト御名乘給也」とあつて、諏訪大明神の御系圖を續ぐとは、神氏系矢澤家を相續したことを意味するのである。此矢澤氏が元來、諏訪神氏系なりしことは、眞武內傳所載亦之と同じである。矢澤氏の家紋鳥居梶ノ葉も、亦此證左と見るべきである。此矢澤氏を相續したのが、幸隆の弟綱頼である。而して其名を頼幸と云ひ或は綱頼と云ふも、良泉寺文書

矢澤鄕之內寺中山林竹木寺領拾貫文永代寄附之者也

天正三年午三月廿八日　　矢澤綱頼（花押）

に依れば、綱頼である。

常田氏　綱頼の弟隆永(又は家)が、常田出羽守と稱したのも、常田に居住して、常田を苗字とした古來の常田氏の名跡を續いたので、隆永始て常田に居り、常田氏と稱したのでは無からうと思ふ。東筑摩郡錦部村、常田氏所藏常田氏系圖の中に、文治五年の頃、土岐田庄司元直と云ふがある。常田莊の庄司たりし常田氏と云ふ者、早く既に此地に在つたのではあるまいか。

左に眞田家の系圖を載せて參考の資に供する。

眞田氏系圖

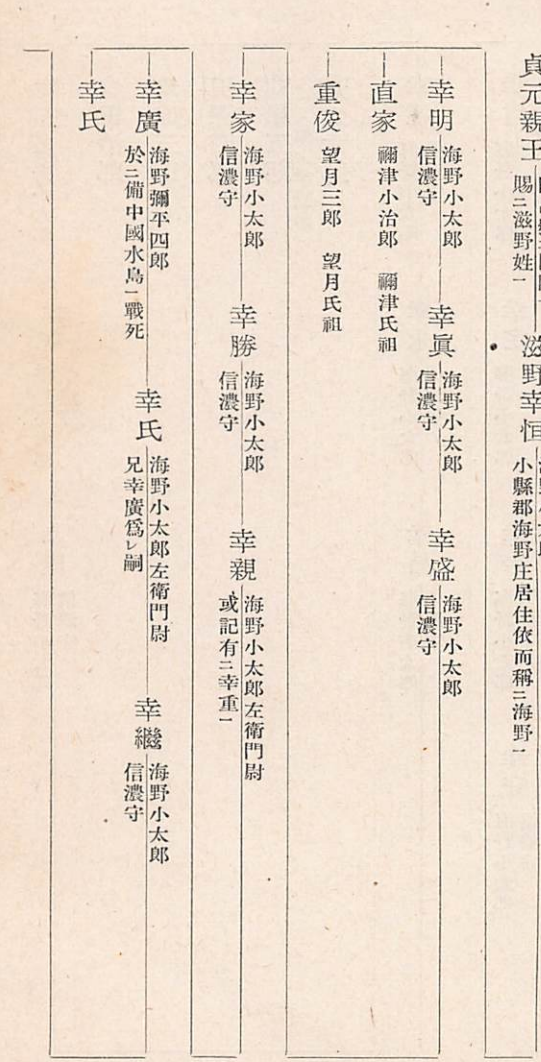

幸春　海野小太郎
幸重　海野小太郎　信濃守
幸康　海野小太郎　信濃守
會田治郎
塔原三郎
田澤四郎
苅屋五郎（原ノ字脫か）
光之六郎

幸遠　海野小太郎　信濃守
幸永　海野小太郎　信濃守
幸昌　海野小太郎　信濃守

幸信　海野小太郎
幸定　海野小太郎
幸秀　海野小太郎　信濃守
幸守　海野小太郎　信濃守

幸則　海野小太郎　兵庫頭
幸義　海野小太郎
幸數　海野小太郎
持幸　海野小太郎
岩下豊後守

氏幸　海野小太郎　信濃守
幸棟　海野小太郎　信濃守
棟綱　海野小太郎　信濃入道
幸義　海野小太郎左京太夫　幸隆成長迄海野陣代

幸隆　彈正忠剃髮號二一德齋一
小縣郡眞田居住依而稱二眞田氏一

信綱　源太左衛門
於二長篠一戰死行年三九

昌輝　兵部丞於二長篠一戰死

昌幸　安房守兄信綱之爲レ嗣

信尹　隱岐守

高勝　宮内介稱二金井氏一

昌幸　幼名源五郎稱二武藤喜兵衛一
兄信綱戰死復二眞田氏一任二安房守一

女子　稱二村松殿一小山田壹岐守茂誠室

信之　伊豆守、剃髮號二一德齋一

信繁　左衛門佐藤幸村　幼名御辨丸

女子　眞田長兵衛幸政室

女子　鎌原宮内少輔重春室

女子　保科彈正忠正光室

女子　滝川三九郎一積室

女子　堀田作兵衛興重養女
石合十藏道定室

女子　於二九度山一早世

女子　片倉小十郎景長室

女子　蒲生源左衛門鄕喜室

幸昌　大助於二大阪一戰死

—信勝　左馬助
—昌親　内匠、藏人、主計　幼名源三郎
—女子　妻木彦右衞門頼照室
—女子　樂
—女子　高力攝津守忠房室
—信吉　河内守幼名孫六郎沼田城主
—女子　佐久間民部少輔勝次室後落髪號二見樹院一
—信政　内記明曆三年家督
—信重　隼人正、始越後後信頼
—女子　石河備前守室
—女子
—大八　於二京都一早世一

第二節　滋野氏

滋野氏

寛政重修諸家譜所載眞田氏に關する疑點

眞田氏は滋野三家海野、禰津、望月の一として名高き海野氏より出でしものと云はる。然し其祖滋野氏の出自に就ては、眞田家に於ても正確な系譜資料を缺いて居たと思はれる。其は寛政重修諸家譜滋野氏眞田の條、及び眞武内傳附錄に載する所で判明する。寛政重修諸家譜所載に

はじめ海野を稱し、彈正忠幸隆が時に至り、信濃の國眞田の庄に住せしより稱號とす。

寛永系圖に、土人相つたへて、信濃國海野白取大明神を、滋野氏の祖といはひたてまつるといひ、ま

た貞秀親王を滋野天皇と諡し、いにしへより眞田の氏神と稱し、今にこれをあがむ。或はいはく貞秀親王ののち、滋野の姓をたまふものかといへり。今の呈譜は、清和天皇の第五の皇子貞保親王の御子を目宮とし、其子善淵王はじめて、滋野の姓をたまふといふ。今按ずるに、寛永系圖或は貞秀親王ののち、滋野氏を賜ふものかとうたがひ、今の呈譜は善淵王にはじめて滋野を賜ふといふ。又ある本の系圖にも、善淵王の時滋野姓を賜ふとみえたり。しかりといへども、新撰姓氏錄によるに、滋野宿禰は神魂命（かみむすびのみこと）五世の孫天道根命（あまのみちねのみこと）ののちなりといふ。これによれば滋野は神別にして、皇別にあらず。また文徳實錄に、仁壽二年參議滋野朝臣貞主が傳に、父尾張守家譯に、延曆中滋野宿禰の姓を賜ひ、また仁壽二年十二月大外記名草宿禰安成に滋野朝臣の姓を賜ふ等の事みえたり。これによる時は、滋野氏のおこりすでに久し。しかれども、清和の皇別といふにいたりては、新古の系圖其說をおなじうす。よりてこれにしたがふといへども、寛永の譜、清和の皇子を貞秀親王とし、其男を海野小太郎幸恒とす、貞秀親王紹運錄其他皇胤の系圖等に考る所なし。又親王の子をもつて、小太郎と稱するも不審といふべし。これ全く其間の世系を脫せしならむ。よりて今あらためて幸恒より系を興す。

以上の所載に依て見る時は、滋野氏が清和の皇別なりといふは、何等據る所なしと述べながら、清和の皇別と云ふは、新古の系譜其說を同じくする故、之に從ふと爲し、又親王の子を以て小太郎と稱するも、不審かしと述べ、之れ全く、其間の世系を脫せしならむと云ふなど大に、寛裕の意を存して居るのが見える。

猶寛永呈譜に就き、幕府より不審の點を尋ねられし時、眞田家より

一滋野天皇信州海野白鳥の庄に明神に祝申付て白鳥の明神とも滋野天皇とも申祝候則家の號氏神此義にて天皇とも申傳候

一貞元貞秀の義書違候哉久舖義に候間不レ存候我等系圖之通を寫し進レ之候

と書き出した。

大日本史氏族志の海野

滋野姓の人にて信濃官人たりしもの

滋野三家

滋野三家系圖

大日本史氏族志には、滋野氏貫于右京伊蘇志臣、同祖伊蘇志氏出レ自二神皇產靈五世孫天道根命一有二朝臣姓一有宿禰姓一、桓武帝時伊蘇志臣東人孫家譯其子右京人貞主改賜二滋野宿禰一至二嵯峨帝時一更賜二朝臣一、朱雀帝時有二中務大丞滋野春仁一、一條帝時有二大外記滋野朝臣善言一、蓋其後也、後世居二信濃一者曰二海野氏一と述べ、海野氏を右京貫屬の伊蘇志臣と同祖なる滋野貞主より出てたるものと爲して居る。

滋野氏中で、信濃の官人たりし人々には、清和天皇貞觀十年正月十六日に從五位下滋野朝臣恒蔭は信濃介に任ぜられ、同十二年正月二十五日に、從五位上滋野朝臣善根は、信濃守に任ぜられて居る三代實錄又一說には、天曆四年の頃滋野幸俊は、信濃國望月の牧監に任ぜられたと云ふ。平安時代藤原專權期に入ては、地方官の其任地に土着し、京師に歸らない者が多く成り、其等の中には、地方の豪族となつた者が尠くないので、前記滋野氏も、此の如き事情の下に、北信濃の豪族として、著はるゝに至つたものと思はれる。而して其分脈中、海野を苗字の地とした海野氏、禰津を苗字の地とした禰津氏、佐久郡望月を苗字とした望月氏、など有名となり、所謂滋野三家と呼ばるゝに至つたと考へられる。次に參考として右三家系圖を掲げて置く。

信州滋野氏三家系圖　群書類從系譜

清和天皇―貞保親王―式部卿、號南院宮―目宮王―菊宮トモ云、母嵯峨第四惟康親王女

善淵王　從三位、延喜五年始賜滋野朝臣姓、母大納言源昇卿女、滋野氏幡者月輪七九曜之紋也、此幡者、善淵王醍醐天皇御時賜之、此幡濫觴者、昔垂仁天皇御宇、大鹿島尊日本姫皇女蒙天照大神之神勅、定伊勢國五十鈴川上御鎭座、天下告之、其時御幡二流自天降、一流者天圓形也、一流者月天七九曜也、內宮外宮御尊形、依厥御託宣、此二幡奉還、內裏三種神器同神殿奉納之云々、而善淵王此御幡賜之者、平眞王將門退治中、橘能宇治之時、善淵王爲大將、賜御幡馳向遂合戰得勝利、追下將門於關東、其時初賜滋野姓、被任從二位、其子孫海野望月禰津、是滋野三家號、望月紋日輪七九曜、海野六連錢、洲濱也

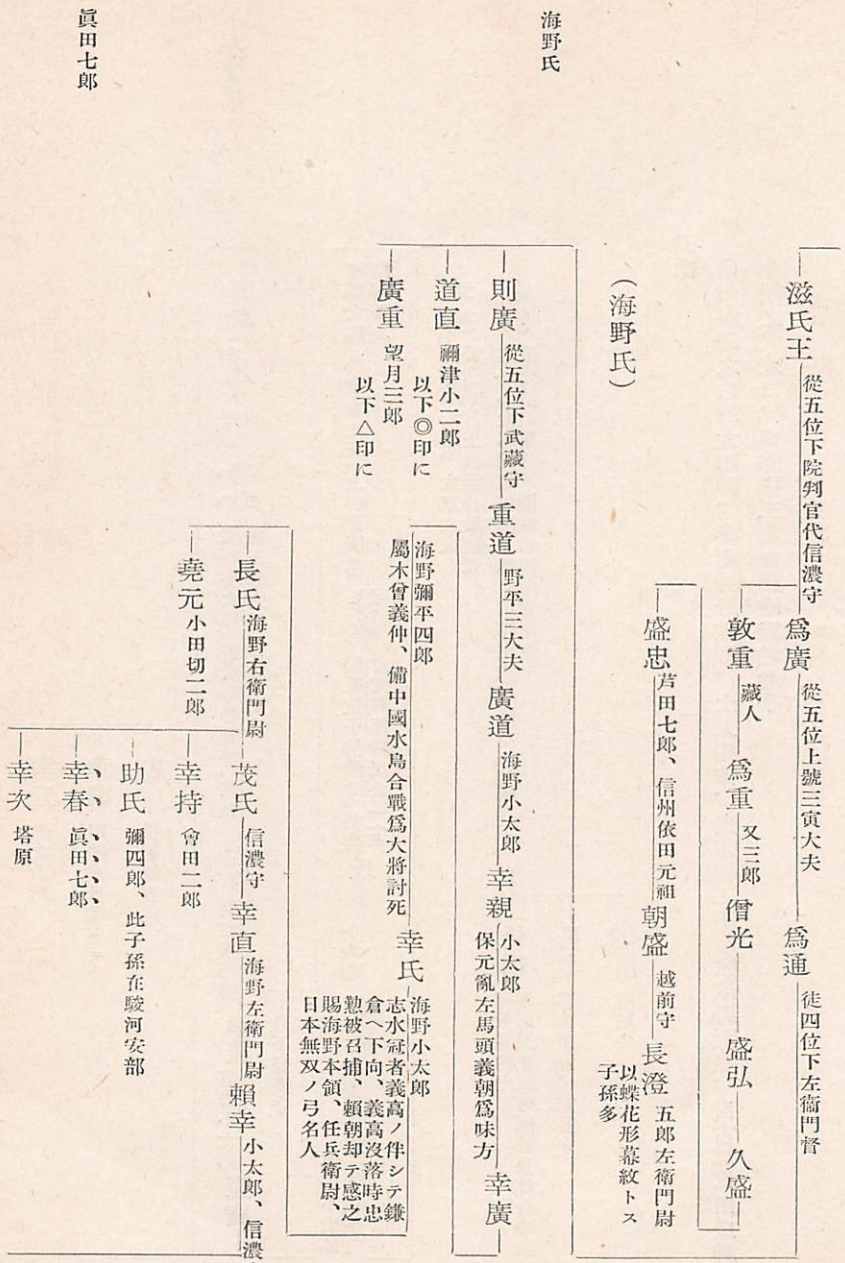
滋氏王
從五位下院判官代信濃守
爲廣
從五位上駿三寅大夫
爲通
徒四位下左衞門督
敦重
藏人
爲重
又三郎
僧光
盛弘
久盛
盛忠
芳田七郎、信州依田元祖
朝盛
越前守
長澄
五郎左衞門尉
以蝶花形幕紋トス
子孫多
（海野氏）
則廣
從五位下武藏守
重道
野平三大夫
廣道
海野小太郎
幸親
小太郎
保元亂左馬頭義朝爲味方
幸廣
道直
禰津小二郎
以下◎印に
廣重
望月三郎
以下△印に
海野彌平四郎
屬木曾義仲、備中國水島合戰爲大將討死
幸氏
海野小太郎
志水冠者義高ノ伴シテ鎌倉ヘ下向、義高沒落時忠勤被召捕、頼朝却テ感之賜海野本領、任兵衞尉、日本無双ノ弓名人
長氏
海野右衞門尉
茂氏
信濃守
幸直
海野左衞門尉
賴幸
小太郎、信濃守
堯元
小田切二郎
幸持
曾田二郎
助氏
彌四郎、此子孫在駿河安部
幸春
眞田七郎
幸次
塔原
眞田七郎
海野氏

小太郎善幸

則幸　左近大夫
善幸　海野小太郎、笛吹峠合戰時、宗良親王味方參、任彈正忠
幸房　新左衛門尉
幸義　海野小太郎
憲廣
岩下豊後守
幸元　光之六郎
幸國　田澤赤丹澤ト云
某　借屋原五郎

海野太郎、於鎌倉元服、上杉憲國爲烏帽子々
持幸　從五位下信濃守、於鎌倉元服賜持氏公一字
氏幸　小太郎
幸棟　信濃守
棟綱　海野小太郎　信濃守

幸義　海野小太郎、左京大夫　於信州村上義清合戰討死
幸隆　海野小太郎、幸成相續、號眞田彈正忠、法名一德齋、信州眞田居住、屬武田晴信來甲州
信綱　源太左衛門　天正三年三河國於長篠合戰討死
昌幸　喜兵衛尉、安房守
信昌　隱岐守

張紙

信州海野之白取大明神、奉祀滋野姓祖、土人相傳、貞秀親王奉諡號滋野天皇、自古爲眞田氏神、干今賴之、或曰、貞秀親王之後賜滋野姓者乎

清和天皇——貞秀親王——號滋野天皇——幸恒 海野太郎、歷數代有彌平四郎幸廣者、壽永二年備中水島戰之時、爲木曾之侍大將討死、家之紋洲濱、自此代改爲六連錢

◎（彌津氏）

道直 彌津小二郎——貞直 神平 鷹ニ名譽アリ、自院賜寶珠並御劍

- 盛貞 大塩四郎
- 貞信 浦野三郎
- 時晴 三郎兵衛尉
- 貞親 春日刑部少輔
- 貞俊 春日五郎
- 貞幸 刑部三郎、承久兵亂關東先陣、宇治川入水

宗直 彌津小二郎美濃守——宗道 小二郎左衛門尉

- 敦宗 左衛門尉
- 宗光 神平 法名光佛
- 光長 神平四郎
- 光義 三郎大力也
- 助義 右馬助
- 助善 民部允
- 長重 五郎 此子孫信州淺羽野住
- 重綱 神平三郎——光賴 彌津美濃守

賴直 神平二——時直 彌津神平二——長泰 美濃守——泰綱 美濃守——氏綱 美乃守民部丞——遠光 從五位下越後守

- 女子
- 時貞 上總介 法名龍雲
- 信貞 三郎、上總介 法名正山
- 光直 宮內大夫 法名竹叟
- 覺直 宮內大夫 法名一英
- 元直 宮內少輔 法名元山
- 信直 美濃守 法名榮安

△（望月氏）

廣重（望月三郎）　國重（五位藏人）　國親（左衛門尉）　重忠（治部大夫）　重義（望月太郎　左馬頭義朝味方參保元軍功有）

行親（根井大彌太（小力））　親忠（楯六郎）

木曾之士

重隆（三郎左近將監兵衛尉　右大將家御時八人射手第一也）　盛重（左衛門尉　承久兵亂高名アリ）　宗重（二郎）　重惟（從五位下、越中守）

重信（望月三郎）　光經（遠江守）　盛世（對馬守）　光盛（望月三郎）　光重（右衞門佐）　盛昌　昌賴

此系譜には爲道の三子則廣、道直、廣重、海野、禰津、望月の苗字を稱し三家に分れたりとなすも、眞田系圖には幸恒の第二子直家禰津小二郎と稱し、第三子重俊望月三郎と稱し、三家岐れたとして居る。又滋野氏系圖には、重道の第二子廣重望月を稱し、第三子道直禰津を稱せしことに成て居る。けれども何れも皆滋野系なるは一致して居る。此三家中、海野氏は海野莊の下司と成て、勢力を扶植し、望月氏は增田望月系譜に、望月御牧を知行せし者あり、又望月御牧總領と成りし者、あるを載せて居る所を見れば、望月の牧を領して、鹿曲川流域を本據として其勢を伸ばし。又禰津氏は、早く諏訪神氏と成り、其勢力の下に家運繁榮し、三家共に平安時代の末頃より地方の豪族と成り、其子孫も諸方に蕃衍するに、至つたものと考へられる。

第三節　眞田幸隆

眞田幸隆

幸隆箕輪に倚寓す

天文十年海野幸義、村上義淸と神川に戰て敗死せしより、村上氏の勢小縣地方に、伸張するに至つたので、眞田幸隆も遂に其勢を避けて、上州箕輪城主長野信濃守業正の許に倚寓した。此頃武田晴信は、

信玄幸隆を招く

甲斐に自立してより、信濃侵略を志した。此時幸隆が浪々と成り箕輪に在るを聞き、窃かに之を招いた。幸隆は之に應じて甲斐に赴いて武田に仕へることゝなつた、天文十三年の事である。

幸隆舊地に復す

幸隆千貫の地を宛行はる

武田晴信は、幸隆の大に用うべき、人物なるを知り、譜代の家臣同様に優待信任した。幸隆も三代相恩の如く能く仕へて其知遇に應へた。天文十四年武田の勢力小縣方面に伸ぶるに至り、幸隆は舊領眞田の地に復歸するを得た滋野通記天文十五年幸隆信州小縣郡松尾の城に歸城を爲す。幸隆此所に居り武田氏の北信經略を贊翼する所多かつた。天文十九年信玄は幸隆年來の忠信を賞し、千貫文の知行宛行を約諾した。

其方年來之忠信祝着候、然者於二本意之上一、諏訪方參百貫並横田遺跡上條都合千貫之所進レ之候、恐々謹言

天文十九庚戌七月二日　　晴信（花押）

眞田彈正忠殿

（河原綱德所藏）

勝頼亦幸隆を重んず

此文書の諏訪方は今の上田市諏訪形で、上條は甲州巨摩郡武河筋に在り、（武田の南に當り。今旭村と稱す）。横田の遺跡とは、横田備中守高松の遺跡であらう、横田氏の中では高松以外には、天文十九年七月頃に著はれた人は無かつたのであるから、しか考へられる。若し此推定の如くならば、横田備中守高松の戸石城攻圍戰に討死したのは、天文十五年の戸石合戰で、妙法寺記の天文十九年九月一日では無い事となるのである。

天文二十二年八月武田軍が埴科郡東條尼飾城攻圍の時、「遠慮無く計策をめぐらして、片時も早く落城せしめよと申送り又元龜三年、上州白井城の陷りし時、「一德齋計策故白井不日に落居、大慶に候」、と申送て居る、此等信玄の書狀を見る時、幸隆の智略は信玄の敬重する所なりしを察することが出來る。信玄の死後勝頼の代にも亦大に重んぜられた事は、天正二年勝頼より遠州高天神城攻めの戰況を報ずると同時に、幸隆の病狀やゝ快方に趣きしを喜んで次の如き書面を幸隆に送て居る。

被レ入二御念一節々脚力到來珍重候、如下顯二先書一候上當城隨分無二油斷一諸口相構候故、本二三之曲輪堀際迄責寄候、落居不レ可レ過二十日一候、唯今雖二種々悃望候一、不レ能二許容一候、然而僥倖軒醫療故、一德齋煩少々得二驗氣一之由大慶候、猶其城用心無二疎略一、肝煎賴入候、恐々謹言

五月廿八日　　勝賴（花押）

眞田彈正忠殿　甲府

一德齋は幸隆薙髮後の稱號である。武田信玄卒去の翌年、天正二年五月十九日年六十二で病歿した、遺骸は小縣郡眞田長谷寺境內に葬つた。法名は笑傲院殿月峯良心大庵主と云ふ。

向て中央なるは幸隆
左方なるは幸隆夫人
右方なるは昌幸

幸隆墓寫眞

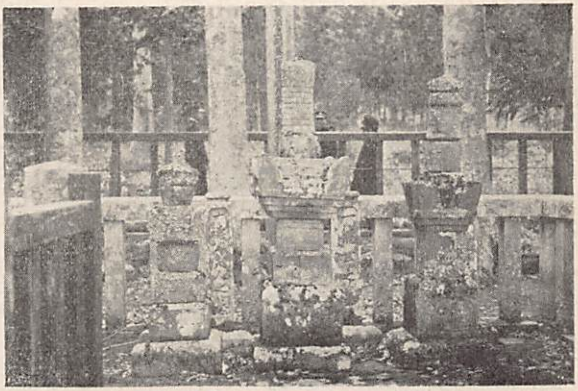

（眞田幸隆墓寫眞）

第二章　眞田源太左衞門尉信綱

一德齋幸隆に四男あり嫡子信綱其家督を相續した

幸隆
- 信綱　源太左衛門尉
  - 昌輝　兵部丞
  - 昌幸　始甲州武藤家を繼ぎ、武藤喜兵衛尉と稱した
  - 信尹　始加津野家を繼ぎ、加津野市左衛門と稱した。寛政重修諸家譜信昌と爲す

信綱は若年より力量人に超え、驍勇にして、武田信玄勝頼二代の間、諸處の戰功頗る多かつた。軍鑑に信州先方衆の内に、眞田源太左衛門二百騎とあり、甲州譜代郡内の小山田彌三郎と、同數の兵を預けられ、信濃衆中の隨一の將であつた。父幸隆在世中、既に父と共に、重視せられて居たことは、永祿十二年十二月、武田信玄が、遠く駿州より、蒲原城の落居及び其後の處置に就き、幸隆信綱父子の名宛にて、態々報告せるに依て、察する事が出來る。

眞田源太左衛門二百騎

今六日蒲原根小屋放火之所、在城之衆悉出會城主始二清水猪之助一不レ殘討取、本城江は山縣三郎兵衛相移、此表可レ遂二本意一候、可二御心易一候　恐々謹言

十二月六日　　信　玄（花押）

一德齋

眞田源太左衛門殿

（眞田家御事蹟稿）

眞田氏最古の文書

天正二年家督を續ぎ翌三年には、長篠戰に於て戰歿し、治世の間は短かつた。故に信綱の出した判物は甚尠ない、左記四阿山別當職安堵の狀は、唯一の信綱自筆の文書で、貴重な者である。

四阿別當之事前々如二出置一蓮花院向後異議有間敷候、於二様躰一者、大熊伯耆守可レ申者也仍如件

天正貳年甲戌壬十一月十一日　　眞田源太左衛門尉

信　綱（花押）

當蓮花童子院

（山家神社文書）

天正三年弟兵部丞昌　軍鑑、眞田兵部五十騎と共に、勝頼に隨て參州長篠に出陣し、五月二十一日武田軍の右備として進み、柵を二重に設け堅固に構へたる織田信長の陣地を攻撃して、兵部昌輝は柵一重打ち破り、二重目の柵まで押進み、敵數多討取り、信綱は青江貞次の鍛えし、三尺三寸餘の大刀を提げて奮戰したが、敵の打出す鐵砲のため、兄弟共に深手を負ひ、遂に戰場の華と散つた。信綱は時に年三十九歳の働盛りであつた。法名は大室道也大居士と號し、其牌處は眞田郷信綱寺である。

信綱昌輝兄弟戰死

已上

信綱寺は信綱の碑處

信綱寺之儀道也爲二牌處一建立之上者、向後不レ可レ有二相違一候、然者寺役等可レ致二容赦一候　恐惶敬白

文祿三年甲午十二月廿七日　　昌幸（花押）

順京和尙

衣鉢閣下

は之を證するものである。道也は信綱の法號。

傳へ云、信綱戰死の時、其家臣白川某信綱の遺骸を奉じて信州に歸り、眞田打越寺の境內に葬り、己れも亦之に殉じたと云ふ、後年寺堂再建の際、其墓所移轉の要ありて、發堀せしに、鐵鎧の胴を得、信綱戰死當時、着用せしものとなす。弘化年間、松代藩主眞田幸貫、祖先墓參のため、眞田に來りし時、其鎧を納むる箱を、信綱寺に寄附した。

第三章　眞田安房守昌幸

第一節　眞田昌幸の眞田家相續

昌幸武藤家より眞田家に復す

昌幸の誕生は、天文十六年で、長じて甲州武藤家の名跡を繼ぎ、武藤喜兵衛尉と稱した。天正三年五月長篠合戰に、信綱昌輝の二兄戰歿せしを以て、勝頼の命に由り、元の苗字眞田に復姓して、眞田家を相續し、兄の遺領を相違なく與へられた。依て此年の冬、領内に安堵の狀を出した、山家神社所藏、四阿別當職安堵の證文は、其一例である。

昌幸安堵の狀を出す

四阿別當之儀、自二信綱一如レ被二相渡一候上、自今以後聊不レ可レ有二相違一候、然者相應之修理等勤仕肝要候、猶大熊出羽守可レ申候、仍如件

天正三年乙亥

十一月十七日　　昌幸（花押）

賴甚

（山家神社文書）

昌幸安房守と稱す

天正五年諸太夫に任じ、安房守と稱した（眞武内傳（松代町史天正八年とす））といふも、天正四年正月、眞田安房守奉之の武田文書があるので、昌幸は天正三年、本姓眞田に復した時より、安房守と稱したと思はれる。

第二節　昌幸の北上州經略

昌幸北上州經略の任に當る

昌幸は小縣郡眞田鄉に居り、勝賴の倚托に依りて、北上州方面經略の任に當り、天正四年吾妻の豪族、海野長門守幸光其弟能登守輝幸等に策を授け、吾妻郡岩櫃城主齋藤攝津守を追ひ出して、其城を占領した。勝賴は海野兄弟の功を賞して、岩櫃城の城代とした。羽尾記、武田文書

此度其方働を以而、岩櫃城代齋藤攝津守無二事故一追出之條、注進神妙之至候、因レ茲右城代申付候、且湯本、鎌原、横谷、西窪幷植栗池田は各別に候間、不レ可レ爲二旗下一、其外郡中之諸士、其方可レ爲二支配一候間、可レ被レ致二忠切一候、若違犯之輩有レ之者可レ訴候可レ加二下知一者也、仍執達如件

天正四年正月十五日　勝賴　朱印

眞田安房守奉之

海野長門守殿

同能登守殿

（眞田家御事蹟稿）

沼田城

其後八幡山の砦、小川の城などを攻略して、將に沼田城に迫らうとした。先レ是天正元年に、沼田城主沼田萬鬼齋親泰、及其子景義が、沼田を去つて會津に逃れた後、上杉謙信は其臣上野中務大輔及藤田能登守をして、沼田城を守らせたが、上野は謙信の歿後越後に歸り、藤田信吉のみ沼田に在城した。其後越後に於ては、謙信の死後、景勝、景虎兩人の間に家督爭が起り、景虎は遂に敗死した。是が原因となつて、北條上杉兩家仇敵となり、小田原の將武州鉢形城主北條安房守氏邦は、大兵を率ゐて沼田を攻め藤田を降し、再び藤田をして、城代たらしめた。

北條上杉敵となる

藤田能登守は、眞田昌幸が漸く其勢を伸して、沼田に迫らんとする形勢を見て（此頃は先に景勝景虎相爭つた時勝賴は景勝を助けたのが原因で、武田北條二家は敵となつて居た）之を鉢形に注進した。氏邦は報に接し、天正八年六月軍を率ゐて援に赴き、北條氏

直も親ら小田原出馬に及び、大軍を以て沼田表に押し寄せた。昌幸は早速此由を甲府に報じたので勝頼は軍を率ゐて、親ら昌幸救援の爲めに沼田表に出馬した。此時氏直は、何故か沼田の守を嚴重に申付けたる後、小田原に歸城した。依て昌幸は甲州勢と力を合せて、沼田城を攻撃したが、天嶮無比の城で、容易に陷れる事が出來なかつた。そこで、昌幸は、藤田能登守が北條氏邦に對し、含む所あるを察し窃かに利害を說いて、武田に屬する事を勸めた。藤田は遂に其勸說に動かされて節を變じ、城外の寄手に內應して、城內から北條軍を攻撃したので、北條の留守隊は遂に敗退した。北條方から沼田城を取つた後、沼田一圓を武田氏より眞田昌幸に與へたとの說あるも、天正九年辛己七月十日、眞田昌幸より次田新左衛門尉に與へた感狀に據ると、其は間違で、沼田城が武田所有になつた時、勝頼は藤田能登守信吉に沼田地方過半の地を與へ、且眞田と共に、沼田城を守らせたのである。

沼田城武田領となる

藤田信吉沼田城代となる

先年本動山乘執、剩川西へ被レ退候條、忠節無二比類一候、然而倉內本意之上、望之地雖下可二相渡一候上沼田過半、藤田能登守依二忠勞一被二下置一候條、無二是非一候、武、上御本意之上、一所申成可二出置一候、先爲二堪忍分一於二南雲之內一信州積廿貫文所出置候者也仍如レ件

天正九年辛己七月十日　　昌幸朱印

次田新左衛門殿

（次田文書）

勝頼北上州の經略を昌幸に委任す

昌幸は沼田の地全部は與へられなかつたが、天正九年六月、甲府から上州吾妻に歸る時、勝頼が昌幸に渡した條目を見ると、北上州經略に就ては篤く昌幸を信じて、其一切を擧げて委任し事に當らせた事がよく判明る。

龍丸（朱印）

條目

一歸城之上吾妻用心普請無二疎略一可レ被二申付一之事

付申山之事

一猿京用心普請仕置以下入レ干レ念可レ被二申付一事

付庭谷自身斗休息事

一沼田城普請仕置以下嚴重二可レ被二申付一人之儀當年者赦免候之間、自二領主一可レ被二相雇一事

付九人衆事

一沼田知行割之模様能々被二聞届一各不二恐怖一様可二策謀一事

一二ケ條之密計無二由斷一調略專一候事

一佐竹奥州一統之由其聞候、然者分國中往還無二異儀一様可レ被二相談一事

付會津表同前事

一當番衆之普請糺明事

一來調儀之支度不レ可レ有二由斷一事

付沼田衆同前事

一後閑橋事

一庄內諸法度以下自二前々一如二定法一可レ被二申付一之事

一藤田可遊齋渡邊居住地事

一一宮御社領事

付在口上

一野馬事

一早馬事

以上

沼田景義

昌幸海野幸光輝幸兄弟を殺す

海野兄弟の死



（眞田伯爵家所藏）

六月七日

眞田安房守殿

是より先に、會津に倚寓して居た沼田平八郎景義は、其後會津より上州に歸り、新田郡金山城主由良信濃守國繁の許に在りしが、舊領沼田を回復せんと欲し、舊臣等を糾合して、俄かに沼田に攻め寄せんと企てた、沼田の守將海野輝幸、藤田信吉等は、此事を眞田昌幸に急報した。昌幸は急ぎ岩櫃に出張し、後窃かに沼田に赴いて海野藤田兩人と相謀り、天正九年三月十五日景義を誘致して之を斃した。後昌幸は景義の遺骸を下沼田に葬り、供養の爲めに、法喜院を建立した。（關八州古戰錄、加澤記）

此後海野長門守幸光は岩櫃の城代を、弟能登守輝幸は藤田と共に、沼田に在城して、兄弟の勢甚だ強かつた。然るに天正九年十一月、海野氏の支配外とされて居た、吾妻の鎌原、湯本、池田、西窪、横谷、浦野七人の地士は、連名で海野兄弟に異志ある旨を、眞田昌幸に密告した、幸光は昌幸の叔父、矢澤薩摩守綱頼の女婿であるので、昌幸は先づ綱頼に談合した、矢澤も大に驚いたが、不義を企つる以上、姻戚の者とても、許容すべきでない、宜しく討伐すべきであると、申し出た。依て昌幸は大に安心して、早速弟信尹に兵を授けて、上州に赴かしめ、先づ岩櫃城で長門守を斃し、次いで輝幸父子をも斃した。此は天正九年十一月二十三日の事であつた沼田雜記。案ずるに、此時海野兄弟は、叛逆の心ありとの明證もないやうである。ことに輝幸は、一時難を避けて、後日我寃を雪ぐべしと、迦葉山に逃れた點などから考へて見ると、或は昌幸が、海野兄

弟の強盛は、自分が北上州を意の如く經略するに都合が悪い所から、構えて此に至つたのではあるまいか。

岩櫃籠城の用意

織田信長武田氏を伐つ

昌幸勝頼を我居城に奉ぜんとす

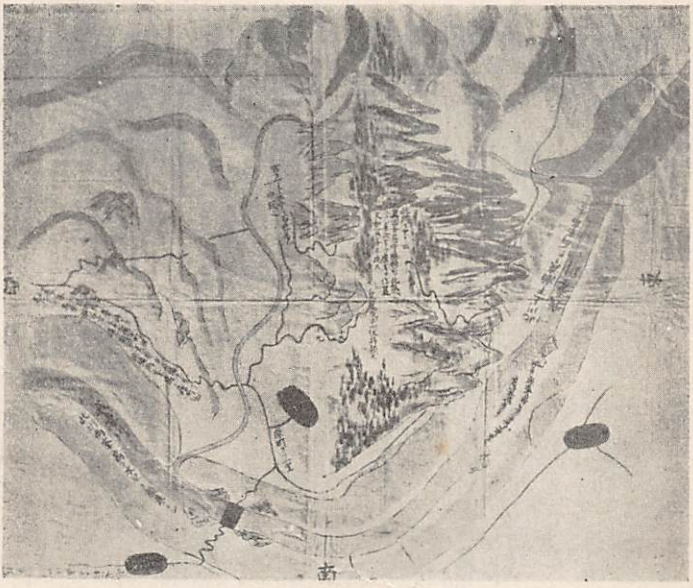

松代町浦野種司氏藏

第三節　岩櫃籠城準備

天正三年五月武田勝頼長篠に於て、德川織田二氏聯合軍の爲めに大敗し、老臣宿將多く戰歿し、武田氏の武強、また昔日の如くでは無くなつた。此を察して織田信長は、天正十年德川家康の參加を促がし、武田氏討滅の軍を起し、兵を信濃、駿河より進めた。武田方では、勝頼の妹聟穴山信君、先づ敵を敵に通ずるといふ有樣で、沿道の諸城皆降り、勇敢に防守したのは、仁科五郎盛信の守つて居た、伊奈郡の高遠城唯一つであつた。かくて敵軍の甲府までの進入は、目捷の間に迫り、然かも、人心既に武田氏を去つた今日では、新府城に據つての拒守も覺束ない狀況であつた。眞田昌幸は此を察し、我が居城上州吾妻の岩櫃城は、要害堅固であり、且勝頼公の御馬廻り小姓位の程の人數は、三年や五年の間、

賄ふことも出來る。又當時上州箕輪の城には、内藤大和守が居り、信州小諸の城には、武田典厩信豊が在城して居るから、吾妻に赴かれる路次も安全である。故に一時難を、我居城吾妻の岩櫃城に、避けられてはと進言した。大和も典厩も之に贊同し、勝頼も此を許容した。そこで昌幸は籠城の準備をして、勝頼を迎へる爲めに、急いで夫人以下の者を引連れて、甲府を立退いて、上州に歸つた。岩櫃までの路次は、眞武内傳に「眞田昌幸は内室其他を引連れて沼田へ退き玉ふ、小室の上草津街道に掛り玉ふ」とあれば、沓掛から淺間山麓を經て、大笹の方へ出たのであるが、途中隨分難儀して、漸く歸つたのである。

昌幸は岩櫃歸着後、城内を見立てゝ、勝頼を奉ずべき屋敷を構えたり、又當時沼田城の守將、矢澤薩摩守綱頼に命じ、役立つ浪人を召し抱へ、人數の不足無きやう、命ずるなど、籠城の準備に、夜を日に繼ぐ有樣であつた。

臼根之地四拾貫文所被二相殘一、其外者其方以二眼力一、各令二配當一、其地御番當時御用ニ被レ立候者共、可レ被二召集一者也、仍如レ件

天正十年壬午三月六日　　眞安
　　昌幸（花押）

矢薩
御宿所

（松代町矢澤賴道氏所藏）

其元被二指置一候牢人衆御扶持、御城米を以可レ被二相渡一候、就而我等領所之内、何方成共牢人衆被レ出、其他人數不足無レ之樣ニ可レ被二申付一候委細久助可レ申候　恐々謹言

三月六日　　眞安

矢薩　昌幸（花押）

（同　上）

（附記）　此文書中の久助は正村久助である。

小山田信茂滕頼に叛く

然るに、武田勝頼は武田譜代の臣なりとの理由で、郡内の小山田彌三郎信茂の言に從ひ、其居城岩殿山に難を避くることとなり、新府城を燒き拂つて立ち退き、郡内に赴かうとした。然るに小山田は逆心し、笹子峠に拒で、入れなかつた。爲方なく、勝頼は夫人北條氏及子信勝等と、田野の天目山に逃れたが、

武田氏亡ぶ

織田信忠信茂等を誅す

信長の將瀧川一益等の追撃に會ひ、其所で壯烈悲慘な最後を遂げ、武田氏は玆に滅亡した。天正十年三月十一日である。後織田信忠は、小山田信茂の所行を惡み、甲府の善光寺に於て、其老母妻子と共に處刑した。恰も平重盛が、主君源義朝を殺した長田忠致を誅したと、同一軌である。

武田の遺臣眞田氏に歸するもの多し

武田氏滅亡の際に、昌幸の義烈に感じ、武田家臣の中で、眞田の臣下となりしものが尠く無い。小山田壹岐守政誠、原監物、羽田筑後、板垣修理、内藤五郎左衛門、大熊五郎左衛門、瀨下若狹等の人々は、其れである。此際吾妻地方の武田衆は、悉く昌幸に屬いた。眞田の強を致した、原因の一つは玆に存する。

勝頼滅亡當時眞田昌幸と北條氏との關係

武田勝頼の亡ぶる時と前後して、眞田昌幸と小田原北條氏との間に、交通交渉があつた。昌幸は武田滅亡の、三月十一日以前に於て、當時小田原に屬して居た、上州勢多郡發崎城主、長尾入道憲景（長尾憲景は謙信の養子景虎と相續の爭をした時景虎の味方であつたから其後小田原に屬した）に書を送つて、北條の配下に屬し、忠勤を抽んでたいと、申送つたのである。其書面は何時頃出したか分明でないが、多分三月三日勝頼が新府城を落ちて、郡内に赴くやうになつた事を、知らなかつた時であつたと思ふ。其昌幸の書狀の赴は、鉢形城主北條氏邦まで通達され、其に依て北條氏邦は昌幸の所へ、「未だ申通じた事は無いが、一書を送る、發崎へ送つた、昌

幸の書狀を見たが、甲府の御仕合は、まことに是非ない事である。此以後氏直に忠信を盡すは、此時である、といふ意味の書狀を、三月十二日(卽ち武田滅亡の翌日)の日附で出して居る。

北條氏邦を昌幸に送り氏直に忠信を勸む

北條安房守氏邦密書

雖レ未二申通一候啓述候仍八崎長尾入道江兩度之御狀披見紙上之趣誠簡要至極存候今度甲府御仕合無二是非一候然に氏直各御譜代之筋目付而箕輪之各和田先忠被レ成候貴所江も自二箕輪一可レ有二意見一由候ツル間、如何ニモ最之段令二返答一候然處八崎江御狀共令二披見一候間此度申入候氏直江御忠信此時相極條恐々謹言

三月十二日　　安房守　氏邦(花押)

眞田殿

御宿所

(上田市腰原文書)

昌幸が北條に屬したいと申入れたのは、武田の家運も、最早救ふことの出來ないのを見拔いて、早く自家安泰の道を講じての事であるか、又當時北條氏は、景勝、景虎相續爭の時、武田勝頼は景勝を助けたので、武田と敵になり、織田に力を協せて、武田氏に對つた。けれども、武田氏が滅びた後、織田の爪牙は自分に向ふだらう位の事は、考慮して居たであらうし、あまり力にならぬことではあるが、兎に角氏政から見れば、勝頼は女婿である關係上、昌幸は此時、北條配下になることを申し込んで、岩櫃籠城の節、小田原が援助、若し其が叶はなければ、中立的態度に出て貰ひたい、要するに岩櫃籠城に有利な行動を執るやう北條氏を動かす手段としたのであらう。

第四節　昌幸織田氏に屬す

眞田昌幸が一德齋幸隆以來受けた武田氏の洪恩に報ゐんとて、折角計畫した岩櫃の籠城も水泡に歸し、主家武田氏は滅亡する、織田氏の勢は旭日の如くで、部將瀧川左近將監一益は上州廐橋に在城して、信州南東佐久小縣方面をも支配する事と成つたので、昌幸も遂に其節度を奉ずるに至つた。此時昌幸の持城沼田城は、越後上杉氏に對する重要な地點なるが故、一益は之を收めて其將瀧川儀太夫益俱を其城代として、之を守らせた。依て一時沼田城は眞田の手を離れたのである。

第五節　信長死後昌幸の動行

信長死後當初昌幸の劃策

然るに、同年六月二日、織田信長は其臣明智光秀の爲めに、京都本能寺に於て弑せられ、天下の形勢は逆睹し難い狀態となり、隨て關東方面の形勢も、亦異變あるは當然である。眞田昌幸は其異變に處するには、自己の勢力を扶殖强固にして置くことが尤も緊要なりと察し、同年六月十日には、眞田鄉に於て勢力ある、白山寺に寺領を寄進して、其心を攬り、十二日には、吾妻の地士恩田伊賀守が、向後昌幸に忠勤を勵む旨を、申出でたるに對し、其本領の還附を約し、先づ當座の堪忍分として、信州上條之內にて三十貫文、上州沼田方面にて、向發地の內六貫文の地を與へ、猶戰功次第、一ヶ所の地を出すを約した。

白山寺々領寄進恩田伊賀に知行を宛行ふ

四阿山守之役並天箱之屋敷壹間、白山爲二造營一令二寄附一之者也、仍如件

壬午六月十日　　昌幸（朱印）

寶藏院

（小縣郡山家神社文書）

向後可レ致レ勵忠勤ニ之旨候之間本領可ニ返進ニ之候先爲ニ堪忍分ニ信州上條之内三十貫文幷沼田向發知之内六貫文進レ之候尚依ニ忠節ニ一所可ニ渡進ニ之候　恐々謹言

天正十年壬午　　眞田　昌幸　朱印

六月十二日

恩田伊賀守殿

（恩田文書）

小縣方面の地士眞田昌幸を推して大將とす

かかる時、信州小縣方面の地士衆の代表の使者が、昌幸の居城上州岩櫃に來て、昌幸を自分等大將として、推戴したいと申入れた。此事の次第を、土塊鑑に據て記して見ると、「天正十年の四月、武田家の滅亡の後は、信州の諸將諸士或は誅せられ、或いは遠國に逃れ、隱れて在所に居る者とても水に離れた魚の如く、此後如何に成り行くかと、案じ煩つて、海き氷を踏む心地で、潜んで居つた處、六月に入つて、信長京都本能寺で生害との由を聞き、小縣佐久あたりに、隱れ潜んで居た地士衆が、六月十二日海野の白鳥明神の祭禮の折、神前に會合して、酒など飲み、踊り戲れ遊んだ後、集つた人々の話し合ふには、此世の中は近い内に、必ず大變が起る、其時こそ、吾々の身の安否の、極まる時である。然し其時に、諸衆を統率する大將が無ければ、衆議まち〳〵で、大事を成すことは六ケ敷い、けれども、今其大將たる人が無い、其故事の成功するまでの大將を、此内から選んで立てるがよい、といふ事になり、誰がよい、彼がよいなどと、云て居る時に、常田圖書常田出羽守の子が、自ら其れ位の間の大將ならば、誰でも同じ事だから、我を大將にして吳れと申出た、各々の者、之れに應じていふやう、望とあらば、其方を大將にしても宜しいが、其方のおとな何某は、日ごろ高慢な男である、若し御身が大將にでもなつたら、其男の高慢は、いやまし增長するだらうから、其方をば大將にすることは出來ぬとて常田を斥けた。然らば、鬮取で極めるか、入札選舉にするかなど、意見區々で、容易く決定しなかつた。其時、年取つた四五人の者の云ふやう、眞田安房守は、今上州岩櫃の城に居られる、此人は當地の領主であり、

常田圖書

且智勇才幹大將として、何不足の所は無い、故に此安房守に談合して、大將に成つて貰ふがよい、一座の人々異口同音、其は尤と贊同し、評議忽ち一決し、早速代表の使者を、岩櫃に立てたのである。」

昌幸戸石城に移る

昌幸は仕合よしと、其推戴を許諾して、請はるるままに信州小縣郡戸石の城に移つて、其等の人々と主從の約を結んだ。此は此當時の形勢から推し考へて、事實と思はれる。

鎌原宮内少輔重春

上州吾妻郡鎌原の豪族、鎌原宮内少輔重春は武田信玄に屬し、働の多かつた、中々偉い人であつた。

鎌原重春昌幸に出動を勸む

此重春は眞田昌幸が、岩櫃に居つた頃から、其臣下となり、天正十年三月昌幸が甲府から上州岩櫃に歸る途中、出でて之を迎へた事もあつた。此鎌原宮内少輔は本能寺の變後、關東の狀勢に變異あるべきを察し、眞田昌幸に書を送つて、早く吾妻利根の方面に出動して、經略の地歩を進むべきを勸めた。昌幸は返書を送て、御指圖に任せて出陣する、此度思ふ存分の仕合であつたならば、自分領分内で、一千貫の地を出すから、萬事の世話を賴み入ると申送つた。

瀧川一益西上の道筋

今般任二御指圖一、令二出陣一候之條、於レ如二存分一者、於二領分之内一、千貫文之所可二進置一之候、萬端御肝煎憑入候　恐々謹言

天正十年壬午六月十六日　　眞田昌幸（花押）

鎌原宮内少輔殿

（眞田文書集）

瀧川一益は六月七日京都の變報に接し、十九日小田原北條軍と武藏金窪原に戰つて敗れ、厩橋に退き、二十日主君信長の、弔合戰を爲さんとて、西上の途に就いた。

眞武内傳に「一益亡君爲二弔合戰一可二上洛一と議す、因レ茲上州諸將眞田領沼田へ送る、七月二十六日信州上田を通る、眞田も不變出向て木曾迄送ると云ふ」とあつて、一益西上の途次、上田を通つたとしてある

が、關八州古戰錄には「一益六月十九日戰敗れ旣橋に歸り廿日告別の宴を催し晨雞の聲と共に廿一日旣橋を立ち出で、松井田にて津田小平次、稻田九藏が勢一千余騎を召連れ、碓氷峠を越信州小諸に着馬道家彥五郎の所に一日逗留の間、關東の人質を差戻して、見送の人々に色代し、是より在々所々へ返さしめ、諏訪より木曾路を經て、七月朔日伊勢國の領分唐櫃島にこそ着にける」と記して居るが、此方が事實であらう。

昌幸沼田城を占領す

此時沼田城代であつた、瀧川益俱も引き上げたので、沼田は明城と成つた。當時岩櫃に居た眞田信綮（利根郡誌）は、早速此事を昌幸の許に注進した。昌幸は上州出陣中の弟信尹を遣はして沼田城を占領させ、矢澤薩摩守に此を守らせた。そして又此年六月、上州草津の豪士湯本三左右衞門尉に、土地を與へて、約束の如く吾妻城に赴き、堅固に守るべきを賴み入れて、早く北上州經略の地歩を進めた。

信長死後眞田昌幸の去就

昌幸上杉景勝に屬す

直談如レ申、早々吾妻着城堅固仕置任入候、仍龍善坊指置之地除レ之、西中條之地先々爲二堪忍分一進二置之一候　恐々謹言

壬午六月廿一日　　昌幸

湯本三左右（衍カ）衞門尉殿

（熊谷文書）

織田信長の死後、上州の瀧川一益も、川中島の森勝藏長可も、伊奈の毛利河內守秀賴も、小諸の道家彥八郎正榮も、皆追々に上洛し、甲斐の河尻肥後守秀隆は殺され、甲信兩國は、一時無主狀態の地となつた。此時に乘じて、上杉景勝は川中島に打入り、此地を押領した。眞田昌幸も勢を察して、之れに屬いた。昌幸が上杉景勝に屬した事の證據は、天正十三年七月十五日上杉景勝から、矢澤薩摩守綱賴に送つた書狀に據て明かである。然るに小田原の北條氏直は、六月瀧川一益の軍を擊破し、其勢に乘じて、信濃を略せんと欲し、七月上旬に大軍を率ゐて、碓氷峠を越えて、信濃に入つた。小分限の哀しさに、到底

其大勢力には敵すべきもなく、又前々の關係もあつたので、昌幸も室賀氏等と共に、北條方となつた。天正十年七月廿六日附で、眞田昌幸の將矢澤薩摩守に出した、北條陸奥守氏照奉の、北條氏直の證文に據つて證することが出來る。

北條氏直朱印狀

此度眞田依二忠信一證人指上候、神妙被二思召一候、仍信州奥郡川東於二井上之内一千貫文遣レ之候、彌抛二身命一可二走廻一旨被二仰出一狀如件

天正十年壬午　氏直朱印

七月廿六日　　陸奥守　奉之

矢澤殿

北條氏直矢澤薩摩守に千貫文の地を宛行を約す

（矢澤文書）

氏直川中島に進出す

氏直は、上杉の手より、川中島の地を奪ひ取らうと、川中島迄進出した。關八州古戰錄に據ると、北條軍八萬五千、上杉軍八千餘、雨宮渡を隔てゝ、對陣數日に及んだ、眞田安房守、小幡上總介等は、氏直に味方は客戰、然かも大軍なれば、徒に對陣して居るのは、軍衆の疲れ軍糧の費、味方の爲めにならぬ、依て速かに此方から、一戰仕懸けるが宜いと說き勸めた。氏直は之に答へて云ふやう、景勝なぞは踏潰さうと思へば、何時でも出來る、故に彼をば捨て置いて、是れより甲駿二州を切取ることを、先に爲やうとて、我より先づ發して、敵を擊つ策を容れなかつた。依て昌幸等は、甲州方面は德川が逸早く人を遣はして、地下の侍衆を召出し本領安堵の書付證文を與へ、甲州を其手に入れやうと、手遣ひ專なりと聞いて居る、若し最初から、甲駿二州を手に入れんとの考ならば、上州表から直ぐに、甲府へ押し入つたなら、早速の利運となつただらう、川中島まで軍を進められたのは、無益の行動であつた旨を述べたが、氏直は德川家康を左程の强敵とも思はず、昌幸等の進言を用ゐないで、川中島の陣を引き拂つて、佐久を通つて甲州に進入することにした、とある。

氏直昌幸等の進言を用ゐず

佐久小縣方面で、早く德川家康に屬いたのは、武田の臣下としても、立派な行動をとつた、依田信蕃であつた。

此依田信蕃は、天正十年武田氏滅亡の當時、駿州甲中城を守つて居た。德川家康は大久保忠世を、信蕃の許に遣はして、勝賴沒落の事を告げて、開城をすゝめさせた。其時信蕃、之れに答へて云ふ、我はたゞ、此城を堅固に守るの外は何事も知らぬと、開城の勸告を拒絕した。家康は穴山梅雪に書を遣はして、信蕃に諭させた、信蕃は穴山の書を見て、遂に城を大久保忠世に致して、甲州に歸らうとした。此時家康は我が味方になるやうに說すゝめたが、信蕃は、「我は未だ主君の存亡を、確めもしない、其時に、何んとして自分一身の計を爲さう」、といふて家康の勸めを斥けた。信長死するに及び、大久保忠世は、若し信濃を經略しやうと思ふならば、宜しく依田信蕃の如き義烈の士を、信濃の故地に復歸させて、其地方を略定させるがよいと、家康に進言した。家康は此議を尤として、信蕃を佐久の春日に歸らせて、活動させることゝなつた。

眞田昌幸北條氏を去て德川氏に屬す

第六節　昌幸德川氏に屬す

依田信蕃の斡旋

信蕃は武田に盡せる如き奉公心を以て、家康に忠勤を勵んだ。家康が佐久小縣方面を、其手に入れることの出來たのは勿論、北條氏直の勢を殺いで、甲斐侵入を中止させるやうにしたのも、此人の力が大に與つて居るのである。信蕃は德川の勢力を、小縣方面まで伸ばすには、眞田昌幸を味方に屬せしむるにあらざれば不可能なるを察し、眞田を德川に屬せしむるに盡力した、芦田記に

天正十年壬午秋より依田右衛門佐計策を以て眞田安房守引付申候此儀信州にて眞田安房守大名と申殊先年の時分武田信玄公使番其節は眞田喜兵衛武邊の行をも見聞申候儀に御座候故右衛門佐も其所を存寄眞田をさへ味方に付候へ、殘侍共手にたつ義にて無御座候間其所を存先眞田方へ午の秋津金寺と申

出家を遣し眞田對面具に右衛門佐方へ返事御座候就其二度目ニ依田十郎右衛門と申者を眞田へ遣はし彌和談ニ仕三度目に眞田安房守自身芦田小屋之麓まで參候右衛門佐も芦田小屋より罷出眞田ニ對面仕直々良久敷談合御座候其時右衛門佐申樣家康樣へ深く存寄候ハヾ起請文を以申上可然と好被申候へば眞田尤と同心仕候則證文を上申候此時眞田望ニ乍恐家康樣御起請文申請度由申ニ付右衛門佐方より眞田上申候起請文を乍持新府へ使を越眞田望之段を申上候處家康樣殊之外御滿足被レ爲レ成家康樣の御起請文を眞田へ被レ下候是を持右之使新府より罷歸候、扨右衛門佐手前之起請文をも相添、眞田方へ爲レ持遣申候眞田別而忝奉レ存候而御起請文頂戴再三拜見仕由申候、其後眞田ニ一郡可レ被レ下御約束にて御座候つる由承及候

眞田隱岐守の斡旋

此芦田記に據ると、眞田昌幸が德川に屬するに至つたのは、一に皆依田信蕃の力の如くなるが、昌幸が家康に屬くまでには、他に大に盡力した者がある。其は昌幸の弟加津野隱岐守（後の眞田隱岐守信尹）で、加津野が眞田德川兩家の間に立つて、斡旋盡力した事は家康から加津野に送つた書狀の中に「此節房州被レ對ニ當方へ一遂ニ一味一可レ有ニ御忠信一旨預ニ使札一候萬事其方取成故如レ此落着候」とあり、又柴田七九郎康忠から、加津野に送つた書面に「今度貴殿以ニ御才覺一眞安被レ對ニ家康ニ可レ有ニ御一味一旨蒙レ仰候無類之御忠信候」とあるのが何よりの確證である。

急度以ニ使者一令レ申候、仍今刻房州當方御一味之事、万々其方御才覺故候、彌別而御入魂可レ爲ニ快悦一候、然者ニ爲ニ音信一金子五十兩進覽候、表ニ一帋一計候、猶以委細杉浦宗左衛門可レ申候、恐々謹言

九月廿八日　　御書御判

加津野隱岐守殿

此節房州被レ對ニ當方へ一被レ遂ニ一味一、可レ有ニ御忠信一旨預ニ使札一候、萬事其方御取成故如レ此落着候、眞以祝着此事候、彌以來之儀無ニ御入魂可レ爲ニ本望一候、將亦氏直於ニ手切之働之儀一、依田、曾根各被ニ

相談ニ、可レ然様任入候、委曲相含ニ使者口上ニ候、恐々謹言

九月廿八日　　御書御判

加津野隱岐守殿

御懇札忝次第候、内々從ニ此方ニ可ニ申入ニ候處、相互御隱密之儀候間無ニ其儀ニ候、然者今度貴殿以ニ御才覺ニ、眞安被レ對ニ家康ニ、可レ有ニ御一味ニ旨蒙レ仰候、無類之御忠信候、家康之義ハ不レ及レ申、於ニ各々ニ大慶不可レ過レ之候、彌其元如何計御肝煎御手切之行專一ニ候、如何様いる(格)諸餘可ニ申述ニ候、猶向後相當之御用等聊疎略不レ可レ存候、恐々謹言

十月十日　　柴七　康忠書判

加隱御報

（大日本史料所載）

昌幸家康に身上の保證を求む

昌幸は北條氏直の大器に非ざるを察し、自らの計をなす覺悟の時であつたので、依田や加津野の勸說に從つて、德川に屬くことになつた。家康は、依田信蕃か或は加津埜隱岐守かの手を通じて、眞田昌幸が味方になると申込んだ事を非常に喜んで、昌幸が德川に屬する上は、自分身の上の安全を保證する家康の誓書を得たいと望んだ時、快く諾つて證文を與へ眞田を我に屬せしめた。時は天正十年九月廿八日である。そして眞田に向て、北條と手切をなし、德川に忠勤を勵む證とも、見るべき働を望んだ。此當時、北條氏直は、佐久を通つて、甲州に進入せんとして、甲州境邊で家康の軍と對陣して居た時であつた。故に昌幸は依田信蕃と謀り、兵を碓氷峠に出して北條軍の糧道を絕つた。北條氏直は大軍を擁し乍ら、家康の軍に對して、施す術もなき狀態なりし折、今又糧道を絕たれたので、大に苦境に陷り、遂に屈して、和議を申込んだのである。

北條手切れ昌幸の働

氏直は家康との對陣が、形勢不利に陷つた故、十月廿九日叔父北條美濃守氏規をして、家康に和睦を申込ませ上州沼田の地を以て、甲州都留郡及信州佐久郡の地と易へ、甲信兩國は、家康に任かせ、上州

北條德川和睦

眞田昌幸上州の豪士を賞す

は氏直之を領す、又家康の女を以て、氏直に配す。（此條は三十日に約す）（家忠日記增補）

といふ條件で和睦が成立し、北條軍は若神子の陣を、引拂つて歸國した。眞田昌幸は、既に北條氏の恐るゝに足らざるを知り、再び上州方面に手を伸ばし、此年十月三日には、山口掃部助の年來の忠勤を賞して、玉泉寺に於て所領を與へ、同月十四日には湯本三郎右衞門の忠節を褒し、信州に於て所領を加增し、又上州の地士等の所領を安堵せしめ、湯本の命に從て働くべきを命じ、同月十四日には三郎右衞門に加增の地を與へて羽毛在城を命ずる等、經略怠る所無かつた。左記の文書は之を證するものである。

年來奉公候之間玉泉寺之内二貫文之所出置候、一貫四百文は改の上丸山土佐所可二受取一者也仍如件

天正十壬午十月三日　　昌幸（朱印）

山口掃部助殿

今度有二吾妻一別而被レ勤二奉公忠節一候條、海野若狹守分之内五拾貫、川中島之内寺尾分並須田領之内五百貫右如レ此進置候、猶依二戰功一所可二相渡一候　恐々謹言

天正十年壬午十月十三日　　昌幸（花押）

湯本三郎右衞門殿

（熊谷文書）

年來抱來候知行屋敷以下如二前々一可二出置一候間、萬端三郎右衞門尉請二指圖一可二走廻一候、猶重恩之事者、羽尾改之上、何にも相當に可二出置一候條、伊勢山へ令二參上一可レ致二訴訟一者也仍如件

天正十年壬午十月十三日　　昌幸（花押）

喜右衞門尉

四郎左衞門尉

大　藏
彌七郎
勘解由
縫殿助
助右衛門尉
又　六
與三右衛門尉
與左衛門尉
與二郎
新五郎
七郎左衛門尉

以　上　（熊谷文書）

定

羽尾在城申付候上者、今度鎌原方西窪出置候、重恩之所者、向後羽尾城普請可レ被二申付一者也、仍如件

天正十年壬午
十月十四日　　昌幸（朱印）

湯本殿　（熊谷文書）

天正十年には上杉景勝の勢力が小縣郡に迄及んで居た事は、次の文書に據て知ることが出來る。

任二望之旨一鹽田郷之内下郷中野本郷三ヶ村之内上務千五百貫之所出置者也仍如件

塩田郷の地を麾下の將に宛行ふ

天正十年七月廿四日　　景勝

小田切四郎太郎殿

近年被レ抱來一知行之儀者不レ及レ申、其上忠信之旨爲二新知一洗馬曲尾出置之候、如何樣之者横合候共不レ可レ有二相違一者也仍如件

景勝小縣洗馬曲尾の地を麾下の將に宛行ふ

天正十年七月廿五日　　景勝

西條治部少輔殿

同上

從最前忠信就中今般兩度抽二忠勤一事感悦之間、鬼無里之内五百貫文、鹽田別所千貫文大草孫左衛門知行五百貫文出置之候彌可レ勵二忠功一者也仍如件

天正十年八月三日　　景勝

香坂能登守殿

同上

任望之旨鹽田郷之内前田村之内上務三百貫文出置者也仍如件

天正十年七月廿四日　　景勝朱印

春日狩野介殿

（大日本史料　歷代古案）

此年七月上旬北條氏直大軍を率ひて信濃に入り、禰津、眞田、室賀等の諸將、曩に上杉景勝に屬せしが、變じて北條氏に屬するに至つた。然るに氏直川中島に進出せしも、何等爲す所無く軍を引揚げて、佐久方面に趣いたので、景勝は直に小縣郡に其勢を伸ばした結果、此の如き證文を出したのである。此形勢より推す時は、昌幸が德川に屬せんと思ひ立つたのは、將來の見込ある家康の力に賴て、上杉の勢を抑えんとしたのかと考へられる。天正十年十月廿二日、北條氏直より禰津宮内大輔に送つた書狀に據ると、眞田昌幸は十九日禰津に出動したが、志を得る事は出來なかつた、又此書狀の趣より考へると、室

賀在城の室賀山城守信俊も、北條方であつたと見える。此際禰津は女中達を上州松井田に移して、大に北條方の爲めに盡さんとしたので、北條氏は十月廿五日附で、書面を與へて之を激勵した。丸子城主丸子三右衞門尉も眞田方では無つたので、翌天正十一年正月、昌幸は丸子方面に出働して、戰を交へた程であつた。故に天正十年の頃には、昌幸の勢力は小縣方面には未だ伸長しなかつた。天正十年の秋諏訪の神長官より御玉會の御守を贈り諏訪明神々領寄進之事を申込まれしに對し「如御存知當郡之儀境故悉妨所之儀候之間當年之事者申付候儀一切難叶候」と返事したのは此の如き形勢であつたからであらう。

天正十年の比、昌幸の勢力未だ小縣郡内に伸ぶるに至らず

此史料文書は左に記載する。

眞田及二手切一去十九向二其在所一相動處、留守衆堅固之防戰故、敵指行不二致得一之由從二小諸一注進候、彌堅固之備致レ之樣可レ被二申越一候、猶以敵動之樣子節々注進候樣可レ被二申越一候、室賀如二注進一者一切無レ衆奥郡之者不二相調一由候、然上敗北不レ可レ有レ程候　恐々謹言

十月二十二日　　氏直（花押）

禰津宮内大輔殿

（禰津文書）

此度眞田就二逆心一無二二可レ被レ抽二忠信一由感悦候、依於二海野領之内一四千貫文進置候彌可レ被二相稼一事專一候依如件

（注意朱印は同じ大さ）

壬午
十月廿五日

安房守奉之

禰津宮内大輔殿

（禰津文書）

其方女中方松井田へ被二移置一無二可レ有二忠信一由本望候彼堪忍分之儀尤可二進置一候依如件

天正十年壬午十月廿五日　　安房守奉之

禰津宮内大輔殿

（禰津文書）



（依田村飯島文書）

今度向二に丸子一及レ行候之處、河南之者共出備候處二遂二防戰一頭二ツ被レ討之候條戰功無二比類一候向後彌可二相稼一事肝要候也者仍如件

天正十一年癸未正月廿九日　　昌幸（花押）

飯島市之亟殿

今度向二丸子及レ行候所、河南の者共出備候處、遂二防戰一、頭壹ツ被レ討之條、戰功無二比類一候、向後彌可二相稼一儀肝要候者也、仍如件

天正十一年癸未正月廿九日　　昌幸（花押）

宮下善七郎殿

（峰村文書）

眞田安房守昌幸書狀

預レ示候快然之至候如二御札之一其以來者不二申通一候相應之子細可レ蒙レ仰候仍於二御神前一有二御祈念一御玉會守被レ懸二御意一候奉二頂戴一候隨而於二當郡一明神

へ寄進之地蒙レ仰候如二御存知一當郡之儀境故悉妨所之儀候之間當年之事者申付候儀一切難レ叶候如何樣來春其落着談合可レ申候何篇神慮之儀候條不レ可レ存二無沙汰一候委曲從二常出所一可レ申候　恐々謹言

十一月十日　　眞安
昌幸（花押）

神長官殿
御報

（守矢文書）

（附註）常出は常田出羽守の事である。

小縣の諸豪德川に屬す

禰津氏德川に屬す

然るに、北條氏が德川氏に和睦の議を申し入れて、屈辱的の條件で、講和成立した後は、佐久郡は概ね德川の手に歸し、其勢は漸次小縣方面にまで、伸びんとする狀況となつた。依て天正十一年の七月には、禰津宮內大輔も、德川の家臣松平（大須賀）五郎左衛門に賴て、家康に屬するに至つた。此を證するため、左の文書を記して置く

松平五郎左衛門かたへの御狀則令二披見一候被レ對二當方一可レ被レ抽二御忠信一之旨祝着之至候、然者御身上之事聊不レ可レ存二疎意一候、近日其表令二出張一萬端可二申談一候、尙酒井左衛門可レ申候恐々謹言

七月十四日　　家康　花押

禰津宮內大輔殿

此書狀の七月十四日を天正十一年と推定したのは、禰津文書天正十年十月廿五日のものに據り、禰津宮內大輔は天正十年には、十月廿五日頃迄は、北條氏の節度を奉じたる者と斷すべきを以ての故である。

室賀、丸子等德川に屬し或は眞田に歸す

室賀山城守信俊も、其弟屋代勝永（室賀秀正）が、天正十一年三月酒井忠次に就いて、德川氏に屬したので、其頃德川氏に屬したものと思はれる。寬政重修諸家譜。

丸子氏は「三左衞門甲州馬場美濃守信春聲にて加津野隱岐守信昇とは相聲也、此好身を以て、色々にすかし被ㇾ申房州公旗下とす」と、眞武內傳追加にある如く、多分眞田昌幸が丸子に働らいた後、間もなく眞田に屬したものであらう。

かくて、天正十一年の春頃より、小縣に於ける昌幸の勢力も大に伸張し、左記のやうな、證文を出すことが、出來るやうに成つた。

昌幸の勢力武石塩河長瀨方面に及ぶ

一三十貫文　　諏訪部之內　一拾貫文　武石之內
一拾貫文　　長瀨鹽河之內
右如ㇾ此寄附候　向後彌於ニ御神前一御祈念憑入候　恐々謹言

天正十一癸未三月八日　　眞田　昌幸　朱印

廣田

（附註）此廣田は廣田筑後のことで、伊勢御師である。

北條氏邦沼田城を攻む

北條德川兩家和睦の後、其年の十月北條氏は、上州沼田を其掌中に收めんと欲し、武州鉢形城主北條氏邦は、兵五千を率ゐて沼田表に出張したが、沼田の守將矢澤綱頼の堅固な防戰の爲めに、其志を得ること能はずして、軍を班した利根郡誌。

昌幸上州方面を警戒す

眞田昌幸は天正十一年に至り、小縣方面は漸く意を安んずるを得るに至つたので、意を上州方面に注ぎ、此年六月十七日、沼田城代矢澤綱頼に、在城給として武百貫文の地を與ふるを約し、「先づ臼根（臼根は沼田近くに在り）に於て、百貫文を出し、地所改めの上、殘百貫文を渡す旨の證文を與へて、愈々堅固の城守を命じ、翌十二年正月には、長井主稅、高橋右馬允等が、白井衆を討ち取りたる功を賞して、所領を宛行ひ以て其心を攬り、大に北條氏の來攻に、備ふる所があつた。

定

沼田在城申付候間、爲二城領一二百貫文進レ之候、先臼根之地百貫文相渡候、其外之所令二糺明一、急度可レ進レ之候　恐々謹言

天正十一癸未六月十七日　　安房守
昌幸（花押）

矢澤薩摩守殿

（矢澤文書）

其方以二計策一、白井衆谷中へ引入悉討取之條、誠二忠節之至無二比類一候因レ茲本間右衛門拘二十貫文出置候、猶依二戰功一可レ令二重恩一候者也仍如件

申正月十九日　　昌幸（花押）

長井主稅殿

追而、本間爲二後家分一、壹貫文之所可二差置一候

（眞武內傳）

其方以二計策一白井衆谷中へ引入悉討捕候條、忠節之至無二比類一候、因レ茲戶鹿野之內五貫文之所出置者也

天正十二年申正月廿九日　　昌幸（花押）

高橋右馬允殿

（加澤平次左衛門覺書）

第二紀　自上田築城至廢藩置縣

第一篇　上田築城以後藩政初期迄の上田

第一章　上田築城以前の眞田氏居城

第一節　松ノ尾ノ城

松ノ尾城

原郷屋敷

眞田氏の要害は、眞田郷角間なる、山背の地を利用して、構築され其山麓平地に屋敷が有つた。此屋敷と、山の要害とは、眞田幸隆以前よりの、眞田氏の築いたものと考へられる。

眞田幸隆村上義清の鋭鋒を避け、一度上州箕輪城主長野業正に倚頼せしも、後武田晴信の招に應じて之に仕へ、其力に依て、舊領眞田に復歸せし後、此地に築いたのが、松の尾の城と呼ばるる山城で、今眞田の城山と呼ばれて居る。屋敷は此城近くの、甲石に在つた土塊鑑。此城が築かれた後は、角間の山城は、詰の城と成つたのであらう。幸隆在世の頃、其長男信綱の屋敷は、原之郷敷（今眞田御屋敷と稱す）に在り、要害は其近くなる、天白山城であつた。

眞田松ノ尾城（丸本はるあ立木に上頂）



天正三年五月、信綱、昌輝共に長篠に戰死し、弟昌幸は武藤家より眞田に復姓して、眞田家を相續し、武田勝頼の爲めに、北上州方面の經略に當つたので、上州吾妻郡岩櫃城を其居城とした時もあつた。其後利根郡の沼田城を占領し、其臣矢澤薩摩守に此を守しめて、此方面は稍意を安ずるを得たのである。

第二節　戸石城

天正十年織田氏の滅亡の後、小縣の地士に迎へられて、信州小縣伊勢山の戸石城に移つた。此戸石城は、村上義清が小縣方面の鎭として、築いたもので、形勝の地であり、且本據眞田鄕にも、程遠からぬこと故、此時に至る迄に、既に眞田氏の爲めに、或る程度まで、利用されて居たのではないかと想はれる。天正十年十月中旬頃、眞田昌幸が此城に居つた事は、天正十年十月十三日昌幸が湯本三郎右衞門所屬の上州地士等に與へた證文

年來抱來候　知行屋敷以下　如二
前々一可二出置一候間萬端三郎
右衞門尉請二指圖一可二走廻一候

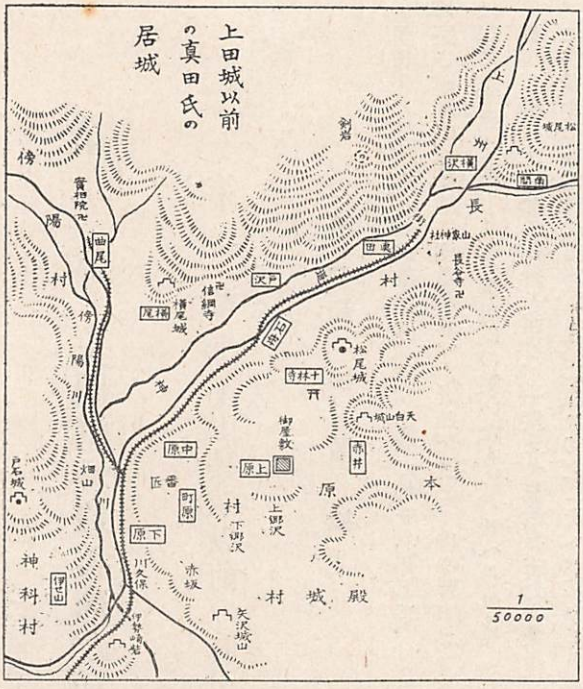

上田城以前の眞田氏の居城

伊勢山は戸石城なり

猶重恩之事者羽尾改之上何にも相當に可二出置一候條、伊勢山へ令二參上一可レ致二訴訟一者也仍如件

に依て、知ることが出來る。而して此に伊勢山と云ふのは、伊勢山村の戸石城を指すのである。

第二章　上田築城、城下町の形成

第一節　上田築城

上田築城

天正十年九月眞田昌幸は德川家康に屬し、又小縣の豪族禰津、室賀、丸子等も、翌天正十一年には、悉く德川氏に屬するに至りしかば、昌幸は小縣中央の地に、一城を築かんことを家康に乞ふた、家康は之を許し、且四隣の豪族に其助成を命じた。於是昌幸は、千曲川の斷崖を險阻に利用し、此に一城を築き、翌天正十二年に竣工した。上田城が其である。此城南方千曲川尼ケ淵に臨むが故に又一名尼ケ淵城とも稱した。又松尾城、伊勢崎城などとも稱するのは、前の居城に因めるのであらう。

上田城一名尼ケ淵城

先年上田史談會に於て講演のため、三上參次博士來田せられし時、序を以て山家神社參詣に出懸けられた。其節編者はお伴して途中、眞田氏の居城は始め眞田、次に伊勢山戸石城次に上田と移つたが、其勢力の伸張につれ、段々廣い處に出た事に成つて居るとお話した處、博士は、其は恰も德川氏の其と軌を同くして居ると、愉快に談られたことがあつた。

上田築城に關する諸說

此の如き末廣の眞田氏に依て、其基を肇められたと云ふ貴い歷史を有つ我上田市の人士は、其昔を回想して以て其發展を念とし、勇猛心を振起して凡ての事に當るべきではなからうか。

上田傳來記に「古老の物語に曰川中島合戰の後、信州一圓信玄公の御手に入、依之眞田一德齋幸隆約

諾の如く、舊領を玉はる、此時に本より構たる地形を改め、永祿元年繩張の普請始り、夫より、から堀を構へて其土を以て土手を築き、或は外堀を堀、其土を以て所々の地形をなほし、屋敷曲輪を構、城下を立べき由也、一說に城普請始しより、十二年の內に漸出來しといへり」とあり、上田古老談、亦此說を承けて居る。

又科縣海眞戰事實錄には「永祿戊午元年中常田に一城を築城郭を構へ是に引越、眞田家爲二本城一上田城と號す、川中島爲二藩屏一方方御要害」とあつて上田築城を永祿元年となして居る。

上田築城は天正十一年

成澤寬經は其著「百合さざめごと」の中に「上田城創建之事、或永祿元年山本勘助繩張、或は天文年中一德齋居城を上田に移し、眞田源太左衞門繩張といひ、或は天正十四年安房守繩張といふ、皆取るべからず。一故家秘錄に「天正十一年癸未歲眞田安房守昌幸侯繩張あつて、同十二年町割夫々沙汰有て、成就す」と此說尤以可レ證、高野蓮華定院古文書に、天正八年庚辰三月九日眞田房州侯證書あり、其文に曰く

眞田鄕之貴賤於高野山宿坊之儀如二前々一可レ爲二貴院一候　恐々敬白

天正八年庚辰三月九日　　昌幸（花押）

とありて、之に依て天文永祿に上田に居城せられたらんには、此時眞田一鄕をさざるべきや、當時眞田鄕に閑居せられたる言を待たずして知るべし」と述べて居る、如何にも尤な說と首肯かれる。

眞田築構の上田城の位置

上田城の位置

天正十一年眞田安房守昌幸が築構した上田城の位置は、今の上田城阯本丸が昌幸築城當時の本丸で、あり、二ノ丸の位置も亦ほぼ同一と信ずる。仙石忠政築城疊書。

今捨曲輪と呼ばるゝ、尤西端の一部は、特別な防禦設備堀櫓など構へることなく、捨郭と爲したのであつて、眞田古城を廢捨したのでは無い。

捨曲輪

築城は天正十一年八月二十四日に着手し、其時は昌幸自身鋤を執り、家臣等一同百姓等と共に、鍬鋤を持て働いた。そして建築材料は、眉見林より伐り出し、作事の大工は、松本より雇ひ來たりしとの說がある。猶築城當初は、大手は北方に在り、天正十九年に、東方に大手を開いたとの說あるも、未だ之に就ての據るべき史料を見ない。

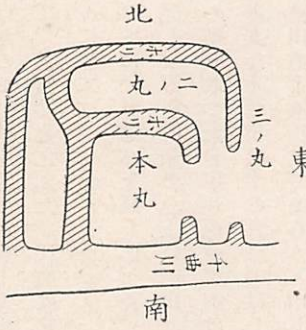

昌幸の築いた城地圖の、正確にして疑ふ餘地の無い、といふのはまだ見ることが出來ない。河原綱德の眞田家御事蹟稿所載のものに據ると、上圖の如く簡單な構であつた。

第二節　城下町の形成

城下町の形成

眞田昌幸は上田築城後、眞田氏舊緣の地なる、海野鄕及原之鄕の居民を招致して、地子を免じ、城外の地に居住せしめ、城下町を形成した。其海野鄕（太平寺村より移住せる者多し）よりの移住者の集れるを海野町と稱し、原鄕よりの移住者の集れるを原町と稱した。此後海野鄕をば、本海野原鄕をば元原（寛永三年に上中下の三に分る）と稱し、此移住の本末を、明かにしたのである。

天正十三の上田合戰の市街戰

此城下町形成の年所は、明確には知り難いが、築城後間も無く出來たものなる事は、天正十三年上田合戰の際に、市街戰が有つたのに見て、察することが出來るのである。後海野鄕海善寺村より、鍛冶を業とせる者、移住して鍛冶町を成し（海善寺に字鍛冶屋敷あり、又海野鄕の染工來り住せる者、紺屋町を成した）と云ひ傳へて居る。（鍛冶町口上書、小縣郡年表問屋日記、藩政時代の町勢史參照を望む）。

第三章　上田合戰

第一節　眞田昌幸德川家康の要求を峻拒す

上田合戰

小牧の戰の當時家康北條氏に求援

氏直約束の履行を家康に促す

家康昌幸に沼田を北條氏に渡すべきを要求す

昌幸家康の要求を拒絶す

小田原の北條氏は、德川氏と講和の後、北上州沼田方面を、其手に收めんとせしが、眞田の頑強のために、其志を達するを得なかつた。然るに天正十二年織田信雄は豊臣秀吉と隙を生じ、德川家康は信雄を援けたので、德川豊臣二家干戈相見ゆるに至り、尾張の對陣となつた。此時家康は、使を小田原に遣はして、其援助を乞ふた。氏直は之に對し、眞田の領有せる上州の地を、速かに當方に相渡すやう取計はるゝに於ては、援軍をも差送るべしと答へ、家康も其を取計ふべしと約諾したが、考へる所があつて、早速には其運びを爲なかつた。天正十三年の春、氏直は再び使を家康の許に送つて、去年の約束履行を促し、眞田所領の北上州沼田の地のみにても、北條氏に渡すやう取計らはれたい、さすれば、北條氏規の切り取つた、甲州都留郡内は、德川氏に渡すであらう、と申入れた。家康は此旨を了承して、使を上田表なる眞田昌幸の許に遣はして、沼田の地を北條家に引渡されたい、其沼田の替地は、明所出來次第德川方より出すであらうと申し送つた。所領の替地も明確に示さないで、兎も角先づ引渡せといふやうな無法な要求を、家康が敢てしたのは、蓋し去年尾州長久手に於て、秀吉の軍を擊破し、意氣大に昂れる際で、眞田を輕視して居たからであらう。

昌幸は家臣を集めて、家康からの要求に就き、其の意見を尋ねた。家臣等の意見は、當時德川の武威は甚だ強盛である。故に此際は先づ先方の申し入れに從つて、沼田を北條に渡し、其代地を獲るのが、

眞田家安泰の道であらうといふのであつた。昌幸聞き了り、再び曰く、若し此方にて先の要求通り沼田を北條に渡した後、家康が其代地を出さずして、猶其上、當上田をも渡すべしと申し來たらば、如何に爲すべきと、家臣等は異口同音に、萬一此の如き理不盡の事あるに於ては、吾々皆一命を抛て、城を枕に討死の覺悟で之に當ると陳述した。昌幸聞き了つて、各方の心底、詢に感謝に堪へない、今沼田を引渡して、小身に成つた後に、昌幸に給はる一命を、沼田を渡さない只今申し受けたい、何ぞの道、家康とは手切れの上、敵と成る事と思ふ。故に寧ろまだ沼田を渡さない內に、手切れをするに若くはなしと申聞かせた處、家臣等も如何にも尤と贊同した。依て愈家康氏直を敵として向にまはす事となり、直に使者を以て、自分事は先年より德川に屬して、隨分粉骨碎身働いた、其力に依て、信州は德川の手に入つたのである。先年德川方に屬した時、大祿を宛行はるゝ約束であつたのに、只今に至るまで其沙汰が無い。然るに此度、自分所領の沼田の地を他家へ引渡せといふ、甚だ心得難い事である。抑此沼田の地は、德川から與へられた所でもなく、又北條から取つた所でも無い、全く自分の才覺腕先で、獲得した所である。故に此地を手放すことは相成らぬ、ときつぱり家康の要求を拒絕し、同時に先年家康より昌幸に送つた、家康居判の證文を、大久保七郎右衞門忠世の所まで突き返した。昌幸は家康に向て右の如く返答すると同時に、一方越後上杉景勝に向て、先年貴國の幕下に屬き、中比志を變じたのは、まことに短慮の所爲と後悔する、願くは其罪を宥免して貰ひたい、只今沼田の事に就て、家康と鋒楯に及ぶことゝ成つた、伏して願ふ所は、貴國の勢をかりて、此危急を免れ家運を開きたいと思ふ。若し此趣を許容されて、援助を與へらるるに於ては、愚息源二郎に軍兵を添へ、春日山に遣はして、外衞の勤仕に當らせるといふ意味を、須田、島津等に賴て、申し込んだ。

昌幸家康の證文を突返す

昌幸上杉景勝に援助を乞ふ

此時沼田城代矢澤薩摩守からも、景勝に眞田援助の儀を申し入れた。此は七月十五日附で上杉景勝が矢澤薩摩守に宛てた書狀で證することが出來る。

景勝書を矢澤薩摩守に送り上田援助を諾す

雖レ未レ能二書面一馳二一翰一候、其地在城大儀無二是非一候仍而眞田安房守去年屬二當方一不レ經レ日相隔候之條、如何樣之存分候哉不審千万二候、然者北條安房守所より及二使者一候之處、彼返答始中終之心底、旣二慥二聞屆無レ據候、向後之儀無二猶豫一於二入魂一者、毛頭不レ可レ有二別儀一候、此等之旨能々相達尤候、尙使者可レ有二口上一候恐々謹言

七月十五日　　景勝判

矢澤薩摩守殿

（矢澤文書）

景勝襟度大なり

上杉景勝は、昌幸の反覆を悪んで居たが、今の時世は、危い時には手寄つたり降參したりして、家廟を保つのは常の事で、往事は咎むるに及ばない、眞田に於て、向後猶豫なく入魂ならば、援助を與ふべし、とて昌幸の乞を許諾した。

德川實記は、眞田昌幸豐臣秀吉に賴り、其力にて上杉景勝を動かし、援兵を上田表に出さしめたりと爲すも之れは間違であると思ふ。

家康眞田討伐の軍を發す、惣勢八千

德川家康は、昌幸が其命を拒んだので、愈々上田表に向て、眞田討滅の軍を出すに決し、大久保忠世其弟平助忠教、鳥居彦右衛門元忠、柴田七九郎康忠、岡部彌次郎長盛、菅沼小大膳直重、平岩主計頭親吉、保科彈正忠、屋代越中守勝永、諏訪賴忠、依田源七郎、同肥前守信守、三枝土佐守、其他知久、遠山、大草、等、參河勢信州先方勢合せて八千（德川實記、關八州古戰錄）を以て八月末上田表へ押し寄せた。

依田信守等矢澤城を攻め矢澤三十郎の爲めに擊退さる

佐久の依田源七郎、同肥前守等は先き懸して、德川に忠勤を抽んぜんものと、兵約千五百程を率ゐて、上田表に出動し眞田の持城矢澤城を攻擊した。城將矢澤三十郎は、父薩摩守にも劣らぬ驍勇の士であつた、僅か八百許の手兵を勵まして防戰し、奮擊して遂に之を退却させた。

昌幸は上田城以外の城々、即ち矢澤の城には、矢澤三十郎。丸子の城には丸子三左衛門。戶石の城には、嫡男源三郎信幸。古城の森には、次男源二郎信繁を籠め置き、城の防備としては、先づ敵の攻め寄す

べき町の中に、千鳥掛の木柵を結び、二ノ丸の門櫓には、大木を釣り上げ置き、本丸には屈強の精兵を籠め置き、自ら手兵を率ゐて、敵の動靜を偵察する爲めに尾野山まで出張した。

第二節　德川軍の來攻

德川軍來り攻む

閏八月二日の激戰

眞田軍二ノ丸内に退く

德川軍は佐久の方面より進み來り、千曲川を渡て、其右岸に出で、國分寺を經て上田に向つた。閏八月二日源三郎信幸は、父昌幸の策に由り、高槻備中、常田圖書等を隨へて、神川に出動して之を防ぎ、弱きを示して且つ戰ひ且退き、敵を城下の方へ誘き寄せた。其策に陷つた敵軍は勢よく追ひ縋けた。信幸等は城下に退くや、案内知つた小路の内に影を隱した。德川勢は直に進んで大手の門に押し寄せ、門を閉ざす隙もあらせず門内に攻め込んだ。眞田守兵は防ぎ兼ねて、二ノ丸内に引き退いた。敵は二ノ丸まで押し寄せたが、濠深くして容易く乘り入ること叶はないで、門ぎはに附いて、門を押し破らうと揉み合つた。其時城兵は兼ねて用意の大木を切て落した。門に附いた敵兵は、之に打たれて死傷する者多く、驚き騷ぎ立つた。此時俄かに城の塀櫓の上から、一齊に弓、鐵砲を射かけ打かけた爲め、忽ちの間に多大の手負死人が出來し、敵軍は大混亂に陷つた。此時敵兵中に、城に火を掛けて燒き討ちすべしとの意見の者もあつたが、柴田康忠が、其は却て味方の不利になると制したので行はれなかつた三河物語。

昌幸敵の混亂に乘じて突出す

昌幸は城中に在て敵の避易混亂の樣子を聞き、時分は好しと用意して、合圖の太鼓を打ち鳴らし、城門を押し開らき、精銳の部下を率ゐ、混亂度を失つて居る敵兵の中へ、一度にどつと喊聲を揚げて突いて出た。統率の任に當る總指揮官と定まつた者もない寄合勢が、あまり廣くも無い場處へ、先を爭つて攻め込んで、其れが亂れ騷ぎ立つた所へ、今城中から猛烈な突擊に遇つたので途方を失つて、皆我れ先にと敗走した。

第三節　德川軍敗績

德川勢敗績

德川軍戰死三百餘に及ぶ

大久保忠世敗兵を收容す

日置五右衞門危地を免かる

此時昌幸は町家に火を掛けて、煙にむせび、千鳥掛に逃げ迷ふ敵兵を、煙の下から追擊した。敵は散々な目に遇ひ乍ら、漸く東方指して、常田大宮社邊まで退いた頃、高槻備中等の爲めに、南方側面から攻め立てられ、一際崩れ潰え國分寺の方へと敗退した。此間に平岩主計親吉の手の者、尾崎左門をはじめ、屈强の兵三百餘が討ち取られた。

鳥居彦右衞門元忠の軍は、左程崩れずして、北の高地を東方に引き退いたが、信幸、信繁二人の側面攻擊を受け、總崩れとなり、元忠も既に危かつた所、巨海孫七郎が奮闘して討死したので、辛うじてやう〳〵神川を渡つて、向ふの吉田の高地に旗を押し立て、逃れ來る敗兵を收容した。大久保忠世は一度神川の河原まで退いたが、其所で金の揚羽の蝶の指物差して、唯一騎乘り廻はして、逃げ延びて來る味方の兵を集めて居た所へ、銀の揚羽の蝶の指物した、弟平助忠教が來た、此兄弟の指物を見て、松平十郎左衞門、足立善一郎、木下隼人、太田源藏、松井彌四郎、天野小八郎、戸塚久助、氣多甚六郎、後藤惣平、江坂茂助、天方喜三郎等が、追々馳せ寄つて來た。其所で大久保兄弟は、此等の人々を引き連れて、上の段に打ち登り、其所に旗を立てゝ、落ち來る敗兵を收容した。此時僅五六間程距つた前方には、眞田の兵が居た。此時弓手の方から、眞田方の日置五右衞門が、大久保等が控えて居る其前を、敵とは知らず乘り通らうとした。平助忠教は目敏く、味方の合印三つまきをして居ないのを見付け、己が左方に居た足立善一郎に向て、其處に來る騎馬武者は、敵であるから其れ突けと命じた。日置は驚いて、我は日置五右衞門であると叫んだ、足立は走り懸つて一突ついたが、槍は馬の鞍の後輪に當つた、日置が大久保の前に來たので、平助は槍を取り直して、日置の胴中と思ふあたりを突いた、けれども突き損じた。平助の注意で、其馬手に居た氣多甚六郎が日置を目懸けて突いた、けれども追ひ〳〵りに突いたの

で肱のあたりを少し傷けたのみであつた。日置は思ひ掛けぬ危難を免かれて、味方の陣に逃れて來て、越後衆と思ひ違へて油斷した爲めに、大久保平助に突かれたと叫んだ、すると平助は之を聞き、突いたのは我では無く、氣多甚六郎だと叫んだ、日置は、いや我は、大久保平助に突かれたと云ひ乍ら、味方の兵に紛れ込んだ。日置五右衞門と同じやうに、大久保の旗の立つて居るのを知らないで、かけ入つて討たれた者もあり、十七八になる若武者が、唯一人敵とも知らず近寄つて來たりしを、天野小八郎が突かうとした、大久保平助は悴であるから免るせとて、免がした者もあつた。此等に依て敵味方入り亂れての、戰の狀態を想像することが出來る。

大久保忠教の俠氣

大久保忠世逆襲を策して成らず

德川軍の諸將眞田を恐れ戰意を喪ふ

敗退した德川軍も、其退路に神川の流れがあり、背水の位置に陷つたので、決死の勇を振はねばならぬ場合となつた。此樣子を察した昌幸は、味方に敵を急追するのを中止させ、敵が半ば渡るに及び、再び追擊せしめたので、敵は多大の損害を蒙むつて、辛ふじて神川の東に退いた。

大久保忠世も一旦河東に退いたが、敵軍が散り散りになつて居るのを望み見て、流石は參河武士の剛の者、今一度神川の彼岸に押し渡り、返し戰はんものと、此事を平岩主計、鳥居元忠、保科彈正等に相談したが、何れも贊成せぬのみか、河端まで其軍を進めて、聲援することすら、肯じないので、其策は遂に行はれなかつた。三河物語に

大久保七郎右衞門は、平岩主計が備に乘り入つて云けるは、貴殿の備を河を越えて我等が備の後に押付給へ、敵の人數のまつまらざる內に我等が切つて掛るべし、然る時ンば一人もやるまじきと申せば、中々主計返事もせず、七郎右衞門重ねて云けるは、河を越すこと成間敷と思はれば、せめて河のはた迄備おろさせ給へ、我等かゝり可レ申と申けれ共、其儀もならざれば、七郎右衞門腹を立て、日比其覺悟成人なれば力もなき淺間敷事とて、又鳥居彥右衞門備へ行て申は、平岩主計方に其方備を河のはた迄おろし給へ、然らば、敵の人數散々なる內に切て掛らんと云ひけれど、ふるひまはりて物をも云は

ず、然らば彦右の備を、我等の備の後へ押出し給へ、敵の人數散々にてまとまらぬ内に、我等切て掛らんと云けれども、彦右も言葉も不出して有ければ、其儀ならば、河越事おいやと思はれば、河のはた迄、備を下ろさせ給へ、我等切て掛るべし、せめて後をくろめ給へと云けれども、返事も無ければ、何れもげこに酒をしいたる風情なれば力もなし、日比の存分の如くなりとて立歸り、又保科彈正方の備へのり入て、御身の備を河のはたへおろし給へ、然らば敵のまとまらざる内に、我等が切てかゝるべしと云ければ、是は猶もふるゑて、返事も無ければ、あつたら知行かなと云ひ捨てゝ歸る。

保科彈正も恐怖す

と此時の狀を記してある。

昌幸黒坪の臺に旗を立つ

昌幸は神川の此方、黒坪の台に旗を立て、河向ひの敵の動靜を窺つた後、味方の將士も終日の奮戰激鬪に疲れし上、日も亦暮近くになつたので、勝鬨を揚げて、しづ〳〵と上田城に引き上げた。

此夜昌幸は、來援して鹽尻口に屯駐して居る、上杉軍の合力を得て、德川軍を夜襲せんと謀つたが、上杉軍が之れに應じなかつたので、其計は行はれなかつた。

信幸大勝を沼田に報ず

此時の戰に、城兵の戰死した者は尠なかつたが、德川軍は千三百餘の兵を失つた。此砌上州沼田の諸士が、戰の樣子を憂慮して、信幸の所まで、戰況問合せの書狀を寄越した、信幸が送つた返書に、去二日於二國分寺一遂二一戰一千三百餘討捕任二存分一候とあれば、大勝利を得たのである。

芳札披見、仍從二遠州一出勢之所、去二日於二國分寺一遂二一戰一、千三百餘討捕任二存分一候、然者南衆其表可二相働一之由、於二必然一者、堅固之備任入候　恐々謹言

閏八月十三日　　信幸（花押）

下豊（下沼田豊前）私注
恩伊（恩田伊賀）同
木盡（木暮甚之丞）同

恩越（恩田越前）同
發參（發知參河）同
（眞武内傳）

第四節　丸子表の戰

此大敗北に怖氣づいた德川軍は、再び上田城攻撃の勇氣も失せ、せめては眞田持城の一つなる、丸子の城を攻め落さうと計り、三日には軍を佐久郡八重原に引き揚げた。昌幸は敵が丸子に向ふ形勢を察し、直ちに兵を率ゐて上田城を出で、海野に赴き千曲川を越え、八重原の下を手白塚（今塩川村の白塚かまで大膽に出動した。大久保忠世は、昌幸の此冒險的な行動を見て、鳥居元忠、平岩親吉の二將に、其軍を千曲川の河端まで、押し出して貰ひたい、さすれば岡部、依田、諏訪の三手と、自分の手勢とを以て、中を取り切つて敵を禰津原不審に追ひ上げて、眞田父子を討ち取らんと申込んだが、鳥居、平岩の二將は、此に應じなかつた。其後十九日に至り、諏訪賴忠は丸子城に押し寄せたので、翌廿日昌幸父子は輕兵を率ゐて、岡部長盛が物見番に、出懸けた所へ打ち懸つた。此を見た大久保忠世は、使を鳥居、平岩等の許に遣はして、眞田父子が足輕と、共に出て働いて居る、願うてもなき幸である、若し二人の軍兵を、我が陣所まで進めて呉れるなら、岡部の後方へ、我軍を押し詰め戰つて、眞田父子を討ち取ることが出來ると申送つたが、二將は之に應じなかつた。其所で大久保は手兵を以て、岡部と一手に成り、共に死力を盡して奮闘した。於是眞田軍は利あらずして引き揚げた、其場所は尾野山であらうと思ふ。此戰の時家康が殊勳者に與へた感狀で、武家事記所載のもの頗る多い。參河勢は、去二日の敗北の辱を雪がんとて、力戰したと見え、合戰は激烈であつたのが察せられる。左に感狀の二、三を記して置く

德川軍轉じて丸子城を攻む

長瀨河原の戰眞田軍利あらず

家康丸子表の殊

今度於二丸子表一自身手碎働之儀感入候殊其方家中之者共無二比類一之由是又神妙ニ候則首尾合候者ニ感

勳者に感狀を與ふ

狀遣候彌無二油斷一軍忠專一レ候猶村上彌右衛門尉申候　恐惶謹言

天正十三乙酉
後八月廿六日　　家康花押

岡部彌二郎殿

今度於二丸子表一懸合之處二鎗脇之弓尤以神妙之至也、彌可レ勵二軍功一之狀如件

天正十三乙酉
後八月廿六日　　家康判

奥山新六郎殿

今度於二丸子表一懸合之處於二崩際一遂二高名一之條尤以神妙也彌可レ勵二軍功一之條如件

天正十三乙酉
後八月廿六日　　家康判

向山久內殿（甲斐國志）

（武家事記）

德川軍家康に援軍を求む

德川軍佐久に引き上ぐ

德川軍は、使を家康の許に遣はして、援軍を乞ふた。家康は地理不案內の地に入つて、戰ふの不利を察して、井伊兵部少輔直政、松平周防守康重、大須賀康高等を遣はして、上田表の軍を引き上げさせた。直政等兵約五千を以て、九月十三日上田軍記上田表に到着し、依田川の東長瀨河原に陣し、敵情を偵察し敵若し出づるに於ては、一戰して前敗の名譽を恢復しやうと欲したが、敵は出でゝ戰ふ氣色も無く、且上杉の援軍あるを聞き退軍に決し、丸子の河原町に火を放ち、其れに乘じて佐久方面に引き上げた。此時井伊松平の二將殿の任に當り、軍容嚴整侮るべからざるを見て、眞田昌幸は輕舉の追擊は爲なかつた。此退却中、依田源七郎同肥前守は佐久の天神林に陣して眞田軍の追擊に備へ、諸軍は無事勝間反の砦に

大久保忠世小諸に駐り眞田を押ゆ

杉原四郎兵衛眞田に反す

上州沼田表の狀況

北條の兵沼田城に迫る

引き揚げて後歸國した。勝間反の砦に引揚げた時、井伊直政等連名で、士卒の亂妨を禁じた禁制條々の文書が、今現に高野町に存して居る。大久保忠世は眞田押への任に當り小諸に駐まつた。

此戰の時、杉原四郎兵衛といふ者、德川方に意を屬し、冠者嶽烏帽子形の古城に據りしが、眞田源三郎信幸此處に打ち向ひ、忽ち陷れて杉原を生擒したが、昌幸は免して此を家臣とした。

北條氏直は、家康が上田表に、軍を出した由を聞き、此機に乘じて、一擧に沼田の地を略取せんと欲し、九月大軍を率ゐて、其族安房守氏邦陸奥守氏照と共に、沼田表に押し寄せ、氏照は中山に陣して、沼田岩櫃の連絡を絕ち、氏直は白井野原に陣を取つた。沼田城の守將矢澤薩摩守は城の防備を嚴重にして之れに備へた。氏邦は先づ大兵を以て、沼田城を攻擊したが、矢澤の奮闘に避易して退き、又中山に陣した氏照も、兵を進めたが、地形險惡大軍に利あらずして、施す策も無かつた。由て道を分つて沼田城に向つたが、何れの軍も城兵の支える所となつて、敗退した。氏直は自ら大軍を督して、城に迫らうとする形勢を示したが、何故か俄に九月廿九日兵を收めて小田原に歸陣した。此時沼田城兵は、僅かに二千に及ばぬ寡兵を以て、大軍の小田原勢を擊退して、出馬の目的を達せしめなかつたのは、目覺しい働振と謂ふべきである 利根郡誌關八州古戰錄

上杉景勝矢澤薩摩を激勵す

此時上杉景勝は、矢澤薩摩守に書を送つて、其子息三十郎には、春日山の普請など、申付くる筈であるが、其許の守れる沼田城は、境目で大切な所との事故、三十郎は早速國許へ返した、沼田の方へ小田原の軍が、攻め寄せたとの事なるが心配である、就ては加勢のことは、上田の者共は疾くに上田に返したから、早々到着するだらう、其外に人數何れも追々に差遣はす、堅固に防戰すること專一である。重ねて注進の赴に依ては、自身早速出馬するであらうと申送つて、援助を與へることを約した矢澤文書

今度下郡進發之處子之三十郎參陣、別而武前走廻之條感悅候、彼表如二存分一成置候至二于半途一納レ馬候、當地普請等雖二申付候一其元境目之趣候間、早速相返候、然者其地南衆相働之由如何無二心元一候、

就レ之加勢之儀、上田之者共も疾に相返候間、早々可二打着一候、其外人衆何も追々差遣候、雖二不レ及レ申候一、彌堅固之防戰專一候、重而依二注進一出馬之儀も、聊不レ可レ有二遲々一候謹言

九月十八日　　景勝判

矢澤薩摩守殿へ　　（矢澤文書）

眞田氏、上田表の名大に揚がる

天正十三年の此戰は眞田昌幸が德川家康其人は長久手の戰後、豊臣秀吉が家康は海道一の弓取り所では無い、此の如き名大將は日本は云ふに及ばず、唐天竺にもあるまじ、と歎賞した程の國持大名を對手とし、其派遣軍を擊破して敗退せしめたので、之に依て眞田氏の名聲は海内に轟き、同時に上田表の名も大に顯はるゝに至つたのである。

第四章　上田合戰後の眞田氏

第一節　昌幸其子信繁（幸村）を上杉に質とす

眞田幸村春日山に勤仕す

眞田昌幸は上杉景勝に對して、約束の如く戰後二男源二郎信繁に、矢澤綱頼の子三十郎を附添はせ、越後の春日山に勤仕させた。海野、浦野、丸子等小縣の諸士も之れに隨つた。天正十三年上杉景勝が、景勝叛きし、新發田（しばた）因幡守治時、五十公野（いぢみの）道壽齋の二人を、新發田城に攻めた時分には、矢澤三十郎は從軍して功を立てた。

上杉景勝は、信繁の春日山に赴きしを大層喜んで、矢代越中守の舊知行、三千貫の内、千貫文の地を信繁に宛行つた。其後天正十七年十一月、上杉景勝秀吉に見參の事あつて、京都に上つた、眞田昌

景勝の不在に乗じ昌幸其子幸村を呼び戻す

幸は其隙を窺ひ、越後春日山に勤仕して居る、二男源二郎信繁を呼び戻し、秀吉の所に遣はして、其側近に仕へさせることにした。景勝は歸國後此事を知り、大に驚き且怒り、秀吉に向て、信繁を越後に返さんことを頻りに訴へた。秀吉は思ふ所あつて、様々に取り成し、又賴み入れたので景勝も力及ばず、其儘となつた。其時信繁は二十三才であつた。

第二節　昌幸豊臣氏に屬す

昌幸秀吉に屬す

眞田昌幸豊臣秀吉に通ず

昌幸は閏八月の戰に、德川氏の軍を破つたが、敵は駿、遠、參、甲、信五ケ國を領する、國持の大勢力であるので、善後の策を講じなければならぬ。昨天正十二年に豊臣秀吉と德川家康とが相戰ひ、當時は表面平和の形に、成つては居るが、未だ心中互に打ち解けぬ所ある由を知り、且は秀吉が非凡の人物なるを想ひ、秀吉に賴て、眞田の家を安泰ならしむるの得策なるを思ひ、其頃年々上方より上田表へ來る、舞まひの春松太夫といふ者が、秀吉の側近に仕へて信用されて居る富田左近將監信廣に、懇意の由を聞き、此を幸とし、春松太夫を以て、秀吉の部下に屬したい旨を信廣に告げ、其斡旋に依て、秀吉に其意を通ぜんことを賴み入れた。秀吉は信廣より、其事を聞き大に悦び、直ちに書狀を昌幸の許に遣はし、委細の趣は承知した、其方の進退の事は、何の道にも迷惑ならぬ様に、心配して遣はす故に安心するがよい、猶松本の小笠原左近太夫貞慶とも相談して、失策の無いやうにせよと、申越した。此は十月十七日附の書狀である。

秀吉昌幸に書を與へて身上を保證す

未ニ申遣一候處、道茂所への書狀披見候、委細之段被ニ聞召届一候、其方進退之儀、何れ之道にも、不ニ迷惑一樣ニ可申候間、可ニ心易一候、小笠原右近大夫と彌申談、無ニ越度一樣ニ其覺悟尤候、猶道茂可レ申候也

拾月十七日　　大閤（花押）

眞田安房守殿

石川伯耆守數正が德川家康に叛き、參州岡崎城を退去し、同時に小笠原貞慶より、家康に差出して置いた人質をも引連れて、秀吉の許に奔つたのは、此年の十一月である。此十月十七日附の、秀吉の書狀から推考すると、此時には小笠原も、旣に秀吉に款を通じて居たのである。昌幸が秀吉に賴りし時を上田合戰以前の事とし、昌幸は家康と手切に及ぶ前に旣に秀吉に通じて居り、其故秀吉は上杉景勝に命じて、眞田を援けしめた德川實記、藩翰譜との說あるも、昌幸が秀吉に屬することに成つたのは、上田合戰後の事である。

昌幸の秀吉に賴りしは上田合戰後

秀吉昌幸に上坂を促がす

秀吉は十一月、昌幸に書を送つて、其上坂を促した

其方事家康存分雖レ有レ之於二此方一直被二仰聞一候、殿下も曲事と雖二思召候一、此度之儀者被二相免一候條、成二其意一早々可二罷立一候、猶樣子可レ被二仰含一候、委細尾藤左衞門尉可申候也

十一月二十一日　　太閤朱印

眞田安房守とのへ

（眞田文書）

眞田父子秀吉に謁す

昌幸は其二子、信幸、信繁を伴つて、大坂に赴いた、秀吉は大に喜んで早速引見し、其高名を稱し、親ら腰物を取つて賜はつた。此拜領腰物は、眞田家々寶として、今猶傳へられて居る。

昌幸佐久侵略を策す

第三節　昌幸其勢力を佐久方面に伸ばす

眞田昌幸は、豐臣の幕下に屬した後、德川の分國佐久地方の侵略に志した。此年十二月十二日眞田鄕の信綱寺に宛て、武田信玄の菩提所を、造立致すに付、佐久郡が自分の存分にまかせ、領有することが出來るやうに成つたならば、岩村田なる龍雲寺々領を、其儘信綱寺へ進上しやう、と申し送つたのは此證左である。

信玄樣御菩提所、可レ致二造立一候之間、佐久郡至二于本意一者、龍雲寺領如二前々一貫寺ニ可二進レ之置一候　恐惶謹言

天正十三乙酉十二月十二日　　昌幸　花押

信綱寺衣鉢閣下

（信綱寺文書）



信綱寺所藏

大久保忠世小諸を去る

上田合戰の後、佐久の小諸城に留つて、眞田に備へて居た、大久保七郎右衛門忠世は、石川數正が岡崎城を脫出し、秀吉に屬した事は、德川氏に取つては、意外の出來事で、參遠二國以ての外騷動した。依て家康は、急使を以て忠世を召し寄せた。忠世は、今にして此地を去るのは、德川氏の爲めにならぬ故、今暫時此に留りたい、と其使者に意見を述べたが、家康は此を聽かずして召し還した。忠世が濱松に去つた後、小諸には天正十四年正月まで、其弟平助忠教が在城した。

依田氏上田に來攻す

此機に乘じて、昌幸の佐久侵略は企てられたものである。昌幸と小諸城主依田康國及び依田肥前守信守等とは度々戰があり、信守は上田城まで押し寄せて、來た事もあつた（寬政重修諸家譜）。けれども昌幸は、漸次侵略の歩を進め、翌天正十四年二月には、岩村田の內一所を矢島主殿助に、芦田之內にて一所を神尾淡路守に、宛行ふ證文を出すやうになつた。

矢島神尾の二臣に佐久郡內の地を宛行ふ

近年別而被レ抽二忠節一之條、岩村田之內竹內玄蕃分百貫文出置候、猶依二戰功一一所必可レ出候　謹言

天正十四年丙戌二月十二日　　昌幸（花押）

矢島主殿助殿

（矢島文書）

近年別被レ抽二忠節一條、芦田之内依田攝津守分七拾貫文出置候、猶依二戰功一所可レ出レ之者也仍如件

天正十四年丙戌二月十六日　　昌幸朱印

神尾淡路守殿

（神尾文書）

昌幸の此行動は、家康の默視すべき所で無い、故に家康は天正十四年七月十七日眞田征討を決意し、駿府迄出馬に及んだ。然るに、秀吉より昌幸に、密かに諭す所あつたので、昌幸は家康に向て慇懃の態度を執るに至つた。秀吉も亦兩者の間を巧に調停した。かくて家康の養女を以て、昌幸の嫡男信幸に、婚嫁する約諾も成り、德川眞田二氏の間柄は和平に立至つたのである。家康の養女小松姫の上田入輿は、天正十八年二月である（武德編年集成、老人雜話、眞武內傳附錄、矢島文書、神尾文書、滋野通記）

第四節　昌幸の領内仕置

昌幸の領内仕置

天正十八年、小田原の役起るまでは、外と相爭ふ事も無かつたので、昌幸は領内の仕置に就いて、意を拂つた事と思はれる。文書の現存する者に據ると、天正十四年八月には上田願行寺の住職遷化に付、其後住には、然るべき知識を招請して、住寺たらしむべき注意を與へ、十五年には其八月に、房山なる大星神社々殿の修理を助成し、十月には、四阿山に於て、栂ひその木を、濫りに伐採するを禁じて、良材を保護し、十一月には、鹽野神社に社領を寄進して崇敬の意を表し、又大輪寺に定書を出して、盜賊殺害人等の立ち入るを禁じて寺域を護り、下之郷生島足島神社に、證文を與へて、其神事に要する柳の木は、坂木筋、庄內筋、鹽田筋の何所に於ても、伐採するを許して敬神の誠を致した。天正十六年五月には、矢澤薩摩守綱頼に宛行ひ置きし、上州の知行を、信州小縣郡內の、鹽田、武石方面の地と取

昌幸四阿山の良材を保護す

替へて、矢澤の便宜を計つてやつた。

何れ之鄕成り共、柳御用ニ候はゞ、無ニ異儀一可レ爲レ切者也

二月八日　昌幸（朱印）

坂木筋

庄内筋（更級郡村上村）私注

鹽田筋

願行寺後住註文の證文

願行寺後坊主之事、可レ然ちしきあひまねき、被レ爲レ住候様ニ馳走尤候、就而自今以後門前屋敷等諸役可レ令ニ赦免一者也

天正十四丙戌

八月十八日　昌幸（朱印）

高松備後守殿

新木肥後守殿

以上

大星神社々殿修理功成證文

御社修理可レ仕之由申上候而神領之見出九百五拾文所、被レ成ニ御寄進一之由、御意候者也、仍如件

亥

願行寺所藏

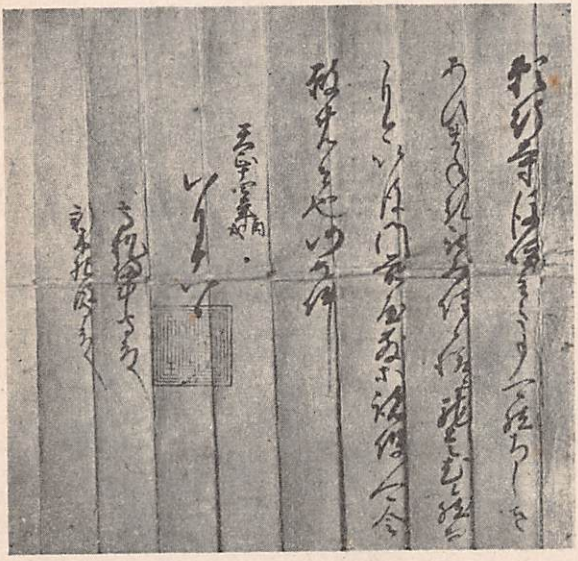

（生島足島神社文書）

八月十四日　昌幸朱印　少將奉之

大ぼし禰宜太夫殿

（上田神社文書）

（参考、少將は昌幸夫人三條氏の侍女である）

四阿山の證文

四阿山におゐて、とかひそ木一切きりとるべからず、若此旨そむき候はゞ、可レ有二成敗一者也、仍如件

丁亥

十月廿九日　昌幸朱印

蓮花院

（山家神社文書）

昌幸塩野神社に新に社領を寄進す

爲二神領一前山之内七貫文、令二新寄進一候、向後宮造營可レ爲二肝要一者也、仍如件

天正十五丁亥

霜月朔日　昌幸朱印

大宮太夫殿へ

（塩野神社文書）

大輪寺禁制

定　大輪寺

一致二喧嘩一候輩之事

一盗賊之者之事

一人ヲ殺害仕候者之事

右科人之族、當寺山林一切可二禁制一者也仍如レ件

亥之

十一月三日　昌幸朱印

（松代町大林寺文書）

昌幸矢澤薩摩に小縣に於て沼田二百貫文の替地を與ふ

沼田二百貫文爲レ替、一百四拾壹貫文上田原、一四拾貫二百文保屋、一六拾貫文長窪、一七拾貫文武石、一五拾貫四百文吉田、右如レ此進レ之候、不足之所並同心之事者、明所次第可二進置一候之間、別而武具御支度專用二候、委細龍善坊可レ有二口上一候　恐々謹言

戊子五月五日　　昌幸（花押）

矢澤薩摩守殿

（矢澤文書）

第五章　小田原征伐當時の眞田氏

第一節　眞田昌幸沼田を北條氏に渡す

昌幸沼田を北條に渡す

秀吉北條氏に入覲を勸む

豊臣秀吉は天正十五年を以て、九州の島津氏を討伐して之を降し、今や海内秀吉の命を奉ぜざる者は、唯獨り相州小田原に據て、父祖の餘威に由り、關東に威を振つて居る、北條氏のみとなつた。秀吉は北條氏をも、其命に從はしめ、以て天下統一の大業を成さんと欲し、天正十六年閏五月、使を小田原に遣はし、普天の下王土にあらずと云事なく、率土の濱王臣にあらざるはなし、速に上洛して參內を遂げらるべし、若し此儀了承無きに於ては、勅裁を蒙つて、秀吉征討に向ふべき旨を申送つた。氏政は八月弟北條美濃守氏規をして上京せしめた。秀吉は氏規に向ひ、氏政は既に家督を讓り、隱居の由ゆゑ、上京催促に據ないが、氏直に於ては、來年必ず上洛あるべき旨を、確と申含めて東に歸らせた。其際氏政父子は秀吉に、去天正十年德川北條二家和睦の時、眞田安房守が攻略領有せる上州沼田の地は、北條の支配と

北條氏上州沼田の地を望む

し、甲信兩國は德川手柄次第、所務すべき約束をした。然るに眞田安房守は沼田を固く所持して、敢て渡さない、若し秀吉の命に依て、沼田が北條領に成るやう取計はるるに於ては、朝覲の命を奉ずべしと陳述した。秀吉は其旨を諸がひ、猶兩家約束の委細等、會得し居る者を、重ねて差上ぼすべく、具さに双方の陳ずる旨を聞き、然る上宜しきに、處置すべきを申聞けた、氏政は板部岡江雪齋を大坂に遣はし事情を陳述させた。

秀吉上州沼田の地三分二を北條氏に與ふ其代地は家康信州伊奈郡に於て之を出す昌幸名胡桃城を望み、秀吉之を許す

秀吉は德川家康とも話し合つた上、眞田昌幸に向て、沼田の地を北條家に渡し、其代地は德川より、信州伊奈郡の內に於て、出すべき旨を申聞けた。昌幸は秀吉の命であるので、止むを得ず此を承諾したが、沼田の內名胡桃の城は眞田家代々の墓所ある地故、此所ばかりは、自分の手から放したく無いと秀吉に訴へた。秀吉は其乞ふ所尤なりとして、天正十七年七月、富田左近將監信廣、津田隼人正信重の二人を、上州に遣はし、實地に就て境界を定め、利根川の東は北條領とし、西は眞田領とした。そして眞田には、沼田領の三分の二の失地は、信州伊奈郡の內にて、德川家康より替地とし出すこととし、兩使は小田原に赴いて、右の次第を氏政父子に申し達し、愈々十一月には、氏直必ず上洛すべき旨を確めて、西に歸つた。北條家では、早速猪俣能登守則直を城代として、沼田に差遣し、沼田城を守らせた。

關八州古戰錄

沼田城には、眞田信幸が在城して、其地を領有して居つたので信州伊奈郡之內にて、家康から出した土地二千石を保科彈正から取り上げて之を渡した

赤羽記に據ると藤澤賴親の領して居た箕輪一萬は信幸の所領となり、信幸は沼田三分の二を、北條に渡した爲め、其處に知行を有つて居た、家臣等には、伊奈郡に於て、其失地の代償を、出すことになつた。左に一例を記して置く

信幸家臣に伊奈の地を宛行ふ

今度沼田知行相違、就レ之於二伊奈郡箕輪之內一下寺鄉四拾貫之所先出置候、猶郡中改之上、一所可二進置一者也仍如レ件

天正十七丑十一月三日　　信幸（花押）

原彌一郎殿

（百合叢志）

此類尙他にもある。今之を省く。

第二節　北條の違約、秀吉の激怒

沼田城代となつた、猪俣能登守則直は、勇猛の士ではあつたが、思慮分別の淺い人で、北條家年來競望して居た沼田の地が、其領有に歸したのに、其一角の名胡桃城一ケ所が支配外に置かれたのは、遺憾である、依て我今名胡桃を乘取づて、北條家に忠勤を抽でやうとの淺はかな考へから、一策をめぐらし、昌幸の僞書を作つて、名胡桃の守將、鈴木主水を欺いて、城を出づるに及び其不在に乘じて、手もなく其城を占領した。鈴木主水は、矢澤綱頼に昌幸書狀といふは、僞作なる由を申聞かせられ、非常に驚き急ぎ歸て、此の體を見、名胡桃城を奪取するの難きを知り、猪俣に遇つて、刺違へんものと思案し、何氣なき体を裝ふて、猪俣に面會を申込みしも、思ふやうに行かないで、遂に沼田の正覺寺に入つて切腹し、昌幸に謝しわびた。

北條の臣名胡桃城を奪ふ

眞田昌幸北條の暴擧を訴ふ

秀吉北條の所爲を激怒す

昌幸は此事を聞き大に立腹し、其赴を駿府の家康にも披露し、又大坂へも申し達した。秀吉は頃日、氏直より使僧を遣はして、沼田城請取、祝着の由禮謝を述へ、嚮きに約束した如く、當冬上洛する趣を申越したにも拘らず、今以て出發の案内も無いのを、不快に思つて居た處へ、今又北條無法の振舞を、訴へ來つたので大に怒り、北條の表裏言語同斷、宜しく討罰を加ふべしと、小田原征伐に決し、北條氏に其決意の程を示した、氏政父子も、捨て置き難しと、早速使者を大坂に遣はして、氏直やがて上洛すべきこと、及び名胡桃城奪取のことは、北條家下知の下に起つた事でなく、邊境守備の任に當れる家臣

の淺慮から、爲した由を陳じ、速かに其城は眞田に還附すべし、と陳謝したが、秀吉は最早聽き入れないで、其使者を拘留して、歸國せしめなかつた。

秀吉昌幸に書を送り北條氏膺懲の決意を示す

此時秀吉から十一月二十一日附で、眞田昌幸に書を送つて、其方の持城名胡桃の城へ、今度北條境目の者共が、押し寄せて、其方の重臣は殺され、其城は北條方へ乘取つたとの事であり、又此頃北條氏政は、上洛參內のことを承諾した故、彼には不都合の所爲あるも、先づ此度はさし免し、彼の願の通り、沼田城は彼に渡し、其外所領の方も、夫々取極めて遣はしたのに、前述の如き振舞、不埒至極である。此上は北條たとへ上洛するも、彼の名胡桃を乘取つた者を、成敗するでなければ、北條を赦すことは相成らぬ。北條討伐のことに成るも知れぬ故、此を承知して、境目の城々へ明年の春までに軍兵を入れて、堅固に申付けられたい、若し其地に於て軍兵が必要ならば、松本、川中島へも、申遣はすから、申し告げて召寄せるがよい。上洛朝覲すべきに、速かに其事も實行せず、表裏の所爲を敢てし、重々不届なるが故に、自身出馬に及び、其様な惡逆人等は、首を刎ねるのは、容易の事であるから安心せよ。北條が約束に違つた以上は、其方の從來持ち來つた知行は、無論差し與へて置くのみならず、新に知行を宛行ふこともあらう、と申送つた。

名胡桃城

眞田氏墳墓の事と名胡桃とは何等關係緣故は無い、然るに眞田昌幸が、名胡桃は眞田氏墳墓の地なるが故に、人手に渡したく無い、と秀吉に愁訴して、其城のみ眞田氏の手に殘した事に就て考察するに、此名胡桃城は、利根川を距てゝ、沼田城の西北小距離の所にある、其城地はさして宏大では無いが、要害堅固の城である。そして吾妻郡の中山城を繫ぎとして、岩櫃城への連絡も、手づかひ好い位置に在る。昌幸が悉く沼田地方を、北條氏に渡して了つたら、武田氏時代から、此方面の經略に專任して、漸く其手に入つた所を喪失し、其地方に扶植した勢力を、皆無ならしめるに於ては、此後再び進出して、舊地を恢復するが如きは、蓋し容易の業では無い。然るに、若し名胡桃城を保有し、此に據つて其勢力を、沼

田方面に殘して置かんには、萬一形勢の變動があり、乘すべき機會が出來たなら、其に乘じて、直ちに手を伸して活動し、沼田城を再び其掌中に收めるのも、至難では無い。惟ふに、昌幸は深く此等の點にも考を置いて、巧に秀吉に訴へて、此城のみ、其手中に殘して置いたものであらう。

北條氏は、天下一統の大志を抱く、豊臣秀吉のために、上洛朝覲の儀を說き勸められ、輒く之れに從はずして、天朝に對し、臣子の分を盡さざるの非を鳴らされ、今又公約無視違背の廉に依て、秀吉東征の擧に、好い辭柄を與へたのである。德川實記に、「氏直今は姬君（家康の女）に添ひまゐらせ、親しき御中なりければ、君（家康）もさま〴〵にこしらへて、上洛を進め給ひしかども、氏直が父氏政は、おのれ代々關東を打ち從へ、一族廣く家富み豊かなれば、世に恐ろしき者なしとのみ思ふ、いなかうどにて、人の諫も用ひず、」とあつて、氏政は秀吉からの交涉があつても、秀吉をば氏素生も分らない、成り上り者と輕蔑して居つたので、富田左近將監、津田隼人正二人が、沼田の境目を正した後、小田原に赴いて、上洛を促がした際にも、氏政は禮を以て、此兩使を遇することを、知らなかつたのである。

秀吉昌幸に北條討伐を告ぐ

天正十七年十一月、豊臣秀吉愈北條氏討伐に決し、一書を北條氏直に送つた。此時眞田昌幸の所へも、同文の書が届けられた。此書今存して眞田家に所藏されて居る。此は眞田氏に關係せる所もあり、且當時の狀況を推想するに好い資料である。

條々

一北條事近年蔑二公儀一不レ能二上洛一殊關東任二雅意一狼籍條不レ及二是非一然間去年可レ被レ加二御誅罰一處仁駿河大納言家康卿依レ爲二緣者一種々懇望候間、以二條數一被二仰付出一候へ者、御請申付者被レ成二御赦免一美濃守罷上御禮申上候事

一先年家康被二相定一條數、家康表裏之樣仁申上候間、美濃守被レ爲二御對面一上者境目等之儀被二聞召届一有樣二可レ被二仰付一之間家之郎從差越候へと被二仰出一候處二江雪差上畢、家康與北條國切之約諾儀

如何と御尋候處、其意趣者甲斐信濃之中城々ハ、家康手柄次第可レ被二申付一、上野之中者北條可レ被二申付一之由相定、甲信兩國ハ則家康被二申付一候、上野沼田儀者、北條不レ及二自力一、却而家康相違之樣ニ申成、寄下事於中左右上、北條出仕迷惑之旨申上候歟と被二思召一、於二其儀一者沼田可レ被レ下候、乍レ去上野之うち眞田持來候知行三分二、沼田城ニ相付、北條ニ可レ被レ下候、三分一ハ眞田ニ被二仰付一候條、其中ニ在レ之城をは、眞田可ニ相拘一之由被二仰定一、右之北條ニ被レ下候三分二之替地者、家康より眞田ニ可ニ相渡一旨、被レ成二御究一、北條可レ出レ仕との一札出候者、則被レ差二遣御上使一沼田可レ被ニ相渡一と被二仰出一江雪被二返下一候事

一當年極月上旬、氏政出仕旨、御請一札進上候、因レ茲被レ遣二津田隼人正、富田左近將監一沼田被ニ渡下一候事

一沼田要害請取候上者、右之一札ニ相任、則可二罷上一と被二思召一候處、眞田相拘候なくる見の城を取、表裏仕候上者、使者非下可レ被レ成二御對面一儀上候、彼使雖レ可レ及二生害一助命返遣候事

一秀吉若輩之時孤と成て、信長公爲二幕下一身を山野ニ捨、骨を海岸ニ碎、干戈を枕として夜はに寢、夙におきて軍忠を盡し、戰功をはけます、然者中比より蒙二君恩一人ニ名を知らる、依レ之西國征伐之儀被二仰付一對二大敵一爭二雌雄一刻、明智日向守光秀以二無道之故一奉レ討二信長公一、此注進を聞届、彌彼表押詰任二存分一、不レ移二時日一令二上洛一、逆徒光秀伐レ頸、報二恩惠一雪二會稽一、其後柴田修理亮勝家、信長公之厚恩を忘、國家を亂し叛逆之條是又令二退治一畢、此外諸國叛者討レ之降者近レ之無下不レ屬二麾下一者上、就中秀吉一言之表裏不レ可レ有レ之以二此故一相二叶天命一者哉、予既攀二登龍揚鷹之譽一成二螭梅則闕之臣一開二萬機政一然所ニ氏直背二天道之正理一對二京都一奸媒、何不レ蒙二天罰一哉、古諺云巧訴不レ如二拙誠一、所詮普天下逆二勅命一輩、早不レ可レ不レ加二誅伐一來歲必携二節旄一令二進發一可レ刎二氏直首一事不レ可レ廻レ踵者也

昌幸に送りし秀吉の小田原征伐の書狀

天正十七年十一月廿七日　（秀吉朱印）

北條左京太夫とのへ

其方抱なくるみの城へ、今度北條境目者共、令二手遣一物主討果、彼之用害北條方江法之旨候、此比氏政可レ致二出仕一由、最前依二御請申一縦雖レ有二表裏一、其段不レ被二相構一先被レ差二越御上使一、沼田城被二渡遣一其外知行方以下被二相究一候所、右動無二是非一次第候。此上、北條於二出仕申一も、彼なくるみへ取懸討果候者共、於レ不レ令二成敗一者、北條赦免之義不レ可レ在レ之候、得二其意一境目諸城共、來春迄人數入置堅固可二申付一候、自然其面人數入候はば、小笠原河中島へも申遣候、注進候て召寄、彼徒黨等可二懸留置一候、誠對二天下一拔二公事一表裏仕、重々不二相届一動於レ在レ之者、何之所成共境目之者共、一騎懸に被二仰付一、自身被レ出二御馬一、惡逆人等可レ被レ爲レ刎レ首儀案の中被二思召一候間、心易可二存知一候、右之境目又は家中之者共に、此書中相見可レ成競候、北條一

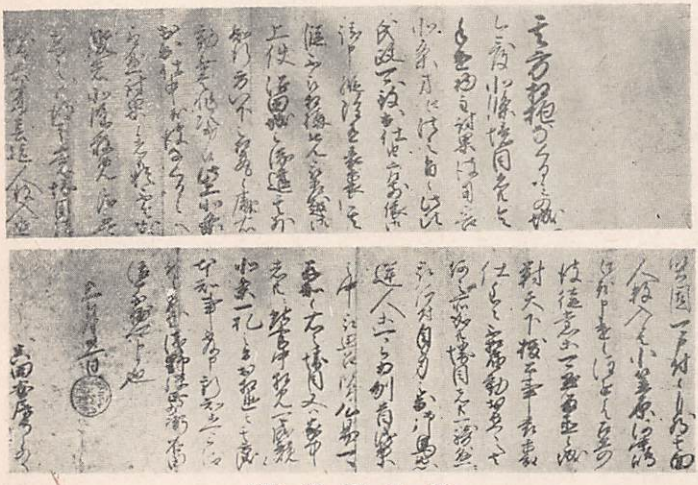

（眞田家所藏）

札之旨於二相違一者、其方義本知事不レ及レ申、新知等可レ被二仰付一候、委曲淺野彈正少弼石田治部少輔可申候也

十一月廿一日　秀吉朱印

眞田安房守とのへ

（眞田家文書）

昌幸小田原征伐に隨ふ　小田原征伐北陸道の二將及其先鋒

第三節　昌幸小田原征伐に從ふ

小田原征伐の時、北陸道の前田利家上杉景勝の二大將は、信濃を經て上州に出で、沿道の諸城を征服して、小田原に迫る策戰計劃であつた。此軍の先鋒を眞田昌幸が承つたのである。德川實記に「東征の軍議ありて、秀吉關東の輿地の圖を出して、君と共に檢視してありし折、眞田安房守昌幸も末席にありしを、秀吉安房もここに來て見よ、此度汝に、中山道の先鋒をいひ付くるぞといはる、昌幸は德川殿と同じく、秀吉の待遇ありしを、世にかしこき事に思へり」、とある。昌幸は東海道の先鋒が德川家康で、自分が之れと相並んで、中山道の先鋒を命ぜられ又軍議の折、家康と共に其席に同座させられたことは、武人の光榮家の面目と、いかに深く、秀吉の知遇に感激したかは、察するにあまりあると思ふ。

眞田昌幸は北陸道の先鋒として、天正十八年三月の上旬、まだ消えやらぬ、殘んの雪を踏み分けて、在所上田の城を先發し、四月十二日碓氷峠を越えて、上州松井田城を守れる、大導寺新四郎と戰ひ、源三郎信幸は奮戰して、松井田勢に加つて居た、佐久の住人で、甲、上、信三州に、聽名を知られし與良入道宗源を討ち取り、やがて其城を陷れ、大導寺を赦して嚮導とし、進んで松山、鉢形等の諸城を陷れ、屢々戰功を立てた。

此役の間眞田昌幸は、屢々秀吉の許に書を送り、當方の戰況を報告したり、秀吉の安否戰況など尋ねたりした、秀吉が之に對して、委曲を述べた返書が、今猶眞田家に所藏されて居り、當時の狀況を察知するを得、又同時に秀吉が昌幸を重視せしを知ることが出來る。左に其通信消息を載せて參考とする

秀吉昌幸の往復文書

秀吉昌幸往復文書

去朔日之御朱印、昨六日謹而奉ニ頂戴一候、仍去月廿九日山中之城被レ爲レ攻、凶徒壹人不レ洩討果之旨被ニ仰下一候、殊箱根被レ寄ニ御陣屋一、小田原表御先衆被レ爲ニ押掛一之由、御平均ニ可レ被ニ仰付一事、不レ可レ移レ時奉レ存候、然者此表之儀、上野國中悉放火仕、其上松井田之地、根小屋擊碎致ニ詰陣一仕寄申付候動不レ及ニ油斷一候、此等之趣宜レ預ニ御披露一候、誠恐謹言

卯月七日　　昌幸（花押）

石田治部少輔殿

去四日之書狀、今日十一於ニ小田原面一到來披見候、仍此表事先書に如レ被ニ仰遣一候、山中城專相ニ拵丈夫一、令ニ覺悟一人數四五千人入置候處、去月廿九日中納言に被ニ仰付一候へは、責崩悉討ニ捕之一則致ニ付入一、小田原二町三町之間に取卷、堀を堀塀柵を相付、二重三重ニ取籠諸卒番所陣屋無ニ透間一町作ニ被ニ仰付一候、海上之儀は警固船數千艘浮ニ置之一、誠鳥之通も無レニ之付而、以外城中無ニ正躰一、去八日夜も、下野國皆川山城守、侍已下百餘引具走入、命を相助候樣にと御佗言申上候。これは先年御馬太刀をも被レ納候者の儀候間、無ニ是非一被レ成ニ御助一候、卽家康江被レ遣申候。此以後者、縱北條首を刎候而持來候共、一人も御助有ましきと被ニ思食一候。關東八州之物主共、不レ殘相籠候間、小田原一城に而關東一篇ニ被ニ討果一計候。落居雖レ不レ可レ有レ程候、長陣なされ城內之奴原、悉干殺に被ニ仰付一、出羽奧州日の本果迄も、被ニ相攻一御仕置等堅可レ被ニ仰付一候。就中其面事、景勝利家令ニ相談一、無ニ油斷一可ニ相動一事肝用候、猶石田治部少輔可申候也

秀吉の決意の程を察知するに足る

卯月十一日　（秀吉朱印）

眞田安房守とのへ
同　源三郎とのへ

（眞田家文書）

去七日返札昨日十三披見候、小田原表之儀、先書に如レ被二仰遣一去五日被レ移二御座一候、然者先手之間二町三町宛境土居塀柵二重付廻、小屋々々町作に候て、當所丈夫申付今者人數持共居所塀を拵半候、其方動之樣子聞届候。上野國中在々松井田根小屋悉燒拂、則取巻有レ之由尤候、當表人數別二入事無レ之候間、心靜申付可二討果一候。景勝利家令二相談一、彌不レ可レ有二由斷一義肝要候、猶石田治部少輔可レ申候也

小屋々々町作と爲す

卯月十四日　（秀吉判）

眞田安房守とのへ
同　源三郎とのへ

（眞田家文書）

沼田再び眞田領となる

小田原落城後秀吉は、北條氏の故領關東の地を、德川家康に與へしかば、參、駿、遠、甲、信五國は、自然明地となり、秀吉は部下の諸將を此地に封じ、信州伊奈の地は、秀吉の將毛利河內守秀賴に與へられたので、家康は沼田の舊領を、眞田信幸に還附し、信幸は父の命に依り沼田に在城する事と成つた。

朝鮮役當時昌幸父子名護屋に在り

文祿慶長の朝鮮征伐には、眞田昌幸父子は、秀吉の麾下に在り、肥前名護屋に在陣して、彼地には渡らなかつた。文祿二年昌幸の二子叙爵あつて、信幸は伊豆守に信繁は左衛門佐に任ぜられた。眞武內傳

關ヶ原役當時の上田

第六章　關ヶ原役當時の上田

第一節　豊臣秀吉の薨去

秀吉薨去

豊臣太閤秀吉は、外征の師半ばにして、慶長三年五月五日病起り、蓋世の英雄も、病魔に打ち克つことゝ叶はず、八月十八日遂に勞力と資財とを盡して築上げた、宏壯華麗な、伏見桃山城で薨去した。秀吉は其病革り、再び起つ能はざるに及ぶや、いたく一子秀頼の身上を憂慮し、五大老五奉行等に起請文を書かせ、秀吉の定めし所を變更せず、又秀頼に奉公盡力を誓約させた。

秀吉秀頼の身の上を憂慮す

秀吉の遺言狀

返々秀頼事たのみ申候、五人のしゆたのみ申候、たのみ申候、いさい五人のものに申わたし候、なこりおしく候　以上

秀より事、なりたち候やうに、此かきつけ候しゆとしてたのみ申候、なに事も此ほかにわ、おもひのこす事なく候　かしこ

八月五日　　秀吉判

いへやす
ちくせん
てるもと

かけかつ
秀いへ

此は秀吉の遺言狀であるが、此の短い書中に、秀賴の成たちたのみ申候と、四度重ねてある所を見たならば、秀吉がいかに我子秀賴の行末を、案じ煩ひつつ、黃泉の旅に赴いたかは、誰にでも想察し得られる所である。

德川家康は織田信長在世の頃、信長を輔け海道若手の弓取として、諸侯の中に重きをなして居たが、信長の薨後、豊臣秀吉の機智才略は、忽ち其地位聲望を高め、家康は天正十二年、秀吉と戰つて長久手に勝ちしも、遂に其下に、屈しなければならぬ有樣となつた。然し秀吉の家康に對する態度は、他の諸大名と異なり、畏敬の念を失ふ事は無かつたのである。秀吉の薨後に於ては、家康の實力と威望とは、遙かに他の諸侯に超え、天下の實權、動もすれば其掌中に、落ちんとする狀態であつた。五大老の中、前田利家は重望が有り、よく托孤の任を負て、秀賴の爲めに盡す所があつたので、家康も憚つて、自ら制する所があつた。然るに慶長四年閏三月、利家が病歿してよりは、家康は憚かる所なく、萬事思ふままに取行ひ、勢に任せて、秀吉の申遺した所を、無視して顧みなかつた。此の如き有樣を見て、豊臣氏恩顧の諸將中には、窃かに家康の爲す所、豊臣氏の爲めに利ならざるを憂慮して居た者も多かつたのである。

第二節　昌幸家康の會津征伐に從ふ

家康の會津征伐
德川家康と上杉景勝との不和

慶長三年上杉景勝は所替に成つた、新領地奥州會津に赴いて、其領分内の諸政を視、新に施設經營する所多く、或は新に城砦を築き、或は道路を開き、新規に士人を招致して此を扶持し、武器武具等を購入する等の事をした。此頃上杉景勝の故領越後は、堀秀治の所領となりしも、事に依りて景勝を恨み含

む所があつたので、家康に向て景勝所爲の不穩なるを密告した。依て家康は景勝に對して、種々の詰問をしたり又頻りに其上洛を促した。景勝は書を家康に送り、抗疏辯解して、家康の要求を容易に聽かなかつた。是に於て、家康は上杉景勝膺懲の師を出すに決し、諸將に從軍を催促し、親ら慶長五年六月十六日、兵約六萬を率ゐて、大阪を出發し、會津征討の途に上つた。眞田昌幸父子も其催促に應じ、昌幸、幸村父子は、信州上田から、嫡男信幸は上州沼田から、各兵を率ゐて家康の軍に從ふことと成つた。

眞田父子會津征伐に從ふ

第三節　家康討滅の西軍起る

家康討滅の西軍起る

此時石田治部少輔三成は江州佐和山に退居せしが、德川家康の、大阪より關東に下りしを好機とし、兵を起して豐臣氏の爲めに德川家康を除く事を計畫した。三成は此大事を企つるに當り、自分獨りの胸中に秘め、日比親交のあつた、大谷刑部少輔吉繼にすらも、相謀らなかつた程なので、無論眞田昌幸などにも、前以て相談する所は、無かつたのである。上方では增田右衞門佐長盛、長束大藏少輔正家、德善院前田玄以等の奉行衆、及び毛利輝元、宇喜多秀家などの大老衆は、三成の擧に贊成し、愈事を擧ぐるに決した。依て三成は、密使を會津征伐從軍中の、眞田昌幸の許に遣はして、其贊成合力を賴み入れた。昌幸は野州天明の宿（天明は佐野の舊名）で、三成の密使から其の書狀を受け取つた。

三成昌幸に合力を求む

昌幸書を三成に送り無斷擧兵を詰る

昌幸は三成が、此乾坤一擲の大事を企つるに當り、豫め自分に相談しなかつたのを立腹し、七月廿一日使者を立て、書を三成の許に送つて、其事を詰責し、且條々書を以て、種々申送つた。此は三成より七月晦日附で、昌幸に送つた書狀で明かである。三成の書狀は、七月十五日頃佐和山から、出したものと考へられるが、其後間も無く十七日に、長束正家、增田長盛、德善院玄以三名連署で「急度申し入れる、此度德川家康は、太閤在世中の誓紙の旨にも、又太閤の申置かれた條々にも背き、秀賴を見捨てて、

五奉行連署して昌幸に書を送り合力を求む

景勝討伐に出懸けたので、銘々相談の上、家康と敵對行動を執るやうに決した、家康が誓紙置目に違背した事は、別紙に認めて置いた故、篤と熟覽の上、我等の企が道理ありと思はれ、且太閤樣の恩を忘れざるに於ては、秀賴に忠節を盡して貰ひたい」と申入れた。七月廿一日附眞田昌幸からの書狀は、同月廿七日に佐和山に着した。其昌幸の書狀に對し、石田三成は七月晦日附で書面を昌幸に送り、先づ昌幸立腹の條に就て辯解した、「此事を前以て、お知らせ爲なかつたので、御腹立の事まことに餘儀ないことであるが、之れは內府家康は大阪に居り、其上諸將の心中も測り難いので、相談するのを遠慮したのである。けれども貴所は、豊臣氏に對して、おろそかに思つて居る人で無い。故に今や世の中が、かやうな有樣になつた以上、遲滯なく豊臣氏の爲めに、盡力してくれると思ふ。前以て相談しても、世の中の人々が、豊臣氏の爲めに起つ、といふやうに成らなければ、貴所一人が承知得心しても、仕方の無い事である。豫め密かに、申し談じなかつた事は、今は後悔して居る。貴所思通りの、行動を執つて呉れても、仕方が無いと思ふ。然し、其事は最早云ふても詮無き事、千言萬句何と言つても、太閤樣から優遇された恩を忘れずに、秀賴樣への御奉公を希望すると述べ、次に上方の形勢を述べ、且會津迄の使者に就て、骨折つて呉れるやう賴み入れた。卽此方から使者三人を遣はす故、一人には昌幸の返事を持たせ、其者に案內者をつけて、當方に返し、あとの二人には會津へ遣はす書狀を持たせ、確かな案內人を添へて、會津へ遣つて、其使者が會津から、上杉の返書を持つて、上田まで來たならば、上田から其れに案內者を添えて、上方に返り來るやう、配慮して呉れ」、と申遣してある所から見ると、昌幸も三成の爲方に付て、一旦は立腹せしも、結局其企に同意したと見得る。

三成昌幸に歸解し合力を求む

昌幸西方に重視せらる

石田三成は、昌幸立腹の書狀を見て、昌幸の就去が、局面に重大な影響を及ぼすを憂慮し、宇喜多秀家、毛利輝元とも相談して、自分が昌幸に書狀を出す、一日前の七月廿九日附で、大老衆の右兩人からも、親しく書を昌幸に送らるるやう取計つた。此當時の昌幸といふものが、如何に重視されたかが推し

て知ることが出來る。

去廿一日ニ兩度之御使札、同廿七日於ニ江佐一到來令ニ拜見一候。

一右之兩札之内、御使者持參之書に相添覺書幷御使者口上得心候事

一先以今般之意趣、兼而御知せも不レ申儀、御腹立無ニ餘儀一候、然共内府在ニ大阪中一諸侍之心いかにも難レ計候に付而言發儀遠慮仕畢、就中貴殿御事迚、公儀無ニ御疎略一御身上に候間、世上如レ此上は、爭ととこほり可レ在レ之哉、いづれも隱密之節候申入候ても、世上不ニ成立一付而者、御壹人御得心候ても、無レ專儀と存思慮、但今は後悔に候、御存分無ニ餘儀一候、然共其段ももはや不レ入事に候、千言萬句申候ても、太閤樣御懇意不レ被レ忘思召、只今之御奉公所レ希候事

一上方之趣、大方御使者見聞候。先以各御内儀かた、大刑少馳走被レ申候條、可ニ御心易一候、增右、長大、德善も同前に候、我等儀は、使者如レ被レ見候、漸昨日伏見迄罷上躰ニ候、重而大坂御宿所へも、人を進し候而、御馳走可レ申事

一今度上方より、東へ出陣之衆、上方之樣子被レ承悉歸陣候、然共於ニ尾濃一令ニ人留一、歸陣之衆一人〳〵ニ所存永々之儀、秀賴樣へ無ニ疎略一究仕歸國候樣に相ト候事

一大略無ニ別條一各無ニ二之覺悟に相見候間、御仕置ニ手間入儀無レ之事

一長岡越中儀、太閤樣御逝去已後、彼仁第一徒黨之致ニ大將一國亂令ニ雜意一本人ニ候間、卽丹後國へ人數差遣、彼居城乘取、親父幽齋在城へ押寄、二ノ丸迄討破候之處、命斗赦免之儀、禁中へ付而御佗言申候間、一命之儀被ニ差宥一、彼國平均に相濟御仕置半候事。

一當暮來春之間、關東爲ニ御仕置一可レ被ニ差遣一候。仍九州四國中國南海山陰道之人數、旣八月中を限り、先江州に陣取並來兵糧米先々へ可レ被ニ差送一之御仕置候事。

一羽肥前儀も、對ニ公儀一毛頭無ニ疎略一覺悟に候、雖レ然老母江戶へ遣候間、内府え無ニ疎略一分之躰に

先いたし候間、連々公儀如在不レ存候條、
各御得心候而給候へ、との申され分に候事。
一ケ條を以蒙レ仰候所、是又御使者に返答候、又此方より條目を以申儀、此御使者口上に御得心肝要候事。
一自二此方一三人使者遣候、右内壹人は貴殿返事次第案内者そへられ、此方へ返可レ被レ下候、殘貳人は、會津への書狀共遣候條、其方より慥なるもの御そへ候て、沼田越に會津被レ遣候て可レ給候、御在所迄返事持參歸候はば、又其方より案内者壹人御そへ候て、上着待申候事。
一豆州、左衞門佐殿、以二別紙一雖下可二申入一候上、貴殿御心得候而可レ被二仰達一候、委曲御使者可レ被二申伸一候　恐惶謹言

七月晦日　　三成（花押）

眞房州
御報

（眞田家文書）

參史輝元秀家書狀

宇喜多秀家書狀

態啓達候去年以來、内府被レ背二御置目一、翌紙被レ遂二忩之働一無二是非一候間、今度各相談及二鋒楯一候、上方之事一篇に申合、妻子人質悉相卜候、景勝申談上者、關東之儀可レ屬二平均一事、案之内候貴臺連々　太閤樣御懇意於レ無二忘却一は、此節　秀賴樣へ御忠節、肝要存候猶自二石治少一可二申入一候　恐々謹言

七月廿九日　　備前中納言
秀家　花押

眞田安房守　殿
御宿　所

（眞田家文書）

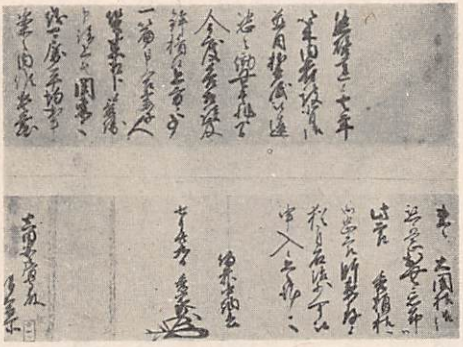

（眞田家所藏）

長束正家增田長盛前田玄以連名書狀

態可二申入一處、好便候條令レ啓候、去年已來內府被レ背二御置目一上巻之誓紙を被レ違态之働、條々一書先度進レ之候、相達候畢、殊更今度景勝可レ被二相果一儀、不レ謂旨精々理申候へ共、無二同心一下向候、如レ此一人宛被二相果一候ては、秀頼様可レ被二取立一儀にあらず候に付而、各申談西之丸の留守居追出、伏見に有レ之留守居、爲二可レ討果一堀際まで取詰、築山を申付、大筒石火矢にて責詰候、急度可レ爲二落居一候、大阪之事西の丸へ輝元被レ移、長大、德善、增右丸々へ移り、何も日本國の諸侍妻子番等堅申付、其上に人質を取置候、美濃伊勢手先之城々へは加勢を入、自身事ハ不レ及レ申、家老まで人質を相下申候、九州西國北國一篇に申談候、但羽肥州は老母人質に出し候間、先引切候事迷惑之由、內儀之理に候、關東へ罷立候衆妻子人質も堅占置候間、不レ可レ有二異議一歟、貴殿之御事　太閤様別而御懇無二御忘却一候はば、此節　秀頼様へ御忠節肝要候、其上景勝申談候はば、關東卽時に破滅たるへく候、伊達、最上事も、大坂に自分の妻子不レ及レ申、家老まで悉妻子有レ之付相下申候、惣別下向刻より、何時も　秀頼様御忠節可二申上一由被二申置一旨候て、爰許之有姿申下し申候、御手前之儀被二見合一候て是非共御忠節此時候、猶石治少より可レ被二申入一候　恐々謹言

長　大

七月廿九日　　正家　花押
　　増右
　　長盛　花押
　　徳善
　　玄以　花押

眞田安房守殿
　御宿所

（眞田家文書）

昌幸西軍に應ず

第四節　昌幸西軍に應じ、上田に籠城す

眞田昌幸が、いよ〳〵大阪方と成つてからは、東西相應じて事を成すために、上方會津との中間に居り、双方の消息を通じ、連絡關係を失はしめざる大切な役目を勤めたのである。八月五日附眞田房州宛の、石田三成の書狀に、「此飛脚早々ぬまた越に、會津へ御通候而可給候、自然ぬまた會津の間に他領候て、六ケ敷在ゝ之共人數立候て成共、そくたくに成共御馳走候而、御通しあるべく候事」とあるのは其一端を窺ふに足るのである。

信幸の去就進退は、八月六日附で三成から、昌幸に送つた書面の追て書きに、「豆州義如何候哉無二心許一候」とあれば、此頃まで、伊豆守信幸の去就は、三成の所には知れて居らなかつたのである。昌幸よりの八月五日附、三成宛の書狀の返書が、八月十日附で、三成から昌幸に送られたが、其時には、宛名は昌幸幸村兩人に、成つて居るので、此時には信幸の行動が、上方に知れたものと思はれる。石田三成は、昌幸に向ひ先づ太閤生前の恩誼に、報うる爲めに、大阪方に合力すべきを說きしが、此八月十日

石田三成信甲兩州宛行を昌幸に約す

附の書中に於ては、「信州之儀不レ及レ申甲州迄も貴所御仕置可レ在レ之旨、輝元をはじめ各被レ申候事候」と述べ、成功の曉には、信濃甲斐二ヶ國を宛行とて、只管此際昌幸の奮起盡力を、切望して居つたのである。

昌幸父子の去就

眞田昌幸及二子信幸幸村の三人は、會津討伐の軍に從つて出馬し、昌幸幸村は、野州天明の宿に宿營し、伊豆守信幸は、少し離れた犬伏に宿營して居つた。其所へ、上方に於て、石田三成が大事を企て、其味方になるやうにと、三成の密書が到着した。何日かは判明しないが、多分七月二十日頃と考へられる。昌幸幸村の兩人は、共に太閤秀吉の恩顧を蒙つて居り、幸村は石田の知己、大谷刑部少輔吉繼の女を娶り、其大谷も石田に與した以上、兩人共に大阪方に屬くべきものである。獨り伊豆守信幸は、實は本多忠勝の女とは云へ、表面家康の養女を妻として居るので、義理の親子の關係があり、隨つて德川の恩顧を蒙つて居る。且其所領沼田の地は、たとへ元々眞田領分であつたにしても、家康が關東に移つてよりは、上州も當然家康領分である。其中の沼田を與へられて居る故、信幸は德川所屬の、一侯といふべき形になつて居る。此故に、家康が伏見大阪等に居る頃には、信幸は家康の身の上を憂慮して、度々江戸表の秀忠の所まで、消息を通じたのである、慶長四年後三月廿五日に、德川秀忠より信幸に送つた書狀は、此證左の一である。此は信幸の立場としては、當然の事で、大阪江戸の間に、干戈相見ゆるが如き事が起つたなら、信幸は八分通り、江戸の味方となる者と思はれた。

秀忠家康の安否を憂慮す

信幸宛德川秀忠書狀

遠路被レ入二御精一候而酒井右兵衛太夫所迄御飛札、令二披見一候、然者御城二内府被二相移一候由、蒙レ仰段得二其意一祝着至候、上洛節可二申述一候　恐々謹言

後三月廿五日　　武藏守

秀忠（花押）

眞田伊豆守殿

（眞田家文書）

信幸一人父弟と別れ徳川方となる

昌幸は、三成の書面に就て、如何なる所存なるかを確むる爲め、犬伏に急使を遣り、信幸を天明の宿に呼ひ寄せて石田よりの書狀を示して、其意見を尋ねた。信幸は此度の事は、石田三成等が秀頼のことを口實として、企てた奸謀故、其れに與することの危險なるを說き、且己は既に家康の女を娶て其女婿となり、恩顧を蒙むること深い故、家康に叛いて、大阪に屬く意志は無い旨を力說し、昌幸幸村兩人の意見と反對で、父弟と引き分れて、家康に屬することゝなつた。此時の樣子を書いたものに、反對の二說があり、一は父子東西に分屬するのが、眞田家滅亡の悲運に陷るを免れしむる、賢明な策として、相談づくにて相別れたとする。一は去就につき、兩者の意見相合はずして、互に敵となつたとする。前者は眞武內傳所載の說で、後者は眞田記所載の說である。左に兩者の所載を記して置く。

眞武內傳

昌幸密に嫡男伊豆守を招き是非を議す、昌幸の曰今度石田大谷方より內通有レ之に付秀頼の味方に屬し上方を可レ救旨を述べ玉ふ、信之被レ申ハ此儀不レ可レ然既に此所迄出陣あり、殊に某事內府公の緣者たるに仍り、旁無事思召す所に、忽ち變心敵の色を被レ立事非二本意一思召留り玉へと被レ諫、昌幸曰其緣者に付ても有二遺恨一內府始め汝に嫁せんと約したる女を北條に嫁す、其後及二鬪戰一事解け後吾弟隱岐守を以て喩し、本多が女を內府養女として、汝を聟と稱すること、只馴親む計にして實情に非らず、吾常に憤レ之、今鬱憤を散ぜん時至れりと、信幸曰仰の赴き御尤には雖レ奉レ存、已に婚儀之節不レ辭而匿レ怨受レ之今事に及んで通家の因に背くは不義也と被レ申、昌幸曰一應其理ありと雖も、拘二小節一不レ可レ失二大義一、其故は今天下之難レ決安危、汝は屬二內府一左衞門佐ハ大谷刑部少輔が婿たれば、吾と同じく秀頼に屬し、運を計二兩端一家廟を保たん、悠然として斷二祉稷一は策の拙き也、父子昆弟怨讎となるも萬歲之良計也と有れば、信幸此議に隨ひて、父子離散し家臣等も別分れ信幸ハ屬二內府公一とあつて、父子東西に分屬した、便宜主義となすものである。

眞田記

伊豆守承り、尤ノ仰ニ候ヘトモ、此段ハ是非不レ可レ然、子細ハ家康公ノ威儀ヲ見ルニ、中々謀ニテ可レ被レ打人ニアラズ、石田ニ與シ給ハヾ幾程モナク亡ビン事、如レ指レ掌ナラン、家康公ヘ與シ給ハヾ、子孫永ク榮福ナルベシト云、其時安房守曰其方無分別也、何トシテ三ケ國ヲ領スベキヤ、某ハ餘命ナシ、是皆其方ノタメニアラズヤト、强テスヽメケレドモ、伊豆守頻リニ同心セザレバ、安房守モ仰天シ、立腹シテ其方妻子ニ心殘ルヤ、是勇士ノ業ニアラズト、イロ〳〵悪口ニ及ケレバ、伊豆守座席ヲ立、破馬ニ乘鞭ヲ揚テ、宇都宮ニ歸リ、家康公ヘ右ノ趣、アリノマヽニ申上ルとあつて、功利主義である。昌幸信幸意見合はずして、別れたことは、鶴頭夜話にも相談調はずして、別れたとある。

右二說に就ての考察

運を兩端に計り、家廟を保たん、囘然として社稷を斷つは、策の得たる者でないといふ譯で、昌幸信幸とが得心づくで、別れたものならば、昌幸が信幸に向て、上田へ歸へる時、沼田を通行しても、差支無きやと、念を押す必要もあるまいと思ふ。

眞田記所載に據ると、昌幸が大阪方に屬する時は、三國信濃、甲斐、駿河を宛行はれる故、大阪方に屬く意味に述べて居るが、昌幸が去就を決する頃には、此樣な約束の有無は不明であり、八月十日附の三成書面に、はじめて信州甲州二ケ國仕置の事を、昌幸に申越したのである。故に其方無分別也何トシテ三ケ國ヲ領スベキヤ某ハ餘命ナシ是皆其方ノ爲メニアラズヤといふのは信じられぬのである。

武田氏沒落の際に於ける、昌幸の態度から推し考へて見ると、恩義を忘却するやうな人とは思はれない。其昌幸が德川家康と干戈を交へ、其後長く敵對を續くるに於ては、或は一家の安危も、測るべからざる時に當り、豊臣秀吉の爲めに、家の安泰を保證され、其救解に依て家康と無事になり、其後は秀吉

に目を懸けられ、殊遇を蒙つた恩宜を思ふ時、其恩に報んと覺悟するのは當然の事、其れに常々快く思つて居なかつた德川家康が、秀吉の薨後、專恣の振舞多きを見聞し、家康反抗の氣分が強烈に成つて居た所へ「太閤樣御懇意忘れさせられず秀賴樣へ御奉公を希ふ」とて豊臣氏の爲めといふ言に動かされて大阪方と決意したものと思ふ。

高野山蓮花定院に、豊臣秀吉の畫像がある。慶長四年、秀吉の近臣富田左近將監信廣が畫かせて、居室に掲げて、景仰したものと、秀吉の風貌特徴酷似して居る、寺傳では、眞田昌幸筆といふも、昌幸も富田將監と同樣、秀吉の畫像を畫かせて、朝夕景仰したもので、昌幸の死後、生前世話になつた蓮花定院に納めたものと信ずる。此の如く、死期に至るまで、生前の知遇に感激禮謝する程の、昌幸であつたから、太閤樣御懇意不破忘思召只今之御奉公所希候とあるに、奮起したのである。かゝる際に、信幸が堅く執つて、德川に屬する意見を主張したので、昌幸も立腹し、信幸も快らずして相別れたものと思ふ。

信幸の去就に付幸村快からず

信幸は、其一生を通じて觀ると、細心律義の人と思はれる、此やうな人であつたので、德川家康とは義理の親子の關係があり、其上常々眷顧を蒙つた恩宜を思ひ考へて、一途に德川に屬すべきものと決意して、遂に父弟と相分れて、互に敵と成つたもので、かの大鋒君犬伏狀と稱する者の如きは、信ずるに足らぬと考へられる。

父子去就を決する際、幸村が兄信幸に對して、如何なる心持であつたのであるか、幸村が父昌幸と共に、上田表に引返す途中、沼田に立寄つたが、其時幸村は、場合によつては、沼田の町中燒き拂ふこともあらんかと、木村土佐守を先づ沼田へ遣し、又沼田城に、昌幸父子が入ること叶はずして、沼田の正覺寺にて休息し居りし時、石庵といふ者來訪し、伊豆守殿はいかゞなされしかと、信幸の消息を尋ねた時、幸村は、「伊豆守は浮木に乘つて、風を待つて居る」と挨拶し、石庵を驚かし、又伊豆守の行衞が判

明せぬとて、沼田の者共、俄かに騒ぎ立てしを立腹して、沼田町を燒き拂つて、通るべしと云ひ張つて、父昌幸の制止に由つて、纔に其事無きを得たとの事が、慶長年中朴齋記にある。此等に依て考察すると、幸村は兄信幸が、德川に屬く事に、慊焉たる者があつたのは、明かに推知される。

昌幸父子上田表に還る

かくて昌幸幸村父子は、七月二十二日の朝野州天明の陣を引き拂ひ慶長年中朴齋記。僅かな人數を召連れて大急ぎで赤城山麓の道にかゝり、佐藤軍兵衛、春原若狹二人を案內とし、沼田に出で、正覺寺に入つて暫時休息の上、大笹に出て、鳥居峠を越えて、上田城に皈還した。沼田から大笹迄十六里、上田迄二十餘里部下の兵士等は、沼田へも立寄らずして、三、四日後に皆上田に到着した。此出來事は、二十二日に足利の小林十郎左衛門に由て、其日古河に到着した家康に注進されたのである。

伊豆守信幸の行動

父弟と意見を異にして、己が陣所犬伏に立歸つた伊豆守信幸は、直に家康の許に赴いて、父が別心したので、諫爭大に力めたが、遂に聽かれずして、父子引き分れて、此所に到つた由を告げた。

家康信幸の來屬を喜ぶ

此時に在ては諸將の向背定かならざるものあつたので、一將たりとも我味方に加はることを望む際に、信幸が父弟と引き分かれ、獨り我麾下に馳せ參じた故、家康は非常に喜んで、七月二十四日に褒狀を與へ、二十七日には又昌幸の所領信州小縣の地を宛行ひ、且向後信幸一身をば取立て遣はすべき旨の證文を與へて、忠勤を勵まさせた。

家康西上に決す

德川家康は石田の擧兵伏見落城の報に接し、七月廿八日從軍の諸將を會して軍評定を爲し、軍を旋して西上するに決し、會津方面へは長子結城秀康を留めて之に當らしめ、最上、蒲生、伊達、相馬、堀、里見等をば、上杉の押として、其領地に殘留せしめ、子秀忠には、別軍を率ゐて、中山道を西上する事を命じ、家康自らは、東海道を西上するに決し、八月四日下野小山の陣を撤して、六日江戶に到着した。創業記。

眞田信幸は既に家康に屬し、證人として其二男內記年四歲を江戶に送り、又八月廿一日附の書狀を以

信幸其子を質として家康に送る

て、沼田の信州口及會津口の境目に對する手配に就き、己が處置した所を述べて、家康に報告した。家康は之に返書を送つて、滿足の意を表した。

秀忠の西上

中山道西上の德川秀忠は、宇都宮より西上の途に上る前日、眞田信幸に書を送り、二十四日宇都宮を出發し、小縣に働くを以て其旨を心得て、上田表に出張すべきを命じた。其書面は次の如くである。

態令レ啓候仍而廿四日此地罷立候チイサ形相働候之條其分被二心得一候而、彼表江可レ有二御出張一候、尙大久保相摸守本多佐渡守可レ申候　恐々謹言

八月廿三日　　秀忠（花押）

眞田伊豆守殿

（眞田家文書）

秀忠松井田より書を黒田長政に送り、眞田處分の後西上する由を告ぐ

德川秀忠は、八月二十四日宇都宮の陣を引拂ひ、榊原式部少輔康政を先鋒とし、惣勢三萬八百餘（德川實記）を以て、西上の途に就いた。秀忠の出發前、八月十二日に德川家康は、本多佐渡守正信を江戸に招致して秀忠の事を托し、又同月廿四日書を甲府の淺野彈正少弼長政に送り、秀忠の軍に從て萬事指揮せんことを依頼した。けれども、何故か長政は出陣に及ばずして、本多正信一人隨從することゝなつた。

德川秀忠は二十八日上州松井田より、黒田甲斐守長政に書を送つて軍の近況を報じた。其書中に、「信州眞田表仕置爲レ可二申付一、去廿四日彼地を罷立、今二十八日上州到二于松井田一令二着陣一候近日彼地へ押詰仕置等申付、隙明次第可レ遂二上洛一覺悟に候」とある、之れと、信幸宛八月二十三日附秀忠の書狀、とに據つて考へると、秀忠は最初から、信州上田表まで押し寄せて、眞田を處分して、西に向ふ積りで、有つたのである。此時小諸城主仙石秀久は、眞田昌幸父子が、野州天明の陣を引拂らひ、俄に信州上田表に、立返つた事を聞き、早速此を德川家康の許に注進した。家康は秀久を召して、信州表の事心配なる故、

仙石秀久上田の動靜を家康に報ず

早速居城小諸に立歸り、敵の動靜、並に四隣の情勢機變を察して、報告すべきを命じ、又秀忠よりも中山道西上の途次、小諸に立寄る旨を告げ、其を心得居るやう申遣はした。依て秀久は八月三日小諸に歸り、四境の狀勢を探り、且城の防備を嚴重にして、秀忠の來るを待つた。八月八日に、又家康より秀久の許に、書狀到來し、加越信方面の計策を賴み入る旨を申越し、同十三日には秀忠中山道西上に付、落度の無きやう取計ふ事を賴み入れた、仙石家譜。中々用意周到であつた。

家康西上の途に上る

家康は、先發した福島正則等の諸將が、大阪方なる織田秀信の居城、岐阜を陷れた報告に接し、愈出馬に決し、九月朔日江戸城を出發した。此日書を眞田信幸に送り、敵若し越後の坂戸（上田城）へ押し寄するが如き事あらば、油斷なく加勢をなし、又度々書狀を坂戸へ遣はして、力を添へるやうに注意を與へた。德川實記、眞田文書

急度申候、仍大柿、治郎少輔、島津、備前中納言、小西攝津守籠居候、卽取卷可レ成二水責一とて早速令二出馬一候、坂戸へ敵於二相働一者、無二油斷一加勢尤候、切々飛脚被レ遣添レ力事肝要候　恐々謹言

九月朔日　　家康（花押）

眞田伊豆守殿

（眞田家文書）

秀忠秀久に迎へられて小諸城に入る

秀忠は九月一日輕井澤に着した。仙石秀久は其を聞いて、早速唯一騎にて、此を追分に迎へ、自ら先導して小諸城に入つた仙石家譜。二日の夜軍議して、先づ使を派し、上田表眞田昌幸父子に、開城を勸むるに決し、其使者の役目を、眞田信幸本多忠政の二人に命じた。本多忠政は信幸の姻戚である。三日昌幸は、信幸忠政の兩人と信濃國分寺に於て會見し、兩人の勸說する開城の件に就ては、親子兩人の生命助かる上は、開城して德川に屬する、此旨宜しく、秀忠に賴み入れて貰ひたい。然し此事は、家臣等にも申聞かせ、猶城の掃除などもした上、城明け渡したいと思ふ故、二日間の猶豫をと、申入れた。信幸

昌幸秀忠を欺く

等は歸て此趣を秀忠に報告した。然るに其後、昌幸は開城など、思ひも寄らぬと、約束を變じ敵對の色を現はした。

上田軍記に

九月四日（四日は誤）の夜に秀忠公仙石越前守が居城、小室に着御あり、本多美濃守忠政眞田伊豆守信之兩人を、御前に召されて、上田の城へ使節の旨を命ぜらる、安房守秀忠公の陣下に來るべきか、又堅く城を守るべきや、否を聞せらるゝ、兩人上田に到る、安房守兩使を國分寺に入置て、城より來り對談に及び、顏色柔にして兩人を饗應す、是籠城用意の爲なりと云ふ。

又曰御味方を仕る者ならば、本領の上御褒美を賜はるべきとの趣なり、昌幸御請有けるは、忝き思召なり委細畏り奉りて候なり、此趣家臣共にも申聞かせ、是より御返答可申上とて、兎や角と日數を過ごし、其内に城の普請等諸事相調て、右の御使に對面あり、秀忠公の御意の趣身に餘り忝畏り奉り候へとも、秀賴公の仰として、老中並奉行石田治部が方より、斯の如く候なり。然れば向後共に、兩人參り候事無用なりと申し切て、御使をば返されたり。秀忠公は此旨を聞し召して、扨は安房守が我をたばかりけるぞとて、大に怒り玉ひ、先勢を以て上田城へ攻寄せ玉ふ、とある。

昌幸上田開城を峻拒す

第五節　秀忠の軍上田城に迫る

徳川軍の先鋒上田城外伊勢崎の砦を攻め落す

秀忠大に怒り、九月五日曉天小諸を發し、軍を上田表に進めた、其先鋒は、上田城の東に當れる、伊勢崎の砦を攻め落し、續いて戸石城を攻撃せんとした。此戸石城は、眞田幸村が守つて居たが、上田城との連絡を斷たるることを恐れ、城を明けて上田城に引き揚げた。依て秀忠は、伊豆守信幸に命じて、戸石城を守らせた。此時秀忠は書を送つて、淺野長政に上田表の情況を報じ、上田表の仕置埒明き次第、速かに上洛すると申送つた。此書中に、眞田安房守事最前は身命相助様にと、眞田伊豆守を以て種々佗

秀忠上田表の戰況を淺野長政に報ず

言申候つる所、至二只今一存分を申す故、不レ能二赦免一と述べた所を見ると秀忠の激怒の程が察せられる。(忠隣)(正信)被レ入二御念一、大久保相摸守、本多佐渡守所迄御状、披見申候。如レ仰眞田安房守(昌幸)事、最前ハ身命相助(信之)様にと、眞田伊豆守を以種々佗言申候つる處、至二只今一、存分を申候間、不レ能二赦免一、今日上田表(戸)爲二順見一相動候處、と石之城あけ退申候間、則眞田伊豆守を彼城へ入置申候條、先以可二御心安一候、如下レ被二仰越一候上、此表仕置申付、頓而可レ令二上洛一候間可二御心安一候、猶兩人かたより可二申入一候、恐々謹言

(慶長五年)
九月五日

江戸中納言
秀忠(花押)

淺野彈正少弼殿

(淺野家文書)

秀忠の軍勢

秀忠の上田表に率ゐて來た軍勢は、概數左の如くであつた。

(慶長五年の軍役定百石二付三人の割合)　日本戰史關ケ原役に據る

德川秀忠	凡一萬五千人	
榊原康政	凡	三千人
本多忠政	凡	三千人
奥平信昌	凡	二千四百人
仙石秀久	凡	一千五百人
大久保忠隣	凡	一千三百五十人
眞田信幸	凡	八百十人
日根野備中	凡	七百五十人

小笠原忠政	凡	六百人
牧野康成	凡	六百人
菅沼忠政	凡	六百人
諏訪頼水	凡	三百六十人
本多正信	凡	三百人
戸田一西	凡	百五十人
石川康長	凡	二千四百人
森　忠政	凡	三千八百十人
酒井家次	凡	九百人

（藩翰譜に據れば酒井家次は關ヶ原戰の時家康の後陣とある）

上田籠城軍の概數

上田籠城軍の概數は何程位であつたか、先づ沼田二萬七千石（此高は恩榮錄に據る）は伊豆守信幸の手に屬したと見て其分を引き去り、小縣分の領分高三萬八千石（此高發絕錄に據る）分、上田籠城に參じたるものとし、百石三人の積ならば千百四十人となる、けれども之は出征の時分の、割當積であるので、在所では無論其以上集め得らるゝであらうから、少くも其倍數位は、集め得たと假定する時は、二千五百人程は、あつたと想はれる。德川軍に屬する森右近忠政は、上田の西岩鼻口を押へ、石川玄蕃康長は、千曲川の南方上條に陣して眞田に備へた。上條は、今の上田市中之條區の東に當る所である。而して秀忠は、上田の東方高地、染屋の臺に陣した。或は曰ふ、秀忠本營は伊勢崎砦であつたと。眞武內傳

秀忠示威の武者押

秀忠は染屋台に陣を構へ、染屋台下で、武者押をさせて閱覽した。其時太田吉隆（摩下の士）は、紺地に金の、大文字の指物したるを見て、特に其姓名を尋ね、物の具のすぐれたるを賞せられ、依田肥前守信守も其駈け引の見事なるを賞せられ物を賜ふ所があつた。寬政重修諸家譜。此は上田城に對する示威運動と、

軍氣皷舞の爲めと思はれる。

九月六日の戰況

九月六日奥平信昌等の隊より足輕を出して、城近くの田の稻を刈らしめた、朝倉藤十郎宣正、齋藤久左衞門信吉、中山勘解由昭守、戸田半平光正、小野澤治郎右衞門忠明、鎭目半次郎惟明、辻太郎助久吉等の麾下の士、此を指揮した。昌幸はかねて、城の東方願行寺口に、砦を構えて此方面の防備としたが、此砦を守れる眞田兵は、直に突出して、其を追ひ拂はうとした。刈田の者共粉骨して働きしも、人數少なく將に敗走せんとした、此樣子を見た牧野康成は、自ら士率を勵して奮闘し、本多忠政、大久保忠常等も之に力を協はせ、城兵を追つて城門（願行寺砦の城戸の事）に迫つたが、本多正信、大久保忠隣の兩人が、きびしく戰を止めたので、遂に引き揚げた。

德川刈田の兵と眞田兵と衝突す

藩翰譜所載上田攻の狀況

藩翰譜榊原康政の條に「大番の人々、はしたなく城の兵と行き逢つて、軍仕出し、城既に落つべかりしを、佐渡守制し止めて、小諸の城に御陣を移させ參らせ、軍せし輩を、罪科に處す、これ御下知を待たずして、軍せし故なり」とあるが、此「はしたなく城の兵と行逢つて、軍仕出し」と云ふは、刈田を始めたので、城兵出でて、此れを追ひ拂はんとし、其れを助くるもの、双方から馳け出して、迫り合が段々大きく成つたのを云ふたのであり「城既に落つべかりしを」とは、德川軍は多勢を以て、砦の城戸まで押し寄せて、中にも杉浦平太夫、牲掃部の兩人は、砦の堞に駈け登り、城は落ちぬと大呼した程で、今少しで、砦が乘取り得られたと云ふのである。はしたなく、城の兵と行逢つて軍仕出しといふ事に依て、刈田が敵を誘き出す計で、爲たものでないことが知られる。又「軍せし輩を罪科に處す、これ御下知を待たずして軍せし故なり」とあつて、秀忠小諸に引き揚げて後、軍令を待たずして、猥りに戰ひし者を罰し、其廉で杉浦政勝は、自殺して謝罪し、其他上州吾妻の城に、禁錮を命ぜられた者もあつたので、秀忠が上田城攻擊の命令を、出さなかつた事は、確かである。

上田城を攻めし人々處罰せらる

此日の戰に、菅沼忠政は「己が一手にて城の搦手に向て、之を攻め破る、双なき高名とぞ聞えける」

と藩翰譜に載せてあるが、其事分明ではない。

秀忠上田城の總攻撃を爲さず兵を小諸に引揚ぐ

徳川秀忠は眞田昌幸に說いて、開城せしむるか、或は攻め寄せて城を陷れるか、何れにしても、上田城の處分を爲した後、西上する積であつて、上田表まで軍を進め、上田城に臨み兵威の熾なるを示したが、昌幸父子敢て怖るる氣色も無く、城を死守する覺悟の樣躰を見て、總攻撃の擧に出づるも陷落せしめん、と考へたであらう。けれども本多、大久保其他仙石秀久等が、此後に大事の戰を控え乍ら、上田の小城一つに拘て、兵を損し時を移すことの不可を力說したので、折角上田表迄軍を進めながら、はかゞしく城攻めもせず、九月七日には、遂に兵を小諸に引きあげた。藩翰譜榊原康政の條に

康政重ねて申けるは、また上田の城を攻め給はざりしは、古い者共が、強ちに諫め止めまゐらせし故なりき、中納言殿は、攻め破つて、御通有べしと、御諚なりしかど、年老ひたる輩を、附け參られし事は、諫をも進め謀をも獻れとの御事に候、たとへ御心に叶はせ玉はぬ事なりとも、我等が諫に從はせ給はんが、大殿の御心に、任せらるるにあらずやと申ける上は、御心にも任せ玉はず、されば彼城を、攻めう攻めじの爭に、日をこそ移し候ひつれ

とあるは事實を述べたものと思はれる

昌幸幸村父子の籠城心事

昌幸幸村父子の、籠城當時の心事を忖度すれば、何れ上方に於て、一戰あるは必定である、其際に秀忠の率ゐる中山道軍をして、海道の軍と、力を合はす事叶はざらしむるのが、此際尤大切な事であり、然するには、可成日數多く秀忠軍を、上田城に引付けて置くのが必要で、其には此方から、はたらき懸けて戰ふ要は無い、然し敵若し力攻めに城を乘取らんとするに於ては、殊死防戰城を枕に討死して、敵に痛手を負はせて、其戰鬪力を減殺せしむる事が、此際大阪に盡す所以のものと、覺悟して居たものであらう。

秀忠軍小諸に引

秀忠は七日に、上田表の陣を引き拂つて、小諸に引き上げた、小諸引き上げの日を、九月九日となす

き上ぐ

說あるも、藩翰譜榊原康政の條に、「其御使　家康が江戸出發の事を秀忠に知らせる爲めに出した使　今月七日小諸の御陣に來り畢んぬ」とあれば、秀忠が軍を小諸に引き上げた其日に、家康の使が到着したのを指すもので、此日に秀忠は、小諸に居つたと見るべきである。又小諸に引き上げて後、上田表にて軍令に依らずして、濫りに城兵と戰つた者を罰したが、寛政重修諸家譜杉浦政勝の條に、杉浦政勝は上洛の廉に依り、申譯無しとて、自殺したのは九月七日である、此事も亦七日引上げを證すると思ふ。

大久保忠當の下に屬いて、奮闘した杉浦政勝は、自殺して其罪を謝した爲め、大久保忠當は咎を免れて以後の從軍を許されたが、牧野康成の子忠成は、抗辯して「高名した勇士を誅するに於ては、此後誰とても粉骨碎身忠を致す者が無くなる、郎等が主君の爲めに、命を捨てることは珍しくないが、我等は此度、郎等の爲めに、命を捨てる」といふて、上田城兵と戰つて、大に働いた、牲掃部をつれて逐電した。此故に、忠成の父康成は、咎を蒙つて從軍を禁じ、上州吾妻城に禁錮された。

秀忠小諸に於て家康江戸出發の報に接す

秀忠は、九月七日小諸に於て、父家康が九月朔日、江戸出發西上の報に接したので、急ぎ西上の準備を爲し、十日德川實記小諸を發し、間道役行者越大門峠にかかつて諏訪に出で、獨り和田峠を越えて進みし、榊原康政の軍と下諏訪で合し、中山道を西進し、十七日木曾妻籠に於て、家康の遣はした關ケ原戰勝報知の使者に逢ひ德川實記、大に驚き晝夜兼行、二十日大津に於て、家康の軍に合した。關ケ原の戰に後るること五日。家康は秀忠が關ケ原の戰期に後れた爲か、或は上田城を拔かざりし爲か、又慶長年中卜齋記にある如く、此度の戰に、家康利運なく、萬一負けたなら吊合戰を爲さんものと、人數を揃へて上るべきに、道を急ぎまばらの樣で、上つたからであるか分らぬが、甚だ不機嫌で、面會しなかつた。けれども榊原康政が、理非を分けての直諫に、家康も心和いで對面した。

秀忠晝夜兼行西上す

家康秀忠の戰期に遲れたるを怒る

若し秀忠が、上田城に臨むこと無く、中山道追分から、直に中山道を西上したならば、九月十二日か十三日には、濃州赤坂に到着して、關ケ原役の間に合つたと思はれる。されば、上田籠城の目的は、充

分達せられたのであるが、關ケ原の一戰に、大阪方が慘めな負け方をした故に、折角決死の籠城も其効果の見るべきもの無かつたのは、いかにも殘念の事である。

過上田城阯懷眞田昌幸幸村二將　高橋白山

長安棊局變輸贏　豊氏山河夕日傾　男子固逢知己死　丈夫不負舊恩主　弧城猶俯北流水　奇策曾支西下兵　俠骨稜々高千古　史乘赫々二公名

上田の古城にて　仙石政固

世々を經る古城の杉にまつはりし
蔦の紅葉もなつかしきかな

上田城墟記　内田周平

上田城在二信濃國小縣郡一。往昔眞田昌幸所二築焉一以據守一也。余幼聽二先考談一眞田氏三世節義一。及レ長讀二史傳一。益審二其事蹟一。想慕不レ能レ措。」今玆甲子夏。遊二信濃一。入二上田市一。觀二城墟一焉。墟在二市南西隅一。臨二千曲河一。負二太郎山一。東控二神川之流一。西擁二岩鼻之險一。知二其爲一戰國要害之地一也。內城外郭。各環以二深濠一。城門東向。樓櫓有レ七。北西繞二一帶水一。南方斷崖下曰二尼淵一。爲二千曲河激流處一。今則樓櫓僅存二其一一。河道前徙數千步。其跡爲二桑田一。登レ墟四顧。東北有二伊勢山眞田諸邑一。爲二昌幸先世以來所一レ據。西南平疇。卽上田原。爲二村上武田兩軍接戰地一。西則鹽尻村。村後兩山相聳者。卽岩鼻也。余騁レ目縱覽。慨然有レ思焉。」天正十三年秋。德川內府在二濱松一。納二北條氏直和一。妻以レ女。使二昌幸還二其所一レ略沼田城於氏直一。沼田爲二上野北境要衝一。昌幸不レ肯。內府乃進二軍于甲府一。其將鳥居元忠、平岩親吉、大久保忠世等率二兵二萬一。薄二上田城一。昌幸力戰却レ之。又大敗二諸神川一。」余濱松人也。聞二德川氏事一熟矣。是時兵勢最熾。四鄰風靡。而昌幸以二亡國一將一。守二孤城一不レ屈。使二內府視如二一敵國一。何其壯哉。且濱松軍十二倍城兵一。其將士亦多二參遷之俊一。而皆爲二昌幸所一レ却。可四以知二其智謀之深與一所レ據之固一

焉。」夫昌幸與二德川氏一離合有レ時。皆揆以レ義。城之用舍亦隨レ之矣。關原之役。感二豊公舊誼一、與二子幸村一應二西軍一。扼二山道東軍于此一。俾二主將逗撓後一レ期。以阻二敵勢一。迨二其戰敗遷一於高野一。其臣有二慕而往從者一。幸村及子大助俱守二遺訓一。扶二豊氏孤一。致レ力殉レ節。皆足下傳二後世一而照中史冊上也。幸村兄信幸雖下從二德川氏一婚姻上。辭二百萬石采地一。爲二父兄一乞命。亦有二可レ稱者一。」城天正十一年所レ築。昌幸遷後。幕府命毀レ之。而舊形仍存。元和二年。信幸復受二封于此一。居七年。移二封松代一。仙石氏代爲二城主一。後又松平氏居レ之。至二明治二年一始廢。墟今闢爲二公園一。而其市年加レ昌。尤以二繭絲之富一著云。大正十三年八月下瀚。

第六節　昌幸幸村父子の助命

關ヶ原役後の眞田父子

關ヶ原に於て大阪方大敗の報上田に達したるも、昌幸幸村父子は、些も氣を屈することなく、盆籠城の準備をした。眞武内傳「此は昌幸父子は、關ヶ原の一戰に大阪方大敗せしとは云へ、まだ大阪城には、毛利輝元大兵を擁して西ノ丸に居り、增田右衞門佐長盛も入城して居る。其上城は難攻不落と稱えられる、堅城でもあれば、たとへ家康が勝に乘じて大阪城に薄るとも、容易く陷れることは不可能であらう、且大阪方に心を寄す大名の中には、大阪城に入つて、猶一戰を試みやうと思ふ者もあるだらう、立花宗茂は大阪に入城して一戰しやうと申込んだ事がある、又今迄家康に屬して居た諸侯中には、秀賴の居城大阪を攻めるといふ段になれば、鋒先の鈍る者もあるに相違ない。此の如くならば、大阪方も絕望とは斷じ得ない、故に其形勢の推移に乘ずべき機を見出し得ないとも限らないと考へたのではなからうか。然るに小西、石田、安國寺等、相ついで獲られ、大阪に居た毛利輝元も、九月廿三日には、西の丸を退いて木津に移り、增田長盛も其領邑郡山に屛居するといふ有樣に成つた。かくて尤早折角の上田籠城も、詮なき事になつた。其處で信幸の心盡しの爲めに、助命の事になつたので、城を開いて德川の處分に依り、高野山に赴くこと、成つた

伊豆守信幸父弟の助命に盡力す

ものと思はれる。

伊豆守信幸はいかにもして、父弟の助命をと心を痛め、姻戚關係ある、本多中務大輔忠勝や、忠勝と尤も親しい井伊兵部少輔直政に、其助命の儀に就て、盡力を懇に賴み入れ、又自分としては、己が勳功に免じて、父弟兩人助命の事を、家康に懇願した、けれども、家康は容易に、許容すべくも見えなかつた。眞武内傳に井伊直政は家康に向つて、伊豆守は父子東西に引分れて、獨り德川方に屬して、忠勤を勵んだ、然るに伊豆守願の父子助命の事が、聽き入れられないに於ては、覺悟を極めて居る樣子である。我等も此父子助命の儀に就ては、一命を掛けて賴まれた故、若し此願叶はなければ、御奉公も仕り難き所存である、是非に父子の助命許容ありたしと懇請し、又本多忠勝も、切りに其事を歎願した爲に、家康も遂に折れて、昌幸幸村兩人の命を、助けることにしたとある。藩翰譜所載に據て見るに、本多忠勝、井伊直政、榊原康政の三人は、德川創業の大功臣で、常々の交りも非常に親しかつた。そこで井伊直政は、本多忠勝の女婿眞田信幸の身に取て、非常重大な事であり、延いては忠勝の立場に於て、座視し難い所ともならば、日頃の親交上、我亦手を束ねて、見て居ることも成り難い。故に眞劍の態度で、信幸の願意を聞き届くるやう、歎願した事だらうと想ふ。家康に於ては信幸の忠節は、既に知悉して居り、且曩きに信幸に與へた、證文の手前もあるとは云へ、眞田昌幸に對する不快の情は、蓋し深いものがあつたと思はれるので、先には溫言を以て、其心を安ぜしめて置き乍ら、後には其態度を一變して、中國の所領を沒收して、僅に吉川廣家の名に於て、長防二ヶ國を與へたといふ、毛利輝元に對した、あの態度から推して考へると、信幸にして若し本多忠勝との關係や、井伊直政の懇願が無かりしならば、昌幸父子の助命の程も、如何であつたか判知らない。

本多忠勝榊原康政兩人信幸の爲めに父弟の助命を家康に乞ふ

家康信幸の懇請を許るす

高野蟄居の眞田父子

高野隨從の臣下

第七章　高野山蟄居中の眞田父子

第一節　眞田氏と高野山蓮花定院

昌幸幸村の兩人は助命の上、高野蟄居の身となり、臣下の內、高野までも隨從して奉公したいと、熱心に申出た者の內、左の

池田長門守　原出羽　高梨內記　小山田治左衞門　田口久左衞門
窪田角右衞門　關口角左衞門　河野清右衞門　關口忠右衞門　青木半左衞門
飯島市之亟　石井舍人　前島作左衞門　三井仁左衞門　大瀨義人
青柳清庵

の十六人だけを召し連れて、十二月十三日當代記、折角築き上げた、上田の城を後にして、遠く高野山に赴いて、紀州淺野家の監視の下に、蟄居することゝなつた。眞田昌幸幸村兩人の高野蟄居は、隨分長い年月であつた。けれども其間、二人の動靜行跡如何は、據るべき確かな史料を缺き、詳かにするを得ない。故に今猶幸に殘つて居る古文書や、云ひ傳等に據つて、其樣子を記して見る。

眞田氏と蓮花定院とは緣故深し

眞田氏と高野山蓮花定院とは、此時以前より關係緣故があつた、海野棟綱は蓮花定院に對し、高野山上に於ては、信州海野知行の僧俗、皆蓮花定院を宿坊となす、旨の約定書を出して居り、眞田昌幸も天正八年に、眞田鄕の者は、貴賤を問はず、高野山宿坊は、前々の如く蓮花定院とする旨の、約定書を蓮花定院に出して居る。此の如き緣故があつたので、昌幸父子の高野に到着した時は、先づ以て、蓮花定

昌幸高野に赴きてより十ケ年餘蓮花定院に居る

昌幸高野に卒す

昌幸は赦免あるを豫期す

昌幸九度山に幸村と同居す

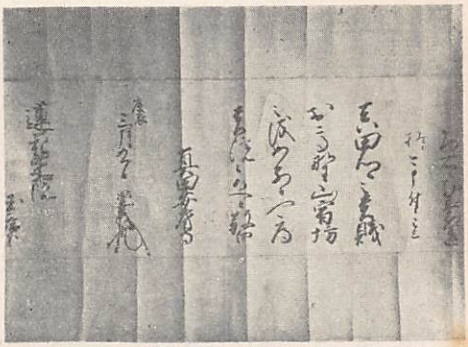

（蓮花定院所藏）

院に落付いたものと考へられる。

慶長十五年十一月、昌幸が高野から、其女婿小山田壹岐守に送つた書中に、「仍本中書死去に付、豆州御内へ吊爲二申入一蓮花定院御下候、我等事十ケ年餘寺を借候て在之事候其元別而御馳走候て可レ給候」といふ文句がある。是に依て見ると、昌幸は蓮花定院の寺を借りて、其處に十年餘も居つたのであるが、此時の蓮花定院々主行永法印（第十六世）は、大層よく眞田父子の、世話を見てやつた、といふ寺傳と符合する。

第二節　昌幸雄志を懷きて高野に卒す

今まで活躍奮闘をつゞけて來た昌幸が、何の爲す事も無く、其日其日を徒らに暮らすことは、嘸かし脾肉の歎に堪えなかつたであらう事は、想像に難くない。其れ故今一度世に出て、風雲の乘ずべきあらばと考へて、赦免の日を待つて居た事は、禰津神五郎に宛てた、正月（慶長六年）三日の書狀の中に、「年も明候間、我等下山之儀も、近付候はんと令二滿足一候」とあり。又慶長八年三月、信州小縣郡眞田鄉信綱寺の、順京和尙に送つた書中に、內府家康が、此夏の中に江戶に行くだらうとの風聞がある故、其時には本多佐渡守正信が、我等の事を家康に、話して呉れると思ふ、若し其爲めに赦免となり、高野山を下つて、鄉里へ歸る事が出來たなら、面會の上御話も承らう、といふ意味が述べてあるのに據つて、知ることが出來る。乍レ然昌幸の此期望も空しくなり、遂に高野で卒去するに至るのである。

昌幸も、晩年卽ち慶長十五六年の頃には、年も老ひ來り病氣も出て、體が弱つたので、九度山の幸

村の許に同居した。其は多分慶長十五六年頃と思はるる三月廿五日に昌幸が、上田なる信之の許に遣はした書面に、幸村の書き添へがある事に依て證する事が出來る。

昌幸信之の病を憂へ其平癒を祝す

昌幸は慶長十五年、卯月の末つかた、「春中の病氣散々のやうに聞き及んで、非常に心配したが、幸に病氣も平癒したとの報らせで、滿足此上も無い、其後元氣も益よいとの事、目出度ことである、申すには及ばない事乍ら、油斷なく養生專一になさるやう、我等事も、去年の病氣再發、難儀いたして居る、十年餘もの長い間、一度は面會が出來るかと、思つて居たが、只今の樣子では、其望も叶はないと思ふ、けれども、油斷無く養生して居るから、幸に平癒の上は、一度面晤の機を得て、談り合ひたいと思つて居る」といふ意味の書面を信之に送て居る。此書面で見ると、關ヶ原役當時敵味方と成つた樣子は更に無く、親子の情愛は、舊の如くなりしを察し得られる。

參史文書五二

態以二飛脚一申入候

春中之御煩散々樣に承候間、案入候共難レ盡レ筆に存候處、御煩御平癒(癒か)之由、預二御報一候つる間滿足不レ過レ之候、彌御氣相能候由、目出此事候。不レ及レ申候へとも、無二御油斷一御養生專一可レ然候。我等儀去年如二病氣一當年も煩候間、迷惑可レ有二御推量一候。十余年存候儀も、一度遂二面上一候かと存候處、只今之分は難レ成望候。但養生之儀致レ無二油斷一候間目出度致二平癒(癒か)一、一度可レ遂二面談一存候間、可二御心安一候、恐々謹言

尙々其後御氣相如何候哉承度候、以二飛脚一申入候、我等煩之儀、不レ致二分別一病候間、迷惑可レ有二御察一候、何樣以二使者一可二申入一候　以上

卯月廿七日　　安房

昌幸（花押）

（眞田家文書）

豆州參

同時に夕庵法師、及大熊伯耆守、兩人に宛てた書中に、「伊豆守の病氣平癒との事で目出度い、伊豆守の病氣中には、度々飛脚でも遣はして、見舞ふべき筈の所、此方は萬事不自由にて、思ふに任かせぬ、たゞ心の中で、思つて居たばかりである、此由を伊豆守によく申傳へてくれ」といふ意味を述べて居る。

武士の面目躍如たり

此夕庵等に送つた書中に「我等は去年の病再發して、慘めな躰である、察して貰いたい、次に我等の馬は、他人に所望されて、遣はして了つた、其故藏人（昌幸の四男昌親）の持馬中で、爪もよく、かんもよい駒を、一疋所望したいから、其方たち骨折盡力して、急いで寄越して貰ひたい、折々其駒を見て病中の慰にしたい」といふて居る、駿足を見て、病中の慰としたいといふあたり、武士の面目躍如たるものがあるを覺ゆる。

高野山蟄居中生活費裕ならず

昌幸の書狀の一つに、藏人昌親の所から、臨時の合力として、四十兩此方に送る事になつて居る。内二十兩は、原半兵衛の所から送り届けて、慥かに請取つた。けれども此方には、借金が多く有るので、何うにも此年のやりくりが、附き兼ぬるから、殘りの貳拾兩、一日も早く届けて、呉れるやうにと、催促したものもある。之に依て察するに、暮し向きも困難であつたのが判明る。此點に於ては、幸村も亦同樣であつたのである。

一書令二啓候一、豆州煩平（癒か）喩之由目出難レ盡二筆頭一候、切々御飛脚成共可レ申之所に、此方萬事不自由に付、心底之存事に候、此由折々豆州へ心得尤に候、然は我等如二去年一煩再發候て、散々之躰に候、迷惑可レ有二識察一候、次に我等馬を余所へ、被レ致二所望一候、藏人殿馬之内、爪かんの能候駒一疋、致二所望一候、其元有二馳走一急速被レ上可レ給候、折々見候而病中之慰申度候　恐々謹言

卯月廿八日　　安房　昌幸（花押）

夕庵法師

大熊伯耆守　殿

（眞田文書）

追而お藏金兩人之衆に可二相預一進候、先此方□留候て、何方定而可二相届一候、先殘廿兩の金早々可レ被二指上一候

以上

極月十九日之書狀令二披見一候、藏人所より臨時の合力四拾兩の內貳拾兩、原半手前より指上候、慥に請取候、爰元借儀あまた候間、如何共當年之仕合不レ成候條、殘廿兩の事、一日も早く上候樣に、請取候而池長門者に可二相渡一候？（不明）、必々不レ可レ有二由斷一候、尙々殘廿兩上候とも、爰元借儀多く候間、何方へも相届間敷候、當年の合力、先々春內に十枚分も上候樣に、肝煎尤に候、調候は先五枚も六枚も、其方可レ致二持參一候、委細角右衞門、半左衞門申遣候　恐々謹言

正月五日　　昌幸（花押）

安房

（宛名無し）

（眞田文書集）

寢

紀州九度山町、善名稱院に寺寶として、一つの寢犬の小形なのがあり、材は桐ノ木である。寺傳に據ると、此は安房守昌幸が、幸村の女いちのために、作つたものとの事である。いかに戰國の荒波を、漕ぎ抜けた程の、英傑眞田昌幸とても、年老いては、愛らしい孫女の爲めに、所在なきまゝに、此樣なことも爲ただらうと、人情味の上から首肯かれた。



九度山善名稱院寺寶昌幸孫女の爲めに彫る

昌幸卒去の年

昌幸の病氣は、何症であつたかは知り得ないが、一時的の急病では無く、二三年同じ病に苦んで、終には食事の味も無く、進まなく成つて、衰弱して逝いたのである。其卒去の年月に就て、眞武内傳正系には、慶長十八年六月四日年七十にして、卒去したとあり、諸家興廢記、藩翰譜等は、慶長十四年年六十五にて卒去となし、續武家閑談には、慶長十五年六十七歳にて卒去とある。此の如く諸說相違あるも高野山蓮花定院過去帳に、龍華院殿御命日、慶長十六年辛亥六月四日とあるを正しとすべきである。享年六十八歳。昌幸高野在世中、近仕した家來の內、青木半左衞門、窪田角右衞門等は、慶長十七年の八月に、伊豆守信之より、父昌幸在世中は、附き添ひ奉公して、奇特千萬であると、褒詞を給はり、此後身の上の事は取り立てゝ遣はすも、先づ以て百貫文の所を出して置くとか、本領に任かせて、六十貫文の所を宛行て置くとかいふ、證文を與へられて居る。

高野隨從の士賞せらる

以　上

昌幸御在世中相詰、別而奉公奇特千萬候、彌向後身上之儀可二取立一候、先百貫文之所出置候者也

慶十七年
子八月廿八日

（信之）
大鋒公
御朱印

（青木文書）

青木半左衞門殿

昌幸御在世中相詰、別而奉公奇特千萬候、彌向後身上之儀可二取立一候、先任二本領一六拾貫文之所出置候者也

慶長十七年
子八月廿八日

（信之）
大鋒公
御朱印

（眞田家御事蹟稿所載）

窪田角右衞門　殿

此證文は慶長十七年には、昌幸歿後の事を明かにするものであり、又此等昌幸に奉公せし人々は、昌

幸の葬禮を營みし後、一年の喪に服して、一周忌の佛事も濟まし、殘る處なく奉仕の誠を盡して、在所上田の地に歸つた。依て信之が其勞苦奇特を賞し、知行を宛行つたと見るべきで、十六年卒去の有力な傍證である。

眞田記所載昌幸死期の述懐

三年の内に家康秀頼を打果たす

或云、眞田安房守大阪一戰の三年以前、於二高野瀨良一病死す其死期に及で左衞門佐に語て云我今より三年存命せば秀頼公へたやすく天下を取つて進上すべきものをと云、左衞門佐是を聞て如何して天下者秀頼公に服し候はんやと云重病故に心亂れて筋なき事とも申つるや如何して今某乞食同前に成果て天下を取つて秀頼公に進上すべきやと云左衞門佐我等に御愼は在間敷事也是非思召寄を仰聞られ候へ、懺悔の御物語にも可成と達て所望しければ、其時安房守左あらば懺悔物語に語て聞かせ可申也、着々三年の内に家康叛逆して軍兵を催し秀頼を可二打果一事必定如レ指レ掌、其時某存命するならば、人數三千ばかりを引率し、勢州桑名を越て備を立堅めて居るならば、家康は某が數度手なみを見せつる間、眞田が出向と聞かば、家康たやすく懸向ふ事、成間敷也、しばらく相支る内に、太閤の御恩賞の諸大名多ければ、大阪へ馳せ集まる人多かるべし、さて家康勢押懸らば桑名を此方に引取、又右の如く相支、又押懸て一戰せんとするならば、引取ては支ゆるならば、其内に悉く人數可レ集也、さて勢田の此方まで引取り、勢田の橋を燒落し此方に柵を付て相支ゆるものならば、數日程ふる内幾の人數馳集まるべき事如レ指レ掌也、然ば天下の治る事手の裏にありと云て、是皆妄念の戯言也、長物語に胸苦敷間、水を飲んとて飲畢て後死たるとなり。

とある。之に就て眞否を確める史料を缺くも、昌幸の人物經歷から推し考ふれば、昌幸は高野閑居中、毎に死に至るまで此様な考を有つて、居つたものだらうと思はれる。

第三節　昌幸の葬儀

昌幸の葬儀

昌幸卒去の當時、伊豆守信之は、本多佐渡守正信に書を寄せて自分に於て父の葬禮を營みたき旨を、内々聞合はせたが、遂に其事も叶はずして、幸村はじめ、隨從奉公の人々の力に依つて、淋しく九度山に葬られたのである。

信之父の葬儀の事に就て、本多正信の意見を問ふ

（竪書）

〆眞田伊豆守殿

（吉光御長持入）

本多佐渡守

正信

昌幸は公儀はばかりの仁

御報

御親父樣於二高野一御遠行之儀、不レ及二最非一事にて候、然は貴公御吊被レ成度之由及レ願尤之筋に候得共、公儀御はばかりの仁に候間、被レ爲レ得二御諚一候てはいかが之儀か、いつかにても御父子樣へ御仕合次第被レ爲レ得二御意一候而其上於二御赦免一にて御吊被レ成可レ然候はんかと奉存候、御尋之間貴公御ため之條、愚意之通啓上仕候、誠に高野に御座被レ成候ても無二何事一御入候へば、いつか御國御赦免之儀御袋樣より節々被二仰下一候間御仕合とためらい申候、樣々か樣之儀、幾度申候ても不レ及二最非一御事候、御袋樣御内樣へ御力落之由可預（不明）レ御二心得一候　恐惶謹言

六月十三日

正信（花押）

（眞田家文書）

德川氏の無情狹量

たとへ、德川家康父子は、眞田氏の爲めに、度々面目を失した遺恨あるにせよ、既に十餘年間、年老ゆるまで、蟄居の憂目を見せた上は、亡き後は寬典に處して其罪を赦し、信之の請ふ所を許して然るべしと思ふ、事此に及ばなかつたのは、いかにしても無情狹量と謂はねばならぬ。

墓所は今九度山町善名稱院の境内に在り、其處に石塔が建てられて居る、寫眞は其れである。

△は昌幸の墓　○は幸村の作なりと傳ふ石像を納める小堂

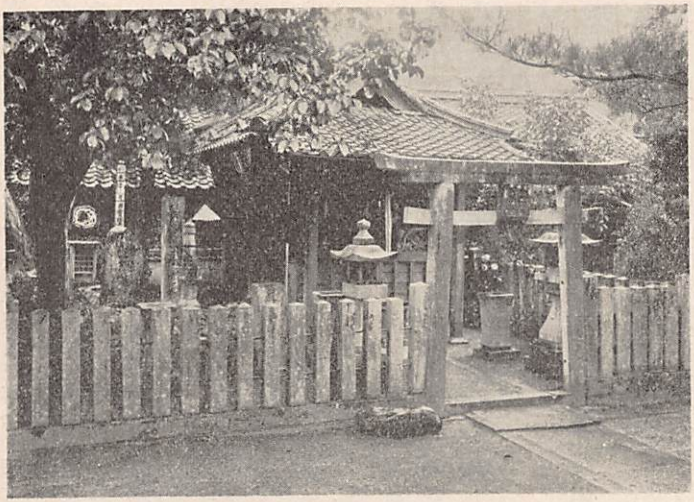



幸村の作と傳ふる石像

法名は長谷寺殿一翁干雪大居士長谷寺過去帳と稱し、信州小縣郡眞田の長谷寺には、分骨の墓所があ

昌幸の廟所

る。其廟所は土塊鑑に據れば、頗る立派なものであつた。土塊鑑の著者落合保考は、慶安四年の生れで寶永三年に此書を書いた、其寶永三年より四十餘年前に、此廟所に參詣した時、實地を見て書き記して置いたのを、土塊鑑に載せたのであるから、寛文の初年頃には、廟所が立派に存して居たのである、左に土塊鑑所載を記して置く

一翁千雪居士の金箔入りの刻字石塔

「寺（長谷寺）より少し上りて、眞田道端公の古墳なりとて、物ふりたる塚有り、それより少し上りて、房州昌幸公の御廟所とて、廻りに廣さ八九尺の堀跡有り、昔は澤水をまかせて水堀なりと云ふ、其少し下に蓮池の跡も有り、右堀の内には餘り高からぬ石の地形を築きて、八尺四面許りなる御靈屋有り、外の四方なげしより上には、枝菊を極彩色に畫き、内には四十九本の率都婆形をゑがきて、四十九院を書けり、其中央板敷の上に、四尺計りなる石塔あり、一翁千雪居士と彫りて、金箔を入れたり、外正面に額有り、横一尺計竪一尺四五寸に見えたり、惣金にして文字は曇にて太閤と二字有り、箔も文字も風雨に暴されて、箔の合せ目計りは、唯今置たる様にかがやきて見えたり。扉は唐戸歟、ひはだ葺なりし。」

長谷寺の云ひ傳に據ると、此廟所は寛保二年の洪水の際、此谷の押し出のために、倒壞流失して了つたとの事で、今では其廟所が、何處に在つたかも分らない。現在の長谷寺境内の墓碑は、弘化年間松代藩主、眞田幸貫の修理に成るものである。

第四節　高野九度山蟄居中の幸村

高野に於ける幸村の行跡

幸村も高野に赴きし時、一先づ父昌幸と共に、蓮花定院に落ついたものと思はれる。けれども女人堂以内、女人禁制の頃には、妻子を伴つて蓮花定院に入ることも、出來なかつただらうから、早く高野山の麓、九度山に居を卜したものであらう。幸村が高野に赴いた時は、年三十四の働き盛の年頃であつた。幸村の高野蟄居は、慶長五年より同十九年大阪入城まで、出入十五年の長い間であつたのであるが、

幸村夜深更迄兵書に目を曝らす

幸村の嗜好物



眞田信繁の書狀

其間の行跡に就いては判明しない。眞武内傳追加には、幸村公久土山行跡として、幸村公ハ常に野人老僧に交り、或は狩を爲し、或は寺院に入つて、圍碁双六に日を暮らし、宿所にては、夜深更に及ぶまで、兵書等に眼をさらし、昌幸と兵書の問答、不知を傳はり、暫くも武備を忘れず、心に蟠龍の勢を保ち、近邊の郷士郎從を折々にあつめ、兵術弓鐵砲のかけ的を爲す」とあるが、此様なことも、勿論有つたと想像される、其中でも、心身の鍛錬に、最も意を用ゐたであらうことは、大阪陣での奮闘振を見ても察せられる。又幸村は好んで、強烈なる燒酎など飲んだ事は、河原左京宛の書狀中に見えて居る。

尙々つほ二こし申候、しやうちうのき、たのみ申候、御座候は此外にも取申度候、獨此者可二申入一候

其後不二申承一候、仍此つほに、しやうちう御つめ候て可レ給候、今程無二御座一候者、次而御座候折節賴入候、御むづかしく候共、口能御つめ、其上御はり候て可レ給候、御左右次第、重而取に可レ進レ之候、又此式に候へとも、ゆかたひら一、進レ之候、其元御隙に與レ風御下候へかしと存候　恐々謹言

六月廿三日　　眞好白
　　信繁（花押）

左京殿
　參

（蓮花定院文書）

又眞田家々老木村土佐守宛に、極月晦日に送つた書狀の中に、當地に於ても、徒然の慰に連歌でもと、すすめて呉れる人もあるけれど、老の學問で、出來ないと

幸村は連歌の風流なし

いふて居るから、戰國時代頃から、武人の間に流行した、連歌といふやうなものには、興味を有たなかつたのである。

暮し向きの不如意

暮し向き頗る困難

幸村大草臥と云ふ

暮し向きの不如意であつた事は、父昌幸と同樣であつた。十二月廿九日年不明附で、元の家來、池田長門守の許に送つた書面の中に、借用金四十兩壹分之內、小判拾兩は確に届いた、百兩の合力金の未進の內、二兩三分だけハ届いたが、借用金は其許に於て、調達する樣に、盡力肝煎頼み入るなど申送つた所に依て察することが出來る。

慶長十五六年の頃と考へられるが、三月二十五日附て、昌幸が伊豆守信之に宛てた、書狀の中に幸村が、次にぶしつけながら御言傳申入れる、と書いて、爰許父上には永々の御山居、萬事不自由の事御推察下されたい、我等手前などは、猶以て大草臥に罷成申候、と書き添へてある、働き盛りの年頃の幸村が、永い間無聊の高野山蟄居に、よく〳〵倦怠を感じたのが知り得られる。

其許樣子久々不レ承候間、半左衛門相下候、御息災に候哉承度候、此方無二別儀一候可二御心安一候、但此一兩年者、年積候故氣根草臥候、萬事此方之儀可レ有二御察一候、委細半左衛門可二申達一候間、不レ能レ具候　恐々謹言

追而不珍候へどもはりの盃、一ツ同とうさん二ツ、進レ之候書狀之驗迄候

次ニ左衛門佐乍二慮外一御言傳申入候、先書申上候爰許永々之御山居、万不自由御推量可レ被レ成候、我等手前なとの儀は、猶以大草臥に罷成申候、不レ可レ過二御察候一　以上

三月廿五日　　安房　昌幸（花押）

豆州

参

（眞田家文書）

蓮花定院主が、時折り九度山に下つて、幸村を訪ふて談り合ひ、又幸村を遊山に誘つたりして、山居の無聊を慰めやうと心盡しをした事は、幸村が六月十七日（多分慶長十六年後と思ふ）附で、蓮花定院に送つた書狀で推測される。

尊札忝存候如レ仰先度者早々御歸山御殘多存候、仍天野へ御越之由、拙子も參、見物仕度候へとも、腹中相煩申候間參間敷候、其元御隙明候はゝと〳〵御立寄可レ被レ成候恐々謹言

六月十七日　　眞左衛信繁（花押）

蓮花定院樣

（蓮花定院文書）

幸村ハ父昌幸の葬禮を營んだ後、父の遺物を生前世話に成つた、蓮花定院に納めて其冥福を祈つた。此遺物の冑、轡、太刀、豊臣太閤畫像等は、今猶蓮花定院の寺寶として、保存されて居る。父の墓所に石塔を建てた後、幸村は自身の像として、石の小さな像を刻んで其側に立てた、此像は、風の日も雨の夜も、父の墓を護つて今に存して居る。

幸村が蓮華定院に納めし父昌幸の使用せし冑、大小刀、轡

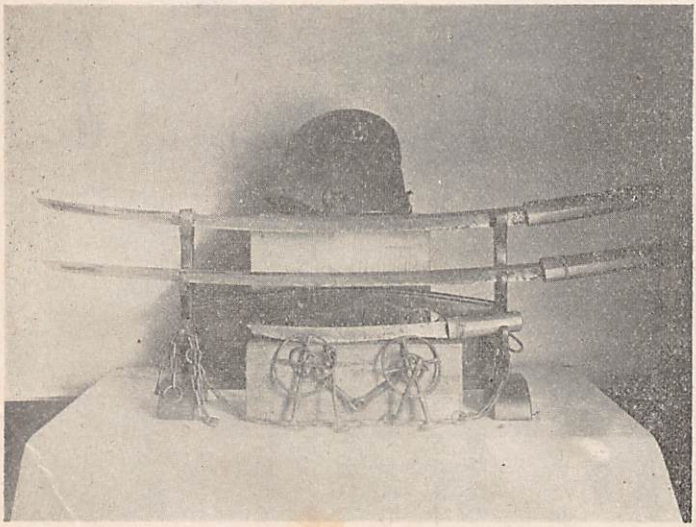

第六章　大阪城に於ける幸村

第一節　幸村の大阪入城

大阪に於ける幸村

豊臣秀頼幸村を招く

幸村秀頼より大阪入城を懇望さる

幸村窃かに大阪に出で、同志と談ず

幸村在所信濃の舊臣を招く

武邊咄聞書の幸村九度山退去の模様

徳川家康が無理難題を云ひ出して、大阪を壓迫したので、大阪方は其非道を憤り、愈江戸に對して、一戰を賭する覺悟を決した時、關ケ原の役後浪人して、世の異變を窺つて居た者の中、名ある人々の所へは、秀頼の名を以て大阪に招いて、召し抱へる事になつた。眞田幸村の所へは、秀頼の意を承つて、大野修理亮治長より、大阪入城を懇請に及んだ。幸村は慶長五年以來、長い年月高野の山居。十六年には、雄志を懷き乍ら、空しく逝きし父と別れしよりは、全く孤獨の感に打たれ、一日も早く父の志を紹ぎ、活躍の時節來れかしと、祈つて居たであらうと想像される其幸村が、大阪に入城して、豊臣氏の爲めに力を竭さんことを乞はれたので、之を快諾した。

幸村は大阪入城を諾かひし後、窃かに大阪に出でて、大野道犬、修理等に會見して、打合はせたり確めたりする所あつて九度山に返り、立退きの準備をなし、十日程經て堂々と大阪に入城した翁物語。此時幸村の引き連れた家來は、眞武内傳には百三十人許とある、若し此れ程の人數を引き具して入城したとすれば、其は先きに大阪城に赴て、諸般の打合せが出來た後、直ちに在所信州に人を遣はして、舊臣の其主を失つて諸方に潜んで居た者共に、大阪入城を說いて、招き寄せたものだらうと考へられる。幸村が九度山を立退く時の様子を記したものにいろ〳〵ある。武邊咄聞書には、大阪で内々浪人共を、集める様子であるので、紀伊の淺野但馬守長晟は、九度山附近の百姓共にも下知を傳へ、眞田が大阪に

走込むやうな事があるやも知れぬ、故に油斷してはならぬと申觸れ、又高野山門主からも、九度山の注意を怠らぬやう申付けた。幸村は此樣子を察し、九度山の己が宿所の側に假屋を設け、九度山附近の庄屋、年寄、百姓達を殘らず、振舞に招き寄せ、數百人に饗應の酒を出し、上戸も下戸も論ぜずに、酒を强ゐた。其御馳走のため皆醉ふて前後も知らず、寢込んで了つた。其機を見すまし、百姓衆の乘つて來た馬々に、大急ぎに荷物をつけ、女小兒は乘物に乘せて、上下百人ばかり弓鐵砲を前後に押し立て、紀ノ川を渡り、木目峠を越えて河內に入り、大阪へ赴いた。道筋の百姓等は、殘らず九度山へ寄り集ひ、酒に醉ひ臥せつで居り。在々所々には、女童又は小百姓のみであつたので、鑓長刀など拔身で、鐵砲には火繩を挾んで通るゆゑ、止めやうもなかつた。百姓共は何事も知らずに醉伏して、其夜は眞田が宿所に寢ね、夜明けて醉が醒めて見ると、眞田の宿所には人一人も居らぬ、雜具迄も取拂つて跡形もない、是は出し拔かれたと心附き、彼方此方尋ねたが、昨夜立退いた眞田故追付くべきやうもないとて各我家に立歸つたと書いてある。

然るに翁物語の記す所は、全く之と相違して居る。翁物語には、「眞田左衞門佐大阪に楯籠る時、高野の麓名倉を引退く時。武略に、所の者を集め珍酒貴肴を揃へて酒を進め、左衞門佐曰去程ニ頃日大阪ハ籠城可有樣ニ聞、徒に朽果んより、大阪へ一度赴度事なれども、爰許にも久敷在レ之、各悃志を請けながら、我爰許を引拂なば、後の咎めも强かるべしと思へば、大阪への志も難レ成と云へば、所の者聞て、此度の事なる間、大阪へ籠り玉ふべし、後の究の時は、武士たる人の、所の者にも知らせ玉はで退玉ふを、百姓の身として如何可レ仕哉、夜中に忍で出玉ひつる故、明日何れも存したる程の事也と答へなば、さまでの罪科有間敷也、少も早く大阪へ赴き玉へ、我は子供を參らせん、或は甥或は兄弟のなど謂て、眞田に付者四十餘人ばかり出來て、其曉に名倉を立出る。跡に殘たる者共、打寄て殘たる酒など呑で、未だ盃なども不ニ取置一程の時分、紀ノ國より馬上の侍四五十騎、名倉へ來て其村を取廻し、庄屋の處へ

翁物語の幸村九度山退去模樣

も使を立て曰、眞田左衛門佐此地に可レ有案内せよと云、庄屋曰、眞田殿夕部此處を被レ立、何方へ被レ參たるも不レ存間、尋可レ申哉と相談仕事也、昨夜立退れしと見へし間、最早道の十里程も、行延玉ふべしと云ければ、紀州より來る侍共も、宵の程の事ならば、早京へも大阪へも行つきぬべし、何と可ニ追懸一哉可レ爲樣なしとし、紀州に引返す、曉方に出たる眞田なれば、紀州よりの討手の着したる時分は、眞田漸三里許も、行延つらんと思ひし程の事なるを、所の者眞田をかこひて、右の如くに、宵に退きたりと僞し故、眞田は障も無く、大阪へ着したりと云り。

武邊咄聞書所載は、首肯しがたい點が甚だ多い、翁物語の記す所、尤と思はれる。

幸村大阪に赴く

眞田幸村は九度山を立退いて後十月六日（大日本史料）、故太閤秀吉より拜領せし貞宗の刀と、秀賴誕生の砌其祝として賜はつた、信國の脇指とを帶し、青柳青庵、高梨內記以下僅かの手勢を引き連れて、大阪に到着した。到着の報せに、大野道犬は平野口迄出迎へた眞武內傳。翁物語、大野修理は大に喜んで、早速秀賴に言上し、幸村をば己が屋敷に請じて鄭重に待遇した。やがて秀賴は、速水甲斐守を使とし、幸村の許に遣して、遠方より早速の到着、滿足の旨を傳へさせ、同時に當座の手當として、黃金二百枚銀三十貫を贈つた眞武內傳。其後秀賴から五千の兵を預けられ、騎馬百騎以上を扶持する、一方の大將となつた。大阪にて騎馬百騎以上を扶持する大將分は、幸村以外に大野修理、同主馬、長曾我部盛親、毛利豊前守勝永、木村長門守重成、仙石豊前守宗也、明石掃部全登、淺井周防守　大阪御陣山口休庵咄ニハ淺井周防守長房は小身者也五騎十騎程持申候とある　等であつたが、多くは浪人衆であつた。長澤文書　城中にては、大野修理治長惣指圖役となり、眞田幸村、長曾我部盛親、毛利勝永を三人衆と稱して、謀議に與らしめた、其後明石全登、後藤基次の二人を加へ五人衆とした　異本落穗集。城中には幸村が三人衆として、重んぜられて居ることに就いて、三人衆何れも、關ケ原戰爭の時、關東を敵として戰つた者であるが、眞田左衛門佐は、其當時はまだ親がかりの時であつたので、兩將軍の憎しみも、先以てあまり強くない譯であり、其上幸村の兄伊豆

秀賴幸村を優遇す

大阪城內の五人衆

守及叔父隱岐守は、皆關東に屬して居る故、幸村の心底何とも測り難い、其幸村を眞實の味方と賴むことは、如何なものかなど、申觸らす者もあつた。幸村は此を傳へ聞き、甚だ心外の事と迷惑し、又大阪城は他の三方は、要害良しきも、獨り南方のみは要害手薄故、關東軍は必ず此方面から城に迫るだらう。故に其方面に一つの砦を築き、我一手にて其を守り、立派な働をなし、我心の程を知らしめんと、城の辰巳の方惣堀の外に、一の小高い所があつた、其處に砦を構えて、關東軍を防ぎ止めんと已が一手にて立籠つた。橫目(相談相手)には黃ぼる衆の內、伊木七郎右衛門が加はる事となつた。

幸村眞田丸を築く

後藤基次幸村を保證す

後藤合戰記には、幸村が眞田丸を築く時の樣子を、次の如く書いてある。「冬陣玉造口黑門之前に、出丸眞田左衛門佐望候時、大野修理進いかが可レ有哉、寄手へ內通かと疑、後藤又兵衛に密談す、又兵衛云、武功と云ひ、名家といひ、其人といひ、いかでか逆意可レ有ぞ、古今左樣之逆意は、武義なく、榮花を好むもののわさなり、籠城諸將の內、左衛門佐は、名家の將たる間、萬代に名を傳、此度必死の謀計至極せり、可レ被レ任レ其意、何ぞ我等ごときの愚輩と、同じからんやと諫る、修理も理に伏し、左衛門佐に任す」とある。城中の樣子は或は此やうであつたのではあるまいか。

眞田丸の築構

眞田丸の築き樣、大阪城の總堀(大阪城の總堀は、石垣でなくたたきで堀の向に柵を一重、堀の中に一重、堀のわきに一重、以上三重、何れも栗丸太であつた)の外の小高い所へ、三方にから堀を堀り、塀をかけ、塀の向とから堀の中と、塀わきとに柵三重に付け、所々に櫓やせいらうを拵へて、南の方に口を明け、北の方は出丸から、惣堀の中に細道をつけ、城中に出入し得るやうに拵へた幸島若狹大阪物語見聞書。今眞田山と呼ばれて居る所は眞田丸の址である。

城中に於て眞田幸村の獻策行はれず

幸村は冬の役、城中軍議の節、宇治勢多に出でて東軍を拒止すべし、城守はやがて後援の來るを、期し得るにのみ利がある。若し天下を敵として城に籠據せば、敵の爲めに氣を呑まれ、其中には糧食も盡き力も衰へて、終には落城するに至るものであると意見を陳述したが、遂に行はれなかつた日本戰史。實戰の經驗の無い大野等は、城の構を大きくして、千場(船場)の町をも取り入れて、要害を構えやうと

幸村家康の大阪着前途中要撃を勸む

したり、又馬口勞が淵と、穢多ヶ崎と、福島とに砦を拵へて其處に人數を分けて、守らせやうとした。幸村は毛利勝永、明石掃部、等と共に其に反對したが用ゐられなかつた。秀頼事記・武功雜記。德川家康が、十一月十五日京の二條城を出發して、木津を經て奈良に向ふことを窺ひ知り、若し奈良に宿營するに於ては、十二三里の長途行軍となり、軍兵は甚しく疲勞する、此際城兵を奈良に出し、四方より火を放ち圍み攻めんには、地理に暗い關東軍は、不意を打たれて、必ず度を失ひ騒ぎ亂れる。其機に乘じて家康の本營を強襲せば、必ず彼の首を獲ることが出來やうと策を獻じたが、是も亦行はれなかつた。德川實記慶長十九年十一月十五日の條に

大御所には今朝卯刻二條城を出たたせ給ふ中略未下刻木津に御着陣ありしが、此所狹小なればとて俄に本多上野介正純小姓衆はじめ僅五十騎ばかり御供して奈良へわたらせたまふ。とあり又

世に傳ふる所は、木津は北に大河ありと雖も東は伊賀路につづき、西は廣々と大阪に通ず、要害にあらずとて、御湯漬召上られ、御旗御馬並惣軍勢、跡より參るべしと命ぜられ、いかにも小勢にて、奈良へいそがせたまふ。木津より二十町ばかりを通給ふ時、左右の藪蔭より、一聲の銃ひびくとひとしく、一群の伏兵起り立ち、御先を遮らんと鬨のこゑを發す、此邊に伏兵あるべしとは、思ひもよらず、供奉の輩大に驚轉しける中に、中坊某敵近く馬を乘り出し、これは大阪へ加勢として、籠城の爲いそぐものぞと呼ばりしに、彼者等の中より、一人進み出で、大御所陽には木津へ着陣と披露し、ひそかに今夜中奈良までおはしますらん、と眞田殿のはからひにて、此所にまちむかへしなり、彌味方へ加勢ならんには、大將たる人みづから、此所に來て名乘るべしといふ、其時安藤帶刀直次馬を乘出し、我は木村長門が親緣の者にて、一族をかたらひ、此人數にて籠城に行くものぞといへば、伏兵の大將と覺しき兩人、何か相談するさまにて、道を開くを幸に、御乘物には四五騎付添ひ、早く行過たまふ所に、又大勢追かけ來り、鐵砲打ちかけ討てかかる。安藤直次等、今はせん方なく、轡をかへし大勢

の中にうつて入る。敵は大勢味方は三分一の小勢なりしが、何れも勇猛の輩必死になりて、血戰しつれば、見る前に敵數十人切伏る。其時御跡より馳來る御供ども、追々來り大勢になれば、敵は終に敗走し、御方は難なく奈良へ供奉すと云ふ中略いづれにても、木津より奈良の間に、敵より伏兵を置きし事ハ、ありしと見ゆ。

とある所より察するに、幸村は奈良夜襲の計が行はれないので、自分一存で、手兵僅を木津奈良間に遣して、家康の考の裏をかき、彼を討ち取らうとしたものと思はれる。幸村は諸侯の最も畏るる所は家康で、心窃かに豊臣氏に同情する者も、皆家康を憚り之れに從へるを察し、家康をだに斃し得ば、諸侯の向背に影響し形勢の變化を來たすものと信じ、如何にもして家康を討ち取らんものと、此戰役の初中終計劃したやうに思はれるので、此伏兵の事も事實と思はれる。

幸村自己の考を以て家康を奈良に於て要撃す

天王寺の德川本營襲撃の計

十一月十二日大阪城内に軍評定があつた。幸村は家康父子が、必ず城南、天王寺方面に來るべきを察し、若し此方面に着陣せば、其備が未だ定らない前に、此方から押し寄せて、一合戰すべしとの策を献じ、之には毛利勝永、長曾我部盛親、仙石秀範、明石掃部全登、等の諸將、贊成して凡戰爭の方法は敵の不意を伐つて、勝利を得ること古今其ためし多い、大軍に對して、普通尋常の方法にて戰はば、萬一の勝算も無いと陳べた。此時大野治長は、千騎二千騎程の小勢を以ての戰ならば、其策も妙ならんが、此度の戰は天下の大軍を引き受けての戰故、若し初めての戰に失敗する如き事あらば、軍氣を沮喪し、後の戰に影響する所尠くないであらう、故に堅固の城に據り、敵を引き付て之を擊破すべきである、要害を利用せば、一人にしてよく二十人に當ることが出來ると、古人も謂はれた、など云ふて幸村等の意見を、採用しなかつた。

大野治長幸村の策を用ゐず

眞田丸の據守

德川軍眞田丸を攻めて克たず加賀勢眞田兵に嘲笑せらる

城將南條光明內應の計露はる

加賀越前の兵皆破らる

第二節　眞田丸の據守

十二月四日の曉天に、加賀の前田筑前守利常の兵、潛かに眞田幸村の據守せる眞田丸の、南に在る伯母瀨山を、奪取せんと押し寄せた。然し其所には、敵の隻影も見へなかつた。其時眞田丸の眞田兵は「其山に押し寄せたのは、加賀の勢と見受けた、其所には軍卒一人も置かなかつた、其所へ寄せたのは、定めし追鳥狩でも爲る積だらうが、此頃は晝夜騷々しいので、雉子兎の類も、皆逃げ去つて少しも居らぬと、此邊の者共が申して居る、あまり徒然ならば、此砦を一攻攻めて慰にしては何うか、此所は信州浪人眞田左衞門佐幸村といふ者が固めて居り、田舍鍛冶の鍛へた、矢の根僅許用意して居る。各の家重代の、鎧のさねを試しては如何」と嘲笑した。加賀の兵は、此を聞いて憤激し、競つて眞田丸に攻め懸つた。幸村は充分敵を近寄せて、一時に弓鐵砲を雨の如くに射かけた、竹束も楯も、防禦の具を用意して來なかつた敵兵は、忽ちの間に、多くの死傷者を出して、大損害を蒙むつた。加賀兵の後につづいた、越前少將松平忠直の隊は、加賀の隊が前進するを見て、我劣らじと前進し、城際まで押し寄せたが、幸村と伊木遠雄とが、彼地此地に馳せ廻つて、嚴しく下知し、弓鐵砲を烈しく射立てて防戰し、寄せ手は塀際にも、寄り附くことさへ出來なかつた。

此時城將中の南條光明が伊達政宗の誘に應じ、關東軍を手引きする筈になつて居た所、其事露はれて南條は誅せられた。其を知らないで關東軍が、激しく眞田丸を攻擊するのを見て、城將石川數矩は、八丁目の櫓の上より、加賀勢の側面を攻擊せんと鐵砲を放つた、其時誤つて火藥箱に火繩を落し、爆然と燒え上つた、此を見た關東軍は、南條內應の合圖と思ひ、其れとばかりに、越前軍をはじめ井伊直孝藤堂高虎の二隊も、猛進して攻め寄せたが、城中では少しも騷がず、木村重成軍を下知して、鐵砲を以てきびしく防戰した。楯も竹束も用意なく、攻め寄せた關東軍は、死傷續出非常に苦境に陷つた。

此時幸村は嫡男大助幸昌及伊木遠雄の兩人に命じ、五百の兵を率ゐて眞田丸の東の城戸より松倉重政寺澤志摩守の隊に向ひ、鬨を揚げて突撃させた。此二隊は崩れて、左方の越前隊になだれ込み、越前隊の騒ぎ立ちし所へ、城中から矢玉を雨注したので、越前隊の死傷は多大なものであつた。

幸村機を見て城兵を引揚げしむ

幸村は機を見て、引揚の合圖の貝を吹き、打出でた我兵を早く手輕に引き揚げて、城内に入らしめた。眞田丸攻撃の諸隊が、一時亂れて騒ぎ立つた時、此を幸機として、討て出でんと主張した者もあつたが、幸村は、今討て出るならば、一旦は勝利を得ることあるも、引き揚げの時に、必ず付け入りされる。若し又付け入らせぬやうにする時は、打ち出た味方は、皆殺しに成る。すべて城中より打て出るのは、討死と覺悟するなら兎も角、敵を討ち破つて、又城中に引入らうと思はば、討ち出る前に、人數を損じないで、引き入れることを、工夫するのが肝要であるとて、城中より打て出るのを堅く制止したのであるが、幸昌、遠雄兩人の追撃を、程よく見切て、手輕に難なく城中に引き揚げたのは、此心得からであつたのである。大阪御陣覺書　此戰の時、關東軍に大損害を與へたのは、當代記に「敵構ノ外江少々出タリ此所ノ敵ハ眞田左衞門佐也、是ヲ可ニ追入一トテ馳向、構ノ内ヨリ以ニ鐵砲一打レ之、手負死人不レ知レ數、越前衆ハ本多丹下、同伊豆守先登タル間、彼兩人手者共、手負討死無ニ正躰一次第也、佐和山家中井伊直孝者、過半手負令ニ打死一、筑前家中前田ノ者、尚以如レ此」孝亮宿禰日次記ニ「十二月六日甲、申晴去四日大城表城責、越前少將勢四百八十騎、松平筑前勢三百騎、此外雜兵死者不レ知ニ其數一之由」とあるに據つて略想ひ見ることが出來る。家康は敗戰の報に接し、速に諸隊引揚げを命じたが、引き揚げの際に、城兵猛射の的となるのを恐れ、又先きに引揚ぐる事の不名譽なるを思ひ、他隊の進止を候つて、容易に其命令に從はない。三度目の退却命令に依て、漸く今朝一番に、早く攻撃行動に出た、加賀の隊から、井伊直孝、松平直正の隊と、順次に引き揚げたが、其際にも亦大損害を蒙つた。關東軍が眞田丸攻撃に取懸つた始には、此砦には眞田安房守の悴が、籠つて居るとの事だ、なぞと輕侮の言を發して、眞田丸を攻め

眞田丸攻撃の關東軍の損害

眞田の赤隊

取る事などは、慰半分位に考へて居たものもあつたのであるが、此戰以後は、眞田の赤隊強勇の名は、關東軍中に知れ渡つた。

眞田幸村家康の招に應ぜず

眞田信尹家康の意を受けて幸村を說く、慶長見聞書所載

第三節　幸村家康の招を斥く

慶長見聞書には、十二月十一日幸村の陣へ、叔父眞田隱岐守信尹が、德川家康の旨を承けて來訪し、幸村にして若し、城を出で、德川に屬するに於ては、十萬石（或は三萬石とも云ふ）を宛行ふ、此事を承諾すれば、本多上野介正純より誓詞を出すべしとの、家康の意を傳へた。幸村之に應へて「我等浪人して高野に乞食同樣の態（ていたらく）で居つた所、秀頼公から召し出されて、一曲輪を預けられたのは、有りがたき仕合と思つて居る故、今秀頼公に背き城中を出て、德川方に屬く事、中々以て思ひも寄らぬ。若し江戸大阪和睦とも成りし上、召し出されたならば、千石の扶持にても奉公いたそう」と申陳じた。隱岐守は此旨を家康に復命した。暫時して本多正純から、信濃一國を與へる故、德川味方に參るやう隱岐守をして、幸村を說かしめた。幸村はあまりの事に立腹し、隱岐守と對談しなかつた。とあり、又太平夜談抄には、眞田左衛門佐は、關ケ原の戰の時、昌幸と共に大阪方となりて、浪人となつたのを、秀頼に召し出され、大阪に籠城した。家康は幸村が、器量諸人に勝れたるを知つて、叔父隱岐守を使として、若し大阪を背き、關東に味方するに於ては、相當に取立てゝやらう、との旨を告げさせた。幸村は隱岐守に向つて、有りがたい儀ではあるが、關ケ原の戰後、浪々の身と成つて居たのを、秀頼公に召し出され、多くの人數を預つたのは、弓矢取る身の面目である、今は家康公の威光は、甚だ盛である、其時に大阪を捨てゝ、德川の味方と成らば、行末を利口に考へた、なぞと人々に後指をさゝれ、又父昌幸が、草葉の蔭で嘸かし歎くであらうから、尊命には從ひがたい、と申し斷つたが、家康は再び、然らば信州一國を宛行ふべし、汝今一度幸村の許に赴いて、此旨を說き聞かすべしとの事で、隱岐守は再び幸村を訪ね、其許が諸人に

太平夜談抄所載

大阪を見捨て德川に屬せば幸村は行末を利巧に考へたと世人に後指ささる

優りたるを知り、再度の使を勤むべきを命ぜられた、眞田の一族は、皆德川に從つて居る事ゆゑ、今予が言ふことを、父の言葉と思ひ、上意に從ふがよいと申聞けた。幸村の答へるやう、士たる者、心を變じ約に背くは、義にあらず、若し秀賴公御和睦あらば、家康公の御詫もあることなれば、所領を給はらずとも、一族の扶持により、家康公に從はんも、只今の如く對陣の間は、たとひ天下の三つ一を與へられても、御請は致しかぬる、と立派に斷つたとあり、皆幸村を誘招したことになつて居る。眞武內傳にも、萬一和睦にでもなつたなら、領地の望も無い、叔父上の扶持を受けて、一命を抛ち勤仕したい、けれども何時までも、戰のつづく限りは、秀賴公へ忠を盡すより他意は無い。最早重ねて訪ね來ないやう是今生の暇乞であると云ふて、互に泪を浮べて、立別れたとある、此等に據ると、家康は冬陣講和以前に於て、幸村を招いたのである。然るに山鹿語類、眞田家譜には、講和成立の後、隱岐守をして幸村を招かしめたと成て居る。

對陣間は天下の三分一を與へらるとも德川に屬する能はず

德川家康は、講和の事を申出した後、十二月十日の夜、大坂城の諸口へ矢文を送り、今まで敵對した者と雖も、城を出て降參するに於ては、皆赦免すると、告げさせて、城兵の投降を誘つた（慶長年錄 駿府記）之に依て考へると、幸村を誘つたのも、慶長見聞書所載の如く、十二月十一日頃に、あつたと思はれる、家康は十二月四日眞田丸に於ける、幸村の働振りを聞き、幸村の城中に在るを、最も畏れたに違ない、幸村が招きに應じて城を出づれば、大坂の勢力は大きな減削となり、萬一幸村が之に應じなくとも、幸村の叔父に當る隱岐守が、彼の陣所に出入した事に由て、城中の者が、猜疑の眼を以て、幸村を視るに至らば、大坂方の不利を來すので、此樣な手段を執つたと考へられる。家康が信濃一國を與へやう、とまで言ふたか否かは、判明らないが、多分慶長見聞書所載の如く、本多上野の權宜の言と見るべきであらう。

家康の幸村を招きし理由

講和

冬の陣の時、德川家康は十一月二十日　十七日家康は住吉に秀忠は平野に着陣し關東の大軍大坂城包圍の形勢成る、　本多上野介正純をして、城

家康本多正純をして城中に講和を勸めしむ

中の將大野治長、織田有樂の許に、若し秀頼逆心をひるがへし、和睦せんとならば、此度の罪は問はないと申送らせた。

大坂御陣覺書に、「十二月三日の夜、城中織田有樂より、本多上野介、次ニ後藤庄三郎方へ、先日の返書有り、大御所樣御前へ持ち出し讀レ之、其赴ハ兩御所樣より被ニ仰付一候通、度々秀頼公へ申上げ、御和睦の儀諫申上候へども、御承引無レ之、此上は力に不レ及事にて候由也」とあつて、十一月二十日正純から申送つた返書が、十二月三日になつて漸く來たのである。此く遲延したのは、秀頼が和議を、欲しなかつたからであつた。

家康大坂より諸侯に大坂入城を勸めたる密書を送致す

家康大坂城を威嚇す

そこて家康は、大坂から密かに諸大名に送つた、大坂方勸誘の書狀で、諸大名から家康の手許に、差出したものを一括して、此を城中に返付し、諸大名中に、德川に背いて、大坂に屬く者も、あるだらうなぞと思ふのは、詮なき事であることを示したり、或は諸軍に命じて、夜毎に一齊に吶喊せしめたり、砲術に精しい者を擇んで城内を砲擊させて、城中の者を威嚇したり、樣々の手段を講じ、又一方大野治長等に斡旋盡力させ、又婦女子を利用したりして、遂に其提案の、大坂城は本丸のみを殘し、二ノ丸三ノ丸は、壞平することを承諾せしめて（大日本史料）、十二月二十一日江戸大坂の講和が、成立するに至つた。

講和成立

城中に於て講和の可否に就て、相談のあつた時、後藤基次は、此度の擧兵に際し、太閤恩顧の諸大名、皆恩義を忘れ、關東に屬し、大坂に入つた者は一人も無い。城中の兵粮彈藥には限りがある、今敵軍數十萬、城を包圍すれば、此等の物を、城中に取入れる事は叶はない、又後詰の軍が來て、敵を追拂ふといふ見込も無い、故に和睦するがよいとの意見であつた。眞田幸村も此に贊成して、すべて合戰籠城のことは、士卒心を一にして、防戰しても、後詰の兵無き時は、終には落城する者である。然るに頃日、城中の有樣を見るに、織田雲生寺頼長などは、南表の大將なるに、更に戰意ない、此の如き有樣爲躰では、到底籠城は覺束ない、幸に今敵より、和睦を申込んだのであるから、速かに和議をとゝのへ

幸村の講和に就ての意見

て、來年にもならば、大和中の小城悉く攻落し、進んで尾張名古屋までの城々を、一々踏み落し、駿河江戸へも、押寄せるがよいとの意見であつた大坂御陣山口休庵咄、難波戰記。惟ふに幸村は、城中に於て、相當の位置に居る大將分の者の中に、戰意無きものあり、擧兵の主謀者とも見るべき、大野等すら、今は一向に和を希つて居る狀態で、且諸侯中に、大坂の後詰を爲す者現はるゝ望も無い、さすれば、一先づ講和して、再び機を見て事を擧ぐるに如くなし、と考へたものであらう、和睦後大坂城中から、其姉村松殿に送つた書面の中に「たゞしまづ〳〵あひすみ、我々もしに申さず候」とあるのは、其消息を漏したものと思はれる。

幸村東軍本營の夜襲の計をすゝむ

講和の條件に依て、大坂城の惣堀は、十二月二十三日より埋め始められ、其れより二ノ丸の塀櫓は壞され、濠も埋められて、本丸ばかりと成り、他は平地の如く成り行くを見て、かく成り果てゝは、此後再び籠城もなるまいと思はるゝに至つた。幸村は今や敵は、和睦成立に安心し、心懈つて居るを察し、其虛に乘じて、茶臼山と岡山とに夜襲を決行して、家康秀忠を討ち取るべしと、大野治長に夜襲をすゝめしも、治長は聽き入れなかつた。家康は此やうな事もあらんかと考へたのか、廿五日大坂引き揚げの豫定と、云ひ觸して置ながら、急に廿四日夜更けて、大坂を出發して京都に向つた。幸島若狹大坂物語、眞田家譜、山下秘錄

和睦後の幸村

第四節　冬陣講和後の幸村

大阪城の濠は埋られ、櫓や塀も取壞はされし時に、眞田丸は三ノ丸外に在るので、其材木は城內に取入れないで、德川方へ運び去ることに成つて居た、幸村は眞田丸の櫓塀の材木や、其他の建物の材木が敵方に持運ばれるのを遺憾とし、夜の內に、其等の材木殘らず、城內へ運び入れさせた。德川秀忠は此由を聞いて、甚だ機嫌を損したといふことである。浪花武鑑許判

幸村は講和後、父伊豆守信之の代理として、城攻めに參陣した、河內守信吉、內記信政兩人を其陣所

に訪れて、兩人に面會し、種々物語り、別れに臨み、去る慶長五年には、豊州様の御蔭にて命助かつた故、此度は豊州様へ忠節を盡すべき筈のところ、死所のない爲め止むを得ず、かくは大阪に籠城したのであるが、豊州様には、唖かし不届者と思召さるゝであらう。其所をよろしく御二人で、取成し給はるやう御頼みする」とて辭去した。

又幸村の姉聟、小山田壹岐守茂誠の子、主膳も出陣して居つたので、和睦の後、度々幸村の許を訪れた、其事は幸村から、其姉　村松殿　の所に送つた書狀で明かである。小平文書。幸村は又姉婿小山田茂誠及其子主膳にも、元和元年三月書を送つて、大阪城中の有様を報じ、氣遣多き事を申送り、再戰の期も程遠からじ、若し再び戰ふ時あらば、死を覺悟して居る意中を告げた

幸村和睦後其姉村松に城中の消息を報ず

たより御さ候まゝ一筆申あけ候、さても〳〵こんとふりよの事にて御とりあひに成申、われ〳〵こゝもとへまいり申候、きつかいとも御すいりやう候へく候、たゝしまつ〳〵あひすみ、われ〳〵もしに申さす候、御けさんにて申たく候、あすにかはり候はんはしらす候へとも、なに事なく候、しゆせんとのにもさい〳〵あひ申候へとも、こゝもととりこみい申候まゝ、心しつかに申うけたまはらす候、こゝもとなに事もなく候、御心やすく候へく候、くはしく申たく候へとも、此ものいそきたちなから申入候まゝ、さう〳〵申候、かさねて申入候へく候かしこ

正月廿四日

さへもんの
すけ

むらまつへ
まいる

（小平文書）

尙々別紙に可申入候へとも指儀無レ之候、又御使如レ存候、小用取亂申早々如レ此候、何も追而具可二申入一候　以上

幸村其姉聟に和睦後大坂城中の様子を報ず

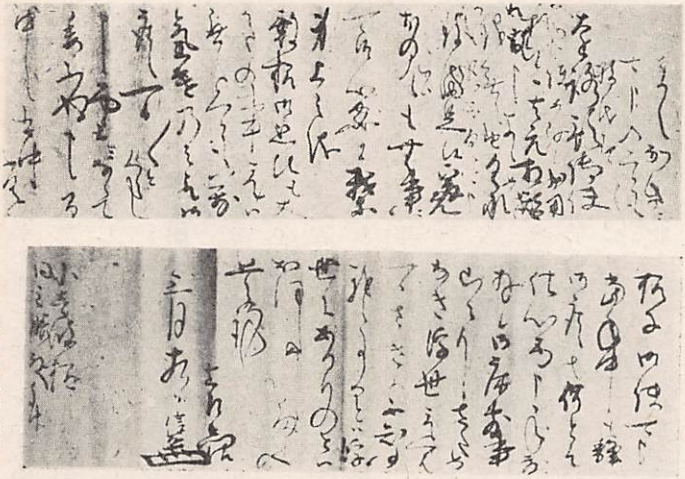

（小平氏所藏）

遠路預二御使札一候、其元相替儀無レ之由具承、致二満足一候、爰元におゐても無事に候、可二御心安一候、我等身上之儀殿様御懇比も大かたの事にては無レ之候へとも、萬氣遣のみにて候、一日〳〵とくらし申候、面上なら委不レ得申候間、中々書中不レ具候、様子御使可レ申候、當年中も靜に御座候者、何とそ仕以レ面申承度存候、御床敷事山々にて候、さためなき浮世にて候へば、一日さきは不レ知事候、我々事なとは、浮世にあるものとは、おほしめし候ましく候　恐々謹言

三月十九日

眞左衛門佐

信繁（花押）

小壹岐様

同主膳殿

御報

（小平文書）

幸村の姉の名は分らない、村松殿といふのは、夫小山田壹岐守が、小縣郡村松に知行を持て、其所に居たから

村松殿といふたのである。小山田壹岐守茂誠は、始め平三と稱した。甲州石田の小山田家の人で、武田氏滅亡の後、眞田昌幸に屬したが、客分待遇といふ程で、あつたと思はれる。茂誠は天正十八年十二月朔日、昌幸より小縣郡村松之郷にて、藏納知行を宛行はれて居る、小山田は甲州の名家故、昌幸は己が女を以て、之に娶はしたのである。

第五節　夏の陣

江戸大阪の和睦成立し、家康父子は江戸に歸り、諸軍も亦各其國々に歸つた。間も無く三月五日、京都所司代板倉勝重から飛脚を以て、家康に、大阪に於ては、再び擧兵の企圖ある旨を、注進に及んだ。大阪城の惣構塀柵など造り、舊冬埋め立てた、隍を再堀し、淺い所でも腰だけ、深い所は肩を越す位に堀り、浪人も舊冬よりは多く籠り、百騎或は二百騎計りづゝ、京都へ上り、狼籍をはたらく。此樣子から考へると、大阪再擧疑ふ所なし、との事であつた。

大阪再擧の準備

板倉勝重大坂擧兵の企圖あるを家康に報ず

大阪に於ては、家康が巧に辭を構へて、城郭、塹濠を壞したり、埋めたりし了つたのを憤り、且浪人の扶持にも、困難を感じ、遂に再擧に決した。けれども、城は以前の堅固は、無くなり、據守防禦に便り無くなつたので、後藤基次の議に從つて、平地の戰を避けて、大和國に於て、關東軍を邀擊するに決し、基次等先鋒となり、眞田幸村、毛利勝永等之について進み戰ふことに定め、五月六日基次先づ發して、國分に至つたが、衆寡敵せずして遂に戰死し、薄田兼相も道明寺磧で戰死した。此日幸村は、曉の濃霧のために、時間を誤まつて、行軍が豫定通りに行かずして、基次兼相等を援くることが出來ず、午前十一時頃戰場に到着し、伊達政宗の軍と激戰して、之を擊退した。幸村の嫡男幸昌が、敵騎と相搏ち、其首を獲たのは此時であつた。幸村は退却の後、毛利勝永の隊に至り、濃霧の爲めに戰機を誤つて後藤等を援ふことを得なかつたのを歎き、明日の戰に於て、共に秀賴の馬前に討死せんことを約し、城

城將後藤基次戰死

幸村伊達政宗の兵を擊退す

幸村勝永と明日の戰死を約す

中より全軍引き揚げの命があつたので、幸村自ら殿となつて退却した。敵は眞田の赤隊が殿するのを見て、追撃するものが無かつた。大坂方は午後四時過ぐる頃には皆引き揚げた。

第六節　幸村の戰死

幸村の戰死

五月六日の戰に、大坂方に於ては、後藤基次、薄田兼相、木村重成等は戰歿し、勝敗の大勢は、既に此日に決したとも、見るべき態であつた。幸村と勝永とは、其夜城南の茶臼山及天王寺に陣營を張つた。此夜幸村は、在所信州から來て、自分の旗下に加はつた人々を呼んで「我は亡き父の遺言を守り、大坂に入城した。若し運幸にして、一國の主とも成ることあらんには、各へも恩賞を頒ち與へやうと思つて居たのに、最早運命極まつて、討死する時が來た。各が臣たる道を守り、二心無くよく働いてくれたのは、謝するに言葉も無い、各は在所に妻子もある事故、今から故國に立歸つて、妻子を養ふやうにせよ、我は秀頼公に頼まれて、入城した上は、武門の義理、死を覺悟して居る。今生の名殘今宵に限ると、心から懇に申諭した。けれども、一同の者異口同音に、明日共々討死せんとて、在所へ歸る者、一人も無かつた。幸村は眞田源八を近く呼び、其方は親戚のことなれば、猶更死を共にせんと思はんが、是非共故郷に歸るやう、にと強て頼み入れ、自身の一卷と包光の刀三尺四寸なるを（此刀は源太左衛門信綱の帶したものであつた）與へた、源八は止むなく、其言葉に從て、幸村の形見を携へて、獨り信州上田に立ち歸つた（鐵醫塵蓋鈔）

幸村部下に諭し其鄉里に遣らしむ

七日の未明、大野治長は茶臼山に來て、今日の作戰計劃を相談した。幸村の策に依り、此日の戰は、天王寺附近を決戰の場所と定め、城兵の主力を此に集中し、關東軍を此方面に充分引き付けて、死力を盡して奮闘し、別に一軍を迂回せしめて、敵の背後に出て不意に攻撃する。其際には、秀頼も城を出て陣に臨み、秀頼出馬の上は、城の破れること、戰の負けることなど、一切顧みずして、無二無三に關東軍の麾下を猛烈に突撃して、家康を討ち取る。若し此事が成功せざるに於ては、潔く奮戰裏に戰死する

大野治長幸村の策に從ふ

といふ事に決した。（大阪陣物語、大阪御陣覺書）

幸村茶臼山に陣す

眞田幸村は茶臼山に、毛利勝永は其弓手の方、天王寺の南門に陣し、其左方に大野治長等の兵が居り其左下の方には、大野治房が大將となり、岡山方面の敵に當ることゝなつた。迂回軍の將には、明石全登が精兵三百程を率ゐて、之に當ることに決し、船場から出掛ける筈であつた。

本多忠朝、小笠原秀政戰死

正午頃關東軍は、天王寺茶臼山の方に、續々と押寄せて來た。其先頭部隊本多忠朝の隊は、毛利勝永の軍に近つくや、銃を發して戰を挑んだ。毛利の先頭は之に應じて發砲し、勝永が時未だ到らずとして此を制止したが、止めることが出來ないで、戰は豫期よりも早く始まつて、直ちに猛烈な戰となつた。此は本多忠朝も、次いで進んだ小笠原秀政も、此日討死の覺悟を以て、自身挺進奮闘したからである。

幸村は關東軍が速に押寄せ來り、開戰意外に早まつたのと、一方秀頼の出馬が遲々たると、明石の迂回軍も、豫定の方面に進出しないので、計策の成らないのを察し、伊木七郎右衛門遠雄と、共に語つて戰死を約し、後茶臼山上に登て、寄手の方を見、急に嫡男大助幸昌を呼び寄せて、汝は昨日の戰に、負傷したので、今日ははかばかしい働は、成りがたいと思はれる。其れに自分に考へる所もあること故、今の内に城内に歸り、秀頼公のお側に侍つて、秀頼公の御樣子次第、如何樣にも爲すがよい、と申聞けた。けれども大助は、今此表で戰が始まらうとするに當て、城中に入るのは本意で無い、何分にも父上と共に、戰場に於て働きたいと再三斷つた。然し幸村が大助に向て、暫くの間、何事かさゝやき、申含めたので、父の側を立退いて、馬に打乘り、何度か父の方を振返つて見乍ら、坂を下つて城内に去つた。此は其當時、眞田の手に屬して居た、稻垣與右衛門といふ者の、見た所の物語である。越前少將松平正直は、昨六日の戰に期を失し、家康の機嫌を損じ、此日の朝は其家老等が、叱罵された事があつたので、此日の戰には、如何にも奮戰して、其恥を雪がんものと、他の諸隊を押分けて前進し、茶臼山なる眞田隊に、攻め懸つた。此時分天王寺方面一帶は、戰尤も激烈で、毛利勝永驍勇善く戰ひ、本多忠朝、小笠

幸村其子大助を城中に歸らしむ

原秀政父子、戰死を遂げ、勝永の軍は進んで、秀忠の麾下に、迫らんとする勢であつた。幸村は決死の越前兵と奮戰最中、敵軍中に紀州殿淺野長晟裏切せりと、口々に言のゝしる者があり、其爲め關東勢は、一時に騷動した。此機に乘じ幸村は、馬廻りの屈竟の精兵を引き連れて、越前兵の後方に詰めて居た、家康の麾下を、目懸けて猛進した。越前兵之を防いで、奮闘したが支へ兼ね、家康旗本の士も共に防き戰て、死傷甚だ多かつた。元和先鋒錄、天王寺口合戰覺書

關東軍騷擾す

家康旗を伏せて逃る

薩藩舊記に「五月七日に御所樣御陣へ、眞田左衛門仕かゝり候て、御陣衆追ちらし討捕申候、御陣衆三里ほどづゝ、にげ候衆は、皆々いきのこられ候、三度目に眞田もうち死にて候、眞田日本一之兵、いにしへよりの物語にも無之由」とあり又渡邊幸庵對話に「眞田左衛門佐、強き大將士卒迄勇壯也、但於大坂御備散軍は、眞田が勇氣ばかりに非ず、寄手は日に向ひ候故不働也、眞田は日を後ろに負ひて、此方を能く見分けて働き候故に、御旗本迄敗軍也、とて呼きて、神君も生玉迄御立退也、此程三十町ばかり也、大將さへ如此なれば、御旗本は尤也、此段御當家にて密事也、難波戰記等にも、爰を顯し不申故、色々虛說あり」とあり、又山下秘錄に「二備千二三百ヲ一手ニナシ、四五十萬騎ノ勢ニモヲソレズ、家康卿之御旗本サシテ、一文字ニ打チ込ム、家康卿御馬印臥サスル事、異國不知、日本ニハ、タメシスクナキ勇士也、フシキ成ル弓取ナリ」とあり、又本多家記錄ニハ「眞田幸村十文字の槍を以て、大御所を目掛け、戰はんと心懸けたり、大御所とても不叶と思召、植松の方へ引退き給ふ」とあつて幸村の此日の働振りは、壯烈なもので、家康は其勢に畏れて、逸早く逃げ退いたので、遂に討ち洩した。幸村は死力を竭して、奮戰したが、屈竟の部下の者、或は斃れ、或は傷き、己れも亦數ケ所の傷を負ふたので、退いて安民天神社境内に、暫し息をついで居たが、越前の兵殺到し、遂に越前の鐵炮頭、西尾仁左衛門の手に討ち取られた。

幸村戰死の樣子

幸村戰死の際の樣子は、幸村の首實檢の時、家康が仁左衛門に向つて、勝負の有樣を尋ねたところ、

仁左衛門は何も云はずに、平伏して居た、家康は好い首を取つたと言葉をかけ、其儘仁左衛門は其座を立つた。其後で家康は側近の侍士に向つて、勝負は爲なかつた、と見へるといふた。落穗集又細川忠興が、此年五月十五日國元へ遣はした書面に「大野主馬、大野道見、合戰場よりにげたる由に候、定てやがてとらへ可レ申と申候事、眞田左衛門佐於二合戰場一討死、古今無レ之大手柄、首は越前宰相殿鐵炮頭取申候、乍レ去手負候て、草臥伏て被居候を取候二付、手柄にも不レ成候」とあれば、幸村は手傷數多負ひ、其上終日の働に、疲れ果てゝ休息して居た、其所へ西尾が取り懸つたので、勝負といふ程も無く、打ち取られたものと思はれる。幸村の戰死と共に、部下一人殘らず討死した、其中名ある人々は、眞田勘解由、大塚清兵衞、高階梨主膳、海野小平太、望月善太夫、禰津小六、柏田玄仲、山岡軍平、角輪佐吉、利光久兵衞、沼田清次郎、眞田權太夫、森川隼人、瀧川平太夫、丹生彌二郎、星田勘平、馬淵六郎太夫横谷庄八郎を初め、譜代の士百五十四人、力戰して討死した鐵醬廩蓋抄横谷系譜

幸村戰死の模樣

幸村と共に戰死したる人々

眞田大助秀頼に殉ず

眞田大助幸昌は、父の命に從ひて城中に入り、芦田曲輪に候して秀頼を守護した、城中の人々見て皆歎賞した。速永甲斐守は大助に對つて、其許は御譜代の臣といふでもなく、又猶年若なれば、かくまでの忠誠にも及ぶまい、宜しく城外に出て、東軍中の親類方へなりと、身を寄せて然るべしと諭した。大助之れに答て曰ふ、我父の最後を見捨てゝ、城に入つたのは、君を守りまるらせんが爲めである、今更父の命に背き、何所へ參るべき、不義の教を聞くよりは、我は一人此廣庭に控居て、君と生死を共にせんとて、其後は誰人とも話もせず、秀頼の死を聞くに及び、潔く殉死して孝と忠とを完ふした。

第七節　幸村の墓所及其子女

雍州府志には、妙心寺養德院に、眞田信仍塔といふがあると云ひ、都林泉名勝圖繪には、京都龍安寺塔頭大珠院に、眞田左衛門佐幸村の墓あり、五倫（マヽ）の石塔婆を建て、法號を鐫す、幸村法號大光院殿日道

眞田幸村の墓所京都龍安寺塔頭大珠院幸村の墓

幸村の法名

光白大居士とありとあるも、此塔婆は幸村の女で、石川備前守の室となつた人が、供養の爲めに建てたものであつて、眞の墓所では無い。法名は大光院殿月山傳心大居士　長國寺過去帳　眞田系譜　と云ふ。要するに遺憾ながら、今の所幸村の墓所として、確かなものと認むべきは、明かでないのである。

幸村の子女

眞田系譜には、葬地未詳、牌所信濃國埴科郡松代禪宗眞田山長國寺とあり。

幸村は子福者で、子女甚だ多かつた。眞武内傳附錄には、三人とあるが、高野山蓮花定院の調には

左衛門殿御子惣領お市様此人九度山にて御死去
次お梅様
おあくり様
此三人は信州生
此次　大助様　先公實錄には大助は寅年と書き入れてある
お志よふ様
おかね様
大八様
此四人九度山にて誕生被成候
大八様京にて五月五日御遠行

とあつて、二男五女となつて居るが、眞田系譜には次の如くあつて二男六女である

幸村
- 女子　堀田作兵衛興重養女、石合十藏道定妻　母者家女堀田作兵衛興重女、寛永十九年壬午十月廿八日終　法名松屋壽貞大姉、葬地信濃國小縣郡長久保村禪宗長安寺
- 女子　母者同右　於紀伊國九度山村終年月日不詳法名葬地未詳

—女　子　片倉小十郎重（景）長室
母者大谷刑部少輔吉隆女終年月日不詳法名葬地不詳

—幸　昌　大助
母同右慶長七年壬寅於紀伊國九度山村誕生慶長二十年乙卯五月八日於攝津國大坂城自裁年十四法名直入余孝大居士葬地不詳
牌所信濃國埴科郡松代禪宗眞田山長國寺

—女　子　石河備前守室
母同右終年月日不詳法名眞巖一院法樂宗蓮大姉、葬地不詳、牌所山城國京北山禪宗龍安寺塔頭大珠院

—女　子　母同右終年月日不詳法名葬地不詳

—某大八　母同右終年月日不詳法名葬地不詳

先公實錄には大八は京にて五月五日印地打にて御遠行被成候とあるも其年は不明である

幸村の子女は二男六女

幸村の妻子捕はる

此眞田系譜と、高野山蓮花定院調とは、女子の數に於て一人の相違があるが、九度山で死去した、お市の前に生れた女、卽ち信州小縣郡長久保の、石合道定に嫁した人は、高野山に赴く時、一緒に伴ひ連れて行かなかつたので、蓮花定院調數一人少ないとすれば、兩者は一致して、幸村の子女は二男六女が確である。蓮花定院の調が出生の順ならば、片倉の室となつた女はお梅、蒲生に嫁いたはおあぐり、石川の妻はおまよふである。

幸村の夫人大谷氏は、紀伊國伊都郡に、子供と共に忍び隱れて居つたが、元和元年五月二十日、領主淺野家の爲めに捕へられて、京都の家康の許に送られた。其事は五月廿四日附で、本多上野介正純から淺野但馬守長晟に送つた、書狀で明かである、

以上

貴札令二拜見一候仍大野修理內北村善太夫御越被レ成候則其段懇ニ致二披露一請取置申候、然者眞田左

衛門佐妻子幷侍三人、御領分ニ而御とらゑ候而御上被レ成候、是も請取申候而具ニ申上候處ニ、其許無ニ御油斷一被レ入ニ御精一候故、早速御尋出被レ成旨、御意被レ成候。今度重々被レ入ニ御念一候儀、御祝着被ニ思召一由不ニ一形一御機嫌共々御座候間、御心安可ニ思召一候然而其元落人又一撰企致候者、彌御穿鑿被ニ仰付一由存ニ其旨一候誠以方々御苦勞之段令ニ察存一候、尙以其段も懇ニ申上候間、御心安可ニ思召一候、何も此方相應之御用御座候（〳〵者脫か）可レ蒙レ仰候、疎意存間敷候委曲期ニ後音之節一候間不レ能レ具候　恐惶謹言

（元和元年）　　本多上野介
五月廿四日　　正純（花押）
淺野但馬守樣
貴報

幸村の妻子捕へらるる

猶此事に就き德川實記に「元和元年五月二十日、眞田左衛門佐幸村が妻は、紀伊國伊都郡中に忍び居たるを、淺野但馬守長晟捕ふ、かの妻、秀賴より幸村にたまはりたる、來國俊の脇差、ならびに金五十七枚を、所持せりとて、二條に獻しければ、皆長晟にたまふ」とあり、又此頃秀賴の一子國松丸、捕へられて、二十三日六條河原にて刎らる、又仙石宗也の子六才なるも刎ぬ、前田德善院玄以の孫二人も、切腹せしむとあれば、幸村の子（多分尤も幼少なりし大八なるべし）も、亦彼家康の無慈悲に、斃れしものと思はれる。蓮花定院調べ書、眞田伯爵家系圖、共に幸村の末子大八、於ニ京都一早世とあるのは、其であらう。妻女其後の消息は判明しない。

幸村は小柄

長澤聞書に據れば、幸村は額口ニ二三寸程の、疵あとがあり、體は小さい方で、あつたといふ。

幸村の乘馬

榊原康勝の臣、沼上八兵衞、越前兵の眞田幸村を、打ち取つた事を確めに行く途中、芦毛の馬に、六文錢の金具にて摺つた、黑い鞍をおき、口取唯一人で、牽いて行くのを見て、呼び掛けて、其馬の持主

と、何處へ牽いて行くかを尋ねた所、此は眞田左衛門殿の馬であるが、只今討死された故、城中へ牽いて歸る、のであると答へた、すると能い馬である、乘て見やうとて引き寄せて、乘つて見て、かんのよい乘工合靜な、大將馬とて譽めた、口取は左衛門殿が、此馬はいかにしても、信州へ形見に牽き行け、と申付けられたから、返してくれと歎願したので、八兵衛は馬から下りて、其馬を返したが、一丁程行き過ぎた時、口取を切り殺して、其首を取つた者があつた。其れは榊原家の士であつた。其者は口取の頸を取り、其首に依て、五十石の加增を得た、といふ事である。されば幸村の馬も、馬具も、幸村の意志通り、信州の在所へは、來なかつたであらう。

幸村の評

毛利豐前守勝永は、驍勇天下無比、關東軍の先備を粉碎して、切崩したのは、眞田の奇兵と、毛利の正兵との、兩備の功で、他の授けはなかつた、平地の戰に、天下の大軍が總崩したのは、偏ニ眞田毛利二氏の働きである。而して眞田幸村は陣頭に戰死し、毛利勝永は城に入つて、秀賴に殉じた、大坂城中の五大將の順を立つるならば古今獨歩は眞田信仍第二は毛利勝永であらう、明石は遙かに劣り長曾我部は最も凡下、後藤基次は其死生定まらざれば可否を論ずべきではないと翁草では評して居る。

信之の幸村評

眞田伊豆守信之が、或時の物語に「左衛門佐が天下に武名を顯したのは尤なことで、生れつき人に異つた所が多かつた。物毎柔和忍辱で、落付いて居り言語少く怒り腹立つ事はなかつた。自分などに比べると、幸村は國郡を領する誠の士と謂ふべく、自分などは、作り鬚をして眼を怒らせ、肱を張り、攻具を持つ程のものと云べき程の違がある」と話されたといふことである。眞武內傳追加

第九章　寒松院　小縣眞田家御知行

第一節　寒松院

眞田昌幸夫人、寒松院に就ては、滋野世紀には、房州公御内室、菊亭大納言晴季卿女御、稱二山之手殿一とあり。綱德家記には、昌幸公御内室、正親町御女、武田晴信公養女なり。とあり。寛政重修諸家譜には、眞田昌幸室、菊亭右大臣晴季が女、とある。之に就き考察するに、

寛政重修諸家譜所載

眞田昌幸夫人寒松院又山之手殿と稱すは、京都菊亭右大臣晴季の女で、武田晴信の養女と成り、後昌幸に嫁した。或は正親町家の女で、菊亭家に養はれたことありと云ふ。菊亭家の女で、武田晴信の養女と、成つたといふ事は、晴信の夫人は、京の三條家、左大臣公頼の次女（公頼の一女は細川晴元に嫁し、三女は本願寺光佐に嫁す）である、此關係より、菊亭家の女を、其養女としたのであらうとは、考へらるゝ所である。

武藤氏は甲州の名舊家であつて、武田信玄は其母の弟、大井三郎左衛門尉をして、其家を繼がせたが其子與次、夭折せしを以て、眞田源吾をして、其家を繼がせることにした。其れが武藤喜兵衛尉である。此舊家を繼ぎ、且將來見込のある武藤喜兵衛尉に、此養女を嫁はせた、此人が眞田昌幸夫人の寒松院であらう。

宇多氏の女なりとの說

猶昌幸の夫人のことに就ては、宇多氏の女とか、或は甲州遠山氏の女とかいふ說あるも、天正年間貫高小縣分限帳、眞田樣御代御知行、の中に京之御前樣御料所として、一筆毎に、拾參貫參百八十九文、參貫貳百拾文、拾壹貫四百四拾文、壹貫八百九拾文などと記してある、此京の御前樣と稱するのは、京都より入りし、正夫人の意味と見るべきである。故に昌幸夫人寒松院は、京の菊亭家の女と、認むべきであらう。

眞田家御事蹟稿の著者河原綱德は、宇田氏と云ふは、眞武內傳、諸家高名記、眞田秘傳記の說や、石田系を按ずるに、河內守賴次、房州公御女聟也とあり、是に因て誤り傳へて、宇田氏とするなるべし。

遠山氏と云は、沼田記、續武家閑談の說なり、滋野世紀に遠山氏は、一德齋公の御女聟なり、眞田軍功家傳記には、信尹君の御女聟とす、何れの是なること不知といへども、遠山氏と云は、是に因て誤り傳へしなるべし、と宇田氏、遠山氏說を否認して居る。

寒松院は昌幸の子、伊豆守信幸、左衞門佐信繁、二人の生母である、昌幸高野に赴きし時、薙髮して寒松院と號したと云ふ。慶長十八年癸丑六月三日長逝し、上田房山なる、天照山大輪禪寺境內に葬つた。法名は寒松院殿寶月妙鑑大姉。

寒松院法名

大輪寺書上げ

寶曆年中大林寺書上に

寒松院殿慶長十八年癸丑六月三日被レ遊二御卒去一節、拙寺御引導御燒香相務申候、依レ之寒松院樣御開基に被二仰付一、御尊牌之義は、其節當寺に御安置仕、御遺骸之儀も、上田大輪寺に御座候由、御石碑之儀御尋被レ成候、元和中大鋒院樣御所替之節、御隨身被二仰付一御當地へ引越之節、御石碑相建候樣被二仰付一候旨承傳候、尤御尊牌も其節尙又拙守に御安置被二仰付一候段申傳候　以上

とあるも、上田大輪寺の書上（多分寬政の頃なるべし）に據れば、大輪寺は寒松院開基で、建立當初は、戶石城の麓、伊勢山之內字畑山に在り、後上田房山の地に移したと云ふ。松代大輪寺寶曆書上に在る如く、寒松院葬儀を、上田大輪寺で、執り行つたならば、此寺が寒松院開基の寺で、あつた故であらう。寒松院葬儀を此寺で行つたので、寒松院開基といふことに、成つたのでは無からう。

今上田大輪寺境內に、寒松院の石碑と稱するものあるが、碑面磨滅して、文字も明かに見えない。

上田大輪寺の墓碑面不明

（附）眞田隱岐守信尹　又信昌

眞田幸隆の四男、源次郎と稱した、武田晴信命じて加津野氏、勝沼氏と同系で甲州の名家であるを繼がしめ、加津野市右衞門と云ふた。軍鑑に、市右衞門は鑓奉行三人の內（騎馬十五、足輕十人）、一德齋末男也とあるが信尹で、武田勝頼の代には、專ら近侍の役に當つた。信尹の母は、信之、信繁の二兄と、同じでは無い

眞田隱岐守信尹加津野市右衞門

と思はれる。天正十年勝頼沒落の後は、德川氏の爲めに、兄昌幸を招き、大に盡す所あり、家康より感謝の書狀、及金品を贈られた。同十二年采地二千石を宛行はれしが、後故ありて身を退き、蒲生飛驒守に任ふ

氏鄕に仕へ、六千石を領した。氏鄕の死後、家康に召し返され、甲斐國に於て、三千石を給せられ使番となり、關ヶ原及大阪の二役に從ひ、後旗奉行に任ぜられ、加增千石都合四千石を領するに至つた。寬永九年五月四日、年六十にて歿し、甲州長坂村龍眼寺に葬つた。三代目の幸信の時、嗣無くして采地を沒收せられ、幸信の弟幸吉、五百石を與へられて、別に家を興した。

家康に任ふ

墓所甲州龍眼寺に在り

第二節　小縣眞田家知行

眞田家小縣知行

眞田樣御代御知行

（松尾氏所藏本「眞田樣御代御知行」に、丸山氏所藏本「貫高小縣分限帳天正年間」を照合して記す）

左行に書いたのは丸山本

眞田氏上田在城時代の家臣分限帳は見當らない、依て茲に天正の頃小縣郡内に知行を給せられた、眞田家臣の知行高を記して參考とする

一樋口新三	知行	七貫八百八拾文
一山岸新五右衞門同		八貫五百三拾文
一諏訪部善之亟	同	六百文
一花岡織部	照同	拾貫八百廿文
一平林源佐衞門	同	八貳貫百拾五文
一大工勘四郎	同	八貫四拾文
一松尾豊前守	同	拾八貫五文

一小金彌右衛門　同　三貫三百五拾文
一戸田　備前　同　三百文　六貫貳百八拾文
一清水善兵衛　同　七貫三拾文
一宮下藤次郎　同　七　一貫七百文
一庄村七右衛門　同　四貫貳百五拾五文
一さいくぼ（西窪）同　貳貫五百三拾文
一細田對馬守　同　三貫八百八拾文
一小林七郎右衛門同　壹貫百貳拾文
一池田佐渡守　同　貳拾壹貫貳拾文
一丸山新左衛門　同　二貫二百五十文　四貫四百五文
一田中小七郎　同　貳貫三百五拾文
一宮下小さへもん同　但小使馬免？　四貫貳百九拾文
一田中周嶽坊　同　貳貫八百六拾文
一蓮花院　嶽助　同　九百三拾文
一藪原田左衛門　同　四貫五百貳拾文
一深井神七郎　同　但御使馬免　壹貫百五文
一長坂十左衛門　同　貳貫八百六拾文
一眞田源八郎殿　同　五貫貳百四拾文
一河原左衛門尉　同　八貫八拾文
一河原同心七郎右衛門同　四貫貳百拾文

一河原同心加兵衛同　七貫五百四拾文
一宮崎彌十郎　同　貳貫六百五拾五文
一藏島忠三郎　同　壹貫八百二拾文
一河原同心新藏　同　壹貫三百廿文
一齋藤左馬助　同　九貫九百七拾文
一坂口助三　同　十一貫七百五十文
一坂口惣左衛門　同　三貫拾文
一坂口善三　同　四貫七百四拾文
一小林源左衛門　同　六貫五百八拾五文
一宮本與兵衛　同　三貫三百九拾文
一堀口彌兵衛　同　壹貫貳百九拾文
一北澤彌次右衛門同　三貫六拾文
一山十加善四郎　同　壹貫八百八拾文
一大熊靱負　同　四貫五百六拾文
一村山彦兵衛　同　貳拾八貫八百八拾文
一鹽澤善左衛門　同　九貫八百廿文
一細工正右衛門　同　貳貫百三拾文
一宮前六助　同　壹貫五百四拾文
一窪　新七郎　同　貳貫九百文
一松井善九郎　同　三貫八百九拾文
　　四貫三百五拾文

一十　輪　寺　同　五貫四百九拾文
一木島又左衛門　同　九百文
一眞田細工出雲　同　三貫貳百文
一中村仙七郎　同　貳貫九百文
一竹内勘三郎專　同　五貫八百三拾文
一大窪彌右衛門　同　八百七拾文
一唐澤田左衛門　同　三貫七百五拾文
一眞田善心　同　貳百參拾文
一大窪與助　同　三貫百四拾文
一土肥之茂右衛門同　七百文
一小野所左衛門　同　三貫六百七拾文
一二ノ藏田左衛門同　貳貫三百文
一松井　忠助　但御使馬免(丸本)同　三貫六百八拾五文
一宮坂與右衛門　同　八百文
一池田甚次郎　同　六貫貳百文
一松井　源六　但御使馬免(丸本)同　三貫百九拾文
一對馬守　同　貳貫四百七拾文
一大石山善左衛門同　御北分(丸本)　三貫三百拾文
一木村渡右衛門見　同　拾八貫八拾五文
一黒坂七郎右衛門同　三貫九百五拾文

一宮下　佐平　同　四貫六百廿文
一長坂小傳次　同　三百四拾文
一戸　隱　免　拾貫百拾文
一樋口　新三　同　壹貫貳百七拾文
一禰宜　甚助　同　壹貫五百五拾文
一西澤又右衛門　同　三貫六百四拾文
一宮崎　志摩　同　五貫七百五拾文
一坂口　與助　同　八百四拾五文
一坂口善左衛門　同　壹貫五百四拾文
一丸山小七郎　同　拾五貫百四拾文
一高梨　內記　同　拾貫四百廿文
一宮坂又右衛門　同　六貫四拾文
一關口角左衛門　同　拾三貫四百九拾文
一春原惣左衛門　同　壹貫文
一番匠　新平　同　五貫八拾五文
一新井新左衛門　同　壹貫八百拾文
一山岡與五右衛門　同　三貫百五拾文
一青木　加賀　同　五貫貳百九拾文
一山浦藤兵衛　同　三貫八百九拾文
一加賀同心市右衛門　同　拾壹貫六拾文

是は白山御祈念御そうし

御北様御料所（丸本）

是ハ母ニ被下分

一宮下　新吉　同　　拾四貫六百拾五文
一横澤　善助　同　　壹貫八百四拾文
一むい原金三　同　　壹貫四百五拾文
一丸山三右衛門　同　　六百五拾文
一河井新兵衛　同　　三貫百四拾文
一洞木惣兵衛　同　　武貫五百文
丸本無し
一京之御前様御料所　小使瀧澤よすけ　　三貫貳百拾文
一若殿様御料　小使小林七郎右衛門　　三貫三拾文　一拾文
一松田　同心　同　　拾貳貫八百拾文
一御北分赤村讃岐同　　三貫七百五文
一大日方助四郎　同　　七百三拾文
一京之御前様御料所　小使御期夫新水たに　　拾三貫三百八拾九文
？　九郎
一霧井殿内儀勘忍分　　貳貫九百文
藤
一當田　同心　同　　拾貳貫八百拾文

メ百壹銘印有之候

此外ニ丸山氏所藏本所載
合七貫八百文
合七貫八百八拾八文
合貳貫五百文

道　見
樋口新三郎御老母知行
ほうき惣右衛門　知行

合貳貫百拾文
合百貳拾文
合六貫七百三拾文
合三百文
合三貫五百六十文
合貳百文　見出四十文
合壹貫百八拾文
合五貫七百拾文
合貳貫九百拾文
合貳貫四百廿文
合三貫五百廿文
合拾七貫百六拾五文
合拾八貫四拾文
合四貫六拾文
合六貫五百九十文
合貳百四十文
合四貫三百拾文
合九貫四百三拾文
合四百文
合貳貫九百四拾文

さんじ新九郎　同
國分寺分
御北さま御知行小使平林彌左衞門
町田清左衞門
源左衞門知行　但小使馬免也
ふぶ澤新七郎
小澤彌治右衞門
大畑與右衞門
京之御前様御料所　但瀧澤新右衞門分すけ兵へ小使
とうきおさく知行
御北分澤入市左衞門知行
御北様之御料所小使藏島
御北様御料所　百ん（ママ）與五右衞門
御北様之御料所小使坂下治郎右衞門
一本鋒源右衞門
東　雲
御北様御料所小使權助
師岡五右衞門
池甚同心忠兵衞
大かひき藤右衞門

合六百五拾文
合貳百五拾文
合五百三拾文
合三貫百三拾文
合四貫八百六拾文
　？
合三貫三拾文
合壹貫三百貳拾五文
合拾壹貫六拾文
合八百文
合壹貫四百五拾文
合貳貫百七拾文
合壹貫三百十文
合壹貫貳百五十文
合壹貫百文
合壹貫文
合拾壹貫四百四拾文
合壹貫八百九十文

が載つて居る

此内に京之御前様とあるは、多分京都三條家より嫁した眞田安房守昌幸の夫人を指すと思はれる。お

金子　知行
御北様御料所宮下源六知行
御北殿分林(ママ)　知行
御北殿分小使宮島武左衛門
御北殿分
長谷寺祈念
御北殿御料所坂口與助知行
鎌原知行
京之御前様御料所小使小金縫右衛門
ほ孫安右衛門
吉ます　知行
御小人藤右衛門知行
御力者　知行
作右衛門
羽尾兵部殿御りやう人知行
四郎右衛門
京之御前様御料所勘三郎分小使甚五郎
京之御前様御料所　矢野分

北様とあるは眞田信綱未亡人であらう。

第二篇　藩政時代

第一章　上田領主及知行高

第一節　眞田信之

慶長五年、眞田安房守昌幸、紀州高野山配流の後、其子信之、徳川家康より、同年七月廿七日附を以て、與へられたる證文

眞田信之父の跡小縣宛行證文

今度安房守別心之處其方被レ致二忠節一儀、誠神妙候。然者小縣之事者、親之跡候間、無二違儀一遣候。其上身上何分二も可二取立一之條、以二其旨一、彌如在被レ存間敷候。仍如件

慶長五年

七月廿七日　　家康花押

眞田伊豆守殿

に依り、父の所領小縣の地を賜り、上田領主と成つた。其知行高は、沼田領二萬七千石、沒收昌幸所領三萬八千石、此外小縣に於て、三萬石加增、合計九萬五千石寛政重修諸家譜であつた。猶徳川實記、眞田信之知行高

松代轉封の條に、「四万石の加恩ありて、十三万五千石になさる」ともあるに據り、恩榮錄の十一万五千石と云ふは採らない。松代町史には、沼田三万石、上田六万石合せて九万石となす。

關ヶ原役後信之は沼田在城

關ヶ原役後は、依田肥前守信守、德川家康の命に依て、上田城番として、慶長九年まで在城した寛政重修諸家譜。其後城郭破却となりしかば、信之は沼田に在城し、小縣仕置の爲めに、上田の地に來るも、屋敷居住であつたのである。而して信之の妻子が、沼田より上田へ引き移つたのは、沼田記に據れば、元和二年であると云ふ。

信之の妻子上田に來る

大坂出兵

信之が上田領主の時、慶長十九年に大坂の役起り、大坂城中には、弟左衛門佐幸村が籠つて居た關係上、信之の苦心も、大方の事では無かつた。此時信之は病の爲めに出馬せず、其子河内守信吉(十九歲)、内記信政(十八歲)の兩人をして代理せしめた。此二人は若年であつたので、矢澤但馬守、木村土佐守に其輔佐を命じた。信之より矢澤、木村宛に送つた書狀を見ると、信之が如何に眞田家の立場や、年若な二子の出陣を氣遣しかを、窺ひ知ることが出來る。

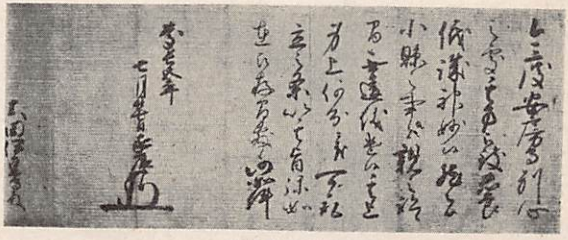

（眞田家所藏）

松代轉封

元和八年八月、突如出府の命があり、信之は不安の念にかられつゝ、大急ぎで江戸に出で、早速登城した。將軍秀忠、信之に對面の上直々に、上田を轉じて松代城を賜ふ、旨を申渡した。此時の狀況及信之の心想は、江戸からの歸途鴻ノ巢より、家老出浦對馬守昌相に、返書を出した、其狀にあらはれて居る。故に次に此書狀を記して置く

尙々我等事、もはや及二老後一、萬事不レ入儀と、令二分別一候へども、上意と申、爲二子孫一候條、任二

御詫ニ松城へ、相移事候。於ニ様子一可ニ心易一候。以上

去十一日之書狀、鴻巢參着披見候。仍令度召ニ付而、不圖參府仕候所に、於ニ川中島一、過分御知行令ニ拜領一候殊ニ松城之儀ハ、名城と申、北國かな目の要害に候間、我等に罷越、御仕置可ニ申付一之由、被ニ仰出一候。彼表之儀、拙者ニ被ニ任置一候旨、御直に御詫候。誠家之面目、外實共無ニ殘所一仕合ニ而、今十三日至ニ鴻巢一令ニ歸路一候。先上田迄可ニ罷越一候間、其節可レ申書立之義、一角所迄被ニ遣候、祝着候、猶期ニ後喜一謹言

十月十三日　　伊豆守
　　信之（花押）

出浦對馬守殿

（矢野文書）

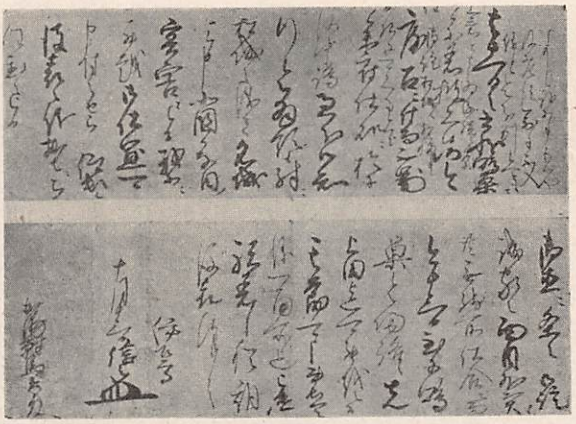

（松代町　矢野弟治氏所藏）

松代は名城且北國かなめの要害

信之書狀

松代移封の事情眞武内傳追加所載の說

此信之突然の移封は、如何なる事情に由るか。之れに就ては、種々の說がある。眞武内傳追加所載の「信之上田屋敷構あまり狹き故、普請可有とて、武石より材木取よせ、其用意ある時、秀忠公爲ニ上意一、江戸より奉書到來、」といふに據つて、信之が、幕府の許なくして、上田城を修築し、其の爲めに、幕府の不審を被り遂に移封されたと爲すは、當らないと思はれる。元和七八年頃は、武家諸法度が發布されて、まだ間も無い時である。然るに、深慮細心の信之が、いかで此の如き無思慮の擧を敢てしやう。萬一其樣な事が有るに於ては、城地沒收、或は少くとも減封、所替位は、必然のことである。實際の收入は增加した

か、減少したか、分らないとするも、兎に角、表面上は、四萬石の加增で、轉封するなど、有り得ない事であると思ふ。

改撰仙石家譜に、仙石忠政、或時、土井大炊頭利勝に就て、上田へ移封のことを懇望した。此事は家傳追加、政勝筆記、諸士傳記其記るす所皆同じ、とあるより考へると、忠政が上田へ轉ずるを望んだのは、事實と思はれる。

將軍秀忠が、眞田氏に對し、表面はいかにもあれ、內心快からざるものあるは、誰にも推量される所であり、一方仙石氏に對しては、關ケ原役當時、仙石秀久の忠勤振りは、譜代の者も、及ばぬ程であり其子忠政も亦父と共に、德川氏の爲めには誰したものである。故に若し忠政が、上田を望む旨を、利勝の口から秀忠の耳に、入れたとしたならば、秀忠としては、或る機に於て、眞田を他に轉じ、仙石を其跡に、移さんかと考へたと想はれる。

信之の妻子、皆上田に引越した後、屋敷手狹なりし故、普請しやうとて、材木を取り寄せるなどの事は、有つたと思はれる。此事が江戶幕府へ、屋敷普請と傳はつたか、又城普請の疑あり、と傳はつたかは知り得ないが、此を機會として、眞田を松代に、仙石を上田に、轉ぜしめたものかと考へる。

松代への移封は、信之に取つては、意外のことであり、又甚だ喜ばなかつた所であつたのは、前揭の信之書狀の、尙々書に其心持が、よく表はれて居る。傳ふる所に據れば、信之は此移封に、いたく腹を立て、世を遁れやうとしたとの話もある松代町史程であつた。けれども、元來堪忍づよい人であつたので、よく一時の怒を抑へ、子孫の爲を考へて、松代に移つた。松代入部は元和八年十一月廿日である。

小縣郡年表。

明曆二年十月三十日致仕し、家督を二男內記信政に讓り（嫡男河內守信吉は寬永十一年十一月、年四十二才で病歿した　信吉の子熊之助に、沼田三萬石を分ち與へ、同四年七月入道して、一當齋と號し、松代の北約一里許の、柴村に隱居し

信之移封を喜ばず

眞田氏松代入部

沼田の眞田氏

川中島拾萬石

其年十月十七日に、九十三才の長壽で卒去した。法名、大鋒院殿鐵巖一當大居士。

信之の川中島十萬石は、水内郡、更級郡、埴科郡、高井郡の内で宛行はれ、水内郡内の石高尤も多く高井郡内には少なかつた。

眞田仙石兩氏、所替當時の史料、今日存する者殆ど皆無で其模様は判明しない。

第二節　仙石氏

仙石忠政

一、仙石兵部大輔忠政

仙石忠政は秀久の三男、天正六年近江國に生る。忠政の父秀久は、上田城主とは、成らないが、忠政記載の、參考として茲に記することゝした。

仙石秀久

仙石忠政の父秀久は、初め權兵衛尉と云ひ、羽柴筑前守秀吉に屬し、武功を以て、淡路國須本城主となり、天正十三年豊臣秀吉の、長曾我部元親征伐の時、先鋒の功を立て、讃岐一國を宛行はれ、高松城に居た。天正十五年、秀吉九州島津を征伐せし時、軍令に背き、濫りに戰つて敗れ、其咎に依り、領地を沒收され、浪々の身となつた。然るに天正十八年、小田原征伐の時、秀吉の軍に加つて、目覺しい働を爲し、秀吉から當座の褒美として、信州小諸に於て、五萬石の地を賜はり、同十九年正月十九日、小諸に入部した。仙石家譜。慶長五年、關ヶ原役當時は、大に德川氏の爲めに、盡す處があり、又小諸城を修築した。今日現存せる、小諸城址瓦門（四ノ門）も、慶長十八年秀久が建てたのである。

秀久小諸の地を賜はる

秀久小諸城を修築す

慶長十九年五月、江戸を發して、小諸に還る途中病起り、武州鴻ノ巢に駐まり、醫療を加へしも、其効無く、六日の夜卒去した。享年六十四。驛の天照山勝願寺に殯し、十一月八日勝願寺より、小諸の松井山歡喜院に迎へて改葬した。

秀久武州鴻ノ巢にて卒去

秀久の墓所は、上田市芳泉寺境内に在り

秀久の墓所は、上田市諏訪部の芳泉寺に、在るのが本廟である。武州鴻ノ巢、勝願寺に在るは、秀久

分骨の墓で、遺命に據りて、分骨したのである。勝願寺々傳　岩村田町西念寺境内、一小高地は、遺骸火化の時、棺を安置した所である。諸士家傳。江戸駒込光源寺の石碑は、秀久の招魂供養碑である。仙石家譜。

秀久の法名

法名は圓覺院殿寶譽道樹大居士といふ。鴻ノ巣勝願寺の墓碑面には、圓覺院殿寶譽知見道樹大居士とある。勝願寺。此知見の二字は、寶永五年追號したものと云ふ々傳。

仙石忠政は秀久の三男

秀久の長男久忠は、不幸盲者となり、關都と稱し、檢校に補せられ、次兄秀範、權兵衛と稱し、從五位下に叙し、豊前守と稱したが、後家を去つて宗世と號し豊臣秀頼に仕へた。依て三男忠政が、家を繼ぐことに成つた。

忠政は慶長十九年、年四十にして家督を相續し、小諸城主となり、大坂冬、夏兩陣に、出陣して功を立て、元和八年一萬石を加增され、六萬石の知行を以て、小諸から上田に移ることゝなつた。寛永二年將軍家光よりの領地朱印狀は、次の如くである。

仙石氏六萬石宛行朱印狀

信濃國小縣郡上田領、八拾六箇村、五萬石。川中島領八箇村、壹萬八拾八石八斗餘。都合六萬八拾八石八斗餘別紙目錄在宛行畢、全可二領知一者也

寛永二年十月二十三日　　御朱印

仙石兵部大輔とのへ

（改撰仙石家譜）

次に、元和八年十二月、幕府代官高室金兵衛より、仙石忠政に引渡した、村名石高を左に記して置く

七拾貫文

一高百七拾貳石九斗　　此叐三百五拾俵也　　小牧村

三百八拾貳貫九百五拾七文

一高九百四拾六石　　同　千六百俵也　　諏訪形村

貳百貳拾參貫五百七拾文
一高五百五拾貳石貳斗壹升　同　千俵也　御所村
四百五拾貳貫五百五拾文
一高千百拾七石七斗九升八合　同　貳千貳百五拾俵也　中之條村
三百拾五貫文
一高七百七拾八石五升　同　千四百五拾俵也　下之條村
貳百貳拾七貫九百壹文
一高五百六拾壹石九斗貳升七合　同　千六拾五俵也　上田原村
貳百拾貫文
一高五百參拾六石　同　八百九拾俵也　築地村
百四拾貫九拾文
一高參百四拾六石貳升　此籾六百俵也　福田村
百參貫四百七拾五文
一高貳百五拾五石五斗八升三合　同　五百五拾俵也　吉田村
五百四拾四貫三百文
一高千參百四拾四石四斗貳升　同　貳千九拾俵也　小泉村
貳百貳貫文
一高四百九拾八石九斗四升　同　九百八拾俵也　下室賀村
貳百貳拾八貫貳拾文
一高五百六拾三石貳斗九合　同　千九拾俵也　上室賢村

參百貳拾參貫七百文　同　四百參拾五俵也　仁古田村
一高七百九拾九石五斗四升
貳百貫文　同　千九拾俵也　岡村
一高四百九拾四石
參百六貫百七拾八文　同　千五百俵也　馬越村
一高七百五拾六石貳斗五升
參百參拾五貫五百九拾文　同　千五百七拾俵也　東鄉村
一高八百貳拾八石九斗壹升
貳百五拾四貫七拾貳文　同　九百三拾俵也　村松鄉
一高六百貳拾七石五斗五升五合
四百貳拾六貫貳百文　同　千八百五拾俵也　田澤村
一高千五拾貳石七斗壹升四合
貳百貳拾壹貫五百文　同　八百七十俵也　奈良本村
一高五百四拾七石壹斗
參拾五貫文　同　百四拾俵也　沓懸村
一高八拾六石四斗五升
百壹貫八百八拾壹文　同　五百三拾俵也　殿戸村
一高貳百五拾壹石六斗
貳百拾五貫八拾五文　同　九百四拾俵也　夫神村
一高五百三拾壹石貳斗六升

百貳拾七貫七百貳拾四文
一高三百拾五石四斗七升八合　同　六百六拾俵也　越戸村
七拾三貫七百四拾九文
一高百八拾貳石壹斗五升九合　同　四百三拾俵也　舞田村
百五拾貫文
一高三百七拾石五斗　同　八百俵也　八木澤村
三百拾九貫三百三拾文
一高七百八拾八石七斗四升五合　同　千四百八拾俵　別所村
四拾五貫文
一高百拾壹石壹斗五升　同　貳百八拾五俵　野倉村
百貳拾五貫六百五拾文
一高三百拾石三斗五升五合　同　四百五拾俵　山田村
四百八拾貳貫貳百貳拾文
一高千百九拾壹石八升三合　同　貳千百八拾俵　手塚村
三百四貫六百五拾文
一高七百五拾貳石五斗壹升　同　千三拾俵　前山村
百拾六貫八百四拾文
一高貳百八拾八石五斗九升五合　同　四百九拾俵　十人村
百六拾六貫七拾五文
一高四百拾石貳斗五合　同　五百貳拾俵　本鄉

百拾八貫九百文
一高貳百九拾參石六斗八升三合　同　六百俵　中野之村
百七拾五貫三百六拾文
一高四百三拾三石壹斗三升九合　同　八百三拾五俵　保屋村
百貳拾六貫六百文
一高三百拾貳石七斗　同　五百八拾六俵八升七合　神畑村
百貫文
一高貳百四拾七石　同　三百六拾五俵　小島村
百六拾八貫四百三拾文
一高四百拾六石貳升　同　六百六拾五俵　五加村
百拾貳貫文
一高貳百七拾六石六斗四升　同　七百八拾俵？　下之郷
三百八拾五貫七百貳拾五文
一高九百五拾貳石七斗四升　同　七百八拾俵　西松本村
五拾七貫六百七拾五文
一高百四拾貳石四斗五升七合　同　百三拾俵　平井寺村
三百四拾九貫五百四拾貳文
一高八百六拾三石三斗六升八合　同　千四百五拾俵　東松本村
三百六拾七貫三十文
一高九百八石貳斗九升壹合　同　千八百四拾五俵　田中村

貳百四貫八百四拾九文
一高五百五石九斗八升　同　九百九拾俵　加澤村
八百三拾九貫八百五拾文
一高貳千七拾四石四斗貳升九合　同　四千俵　武石村
三百四貫三百九拾五文
一高七百五拾壹石七斗五升六合　同　千貳拾俵　下鹽尻村
三百貫貳百五拾文
一高七百四拾壹石六斗壹升七合　同　千百四拾俵　上鹽尻村
四百四拾九貫八百七拾文
一高千百拾壹石壹斗七升九合　同　千九百俵　秋和村
百貫六百五拾五文
一高貳百四拾八石六斗貳升　同　四百俵　生塚村
百四拾三貫百五拾五文
一高三百五拾三石五斗九升三合　同　六百三拾俵　西脇村
五拾七貫五百五拾五文
一高百四拾貳石壹斗六升　同　四百貳拾俵壹斗八升五合　鎌原村
六百壹貫六拾貳文
一高千四百八拾四石六斗三升　同　千九百三拾七俵　房山村
四百四拾九貫五百九拾五文
一高千百拾石五斗　同　千七百俵　常田村

百四拾五貫文
一高三百五拾八石壹斗五升　同　七百五拾俵　踏入村
三百四拾五貫六百文
一高八百五拾三石六斗三升貳合　同　千四百八拾俵　國分寺村
貳百五拾三貫三百七拾文
一高六百貳拾五石八斗貳升四合　同　九百九拾俵　青木窪村
百貳拾貳貫九百文
一高三百拾三石八斗六升三合　同　貳百八拾俵　下青木村
三百拾貳貫九百文
一高七百七拾貳石八斗六升三合　同　千百七拾俵　岩門村
貳百九貫四百文
一高五百拾七石貳斗壹升八合　同　千俵　染屋村
三拾六貫七百七拾文
一高九拾石八斗貳升五合　同　百六拾五俵壹斗五升　大久保村
四百三拾三貫九百三拾八文
一高千七拾壹石八斗貳升五合　同　貳千貳拾俵　東條村
貳百四拾五貫四百文
一高六百六石壹斗三升八合　同　千三拾俵　笹井村
貳百四拾五貫七拾文
一高六百五石三斗貳升三合　同　八百七拾俵　野竹村

三百九拾八貫八百六拾八文　同　千三百六拾俵　塚原村
一高九百八拾五石貳斗三合
六百八拾貫九百八拾文
一高千六百八拾貳石貳升　同　三千貳百俵　洗馬曲尾
三百八拾四貫百文
一高九百四拾八石七斗貳升七合　同　千六百俵　横尾村
六百貳拾六貫文
一高千五百四拾六石貳斗貳升　同　貳千三百八拾俵　甲石村
六百三拾壹貫六百四拾文
一高千五百六拾石壹斗六升七合　同　貳千七拾俵　原之郷
四百七十貫文
一高千百六拾石九斗　同　二千貳百俵　矢澤村
六拾五貫百五拾五文
一高百六拾石九斗三升貳合　同　三百三拾四俵壹斗五升六合　漆戸村
百四拾九貫九百文
一高三百四拾八石貳升三合　同　五百八拾俵　林之郷
百貳貫七百七拾五文
一高貳百五拾三石八斗五升四合　同　四百六拾俵　岩下村
百四拾貫九百文
一高三百四拾八石貳升三合　同　五百貳拾俵　大屋村

百三拾七貫六百六拾文　同　四百七拾俵　田澤村
一高三百四拾石貳升
九拾五貫七拾五文
一高貳百三拾五石八斗貳升三合　同　五百拾俵一斗七升貳合　栗林　大中會根
八拾八貫百五拾文
一高貳百拾七石七斗三升　同　三百九拾五俵　本海埜
百拾貳貫四百文
一高貳百七拾七石六斗貳升八合　同　四百六拾俵　赤川
五拾八貫百文
一高百四拾三石五斗七合　同　貳百六拾俵　大平寺村
百五拾七貫八百七拾五文
一高三百八拾九石九斗五升壹合　同　五百六拾俵　海善寺村
六拾四貫七拾貳文
一高百五拾八石貳斗五升七合　同　貳百壹俵壹斗八升貳合　東上田之内
三拾五貫貳百貳拾文
一高八拾六石九斗九升三合　上田城廻り
拾五貫貳百貳拾文　明屋敷
一高三拾七石五升　同　百俵　諏訪部村
百四拾五貫九百七拾五文
一高三百六拾石五斗五升八合　同　貳千八拾俵　深井村

東上田の一部は徳川忠良の領分小諸城代之を支配せり

四百八拾七貫六拾文
一高千貳百三石三升八合　　同　貳千八拾俵　　吉田村
小以五萬石　　村數　八拾三ヶ村
川中島之內殘り物
一高七百貳石九斗三合　　稻荷山
一高貳千八百五拾三石一斗六升　　鹽崎村
一高千三百三拾四石　　岡田村
一高千百拾貳石七斗一升貳合　　今井村
一高千百四拾五石七斗五升壹合　　今里村
一高九百石七斗貳升貳合　　上氷鉋村
一高七百七拾石三斗九合　　中氷鉋村
一高千貳百八拾九石二斗九升六合　　戶部村
小以壹萬八拾八石八斗五升三合　八ヶ村
都合六萬八拾八石八斗五升三合
以上都合九十一ヶ村
元和八戊年十二月八日
仙石兵部大輔殿　　高室金兵衛判

（信州小縣郡上田領並川中島石高帳）

忠政、上田所領の六萬八十八石餘は、元和八年十二月八日、代官高室金兵衛から引渡された。將軍朱印は、寛永二年である。江戸に於て、忠政が歸邑の命を蒙つたのは、元和八年の八月であるが、上田入

部の月日は、判明しない。仙石氏は、小諸城主期間三十三年で、上田に移つたのである。

上田城の修築

忠政上田入部の後は、上田廢城修築の大工事を起し、又民政上に於ても、施設整理する所が多かつた。又小諸松井山寶仙寺を、上田城外諏訪部村に移して、父秀久の遺骸を、此所に改葬した。

將軍忠政の病を問ふこと二回

寛永五年三月、忠政の宿痾、漸く革まるを聞き、將軍家光は、使を遣はして、其病を問はしむること、二回に及んだ。四月二十日、藥石効なく、江戸櫻田の邸で長逝した。年五十有一。

忠政の墓所

忠政生前、武州高輪の佛日山東禪寺の住職、南嶺和尚に參禪せしことがあつた。依て遺命して、高輪東禪寺に葬らしめた。法名法光院殿天庵宗智大居士。諏訪部芳泉寺は其牌所である。（家譜）

仙石政俊

二、仙石越前守政俊（又直政とも稱した、晩年に改めたのであらう。芳泉寺の碑直政と書す）

忠政の嫡男、元和三年七月九日、小諸城に生る。寛永五年六月、家督を相續し、同十一年十二月、從五位下越前守に叙任した。常陸下館城の在番、又大阪城加番等を命ぜられ、共に四萬石の軍役で、之れを勤めた。寛文五年、大坂加番の時、大坂城天守閣が、雷火災の際、非常な働なし、其功に依つて、感狀と長刀一振とを、將軍より賞賜せられた。

政俊の嫡男忠俊は、年二十八歳（家譜重修）にて、父に先つて卒去したので、其子政明に、家督相續させる事及び弟政勝に、二千石分知のことを出願し、寛文九年二月二十五日、聽許された。政明時に年、漸く十一歳であつたので、政俊は三月家臣奥田堀の兩人を、上田に歸らしめて、仙石隼人の宅で、家中の者に、諸の注意を與へさせたが、其は頗る周到なものであつた。

政明家督相續の時政俊の家中に申渡した注意

一家中諸法度、前々相定條數、無二相違一急度可二相守一事

一家中令二病死一者、其者知行、幷合力米、家屋敷、主税、成人政式申付迄者、其子共、支配仕置、重而可レ受二下知一。但悪事二付、相果候分ハ、早速可二取上一事

一物頭之内病死、知行、家屋敷、右同斷。足輕長柄之者、主税申付迄は、普請奉行、差引志まり可二

申付ニ事

一喧嘩口論依ニ理非一依怙最負無レ之可レ令ニ裁許一事

一諸役人欠目、有レ之候ハヾ、同役之者可ニ取計一、同役無レ之者、其品ニ寄、當分其類役之者、可ニ相計一事

一主税(政明)成人迄者、仙石隼人、荒木頼母、岩田三郎右衛門、所ニて、月替リニ、毎月五日、十六日、廿八日、此三日寄合日ニ相定、五ツ時より、八ツ前迄、年寄衆不レ残者不レ及レ申、奥田半兵衛、片岡七郎兵衛、郡奉行松浦五左衛門、大目付、町奉行出席、用之儀、可レ有ニ相談一候。縦差當候て、用無レ之候共、寄合可レ被レ申候。勿論其間々ニも、少々之用事ニても、主税幼少之内ハ、右之者共、寄合相談可レ然候。尤唯今迄之、郡奉行共、寄合日も、無ニ懈怠一可ニ相勤一事

一代官共幷役人小役之者迄、不ニ大形一万端精入可ニ相勤一事

一普請奉行、城屋敷、其外見廻リ、精入候而、破損等可ニ申付一事

一櫓奉行堀部伊右衛門、中島十兵衛、武具手入、精を入可レ申候、白井忠右衛門唯今の如相談尤之事

一納戸二宮次太夫、堀藤兵衛、諸道具手入可ニ念入一候。手傳之者無ニ油斷一可ニ申付一事

一鷹匠、餌差、在々罷越、猥ニ無レ之様ニ、荒木甚兵衛可ニ申付一候。甚兵衛儀毎々之如く、精入可ニ相勤一事

一柳澤四郎兵衛、清次兵衛、道橋之儀、御通りの衆中有レ之刻ハ、如ニ唯今一可ニ相勤一事

一部屋役人、幷屋敷門番、不ニ大形一入レ念可ニ相勤一事。青江助之進如ニ唯今一見廻り堅可ニ申付一事

一上田金奉行、千原少右衛門、舟木六郎左衛門、精入ためよき様ニ、入レ念可レ申事

一目付共屋敷番所、折々見廻り、其外万事氣を附、馬屋杯も見廻可レ申事

一目付共言上之儀、主税幼少之内は、面々手前々々善悪有レ之則書付置、重而相尋候刻、明細ニ言上

可レ仕事

一助番之儀、只今迄の如く、本間市郎左衛門、服部忠兵衛方へ可二申斷一候。兩人より、江戸半兵衛、七郎兵衛迄、可レ上之事

一家中緣組之儀、双方申合、不レ殘年寄共々申談、主税方へ申聞、其上可二相濟一事

一主税在江戸之內、年頭惣侍中、惣代馬廻り之內一人を以、江戸江禮錢可レ上候、郡中同前之事

一五節句、歲暮、口切之條、前々の如く、飛脚一人を以、年寄衆可レ被レ上候。常二ハ無用之事不レ及レ申、用事無レ之ニ、飛脚停止之事

一江戸江上田家中より、用事其外、少々之事たりとも、主税江相達儀ハ、年寄衆幷侍中書狀取替せ、奥田半兵衛、片岡七郎兵衛、詰居候一人方へ、可レ在レ之、其外只今迄、仕來候役人と、役人之狀取替し、可レ爲二先例之通一事

一馬役之者迄、不二大形一可レ入レ精候。拂馬或求候時分五左衛門大目付、相談可レ致二差圖一事

一領分御通りの衆有レ之刻、如二前々一御馳走、音信、使者進レ之尤之事

一芳泉寺本陽寺江、勤候事如二例年一尤之事

寛文九年酉三月

四月九日上田に歸り、諏訪部の地に、別墅を營んで隱居削髮し、道休と稱した。其別莊は芳泉寺の西方に在つた。今猶其處に門柱の礎石が存して居る。二ケの內一は、諏訪泉神社境內に在る。

延寶二年七月二十四日、病の爲めに卒去し、遺骸は芳泉寺境內に葬つた。享年五十八歲、法名松翁院殿謙譽道休大居士。政俊藩事を知ること、寛永五年より延寶二年迄、四十七年間、領內に池を築き、堰を開通するなど、殖產方面に心を用ゐし事多く、其遺澤今日に及ぶものが多い。

三、兵部少輔忠俊

仙石忠俊

寛文七年二月十二日、父政俊の名代として参覲し、同月晦日病に罹り、遂に江戸西久保の邸で、卒去した。享年二十八歳（仙石家譜）。遺骸は上田に送り、城北の太郎山麓（今御廟ノ澤）に葬つた。仙石氏出石に、轉ずるに及び、寶永三年四月二十四日、上田鍛冶町本陽寺境内に、改葬した。法名春光院殿梅心日香大居士。（廟所の在つた場所四百十文の地は、此時本陽寺に寄附と成つた。寛文十二年免相）

御廟の在つた場所本陽寺に寄附

忠俊は、明君の資を、具へて居たが、早く卒して、家督を相續するに及ばなかつたのは、可惜事であつた。左に其逸話の、二、三を記して置く。

忠俊逸話

○馬場にて、馬の稽古中、大久保村の林で、鷹を獲つた、との注進があつた。忠俊は、者共それ行け、と云ひ捨てゝ、直ぐ様大久保の方へ、馬を走らせた。途中蛇澤の河ばたで、風の爲めに、被れる頭巾を、吹き落された。其處に、米洗して居た、賤しい老婆が之を見て「御侍さま、御頭巾が落ちました」と注意した、忠俊は馬上から「其れはお前にとらせてやる」、と言ひすてゝ、其儘行き過ぎた。其夜側近の諸侍に、今日一騎打した時、しか〴〵の事があつた。常々は、おの〳〵が隨侍して居るから、あのやうな、賤しい老婆などに、直々もの云ふことは無いのみか、身近くへも、寄せることは無い。されば、自分が尊貴、と云ふではなく、各が附き隨つて居るから、貴い若殿にも、成るのだ、といふ事を思ひ知つた、と話したといふ。寔に面白い話である。

隨侍の者ありて尊貴なり

○或る時、放鷹の途すがら、ある神社の社殿が、いたく朽損して、居るのを見て、老臣に、早速修覆すべきことを、申し付けた。老臣等は、藩の費となること故、又此頃 巷説に移封のことあるべし、など聞ゆるから、暫時御見合せ、然るべしと言上した。すると、忠俊は、其様な風聞があるならば、尚更猶豫せず、速かに修覆のことを、取計ふべきである。諺に、立つ鳥跡を濁さず、とも云へば急ぎ申付くべしと申渡した。

立鳥跡を濁さずの諺に從へ

○家臣弓削某に、五拾石加增のあつた時、忠俊は或る時、近侍の者に、彼弓削は、大殿とは、氣心が合

賞罰は平生氣に入る入らぬには關係無し

はないで、大殿に面接する節には、何時も、大殿の御不興を蒙むる程の、者であるが、奉公役目は、格勤怠る所が無い。故に此度加恩を蒙つたのである、賞罰は、平生氣に入る、入らぬには、關係せぬもの、と物語られた。

廟阯

御廟之澤の御廟阯は、太郎山の南、今御廟ノ澤と稱する谿谷の西方、字圓明寺に在つて、平地をなして居る。其所には、小石祠が、猶存して居るが、其小祠は、何時頃誰が建てたか、分らないが、春光大明神といふた、と仙石家譜ニ在る。忠俊は、春光院殿と稱したから、多分忠俊を祭つたものと思はれる　史蹟の條參照

春光大明神

仙石政明

四、仙石越前守政明　又政俊とも云ふ、祖父と同名なるは政俊致仕の後直政と改めし故、前の諱を嫡孫に譲りしなるべし

忠政の嫡孫、萬治二年江戸に生る。父忠政早世の故に、十一歲の時、寛文九年二月十五日、家督を相續し、十二年十二月、從五位下に叙し、越前守に任ぜられた。天和元年上州沼田城主、眞田信利、所領を沒收された時、信利の三男、栗本外記、四男眞田辰之助二人の、預りを命ぜられ、貞享五年七月、赦免の時迄預つた。貞享二年ニは、信濃國分寺三重塔の、大修理をした。同三年には、東宮御所、御築地御普請、御入用として、上田領六万八十八石の高掛金、五百十四匁餘を納めた。又駿州田中城主、酒井忠能所領沒收の時、田中城請取の爲め、同地に出張し、同三年、大宮、八幡兩社の、玉垣を造り。家譜。貞享六年には、諏訪忠晴と共に、越後高田城の在番を勤め、元祿元年には、將軍の命に由り、筑波山知足院の移建を助造し。元祿三年には、仙石政勝と議し、中興家傳追加一卷を撰せしめた。

信濃國分寺三重塔修理

中興家傳追加

寶永三年上田を轉じて、出石城を賜はり、享保二年六月、出石に於て卒去した。法名眞龍院殿德嚴雄義大居士。

仙石系圖

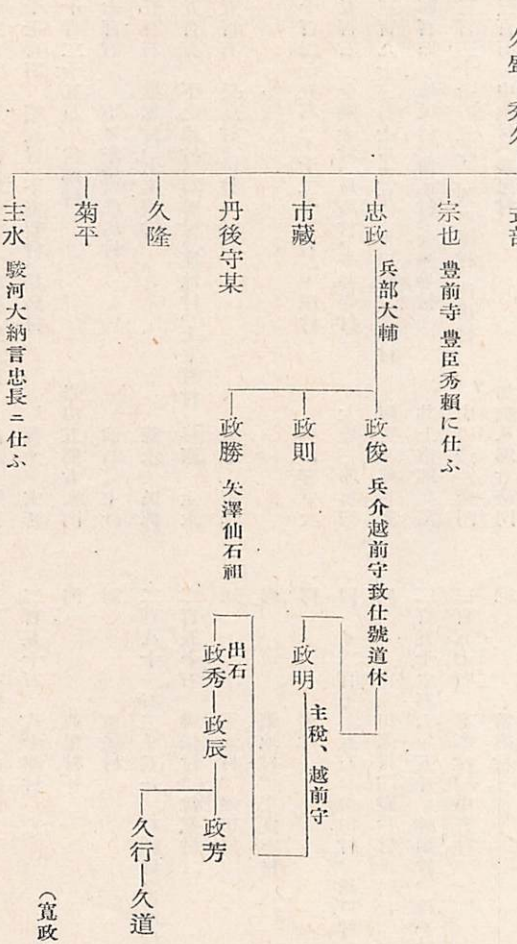

（寛政重修諸家譜

仙石家分限帳

原與金吾所藏本を底本とし、瀧澤氏及手塚氏所藏本を對照して記載す

千二百石　五加村、神畑村、吉田村、長島村　仙石　監物
千七百石　築地村、下室賀村、長島村　荒木　玄蕃
千百二十五石　當鄉村　岩田五郎右衛門
七百石　下ノ條村、洗馬村　仙石　主計
五百石　塩尻村、上室賀村　荒木　民部
五百石　下之條村、石神村、篠地村、上室賀村　杉原　主水
五百石　長島村、伊勢山村　荒木　賴母

ㇾ

千百二十五石（イ千二十五石）手塚村　奥田喜平次
五百石　金剛寺村、長島村、平井寺村　大塩三郎兵衛
三百九十三石七斗五升　吉田村、洗馬村　河野八郎兵衛
四百石　塩尻村、曲尾村、金剛寺村　井上市郎兵衛
三百三十七石五斗　入田澤村、洗馬村　山田彦左衛門
三百石　中挾村、曲尾村　加納八郎右衛門
三百石　下室賀村　磯野源太左衛門
三百五十石　五加村　柘　左仲
三百石　岡村　谷野忠太夫
三百三十七石五斗　夫神村　青木　半藏
三百石　金剛寺村、上洗馬村　大塩彦兵衛

三百石　本鄉村、山田村　田東陽軒
二百五十石　八十澤村　加倉井又右衛門
同　曲尾村　服部彌五兵衛
同　曲尾村　田部清左衛門
二百八十一石二斗五升　石神村、吉田村中村　伴十右衛門
二百五十石　神畑村、當鄉村　增田半右衛門
同　築地村、福田村　小川武左衛門
同　築地村、奈良本村　乘竹李右衛門
同　岡村　神谷七郎右衛門
同　イ二百七十五石　山田村、越戸村　水原善兵衛
同　田澤村、殿戸村　龜井彌五左衛門
二百五十六石六斗五升　神畑村、鈴子村　渡部八右衛門
二百五十石　本鄉村、中野村　中村次郎兵衛
同　當鄉村　竹村七右衛門
同　手塚村　依田　貞庵
二百石　舞田村、金剛寺村　片木與右衛門
同（イ五百石）横尾村　酒向清兵衛
同　八木澤村　齊藤角右衛門
同　曲尾村　弓削十太夫

同　中野村　依田市郎右衛門　二百石　築地村上洗馬村　堀部伊右衛門
同　岡村、金剛寺村　杉原一右衛門　同　福田村　大塚半右衛門
二百五十石　仁古田村　岡部長左衛門　同　舞田村、上室賀村　瀬戸十左衛門
二百石　仁古田村　長岡藤右衛門　同　下ノ條村　上原與兵衛
同　本郷村　堀　源太夫　同　町屋村　本間清左衛門
同　下ノ條村　本間六郎左衛門　二百五十石　イ無し　片木　平馬
二百廿五石　越戸村　岡木武右衛門　二百石　仁古田村　成田藤右衛門
二百石　新町村　西山　平馬　同イ十人扶持　横尾村　千原　玄佐
二百廿五石　入田澤村　淺村治右衛門　同　横尾村、上洗馬村　岡部貞右衛門
二百石　新町村　西山　勘助　百五十石　古屋喜右衛門、本間七郎左衛門、早川庄兵衛
同　小島村　加納新五兵衛　加藤太左衛門、欅田庄右衛門、瀬戸宗左衛門、白井
〃　宇右衛門、伴八郎兵衛、服部善佐衛門、渡部甚兵衛
二百廿五石　入田澤村　草川助左衛門　源彦右衛門、堀藤兵衛、增田利兵衛、谷野又兵衛、
同　仁古田村　原五郎左衛門　友野新兵衛
二百石　金剛寺村　岡部善右衛門　〃
同　金剛寺村　小堀作左衛門　百五十石　大塩文右衛門、本間宗右衛門、近藤彌次兵衛
同　八木澤村　稻葉佐平次　能勢兵左衛門、野崎市太夫、岡田十郎兵衛、竹村三
同　塩尻村　平野喜兵衛　郎左衛門、中村利兵衛、佐治甚右衛門、加藤七左衛
二百廿五石　上室賀村、入田澤村　堀江七兵衛　門、金澤兵太夫、魚住與次兵衛、一柳平六、弓削五
同　鈴子村　川居庄左衛門　郎兵衛、岡島勘左衛門、中島權右衛門、磯野半五郎
同　柳澤村、町屋村　小川金兵衛　渡邊善太夫、磯野佐左衛門、磯村新左衛門、淺村新

五左衞門、青江又三郎、長岡猪左衞門、山村七左衞門、佐久間要左衞門、猪田平兵衞、山地三右衞門、井上半兵衞、武井又左衞門、水原九郎次郎、堀部九右衞門、德永三之助、船木六郎左衞門、谷中久兵衞

太田彦太夫、北村了雪、家譜）

〃

百十二石五斗　西山平左衞門　百十五石五斗　太田忠兵衞

百石　服部權左衞門、堀内安左衞門、中島十兵衞、二宮平八、中西久兵衞、東崎源左衞門、中島新兵衞、關口角左衞門、白井文左衞門、堀只右衞門、小堀鐵平渡邊市之丞、鷲見久左衞門、大森源助、荒井長右衞門、關口勘兵衞、岩瀨安左衞門、伴利右衞門、龍崎快山

〃

金十二兩　六人扶持　河野舟右衞門　磯野九郎兵衞

小堀九八郎　齋藤儀左衞門　乘竹　新八

石原半三郎　成田藤四郎

金拾兩　六人扶持　水原四郎右衞門　小出八左衞門

堀田藤九郎　谷津小左衞門　龜井　平次

神谷三四郎　今田　半次　堀口彌市兵衞

一柳七郎兵衞　磯村吉之丞　河野左源太

早川庄五郎　堀部新右衞門　山地勘右衞門

竹村　源内　堀江五郎左衞門　小川九重郎

波多太治兵衞　西山善兵衞　岡本吉左衞門

榊原　新七　森　新平　依田甚太夫

津田　源七　永谷九兵衞　永井　庄八

金拾五兩七人扶持　北村正徹

同　八人扶持　辻　立圓

金拾兩　八人扶持　岡野久庵

同　十人扶持　佐和見節　大友久山

〃

籾百十俵　五人扶持　三好茂左衞門　同八十俵　六人扶持

久野小右衞門〔籾七十俵六人扶持〕　木下甚五右衞門　奥山源兵衞　工藤仁兵衞　藤澤所左衞門　小出佐治兵衞

依田久太夫　中島博右衞門〔籾六十俵六人扶持〕　薄田源五右衞門　倉品九左衞門　熊谷甚左衞門　大橋忠右衞門

岡島助九郎　本間六左衞門　依田喜右衞門　渡部伊兵衞

宮原四郎兵衞〔籾五十俵六人扶持〕　乘竹仁兵衞　草川清太夫　宮島兵太夫　岡本平七　松浦半七　片山半六　柴山與五兵衞　龜井忠右衞門　中村彌左衞門　間中藤五郎

佐治鄉右衞門　森傳左衞門　阿部半彌　堀新之助　田部權三郎　一柳小源太　早川八十郎　永谷半助　土師善内

川島治太夫　宇野彌兵衛　竹村半右衛門　横山藤左衛門
柳澤甚五兵衛　小林五郎兵衛　大森忠左衛門　竹村小兵
衛　村井治郎左衛門　武井與左衛門　山本五左衛門　高
野彌兵衛　平尾市兵衛　小出長兵衛　堀江立市〔籾三十
俵三人扶持〕鷲見加右衛門　同治郎右衛門　吉田六兵衛
關口市右衛門　依田吉右衛門　小泉道悦　間中與左衛門
〔籾三十俵五人扶持〕渡邊彌市右衛門　永野善次郎〔籾
三十俵四人扶持〕依田新五郎

〔三十人扶持〕戸川宇右衛門　竹村治郎右衛門〔二十人扶
持〕大岩新九郎　南方孫之丞　岡部妙久　日野屋又治郎
〔十五人扶持〕早川新五郎　筧作太夫　羽田平四郎　鈴
木勘之丞　植松又五郎　淺村皈水　山村半之助　イ無し
〔十人扶持〕神野守八郎　早川嘉左衛門　草川半太夫　加
藤久三　能勢宗心　關口自德　肥田正榮　久野晴雲　奥
田玄貞　本間不閑　山本定之進　原町　中村七助　小山貞
之進　イ無し〔七人扶持〕堀八兵衛〔五人扶持〕藤澤彌太
夫　川島六右衛門〔三人扶持〕小泉道伯　上澤門助　鞘
師彌惣　中島傳藏〔二人扶持〕依田喜之助　土井喜右衛
門　成澤作右衛門　關口正慶　仁井正右衛門　川上勘兵
衛後家〔米一俵一人扶持〕山本九郎右衛門（瀧澤本）宇

瀧澤本〔六人扶持〕森岡權六

（イ甚）野三助

米二十四石七人扶持　田上儀太夫　米二十石四人扶持
池田與九郎　米十五石四人扶持　田村吉太夫　米十五石
五人扶持　村瀬與一兵衛　米十五石三人扶持　土屋茂兵
衛　米十五石六人扶持（イ清）淺水金右衛門　米十五石二人扶
持（イ清）淺水庄兵衛　米十五石四人扶持　方田吉右衛門　三
浦傳左衛門（イ右）
米十四石四人扶持（イナシ）白石鄉左衛門　鵜澤文太夫　關佐衛
門　高橋李左衛門　米十四石三人扶持　小野武兵衛　芦
澤文左衛門　櫻井新平　塚本孫右衛門　米十四石二人扶
持（イ五無し）杜部小左衛門　米十三石四人扶持　土川甚五左衛門
依田德左衛門　保田宗左衛門　米十三石三人扶持（イ四）矢ヶ
崎仙右衛門　岩瀨八右衛門　兩角小市兵衛　米十二石二
人扶持（イ無し）林部戸右衛門　米十石二人扶持　仁井六兵衛
米十二石三人扶持（イ無し）眞野作兵衛　池田宗八（イ無し）米十二石四
人扶持（イ無し）淺井清三郎　米十一石二人扶持（イ無し）原伊助　八木
所左衛門　原十兵衛　米十一石三人扶持（イ無し）小林清右衛門
相原吉左衛門　米十一石四人扶持　樋口孫三郎　米十一
石三人扶持　村岡文五郎　米十一石二人扶持　永井孫助

柴山茂兵衛　守山瀬左衛門　茨木與五右衛門　和田九郎右衛門　竹内九郎太夫　土川甚九郎　大澤蒔左衛門　五十嵐半八　濱田治助　米十一石三人扶持　大室權三郎　小宮山藤助　瀧澤勘平　土屋市左衛門　米十石四人扶持　小林新八　麻見四郎右衛門　米十石三人扶持　間中茂右衛門　松澤佐太夫　宇野彌右衛門　西山儀右衛門　綱島又左衛門　高橋所左衛門（イ無し）　米九石四人扶持　土井嘉兵衛　米九石三人扶持　川口武兵衛　惠崎安右衛門（イ樂）　樋口立兵衛　米九石二人扶持　滕俣勘六　麻見清八　長谷川半左衛門　土屋儀兵衛　山本曾右衛門　井上九左衛門　竹内又助　成田半三郎　丸山彌市右衛門　大澤金右衛門　中島安兵衛　上野源右衛門　棟方儀右衛門　米九石四人扶持　土屋加右衛門　櫻井淺右衛門　米八石二人扶持　滕俣左一右衛門　薄木清助　米七石二人扶持　岸田又左衛門（イ淺浪）　神田半之丞　出澤六助　米七石三人扶持　砂治助六　竹内角兵衛　米六石三人扶持　山宮甚右衛門　米六石三人扶持　伊藤長右衛門

〃

籾二十俵三人扶持　相原金右衛門（イ左）　籾二十俵三人扶持　村上角之助　小山清太夫　金井新兵衛　柳澤藤二郎（イ無し）　籾十八俵二人扶持　中澤由兵衛　鍛冶善治

〃

金十五兩五人扶持　伊田甚三郎　金十兩五人扶持　清水孫助　田中平藏　金七兩四人扶持　山本六左衛門　金七兩二分四人扶持　甘利藤藏　金五兩三人扶持　岩波四郎三郎　中村善一郎（イ春可）　松山孫助　金五兩四人扶持　田中平之丞　武井了佐　金四兩四人扶持　松本友閑　高橋傳三郎　金三兩三人扶持　手塚又三郎　西川與一郎　小野竹林　柳澤與齋　高橋太兵衛　大工滕右衛門　金三兩二人扶持　相原万四郎　金二兩二人扶持　土井小次郎　中根佐五右衛門　金二兩三人扶持　堀内林右衛門　金一兩二人扶持　池田小一郎

〃

西山勘助組

徒士

米十一石二人扶持　有木權左衛門　清水李兵衛　米九石二人扶持　久保與太夫　依田庄太夫　守山九八郎　原清五郎（イ八）　西川宇佐衛門　滕俣與次右衛門　青木半助　山本才兵衛　土井甚四郎　關口傳助　塚本彌五助　井上清次郎　平尾忠助　川上左兵衛　中澤半之丞　清水甚左衛門　眞野半九郎　中山勘九郎

白井宇右衛門組

米十一石二人扶持　山岸彌左衛門　酒井藤四郎
米九石二人扶持　茨木久兵衛以下十七人略名（イ田）
籾三十俵四人扶持　永井治郎助
籾二十俵三人扶持　宮下源四郎
籾三十俵二人扶持　大工頭手塚佐右衛門　大工源太郎　與四郎
善四郎
籾二十俵二人扶持　彦太夫　儀太夫
籾二十五俵四人扶持　伊勢屋　喜作
籾二十俵二人扶持　臺師孫太夫（イ無）　塗師甚右衛門（イ八）
籾十八俵二人扶持　疊屋彌五七　鍛冶善治
籾二十八俵二人扶持　木挽作兵衛　同喜之助
米七石　屋根屋七右衛門
金七兩二歩四人扶持　江戸大工頭三谷十左衛門
金五兩三人扶持　同大工　加兵衛
金三兩三人扶持　同大工　庄助

〃

御隱居樣御廣前

金四兩二人扶持　德右衛門　文七
金三兩二分一人半扶持　吉井休味以下十六人

〃

磯野源太左衛門組

籏　小頭　坂本幸右衛門
一籾二百七十七俵三十五人扶持
此人數　十七人　內小頭一人　二十二俵三人扶持
與十五人拾七俵二人扶持宛　食燒一人一兩二分
二人扶持
大塩三郎兵衛組
持筒　小頭　田中長太夫
一籾二百七十七俵三十五人扶持
此人數十七人　內小頭一人　二十二俵三人扶持　與十
五人　十七俵　二人扶持宛　食燒一人　一兩二
分二人扶持
片木與右衛門組
持筒　小頭　竹內伴藏
一籾二百七十七俵三十五人扶持
此人數十七人　內小頭一人　二十二俵三人扶持　與十
五人　十七俵二人扶持宛　食燒一人　一兩二分
二人扶持
服部彌五兵衛組
鐵砲　小頭　竹村新六
一籾二百四十五俵三十五人扶持

此人數十七人　内小頭一人二十俵三人扶持　與十五人
十五俵二人扶持宛　食燒一人一兩二分二人扶持

田邊清左衛門組

鐵砲　小頭　枠田　藤内

一組二百四十五俵三十五人扶持
此人數十七人　内小頭一人二十俵三人扶持　與十五人
十五俵二人扶持宛　食燒一人一兩二分二人扶持

柘　左仲組

鐵砲　小頭　池内喜太夫

一組二百四十五俵三十五人扶持
此人數十七人　内小頭一人二十俵三人扶持　與十五人
十五俵二人扶持宛　食燒一人一兩二分二人扶持

酒向清兵衛組

鐵砲　小頭　青木宅右衛門

一組二百四十五俵　三十五人扶持
此人數十七人　内小頭一人　二十俵三人扶持　與十五
人　十五俵二人扶持宛　食燒一人　一兩二分二
人扶持

伴　十右衛門組

鐵砲　小頭　内藤銀左衛門

一組二百四十五俵　三十五人扶持
此人數十七人　内小頭一人二十俵三人扶持　與十五人
十五俵二人扶持宛　食燒一人　一兩二分二人扶
持

增田平右衛門組

鐵砲　小頭　松村安右衛門

一組二百四十五俵三十五人扶持
此人數内譯右同斷

齋藤角左衛門組

持弓　小頭　岡崎源右衛門

一組二百四十五俵三十五人扶持
此人數内譯右同斷

弓削十太夫組

鐵砲　小頭　土屋宅兵衛

一組二百四十五俵三十五人扶持
此人數内譯右同斷

小川武左衛門組

持弓　小頭　宮島安兵衛

一組二百四十五俵三十五人扶持
此人數内譯右同斷

依田市右衛門組

鐵砲　小頭　須田戶兵衛

一籾二百四十五俵三十五人扶持
此人數內譯右同斷
杉原市郎右衞門組
弓　小頭　横關　新藏
一籾二百四十五俵三十五人扶持
此人數內譯右同斷
岡部長左衞門組
弓　小頭　秋山治郎右衞門
一籾二百四十五俵三十五人扶持
此人數內譯右同斷
乘竹李右衞門組
長柄　小頭　小泉李之助
一籾二百四十五俵三十五人扶持
此人數內譯右同斷
永岡藤右衞門組
長柄　小頭　富岡　伊助
一籾二百四十五俵三十五人扶持
此人數內譯右同斷
拾七組合
籾四千二百六十一俵　扶持五百九十五人扶持
人數二百八十九人　金拾七兩二分（原本所載）

（イ足輕）會所急行纏
一籾二百四十五俵　小頭　大森　平助
三十三人扶持
此人數十六人　內小頭一人二十俵三人扶持　與十四人
十五俵二人扶持　食燒一人一兩二人扶持
柚足輕
一籾百六十八俵　小頭　小林與平治
二十四人扶持
此人數十二人　內小頭一人十八俵三人扶持　柚十二人
十五俵二人扶持　食燒一人一兩一人半扶持
一籾八十俵　中間
金二百四十兩　三百三十二人扶持
小頭（三村孫治右衞門／宮下久助／田中新右衞門／枠田善右衞門）
內小頭四人二十俵三人扶持宛　百六十人一兩二分二人扶持宛
一籾百七十八俵　金三十兩二分　番組支配　大森平助
四十三人半扶持人數二十二人
內四人御屋敷　八俵二人扶持宛（名前省略）
四人　八俵二人扶持宛（名前　同）

乾ノ角二人　八俵二人扶持宛（同斷）
花屋敷二人　拾五俵二人扶持、金三兩二分二人扶持（同斷）
二ノ丸追手四人　八俵二人扶持（同斷）
漆細工二人　八俵二人扶持、拾俵二人扶持（同斷）
山御廟二人　十俵二人扶持、八俵二人扶持（同斷）
御檜奉行（イ普請）
一籾四十俵十人扶持　金右衛門、曾右衛門、小右衛門、久五郎
御手廻
一籾二十俵三人扶持　小頭　太左衛門
一同十八俵三升六合三人扶持　同　瀧太夫
一同十五俵二人扶持　御金方手傳　與助
一同十四俵二人扶持宛　同斷　彦助　仁太夫
一同拾俵二人扶持宛　御狹箱五人（名前略）
一同十六俵二人扶持宛　御鑓持二人（同斷）
一同十四俵二人扶持宛　御小人十二人（同斷）
一同十八俵三升六合三人扶持　御六尺小頭　伴左衛門
一金四兩二分二人扶持宛　御鑓持（イ無し）三人（同斷）
一銀三百匁二人扶持宛　御六尺　三人（同斷）
一金二兩四人扶持　御手廻り食燒二人
一金同　御六尺食燒二人
御台所方
一籾十八俵二人扶持宛三人（名前略）
一同十七俵二人扶持　一人（同斷）
一同十六俵二人扶持　一人（同斷）
一同十五俵二人扶持宛三人（同斷）
一同二十四俵二人扶持宛　板前八人（同斷）
一金二兩四人扶持宛　御草履取　御六尺食燒二人（同斷）
一籾十八俵三升六合二人扶持　御膳居様御台所　平吉
一同十五俵二人扶持宛　同　二人（同斷）
一同十四俵二人扶持　同　一人（同斷）
一同七十五俵二十二人半扶持　御六尺水汲十五人
一同十俵三人扶持宛　好陽院様水汲二人
一同三十五俵十人半扶持　正光院様下男七人
一金三兩四人扶持　御下屋舗作男二人（同斷）
一籾三十俵九人扶持　御台所（イ表）水汲六人
一同二十二俵一斗四升五合（イ四）　御奥様御小人小頭又兵衛
一同十六俵七升二合米五石四斗　御小人　八人（同斷）
一金一兩二分二人扶持　食燒　一人（同斷）
一金一兩二分二人扶持宛　御頂り所（イ影）板前四人（同斷）
一金一兩一人半扶持宛　同所水汲四人（同斷）

一金五兩二分　内一兩づゝ二人　二分づゝ七人
好陽院樣女中九人
一金八兩六人扶持　川中島御代官かし人四人
一金六兩八人扶持（イニ）　土田御扶持方御借人四人
一金四兩四人扶持（イ無し）　小拂方小遣二人
一金一兩二分二人扶持　御台所食燒一人
一金一兩二人扶持　賄役食燒一人
一金一兩二人扶持　江戸扶持方役人食燒一人
一同　兵衛、山本六左衛門、食燒一人　塚本孫右衛門、兩角小市
一同　小林清右衛門、惠崎安左衛門、永井孫助、芦田茂兵衛、食燒一人
一金四兩八人扶持　御徒士二組食燒四人
一金一兩二人扶持　松崎小市右衛門、柳澤藤三郎、永田治郎助、宮下源四郎食燒一人
一同　吉見源之丞、松山源助、食燒一人
一同　坊主衆食燒一人
一金六兩四人半扶持（イ無し）　酒向清兵衛、岡木武右衛門、依田市右衛門御借人三人
一金三分一人半扶持　御預所番人寢道具持一人
一同　右同斷　組中　同斷一人
一金八兩六人扶持　大塩三郎兵衛、加倉井又右衛門、片木與右衛門、古屋（イ土）喜右衛門　御借人四人
時のかねつき
一金一兩油代　金井新兵衛支配
金六兩給金御城下町在分出之、持番入次第
一籾二十俵三人扶持　御馬口取　小頭　市之助
一米六石（イなし）　籾十八俵三升六合二人扶持　御馬口取　小頭與四右衛門　孫太夫
一籾十四俵二人扶持宛　口取二十四人
一同十俵（イ十二）人扶持宛　口取　四人
一同十八俵二人扶持　同　門右衛門
一金二兩二人扶持　同　加兵衛
一金二兩二分二人扶持　口取三人
一金一兩二分二人扶持宛　弱たき二人
餌差犬曳
一籾十五俵三人扶持　庄三郎　同四十五俵四人扶持　角之丞　同四十五俵三人扶持　庄右衛門　同久助　同四十八俵九人扶持　犬曳六人但し一人ニ付八俵一人半扶持宛
同二十俵二人扶持宛　御手廻り六人　同十四俵二人扶持

宛　御草履取四人　金二兩二人扶持　同一人　金二兩二
人扶持宛　同　四人
一籾二百俵　伊勢御初穗　金百疋宛
一同二百俵　愛宕御初穗　同五十疋宛
一同二百俵　八幡御初穗　同三十疋宛
一同三十俵　祇園俵　同二十疋宛
宗知院樣御茶湯料御施餓鬼料
一同十俵　大輪寺
一同四十五俵　御施餓鬼料一本　芳泉寺
一同十俵御齋米　同　寺
一同十五俵　本陽寺
一同三十俵　同　寺
一銀　此所紙切見に不申候　江戸方寺社
催合御救免
一勘定頭　百石分。　一代官　百石分。　一郡奉行百石
分。　一會所目付役百石分。　一警固役百石分。　一普
請奉行百石分。　一醫者不殘
御禮錢上ル覺

一千石より五百石迄
一四百石より三百石迄
一二百五十石より二百石迄
一百五十石より無足迄
但先例有之分ハ定の外出不申候
薪渡方覺
一百五十石取年中二十一駄　一百石取年中十四駄
右三月九月兩度渡す
一二百石以上は知行所より薪入
一三萬千七百三十七石七斗五升
右知行取高
一七百十九兩　金給
一扶持方　三千四百二十八人
一米千三百四十六石
一籾三千二百四十俵
一米二俵
一米七石

以上

第三節　松平氏

松平忠周
松平氏

松平氏

勘四郎信一

松平氏は、徳川氏と其祖を同うして居る。彦四郎利長、參州藤井の邑ニ住した。故に時の人、藤井の松平と云ふた。利長は天文九年の戰に、安祥城にて戰歿し、其子勘四郎信一繼ぎ、一代の間武功甚多かつた。就中、永祿十一年、織田信長、上洛を企てし時、徳川家康に、加勢を求めた。家康は信一を大將とし、一千餘の兵を率ゐて、赴援せしめた。其時信長は、六角祥禎の據れる、箕作城を攻圍したが、容易に陷らないので、城を卷きほぐして、軍を引き揚げんとした。信一は此を見て、大手の城戸ニ押し寄せて、無二無三に、城中に攻め入つて、遂に城を陷れた。翌日信長は、其働を激賞し、「信一は膽に毛の生ひたる男かな」と云ひ乍ら、着て居た、革の道服を脫いで、これを信一に賜はつた。今猶傳へて、松平子爵家の家寶となつて居る、此時賜はつた道服には、桐の紋が、附いて居たので、信一は以來、其家紋を桐とした。大久保彦左衛門物語　藩翰譜

天正十八年、徳川家康が關東に移つた時、上州布川の地を領し、關ケ原役當時には、水戸の佐竹氏に備へるため、常陸江戸崎の城を守り、役後慶長六年、三萬石加增、三萬五千石を以て、常陸の土浦城主となり、伊豆守に任じ、同九年從四位下に叙せられた。此從四位下に叙せられた事は、當時同輩に其比なしとて、大に面目を施したのである　恩榮錄　藩翰譜

同年致仕。寛永元年七月十六日、七十六才を以て、笹山に於て卒去した。

安房守信吉

前述の胴服の外に、天正三年五月、長篠合戰の時、信一の分捕りし朱打柄、長二間半、穗長四寸八分の鎗二本五本分捕りの内三本は松平山城守家ニ在る家寶として傳つて居る。

信一には、男子無かつたので、櫻井與二郎忠吉の嫡子、勘四郎を養子とした。安房守信吉である。慶長九年家督を相續し、元和三年七月廿日、上州高崎城を賜ひ、五萬石を領し、同五年丹波の笹山に移り同七年八月朔日笹山城中に於て卒去した。

信吉の嫡子忠國、家督を繼ぎ、慶安二年七月四日、播州明石城に移り、七萬石を領し、萬治二年の二月、年六十二で卒去した。

松平忠晴田中城主となる

信吉の次男忠晴、元和元年正月廿七日叙爵、伊賀守に任じ、書院番頭、大番頭など勤め、寛永十九年九月、二萬五千石の加增あり、三萬石を以て、駿州田中城主と成つた。正保元年遠州掛川に轉じ、慶安元年閏正月、八千石の加增を以て、丹波國龜山城に移つた。寛文七年閏二月隱居して、忠山と號した。同九年三月二十三日、年七十二で卒去した。

忠晴の嫡男忠俊、早世の故を以て、二男忠昭が家督を相續した。然るに忠昭は病弱であつたので、弟忠周を繼嗣とした。

松平氏系譜　（圖中□を施したるは上田城主）

- 利長　通稱彥四郎　居參州藤井之邑
  - 信一　從四位下伊豆守　稱松平勘四郎、慶長六年賜常州土浦城
    - 信吉　從五位下伊豆守　實櫻井ノ松平信定ノ玄孫忠吉ノ子也
      - 忠國　從五位下山城守　元和六年襲封領篠山城慶長十四年於台德院公御前元服賜御諱字御刀拜領同十九年正月叙從五位下任山城守
      - 忠晴　松平伊豆守信吉二男　始忠代　幼名於鶴　與吉郎　從五位下伊賀守　致仕改忠山　慶長十四年十二月廿二日叙任寛文七年閏二月九日致仕　同九年三月廿三日卒七十二歲
        - 忠俊　從五位下　刑部少輔　正保二年十二月十三日卒

忠昭　幼名千太郎　內藏允　權佐
從五位下玄蕃頭　後伊賀守　寬文八年十二月廿八日叙任　天和三年五月四日卒四十歲

忠周　爲兄忠昭嗣子

忠周　始忠易　忠德　忠榮　幼名與十郎
從五位下阿波守　後伊賀守　從四位下侍從
延寶七年十二月廿八日叙任寶永二年十二月二日叙從四位下同三年十二月十五日
任侍從享保十三年四月晦日卒六十八歲

忠隆　幼名　石松　親負　太四郎
爲松平近江守信周養子後離緣
（忠昭の子）

信●　將●　幼名　冬松左門山城守
爲松平勘九郎長恤養子

忠徹　藤井酒之允

忠愛　始忠殷　幼名吉六　新十郎
從五位下左衛門佐後伊賀守　致仕忠弘稱大內記
正德四年十二月十八日叙任寬延二年八月二日致仕寶曆八年三月六日卒五十八歲

某　鐵次郎
西本願寺門跡院家常樂寺寂惠養子

忠●容●　幼名善十郎知高之內五千石分知
從五位下民部少輔　今松平欽二郎忠厚祖

忠常—忠明—忠德
忠學
忠實—忠行—忠厚

忠陣　藤井監物

忠弘　藤井右衛門

忠順　幼名新十郎
從五位下內膳正　後伊賀守
寬保元年十二月十九日叙任天明三年二月八日卒五十八歲

信敏　幼名安次郎　式部内匠豊前守近江守　爲松平主膳信主成養子

忠成　藤井兵庫

信交　源八郎　爲松平近江守信敏養子

女子二人　家臣木村平馬盛祥、久松縫殿定相妻となる

忠亮　藤井三郎左衛門

忠寄　英之助　爲分知民部少輔忠容養子

忠濟　幼名幸之助　係五位下　左衛門佐後伊賀守　致仕改内藏頭　明和六年十二月廿八日叙任　文化九年五月六日致仕　文政十一年七月廿六日卒七十六歲

女子　家臣岡部甚平重則妻

輝名　始忠脩　幼名緣次郎　中務　靱負　爲松平但馬守喜生養子

忠英　始忠賀　幼名幸之助　從五位下左衛門佐　文化二年十二月十六日叙任同七年四月十日卒二十一歲

女子　分知飛驒守忠德室

忠學　幼名榮次郎　左近　從五位下左衛門佐後伊賀守致仕改内藏頭後松翁　實分知信濃守忠明二男　文化八年十二月十一日叙任天保元年四月廿日致仕嘉永四年七月十日卒六十二歲

忠和　爲養兄忠學嗣子

忠和　幼名惠次郎　從五位下左衛門佐　文政二年十二月十六日叙任同十一年正月十日卒二十四歲

女子　早世

養女　井上河内守正春室、實秋田山城守孝季女

忠固　始忠優　幼名玉助　從五位下左衛門佐　後伊賀守　從四位下侍從　實酒井雅樂頭忠實二男　文政十二年十二月十六日叙任、弘化二年三月十八日叙從四位下　同五年十二月十五日任侍從　安政六年九月十日致仕　同月十四日卒四十八歲

養女　養子忠固室　實分知飛驒守忠穆女

忠禮　幼名琭之助　與十郎　從五位下伊賀守　文久貳年十二月十六日叙任

忠厚　欽二郎（米國留學中病氣を以て明治二十一年一月廿五日米國コロラド州デンバー府に於て逝去（横濱布告版）　爲分知主計忠行養子、明治十四年九月廿一日離

忠直　錦三郎　明治六年癸酉十二月廿日爲三土井利教相續人一

忠孝　初忠養　協之改後弘　明治八年一月廿日歿

（松平家系圖）

松平忠周

一、松平忠周

萬治四辛丑四月十九日、丹州龜山に於て誕生。延寶七年十二月從五位下に叙し、阿波守と稱し後伊賀守と改めた。天和三年六月廿九日家を襲ぎ、貞享二年六月二十一日若年寄となり、七月二十一日側御用人に移り、同三年正月廿一日一萬石の加恩を以て丹波龜山より武州岩槻城に移り、元祿二年將軍の氣色に違ふことありて職を罷められた。元祿十年現封のまゝ、但馬出石に轉じ、寶永二年九月再び側用人となり十二月從四位下に叙せられ、同三年正月二十八日、仙石政明と交替して、信州上田に轉じ、四月朔日加恩一萬石あつて、五萬八千石の知行を宛行はれた寛政重修諸家譜御年譜追加。

松平氏知行高中、小縣郡内の四萬八千石は、仙石氏所領五萬石の内、矢澤仙石領、二千石を減じた、四萬八千石で、其領地村々は、矢澤分知後の、仙石氏領の分と、變る所は無い。加恩一萬石は仙石領一萬石と同じである。

松平氏の轉封

松平氏の轉封　藤井松平氏は、忠晴の代、寛永十九年九月、駿州田中城を賜て、始て城主となり、其れより、遠州掛川城、丹波龜山城、武州岩槻城、但州出石城と移封の後、忠昭忠周を經て上田に移つた。

寛永十九年九月、駿州田中城主、十月朔日御入部、正保元年迄在城三年。正保元年三月十八日、遠州掛川へ所替、四月二十七日御入部、慶安元年迄在城五年。慶安元年正月十九日、丹州龜山へ所替、二月廿七日御入部、貞享三年迄在城三十九年。貞享三年正月廿一日、武州岩槻へ所替、四月九日御城受取、元祿十年迄在城十二年。元祿十年八月九日、但州出石へ所替、寶永三戌年正月廿八日、信州上田へ所替八月九日御入部、出石在城十年。（御岡家史料）此間の年數を平均すれば、一治所、僅かに約十三年である。

上田入部後、享保二年九月廿七日、京都所司代に擢用せられ、奉職の都合上、領分内川中島一萬石と

近江國内一萬石（淺井郡伊香郡の内にて）交換を許された。同九年九月、老中職に進み、同十三年四月晦日江戸藩邸で卒去した。享年六十八。墓所は京都黒谷金戒光明寺に在る。法名は徽喜院殿光譽月澗圓心大居士。

二、松平忠愛

幼名新十郎、忠周の嫡男である。元祿十四年九月十三日、江戸に於て誕生。正德四年從五位下に叙し、左衛門佐に任ぜられ、名を忠殷と云ふた。享保十三年六月十五日封を襲ぎ、伊賀守忠愛と稱した。又忠周の願に依り、幕府の許を得て、弟忠容に、川中島五千石を分知せしめた。（其五千石は塩崎、今井、上下氷鉋四ケ村の内に於て之を給した）。分知の事は、第二章に詳記する。川中島分知の事ありて、上田領は五萬三千石となつた。同十六年六月、奏者役を勤め千曲眞砂、元文二年將軍家の名代として、紀州和歌山の法事に列した。寛延二年七月二日、病の故を以て、隱居して大内記忠弘と稱した。此時の隱居料は、洗馬地方五千石であつた。上洗馬村、六百八十一石四斗七升一合。輕井澤村、四百八十七石四斗四升四合。曲尾村、五百十三石一斗五合。横尾村、九百三石六斗七升九合。眞田村、千三十八石五斗一升四合。横澤村、三百五十九石四斗三升二合。大日向村、百九十三石五升二合。上原村、五百十八石一升六合。中原村ノ内、三十五石一斗七升。（御五代樣御事蹟）

寶曆八年三月六日、江戸の邸で卒去した。御年譜追加。享年五十八。墓所は江戸天德寺に在る。法名徽良院殿英譽泰嚴哲道大居士。

一代の間災厄多し

忠愛の代には、災厄が多かつた。享保十五年には、上田町空前の大火、及屋形燒失のことがあり、十六年には、城石垣の修築あり。寛保二年には、所謂「戌之滿水」と稱する、千曲川の大洪水があつた。此時忠愛は流亡者の遺骸を拾收して、塚を築き、其供養を營んだ。又領分内の死亡者中、無緣の者の爲めに施餓鬼供養を營ませた事もある。

忠順

三、松平忠順

忠愛の嫡男、享保十一年十一月廿一日、江戸に生れ、幼名を新十郎と稱した。寛保二年二月從五位下に叙せられ、内膳正に任じ、寛延二年七月、家督を相續して伊賀守と改めた。其襲封の時、申渡した條目中に、此度家督相續すと雖、不肖の身にして、家中領内を治候事、大任甚覺束無く候間、末々迄も、其役又は其筋を以て、無二遠慮一可二申達一候。とか又、上下の間遠かり、下情上に通ぜず、上情下に行届かずして、間違を生ず、故に萬事無造作、手輕にして、上下の情よく通ずるやう、心懸くべし、といふ事が述べてあり、大に治績を擧げやうとせられたと見える。寶暦の騒動の如きは、傳ふる如く、或は側近の臣の爲めに、其聰明を蔽はれたからではあるまいか。寶暦十三年七月、奏者番となり、十四年寺社奉行を兼ね、安永四年八月、若年寄上席となつた。天明三年二月八日江戸の邸に於て卒去した。享年五十八。墓所は江戸天德寺に在る。法名は大量院殿乘譽智海德眞大居士。

大に治を求めんとす

忠濟

四、松平忠濟

忠順の嫡男、寶暦三年八月二十四日、上田に於て誕生、幼名幸之進、明和六年十二月二十八日、從五位下左衛門佐に叙任された。天明三年四月十四日家督を相續し、伊賀守と稱した。天明八年及寛政四年の兩度、將軍名代として、日光社參を勤めた。寛政五年四月、名を忠賀と改めた。公の代、家中一統上納米の爲めに、暮向困難となり、或る者は所持の武器をも手放して、生活費を補ふやうになつた。公は此を聞き、容易に得ること能はざる逸品は、自ら之を買上げ置き、後追て其者の願出あらば下げ與へることにした。文化九年五月隱居して内藏頭と稱し、文政十一年七月二十六日、江戸の邸で卒去した。享年七十八歳。墓所は江戸天德寺に在る。法名大彰院殿賢譽廣達道悟大居士。

忠學

五、松平忠學

川中島分知、松平信濃守忠明の第二子。忠濟の養子となる。文化八年十二月十一日從五位下に叙し左衛門佐に任ぜられた。同九年五月七日家督を相續し伊賀守と稱した。日乘。文政十三年四月、隱居して内

藏頭と改め、天保十年十月十五日入道して松翁と號した。嘉永四年七月十日卒去。墓所は江戸天徳寺に在る。法名大信院殿興譽智徳松前大居士。忠學一代の事業功績の顯著なるは、文學武藝の奬勵、殊に文教の興隆に盡力したことである。

六、松平忠優

忠優は、播州姫路藩主、酒井雅樂頭忠實の二男。忠學の養嗣となる。文政十二年十二月十六日叙任あり、從五位下左衛門佐となる。天保元年四月二十日、家督を相續し、伊賀守と稱した。日乘。天保五年四月奏者番となり、同九年四月、寺社奉行加役申付けられ、同十四年二月兩役を免ぜられた。翌年十二月再び此二役申付けられ、弘化二年三月、大阪城代となり、從四位下に叙せられた。嘉永元年十月十八日老中職を命ぜられ、十二月十五日侍從に任ぜられた。安政二年八月四日、一度其職を免せられしも、同四年九月十三日、再び其職に復し、堀田備中守の次席を命ぜらる。此時名を忠固と改めた。翌五年六月二十三日、其職を免ぜらる。此時差扣之儀を伺ひ出でしに、翌廿四日差扣に及ばずと申渡された。翌六年九月十日、病を以て隱居し、同月十四日、年四十八で卒去した。松平家系譜　墓は江戸天徳寺に在る　御代々様其外御墳墓調。法名大圓院殿鏡譽勇進智道大居士。上田願行寺には公の髪齒の塚がある。公の閑老たりし時、假條約締結調印の事ありしが、公は家康以來執り來りし所に據り、幕府專斷、事を處すべきの、意見なりしも、堀田正睦、朝裁を仰ぐの擧に出でて、勅許を得る能はずして、江戸に歸つたので、大に堀田の爲す所を憤り、「いらざる堀田の計ひにて、事面倒になれり」

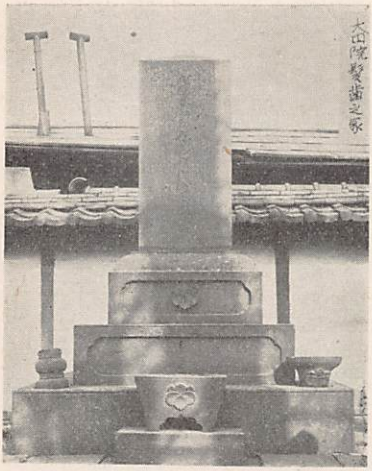

願行寺忠固の碑

と歎息したとの事である。猶公が領産の事に注意奨勵した事は、見るべきものがあつた。

七、松平忠禮（初め忠禮（ただのり）なりしが、萬延元年十二月十八日忠禮（ただなり）と訓むことに改めた。）

忠固の子効名璋之助、安政六年九月十日、家督を相續し、文久二年十二月十六日、從五位下に叙し、伊賀守に任ぜられた。宮内省内事課記錄。長州征伐の時には、内藤若狹守、牧野河内守、稻垣信濃守と共に將軍旗本左右備を命ぜられた。松平家日乘。慶應二年、將軍家茂大阪にて薨去し、十二月慶喜將軍職を襲ぎし時、翌三年代替ニ付次の誓詞を差出した。

忠禮

代替起請文の例

起請文前書

一就　御代替珍重

公儀御爲第一奉存、御後閣儀不仕、御奉公大切仕、隨分愼可ニ相勤申一事

一始ニ御一門一、諸大名、諸傍輩雖レ爲ニ親類緣者一、奉レ對ニ御爲一以ニ惡心一一味不レ仕、萬一野心隱謀輩於レ承レ之者、早速言上可レ仕事

一御法度之條々彌以堅可ニ相守一候事

右之條々於ニ違犯一者

梵天、帝釋、四天大王、總而日本國中六十余州、大小之神祇、殊伊豆箱根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬、神罰冥罰、各可ニ罷蒙一者也仍起請如レ件

慶應三丁卯年十月十九日

松平伊賀守　花押

松平伊豫守殿

板倉伊賀守殿

稻葉美濃守殿

松平周防守殿

小笠原壹岐守殿
瀧川播摩守殿

慶喜の爲めに哀訴

明治元年二月、德川慶喜の寬典に、處せられんことを、諸代諸藩と共に、朝廷に哀訴した。同年三月御召に依て上京し、四月五日參內し、歸藩の後、越後長岡、奥州會津征伐の軍に、參加して、頗る功を立て、明治二年六月二日、北陸の出兵の功績を賞し、高三千石を永世下賜せられた。明治二年三月二日版籍奉還を出願し、六月十九日上田藩知事に任ぜられ、同四年三月二日、東京留學の件を、出願して許可され、同年七月十四日、廢藩置縣の時、其職を免ぜられた。

明治五年七月出發、北米合衆國に留學に赴き、同八年九月新フランス—エツキラトガラス大學校に入り同十二年六月理學科卒業の上、同年八月廿四日歸朝した。十三年三月外務省御用掛、取調局、記錄局等の勤務を命ぜられ、十七年七月八日（宮內省內事課記錄）子爵を授けられ、十月三日式部官に任ぜられ、外客接伴の掛となつて功績があつた。二十三年貴族院議員に當選したが、同年同月十七日、宮內省達第十二號に依て、之を辭した。

公の代は、明治維新大變革の際で、上田藩の位置は、其進退困難であつたのに、能く之を善處したのは、其苦心は察するに餘あるものがあつた。明治二年領內に、一揆騷動の勃發した時、誠意を以て之を鎭め、撫恤の最善を、盡した事は感ずべきであつた。明治廿八年三月十四日卒去

松平家の伊賀守

附　松平家の伊賀守

慶應元年の冬、板倉伊賀守勝靜が、老中職を命ぜられた。此の如き際には、他の伊賀守の官名を稱する者は、憚つて改むるが、慣例の如であつた。故に伊賀守忠禮は家臣をして左の如く、松平家の伊賀守と稱する由來を述べて、此を改むるを望まない旨を、伺書の體で上申せしめた。此時差出した伺書に依て、上田松平氏が、代々伊賀守と稱した理由が分かる。

伊賀守官名之儀、初代忠晴、慶長十四巳酉年十二月二十二日、台德院樣、於二御前一、御諱忠之御一字被レ下、忠晴と改、被レ叙二從五位下一、東海道之首たるを以、官名伊賀守可二相改一旨、蒙二上意一、御判物頂戴、御脇差拜領仕、二代目伊賀守忠昭、寛文九酉六月十一日、伊賀守名之儀、台德院樣厚以二上意一、父忠晴拜領名之儀二付、以後代々相用可レ申旨、嚴有院樣御內命二て、伊賀守と改、其後代々相用來候。今般板倉伊賀守樣、御加判之御列、被レ爲レ蒙レ仰候二付て八、改名可レ仕所、前書之通、御由緒も有レ之、其上以二御內命一、累代用來候官名、當代二相成改名仕候て八、厚き思召二も、齟齬仕、且八連綿用來候規模も、相失候儀二付、別段之儀、不レ奉レ伺心得二御座候。此段各樣御內慮、奉レ伺候以上

（慶應元年）
十二月九日

松平伊賀守家來
山本市右衛門
（松平家日乘）

松平家相傳之鑓

松平家相傳の鑓

天正三年乙亥五月二十一日、參州長篠合戰、武田勝賴敗亡之節、信一淨眞公追擊し給ひ、士卒朱打柄の鑓、五本を分捕す。此內三本は、松平山城守殿家に有、二本は當家に御相傳。當時道中持たせらるる所の、朱打柄、白熊鞘の鑓是也

穗長四寸八分　朱打柄長二間半　石突鐵水返

信一公御持鑓

大身長一尺五寸八分　柄樫長九尺　石突共金物銅銘法光

（以上淨眞公實錄）

松平家紋

松平家紋

松平家々紋は、もと葵なりしが、信一戰功に依り、織田信長より、桐の吉の紋つけたる胴服を賜はり

てより、桐の苔を家紋とした。桐の苔の外、酸醤草をも家紋となす、此酸醤草は葵の裏を表したものといふ御代々御年譜。追加

享保十三年戊申十二月改

忠愛公御代

御家中列分限帳

天保六乙未八月寫之　師岡政平

役名、後の改名等は師岡政平取調記入又名前の肩に一印あるは、寫取當時に子孫無之分と書添へあり

御家老職御加判之列

一高六百石　岡部九郎兵衛

同　同

一同　横田地主水

御家老郡代兼帶

一高五百石　師岡加兵衛

同　御仕置方

一高三百石　木村勘解由

中老

一高三百石　山村　源八

一高五百石　久松　縫殿　後主馬

一同四百石　鈴木助之進

御用人

一五十人扶持　（持カ）駒田權兵衛

一高三百石　中根次郎右衛門

一同二百石　外村七郎兵衛

一同　菅谷　主稅

一同二百石　師岡甚右衛門

外＝米五十俵御役料但三斗五升入

一二十人扶持　岡部　甚平

御用人並

一十人扶持　横田地外記

一十人扶持　師岡左源太　後加兵衛

一十人扶持　木村　平馬　後新助

丙正月十一日被召出

寄合

一高三百石　吉田半兵衛　今改寺尾　後九郎左衛門

一同二百石　奥村　將監

一同三百石　鈴木　喜内
一同二百五十石　後左太右衛門
　　三刀谷半藏

御近習頭

一同二百石　矢島友右衛門
一二十五人扶持　中根與右衛門
一高百五十石　村上　亘理

御旗奉行

一同　百五十石　大野永助太夫

御物頭

一同百五十石　麻生市左衛門
一同百五十石　坂部次郎左衛門
一同二百石　戸倉惠左衛門
一同二百石　今金子氏
　　佐治八右衛門
一同二百石　大井三郎右衛門
一同百五十石　梅戸仁左衛門
一同百五十石　飯塚權左衛門
一同百五十石　山本源左衛門
一同百五十石　野間八郎左衛門
一同百五十石　永井　孫平
一同百五十石　小林　傳内
　　今傳内左衛門

町奉行

一高百五十石　山田忠右衛門
　　償不掛

御奏者番

一同百五十石　一色　東藏
一同二百石　菅谷三郎兵衛
一同百三十石　山村孫次郎
一同百五十石　山田善左衛門
一同二百石　御留守居兼帶　江守孫左衛門
　　外五十俵在府之内役料但三斗五升入
一同二百石　掛山勘右衛門
一同百石　償不掛　御留守居　大橋五右衛門
　　外＝五十俵御役料但三斗五升入

郡奉行

一高百三十石　加治安左衛門
一同二百石　京都御留守居　井上忠太夫
　　御徒士頭　後四郎左衛門

償不掛外八人扶持

一同百五十石　同　石川三右衛門
一同百五十石　同　小林　源助
一同百五十石　御手廻頭　松井八郎兵衛
一同百石　吉形文左衛門
一同百石　木村八左衛門
　　御普請奉行

一同百五十石　御算筭奉行　村上孫右衛門
一同百三十石　元方　山崎岡右衛門
一同百三十石　元方定府　津久井定右衛門
外ニ米二十俵御役料三斗五升入
一同百三十石　元方　大谷木善右衛門

中奥格

一二十人扶持　天野　只八
一二十人扶持　都筑九之亟
一二十人扶持　無か扶持　後平太夫
一七人扶持　駒田令？人　後權兵衛
一金五兩五人扶持　外村官次郎　後七郎兵衛
一金七兩五人扶持　御次勤　岡部才右衛門
外ニ銀二枚御役料
一金五兩五人扶持　同　中根繁之進
後左治馬
外銀二枚御役料

御馬廻

一高二百石　内藤又左衛門
一同百五十石　彦坂四兵衛　後三郎兵衛
一同百五十石　御納戸　天野友左衛門
一同百五十石　同　喜多島幾之亟
正木助之亟
一同百五十石　佐竹　名平
一同百五十石　多田善左衛門
一同百五十石　村上　後左ロ衛　平藏
一同百五十石　松宮左兵衛　後庄太夫
一同百五十石　古屋早之亟　後文左衛門
一同百五十石？　戸祭　後十之亟　礒八
一同百五十石　田邊七郎左衛門
一同百三十石　山村茂左衛門　後五郎左衛門
一同百三十石　御納戸　加舍　忠兵衛
一同百二十石　下瀨波右衛門
一同百石　野原新五兵衛、村田五郎右衛門、河村六之進
岡本左太夫、小島八郎右衛門、償不掛　楢村宇兵衛
横尾半之亟、江守九兵衛、山極猪太夫、扇橋御留守
居　礒川儀左衛門、盜賊改役　喜多澤角左衛門、河
合源六、武具奉行　鈴木六郎右衛門、外ニ米十俵御
役料三斗五升入　御代官　津田仁右衛門、御次目付
中村九右衛門、奥様御姫様若殿様引受　後八郎右衛門　原善太夫、
清水左一郎、後清太夫　三村多内、加藤吉之進、高瀨新八、
後友左衛門　後七郎左衛門
萩原嘉右衛門、篠原又右衛門、山本四郎右衛門
今尼子氏後重郎兵衛　後市右衛門
入江五郎兵衛、村松左中、堀彌八郎、外米二十俵
後彌三右衛門
御役料三斗五升入　元方　澤井新兵衛、山本源兵衛

百石内二十石丙正月十一日御加増　森戸豊藏
一同八十石　鷲見宇太夫、百石内二十石丙正月十一日御加増　木村七郎右衛門、外銀二枚御役料　御次勤　今佐々木氏
石川幸内、奥様附　林治太夫、奥田小一左衛門、勝後平太左衛門　今成田氏
俣新五左衛門、岡本只右衛門、豊島助右衛門、小出安之丞後要右衛門
百石内二十石丙正月十一日御加増　御納戸
波多與太夫、外銀二枚御役料　御次勤　波多野傳兵衛、布施治右衛門、木村定右衛門、服部十郎兵衛、後武右衛門
青山御留守居　津田安左衛門
一同七十石　山田左助、二十人扶持　無加扶持　尾崎新兵衛後次郎兵衛
無加扶持芦名茂九、十五人扶持　大野木勘左衛門、
猪飼孫右衛門、御納戸　前田吉左衛門、竹内權右衛門、無加扶持　御代官　外ニ米十俵御役料三斗五升入　石合兵内、無加扶持　二木兵太夫、十五人扶持　百三十石幼年
無加扶持　御次勤　成田彌五兵衛、十三人扶持外ニ後孫之丞
銀二枚御役料　山田平之丞、拾人扶持　天野甚之助

御納戸

一金十五兩五人扶持　大野木五右衛門
一米十五石四人扶持　吟味役　成瀬　孫太夫
一米六十俵四人扶持　無加扶持　矢木　庄兵衛
一金五兩五人扶持　御次勤　永井　文次郎
外御役料有之か夫共御納戸か　後孫太夫
一同　外銀二枚御役料　坂部　彦之丞
一同五兩五人扶持　同　後次郎左衛門　飯塚　次郎八
後權左衛門
一金七兩五人扶持　外銀二枚御役料　師岡　政之進
一金十兩三人扶持　外ニ同　宮部　市之丞
一米十五石三人ふち　外ニ銀二枚御役料　後清右衛門　田伏五郎兵衛
一金八兩三人ふち　外ニ御役料同斷　後左太夫　山村　友八
後淺右衛門
一金五兩三人ふち　御役料同斷　澤井　左盛
一金六兩三人ふち　同　矢木　源次
後庄兵衛

御醫師

一高二百石　償不掛　吉岡長性、同百石　同斷　外十人扶持　小島元珉、廿人扶持　能勢本立、十八人扶持　外ニ銀五枚藥種料　石井玄快、十五人扶持　香山友悦、廿人扶持　外銀五枚藥種料　中野元察、廿人扶持　無加扶持　外銀七枚藥種料　木口昌仙、米廿石四人扶持　外銀五枚藥種料　伊藤玄悦、十人扶持　波多玄仲、無加扶持　和田養軒、十三人扶持　生田宗三、米十五石五人扶持　外ニ銀五枚藥種料　山澤采女、米十石三人扶持　柳　立泉、十三人扶持

無加扶持　永澤耳元、金七兩五人扶持　無加扶持　建部安周

御畫師

一十人扶持　無加扶持　那須永舟　今狩野氏

仲之間

金五兩五人扶持　御供方か　戸倉助右衞門、同か　野間政右衞門、御供方か　小林山平、同　掛山小忠太、同後治太夫　後四郎左衞門

小林源兵衞、金十兩五人ふち　御刀番　村上覺兵衞、御後源太左衞門　後十左衞門

供目付　山本万右衞門、米四十俵四人扶持　無加扶持　後宇太夫

竹内新平、米十石五人扶持　富森喜兵衞、米六十俵五人扶持　服部八之丞、金五兩三人扶持　御刀番　加次？左内後金太夫

金十兩五人扶持　御供目付　白瀨甚左衞門、金十兩三人後四郎左衞門

扶持　無加扶持　永田丹治、米十二石三人ふち　有賀文助、米四十俵四人扶持　無加扶持　本鄉左中、米五十俵

五人扶持　森田十藏、米十二石三人ふち　廣瀨疊之丞、後平左衞門

御供方　河内山一之平、金六兩三人扶持　同　寺尾逸八後甚助　今大平氏

逸平悴なり後逸平

中小性

一金五兩五人扶持　吉田織之助、今寺尾氏後九郎左衞門

麻生左平次、米十二石三人扶持外米十俵御役料御代官　小林五郎兵衞、同　山本吉藏、米五十俵五人扶持　大島八十石跡式

重兵衞、金五兩三人扶持　木村儀兵衞、金五兩三人扶持

村上平三郎、喜多島清右衞門、青山御花壇方見習　田邊後市之丞

權藏、　下瀨又五郎、野原權太夫、金六兩三人扶持　後文左衞門

津田文之進、　金五兩三人扶持　山田兵藏、尾崎勘平、後仁左衞門

吉岡傳次郎、米十二石三人扶持　山口平兵衞、同十五石

五人扶持　青山　井上武左衞門、同五十俵四人扶持　武宮市郎左衞門、同十五石五人扶持　無加扶持　岡金左衞

門、同五十俵四人扶持　無加扶持　河田清八、金拾兩四人扶持　大垣武助、米五十俵四人扶持　無加扶持　武宮半右衞門、松本清左衞門、十兩三人扶持　正木六郎左衞門、五兩三人扶持　彦坂市之進、金七兩四人扶持　無加後仁兵衞

扶持　力石忠右衞門、米四十俵四人扶持　同　山縣茂兵衞　同十石三人扶持　隱岐金右衞門、同十八石三人扶持

大石與右衞門、同四十俵四人扶持　無加扶持　岡十右衞門、同五十俵五人扶持　同　岩間淺右衞門、同四十俵四人扶持　同　村上彌七兵衞、同十五石三人扶持　篠原儀左衞門、金七兩三人扶持　淺井條右衞門　無加扶持　石川茂右衞門、米四十俵四人扶持　同　井上重兵衞、同十二石四人扶持　寺尾逸平、高五十石五人扶持　內二人扶今大平氏

持丙正月十一日御加増、御藏方　足立武太夫、高五十石
三人扶持　平野八郎太夫、米五十俵五人扶持　御普請方
原治左衛門、高五十石　森三太夫、米十二石四人扶持
中西藤右衛門、同十二石三人扶持　關半右衛門、同四十
俵三人扶持　御馬役　町田治部右衛門、同五十俵五人扶
持　清水太郎兵衛、同十三石四人扶持　早川嘉七、品川
幸右衛門、同六十俵六人扶持　無加扶持日記役　多田左助
後五百助
同十石四人扶持　寺尾藤十郎、同十石三人持持　茨木市
今大平
後太郎兵衛
右衛門、同十石四人扶持　野村長兵衛、同六十俵五人扶
持　野田喜兵衛、同五十俵五人扶持　赤尾安兵衛、金十
五両五人扶持　無加扶持　加藤彦右衛門、八十石後式米
五十俵五人扶持　同　平手半左衛門、百五十石御取上御
別段米三十俵五人扶持　桂新右衛門、十五人御醫師後式
後覺右衛門
米四十俵四人扶持　恒川久助、百五十石自害後幼年五人
後甚之助
扶持　太田万五郎、米五十石四人扶持　無加扶持　川瀬
丈右衛門、同五十石五人扶持　桑島源左衛門、同五十俵
六人扶持　無加扶持　金幡八郎右衛門、金八兩四人扶持
石川儀兵衛、米五十俵五人ふち　御馬役　門倉傳次郎、
金十兩五人扶持　無加扶持　勝見織右衛門、金五兩三人
扶持　大野木源之丞、岩間市之丞、金五兩三人扶持　村上
彦太郎

詰並

御藏方御賄か

米十石三人扶持　飯田嘉左衛門、御鑓守掛り　足立利左
衛門、同八石三人扶持　井上常右衛門、同十五石四人扶
持　今富平右衛門、同十二石五人扶持　會所勤　吉見津
右衛門、同八石三人扶持　表納戸　篠崎次郎兵衛、同十
石三人扶持　御賄　鈴木彌右衛門、同八石三人扶持　福
西孫左衛門、表納戸カ　桂左一郎、同十二石三人扶持
後宇右衛門
松井善兵衛、同八石三人扶持　廣橋様勤　松村治郎兵衛
後治郎太夫
同十石四人扶持　表納戸會所仕出所諸事吟味役　原澤久
右衛門、同四十俵四人扶持　野上平右衛門、同八石三人
扶持　御藏奉行　加藤澤右衛門、井上七右衛門、同拾石
三人扶持　朝倉庄藏、同拾石四人扶持　桂猪左衛門、同
拾石二人扶持　日記役　藤田半平、同八石三人扶持　小泉
治右衛門、外ニ壹兩務金　林小兵衛、同八石三人扶持
青山御賄　日下部傳右衛門、同十石五人扶持　頼都、金
十兩四人扶持　杉本彦十郎、足立來助、平塚半助、外壹
人扶持革代　沖島武右衛門、米十二石三人扶持　會所勤
廣瀬勘平
（本のママ明）
一米拾石四人扶持　立石　山都

（本のママ明）
一金六兩三人扶持　山本重内、原才次郎、多田傳藏
後才兵衛　後五百助

御徒士役席

一米八石三人扶持　御徒士小頭　永田半太夫、同　上田
ニテ御徒士目付兼　熊川角兵衛、中村文太夫、崎尾富右
後角太夫　（本のママ）
衛門、表納戸　足立文平、同十石三人扶持　小林方　中
西小近右衛門、同八石三人扶持　小林丑右衛門、作事元
拂　川村忠藏、御徒士目付　牛塚常右衛門、平野久左衛
門、御徒士小頭　平野多喜右衛門、同十石三人扶持　内二
石丙正月十一日御加增山林方　岩下太郎左衛門、八石三
人扶持　御徒士目付御厩諸事引受　稻垣林右衛門、御徒
士目付　鈴木官右衛門、植村金八、御徒士目付　金澤鄉
助、三宅彌市、山本善八、高見市太夫、御徒士目付　畑
平六、宮田彌右衛門

組外御徒士格

一米八石三人扶持　宇野六郎兵衛、舟越九太郎、外ニ金壹
兩勤金　小林德太夫、同十二石三人扶持　青山長左衛門
同八石二人扶持　江藤吉右衛門、淺井清藏、同八石三人
扶持　江村八太夫、長尾竹右衛門、中村淺右衛門、奥御
賄　長谷川平内、作事元拂　松岡清兵衛、奥樣御賄　稻
垣六左衛門、同十五石四人扶持　山高久之丞、同八石三
人扶持　百田藤兵衛、荻野織右衛門、御金方　奥村傳内
同十八石五人扶持　御鐵砲張　國友十郎兵衛、後專右衛門
今改小山氏後　金六兩三
喜左衛門
人扶持　會所勤　宇野新藏、米八石三人扶持　同　村瀨
後庄右衛門
直右衛門、御休息勤　太田角兵衛、高見小平治、金五兩
後宇左衛門
二人扶持　森萬右衛門、一金六兩三人扶持　外金壹兩袴
代　三宅八之丞、米八石四人扶持　伊藤清庵、同八石三
人扶持　鈴木彦太夫、中澤兵左衛門、荒木彌太夫、小池
與平治、澁澤小兵衛、會所勤　近藤彌平、同十石三人扶
持　關務右衛門、金五兩二人扶持　四方田才助、米八石
二人扶持　猪飼只右衛門、同十石三人扶持　妹尾小右衛
門、同十二石三人扶持　北山一郎兵衛、杉浦源左衛門、
同十二石四人扶持　依田新藏、同八石三人扶持　朝倉左
七

人數　三十八人
米參百九石　御給米
〃　金二十二兩　御給金
百十四人扶持　金二兩　御役料

御目付

一高百貳十石　内二十石丙正月十　大塚條右衛門
一日御加增
一同　八十石　高坂　武兵衛

一同百貳十石　内二十石丙正月十一日御加増　佃　八郎太夫
一同百石　太田十郎右衛門
一同八十石　野間小右衛門
一同百石　内田三郎左衛門

隠居

御家老

一五十人扶持　鈴木　道入
一同　同　菅　初助之進
　　悠山
　　初久松主馬

御用人

一高百石　賞不掛　内藤　一水
　　初又左衛門

御物頭

一高百五十石　賞不掛　松宮　淨閑
一同　同　古屋文右衛門　初庄太夫
一五人扶持　百五十石カ不明
二十人給人カ　鈴木久左衛門
一同　百石給人カ　波多野　宗悦
一同　同　木村　入然

御醫師

七人扶持　無加扶持外銀廿五枚被下候内廿枚被下銀五枚
薬種料　小島道盛、廿人扶持　有賀庄右衛門、二十人扶持　御徒士格　成瀬条左衛門

幼年

二百石名跡　二十人持持　横田地又五郎、百五十石カ廿人跡　後段之進
十五人扶持　鈴木源太郎、十人扶持　中根彌七郎
二百石跡　十五人扶持　白瀬源次郎、田淵喜久次郎、十人扶持　佐藤辰次郎、十人跡　米十石三人扶持　松宮彌三郎、五人扶持　木村六三郎、米十二石三人扶持　岩崎六之助、金四兩二人扶持　飯田九八郎
後忠左衛門

組付御徒士

一米八石二人扶持　安達治助、金五兩二人扶持　堅田造酒右衛門、熊川傳五郎、米七石二人扶持　成瀬伴内、江藤源太郎、金五兩二人扶持　石野兵右衛門、成瀬猪右衛門
稲垣林八、松村嘉内、米七石二人扶持　廣瀬助左衛門、野々村勘兵衛、金五兩二人扶持　谷口幸助、米七石二人扶持　外金壹兩勤金　平野源内、同七石三人扶持　猪飼惣内、同七石二人扶持　淺沼彦左衛門、金六兩二人扶持
河瀬猶右衛門、金五兩二人扶持　足立多七、青山長藏、崎尾林藏、作事元拂　宇野清助、米七石三人扶持　溝口左平太、金五兩二人扶持　中西文之進、福西傳之丞、川後忠左衛門

村藤右衞門、外金壹兩勤金　中西忠八、茨木猪八、米七後理左衞門
石二人扶持　八木與一右衞門、金五兩二人扶持　大橋軍治、米六石三人扶持　野原喜右衞門、米七石三人扶持
矢野甚助

人數三十人
米八十四石御給米
金九十壹兩御給金
〃　六十四人扶持
金二兩御役料
一金五兩二人扶持　松田源七、堀井十左衞門
一米三十五石十四人扶持　御先徒士七人
但五兩二人扶持宛
一十人扶持　千葉平十郎、二人扶持　外金三兩雜用金
三浦虎之助、金三兩二人扶持　渡邊加茂之助、壹人扶持
外金、兩二分御仕着代　小島石之助、七人扶持　永山養和、松田祐順、五人扶持　依田玄琢、池部全徹、松井庄左衞門、二人扶持　松原道閑、壹人扶持　外壹兩被下金
小泉彌次右衞門、畑金兵衞

金四十八兩人數廿一人
〃　六十六人扶持
金七兩二分被下金

吉田半兵衞支配

一米六石二人扶持　外壹兩被下金　御仕立方　木村郡右衞門、金三兩二人扶持　同　小林多八、米六石二人扶持　定石取　溝口忠兵衞、同五石二人扶持　同　天野左野右衞門、同　磯馴又市、同五石五斗二人扶持　炭薪方　植村久馬右衞門、同五石二人扶持　同上　逸見元右衞門、同七石二人扶持　大工　牧野平六、同六石二人扶持　同上　多田李平、同五石二人扶持　木挽　渡部五兵衞、同上　川勝又八、左官　上原傳藏、外半ふち益扶持　柿屋根師　宮島三右衞門、具足師　百田勘六、外金二兩被下金、檜物師　杉山幸右衞門、中島所右衞門、岡本李左衞門、金三兩二人ふち　俣野八兵衞

奥平將監支配

一米七石二人扶持　御仕立方　岡本安右衞門、米五石二人扶持　定石取　山田依右衞門、同上　青木羽右衞門
同上　居合金左衞門、同上　小池與一兵衞、同上　瀧本鐵右衞門、米八石二人扶持　張附師　中山平兵衞、同上　小林八兵衞、米七石二人扶持　大工　岡村十兵衞、一同五石二人扶持　疊師　林武兵衞、一金三兩二人扶持　同上　林會右衞門、米五石二人扶持　切付師　鵜東小兵衞

塗師　鈴木仁兵衛、金三兩二人扶持　同上　溝口源七、米五石二人扶持　野村太兵衛、服部長左衛門、宇川喜右衛門、お辨殿勤　橋本戸太夫、金三兩二人扶持　竹内筑右衛門

元方支配

一米六石五斗二人扶持　御手代　田村卷右衛門、同六石二人扶持　下(ママ)嬬　速水文右衛門、同　堀江林右衛門、同五石二人扶持　同　林幾右衛門、同六石二人扶持　普請手代　半田仙助、同上　堀江金兵衛、同上　西川茂平治、同五石二人扶持　會所務　河内杉右衛門、御台所小役人　森田久太夫、同上　青山九兵衛、同上　石田羽右衛門、米五石二人扶持　外米五斗御役料　御台所小役人　松井初右衛門、金三兩二人扶持　同上　上原喜三右衛門、同上　舟越惣八、御留守方　猪飼金八、米五石二人扶持　御辨殿勤　深谷辰右衛門、金三兩二人ふち　大四郎樣勤　長澤仙可、同上　伊藤玄佐、米六石二人ふち　小林喜右衛門、同五石二人ふち　柳原彌五右衛門、大石安太夫、岸本住右衛門、溝口六兵衛、奥村猪右衛門、金三兩二人扶持　小林宅右衛門、無所勤　中島權藏、同上　山口半八

井上忠太夫支配

京都御廟附

一米五石二人扶持　外金壹兩被下　山田久右衛門

津久井定右衛門支配

米七石二人扶持　大工　植村善兵衛、金三兩二人扶持　青山御普請方小役人　越山八兵衛、米五石二人扶持　山崎六兵衛、中島茂太夫、新堀忠太夫、金二兩二人扶持　齋藤傳次郎

御納戸支配

一米六石二人扶持　鈴木喜三、金三兩二人扶持　外金壹兩勤金　中島順可、米五石二人扶持　同上　高橋與齋、田幡久彌、野村玄可、桂清可、中井宗齋、金三兩二人扶持　日下部順齋、川勝玄佐、坂田閑齋、足立專彌、奥村長佐、居合三可、金二兩二人扶持　江藤林齋、森田傳竹中澤仙可、三兩二人扶持　小林喜齋、成瀨長可、壹人扶持　外金壹兩二分御仕着代　中澤長齋

原善太夫
林治太夫支配

一米五石二人扶持　齋藤藤兵衛、今井九兵衛、北條彦兵衛、鵜束太兵衛、池田三太夫、淺野吉兵衛、竹内久兵衛

（野か）
大谷木善右衛門支配

一米五石二人扶持　小林彌右衛門、田村德右衛門、丸山安太夫

人數百人
米三百八十六石　御給米
金七十七兩　御給金
百九十九人半扶持
〃　米壹石五斗　御役料
金六兩　被下金

一米千俵　但三斗五升入　太四郎樣
一拾人扶持　太四郎樣　奥樣
一高百石　廣橋侍徒樣
一同三百石　外十人扶持　藤井右衛門樣

八幡

一十人扶持　田中樣
一金十兩五人扶持　政之助殿
一米百俵三斗五升入　天野主計殿
一金十五兩五人扶持　大谷木善右衛門請書御長屋

高四百石

米三百八十五石　被遣米被遣金
〃　金二十五兩　被遣扶持御合力米共

四十人扶持

一金七兩三扶人持　原治左衛門娘、同七兩二人扶持　貞花、同四兩壹人扶持　すま、同二兩壹人扶持　やな、同二兩三分一人ふち　妙泉、妙光、一人扶持　外ニ金一兩被下金　村瀨德之丞、五人扶持　本光院娘、三人扶持　鈴木道入娘、岡部甚平妻、横田地道惠後室妙惠、五人扶持　鈴木久左衛門親類かよ、三人扶持　小杷（ママ）武左衛門妹一人扶持　木村七郎右衛門妹、二人扶持　津田安左衛門妻、宮部市之丞母、一人扶持　山澤采女妻、井上常右衛門妻、香山富八祖母、二人扶持　辻權右衛門後家、一人扶持　松原道閑妻、大塚作左衛門後家、森六兵衛母、谷與次兵衛母、坪田市右衛門母、米四俵但三斗五升入　栢原久兵衛母、壹人扶持　岩井半右衛門後家、米貳十俵三人扶持但三斗五升入　岩附御乳人、壹人扶持　善十郎樣御乳人、金五兩壹人扶持　但里扶持　政之助殿乳母、外金三分錢三百文仕着代、壹人扶持　高見元右衛門、外米三俵被下米但三斗八升入　寺田麻右衛門　俣野猪右衛門　坂田勘左衛門、齋藤六太夫、多田半左衛門、淺井九兵衛　日下部德右衛門、村瀨德兵衛、和田德左衛門、外ニ乾金

二枚被下候　太田長太夫、沼田喜五右衛門、弓場喜太夫
古川武左衛門、大石岩右衛門、中島源七、西川九右衛門
谷内德右衛門、湯淺加太夫、山本治兵衛、西川與兵衛、
一高百石　但三ッ五分　德屋吉右衛門、二十人扶持　海
部屋善治、十人扶持　桔梗屋吉十郎、七人扶持　多加島
屋庄左衛門、米百俵　但三斗五升入　西山元兵衛
神料御寄附
一同十俵　同　　筒屋源太夫
一三人扶持　　古屋十次郎
一五人扶持　　海野町問屋　太郎兵衛
一同　　原町問屋　助右衛門
一同　　田中組大庄屋　小田中左太夫
一同　　浦野組大庄屋　林三郎左衛門
一同　　國分寺但大庄屋　茅野平四郎
一同　　塩尻組大庄屋　丸山傳五郎
一同　　洗馬組大庄屋　丸山八郎兵衛
一同　　小泉組大庄屋　倉澤平右衛門
一同　　塩田組大庄屋　曲尾市兵衛

人數（記入無し私）

米七十三石五斗　京江戸上田町人
八十五人扶持　被下米大庄屋扶持共

一高百五十石　此米六十石　金戒光明寺
一銀五枚米六俵　但三斗五升入　丹波廣田村大恩寺

閏月有之候年ハ半俵増

一米十俵　但三斗五升入　稱念寺
英壽院様御齋米
一同三俵　同　同寺
源光院様御齋米
一同十二俵　同　歡壽院
一銀二枚　常光院
一米廿石五人扶持　超勝院
一五人扶持　瑞蓮寺
一金一兩一人扶持　黒谷御廟所道心　淨念
一米十六石七斗五升　天德寺
一金八兩　光壽院様御位牌守　天德寺弟子　王天
一米四俵　但四斗入　麻布正信寺
一米十俵　但三斗五升入　本郷靈雲寺
一同　日比谷寂靜院
一米八十俵　但三斗五升入　光照院
御齋米
一同十四俵　但四斗入　同院
一同五俵　但三斗八升入　本陽寺
御寄附米
一同　同　宗叶寺
稻荷御供料
一米三斗八升　同　同寺

人數十六人
〆米百五十七石八斗
十一人扶持　京江戸上田
金九兩　寺院方渡
銀七兩

大野木助太夫支配組

米十石　御旗者十二人
一金廿七兩　三宅尾太夫
廿四人扶持　小頭　古松仁太夫
但小頭二人五石宛並一人五石金給九人三兩宛

麻生市左衛門組

米十六石　御足輕十七人
一金廿四兩　小頭上原八太夫共
三十四人扶持
但小頭六石並給八人五石宛金給八人三兩宛

坂部次郎左衛門組

米廿一石　御足輕十七人
一金卅九兩　小頭猪飼太次右衛門
三十四人扶持
但小頭六石並米給三人五石宛金給十三人三兩

外米五斗買使鈴木喜平次役料

戸倉惠左衛門組

米三十一石　御足輕十七人
一金三十三兩　小頭中村半内
三十四人扶持
但小頭六石並米給五人五石宛金給十一人三兩

佐治八右衛門組

米三十一石　御足輕十七人
一金三十三兩　小頭鈴木治右衛門
三十四人扶持
但小頭六石並米給五人五石宛金給十一人三兩宛

大井三郎右衛門組

米廿一石　御足輕十七人
一金卅九兩　小頭菱田藤右衛門
三十四人扶持
但小頭六石並米給三人五石宛金給十三人三兩宛

山本源左衛門組

米三十一石　御足輕十七人
一金三十三兩　小頭柴田久左衛門
三十四人扶持

但小頭六石並米給五人五石宛金給十一人三兩
外半扶持藤澤源次郎　晝ふち

御先手明組

一　米廿一石　　御足輕十七人
　　金三十九兩
　　三十四人扶持　　小頭木村五兵衛
　　但小頭六石並米給三人五石宛金給十三人三兩
　　外ニ米五斗買使　柳原林八役料

一色東藏組

米六石三斗
一　金五十七兩　　御側弓者廿人
　　四十扶持　　小頭小林清六
　　但小頭六石三斗並金給十九人三兩宛

山村孫次郎組

米六石三斗
一　金五十七兩　　御側弓者廿人
　　四十扶持　　小頭村瀨文內
　　但小頭六石三斗並金給十九人三兩
　　外金貳分山本林右衛門被下金

山田善左衞門組

米六石三斗
一　金五十七兩　　御側筒者廿人
　　四十人扶持　　小頭中西忠助
　　但小頭六石三斗並金給十九人三兩宛

江守彌左衞門組

一同　　同　　小頭原半太夫
　　但同

掛山勘右衛門組

一同　　同　　小頭宮澤段六
　　同

山田忠右衞門組

一　米六石　　御足輕十三人
　　金三十六兩　　小頭切田善太夫
　　廿六人扶持
　　但小頭六石並金給十二人三兩宛

村上孫太右衞門組

一　米廿六石　　御足輕十三人
　　金六兩　　小頭臼井關右衛門

廿六人扶持
但小頭五石並米給二人五石五斗宛二人五石金給十二人三兩宛

飯塚權左衛門組

米十石　御長柄者廿三人
一金四十六兩　小頭宇野三郎右衛門
廿七人扶持　垣間半太夫
但小頭二人五石宛御長柄之者廿三人二兩宛

野間八郎左衛門組

一同　同
但同　小頭奥村半六
籾井友太夫

永井孫平組

米十石　御長柄者廿二人
一金四十四兩　小頭江見彌五太夫
廿六人扶持　飯島甚兵衛
但小頭二人五石御長柄之者廿二人二兩宛

小林傳內組

一同　同
但同　小頭湯淺善右衛門
中澤喜太夫

木村八左衛門組

米六石　御中間三十六人
一金五十九兩二分
三十八人扶持
米三石宛二人金二兩宛四人同壹兩三分宛廿六人
（金一兩二分　鐘撞四人
米壹人半扶持宛）
外ニ金壹兩鐘撞四人へ被下金

大橋五右衛門組

米廿二石　御足輕四十人
一金百貳兩壹分　小頭岡澤吉郎兵衛
八十三人扶持　中野清右衛門
米六石宛小頭二人外夫丸三人（マヽ）
但金三兩宛四人　同二兩二分三十四人　同壹兩三分夫丸三人
外金二分帳附方若林茂右衛門被下金
金二分針療治致候ニ付村田平助被下金

津田安左衛門支配

米四十七石　御足輕廿五人
一金四十四兩　小頭齋藤直右衛門

五十二人扶持　　外夫凡二人
米六石小頭一人同六石並一人同五石同七人
金三兩同一人同二兩二分同十五人同壹兩
三分　夫丸二人
外金二分　御花壇方　淺川傳兵衞被下金
金同　御庭方　高井茂左衞門被下金

吉形文右衞門支配

米十石　　詰中間三十人
一金百七兩一分　　夫凡三人
五十三人半扶持　　小頭光谷金兵衞
清水文六
（五石
二人ふち小頭二人
金三兩壹人半扶持　御草履取四人
同三兩三ヶ壹人半扶持　御道具持一人
同三兩二分一人半扶持　同　四人
同三兩一人半扶持　御挾箱持六人
同四兩三分二人扶持　御陸尺一人
同四兩二分二人扶持　同十一人
同壹兩三分壹人扶持　夫丸　三人

米五石
一金九十三兩　　御厩之者四十七人

五十一人扶持　　夫丸七人
小頭栗山善六
櫻井五助

上田分
（五石小頭一人
二人扶持
（三兩
二人ふち小頭代一人
三兩一分　御口之者一人
三兩宛　同　三人
五兩宛　脊籠持　二人
二兩二朱　下馬取　一人
二兩宛　同　三人
壹兩三分宛同　廿人　夫丸共

外金二分　何助被下金

江戸分
（二兩宛　下馬取　三人
二兩二朱　同　一人
壹兩三分　同　十三人　（ママ）夫丸共

津久井定右衞門支配

米五石　　御中間四十四人
一金七十七兩二朱　　小頭建部濱右衞門
四十六人扶持

但小頭五石御中間壹人ハ臺兩三分二朱四十三人
ハ壹兩三分宛

同人支配

御中間廿九人

一 金五十兩三分
二十九人ふち
但壹人ニ壹兩三分宛

原治左衞門支配

御普請中間十五人

一 金三十一兩一分二朱
十六人半扶持
但 四兩二分二人扶持 永頭壹人
二兩壹分一人扶持 永頭手傳一人
一兩一分一人半ふち 左官 一人
一兩三分二朱 一人
一兩三分宛 十一人

井上茂右衞門支配

御中間二十人

米五石
一 金三十六兩二分
小頭關根又右衛門
廿二人扶持
五石二人ふち 小頭一人、二兩一分 御中間一人、二兩二分 同一八、一兩三分二朱宛 同二人、一兩三分宛 同十六人

深川御屋敷

料作御中間壹人

一 金三兩二人扶持
飯田 加左衞門
鈴木 彌右衞門支配
日下部傳右衞門

夫丸十六人

一 金二十九兩一分十六人扶持
上田分 二兩二分 春屋一人、二兩 同一人、壹兩三分 同三人、二兩 板之間一人、壹兩三分宛 同五人、
江戸分 壹兩三步宛 春屋二人、同 釜屋二人、同 買使渡一人

右三人支配

所々渡夫丸三十七人
内十一人上田
内廿六人江戸

一 金六十四兩三分
三十七人扶持
但 壹人ニ壹兩三分宛

原善太夫 林治太夫 支配

板之間十一人
内買使渡り

一 金二十兩十一人扶持
但二兩宛三人一壹三步宛八人

中西藤右衞門支配

一金五兩三歩三人扶持　　板之間三人
　但　壹人ハ二兩壹歩二人ハ壹兩三分宛

お辨殿方

一金三兩二分二人ふち　　夫丸二人
　但　一人ニ一兩三歩宛

井上忠太夫支配

米二十六石　　御足輕九人

一金廿三兩　　御中間六人
　二十四人扶持
　五石宛　御足輕四人、三兩宛　同五人、三石宛
　御中間二人　二兩宛　同四人、外米壹石小頭代
　堤與兵衛　山崎善右衛門役料

一金四兩二人半氏持　　小頭星野平右衛門

黒谷御廟附

一金壹兩三歩一人扶持　　御中間壹人

第四節　所替

所替

江戸時代に諸大名が、其居城を更へらるる事、卽ち、所替が、頗る多かつた。此所替は概ね德川氏の專斷で行つたのであるが、加增されて、又は現封の儘で、或は減封の上所替を命ぜられるものもあつた。第一は榮轉と見られる、第三は無論處罰であり、第二も亦多く此に屬することもある。

此國替の時に遵奉すべき、國替條々が元和五年七月、幕府から發布され、又同八年、重ねて發せられて居る。故に所替を命ぜられた大名は、皆之を守らねばならないのであつた。

國替條々

一武具其外諸道具、替地の所へ可レ被レ越事
一竹木一切不レ可ニ切採一之事
一先納可ニ返置一事
一種借之事、從レ上之無レ疑於ニ借付一は、可ニ返辨一事

國替條々

先納返置すべし

一借物は、可レ爲二互之一札次第一事。
一未進分可二棄破一之事
一未進方に取上、男女之事、未進同前可二棄捐一事
一家僕之儀、主從相談次第事
一其年の切米取切候はば、如二約束一可レ勤二奉公一、但切米令二辨濟一ば、可レ任二其者之覺悟一事
右可レ相二守此旨一者也
　元和五年七月廿一日　黒印
一御國替之衆、百石に付て、陸は一疋一人にて、二日路可レ相二送之一候。並奉公人之儀、不レ依二上下一、國替之所に至て令レ供、主人に相談之上、可レ令二歸國一候。主人又無二違亂一可二返遣一候
右之趣被二仰出一候間被レ得二其意一可レ被二申付一候　恐々謹言
　元和五年七月廿一日　　土井大炊頭
　　板倉伊賀守
　　本多上野守
　　酒井雅樂頭

八年度發布の者は、家僕に就き、國替の所まで可二召具一、其上非二譜代一は、可レ爲二主從一相談次第事とし。未進方に取つかふ者に就て、未進方二取つかふ者之事、國替之所迄送届の上、本國へ可レ返レ之、但至二十年者、可レ爲二譜代一事。附親兄弟譜代に出置男女之事、於レ無二其紛一者譜代勿論之事、一未進方に召仕、本國に返し遣すものの子、たとへ主人之所にて生れ候共、七才までは可レ付二其父母一事。とした。

眞田氏が松代に、仙石氏が上田に入部の時も、仙石、松平二氏、入り替の際も、皆此條々に從て、處置したので、時に一部些少の附加へもあつたが、主なる條項に變りは無い。けれども此時の所替の模様

仙石、松平入替

は今知る資料が無い。

仙石松平二氏、出石上田入り代り所替

寛永三年正月十六日、江戸から老中の宿次奉書が、上田表仙石政明の許に到來、御用有之ニ付參府すべし、と達せられた。別紙に、さして急ぐことなく手輕に出府し、廿八日以前の内に到着するやうに、との注意があつた。依て直ちに、右の請書を差出し、居形に家臣等を呼び集めて、右之趣を告げ、山の廟所、及三ケ寺への參詣を濟ませ、十九日家老仙石靱負等を召し連れて、上田を發し、二十三日着府二十八日登城の所、松平伊賀守忠周の居城、但州出石へ所替を申渡された。依て早速、二月一日に、所替に就き、火之元、別て入念すべきこと、及居屋敷取亂すべからざる旨を家中に申渡し、二月十五日、所替御禮として、登城の上、將軍家へ太刀一腰、馬一匹代黄金一枚、小袖五領、御台所へ白銀拾枚を献じ、西丸へも同樣献上物をした。

仙石政明出石に所替を申渡さる

上田、出石兩城請取渡上使

三月十五日、上田城請取渡の上使、久永内記御使番、高城孫四郎御書院番、出石城請取渡上使、野々山源八郎御使番、進喜太郎御小姓組の任命があつた。三月十八日、上田から出石まで、廻船で送る荷物、及鐵砲所持の員數書を出すことを命じた。

出石領不足分は播州にて與へらる

四月十九日に至り、出石領不足分一萬石は、播州加東、加西、兩郡の内で、宛行はるべき旨、幕府より沙汰があつた。

山の廟所を本陽寺に移す

四月廿四日、山の廟所（春光院殿、好陽院殿、華貞院殿、一葉院殿の墓所）を、鍛冶町本陽寺境内に改葬し、二十七日好陽院殿政明之實祖母片木氏元祿六年六月死去二十九日、晦日、春光院殿其他の改葬法事を、本陽寺に於て執行し、猶移封に就き、年々供養料として、籾八拾七俵を寄附することにした。此改葬法事の時、牢舍人十七人、悉く赦免の恩典に浴せしめた。

牢舍人の赦免

五月九日、上田城は六月二日に引渡し、出石城を六月十五日に請取る旨を家臣に告げ、同月十三日家

中改をした。同月十五日惣家中を召集し、道中の事及出石城請取の次第を告げ、十六日から、家中の者をして、追々に出石に向て發途せしめた。此日特使を立てて伊勢太神宮に代拜せしめた。

城渡し仙石家臣

五月廿五日、上田城引渡し役人として、荒木賴母、酒向清兵衛等を命じ、同月廿六日には、上田に居殘れる家中の者に、皆屋敷を明けて、町家に宿泊せしむることにした。

廿九日、城請取上使、久永內記、高城孫四郎の兩人が上田に到着した。久永の宿所は、原町問屋助右衛門。高城の宿所は、同町源七宅であつた。

六月一日、上使の上田城內覽があり、案內は岩田圖書が勤めた。

城受取松平家臣

出石の城主、松平忠周は、仙石政明と同じく、正月廿八日信州上田へ所替の命を蒙り、四月朔日一萬石加增（徳川實記、合て五萬八千石を給はつた。依て五月九日、家臣を上田へ出張せしめ、引越の上田宿割等の事に當らせた。

上田城請取の任に當る、横田地外記、久松主馬以下は、五月廿五日上田に到着し、翌廿六日、仙石家の役人と請取渡に就て、打合をする所があつた。上使の上田着後、横田地、久松の兩人は、直に其宿所に伺候した。其時引渡しの帳面等は、双方申談じ、勝手次第請取るべく、城附武具藏なども、申合はせの上、手續を濟ませ、引渡しの日、請取渡し、手廻し能きやうにすべし、と申聞けられた。

六月一日上使より、明二日城請取渡、の旨を申渡された、此日引渡し諸帳面書付類は、海野町問屋太郎兵衛宅に於て、仙石家郡奉行中島角左衛門、町奉行魚住與次兵衛、普請奉行岡木猪左衛門等の手に依て、松平家の役人に引渡された。師岡氏所藏寛永三戌年城渡請取記錄に據れば

請取諸帳簿

一、鄉村高帳
一、萬引高帳
一、改出帳
一、村々切起帳
一、切起年貢帳
一、小物成帳
一、五ケ年免狀之寫
一、村々差出帳
一、御城廻明屋敷年貢帳

一、山林竹藪反別帳　一、宗門改帳　一、寺證文
一、五人組改帳　一、寺院判鑑　一、類族帳
一、酒運上帳　一、駒毛附帳　一、馬犬數帳
一、鐵砲改帳幷取上ケ鐵砲共　一、御地頭被仰付候町在普請所之書付
一、御普請小屋殘り物帳　一、御屋形幷御馬屋殘り道具帳　一、御家中屋敷改帳
一、氷餅拵道具殘物帳　一、上田御城內、小縣郡、更級郡、繪圖三枚
一、小物成之外納來候帳並青物帳　一、多葉粉作帳

等で、此外に松平家からの所望で、一、御勘定所へ被二指上一候、五ケ年平均帳之控一冊。一、檢見引方之書付一通。一、村柄善惡之書付一通も引渡した。城附武具として引渡した品々は、

城附武具引渡覺

一、黑塗弓	三十張	
一、根矢	五百本	
一、鞢	三十指	
一、黑塗籠靫	三十穗	
一、弓弦	三十筋	但腰緒付
一、黑塗矢箱	一荷	但四箱
一、鐵炮	百挺	內五匁玉五十挺四匁三分玉五十挺
一、革胴亂	百	但緒有
一、鐵炮藥	三十貫目	
一、鉛玉	五千	內五匁玉二千五百四匁三分玉二千五百

城附武具引渡

一、口藥入　　百

一、鑄　形　　十　　内五匁鑄形五ッ四匁三分鑄形五ッ

一、黒塗玉箱　　二　荷　　但四箱

一、長　柄　　五拾本　　但黒塗紗袋　　以　上

六月二日、久永、高城の二上使は屋形に入つた。此日請取方松平の人數は、大手に向つて左側に居並んだ。兼て上使よりの注意申聞けもあつたので、渡方、請取方双方申合はせ、昨一日に引渡し請取は概ね事が濟んで居たので、城の三ノ曲輪大手口、二ノ丸東口、及西口、鎌原口、鹽硝藏、本丸東門及同所侍番所、屋敷門、中屋敷門、普請小屋、會所門、藏屋敷門、其他侍町所々の番所等は、松平家の人數が仙石家の人數に代つて、之を衞る事と成り、城の請取渡は完了した。依て荒木、酒向、横田地、久松の四人は、上使に向て、滯なく、すべて請取渡の濟みし由を言上した。上使は渡方仙石家の兩人に、退去差支無き旨を告げ、兩人退出の後、横田地は御祝儀熨斗を上使に進上し、其後茶菓の饗應があり、横田地、久松兩人より、御城請取、滯なく濟みし御禮を述べ、之に對して上使より、御入替首尾よく相濟み祝着との挨拶あつて、卽刻退出宿所に歸つた。上使は卽日上田出立、歸府の途に就いた。此時老中宛、城請取渡無事終了を報ずる注進狀は、宿次にて差立てられ、同時に藩主への報告狀も差立られた。

仙石家人數に代り松平家人數城内を衞る請取渡濟を上使に言上

上使歸府の途に就く

渡し方役人として居殘つた、荒木賴母、酒向清兵衞等はじめ、一同の者は、此日但州出石へ向て出發した。

渡方仙石役人出發

將軍より所替といふ一言で、此の如き事態が惹起り、玆に上田城は、其主を新にし、同時に地方民も新領主を戴くことゝなつたのである。仙石氏の在城は三代八十五年間であつた。

仙石氏在城八十五年

城請取のことが片ついた後、松平家では御城請取首尾能く濟みし祝として、家中一統に赤飯祝酒を給はつた。

松平氏は所替の經驗多し松平氏の家中への申渡

松平氏は、所替といふ事に就ては、幾度かの經驗を有つて居たからでもあらうが、此時の所替など、まことに用意周到なものであつた。今之れに關して申渡した處を、左に記載する。先づ早速家中に

一此度御所替ニ付、面々居宅、疊建具等不レ及レ申、屋敷々々に有レ之竹木並植木迄、荒し被申間敷候

一新規ニ建可申と、心當被レ致置候、材木、疊、建具等有レ之、御所替ニ付相止被レ申候者、譯御目付迄可レ被ニ相斷一候

一自分に被レ拵候共、建具疊、一切拂被レ申間敷候、出入のもの抔ニ差遣被レ申間敷候

一侍中之内又は足輕、長屋住宅の者は、疊拂候樣、可ニ申觸一事

一男女奉公人、其儘居成被ニ差置一、先方へ可レ被ニ召連一候給分之儀ハ、先是迄の通、可レ被ニ致置一候。引越增給等之儀は、追而可レ及ニ沙汰一候。若異儀に及び候もの有レ之候はゞ、御目付迄可レ被ニ相斷一候尤相對にて暇遣被申候とも、其斷可レ被レ致候

居屋敷の破損は修繕すべし諸道具賣拂の注意

一面々居屋敷及破損候はゞ、見苦く無レ之樣取繕可レ被レ申候事

一諸道具拂物目立不レ申候、物靜に、賣拂可レ被レ申候事

一借金買掛等有之候はゞ相對次第難澁無レ之樣可レ被レ致候

一此節別て火之元大切に召仕迄も入念候樣可レ被ニ申付一候

と申觸れて、引越後の跡にも注意せしめ又政務に付ては

一都而願訴訟ケ間敷儀取上不レ申候

但御所替に付無ニ餘儀一筋差掛候子細有レ之儀は、其品に寄り可レ承事

一前方追放者、或は故有りて、庄屋役抔取上候者、有レ之候はゞ、其品により差免歸村歸役其筋によるべき事

牢舍の者は其筋を極むる事

一牢舍のもの有レ之ハ科の輕重により、追放或は死罪其筋を相極むる事

一御年貢未進等之儀追て可ニ申聞一候

一年貢納方其外、入組候儀無レ之、在中可レ渡分差引等明白に、難澁無レ之様、前廣に、御役人夫々可レ致ニ手當一事

と注意を與へ、引越の前に於て、新領上田の様子を知る爲めに次の如く申付けた

一小頭小役人抔の内、書算致し働有之者を見立、兩人早速申付遣し、所の風儀、諸國ゐの手番の筋、運搬之様子、先方引拂の仕方、惣而所の評議、町宅等の次第、差掛候諸道具、萬端の手當致方、其外心附の筋、明細に聞合、兩人の内一人は殘り、一人は立戻候様申付、可ニ差遣一候事

但居殘候一人、諸事聞合置、追て先達て罷越候、御役人に可ニ申達一候

一先方町間屋抔、其外手を廻し、御城廻り諸番處々々のケ處、或は御城向之事、御屋形之様子、家中屋敷等之儀をも、聞繕可レ申事

一右元方、代官、帳元、町間屋宿ニて、先方の地方役人に出會、萬端鄉中一件、對談可ニ承合一事

但公儀に差出候、五ケ年平均厘付候、又ハ村方善惡位の番付、内々にて申談、受取可レ申候。細ニ承合、其年の御取箇の筋不レ及レ申、後々迄、差支無レ之様、相心得可レ申候

一先方御城繪圖、借寄寫取可レ申候

引越道中法度

引越道中法度の中には

一此度信州上田へ引越候ニ付、道中ニおゐて、押買狼藉、其外諸事不作法成儀不仕様、面々相嗜、下々迄堅可ニ申付一事

一宿賃嚴密に濟し可レ申候、非分無レ之段、宿主より手形取可レ申候。其上目付之者、一遍改可レ承事

一船渡にて船頭幷往還に、我儘不レ致様に、急度可ニ申付一事

一何方にても馬より下り候節、乘掛道の一方へ寄せ往還之障ニ不レ成様ニ可ニ申付一事

一作毛之場へ馬入申間敷事
一道中泊々之宿にて、かさつ成儀申間敷候。幷駄賃馬遅く出し候共權高成儀有レ之間敷事
一道中上下共、不作法成儀、無レ之様ニ相愼可レ申候
と申渡して居る。上田引越し後について申渡した中には
一此度信州上田ゟ所替ニ付、先達相越候侍中、足輕中間幷面々召仕之者迄、旅宿より町屋へ出申間敷候。用事無レ之して市之場へ猥りニ罷出間敷事
一惣躰他出之儀、令ニ遠慮一、用事有レ之もの、頭々又ハ主人に相斷、可ニ罷出一候。勿論用事相調候ハヾ、早速可ニ罷歸一事
一面々旅宿へ見廻り候節ハ、袴を致レ着可ニ罷越一候。猥の形儀、酒乱醉仕間敷事
一町人百姓にかさつケ間敷儀申掛間敷事
一萬一用事有之、人馬共遣候ハヾ、定之通賃銀急度可レ出申候、并町人百姓より、音信堅請け申間敷事
一爰許前々よりの御仕置之批判并家中屋敷之善悪之沙汰被レ致間敷事
一上田は往還道筋ニ候間、諸事相愼、作法能可レ致候。惣て用無くして、町へ不レ可レ出、無レ據儀有レ之候節は、分限に寄り、若黨召連れ可申、其外一僕又ハ無僕之者たりといふとも、不相應成儀無レ之様ニ可ニ相心得一事
一當番或は御用の節又は無レ據私用は格別、晝夜町等、徘徊有間敷、尤家來々々に可レ被ニ申付一候
一支配有之役人ハ格別、其外之者、百姓近付くべからず。町人之儀ハ、用事有之出入申付候共、心安體無レ之様ニ可レ致、如何様之由緒有之候共、百姓町人に對し、仕置之儀於レ令ニ沙汰一者可レ爲ニ越度一事
一士中之儀ハ勿論、輕き者共迄、町在ゟ出、猥成儀無レ之様に、急度可ニ相嗜一候。若我儘不作法之者、

上田に引越後注意

上田は往還故諸事愼しみ作法能く致すべし

町人に心安くすべからず

於レ育レ之ハ、其身ハ不レ及レ云、支配之役人頭々可レ爲二不念一候事

といふ箇條があり、支配階級としての品位威嚴を保つに注意せしむると同時に、土地の百姓町人等に嫌厭せらるる如き振舞を爲し、新領民をして、新領主に對し、不快なる第一印象を與ふるが如きこと、無からしむるに意を用ゐたのが窺はれる。

此所替の時、出石から上田へ、上田から出石へと、仙石、松平兩家の荷物が送られる時、馬附け荷物で送りしものあるのは勿論なるも、海運の便を利用して、送つた事は、運輸の上に於て、留意すべき事と思ふ。

仙石、松平共に海運を利用す

松平氏の海運送の荷物

仙石氏が、越後今町から出石の方へ荷物を送つたことは、三月十八日、家中へ申觸れた所で明であるが、其量數は判明らない。松平氏の分は、御所替日記に、廻船荷物、越後今町に着船、問屋扇屋藤左衛門、信濃屋市右衛門方より、書狀差越、於今町右荷物受込み、山本彌四郎、尾崎三郎大夫、小頭古松仁太夫、定石川村武兵衛、島村三太夫被仰付、六月廿七日ニ罷越候とあり、海運の便で荷物を廻送したことも分明であり、又廻船荷物之覺に、其量數も明記してある、其に據て見ると、荷物箇數は、二千百八十五、貫目は貳萬七千七十六貫八百匁。八百石の船二艘で運ばれた。そして其荷物を越後今町から上田まで運送する費用は、總計金三百七十一兩貳歩を要したのであるから、隨分澤山の荷物が、海運に據て送られたのである。此荷物運送の時、越後高田の浦野次郎三郎父子は、大に肝煎盡力した廉で、金子三百疋賞與された。

領主代る毎に、施政上多少の變更あり

所替に依て領主更替すれば、其地の施政にも變更あるは免れない所である。今一例を擧げて見るならば、仙石氏が眞田氏に代つた時に、上田領内の社寺領は、減額され、上田町兩間屋が、眞田氏から與へられて居た五貫文の地方は、何れ奉公次第にて又與へるとて、取上げられた（此は元祿七年五人扶持を與へられた。）松平氏が仙石氏に更つた時には、其年の内に、從來無年貢であつた、上田城下續き諸村の居屋敷に課稅さるるこ

領主の更替は其地方民に不安の念を抱かしむること多し

弊政無き領主の所替は領民の望まざる所

とになり、今迄粗納であつたのが、米納になる、檢見が定免になる、といふやうに、何か先領主の時とは、異つた事が起るのである。故に領主の替るのは、其地方の人達には歡なからず、不安の念を起さしめるのである。隨つて、前の領主に甚しい弊政でも無い限りは、新領主を迎へることは望まなかつた。たとへ其心持が有つたとしても、江戸時代の半以前の時で、公儀御觸とか、殿樣御意とか云へば、一も二も無く素直に聽從して居た頃には、彼是言ふ者も無かつたのであるが、江戸時代の中頃後に至て、被支配階級の者も、衆多の勢を賴んで、一揆強訴を敢て企つる者の出る時勢に成てからは、新領が他から轉じて來るのを望まない時には、團結して其意志を表示し、たとへ將軍からの申渡しと雖、此を中止せられたいと、運動するやうになつた。羽州庄內藩主酒井忠器が、越後の長岡に移され、其跡へ武州川越藩の松平齊典が來ると極つた時、庄內領の者は、領主の代はることを望まないで、所替中止歎願の爲め江戸へ赴いて運動したのは、其一例である。

前領主引留め運動

所替は其地方に大なる影響を及ぼす

猶所替に依り、支配階級に屬する者が、殆全く更るので、施政上の變改があるのみで無く、新家中には又、夫々特有の氣質、習慣もある、そして、鄕に入ては鄕にしたがへの諺と反對に、寧ろ鄕をして我に倣はしめんとの傾あるに於ては、年中行事をはじめ、其他の風習に變化を來たし、其地方に頗る大いなる影響を及ぼすのである。

左に參考として所替當時、上田から出石に送つた書付の中、城に關するものを記るす。

覺

一平城　本丸櫓七ツ。但し大手、搦手、櫓門。二ノ曲輪、櫓幷門共無レ之。但虎口メリ簀戸あり。三ノ曲輪、櫓幷門無レ之

一會所と申、知行方用達屋敷有レ之

一家中侍屋敷、貳百貳軒餘

一城付之武具幷に城米無レ之
上田之城、古來掃候跡、眞田家へ被レ下候由。其跡兵部太輔拜領、引移幷築申候故、城付之武具、城米共無レ之
一本丸搦手口、不斷〆切
二ノ曲輪北ノ虎口、番所有。但不斷〆切置申候
小泉口　同上
大手番所有
二ノ曲輪の內、鹽硝藏番所有
一居屋敷　三ノ曲輪內ニ有レ之候。表門番所有。裏門不斷〆切置申候
一中屋敷門番所有
一藏屋敷中、扶持米藏有レ之

第五節　參覲交代の模樣

寛永十二年將軍家光の時、發布せる武家諸法度の中に

大名小名在江戸交替所相定世、每歲四月中可致參覲

とあり、參覲交代は、此時に確立し、四月交替と定まつた。六月晦日、將軍より薩摩中納言以下五十五名を在府せしめ、加賀中納言以下二十六大名をして國に就かしめ、每年交替する事とした。

參覲交代の際、諸大名の從者は、享保の制にては、二十萬石以上、四百五十人。十萬石以上、三百四十人。五萬石以上、百六十七人。一萬石以上、五十四人、と成つて居る。故に上田藩主仙石、松平共に參覲交代の時には、百六十七人の伴連れで往復したのである。

參覲交代

參覲交代制の確立

上田藩主參覲交代の年

上田藩主の參覲交代の年は、仙石氏の時は、子、寅、辰、午、申、戌に當る年四月參府。松平氏の時には、丑、卯、巳、未、酉、亥に當る年五月參府した。

松平氏時代參覲交代參府の樣子

次に松平時代交代參府の時の樣子を記述して置く。

吉日選定

參府の期至れば、御首途の吉日を選定させる。其選定の役は、横町の宗叶寺が勤めた。「殿樣御首途御日限、五月上旬の內に、敬日を控除、吉祥日相選、申出候樣、」と海野町問屋をして宗叶寺へ達せしめた其旨を奉じて宗叶寺は日を選み、日撰書を差出す、天保四年の日撰書

御門出日撰吏

五月四日　牛宿　金曜　次吉
同　九日　壁宿　水曜　上吉
以上

四月三日　宗叶寺

上包上書日撰書

出立期日が確定すれば、道中召連れの者に、道中の心得定書を申渡す

道中心得

道中之定　（寛政元年の分）

一此度就二御參覲一、道中萬事、無作法無レ之樣、可二相嗜一事
一押買、狼籍堅停止、宿錢嚴重に出、無作法無之樣、宿々手形取可レ申候。其上目付之者、宿々一篇可レ改事
一供之者不レ可二道寄一、幷作毛之場へ、馬を乘入間敷候。於二宿々一、無刀にて、町中徘徊致間敷候。火之元無二油斷一可二申付一事
一川々渡レ船にて、混亂無レ之樣、可レ被レ致候。尤其節、役人可レ仕二差圖一候。船頭、幷往還之人ニ、權

高成儀、申間敷候。繼馬之儀、問屋馬主無二相對一して、先々へ通し馬致間敷候。惣而無體成仕方、有レ之間敷候

但供之者、馬上ニ而煙草たべ申間敷候。笠かぶらずして頭巾無用事

一喧嘩、口論禁制に候。縦令、如何様ノ意趣、遺恨有レ之候共、互ニ堪忍をとげ相止、難儀ハ後日申出で可レ及ニ沙汰一事

一對ニ家中之諸士一、直者又者末々迄、馬上にて無ニ會釋一、追越候儀、有レ之間敷事

右之通堅相守、末々迄、急度可ニ申付一候。若違背有レ之族ハ、可レ爲ニ越度一事

五月

右御供之面々、其外頭取申達

一御參覲御供之面々、道中可レ爲ニ綿服一候。羽織、木綿、麻之内、馬乘る時に可レ被レ致候

一踏込は、又木綿たるべく候

一乘掛、其地荷物貫目、御定より重く不ニ相成一候様、兼々被ニ仰出一候通、猶又銘々、御定の貫目、相心得候様可レ致候

但組支配も、頭々より、急度末々迄、心得行渡り候様、可レ被ニ仰付一候事

五月

（稲垣史料）

供の者及頭取への申達道中は綿服

發駕當日町人の心得

其後町奉行より、發駕の期日を、町役人に通知し、猶左の心得を、町分に申渡す

一御發駕の節御道筋、盛砂並手桶指出す事

文化十二年には、御儉約中といふので、盛砂は御用捨であつた。

一簾取拂之義、掛外し相成候分斗取拂、打附候分ハ、取拂ニ不及候事

一御通筋、いかふ御目障に不ニ相成一義ハ、取繕等致間敷事

二階にて行列拜見不相成階下にても床より下り拜見之事

一御道筋店之分、二階にて拜見相成らず。下にても床より下り、拜見の事。子供女ハ、床之上に居候ても不レ苦候事。

此は町年寄より、組合一人宛呼び出し、篤と申付ける

兩問屋は、町内寺院に「殿樣爲ニ御參府一、明何日御發駕に付、御出立後、御祝儀前格之通、御勤可レ被レ成候」と通知する。發駕前に、町手代は町見分をする。

町、郡役人は、其當日御見送の榮を、擔ふ人々に「殿樣御參府に就き、何時何所にて、御見送り申上げるやう」にと通知する。本陣柳澤太郎兵衞は、御首途御祝儀式を命ぜられ、當日屋形から持參した、道中御道具、鞭、床机、笠の三品を受け取り、此を白木台に載、床ノ間に飾る（寛保元年には笠、鞭、杖、草履の四品を飾つた。）其より（六時頃）發駕前屋形に參上、玄關前にて、此三品を差上げる。此時酒を給はり其勞をねぎらはる。其後屋形門前、石橋の右方にて御見送り。其より御供追分宿まで、御見送して歸る。町分、在分、御見送申付けられし者の一例を左に記す。

天明町分御見送の者

覺（天明九年町分）

右之者御參府之節、追手へ罷出候　　金丸道珉

右之者御參府之節、表御門前へ罷出候　　田中春庵

右之者御參府之節、追手へ罷出候　　柳澤太郎兵衞

右之者御參府之節、表御門前へ罷出候　　土屋勝野右衞門

土屋嘉右衞門

土屋善十郎

右之者御參府之節追手へ罷出候

瀧澤助右衞門
齋藤會右衞門
中村清兵衞
左七
勇五郎
小林和右衞門
忠兵衞
吉郎右衞門
九右衞門
岡崎平助
伊藤源左衞門
成澤七郎右衞門
吉兵衞
五一右衞門
長左衞門
吉郎兵衞
齋藤佐五兵衞
齋藤會右衞門悴
齋藤文左衞門

右之者共御參府之節大宮先へ罷出候
巳六月朔日（文政四年）、踏入村杉並木ゟ罷出候名前

文政四年參府御見送の者

新井政右衛門
田中太左衛門
新井政右衛門悴
新井常右衛門
中島善兵衛
飯島七郎兵衛
荒井治左衛門
荒井平右衛門
小宮山瀧兵衛
小野澤六左衛門
宮下兵右衛門
山岸傳右衛門
小出清右衛門

八幡宮神主　山口村　關　大和
上深井村醫師　山口昌育
田澤村醫師　深澤松仙
馬越宿問屋　四郎左衛門
稻荷山宿問屋　松木寛司

馬越村　渡邊惣兵衛
洗馬組割番　清水惣助
國分寺組割番　飯田萬右衛門
洗馬組割番　三井倉之亟
鹽田組割番　林逸八
小泉組割番　小泉富次
浦野組割番　奈良本勇助
國分寺組割番　中會根武右衛門
小泉組割番　山浦要八
田中組割番　十兵衛
鹽田組割番　倉澤國右衛門
右同斷　中村治左衛門
鹽尻組割番　瀧澤庄左衛門
川中島割番　青木民彌
右同斷　馬場半右衛門
浦野組割番　林藤四郎
田中組割番　助三郎
武石村庄屋　六郎兵衛
右同斷　磯八
築地村　倉澤彈藏

御所村庄屋　利右衛門
西脇村　半田佐治右衛門
房山村　丸山忠右衛門
鎌原村　沓掛清次郎
岡村　庄右衛門
鈴子村　小野七郎右衛門
常田村　小島大次郎
上洗馬村庄屋　山岸富右衛門
手塚村　山極八郎右衛門
下塩尻村　沓掛權右衛門
下之條村庄屋　山浦三郎兵衛
下塩尻村　瀧澤治助
八木澤村庄屋　甲田勝五郎
中氷鉋村　青木惣右衛門
稻荷山村　田中友之亟
福田村　小七
五加村　甲田清右衛門
新町　笹澤小金太
房山村庄屋　兼子七郎右衛門
横尾村　北村六藏

上鹽尻村　佐藤善右衛門
馬越村　渡部泰五郎
御分知割番鹽崎村庄屋
今井村庄屋　堀内庄右衛門
清水吉郎次
（師岡史料）

巳六月朔日

參府當日、町分休日

藩公參府の時には、其當日は、文化文政頃は町内一統休日にした。

參府歸城所要の日數

參覲交代の際、參府、歸城に、上田江戸間何日を要したか、元祿三年三月廿五日、上田を發し、四月一日江戸着。同五年三月二十八日、上田を發し、四月三日江戸着。と仙石家の記錄にあり、六日乃至七日目で江戸着。元祿四年五月十二日、江戸を發し、同月十六日歸城。元祿十四年五月十二日、江戸出發、同月十六日歸城。とあれば、江戸から上田へは五日で着いたのである。松平氏の時には參府の途中、休憩宿泊は、左の如く定めてある。

松平氏參府道中休憩宿泊所

田中	上田より二里半	御立寄
朴屋村		御駕立
小諸	田中より二里半	御小休
平原村		御駕立
追分	小諸より三里半	御立寄
御本陣へ御立寄無之節、當宿出外、不動堂にて御駕立		
沓掛	追分より一里三町	御立寄
御本陣へ御立寄無之節、當宿出外、八幡にて御駕立		

小田中新右衛門
つたや藤吉方
上田右源次
長養寺門前にて
土屋市左衛門
土屋半兵衛

輕井澤　沓掛より一里半　●御泊　佐藤市左衛門
　御立明ケ七時
山中茶屋　松屋文太夫方　御駕立
峯之茶屋　小池小左衛門方　御駕立
坂本　輕井澤より二里十六町　御立寄　佐藤甚左衛門
　御本陣へ御立寄無之節、當宿入口、八幡にて御駕立
　碓氷橋向にて御見合、御胴勢相揃候上、御關所御通行
　梨子木屋要助方　御駕立
松井田　坂本より二里十六町　御小休　金井藤右衛門
　八木木茶屋江戸屋小兵衛方御駕立
安中　松井田より二里十六町　御立寄　須藤內藏助
　御本陣江御立寄無之節は、當宿入口、愛宕前にて御駕立
板鼻　安中より三十町　御立寄　木島喜兵衛
　豊岡八幡ニ而御駕立
高崎　板鼻より一里三十丁　御立寄　梶山與三衛門
　與三衛門方御立寄無之節ハ、當宿入口、ゑびすや七郎次方御駕立
倉賀野　高崎より一里十九町　●御泊　須賀庄兵衛
　御立六ツ時
烏川　川端に而御駕立、胴勢渡越候上、御渡船
新町　倉ケ野より一里半　御立寄　久保五左衛門

神奈川
石上村養善寺門前にて御駕立
本庄　新町より二里四町　御小休
牧西村茶屋　小川十郎左衛門方　御駕立
岡部
深谷　本庄より二里二十九町　御立寄
籠原村　まからき屋半次郎方　御駕立
熊谷　深谷より二里三十町　●御泊
御立六ツ時
鴻巣　熊谷より四里八町　御立寄
御本陣へ御立寄無之節は、當宿入口、雷電之宮にて御駕立
桶川　鴻巣より一里三十町　御小休
上尾　桶川より三十町　御立寄
御本陣江御立寄無之節ハ、當宿入口、篇正院にて御駕立
天神橋茶屋　島屋金次方御駕立
大宮　上尾より二里八町　御立寄
御本陣江御立寄無之節は、當宿出外、万日堂ニて御駕立
浦和　大宮より一里拾町　●御泊
御立六ツ時
蕨　浦和より一里四町　御立寄

田村左惣次
飯島七郎兵衛
竹中僖太郎
小池山太夫
厨川甚右衛門
林宮内
山崎喜左衛門
星野權兵衛
岡田加兵衛

御本陣へ御立寄無之節は、當宿入口、茶屋菱屋半右衛門方御駕立

戸田川渡場ニて、御駕立、御胴勢渡越候上、御渡船

板橋　蕨より二里　御小休　板橋市左衛門

鶴聲寺　妙清寺ニ而御駕立

江戸　板橋より二里

（師岡史料）

參覲交代は諸侯に取り迷惑の制

此道中休泊定め書を見ると、此當時の道中旅行狀況が、目に見えるやうである。上田東京間を遲くとも七時間を費せば達する今日、年若な人々には想像も出來ぬ所である。此を參府、歸城と毎年操り返したのであるから、苦勞の上、經費も懸り、諸大名に取つては、寔に迷惑な制度であつた。此定め書中、御本陣に御立寄無之節は、當宿入口何之宮にて、御駕立とか、當宿出はづれ何堂にて御籠立とかあるは道中經費の節約を考へたからではなからうか。

參府江戸着の時

江戸着の上は、其趣を幕府へ届け出る。すると老中連署の參覲御禮言上の奉書が來る。其當日家中の者は、一統御歡を申上げる。參覲御禮言上の爲めに、藩公登城の時には、將軍への獻上物の外、御城女中へも賜り物を爲るのであつた。左に天保八年六月十四日參覲御禮之節の獻上物を記るす

參覲御禮獻上物

上樣ニ

御太刀　一腰

綿　貳十把

御馬代　黄金　拾兩

御表使番衆

金貳百疋ヅヽ　六人

西丸

白銀一枚ヅヽ　御老女衆三人
御表使
金貳百疋ヅヽ　三人

大御所様に
御太刀　一腰
御馬代　黄金　拾兩
大納言様に
御太刀　一腰
御馬代　黄金　拾兩

（松平家日乘）

歸城

一ケ年在府の後、在所へ歸る時は、幕府より、在所に就く暇を賜はり、然る後歸藩の途に上るのである。天和三年、仙石侯の在所に就く時には、五月五日在所への暇を賜はり、時服十領を賜うた。十五日の午の刻、上田歸城、卽刻使者を立てゝ、江戸老中に歸國の御禮、無事歸城を報告せしめた。

仙石氏當時の歸城

在所に就く期日確定次第、之れを上田に通知する。其時上田から江戸へ、必要數だけ通し馬の迎が出た。

松平氏當時の歸城

着城の際、御出迎の者は、參府御見送の者が出るのである。歸城後、問屋、庄屋、出家、山伏等御目見を仰付けられる。

（仙石家譜、問屋日記）

此歸城の時、其行列を町家の者共が、拜見する時分、何時も其心得の觸れが出るが、寶曆六年の觸れの內に、一、御行列拜見仕候はゞ女は格別、幼年にても男分土間に罷在平伏可致候。尤女中冠物何にても無用。一、追手被爲入候節、原町へ人立申間敷見通候樣可致候、の箇條もあつて、一際嚴重であつ

た。

參覲制の改正

文久二年閏八月、幕府は諸大名の參覲交代の制を改めて、三年一覲とし、其在府を百日に減じ、同時に諸侯の妻子を、其在所に歸らしめたので、參覲に付、諸侯の苦痛は大に緩和された。

第二章　上田藩の分知

第一節　川中島上田藩領

川中島の上田藩領

藩政時代に川中島に一萬石餘の上田藩領が介在した。元和八年上田城主眞田伊豆守信之松代に轉封を命ぜられ、之れに代て上田へは小諸城主仙石兵部大輔が入部した。此時仙石氏は小縣郡内に於て石高五萬石川中島に於て一萬石餘合計六萬餘石を宛行はれた。其川中島一萬餘石は

仙石領

一高七百貳石九斗三合　稻荷山
一高貳千八百五拾壹石壹斗六升　鑓崎
一高千參百參拾四石　岡田
一高千百拾貳石七斗壹升貳合　今井
一高千百四拾五石七斗五升壹合　今里
一高九百石七斗貳升貳合　上氷鉋
一高七百七拾石參斗九合　中氷鉋
一高千貳百六十九石貳斗九升六合　戸部

〆壹萬八拾八石八斗五升參合

（改撰仙石家譜）

此川中島一萬八十八石餘は、仙石忠政、政俊、政明の三代八十五年間之を支配した。仙石氏領有の當時、仙石氏に取て重大視された事件は、松木事件であつた。稻荷山の松木權左衛門正次入道後夢爲と云、延寶の頃屢々祖先の由緒書を提出し、取立の上相應の扶持を宛行はれんことを歎願した。けれども仙石家の採用する所とならなかつたので、遂に江戸幕府に越訴に及び、評定所に於て勘定奉行高木伊勢守守藏の取調を受けたが、德川家康より云々の事は、確證なしとて顧みられ無かつた。然し代々の領主より、三町餘の除地を與へ置かれしは、確かなる證據あるを以て、從來の通り無年貢申付くる旨申渡された。此事あつたので、領主仙石政明は自ら謹愼した。仙石家譜に、今年封內川中島稻荷山の民、與惣左衛門の養父松木夢爲といふもの、江戸に越訴し公廳を累はせしことあり、依て病を稱して自謹す荒木傳記とあるが其である。松平氏仙石氏に替つた後も、川中島に於て一萬餘石宛行はれ、村方も同じ所であつた。松平忠周京都所司代を勤めた時、此川中島一萬石と、近江國淺井郡の內一萬石と交換を乞ふて許され、一時川中島一萬石は御料となり、坂木陣屋の代官都築藤十郎、役所を稻荷山に於て之を管した、其後忠周所司代より老中職に轉じたので、幕府に乞ふて此一萬石の替地は復舊した、子忠愛の初享保十四年十月、近江一萬石を幕府に返し、再川中島一萬石を領するに至つた。

松木事件

江州淺井郡一萬石と川中島一萬石

第二節　仙石矢澤分知

仙石矢澤分知

仙石政俊其弟政勝に二千石分知の事を幕府に請て許され、寛文九年五月之を實行した。其分知目錄は左の如し

二千石の村々

高二千石

四百七拾貫文　矢澤村
一千百六拾石九斗　下ノ郷赤坂村

六拾五貫百五拾五文　漆戸村
一百六拾石九斗三升二合

百四拾七貫百五拾壹文　小井田村
一參百六拾參石四斗六升

（私註元和年間吉田村分れて、中吉田、下吉田、小井田村と成る）

五拾六貫六百五拾貳文　森村
一百參拾七石五斗六升

七拾壹貫七百貳拾五文　林之郷の内
一百七拾七石一斗四升八合

貫高八百九貫七百貳拾參文
合貳千石

右是者信州小縣郡幷更級郡之內仙石主稅領知高六萬八拾八石八斗五升三合之內分知貳千石引渡畢
寛文九年酉五月十一日

齋藤九兵衛
河合甚五兵衛
堀八左衛門

仙石治左衛門樣御內
小出忠右衛門殿

（私註小出忠右衛門は治左衛門政勝の從臣）

矢澤仙石系圖

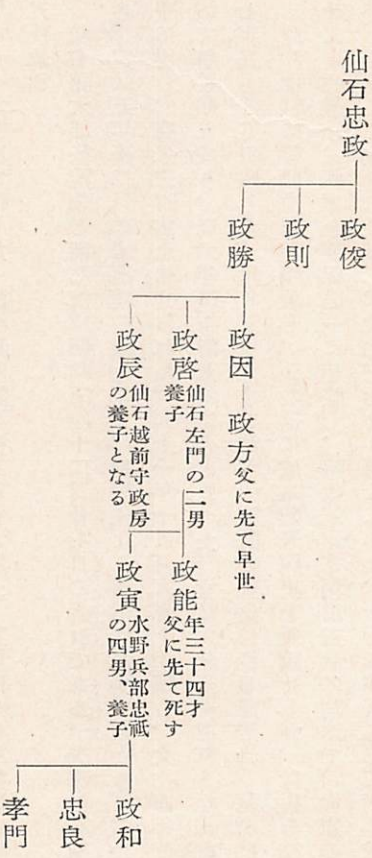

政勝

初代政勝

寛永十八年五月御小姓組の番士となり、久世大和守の組に屬した、同二十年十二月廩米三百俵を給せられ、寛文五年二月御小姓組與頭となり、三百俵加增せられ合六百俵と成つた。同九年兄政俊の持高の中二千石分知され、幕府の扶持を返納した。天和二年四月上州邑樂、山田二郡の內に於て、七百石加增せられ、都合二千七百石と成つた。貞享二年十二月勘定頭を命ぜられ、從五位下和泉守に叙任せられしが、四年九月其勤め方宜しからずとて小普請に貶けられ、元祿九年致仕、同十三年五月八日年八十一を以て病歿した。

采邑二千七百名と成る

政勝の領內施政中尤著はれたのは、延寶年間に岩淸水新田長入を開墾した事である。

岩淸水の開墾

政勝法名　高隆院殿天譽法潤澤英居士。墓所矢澤良泉寺

政因

二代政因

元祿九年十二月家を繼ぐ、寶永六年上州內の知行四百石を武州入間郡の內にて替宛行はるゝ事と成つた。元文五年十月年七十一にて歿した。法名高雲院殿玄英自寬日詮居士　墓所　同前

政啓

三代政啓

元文五年十二月家督相續、御先手鐵砲組頭御持筒頭を勤め安永元年四月御槍奉行と成つた。同七年致仕、寬政二年七月五日年八十八才を以て卒去した。法名開善院殿叟示法悟日入居士　墓所同前

政寅

四代政寅

水野兵部忠祇の四男、寶曆五年仙石政啓の養子と成り、同七年家督相續、天明六年御徒士頭となり、同八年浦賀奉行、同九年六月堺奉行と成り、從五位下に叙し淡路守に任ぜられた。寬政十一年十月五日年六十一才を以て歿した。法名惠明院殿德玄日義大居士。墓所は泉州堺妙國寺に在る。

政和

五代政和

幼名龍太郎後監物と稱した。明和三年十二月廿七日の生れである。矢澤仙石家中最も顯はれた人である。寬政五年十二月藝術出精の廉を以て、部屋住より召出され小姓組となり、小姓組番頭安藤伊豫守の手に屬し、廩米三百俵を給せられた。同十一年十二月家督を相續し、文化四年三月留守居番となり、ついて新番頭と成り、同六年職を辭し、寄合となつた。文政六年十一月御先手鐵砲頭を命ぜられたが、翌七年五月廿五日歿した。行年五十九才。法名大寶院殿莊嚴自性日德居士。墓所は矢澤良泉寺に在る。

類聚國史の研究

政和は常に菅原道眞を崇敬し、公の撰に成る類聚國史を愛讀せしが、此書を完璧として治國の資に供せんと心懸け、此事を塙保己一に相談し、時の若年寄堀田正敦に請ふて、官庫の秘書を閲覽し、博く諸書を比較して校合に從事し、文化三年より同十二年迄、十ケ年間苦心して漸く校合を了り、同十三年十二月廿三日、新刊類聚國史六十一卷、及び自ら撰述した同考異三卷を上梓して、之を幕府に獻上した。

類聚國史考異

政壽

政相

塩崎分知

幕府は其勞を賞し時服三領を賜つた。政和の此大業を助成したのは、石原喜左衞門正明であつたと云ふ。

六代政壽

若年にして武藝に長じ、將軍家齊の知る所となり部屋住より召出されて小姓組番士となり、廩米三百俵を給せられた。文政七年八月家督を繼で、後使番を勤めた。天保元年年三十三才にて歿した。法名大乘院殿圓頓實修日行居士。墓所同前

七代政相

天保元年十一月家督相續、同十年八月御小姓となり、同十一年十二月從五位下に叙し播磨守に任ぜられた。十二年閏正月將軍家齊の葬儀に供奉し、遺金百兩を賜つた。安政六年御徒士頭となり、元治元年御槍奉行となり、慶應元年征長の軍に從ひ、明治元年二月在所矢澤に歸住し、三月勤王の誓約の後本領安堵下太夫の列に加へられ、同二年十二月廩米百五石下賜された。同十一年六月十二日年五十一を以て歿した。

第三節　鹽崎分知

德川實記享保十三年六月十五日有德院の條に

けふ宿老信濃國上田城主松平伊賀守忠周が遺領五萬八千石を分ちて、五萬三千石を其長左衞門佐忠愛五千石は三子善十郎忠容にたまふ、忠周が歿前に乞ひおけるをもてなり

とあり、享保十三年六月十五日、上田藩主松平忠愛は父忠周の遺命に依り、弟忠容に川中島一萬石餘の內、五千石を分ち與へた。忠容は役所を鹽崎に設置して之を治めた。鹽崎分知の支配地は歡良公實錄に據れば

分知五千石の村々

一高二千八百五十三石一斗六升　鹽崎村
一同千百十二石七斗一升二合　今井村
一同九百石七斗二升二合　上氷鉋村
一同百三十三石四斗餘　中氷鉋村の內
〆五千石

で、左の村々は依然上田領として、明治維新に迄及んだ

一高七百貳石九升三合　稻荷山村
一同千三百三十四石　岡田村布施村共
一同千五十六石八斗九升八合　今里村
一同六百三十六石九斗三合　中氷鉋村の內
一同千貳百六十九石貳斗九升六合　戶部村

川中島分知の歷代は、慶應四年七月上田藩主松平忠禮より京都辨事役所に届け出た、分知松平欽次郎由緒書が正確なりと信ずるを以て、左に其由緒書を記す

分知松平欽二郎忠容由緒書

分知松平欽二郎由緒書

初代松平民部少輔忠容幼名善十郎

私先祖伊賀守忠晴より三代目伊賀守忠周二男にて同人より舊幕府江相願許容之上享保十三戊申六月十五日四代目伊賀守忠愛家督之節持高五萬八千石之內信濃國更級郡鹽崎村今井村上氷鉋村中氷鉋村にて五千石分知仕舊幕府寄合に罷成申候。元文二丁巳年八月廿五日舊幕府小姓被申付同月廿八日叙爵民部小輔に任申候。寶暦六丙子年十月廿九日相願隱居仕候

（私註、天明元年正月二十三日死去年六十）

忠常　二代目松平與五郎忠常幼名英之助

寶暦六丙子十月廿九日家督仕候。天明五乙巳年八月十一日相願隱居仕候

（私註、寛政十年七月廿五日死去年五十二）

忠明　三代目松平信濃守忠明幼名鶴次郎大炊

右實は中川修理太夫久貞三男に御座候處松平與五郎養子に罷成申候、天明五乙巳年八月十一日家督仕候。寛政六甲寅年七月十六日小姓組頭被申付同年十二月十六日叙爵信濃守任申候。文化乙丑年二月十四日病死仕候

忠徳　四代目松平飛驒守忠徳幼名英之助、大炊、主税助、主計頭

文化二乙丑年五月四日家督同月十三日中奥小姓被二申付一候。同六己巳年十二月十六日叙爵主計頭任申候。嘉永五壬子年四月廿一日病死仕候

忠質　五代目松平信濃守忠質幼名善之助、善之進、內膳正

天保十己亥年十一月十四日中奥小姓被二申付一候。同十二辛丑年十二月十六日叙爵內膳正任申候。嘉永五壬子年七月九日家督仕候。万延元庚申年閏三月廿一日病死仕候

忠行　六代目松平主計忠行幼名鐙藏

安政六己未年十二月十四日小納戸被二仰付一同月十六日布衣被二申付一候。万延元庚申年八月四日家督仕候。慶應三丁卯年九月廿三日相願隱居仕候

忠厚　七代目松平欽二郎忠厚

右分知欽二郎儀は私弟に御座候處主計養子に差遣慶應三丁卯年九月廿三日家督仕候

右之通相違無二御座一候　以上

慶應戊辰七月三日　松平伊賀守

塩崎分知松平氏關係

塩崎分知と本家上田藩との關係は甚親密で、上田藩主嗣子無き時は分知より入て之を襲ぎ、分知に嗣子無ければ本家上田藩より養嗣子を遣はした事もあつた。そして川中島分知代替りの際には上田藩主より幕府に對し御禮の挨拶に及んだのである、慶應三年九月廿三日分知松平主計忠行が隱居して同苗欽二郎が家督を相續した時、老中稻葉美濃守に松平伊賀守使者の名を以て

分知相續に付上田藩主の御禮挨拶

分知松平主計隱居被二仰付一同欽二郎家督無二相違一被二下置一難有仕合奉レ存候、右御禮以二使者一申上候

と挨拶したのは其一例である。

塩崎分知世系

塩崎分知世系

- 松平忠周
  - 忠愛
  - 忠容（民部少輔）
    - 忠常
      - 忠明（信濃守）
        - 中川久貞三男
        - 忠德
        - 忠學（上田藩主忠濟の養子となる）
  - 忠實
    - 忠行
      - 忠厚（上田藩主忠優の子忠行の養子と成る。明治十四年離緣復籍）
      - 三千子（上田藩主忠學の養女となり後忠優の室と成る）

信濃守忠明

鹽崎分知七代の中、尤も著はれた人は、三代信濃守忠明で、豊後の國岡の城主中川修理太夫久貞の三男、天明五年松平忠常の養子と成つた。此忠明の事蹟中有名なるは蝦夷地開拓の事に任じ、親しく彼地に渡て視察の上開拓の方針を樹て、幕府をして其意見を採用せしめ、自ら事に當て大に拓開に力めた事である。又一方領内に於ては、殖産の事に留意し、生國豊後より藺草を移植し、疊表製造を企圖し、直に其成績を見ること能はざりしも、よく其濫觴をなし後遂に名産たるに至りし如きは、よく其地理を按じて施設計畫したものである。猶忠明の事業の中後世に遺りしは、富士淺間神社の社殿の再建造營の事である。

上田城の修築

第三章　上田城の修築

第一節　仙石氏の修築

上田城破却

上田城は、慶長五年關ケ原役後、依田肥前守信守、德川家康の命に依り、其嗣子信政及び、一族依田右馬助盛繁と、共に上田に來り、在番守衞の任に當り、同九年三月廿五日、上田城で卒去した（寛政重修諸家譜。）之れに據て、上田城の破却は、此年以後と斷ずることが出來る。隨て、眞田昌幸、幸村の兩人が、高野山配流直後に、德川氏に依て、破却されたのでは無い。

眞田伊豆守信之は、關ケ原役後、父昌幸所領の、小縣の地を德川家康より、知行するを許されたが、

上田城には、依田信守が在番して居るので、信之は上州沼田城に居つたと思はれる。時に上田に來るも屋敷住居であつたのであらう。

信之上田城を修築せしとの説

信之上田城を修築すとの説に就て

眞武內傳追加に「元和八壬戌年、上田屋敷房州籠城後城ハはけたり餘りに狹き故、普請可レ有とて、武石より材木抔を取寄せられ、其用意有ける所に、秀忠公爲二上意一、江戸より奉書到來して、早々江戸へ可二罷登一旨也云々」とあり、又千曲眞砂、眞田伊豆守信幸の條に「其後元和中、不レ得二台命一、修二覆居城一、且築二城下川一堤一、拵二川除一、依レ之蒙二御不審一、雖レ然、居城、塀、矗、石垣等者、如二先規一可二修復一旨、蒙二下知一」とあるに據り、信之が、上田城破却後、修築したことあり、となす者がある。德川家康は關ケ原の戰後、眞田信之に、父昌幸の所領小縣を與へたが、上田城のみは取除けて、其處に城番を置いて、之を守らせ、後其城を破却した程であつた。加ふるに慶長二十年元和元年七月には、將軍より可二相守一旨として諸侯に申渡した、武家諸法度第六條ニ、諸國居城、雖レ爲二修補一、必可二言上一、況新儀、可二構營一、堅令二停止一事。城過二百雉一國之害也、峻矗、浚隍、大亂之本也。と儼乎たる禁制がある。然るに其を犯して、城郭修築の事を敢てした眞田信之が、何等の咎も受けないのみならず、先規の如く、修覆すべき、下知を蒙つたといふ事は、此當時に於て、到底有り得べからざる所と思ふ、德川將軍が、大坂落城後、天下の諸侯を制馭する爲めの、重要法度として、折角制定發布した、其武家諸法度が、早くも輕視蔑如され何等權威無いものと、成り了るやうな、愚を爲す筈が無い。

先規の如く修覆の幕命ありしとの説

江戸幕府時代の末期猶城郭小修覆も伺を要す

此武家諸法度第六條の規定が、江戸時代の末期迄、諸大名に恪守されたことは、私在所信濃國上田城、石垣六ケ所孕候ニ付、築直之儀、繪圖朱引之通、以二連々一如レ元修補申付度、奉レ願候。依レ之以二下繪圖一奉レ伺候、宜御指圖被レ成可レ被レ下候　以上

六月十六日　　松平伊賀守

土井大炊頭殿

同月十九日附札

此通可レ被レ調候

此は天保十四年に、上田城主松平忠優が、城の石垣が孕み出し、將に崩れんとせしを、修補せんとて幕府の指圖を乞ふた時の伺書と、其指令とであるが、是を見ても城郭修築の事が、面倒であつたことを知ることが出來る。眞田家には、關ヶ原役當時、大坂方の宇喜多、毛利、石田、增田、長束、前田等から、昌幸の許に送つた書狀なども、よく保存されて、今日儼存する程である。故に若し、信之が城郭修築せしならば、其修築伺書の案か、又は幕府の許可指令か、何か其事に關する資料が、保存されて居つて然るべきと思ふ。けれども、眞田家には、其が無いやうである。

眞田信之上田城修築の事なしと推定す

又信之の人と爲りは、大坂陣の當時、其家臣に送つた書面に依ても、窺はれるやうに、家の安全の事に就て、深く心配した人である。此人にして武家諸法度を知り乍ら、幕府の許可を得ずして、居城修築と云ふ如き、無謀を爲やうとは、考へられぬ所でもある。

以上の諸點を、綜合考察すると、信之の上田城修築の事は、無かつたと、斷ずることが出來ると思ふ。

仙石忠政の修築

信之が上州沼田から、其妻子を上田に、移居せしめた時、屋敷構が狹い爲めに、其普請を爲やうとて武石から材木など、取寄せた事があつたとて、是を以て直に、城郭修築となすべきでは無い。

仙石忠政の修築

仙石忠政は、元和八年正月、上田移封の命を蒙り、八月上田に赴かんとて、登城將軍秀忠に謁した時

秀忠から、上田城は先年破却した儘である。故に修理の料として、銀子二百貫目を賜はるにより、思うまゝに修理せよ、との懇命を蒙つた。故に忠政上田入部の時は、眞田の故邸に住居したのである。

寛永元年六月、城郭修築の料として、賜はつた銀子二百貫目が、甲州から上田に屆き、寛永三年に至り、曩に繪圖面を以て、伺出して置いた城郭修築の事が許可となつた。

居城普請許可

於二信州植田一居城普請之儀、繪圖面之通、得二上意一候所、心之儘、普請可レ仕旨被レ仰候。可レ被レ得二其意一候。

恐々謹言

永井信濃守尙政
井上主計頭正就
酒井讃岐守忠勝
土井大炊頭利勝
酒井雅樂頭忠世

寛永三丙寅
四月十六日

仙石兵部大輔殿

（仙石家譜）

城普請主任奉行

依て、忠政自ら繩張を爲し、家臣原五郎右衛門知行五百石を、普請の主任奉行とし、仙石主膳、奥田伊織片岡右京、加藤主馬助、草川三右衛門、堀江九郎右衛門、小堀杢助等をして、之を輔けしめ、去年から用意して置いた、材料を用ゐ、工區を八つ割にし、各責任を以て、工事を堅固迅速に、捗らせんと圖つた。五月五日附で、原五郎右衛門に與へた、築城に就ての覺書は、用意周到なものである。

八工區の割普請

仙石氏の修築は眞田古城趾に依る

忠政築城の時は、眞田氏の古城の位置よりは、東方に百歩ほど轉移して、築いたとの說もあるが、編者は其然らざるを信ずる者である。

第一に、忠政築城覺書中に、日用候ても（日傭候ても）二ノ丸堀、本年中に可ニ申付一、とあつて、人足を雇ひ入れてなりとも、今年中に、二ノ丸の堀まで、出來上るやうにと命じて居るが、文化十二年から、十三年にかけて、大手の濠（南方長六十三間堀口十八間深二間　北方長六十一間堀口十八間深二間）を、浚渫した時に、人夫約三萬五千人を、要したのである。若し新に繩張をして、堀をほるとしたならば、五月以後起工して、其年内といふ如き、短日月の間に、二ノ丸堀まで出來上るといふ事は、考へられない。大坂城が短い年月に竣工したのは、秀吉の大勢力も在つたに相違は無いが、元の石山城を擴大修築したのに、由るのである。

忠政の築城覺書に、古城のゆがみ在レ之所は、たとへ堀口十五間以上になるも、繩張の時、堀ろくに可レ仕事とあり。仙石築城の本丸の堀が、堀口十六間であるのは、本丸の堀の堀口も、十五間とする筈の處、古城の堀が、眞直で無かつたので、其を眞直にした爲めに、十六間になつたと見るべきである。故に眞田古城の本丸を、其儘本丸として、修築したものと信ずる。

山極氏の說

山極氏の上田城之說に、城ノ西ニ添ヒテ、小泉曲輪ト唱九千坪餘ノ一構アリ、元和十年前古城ノ跡タルベシ、地形ニ其格式アリ、當城本二ノ丸地坪ホド東南ノ方へ引ト云、小泉曲輪ノ邊田畠トナリ、此アタリヲ地俗捨曲輪、捨堀ナト云フヲ以考フレハ、前ノ城跡タル事明ケシ

とあるも、揭出の地圖に據ると、小泉曲輪を捨曲輪とは稱せず、其西方の地を云ふて居る、而して捨曲輪とは、塀櫓など設けずして、事あるに當り臨時に防備を施す曲輪で、他に移轉の爲め捨て置かれた曲輪の意味では、無からうと思ふ。

修築工事未完成にて中止

忠政は、城の修築を始めたが、寛永三年病起り、有馬溫泉入湯などして、療養したが、兎角快方に赴かなかつた。依て、城の修築は、中止の事になつた（仙石家譜）。故に上田城の修築は、未完成に了り、三ノ丸は大手の堀と虎口桝形石疊のみ、二ノ丸は堀、土居、虎口、石垣のみ成り、作事は着手に及ばなかつた。本丸は、櫓、塀など皆出來したが、天守閣は出來なかつた。或は天守閣建造の計劃も爲なかつた

のかも知れぬ。

此以後仙石松平二代中、城地に變改は無い、唯時に先規の如く、修理を許されて、復舊工事を施した事あるのみであるから、茲に仙石家譜所載と、寛延三年幕府へ届出の所載とに據て、上田城の規模を記して見る。

（寛延）は寛延届書にのみ載せられたるもの〔増〕は小縣郡年表に依り編者増記

本丸

一、東西　五十間　四十二間
一、南北　東ノ方五十間内二十五間上ノ臺
　西ノ方四十二間内二十五間上ノ臺
一、堀　堀口十六間　深四間半
　水下二間
一、土橋　兩側石垣　土橋南方川手空堀　深六間
一、東西ニ御門有り（寛延）
一、御門桝形石垣　高二間（寛延）
一、櫓　九つ内二つ門櫓（寛延）

修築上田城の規模

本丸

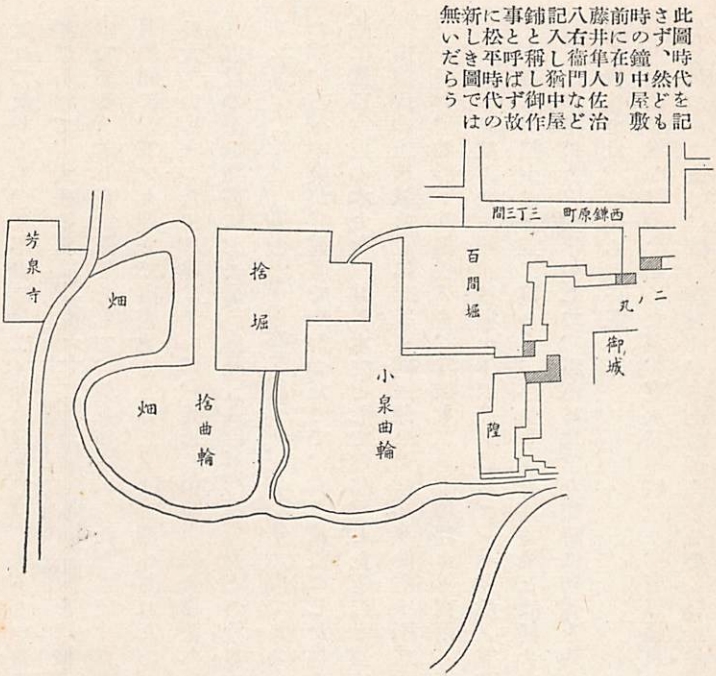

東西の門

櫓　九

櫓七
渡櫓二
井戸一

櫓七ツ各五間ニ四間　二層造り　東西虎口渡櫓二〔增〕

一、御本丸に深九間の井戸有（寛延）

一、南岸　尼ケ淵　廣九間　千曲川廣六十間　尼ケ淵と　大川との間五町二十八間

二ノ丸

二之丸

一、西ノ方　南北百三十間

堀口十五間　深四間水下五尺

西ノ堀　南北六十六間　東西六十六間　深三間　水下二間　是を百間堀と云ふ

土橋より南　堀口十六間深四間　水下三尺（寛延）

一、北ノ方　東西百二十五間　南北四十間

堀口北ノ方二十六間、深四間、水下一間半、西ハ百間堀に續く

北口土橋より東　深四間　水下八尺

一、東ノ方　南北百八間内五十一間　三十間堀より南。五十七間同堀より北。東西の間三十九間、北ノ方にて二十八間

堀口十五間　深三間　水下一間　土居石垣の高總二間

一、東西北三方に土橋有り（寛延）

一、櫓臺　八〔增〕

百間堀

小泉曲輪

小泉曲輪　南北九十間　東西百間

一町半　三町餘（寛延）

川手岸　高四間

北ノ方捨堀東西六十間南北六十間深三間水下一間

此曲輪の内別に東西九十間南北九十間の地あり

三ノ丸

屋鋪

中屋鋪

米倉屋鋪

三ノ丸

一、東ノ方　海野町より大手へ土橋　枡形高二間

一、堀　堀口十八間深二間南北二町餘

一、大手枡形より二之丸土手迄三町半有り（寛延）

屋鋪　東西五十三間　南北五十七間

堀口六間　水下一間　土居高二間

中屋鋪　南北五十六間　東西、北ニて五十一間、南ニて四十二間

堀口七間　深二間　土居高一間半

米倉屋鋪　東西五十七間　南北三十一間

左に參考として、所替當時、上田から出石に送つた書付の中、城に關するものを記るす。

覺

一平城　本丸、櫓七ツ。但し大手、搦手、櫓門。二ノ曲輪、櫓并門共無之。但虎口メリ簀戸あり。三ノ曲輪、櫓并門無之

一會所と申、知行方用達屋敷有之

一家中侍屋敷、貳百貳軒餘

一城付之武具幷に城米無之

上田之城、古來掃候跡、眞田家へ被下候由。其跡兵部太輔拜領、引移幷築申候故、城付之武具城米共無之

一本丸搦手口、不斷メ切

二ノ曲輪北ノ虎口、番所有。但不斷〆切置申候
小泉口　同上
大手番所有
二ノ曲輪の內、鹽硝藏番所有
一居屋敷　三ノ曲輪內ニ有之候。表門番所有。裏門不斷〆切置申候
一中屋敷　門番所有
一藏屋敷中、扶持米藏有之
屋敷に就ての考察
藩主住居の屋敷は、眞田氏上田居城の時代に於ては、現在の上田中學校のある位置に在り、そして其控え屋敷即ち中屋敷は、現在の上田市小學校の本校の位置に在つた。此は元和年間のものと推定さるる上田城圖に據て知ることが出來る。
元和八年仙石忠政が、小諸より上田に入部した時には、暫時眞田氏の居館に住し仙石家譜、其後上田城修築の際、之を改築したと思はれる忠政築城覺書、然し位置に變りは無い。
松平氏は入部以來、仙石氏の居館を其屋形となしたのは、判然たる所である。
寛永十八年の修覆
寛永十八年本丸二ノ丸の石垣土居等に破損の箇處を生じたので、仙石政俊は其修補を伺ひ出で、七月四日左の如く許可あつて修覆した。
以上
上田本丸東之虎口、土橋南脇の石垣、就ニ破損一、築直事。同南方川手之石垣、崩候所築候事。同坤門脇之石垣、破損築直事。二の丸北之口、土橋南脇之石垣、崩候所築候事。同西方石垣、崩候所築直事。

同西之方土手兩所、崩付而修覆之事。繪圖之通、得二其意一候。如レ元可レ有二普請一候　恐々謹言

寛永十八巳七月四日　　阿部對馬守重次
　　松平伊豆守信綱

仙石越前守殿

元祿十五年の修補

元祿十五年、二之丸東方の石垣、一ケ所孕み出し、又北之口土橋の水抜樋朽損じたのを、修覆改造することを願ひ出で、五月十八日に左の老中連署の指令があり。

以上

信濃國上田城、二之曲輪之内、東之方石垣壹箇所孕。同所北之口、土橋之下水抜木樋、朽損候付而石樋二仕事。繪圖書付之趣得二其意一候。願之通可レ被二申付一候　恐々謹言

元祿十五年
五月十八日

仙石越前守殿

現城址二之丸北虎口の、土橋の中央に、東西に通じて居る、右の樋は、此時の修補改造の際、木樋を石樋に改めたのである。（仙石家譜）

土屋相模守政直
稻葉丹後守正道
秋元但馬守喬朝
小笠原佐渡守長重
阿部豊後守正武

第二節　松平氏の修築

享保年間の修築

享保十七年五月十八日、千曲川洪水。堀村より、内川に切れ込み、濁流城南の崖下を嚙み、崩壞破損

の箇處頗る多かつた。由て上田藩にては、破損を修覆し、今後壞崩の憂ある所には、石垣を新に築く、必要を生じた。依て其事に付き幕府の指令を仰ぎ、且修築費拜借の儀を出願した。幕府は坂木代官松本九郎左衛門をして、出張檢分せしめ、伺之通り修理すべきを命じ、同時に金三千兩を貸與することゝなつた。

此時修築普請掛として、木村八左衛門、山村茂右衛門、石川兵內、岩下太郎右衛門の四人が命ぜられ服部十郎兵衛は目付吟味役申付けられ、皆神文誓詞の上、御請した。岡部九郎兵衛、駒田權兵衛、大井三郎右衛門の三名は、普請見廻り、諸事承り届け、存寄あらば、申達すべき命を受けた。

此年十二月三日、修理用石材の運び寄せるに着手し、翌享保十八年四月廿五日、藩公から左の申渡しがあつた。

城普請ニ就て藩主の申渡し注意

一此度御城御修覆之儀ハ、御拜借金ヲ以、段々被ニ仰付一候事故、全御自分之御普請にても無レ之、殊連々之儀ニ候得者、面々相勵み、聊不レ可レ有ニ怠慢一義思召候。且又御城之儀ニ候へば、後々迄相殘人々之及ニ批判一候條、隨分念入可レ申候

一右御普請、御用被ニ仰付一候面々ハ、被レ選ニ御人一候之義故、別而銘々致ニ出精一、存寄之筋、聊無ニ腹藏一申談、相勤候義、要用ニ候。乍レ然箇樣之儀ニハ、一分之働を立、却而他の了簡に宜儀をも申破り、御普請の妨ニ成行、申ものに候。左樣之儀、甚以、未熟相違之事ニ候。たとへ、平日不快の輩たりとも、大切之御普請と存候ハヾ、毛頭我意を挾み申間敷事ニ候。一已之了簡ニ不レ及儀ハ、たとへ請込之筋のものにて無之候共、都てがひに遂ニ相談一可レ申事ニ候

四月廿九日、西櫓下の見分をなし、五月七日岡部から、左の覺書を以て工事に關する義を伺ひ出た。

普請惣奉行よりの伺出

覺

一西御矢倉下、石垣之義、本圖を以て相伺候事

一右之場所より、東ノ方長四拾八間、新規之儀、西御矢倉下之石垣、出來候ハヾ、其次に可レ被二仰付一哉、左候ハヾ、西御矢倉下之石垣之石、當秋末にも、切仕廻候ても、寒氣ニ成候ハヾ、右御普請難レ成可レ有二御座一候ニ付、四十八間之所之石、春迄の内、少々にても切らせ可レ申候哉の事

一右之場所より、又東ノ方六拾五間之石垣ハ、川原石にて、被二仰付一候ても、苦しかる間敷様ニ奉レ存候事

右之趣御序ニ御伺可レ有候　以上

五月七日

村上亘理殿　　岡部九郎兵衛

此覺書に據つて、此普請の時、城南崖の所に、今迄は無かつた石垣が、相當廣い部分に出來たことがわかる。此伺ひは直に藩主の許容する所となり、且其當日、左の定書が出た。

修築ニ就ての定書

定

一當城修覆、諸事大切ニ相心得、大小之役人末々迄、行義猥リニ無之、作法能可ニ相勤一事

一笠かぶらず、頭巾可レ致ニ無用一候事

附於ニ普請場一諸勝負ハ勿論、音曲大酒、急度令ニ停止一候末々之者迄、堅可ニ申付一事

一本城之裏手にて、火之元隨分念入可レ申事

一普請場へ紛敷者入不レ申候様ニ心懸義肝要事

一用事有レ之者、矢倉本丸之高塀へ、妄りに人登らせ申間敷事

附登らせ不レ申不レ叶義有之候節ハ、目付之者を以て、惣奉行へ相斷可レ任ニ差圖一事

一石垣之義、隨分念入、丈夫ヲ第一ニ可レ致事

一城之切岸之椽通り、から堀之内の土石、決して取申間敷候事

一於二普請場一、別而喧嘩口論堅可レ令二制禁一、若難二默止一子細在レ之共、堪忍ヲ用可レ申事
右之條々違背無レ之急度可二相守一者也
享保十八年五月八日

藩公名

工事始まる

此年十月五日に、愈石垣の根石を据え付けるといふので、城普請關係の役人、惣出の下に石つみの工事が始められた。翌十九年の四月十一日に至つて、西櫓下石垣、高さ二間通り積んだ所、最早運び寄せて置いた石材を使ひ盡し、且此日から、灌漑用水を城下に通ずるので、一時工事を中止して、山の石切石疲への方に取懸つた。

工事督促

四月十七日に、江戸詰の鈴木助之進、久松主馬兩氏の名で、城普請が始つてから、もはや出入三ケ年にもなる。故に當年中に出來上るやうに工事を進めて貰ひたい、一ケ所も出來上らぬ内に、水出等の損害等があつては、公儀へ御繪圖も上つて居る事であり、相濟まぬことゝなるので、人夫を增してなりとも、是非成就致すやう。にとの督促があつた。そこで、大に工事を急いだ結果、七月十日には、御城裏手石垣の見分があり、西櫓下の石垣は、今迄に積上げた、高二間のまゝにして置いて、直樣東の方、四拾八間の石垣を積むことゝし、根堅めの石の準備をするやう命ぜられた。十月朔日に、四拾八間の石垣の根石を、川原より城下へ寄せ集め、其より工事を取急ぎ、翌享保二十年の三月廿二日に至つて、四拾八間、高東方二間、西方の角一間四尺、の石垣が出來上り、廿四日に見分濟となり、其より東方六拾五間の石垣に取懸ることになつた。

六拾五間の石垣は、前の設計では、其石材は川原石で、積むことに成つて居たが、其れを改めて、眉見林から切出した石と、川原石と取り交ぜて積むことにした。

此頃には、上田石工も、松本石工の仕事を見習つて、餘程まで巧になつたので、松本から雇ひ入れた

石工を歸し、上田の石工を使用することになつた。上田町の石工中で、最も優れた技巧があり、褒美を貰つた人は、石屋善兵衛であつた。

修築工事成る

享保廿一年辰三月朔日に、六拾五間の石垣に着手したが、藩公よりの督促もあり、又工人も既に其技に熟練したので、工事進捗し、翌年四月朔日に修築を完了した。

此修築は、享保十七年から同二十一年迄、出入り五年の長時日を要した、大工事であつたのである。

（師岡史料）

寶暦の修築

寶暦七年三月、城堀の石垣を修覆した。此時の修理は、二ノ丸より本丸に入らんとする、土橋手前右方の、障垣の石垣の崩れを積み直したのである。此時の修理願は

本丸外東之方石垣一ケ處高さ二間二尺横五間幅三間崩候ニ付繪圖朱引之通以ニ連々一如元修補仕度奉願候　以上

寶暦七丁丑年　　松平伊賀守印判

堀浚ひ

堀浚ひ

文化十三年、大手の濠を浚つた、去亥年から此年まで、人夫延人員三萬五千人を使役して漸く浚ひ了へた。

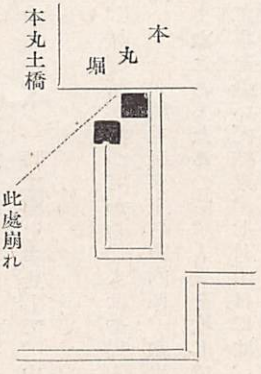

安政六年八月、本丸東南隅櫓下岸、大雨の爲めに欠け崩れた。翌萬延元年四月、繪圖面を以て、土留石垣築き立てを出願した。此時の繪圖面（栗山氏所藏）に記載されて居る。崩れ箇所は、東南隅櫓の下、南より北へ折廻り、櫓東西八間半、南北三間、高さ五間半之場所であつた。此時の願書は

信濃國上田城岸崩候場所覺

本丸東南之隅櫓ノ臺下岸一ケ所昨年八月中、大雨にて崩申候。

右繪圖面朱引之通、土留石垣築立申度奉願候　以上

萬延元申年四月五日　　松平與十郎

怪我除の守札

天保六未年七月、本丸櫓の修覆工事があつた。此は御櫓に普請があるので、御鎭守へ御祈禱をせよと、横町宗吽寺に申付け、御初穗百疋下賜の上、其請取書を差出し、其怪我除の守札を差上げるやうにと、海野町問屋柳澤太郎兵衛から、宗吽寺へ其旨を達した、との記錄に依て證することが出來る。けれども何所を普請したかは分らない。

天保十四年、城石垣孕出し、築直しの必要があり、左の願書

私在所、信濃國上田城、石垣六ケ所孕候ニ付、築直之儀、繪圖朱引之通、以ニ連々一、如レ元修補申付度奉レ願候。依レ之以ニ下繪圖一奉レ伺候。宜御指圖被レ成可レ被レ下候　以上

六月十六日

を提出し、此通可レ被レ調候と附紙があつて修補した。

弘化の修覆

弘化四年、善光寺大地震の際、上田城の櫓、二ケ所傾き、三ノ丸石垣の崩等があつた故、翌五年三月左記の修補願を差出して修覆した。

私在所、信濃國上田城石垣六ケ所、崩孕候ニ付築直、並櫓二ケ所傾候ニ付而、繪圖朱引之通、以ニ連々一如レ元、修補申付度奉レ願候。依レ之以ニ下繪圖一奉レ伺候。宜御差圖被レ成可レ被レ下候　以上

三月二十二日

安政三年の修覆

安政元年十一月四日、上田地方の地震の爲め、上田城の本丸、西多門塀傾き損じ、石垣の崩れた所も出來た。依て例の通り、繪圖面を以て修補を出願し、修覆築直しをした。其時の伺書

私在所、信濃國上田城、地震之節、多門塀三ケ所傾損、石垣九ケ所孕或は崩れ候ニ付、築直之儀、繪圖朱引之通以ニ連々一如レ元修補申付度奉レ願候　以上

（安政三年）　九月十四日　（松平家日乗）

附

城地に關して町分に申渡したる事項

堀に就ての申觸れ

覺

一、此堀にて堅く殺生仕間敷事
一、此堀にて堅く水あひ申間敷事
一、此堀にて捨物仕間敷候事
一、此堀にて堅くつぶて打申間敷事
一、此堀にちりあくた堅捨申間敷事

右之通急度可相守者也

（元祿七年）　戌之三月　日

城内の草苅掃除

城内草苅掃除之事

明和八年の四月、海野町問屋太郎兵衛、小松屋佐七、常田村庄屋利三郎の三名が、城内の下草や楮を錢十貫文で拂下げ、其を苅り取り、掃除することに就き、入れた一札は左の如し

指上申證文之事

一御城中下草並楮共、錢拾貫文ニ而、當年奉レ願、私共苅取候様被ニ仰付一、難レ有奉レ存候。御掃除苅之儀御座候ハヾ、御指圖之通、聊無ニ相違一可レ致、御請合申上候。尤上納之儀ハ、七月十日迄ニ五貫文。十二月廿日迄ニ五貫文。都合拾貫文、差上可レ申候御事

一草苅候節、四月末より五月節句前後、九月初より十月初旬迄之内、被ニ仰付一可レ被レ下候御事

但兩度御掃除之節、御城内、生垣其外垣之場處、少々ヅヽの損じハ、爲レ繕可レ申候。尤繩杭木等御渡可レ被レ下候事

一兩度の間にも御掃除草苅何ケ度なりとも、被二仰付一次第、人足指出、一日半の間に、急度爲レ苅可レ申候。尤其節、私共の内兩人ツヽ、差添罷出か、又ハ私共名代、慥成者兩人指出候。何れとも御指圖次第、粗末無二御座一樣可レ仕候

一御掃除御場所之義、御書付可レ被レ下候。依二時節一御書付の内にも外候義無用可レ仕候。被二仰付一候共、違背仕間敷候御事

一所々竹木の義ハ不レ及レ申、鄹之枝にても、爲レ伐申間敷候事

右之通少しも違背仕間敷候。仍而御請證文如レ件

明和九年卯四月

海野町問屋　太郎兵衛

常田村庄屋　利三郎

御奉行樣

掃除場處

一追手土手通　一御屋形土手通

一□□樣裏通　一車坂木戸内通り

一二ノ曲輪外通　一百間堀外通り

一西脇高塀下通　一二ノ曲輪の内

一小泉曲輪の内　一御本丸の内藪の内除

二重垣の内
〆拾ケ所

第四章　兵事

第一節　戰爭參加

大坂陣參加

㈠大阪陣參加

藩政時代上田藩が軍隊を動かした事は度々であつたが、戰爭に加はつたのは、大阪陣二回と、戊辰役の當時、越後戰爭に參加した時のみで、他は出兵した計で戰爭は爲なかつた。

慶長十九年冬、大阪擧兵の事があり、將軍秀忠の催促により、上田城主眞田伊豆守信之も出軍することになつた。此時信之が將軍秀忠に隨て上阪し、大阪城攻圍軍に加はつたとなす說があるも

㈡眞田伊豆守信之は、慶長十九年十月廿三日、德川秀忠江戶城を進發する時、本多出雲守忠朝、秋田城介實季、淺野采女正長重等と共に、供奉二番の中に在る

㈢同年十一月十五日、大坂陣の時の御陣押の次第には、二番は本多出雲守忠朝、秋田城介實季、眞田孫七郎河內守信吉、同內記信政、淺野采女正長重等が載つて居る

陣列命令には、東方青屋口今福に、佐竹、上杉、堀尾、高極丹波守高知、同若狹守忠高、同采女高廣本多出雲守忠朝、眞田內記信政、同孫七郎信吉等の名が列記してある。

若し伊豆守が、大坂に出陣したものならば、二十才にも成らぬ若年の、二人の子供の名を擧げずに、

信之信吉信政二人をして代理せしむ

伊豆守信之の名を載すべきである。然るに信之の名前の無いのは、㈠に記した如く、將軍秀忠の供奉二番を命ぜられたが、信之は病氣の故障のために、從軍を斷つて、其子信吉、信政の二人をして代らせたのであらう。此年霜月四日附矢澤但馬守宛の信之書狀に

以上

以二書札一申遣候、仍何方迄參陣候哉、此方にて如レ申此節候間、何事も無二油斷一肝煎頼入候、軍法法度之儀不レ及レ申、堅く兼而可レ被二申付一候、不レ可レ有二油斷一候、朝夕此方にて案入候、萬々雲州請二御指圖一候て、路次中可レ被二罷上一候、又陣中賄以下之儀、むざといたし候はぬやう、藤右衛門下々あつかひ候者に、堅可レ被二申付一候、河内守ハ若候て萬其構有レ之間敷候間、何にも可レ被レ入レ念事專一ニ候、蒐角此時候間被レ入レ精可レ給候　謹言

霜月四日　　信之　花押

矢澤但馬守殿

此狀は信之の不參加を確めるものである。何方迄參陣候哉と云ひ、朝夕此方にて案入候萬々雲州請御指圖候て路次中可レ被二罷上一候と云ふのは、信之自身從軍せぬ故、何所まで進軍したかと尋ね、同行せぬ故朝夕此方で心配し居る、何事も信吉等の叔父に當る本多忠朝が、供奉の二番で、一緒に行軍するから、其雲州の指圖を請けて、道中し大坂に上るべしと申付けて居る、河内守は若候、萬其構有之間敷候間何にも可レ被レ入レ念事とは河内守信吉は若年で、萬事に其心得が無いだらうから、凡てに念を入れてくれるやうにとて、矢澤但馬に懇々と、其世話を頼み入れたのである。

冬の陣には、眞田家の軍は、働く時もない内に、講和成立となり、之といふ功績もなく、在所へ引き揚げた。眞武內傳所載に據れば、此役今福方面に於て、眞田家軍隊の仕寄せ振り、法に叶ひたりとて、木村長門守重成が大に嘆賞せりと云ふ。

夏の陣
矢澤但馬根津主水

夏の陣も、伊豆守信之病氣の爲め、信吉、信政の兩人之に代りて出陣し、矢澤但馬守、木村土佐守之を輔け、萬事を指揮する事を命ぜられた。此時信州上田より出陣の者は、矢澤但馬守賴之之を率ゐ、上州沼田よりの出兵は、根津主水幸豐が引率して發向した。

大坂城中には眞田左衞門佐幸村が、一方の大將と成つて籠城して居るので、眞田家の一舉一動は、皆疑の眼を以て見られる爲め、大坂陣當時の伊豆守信之の心配は、一方ならぬものであつた。其れは元和元年卯月十日附で、矢澤但馬木村土佐兩人に宛てた信之書狀矢澤文書に、充分表らはれて居る。

已上

書札三通令二披見一候、其元人數道具以下不二相續一候由今朝爰元皆々立候と見候間、定而路次中にてならで追續まじきと令二分別一候、とかく先々美濃堺迄ハ、無二油斷一路次相急、さき〳〵の樣子聞届、一日逗留候て人數をも相改、樣子よきやうに可レ被二申付一候乍レ併さきの樣子難レ計候間、捨札聞届事專一候、莵角河内守物毎肝煎候はぬやうに、旁才覺相賴申候、今度者兩人任候間、先手の儀も心易候、とかく公儀間にあひ候やうにと分別候て可レ被二申付一候、此度俄之儀、萬不レ調見苦仕合候間、何趣にも才覺候て、上方之儀聞届樣子能やうにと可レ被二申付一候、賴候、爰元之儀者我等居候間、無二油斷一申付候　謹言

卯月十六日　　信之　花押

矢澤但馬守殿
木村土佐守殿

（矢澤文書）

眞田家の陣立

攝津大阪御陣ハ　慶長十九甲寅
元和元乙卯年五月

眞田家の陣立

眞田河内守信吉十九同舍弟内記信政十八、矢澤但馬賴之ハ信州上田之士卒ヲ將立也、禰津主水幸豊ハ上州沼田之士卒ヲ將立也、纏ハ成澤勘右衛門、幡ハ恩田越前、左備ノ鐵砲頭ハ鍾原伊右衛門、右備之鐵砲頭ハ湯本源左衛門、持槍ノ石突持ハ田中忠右衛門、馬之口添ハ、左ハ西澤正兵衛、右ハ豊島三郎右衛門也。河州之介添者木村土佐、羽田筑後、亦内記介添者原監物、矢澤孫右衛門也、中備ハ禰津主水、左ハ矢澤但馬、右ハ禰津伊豫信直也、と眞田大坂陣略記に載て居る。而して此時引率せし兵數は、二千三百人大坂役戰史は、眞田氏知行高十一萬餘石、一萬石二百人と積り、此數に推定したのである。内騎馬の士百七騎小縣郡年表と云ふ。而して士分は沼田の方、上田よりは多かつたとの事であるが、此は當時信之沼田在城であつた故であらう。

出陣兵數凡二千三百人

眞田家の軍毛利勝永の軍に向ふ

部署の所屬は、本多出雲守忠朝の組、其攻口は天王寺口で、大坂城の驍將として、我眞田幸村と共に顯はれた、毛利豊前守勝永に當つたのである。敵將勝永の鋒先甚鋭く、本多忠朝も戰死し、眞田隊も敵の左隊の爲めに擊退された。其後大坂方は遂に敗れ、關東軍城内に押寄る時、眞田家の勢眞先に進んで纏を押立てたが、城中に火起り遂に落城したので、人數を揃へて引揚げた。諸侯の戰功詮議の時、眞田家より書上げたる草案と云ふが、先公實錄信吉の條に載つて居る、之を左に記して、眞田家の戰狀を知る資料とする。

先公實錄所載眞田家夏の陣働き

五月七日於二大坂表一御合戰之仕合之儀、拙者人數、本多出雲守備之右手ニ立申、其日之朝、物見に遣候者、頸五ツ取候而、岡上に指上申候、其後御人數、惣懸りニ候間、切所故二筋を懸り、鐵砲打懸申候敵も相懸りに仕、鑓を合申候、拙者先手之者、一筋者勝申、一筋者被二追付一候間、自身馬を入れ、敵を追付鑓下にて頸三十餘討捕申、吾等者も、三十六騎討死仕候、手負三十五キ御座候、則時に敵を追込申候故、頸はとらせ不申、敵包み候へども、其儘追込、構之内ニて、敵二十餘討捨ニ仕、先手之者五十餘キ、まとひを押立、本城より南之丸、西之門ニ付申候、城中ニ火懸り候間、惣構の際にて、人數を揃、茶碓山、岡山ニ致二參上一、御目見仕候

高名諸士

高名諸士

首一　沼田　湯本三左衛門
首一　沼田　原右近
首一　木村土佐同心　池田甚左衛門
首一　沼田　市場茂右衛門
首一　沼田　大澤二郎右衛門
首一　上田　兒玉茂兵衛
首二　矢澤但馬内　上田　西入八右衛門
首一　上ニ同　無藤彌藏
首一　木村土佐内　小林淺右衛門
働覺　木村所左衛門
働覺　山越半左衛門

大坂首實見帳に據れば、眞田家打取の甲首は二十七級で、五月七日一日の戰での功名としては、少ない方では無かつたであらう。

討死の諸士

討死の諸士　此戰には眞田家臣中、名ある者が討死したのが尠く無い。之れは眞田家が疑の眼を以て、其働振を眺めらるゝと云ふ、苦しい立場に在つたので、無理な働を爲たからと察せられる。

沼田　禰津主水
同　横谷與惣右衛門
同　原鄕左衛門
同　恩田左京

首一　沼田　堀田角兵衛
首一　上田　倉澤長九郎
首一　沼田　加藤勘五郎
首一　沼田　柴田刑部
首一　上田　土肥彌右衛門
首一　沼田　牧葉治太夫
首一　イ　上ニ同　笛木久太郎
首一　上ニ同　瀨木根源右衛門
首二　池田長門内　花岡善次
働覺　桑原市右衛門
働覺　岡田太郎兵衛

首一　沼田　原監物
首一　上田　新井十兵衛
首一　沼田　加茂甚十郎
首一　上田　林庄左衛門
首一　上田　鈴木主水
首一　上ニ同　常田圖書内喜内
首二　上ニ同　上原金平
首一　吉澤新右衛門
働覺　鎌原石見
働覺　安中作左衛門

上田　春原六左衛門
同　春原孫右衛門
同　飯島市之亟
同　常田作兵衛

上田　間島六藏
同　土井善右衛門

同　羽田雅樂（久次郎）　同　石井舍人
同　蟻川左内　同　小泉佐左衛門

此外二十二人

此外横山庄九郎、木村佐野右衛門、齋藤三藏、鎌原半四郎、佐藤三九郎、宮原權九郎、柴田庄右衛門、青木善次、樋口傳右衛門、春原六左衛門内春原甚助、石原小膳大澤二郎右衛門内廣澤吉藏、吉原又右衛門、千野治右衛門、横山善右衛門、近藤善助、石澤十兵衛、野倉甚五右衛門、木針彌七郎、石倉惣七、劍持木工内竹村荘助

信之矢澤木村等に感謝す

夏の陣の戰了り、元和元年閏六月二日附を以て伊豆守信之は、此度の戰に、矢澤但馬、木村土佐兩人が、河内守信吉の事に就いて能く取計ひ、兩御所に對し面目を施したる事を、滿足感謝する旨の書を送つた

尙々其元下候迄堅く可レ被二申付一事

とかく可レ申事旁任置候以上

別紙申清水持參之狀、只今參着令二披見一候、仍今度於二大坂表一、河内守仕合能段、兩御所樣被レ達二上聞一候由、於二我等一令二滿足一候旁戰功故と令二分別一候、彌此節候間、其元奉公之儀相賴候如何樣歸陣之節萬事可二申達一候條不レ能レ具候　謹言

壬六月二日　　信之　花押

矢澤但馬守殿

木村土佐守殿

此は五月七日の朝、物見の者敵の首五級を得たるを、早速秀忠の本營岡山に持參して、其見參に供し又其後城兵と奮戰し、城陷りし後、秀忠家康の陣に赴いて、目見えした事の報知に接し、大に喜んで此

書を遣はしたのである、信之の書狀中に、此節に候間とある所に、信之が此役の時、非常に心配して居た事が充分に窺はれる。

當時の武士氣質

又眞田大阪陣略記所載の中には此當時の武士氣質を知る資料となるものがある。故に左に抄錄する。

合戰前に、諸侍坐陣し鎗を膝に載せ、冑の鍬を傾け、備居る時、城方より打懸る鐵炮の音は、百千の如し雷也、然るに、湯本三左衞門頭を振あげて、城を白眼、扨左右を見廻し高聲に云、傍輩衆定て吾も〳〵と思召ふが、此三左衞門に於ては、秀賴之首とは存ずるが大かたは一番高名仕るで御座有らん、傍に居並たる外の伯父橫谷惣右衞門曰く、ヤイ三左衞門、是ニ歷々の御座有に、未嘴も靑躰にて、推參慮外なる言を云者哉、三左衞門答て曰、何も惣右衞門どのは謂なさるな、軍は今初り申はな、驀て軍初りければ、面々吾をとらじと働く、湯本三左衞門一番に高名す、橫谷惣右衞門驀に乘込で鎗を合、太刀拔して數ケ所、鎗疵、太刀疵手負て、難レ働故引返し、既に半途迄歸來て、味方に逢、併高名はせず、傍輩どもの內殊外見事に御座候と譽れば、惣右衞門が曰、湯本三左衞門は何と致候乎、各答て一番高名にて而も折付之首を提、唯今旗本へ被參候、惣右衞門是を聞、涙をハラ〳〵と流して、傍輩衆、親の左近と、せがれ新五郎とに目を懸て被下よ、と謂捨、馬を進敵軍へ駈入討死也

湯本三左衞門の働きと其廣言

橫谷惣右衞門前言を恥づ

矢澤但馬、原江左衞門、禰津主水は、下人を數多打連進向、但馬馬を駐て稍暫く控、敵色を見て左之方へ乘り下さまに、江左衞門も主水も、己が馬の成に乘て來よ、江左衞門答て曰、ヤア但馬殿ハ可咲言を仰せらるゝ者哉、座敷抔にてこそ、御家老と申伯父と申大身にて御座有故に、跡に屬て回れ、今爰にてか聞度もなしとて、正直に急に騎込で討死也、討死と思究め、死生ニ不レ拘と也。

矢澤但馬と原江（鄕）左衞門

禰津主水の長（ヲヨ）之小林金太夫は、但馬殿向ひ玉ふ方、定て可レ宜と思ひて、主の馬之口取て、其方に指向ければ、主水怒て、知らぬ事をと曰て、江左衞門馳せ行方へ、眞直に進けり、すこしをのぼりの所にて、歩兵の敵と鑓を合せて、則鎗付て參たと聲を懸、其鎗を引取らざるに、亦歩兵之敵一人助來て、鎗

を以て弓手之乳の上より、馬手の脇まで隅違に撞て、其儘引返し退けり、其働之脇にて金太夫ハ、敵鎗を以て内冑を突を見て、面を振除けれども、左の頬を横に劈、然ども少も臆まず、急に飛込で切倒し、其儘乗懸り押へて、主人之方を見、檀那是を高名被成よと云、主水曰、己は手負た水を一ツくれよ、と云ながら馬上より落ちて死す也、金太夫は押へたる敵を捨走寄、檀那無二甲斐一と謂けれども、息絶にけり、金太夫は傍輩の須加傳介、杉原仁兵衛同心の剣持喜左衛門、大畠小兵衛、青木九右衛門、馬取の作右衛門を招き、如何せんとぞなげく、其時しも、關東軍勢崩れ懸て追立らる、青木九右衛門年十八なりけるが、大力にて主人の屍を長刀を守木にして、輕々と負て、三町餘一息に走退けり、百人計の下人右九人之外は不レ連けり、矢澤但馬は、敵崩れて引行くべき方を見知て、先立て待懸功名せし也、禰津伊豫、湯本源左衛門抔、懸りし所は大成沼有、其沼を打廻て進行間に、敵敗軍して左之方へ引退、故に上田衆も沼田侍も、一騎も手に不逢中備衆は討死多有けり。

己れの働を主人の功と爲さんとす

身を以て主を庇護す

沼田侍討死ハ禰津主水原郷左衛門、横谷惣右衛門、羽田雅樂、石井舎人有川左内、恩田左京（越前の子息なり鐵砲に中る。）歩行士森ノ佐野右衛門、持鎗の者一人是は、座備の時、鐵砲頻りに來るに依りて、信吉の前に立塞がる也、信吉策を以て、打拂給へば立退き、又立塞りて鐵砲に當て死也。是は清水金右衛門が父なり。

眞田氏將軍に擬はる

眞田氏疑はる　大阪落城の時、眞田家の軍は眞先に進み、大手へ第一番に押付け、成澤勘左衛門が先頭に指上げたる六連錢の纏を、關東旗本の衆之を見て、諸勢敗軍したる其中に、眞田一人すぐれて城に乗付け、旗を上げたのは、心替りしたのであらうと家康秀忠に言上した。落城後、家康父子は京都に引場げ、諸侯の軍も、皆之に供奉して上洛し、洛中洛外所々に、宿陣の場處が配り渡された。然るに獨り、眞田兄弟のみ宿陣の配り渡が無い。依て板倉伊賀守に尋ねし處、將軍よりの御詮故、渡さぬとの事であつた。其理由は、大手に押付けて、一番に六連錢の纏を指上げた事を、疑はれたからとのことで、其時の狀況を委しく説明し、申分が立つて、京都宿陣の場所が渡された。翌年眞田家浪人の馬場主水と

眞田家浪人馬場主水の訴人

云ふ者訴人と成り、江戸へ目安を差上げた。其中には、大阪籠城の眞田左衛門佐方へ、加勢の士を數多遣はして、立て籠らしめた。又夏陣には、大阪城の大手へ一番先に乘付け、合圖の旗を上げた事など、總ての談合に與つて、樣子を委しく承知して居ると述べてあつた。此は忽ち將軍家秀忠の御不審となり中山勘解由、朝倉筑後守を上使として、右に就き申開き致すやう、伊豆守信之に仰付けた。信之は關ケ原戰爭當時ですら、德川に一味した程の者が、何とて今に及んで、無分別の逆心を起すべき、若し逆心ありと見限らるゝ上は、申譯には及ばぬ、たゞ潔く切腹するのみである、とて他に一言も陳述しなかつた。信之の申條其理ありとて、上使の者は歸つて此趣を言上した。然し一方訴人のあること故、對決の爲めに、眞田家よりは、矢澤但馬、木村土佐等四人を指出した。原被兩告對決の結果、夏陣の時には、馬場主水は信州に差置き、大阪表へは召連れなかつた。故に大阪城大手へ、眞田兄弟が乘り付け、合圖の旗を上げたなど知るべき筈が無いとて、馬場の訴は一蹴された。又眞田左衛門佐の所へ、信州より加勢の者を籠めたとの事は、先年左衛門佐が、德川家に敵對してよりは、伊豆守と左衛門佐と仲惡しく成つたので、左衛門佐に仕へし者は、伊豆守は一人も許して召使はない。故に其等の者は、在々所々に引籠て、百姓して居つたのであるが、此者等が此度信州在所を忍び出で大阪籠城に參加したので、伊豆守の承知した事では無いと陳述し、馬場は辭屈し、遂に僞を申立て訴人に出た旨を白狀し、眞田家に對する疑は全く晴れたのである翁物語、此等の事を思ひ合はすると、信之が大阪陣の際、彼是と氣を配つたのは尤至極と思はれる。

信之の申條
眞田家來の陳辨

大坂籠城の信州武士

信之其子信吉を戒む

續武家閑談に、河內守信吉が凱旋後、父信之に合度の戰に、鎌原伊右衛門は、比類無き働をして深手を負ひ、半死半生の躰となり、其部下の者も、三人討死した。依て賞與の加增を遣はされたいと申請ふた。すると信之は涙を拭ひ乍ら、其方は其程不覺議では家は立て行くまじ、伊右衛門は其位の働を爲ない者では無い、比類無き働はしても、敵をば討たずして自分は切倒されたのは勝負には敵より劣つたの

である、其上部下の者三人まで討死した、何處にも勝あり功有りとは考へられぬ、かやうな者に加增を遣はしたなら、立派に高名した者には、何を遣はすべきか、若し皆の者に加增したならば、上田沼田の領分では不足するであらう、と戒めたとある。所謂三代目で未だ年若な信吉の考と、父昌幸を佐けて眞田の家を築き上げ、其後も、隨分困難な立場を經て、生來思慮深き性質を一段と鍛え上げた年取つた信之との考の相違が見えて面白い話である。

戊辰役

彰義隊東叡山に據る

㈢戊辰越後戰爭參加

明治元年二月十二日、德川慶喜恭順謹愼の意を表し、征東の官軍は、四月十一日江戸城を收め、五月田安家達に、七十萬石の地を與へて、德川氏の祀を存せしめたので、一先江戸は平定の姿となつた。けれども、之れに不平を抱くの徒輩頗る多く、榎本釜次郎は德川氏の軍艦を率ゐて脫走し、彰義隊は、東叡山に據りて朝命に抗し、松平容保は、會津に歸りて後、德川氏のために圖る所ありと聞え、奥羽諸藩之れと謀を通じて、策動すると傳へられ、東北も亦穩かでなかつた。五月十五日、上野彰義隊は官軍の攻擊に遭て潰散したが、殘黨皆日光、會津方面に逃走し、東北一帶の地、朝命を奉ぜざる有樣となつた。依て朝廷に於ては、此を討伐鎭定するに決し、一軍は白河口より、一軍は北陸道越後口より進向した。

會津藩主松平容保

衝鋒隊

會津藩主松平肥後守容保が、若松城に據て、官軍に抗するに至るや、米澤藩と共に、手を越後方面に延し、諸侯を說いて行動を共にせしめんとした。恰も此頃、舊幕臣古屋某なる者、約六百の兵を率ゐて會津に入り、衝鋒隊と稱し、轉じて越後に入り、遊擊隊と號し、三條附近に集つて居た、舊幕臣の團體及び水戸脫藩兵市川三左衞門の率ゐた約五百人程の集團と共に、越後諸藩に官軍に抵抗する事を強要勸說した。此衝鋒隊中には無賴者多く、橫暴狼藉の擧動が多かつた。此隊は越後より信州に侵入し、信州

越後の賊徒信州に侵入す

諸侯を說き西上しやうとて、高田より富倉峠を越えて飯山に到つた、飯山藩は急を松代藩に告げて其救援を求めた。賊兵が信濃に侵入する報に依り、朝廷は尾州藩に命じて、此を平定せしめ、同時に濃州信州諸藩にも、早速出兵して、萬事尾州藩と談合協力討伐の功を奏すべきを命じた。

尾州藩に追討を命ず

松平肥後其他賊徒等益反逆相募り、北越より信州表に侵入之段相聞候ニ付、尾張前大納言ニ追討被ニ仰出一、其藩之儀も同樣被ニ仰付一候條、萬端尾州申談、同心戮力速ニ逆賊討伐可レ致旨御沙汰候事

四月廿九日

尾州藩へ上田藩よりの返書

此命令は、閏四月尾州藩より通知があり、同時に尾州藩先發隊長千賀與八郎が、既に信州へ出張して居る故、千賀と萬事打合せの上、進擊するやうにと申來つた。上田藩では左の返書

御剪紙拜見仕候、然バ松平肥後反逆彌相募既ニ信州邊迄先手操出候趣ニ付、賊徒討伐之儀、前大納言殿被ニ仰出一大隊御旗流御旗御渡相成候ニ付被レ成ニ御奉戴一近々御進軍之御都合ニ有レ之、就レ夫應援之儀當藩ニも被ニ仰出一候旨、從ニ朝廷一御沙汰茂御座候ニ付、御案內被ニ成下一、卽今隔地之御打合ハ行兼候間、人數出兵之上ハ、御先軍隊長千賀與八郎樣御事、兼而當國ニ御出張御座候間、萬端御同人樣ニ御示談進擊仕候樣、御達之趣奉ニ敬承一候、小藩之儀萬端不行届義可レ有ニ御座一、宜御差圖被ニ成下一候樣仕度奉願候、右御請申上度如レ斯ニ御座候　以上

閏四月十六日

を尾州藩に致し、四月十九日松代藩及中之條取締尾州支配より、出兵の催促があつたので、四月二十日奥筋へ出兵することゝ成つた。

四月二十五日松代藩は、衝鋒隊の賊兵を攻擊した、此時飯山藩が、賊背を襲つたので、賊兵は狼狽敗走した。此時松代藩兵に加はつて戰に參じたのは岩村田藩の一小隊のみで、上田、小諸等の藩兵は參加しなかつた。松代町史、御布告、御用向留書。此時松代藩は次の如き感狀を與へられた。

今度關東脫走之賊徒越後路信州へ侵入飯山城下に屯集し居候處其藩の人數迅速馳向ひ一戰令二退散一候段神妙ニ候尚此上精々勉勵爲ニ朝廷一可レ抽ニ忠節一候事

戊辰閏四月

東山道

先鋒總督

同副總督

軍監岩村精一郎諸藩兵を率ゐ越後に向ふ

東山道總督府ニ於ては、越後方面の形勢を重大視し、軍監岩村精一郎を遣はし、信州諸藩兵、及尾州藩の兵を統率して、越後に赴かしむることゝなり、岩村は閏四月松代に入り、飯山を經て新井に達した。閏四月十九日、北陸道先鋒總督參謀、山縣狂介、黒田了介は、長薩の兵を率ゐて高田に來り、岩村の軍と合した。北陸道先鋒總督は、高倉永祐、副四條隆平で、京都を發して北陸道を殉へ、後會津に迫る筈であつた。官軍は小千谷を占領し、信濃川に沿ふて長岡に向ひ、長岡城を占領する計策で閏四月二十一日、高田附近を進發し、廿七日小千谷を占領した。

參謀山縣狂介

官軍小千谷を占領す

當時越後は、高田藩を除くの外、長岡藩を首め殆ど皆官軍に抗する事となり、勢州桑名藩主松平定敬は、三月下旬其支邑である、柏崎城ニ來り、謹愼して居たが、會津より來りし家臣、立見鑑三郎（後陸軍大將）な等の爲めに動かされ、會津と同一行動を執ることゝなり、且衝鋒遊擊等の兵團も居つたので、北越後の鎭定は、官軍にとつては、中々困難の事であつた。

立見鑑三郎

榎峠の戰

榎峠の戰

小千谷より、長岡に進軍する途中尤も險要な地點は榎峠であつた。依て官軍は長岡城の南關門とも稱すべき、榎峠の險を速かに占領するに決し、尾州藩及上田藩の兵を前進せしめて、此を占領せしむることゝした。戊辰北越戰爭で、我上田藩の戰鬪參加は此時が始りである。俊傑長岡藩總督河井繼之助は、會桑二藩の士と議して、先づ榎峠の官軍を攻擊し、別に一軍を以て信濃川を渡り、浦村方面に出で、不

河井繼之助

意に小千谷の官軍本營を衝かんと計り、二縱隊を編制し、一縱隊は四小隊と砲二門にて進發し、五月十日妙見村を過ぎ榎峠に向つた。他の一縱隊は、長岡藩兵會桑兩藩の兵及衝鋒隊より成り、十二平より妙見山高地の古城址を占領せんと進みたるに、官軍既に此處を守るものありしも、遂に之を占領した。榎峠に向つた一縱隊が榎峠に近くや、此處を占據して居た尾州藩兵と上田藩兵とは、之を擊退せんと砲銃戰が始つた。上田藩兵の榎峠を守つて居たのは一小隊であつた、他の一小隊は信濃川の此方三佛生村に在つたので、援兵を送らんとせしも渡船無く、向岸に達することが出來なかつた。依て止むを得ず、川岸迄進出して、薩長二藩兵と共に、榎峠に向ふ敵軍の側面を砲擊した。敵も之に應砲し、激しい砲戰が行はれたが敵は樹林に隱れて居り、我兵は河原に陣したので、戰は甚だ不利であつた。砲戰中敵の步兵隊は、榎峠の官軍を擊退して、險要高地を占領した。

三佛生村の上田兵渡船無く對岸の我兵を援くるを得ず

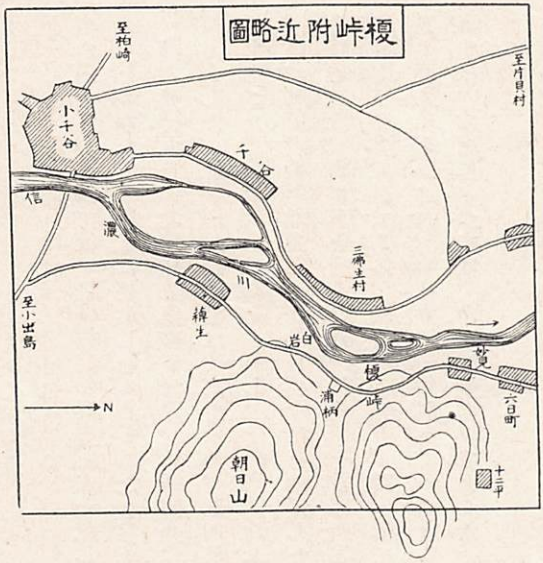

夕刻に至り、薩長兵は信濃川を渡り、榎峠方面の應援に赴いた。上田藩兵も亦渡河應援を企てたが、薩長二藩より、敵軍萬一河を渡り襲來せんも測りがたき故、其陣地を嚴重固め居るべし、との事であつた。依て遂に留て砲擊を續けて居たが、日暮に及び休戰の狀態となつた。此日榎峠の官軍は、白岩浦柄の線まで退却した。翌二十一日早朝より上田藩

兵は他の諸藩兵と共に、榎峠の敵を攻撃したが、險要に據つて頑強に抗戰するので、戰況は有利に進まなかつた。三佛生村に在りし上田一小隊は、對岸榎峠の戰に參加せる、同藩一小隊の勞苦を察し、河を渡つて力を合せんことを、岩村監軍に請ふた所、長岡領浦村は渡船場で、其方面の警戒を要するが故、其所に陣を移して警備すべきを命ぜられ、十一日の夕方大砲隊銃隊及小荷駄共浦村に移陣した。

上田大砲隊浦村に陣を移す

時山直人朝日山の奪取を企てゝ成らず

十三日長州藩の將時山直人は、長州奇兵隊の一部を率ゐ、敵の砲壘中尤も官軍に危害を與ふる、朝日山を奪取せんと、早曉深霧に乘じ潛かに朝日山の壘に逼つた、此處には槍術に秀でた者のみを以て、編成せる小隊が守備して居り、鋭く突き立てゝ防戰し、時山は苦戰に陷つて、增援隊の來着しない內に戰死した。此激戰後、此處の戰は持久戰の狀となり、苦戰連日の上田藩兵は、高遠藩兵と交代して小千谷に引揚げたが、暫時にして再び岩村監軍に屬して榎峠に向ひ、十八日に至るまで交戰し、後田ノ口藩兵と交代して、再び小千谷に歸休した。

山縣參謀長岡城奪取に成功す

榎峠の賊軍退く

山縣參謀は、榎峠の險が容易に奪取し難きを察し、又一面長岡藩兵の大部が、此方面に差向けられ、本據長岡城の守備薄弱なるべきを察し、別軍を以て長岡城を衝き、戰局の開展を計るに決した。此作戰功を奏し、五月十九日長岡城陷るに及び、榎峠方面の敵は退却の止むなきに至つたので、榎峠の官軍は漸く長岡街道を北進することが出來た。北越戰爭に出陣した上田藩兵始めての戰で、然かも其れが甚しく苦戰であつたのは、此榎峠の戰である。當時の戰況、松平家日乘載する處の藩報告は左の如くである。

榎峠の戰況上田藩の報告

兼て御届申上候通、越後筋賊徒爲追討、尾州始諸家合併追々討伐仕當時越後刈羽郡三佛生村に宿陣仕候處、長岡領魚沼郡榎之木峠と申處、第一の要害に付、諸家人數交替相固候樣、監軍岩村精一郎殿より、御達御座候ニ付、去六日當家人數一小隊、松代人數と交代仕、尾州家人數と合併相固罷在候。然る處、連日の大雨にて、信濃川洪水、渡船難相成、交代幷應援之道絶果候ニ付、是非小船にても往返

仕度、精々水主共に掛合候得共、兎ても渡船出來不申由相斷候ニ付、無據岩村精一郎殿に相伺、差向被レ成方も無レ之候間、幾重にも勉強相防候樣、何れ其內應援の御差圖可レ被ニ成下一旨ニ付、其儘相固罷在候處。去十日夕八ツ時過、三佛生村陣屋江榎之木峠の方に當り、砲聲相聞候ニ付、直樣斥候差出候處、賊兵長岡の方より襲來り、尾州幷に當家の人數より、大小砲烈敷打立、賊兵も同樣山坂平地等より打ち掛り、戰爭相始候ニ付、早々應援の兵差出申度候得共、前書の次第、何分渡船出來兼、無レ據三佛生河原川端迄大小銃隊操り出し、川を隔打懸應援致し、其外薩州長州を始め、諸家の人數も同樣川の手前より發砲、應援に及候得共、賊兵は向側にて、且林に蔽はれ、何分睚と不ニ相分一候故、果敢々々敷應援出來不レ申候內、夕刻に至り、薩長兩家之人數川を押渡り、應援致候ニ付、當家人數も是非渡船仕度存候處、薩長兩藩より申聞候は、賊兵萬一渡船にて襲來候も難レ斗候間、此場所にて嚴重相固候樣との事ニ付、無ニ餘儀一同處に屯集、不レ絕發砲應援罷在候內、無レ程薄暮に及、双方休戰相成夜中番兵差出無ニ油斷一巡邏罷在候。翌十一日早朝より、薩長の兵峠の方に追々操込、當家峠江差出置候人數等合併、又々戰爭相始り嚴敷打掛候得共、此峠之儀は、前書之通長岡第一の要衝にて、賊兵必死相拒候體、當家人數も前日よりの戰にて疲勞可致と存、川前の人數操出合併進討仕度段、軍監に相願候處、長岡領浦村と申所渡船場にて、右之方手薄に付、同處へ轉陣いたし相固め候樣御達に付、十一日夕大砲隊一組、小銃組一小隊、小荷駄共、右村を操出し着陣仕候。尤高田藩同斷の人數操込相固申候。然る處、川續十三日朝迄峠の戰爭更に不相休勝敗不ニ相決一候由。且死傷別紙之通御座候旨、出張先家來より申越候段、可ニ申上一旨在所表伊賀守より申越候ニ付、此段先不ニ取敢一御届申上候　以上

五月廿日

松平伊賀守家來

岩間半彌

三佛生村河原の戰死傷者

三佛生村河原に於て、去十日應援之兵打死手負左之通に御座候

打死　目付　野間治太夫
同　大砲方　八木兼助
手負　銃士　船越精一郎
同　同　大熊健助
怪我　外二　夫人　三人

榎峠戰の負傷者

榎之木峠に於て去十一日戰爭之節手負左之通ニ御座候

手負　銃士　堀内掌一
同　先手組小頭　切田善右衛門
怪我　外二　夫人　二人

右之通ニ御座候　以上

上田藩兵別方面に進む

六月四日司令部よりの命令で、上田藩兵一小隊は、栃尾峠方面に向ひ、他の一小隊並に大砲隊は、川邊村（長岡の北小拒離信濃川右岸）に赴き、其所に堡壘を築造して之れを守つて居た。栃尾峠方面に向つた一隊は、八日夕加州藩の兵が、賊兵に取圍まれて苦戰に陷り、應援を申込んだのに對し、早速之に應じて山續きより賊の側面を攻撃した。賊兵は上田藩兵の不意打に愕いて、圍を解いて潰走した。川邊村に向つた一隊は七日より十五日迄、晝夜賊兵と戰を交へたが、十四日には賊兵曉霧に乘じ、薩藩兵の陣に襲ひ掛つた、薩藩兵も遂に敗れ、砲台も奪取されたが、上田藩兵の應援に依り、盛り返して賊を撃退し、台場を取戻した。

川邊村の上田兵

十六日後も戰止まず、十九日には賊兵大口村に進撃し、十二潟筒場等の加州、長州兵と交戰し、頗る激戰と成つたので、上田藩兵は應援に赴き、賊の側面を砲撃した。賊は夜半に至り退却したが、二十一日賊兵福島に潜進、火を放ち勢に乘じて、筒場十二潟大黒等の官軍を攻撃し、同時に川邊村なる上田藩

兵の陣地にも攻め掛つた。翌二十二日戰猶止まざりしが、夕刻に至り兩軍疲れて相退と成つた。此二十二日の朝、川邊村の宿陣に於て、傷病兵療治中であつた、藩附醫師林亮齋は、壁を貫いて來た流丸の爲めに、太股を打貫かれ、遂に二十四日死去した。（後日藩では此養子慶作に跡式を其儘給し且命じて三ヶ年間江戸表に於て西洋醫學を修行せしめた。）

林亮齋重傷

此度々の戰の爲めに、大砲方小島萬兵衛、小銃隊竹內林右衛門都築組若林熊藏等は戰死した。六月七日頃より、越後長岡方面に屯集して居た、長岡、米澤、會津の諸藩賊軍が、軍氣の沮喪を防ぎ、且官軍をして奔命に疲らしむる爲めに、各所に部分攻擊を行つた時の、戰であつたと云ふことである。

戰死者

七月三日大總督府大村益次郎より、北陸總督西園寺公望（高倉總督に代る）に宛て、奥州口の官軍は、七月中に仙台より莊內迄、賊兵掃蕩の手配なる由を告げ、北越方面の奮戰を望む旨の來簡があつたので、山縣參謀は薩藩兵を主とする部隊と、長藩兵を主とする部隊の二つに分け、薩部隊は今町口に、長部隊は栃尾口に向ひ、總進軍を爲すに決し、二十五日拂曉（栃尾方面は二十六日）前進行動開始の豫定であつた。然るに河井繼之助の長岡城奪回の壯舉があり。長岡藩總督河井繼之助は、榎峠方面に主力を向け、長岡城の兵力寡なかりし爲めに、城遂に陷りしをいたく遺憾とせしが、官軍は後續部隊の着到に依り、兵勢日に盛に成るに反し、我軍は漸次士氣衰へんとする情勢を察し、長岡城を奪回して軍氣を振作し、然る後、小千谷、關原、柏崎方面に攻勢を執り、一舉官軍を擊壞する策を立て、七月廿四日長岡城の夜襲を決行した。始めは二十日夜決行の豫定なりしも、霖雨の爲めに、八町沖の道路は水面下となり、前進不可能であつたので廿四日としたのである。會津、米澤兩藩兵に、長岡藩兵の一部を加へたる一隊を以て、城北本道附近に堡壘を築き、其方面を守備せる官軍を攻擊して、敵の注意を此方面に牽き、河井自ら夜襲隊を率ゐ八町沖（長岡城の北東）の沼澤地を强行軍して、遂に城奪回の目的を達した。此日官軍は、賊を前進攻擊する計劃で、諸隊概ね城外に出で、城中には長州兵三小隊、加州兵一小隊、其他の藩兵少許、居つたのみであり、且事不意に起つたので防戰にも力及ばずして城を捨てた。我上田藩兵の一部、城中に在つたも

大村益次郎越後口の官軍の奮戰を促す

河井繼之助長岡城を奪回す

城中官軍少なく城奪回さる

のも、小荷駄をまとめて、下條村に立退いた。此長岡城の奪回された時の情況を、上田藩より大總督府に報告した所は、次の如くである。

當時の上田藩戰況報告

越後表之儀、先日御届申上候後、諸家之御人數、何れも格別の戰爭無レ之候處、去る二十四日、總軍進擊の御手筈にて、早朝より薩長之人數過半操出し、諸藩ニも、夫々進擊の御達有之、何れも手配等致し、長岡城下空虛に相成候處、夜半後、俄に川手の守衛場殊に砲聲烈しく、龜貝、福島、稻葉等の村々、一時に出火相成、火勢甚猛烈にて、如何の樣子相分兼候內、尤早長岡入口、新染村に賊兵放火に及び、銃丸飛參り候由にて、市中一時に動搖、引續城下數ケ處に及ニ放火一、砲聲最烈しく、御本營近邊幷當方下陣邊、銃丸雨之如く、賊多人數乘込候由にて、諸藩の下陣も手廻次第立退候勢然る處、前書之通、進擊の御手筈故、城下の兵員至て小勢にて、殊に急襲の儀、旁以て防禦の術施し兼、不レ得レ止小荷駄引纏、一先下條村寺院ニ立退、翌廿五日ニ至り、小千谷表ニ引揚申候。右の節大砲方一人手負有レ之、則別紙に御届申上候。當時當家の人數、山之手幷川之手兩所江相分れ、何れも懸隔候場所にて、長岡の方は小荷駄斗故、何分防禦行届兼候由にて、暫時之間、長岡一圓賊の手に落候得共、猶又引續き、官軍進擊、去月廿九日長岡忽ち取戻し、其上見附邊迄進軍相成候由に候

川邊村の上田兵苦戰に陷る

川邊村に在つた上田藩兵は、二十五日進軍の豫定で、二十四日其準備中なりしが、翌朝午前三時頃に至り、長岡城夜襲隊の揚げた狼火に依て、本道方面の賊軍、一齊に攻擊に轉じ、信場、大口、十二潟、川邊等の、官軍陣地を猛烈に攻擊した。

上田藩兵の戰死傷者

上田藩兵は頑強に防戰したが、漸く苦戰に陷り、薩州隊に其狀を報告した、薩州隊よりは、小部隊の應援兵を遣したが、夜明頃に至り、敵狀を知ることが出來、銃砲射擊の効果著しくなり、賊兵は敗れて退却した。此時應援薩州隊は、長岡城に向つた官軍に參加するため、下條村の方に進軍した。此戰に上田藩兵中、小銃隊寺島誠之助は討死、嚮導堀彌三左衛門、大砲方岡本顯藏、都筑組手塚林之丞、三宅安

次郎の二名は負傷した。此時彈藥の欠乏を訴へるやうに成つたので、二十五日山縣參謀の命に依り、一旦關原の本營に引き揚げることゝなり、翌廿六日早曉到着、少時休憩の後、大島村（長岡城の西に當り信濃川西岸に在る）に向ふべき命を受け、直ちに大島に至り、高田、松代二藩と共に、草生津渡船場より、敵の渡船を防止する任に當つた。

川邊村の戰況

此時の戰況を上田藩より大總督府に宛てた報告書は次の如くである。

川邊村一の方出張之人數、去月二十五日には、愈々進擊の手筈相附置候處、二十四日夜八ツ時過頃、大砲台場の筋違、凡二十間內外江、萱原或は小溝を傳ひ、賊徒潛入俄に連發致し候に付、當方も頻に發砲いたし、防禦に及候處、賊兵深溝を傳ひ、或は萱原に潛伏し猶も進入の勢相見候に付、大砲隊より數彈連發いたし候へば、賊兵少しは畏縮之樣子に候へども、萱原深溝の地形故、數彈の効も十分には無之、其內に大口村並に十二潟、筒場、大黑等の方も、發砲の聲稠敷相響、何れも激戰之樣子に相聞へ、又長岡の方に當り、火勢相見へ、追々大火に相成候に付、夫々斥候差出置、銃兵は一圓に防戰に力を盡し、手負討死別紙之通にて、甚苦戰いたし候得共、賊も亦必死を以て、更に不退、動もすれば及接戰候場合に相運び候勢に付、其段薩州隊へ通知致候處、薩州分隊程、當方へ應援いたし候得共長岡之方火勢愈盛に相成候に付、爲二加勢一下條村之方へ繰出し申候、扨對戰時を移し候內、次第に黎明と相成、敵の進退伏仰俄に相見へ、銃士は益烈敷發砲いたし、大砲隊にては散彈を打掛、彼是の間賊兵溜り兼、本道を捨て散亂遂に及敗走候。暫ありて、賊散布の跡を檢し候處、流血數ケ處に有之、中には面部顏肉等落散候も有之、死傷不少義と相見候。此砌分捕別紙之通有之候。翌廿五日に至り、官軍進擊の氣盛に候得共、長岡燒亡に付、彈藥等取續方無二覺束一に付、長州參謀方より達有レ之、一旦關原江引揚候樣にとの儀にて、則薩州江打合せ、夫々引揚の手配致し、人數引纏め夜中出立、翌廿六日四ツ時前關原江着、少時休憩いたし候內、御本營より御遣にて、食事相濟次第、早々大島村へ繰

出し候様御達に付、直様人數繰出し、大島村へ到着、松代藩、高田藩と、草生津の渡船場上手に於て敵の渡船を相守候様御達有之、川原中に於て、夫々請持場を相定、晝夜對發致居候處、去月廿九日曉より、諸手進擊之手配にて、當手も烈く砲戰仕候處、賊徒遂に敗走致候に付、直様追擊可ㇾ致覺悟の所、猶長藩より演說有之直ちに信濃川を渉り晝八時過、長岡迄相進候處、猶又宮下村、浦瀨村江相進候様、參謀衆より達に付、夜五時過浦瀨村迄着陣いたし候

官軍の一隊新潟附近に上陸す

官軍は海路一軍を送り、新潟附近に上陸させ、賊の背面を衝くと同時に、長岡と會津方面との連絡を絕つの計を策したが、新發田藩が忝順の意を表したので、行動が順調に進んだ。依て急ぎ長岡城を奪取するに決し、七月廿九日の早天、濃霧に乘じ急襲して此を陷れた。上田藩兵も諸隊進擊の手配に依り長岡城を砲擊した、此時大砲方森田雄之進は負傷した。

河井負傷し、長岡軍意氣大に沮喪す

長岡藩總督河井繼之助は、長岡奪回の日、卽ち七月廿四日の翌日、優勢なる官軍、城北より長岡に迫り、此方面の守備に當れる篠原、稻垣、鬼頭、小野田の諸小隊、必死防戰せしも、遂に退却せざるを得ざることゝ成つた、此時河井は、此方面を氣遣つて來援した、其時流彈の爲めに左足の膝下に骨折銃創を負ひ、四郎丸村の軍病院に送られた。此爲めに長岡藩兵は、意氣大に沮喪し、官軍は容易に長岡城を奪取することが出來たのである。

川邊村方面上田藩兵戰死傷者

上田藩兵が、六月四日川邊村に堡壘を築いて、此處に據つた後、此方面一帶に築かれた官軍の堡壘に向つて、賊軍は度々來襲した、之れが爲めに、上田藩兵も時々苦しい戰をした事があり、其都度死傷者を出すに至つた。廿四日以前、此處にて死傷した人々は、死者大砲方小島万兵衛都築組若林熊藏小銃隊竹内林右衛門醫師林亮齋外夫人一人であつた。

長岡城再奪取の後は賊軍會津方面に逃る

上田藩の一小隊栃尾峠方面に向つたものは、所々にて戰つたが、長岡城陷落後は、賊勢頓に衰へ、會津方面へ逃走し、北越方面に於ては、戰は了つたといふ狀態になつた。

官軍の追撃前進上田藩兵も八十里越を越え會津領に入る

是に於て北陸の官軍は、追撃前進の方策を決し、會津方面、米澤方面、村上莊内方面の三隊を編成した。我上田藩兵は、親兵、大垣、高崎、加州、松本、須坂、飯山、高遠、高島諸藩と共に、合計六百人程三條附近より、八十里越を經て、若松城下に向ふことゝなり、九月十二日吉ケ平に進み、九月十四日同地を出發し、八十里越を越え、會津領只見村に着し、廿五日には西谷村迄進んだ所、敵兵猶頗る猖獗で叶津只見邊に在つた、高遠、高島、飯山等の諸藩兵は苦戰の趣にて、追々引揚げて來たので、此處に軍を止め、三藩と申合はせ、防禦の手配をしたが、敵兵が我軍の背後に出でんとする形勢が見えたので、他藩と相謀て、軍を川口村に移した。此時叶津村の大小荷駄が敵手に落ちて、兵糧が續かず大に苦んだ。其時恰も軍令があり、一と先づ水沼村迄引上げて、粮米の手當をする事が出來、同月廿七日には、再び川口村に進軍した。此時松代藩の二小隊も繰込んで來て、申合せの上、本名村より只見川を挾で並び進み、廿九日には叶津に達し、其より只見、楢戸を經て、黒谷村に進んだが、此時には、此村内に居た敵兵は、兵器を捨てゝ退散し、左程の抵抗も無かつた。十月二日軍を小林村に移して、此處に駐つたが、同月七日に至り、野尻村迄引揚ぐべき軍令に接し、同所に於て解兵の旨を達せられた。會津藩は九月廿二日官軍に降伏依て十一日出發し、十五日には越後五泉まで引揚げた。

野尻村迄引揚げの令あり

上田藩兵凱旋

一方、會津領小野川村に分れて居た、他の一小隊も引揚げの命令で此地に來り、二小隊合併の上、同十七日五泉を發足、十一月朔日、在所上田表に凱旋した。

上田藩兵戰爭の場處

十一月十九日、上田藩より右上田表へ歸着を届くると同時に、四月以來出兵中、隊長の者に對し度々感狀を賜はり、且兵士へも度々慰勞の酒肴を賜はりしを、拜謝した。

上田藩兵戰爭の場處　京都軍務官よりの達にて、上田藩より届け出でたる戰爭場所は

一越後國於二榎木峠一晝夜苦戰仕候。五月十日夕より同十三日夕迄、一番小隊

一同國於二三佛生村一隔水戰爭仕候。同月日。二番小隊幷大砲

一同國於二浦村渡船場一對壘折々戰爭仕候。同月十一日より十九日迄、二番小隊幷大砲
一同國於二榎木峠一晝夜苦戰仕候。同月十四より十八日迄、一番小隊
一同國於二坂井口一戰爭仕候。六月二日、二番半隊
一同國於二札山金山一不レ絕戰爭仕候。月日未詳、一番小隊
一同國於二栃尾峠一戰爭仕候。六月八日夕一番小隊
一同國於二川邊村一對壘戰爭仕候。尤六月十四日、同十九日、七月廿五日曉、賊襲來に付一際苦戰仕候。同月七日より七月二十五日迄、二番小隊及大砲隊
一同國於二浦瀨一戰爭仕候。七月朔日、一番小隊
一同國於二程川村一力戰仕候。同月廿五日曉、一番小隊
一同國於二大島村一對壘戰爭仕候。同月廿六日より廿九日迄、二番小隊大砲隊
一奥州於二唯見川及橋立峠一戰爭仕候。九月廿五日、二番小隊
一同州唯見黒谷兩村の賊徒追擊仕候。同月廿六日、二番小隊

明治二年上田藩屈出の上田出兵の戰爭次第柄

覺

去辰年賊徒爲二追討一、越後表江出張仕候弊藩戰爭次第柄之儀は、五月十日同國三佛生於二河原一戰爭仕候より引續連月連旬同國所々へ轉陣數度及二戰爭一八十里越より奥州路江追々進軍、小林村幷に小野川村分隊大芦及山口邊屯集之賊徒相押罷在候處、會津落城に付、十月四日御達有レ之越後國砂小原村迄兵隊引揚げ罷在候處、猶又御達に付、同所出發十一月朔日、在所上田表江兵隊不レ殘引揚申候

十一月朔日出陣者凱旋の時は、出陣者は、堂々表門より屋形に入らしめ、溜ノ間に詰めさせ、然る後大書院に於て一統に對し、藩主より厚く慰勞感謝の言葉があり、組支配の人々には、廣庭に於て、挨拶

上田出兵の戰爭次第柄

があつた。其後出陣者には日數取調べ、其日數に依り、七十日以上之者御料理幷金五百疋、三十日以上之者御料理幷金三百疋、三十日以下之者御料理を賞賜して其勞を犒らつた。

出兵々數

出兵々數は、上田京都公用人より軍務所に十二月十七日届け出た所に據れば

師岡主鈴以下惣人數〆百三十六人
　內隊長一人司令士二人　物頭二人
　役人
　銃士　六十三人
　醫師
　銃隊足輕
　小役之者　六十八人
藤井求馬助以下惣人數二百三十五人（交代兵）　內十人戰死
　內隊長一人司令士二人物頭四人
　役人
　銃士　六十一人
　醫師
　銃隊足輕
　小役之者　百五十七人

死傷者に對して北陸先鋒總督よりの弔慰療養金の下賜

死傷者に對し、北陸先鋒總督高倉永祐、四條隆平の名を以て、左の如く弔慰療養金を下附した

別紙の銘々賊徒追伐逐戰死候段神妙ニ存候依之目錄以聊寄奠儀者也

辰五月

隆平
永祐　朱印

上田隊長江

別紙ニハ上田藩討死として野間八木堀内を載す。戰死者一人金三千二百疋

別紙之銘々勇戰被創候旨苦惱察入候依之聊爲療資目錄差遣候也

辰五月　　隆平
永祐 朱印

上田隊長江

藩の戰死者に對する取扱

別紙ニハ船越大熊切田を載す。療費負傷者一人金千三百疋

藩に於ては、戰死者には香料を贈り、戰歿場所には其墓碑を建て遣はす事にした。

上田藩への感狀

先般當國出兵之諸隊追々進擊盡力有レ之候趣、達ニ天聽一神妙之至ニ思召候自今尙更可レ抽ニ精忠一旨御沙汰候事

辰五月　　公望 花押

西園寺公望は五月十九日北陸道總指揮官に任命された。高倉は病氣に罹り、事を見るを得なかつた。

後北陸鎭撫總督に仁和寺宮嘉彰親王が任命され給ふた。

長岡落城後連戰無ニ虛日一殊悍強之賊と對レ壘連句不レ得ニ休息一遂ニ苦戰一候段實不レ堪ニ感激一因テ勅ニ一使一聊慰ニ軍勞一候尙直樣朝廷に及ニ奏聞一候也

六月十八日　　永 花押
公 花押

防寒毛布の下賜

同時に與へられた感狀で、松代藩の者には、別而粉骨之段、の句がある。信州諸藩中此役に尤も働いたのは松代藩であつた事は事實である。

叡慮出陣兵士の苦寒を察し給ひ、毛布を下賜された。

東北征討之諸軍勇進長驅既ニ賊巢ニ逼リ捷報日ニ至リ叡感不レ斜候、然處邊鄙之地追々寒天ニ赴キ風雪慘苦ニ可レ至哉ト深被レ爲レ痛ニ聖念一候ニ付、格別之思召を以て聊爲ニ防寒一毛布一着宛賜候事

九　月

此御下賜毛布は、出張中拜受するに至らないで、凱旋後に下賜された。

出兵歸休命令

出兵歸休命令

今般奥羽越諸賊降服略及ニ鎭定一候條、全以各藩之盡力諸兵隊苦戰之儀と深大義ニ被ニ思召一候、尙追而被ニ仰出一候旨茂可レ有レ之候得共、一先可レ致ニ歸休一候樣

御沙汰候事

明治二年正月二十二日、京都會計官出納司より、北陸道官軍が、上田藩領分内通行の節、休泊幷人馬賃錢等は、京都會計官より支拂ふが故に、其額を取調べて差出すべき旨の達があり、上田藩よりは、翌三年三月に、取調書を提出したが、其金額は金千五百五十一兩二分二朱錢六百十五文であつた。

官軍上田領通行宿泊幷人馬賃錢

戰死者表

戰死者表

人名	年令	場所	備考
野間次大夫藤原宣友	當辰　廿三歳	五月十日　三拂生河原	討死
八木衆助藤原吉辰	同　四十歳	同	討死
堀内掌一菅原直大	同　四十一歳	五月十一日　榎ノ木峠	負傷廿一日ニ死亡
小島万兵衛源信成	同　三十三歳	六月七日　川邊村	負傷廿六日ニ死亡

若林熊藏藤原信之	同　三十九歳	六月十四日　同		討死
竹内林右衛門紀重庸	同　二十九歳	六月十九日　同		同
林亮齋藤原豊明	同　二十七歳	六月二十二日同		負傷二十四日死亡。醫師
寺島誠之助源信古	同　三十九歳	七月二十四日同		討死
原善太夫藤原親長	同　三十五歳	同　同		負傷八月五日死亡
竹内喜久左衛門紀重房	同　四十一歳	同　同		討死

以上は神祇官より取調差出すべき旨の命に依り、十二月十九日に上田藩より調査提出した所のものである。

負傷者

堀彌三右衛門　森田雄之進　船越精一郎　岡本顯藏　大熊健助　切田善右衛門
手塚林之丞　三宅安次郎
以上八人　外に中間夫人百四十五人

出征者行賞

武者奉行として、閏四月より出征した藤井求馬助には、職務精勵指揮行届き、諸隊無滯凱陣、依之御料理幷白銀七枚及白鞘刀を、九月一日より出征した師岡主鈴には、御料理幷白銀五枚及三ツ所物を賞賜せられ、司令士以下從軍者には、皆賞賜慰勞する所があつた。

藤井鉚太郎、久松小源太、戸祭十郎左衛門(御料理幷白銀五枚宛マンテル地下賜)。木村司之助、山村太八郎(御料理幷白銀四枚宛)。外村豊治郎、山田貫兵衛(御料理幷白銀二枚宛)。岡部志摩允、飯塚大助、山本源左衛門、木村競、坂巻淳之進、堀彌三左衛門、永井丹藏、佐治幾馬、村上左兵衛、河内山

一郎右衛門、早川利藏、篠原邦太郎、松井間、木村鈔之助、猪飼源五右衛門、石川三十郎、天野十太夫、梅戸錬之進、松宮銛三郎、小林傳內、鷲見太源治、村上亘理、駒田舍人、宇野鐵之進、森田雄之進、喜多澤東馬、百田丈人、加藤吉之丞、加舍貞七郎、渡邊五兵衛、稻垣多門太、松岡清左衛門、林岩尾、掛山隼允、小林鑑三郎、瀧澤省吾、小島顯允、勝俣東安、村瀨太兵衛、吉形彌五郎、高柳鋤太郎、彦坂一郎、岡本肅造、渡部極人、船越精一郎、坂口鑑司、鈴木鑑三郎、齋藤龜太郎、堀謙吉、波多策藏、神尾新一郎、竹內善次郎、西山惣平、山崎良助、山田壽太郎、山本順兵衛、矢島万之丞、里見藤左衛門、船越小兵衛、石田忠衛門、村瀨藤太夫、中澤源之丞、佐伯篤藏、淺井九右衛門、石川保之允。（御料理幷御目錄五百疋宛）此內、山村太八郎、岡部志摩允、飯塚大助、瀧澤省吾、坂卷淳之進、神尾新一郎、石川保之允は、出張中心掛宜敷段に付金千疋宛。船越精一郎は金八百疋。早川利藏、篠原邦太郎、吉形彌五郎、鷲見太源治、波多策藏、岡本肅造、稻垣多門太、船越小兵衛、淺井九右衛門は撒兵胴亂一ッ宛、特に下賜された。（此處には目錄三百疋以下は記載を省く）

出征日數に依て賞す

此時には出征日數に依て、次の如く賞賜した。

出征日數七十日以上　御料理幷目錄金五百疋
同　三十日以上　御料理幷目錄金三百疋
同　三十日以下　御料理

（松平家日乘）
（北征日誌）

會津領の繪圖面を差上ぐ

猶明治二年正月廿七日に至り、鹽尻組上鹽尻村原與左衛門は、屋形に呼出され、昨春以來越後筋探索方行屆き、殊に會津領繪圖面寫取り、上田藩に差出したる功を賞せられ、御徒士格待遇申付け、村役人勤向は從前通りと申渡された。

第二節　出　兵

㈠梵天一揆出兵

淺間山大爆發

天明三年は氣候不順、其上六月には、東國に大雨洪水あり、北國西國には大暴風あり、七月には淺間山の大爆發があつて、熔岩噴出して山麓三十五ケ村を漂壞し、此災に罹り橫死する者四万餘人、畜類の如きは其數を知らず、又其降灰の被害も甚大であつた。八月に入り氣候不順、穀價暴騰の爲めに、諸國の究民餓死する者多かつた（明政間記、泰平年表）、幕府が藁餅製方書を諸方に頒ち、救餓の一助としたのは、此時である。

上州磯部村の究民暴動を起す

上州の究民橫川關を破り佐久郡に侵入す

九月廿九日夜、上州碓氷郡磯部村の飢餓に頻せる究民等、此際貯穀者共を打潰すべし、と唱へて先づ蜂起し、安中板鼻等の究民之に加はり、橫川ノ關を押破り、碓氷峠を越えて、十月二日信州輕井澤に出で、沓掛追分を始め、佐久郡の村々を掠め、亂妨狼藉を働き、脅迫して加勢を強要し、小諸城下に達した頃は、一揆の人數約三千人に及んだ。十月四日の夕刻小諸城下を通過した後は、再び掠奪亂暴放火等を恣にし、小縣郡に入つては、新張村酒屋所右衞門、朴屋村酒屋蓬屋幸三郎、禰津村質屋九郎右衞門等先づ其厄を被つた。夫より一揆は田中海野邊まで進んだが、上田藩の出兵あらんを恐れ、道を右に轉じて小井田村に向ひ、庄屋惣左衞門を打潰し、夫より矢澤領赤坂村に進み、庄屋酒造業金子市郎右衞門を打潰し、上原村を經て眞田村に入り、同村の富裕者穀屋宮下金次郎。橫尾村酒屋北澤文七を燒拂ひ、類燒六戸に及んだ。夫より中原村に出で、酒屋東左衞門方を荒らしたる後、下原村に下り、川久保橋を渡て、將に伊勢山村に入らうとした。

一揆小縣郡に入る

眞田橫尾等掠奪に遭ふ

上田藩にては、騷動一揆亂入の注進に依り、之に處する方策を議し、一揆の者、城下は勿論、領分内に亂入狼藉を振舞ふに於ては、直に手配して、悉く之を搦捕るに決し、武器武具の準備をなし、家中一

同へは、一揆若し當表に押し來ることあらば、先づ利害を說き聞かせ、其を聽かなければ、悉く搦捕り手に餘る者は打殺す事にする。故に銘々油斷せずして宅に控え居り、追ての沙汰を待つべしと達せしが五日其後の情報に由り、一揆の者共、追々上田領分內に、進み來るを察し、用人一人、物頭一人、目付一人、侍分五十人、足輕百人（內鐵砲五十人、弓五十人）、醫師一人之に附添ひ、一揆鎭撫取押の爲め、大屋方面に出動した。

一揆を川久保橋に防ぐ

五日の夜、梵天の旗（竿の先に幣帛を附けたもの）を先頭に飜したる一揆は、川久保橋を渡て伊勢山村に進入せんとした。此時豫め用意せし伊勢山村庄屋庄右衛門は、川久保の崖上より村の若者共をして、一揆に向ひ石を抛下せしめた、橋を渡らうとする一揆、渡らせじとする村人、との間に激しい競合が行はれ、村人方は一揆二人を打殺した。上田藩は此方面の急報に接し、物頭一人、目付一人、馬廻りの屈強なる者十餘人足輕五十人電馳川久保に向ひ、村人を援けたが、一揆の者共は銃聲に怯え、梵天を打捨て、下原村の方に潰走した、此時追捕生擒する者三十人。藩は一揆取鎭めの、人數を出した時、直に他領の百姓共大勢集て、近領迄押來り町家など打潰狼藉に及ぶとの事である、若し私領分へでも押來らば如何樣にも取鎭める旨を届け出で、同時に其時當方の說諭鎭撫を聽かずして、不法の働をなし、取鎭め難き時は、玉込の鐵砲を使用するも、差支無きやを伺出たが、五日夜川久保方面の一揆、潰走したので、翌六日急使を立てゝ

上田藩の報告

先達て御届申上候通他領之百姓共去る五日夜私領分横尾村眞田村と申在家江入込火を懸け理不盡之趣に付卽刻人數差向候得者逃走申候內三十人程召捕候

と江戸に報じ、翌九日藩主より幕府に届け出た。

一揆の吟味

川久保方面にて召捕りし一揆は、伊勢山村庄屋宅にて、一應吟味を爲し、又大屋方面に向ひし一隊の追捕し來りし者は、海野町問屋太郎兵衛宅にて、一應の吟味を遂げ、共に入牢せしめた。召捕合計四十

四名内一名は死亡したであつた。藩は其後、一揆の中四十四人内一人死亡召捕り、在所上田に於て、取逃さぬ様手當して居るが、其四人を、如何に取計ふべきやを、幕府に伺ひ出た、之に對し幕府よりは、月番町奉行より申達する故、左様心得らるべしとの指令があつた。上州一揆勃發の報、江戸に達するや、牧野大隅守成賢、曲淵甲斐守景漸の兩町奉行は、同心を隨へて。上信方面に急行、一揆取鎭めに赴いたので、上田藩への指令は、兩奉行出張後に、出したのであらう。一揆の召捕られし者は、小諸藩、岩村田藩、町奉行の手などに依て、捕へし者までを合計する時は、三百人以上に及んだとの事である。兩奉行は追分に假吟味所を設け、吟味を行つた。此召捕者の年齢は十だい二十だい位の若輩もあり、七十才以上の老齢の者もあつた。又生在所は上州吾妻郡の者信州佐久、小縣内の幕領の者もあり私領卽ち岩村田、小諸、上田藩領の者もあり、禰津、矢澤の旗本領の者もあつた。

一揆の捕えらるる者三百人以上に及ぶ

伊勢山村庄屋庄右衛門

十二月に至り、此時一揆防禦に殊功を樹てた、伊勢山村を賞し、庄屋庄右衛門は、苗字清水を稱するを免され、且帶刀御免の格式を與へられ、組頭小八は、苗字帶刀御免、庄屋格を與へられ、其他の村役人にも、各賞賜があり、村中へは錢十五貫文と米五俵賞與された。依て庄右衛門は、村人銘々に此を平等に分配して、其勞を犒つたと云ふ。

㈡天保稻荷山騷動出兵（騷動の部參照）

㈢天保十三年幕府は、外國船は見當り次第、速に之を打拂ふ、所謂文政の攘夷令を改めて、外國の者にても難風に逢漂流等にて食物薪水を乞候迄に渡來候を、其事情不二相分一に一圖に打拂候ては、萬國へ被レ對候御處置とも不思召候、異國船と見請候はゞ篤と樣子相糺し、食糧薪水等乏敷、歸帆難成趣に候はゞ、望の品相應に與へ、歸帆可致旨申諭、尤上陸は爲致間敷候、され共彼方より亂妨の始末有之候か、望之品與へ候ても、歸帆不レ致及二異議一候はゞ、速に打拂臨機之取計者勿論之事に候と、申觸るゝと同時に、此の如く異國船に對する、取扱方を改むるも、警衛の事は彌嚴重にして、人數及武器等は、今迄よ

り一層整備すべき旨を、諸大名に申渡した。翌天保十四年に、異國船渡來の際には、臨時に警固防禦等を、申付くる事も有るべきに依り、諸大名に、江戸有り合せの兵員等を、幕府に届け出でさせた。此時上田藩より、命令次第早速差出し得る所として、届出では次の如である。

上田藩届出の異國船渡來の節人數手當

異國船近海江渡來之節人數手當左之通

一家老　一人。一旗奉行　一人。一物頭　二人。一目付　一人。一勘定奉行　一人。一給人　五人。一中小姓　十人。一本陣場奉行小荷駄奉行兼道醫師　一人。一外科醫師　一人。一徒士目付　五人。一書役　一人。一勘定方　一人。一小役足輕　二十三人。一鐵砲足輕　十五人。一弓足輕　十人。一長柄足輕　十人。一旗之者　四人。

一鐵砲　十五挺但玉目四匁三分。一旗　二流。一貝太皷　一組。一弓　十張。一長柄　十本。一百目筒　二挺

此後藩主忠優大坂城代を命ぜられたので、弘化二年十二月廿七日、此度大坂城代に命ぜられ、大坂表に家來共を引連れて行つた故、江戸表の人數は、至て少數に成つた。依て城代勤務中は、江戸近海防備の人數の手當、しなくとも差支無きやを伺出で、手當に及ばずとの指令があつた。

(四)和宮關東御下向の警衛

和宮御東下警衛

萬延二年公武合體の爲め、孝明天皇の御妹にます親子内親王は、江戸將軍德川家茂に、御降嫁遊ばさるる事となり、此年十月二十日京都御發輿、中山道經由、御東下遊ばされた。

此時幕府は鄭重なる御取扱の上に、周到なる注意を以て、其御道筋を警衛した、其有樣は中山道開通以來、空前と云はれた程で、沿道二十九大名の警衛、十二大名の御輿警固といふ、嚴めしい御通行であつた。之れは幕府が皇室に對して、敬意を表しまつりしに、出たのは勿論であるが、此公武合體和宮御降嫁の事に就ては、大に反對する者も有つたので、御道筋の警衛嚴重を極めたのである。而して尊皇の

意を表するため、御東下に先つて、幕府は沿道諸侯に

和宮御下向に付き沿道諸侯への幕府の通達

和宮様御下向之節、御道中御晝休御泊、其所の領主在邑之面々領分之内於御泊爲レ伺二御機嫌一、加納遠江守旅宿江使者可レ被二差出一候

と達して、敬意を表せしむるに注意し、又殆ど未曾有の人馬徴發大動員を爲し、御通行御道筋、道路橋梁の普請、掃除等を命じ、且傳馬人足等に、事缺くが如きこと無いやうに準備した。今左に當時の記錄の存する者の一を記して、其狀況の一斑を窺ふ資に供する

當時の記錄の一

和宮様御下向に付、和田、長久保、兩宿道普請并御傳馬人馬取調控 塩田組より

手塚村　道普請人足一六二六人　御傳馬人足一七七三人　馬九十四疋
新町　御傳馬人足七五一人　馬四十一疋
野倉村　御傳馬人足三一八人　馬十八疋
別所村　道普請人足一五二八人　御傳馬人足一三九一人　馬九十疋
本郷　道普請人足八〇六人　御傳馬人足八三二人　馬四十四疋
五加村　道普請人足八一四人　御傳馬人足七八五人　馬四十四疋
下之郷　道普請人足五三三人
保屋村　道普請人足八四〇人
柳澤村　道普請人足六九二人　御傳馬人足六八九人　馬八十九疋
石神村　道普請人足六四〇人　御傳馬人足七四二人　馬八十七疋
鈴子村　道普請人足六一三人　御傳馬人足六二三人　馬五十一疋
平井寺村　道普請人足三五二人　御傳馬人足四三四人
町屋村　道普請人足九七五人　御傳馬人足一三七六人　馬百十四疋

奈良尾村　道普請人足九六五人　御傳馬人足一三七六人　馬百十四疋

鹽田組割當人馬總數

人馬共惣〆二萬二千二百八十一

内　道普請人足一萬三百八十四人　御傳馬人足一萬千八十一人　馬八百十六疋

（別所村倉澤史料）

御東下の御日取は、十月二十日京都御發輿、十一月十四日板橋御泊、翌十五日五ツ半時御供揃にて、江戸清水屋敷に入らせらるる事に取極められた。而して信州内の御泊は、三留野、上松、藪原、本山、下諏訪、和田、八幡、沓掛、であつた。

此年八月老中久世大和守より

和宮樣御下向之節御道中御輿御先御跡御警衛

上田高遠二藩御警衛任務

松平與十郎

本山宿より和田宿まで

内藤駿河守

右之通相心得家來差出、御行列惣御同勢之御先御跡を警衛候樣可レ被レ致候、人數高武具等之儀は、面々見込たるべく候　尤見込之趣御供御目付江可レ被レ届候

八月

猶此時、御輿御先御跡御供之者心得として、御旅館前後に屯所を設け、晝夜勤番すべき事。御警衛に罷出づる家來は、何れも強壯なる者を選拔して、召連れべき事等が達せられた。

上田藩御警固の人數

此時上田藩御警固の人數は十分七十人程で（赤松小三郎も、十月二十六日より二十九日迄の間に出發し、加つて居た）、總指揮官は岡部志津馬であつた。任務は本山宿番所勤番、鼈尻宿番所勤番、下諏訪宿外の番所勤番、及び本山宿より和田宿迄の、御輿御先御警固を勤め、其行列世話役は、吉岡源太郎であつた。和田宿より

沓掛宿までは松代藩。沓掛宿より上州坂本宿迄は、上州小幡藩伊勢崎藩が、御輿前後の御警固の任に當つた。そして御道筋は、本山宿下諏訪宿間は松本藩。下諏訪、和田宿間は高島藩。和田宿芦田宿間は飯山藩。芦田宿岩村田間は小諸藩。岩村田追分宿間は岩村田藩、須坂藩。追分宿坂本上州宿間は飯田藩、上州沼田藩が、御警衛申上ぐる事と成つた。和宮は御降嫁に當り、堅く婦道を守らせ給はんとの御覺悟を以て、御東下あらせられ、御入輿の後、將軍家茂との御仲睦まじく、將軍大坂在陣中薨去の報に接するや、いたく慟かせ給ふたが、間もなく將軍歸府の砌、御土産として持參あるべく、調へ置きし西陣の織物が、將軍家形見の品と成つて、宮に奉らるるに至りしかば、宮は其織物を抱きたるまゝ泣き沈み

空蟬の唐織衣何かせん　綾も錦も君ありてこそ

と詠じ給ふたとの事であり、其後の御行動は、我邦婦女の龜鑑と稱へられし所より考へると、十一月八日佐久郡平塚村なる、相生の松と其名もしるき木の下蔭に、少時御輿駐めさせ御小憩の其間にも、梢を渡る松風の颯々たるを、琴瑟相和の音とも、聞召し給ひしならんと拜察せられ、同九日輕井澤御晝餐の御座室より、眺め給へる山の名の、離れ山といふ由聞召し、隔の障子閉させ給ひしかば、やがて其山の名を、子持山と改めたりと傳ふるも、げにさもありけんと想はるるのである。

かくて御休泊を重ねし後、十一月十五日板橋宿御旅館四ツ半時御供揃にて御發輿、江戸清水邸に着かせられ、翌十二月十一日、江戸城大奥に御入輿あらせられた　續德川實記

和宮御東下に付、上田藩は御用金二千兩を領内に申付けた。其時町分への申渡しは

上田藩の御警衛
御用金

一金百七十兩　町　分

内八十五兩　酉九月八日納
同十五兩　同十月十二日納

右は此度和宮樣御下向に付御警固被レ爲レ蒙レ仰候に付、御用金に候間割合書面之通取立可レ被レ差出一候

以上

御用金各組割宛

九月五日

在分は七組及武石、川中島は各金二百十兩宛で、戌三月迄に差出すやう申付けられた。此時鹽尻組は割當額の半分は、十二村平割とし、半分は萬延元年の調達金の割合に、比例して取立つることとした。

農兵勤務を完ふす

此御東下の時、踏入、當田、房山、山口、鎌原、西脇、諏訪部、生塚、秋和、上、下鹽尻村より、徴發した農兵三十名は、長柄代として勤務し、御警固の列に加はり、滯りなく其任務を果し、後日其功を賞せられ、銘々烏目三百文宛を賞與された事は、特筆すべきである。猶此時別所村南條藤兵衛は、塩尻下諏訪二屯所の標札を、獻納した廉を以て賞せられた。

御警固に就ての用品發送

御警固用として、上田藩より仕送られた物は、本山宿屯所へ米百二十八俵、下諏訪屯所へ二十六俵、武石屯所へ二十六俵、草鞋二千五百足本山宿屯所へ、一千足松本問屋へ、五百足宛保福寺問屋塩尻宿問屋へ、三千足下諏訪宿屯所へ、千足和田宿問屋へ、千五百足武石屯所へ、合計一萬足。木炭三十六俵は武石村より、下諏訪宿に送らしめ、此外夜具蒲團毛氈等は、兩問屋をして送らしめた。

田中組割番小野利右衛門の文久元酉年の日記中に

一米貳拾五俵　但三斗八升入

内

貳俵　大屋村、上青木村、中吉田村、海善寺村、田中村、加澤村

壹俵　下吉田村、岩下村、下青木村、久保林村、林之郷、下深井村、上深井村、下深井村、中曾根村

栗林村、東田澤村、東上田村、當田村、本海野村

一草鞋千二百五十足

内

六十六足　下吉田村、大屋村、岩下村、下青木村、上青木村、中吉田村、下深井村、中曾根村、栗林

村、東田澤村、海善寺村、田中村、常田村、加澤村、本海野村

六十五足　久保林村、林之郷、上深井村、東上田村

此度和宮様御下向に付御警衛被レ爲レ蒙レ仰仍之御入用米御草鞋被二仰付一候。九月十二日

とあれば、此時の入用米百八十俵や、一萬足の草鞋などは、上田領内に申付けて差出させたものと思はれる。

(五)亞米利加人宿寺警衛

文久元年五月、浪士等江戸高輪東禪寺を襲ひ、英吉利人を殺傷した事件ありしを以て、幕府は爾後諸藩に命じて、外人居留の宿所を衛らせた。

文久二年六月、上田藩は、亞米利加合衆共和國人宿寺なる、江戸麻布善福寺の警衛を命ぜられ、人數四十六人程差し出した。其節其任に當りし者に、與へたる藩の訓令は

此度亞米利加人宿寺、麻布善福寺ゟ警固人數差出候様被二仰付一候ニ付、勤仕之面々晝夜無二油斷一嚴重可二相勤一之事

附勤仕之面々酒一切可レ爲二禁止一之事

一御直參之衆ゟ堅無禮等致間敷事

一喧嘩口論可二相愼一候、若無レ據義出來候共、後日之可レ爲二沙汰一事

附異人に對し無作法之義無レ之様、自然無レ據義出來致候共、其筋へ其旨申出可レ任二差圖一事

一合藥有之儀に付、火之元別而入念末々迄堅可二申聞一事

右之通勤仕之面々篤と相心得聊猥成義無レ之作法正敷相勤可レ申者也

（御用部屋御用向留）

水戸浪士

(六)水戸浪士通過出兵

水戸藩には早くより、學者間に學派の爭があつたが、又十一代家齊將軍の時「押つけ養子」の事より、水戸藩には此を拒斥するを主張する、藤田東湖、會澤恒藏等の一派と、將軍の意を迎へて、之れに媚附せんとする一派とを生じ、互に相爭ひ、前者は自ら正義黨と稱し、他の一派を奸黨と呼び、軋轢甚しかつた。けれども正義黨の主張が通つて齊昭水戸藩主と成り、正義黨の藤田等は重く用ゐられしも、齊昭薨じ慶篤の代となり、正義黨と奸黨とは、其勢互に消長ありしも、奸黨遂に勝を得て、藩政を專にするに至つた。於是東湖安政二年の地震のために死す　の子藤田小四郎、水戸町奉行田丸稻之右衛門等は、相率ゐて藩籍を脫し、元治元年三月筑波山に據り、烈公齊昭の遺志を奉じて、尊王攘夷を主張した。此時水戸家老武田伊賀守正生耕雲齋も、奸黨の言に依て斥けられ、水戸に幽せられた。小四郎等は伊賀を推して首領とし江戸に出て奸黨市川善右衛門等が、正義の士を誣ゆる由を、藩主に訴へやうとした。然るに道通ぜずして意を達することが出來なかつたので、再び筑波山に據り籠つた、幕府は若年寄田沼玄蕃意尊を遣はして、其鎭撫の任に當らせ、水戸附近の諸藩兵を率ゐて討伐させた。武田等は善戰して屢々敵を破りしも衆寡敵しがたく、遂に京都に上り、當時在京の一ッ橋慶喜に賴り、衷情を天朝に訴へて主義を貫く事に決し、十月下旬一方を打ち破つて、上洛の途に上つた。幕府は五月關八州及信濃、越後の諸藩に、水戸浪士の取締を命じたが、浪士は中山道に由り、京都に上るといふ情報に依り、十一月十一日沿道の諸藩に、之を要擊阻止することを命じた。浪士は總勢八百餘人或は千餘人ともいふ　七隊と成し、第一隊は龍字旗を立て三橋半六將となり、第二隊は魁字旗を立て山國兵部將となり、第三隊は赤心字旗を立て藤田小四郎將となり、第四隊は報國字旗を立て武田魁介將となり、第五隊は攘夷字旗を立て武田彥右衛門將となり、第六隊は尊攘字旗を立て總大將武田耕雲齋烈公の神位を奉じ、田丸稻之右衛門亦此隊に在つた。第七隊は天字旗を立て國府新太郎將となり、途すがら敵を破りて上州に入り、十一月十六日下仁田にて、兵五百を以て道を要した高崎藩兵を、二百許の三橋半六の隊にて擊破し、五十余人を斃した。同月十七日內

山峠を越えて、佐久郡内山村に入る時、平賀代官所手代の命に依て、峠の棚橋を切斷して、其所で防止する爲めに百姓を引連れて出發した。然るに各村々の庄屋等が、まだ橋を切斷し了らない内に、浪士隊の先方の來るに遭ひ、大砲二發ばかりに恐怖して忽ち逃げ歸つた。浪士隊は内山村々民に命じて、小荷駄の繼立をさせ、平賀村に至り此處に泊つた。平賀泊りの宿割札には本陣、天勇隊、虎勇隊、正武隊、龍勇隊、鑑府隊、義勇隊、奇兵隊、遊軍隊、と書き記してあつた。（平賀村役人書出）

其夜平賀に宿し、十八日は望月に、十九日和田に泊り、二十日和田峠を越えて、下諏訪に宿泊した。和田峠越の時、高島松本二藩の兵を樋橋に破つた。

樋橋之戰

樋橋の戰

松本藩は此時幕命に依り、水戸浪士討伐に決し、一番手稻村久兵衛元良の率ゆる、士率三百二十三人は、十一月十七日の夜扉峠を越えて、翌十八日の早天に小縣郡和田宿に到達、進んで長窪に到つた（之れ田沼玄蕃の命。然るに小諸藩、上田藩、松本藩何れも此方面に討伐隊を出さなかつた（上田は追分迄出軍せしも浪士隊内山峠より佐久に入り望月に出でしを聞き。依て寡兵を以て浪士隊に當り難きを思ひ、和田峠の險に據て戰ふべしとなし、東餅屋まで兵を引揚げた。翌十九日午後、高島藩より使者があり、共に力を協せて浪士を禦がん事を相談した。稻村は之を諾して高島兵と共に、東餅屋西餅屋を燒き拂ひ、敵の足溜と爲すを得ざらしめ、高島藩兵の陣地樋橋まで下つて落合に陣取つた。そして峠道は、溪流に架せる橋梁を悉く破壞し、大木を横たへ大石を出すなど、敵の通行を至難ならしむる法を講じ、兩藩兵共脚蟲を築き、防備を嚴にして、浪士隊の來るを待つて、之を邀擊する事にした。諏訪史料戸澤口合戰一覽中には、左の如き事が載つて居る。松本稻村隊より和田宿へ押寄せ夜襲せんと想ふ、高島藩に於ても此擧に力を添へられたいと、高島勢に申込んだ、高島勢の方では、峠向ふの地理業寡の相違、且は敵は數ケ所戰場を踏んだ剛者なれば、乘ずべき隙もあるまい、當方では和田峠を越えさせて、戸澤口に引付けて戰はんとの計略なれば、松本

勢を此方面まで下して、共同戦線に立つことを望む旨を述べ、遂に之に決したとある。今玆に併せ記して置く。此高島、松本兩藩兵の所陣は、高島勢は隊將千野孫三郎が士卒四百餘を隨へて、樋橋（餅屋川に架せらる）の此方、中山道の右方山神の森に陣取り、松本勢は中山道の左方、落合に陣取つた。浪士隊は峠を下り來て戰始まりしも、地の利に據り胸壁を急造して、堅固に構へし兩藩の陣地は、容易に破ること能はずして、戰は午後三時より五時に及びしも勝敗決しない。依て浪士隊は遊軍をして、右方の山を廻り敵の後側面を攻撃せしめた。兩藩兵は意外の襲撃に、驚き亂れ初めた、浪士の本隊は之に乘じ猛烈に進撃した。於レ是兩藩兵は遂に敗れ、火を樋橋の人家に放つて之を燒き（此火はやがて浪士隊の爲めに消し留められた、松本勢は赤澁澤より退却し、高島勢は下諏訪に退いた。此戰に浪士隊の中、今辨慶と呼ばれた不動院全海横田藤三郎等の外七人戰死し、高島藩では鐵砲小頭牛山源次郎以下五人。松本藩では近藤艮五郎以下四人戰死した。浪士隊の中で右手の山を廻つて、奇襲の大功を建てたのは、第四隊長武田魁介で、此人も敦賀に於て斬首された、年三十八歳。

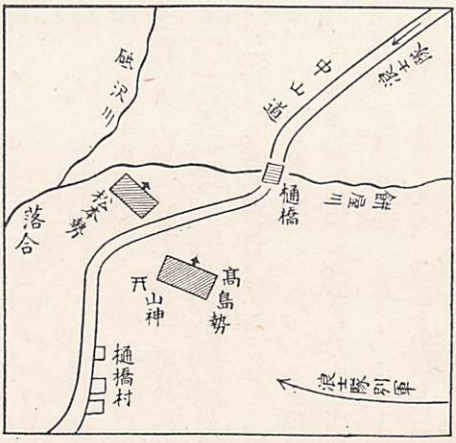

松本市史、諏訪史料、敦賀郡誌

上田藩出兵

上田藩に於ても暮命に依り、兵を出すことゝなり十月十七日出動した、幕府料所御影代官、甘利八右衛門よりの追分宿迄出張、警戒の依頼に依り、之に應じて行軍したが、浪士の進路野澤より望月に出づるを聞き、領分境加澤まで退いて此處を固めた。二十日備を武石村に移し、村役人や百姓共を遠見に出

し、大騒ぎをしたが、其夜浪士が下諏訪に宿泊時刻と思はれる頃、兵を進めて長窪より落合迄出張し、下和田あたりの人々に、散々悪口あびせられ早々立帰つたと云ふ（小縣郡史。南佐久郡誌。小縣郡年表には、「十一月常州屯兵分散シテ中仙道ヲ經過シ、東邊ノ信州ニ來ル、同十一月十七日大屋迄出兵進ンデ武石ニ至ル。藤井氏恐惧ス山田貫兵衛勇士ヲ率キ和田マデ至レバ、浪士既ニ經過セルヲ以テ引取ル、藤井氏二十三日引還シタリ」とある、此は藩兵司令官であつた藤井某が憶病で、浪士を恐れて進まなかつたのを云ふたのであらう。

藤井氏恐惧す

其後幕府より、野州脱走の浮浪人共、領分近傍通行の時、如何なる取計をしたか、委細取調べ差出すべきを命じた時、上田藩よりの提出書面は

幕府へ届出の上田藩の浪士通行の際取計

一番手
　人數　二百五十人
大砲　三挺
小銃　百十八挺
二番手
　人數　五百五十人
大砲　三挺
小銃　二百六十八挺
三番手
　人數　二百人
大砲　二挺
小銃　七拾挺

右は野州脫走の賊徒共多人數、上州下仁田より初鳥屋通、信州佐久郡追分宿の方江、相越候趣聞込候ニ付、兼而御達ニて備置候人數、去子十一月十七日操出候處、同日同國御代官甘利八右衛門樣よりも追分宿迄人數差出候樣申來候ニ付、同處江人數操出し候途中、物見之者罷越、賊徒共同國佐久郡野澤邊より、中山道望月宿之方江、可レ赴樣子之旨申聞候ニ付、領分境加澤村迄押出し、其儘相固め居候內、彌追分之方には不ニ相越一、望月宿の方に越候ニ付、同十九日右人數、長窪宿手前領分大屋村江操替、翌廿日領分武石村迄相進、同宿中長窪宿より落合迄出張、大砲掛幷ニ人數分配罷在候處、賊徒共和田峠通行下諏訪之方江相越、夫より追々退去ノ赴ニ付、此上心附方如何可レ致哉之段、其節御越被レ成候御目付原桂助樣江、出張家來之者より相伺候之處、最早人數差出に不レ及故、歸陣候樣御差圖ニ付戰爭不レ仕、同廿三日右人數引揚げ申候。尤三番手人數之儀は、城內ニ備居操出不レ申候。此段御尋ニ付申上候　以上

丑　五月二日
（元治二年）

御名家來
岩間半彌

領分武石村迄進む

之に對し同月廿日

松平伊賀守

脫走之賊及ニ暴行一候處、右追討速ニ人數差出候條、一段之事ニ候此段可ニ申聞一候

との將軍より御沙汰があり、其行動を賞せられし事に成つて居る。

（小縣郡年表
松平家日乘）

幕府の褒詞

上田領內の警戒狀況

元治元年五月、幕府より水戶浪士取締の令ありし時、翌六月上田藩は、事變手當を左の如く、町分に申渡した。

事變手當町分への達

一浪士一件自然當地江相越候も難レ計ニ付心得手當
一町組小頭幷平同心別段見廻被ニ仰付一候
一町方役人幷町内の者共、自然之節火事支度にて、棒又ハ鳶口等持參間屋へ相詰可レ申事
一浪士隱密體に相成候て立入候風聞も有レ之、依レ之胡亂なる者見當候ハヾ、廻り方當役所へ早々可ニ申出一候事
一宿屋共日々旅人逗留並其日の泊巨細書出可申事
一自然之節かけ付人足、自然出火之節の通りかけ付相心得候事
一自然之節相圖之義申合置候事

番木を打可申事

在分への觸れ

此時在分にも觸れ達する所があり、又要所々々と見るべき所には、番人を出させ、萬一の時には急報せしめた。今左に塩田組に達した注意書、及び警固番所等を記して置く

此度水戸浮浪之者多人數群集、關東其外近國筋江立入、如何敷所業も有之赴ニ付、一通心得申聞置候處、今般從ニ公儀一も、尚又被ニ仰出一も有レ之候ニ付此上心得方左之通

一御領分村々御他領境閑道筋切所要害之場所見立、番小屋補理、晝夜番人一兩人づゝ差置、怪敷者罷越候はゞ、可ニ搦捕一用意之板木柏子木打立可レ申事
一村々切所要害之場所ニて、板木柏子木等打立候ハヾ、兼て定置候村方人數は勿論、隣村組合之村々人數迄も駈着、捕押へ自然及ニ亂妨一、手ニ餘り候節ハ、打殺切殺候ても不レ苦候得共、浮浪樣之者村方ハ勿論、御近領筋江罷越候樣子ニ候ハヾ、早々注進可ニ申出一候事
一村々非常警固人足、廿才位より五十才位迄之壯の者共相選、組合相定可レ成丈他行不レ致、非常之板木柏子木等打立候ハヾ、兼て定置候場所々々江駈付、村役人等の差圖請可レ申事

一村々鐵砲所持の者ハ、前以て玉薬用意いたし、非常之節は定置候場所々々江罷出嚴重相固、村役人差圖請可レ申事
一非常之節、御人數等御差出ニ相成候節、屯所之義は辨利宜敷場所見立置、飯時に混雜不レ致様、村役人共心得居可レ申事
一切所要害之場所之義ハ、嘉永七寅年相達候通、組合村々人數振分け警固、是又別紙之通割合當辨利宜方ニ申談、手抜無レ之様可レ致事
一非常之節場所々々江駈着候之儀ハ、惣て出火之節と同様と相心得、村々幟、高張相用、其外銘々得手道具携罷出可レ申事
一非常注進之儀は、兼て申付置候通、村々庄屋名印之注進札爲レ持、差出可レ申事
右之趣手違不ニ相成一候様夫々申談可置事

六月

塩田組固め場所

一久保峠　一砂原峠　一二ツ木峠　一平井寺峠
右四ケ所は六ケ郷申談、手當いたし置可レ申候、萬一模様次第下之郷五加村兩前山村人足差出可レ申候
一手塚峠　一野倉峠　一別所峠
右三ケ所は
別所村、野倉村、山田村、手塚村、新町、八木澤村
右六ケ村申談前同斷萬一之節は、小島村、保屋村、中野村、舞田村、十人村より人足差出可レ申事
前書之趣夫々早々取計可レ被レ置候此段申達候　以上
六月二日

塩田組峠番人割當

右の達示に依り、塩田組は峠番人及駈着人足數の配分村名等を次の如く定めて藩役所に届出た。

尾野山道番　五人　下之郷
久保峠　五人　二木峠　五人　砂原峠　五人　奈良尾、町屋
平井寺峠　五人　平井寺
手塚峠　五人　手塚
梅ノ木峠　五人　同前
野倉峠　五人　野倉
別所峠　五人　別所

〆

右九ケ所其村々にて番小屋補理板木拍子木用意仕候
非常之節右場所江駈着人足
一野倉峠　駈着人足　山田三十人　野倉二十人
一別所峠　駈着人足　別所四十人　八木澤三十人
一手塚峠　駈着人足　平井寺廿五人　柳澤廿五人
一砂原峠　駈着人足　鈴子三十人　石神三十人　奈良尾四十人
一久保峠　駈着人足　町屋奈良尾各二十人宛　舞田二十五人
一二ツ木峠　駈着人足　奈良本町屋廿人　五加四十人　本郷四十人
一尾野山道　駈着人足　下之郷三十人　小島村廿人　保野村三十人
外ニ一ケ村拾五人宛　下之郷　手塚村　小島村
右は割番手附人足用意、右村々壯之者相選置、非常之節は鐵砲幷得手道具夫々持參、卽刻駈着可レ申事

附村役人之義壹兩人村方に罷在、外不レ殘罷出候事
一鐵砲所持之者は玉藥用意致置、其外之者は竹槍鳶之類用意可二仕置一候
一村々庄屋名印附御注進札、三枚ヅヽ拵置候事
右は水戸浮浪の者、上州筋に罷越候赴二付、夫々用意申談候二付乍レ恐奉二申上一候　以上
子六月

鹽田組
割番添役
割番

御役所様

（別所倉澤氏史料）

他の在分にも觸達があつたらうが、其史料が無い。

上田町の有様

上田町分の狀況

十月に入つて、中之條陣屋元締河野會十郎が、歩兵五十人程引連れ、鐵砲切火繩で、御影陣屋へ加勢として赴くのを見、十七日には藩兵の出動があり、其日夜中心得として左の達があつた。

町分夜中心得

一十五才以上六十才以下の者は、火事仕度にて、帶刀御免の者は帶刀、其他は一刀得手物持參、原町産物會處へ相詰候事
町役人一同は町役所へ相詰、兩町年寄ハ一時代りに、惣町見廻る事
夜八ツ時海野町、曉六ツ時原町方。其時年寄は
夜は高張、鳶口鐵棒の者、十六人を引連れ、晝は纏、鳶口鐵棒の者十六人を引連れて見廻る。
十九日には、町奉行町方を見廻り、外會所に控えて居り、町人等六十才以下十五才以上の者は、支度の上自宅に控え居るやう、又松明一軒二付、三本宛用意し置き、命令次第速に差出すやう、との二事を

松明一軒に付三本宛用意すべし

達した。

町人に偵察を命ず

十七日より木戸、木戸は閉められて、嚴重改めの上、通行させる事となり、夜は高張を立てた。町人で偵察を申付けられたのは、武石村方面へ荒井元次郎、荒井甚三郎、依田長瀬方面へ岡村文右衛門、鹽入常次郎、和田長窪の方面へ常井宗左衛門、田口屋喜之助であつた。

出動兵歸陣

二十二日には、家老師岡主鈴が、武石村へ出張ニ付、梅干一駄調達の旨申付けられ、海野町、原町兩町分で、斗樽に六ケ調へた。此の如き狀況であつたので、町方の氣分は、隨分不安であつた。然るに、心配した程の事も無く、翌二十三日には、出動兵歸陣の達があり、町役人等は火事支度の儘、横町へ出迎へた。

（問屋日記）

浪士通過後出兵せし藩多し

水戸浪士通行の際には、浪士隊が既に通り過ぎた後、兵を操り出したのは、岩村田藩でも、小諸藩でも同樣であつた（北佐久郡誌）伊那高遠藩では、野木要人が兵を率ゐて、領分境平出迄出張したが、浪士隊の來るに及び、大砲は泥田の中へ埋め置いて、山越しに高遠近くなる、笠原の天神山へ引き揚げて、「親骨のかんじん要がにげ出して、あとの小骨はばあらばら」といふ、嘲笑的俗謠が出來た程であり、又家老岡野小平次は、浪士隊の通行を眼前に眺め乍ら、何の爲す所もなく、通過後、暫時して大砲數發打ち放つたとの事である。（上伊那郡史）飯田藩では、藩執政者が有志者と相圖り、軍資金三千兩を贈り、城外通過の事に取計つて事無きを得たといふ。當時諸藩兵の弱かつたのは、上田藩ばかりでは無かつたやうである。

浪士伊那道を通る

浪士隊、和田峠一戰の日は、下諏訪に宿泊し、翌廿一日は、鹽尻に向はずして伊那に入り、平出を過ぎて松島に宿し、其れより廿二日赤穗、廿三日片桐大島、廿四日駒場廿五日上清內路と泊りを重ね、廿六日木曾馬籠に出で、此に宿し、翌廿七日美濃に入つた。此通過の際、獻金の形を以て、軍資金を調達させられた者がある。左に其獻金請取證文二を揭ぐ。

國恩冥加金獻納

覺

一金五百兩也

右ハ爲二國恩冥加一前書之通被レ致二献納一慥ニ受納仕候、依而請取一札如件

甲子十一月十九日　　水戸　春日秀太郎印
　　園田七郎印

野澤村
並木七左衛門殿

（並木文書）

覺

一金七百五十兩也

右者御國恩爲二冥加一前書之金子被レ致二献納一慥ニ致二受納一候、右ニ付而者以後同志之者より金談等一切不二申付一候萬一右躰之次第有レ之候節者、早速吾等旅宿ゟ可二申出一尤遠方間に合兼候節者、其村方に於て縦令討取候ても不レ苦候、爲レ念書付仍如レ件

元治元年甲子十一月　　水戸
　　園田七郎印
　　春日秀太郎印

福岡村彦四郎殿
羽場村武兵衛殿
瀬木村喜兵衛殿
日曾利村彌兵衛殿

（上伊那郡史）

浪士美濃に出で越前に向ふ

美濃に於ては、大垣彦根諸藩要所を扼する由を聞き、浪士隊は道を轉じて鵜沼より間道を經て越前に出で、京都に達しやうと考へたが、越前までの途中、人家は既に燒き拂はれ、泊るべき家屋も無く、加之大風雪に逢ひ非常な艱苦を凌ぎ、辛ふじて十二月十四日新保に到着した。此時一橋慶喜は、浪士追討の爲め京都より發向し、諸藩の兵其前途を遮り、到底進んで京都に達するのは不可能の狀勢であつたので、武田藤田等は加賀藩に依て降伏した。加賀藩では浪士を悉く敦賀に移して預ることゝなつた。其時の浪士惣人數は八百二十三人。翌元治二年二月一日幕吏、田沼玄蕃が敦賀に到着し、浪士の處分を斷じ四日武田等二十四人を斬り、武田、山國、田丸、藤田四人の首級は、此を水戸に送り、十五日百三十四人、十六日百三人、十九日七十六人、二十三日十六人、來迎寺野に於て斬に處し、其他追放百八十人、流罪百三十七人、水戸送り返し百二十五人、幼年者十一人を佛弟子とした。此時斬に處せられた浪士中には、正義を愛する壯年有爲の人が多かつたが可惜事をした。後年水戸藩より俊傑の士が出なかつたのは、此故であるとも謂はれる。敦賀郡誌

浪士加賀藩に降る

浪士の處分

武田、藤田等追賞せらる

明治二十二年に至り、武田正生、藤田小四郎等三百六十三名の靈は、靖國神社に合祀され護國の神となり、同廿四年に武田は正四位、藤田は從四位を追贈され、枯骨聖恩に浴するに至つた。

第一征長役

哈御門禁闕發砲

征長の師を出すに決す

(七)征長役出兵

元治元年七月、京都に於て、哈御門の變あり、長州藩兵禁闕に向て、發砲の形となりしかば、幕府其罪を鳴らして、八月征長に決し、薩藩以下三十五藩に出兵を命じた。此時、將軍親征の豫定なりしかば上田藩は、將軍左右備の一隊を命ぜられた。然るに將軍親征の事中止となり、尾州藩德川慶勝征長總督となり、諸藩兵を部署して、長州に迫らうとしたが、長州藩は、兵を率ゐて上京し、哈御門の變を惹き起した三家老、國司信濃、福原越後、益田右衛門佐を斬つて、罪を幕府に謝したので、十一月十四日、幕府は諸侯の進軍を停めた。かゝる事情の下に、上田藩は出軍準備を整へたが、戰地に赴くには及ばな

長藩謝罪

かつた。

然るに其後、長藩に於ては、高杉晋作等の主戦黨（幕府と戰ふべしと主張する黨）藩内の俗論黨（幕府に恭順の意を表はす一黨）を斃し、一藩擧つて幕府に反抗の態度を執るに至つた。依て慶應元年三月廿九日、幕府は再び長藩膺懲の師を出すに決し、將軍家茂親ら出馬する事と成り、上田藩は四月十八日前役の如く、高遠藩内藤頼直、田邊藩牧野誠成、鳥羽藩稻垣長明と共に、將軍左右の備を命ぜられた。將軍の江戸出發は五月十六日で、上田藩兵江戸出發は四月廿七日であつた。此時幕府より出征諸侯に、渡された軍令條々及び下知狀は左の如くであつた。

第二征長後上田藩出兵

軍令條々

御軍令條々

一今度毛利大膳爲二征伐一進發に付、旗本並諸軍勢萬事相愼み、不作法之儀無レ之樣下々に至迄、入念可二申付一候事

一喧嘩口論堅令レ停二止之一、若違背之輩有レ之に於ては、理非を論ぜず双方成敗すべし、或は親類緣者因を存し、或は傍輩知音之好に依り、荷擔之輩有レ之に於ては、其科本人より重かるべきの旨、急度是を申し付くべく、自然用赦せしむるに於ては、後日相聞ゆるといへども、其主人重科たるべき事

一軍中相討堅く禁制たるべし、若し止む事を得ずして相討する時は、慥かなる證人立可レ申事

一先手を差越假令高名せしむると雖も、軍法に背く上は重科に處すべき事

但先手に斷らずして、物見に出づべからざる事

一子細なくして他の備へ相交る輩於レ有レ之、武具馬具共に之を取るべし、若し主人異儀に及ばゞ可レ爲二曲事一

一人數押之時不レ可二脇道一之旨堅申付、若し猥に通輩は曲事たるべき事

一地役又は敵の機に乘じ、時宜之指揮可レ有レ之間、此旨兼て可二心得一事

一降人生捕候者猥りに不レ可ニ殺害一事
一諸事奉行人之申旨不レ可ニ違背一事
一持槍持筒は可レ爲ニ軍役之外一長柄差置持すべからざる事
　但長柄之外、持たするに於ては、主人馬廻一本たるべき事
一陣中に於て馬を取り放すべからざる事
一田畠作毛を刈取、或は竹木伐り取る事、堅令ニ停止一附押買狼藉すべからず、若違背之輩於レ有レ之者可レ爲ニ曲事一
一小荷駄押之者右の方に付可ニ相通一軍勢に交らざる樣兼てより堅可ニ申付一事
一船渡之儀他之備に相交らずして、一手越たるべき事
一下知なくして陣拂並人通之儀、一切停止之事
右之條々堅此旨可ニ相守一此外載ニ下知狀一者也
　慶應元年五月四日
　（黑印）

下知狀

下知狀

一御軍役之人馬員數之儀者、慶安度御定之通候へ共、大小銃は增加可レ致勿論ニ候事　但弓隊之儀は勝手次第たるべき事
一御行列前後の次第堅可ニ相守一、若し猥りなる輩於レ有レ之可レ爲ニ曲事一事
一御手先の大名一日代り可ニ相勤一候、右に準じ每隊之先鋒も申合番代り可ニ相勤一事
一押前之時用事有レ之行列を離れ候ハヾ、其趣其筋へ相斷り、器械僕徒者其場に殘し置、用事終て速に馳着行列に馳付べし、若病人有レ之節は、慥の證人相立其筋に斷置可レ申、若し證人若しくは斷な

くして後れ候者は、嚴科に處せらるべき事

一押前之時山谷森林等の處へ敵方より伏兵有之も難レ計候間諸隊心付通るべき事

一騎馬之者用所有レ之時ハ、時ず馬を脇にひかせ用を調へ追付乘るべき事

一馬に沓掛させ候節、道脇に乘りのけ沓をかけ、本の馬次へ並び乘るべし、其後前の如く乘入るべき事

一馬ばかりつゞく時は後の馬道脇へ乘のけ、前の馬次へ乘べし其後追付可ニ乘入一事

一乘馬小荷駄共、持主の名前何番隊と申事相記し候札、立聞之邊江結付可レ申事

一軍中に於て若し馬を取放ちたるは過料を出させ口取は其品により可レ爲ニ沙汰一事

一御陣中物靜ニ可レ致候、たとへ何様の儀有之といへども下知なくして立騒ぐべからざる事

一御着陣にて毎夜四方に篝火を焚き、御先手番兵の者二三人ニて遠見番相勤可レ申、篝火の人夫は陣場奉行より差出、薪は御代官より差出可レ申事。但御着陣四方に限らず、毎隊にて焚き候も不レ苦候事

一毎夜寢ず番は一隊を十分の一の心得にて、寢ず番致し巡邏怠なく相勤可レ申事。但頭支配は節々相廻り、毎隊の番兵も之に准じ晝夜守衛專一之事

一御陣中火の用心油斷あるべからず、尤火藥之義は別て入念取扱、晝夜に限らず番兵嚴重に付け置相守可レ申、若誤ち有レ之節は曲事たるべき事

一御陣所跡は麁略之儀無レ之様、毎隊諸向隊長之面々急度心付、組支配下々に至る迄嚴重可ニ申付一事

一陣中味方之變を聞、或は敵の様子を聞候者は、晝夜に不レ限早速其筋に訴可レ申事

一夜討並忍の者警衛無ニ油斷一可ニ相嗜一、敵方の様子者晝夜に限らず穿鑿致し、其様子に依り差圖の次第有之べき間、諸向遠見並聞者は懈怠なく遣し置、敵の様子相探らせ可レ申事

一謀書矢文捨文張訴有レ之節は、見付候人其儘にて、大小目付へ相達可レ申事
一諸向並頭支配は勿論、下々ニ至る迄公用なくして、互に往來致候儀無用たるべき事
一銘々得道具は勿論、御貸し渡し相成候器械、損失有レ之節は、早速其筋へ可ニ申出一、若器械損失の爲に、後れを取候輩有レ之に於ては曲事たるべき事
一落人之儀は、男女幼少之者に限らず、卽刻搦取差出すべし、若し隱置者有レ之に於ては、曲事たるべき事
一陣中に於て傳染病相煩ひ候者有レ之節は、小屋内に差置き申間敷、早速其筋へ相斷藥用手當可レ申事
一御出征中は親類之忌服受くべからざる事。但父母の忌は三日勤番相除可申事
一毎日夕七ツ時御本陣に於て、大小目付より合詞合印を、諸向頭支配主人へ申渡し、卽刻諸向並面々の組支配下々の者へ申渡すべき事。但時宜により本文に拘るべからざる事
右之條々於ニ違背之族一者隨ニ科之輕重一可レ被レ處ニ嚴科一之旨依レ仰執達如件

慶應元年五月四日

周防守、伊豆守、豊後守、伯耆守
和泉守、美濃守、雅樂頭

上田藩從軍兵數

此役上田藩の從軍兵數武器等は、上田藩家來恒川才八郎より、四月二十四日、幕府宿割目付駒田稻太郎に差出した、「御進發左右御備に付召連候人數並持越候武器荷數帳」に據ると、江戸より藩主に從て、大坂に進發したる者

一、侍分　九十人　　一、徒士小役人　四十三人　　一、足輕　百三十人
一、中間　百七十人　　一、持夫　四百二十人　　一、武器雨具長持　八十棹
一、乘馬　十八疋　一、大砲　二挺　一、小銃　二百六十三挺　人數　八百五十三人

江戸より西上の兵

別に幕府の許可を得て在所上田より直に大坂に進發した者

在所上田より西上の兵

一、侍分　二十人　　一、徒士小役人　九人　　一、足輕　百五人
一、中間　五十二人　　一、持夫　百三十三人　　一、武器雨具長持　二十五棹
一、乘馬　九疋　　一、大砲　四挺　　一、小銃　百三十挺
〆人數　三百十九人　　乘馬　九疋

以上大坂に於て相會し、總人數千百七十二人で、若し將軍戰地に向ひ進發の際には、左右の備の一隊として出動する事に定つて居た。

大砲は海軍運送に托す

武器の內大砲の如き、運搬容易ならざる者は、幕府海軍操練所に依頼して、海路大坂に廻送せられん事を乞ふて許可され、貫目挺數等を書き記し、差出し置くに於ては、船積の都度通知すべき旨を達せられた。此時提出した大砲は次の覽書の如くであつた。

上田藩の大砲

覽

一大砲　六挺。內十三棚臼砲但玉目三貫五百目二挺、十二棚山戰砲四挺但玉目三貫目
一車台。但取扮し置申候
一長持十五棹　但右附屬品
右之通に御座候　以上
四月廿九日

上田藩兵の軍裝及携帶品

服裝及携帶品　詰並以上小袴伊賀袴裁附銘々勝手次第の事、徒士格裁附股引勝手次第の事
携帶品
武者奉行
一小具足　一領但陣羽織小袴鉢卷其外小道具共。一鎗　一本。一馬印　一本。一馬具　一脊。一簑　一。一陣笠　一。一床机　一。一麾　一。一腰差提灯　一。一若黨　陣羽織三但小具足塗笠鉢卷共。一中間

半被三但腹當塗笠鉢巻共。一雨具　六。一若黨大小三腰。一中間大小二。一口附脇差一本。一弓張提灯三。

右之外兵粮入物水呑上下分其餘要用の品心掛次第の事

番頭

一小具足　一領但陣羽織小袴鉢巻其外小道具共。一鎗　一本。一馬印　一本。一麾　一本。一馬具　一脊。一簑　一。一陣笠　一。一床机　一。一腰差提灯　一。一若黨陣羽織　二但小道具塗笠鉢巻共。一中間半被　三但腹當塗鉢巻共。一雨具　五。一若黨大小　二腰。一口附脇差　一本。一弓張提灯　二。

右之外兵粮入物水呑上下分其餘要用の品心掛次第の事

用人

一小具足　一領右同斷。一鎗　一本。一馬印　一本。一馬具　一脊。一麾　一。一簑　一。陣笠　一。腰差提灯　一。一若黨陣羽織　二但小道具塗笠鉢巻共。一中間半被　三但腹當塗笠鉢巻共。一雨具　五。一若黨大小　二腰。中間大小　二腰。一口附脇差　一本。一弓張提灯　二。

右之外兵粮入物水呑上下分其餘要用の品心掛次第の事

物頭、奏者番

一小具足　一領但前同斷。一鎗　一本。一馬印　一本。一馬具　一脊。一麾　一。一簑　一。一陣笠　一。一腰差提灯　一。一若黨陣羽織　一但前同斷。一中間半被　三但前同斷。一雨具　四。若黨大小一腰。一中間大小　二腰。一口附脇差　一本。一弓張提灯　一。

右之外前同斷

近習頭、御徒士頭、目付、使番

一小具足　一領但前同斷。一鎗　一本。一馬具　一脊。一簑　一。一陣笠　一。一腰差提灯　一。中間

半被　二。但前同斷。一雨具　二。中間大小　一腰。一口附脇差　一本。
右之外前同斷
獨禮席以上
一小具足一領但前同斷。但馬具用意に不及候事
寄合席、給人、醫師
一小具足　一領但前同斷、尤部屋住にて用意不整分は、上より御貸與の事。鎗　一本但醫師長刀持參に不及候事。
一簑　一。陣笠　一。
　部屋住の中之間席前同斷
中之間席、中小姓、詰並
一陣羽織　一。一上帶　一。一鉢卷　一。一小袴　一。一陣笠　一。一簑　一。
　右之外前同斷
徒士小頭、徒士目付
一上帶　一。一陣笠　一。一鉢卷　一。一裁付　一。一簑　一。一陣羽織　一。御貸物小具足一領。
徒　士
一上帶　一。一陣笠　一。一鉢卷　一。一裁付　一。一簑　一。御貸物小具足一領但胴籠手計り。
右の小具足は一纏にして、荷造を爲レ先方に送り戰地に於て渡す事とした。

大坂在陣中の上田藩兵

　着坂の後七月十九日に、在坂中晝夜巡邏の事を命ぜられ、若し一橋中納言慶喜名代として出陣する際には、小荷駄の警護を申付けらるる事と定つて居た。

征長軍に對する赤松小三郎の意見

　此役は、我赤松小三郎先生が、幕府に上りし意見開陳書に「此度征長の御軍備は、軍將不レ巧二兵事一、列藩不レ服レ令、兵器不レ足、兵勢乏敗、兵法不レ立、諸軍不二一和一、諸兵之配賦不二適當一、勝算無きは以

是瞭然たり」と喝破した如く、諸藩中、第二回の長州征伐を以て、無名の師なりと唱ふるものあり、薩藩の如きは、其理由無きを唱へて出軍を拒み、又從軍諸藩兵も、眞に戰ふの氣力無く、軍氣更に振はず加之其戰法兵器概ね舊式であつた。然るに一方長州藩は、毛利氏の存亡此一戰に在りとなし、擧藩心を一にして決死奪戰、然も其兵器は新銳なりしかば、長州藩境に向ひし幕軍は、皆其擊破する所となり、征長主張の一人で、九州方面の主將たりし、小笠原壹岐守忠幹も、長藩兵の進擊に敗れ、八月一日居城小倉城に火を放ち、長崎に逃れると云ふ醜態を演ずるに至り、天下の將軍、海內の諸侯を率ゐて親征し一長州藩の爲に敗れ、如何ともする事能はざる狀態に陷つたのである。

將軍家茂は初夏の頃より病に罹り、一時は頗る輕快に赴いたが、征長の軍利あらざるを見て、心勞の結果、八月初旬より、病勢再び重く成り行き、其月二十日遂に大阪城中に於て、年僅に二十一才で薨去した。遺骸は同月晦日大阪城を發し、安治川上波戶場より乘船、九月三日出帆、五日暮六ツ半前に、品川沖に着し、六日江戶城に着棺した。續德川實記 中在阪日記 幕府征長の軍は九月二日朝廷より、將軍薨去の故を以て兵事は暫時見合はすべきの旨、御沙汰ありしかば、悅んで休戰の令を諸藩兵に下し、長州藩も亦朝命を奉ぜしかば、戰爭は休戰の狀態と成つた。然るに、十二月廿五日孝明天皇の御崩御あり、幕府は御大葬の故を以て、兵を解いたので、長藩膺懲の師は有耶無耶に終つた。

將軍陣中に薨ず

藩主將軍の遺骸に侍して江戶に還る

上田藩主松平忠禮は、將軍家茂の遺骸の御供を命ぜられ、東海道を經由、十月二日江戶に着した。前述の如き次第で、征長役當時、上田藩兵は戰地に臨み、實戰には加はらなかつたのである。

㈧ 沓掛關門の守衛

沓掛關門警固

明治元年三月、東山道總督府參謀より、左の命令があり

松平伊賀守江

碓氷峠之義は、中山道第一之惡地に付、其藩江警固申付候間、沓掛坂本兩宿江人數差出置、往返之旅

人一々相調可レ申候尤板倉主計頭江申合、手落無レ之様、精々可レ致ニ勉勵一事

戊辰三月　　東山道總督府參謀

碓氷峠警固を命ぜられ、板倉主計頭（上州安中藩主）と共に之に當る事となり、上田藩は沓掛に關門を新設して、此所に兵隊を派遣して、交代守衛せしめた。人數は銃隊九十六人役人十二人合計百八人であつた。此年の十二月に至り、奥羽も既に鎮定し、關門守衛の必要も無くなつたので、十二月四日伊那縣に伺之上、當分の間番人二、三人を置き、守衛の兵は引揚ぐる事にした。其新設關門の取拂の事は、追て沙汰あるまで差控ゆべきを達せられた。

先般御東征之砌中山道御料沓掛宿江關門新造番兵差出候様被ニ仰付一急速營造仕、兵隊差出守衛罷在候然る處、奥羽既に御鎮定ニ相成候得共、右關門之儀は、永久被差置候御儀に御座候哉此段御内慮奉レ伺候以上

十二月四日　　松平伊賀守家來　瀧澤省吾

御附札

書面關門兵隊差置に不レ及候間、當分番人兩三人差置可レ申候也、尤關門取拂之儀は、沙汰可レ及事

(丸)松代午札騒動出兵

午札騒動川中島出兵

明治三年松代藩内、午札騒動が起つた。此午札騒動と云ふのは、松代藩が財政の困難と、贋金引替の爲めに發行した紙幣で、麒麟の繪が描いてあつたのを、馬と間違へて馬札と云ふたのだとの説があるが或は午年の札の意味で、云ふたのではあるまいか、此紙幣の外、猶商法社から發行した、手形などもあり、其等があまり多額に發行されたので、價格は下落し、信用は墜ち、政府發行の紙幣に比する時は、引替二割五分乃至、三割五分引の相場と成つた。かゝる際に、松代藩では金納石代金を、十兩に對七俵

と定めて、管内に公布したが、間も無く、七俵を減じて四俵半と改めた。是に於て、領内人民は大に憤激し、殊に更級郡上山田村、埴科郡鼠新地あたりの村民大に沸騰し、去年の上田藩騒動の際、藩の力は農民一揆に對して、極めて無力なるを目撃聞知して居たので、斷然抗爭の態度に出で、藩の施政に就て強訴すべきを唱へ、三年十一月上山田村甚右衛門等頭取となり、近隣諸村を脅迫煽動し、一揆を起し、先づ商法社頭取、羽尾村の大谷幸藏の宅に、押寄せて之を燒き拂ひ、其より川中島諸村を脅迫暴行の後松代城下まで押し寄せて、亂暴狼藉を逞くし、其一揆に加つたものは、二萬の多勢に達しただらう、と云ふ大騒動であつた。

上田藩川中島領分に兵を出す

洗馬組輕井澤へも兵隊派遣

川中島には、上田領分の村々もあり、其中で、氷鉋村の如きは、往來道側で、亂暴を加へられたとの報告が、頻りに到達した。依て上田藩に於ては、領民保護、暴民鎭撫の爲めに、急遽兵一小隊を派遣し村々に配置して警戒した。此時には、松代藩よりも此方面に、兵隊の派遣があり、十一月廿七日には、殆全く鎭靜の狀態と成つたので、上田藩兵も引揚げた。此時上田領分村々の中で、一揆の爲めに、暴動損害を蒙つたものは、更級郡中氷鉋村百姓青木民彌は、放火され居家燒亡、同村酒造家河島茂十郎は、家財殘らず燒き捨てられ、同村同業の和泉屋源右衛門は、酒六石程を損し、建具類諸帳面類等燒き捨てられ、同郡戸部村の穀屋喜市は、家財道具破毀の亂暴に遭つた。

猶此時上田藩では、松代領分の大騒動の由を聞て、松代領分に接して居る、洗馬組輕井澤へも、萬一を慮つて、兵隊半小隊を派遣して警戒した。此年十二月九日附で、上田藩より政府に提出した、出兵届書は次の如くである。

去月廿六日曉七ツ時頃より、松代藩管下小民共沸騰に及び、當藩管下、更級郡川中島村々之儀は犬牙接近の地にて、多人數暴行致し候に付、村役人共より百方說諭致し候得共、更に承服之体不二相見一猶多勢群集し、就中、中氷鉋村之儀は、往來道傍にて、殊に亂妨に逢候間、同日九ツ時頃追々注進申出

候に付、爲ニ鎭撫一不ニ取敢一役員之者出張、引續兵隊一小隊差出し、村々に分配致候處、出張以前、別紙之通、放火破壞に及び、猶暴行に可レ及勢に付、役員兵隊等にて夫々說諭致し、且又小縣郡輕井澤村之儀も、松代藩管下接近之地に付、是又爲ニ鎭撫一兵隊半小隊役員差添差出申候、然る處翌二十七日より、追々鎭靜之趣に候に付、人數夫々引揚申候。此段御届申上候以上

庚午十二月九日　　上田藩

辨官御中

（松平家日乘）

更級郡誌は此時の上田領の狀況を左の如く記して居る。參考として次に載せて置く

茲に戸部村に、岩五郎と稱する博徒あり、松代藩領一時に人民蜂起し、世間の騷擾なるを見るや、機乘ずべしとなし、先づ其乾兒を引連れて、良民を煽動し、其數千餘に及ぶや、今里村なる豪農、更級久衛方に押寄せて、非常の勢にて叩毀はしをなし、大損害を與へし上、金五百兩を奪ひしを手始とし境の大百姓藤五郎方を亂暴して、終に之を燒き拂ひ、廣田の義重と云へる穀商の家を燒拂ひ、其他附近の豪農大家を襲ひて、掠奪をなせしかば、今井、原地方の良民、其橫暴を見るに忍びず、決死隊を組織し、彼等が今井村を襲はんとするを途に要し、竹槍を揮て八九人を殺傷したれば、此暴徒は退散したり。他の上田領は皆之に倣ひて、自衛團を組織し、暴徒の侵入に備へしが、岡田村塩崎村等に於て、暴徒と自衛團との衝突ありたり、是廿六日廿七日の事なり。

中野縣騷動

(廿)中野縣騷動出兵

明治三年の秋、中野縣下の名主、四百二十餘名の者連署して、石代値下の議を請願し、縣廳に訴ふること二回に及びしが、此時恰も、須坂藩管內に騷動起り、十二月十八日漸く鎭定した。此事を傳聞した、高井郡高井野村の人民は先づ蜂起し、中野縣權大屬大塚政德が鎭撫に赴いたのを慘殺し、進んで縣廳舍

松代藩四小隊を動かす、而して別隊丹波島方面に向ふ

を燒き、亂暴狼藉を極めた。縣大參事は急遽貢金を携へて須坂藩に逃れ、ついで松代藩に避難した。此の如き大騷動となつたので、松代藩に於ても、四小隊の兵を動して、高井郡に向はしめ、又別隊を丹波島方面に派して暴民の鎭壓に備へた。此時上田藩も同月二十日の夜、一小隊を出兵して中野縣官員に、暴動の樣子を問合せた處、更級郡今井村あたりに動搖の崩しがある。故に其方面に出張されたいとの事で、今井村に赴いて、警備鎭撫に從つたが、間もなく騷動は鎭定し、中野縣官と協議の上、上田に引揚げて此旨を翌四年正月三日、其筋に報告した。

中野縣治下騷擾ニ付兼て奮臆不ニ取敢一御届申上置候通、同二十日の夜爲ニ鎭撫一兵隊差出し、同縣官員に動靜之程打合候處、略及ニ鎭定一候得共、今井村之方動搖之崩有レ之候ニ付、右村江出張致吳候樣掛合有レ之候ニ付、同處へ罷越巡邏致居候處、略鎭定ニ付、同縣官員申談、昨二日人數不レ殘引揚申候此段御届申上候以上

辛未正月三日

上田藩

辨官御中

城請取

(附)城請取

城請取は、戰場に出兵するとは同一視すべきでは無いが、城請取も普通の所替などの際は、請取役もほんの形式のみで、別に警戒する必要も無い。けれども幕府から嚴科を蒙つて、城地所領沒收等の場合には、萬一事變の起らぬとも限らない。斯る場合には、城請取の役は重大な任となるので、其任務を果す爲めに、請取るべき城地に赴く時は恰も戰地に臨むやうに人數を引き連れて出懸ける。若し其れが大城ならば、請取役人も多い、寬永九年、熊本の加藤肥後守忠廣 清正の子 の改易の時には、水野勝成、內藤政長、石川忠德、中川久盛、伊藤祐慶、秋月種春、島津忠興、森高政の八大名が、城請取役を命ぜられた。又天和元年駿州田中城主酒井日向守忠能が改易となつた時、上田城主仙石政明、及び石川若狹

守總長兩人が、城請取の役を申付けられ、仙石政明は四萬石、石川總長は一萬五千石の役高で出張した。其時仙石家出兵人數の模樣は、重臣荒木帶刀士大將となりて、先手の人數を率ゐ、岩田圖書は士大將として、二ノ手の人數を率ゐて之に次ぎ、旗本仙石政明之れに次ぎ、其人數の押へは、仙石民部之れに當り、惣勢九百四十九人、堂々と上田を出發した。任務を果して、在所上田に歸城の後、幕府に差出した召連人數書は

駿州田中城請取の時上田仙石政明は惣勢九百四十九人の兵を率て赴く

一總騎馬　九十二騎　但物頭使番諸役人共
一乘掛士　四十七人
一醫師　七人　本道外科共
一徒士之者　六十人
一鐵砲　二百八十六挺
　自分持筒手筒共に百七十挺家中鐵砲百十六挺
　右之外百目玉四挺五十目玉十挺　但尺短也
一弓數　持弓共　四十五張
一鎗數　持長柄鎗共　八十本
一足輕　旗弓鐵砲小頭　手代荷宰領共　四百五十人
一中間　諸道具歩行持共　二百五十人
一料理庖丁賄方算者繪師大工柚細工共ニ此類
　四十五人
一乘馬　百二十四
　以上

第三節　軍事に關する制令

(一)文政元年の軍制

上田藩主松平忠學文政元年五月軍制を定め、此を臣下に示し、平素の心得覺悟たらしめた。

御軍制被二仰出一候ニ付面々平日相心得候覺悟之次第申聞置候條可レ得二其意一候

一御側之義は、御旗本之御馬先に進み、戰場第一の場所ニ而、八陣之成敗も、此備ニ有レ之事ニ候へバ、御軍法之趣、一々相心得、常々可レ有二鍛錬一事

一面々の高名手柄之次第ニ依て、御恩賞不レ可レ有二相違一、於二戰場一忠孝を重ずる所より、一人之働は生ずる者なれば、可レ奉レ報二御重恩一覺悟專要ニ候、武功之次第不レ可レ劣二諸士一候事

一於二戰場一は頭下知之外、縱令御下知といふとも、可レ待二頭之下知一事

一行軍之次第、頭の左右二行に相立、金皷の調子に從ひ、可レ二調行一事、付鼓、篠原原野ニても、小隱有レ之所、早速頭へ可二申聞一、往來之旅人と云とも、怪我者に用心すべき事

一行軍の節、脇道廻り道、堅く禁制之事、附小用を辨ずる時は、前後の者に斷り、相辨本之立場へ可二相戻一事

一行軍一日路六里、午時着陣と可二相心得一事

一戰場は勿論、行軍押前にても、漫りに言語すべからず。高聲堅停止之事

一行軍にて、敵の旗頭を見受ば、御本陣の方へ向、合圖いたし下知を可レ待事

一懸太皷、留り鐘、揚貝之事、次第を可二相心得一事

附柏子木を打□□□敗（たば折？）と可二相心得一事

一於二戰場一艱苦寒暑之愁、將卒同前たるべく候間、□□□□□（不可致難澁？）候事

頭の首敵に渡すべからず

一頭打死有レ之時、頭之印を敵に不レ可レ渡、取り來るべく候。至二其期一は小頭に從ひ、一隊を堅め可レ勵二忠戰一事

下知に依て進退すべし

一敵懸り來るとも、下知無くして不レ可レ進、敵退くとも是又追討等の儀下知を可二相待一事

下知なくして兵糧認むべからず

一一組之者互二力を合せ可二相進一、及二難戰一ば平日恨有レ之といへども、不レ可二見捨一可二相助一事

一腰に粮不レ可レ失、無下知してしたゝむべからず候事

一籠城、挾間、掛城中之次第、臨二其期一可二下知一事

一夜討相印、相詞、厚薄之味至二其節一可二下知一事

一陣小屋之次第幷籌等の趣、臨二其節一可二下知一事

一鬨之事、頭ゑい〳〵と聲を揚げば、面々おふ〳〵と聲を合はせ、鬨は掛合之勢に從ひ、數多可レ揚事

接戰の時一番首を心懸くべし

一接戰の場合、弓、鐵之勵敷詰て、諸士槍を入れば、弓、鐵輪束にかけ、刀を持て、鎚脇をつめ、場中之勝負、一番首を可二心懸一候幷味方手負有レ之ば引懸可レ退、味方取落したる武器あらば、ひろひ可レ來事

小頭心得之事

小頭は一隊の先に進む

小頭心得之事

一小頭は、頭の下知を傳、組子を親み、和を本とし、不レ分二親疎一其手柄高名を見糺、都て不レ可レ有二最負一、其身は一隊の先に進み、敵合の遠近を積り、頭の下知相違あらば諫レ之、弓鐵の働アマタレ之調子、懸合、責出、責合の順列、心に込めて支配し、自分の高名のみ不レ可二心懸一事

一金皷之調子を不レ失、地形之得失を見、行軍押前の前を正し、御法令之趣第一に傳レ之、至二虎口場一て組子を勵し、無二越度一可レ働事

頭に離るべからず

一頭に不レ可レ離、頭打死するに於ては、頭に代り一隊の頭と成て、下知をなし不レ可レ退二其場一、頭之印

敵に不レ可レ致候事。尤頭の采配を首に可レ懸事附頭之馬印指南等、敵に不レ可レ渡事

一頭より柏子木を可レ渡、是を下知に依て打レ之、折敷、横合之變、不レ可レ失二釣合一事

一矢、玉薬、火縄等之渡方、留先に至迄、無二手支一相心得可レ致二支配一事

一一組之荷物之義、無二越度一可二支配一事

右之通常々相心得可二罷在一候尚萬事之心得組同様たるべし

弓組心得之ケ條

一弓は敵合敷詰り、鐵炮之働畢て、三十間内外矢比と心得、弓二肩入れ一二三返致し、下知に從ひ矢聲を懸け、矢比之柏子を揃へ、勢を取矢を可レ放事

一敵進み來て敷詰に隨ひ、上矢に損有て、下矢に利有、依レ之敵兵之眼前へ射掛くる時ハ、敵の勢を奪ひ、進み兼ねる者也

此期を見ば、上矢に可レ放、敵崩懸り候ハヽ、下矢に可レ放、是れ敵を碎くの術と可二相心得一、都而依二下知一可レ働事

一地形或ハ時之變に依て、間を射、横矢を可レ射、是下知に從ひ、柏子木を聞かば、可二折敷一事

一川渡候節、弓矢に心を付、一隊ヅヽ頭に從ひ、互に中を合、勝負を含可レ渡事

一水中にて矢を射時、水をうてば、弦切るヽ事あり、可二心付一、水腰を越さば伏せて可レ射事

一弓組は胸板に弦袋、矢尻根すりを□□可レ付事

一弓を納には、弦を前になし、左の肩先より右之脇にして、首に懸くべし

鐵砲組心得之ケ條

一鐵砲組之働は、敵合二町を程とす、因二下知一序破急之足並、雷之調子□□不切様に勢を取可二相放一事

弓は三十間内外を矢比と心得べし

敵敷詰ば下矢に利あり

柏子木にて折敷くべし

水中の射水を打たば弦切るヽ事あり

鐵砲組心得

鐵砲は敵合二町を程とす

一鐵砲組之働、敵合近き馬上之敵は、馬之鞍之巴腰目當にすべし、歩立之敵は股の付根を可レ打事

一川渡候時、筒の口と火皿を油紙に包、臺尻を上に、輪束にかけ、高く脊負可二相渡一事

一□□□□□鳥銃ぬれざる様可二心得一事

一火繩三尺に切、兩方に火を付、火繩通しに可レ付、強き風吹時は、火忽ちに立、如レ此節は、手拭を濕し火繩を二三遍こくべし

一急成時の筒洗は、打放筒冷ざる内、口より火皿の穴へ水を吹き出すべし、大半藥除之筒冷たる時は筒洗には輪□を可レ用事

一鐵炮組へ、妻手之腰二早合、火繩、藥を可レ付、口藥はかり(ママ)を付、相引の小はぜに可レ付事

弓鐵之組心得ケ條

一城攻之節、竹束附方、三筋の鎬矢濟むとひとしく、敵城虎口左之矢倉に向て附け始め、輕卒之業と可レ知事

竹束は手早く堀付くべし

付竹束は、長七尺か六尺餘の細竹を、木は一尺丸をたばね、横一間半にして挾間を切、丸太を以てうしを結、横貫二通り、是へ竹束をかき付け、堀際へ堀付べし、此内より可二相働一事、敵城よりはねらひ打になす故、其難甚し、故に手早く可二相働一、挾間切方ハ口達を以て可二申含一事

引がねこはくすべし

一矢、玉數一日何程と定めおきて、むだ矢不レ可レ放、引かねこはくすべし、心氣納、利あると可レ知事

一刀寸法、面々可レ爲二心次第一候共、鞘之刀不レ可レ指候、鍔は重きをいむべし、薄く隨分大振を仕込むべし。

下帶之事

一下帶之事、越中ふんどしの如く、胸先迄懸るをよしとす、上の紐を輪にも致し、是を首に懸け、布先を割、引廻可レ〆、袷にて芝を薄く入れ、竪横を荒くさし、腹より陰嚢を可レ包事

戰場にて足痛は其難甚し

一替草鞋腰に付くべし、草鞋の内薄がねきたへ革をしくべし。戰場足痛候は、其難甚し、可二相心得一事

一陣中荷物因二四季一有二差別一到二其期一可二下知一事

一兵糧、味噌、鹽、薪等、役者有レ之相渡と可レ知事

一櫛、道具一組之分可レ有二持參一事

一面々乾飯相嗜、腰に可レ附事

陣小屋

一陣小屋は一組々々、竹木を受取懸候義、其旨可二相心得一事

陣小屋、平坪に一人居候事。附小屋懸方、片ひさし幕串を四方に立、梁通り左右に杭木を立、幕より五寸程高く出入二尺、四方より細引をはり、梁木屋中のごとく張り、柱にも三方より、貫の如く繩をはる事

二通り絲竪を以て鳥羽となし、左右後濕紙にて圍とすべし、前は頭紋附之幕を可レ打、敷物は莚たるべし

雪隱

一雪隱、三尺四方深く堀べし、人數の多少に寄用意之事

一陣中因二地形一道を作り、惣而渡物受取、水汲諸役等可二相勤一義ハ、戰場之習不レ可二難澁一事

一軍門之御法令重きを不レ可レ忘、於二相背一者可レ爲二御成敗一不レ可レ存二素略一候尙臨二其節一可レ有二仰出一事

自分用意の品々

面々自分にて可レ爲二用意一品左之通

一、短刀可レ指事　一、鉋一挺　一、ナタ一挺　一、水筒水呑共　一、手拭　一、うちかひ但くはんせよりにて手細工に致、麻之敷布へ入るべし、打替は三度の飯を入る程に可相嗜、其上あみの袋に入れ腰に付くべし　一、鉢卷　木綿にてすべし　一、早火打　一、さし股引　一、輪束掛候苧繩一　一、藥袋　一、二間余之苧繩傳繩のごときに、三またのかまを付腰に可付是城のり戰場に用あり

一、細引二筋　一、糸竪二枚　一、濕紙一枚

右之外衣服等四季ニ可レ從事、尤荷物貫目定有事

以上は皆寫し置き、平常熟讀して、知悉し居るやう申渡した。

（松平家歴代御事蹟）

近領手當

㈡近領手當

隣接他領に事起り、萬一自領の防禦警衛、他領援助等の必要ある場合には、出兵に及ぶ事もある。故に此の如き萬一の手當の事も豫め定めて置く必要がある。文政二年に制定した、御近領御手當の定は左の如きものであつた。

自然御近領へ、御手當御人數被ニ差出一候節、出張先の儀、御物頭、御目付、諸士無ニ覆臓一申談置、臨時手支無レ之樣、可レ被ニ取計一候事

一人連の儀、行列帳の通り可レ被ニ相心得一候。尤自分以ニ覺悟一人連相增候義、勝手次第之事

一一番手當り口之面々兼て心懸、不レ依ニ何時一申達次第、早速用意相整、御屋形へ可レ被ニ罷出一候、猶其節可レ及ニ差圖一候事

一二番手之面々是又同樣可レ被ニ相心得一候事

一御物頭、組召連候次第行列前後之儀は、可レ被レ依ニ時宜一、尤弓、鐵砲、共兼て渡置候ニ付、別段才料不ニ差出一候事

但飛道具之儀は、御指圖之上相用候事に付、猶又其節可ニ申達一事

一行列之制、纏、柏子木之懸引等、都て御目付可レ致ニ差圖一事

勿論於ニ場所一働の精粗等相紀、諸事無ニ手拔一可ニ申付一候事

一給人は、捕手足輕之致ニ懸引一、働之節は猶更無ニ手拔一可レ致ニ指圖一事

一御醫師は、二番に罷在候得共、時宜に依り、一番手斗被二指出一候得者、一番手に附罷越候儀も可レ有レ之事

一御徒士目付一人は、纏に付、進止の相圖柏子木打可レ申、同一人は雜人小荷駄も有レ之候ニ付、末に立、人數引纏、食料其外、諸事渡方も相心得、前後奔走致し、外道を正し可レ申、尤前後一日替りたるべく候事

一下賄は、小荷駄に付、食事其外、諸事渡方より、萬端御徒士目付へ承、相勤可レ申候事

一下目付は、御目付手に付、下々行作相糺、諸事心附可レ申、内一人は御勝手目付支配之内より、臨時に申付候事

一捕手足輕は、若手より可二指出一事に候得共、當時差支ニ付、御側組、御簞笥組、其外よりも差操次第、時に取御間欠無レ之様、差出可レ申、勿論給人受二指圖一相働候事

一飛脚足輕は、小荷駄才料を兼、御用次第飛脚相勤、於二場所一幕打等の儀も、相心得可レ申事

一纏持は、普請組之内、選人にて差出可レ申事

一賄方中間、普請組より差出可レ申事

一御貸人、若手御長柄組より出し候事

一槍持之儀は、手人にて可二召連一事に候得共、差支之節は、普請組より出し候事

一御貸馬之儀、御馬役相心得致二世話一、銘々宅へ牽付けさせ可申、尤飼料はひくつに入、跡輪に付、其餘は小荷駄に附合候事

一口附之儀は、既中間差出候事

右之外は御貸人等迄、都て夫人にて出し候事、草履取差支候節も、夫人之内にて貸遣候事

一御長柄組、御普請組、共遣方の儀は、其貸人等迄、兼て員數取調置、申達次第、作事にて直々割付

夫々相渡候様、御普請奉行取計可レ申候事

一夫人馬之儀、員數別紙書付の通り、無二遲滯一出候様、近村内へ兼て申付置、其節申達次第、御代官之方にて直に割付、夫々へ相渡可レ申尤右員數之外、臨時に人馬申付候共、早速出候様、郡奉行御代官夫々取計可レ申候事

但夫人之外、脇指差し罷出候事

一上下食料幷馬飼料之儀、御賄勘定下役之者召連、御領分最寄之村方へ出張、右村にて爲レ致二焚出一無二手支一様送届可申、尤其節、鄉手代も差出万端爲レ致二世話一候事

右入用之儀は、追て村方へ相渡候事

但最初罷出候節は、上下兩度分之食料、腰苞にて、銘々致二隨身一候事、尤其筋より相渡候事

一先方へ到着の上、食料之儀は、先方にて兼て用意有レ之候はゞ可レ任二其意一候、尤其後出張致居候御賄之方へ、可二申越一候事

一程遠き場所江致二出張一、焚出送届難レ致都合に候はゞ、時之差略可レ有レ之儀勿論之事

一御醫師具足、御徒士目付貸具足、其外着込等、致二馬附一於二場所一相渡候様の節は、小荷駄引受之御徒士目付、致二世話一下賄飛脚足輕等渡方相心得、夫々取扱可レ申候事

但百姓等驚立候様の節は、具足の沙汰に及申間敷儀、勿論之事

一着込之儀は、足輕其外若黨迄は相渡、其餘中間等は、用意に及び申間敷事

一幕其外入用の品、万端其役筋にて取調、荷作り目方相改、運送人馬の數等迄、於二御勘定方一積置、臨時手支無レ之様、其調法可レ有レ之事

一自分にて用意を致すべき品々にて、差支分致二借用一度旨、申出候はゞ、手支無レ之様、其筋にて取計可レ申事

一御徒士格以上、火事裝束之事、下賄下目付渡火事羽織相用候事
一先方に寄、程遠き場所へ罷越候節は、御醫師、御徒士目付等へ、乘懸相渡可レ申候。尤小荷駄之内にて附合せ、相合に用候様取計可レ申候
一提灯之儀、數多きは不レ可レ然、見計程能相用可レ申候。尤山越等の節は明松を照し候て、可二相濟一事
一用金其外御入用之手支無レ之様、御勘定奉行取計可申事
一彌々人數被指出候に相極り候得者、其以前御貸馬等、銘々宅へ差遣、身認等夫々爲レ致二用意一、御法令其外心得之儀、頭幷主役主人〳〵より、得と申置、刻限次第共連、行列之通相整、御屋形へ可レ被レ致二着到一候、其節惣人數、一番手は、表御門外北之方御堀端、二番手は同所南之方御堀端、通行列順に立置、騎馬之面々も、乘馬夫々立場に牽立させ、何れも御廣間江相詰居可レ被レ申候、其節賄方より、腰苞賦り候二付、銘々致二隨身一候事。御徒士目付下目付、万端致二差引一候事
一右之外、御法令其外申渡、畢て差圖次第、御人數操出し可申候、其節騎馬之面々、表御門にて致二乘馬一、一番手、二番手、夫々行列立揃、追手御門外次第に操出し可レ申候
尤行列中下々迄、無言之儀堅可レ被二申付一候、於二途中一進止之制は、纏之動舞、柏子木之相圖に隨ひ可レ申候、纏付御徒士目付、柏子木打懸引致し可レ申候
一於二途中一折々人數押留、行列立直し、靜に押行可レ申候
一時宜に寄り、不二取敢一一番手御人數差出し、二番手は揃次第、跡より差出候儀も、可レ有レ之、緩急其模様に隨ひ可レ申事
一柏子義合圖之儀は、別紙之趣、下々迄能々申含め置可レ申候事
一到着之節、人數立方の儀、其場處に依り、難二相定一候得共、荒増別紙之趣、能々申含置候事

一先方の様子に依り、旅宿に入致ニ休息一候儀も、難ニ出來一様子之節は別紙之通、致ニ幕張一一番手、二番手、夫々嚴重に相守可レ申事

一於ニ場所一働之次第并取計筋之儀は、臨機應變之事に候得者、主役之面々、兼々能々相心得、万端無ニ手抜一様差圖可レ有レ之儀肝要之事

右之赴向々相心得可レ被ニ取計一候事

（文政三年）

十　月

嘉永の教令禁令

（師岡史料）

㈢嘉永の教令禁令

嘉永七年正月、米使ペルリ再び渡來し、國内諸藩は、兵備に汲々たる狀態であつた。上田藩に於ては藩主忠優時勢を察し、兵制を改め、軍の主力を銃砲隊に置き、其教練に意を注いだ。其年二月制定した教令及禁令を左に記して文政の軍制と比較する便とする。

教　令

一異船來襲之儀ハ開闢以來
皇國之御大事にて、防禦之術是迄之戰爭と事變候儀ニ付、公邊よりも、改て被仰出有之、和漢之兵制と異なる趣意、會得せしめ
日本國中貴賤となく、闔國力を合せ、諸侯は藩屏之任を不レ忘、百姓町人に至迄、銘々力を盡し、二百年來昇平の御恩澤に浴し候御厚恩可レ奉レ報、就ては攻撃守備の便宜等、專に相考、無用之入費相省、一旦の見躰外見不ニ取飾一、實用專一永久嚴重之御備相立候様、精々被ニ仰出一も有レ之候ニ付、右御趣旨に基き、文政度被ニ仰出一も有レ之候得共、此度之義は出格の譯柄を以て、人連兵器等、内外之有餘差略之上、御備立被ニ仰出一候ニ付、被レ得ニ其意一、申迄も無レ之候得共、蒙ニ御厚恩一家内安全

令ニ扶持一候御報恩の爲、一統必死の精力勇義を奮ひ、上下一和、異賊退治
御國威相立候樣、實意心掛、面々存意之程無ニ遠慮一致ニ上言一、決て他人と致ニ後言一間敷候、萬一平
常之鎖細末事に拘り、彼是故障申立、大切之御奉公立兼候てハ、卑怯未練不忠之至、面々祖先に對
し候ても、不孝無此上次第に付、非常之譯柄相辨、實用專一御法度相守、精々心得違無レ之樣、家
內末々迄、得と諭置可レ申候
右之趣銘々令ニ會得一可ニ相守一旨被ニ仰出一候

家老名

嘉永七年

將長禁令

一軍令申渡候節、言語文字は勿論、諸事聊增減不レ可レ爲、時宜に寄、如何樣の者に下知を傳へ候共、使の驗持參に於てハ、決て不レ可レ爲ニ違背一事
一將長吏士各階級有り、上下之禮節不レ可レ亂、及下を御する權威に不レ可レ募事
一地下末々に至る迄、殺掠の亂妨不レ可レ令レ爲事
一機密之軍議及敵方の事機聞出候ハヾ、不レ拘ニ晝夜一、卽刻可レ達ニ主將一、種々の風聞落書等有レ之共、猥りに不レ可レ爲ニ判斷一事
一互に一和他之功勞を不レ嫉、私之宿讎を忘れ、軍議專公論を以て決定し、戰爭の利害に於てハ、各計略の及ぶ所聊も不レ遺主將へ可ニ申述一、余人と其利害不レ可レ爲ニ論談一事
一號令法度は主將之外、猥りニ不レ可レ出、面々備小屋場、私に不レ可ニ轉替一、人數悉に進退すべからず、若不便利於レ有レ之ハ、早速其旨主將へ可ニ申達一、餘人と不レ可レ爲ニ評議一事
一營中武藝講習ハ格別、無益ニ士卒を不レ可レ勞、兵粮火藥鉛彈之屬、無用に不レ可レ費事
一生捕之者猥ニ不レ可レ殺、降參の者有レ之は、早速主將へ可ニ申達一、敵より和睦を求むる時は、陣中之

軍令の言語文字聊不可增減
將長禁令
殺掠亂妨爲すべからず
軍議專ら公論に決す
主將の外號令法度出すべからず
生捕猥りに殺すべからず

用心嚴密たるべき事

一病人手負等ハ厚恤を加へ、深切に可ニ扶持一縱令宿離有レ之共、決而不レ可レ忽事

一賞罰ハ軍中最要之第一事、貴賤親疎之無レ隔、聊も私意を挾むべからざる事

右十ケ條常々不レ忘令ニ覺悟一不レ可ニ違犯一者也

嘉永七年二月　　松平伊賀守

士卒禁令

一眼前之敵を差置、致ニ喧嘩口論一者ハ、武道を不レ知不忠之士也、縱令理不盡之者有之共、務めて是非剛臆を不レ可レ爭及高聲高噺令ニ停止一事

一惣而出起之節は、一番貝に食事、二番貝に支度、三番貝に面々立場へ着到し、不レ可レ爲ニ遲滯一事

附紙　諸事急ぐ時催促するには破ノ貝を吹く。破ノ貝ブフウフウフウ三度づゝ速に吹く。

一行軍之時、前後之列を不レ可レ亂若し離レ去用事ニて、行列を離るゝ者は、其器械從僕の場に殘し、用事畢ては、速に元の立場に可ニ馳着一、私に脇道不レ可レ爲事

一田畑を踏荒し、作毛を刈取、婦女を犯し、老人子供を害し、墳墓を毀ち、民家を燒き、猥に畜類を殺し、米金を掠め、材木を伐り採るべからざる事

一敵味方之變動見聞に於てハ、不レ拘ニ晝夜一主將へ可ニ申達一、他人へ不レ可レ洩事

一種々風評、卜筮鬼神之異祥を說き、衆心を不レ可レ動、其職にあらずして、猥に敵味方之利害不レ可レ議、若所存於レ有レ之ハ、隱密主將へ可レ達、他人と不レ可レ評事

一陣中武藝を以所作と爲之外、他の勝負事、酒宴、小歌、鳴物之樂、一切不レ可レ爲、附陣中へ婦人並遊樂之徒召連不レ可レ申事

一營中私に不レ可レ爲ニ往來一、兼て定置候場所之外、火を置べからず、若出火有レ之節は、前後左右組

士卒禁令

一番貝食事、二番貝支度、三番貝場所着

田畑を荒し、婦女を犯し、墳墓を毀つ等の所業を爲すべからず敵味方の異變は直に主將に報告すべし

陣中酒宴勝負事を禁ず

營中私に往來すべからず

合小屋より、火消に出候外、各請持之場所、堅く相守決而不レ可レ散事

附紙　營中火を置く場所

大將の居間、並諸番所、或は病人小屋等に限り可レ申事、出火の時火消組合の義は、人數の多少により相定可レ申事

一陣中出火に貝を吹、放馬、酒狂、喧嘩口論、には柏子木を打ち、其旨相通候。若二音不レ通時は、虛動と可二心得一、家僕を出し不レ可レ爲二見届一事

附紙　陣中出火の時は、急ノ貝を吹可レ申。急ノ貝ブフウ〳〵。陣中放馬、喧嘩口論にハ早拍子木を打つべし。右取靜方之義ハ、組合又ハ目付ニて取靜可レ申事

一敵方より夜襲候節は、諸番所にて號砲を放、方面の陣屋にては太鼓を打候間、速かに受前の場所に就き、專頭の下知を可レ待、決て不レ可二動搖一事

一物見は將之耳目にて、敵の情形を視察し、復命するを職とす。故に敵に遇て、逃走るといへども恥辱にあらず。決而不レ可レ爲二勝負一事

附紙　遠方より敵の形勢を報する事は、臨時に馬の並ぶ方等を以て定むべし。

一一氣衝突は戰法の要也。拔駈之働堅く制禁たるべき事

一鬪戰の節、縱令父子兄弟手負ふといへども、決而不レ可二介抱一、只敵に向て血戰すべし。敵軍敗走之後は、手負を引取可レ申事

一合戰之節、主將鐵砲等に中り、死傷する時は、馬廻り之兵五六人附添べし、餘人は堅く不レ可二立添一、其隊の組頭益諸士を勵し、死戰すべし、決て畏縮擾亂不レ可レ爲事

一味方兩人にて、敵一人を討たる時ハ、互に其功を讓るべし。凡て勇義廉潔の心掛、專要之事

一諸士之奴僕、軍法令二違犯一時は、其主人不教戒之罪難レ遁、常々教戒不レ可レ忽事

陣中出火の合圖

物見は敵を見て逃ぐるも恥にあらず

戰場に於ては父子兄弟顧るべからず

互に功を讓るべし

奴僕の科は主人不教戒の罪遁れ難し

右軍法十六ケ條堅く可ニ相守一若違犯之輩於レ有レ之ハ、可レ被レ處ニ嚴科一之間仍て命如件

年月日　　家老　名

士卒道中掟

一一番貝に食事、二番貝に支度、三番貝に面々之立場に着、時刻遲滯不レ可レ致事

但途中ニて少し宛、相休候節は、金皷の合圖にて致ニ進止一候、晝辨當之節は、組合毎に相集め可レ致ニ食事一、右相濟候ハヾ、貝を聞て面々立場へ列し、夫より太皷を聞て、靜かに歩み可レ行事

附紙　途中休之節鉦を打て、惣軍止、再打返して座し可レ申、太皷を打て立あがり可レ申、席の太皷を折て靜に止可レ申事

一晝辨當は、場所前以て本陣より使番を以頭々に令す、貝の相圖にて可レ食事、又貝を聞て立場へ列し、席の太皷を聞て歩可レ申、席の太皷は數を不レ定見計打止可申事

一川越船渡は、鉦を打て惣軍座し、貝を吹て可ニ相渡一、決而前後を不レ可レ爭事

附紙　川越船渡ハ鉦を打ち止り、再打返して座し可レ申、又屋敷席ノ貝を聞て相渡すべき事

一長途之節、敵に迫られざる內は、宿々起着晝休舟渡城下ニては急度行列を正し、其余は届の上、疲るゝものは駄馬に乘り、聊之遲速及烟草用候類は用捨すべし。尤勝手を以て、近道不レ可レ爲事、兵器及荷物の始末、兼て請前を可ニ定置一事

一於ニ宿所一出火有レ之者、速に面々の立場へ相詰むべし

附紙　面々頭々之宿所へ相詰可レ受ニ差圖一

一於ニ宿所一決て不レ可ニ往來一、並無レ據事あらば其旨早速可レ及レ斷事

一道路に落し者あらば、早速我等江(御徒士以上は其筋へ)相届、見捨或は隱し置申間敷事

一於ニ他鄕一武威に誇り、非義無禮を爲し、宿營之場所に於て、食事之雜濫申間敷事

士卒道中掟

一飲酒停止候得共、長途寒暑之砌、薬用同前聊相用候儀、道中而已制外たるべし。但過酒或ハ打寄献酬は、堅く可レ爲二禁制一事

一於二宿所一夜中柏子木を以て、時を打可二相通一事

右之條々堅可相守者也

年　月　　物頭名

行軍禁令

同行軍禁令

一喧嘩口論之事

一亂行列之事

一着到遅參之事

一猥ニ伐二材木一田畑踏荒候事

一押買狼藉之事

一諸勝負慰之事

一女色飲酒之事

右之條々堅可二相守一若違犯之輩於レ有レ之者、罪之當日品により嚴重に所置し或は卽座ニ可レ爲二斬罪一者也

年　月　　物頭名

（師岡史料）

銃手教令

銃手教令

一組中之面々、軍法相守、下知に隨ひ、死力を盡して働く輩は、其旨委細言上し、可レ令レ得二御褒美一其中勝れたる善き働之者は、急度士に可レ被レ成二御取立一候事

一戰場に於ては、平日練習する所の教、堅相守、決して敵に對して不レ可ニ畏懼擾亂一、何れも死力を振ひ、忠節を盡すの覺悟、可レ爲ニ專要一事

一於ニ戰場一手負候もの、其所其品に寄り、御褒美可レ被レ下候。蒙レ疵平癒之後、御奉公不ニ相勤一候樣相成候共、御扶持方被ニ下置一其子孫に至候ても御憐愍レ可被レ掛事

一於ニ戰場一討死之者ハ、其子に御褒美被ニ下置一御召ニ被ニ召仕一、其父母妻子に御憐愍可レ被レ加者也。士に御取立可レ被レ成程之働有之、討死致し候ハヾ、其子を士に御取立可レ被レ成事

一宿陣の節、火事有レ之候ハヾ、一組之内二人は宿に殘り、組中之荷物不レ燒樣ニ可レ被ニ裁判一、其餘ハ鐵砲を持、我等宿所に相詰可レ請ニ差圖一事。若小屋中物騷敷時は、相圖之鳴物を以て、其子細を相通し候間、鎭り可レ申、虛動の時ハ相圖無レ之事

一小屋中は、火事有レ之時ハ、定之通令ニ覺悟一各小屋ニ居可レ請ニ差圖一、猥りに不レ可ニ外出一事

一敵味方之事變聞出候ハヾ、大小虛實に不レ拘、則刻我等へ申聞、其事實に於ては、褒美可レ被レ下、若隱置候ハヾ可レ爲ニ曲事一候

一夜討來る時ハ、諸番所ニて號砲を放ち、其方角之陣屋にて、太鼓を打相通候間、熟も支度にて、小屋番之外ハ、面々受持の場所に列し、物靜かにして下知を可ニ相待一事

一鐵砲打放之儀ハ、平日操練の法を不レ忘、每事下知に從ひ、旦節制を守るべし

若し味方死人手負有レ之を見、畏縮搖動して不レ進か、或は臆して下知に背き、猥に打放す輩は、恥辱のみに非ず、立所に嚴科に行はるゝ條何れも篤と可レ有ニ覺悟一事

一接戰打放難成節は、下知に從て、筒を收め、刀を拔きて働き、殿之節は、必死を究め、敵を押之覺悟肝要之事

嘉永七甲寅年二月　　御物頭

戰傷者褒美扶助

戰死者遺族優遇

死傷者を見畏縮動搖する者に嚴科に處す

殿の時は必死と成て敵を押ふべし

銃手禁令

此度組下之面々へ申渡所の趣、堅可レ守、惣而下知に背之輩は、不レ論二事の輕重一重く罰すべき事

一眼前の敵を差置き、喧嘩口論に及ぶものは、甚未練之至也、縦令如何様の理不盡之者有レ之と雖も、務て堪忍不二取合一武前之働を以て、剛臆を可レ決事

一小屋場に於ては、公用及故有之義ハ格別、猥りニ不レ可レ爲二往來一事

一諸勝負事及飲酒、小唄、高聲、高咄し停止、凡濫妨不レ可レ致二狼藉一事

一火之用心別而不レ可レ怠万一令二出火一者、小屋番之者ハ嚴科ニ可レ被レ處、但早速於二滅留一者、當人其罪可レ被レ宥、自余ハ御褒美可レ被レ下事

一於二武前一者破格之號令申渡候義も可レ有レ之候、組下之者共、其敵に對して紀律を取亂し、逃走る類は、立所に切て、衆ニ可レ示事

右之條々以二御意一申渡處也

若違犯之輩於レ有レ之ては、可レ被レ處二嚴科一者也

嘉永七甲寅年二月

御物頭

（横關史料おぼへ書）

出火の時番兵嚴科に處す

軍隊調練

第四節　軍隊調練

軍隊調練　軍隊調練の事は、幕末外國船の我近海に、出沒すること漸く繁く、海岸の警備忽にすべからざるより、幕府は諸藩に命じ、萬一の場合には、不時出兵の事もあるべきに依り、常に武備に心懸くべきを達した。上田藩に於ては、時の藩公松平忠優は、天保十四年十二月十八日、是迄も城内に於て、少數の家臣等は、平服で駈引進退等の教練を爲て居たが、今よりは領分内の山野等にて、野服陣羽織等

の裝で、手輕の弓鐵砲、金、太皷、貝等を使用して、在邑の日には、自ら人數を召連れて、猪鹿狩の體にて、駈引調練を爲し、又城内では外に見えぬ場所に於て、時々家臣等に甲冑を着けさせて、行軍陣取等試みたいと出願して、幕府の聽許する所と成つた。此時から軍隊調練と見るべき事が、上田藩に始つたと思はれる。

西洋流調練

西洋流調練　嘉永三年七月十九日、西洋流調練稽古に出精し、且藩公見分の際にも出場した廉を以て古松安之助、堤總兵衛、柳原喜久助、の三人は鳥目二百文宛、犬飼顯藏、曾根幾右衛門、細田十兵衛、倉澤寛作、田中勘兵衛、柳澤勇三郎、齋藤寛次、宮澤又八等は、賞詞を賜つた。事が藩の記錄に見えて居り、又當時の問屋日記にも「先達より御家中の西洋流の鐵砲揃御稽古有レ之候處、先月廿七日廿八日兩日、御屋形前に於て、御年寄中樣御見分陣揃有レ之候」ともあれば、西洋流の調練は嘉永三年頃既に行はれた事は明である。

小泉曲輪調練場

嘉永七年二月「既に天保十四年十二月廿日、土井大炊頭樣勤役中伺之通相濟み候得共、猶又此度家來の者共、城内外廣場にて、旗、目印幷三器、空砲等相用爲レ致二調練一候に付、此段相伺申候」と伺出で、幕府の聞届くる所となり、小泉曲輪に調練場を設け、調練の事を練習した。此調練場は明治三年五月二日屋形前の廣場に變更する事となつた。

西洋銃隊調練稽古相談世話役

文久三年には、瀧澤省吾は西洋銃隊調練稽古相談世話役に命ぜられ、又當時銃砲及西洋銃隊の事に就き、深く研鑽した。赤松小三郎等が教官と成て、練習した所から考へると、此頃には頗る發達進歩したのであらう。

赤松小三郎西洋銃隊稽古骨折を賞せらる

赤松小三郎

西洋銃隊稽古骨折候に付、一段思召御意被成、金百疋被下候

文久三年十二月

之れは赤松が、西洋銃隊教練に盡力した事を、藩公より賞されたのである。

慶應四年正月十一日、天下の形勢切迫し、如何なる異變起るも測り知られぬ、故に大に軍隊教練の必要ありとし、十三日より當分の間、日割を定て、操練の稽古を爲すことにした。

撒兵稽古

撒兵稽古日割

十三日より二月朔日迄　半ノ日　諸士一番隊、同二番隊

十四日より二月二日迄　丁ノ日　御勝手隊、大砲隊、御徒士一番隊

右揃刻限正九ツ時武學校へ相揃候上於二小泉曲輪一稽古の事

但雨天の時は武學校に於て稽古之事

三十發角前稽古日割

御勝手隊　十三、十九、廿五日

諸士一番左半隊　十四、廿、廿六日

但同右半隊之内舊冬三十發稽古不二相濟一候面々は、此組へ罷出稽古之事

大砲隊　十五、廿一、廿七日

諸士二番隊右半隊　十六、廿二、廿八日

御徒士一番左半隊　十七、廿三、廿九日

但同右半隊之内舊冬三十發稽古不二相濟一候面々は、此組へ罷出稽古之事

諸士二番左半隊　十八、廿四、二月二日

二月八日より銃隊稽古出席刻限幷割合

丁ノ日八ツ時より　諸士一番隊、同二番隊

半ノ日八ツ時より　御勝手隊、大砲隊、諸士一番隊、其他組合外幷十三才以上の面々

二月九日より角前稽古出席刻限幷割合

九日九ツ時より　諸士二番隊

十日同　御勝手隊　大砲隊

十一日同　諸士二番隊

十二日同　御徒士一番隊

十三日同　御徒士二番隊

右日限初日より五日目、五日目に罷出稽古之事

右稽古中合薬雷管は、御徒士格以上幷に二三男迄には給與するも、彈は自分支辨の事

勝手勤の者も表勤銃隊に組入る

七月に至り、軍制改革家中一致の越旨にて、勝手勤の人々も表勤銃隊へ組合せ操練する事とした。又此月角前幷に山野稽古一ケ月の日割を定めて、毎日五ツ時揃にて、稽古する事とし、内稽古は毎日明六ツ時過より、五ツ時迄幷晝九ツ時より、暮時迄の内毎隊申談じ、都合次第武學校に於て、凡一時程づゝ狙ひ方身構へ、早合製等の、下稽古を爲すことに定めた。此頃銃隊に屬する者、銃の取扱に、腰に帶する双刀が、邪魔になるので、往々帶刀しない者が出來た。依て双刀を帶するのは、武士たる者の常で、之れ皇國の制度である、然るに脇差を廢する者あるは、心得違であると諭した事がある。

銃隊編入者帶刀を服ふ

軍事局設置

軍事局設置　慶應四年明治元年十一月十七日、兵制を取調ぶる爲めに、武學校内に軍事局を設置し、惣て軍律を一定して、細事に至るまで、區々たらざるを圖つた、同時に軍事に就て意見ある者は、各自同局役人に開陳すべきを達した。

軍事局

今般武學校中へ兵制取調所新規御開相成候右は以來軍事局と相唱へ可ㇾ申候此段爲ニ心得一達置候

右に付兼て被ニ仰出一も有ㇾ之軍事之儀は不ニ容易一御大事に付銘々心附有之儀は、聊無ニ覆藏一右局御役人調

役頭取已上へ書取を以て可レ被二申出一候

十一月

第五節　戎装改制、英、佛兵制の採用及農兵、大小砲銃の製造

武装改制

武装改制　上田藩の軍隊服装は、松平忠優の時、英斷を以て筒袖小袴羽織着用に改めたが、忠禮の代慶應四年正月二十日左の如く、洋装の制を採用した。

戎装御改制之次第

戎装御改制之次第

兩目附江

獨禮席以上是迄の筒袖羽織小袴類惣て廢止、左の品々に限り相用可レ申事

一、マンテル　黒羅紗にて牡丹（ボタン）金色附之事

一、ヅボン　右同切れ

但裾細袴にて黒色紺色に候はゞ吳呂服にても當分相用候義不レ苦候事

一、冠り物　陸軍笠黒塗之事

一、沓　洋製

但間に合兼候分は外品にても不レ苦候事

一、ランドセル

但所持無レ之分追々出來之事

給人より御徒士格迄は、是迄之筒袖羽織并に小袴裁附之類惣て廢止、左之品々相用可レ申候事

胴服

一、ジヤケツ　詰並以上之牡丹は前同斷、御徒士格は銀色附
一、ズボン　切品右同斷
　但裾細袴にて黒色紺色に候はゞ、當分相用候ても不レ苦候事
一、冠り物　革製韮山形緣金二筋附候事
　但御徒士格之分一筋之事
一、沓　洋製
　但間に合兼候分外品にても不レ苦候事
一、ランドセル
　但所持無之分追々出來候事

袖印之義は、羽織紐階級色分に準じ、兩袖口へ一寸上り七分三分之子持筋附可レ申、背紋所襟印之義は、昨卯年被二仰出一候通り、相心得可レ被レ申候。尤急場之義間に合はざる分、無紋にても相用候はゞ不レ苦候事

右何れも自分用意之事

ランドセルに桐紋を附す

其後二十三日に、ランドセルに附ける印を定め、桐の紋とした。

桐紋　竪四寸、横四寸五分

右之寸法之通御徒士格以上、金にて合印をつけ、マンテルサツク兩脇へ自分紋又は印附候義勝手次第之事

後又組支配之者の、戎服をも制定した。

組支配者の戎服

一、ジヤケツ　黒呉呂服木綿裏附、ボタン黒角、襟印是迄の通り

　御先手組は、脊に先の字を隷書にて白く書く、但金巾にて縫附くる事、大きさは曲尺にて、小頭は

脊文字印

二寸、平組は三寸

御側組は　脊に側の字を隷書にて、白く書く、但書前同斷

諸支配　脊に支の字を隷書にて、白く書く、但小頭格以上二寸、平支配三寸

一、ゾボン　黒羅呂服木綿裏附、ボタン黒角ツリ紐附

右は最初一通りは、藩より之を下げ渡し、後々は銘々自力を以て、之を作ること、定めた。

（政事堂御布告）

英國式操練を採用す

英國兵制の採用　明治二年に至り、軍隊の操練は、英國式を採用するに決し、二月十六日其旨を達し既に昨年設置した軍事局で、取調濟みと成つた所は、今迄の和蘭式に取交ぜて、採用する事とした。此時銃は二帶旋條銃、一帶横蓋尾裝銃、同馬上銃　但鄉導押伍に可限事　を採用するに決した。

採用の銃

司令士及物頭への達示

六月二十日英國式銃隊の調練を、來る七月八日より、小泉曲輪に於て稽古することを達し、大寄合支配隊は、丁ノ日に正八時より、御先手組二小隊は、半ノ日正五時より、隔日に出席練習せしめた。同時に司令士及物頭へ、左の達示を爲した。

一列に付け　の太鼓打候はゞ、速に司令士鄉導を率る、立場に至り列を制すべし

一休鼓　爲レ打候迄は其場に、休めの節も決して隊を散じ申間敷事

一稽古中　立場にて、無益の論究不相成、無言たるべき事

但無據義は、休息中に談じ可申事

一雨天之節は流之事

但晴雨の模樣に寄り、稽古の有無難二見定一節は、演武場へ出席之上差圖を待つべき事

一御用向幷病氣不參等之節は、其都度々々鄉導迄相届可レ申事

但歩行出來候位の病氣に候はゞ、其場處へ出席拜見可レ被レ致候

一生兵教練を假りに、初等に熟する者を選み中等に進め、之を合て教練し、中等に熟する者は、左右之例を照し終等に進むる事

一生兵の終等に熟する者は、小隊の初等に進むる事

此英國式操練を採用した頃の、兵員數及軍隊編制、明治三年三月二十五日、兵部省へ報告したる所は次の如である。

兵員數及編制

一歩兵隊　　士卒四小隊

但

各小隊人員

兵士卒　六十名宛

役員　九名宛

樂卒　五名宛

合二百九十六名

一大砲　三門

但

各砲　砲士八名宛　三砲合而役員四名　合廿八名

右總計　兵士卒　二百八十四名但砲士樂手在二此數中一

役員　四十名但總管及軍監其他器械司輜重司等在二此數中一

右は編隊員數今般御布令中御定之年齡に依り、變革精選仕候處前書之通歩兵四小隊砲兵二十八名を得るに不過候得者、萬石一小隊の割合には、一小隊餘不足仕候、尤右之外四拾歳前後の士卒にて、四十名程宛編合二小隊相備置申候、十分強健とは難申候得共、平素戎陣訓練耳申付置候得者臨時非常之節

萬石一小隊の割合

は、右を以て前一小隊餘不足之分相補候ても不レ苦儀に御座候哉此段奉伺候以上

此時一小隊餘不足補充の件は、兵部省の聽許と成つた。此年四月常備兵員數として、上田藩よりの届出には、大砲小銃等の型種も擧げてある、故に左に記して置く

上田藩常備兵員數

歩兵　士卒四小隊

但各小隊人員　兵士卒六十名宛、役員九名宛、樂手五名宛　合二百九十六名

砲兵　廿四名　但役員十二名、合三十六名

騎兵隊　相備置不レ申候

大砲

佛式四斤旋條砲　三門

但榴彈五百九十　榴霰彈二百五十　霰彈二十　藥包同斷尤百包餘分豫備

佛式山戰砲　二門

但榴彈四百五十　霰彈九十　藥包同斷豫備前同斷

十三榊臼砲　二門

但榴彈百八十　藥包同斷豫備十五包

小銃

英國製二帶旋條銃　四百六十一挺

但ハトロン十五萬發　雷管十七万

馬上充塡　十挺

但ハトロン百發

古製三帶旋條銃　百三十二挺

明治三年上田藩士卒族家數人員

此當時の上田藩士卒族家數人員は

士族　家數四百二十九軒　人員千八百八十六人内　男八百七十九人　女千七人

卒族　家數三百九十一軒　人員千七百四十四人内　男八百六十六人　女八百七十八人

佛國式の調練

佛蘭西式の調練　明治三年十月朝廷より、兵制は佛蘭西式に據るべき旨、達せられたので、上田藩にては、靜岡藩より教官として、佐野節、植村善次郎、野田針次郎、の三人を招して、十一月十三日より佛國式銃隊の稽古を始めた。此三人の教官は、翌四年六月十三日用濟にて歸藩した。

外藩雇入教官

明治四年四月二十七日、兵制を佛國式に改めたので、軍隊を中隊に編成し、二中隊と爲し、一中隊を常備とし、一中隊を豫備とした。同時に砲隊を廢し、奇數小隊に編入し、又樂隊を廢し、偶數小隊喇叭方と改稱した。

中隊編成

當時の兵員部署は次の如であつた。

兵員

一兵員　二中隊

一番中隊　奇數士族一小隊　偶數卒一小隊

二番中隊　奇數士族一小隊　偶數卒一小隊

合計　三百二名

内　上等士官十三名、下等士官二十名、士族兵員百廿四名（但伍長十六名、此内に在り）　卒兵員百廿四名（但伍長十五名此内に在り）、士族喇叭方十名、卒喇叭方十一名

部署

二部署　中隊二即小隊四

中隊長二名　小隊長四人　半隊長四人　分隊長四人　鄉導頭取四人　鄉導十六人　伍長廿一人　銃手二百八人　喇叭方頭取二人　喇叭方二十人　器械方九人　輜重方八人

合計　三百二人

非常合圖號砲　非常合圖號砲　此當時規定されたる、非常出動合圖の號砲は、

一、全藩總出　號砲警一發連十發

二、各隊出動　警一發連七發

三、小隊出動　警一發連五發

四、半隊出動　警一發連三發

農兵の養成

農兵養成の計畫　安政元年上田藩は、領内農民の壯丁を選拔し軍事教練を行ひ、農兵凡一千人程を養成し、以て領内警備の用に供せんことを按出し、先づ之を鹽尻組に試みむ、組内より徵集した二百餘名の壯丁に、諏訪部河原に設けたる、練兵場に於て、每月六回小銃隊の教練を行つた。けれども二年許で、其事は廢止と成つた、其理由は判明しない。

（松平家日乘、御用書取）

慶應四年農兵養成の達示

然るに、慶應四年に至り、再び之を復して、領内各組鐵砲所持の者の中より、壯丁を選拔し、藩より教官出張の上、教練する事にした。之に就き、正月十九日藩より

當時之形勢不容易場に至候に付、御領分村々警衛の爲め、農兵御取立被二仰付一、右に付鐵砲所持者之内、人柄可レ然者相選申出候樣致度、尤此度御役人衆爲二教諭一、其村方へ御出張相成候間、其旨相心得、萬端伺可レ被二取斗一候、大切所固の場處へ、臺場御仕立場處見分も有レ之候間、兼て先年達置候所其外要害に可レ成所、夫々致二案內一萬端受二差圖一可レ申候。差急き候に付、荒增申入候間、此旨可二相心得一候

と割番庄屋に達示した。御用向留に、此年八月農兵取立に付、洗馬組へ、調練教授として神尾新一郎、調練世話役及太皷教授として、上野銳太郎。武石村へ濱口隼人、太皷山下謙次郎、正木直之丞。などゝ載て居るので、洗馬組や武石村等にも、農兵教練のことありしは、明白である。他の組々は、史料を缺いて分らない、或は此組、村二ケ處に止まつたのか。文久年間和宮御東下の際、御警固隊中に、鹽尻組

より農兵が加つて、能く其任務を果したのは、此事ありし效果であらう。

大砲小銃の製造

附　大砲小銃の製造

外艦渡來後、上田藩にても大砲の必要を知り、嘉永七年七月幕府代官兼鐵砲方江川太郎左衛門に依頼し、唐銅三貫目玉の大砲を鑄立てさせたが、領分内上田常田村八郎右衛門等に命じて、六貫目玉大砲など鑄立てしめた（米艦渡來當時の。上田參照）。文久三年五月には、常田村半田八郎右衛門、鍋屋久兵衛の悴、二人をして、武州川口町に趣き、大砲鑄立の技術を修業せしめ、中西傳右衛門、河村一郎右衛門に、硝石掛を命じ、小林仁兵衛に火藥の製造を命じ、又中之條支配柏尾村松藏、小諸領内井子村類藏、同耳取村權十郎、同村信十郎等を、御筒筋奉行にて雇入れて、小銃を張立てさせ、同時に瀧澤省吾に大小銃器械製造掛を命じて、其事を掌らせた。

半田八郎右衛門
鍋屋久兵衛

瀧澤省吾銃砲製造掛

元治元年五月には、常田村小島大治郎及小島久兵衛の子万作兩人に、三人扶持を給し、大砲製造御用を命じ、藩地に於て、銃砲を造ることに力を注いだ（御用向留。問屋日記）。

第六節　上田藩の武藝諸道

武士たる者は平素武藝を修練し、軍陣に於て敵と戰ふことが其本業で有つた。故に藩政時代に於ても此事は重要視され、各藩皆其修練を怠らなかつたのである。今左に上田藩に於て修練せられたる、武藝の諸道に就て概略を記する事とする。

(一)軍學（兵學）

軍學

軍學者又兵學者と稱するものが、盛に其徒を集めて、野戰攻城の法を、圖上に於て講ずるに至りしは江戸幕府時代の初頃、小幡勘兵衛景憲が甲州流の兵法を唱へしに始まり、其より此事を業とする者相踵で出で、各派を立てゝ相爭ひ、其流派も甚多く成つた。其は各種武藝の其の如くであつた。其中で特色あ

長沼流

甲州流

越後流

弓術

弓術の諸流派

日置流

文政頃迄弓組の制あり嘉永に至り全く除かる

りと認めらるゝは、長沼澹齋の唱へし所謂長沼流で、澹齋は始め甲州流の兵學を學びしが、後之に滿足せずして研鑽を重ね、工夫を凝らし、茲に一流を創始したのである。名家略傳に「兵要錄（二十二卷あり澹齋の著書は此書には攻城ありて守城なきは、卓見と謂ふべし、其已れを以て人に及ぼし、攻むるの法に依りて防ぎ守りなば、何のかたきか是あらん」とあり、此所が長沼流の一大特色である。我上田藩にて此流を學びしは、八木剛助、同兼助、上野健藏尼子儀人等であつた。

甲州流　小幡勘兵衛景憲の創始にかゝり、武田家の兵法と稱するものである。此流を修めたるものに、矢島源右衛門、黒石將曹、勝俣兵馬、木村盛修、信田金彌、掛山勘右衛門等あつた。

越後流　宇佐美駿河守定行の兵法と稱し、加治龍爪齋景明之を傳承し、其弟子澤崎主水、承應の頃江戸に來りて之を唱へた。此流を學びし人に、相馬通孝があり、文政の軍制改革の時にも其力を致せりと云ふ。尼子儀人は此人に就て學んだ。

㈡弓術

弓は古來飛道具として、最も武家に重んぜられしが、鐵砲の渡來以後、漸次其威力に壓せられ、其使用昔日の如くならざりしも、鐵砲の威力、未た著しからざりし頃には、鐵砲と共に、重要視されて居たのである。我上田藩仙石氏領主の時代、貞享四年の頃、物頭の組毎に弓鐵砲を預け置き、其技を練習せしめた事がある。松平氏領主の正德三年十月、諸士足輕に至るまで弓鐵稽古相勵むべき旨を、達せられし事あれば、此頃弓鐵砲相並んで、重んぜられしを察することが出來る。文政年間に制定せし軍制には、猶弓組に就ての制があつた。けれども嘉永年間の軍隊教令には、既に弓組は載つて居らなく成つた。

日置流　室町幕府時代の中葉に出でし、大和の人日置彈正正次の創めし射流で、此流を修めし人に、山本宇太夫、尾崎紹引、內藤茂左衛門等があつた。內藤は遠矢を善くし、遠矢四町五反に達したと云ふ。

壽德流

雪荷流

大和流

伊勢流

劍術の諸流派

神道流

克己流

直心陰流

小野流

富田流

槍術及諸流

壽德流　近江國堅田の人猪飼壽德の流。此流には、服部金太夫、大澤庄之助、松宮彌兵衛、岩崎半兵衛、山本四郎右衛門、山田兵右衛門、喜多島龍雲等があつた。服部は弘輪を下げて之を的とし、暗中射て必ず的中し、又射初式大前にて、金的を甲矢にて射揚ぐ、乙矢を所望せられ、此も命中したと云はれる名人であつた。

雪荷流　桃山時代に出でし、吉田重勝雪荷の創めし流。此流を修めしは、中村熊之丞であつた。

大和流　森川惣兵衛秀一の創めし一流なるも、日置の系流に屬す、此を修めし人に、石河織部があつた。

伊勢流　京都伊勢家の流派、此流の人に山本小右衛門あり。

(三)劍術

神道流　天眞正傳神道流と稱し、下總の人飯篠山城守家直入道長威齋、鹿島香取の二神より授かりし所に據りて、創始したと云はるる流派。此流を修めた人に蒔田杢、小林源太左衛門、山田兵左衛門、大野木傳五右衛門、尼子儀人等あり。

克己流　柳生新陰流より出づ、延寶年間安丸仲右衛門之勝が創めし流派。此流に堀勘太夫あり。

直心陰流　甲子夜話に、井上傳兵衛直心影流を能くする事を載す。蓋し此流ならん。此流の人に堀彌三左衛門、栗山歌右衛門等あり。

小野流　小野二郎右衛門忠當創始の一流派。此流に宮下祐太夫あり。

此他山田流に岩崎忠右衛門、小山喜右衛門等あり。

富田流　中條兵庫助長秀の創めし中條流より出づ、此流の人富田九郎右衛門其奥義を極め、一派を創め富田流と稱した。此流に舟木新左衛門あり、仙石政俊の師範たりき。

槍術

鎌寶藏院流　慶長元和の比、奈良興福寺の塔頭、寶藏院の法印胤榮の創始せる流。常に鎌鑓を使用せし故此名あり。此流の人に青木平格、小島万兵衛、本間孫左衛門等あり。

中村寶藏院流　胤榮法印の門人、中村尚政の開く處。此流の人に野間治太夫あり。

高田寶藏院流　徳川三代家光の頃、中村尚政の弟子、高田吉次の創めし流派。此流の人に村瀬柳左衛門あり。

樫原流　紀州徳川賴宣の臣、樫原俊重の開きし一流。此流を修めし人に喜多澤角左衛門あり。

疋田流　此他疋田流に小林源右衛門、蔦田李、喜多澤東馬、山田兵右衛門、木村寛司等あり。

種田流　大島流を創めたる、大島伴六吉綱の弟子、種田平馬正幸の唱へし流派。此流を修めし人に木村新助あり。

柔術及其諸流派

柔術

柔術又體術と云ふ、又ヤハラの稱あり、徳川氏の初に既に此術あり。或は云ふ是れ漢土の拳法にして歸化の明人陳元贇の傳ふる所なりと。又一種小具足と稱する術あり、卽ち柔術の類にして、一に腰廻と云ふ、所謂取手足なり古事類苑武技ノ部ヤハラは紀州の關口柔心を祖とす、異朝には無きことなり拳法とは異れり。柔心は紀州大納言に仕へし人なり、倭訓栞。柔心の創めしより、ヤハラと云ふ。

楊心流　肥前長崎の醫三浦楊心創始にかゝると云ふ。此流の人に、淺岡爲八、松岡叔左衛門あり。

關口流　徳川三代家光の頃、紀州家の臣關口柔心の創むる流派。此流の人に小川五郎左衛門、山口圓大夫、荒井淳太夫、山崎勝兵衛、同爲右衛門あり。

澁川流　關口流の一派。大和の人澁川伴五郎の創めし流。此流の人に河合五郎太夫、小川富衛あり、

小具足卽ち捕縛術には、四心流に村瀬長次郎、同貞太郎、荒井分大夫、服部久兵衛、柴田磯兵衛、若

四心流　林門之亟、岡弁左衛門。四心古流に山口峯次、同宮太、同圓大夫、同政助、高桑濱之助、宮澤又八、荻

棒術

野一治、六川波彌。荒木流に光谷七兵衛、大澤龍太、宮下五大夫等あり。

坂田流

棒術又棒ノ手

棒は長六尺乃至八尺、半棒は三尺、多く樫の木にて作る。舊法は八角に削り、筋金を入れ鐵の尻子を打つた嬉遊笑覽。通常護身用と爲すも。又捕縛術に用うる事もある。此坂田流に和田廣右衛門、上羽斧平、金井助左衛門、同賢五兵衛、山口圓太夫、切田善右衛門、中澤孫太夫等あり。戸田流に柳原磯八あり。

居合

居合　拔刀術で、奥州の人林崎甚助重信が、林崎明神に祈て刀術の精妙を悟りて創始した所と云ふ。此技に荒木勘兵衛、小林權右衛門、栗山歌右衛門、植西郡太左衛門、原善太夫等あり。

馬術

鹿島慶秀

室町幕府時代義滿義持の頃、馬術に於て古今獨歩と稱せられた常陸國鹿島の住人鹿島孫三郎慶秀は父を村上某と云ひ信濃國人である。鹿島に移て鹿島を氏稱し、子慶秀を生んだ、慶秀は故國信濃に歸り、馬藝を小笠原氏に學び、尤も堪能と稱せられた。壯年の頃は村上左京亮と云ふたが、後三河岡崎の大坪に移り、大坪式部大輔慶秀と改め入道して道禪と號した。貞丈雜記。道禪は乘馬に堪能なるのみならず、馬鞍を作りて良工の譽があつた。世以て馬術の祖となし、其流を大坪流と稱す。此流派の人に大坪古流に町田治部右衛門、藤林小傳次、曲木平次郎。大坪本流に吉田平太、門倉傳太郎、山田永胤同純一郎等あり。中に就き門倉傳太郎は赤松小三郎共とに、西洋流の調馬法を學び、其普及に盡力貢獻して大なる功績があつた。

大坪流

門倉傳太郎

銃砲術

銃砲術

後奈良天皇の御代、天文十二年葡萄牙人種ケ島に來り、鐵砲を傳へ、時恰も、我國戰國の時代なりしかば、此戰場に於ける利器は、當時の武人の注意採用する所となり、忽にして全國に普及するに至つた。

大坂陣大炮盛に用ゐらる

先づ小銃盛に用ゐられ、後大砲が國崩、大筒、石火矢などと呼ばれて、軍戰に用ゐらるるに至り、大阪陣には、大砲盛に使用せられ、攻圍軍卽ち德川方なる井上正繼（井上流の祖）は、南蠻の銅にて、玉目三貫目の大砲を製し、四十町の遠距離にまで其威力を及ぼしたと云ふ。當時炮術と云ふは鐵炮を云ひ、火術と云ふは大筒、石火矢を云ふた 明良帶錄

炮術と火術

乘竹新五右衞門光林

上田藩にては、藩主仙石政俊の時寬文元年に、其臣乘竹新五右衞門光林を、紅州和歌山に遣はし、紀州家の臣三宅重左衞門家信に就て、鳥銃の術を學ばしめた。光林留まること數年、其法術を會得して歸田した。依て家臣等をして、光林を師とし其術を習はしめた。此流は長門流と稱したと云ふ。貞享四年には、新に鐵炮を調製して、之を武庫に藏めたとの記錄があれば、此頃上田に於て、鐵炮の製造があつたことが判知る。後松平氏領主の頃には

長門流

井上流

井上流—井上正繼の創始せし流派、此流を修めし人に、鈴木六郎右衞門あり。

武衞流

武衞流—武衞市郎左衞門義樹の創めし流。此流を修めし人に植西郡太左衞門、村上亘理、同清左衞門石川茂大夫、山崎勝兵衞あり。山崎の角は、曾て別所觀音堂に納めしが、後松平神社に納む。

萩野流

萩野流—萩野六兵衞安重の唱へし流派。此流の人には小林央あり。

柘植流、藤岡流

此他柘植流に中村淸美。藤岡流に野上平右衞門、森田染右衞門、八木與一右衞門等あり。

大砲試射練習

上田藩に於て、大砲を試射練習した事の、記錄に見えたものを擧げて見ると

元文元年

山本源左衞門組森田染右衞門、菅谷三郎兵衞組山本四郎兵衞。右兩人鐵砲大筒仕候段達二御聞一、奇特成事に思召、爲御褒美鳥目二貫文宛被二下置一候

文化十四年三月

一明後九日森田染右衛門殿火術有レ之候間、例之通可二相觸一旨被二仰付一候

文政二年三月

一三月廿四日下河原に於て、森田染右衛門様御門弟火術稽古有レ之候間、例之通り相觸候様被二仰出一候。農人たりとも罷出不レ申様可二申觸一候。

同年九月

一九月廿九日、下河原に於て、村上清左衛門方火術有レ之候間、農人心付罷出候様一統へ心得違無レ之様可二申聞一候

同三年九月

一九月十八日、八ツ時より下河原に於て、火術有レ之候二付、例之通申達候様御手代中御沙汰有レ之候

同四年二月

一二月廿七日下河原に於て、村上清左衛門弟火術稽古有レ之候間、例之通り可レ被二申聞一候

同年三月

一三月九日下河原に於て、村上亘理殿門弟中火術稽古晝夜共有レ之候間、例之通り可レ被二申聞一候

同五年二月

一二月廿六日、御城下より矢尻飯縄堂迄、五百目百目鉤炮試し打、村上清左衛門殿へ被二仰付一、朝五ツ時より有レ之候間、下河原へ罷出候農人等、心得違無レ之様一同へ可レ被二申聞一候

同年九月

一九月十日下河原に於て、森田染右衛門様門弟中、火術稽古晝夜有レ候間、一統へ心得の儀可レ被二申付一候

同六年三月

三月四日　　村上亘理

右之方、明五日下河原に於て、火矢有レ之候間、農人心得例之通一統へ可レ被二申聞一候

同　七日　飯縄堂向川端通にて　　森田染右衛門

同　八日　御茶屋向通より飯縄堂矢落にて　　山村三左衛門

同　十日　此間打損之火矢右場處にて　　村上亘理

右之通下河原に於て火矢有レ之候二付、例之通可二相觸一候

同年九月

一九月二日尾崎新兵衛様、下河原に於て、火矢有レ之候間、農人之儀、例之通り可レ被二執斗一候

同月廿九日下河原に於て、森田染右衛門様門弟、晝夜火術有レ之候間、農人罷出不レ申候様可二申付一候

同七年八月

一來月二日三日の内、下河原に於て、村上亘理殿方火矢有レ之候間、例之通可レ被二取計一候。尤雨天に候はば、日送りニ付其旨可レ被二申觸一候

九月五日下河原に於て、森田染右衛門方、晝夜火術有レ之候二付、例之通可レ被二取計一候

同月八日、今晩下河原に於て、八木剛助火術稽古致し候旨、御達し有レ之候間、例之通り心得之儀可レ被二申聞一候

同八年八月　　山村三左衛門

右は御茶屋向通りより、飯縄堂矢落にて、火矢明廿七日明け六ツ時より有レ之候間、農人等罷出候儀心得居候様、町中一統へ可二申觸一候

同九年六月

一明六日、下河原に於て、晝九ツ時より夜分迄、火術稽古有レ之候間、例之通り可二申聞一候

同年八月

一明後十七日、森田染右衛門殿御弟子中、下河原に於て、火術稽古晝夜有レ之候間、例之通可レ被二申付一候

同年同月

一今二十一日、下河原に於て、村上彦馬殿御弟子火術稽古晝夜共有レ之候二付、通行人への注意、例之通可レ被二相觸一候

同十二年三月十九日

一　　村上彦馬

右之方、火術晝夜下河原に於て、來る二十日に有レ之候、農人其他例之通可レ被二申觸一候

同十三年十月

一來十日夜、下河原に於て、八木與一右衛門方、火術有レ之候に付、例之通可レ被二相心得一候

天保三年九月

一今二日夜、八木剛助方にて、揚火新筒試打有レ之候間、心得之儀、町中一統へ可二申聞一置事

同年十一月

一廿八日、下河原に於て、八木剛助方火攻術、晝夜共有レ之候間、一統へ可レ被二相觸一候

天保四年二月十六日、千曲川際獅子岩より、源兵衛坂迄の間、に在る桑畑に、肥料を施すことは、二十日頃迄になし、二十七日以前には、差控ふべきを達し、同月二十七日藩主忠優の火術練習が行はれた。其時の日記に

藩主火術練習

一御上火矢　四十本　打上二十本

右打上の紙長五間程有レ之、海野町、原町、田町、鍛冶町、邊迄参り候。稀には火の消えざるも有レ之田町にては屋根に落ち、燃え付候處早速消し止め候由

夜打上　三十本六寸、二十本八寸

と載て居る。（私註）打上の紙と云ふは、火矢の筒に巻いた紙を云ふ。

同五年九月

一十五日下河原に於て、八木剛助様火矢有レ之候間、作場へ罷出候者共、差障不二相成一候様、可レ被二申聞一候。尤雨天に候はゞ日送り相成候

同六年三月

一廿六日村上孫右衛門方、火術晝夜有レ之候間、例之通可レ被二取計一候

一晦日に八木剛介、村上右左衛門殿、火術有レ之候間、例之通可レ被二取計一候

嘉永三年五月二十四日、八木剛助試打の場處、長池土手より打出の場所見分として、御徒士目付差出候（稲垣史料嘉永日記）

同年五月二十二日　來月二日、八木剛助試打致し候に付、其節御筒持運人足朝日百人、二日百人、都合二百人、差出し候様申遣し、割番林傳兵衛に、世話いたす様申遣はす　稲垣史料嘉永日記

嘉永三年六月十日

一西洋流の大筒出來上り、今日長池邊に於て、御試し打有レ之候趣にて、昨日大筒大中小三挺、何れも町方を引通し申候。今日は右響、度々相聞候、町方よりも見物に参り申候

同六年三月五日

一今日諏訪部河原に於て、大筒試し打有レ之候。今朝車にて、大筒三挺町中引通し申候。

挿入絵圖(3)參照。

同年十月

武州大森村地先、町打場に、當月下旬日程家來共差出、大筒稽古爲レ致度奉レ存候事

於二大森町打場一松平伊賀守家來、八木剛助門弟召連、砲術稽古左之日限通り、罷出申度奉レ存候

來る二十八日　同二十九日以上　御名家來天野十太夫

於二大森村打場一松平伊賀守家來、八木剛助門弟召連れ、砲術稽古打左之日限之通罷出申度奉レ存候

來月十三日　同十四日　替日十七日　同十八日　以上　同前

同年十月

於二大森村打場一松平伊賀守家來、八木剛助門弟共召連、砲術稽古打左の日限通り、罷出申度奉レ存候

來廿一日　同廿二日　以上　同前（松平家日乘）

（附）大森村打場まで、大砲は船積にて、送り廻したのである。

同七年五月十三日

諏訪部河原におゐて、大砲御試し打有レ之候

安政二年正月廿五日

本日鎌原裏にて、大砲御試し打有レ之候、往還原町通り大八車にて、御引通し被レ成候

同年五月六日

一明七日下河原に於て、村上鐵太郎様火術有レ之候二付、人留被二仰渡一候

安政六年三月八日山田貫兵衛は二十柵臼砲試射の時、其筒を以て、柘榴彈五發の稽古を出願せり。

文久三年十月二十一日

一來る廿五日鎌原裏にて、大砲試打有レ之候に付、人留之儀例之通り被二申付一候

以上の記載或は多少洩れしものあるべけれども、火術大筒等の練習が、文化の頃より其度數多くなり

嘉永年間よりは在所上田に於ても、江戸に於ても、盛に成つた狀況は、之に依て略察するを得るのである。我鎖國以後、文化年間露艦の北邊に寇するあり、フエートン號の長崎に闖入するありて、我攘夷熱大に昂まり、遂に文政八年に至ては「何れの浦なりとも、異國船乘寄るを見受くる時は、有無に及ばず一圖に打拂ふべし」と峻酷なる攘夷令を發するに至つた。然れども天保十三年には、此令は大に緩和され「異國船と見請候はゞ、篤と樣子相糺し、食料薪水等乏敷、歸帆難ㇾ成趣に候はゞ、望之品相應に與へ、歸帆可ㇾ致樣申諭云々」と改めた。其後弘化三年、米艦ビツドル號浦賀に渡來したるも、強硬に我開國を要求する所なくして、歸帆せしも、嘉永三年及び五年には、和蘭政府は、亞米利加合衆國來りて、日本に開國を迫り、幕府若し之に應ぜずんば、兵端必ず啓くべき由を告げ、同六年には、果して米艦渡來の事が有つたのである。上述せる外舶來航の事實は、我國人をして驚怖緊張、武備の忽にすべからざるを覺らしめ、同時に外艦に對する武器として、尤も威力あり有効なるは、大砲なるを知り、海內皆之を採用研究し、或は之を鑄造し、或は購入して、其發射法を修練する狀態と成つた。文政の頃疾く既に、長崎町年寄高島四郎太夫茂敦は、今の時に於ては、砲術の改良を以て、第一の急務なるを悟り、當時出島滯在和蘭甲比丹デヒレニユーへ砲術の事に精しかつたので、師事すること凡五ケ年、其秘訣を會得し、其後猶熱心に研究を進め、遂に西洋流砲術の祖と成つた。此四郎太夫の教を受け、高島流砲術の皆傳を得たのは、江川太郎左衛門英龍であつた。上田藩にて高島流を學びし人は、八木剛助（與一右衛門）で、銃砲提要の著もあり、其子兼助も亦、此流を以て著はれた。剛助は江戸或は上田に於て自ら大砲發射の事を修練したが、同時に其門弟子を教え、我上田藩に西洋流の砲術を弘めた功績は、甚だ大であつた。剛助は高島秋帆に學びしと謂はるゝも、弘化二年常田村の鑄物師八郎右衛門等に、鐵の性合分量等を指揮教授して、大砲を鑄立てしめし事あれば、或は江川太郎左衛門英龍にも師事した事があつたかと思ふ。

高島流
八木剛助

松平家日乘に據れば、三宅對馬守、參州三原藩主（私註）家來村上定平門弟八木剛助が、武州大森村地先大筒町打場に於て、四斤半旋條砲四挺を以て、六ツ半時より打始め七半時打仕廻として、練習することを、許可せられたしと幕府に伺出た事が、慶應三年六月七日の條に載て居るのを見ると、村上定平の門に學びし事は明である。此村上多分高島流の達人であつたのであらう。

米艦渡來當時の上田藩

第五章　米艦渡來當時の上田藩

第一節　當時の上田藩主

當時の上田藩主

嘉永六年六月、アメリカ合衆國の使節、ペルリが渡來した。上田藩松平忠優は、旣に嘉永元年より、幕府の老中職として、樞機に與つて居たので、ペルリ來朝の前年、卽嘉永五年に、和蘭國からの、米國使節渡日の上開國を迫るべし、との忠告も承知して居つたらうし、又海外諸國の事情に就ては、幕府當局者は、他の諸侯よりは知識を有つて居た筈である。故に忠優の意見は如何なりしかは明かにする事は出來ないが、七月十一日に閣老から諸侯に達した所は次の如で

幕府の諭達

亞米利加合衆國より差出候書翰之儀ニ付、夫々被レ致ニ建議一候趣、熟覽參考之上達ニ御聞一候處、諸說異同ハ有レ之候得共、和戰之二字に歸着候處、面々被レ致ニ建議一候通り、當時近海を始め防禦御全備ニ不ニ相成一ニ付、渠申立置候書翰之通り、彌々來年致ニ渡來一候共、御聞届の有無ハ不ニ申聞一可レ成此方

より平穩ニ爲ニ取計一可レ申候得共、彼より及ニ亂暴一候儀有レ之間敷とも難レ申、其節ニ至り覺悟無レ之候ては、御國辱にも相成候儀ニ付、防禦筋實用之御備精々心懸け、怒情を忍び義勇を蓄へ、彼動靜を熟察し、萬一彼より兵端を相開候ハヾ、一同奮發毫髮も御國體を不レ汚樣、上下擧て心力を盡し忠勤を可ニ相勵一との上意に候

と云ふのであつた。之れに依て見ると、閣老の一人であつた、松平忠優の意見はほゞ推測することが出來ると思ふ。藩主忠優は家臣に向て、異國船が浦賀表へ渡來したので、時に依ては急に出陣の事にも成ると思ふ、當時老中の職に在つて、すべて諸家の規範にも成る故、世間で區々の取沙汰しても、猥なる是非の批判等を爲し、又世上の浮說を信じて、他藩の者に對して、雜談するなどの事、決して致さぬやう嚴しく申渡した。故に家臣等も其意を諒し、愼重の態度を執り、武備に精勵したのであらう。其時家臣等への申渡しは左の如くであつた。

藩主忠優家臣への申達する所あり

異國船浦賀表へ渡來致候間、時宜に寄り、俄に可レ致ニ出馬一、當時役柄ニ候得者、諸家之規範ニも相成、大切之事ニ候間、兼々諸事相愼、末々迄、權威苛察義、毛頭無レ之樣急度可ニ相嗜一事

一從ニ公儀一追々嚴重御手當も被ニ仰出一候得者、世上に於て、區々之取沙汰致候共、猥之是非の批判等致間敷義、勿論之事ニ候、家中の面々、萬一心得違之族有レ之、世上の浮說を致ニ信用一、甚敷ハ御他藩に對し、及ニ雜談一候義等有レ之候てハ、第一對ニ公儀一恐多き事ニ候、其上家中武備未練之體ニ相聞候間、面々自分を愼、決而雜談等致申間敷候。萬一心得違之族有レ之候ハヾ、急度咎可ニ申付一條、兼而得ニ其意一家々末々召仕等に至迄、申含心得違無レ之樣可レ被レ致候

一家中之面々、武備心懸之義、追々申聞候得者、年來困究之義ニ候得共、可レ成丈其身相應之嗜、致ニ用意一候樣精々心掛候義專要候事

月　日

第二節　上田領分内外非常時氣分

上田領分内外非常時氣分

十一月廿一日に藩主忠優は、七月十一日江戸に於て、諸侯に將軍上意の趣として、申渡した所を告げ且上田藩に於ても、追々申付け置いた通り、各文武に出精し、武備厚く心懸、萬一の時、不覺悟の事なく御忠節の道の立つやうに、深く心掛けるやうにと諭達し、十二月五日には、上田兩町問屋年寄を奉行所に呼出して、廿一日に家中に申渡した書を示し、若し戰端開かるゝに至らば、世上一体混雜を來す故前以て問屋年寄等は、充分心得居り、小前末々の者共へは、役人共の差圖に從ひ、虚説を申觸らし、猥に狼狽騷擾するが如き事無いやうに、申聞かすべきを申渡した。其時の申渡は次のやうであつた。

問屋年寄共に注意す

亜米利加合衆國より、差上候書翰之義に付、諸侯御組下迄、夫々御見込被ニ仰立一當御役人様方、集議御參考の上、上聞被レ成ニ御達一候處、詰り和戰の二字に歸着致候得共、當時近海を始、防禦筋等、御全備不ニ相成一候ニ付、渠申立置候通、彌來年致ニ渡來一候共、御聞届の有無は不ニ仰聞一、可レ成丈此方よりは、平穩に御取扱可レ被レ成候得共、彼より及ニ亂暴一候儀、有レ之間敷とも難レ計、其節に至り不覺悟有レ之候ては、御國辱にも相成候儀ニ付、防禦筋實用の御備、精々御心掛、御銘々忠憤を御忍、義勇を御蓄へ、動靜を察しられ、萬一彼より兵端を開候はゞ、御一同御奮發、毫髪も御國体を不レ汚様、上下擧りて御忠勤可レ被レ成、御勵しの上意之趣、去る朝、於ニ御城一、御詰合の御方様ゟ、御老中様被ニ仰渡一候ニ付、於ニ御手前一も、追々被ニ仰付一置候通り、面々文武出精、武備厚く心懸け、自然之節、不覺悟の儀無レ之、御忠節御立被レ成候様、可ニ心掛一旨去ル廿一日被ニ仰出一候

右御趣意ニ付ては、萬一戰闘に相成可レ申難レ計候はゞ、世上混雜致し可レ申候間、前以問屋年寄、篤と相心得居、混雜等無之様、厚く申諭、小前末々の者共は、役人共の差圖を受け、虚説申觸らし、狼狽等致す間敷旨、兼て入念可ニ申聞置一候事

上田町在非常時氣分城米三百駄を江戸表に送る

諸藩の使者兵士の來往頻なり

照月庵にて火藥製造

町在國恩報謝献上品

町分

嘉永六丑年十二月十日

嘉永六年八月、異國船渡來に付用意として、上田城米三百駄を、江戸表に差し送る事になり、藩の士藏の籾をすり立てゝ、本陣の庭に積み込み置き、一日二三十駄宛附け出す事になつた。

江戸からは飛脚が頻々と來て、家中の者の出府者追々多くなつた。

在所上田から武器が江戸へ多く送られた。當田村半田八郎右衛門は大砲鑄造を命ぜられた。

諸藩の使者兵士の來往頻繁であつた。

昨日は長岡藩の者が銘々拾で二十三四人も通つた。昨夜から今朝にかけて松代藩の侍足輕共百二三藩人通つた。其夜の中加賀藩の飛脚が異國船の事で國表へ通つた。

又祭禮用の車も、或ハ徵發使用ニ至るやも知れぬと豫告があり、火藥商賣人には、大量販賣を差留める。家の下から硝石を採取する、横町の照月庵で火藥製造が始つた。

等の事が町民の非常時氣分を昂まらせた。

上田藩領内は其藩主が異國船渡來といふ非常時に、幕府閣老の職に在るといふので、他に比して比較的、此事に關心する所深かつた。故に愛國の念は強く惹き起され、國恩報謝の至情より各自應分の力を致さんとの考が、種々の方面に表はれるやうになつた。

左に當時の愛國の至情から國恩報謝の美擧を爲した者を記して見る。

嘉永六年十二月上田惣町相談の上

口上書

異國船渡來ニ付てハ御武備御用意の御時節柄ニ候得者爲ニ御國恩一乍レ聊町中より西洋流小筒二十挺獻上仕度奉レ存候此段奉レ伺候以上

一西洋流小筒　二十挺

問屋　柳澤太郎兵衛

万力　四挺　三ッ俣　二十挺　同　瀧澤助右衛門

と願出た。之れは鐵砲一挺金七兩餘の積りで献金し、藩にて製造する事とした。同月に在分からも同様の趣旨で左の通り献上願出で、聞届けられた。

在分

大砲二挺　鹽尻組　籾三百俵　田中組　同二百俵　小泉組
同二百俵　浦野組　同百俵　國分寺組　金百兩　鹽田組
百兩　同　洗馬組　白木綿三百反　武石　同三百反　川中島

同時に禰津領東上田田中左内は籾百俵を、瓦燒安右衛門は同五十俵の献上を出願した。

ペルリの再渡來

ペルリの嘉永六年渡來の日は、六月三日で、同月十二日には退去し、滯泊十日許であつたので、一時黒船來で驚怖した世の人も、暫時にして落着いたが、再渡來の時には、彼の態度如何に依りては、戰端を開くなきを保しがたい、といふ説などあつた所、嘉永七年の正月十一日に、ペルリ再び浦賀表に來航した。此時、藩主忠優は、家中に達諭する所があつた。

藩主家中に達諭す

異國船來襲之義ハ、開闢以來、皇國の御大事ニ而、防禦等の術、是迄之戰爭と事變り候ニ付、公儀よりも、改而被ニ仰出一、和漢之兵制と、異成趣意令ニ會得一、日本國中貴賤無ニ上下一と團國力を合せ、諸侯は藩屏之任を忘れず、百姓町人ニ至迄、銘々力を盡し、二百年來昇平之御恩澤に浴し候御厚恩可レ奉レ報、就ては、攻撃守備之便宜、專に相考、無用之入費相省、一旦之見躰外見不レ被レ飾、實用專一、永久嚴重の御備相立候樣、精々被ニ仰出一も有レ之候ニ付、右趣意ニ基、文政度被ニ仰出一も、有レ之候得共此度之儀ハ、出格之譯柄を以て、人連兵器等、内外之有餘不足差略之上、御備立被ニ仰出一候ニ付、可レ被レ得ニ其意一候、申迄も無レ之候得共、數代蒙ニ御厚恩一家門安全令ニ扶助一候、御報恩之爲、一統必死之精力勇氣ヲ奮ひ、上下一和、異賊退治、御國威相立候樣、實意心掛、面々存慮之程、無ニ遠慮一上言いたし、決而他人と、致ニ後言一間敷候、萬一平常鎖細之事ニ拘り、彼是故障申立、大切之御奉公立兼

上下一和異賊退治國威相立樣心掛くべし

候ては、卑怯未練不忠之至、面々祖先に對し候ても、不孝無二此上一次第二付、非常之譯柄相辨へ、實用專一、御法度相守、心得違無レ之樣、精々從僕末々迄、篤と可レ被二申諭置一候

右之趣銘々令二會得一可二相守一旨被二仰出一候

嘉永七寅年二月

ペルリ再渡來の報は上田町在を一層非常時氣分たらしむ

ペルリ再渡來の報、上田に傳はるや、上田町では、前年に彌增して、今や非常時、といふ觀念を強めたものと見えて、殿樣武運長久、異國船退散、の祈願を大星神社に籠める者もあり、又眞榮講の人々は諏訪の上下社にて、殿樣の武運長久と、異賊退治の爲め、太々神樂を奉納し、御祓の獻上を申出た。一己人としては、醫師田中求達が、家傳の陣中用藥が、打身打傷に、効驗顯著なりとて、其を二千帖獻上したい、と願出たのを首として、番具足、陣笠等の武具、或は征矢等の武器、鐵砲製造費等を獻上するもあり、又武器武具等の製作を命ぜられた人々が、其工賃を獻上して、無料で製作した等の特志者もあつた。

嘉永七年正月より、安政二年頃迄の間に、獻上を願ひ出たのは、田中求達の藥獻上を始め前記左の如し

一番具足二領陣笠二　瀧澤助右衛門　一同　鹽入喜三郎
一同　瀧澤民之助
一同　二領　竹內藤右衛門　一同　八幡傳十郎
一同　瀧澤利兵衛
一同　八領陣笠八　爲三郎、宗兵衛、佐久助、文作
一同　二領　田中求達、荒井甚兵衛
一同　二領　成澤早之助、上原房吉
一同　一領　水野重助　一同　中村清兵衛

一同　　中村清左衛門　　一同　瀧澤豊次郎
一同　瀬川嘉兵衛　　一同　岡猪右衛門
一同　瀧澤末吉　　一同　岡崎平助
一同　小宮山治助
一同　島田萬助、遠山善兵衛　　一同　金井喜右衛門、片山太助
一同　五領陣笠五　荒井又七、同治右衛門、同甚三郎、同元次郎、與三郎、五郎次
一同　二領　瀧澤市郎右衛門、波多野甚右衛門、島田藤兵衛、田村彦兵衛、爲左衛門、源兵衛、和七
一同　二領陣笠二　明石濱吉、飯島才治、清水林藏、捨藏
一同　八領陣笠八　鹽入彌兵衛、常井宗左衛門、町田吉五郎、瀧澤爲三郎、長岡萬平、矢島宗兵衛　芦田佐久助、岡崎文作、竹花藤七、島田良助
一陣笠十　伊藤得兵衛　一同五　宮下兵右衛門
一同六　米倉彌兵衛、瀧澤善右衛門、岡崎丘吉
一征矢　二百隻　權三郎　一同　百隻　成澤新六
一同　原町善助　一騰當二十疋の製作料　木町七左衛門
一甲冑地鐵　鍛冶町七左衛門　一西洋流鐵砲五挺代金二十一兩一步上原萬助
一鐵砲代金十八兩及脊負帶五十筋　鎌原村與兵衛、房山村手塚和作、森山嘉右衛門
一御紋附幕十對　齋藤佐五右衛門

此外、金五兩、トントロ管、鐵砲小道具等を獻上する者もあつた。藩は此等奇特の行爲に對し、惣町へは米五十俵を其他には格式待遇或は賞杯等を與へて之を表賞した　御用部屋日記　問屋日記

第三節　軍事方面

軍事方面

歩兵調練大砲練習

米艦渡來に依て、尤も意を注がれるやうに成つたのは、軍事の方面であつたのは當然な事で、上田藩に於ても盛んに歩兵調練、大砲使用打方練習等が行はれた。六年九月には藩主より江戸屋敷に於て、家臣等皆野服姿で具大筒空砲等を用ゐて、歩兵足並調練の稽古を爲し、且時々幟を立て甲冑を着し、演習せん事を出願し、十月には在所上田より江戸に鐵砲其他の武器を取寄せの際には、碓氷關所も家臣の證文手形で、晝夜を分たず、通り得られる事の許可を得た。十月の末には、家臣八木剛助其門弟達を引き連れて武州大森に設けられた、幕府の大砲打場に於て、大砲の使用射撃等の練習を爲せたいと願ひ出て許可され、其後度々八木をして門弟を召し連れて、同所に於て教練せしめた。

軍隊教練

上田に於ても、藩主から此度在所の家臣等に、城の內外廣場に於て、旗目印幷二三器空砲等を使用して、調練したいと願ひ出て許可された事があるから、軍兵の教練は行はれたと思はれるが、何方かと云へば、江戸の方が盛んであつたかも知れぬ。

在所上田に於て大砲鑄立

上田藩にても、自分領分內に於て、大砲製造の必要を感じ、曾て弘化二年九月、八木剛助より鐵性合目方分量、其他製造上の差圖を受けて、鐵砲を造つた經驗ある、常田村の鑄物師八郎右衛門を召し出し嘉永六年十二月五日、唐銅で六貫目玉の大砲四門、二貫七百目玉のもの二門、一貫目玉のもの一挺を造らせた。二貫七百目の者は後見合はせて、七百目玉の筒五挺を造ることに設計を變更した。翌年又同人に命じて三貫目玉の大砲を造らしめ、又江川太郎左衛門に依賴して、唐銅三貫目玉の大砲船打の仕掛車臺共に製作した。

防夷賊三策

論防夷賊三策

洋舶彙事　米艦渡來の當時、成澤篤經深く、此事に意を留め之に關係せる事柄を蒐めて編輯したものである

諸家防策篇の中に、四阿山人の論防夷賊三策、

と云ふも載せて居り、其四阿山人を、寛經は山田氏維則と、註して居る。此山田維則は、いたく蘭學を惡み、書を幕儒古賀精里に送て、之を禁ぜん事を望み、又其門人上野志卿をして、水戸藩儒會澤恒藏に之を禁ぜん事を、說かしめた程、西洋嫌ひの人であつた、故に外國と和親するが如きは、決して其望む所で、無つたのであらう、けれども彼是の意見陳述は、愼むべき諭達も有つたので、憚て四阿山人の匿名で、此文を草したのが、寛經の手に入て、載せられたものかと想はれる。左に其三策を論じた所を記載する。

論防夷賊三策

上策は計略を以て一人も不レ遺殲にし、一船も不レ餘燒棄る時は、我が人を不レ害我兵器を不汚して、暫時に害を可レ除なり、然る時は、彼が國に於ては、其歸來らざるの故を不レ知、皇國に敵するのかたきを知て、窺覦の念を絕つべし、縱殲にせらるゝを知て、仇を報んと欲するも、大軍を興して來る事は、容易く成しがたければ、必五七年も可レ歷なり、其中に國內一同軍と成て武備を整ば、縱大軍を以て來るとも恐れなかるべきなり、先は我が智謀武略を恐れて、來ることはあらざるべし、彼來らざる時は、英夷の如きも聞恐て、我を窺ふの念を絕つべきなり。

其次は、嚴しく交易を斷ち、通商の道を絕也、彼若し承引せずして、兵端を起の幾しあらば、速座に上官の者を刺殺其餘賊を攻め、賊船を燒く時は、是亦容易にして可レ勝也、是中策なり。右二策の中を用るときは、敵國外患あれば、國內の武備は、片時も怠ること能はずして、武備反て可レ整なり。

此二策の外に出つる時は、武備衰廢の基となつて、皇邦の勇威を失ふに至るべきなり、其故は此二策にあらざれば、時を遁れ日を送るの手段にして、虛謀拙策なれば、必虜の侮を取て、始終彼が嚙付となるべし、一旦虜の嚙付となる時は重て之を遠ざけんとして愈來り、離んと欲して愈近く、其內に彼が風を信ずる者有て、竊かに彼と好を通じ相親しむに至ては、其害切支丹よりも甚しくして、皇邦の衰亡是より始まる、此時に至て始て其害有ることを知て、伐て之を退けんとするも、兵を起すの端なく、且國

中に彼を信ずる者、多き時は、神州萬世の國威を失ふのみならず、遂に夷俗の國となる、然る時は、國内の人心必三に分れん、義を知る者は、切齒して上を憤り、時を歎く者は、體を解て退かん、其中に利を好む者益喜んで姦計を行ふこと不少、國分剖して人情打離れて、如何ともすること無きに至る、是下策なり。

右所述は私說なるを以て、猶欲レ質二諸鬼神一筮レ之に五爻變にして復の卦の上六を得たり其辭に云

上六迷復凶有災眚用行師終有大敗以其國君凶至于十年不克征

本義云以陰柔居復終終迷不復之象以猶及

神の所告亦如此誠可恐なり、下策を用るは、乃迷て不復なり、下たる者は雖歎之、如何ともすることなし、竊に願くは、下策に落ずして天下の人民齷齪の俗たることを免んことを是所祈也

積て見は山ともなるを塵の身の

何なげくとてうちなはらひそ　四阿山人

要するに外夷擊攘を可とし、和親交易を不可と爲すのである。幕府は米使捧呈の國書を、國内の諸侯に示し、之に就て各自の意見を徵した。其時、宜く外夷の要求を拒絕し、之を打ち拂ふべしとし、其方法を述べた中には、海上への放流物に依て、外船の運轉を不可能に陷らしめ、之を分捕るとか、燒拂ふとか、恰も赤壁燒き打ちの戰法に類した名案さへ陳述した、藩もあつたと云ふ事である。蓋し山田氏の如き、意見を有した者が、藩論を左右する位置に、居たからであらう。比較的國内の諸侯中では、開國に理解を有つたと思はるゝ、上田藩中に、山田氏の如き考の人が、在つたのは、其學ぶ所に由來したのであらう。然し私說なれば、諸を鬼神に質すとて、卜筮に問ふ如きは、眞摯な漢學者の態度であり、竊かに下策に落ちざるを願ふと云ふ所に、憂國の情の溢るゝを見る事が出來ると思ふ。氏の所論中、上策は計略を以て一人遺さず鏖にし、一船餘さず燒棄ると云ひ、中策は我拒絕を承引せずして兵を起すの

幾しあらば、連座に上官を刺殺すとあるも、其計略手段を示してないのは、物足りぬ心地がする。

第六章　御預り人

第一節　沼田の眞田家預り人

沼田の眞田氏

眞田伊豆守信之
- 信吉　河内守（沼田城主三萬石）
  - 熊之助早世
  - 信利　伊賀守
- 信政　内記　信之の跡を相續し松代十萬石領主となる

沼田眞田氏改易

沼田城主眞田伊賀守信利は、松代藩主眞田信政の死後、其跡目を相續せんと考へたが、遂に成就しなかつたと云ふ。其後天和元年十一月㈠江戸、兩國橋用木の儀に就き不埒之仕方㈡日頃の行跡修らず、且領内の政治宜しからず、との理由で所領沒收となり、信利及其家族は、左記の如く諸家に預けられた。

眞田一族諸方に預けらる

信利四十二歳　宇都宮藩奥平小次郎。　嫡子信成　播州赤穗藩淺野内匠頭。　次男武藤源三郎信秋及女伊佐　濃州八幡藩遠藤外記。　三男栗本外記直堅十五歳四男辰之助十二歳は信州上田藩仙石越前守

天和元年十一月二十五日老中阿部豊後守正武、堀田筑前守正俊、大久保加賀守忠俊三人の連署で上田藩主仙石越前守政明に

上田藩の預り人

眞田伊賀儀奥平小次郎へ御預之事に候。然ば伊賀三男栗本外記四男眞田辰之助其方へ御預候間可レ被レ得二其意一候　恐々謹言

の令書があり、且御預人は、評定所に於て、引渡す旨の通達があつたので、仙石家では物頭目付等を評定所に遣はして、眞田辰之助を請取り、西久保の邸に監護し翌二十六日飛脚を以て、此事を在所上田に報じた。此時栗本外記は上州沼田に居つた故、至急江戸に呼寄せ、十二月四日評定所に於て仙石家に引渡した。此時外記辰之助兩人の願に依り、高橋加兵衛、小野儀左衛門は外記に、宇佐美三郎右衛門、鈴木平之丞は辰之助に、侍仕することを許された。同月九日兄弟を警固して江戸を發し、十四日上田に到着して、奥田庄七の故宅を以て假住居所とし、警固の士を附して之を監し、藩主政明も兩人に對面した後、御預人上田着の旨を老中に報告した。二十六日幕府より、預人扶持米二百俵を給する旨の通知があつた。辰之助に仕へて居た鈴木平之丞は、其主に對し不敬不届の廉あつたので、永の暇となつた。

外記、辰之助上田に着す

外記辰之助元服

眞田信利宇都宮にて卒す

貞享二年九月朔、栗本外記元服に依り、政明は使者を其居所に遣し、老臣を以て時服二領酒肴を贈て祝意を表した。元祿元年正月十八日、伊賀守信利宇都宮に於て卒去し、其訃報が來たので、此由を兄弟に傳へ其喪を弔ひ、菓子溫飩等を贈つた。七月晦日幕府より、兩人赦免の通達があつた、依て八月一日家臣を其居所に遣し

兩人赦免

今度各儀御預御赦免被レ成候旨大久保加賀守殿於二御宅一去月晦日拙者へ被二仰渡一御住居之儀者御構無レ之候間可レ任二勝手一之旨加賀守殿被二仰聞一候、御支度出來次第御當地　成共御引越可レ被成候、目出度待入存候、御舍兄達御兩人も右同日二御赦免之旨御預之方へ被二仰渡一候、御滿足之程御同意に存候、此段早速松平土佐守殿幷谷中宗壽院殿へも爲レ知申候。右之趣爲レ可二申入一早川庄兵衛差遣候候委細此者口中に申含候　以上

八月朔日

仙石越前守

栗本外記殿

眞田辰之助殿

預り人兄弟の者は此書に接し、八月十日上田を發し、十四日江戸西久保の仙石邸に到着した。仙石家に於ては兩人を饗應し、其上左の贈物をした。

仙石家兩人に贈る所あり

一銀百枚宛　一時服十領宛　一羽織三領宛　一單物五領宛　一綿拾把宛　一上下五具宛
一和紙百束宛　一杉原紙拾束宛　一中折紙拾束宛

猶從士三人に、一銀拾枚宛一時服三領宛一羽織一領宛一單物二領宛一上下二領宛一和紙三十束宛一杉原紙三束宛一中折紙三束宛を賜はり、特に宇佐美は老年にも拘らず、よく懇に仕へたのを賞して、別に金拾兩を贈つた。

此後辰之助は、松平土佐守の品川の下邸に、外記は谷中の宗壽院近所の寺に、寓居することゝなり、仙石家では夫々望む落着場處に送り届けた後、其旨を老中に報告した。此兄弟上田に預けらるること、天和元年十一月より、元祿元年八月迄凡八年であつた。後辰之助は京都千種家の養子と成つたとの事である。仙石家譜、利根郡誌

第二節　足利三代木像梟首事件囚人預り人

足利三代木像梟首事件の頃の京都

文久三年將軍家茂上洛の議が決した頃、京都へは四方から藩籍を脫した浪士が入り込み、其中で過激な考の者、又末派の無賴者は、亂暴狼藉を極め、暗殺梟首貼紙等暴行恐喝は頻りに行はれた。一例を擧ぐれば、公武合體を說いた池田大學を暗殺して、其兩耳を切り、之を中山三條の二邸に送つた者があり、穩和說を持した、千種少將の家臣賀川肇を暗殺し、其兩手を千種岩倉二邸の門に懸け、其首は一橋邸に投じた者もあつた。京都は此時無政府無秩序の情態であつたのである。此際會津藩主松平容保は、文久二年十二月京都守護職を命ぜられ、祖先正之の家憲と、幕府の知遇とより、粉骨碎身德川氏の爲めに盡し、京都を以て其死所と爲すの覺悟を以て、京都に入つた。容保は浪士等の暴行は、言論壅塞して下

京都守護職松平容保

情上達せざる爲なりとなし、言論開通の方法に依て、此暴行を熄止せしめんと、今後何人たりとも又何事に依らず、時事に就て所見あらば、忌憚なく申出づべきを諭達した。然るに文久三年二月二十三日、浪士等京都等持院なる、足利三代の影像を持ち出し、三條河原に於て、其木像の首を斬り之を梟し、其所に榜示

此者悪逆は既に先哲所レ辨數萬人之能知る處にて、今更不レ及レ申と云へども今度此像影共を令斬戮に付ては、贅言乍ら聊其罪狀を示すべし、抑此大皇國の大道たるや、唯忠義の二字を以て大本と爲すは、神代以來の風習なるを、賊魁賴朝世に出て奉レ惱二朝廷一不臣の手始いたし、續て北條足利に至ては其罪悪實に不レ可レ容二天地一神人共に誅する所なり、雖然當時錯亂多分紛擾之世、朝廷御微力にして其罪を糺し玉ふ事能はず、遺憾豈不レ堪二悲泣一也今彼等の遺物を見るに至り憤激に堪えず、我々不敏なりと雖も五百年の昔の世に出でたらんには、生首引拔かんものをと握拳切齒片時も止む事能はず、今や萬事復古舊弊一新の時運を遂げ、不臣の奴原之罪科正しく致度機會也、故に我等申合先其巨魁の大罪を罸し大義名分を明にせんが爲、昨夜當寺院に在所の尊氏始め其子孫の奴原の影像を取出し首を刎て之を梟し聊舊來の散二鬱憤一者也、大將軍織田公に至り右之賊統斷絕す少く愉快と云ふべし、然る處夫より以來今世に至り奸賊倘超過する者あり、其黨數多にして其罪悪足利の右に出づ、若夫等の輩眞に舊悪を悔い忠節を抽で、鎌倉以來の悪弊を掃除し朝廷を輔佐して古昔に復し、積悪辨償の所爲なくんば滿天下之有志、追々大擧して可レ糺二罪科一者也

逆賊　尊氏
義詮
義滿

正二名分一今に至り、鎌倉以來之逆臣一々遂二吟味一可レ處二誅戮一之處、此三賊巨魁たるを以て、先其影

像へ加二天誅一者也

文久三年亥二月二十三日

次に、右三首さらし置くもの、若取捨候者は急度可レ行二罪科一者也と書き添へてあつた。

松平容保怒る

松平容保は此暴舉を聞て大に怒り、足利氏の所爲に就ては、論議を免れぬ所あるも、既に天朝より高位高官（尊氏は贈從一位太政大臣義詮は正二位大納言義滿は從一位太政大臣）を賜つて居る、此者に向て不敬暴行を爲すは、甚だ以て穩當で無い特に此暴行は、德川將軍に對して爲せし惡意ありと認められる、輦轂の下に於て此狂暴を敢てする、其罪斷じて許すべからずと嚴しく探索した。廿五日に大庭忝平自首したので、一味徒黨の者或は逮捕され或は幕吏と爭鬪して斃れた。逮捕されし者六名中、大庭忝平（會津松平容保の臣）師岡節齋浪人の兩名は、上田藩預けとなり、六月十九日右請取警衛の爲めに、上京すべき人々が命ぜられ、七月二十六日京都を發足して八月十日上田に到着した。此預り人途中警衛の人數は、百二十五名の多勢であり、西洋銃二十挺を携へて、囚人の前後左右を戒めた、其時の警衛行列は次の如くである。

上田預けの二人大庭恭平師岡節齋

上田藩預り警衛の行列

御預り人道中警固行列

七月廿六日京師發足八月十日上田着

宿割兼勘定方　柳原鐵之助　雨具持一人　御旗組一人

棒持足輕　棒持足輕　小頭一人

平士槍持一人兼草り取　平士同　平士同

同　同　同　同　同　同

同　同　棒持足輕一人

同　同　徒士一人　棒持足輕一人

西洋鐵砲持足輕一人　徒士一人

御引渡人駕籠　徒士一人　西洋鐵砲持足輕一人　世話中間

西洋鐵砲持足輕一人　同　足輕一人　同　足輕一人　同　足輕一人

徒士目付一人　雨具持一人

棒持足輕一人
徒士一人
棒持足輕一人

西洋鐵砲持足輕一人
徒士一人
御引渡人駕籠
徒士一人
西洋鐵砲持足輕一人

西洋鐵砲持足輕一人
同足輕一人
同足輕一人
同足輕一人

平士槍持一人傘草り取
平士同
平士同

同同
同同
同同

御物頭
山本市

若黨
右衞門駕籠三人
若黨

槍持傘草り取
兩掛一荷
宿夫一人

若黨
二木殼次郎駕籠三人
若黨

御目付
槍持傘草り取

香山杢林長刀持傘
醫師駕籠草り取
藥籠

貝足櫃
持夫一人

若黨
波多三郎太夫
番頭駕籠三人
若黨

槍持一人傘草り取

兩掛一荷
持夫三人

日下部德右衞門
帳元

槍持一人傘草り取
人馬世話
御旗組三人
同但飛脚傘

寺島兵藏
勘定方

槍持傘草り取
一人

兩掛一荷
宿夫一人

才領一人
合羽張長持一

御預り人
棹
長持一棹

押足輕
押足輕

此外用送馬七八疋

諸士　永井次人、四方田辰三郎、成瀨健之助、稻垣多門太、河內山一郎右衞門、林菊次郎、山本雅雄、尾崎卯一郎、成田助九郎、藤井新藏、大野木久五郎、井上源太夫、岡本顯藏、宇野鐵之進、中西敬三、吉形彌五郎、正木直人、栗山八十三郎、鈴木三太夫、芦田柔太郎。御徒士目付麻生武曹、桂藏之丞。

御徒士　正木才三郎、堀江安兵衛、長尾直藏、大平藤十郎、竹内林右衛門、中澤哲次郎、柴田林藏、淺井健二、野上音吉、瀧本陳藏。以上護送の任に當つた人々である。（稻垣史料）

上田藩の寛典願

上田着の後兩人蟄居の宅（連歌町の南側に在つたと云ふ）には、目付勤番を置いて警固した。此預り人は皆謹愼して、更に不作法の事もなく、讀書等に餘念なく、萬事禮儀正しく、先非後悔の樣子が見えた。依て藩主は慶應二年五月二日、板倉伊賀守に向ひ、寛典に處せられん事を請ふた。

松平肥後守御家來
大庭恭平
浪人
師岡節齋

右之者共、文久三亥年七月伊賀守家來に於二京都一御預被二仰付一候ニ付、在處表に召連警固罷在候處、平常兩人共謹愼方宜、更に不作法之儀無レ之、御預相成候以來、讀書等無レ怠心掛、萬事禮義正敷罷在候。右之者共科之輕重は承知不レ仕候得共、忝平儀は先非後悔之躰、言外に相顯れ神妙之事ニ候。依レ之可二相成一は出格之御慈評を以て、一廉御宥免被二成下一候ハヾ、永年謹愼罷在候功も相立候儀に御座候間、御仁惠之御沙汰奉レ願候。右之赴御内々申上候樣伊賀守申付候ニ付此段申上候　以上

五月二日

松平伊賀守家來
山本市右衛門
（松平家日乘）

慶應四年正月十五日に至り

松平伊賀守預り
師岡節齋

赦免

去ル亥年足利木像梟首事件ニ付、禁錮有レ之候處、今般政令御一新ニ付被免候旨被ニ仰出一候間此段可ニ取計一候事

との赦免の沙汰に接したので、節齋は正月廿九日上田領分堺加澤村に於て追放し、恭平は東京に送り、二月五日松平肥後守に引渡し、此旨を政府に届け出た

松平肥後守家來　大庭恭平
浪人　師岡節齋

右之者共御預御免ニ付兼て伺濟之通恭平儀者於ニ東京一松平肥後守江昨五日引渡節齋儀は去月廿九日於ニ在所一追放申候此段御届上申候以上

二月六日

松平伊賀守

京都へは飛脚を以て右の趣を申送り、赤座壽兵衛をして、届出でしめた。文久三年八月十日より、明治元年正月正月廿九日に至る迄、上田預り四年九ケ月出入六年に及んだ。

兩人預り年月

此上田幽囚の二人の中、大庭は木像梟首事件を憤慨した、松平容保の家臣である。然るに其家臣中に一味の者があつた事に就て、大庭は他の有志と意氣相合した上の所爲で無く、尊王過激の志士等の行動探偵の爲めに、巧に其仲間に入り、一味の就縛の時捕はれたものであると云ふ説がある（上田郷友會誌）或は然らんか

兩人の詠歌

大庭が、上田幽囚中、詠じた所とて傳はるものは

秋の夕に　故郷の　北の空より　はる〳〵と　雁は來れども　玉章を　翼にかくる　こともなく　身の憂き雲の　いつはれて　君にふたゝび　會津山

と云ふがある。師岡節齋は平田篤胤の門弟野々口隆正の高弟で、頗る國學に通じ、尊王の説を唱へ、一

等持院の事件を詠じたる節齋の歌

味の首謀者であつたとの事である。其等持院の事を詠じた歌に

天地の廣きが中に、國はしも多にあれども、日本のこれのやまとは、百八十のもとつ國と、皇臣しな定りて、天皇の命かしこみ、もろ〳〵の、まへつ君たちまめやかに、仕へまつりて、萬世に、動くことなく大道は、正しく立てど、狂津日の神の業と大勅旨そむき奉りて　天皇をなやませつる狂夫も、稀にはあれど、醜臣も世には出れど、大直日神の心と狂夫等を、罪し給ひて醜臣罰むる中に蘇我の馬子、足利の三代の醜臣事なくて、世を終りきと年久に、慨みありしに念ふどち、家に集ひて世のさまを、語ふ時に狂夫等の事に及びて、今し世に蘇我の馬子は、其罪を責めんよしなし打日刺都の西の某の寺に、据えたる足利の三代の醜臣、其像の首引抜きて五百歳の後にはあれど、其罪を糺すはいかにも快き事ならずやと、諸共に勇み健びて渡る日の暮るゝを待ちて、風交り雨はふれども雨交り風は吹けども其寺に、い行き至りて並立てる像にい向ひ、雄たけびに健び云へらく、高氏の醜父子　天皇にそむき奉り、諸王を惱ませまつり、例なき國の罪人くなたふれ儀け義滿もろこしの酋長に乞ひて、其身を臣と下して皇國を汚す罪人、其餘の代々の醜臣、世の中の亂をかもし後の世の貴をおこし罪のなき人こそあらね、其もとは儀け高氏事なくて、世をすぐすとも、いかでかも許し置くべき、五百歳の今にはあれど、いかでかも其罪を糺せてやはと打きほひ、木首引抜き像をしも打碎かんと打きほひはやりしが、あな無禮首は拔けども冠と綾の衣は、朝廷に恐れしあれば像には手をも觸れじと、益荒男の雄健して戰に勝ちしさまして、吹すさぶ風も厭はず加茂川の川瀬に至り、狂夫等三人の木首を板の上に並べ据置き、三芳野の方へ供へて鎌倉の方を拜み、其罪を板にしるして見る人は、寫し傳へよ聞く人は語り傳へよ、優れたる將軍すら當時はい向ひし狂夫等に我れ勝ち得たり、醜の首を得たりと誇りがに、言擧して諸共に勇み喜び家にかへりつ。

五百歳の昔我輩生れ出ては　かくしてましをの 意氣は三條河原梟首 當時同志の義憤であつたのであ

る。

幽囚中の歌

天つ日の光のうとき籠居は　袖を乾すへきよしなかりけり

は、囚居の場所が北向きで、日當り悪るく、居心地悪しかりしを詠じたのであり

歌好む我とや思ふ籠居の　爲すわさあらぬことをしらずて

は、幽囚中の事ゆゑ、何の所在も無きまゝに、歌をよんで居るのに監守の人々は、歌を作ることが好きであると云ふ、其心なき言分を心外であると述懐したのであり

事なくて上田の里に我はありと　親には告けよかへる雁がね

は、孝子の親を思ひ按ずる切なる心持をあらはしたものであり

かりそめと司の言ひし籠居も　今宵明くれは六年なりけり

は役人の言ふたのでは、僅かの間の囚居との事であつたが、文久三年の夏から上田に來て、今一夜明くれば、六年目に成る、長い事であつた、一日も早く宥されて、再び世に出て、君國の爲めに大に盡したいと述懐して、往年の意氣猶未だ衰へぬ所をあらはして居る。（松平家日乘、稻垣史料鄉友會雜誌）

此木像梟首事件の一味は、二十餘人であるとの事なるが、我信州で此中に加つた人で有名なるは、隣郡更級郡の若宮村（今更級郡の一區）の人、高松平十郎信行で、若宮の神官豐城直友より學を受け、後江戸に出て劍を習ひ、頗る上達した。常に敬神の念篤く、勤王の志を有つて居た。文久二年京都に出で、翌三年三月、同志と共に木像の首を斬り之を梟したが、二十三日二條の寓居に於て幕府の捕吏の襲ふ所となり、仙石隆明佐太雄等と奮闘して數人を殺傷せしも衆寡敵せず遂に殺された。時に年廿八鄉里若宮にては平十郎が鄉を出た後、久ふして歸らず又何の消息も無いので其死生の程も判明せずして居たが、明治六年に會て京都で幕吏に捕はれた同志の一人、三輪田元綱が、後赦されて教部省に仕へ、京都八坂神社の宮司

と成るに及び、自資を捐てゝ平十郎の遺骨を東山に葬り、碑を建て其碑文を摺り物にして、平十郎の所持して居た品と共に、信州の故郷に送つたので、茲に始めて其消息が判知つた。明治七年に

長野縣

其縣下信濃國更級郡若宮村農高松佐五兵衛男平十郎勤王之志篤盡力之際文久三年亥年終ニ非命ニ斃候段憫然ニ付爲祭資金二十圓下賜候條遺族へ可ニ相達ニ旨相達候事

明治七年九月廿八日　　太政大臣　三條實美

と三條太政大臣の名を以て長野縣に祭資料傳達を命ぜられ、長野縣では此年十月佐五兵衛に下賜した。後明治四十年五月廿七日特旨を以て從五位を追贈され枯骨聖恩に浴した。（更級郡志贈從五位高松平十郎信行志士）

梟首事件に就き長州、越前兩藩主の意見

序に餘事ではあるが、此當時の世論の様々なるを知る資料として長州藩主及越前藩主の意見を述べた所を記して置く

毛利長門守の建白書

先般等持院足利之木像梟首仕候浪士之者被ニ召捕一入牢仕候儀承り候右之者盡忠報國之爲ニ滯在し攘夷之期限を待兼一時も偸安すべからざるニ付憂憤之あまり足利氏の逆謀を悪み明分ヲ明ニ仕度所存より起候儀ニて聊私意を抱き候儀ニハ無之と熟察仕候何分大赦被ニ仰付一候樣伏而奉ニ願上一候若官位之者ヲ斬首仕候儀朝廷ヲ輕蔑仕候儀ニ相當り大赦不レ被レ爲レ行候ハヽ昨年大赦之内井伊掃部頭ヲ打取候者朝廷輕蔑之心毛頭無レ之皆々精忠之者ニて全く掃部頭大逆を悪み國家之御爲ニ仕候儀ニ御座候間於ニ朝廷一深高大之御仁恕被レ爲レ在ニ大赦一被レ爲レ行候御儀ト奉レ存候此度浪士之者共只管足利氏之大逆相正より起り候儀ニ付掃部頭を打取り候も同樣ニ御座候然ハ我等愚考仕候ニハ名分明成御時節ニ付如何成戴ニ官位一候者とても罪悪有レ之候ハヾ貶黜被ニ仰出一無官之者にても忠勤を盡し候者ハ褒美被レ爲レ行度奉レ存候左無候ハヾ戴ニ官位一候者ハ悪事致し勝ニ相成無官之者忠勤を盡候ても戴ニ官位一候罪悪者ニ劣候樣

成行可レ申と奉レ存候楠中將之精忠貫ニ日月一其遺徳たる今に至るも仰ぎ慕はざる者無レ之候ニ付萬世之龜鑑ニも被レ爲レ遊嘉永中和氣清麿公ニ護王大明神と被レ爲レ贈之御例を以出等之御贈官被ニ仰出一候樣仕度足利義滿恐多も太上天皇之僭稱候位牌鹿苑寺ニ嚴然有レ之候、實ニ大逆無道不レ可レ容ニ天地一候ニ付僭稱之位牌御取上封印被レ爲レ削亂臣賊子を懲しめ忠臣孝士を勸め聖明高大之御敎道被レ爲レ行候ハヾ天下有志之者不レ堪ニ感激奮興之至奉レ存候彌神州御威光海外ニ相輝き可レ申候、既ニ夷艦横濱へ僭入仕攝海ニ相廻り候も難レ斗一日も早く掃攘可レ仕時ニ至、入牢日月相送り報國之志も空敷相成候事、彼等が爲幾重にも歎敷奉レ存候付何卒高大之御仁恕を以て、大赦被ニ仰出一候樣伏而奉希候　恐惶々々頓首

三月二日

松平春嶽は、此時逮捕した者を出牢せしむべし、との意見に對して言上書を提出した。其要旨は、去月召し捕つた浪士の輩は、正義の者と云ふ評判である。其を入牢させて、其儘で置いては、人心が騒擾する故、早速出牢せしむべし、との意見もあるやうであるが、右之者共が、正義の評判とは、如何の筋から、御聞取に成つたか知らないが、此度召し捕つた者共は、朝廷へ對して罪狀ある者故に、出牢させる事は叶ひ難い。人心騒擾すると云ふ趣も、其意味が不分明である。眞の正義の士に於ては、素より騒擾するが如き事は、有るまいと思ふ。騒擾する如き者は、全く不正の徒なるが故に、此を取鎭める爲めには、人數を差出す位の事は、勿論である故、御心配なく御任かせ下さるやう、と云ふのであつた。

第三節　仙臺藩元家來預り人

明治三年二月九日兵部省より

上田藩知事　松平忠禮

伊達慶邦元家來別紙之者共兼而禁錮申付其藩に預置候處今般被ニ差免一候條仙臺藩へ可ニ引渡一事

二月

との命令があつた。此時の別紙には、熊谷利吉、高橋與一郎、大内熊一郎、片桐奥之助、廣田勇次郎の五名が記された。此人々は多分松代藩に追加預人として、預けられた會津藩士の如く、脱藩して箱館の賊軍に加はり、明治二年五月五稜郭陥りし後、降伏したもので、其年十一月頃上田藩預と成つたのであらう。

松代藩では會津落城後其降伏者二千七百七十六名の預りを命ぜられ、歎願の末三百二十人を預かる事としたが、箱館戰爭の後其降伏人五名の追加預を命ぜられた事がある。（松平家日乘　松代町史）

第七章　藩政時代の役人

第一節　藩　役　人

眞田時代

眞田氏時代にも夫々の役人を置いて、諸方面の事務を管掌せしめた事は勿論と考へらるゝも、記錄の徵すべきものを缺き、今此所に記載するを得ない。

仙石時代

仙石氏上田領主時代の藩役人は、仙石家譜等の諸記錄中から蒐錄すると、家老。城代。郡代。用人役。小姓頭。中小姓。留守居。番頭（元祿十年番頭を置き、此時まで老臣に分ち預け置きし諸士をして其下知を受けしめた。）徒士頭。使番。大目付。徒士目付。會所目付。臺所目付。郡奉行。代官。免奉行（もと金奉行と云ひしも元祿十四年此名に改め寛文は宗門奉行の次に班し、郡奉行と共に諸事申談じて勤む。）町奉行（町奉行二人を置いて町手代を置かず重要な公儀法度の如きは町奉行自ら問屋に出張して惣町内の五人組の頭を召し集めて申渡したり、町年寄のみを集めて申渡したりして法度の越旨の徹底に力めた。）宗門奉行。山林奉行。普請奉行。旗奉行。長柄奉行。腰物奉行。馬奉行。槍奉行。櫓奉行（武具の手入れ等に任ず。）弓鐵砲頭。大

納戸諸道具手入等に任ず。馬廻役。右筆等が見えて居る。

松平氏領主の時代には

家老。郡代。側用人。近習頭。物頭。奏者番。留守居。徒士頭。手廻頭。供頭。大目付。徒士目付。勝手目付。供目付。郡奉行。代官此下に郷手代あり。町奉行此下に町手代あり。勘定奉行。普請奉行。盗賊奉行後盗賊改役。宗門奉行後宗門改役。旗奉行。藏奉行。簞笥奉行職掌は仙石時代の櫓奉行の如し。生類奉行寛永六年頃見ゆ或は生類憐令當時のみ置かれたものか。山林川除引受。側筒頭。學監。日記役。鎭守掛。納戸。（享保家中分限帳、布告留等）

等の役人がある。此等の役、時には數役兼帶の事もある、慶應年間に、郡奉行をして、山林川除引受、並に盗賊改役を兼ねしめた如きは其である。仙石、松平二領主時代の、役人も、其設置改廢等、今悉く詳記するは難事であり、且其分掌事務の如きも、正確なる記錄の據るべきものがないので、詳かに記すを得ない。唯職名に依て、大體を推察するに留むることゝする。

松平氏の時、寛延四辛未年六月の諸士席順序は、左記の如くであつた。

諸士順席之次第

御家老、御家老並、御家老退役、御家老格、中老、御用人、御用人格、大寄合、御近習、御旗奉行大寄合にて相勤候事も有レ之、御物頭、御物頭格、御側頭、御側頭格、御奏者番、江戸御留守居、町奉行、郡奉行、御徒士頭、御目付無席なるも席に加はる時は此處に、御手廻頭、御供頭、御普請奉行、御勘定奉行給人にても相勤、御簞笥奉行給人にて相勤延享四年より獨禮に被二仰付一、獨禮席、寄合、給人御馬廻りとも、御納戸中小姓にて被二仰付一候へば此席に進む、御側勤、奥醫師、奥醫師格、御醫師本道、外科、針醫。中小姓御徒士格之醫師も有之、御醫師格、仲之間、中小姓、詰並、御徒士頭、御徒士目付一列、組外御徒士格但部屋頭上席御料理人末席、組付御徒士格、幼年、隱居、御目付。

給人持席にて相勤候御役左之通

盗賊改役　寛政五丑年十月五日盗賊奉行改名、向後本書之通唱候様　宗門奉行　寛政八辰年八月廿四日、宗門改役と相唱候様被二仰出一　御代官、御納戸、役供、御目付代、元方當時勘定奉行、山林川除引受、帳元、御賄、御錠口番

小頭席順

町手代、普請手代、御側組小頭、御先手組小頭、町組小頭、京都小頭、御簞笥組小頭、下賄、御手代、御手廻小頭、御厩小頭、下目付、江戸上屋敷仲間小頭、青山仲間小頭、深川仲間小頭

以上は師岡史料中の仰觀抄、所載に據つたものであるが、此順席も一定不變のものでは無い、其は同史料中の「書取」の中に、御小姓頭は當時の御側御用人にて、歡喜院樣御代、御小姓より村上亘理、波多與太夫、御用人席御側御用人被二仰付一、其以來御用人一列に相成、御小姓頭相止申候、當時の御側頭も、同御代中奥格大納戸より、岡部七左衛門、篠原又右衛門、郡奉行次席に相成、寛保三年御物頭之次、御奏者番之上席に被二仰付一候、などあるに徵して知ることが出來る。

直接民治關係の役人

藩諸役人の中で、直接民治に關係接觸したのは、免奉行、郡奉行、代官、山林奉行、山林川除引受、盗賊奉行、宗門奉行、普請奉行、勘定奉行、等であつた。

役人誓詞

藩役人の誓詞

左に載する井伊大老直弼の起請文

起請文前書

一今度大老職被二仰付一難レ有仕合奉レ存候、彌重二公儀御爲一第一奉レ存聊以御後閣儀無レ之及レ心候程御奉公可二申上一候

附り御威光を以て私之奢仕間敷事

一御一門方諸大名不レ依二誰人一奉レ對二御爲一以二惡心一申合一味仕間敷事

一御用向相談刻親子兄弟知音之好身、又者雖レ爲二中悪敷輩一少も贔負偏頗仕間敷候、年寄共列座を傘無二遠慮一存寄之旨心底不レ殘申談多分二附二可申一事

附リ老中始其外對二御爲一不レ宜と存寄候儀於レ有レ之ハ再應申談、若承引無レ之上ハ、御取次之御側之者迄言上可レ致事

一萬一御尋之儀有レ之は、御一門方始諸大名諸傍輩無二贔負偏頗一有体二可二申上一候少も讒言申上間敷事

附一人立被二仰聞一候儀、幷二御隱密之品ハ不レ及レ申御前向之儀堅沙汰仕間敷事

一跡々より被二仰出一候御法度之趣、堅相守自今以後被二仰出一候御條目壁書等、是又違背仕間敷事

右條々雖レ爲二一事一於レ致二違犯一者

梵天帝釋四大天王惣而日本國中六十余州大小神祇殊伊豆箱根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬神罰冥罰各可レ蒙者也仍起請如レ件

安政五戊午年四月廿五日

井伊掃部頭

直弼 花押

誓詞認むる際の模様

は、役人誓詞として、名高いものであるか、藩の役人も皆起請文を出したものである。仙石家譜元祿八年五月廿八日の條に、小姓等の誓詞の案文を添削した事、を載せてあるのを見れば、役人が起請文を書いた事が判知る。松平氏の時にも同様、諸役人皆其職に對して、誓詞を認めた。此誓詞を認める時は、寶曆三年以後は、麻上下着用の上、御用部屋廊下に於てした。中老格迄は目付役が立合ふが、家老職誓詞の時は、其立合は無かつた。誓詞申付けられる役人は

御家老　御郡代　御家老にて御勝手惣メ　御家老見習　御家老代　中老　中老並　御用人　御側御用人ニ而御取次　御勝手引受　大寄合御用人勤　町奉行　郡奉行　御目付　假目付　普請奉行　勘定奉

行　同添役　御簞笥奉行　山林川除引受　御附届方　御右筆　郷中吟味役　京都御留守居　諸吟味役
日記方　御代官　御藏方　作事吟味役　同元締　徒士目付　假徒士目付　會所帳元　御金方　勘定方
御舊記御用掛　松井田御米拂　扇橋廻米元　惡作檢見　御用部屋書役　同假書役　御右筆所奉札書筆
紙元方　檢見　御舊記御用辨方　御武具方　宗門改役　御供目付　新發改　川除方　山林方　會所吟
味役　御賄　表納戸　（岡山史料）

起請文前書は、自分の役前に就て、其職責を忠實公平に盡す旨を認めるから、同樣では無いが、罰文は殆んど皆同樣である。左に二、三の例を揭げて置く

目付役起請文

起請文前書

一御爲之儀毛頭疎ニ不レ奉レ存御目付役油斷仕間敷事
一御家中上下、町人百姓之聞及候通、有躰ニ可ニ申上一候、少しも依怙最負仕間敷候、幷御家中上下、町人百姓之方より、何にても禮物一切受申間敷候事
一御法度相背申者、不覺悟成躰及ニ見聞一、御家中之妨に成候者有之候ハヾ、急度可ニ申上一候、惣而疑敷樣子之者承り候はゞ、早速可ニ申上一候事
一御年寄御用人中、其外諸役人幷同役之內、御後閣儀も有レ之候はゞ、聊無ニ遠慮一可ニ申上一候事
一諸事御奉公向筋志深く相勤候者見聞候はゞ、可ニ申上一候事
一不レ依ニ何事一諸人迷惑仕候儀有レ之候ハヾ、可ニ申上一候事
右之條々於ニ相背一者
梵天帝釋、四大天王、惣而日本國中六十餘州大小神祇、伊豆箱根兩所權現、八幡大菩薩殊、氏神部類眷屬神罰冥罰可レ罷ニ蒙者也、仍起請文如レ件

郷手代起請文

郷手代起請文

起請文前書

一御爲之儀乍レ恐大切に奉レ存御後閣儀仕間敷候之事
一百姓へ對し我儘なる儀、聊申掛け間敷候、百姓共願訴訟等申出候節は、譯合篤と聞糺し、早速御代官中迄申上受二御差圖一少も依怙最屓之儀仕間敷候事
一公事其外何等之儀二付、御尋之儀御座候節、無二依怙最屓一右體可二申上一候事
一御取箇筋之儀無二油斷一取納、金錢米取斗方之儀御代官中受二御差圖一取斗可レ申候、尤私曲ケ間敷儀毛頭仕間敷候事
一在中出役其他御役儀二付、音物振舞ケ間敷義等一切受申間敷事

右之條々於二相背一者

罰文同前

（稻垣史料）

探偵起請文

臨時に秘密探偵など命ぜられた時にも誓詞を書いた

起請文前書

一此度不二容易一御内御用被二仰付一候、探索之儀聊麁略存間敷、親子兄弟足共決而他言致間敷候事
一御爲之儀第一二存、毛頭依怙之儀無レ之可レ盡二忠節一候事
一小事足共承込候儀は、遂一可二申出一候事

罰文

右之條々於二相背一者

云々

安政三辰年七月廿五日

篠原儀左衛門　花押

（古傳必備之秘書、師岡史料）

第二節　在町役人

藩政時代には舊役所よりの布達制令を、各掛り掛りの役人に依て、町在役人に達示され、町在役人が此を奉行して、成績を擧げるのである。今左に町在役人に就て略述する。

在分の役人も、眞田氏時代の事は、今明にすることは難事であるが、名主或は庄屋其外組頭といふやうな者が在つて、代官の差圖を受けて、收租其他の事務に當つて居たと想はれる。

割本又大庄屋

仙石氏上田入部の後小諸在城當時の制を移し、地方最寄の十ケ村以上程を以て一組と成し（川中島武石は特別扱ひ）各村々庄屋の上に、割本又大庄屋と稱する役人を置き、郡奉行代、官の意を奉けて、其組内の庄屋、組頭等を督して、民政の事に當らせた。元和九年亥二月、大庄屋に申渡した條項に

一大庄屋共御城下江爲二御用一罷越候入用等之義、組中より割出し可レ申候。

自分之村斗之御用筋入用之義は、是迄之通其村より可レ出候

附右入用之譯、委細帳面に記置、割番立合吟味、其上に組中へ割出し可レ申候

一檢見之節附廻り候賄之義は、其村々にて賄扶持可二相渡一候

一村々集叓之義、借渡候義先無用にいたし可レ申候、追て此方より借付等之義は可二申付一候

一大庄屋相勤中、貳拾貫文宛、役用捨可レ有レ之候

一大庄屋常々御用多有レ之候間、小使一人宛組中より出可レ然候

一役前に付、年分入用之料紙等、員數之義追て此方にて承届可レ申候

一御用に付御城下へ罷出候節、急御用又ハ夜中之義は、馬にて罷出候とも勝手次第候

一右之外御役儀ニ付存寄之義有レ之候はゞ、追て承届可レ申候

割本又大庄屋

在分役人

割番

（沓掛史料郡奉行元方日上にて爲二申聞一候覺）

亥二月

大庄屋待遇

とある。之に依て仙石時代の大庄屋の待遇、ほゞ察することが出來る。給分は二十貫文で、急用又は夜中には乘馬にて城下に入ることを許し、又定小使一人を宛行等、頗る優遇されたものである。然し職務上の用用で、城下に出向く時の入用等は、委細記帳し置き、割番の者立會吟味した上、組又は村々に割り付けることに成つて居たのは、注意すべき事であり、之に依て割番の職掌が考へられる。

松平氏が仙石氏に替つた時、入部後直に、寶永三年六月、家老横田地外記、以下諸役人立會列座の上兩町問屋年寄、在中割本庄屋共江、二十ケ條の條目を申渡し、御條目は割本江組毎に一通づゝ渡した松平家史料、御所替之節日記。此に在る在中割本とあるは、前記の大庄屋を指したもので、多分松平氏出石在城頃、所の大庄屋を割本と稱して居たので、此時に割本と云ふたのであらう。十一月九日大庄屋七人を定め、小泉村小泉彦右衛門、馬越村林三郎右衛門、東前山村吉田七郎右衛門、田中村小田中十右衛門、中原村丸山八郎兵衛、岩門村茅野藤四郎、房山村丸山傳五郎に命じた。此時の待遇は、給分は三人扶持後享保九年二人扶持增加であつた。苗字帶刀を免るし、鄉手代同樣とし、各其自宅に於て執務し、藩よりの法令の布達等を庄屋に頒ち達し、庄屋の勤め方の正否善惡を視、猶百姓の心服するや否や、村方の情況如何などを察し公正に代官所に意見を陳述し、又組内村々の組頭、長百姓を進退せしむる權を與へた。此大庄屋は、割番と共に家督相續の事は、藩に伺ひの上で讓つたもので、自分勝手次第には出來なかつたのである。享保十二年よりは、庄屋なぞも所謂御目見差許さるゝ程の者は、伺の上たるべしと定められた。

割本

松平時代大庄屋

大庄屋廢止

浦野組大庄屋藤四郎といふ者、不正行爲があつて、役は取上げられ、長らく閉門申付けられた事件があり、小泉組大庄屋孫右衛門といふ者も、又不正の所業があつて、役も苗字も帶刀も皆取上げられ、長らく閉門申付られて居た。

正德三年四月廿三日、幕府より幕領百姓に申渡した條々の内に、「所により大庄屋割本惣代などゝ申者

有レ之、其外一村限の名主庄屋等も有レ之、此輩の給米も多くして、村入用に懸り來り、大勢の中宜しからざる者共有レ之、身の上を高ぶり、私の事を營み、御代官の手代役人等と申合、末々の百姓共の難儀に及ばせ候事共相聞候。自今以後、大庄屋、割本、惣代の類、一切に停止し、一村限の名主、庄屋、五人組共、其村々の事を承るべく候」とある所より考へると、何處にても大庄屋割元など、多くは善からぬ所行があつた事が判知る。浦野組の藤四郎、小泉組の孫右衛門等も、其地位勢力を利用して、不正行爲を行つたのであらう。

藩では、在分役人の最上級に居る大庄屋等の内に、此の如き所業あるのは、民治上の惡影響を及ぼすのを憂慮し、制度改正を考へて居た所、元文五年八月、鹽尻組大庄屋忠右衛門、田中組大庄屋平左衛門の兩人が、病氣の爲め退役を出願した。藩は此を好機とし、洗馬組、國分寺組、鹽田組の大庄屋をも免じて、大庄屋を悉く廢止した。但川中島は遠隔の地故、從前通り存置することにした。

割番

割番といふは、前述した如く、仙石時代既に置かれ、大庄屋の掛り入用、吟味の事など勤めて居たものであるが、松平氏の時にも、享保十二午十二月、町在に於て家持田畑持の者が、缺落した時は、其跡始末、在分は其處の大庄屋、庄屋割番、町分は問屋に届出て、其差圖に從て處分すべしと令し、又十三年八月の條目中、上田町方鄉中之事の條に、鄉中は大庄屋割番之者、事あらば相談致し可二取計一とあるを見ると、仙石氏の時と同樣に、割番が在つたのである。而して其職掌は、仙石氏當時の如くであつたと思はれる。

大庄屋を廢し割番を置きしに非ず

大庄屋が元文五年八月廢止された時、翌年の正月、藩主への年始御禮の席順は、割番の次席と定められた。故に大庄屋廢止後、割番を置いて之に代らしめたのではなく、大庄屋廢止後は、割番をして其代りに、同樣な職務を勤めさせたのである。

庄屋

庄屋

庄屋は、昔時庄園の事務を執つた庄司或は莊長等から導かれた名である。一村の長として、年貢上納布令の配布、訴訟及不動産賣買の連印、風俗取締、殖産、撫恤、戸籍、宗門改事務、諸帳簿の整理保管等を掌り、其村全体に關し、法度に違背しない限りは、萬事組頭、長百姓等の役人と談合して取計つたものである。故に庄屋其人を得れば、其村治は理想的に善く行つたものである。

庄屋は、各村々に於て、相當な家柄の者から選任される。庄屋家柄のもの、一村内に二、三あれば、交代就職の事もある。又村々によりては、世襲の所もあつた。

庄屋給

庄屋給は、仙石時代には、一貫文庄屋給として村納年貢の内から引去つた。

眞田時代の免相に、きもいりめん一貫文とか、一貫七百五十文とかあるのは、村役人給で、特別に庄屋給と書いて無い。仙石時代寛永二年免相に、諏訪部村庄屋給に遣す五百文、寛永十一年常田村免相に二貫文庄屋二人給とあり、庄屋給に五百文なるもあり又一貫文なるもあつた、寶永差出帳には、諏訪部常田二村同額の一貫文である。

寶永三年指出帳載する所の庄屋給分は、概ね一貫文なるが多い。けれども中には、三貫二十文（内二貫文は御地頭様より被下一貫二十文は村中より出し申候）（染屋村）。一貫六百文（内一貫文は御地頭様より被下六百文は村中より出し申候）（新屋村）。と云ふもあつて、一貫文の餘分なるは、村中の特別負擔として支出して居る村もあり、又切起取集給として、庄屋二人に各糀十俵宛、切起の内で支給する旨を、記載した村もある（房山村）

庄屋給廢止

小縣郡年表に「正德二年伊勢山村庄屋三太夫鈴子氏該村庄屋給古來一貫七百五十文ナリシヲ隱シ取リ、外ニ又同額ホド寶永丙戌以來七ケ年領掌ノ事顯レ、放逐家財闕所トナル（田畑家財缺所代價百之ニ依テ後世十兩一分錢六百文）庄屋給分ヲ失フ」とあり、不正行爲の庄屋ありし爲め、庄屋給分を全廢したのであらう。然し貫文給を廢せしも、弘化四年の頃、庄屋給米十五石、組頭七、八石、歩行、四、五石とあるから、米を以て與へた

のであらう。

組頭

組頭

組頭は、村の各區から代表者が出て、其代表者の相談にて人選する。其決定を庄屋より郡奉行に申達し、然る後に任命される。其人數は、村高に依て異なるが、概ね百石三人を標準とした（日本法制史）。組頭は村役人としては、庄屋補佐の重任で、若し庄屋病氣等で、執務不可能の時には、其代理をする。組頭給は、一人に付二貫文の村もあれば、籾十俵づゝの村もある（小牧村。房山村。）然し一人に付、籾十俵の村が多い。

組頭給

寶永差出帳

長百姓百姓代

長百姓百姓代

長百姓（おとな）又百姓代は、百姓中より選出し、惣百姓の惣代として、上納向の勘定又は村費割り當などの時には、必ず立會ひ監視し、萬一勘定不正とも見た時は、其席上に於て、充分諒解するまで問ひ糺し、庄屋不承知の時は、之れを割番まで申出でる事が出來る、重い役目であつた。租稅割賦の際、長百姓立會の上確定したものは、後日彼是申出づることは出來なかつた。

長百姓へ藩よりの申渡に次の如くあつて、其役目を知ることが出來る。

一、庄屋方にて上納向勘定に付、其方共立合候節、いさゝかたりとも其方共心底に、無二覺束一存候儀有レ之候はゞ、氣を付候儀に可レ致候。心付候儀を打捨置、庄屋不念に相成候ては、一席ゐ罷出候詮も無レ之、不實千萬之事に候。勘定合無二覺束一候はゞ、何ケ度も仕直候樣に、庄屋にも申付置候間少しも無二遠慮一助言可レ致候。助言之儀若間違候とも、無調法と申筋にては曾て無レ之候。畢竟勘定向を大切に念を入、間違無レ之庄屋の越度に不二相成一樣にとの事に候得ば、心付の儀何ケ度も助言可レ致候

一百姓勘定向の儀を彼是申、庄屋を疑ひ候樣成義有レ之候共、其方共一席にて致二勘定一相違無レ之事に候

はゞ、百姓共何程に申候共、其いりわけを申ほどき、納得致候様に可二取計一候。若又其方共迄、惣百姓並に、跡にて彼是申筈は毛頭有間敷事に候。其爲に勘定之節立會之儀に候得ば、勘定向無二覺束一存候はゞ、其席にて何ケ度も可レ申筈に候。萬一庄屋不承知に候はゞ、割番迄も可二申聞一事に候。若庄屋勘定違有レ之候はゞ、一席の立合候者、一同不念と相心得可レ申候。

長百姓給の寶永差出帳に記載しあるは、房山村の籾十俵とあるのみで、他の村々には無い。多分無報酬であつたかと思ふ。

町役人

町役人

上田町兩問屋

上田町には、海野町と原町の兩町に問屋があり、此等の問屋は所謂問屋の仕事運送遞信等の外、在分に於ける庄屋の如き、民政上の事務も管掌した、大庄屋と同格であつた。

問屋給は、眞田氏時代には五貫文の地方を給せられたが、仙石氏の時に、右地方の返上を命じ、元祿七年三月に至り、改めて五人扶持を給與することにした。松平氏の時にも、同扶持の給與があつた。此問屋共に世襲で、海野町問屋は、海野町横町鍛冶町を支配し、原町問屋は、原町田町柳町紺屋町を支配した。兩問屋は月代りに交る〳〵公用を勤むることに成つて居た。

町年寄

町年寄は、其町内に於て、家柄相應なる者より選んで任命した。問屋補佐の職で、問屋と共に町内の事務を見た。若し事ありて問屋の職を缺く時は年寄が其職を勤める。延享年間原町問屋助右衛門が、家事の都合上退役した時には、原町分年寄新兵衛、金兵衛、宗兵衛、九右衛門、治助の五人が、十五日交代輪番で、問屋事務を執つた。又天保年間兩問屋共に、閉門を申付けられた時には、海野町問屋代には鍛冶町年寄が、原町問屋代には、紺屋町年寄が命ぜられた。

町年寄も世襲

安永十年に、海野町年寄齋藤曾右衛門が、年寄役御免の時、其子文三郎が襲ぐべき所、病身の爲御免

願出た故、藩では年寄五兵衛の子勇五郎に、町年寄申付けた。之に依て見ると、町年寄も世襲であつたのである。

町年寄の人數

人數は五人或は六人で、元祿の頃は寄合式日には、藩役所へ兩町年寄一人づゝ出頭する規定であつた。年寄には給分は無かつた。

町年寄の役所勤

松平氏寶曆の頃には、町奉行所の町組の者が詰めて居る所へ、海野町原町の兩町から、町役人一人づゝ四ツ時に出頭して、願書届書類を町手代に差出し、其外何なりとも、町に關する事務は、其時に辨ずるやうにして引取つた。文化十三年六月には、以後兩町の問屋年寄の內一人宛、奉行所に詰め切る事となつた。此時迄は願書届書類は、問屋、年寄奥書印形の上、其本人より直ちに町手代に差出し、願濟の件は、町手代より問屋宅に、自身申達したのであつたが、此時より願届本人が問屋に差出し、問屋が之を取次ぎ、問屋或は年寄の內で、町手代の許まで之を届くることゝし、又聞濟の件は、手代より問屋迄書面にて通知する、若し事情の入り込みし事件の時は、町手代は、問屋年寄の內を其宅に呼び寄せて、之を達する事と定めた。然し時宜によりては、町手代自ら町役人宅まで出懸け、其用を果たす事もあると定めた。

問屋年寄等の役料役德

天保五年八月兩問屋より書出した、問屋年寄肝煎の役料役德は次の如くである。

一問屋役料　五人扶持被下、天明二寅年迄は御引方無二御座一候

一問屋居屋敷　諸役除に御座候

一商人荷物一駄二付、藏敷八文ヅゝ、問屋請取申候

一町年寄　居屋敷、往來人足役、自身番、辻番、鍵役等人足小使掃除番等除候迄にて、外に役料役德等一切無二御座一候

一肝煎兩町四人、此給分御高四貫文御除地にて被二下置一候。并二兩町にて屋敷六軒諸役除にて御材木

被二下置一候

鍛冶町には、仙石時代寛文八年の觸書の宛名に、原町海野町の兩問屋と鍛冶町庄屋とがある。此頃は庄屋と稱し、後町年寄と改つたのであらう。

紺屋町年寄の史料に見えたのは、享保の初に儀左衛門、佐五右衛門の兩人を初とする。

柳町年寄

柳町年寄は元文年間小宮山治助が申付けられたのが初で、其時の注意に、紺屋町とは少し相違の所もある故に、諸事原町と伏藏なく申談じて、原町柳町共折くるみ、萬端協議相談するやうにと申渡した。之に依て見ると、柳町と紺屋町とは、原町に對する關係が同樣で無かつたのである。後に至りては、年寄頭とか、年寄代役とかいふものが出來た。萬延二年八月、原町年寄中村清兵衛は、年來實体に勤めた廉を賞せられ、年寄頭を申付けられ、又伊藤林之助、長谷川長兵衛、小林左一郎、飯島十左衛門は、年寄代役を申付けられた御用部屋用留。然し此等は皆待遇席次上の事で、勤役に關係したものではない。

在分世話役

海野町原町の兩問屋と兩町年寄との關係を兩問屋の日記所載に據て通觀すると、互に相頼り相扶けて年寄は問屋を輔け、問屋は年寄の意見を尊重し、同心協力支配町分の安穩と繁榮とに專念し、長い間の藩政時代を通じて、目立つ程の問屋年寄間の不和反目の醜狀は無かつたやうである。

在分世話役

上田城下町の中には、在分の家が入り交つて居たので、其在分に屬する者の、世話する役人が置かれてあつた。其役人も、任免は藩に依て爲されたのである。其一例を揚げると

奉願上口上書

私儀柳町在分世話役年來相勤難レ有仕合奉レ存候。然る處近年病身に罷成、御役難レ勤奉レ存候間、乍恐御訴訟奉二申上一候。以二御憐愍一奉二願上一候通、御役御免被二成下置一候ハヾ、難レ有仕合奉存候以上

巳五月

柳町在分世話役　源助

肝煎

御奉行様

兩間屋の下に在て、諸事世話奔走した役に、肝煎があつた。肝煎給を與へられ、肝煎屋敷に居て問屋の命を奉けて勤務した。肝煎屋敷は、海野町に二ヶ所、横町に一ヶ所、原町に二ヶ所、柳町に一ヶ所あつた。此原町柳町の肝煎屋敷は元祿頃

一表口五間四尺　裏へ二十二間　原町上
一表口四間三尺五寸　裏へ二十五間四尺　原町下
一表口七間四尺　裏へ二十八間　柳町

肝煎給分

肝煎給分　海野町分は、眞田氏の頃には、篠井にて一貫文、上田明屋敷で一貫文都合二貫文であつた。其肝煎免の證文は次の如である。

海野町肝煎免貳貫文之内壹貫文者近年篠井村にて受取候由に候、殘壹貫文者上田明屋敷之内にて石井甚左衛門より可二請取一者也

戌十月十日　　矢　但　馬
　　宮下藤右衛門

海野町
藏之助殿

（柳澤文書）

寳永三年の指出帳には、笹井にて一貫文、山口村にて一貫文とり、其收入は笹井村一貫地、此小作入五俵(田)、山口村一貫地此小作入十二俵(畑)であつた。

原町分は、寳永三年指出帳に、笹井村にて一貫文、房山村にて一貫文とあり、其收入は海野町と同じであつた。

町在役人の席次紛議

町在役人席次の紛議



格式待遇等を重く考へて居た藩政時代、殊に中世以後文化、文政の頃には、會席に於ける席次等にも大な關心を有し、之に依て問題を惹起した事がある。今玆に町在役人の席次に就ての紛議一件を記述する。

町分に於ては、明和年間兩問屋何れが上席なるや、の問題が起つたことがあり、結局問屋は大庄屋同格で、大庄屋は先官順の席次である故、問屋も亦先官順たるべしと、明和八年四月廿八日申渡した事がある。兎に角、町分なり在分なりのみならば、問屋は先官順、割番庄屋なども先官順、割番格は割番次席、庄屋格は庄屋次席、と簡單に定つて、六ヶ敷問題は起らない。然るに町在役人が、同會席に列する時には、さう簡單に行かない、其處に問題が起るのである。

從來町分では、町年寄席は在分の割番に準ずるもの、と心得て居た所、文政五年に、在町役人入交りの會所寄合の時には、問屋差添の町年寄は、在分庄屋の次席と申渡された。此に事件の端を發し、町分では容易ならぬ申渡なりとして、舊い記錄等に據て申立てたり、又町年寄は何年精勤しても、其勤功に依り格席の改まる事も無い。けれども庄屋は勤功に依て、割番格に直る事がある。町分では年寄格に成るのが先途であり在分では割番格に成るのが最上である。之に依て考へると、割番役と町年寄役とは同格で、高下は無いと思ふ。故に町年寄を割番の次席として、貰ひたいと出願した。此願は度々申出で催促したので、藩に於ては文政十二年十一月に至り、町分より願出たからとは言はないで、此度諸事改革に就き、町年寄の席を割番次席と定むと申渡した。町分では非常に喜んで、十一月七日に、町年寄全部の連名で「此度御改革ニ付私共儀不ニ存寄一在中割番次席に被ニ仰付一難レ有仕合奉レ存候乍恐右御禮申上候、」兩問屋も連名で「乍恐私共同道御禮申上候」と即ち町役人全部から、御禮言上の事があつた問屋日記。所が町分の大喜びに反し、治まらないのは在分庄屋達で、一度町年寄は庄屋次席と、申渡し乍ら、今之を反古にして、町年寄を庄屋上席とするのは、怪しからぬと、翌文政十三年天保元年正月、在分庄屋衆から

苦情の申立が起り、事は甚だ面倒に成つた。其所で藩は姑息の手段に依て、一時を過ごさうとし、兩問屋を召して、此所暫時の間、町年寄席次は改革以前の通心得居るやうと申渡し、之れに對して請書を差出すべしと申付けた。問屋達は、一度申渡した事が、間も無く、廢棄に成つては、政治の信も地に墜つる事故、よもや左樣の事はあるまじと考へ、且今差掛つた事で、年寄衆に相談の暇も無かつたので、書付を以て御請して會所を退いた後、年寄衆を集めて其委細を報告した。然るに

藩役人の暫時の間が、暫時でなく、追々延引し乍ら何の沙汰も無い。依て町年寄衆は、或は問屋達が僞つたのか、或は文政年度の申渡しが、廢棄ともなるのか、など種々疑惑を抱くやうに成り、藩の意向を慥めるやう問屋に向て、催促すること切であつた。其所で兩問屋は事情を具して、天保二年十一月連名で、何分の御沙汰あるやう願ひ出た。此時には町年寄衆は、藩の處置に憤慨して、一同皆病氣不快と稱して、寒中や正月の儀禮にも罷出づる者も無く、藩吏の姑息の慰撫も、何等の詮無く、天保四年正月には、會所初寄合にも、一同不快と稱して、誰一人出席するものも無かつた。

町分の願を聞届くれば、在分の者の憤を買ひ、在分の申出を斟酌考慮すれば、町分は此始末。藩でも大に其處置に困惑した。漸く天保六年正月廿六日に至り、町役人等を呼び集め

一先年兩町年寄割番次席に被二成下一候處、上に無二御據一御差支之筋有レ之候二付、不レ得二止事一、御不用被二仰出一候間、相心得可レ申候

一會所在町呼出之節、立會之儀ハ、平年寄平庄屋無席と相二心得一、以來互に禮節を以て着席可レ致事

但無席と相心得候儀ハ、會所へ立會之節に限候義と相心得可レ申候

一御城下祭禮の節出役之儀ハ、往古より着席仕候通、尙又心得違無レ之樣此段申聞候

と町奉行より申渡された。けれども町役人一統は、之に對し請書を出さなかつた。依て町手代より、藩公御差支の所より、此度の如く仰せ出された事故、たとへ心底には、不滿不足があつても、先づ以て御

請するやう懇々述ぶる所があり、海野町問屋が、一同に代て御請した。其時町奉行より、勤功ある年寄にて、年寄頭取申付けられた者は、割番格並と待遇する旨申渡し

町年寄頭取
割番格並

右御取扱ハ同格の者同様ニ候間順席と心得可レ申候

の書付を渡し、之れで數年に亙つた席次問題も落着いた。

第八章　民　政

眞田氏時代

眞田昌幸頃の政治に就ては、史料の據るべきものが存在しないので、其施政の狀を知ることは出來ない。唯昌幸は若年より武田信玄の側近に仕へ、勝頼滅亡の時迄、長く武田の家臣たりし故、其領地の施政には武田家の制法に倣つた所が多かつたらうと推測する位に止まるのである。今茲には現存文書に據て施政の一端を考へて見る事とする。

寺住僧の選考

昌幸が天正十四年八月、上田願行寺の住僧が遷化した時、其後住は然るべき知識を招請して、住はせるやうに盡力せよ。就ては向後其寺の門前屋敷は、諸役を免除して優遇する旨を、寺世話役人に申渡した。之れ昌幸が當時精神的敎化の上に、重要な役目を有つて居る、寺僧の人物選擇に留意したことを、想はしむるものである。

山林保護

天正十五年十月、小縣郡眞田鄕の蓮花院に書を與へ、四阿山に於て、栂ヒソの木を伐り取ることを禁

じて居る。之れは此等良材となるべき木を、濫伐するを禁じて山林を保護し、同時に又神川の水源保護を、考へたものとも見ることが出來る。

社寺に安堵狀を與ふ

慶長五年關ヶ原役後、眞田信之は父安房守昌幸の所領小縣の地を與へられ、翌六年小縣方面の諸社、卽ち伊勢宮、下之鄕明神、大法師明神、新海明神等の社領を、諸寺卽ち信綱寺、實相院、陽泰寺、開善寺等の寺領を、以前の如く寄進して安堵せしめ、慶長十三年には、眞田鄕白山寺、鹽田鄕下之鄕明神に各社寺造營料を寄附し、社殿堂塔の破損することなからしめた。猶文書にあらはれて居る、信之の民政上著しいことは、百姓の逃散を防ぎ、逃散者は之を召し返すこと、其外の者にても成るたけ多く呼寄せて、荒廢地無きにつとめ、一度荒廢せし土地は、再び耕作せしめ、又は新開墾地を拓くことをつとめた事である。逃散卽ち缺落した百姓を、召し還す條件としては、還つたものには、三ケ年の間諸役を免除するのみならず、負物は藏本はじめ其他皆免除する、又返り百姓には、一人に付叛一俵づゝ合力として給與する。又牢人者が來て落ち着けば諸役を免ずる。他所より來住して新に土地を開墾した者には、七年間諸役を免許する。等の優遇の法を講じて、逃散者は召し返し、來住者を招致したのである。若し代官の非分に由つて、百姓が缺落するが如き事あれば、百姓等の望にまかせて其處の代官を取替えて、逃散者の無いやうにまでした。此事は當時所領の收入と云ふもの、殆んど總てが、百姓の力に賴て生産されたので、其逃散を防ぎ、逃散者を召し返して、收入の減ずるを防ぎ又諸人招致に由つて開墾增收をはかるのは、最も緊要な事であつた故、此は當然の仕置であつたのである。

逃散を防ぎ返り百姓と新に來住する者を優遇す

七年間諸役免除

〔參考〕

伊勢神領

小縣郡伊勢神領如二前々一無二異儀一令二寄進一候　以上

辛丑八月十日　　信之

廣田備後守殿

（眞田家御事蹟稿）

下之郷寺社領

如二前々一下之郷寺社領四拾貫文令二寄進一候彌可レ被レ抽二祈念勤行一者也

辛丑八月十一日　信之（朱印）

下郷之六供社人衆

（生島足島神社所蔵）

大法師明神社領

如二前々一社領五貫三百五拾文無二異議一附置候祈念祭等無二油斷一可レ致者也

辛丑八月十二日　信之（朱印）

大法師明神禰宜

（上田神社所蔵）

新海明神社領

如二前々一社領五貫文無二異儀一付置候向後祈念祭等無二油斷一可レ致候者也

辛丑八月十二日　信之（朱印）

新海明神

（榊原氏所蔵）

信綱寺々領

如二前々一本寺領六貫三百文無二異儀一進置候向後寺無二怠慢一様可レ被二仰付一候　以上

辛丑八月十二日　信之（朱印）

信綱寺

（信綱寺文書）

陽泰寺々領

如二前々一本寺領五貫文無二異儀一進置候向後寺無二怠慢一様可レ被二仰付一候　以上

辛丑八月十二日　信之（朱印）

養泰寺

（陽泰寺文書）

開善寺々領

如二前々一本寺領弐拾貫文無二異儀一進置候向後祈念不レ可レ有二油斷一候　以上

辛丑八月十二日　信之（朱印）

開善寺

（開善寺文書）

長窪返り百姓覺

作右衛門（九右）　文六　きん　甚三郎　郷左衛門　新三郎　半六

合七人缺落百姓被レ歸、田地開申候間、御合力として、壹人に延壹俵づゝ、未納内可レ被二相渡一候仍如レ件

出對馬守印

（石合文書）

和田之百姓共、代官令二退屈一缺落之由申上候、因レ茲任レ望代官被二召替一候條、何れも可二龍歸一候、其方年來奉公候條、於二和田一三貫文於二長窪一七貫文、合拾貫文之所出置候、役儀之事者所務次第可レ致二奉公一者也

三月廿日　信之朱印

遠藤源助殿

遠藤鐵太郎氏所藏

札

一郡中百姓等令二身上困究一缺落候而、他領在レ之由申上候、至二其儀一者、藏方を始何れの負物借金引負成共御赦免候條、有坂之新町へ可二罷出一候、荒地打開候はゞ、所により三年龜五ケ年作取らスベき事

一牢人新町へ來候ば、相當加レ心合力仕置付べく事

一此新町へ來輩は、諸役七年龜令二免許一候、付而盜賊惡黨法度之事

右條々被二仰出一者也仍如件

辛酉　三月七日

出浦對馬守印

奉之

（石合文書）

仙石氏時代

百姓の逃散を防ぐ　仙石氏は小諸領主の時、耕地開墾には、大に意を留め、當物成納所可レ仕條々の中に「此跡より住所之百姓又はかへり百姓何れも心安存知、ゆる〳〵と有付之覺悟可レ仕候」とあり、又一つの書付には、「いかほど牢人衆引つれ參候て其數ほど、ほしき田畠渡可レ申、殊に他郡よりのぞみ

仙石氏小諸城主の時耕地開墾に留意す

百姓逃散者の年貢は其村の連帶責任

て參候者には、二年御役ゆるし申候間、早々可レ被レ渡候」とあつて、返り百姓や他所よりの來住者を優遇して土地に落着かせて開墾耕作せしめたのである。上田領主と成りし後も、百姓の逃散に注意し、若し逃散の百姓ある時は、其者當年の年貢は、其居村連帶の責任を以て納入せしむる事とした。寛永二年の免相に

御百姓一人なりともかけおち候ハヾ、其缺落者の手前御年貢相殘惣百姓中として辨、都合仕御藏へ積立可申

とあつて、村全体にて逃散者の無いやうに、注意せしめたのである。年貢は籾納で、其籾は其村々の鄉倉に納めさせ、此鄉倉敷地は無地子とした。此制度は小諸領主の時より施行し來た所で、佐久郡野澤組庄屋幷長百姓宛に出した、當物成納所可レ仕條々の中に、「當物成納置藏之儀、一村一村ニ成共、又はちかき村と申合三村四村ヅヽ成共、一所に藏を立、納入置可申」とある。此を移し行つたのである。

鄉倉の設置

領分内行政區域

仙石忠政は上田入部後、諸村を以て組と稱する行政區域を定め、以て行政に便ならしめた。此制も亦小諸領主時代既に其領内に行つたものである。仙石秀久の知行宛行狀などに據つて此を證することが出來る。

佐久平賀組

爲ニ知行一遣分之事

百貫文

右令ニ支配一畢全可ニ領知一者也

慶長十四年七月四日　　秀久（花押）

中澤忠三郎殿

平賀組

佐久小宮山組

爲知行申付分事

百貫文

小宮山組之内

此内貳拾貫文は加增分
右令二支配一畢當物成より遣候條全可二領知一者也
慶長九年九月六日　　秀　久（花押）
井出善三郎殿　　（仙石家舊記）

此組制の事も先領地施行の法を移したのである。

此時定められた組々は、田中組、國分寺組、洗馬組、鹽尻組、小泉組、浦野組、鹽田組及城下町とし武石一村及川中島は組の名を附けなかつた。

八組の行政區

田中組　十九ケ村
東上田、東田澤、栗林、中曾根、上深井、下深井、海善寺、加澤、常田、田中、本海野、大屋、岩下

國分寺組　十三ケ村
下青木、上青木、久保林、林之郷、中吉田、下吉田
堀、國分寺、上澤、黒坪、染屋、岩門、笹井、野竹、大久保、長島、新屋、伊勢山、金剛寺

洗馬組　十ケ村
上、中、下原、大日向、眞田、横澤、横尾、曲尾、上洗馬、輕井澤

塩尻村　十二ケ村
鹽尻組
山口、房山、踏入、常田、鎌原、西脇、新町、諏訪部、生塚、秋和、上鹽尻、下鹽尻

小泉組　十一ケ村
小泉組
小牧、諏訪形、御所、中之條、下之條、上田原、築地、神畑、小泉、上室賀、下室賀

浦野組　十五ケ村
浦野組
吉田、福田、岡、當郷、馬越、仁古田、村松、越戸、入田澤、中村、中挾、殿戸、夫神、沓掛、奈良本

塩田組

鹽田組　二十二ヶ村

奈良尾、町屋、鈴子、石神、柳澤、平井寺、下之郷、五加、本郷、小島、保野、舞田、別所、八木澤
中野、十人、東、西前山、新町、手塚、山田、野倉

城下町

城下町

武石村

武石村

川中島

川中島　八ヶ村

稲荷山、鹽崎、岡田、今井、今里、上氷鉋、中氷鉋、戸部

第一節　施政條目

施政條目
仙石氏時代

仙石氏時代、寛文三年以前の施政條目が見當らない。故に其施政に就てよく知ることが出來ない。寛文三年、政俊の代、家中に申渡した定書、及政明の代、寛文十年及貞享元年に在方に下した條々等は今猶存するので、之に據ては仙石氏の施政方針とも見るべきものを知ることが出來る。

寛文以前施政方針を考ふる條目無し

寛文三年條目

定

役儀を愼むべし

一相ニ守公儀御法度一御役儀第一可レ愼事

武藝を嗜み武具用意の事

一吉利支丹宗門御制禁之上者無ニ斷絶一下々ニ至迄可ニ穿鑿一若於レ有レ之者急度可ニ申聞一事

一軍役從ニ先年一定置通可ニ相嗜一雖ニ其武具一其相應可ニ用意一、外不レ入諸道具を好み、私の不レ可レ致レ奢勿論屋作等自今以後花麗ニ無レ之内宅を飾るべからざる事

喧嘩口論の際荷擔者は本人より重科

一喧嘩口論の刻荷擔之者有レ之ば、本人より其科重かるべし、尤其場へ役人之外、親類緣者たりといへども、掛集るべからず。役人共子細を承り、與頭まで可ニ申達一、頭無レ之ものは、月番の家老共

まで申届レ之べし。番所にて喧嘩之節者、番切ニ可ニ相計一、猥ニ他番よりかけ集るべからず、番無レ之所は、其所々の輩可ニ差計一、總じて事に成まじき儀、乍レ見悪事致させ候儀、其座之面々可レ爲ニ越度一。或ハ結ニ徒黨一荷擔をいたし、或は妨をなし、落書悪言虚説申出し沙汰いたす輩、遂ニ吟味一可レ爲ニ罪科一事

徒黨、落書、虚説申觸しを禁ず

一上下によらず、依怙最負の沙汰私を以て申掠る輩、其品可レ爲ニ曲事一事

不公平の沙汰を戒む

一他領へ罷越儀可レ爲ニ無用一、不レ叶儀ニ付、斷有レ之者可ニ申聞一、領中へ相越候儀ハ、與頭江斷不レ苦事

他領へ行くべからず

一緣組之儀相達し、其上婚姻を結ぶべし。嫁娶向後衣類諸道具等、相應より可レ輕ニ少之一、其節禮儀之贈答、猶以可レ用ニ儉約一事

養子は存生中定むべし

一養子之定、存生之内ニ可ニ申聞一、末期ニ至て不レ可レ立レ之、雖レ然年五拾以前ハ、其期ニ及候とも、可レ立レ之。筋目なきもの許容すべからず、假令實子たりとも、不孝のもの不レ及ニ其沙汰一事

本主故障の下人召抱ゆべからず

一浪人抱置候儀、停止すべし。遁れがたき子細有レ之ハ、與頭へ申聞可レ請ニ差圖一事

一召仕之下人、本主の障有レ之もの不レ可レ抱レ之不レ及レ申。科なきに難澁をいひかけ構ひ申間敷候

附叉者直參ニ對し、慮外不レ仕様ニ面々堅可ニ申付一事

振舞一汁二菜

一振舞一汁二菜、酒肴一二種之外可レ爲ニ無用一、珍客たりとも三菜に過ぐべからず。大酒亂醉令ニ停止一事

一博奕之類好色之不義、其外侍に不ニ似合一遊興不レ可レ致事

一知行方所務之外、非分すべからず。別紙書付之赴可レ愼事

右之條々堅可ニ相守一者也

寛文三卯七月　日

定

非儀過役の禁

一知行納方猥ニつよく不レ可レ納。毛頭非儀過役申付まじき事

一知行所より飯米取よせ候儀、高百石ニ付一月ニ二駄ツヽ付させべし。給人自分之用所むざと不レ可レ仕、不レ叶事有レ之ハ、相對にて少之事、くるしからざる事

百姓役の薪三、四、五、八、九月役薪免許

一百姓役、薪本役一人ニ付一月ニ一駄半役三束ヅヽ、一束ニ付二尺五寸丸長サ同前、但三四五月八月九月、役薪免許之事

給人非分民缺落せば給人の損

一給人對レ民非分申掛、及ニ難義一缺落田畠損毛ニおいては、其品により、給人可レ爲レ損以後物成藏所ニて可レ渡事

一他領より惡人付届之砌ハ、承り届其品に隨ひ可レ返レ之、此方より他領へ申遣はす儀委細吟味之上たるべき事

公事對決ニハ奉行目付加はる

一公事對決穿鑿之者有レ之刻、奉行目付相加り可レ遂ニ吟味一、奉公人地下人出入ハ、其與頭出座可ニ相談一不レ及レ申役人之外緣者親類たりとも不レ可ニ出入一事

附常寄合之場江役人之外堅令ニ停止一事

缺落者ニ注意

一向後上下ニ限らず、缺落者於レ有レ之者、立退く道筋の地下人見合次第、或押留、或召搦、疑敷もの山林にかゝまりたるを見出し候ハヾ、其の輕重に應じ褒美これを取らすべし。若し人馬をかし、他領へ送り候儀、已後あらはれたる輩、可レ爲ニ死罪一町在江可ニ申付一事

缺落者の便宜を計る者死罪新規の寺社、山伏等に合力を禁ず

一自今以後、新規之寺社、山伏遊民等取立合力いたし候儀、侍ハ不レ及レ言、領内可レ爲ニ禁止一事

百姓町人直參に慮外すべからず他領へ奉公人遣すべからず役人禮物を受くべからず

一地下人町方直參ニ對し、慮外之躰可レ爲ニ曲事一事

一例年之通、五人組地下人逐電、總じて他領へ奉公人遣はさゞるやう、常々遂ニ吟味一可ニ相改一事

一諸役人禮物受くべからず。自分之手廻はし利潤ニ依て、在々非義申掛間敷候。田畠石作無ニ損毛一やう所務可レ改事

右之條々可ニ相守一者也

寛文三卯年七月　日

此月に猶左の諸項に就て申渡す所があつた。

一相達度事ハ、與頭を以て、可レ申、其外取次不レ可レ仕勿論、承引申ましく候。物頭使番並與頭無レ之者、月番家老共江可レ受ニ差圖一、諸事與頭江相斷り然上可ニ相勤一事

一鐵砲目當定置、場所において、三月朔日より七月晦日迄、可レ打レ之、其外令ニ停止一事

一衣類等麁相なるを用べし。尤も不レ可ニ花美一事

一在所江相越し、下々に至るまで、田畠踏散らし、竹木伐り申間敷事

一新知遣者、冬春共ニ借米可レ返ニ納之一、且又七月より以前に死去ハ、半物成可レ遣レ之、七月以後ハ不レ殘可レ遣レ之、跡目可ニ申出一事

但催合金百石ニ付、銀壹枚ヅヽ例年之通可レ上之事

一庭前之果類、菜園物之外、上候儀可レ爲ニ停止一尤何方江往來之刻も、何に寄らず無用之事

一火事有レ之節、役人之外其場江不レ可ニ懸集一。尤も屋敷江出候事無用たるべき事

在々百姓中可レ令ニ觸知一條々

一鐵砲打つべき期間は三月から七月迄

一從ニ御公儀一被ニ仰出一御法度、常々堅可ニ相守一事

一在方に於て田畠を荒らすを禁ず

一近年打續風雨不順なる故、耕作違、地下中手つまり候段、無ニ是非一義也、何とぞ郡役人心を盡し、在々安堵せしむるやうにと、何も存候條不レ及レ申、庄屋、組頭隨分力を盡し、耕作に精を入候樣ニ朝夕油斷仕間敷事

新知渡方規定

一世上のならはしとは申ながら、近年在鄉に至迄、分限に過たるおごり有レ之により、皆天之神道に背、風雨不順なるか、人間としては、貴賤共神慮に不ニ相背一樣、可ニ心懸一義專要也。もとより神道

上げ物の制禁

火事の時の心得

耕作に出精すべし

神道は正直を本とす之に則万事正直にせよ

耕作に力を盡すは、百姓の孝

豊年に逢ふも精を入れずしては滿作を得ず

婦女子も働きを心掛けよ

何の所作なき者は村内に置くべからず怪しき者一夜の宿も借すべからず

毎春村役人相談し、村中荒地無きやうせよ

借物すべからず

身分不相應の借錢せしむるは庄屋の越度

道橋は小破の内に其村々にて修覆せよ

待に慮外をすなハ、正直を本とす、諸役人なるほど憲法の裁斷たるべき間、然上は百姓中隨分萬事正直に、相たしなむべき事

一人間萬のつとめの根本は、上下共に孝行の道なり。庶人の孝行ハ、耕作に力を盡し、五穀を造り立おごりをやめ、一錢をもみだりに費やさずして、父母妻子を、うへこゞえにおよばさず、公儀の法度をそむかずして、無事安穩に、生涯をすごすを、百姓の孝と定給り、是則神慮に相叶道也、此段面々身のため、子孫のためにて候間、常々能々相勤べき義、可レ爲二第一一事

一たとひ豊年に及んでも、耕作に不レ入レ精して、滿作にあふと言事、勝手以て無レ之道理也。歳の豊凶は、天に隨の道なり、然る間、春より秋に至るまで、たがやし、草きり、こやしを入れ、野わざ隨分力を盡し、骨を折りて、晝夜心に、かくべき事肝要也。婦女子も、耕作手傳のすき間には、布はたを織り、こがひをいたし、其外少成共、しよたいのたよりに成様にかせぐべき事

一耕作、商賣を事とせず日を送る者於レ有レ之ハ、代官へ相告ぐべし。惣而何のしよさも無く、たしかならざる者をば、村中に置くべからず。不レ及レ申うさん成者には、一夜のやどをもかし申間敷事

一毎年春に至らば、庄屋、組頭相談仕、百姓中之田地の多少をかんがへ、其者の力をはかり、耕作せしめ、相殘田地ハ出作申付、荒地無レ之覺悟專要事

一在々小百姓ニ至迄、庄屋ニ相隱し、少も借物仕るべからず。惣別身の分限に應せぬ借錢仕らせ候ニ於てハ、庄屋の越度たるべし。借物の様子、代官中の下知うくべき事

一道橋破損候ハヾ、少破之内、其在所よりつくろひ可二申付一事

一馬次往還の衆へ、馬滯無之様、問屋常々堅可二申付一事

一侍中へ毛頭慮外仕間敷事

一自然盜人徘徊仕刻ハ、聲を立、其村中ハ不及申、近隣の村々よりも聞付次第、棒を持出、聲をあは

盜人逮捕の注意

すべし。在中ならは、松明をともし、道筋つまり〳〵にて待請、棒すくめに仕、からめふせ、早速代官中へ可二相達一、若強氣なる盜入にて手にあまり候はゞ、たとひ當座にうちころし候ても、盜人に相究候ハゞ、くるしからず候條、此旨かね〳〵何れもしめし合、用心肝要之事

附野作物盜取者候ハゞ第一可レ爲二大罪一事

盜人隱し置くべからず

一村中に盜人有レ之を隱置二於ては、庄屋并に五人組、曲事可二取行一。但聞付次第代官中へ相達に於てハ、たとひ同類たりとも、其科をゆるし、御褒美可レ被レ下之事

盜人籠舍の費用は盜在所の負擔

一盜人候ハゞ、からめ取、代官衆迄可二相達一候。籠舍申付候者、からめ取在所にまかないは不二申付一出たる在所より賄出させ可レ申候。他領の者に候ハゞ此方より可二申付一事

一火事用心村々專一之事、若付火仕候者候ハゞ、其身者不レ及レ申一類迄曲事二可二申付一事

かけの勝負事嚴禁

一博奕、ほうひき、惣而かけの諸勝負、堅く停止之事

證人に立たば其責に任ずべし　儉約せよ

一何事によらず請人に立候ハゞ證文之通急度可二相濟一事

一在々にて緣組仕祝言之刻、相互二少もぞうさなる、ついへいたすべからず。たとひ手前ともから取成もの成共、なるほど費少にいたし、よけいなる義毛頭仕間敷事

一節供時折にも、みたりに酒肴を調、ついへをいたすべからず。但屋之煩、聟禮、其外是非もなき仕合には、村中申合相たすけ見つくべき事

一御法度をそむき、御かげくらき事仕におゐては、聞屆次第曲事にをこなはるべし。惣別村中にて組を立、妨をなすか又ハ言やぶりを仕、我まゝ成しわざ於レ有レ之ハ、急度代官中へ可二相達一事

一人にすぐれて、正直成もの、親に孝行成者、或ハ公儀を重んじ、うしろぐらく無レ之者、或は小百姓をすゝめて耕作に精を入もの、すべて諸人にきとくと云はるゝ者於レ有レ之は、御ほうび可レ被レ下候間、何時にても此方へ可二相達一事

不仕合には村中相助くべし

我まゝを戒む

正直孝行耕作出精奬勵

右之條々先規之旨を請て、今度相定畢。庄屋、組頭、常々御百姓中へよみきかせ、堅可二相守一、若違背之輩於レ有レ之ハ急度曲事可二取行一者也

寛文拾庚戌年極月日

加藤太左衛門　磯野彌平治　堀部伊右衛門
岡木武右衛門　佃彌次右衛門

覺

一前々雖レ被二仰出一、別而今年より儉約可レ用、縱手前宜しき者にても、振舞一切可レ爲二無用一、公用にて出合之節たりといふとも、諸事輕く可レ仕。但祝言寄合之刻、酒肴取やり聟舅之外一切可レ爲二停止一事

一村中衣類之儀、自今以後布木綿之外、堅可レ爲二停止一、面々妻子たりといふとも、布もめんの外、手間入之染物幷帶襟等に至迄、絹類堅可レ爲二停止一事

附百姓ニ不二似合一諸道具ニ至迄、宜物調置候義可レ爲二禁制一事

一音信贈答無用

一音信贈答男女に不レ限、一切可レ爲二無用一。勿論五節句、常々講を立寄合候共、むざと酒肴村中へ調入間敷事

附神事佛事等是又輕く可レ仕事

一庄屋、組頭、長百姓ニ至迄、前々祝米之餅類勿論、成程可二減少一燒米一切可レ爲二無用一事

一在々へ他所より商人一切入申間敷候。無レ據儀にて來候ハヾ、其品々所之庄屋、組頭遂ニ吟味一其上代官へ相達し、差圖次第賣買可レ爲レ仕事

一兼々雖ニ申付一他所より來候遊民之類、堅不レ可二差置一。無レ據子細於レ有レ之者、其所の庄屋、組頭遂ニ吟味一、其上代官へ相達可レ得二差圖一事

一免付下免納之節、公用惣而寄合之刻、相互ニ申合、少も費無レ之樣ニ可レ仕。尤寄合ニ付而、町屋へ

燒米無用

他所商人在々へ入込むべからず

遊民留置くべからず

寄合町屋へ罷越すべからず

大勢罷越候義可レ爲二無用一料理之義一汁一二菜之外堅無用可レ仕事

右之條々、常々庄屋組頭、遂二吟味一諸事令二勘略一費無レ之樣可レ仕、作物等麁相二無レ之樣に、庄屋組頭常々無二油斷一、作物等見廻り可レ申候。自今以後諸事於二不吟味一一者、其者ハ不レ及申庄屋、組頭可レ爲二曲事一者也

庄屋組頭作物見廻るべし

寬文十年十二月　日

元祿十年町分申觸條々

定

一公儀御法度幷御制札之趣、常々堅可二相守一事

公儀觸來らば早速届け出づべし

一就二公儀事一宿次觸來儀者、早速奉行所江相達、少茂滯無レ之樣二、可二相務一事

上使以下直參通行の節は掃除入念馳走の事傳馬遲滯なく出すべし

一上使幷直參衆御通之砌、掃除以下入念御馳走可レ仕事

一御傳馬送狀到來不レ及レ申、往還之武士駄賃傳馬と云とも、不レ限二晝夜一風雨雪中たりといふとも、無レ滯急度可レ出之旨、常々馬指方可二申付一勿論、駄賃錢當座二馬主江可二相渡一事

男女他所へ遣はすべからず

一不レ依二男女一他所江遣候儀、堅令二停止一。若不レ遣而無據子細於レ有レ之者、親二奉行所一可レ受二差圖一、密々二遣候儀、令二露顯一者、早速引戻、其上五人組共曲事可二申付一事

旅人に對し非分あるべからず

一對二往還之旅人一非分なる儀、毛頭申懸間敷候。旅舍一宿を借候儀は、世間の通法也。若又何の所作も無レ之不二見届一者於二逗留仕一者、急度相斷可二追出一事

他國より買入來らは問屋へ届出づべし浪人抱置くべからず

一從二他國一買入來候ハヾ、早速問屋江申斷、受二指圖一奉行所江可二相達一事

一町屋二浪人抱置候事、堅可レ爲二無用一。若當所町人之媒成親類、從二他國一尋來、見放がたき者をば、問屋二相談窺二奉行所一可レ受二差圖一事

賣買高利とるべからず

一諸賣買高利とるべからず。其上他領の者と申合、起請文書、組を立商賣を營儀、堅無用也。惣而就二諸事一黨を結び、致二誓文一事ハ、先規より御制禁也。此旨町方端々借屋之者二至迄、常々申聞可二相

組を立て商賣を

致すを禁ず

借物利息金銀は二割倍子は三割と定む

請人の責任を重んぜよ

法外下直の物品買ふべからず

所作無く疑しき者町内に置くべからず

我儘を戒む

かけ勝負事を禁ず

諸勘進猥りに町内に入るべからず

火事の時は早速駆け付くべし

放火は重科

守ニ事

一諸商人問屋前より、商物請取、約諾之日限之通、可ニ勘定一借物利息、大概金銀二割、倍子等三割ニ相定事

一不レ依ニ何事一請人ニ立、又ハ互手形取交し候者、證文之通急度可ニ埒明一事

一諸道具絹布之類、其外何によらず、存之外下直なる賣物、請人なくして買申間敷候。勿論質物も、可レ爲ニ同前一、盗物をひそかに買取、又ハ質物ニ於ニ取置一者、可レ爲ニ越度一。不レ依ニ何事一心得がたき儀者、問屋令ニ相談一、後難無レ之覺悟專要之事

一商賣諸職を事とせず、疑敷者をば、町中に置べからず。惣而請人無レ之者、不レ可ニ差置一事

一於ニ町方一人之異見をも不ニ承引一、我まゝなる行跡妨をなす者、有レ之者、奉行所江可ニ相達一事

一博奕賭之諸勝負、堅禁制也。若於ニ違犯之族有レ之一者、可レ行ニ重科一之、博奕之宿可レ爲ニ同罪一事

一諸勘進猥りに町中江不レ可レ入但先規より筋目有レ之入來ハ、可レ爲ニ各別一事

一火事出來之刻ハ、町人足火消道具持、早速火もとへ懸向べし。常々火用心專一にすべく、市場閙鋪折節、又は風はげしく吹候刻は、一時代りに、自身番勤五にいましめ用心すべし。萬一放火人有レ之者、其身ハ不レ及ニ沙汰一、父子兄弟共に可レ行ニ重科一事

一町々夜番之者、無ニ油斷一樣ニ可ニ申付一、夜更けて不審成者、立やすらふにおゐては、遂ニ穿鑿一町送にいたし、可レ追ニ出之一、若夜番の者として計ひ兼候儀ハ、何時も町同心並に町年寄立合、可レ然樣に埒明可レ申事

一盗人徘徊仕刻ハ、見あたり次第鳴を立、人ごとに棒を持出、搦捕早速奉行所江注連可レ仕事

附盗人籠舍申付候共、からめ捕候所より賄ハ不ニ申付一出たる所より可レ及ニ其沙汰一他領之者たらば、此方より可申付事

夜番出精すべし

盗人搦捕の注意

喧嘩口論の際問屋年寄無事を圖るべし

一喧嘩口論其外不意之儀出來の砌ハ、兩間屋町年寄出合、双方無事をあつかうべし、若奉公人と町人の出入有レ之者、可レ伺二奉行所一事

當地の者へ負傷せしめた者は押留め置くべし

一當所町人之儀ハ不及申、家中不レ依二上下直參之足輕中間一、惣而領内之者、往還の旅人二至迄、喧嘩口論有レ之、當地之者江疵付候者、押留置早速奉行所江可二申聞一候。自然取逃し候ハヾ、近所の面々可レ爲二越度一事

町在住の者は問屋の申渡しに背くべからず

一當町住居之輩、問屋申渡儀請したかふべし。若問屋年寄共、非分申懸候者、奉行江告しらすべし。惣別町中互にしたしく相交、禮儀の風俗を本と可レ仕事

婚禮と雖も儉約にすべし

一聟取嫁とりの規式、富家たりといふ共、乏少を事とすべし。他領江縁を組候儀は不及申、領内江遣候共、前かどに問屋江相斷、可レ窺二奉行所一、幷振舞ハ祝言常式共二、一汁二菜、酒肴二種他客たり共、三菜二過べからず。此外萬事可レ用二儉約一事

諸民の心得

一商賣人、諸職人、耕作人、面々の家業をよく勤、分限出入を謀り、朝夕無二油斷一力を盡し、正直を本とし、法度第一二相守、家を持立、父母妻子安穩に渡世するは、庶人の道たるの間、此段別而心をつくし可二相勤一事

神佛を尊び正直孝行の者は之を賞す

一神佛を尊び、正直を本とし、親に孝行ある者は、善民なる間、可レ及二褒美一候。奉行所江可二相達一事

右之條々准二先規之旨一今度改定畢堅可二相守一者也

元祿十年正月日　　岡木武右衛門　渡邊三郎左衛門

在分への申觸條々

覺

一御公儀御法度之條々、毛頭不レ可二相背一、尤宗門之義、無二油斷一御定之通急度可二相守一事

五人組吟味

附兼而申渡通り、五人組常々其組中、諸事申合、中間にて遂二吟味一合點不レ參者有レ之者、早速役人迄可二申出一、惣而其所之代官より申渡赴、堅可二相守一事

村役人耕作出精のことも百姓に注意すべし

年貢非分申掛くべからず

牢人者抱置くべからず

博奕之類禁止

出入に成らざる事は村役人にて済ますべし他領との出入は代官へ差圖を請くべし

庄屋の申付に背く者は代官に申告すべし

竹木を猥りに伐採すべからず

野作物盗人は曲事

一耕作可レ入レ念、庄屋、組頭常々小百姓ニ申含、麁相ニ不レ仕様に、隨分せいを入可ニ申付一、若田地をあらし、不精成者於レ有レ之者、代官へ可ニ相達一事

一年貢收納之刻、明細ニ名寄を以無レ紛様ニ可レ致レ之、非分申懸、末々之百姓於ニ訴訟申一ハ、遂ニ穿鑿一曲事可ニ申付一事

一牢人もの一切抱置くべからず。たとへ所之者たりといふとも、久敷他所へ罷越立歸候ハヾ、早速代官江可ニ相屆一候、不ニ指置一して不レ叶者ハ、其子細を申達、吟味之上免許之候ハヾ、請人並寺請を立置證文をとり可ニ差出一、惣別無レ故人を寄せ、又商賣なくして、令ニ他行一者有レ之者、急度遂ニ僉議一見遁指置悪事露顯候ハヾ、庄屋、組頭可レ爲ニ曲事一。勿論一人旅人又ハ手負者等、宿不レ可レ借事

附博奕之類堅禁制之事

一出入ニ成間敷義ハ、其所之庄屋、組頭、長百姓立合、可ニ相濟一、尤他領之者へ、かさつがましき義申懸間敷候。若無レ據子細有レ之、不ニ申立一して不レ叶儀ハ、庄屋、組頭致ニ相談一、前廉ニ代官へ申達可レ受ニ差圖一事

一於ニ其村一ニ、いたつら成百姓有之而、庄屋之申付を令ニ違背一、我まゝ申破、且又徒黨を結ぶ族、有レ之ハ早速代官へ可ニ申遣一事

一山林幷四壁之竹木、役人の下知なくして、猥不レ可ニ伐採一。

附野作之者、盜取候ハヾ、遂ニ穿鑿一曲事可ニ取行一事

一往來之駄賃馬、已下滯不レ可レ有レ之事

附、一僕召連候共、侍たる仁へ、何樣の急用有之といふ共、下馬すべし、不レ及レ申歩行之者迄、不禮いたすべからず。上田城下へ入候ハヾ、町端より下馬仕、かぶり物取可レ申候。他領へ罷越候共侍と見及候ハヾ、急度可レ致ニ下馬一事

上田城下に入らば下馬すべし

諸事儉約にすべし

人の賣買及長年季十年以上を禁ず

神事佛事も輕く執行すべし

獨身百姓煩の時は五人組相助くべし

不孝者、勝負事いたす者は代官に申出づべし

手頼る處無き幼弱者は村中にて養立てよ

役人に贈物すべからず

火事及盜人の時の心得

駈落者は押留すべし

一衣類之義、從二御公儀一被二仰出一候通、急度相守、縦何樣之身體たり共、御定の外一切不レ可レ着レ之。よめとり、祝言之刻も、定之通絹類可レ爲二無用一。諸事輕く振廻等庶相二可レ用一儉約一、其身をかんがへ不二似合一作法、堅可二相禁止一。勿論朝夕家職不レ忘義可レ專事

一御公儀より被二仰出一通、人之賣買ハ不レ及レ申、長年季十年の外可レ爲二禁制一

附一季居たりとも、他領へ奉公罷出儀ハ、代官へ相達、可レ請二差圖一二夜泊といふ共、庄屋組頭可二相斷一事

一有來神事祭禮、輕く可二執行一、發成かざり令二停止一。葬禮佛事是又可レ爲二同事一候。新規之寺社、遊民等取立、合力有るべからざる事

一獨身之百姓、耕作之時分、相煩候ハヾ、其五人組之内より、順番二蒔植收納等迄、自分作同事いたし、互二可二相勤一事

一實子たりといふとも、親の異見を不レ用不孝之者有レ之か、或はかけ之諸勝負を好、或ハ分限二不レ應おごり有レ之候ハヾ、五人組として遂二穿鑿一代官へ可二申出一事

附兄は弟をあはれみ取立、弟ハ兄をうやまひ隨可レ申事

一幼少にて兩親にはなれ候輩於レ有レ之ハ、其兄弟はごくみ、兄弟無レ之親類緣者も無レ之者は、村中として可二養立一之事

一代官諸役人、音信物無益のつけやり仕間敷事

一於鄕中若出火有レ之ハ、其所のものは不レ及レ申、近鄕之者迄、見合馳集、隨分可レ防レ之、且又夜盜入候ハヾ、兼々相圖を定置、聲を立、聞付次第近邊より出合、からめ取るべし。常々申合可二心懸一事

附村々番所彌々念を入、夜々用心可レ仕事

一上下にかきらず欠落者有レ之ハ、立退道筋之地下人見合次第押留、早々代官へ可二相達一、若人馬をか

町分へ申觸條々

公儀法度は嚴守すべし

往來の荷物を大切にし旅人に無禮すべからず

幼少にて孤獨者は兄弟親類無き時は問屋指圖にて可然取計ふべし

一泊の外逗留を許さず

組を立て非分の商賣を爲すを禁ず

組を立て徒黨を結ぶべからず

請人の責任を重くし侈に陷るべからず

奇怪なる取沙汰を禁ず

し、他領江送遣はすもの、後日にあらはれ候ハヾ、可レ被二罪科一事

右之條々堅可二相守一若於レ令二違背一者、可レ被二曲事行一者也

貞享元甲子年五月　日

定（町分に申渡した者）

一公儀御法度御制札之赴、常々堅相守、正直を元とし、聊も僞かましき儀、無レ之樣二相愼可申事

一往來之荷物大切二致、小付等取落不レ申樣に念入可レ申事

附旅人二對して無禮權高なる儀致申間敷候。商人たりといふとも、往來難儀無レ之樣に致、馬かた人足等、過言無レ之樣二可レ申事

一幼少にて兩親に離れ候者有レ之ハ、其兄弟はごくみ、兄弟無レ之者ハ、親類緣者養可レ申候。親類緣者無レ之者ハ、組合之者相談之上、問屋江申出可レ受二差圖一事

一宿屋致候者、胡亂者申一人者止宿致させ申間敷候。縱令見知たる旅人にても、一宿之外逗留致候ハヾ、願書差出し可レ申候。惣して宿屋心付可レ有レ之事

附他所より參候商人可レ爲二同斷一事

一當所他領に限らず、致二誓約一組を立、非分之商賣を營儀、堅制レ之、惣而徒黨を結ぶ事、彌令レ停二止之一候。此旨惣町端々借屋之ものに至迄、常々申聞可二相守一事

附何事によらず、請に立又ハ手形取交し候儀有レ之ハ、證文之通急度相濟可レ申事

一惣体花美なる風俗、並大酒杯好遊興に長じ、身持放埒之儀杯候てハ、おのづから家業おろそかに成畢竟所之衰微困窮の元二候間、此段堅相愼候樣、若きものともへ、親々は勿論、五人組申談、常々爲二相嗜一家職精出し、身持宜敷、奢がましき儀無レ之樣二可レ致事

附惣体不思議成取沙汰致間敷事

格外に安値の品に注意すべし

喧嘩口論の時は近所の者無事を取扱ふべし

訴訟は其筋に願出づべし

侍に對し無禮なるべからず　駈落者三十日間知れざる時は帳外とす

儉約を旨とすべし

定まれる職無き者に注意すべし

怪しい男女一宿をも許すべからず

一何によらず、格別下直成賣物、並質物請人なくして買取べからず。萬一盜物を窃に買取又ハ質物に取置ニ於てハ、可レ爲ニ越度一。惣而難ニ心得一儀ハ、問屋年寄江遂ニ相談一後難無レ之樣ニ心掛可レ申事

一喧嘩口論之儀ハ不レ及レ申、何等不意之儀有レ之バ、其近所之者出合、無事を取扱、若難レ濟儀有レ之バ、早速問屋年寄江可ニ申出一事

附疵を請候樣成儀も有レ之バ、不ニ取逃一双方留置早速可ニ申出一事

一願訴訟之儀有レ之者、何事によらず、夫々の役人江申出可ニ相願一候。若し筋違之願方有レ之ニおゐてハ、吟味之上急度可ニ申付一事

一御家中之諸士、惣而御家人に對し、無禮無レ之樣常々心掛可レ申候事

一駈落もの之儀、是迄も尋申付候得共、自今ハ三十日限相尋、彌以行衛不ニ相知一ニおゐてハ、帳外可ニ申付一候。此旨相心得可レ申候事

一町中儉約を守、萬事質素ニいたし、衣類等に至るまで、綿服を用ひ、過分之儀不レ致、互にしたしく申談、傳馬役儀無ニ指支一相勤、諸職商賣精出し、家業大切にいたし可レ申候。且又婚禮養子、並佛事に隨分儉約を用ひ、音信贈答に至るまで、手輕にいたし可レ申候。尤祝言振廻等之儀、一汁二菜酒之肴一種に限るべし。平生之出合も、右に准じ輕く相心得可レ申事

一商賣諸職無レ之疑敷者、惣体不斷之人柄、五人組氣を附け、無ニ覺束一ものは、他參又ハ店替等致させ可レ申候。借し屋を持、人ニ貸し候もの、先々入念相違無レ之上、慥成家請人相定、證文取レ之差置可レ申候。平生組合之ものむつまじく申合、無ニ油斷一氣を附可レ申事

一胡亂成男女、一切宿致間敷候並無レ謂男女猥ニ出入無レ之樣ニ可レ致候。惣而城下之風俗、作法正敷身持宜致すべき事

一博奕賭の諸勝負之儀常々停止申付候。彌平生組合切ニ吟味致すべく候。若相背候者有レ之バ、假令

親類緣者幼少のものたりとも聊用捨なく早速可ニ申出一候

若隱置外より相知候ハヾ急度曲事可ニ申付一事

附兩隣向組合之者共迄、可レ爲ニ同罪一事

博奕者を隱し置く者は犯者と同罪

一常々火之用心專一にいたし、市場又ハ風烈節ハ、自身番、辻番互ニ氣を付、用心可レ致候。自然出火之節ハ、町人足火消道具を持、早速火元へ翔着可レ申事

附夜更て不審成者、立やすらふにおゐては、遂ニ詮議一町送ニいたし、當所に差置くべからず。若夜番のもの難レ及儀有レ之ハ、其町方月番の町年寄罷出、取計可レ申事

火之用心專一のこと

一當所住居之輩、間屋年寄申渡候儀、請隨ふべし。若間屋年寄非分之儀有レ之ハ、早速可ニ申出一候。惣而町中互ニしたしく、猥無レ之様ニ可ニ相守一事

當町住居の者は町役人の申渡に從ふべし町役人非分あらば申出づべし

附町方ニおゐて、他之異見を不レ用、我儘成行跡、妨をなすもの有レ之ハ、猶又可ニ申出一事

右之條々急度相守可レ申候　以上

月　日　（多分貞享元年なるべし）

寛文九年には、他領より領内に入つて來る雇ひ人などには、良く無い者が多い故よく身元を吟味し、知り人のある者は置いても宜いが、然らざる者ハ一日も置いてはならぬ、他領の乞食に至ては一人も置くべからずと申渡し又此年七月

坂城領に行くを禁ず

此節坂城領江御領内之者少用之有レ之分にては罷越間敷候不レ叶用所有レ之ハ其所之間屋得ニ差圖一可ニ罷越一候事

當時坂城は板倉甲斐守領分

一坂城領と當御領之者自然出入之品出來候共内證にて付届かましき儀毛頭仕間敷候若又左様之族も有レ之候ハヾ町奉行所江相斷可レ任ニ差圖一事

右之赴急度可申渡旨被ニ仰出一候　以上

寛文九年

酉七月四日

以上の條目觸書を通覽するに、家中諸士に對してのものは、幕府が麾下の士に、申渡した條目に遵據して居るが多く、又百姓町民卽ち庶民に對して申觸れた條項中には、幕府が代官、又は村鄕に下した條目に據つて居るものが多い。假令ば軍役從二先年一定置通可二相嗜一雖二其武具一其相應可二用意一外不レ入諸道具を好み、私の不レ可レ致二奢侈一といひ、喧嘩口論の刻荷擔之者有之バ本人より其科重かるべしといふことは、寛永十二年十二月、幕府が麾下の士に申渡した條目中に在り、養子之定存生之內二可二申聞一末期二至て不レ可レ立之雖レ然年五十以前ハ其期二及候とも可レ立レ之筋目無き者之を許容すべからずとは慶安四年十月幕府諸士に下した所である。其れに孝道を高調した時であるから、たとひ實子たりとも不孝の者は不レ及二其沙汰一と加へたのである。庶民に申渡した條目中、盜人徘徊仕刻は、見あたり次第鳴を立て云々の項や、商賣諸職無レ之疑敷者、惣躰不斷人柄五人組氣を附け、無二覺束一者は云々と同意義のことは、寛永十九年と萬治四年とに幕府からの達の內に在る。又獨身之百姓耕作之時分相煩候ハヾ、五人組之內より順番に蒔植收納等迄、自分作同事いたし互二可二相勤一事とあるは、寛永二十年八月幕府より代官に下した條目に據つたもので、其一村として助成すべしとあるを、五人組の責任としたのである。於二其村一二いたづら成百姓有之候而、庄屋之申付を令二違背一我儘申破云々は、承應元年正月幕府より代官に下した條目中に載つて居り、何によらず格別下直成賣物並質物、請人なくして買取るべからずといふは、寛文六年十一月幕府勘定奉行より、幕府領の村里に申渡した條々の中に在る。

といふやうに、藩治上家中より庶民に至るまでに對する指導方針は、幕府の爲施に據ることが多い。此は當然のことである。

次に家中、町在に下した條目觸書に據つて、仙石氏の施政が如何なる點に、重きを置いたかを見るに家中に對してハ、其れが支配階級なるが故に、知行方所務之外、非分すべからずとして、百姓の難儀

を來たし、逃散などに至らしめぬことに注意し、軍事は其重き職掌であるから、軍役に意を用ゐ、武具等を具備し置くべきを命じ、同時に奢侈に流れて、其用意を疎かにし、隨つて柔弱の弊に陷るを防ぐことに意を用ゐて居る。

侍分に對して慮外すべからず

公儀法度を嚴守すべきこと、博奕其他の勝負事を禁じ、萬事儉約になすべきを申渡したのは、何れにも共通して何時も申渡された箇條である。

町分に對しての注意

町在に申渡した條項の中で、兩者に共通して居るものに、侍分の者に對して慮外すべからずといふがあるが、此は支配階級の威嚴を保つ爲に必要なりし故、此頃から嚴重に申渡され、世を經るに從つて益々嚴達されるやうになつた。

在分に對しての注意

町分に對しては宿場としての任務を怠らずに勤め、旅人に對して非分の儀無きやう注意を與へ、在分に於て、百姓等が庄屋申付に服從すべきを命じた如く、町民等は問屋年寄の申渡しに違背すべからざるを命じて居る。又商業上高利を貪つたり、或は組合を立てゝ、〆賣〆買等の弊に陷らないやうに警告し盜人の贓物などを買入れたり、質物に取ること無いやうにして、盜人に利便を與へないことに注意して居る。

在分に對しては庄屋組頭等の村役人に、常々小百姓等に耕作怠らざる樣に注意せしめ、出入の件重大ならざる事は、村役人の立合で事濟むやうに取計はせ、年貢の事は、公明にして非分無きやう、注意を與へて居る。

殊に每年春に至らば、村役人相談の上百姓中の田地の多少、人力の程度をはかつて耕作せしめ、若し殘りの田地あらば、出作を申付けて、不耕作の土地の無いやうにせよと注意し、村人が庄屋に隱して、些少にても借物をすることを禁じ、身分不相應な借錢を爲せるのは、庄屋の越度とし、又道路橋梁の破損は、其大破に至らない內に、其在々に於て修覆すべきを命じたり、他所商人の在々へ入込むのを禁じ

て、領内町分の商人を保護した等は、注意して見るべきであらう。

條目中、世上のならはしとは申ながら、近年在鄉ニ至迄、分限に過たるおごり有之により、皆天之神道に背、風雨不順なるか、人間としては貴賤共神慮ニ不ニ相背一樣、可ニ心懸一義專要也、百姓中萬事正直ニ相たしなむべしと說き、又人間萬の務の根本は、上下共に孝行の道なり、庶人の孝行は、耕作に力を盡し、奢をやめ父母妻子をうへこごゑに至らしめず、法令に遵ひ、無事安穩ニ生涯を過ごすを、百姓の孝とすと教へ、年の豊凶は天にかゝる事にて、測度しがたきものなれば、春より秋に至るまで、耕作に出精し、先づ人事を盡して天に隨ふべしと諭し、正直、孝行、力農の三者を高調し、此等に就て奇特の者は褒賞あるべしと申渡したのは、大に見るに足るべき所のものであらう。

正直、孝行、力農を高調す

松平氏施政の根本方針

松平氏の施政方針は　寶永三年六月上田入部直後、兩町間屋年寄、在中の割元庄屋等を會所に呼び集め、條目を申渡した。此は松平忠晴の時代の制定にかゝり二十一ケ條ある。此條目こそ、松平氏施政方針の根本と、成つて居るものと認めて差支ない。故に先づ此二十一ケ條を記し、次に忠愛、忠順二代の代替の節、出した條目其他を記して、松平氏領主當時の施政を察する資料とする。

所替當時町在役人に申渡した條目(所謂二十一ケ條)

覺

一公儀御法度愈堅可ニ相守一、數年を歷候御法度等聊失念不レ可レ仕事

公儀法度可相守

一切支丹並盜賊聞出し訴人仕候はゞ相定候外ニも褒美出し可レ申事

切支丹訴人は賞す

一惣而殺生停ニ止之一、雖レ然其身營として、致來候ものは可レ爲ニ格別一並於ニ鄉中一馬の筋愈堅のべ申間敷、若其聞候ハゞ遂ニ穿鑿一急度可レ咎ニ罪科一事

殺生を禁ず馬の筋のべ候義不相成

附鐵炮打候者有レ之ハ急度可ニ申出一事

鐵砲打つべからず

一農業無ニ油斷一耕作可レ仕。田畑少も荒し候ハゞ、五人組之義ハ不レ及レ申、其村中可レ爲ニ曲事一。並山林

田畑の荒廢は五人組ハ勿論村中

の曲事

竹木猥に伐るべからず

新開地等隠し置くべからず

免相に就て訴訟すべからず

奉公人無手形にて郷中往来すべからず

検見外の用事に出でたる家来に一汁二菜之外出すべからず

代官諸奉公人へ禮物出すべからず

無断にて奉公人出すべからず

庄屋名主脇百姓へ非分申すべからず

惣領之外田地分くべからず

幼少の者はよく心附け遣はすべし

悪黨の者穿鑿すべし

居屋敷等に至迄、竹木猥伐採申間敷事

一田畑新開ハ不レ及レ申、永荒之場所立歸、其外見取場、一畦一歩之處たりといふとも、不レ可レ隠置一、後日にあらはれ候ハヾ、其當人ハ不及申、庄屋年寄ともに急度可レ處二罪科一事

一免相穿鑿之上申付候間、訴訟仕間敷候。並皆濟無レ之以前、在々にて不レ依レ何二ついへもの堅停一止之。附諸奉公人を頼、公事様之義何角申間敷候。奉行人江直二可二申出一事

一郷廻り奉公人無二手形一して致二往來一候者有之候ハヾ、相改則可二申出一、並代官給人何ものによらず、在々にて人馬遣事、無二手形一して出し申間敷事

一檢見之外所用有レ之在中江役人出候節ハ、一汁二菜之外、堅不レ可レ出、手作有合之ものにて可二相賄一事

附代官諸奉公人江禮物音信之義ハ不レ及レ申、往來之刻菓子にても出申間敷候。但商には不レ苦事

一奉公人男女他處へ遣候事、年切之義ハ不レ及レ申、一季居たりといふとも、支配之もの無レ斷して一切出間敷候。但奉公に出候とも、商に遠方に出し候とも、先をそれ〳〵之役人江可二申斷一事

一名主庄屋方より、脇百姓へ非分申掛け間敷候。並五人組愈堅可申合、欠落人有之候ハヾ、其組より可二尋出一事

一惣領之外二田地一切分申間敷候。自然分け申義有レ之ハ、支配之者江可二相斷一。附入質取申候ハヾ、委細前方より其支配へ申遣可二相定一事

一幼少にて兩親二離れ候輩於レ有レ之ハ、其兄弟はこくみ、兄弟無レ之ものは親類緣者はごくみ、親類緣者無レ之者支配人迄可二申達一事

一町在に悪黨無之様、其所々々致二穿鑿一、隣郷も速かに可二相斷一。或不孝者、又は氣違のもの有之ば支配へ可二申聞一事

掛の勝負事すべからず
奉公人押買狼藉を禁ず

附掛之勝負禁制、並不レ依二何事一一味仕候ハヾ可レ爲二曲事一事

一諸奉公人町在ニおゐて、押買狼藉並女狂惣而不作法之儀於レ有レ之ハ急度可二申出一候。町人百姓等對二奉公人一慮外仕間敷候。且亦他領之者ニ對し、少しもがさつ申懸け間敷候

儉約にすべし

一衣類食物家宅等儉約を用、婚禮等に至迄、不レ應二分限一結構ヶ間敷義仕間敷事

往還の旅人に對し人馬速かに出すべし

一往還之旅人、不レ選二上下一、人馬無二遅滞一様可出候。並道橋破損之所於レ有レ之ハ、早速繕滞無レ之様通し可レ申事

喧嘩は其所の者宜に取扱ふべし

一往還の人喧嘩仕候ハヾ、其所者出合大事ニ不レ成様可レ仕、手負死人出來候ハヾ、双方留置、其支配之者へ可二申聞一。並手負其外あやしき者有レ之者、其處に留置早々可二申立一事

酒多く造るべからず

一酒造之義、定之外造り申間敷。新酒堅可レ爲二無用一事

新寺建立禁制僧俗共宗旨替らば早々申出づべし

一新寺建立禁制之事。寺々住持替り候節ハ、其役人江可二申出一、並僧俗とも替りたる宗旨有レ之ハ、早々可二申出一事

火之本用心すべし

一火之本用心常々油斷なく、可二相觸一、放火人於レ有レ之ハ、可レ行二重科一。並盜人の儀、不レ限二晝夜一、兼て相圖定、翔集り、隣郷迄も出合、搦捕可レ申事

浪人に宿借すべからず
他領の請に應ずべからす

一浪人ニ一切宿かし申間敷候。但往還一夜之義ハ不レ苦。縱何様之ものたりといふとも、一夜之上致逗留候ハヾ、様子承届支配之者へ可二申聞一。並不レ依二何事一他領之請に應申間敷候。但不レ叶義於レ有レ之ハ、子細其支配之者江斷可レ仕二差圖一事

右二十一ヶ條堅可レ相二守之一若於レ令二違背一ハ可レ爲二曲事一者也

寶永三戌六月

享保十三年戊申八月

忠愛代替家中條目

一家中諸法度之義、忠山公條目之通り、代々相傳へ、面々取守居候へども、愼は日を追て弛ミやすく

候間、此度我等家督相續につき、猶又其赴申渡候。右によりて、新に相定候品も有之候。一統に其旨を可ニ心得一事

一文武勵行之事

右文武並用ハ長久之術也、面々疎ならずといへども、猶以て其志を勵まし、懈怠あるべからず

附文學武藝隨分習熟すべし。指南の者追而可ニ申付一候也

一忠孝禮儀之事

右忠を專とし、父子兄弟之親ミ、儕輩之交り、行作正敷實義深かるべき事肝要に候。役人は不及云。同輩中彼を助け是を救ひ、互に底意なく申談じ、何も相樂に爲を第一に存ずべし

附各下情を察し召仕の者へも憐愍を加ふべく候

一勤方之事

右役人番方、一分を愼み勤を大切にすべし。役義ハ別而其身之心力を盡し、境遇を考へ、心底を殘すべからず。同役有者ハ、相和して評議に及び、非義之差圖無様に致すべし。事により呼出し、直に裁斷の品も有之候

同役の者相和して評議すべし

一諸願之事

右相定る役人を越へ、筋違たる方へ、願等申出まじく候。頭々又ハ其役人へ申達、裁許の旨に背くべからず

一養子緣組之事

右願之節、他の家中より取組候者、先方の親類等も、書付指出すべし。故障無き者ハ吟味の上願之通たるべし

附養子同姓ハ格別、他より相續致さば、其器量を選び、生質を尋ね、往々相勤むべき者を双方議

定致し可申出候

一家儉約之事

右先代よりの法令通り、愈堅く相守、費を不致、武具弓矢等相應に備へ貯へ、分限を考へ、勤の差支無き様に心懸有るべき事

附面々參會之節は、輕き飲食を用ゐるべし。且又稽古候て、度々出會等には、茶煙草の外一切禁絶たるべし。

一上田町方鄉中之事

右町奉行郡奉行並代官等、無二油斷一心懸、町分ハ問屋、年寄、鄉中は大庄屋、割番之者、事あらば相談致し取斗ふべき旨、豫て含みおくべし。微細なる事迄、家老中郡代へ相達するに及ばず決し、願等之義に於ては、町方は月番の家老、鄉中は郡代迄申達し裁決を請くべし

附町人百姓の噂、委曲に尋聞事無用たるべし。益無きのみならず、政事に害あり、只後世の妨なく、農業の障無き様に致し、定法の外ハ寬かに有べし、自ら潤にも成べき事に候

一家中客來之事

右他家の輩、親類といふとも、江戸長屋に於て、止宿之義禁止たるべし、然共親子兄弟ハ、子細ニより年寄中へ申達し、其旨を請ふべし。婦人女子は、年寄中へ相届け、止宿可レ爲レ致候

附上田に於て聟舅にても、夜宿之義、年寄聞届け指圖あるべし

一博奕勝負之事

右前々より停止之事ニ候。愈穿鑿可致、惣じて家法ニ懸る義ハ、目付役一致に申合せ、重き事は詮義の上、善惡共に依估最負無く明白に申聞、善事ハ殊更隱すべからず

附目付等より筋なき密事、一切聞くべからず

貴を省き試器を貯ふべし

上田町方鄉中條目

鄉中の事大庄屋割番相談處置すべし

町人百姓の噂聞くべからず

一火之用心之事
右常々火災を畏れ防を設け、何も油斷なく、末々迄嚴重ニ申付くべく候
右之條々堅可レ被ニ相守一者也
享保十三戊申八月　日

（被仰出覺書留帳）

忠順代替家中條目

忠順代替家中條目
一代々公儀御恩澤を蒙り、父祖の御蔭によりて此處、家督相續すといへども、不肖の身にして、家中領内を治め候事、大任甚覺束なく候間、政道仕置之事、面々存寄有レ之ニ於てハ、年寄中用人共ハ勿論、末々に至る迄も、其役又ハ其筋を以て、無ニ遠慮一可ニ申達一候。たとへ我等申出候とも、頭立候者共、面々心に不服の義、其筋を不レ正して、下々へ申渡候事、其職分に居る者有間敷事に候間、一應申付候事にても、筋違申と心付候はゞ、推返し何度も可ニ申遣一候。其筋を正して可申候事
附年寄用人共申渡候義も、筋違之義於有之、諸役人無ニ遠慮一推返可ニ申達一候
一公儀之法令、當家之條目、先規度々被ニ仰出一候通、猶又相愼相守可レ申事
一文學武藝習熟可レ致事、先代にも被ニ仰出一候得共、就中治平之世、武備ハ懈りやすく候間、家中之面々、軍術武藝猶又無ニ油斷一心懸相勵可レ申事
附江戸上田共に、家中之面々、武藝時々我等可レ遂ニ見分一候間、其心得可レ有レ之候。年若なる者、徒らに日を送り候へば自ら行跡放埒なる方へ流れ候間、別而藝能無ニ油斷一相勵可レ申事
一近來世上之風俗輕薄に流れ、實義を失ひ候樣成り來候。人々此處專一心懸候て、萬事古風を尚ひ、實義專一ニ可レ致事
一世上いつとなく、上下共に花美を專として、淫酒ニ耽り候風俗漸く長し候故、諸家共に國用軍用不足いたし、公私禮義を欠き、領内の民百姓を苦しめ、公儀之御用も不レ勤族不レ少候。我等家督初よ

文學武藝の習熟に心懸くべし
藩主自ら武藝の見分を爲すことあるべし
古風を尚び實義を專とすべし
政道仕置に付意見あらば遠慮なく申出づべし

専ら儉約を守り用度取續を心懸くべし

り專儉約を相守り、制度を愼ミ、國用軍用取續候樣心懸可レ申候間、家中之面々、其心得を以て相應に儉約を守り、一分之用度取續候樣、心懸可レ申候事

附衣服之制、晉信贈答平生之出合振舞等之義、前々度々被二仰渡一候通り、萬端質素二致、過分成義無レ之樣、相愼可レ申事

人の採用に巧言令色の者を採るべからず

一諸士之人柄才能を見立人柄宜敷用可レ立者を相進候て、夫々役儀を申付候樣可レ致事、年寄共職分二候近來世上の風、主人目見よき者ハ、其人柄不レ宜も相進、或ハ己にへつらひ從ふ者は、才能無レ之とも、取成を以て、加增致義等申付樣成來候。是輕薄之風俗、不忠之至二候。頭立候者共、此所相考候て、依估最負なく、諸士以下組々之者二至る迄、其人柄才能を見立、直を以て擧用ひ候樣二心懸可申候。就中才能有レ之といへども、人柄不レ宜者は、當分用立候樣二相見へ候ても、却て國家の害に成候事、有之事二候間、其人柄を選候事、別而心を付可レ申事

附諸士以下輕き者共二、年寄用人側勤候者、又ハ其頭二へつらひ取入事、輕薄之至二候。向後樣子二よりて、急度可レ遂二吟味一候間、隨分相愼可レ申事

一時の利害を考へ長久の計を忘るべからず

一近年世上の風、當座の利害を專に致し、長久之爲を不レ存樣二成來り候。諸役人別て、此所に心を用、萬事長久之計を專要二心懸可レ申候。當分利益有レ之樣相見候ても、末に作法も亂れ、別て國家の大害に相成候事數多有レ之候事二候。ケ樣之類心を付け可レ申候

物事の末に走り本を忘るべからず

一諸役所年々事多く成、無益二人も入費も多、加之物事の末を穿鑿いたし、却而本を忘れ候樣成來候頭立候者ハ勿論、末々迄其役所掌り候者、意を用ひ、萬事本を正し末を省き、隨分事少二相成候樣二致し、無用之費無レ之樣心懸可レ申事

上下の情の疎通を考ふべし

一世上之風俗、上二立候者、萬事手重二なり、上下の間遠かり候故、下情上に通じかたく、又上之情も下へ不二行届一候樣成來、其間に間違無レ之費有レ之事二候。向後萬事無二造作一手輕二致し、上下之

情相通し、間違無レ之費用省き候様、有レ之事ニ候。面々其心得可レ有レ之事

一目付ハ家中之非法を正し候職分ニ有レ之候へバ、貴賤上下之差別有之間敷事ニ候。一家門之者共、年寄相勤、法に背き候事有レ之に於てハ、聊無二會釋一可レ及二沙汰一候。勿論我身の上にも、非法有レ之候ハヾ無二遠慮一可二申達一候

一惣じて下より申達候事、夫々其筋を以て申達事ニ候。たとへ道理有レ之事にても、筋違之所へ申達候ハヾ、取次候者ともに、無念之至事により、双方共に越度ニ可二申一付候間、面々其心得可レ有レ之候事

但其筋之役人、依怙贔負のさたを以、道理有レ之事をも、取次不レ申候ハヾ、此限にあらず

右之條々不レ可レ有二違犯一者也

寛延二己巳年十月　日

寛延二己巳年十一月町奉行、郡奉行、普請奉行に申渡したる條々

町奉行、郡奉行、普請奉行

何れも是迄精出被二相勤一候段被レ成二御聞及一候。此度御代替之義ニ候得者、猶又無二油斷一諸事心を付、念入候而筋違無レ之様ニ心懸簡要ニ候。諸願之義、不レ漏様遂二吟味一、萬事筋道立、下々心服いたし候様ニ、取斗可レ被レ申候。入稼筋之儀ハ、遂二吟味一其職分之者江可二申達一候。筋違候方より申出候儀ハ、曾而取合被レ申間敷候。尤御爲ニ成候筋又ハ役前ニ付、何等存寄有レ之ニ於てハ、遠慮なく可レ被二申上一候。萬一下々情通し兼候事も有レ之候者、書付封印いたし、差上可レ申候

一御領分所々困究之村方も有レ之、其上近年打續不作之由、被レ及二聞召一甚氣毒思召候得共、被レ存通御不勝手之儀ニ候得者、急に御手當も思召様ニ難レ被レ成候間、郡奉行隨分工面いたし、元方御代官申談、困究村々取續候様、取斗可レ被レ申候。連々を以て、御手當被二仰付一候思召ニて候。且又村方に

目付は公正憚る所なく其臨を盡すべし

上に訴ふるに其順序を以てすべし

町、郡、普請條目

郡奉行に注意す

より博奕等を好ミ、又ハ百姓不相應之遊藝抔、取はやし農業を懈り、剩へ種々の仕事を構へ、役人を欺き、風俗甚不レ宜所も有レ之由、粗御聞及被レ成候。隨分遂二吟味一悪敷風俗を改、農業無二油斷一精出し、上を僞候樣成事、相止させ候樣二心掛可レ申候

町奉行に注意す

一町方風俗、男女衣服等、惣じて奢がましき事相止メ、猥なる行作無之、御家中之批判等、相愼候樣二、急度可レ被二申付一候。且又賣買物、過分高利を取り、又ハ手ぬきいたし候もの有レ之由、御聞及被レ成候。左樣の類は、尙又急度遂二吟味一可レ被二申付一候。御城下之風儀、惣体御領内二移り候事二候間、別而作法正敷、風儀宜ク有レ之樣にと思召候間、其心得を以て、隨分無二油斷一可レ被二申付一候

普請奉行に注意す

一作事之方、品々事多き儀候間、無二油斷一取斗、時節柄之義二候得者、御普請等之事、隨分御入用省き候樣に心を用ゐ可レ被レ申候。然れども修覆等手を付不レ申候てハ、行々大破二およひ、又ハ當分御入用減候ても、跡にて御失墜二も成事ハ、見斗可レ有レ之事二候

十一月

別紙御書付之趣何も、とくと致二拜見一被二仰出一二不違樣二相心得可レ申候

一賣物は諸國通行之儀爰元に限り故なく高直成もの有レ之若御とがめ請候而ハ申譯難二相立一候

一手ぬきは多分職人之上二有レ之事足又粗末成義ハ難二相濟一候間末々之者迄行渡り呑込候樣可二申渡一候

一衣服之儀御定ハ無レ之候得共、御家中之妻子縫箔紗綾縮緬之類御停止二候得者此所相考右二順じ候樣二心得過美無レ之樣に可二心得一候振廻等之義ハ先達而申渡置候間彌手輕二可レ致候

十一月寛延二年　　白瀬四郎左衛門

正德四午年十二月二十七日

在分へ申渡したる條々

在分への申渡し條々

一百姓は常々粗相なるものをたべ申すものに候へども、猶以來秋迄は、別して麁食を用ゐ、身代宜し

百姓は常々粗食すべし

き百姓にても、常々酒肴等相調候義遠慮可レ致事

正月又は一家の祝に餅酒調ふべからず

一正月或は一家之祝儀等にても、餅酒調候事、可レ爲二無用一。
　但常々勝手宜しき者ハ格別之事

一佛事之年忌神佛之講杯、始めて相催候義有レ之共、來年秋以後執行可レ致候
　但在來之伊勢講或は神佛の講にて、寄合候とも、其品計にて、たべ物等ハ簡略ニ致すべき事

一養子幷娶とり等も、來秋迄ハ相延へ可レ申候。若無レ據事にて、整ひ候共、少しも取繕不レ申、輕く相勤可レ申事

一諸勸進之儀彌以て無用ニ致すべし、
　但無レ據わけ有レ之、建立等企て候とも、來秋迄ハ隨分延引せしめ、其以後ハ品により心次第之事

召遣の下人に暇を出すには後の主を世話すべし

一末々難ニ召仕一下人差置、及ニ難儀一暇遣し候而ハ、其者片付兼可レ申候條、兼て了簡可レ仕候。且又輕き百姓、男によらず子共難レ養其節に至りてハ、難儀にも及ぶべく候間、前方より其心常を致し、御家中幷ニ町在ニて、奉公或ハ年季等承、主有り付可レ申候。輕き者ハ自分の働き少く、難レ調事も可レ有レ之候條、其村々の庄屋、組頭、長百姓兼て心を付取計可レ申事

在中へ商酒取寄すべからず

一村により、賣酒を多く取寄せ、村中幷他村へも賣買致す族有レ之旨相聞へ候。向後ハ商酒取寄之義、無レ之樣其村々庄屋、組頭、其外村中申合可レ致ニ吟味一事

胡亂なる者に晝夜心を付け指置くべからず

一御領分在々胡亂なるもの徘徊候由相聞へ候間、一村内申合、庄屋、組頭、長百姓以下に至ル迄、晝夜心を付、指置不レ申候樣可レ致事

諸掛り物村役人吟味すべし

一村々諸色掛り物多く無レ之樣に、庄屋、組頭、遂ニ吟味一可レ申候。百姓共疑しき義有レ之候てハ、申分出來候條、年中之差引諸事、嚴密に可レ仕候。尤年貢收納之節、幷翌年拂切兩度之勘定、入會候て、大小之百姓、名寄帳面、印形可レ仕候。其上にて、百姓無レ筋出入取結ぶ者、於レ有レ之ハ、急度

可レ被二仰付一候。勿論庄屋、組頭、聊かも私慾がましき義仕候ハヾ、可レ爲二曲事一候

役人より申渡村役人入念末々迄申聞かすべし

一御用にて、諸役人幷輕き役人より申渡候義、割番其外庄屋共承り候趣、末々小百姓迄、入念可二申達一候。是迄末々へ相通し不レ申義、有レ候旨相聞へ候。向後悉末々迄可二申聞一候。

一町在二出入有レ之節、御家中幷役人へ、外用にて兼て出入仕候者候へば、其人により右出入を取持候体に申なし、自分利慾の爲め、下にてまいないを可レ取族も有レ之と相聞候。若し左様の者も有レ之候ハヾ、急度遂二吟味一重科可レ被二仰付一候

御家中へ町在の者音信贈答停止

一御家中へ譯有レ之、町在より出入仕候もの有レ之とも、音信贈答之義ハ、兼て御停止被二仰付一候通、彌以て堅く相守候ハ、勿論之儀、輕き者の方へも、聊之品たりとも遣し申間敷候。且又願訴訟有之歟、子細ありて音物等致候者有レ之候ハヾ、御停止を相背上は、不レ論二理非一急度曲事可レ被二仰付一候

右之趣急度可二相守一者也

午十二月

此正德四年、在分に申渡した條々の中で、村々に於て、諸掛り物が多くならぬやうせよと、庄屋組頭に注意を促がし、百姓達が疑念を有つて居ると、種々の申分が出來る故、一年中の諸入費など嚴密にし年貢收納の節と、翌年支拂締切の時との二度の勘定の時には、大小百姓皆立會つて、名寄帳へ捺印させよ、と命じて居る。此は正德三年四月幕府より、代官及び農民に下した條々の中に

御取毛割付幷村懸り諸事入用の帳面等、其村中惣百姓立合、披見の上、加判せしめ候事は、古來よりの定法に候處、近年二及び末々の百姓ハ委細の事を存するに及ばず、名主、庄屋共私の事共有レ之、御年貢米、金納方幷御城下御藏納の次第にも、村方物入の費多く、末々の百姓共難儀二及候由相聞候。自今以後は、其名主百姓等、古來よりの法の如く、御取立割符ハ云ふに及ばず、村入用の事ども一々帳面にしるし立て、村中百姓共に披見せしめ、皆々得心有之上、判形仕り置き、每年其村限二差出し

御代官の吟味を請くべき事

とあるに據つたものだらうと思はれる。古から村々の諸勘定などは、公明にして下々に至るまで、納得させるといふ善い捉も、何時しか、忘れてか、又故意にか追々行はれなくなり行き、村役人等が、非義の所行を見るやうに、なつたのを戒めたので、此頃は幕府直轄地ばかりでなく、私領にも此傾向があつたと認められるから、此條項は時弊を匡す上に於て最適切なものであつたと思はれる。

又奉公人が突然暇を出されると、其等の者は、差當り糊口にも究するから、前以て考へて置かなければならぬ。此事に就ては庄屋組頭等も、後の就職口に就て心配せよと注意を與へた事は、小事の如くではあるが、突然の解雇に由て失業、失職生活の路頭に、迷ふ者の出ない様に、注意したのは、尤な施政上の一注意と謂ふべきである。又町在の者が家中に出入懇意の者あるも、贈物等爲ないやう殊に訴訟等などある時には、音物等を堅く禁じ戒めたのは、當然の事とは謂へ是亦以て大切な事である。

郡奉行代官への申渡し

天明八年十月郡奉行及代官への申渡

郡奉行に申渡したる分

民の父母たる本意を忘るべからず

一民は國之本にて、本を固くする時は國家穩に治る者也。先君の澤を後世に施し、文武の德を四方に輝すも、本を固くするより起り候へば、稅歛を薄くし、撫育を厚くし、豊年には父母に事へ妻子を養ひ、凶年には飢寒の憂をまぬかれ、鰥寡孤獨の者迄、各其所を得せしめて、當時泰平の御恩澤を蒙り、民の父母たるの本意を忘れざる様に可二取計一候

寛猛の二は、政道の要務

一寛猛の二は、政道の要務に候。寛に過ぐれば權威不レ立、權威立たざれば民上を侮て法令行はれず、法令不レ行ば、法を犯者有て、罪人却て多く、猛に過ぐれば下情不レ通、下情通ぜざれば民上を恨みて憤を含む、憤を含む者多き時は、必ず事破れに至る、小なるは強訴に及び、大なるは禍亂に至る。寛猛相交へて政道成就すべし。二のもの能々可レ有二斟酌一候

上に立つ者は心を勞し下に在る者は力を勞すべし

鄉中大勢の者を取扱ふ事容易の事ならず

言路を開く事は政道の要務一人の智は有限万人の智は無限

一上に立ち候者は心を勞し、下ニ居り候者は力を勞す事。是天下之通義也。農業に筋骨を勞し、風雨寒暑をも厭はざるは百姓の職分に候。少しも懈る時は、飢寒身に迫るの憂眼前に在り。仕官たる者上下夫々の食祿有て、終年職に怠候ても、飢寒の難儀なければ、自然と職分等閑にして、民の農事に筋骨を勞する樣には無レ之候。是尤甚しき心得違にて、天道に背き候事也。前文之通、心力を勞するに上下定たる職分に候へば、凡大小の諸役人聊懈慢有べからざる事勿論に候へ共、別て鄉中は大勢の者共、殊に道理勘辨もなき、頑民を取扱ふ事に候へば、晝夜寢食を忘れ、役前に心をくだき候ても、凡人の身分にて、行屆候とは難ニ受合一候。況職分に怠り、外事に心を馳せ候ては、中々役前不ニ相立一のみならず、政道次第に衰に及候。宜勘辨可レ有レ之事

一言路を開く事は、政道の要務に候。代官不レ及レ申、其外末々の役人たりとも、心付候事は無ニ遠慮一申出候樣、申聞可レ置候。一人の智は有レ限て、万人の智は無レ限事に候へば、我了簡にて、外に致し方も有まじと思ふ事も亦評論いたし見候得ば、宜き了簡有レ之物に候。何にても一存にて極むるは、不知の至たるべく候。扨又下の達し候事は、一通り申聞候計にて、實に善に從ふ志なく、我意をたて異見をこばみ、顏色を惡敗する時は、下より重役の存念を兼て、心付たる事も不ニ申立一、自然と致ニ遠慮一候。上に立候者は、下より物の言ひよきやうに心がけ、一旦不承知成事たりとも、下より再三申出候事、能々勘辨いたし、尤に候はゞ、早速道理に復し、其儀を取用ひ可レ申事にて候。下よりも重役不承知に候共、筋合宜と存候事は、何ケ度も申出候樣くれ〴〵も可ニ申聞置一候。頭立候者の心得違より、言語塞り政道衰候樣成行候

一上に實意を盡し、忠義を存候者は、重役の存意をはゞからず、筋合宜と存付候事は、押はり申聞候ものに候。頭立候者は無レ據其理に服し、其言葉に隨ふといへども、下々の者に閉口し、自分の存念不レ立を憤り、餘事にて少々の仕落を見出し、其者の越度に仕なし候事有レ之時は、實意有レ之誠忠の

者も、自然と身をひそめ候、然る時は頭立候者の不忠不レ可レ過レ之、言路の開塞は國家の治亂にかゝはり、容易ならざる事に候間能々心得可レ有事に候

村役人の人選を愼むべし

代官へ申渡したる分

一政道の善惡は人の善惡よりおこり、人の善惡は國家の安危にかゝる事なれば、鄉手代をはじめ鄉中の役人組頭長百姓に至る迄、委敷人の善惡を選可二申付一候。是迄勤來候者たりとも、不善の者は早速引替可レ申候

一旦申渡したる事は變改すべからず

一法令は信を以て行はれ候得ば、一旦申渡候儀は小事たり共、變改無レ之樣に可レ致候

古來よりの定法は容易に改むべからず同役申談領中の難儀をば救ふべし

一此度趣法相改候に付ては、萬事心目を付け替、是迄致來候事たりとも筋合よろしからず不便利なる事は改可レ申候。乍レ去是を改むること大切に候間、小事たりとも郡奉行に申聞、衆評の上可レ致二規定一候。但古來より急度定法立有レ之類は容易ならざる事に候間從レ前書候事

一領中難儀の村方も有レ之候得ば、支配下に無レ之候とも、同役申談村柄を取直し、百姓行立候樣心掛專要にて候

取計の事は郡奉行に達すべし

一是迄の致來にて役所切に取計濟郡奉行へ不二申聞一事も有レ之候得共、此度趣法改候替目に候間、委細に郡奉行へ申聞候て取計可レ申候

存寄を充分發表し評論の上諸事磨き上げて取計ふべし

一役前に付ては、面々存寄を殘さず評論いたし、諸事磨きの上取計樣可レ致候。他の存念を兼、古役の所存を憚心付候事も差控、存念を殘し候得ば政道調はず不忠之至候、郡奉行より申達候事にても、心底に落ちざる儀は何ケ度も押かへし可二申述一候

戊申十月

此郡奉行代官に申渡した趣意を、其役に當る者會得服膺、以て其職に竭す所あらば、申分は無かつたのであらう。茲に殊に注意すべきは、役前の事に付ては、各其存意を述べ、評論合議充分檢討の後、萬事

取計ふべしと申渡してある事である。

文政五年割番への諭達

文政五年九月に、在々割番に申聞けた六ヶ條目は、一特色を有つて居り、他の條目に比して大に其趣が違つて居る。即ち、事の道理を教諭して、制法を遵守するやうに申付けて居る。其六ヶ條は次の如くである。

教導政治

文政五年九月の申渡六ヶ條

寛政十一年神事祭禮にも踊狂言は禁制

惣而家業出精可レ致義は勿論之事に候處、風俗惰弱ニ相成、無益の金錢を遣捨候樣の、不所存者多く成行候樣ニてハ、不ニ相濟一事ニ付、寛政十一未年、公儀御觸有レ之後ハ、御領分ニて前々在來候其所の神事祭禮ニても、踊狂言等之儀は、御法度の段、追々御制度も御座候處、近頃ハ御近領の內にも折々踊狂言等相催候處も有レ之趣を及聞、全く御領分斗の御法度の樣にも心得、前々有來候儀迄も相制候而、少しも人々の樂しみは、何事も御法度の樣にては、銘々家業出精致、身上向をも取直候樣心掛け候樂みも、薄き候と若き者の內には、心得違の者も有レ之哉にも相聞、元來銘々身上向相應にて、其所難澁筋も無レ之、年豊かに食物も乏しからず、何にても御厄介筋ニも不ニ相成一平和いたし候而、其處の神事祭禮には、前々の踊狂言等を致、年中の苦勞をも忘れ、其所相應の樂をなし、肩をもやすめ度儀ニ候ハヾ、所相應の義ハ、願次第差許さずと申儀ニも無レ之候。乍レ去、上納向未進等の者も有レ之、村役人の厄介に相成候者有レ之村方は勿論、御救米、拜借米等も有レ之村々は、相願候事不ニ相成一。上納向未進等も無レ之、此末迚も、向六七年の內は、凶作ニて檢見相願候儀ハ不レ及ニ是非一、左程無レ之少々の不作ニては、聊御厄介ニも不ニ相成一程に、村役人ハ勿論、小前一同存込候村柄ニ候ハヾ、あながち相願候義不ニ相成一と申義ニも無レ之候。

踊狂言等も所相應の義は出願により許可す

上納は定日に納むべし

一上納向之義ハ、定日相違無く、差出可レ申候。耕作ニ心を盡し、骨折候ても、水損旱損又ハ思ひ寄らざる物入等も有レ之、未進出來候ハ、不レ及ニ是非一事ニも候得共、左も無レ之、常々耕作をおろそ

天下の萬民を養ふは百姓の天よりあづけられたる貴き職分

不義の富貴むべからず

老をいたわり壯者働くべし

老人は餘命少し

カミ上へたよる所存あるべからず

身分相應の娯樂は必要

かにし、職分を等閑にして、未進等出來候者ハ、其身の不所存に候。耕作をいたし、五穀を作り、天下の萬民を養へとて、天道より百姓にあづけおかれし、此上もなき、大切なる職分をおろそかに致候はゞ、自ら天道に見離され、其身の不仕合打續き、子孫迄も、衰果候はんは、御領主の御身としては如何ばかり不愍に思召事に候得ば、我職分を怠らず、耕作出精可レ致身分として、當座の利德に迷ひ、商等に片寄候義ハ甚不本意至極之義、吳々も天道に背かざる樣、朝夕相愼可レ申候

一旦は榮華と見へ候者も間々有レ之事に候得共、是未だ、天道のめぐり來らざるにて候。天道に背き候ては、おそかれ早かれ、いつかは淺ましき身上となりはて候義に候へば、非道の榮華は、かりにもうらやむべき事には無レ之、只何事も正路に致、職分を怠らず可レ致候

たかきも、いやしきも、年寄候ては、何事も苦勞なるものに候。別して百姓の職分ハ、春田を耕すより、秋のかり收迄、雨に打たれ日にさらされ、其間の苦勞艱難中々言葉に盡し難く候へば、年寄りたる親兄には、骨折れ候大儀なる義を致さゞる樣に、可レ成丈は若者稼き候樣可レ致候。若き者ハ當然難儀に候も、末の賴ミも有レ之候へ共、年寄は餘命も無レ之候へばせめては其日其日の苦勞を遁れ、老の餘命を樂にすごし候やうさせたき事に候。百姓の農業に苦勞致候義は勿論の事に候へども其身になり代り見候ハゞ、中々推察の外にて可レ有レ之候。せめては、食物に乏しからず、冬の寒氣をもやすく凌候程に候ハゞ、如何計らくなることゝ可レ存候得共、凶年にあひ候へば夫れさへ出來兼候て、飢寒にせまり候者も可レ有レ之候。何卒御救行屆候樣にいたし遣し度候得共、中々存候通りには、行屆兼候。此段得と勘辨致、上へたより候樣なる所存ハかりにも無レ之、一同農業ニ身を入れ、何卒食物に乏しからず、冬の寒氣を凌ぎ候、手當を第一に心掛くべく候

一凡人は、高きも卑しきも、身分相應のたのしみなくては、過ごされぬものに候。山家住居の婦人などは、一生御城下へも、不レ出者も可レ有レ之候へば、平日隨分農業を精出し、凶年の難儀無レ之樣に

義務を果して後樂しめ

心掛け、責めては年に一度の神事等は、さまたげなく村中賑かに取行ひ候様ニも爲致度候間、上納向未進等も無レ之、此末とても、平年より少しの不足位の事にては、向六七年御救米拜借等、相願候ニ不レ及程の村々は、踊等相願候ハヾ、不レ苦義差免可レ申候へども、踊の義は、相撲抔とは譯の違ひ候事にて、裝束の美を盡し、人の目を喜ばしめ、心を樂ましむる義に候へ共、我がちに裝束の美を盡し、取かざり候様にては、面々內證向難儀、又重て踊興行も出來兼候様ニ相成候間、願相叶相催し候共、目立候様なる、結構なる裝束等、致候義は無用ニ候。余の義に候ハヾ急度着服の制法をも、可ニ申付一事に候へども、右申聞候通り、畢竟踊は慰事にて、見物人の目を喜ばしめ、心を樂しましむるを本意と致候事ニ候へば、何々迄は着用候レ仕、何々は着用不ニ相成一と候儀は不ニ申聞一候然れども若き者などは人に劣る間敷と、我勝に美を競ひ候様に可ニ相成一候。此段得と勘辨致候事

踊は人の目を喜ばしめ心を樂ましむ

幷大造なる義を仕組候義、無用に候。左様にては、稽古日數多く掛り、村方の難儀ニ可ニ相成一候身上相應にも暮し候者ハ、さまでの痛にも、相成間敷候へども、惣て人の附合ならはしにて、何事も人並にはづれ候事ハ、致し難きものニ候。身上相應の者ハ、是式の事ハ、身上の痛ニも不ニ相成一事ニ候へば、責めては世にある甲斐に、たま〳〵是程の費は、致候ても不レ苦と存ずべけれど、外の難儀なる者、夫れに劣るまじと、借金致候ても、取飾り候様ニ相成候。夫れとても、老輩の者は勘辨も可レ有レ之候得共、年若の者共ハ、只人に劣るまじとのみ存候故、親の存ぜざる借金等も出來候様可ニ相成一候。前にも申候通、人並にはづれ候事は、成難きものに候へば、是もあながち無理には無之候へども人によりてハ苦々しき事なりと、內證にては眉をひそめ候親々も可レ有レ之候。貴賤貧富によらず、若き者の情ハ、同じ事ニて候へば、踊ニ出度と存候者も至て貧究なる者ハ、出候事も不ニ相成一、やう〳〵內證都合して、出候者も、人並の裝束、出來不レ申候ハヾ、若き者の心にはさぞ無念なる事に可レ存候。子を持ちし親々の心迄おしはかられて、氣の毒なることに候。依てた

大造なる義を仕組候事無用

身上相應の者と雖も心して奢るべからず

村方の爲友達仲間への儀宜合

田舍在にての祭禮の時の踊は渡世の業にあらず

耕作下手踊上手は百姓の恥

年若き者あながち無理ならず

百姓にして面の色黒く手足の荒るゝを厭ふの果は身上を持ち崩すべからず

踊の爲に田畑荒らし竹木伐採すべからず

とゝ身上相應に暮し候者たりとも、我がちに美をつくし候事を不レ致、一同申合、難儀なる者は、力の及ぶだけの裝束を致、一統約合候樣に可レ致候。是第一村方の爲、次には友達仲間への辭宜合と申ものにて、畢竟は惣百姓和合和順の基にて候へば、此段一同勘辨致度、能々可二申聞一候

一近年外々にての踊裝束甚花美にて、場處の芝居裝束にも、劣らぬ程のものも有レ之哉に聞及候。田舍在にての神事祈願等に付ての踊りは、渡世に致候業とは大に譯の違ひ候事に候。只一村切寄合、僅之日數しらべをいたし、當日に至り、おかしき業をいたし、其日を賑かに祝ひ遊び候迄にて相濟候、元より渡世による業にても無く、神事祈願等にて、其日を祝ひ遊ぶ事に候へば、世上にて笑ひ候ても、そしり候共構ひ無レ之事二候。元來百姓の本業ハ、耕作を下手と笑はれ候事こそ恥辱に候。踊を下手と笑はれ候ても、曾て恥には無レ之候。左候へば、踊を上手なりと譽られ候ハヾ、恥辱にハ成候とも本望には無レ之間、多くの日數を費し、藝人を呼寄せ師匠と致、稽古致、餘村他組の踊にまけまじと、笑はれまじと、物の入るをも厭はず、只足のみに精をつくし候樣二相成候ては、不レ宜候、是とても若き者の事にて候得者、あながち無理にては無レ之候得共、人々左樣の心立に成行候ては、表向は村役人の前を憚り、遠慮致す樣に候得共、内證にては平日とともに、やゝもすれば若き者寄合、三味線、淨瑠璃、踊等の業を心掛候樣に相成、中にも至て熱心なる者は、田畑山野の百姓業に骨折つて、面部色黒くなり、手足のあらび候をもいとひ、其果ハ耕作に身を入れず、終には身上を持ちくづし候樣に相成候。村役人取あつかひ宜しからず候へば、必大勢の内にはケ樣の者出來候て、若き者ハ其れを見習、自然と家業をおろそかにいたし、後には村方衰微の基と相成候。ケ樣の所は村役人大事のかけ引にて、第一骨をいれ、可二取計一事二候

一申迄は無レ之候得共、踊二付、田畑踏荒し、竹木を伐取候義いたす間敷候。最村柄ハ相應に候とも、何等公事出入事、其外吟味筋等の者有レ之節は、相願可レ申筋も無レ之候。並榮耀事を、不得心之者

不得心の者より踊等の費取るべからず

不得心者も特殊の事情なき限り多數に合流すべし

も可レ有レ之候、左様の者を強て仲間に相かたらひ。入目の割合を掛け、鳥目等取集め候義は堅く無用ニ可レ致候。たとひ身上向よろしく、入目の割合を出し候て差支無レ之者たりとも、不得心の者ハ其身の存寄に任せ可レ申候。乍レ去村中相談調候義を一、二人不得心と申は格別の申立可レ有レ之候。左も無レ之不得心にてハ、不和の基と成可レ申候間、了簡可レ有事に候。然共、彼是理屈を申募り、強て仲間にかたらひ候義ハ不レ宜。兎角村中やはらぎ、目出度神事相とゝのひ候様可レ致候。當時貧村等の者も、平日無ニ油斷一、農業ニ出精いたし、村柄取直次第望をも相叶可レ申と心掛候ハヾ、自ら俱力にて村柄取直候様にも可ニ相成一哉、尤元より踊等いたし候義を望み候義には無レ之候得共、前にも申候通、人は身分相應のたのしみなくては、平日家業勵みも無レ之者故、前書之趣、一同得と呑込、其方共より村役人へも申談候上、相願度儀ニ候ハヾ、勝手次第相願可レ申。願出候上は、猶又村方の様子得と相糺し候上、承届候様にも可ニ相成一候

貧村といへども踊等不許可の限にあらず

一右之通申聞候上、若隱踊等致候村方有之候節ハ、此末夫々吟味は不レ遂、爲ニ過怠一其年より向拾ケ年は御救米等の願、決して取上不レ申候間、是等の儀ハ相含居、平日無ニ油斷一世話可レ致事

これと同時に町方役人へは

右之通、在中割番共江申聞候義に付、當町祭禮は御城祭と唱候位の義ニて、前の通踊等相願候へば、町方繁榮之基とも可ニ相成一義に候ハヾ、勝手次第ニ可ニ相願一候。尤公事出入有レ之節ハ可ニ相願一様も無レ之義候。兎角御領分中和合和順致し、御厄介筋無之、末々迄子孫繁昌いたし候様、致度事に候間、其方共義、一同申談、夫々世話之行届候様、可ニ相成一義に候ハヾ其段外役人江も申談候上、相願候義ハ勝手次第ニ候事

遠犯者ある村向後十ケ年救恤の恩典に浴するを得ず町分役人への諭達

九月

右の中、凶作に遭ひ、飢寒にせまる者を生じた時などには、何卒して救助の行届くことを欲するも、

中々思ふやうに行届兼ぬる。故に此所をよく辨へて、「上へたより候様なる所存は、かりにも無レ之、一同農業に身を入れ、何卒食物に乏しからず、寒氣を凌ぎ候手當第一に心掛くべく候」と說き、以て他力本願に陷ることのなきを教え、又踊上手と譽めらるゝは却て百姓の恥とすべき事なるを說き、踊上手にならんとて、多くの日數を費し、藝人を呼寄せ師匠として稽古をつみ、他所の村組に負けまい笑はれまいと、費用をも厭はず其事に身を入れるやうになるは、甚だ宜敷ない、と申聞け乍ら、「是とても若き者の事にて候得者あながち無理にては無レ之」と寛容の餘地を置いて、次に其弊の增長する所、畏るべきものなるを說き。又「たかきもいやしきも、年寄候てハ、何事も苦勞なるものに候、別して百姓の職分ハ、春田を耕すより秋のかり收め迄、雨に打たれ日にさらされ、其間の苦勞艱難中々言葉に盡し難く候へば年寄たる親兄には、骨折れ候大儀なる義を致させざる様、可レ成丈は若き者稼候様ニ可レ致候。年寄は餘命も無レ之候へば、せめてハ其日〳〵の苦勞をのがれ、老の餘命を樂にすごし候様致させたさものに候」と述べ、特に孝を說かずして孝を教え、同時に壯年の者須らく勞苦の事に當り、稼ぎ働くべきを注意し又凡そ人は、高下の區別なく、身分相應の樂みなくては家業の勵も出ぬものである。故に、年貢上納等の未納等無いやうにして、年に一度の神事祭禮などの時は、遠慮なく踊ぐらるは躍つて、村中賑かに遊び樂んで骨休めせよと說くあたり、周到懇切な教導訓令である。

松平氏の條目にのみ見ゆる事項

松平氏の條目中、家中に申渡したものゝ中には、仙石氏時代の條目中には、曾て見えなかつた、無論眞田氏の當時には無いと思ふ、重要な項が一つ載せられて居る。其れは上田松平第二代藩主忠愛の代替條目の中に在る、文武勵行の事で、仙石氏の時には文學を習熟すべしといふ條項は無かつたが、松平氏は上田初代の忠周に依り、上田藩學の肇基が崩してから、其子忠愛の時には、申渡條目の第一に於て、家中に注意を促がして居るのである。

此時の條目中、上田町方鄕中之事の條に於て、附として記してあるが、町人百姓の噂、委曲に尋聞く事無用たるべし、益無きのみならず、政事に害あり、後世の妨なく、農業の障無き樣にいたし、定法の外ハ、寛かに有るべし、自ら潤にも成べき事に候。とあるは、町奉行、郡奉行、代官等、上役人の職に就く者の、察々の明を、戒めたもので、極めて好い注意である。

寛延二年の條目は、有名な安原太郎が御條目掛を命ぜられ、藩主の意を承けて、書いたのである。故に各條項緊要適切なるが多く、且其文章も以前の其に比すると立派なものである。文學武藝を習熟すべし、と述べて、治平の世武備は懈りやすき故、軍術武藝無二油斷一相勵むべしと云ひ、世上の風俗上に立候者万事手重になり、上下の間遠ざかり候故、上下の情相通ぜざるに至り、其間に間違、無益の費多くなる故、向後萬事無造作手輕にして、上下の情よく相通ずる樣にせよと戒め。風俗の輕薄に流るゝを防ぐ爲めに、萬事古風を尙び、實義を專一とすべし、と教え。一時の利害を見て、之れに弄り、長久の計を立てざるを、戒めたのは、皆上乘の指導と謂ふべきであらう。

同年町奉行、郡奉行、普請奉行に下した條々の中、諸願之儀、不レ漏樣遂二吟味一、万事筋立ち、下々心服いたし候樣に取計らひ可申候とか、町分の者に、賣買物過分に高利を取る如き事無きやうとか、御城下之風儀惣體御領内に移り候事に候間、別て作法正敗風儀宜の有レ之樣にとか、普請等成るべく費用省くことをはかるべしと雖、若し早く修覆せざれば、遂には大破に及び却て費用を多く要するが如き事は、見計らひて處置すべしと申渡した事は、皆緊切な注意である。

第二節　五人組合

五人組合

五人組合の制其由來久し

五人組のことは、遠い昔既に唐制の模倣に依て、創つた事であるが、此は相隣せる五戸を以て一組と

豊臣氏の五人、十人組

し、其に一人の長を置いて取締り、互に相扶け相戒めて、事の無いやうにするのであつた。豊臣秀吉の時に、辻斬強盗の事に就て、諸奉行侍は五人、下人は十人の組を立てゝ、右様の悪事は行はぬと云ふ、連判の請書を差出させた事が有つた。江戸幕府時代に至ては、嚴に五人組合の制を立て、之を利用して切支丹宗徒の存否、不審なる浪人の有無を檢べさせた。寛永十四年十月、幕府より關八州、伊豆、甲斐信濃、諸國の幕府直轄地、所謂天領の代官に令し、下民に申觸れさせた條々の内に

一在々所々、悪黨無レ之様に、郷切に申合、常々可レ改レ之、若し不届成者於レ有レ之は、穿鑿之上、五人組は不レ及レ申、依二其品一一郷之者可レ爲二曲事一事

一不審成者に宿を借すべからず。自然不レ知して借し候はゞ、假へ親類緣者たりと云共、あやしき事あらば、早々其處の庄屋五人組迄、有體に可二申届一事

一在々所々に、盗賊のもの並悪黨於レ有レ之は、急度申出づべし。たとへ同類たりといへども、其咎を免し、御褒美可レ被レ下候。若隱置從二他處一訴人有レ之ば、穿鑿之上、其五人組は勿論、庄屋共可レ被レ行二曲事一云々

と云ふがあり、浪人悪黨檢舉に、五人組として責任を負はせて居る。又寛文六年勘定所下知狀には

一吉利支丹宗門の義は不レ及レ申、コロビたる者にても、村中に有レ之は、入念相改、不審成者有レ之ば可二申來一、從二他所一訴人出候はゞ名主五人組は勿論、一郷之者可レ爲二曲事一事

といふ條項があり、五人組合内に吉利支丹宗徒、若くは轉宗者有つた場合には、速に訴へ出づるを命じ若し其を隱し置き、他所より訴へ出る者があつて、顯はるる如き事あれば、其所の名主五人組は勿論、一村の者まで、處罰されるものとして、連帶の責任を持たせて居る。猶此寛文六年下知狀の中には

一百姓を追出、其跡之田地不レ可レ致二持添一、前々よりの百姓跡目於レ無レ之は、其趣申聞、不レ依二男女一筋目之者を取立、得二差圖一其跡無二相違一可レ渡レ之、無斷家をこぼち取り、四壁を荒らし、田地

を持添、百姓をつぶし候者可レ爲二曲事一。惣て獨身之百姓、相煩無レ紛に於ては、五人組は不レ及レ申村中之者相互に助合、田地を仕付、身體持立候樣に致し、年貢等も收納候樣に可レ仕事

一年貢不レ濟内、借金借米爲二返辨一、他所へ穀物等少しも不レ可レ出レ之。若年貢致二引負一、百姓欠落候ハヾ、年貢は五人組又は村中として皆濟仕、其上百姓可二尋出一事

の二條があり、五人組は相互に助け合ひ、弧獨者もし不幸病に罹り、耕作出來兼ぬる者あらば、五人組はこれを扶助し、村中の者も協力して、其者の身代立ち行くやうにして、年貢納入に差支無いやうにせよ。又百姓が逃亡した時分には、其者の年貢は五人組、もしくは村中より納入させ、其上逃亡人を尋ね出す事を命じて居る。これは、年貢の取り不足無い爲めに、申渡したものと思はれるが、之が爲めに、相互扶助とか、義務の連帶遂行とかいふ觀念が、自然に強められ、同時に組合内互に相戒めて、懶惰徒食不良行爲などの無いやうに、勉むるに至つたのは當然である。かくして、後には一般に此五人組を重視利用して、當時の施政條目を、細大漏す所なく網羅列擧したるを讀み聞かせ、町村連判の御請一札を差出さしめ、猶五人組合切に、請の一札を差出させることゝし、以て令條諭達の徹底と實行とを圖つた。此條目を讀み聞かせ、之に對し請書印形せしめたるを五人組改帳と云ひ、此改は毎年行はれた仙石領主の頃は毎年二月。此五人組改帳は寛文年間に始つたとの説あるも、南佐久郡櫻井村には下櫻井村五人組御帳とあり、之に據る時は寛永十七年に五人組帳の有りし事は確實である、小縣郡内には此寛永年間の者は見當らない、小縣郡史所載の天保年間の五人組改帳には條目百二十餘條ある、今比較參考の爲めに下櫻井村の五人組帳を次に載せて置く、此條目の條數が世の下るに從て多くなるのは、此五人組が民治上極めて必要なりし故である。

・五人組改

五人組組合せの注意

信州佐久郡下櫻井村五人組御帳

指上申五人組一札之事

一五人組中よきもの並親類斗組申間敷候くみあはせ〳〵組可レ申事

一年々御改に御座候きりしたんの宗旨、當村に無二御座一候、何れも毎月〳〵百姓中間に而改、出入いたし候寺へも其御斷申候、然上きりしたん重而當村より罷出候は、其きりしたんの五人組名主義者不レ及レ申村中之百姓迄、御仕置に可レ被二仰付一候事

一當村に盜人御座候は、有樣に可二申上一御穿鑿に御座候左樣之もの無二御座一候、若以來盜いたし候もの御座候は、早々ととらゑ指上可レ申候事

一年季もの御定のごとく、拾年季に置可レ申候、一月もそれ過候は、御仕置に可レ被二仰付一候、定之通拾年極り候は、互に出入片時も無レ之請引可レ仕候事

一人買きり此跡々より御法度に御座候、於二向後一も賣きり買きり仕候は、双方御仕置に可レ被二仰付一候事

一井堀川除せき其時々仕、耕作遲々なく仕付、御年貢皆濟可レ申候事

一御藏籾御拂不レ被レ成候以前、御番を堅可レ仕候、火事盜人御座候は、鄕中よりわきまへ指上可レ申候事

一御年貢皆濟いたさす科を仕候か、又者身上不二罷成一候て缺落なといたし候は、其もの御年貢鄕中に而わきまへ急度皆濟可レ申候事

一御前に上り可レ申もの、何にてもわきへ賣申間敷候事

一名主百姓之女房こはくの類或はけんふるい、きせ申間敷候、百姓朝夕はもめんきりものかみこ斗きせ可レ申候事

一道橋惡所無レ之樣にさい〳〵作らせ可レ申候事

一竹木御手形なくして、むざときり取申間敷候事

一ばくちはうひき何にても諸勝負仕間敷候事

一何方へも用所に而罷越候ば、何用にて參候とさき〳〵の宿の名を申候て、名主五人組へ斷もいたさす罷越、留守に何にても御せんさくの儀御座候は越度に可レ被二仰付一候事

一何にても御役被二仰付一候義、片時も背申間敷候、御手代衆廻りはいふ次々へ遲々なく届可レ申候、若油斷いたし届不レ申候は御過怠可レ被二仰付一候事

一きぬ紬尺ばた御定のごとく可レ仕候事

一壹人もの手負の宿仕間敷候事

一ちやせんかみおほおび大わき指をさし親主の下如にも不レ隨耕作もいたさずしてあそびにかゝり居候もの、かくしなく子とも下人に候共申上候事

一申分御座候ば、其當人斗に而御訴訟可レ申候、人をすゝめ神名仕間敷候、勿論他所他所樣申分御いろいろ申間敷候事

一毎月此御法度事名主所へ寄合、惣百姓連判いたし手形

御手代衆へ指上げ可レ申候事

一かす漆桑之儀は不レ及二申上一樹木竹木無二油斷一植可レ申候事

右之條々相背申間敷候

寛永拾七辰之三月十八日

一壹間　内かゝい清九郎㊞　角右衞門㊞
同　良作㊞
一臺間　内子　長九郎㊞　下人　小七郎㊞
下人　文三郎㊞　傳三㊞
久三㊞
抱助㊞
藤吉㊞
かゝい久左衞門㊞　六左衞門㊞
與左衞門㊞
庄三郎㊞
彦右門㊞
子之とね新右門㊞
市右門㊞
一壹間　内子之　長三郎㊞　緒左衞門㊞
かゝい　小右門㊞
一壹間　内子之　三九郎㊞　いぬ右衞門㊞
同　次郎作㊞
同　又十郎㊞
一壹間　かゝい　平三郎㊞
同　彦平次㊞
一臺間　内子之　長七郎㊞　源之丞㊞
同　才三郎㊞
同　長　作㊞
以上
一臺間　内子之　庄二郎㊞　仁右衞門㊞
子之　三　介㊞　市之丞㊞
同　新平郎㊞
同　小平太㊞
一壹間　内子之　助　藏㊞　七右衞門㊞
かゝい甚之丞㊞
子之甚十郎㊞
同　勘十郎㊞
一壹間　内子之　善三郎㊞　藏之助㊞
同　茂平次㊞
同　加右衞門㊞
與右衞門㊞
一壹間
一壹間　内子之　長　助㊞　二郎右衞門㊞
同　彦　藏
かゝい左衞門㊞

子之市十郎㊞　　一、壹間　　半介㊞

一、壹間内かゝい彦衞門㊞　金左衞門㊞　　以上

同　半三郎㊞

下人　藤左衞門㊞

右之通壹人も無二組落一門屋迄組合指上申候若組なくし候は何様之御法度にも可被仰候　以上

町分の五人組改

町分の五人組改の際には、町手代定めの場處に出役し、先づ上判の印形を取り、次に庭判の者を門内に呼び入れ、條目を讀み聞かせ、然る後印形を取る。其が濟んだ後に、町役人より五人組御改帳、五人組借屋名前帳、上判名前帳などの諸帳面を、藩役人に提出することに成つて居た。

此自治體の基本と成る小團體、五人組の上に、在分にては組頭があり、其上に庄屋があり。町分にては町年寄、問屋があつて、請書に及んだ條目の實行を、責任を以て監督したのである。故に自治の成績が非常に良好で有つた村、町も多かつた。

相組合

五人組一組限りでは、力足らざる事も起らん時の備として、最寄の組二つ宛で、組を立て置き、萬一の場合には、互に助け合はせることゝした。此を相組合と稱した。又組合内の者罪科を犯し、其處刑未決の間、或は輕罪で謹愼を申渡された時、などの場合には、逃亡又は不謹愼等の事無きやう、監視する責任を、其五人組に負はしむることゝした、此が組合預である。此預り人を逃がしたり、又は不都合の所爲あらしめた時は、五人組合の者は勿論、庄屋問屋まで嚴しく譴責されるのである。

組合預

五人組請書の一例

五人組改御請書の一例

一札之事

一例年之通五人組御改被レ爲二仰付一、町中連判御請書差上候通御條目之趣妻子並召使に至迄急度相守可レ申候

一博奕之儀別て堅御停止に被レ爲二仰付一奉レ畏候、聊成賭勝負子供手遊は勿論、博奕宿並小宿等男女引入候儀、五人組常々申合借屋に至迄急度相守可レ申候爲二御請一依て一札如件

文政九年戌二月　　柳町　五人組

加左衛門印
忠　八印
武　作印
甚兵衛借屋　良右衛門印
代判加左衛門
甚兵衛屋敷

原町問屋町年寄宛

第三節　宗門改及博奕、鐵砲改

(一)宗門改

徳川家康は豊臣秀吉と同一方針で、基督教を取扱ひしが、三代家光將軍の時島原亂ありしより、基督教に對しいたく恐怖の念を抱き、遂に之を嚴禁し其根絕を圖つた。

寛永十五年九月二十日

一伴天連徒累年雖レ爲二御制禁一無二斷絕一、今度於二九州一企二惡逆一畢。因レ玆愈諸國相二改之一、彼宗門有レ之而致二訴人一族は、縱同宗なり共被レ宥二其科一、公儀より御褒美可レ被レ下旨被レ仰二出之一。此趣在國大名へ從二老中一奉書、並相添御褒美之覺書、被レ差二遣之一。在江戸之大小名は唯今土井大炊頭宅へ家老中召寄被レ傳レ之。御旗本の面々へは今日殿中に於て、遠江守對馬守被二申渡一レ之

覺

一、バテレンノ訴人　　銀子二百枚
一、キリシタンノ訴人　同　五十枚　訴人ニヨルベシ
右訴人イタシ候輩ハ、タトヒオナシ宗門タリトイフ共、宗旨ヲコロビ申出ニオイテハ、其咎ヲユルシ
一、イルマンノ訴人　同　百枚

御褒美御書付ノ如ク可レ被レ下之旨被二仰出一モノ也

寛永十五戊寅九月十三日

とあつて此時國内一般に懸賞密告の方法に依てキリスト教徒隱匿者を探索するを命じた

寛文元年七月四日改元の故を以て、國内一般の高札に掲示されてあつた制禁の覺書を書き改めさせた時。切支丹宗門の者今以て所々から顯はれて捕へられる、何處に隱れ居るも計り知れぬ故、家中領内共に念を入れ改めて、不審なる者が有つたなら充分取調べるやうにと申渡し同時に

町人百姓五人組を定、庄屋町年寄無二油斷一改レ之候様に領分堅可二申付一候自今以後、他所より顯れ於レ捕レ之者、其所之庄屋町年寄手前遂二穿鑿一油斷仕不二相改一義無レ紛におゐては、隨二科之輕重一可レ爲二曲事一事

と達し、五人組を利用して異教徒改を爲し、其事には庄屋町年寄をして當らせて、教徒が有つたなら訴へ出でさせ若し充分な調べをせず教徒無しとして置いて、他所より顯はれて捕へるやうな事があれば、其所の庄屋或は町年寄を處罰する事とし、異教徒檢舉の責任を、庄屋町年寄といふ、在町役人に負はせたのである

正德元年には

ばてれんの訴人　五百枚　いるまんの訴人　三百枚　立がへり者の訴人　三百枚

同宿幷宗門の訴人　百枚

右之通り下さるべし、たとひ同宿宗門之内たりといふとも申出づる品により、銀五百枚下さるべし、若しかくし置き他所よりあらはるゝに於ては其所の名主並に五人組まで一類共に可レ被レ行二嚴科一者也

として懸賞金の額を增し、五人組の者迄嚴科に處することにした。

序に左に高札の事に就て記して置く

高札には幕府の爲政上重要な禁止法令等を記載して掲示して民衆に知悉せしむるに努めた。其一例を擧げると

定

一親子兄弟夫婦を始め諸親類にしたしく下人等にいたるまでこれをあはれむべし。主人ある輩は各其奉公に精を出すべき事

一家業を專らにし、懈る事なく萬事其分限に過ぐべからざる事

一博奕の類一切に禁制之事

一喧嘩口論を愼み、若其事ある時猥りに出合べからず、手負たるもの隱し置くべからざる事

一鐵砲猥りに打べからず若違犯之者あらば申出づべし、隱し置き他所よりあらはるゝにおゐては其罪重かるべき事

一盜賊惡黨の類あらば申出づべし、急度御ほうび下さるべき事

一死罪に行はるゝ者ある時、馳集るべからざる事

一人賣買かたく停止す、但男女の下人或は永年季或は譜代に召置事は相對に任ずべき事

附

譜代の下人又は其所に住來る輩他所へ罷越妻子をもち有付候もの呼返すべからず、但罪科あるものは制外の事

右條々可相守之、若於相背者可被行罪科者也

定

一火を付る者をしらは早々申出づべし

若し隱し置におゐては其罪重かるべし、たとひ同類たりといふとも申出づるにおゐては其罪をゆる

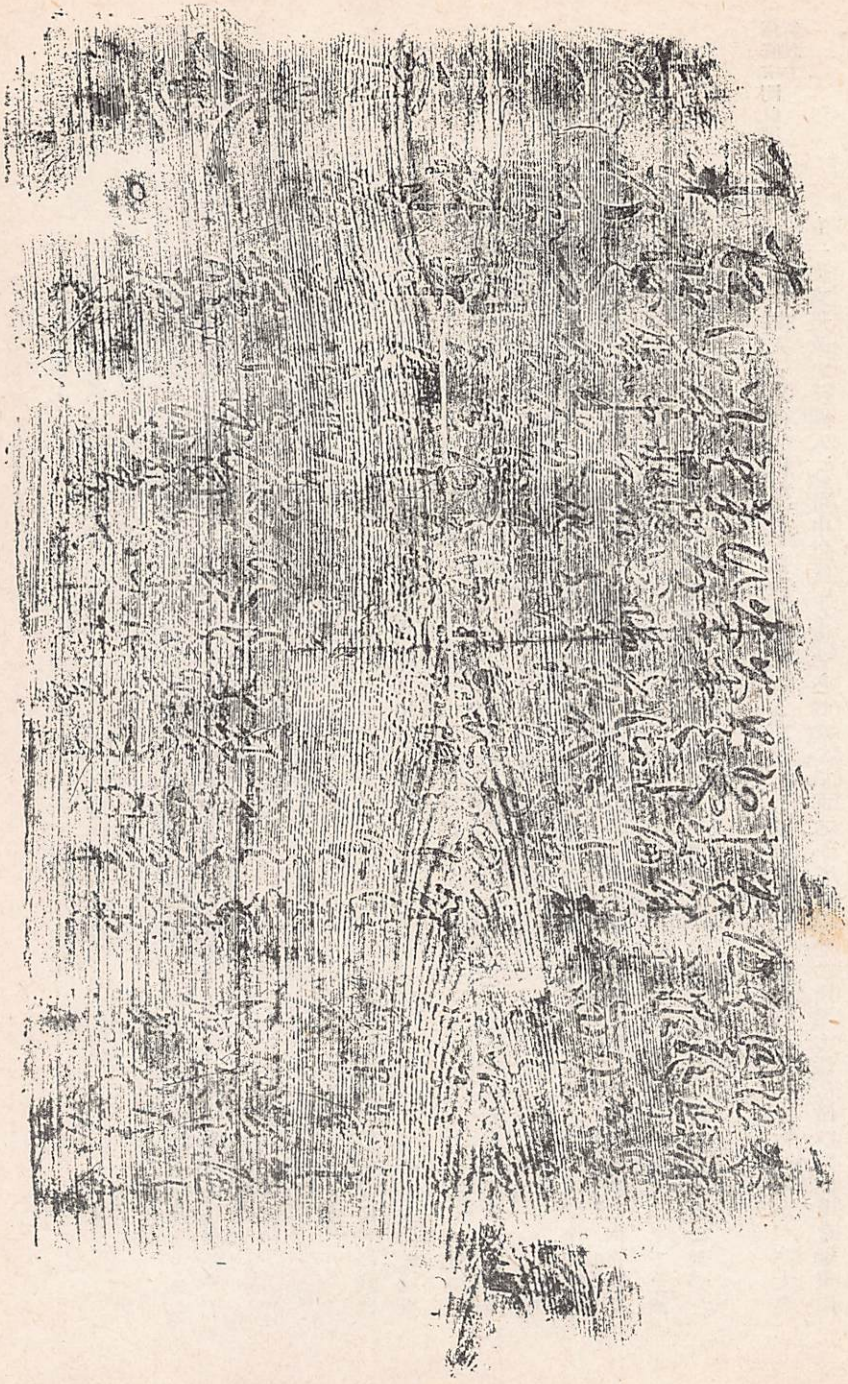

され、急度御褒美下さるべき事
一火を付る者を見付はこれを捕へ早々申出べし見のがしにすべからざる事
一あやしきものあらばせんさくをとげて早々御代官地頭に召連れ來るべき事
一火事の節鑓長刀脇指等ぬき身にすべからざる事
一火事場其外いづれの所にても金銀諸色ひろいとらば御代官地頭へ持參すべし、若隱置他所よりあらはるゝにおゐては其罪重かるべし　たとひ同類たりといふとも申出る輩は其罪をゆるされ御褒美下さるべき事
右條々可相守之若於相背者可被行罪科者也
正德元年五月　日　　奉　行

此の如き重要な事項を記して民衆に示す高札を掲ぐる高札場は、庄屋本陣代官屋敷等の前に設け或は一般民衆の見易い辻などに設けられた。高札場のある地域は租を免ぜられ、其高札は極めて大切に取扱はれ、若し其地方に火災水害等の厄難等ありし時には、高札異狀の有無を領主より届出たものである。其位であつたので、此高札前に於ては冠り物を脫し敬意を表して通つたものもあつたのである。上田町の高札場は海野町南側本陣の東にあつた。

江戸幕府では切支丹教徒の檢舉に、上述の如き方法を採つたのであるが、寛永十八年には、全國民をして、悉く佛教徒たらしめ、各人皆自己の屬する宗門寺を定めさせ一人として、たとへ宗派は何宗にせよ、宗門寺の無い者はない事にし、宗門寺では其檀家の人別を宗門帳に登錄した、此の如くにして全國民一人として漏るゝものなく佛教信徒と成り、其れに入らざるものは異教徒として怪しまるるに至つたのである。

幕府宗門改役を新設す

幕府は寛永十八年宗門改役を新設して宗旨人別改をして嚴重に切支丹宗徒の檢察を行つたが、諸大名も「切支丹改之義彌入レ念可申付候」と達せられたのであるから、幕府の所爲方法に倣ひ宗門改を嚴重に

するやうになつた。

此宗門改卽ち宗旨人別改は毎年行はれ、其時には前以て其期日を通告して町分は間屋在分は庄屋等に其準備を爲せ、町在の役人は五人組の一人づゝ呼び出して其を申渡した。其日に至れば町村各人を呼び出し寺々の宗門帳卽ち宗旨人別帳に各人の印形を据し宗門寺之を保證寺判せる宗旨人別改帳を作り、改當日持參せる印形に依て一人々々改める。其改をする前に先づ條々の申渡しを讀み聞かせる。

宗門改の際申渡口上

宗門改之節申渡候口上書之覺（天保十三年四月）

一切支丹宗門之儀累年御制禁たるにより年々御改被ニ仰付一候、少しも不審なる者有レ之候はゞ申出、出家山伏諸人物貰之類何者に依らず、其本不レ知者の宿致間敷候、暫の内にてもきとくふしぎをなし法をすゝむる者有レ之候はゞ、通一遍の者たりとも早速所を追出すべし。又他領に左樣の者有レ之、群集を爲すとも必ず參る間敷候、此旨妻子によく〳〵申付べく候事

一宗門之儀世々相傳之法を相守り私として他宗に替申間敷候子細有レ之宗門を替申さで不レ叶事あらば、間屋年寄を以て支配方江申出差圖に可レ任候事

一他領と緣組養子取遣致候者、先方の宗門念を入聞届手形取置可レ申候、下人召抱候者身請幷寺請の證文取差置可レ申事

附借家を持人々借候者も同前之事

一町中之儀間屋年寄不レ及レ申五人組として常々可レ致ニ吟味一候親類緣者たりとも聊用捨仕間敷事

一所の者たり共年久しく他國に罷在、又は所へ立歸り候者幷他所者由緒有レ之町中に住居仕度と申者有レ之候はゞ支配處へ申達し吟味之上何方迄も構なく候はゞ、念を入宗門相改差置可レ申事　以上

宗門改の通知

宗門改の期日が定まれば、此を町在役人に通達して、其準備をさせ、又町在の役人は五人組合の一人づゝ呼出して其れを達する

寶永五年四月宗門改の時には

一來る廿四日より宗門改被ニ仰出一候、他領他村の旦那にも其當日無ニ相違一判形ニ御出候様に頼み置き可レ申候、尤所の出家中へは例年の通り寺内證文持參候様に可ニ申觸一候、在家人の儀は家主一人宛其當日他參不レ仕印形に紙札相付名を書き記し改之場處へ持參候様可ニ申付一候、他參帳に押申刻は色紙之札付不レ申候、日限町割之儀手代方より可レ申候以上

四月十九日　　加藤角右衛門
　　津田源太夫

兩間屋宛

正德二年宗門改の時の申渡しは

一今年は宗門改幷に鐵砲御改被ニ仰付一候に付左様相心得可レ申候

一宗門帳例年之通り下帳作り並に別帳去年の下帳相添持參可レ申候、尤人之增減無ニ相違一様致ニ吟味一帳面に記載可レ申候、別紙村割日限之義手代方より書付遣可レ申候

一鐵砲御改帳町中一紙入念相吟味相認可申候　以上

二月二日　　布施武左衛門
　　加藤源七

海野町原町
兩間屋　年寄中

天保十一子年四月改の時には

來る廿九日宗門御改被ニ仰付一候、當日朝五ツ時より髪月代いたし、印形持參御改の場處へ罷出可レ申候

病氣他參の者は前日申出可申候

他參者としては、他村に緣付いた者、逃散欠落の者、死去の者など取調べ他參帳を別に作つて提出する。

宗門改帳の一部の例

安政三年鍛冶町宗門改帳

芳泉寺旦那

年四十三　利七　同　十六　はる
同　十四　さく　同　十一　ませ
同　七ツ　あさじ　以上五人
年六十四　忠次郎　同四十四　利右衛門
同四十二　女　房　以上三人
年四十四田口磯右衛門　同三十七　女　房
同　廿九　濱之助　同　廿九　女　房
同　七ツ　浦之助　（以下省略）

人數合二十八人内十一人男
十七人女

右判形之面々代々淨土宗ニ而拙僧旦那ニ紛無ニ御座一候萬一切支丹宗門之者有レ之由申者御座候はゞ何方なりとも罷出急度明白ニ申啓可レ仕候爲ニ後日一判形仍如レ件

京都知恩院末寺

諏訪部村

芳　泉　寺

安政三年辰四月十六日

宗門改役人宛

各寺々其寺の旦那の人別を記し寺判を爲し、惣家數惣人數及各寺の旦那數を記し終りに町役人或は村役人次のやうに證明する。

今度就ニ宗門御改ニ一右帳面に仕差上申候通、胡亂成るの無ニ御座一候、此外町中に一人も隱れ居不レ申候、借屋之儀は家主並に間屋年寄、下男下女之儀は主人並に間屋年寄、其元紀宗門相改證文取置申候

右於二相違仕候一者曲事可レ被二仰付一候、爲二後日一仍如件

銀冶町年寄　六川甚五郎　同　秋山安兵衞
同　山浦孫兵衞　問屋　柳澤太郎兵衞

宗門改役人宛

（柳澤史料）

離檀　神職の者にて京都吉田家の免狀を有するものは、離檀の事を其檀那寺に願出で、其寺の承認ある時は、其寺より領主役場に出願して、離檀のことを承届けて貰ふのである。かくする時は其本人は宗門人別帳より取り除かれ自身葬祭の事が出來たのである。然し其家人は檀那寺の旦那として宗門改を受けた。

上田領の修驗者が自身葬禮の事を出願し、寺檀人別より取除く事に成つたのは、文政十年七月からである。

寺院内に在る者は、其寺より一札を出して、人別改を省くこととした。

離檀願

離檀願の一例

奉願口上書

一當寺檀中大宮神社神主豊之進儀、今般自身葬祭仕度改願出候、同人養父將監儀先年吉田家より傳法許狀請來候節も、願之通承届候類例も御座候ニ付、此度も離檀之儀願之通承届遣申度奉願候。此段右願之通被二仰付一被レ下候樣奉願上候以上

文政十一年二月　月窓寺印

御奉行所

寺内證文の一例

寺内證文之事

三十九歳弟子　春　隆　　二十七歳弟子　儀　辨
二十五歳下人　村　助

人數合三人内僧二人
男一人

今度宗門御改ニ付御吟味被レ成候へども右之外寺内胡亂成者一人も隱置不レ申候、若し外より於レ致ニ露顯一候者如何樣にも可レ被ニ仰付一候、住寺交替之儀其外不レ依ニ何事一常に變りたる儀御座候はゞ各々迄可ニ申達一候爲後日仍而如件

正徳二年辰二月　　甲州身延山久遠寺末寺
妙光寺

加藤源七殿
布施武右衛門殿

（原町問屋日記）

宗門改缺席者

宗門改の當日正當の理由なくして改の場所に欠席した者は忽ち罰せられる。天和三年八月三日宗門改の時に宗門改役人四名出張し、判元改の時に紺屋町の里右衛門親子缺席した、依て此親子は忽ち閉門申付けられ、里右衛門の女房を證人に取り問屋預とした（原町問屋日記）

宗門寺變更の手續

宗門改が濟むと、町分では問屋が宗門改役人、町奉行町手代等の所に挨拶禮廻りをした。

此の如く宗門改の際には、自分が檀那である宗門寺と、町在役人の證明が必要であるから、若し宗門寺を變更した時には、必ず其手續を取らなければならなかつた。先づ離檀就檀の事を、双方の寺々に談合して其承諾を求め、其旨を奉行に願出で、宗旨人別帳面に寺前の替つた事を届ける、其時に町役人、或は村役人の奥書印形を貰つて提出する、今其提出書の一例を左に記す。

奉願口上書之覺

一田町五郎七儀去る卯之三月御改迄眞言宗横町宗叶寺旦那ニ御座候處、宗叶寺へ御斷申上御同心之上、

淨土宗田町淨念寺旦那ニ罷成候。双方何之障りも無ニ御座一候、奉願上候通被ニ仰付一被レ下候はば難有可レ奉レ存候以上

（正徳二年）辰二月　　田町　五郎七

御奉行様

一札之事

一田町五郎七と申者只今迄眞言宗横町宗叶寺旦那ニ御座候處、今度淨土宗田町淨念寺旦那ニ罷成申候、此段松宮庄太夫様へ御願申上其通被ニ仰付一候依レ之去年帳面ニ寺前替り申候右御斷一札如件

辰二月　　田町　五郎七

加藤　源七様

布施武左衛門様

右之通吟味仕候處相違無ニ御座一候被ニ仰付一可レ被レ下候　以上

間屋　助右衛門　（原町問屋日記）

勘當者は帳外

正徳五年六月に柳町市兵衛悴市之丞勝手に家出をなし、間屋年寄親類組合異見を加へ一度立戻りしも、又々無斷家出、手を盡して捜索したが行衛不明故、親親類から右市之丞は勘當するから帳外にして貰ひたいと願出た。

宗門改役人出張せず米穀高値の爲め宗門改役人出役無し

幕末に至ては、切支丹信仰の者は皆無の狀態となり、隨て宗門改は年中行事の一つのやうに成り、萬延二年正月には、此宗門改當日例年掛りの役人が出張したのを、此年は米穀も高値諸色も拂底高價といふ事を理由として出張せずに、間屋及び組合割番等例年通り、取調べて改帳を差出ざる事にした。

町奉行郡奉行宗門改役へ

右町宗門改出役之儀近年米穀高直ニ相成候處、就中昨年末より諸色拂底高價にて、下々難澁之折柄ニ付、當酉年より來る亥年迄三ケ年、宗門改として出役用捨申付候間、先年間屋幷に組々割番等にて改帳

面差出候通相心得廉略輕卒之儀無之樣累年之通取調差出可申候事

家中は三ケ年に一度改

文政十年亥三月の日記に

宗門改三ケ年に一度づつ公儀江御届候由、右ニ付御家中御改之儀も、三ケ年に一度づつ相成る由、とあれば此の時より家中宗門改は、幕府へ御届け出の年のみと成つたのである。

上田に於て切支丹宗關係者として特に記されてある事は、寶永三年上田分指出帳に、類族者一人の事が載つて居るのみで、此他には更に無かつた。

類族者

一度天主教を信じた者が、後に改宗し所謂切支丹轉と成つた者の、親戚の者でも類族者として容疑者の中に加へられ、其落着く行先まで取調べ、其身を終るまで監視され、死亡の際も普通人の如くには、簡單に葬式を濟ますことは出來なかつたのである。其一例は松代領松代城下に住居した、永井才三郎と云ふ轉切支丹の者の姪に當る一女子が、上田町鍛冶町の長九郎といふ者に嫁いだ、此は寶永三年以前であるが、寶永三年の上田町指出帳に

一類族女一人　當時鍛冶町長九郎妻

此者松代御城下ニ罷在候、永井才三郎と申轉切支丹姪にて御座候

と特記して報告されて居る。此長九郎の妻は、享保元年八年八日に老病で急に死去した。此時の有樣即ち此類族者の死者を、如何に取計つたかといふに、平手氏上田日記に

享保元年八月

鍛冶町長九郎妻義、切支丹轉類族女、老病急に指起り醫師共致ニ療治一候得共、不ニ相叶一八日晝七ツ時過相果候依レ之梅戸仁左衛門立合、右之譯共主馬久松殿へ申達、御所替之節申傳候通、松代へ爰元より届致させ、老女鹽漬ニ致置、松代より飛脚返事勝手次第取置候樣申來る。

とあつて、類族者たるが故に、死骸は鹽漬にされ、他藩との交渉濟までは、放置されるといふ哀れな慘酷な目に遇つたのである。此様な狀態から考へると、此人は死に至るまで、其筋の役人に油斷ならぬ者の一人として見られ、不快な月日を送つたのだらうと想はれる。

往來手形

往來手形　切支丹宗門の禁制嚴重なる時に、知らぬ他國へ旅行などして、萬一切支丹信者なりとの疑を受けるやうな事、又は何かの異變あつた時に備へる爲めに、他領他國への旅行者は、自分の旦那寺から一札を貰つて出懸ける、此を往來手形と謂つた。左に一例を掲げる。

往來手形之事

一此度右衞門と申者、代々淨土宗にて拙寺旦那紛無二御座一候、今度伊勢參宮之心願二而罷通候、宿々無二相違一宿相願候はば御留可レ被レ下候、万一病死仕候はば、如何様にも其所に御取置可レ被レ下候、此方へも御序に爲二御知一被レ下様奉願候爲レ念仍如レ件

明和四年亥九月

信州小縣郡上田横町

願行寺

所々御役人衆御中

寺僧倨傲尊大

平民は、宗門改から旅立ち迄、離世しては、西方極樂淨土に赴く引導まで渡して貰ふ寺僧には、頭は擧らない。一方寺院僧侶は倨傲尊大の風を來たし、寺檀の關係成立してよりは、安逸に耽り修業教化に精進するは稀なるに至つた。德川時代に高僧知識の出なかつた一因は、是に在つたのである。

博奕改

(二)博奕改

此博奕改の事は、五人組改と同時に行ふこともあり、又特別に行ふこともあつた。江戸時代に於ても博奕は諸惡の基として、非常に嚴重な取締をした、故に五人組を利用して、博奕を爲さしめないやうに組合内互に戒めさせた。そして博奕改の時には、組合切に一札を出さしめた、今其一例を示すと

差出申一札之事

一御法度之博奕之儀、常々御吟味被レ遊候處、此度猶以御吟味被二仰付一奉レ畏候。組合之内吟味仕候處加様成者一人も無二御座一候。若し外より御聞出し被レ遊候はゞ、本人は不レ及二申上一、組合之者共急度同罪可レ被二仰付一候。爲二後日一仍而如件

寛政九年巳二月　日　　田町組合

與五郎印　同斷　田中求清印　同　喜　七印
同　善四郎印　同　善兵衛印　同　み　ね印
助右衛門かしや　万　吉印　同　源三郎印　みねかしや　善治郎印
善四郎かしや　虎　吉印　助右衛門かしや　甚四郎印

原町間屋町年寄宛

博奕制裁の町定め

賭博の禁制は、江戸幕府以前よりあつた。此は前述の通り、遊手徒食、不良の徒に陥るの因をなすと考へられたからである。江戸幕府時代には、これが禁止を勵行し、其禁を犯すものは嚴科に處した。上田藩仙石領主の時代には、賭博の禁を犯した者は、領内追放の處分にした。松平領主時代嘉永三年二月上田町で、奉行の意を承けて、町役人共相談の末、町内に觸れた條々の中に

常々御停止被二仰出一候博奕之義、相背候者は、町内取定として過怠に三ケ年の間、下駄傘差留以後の懲にいたし可レ申候

と云ふ一ケ條がある、隨分慘酷な懲罰法である。

鐵砲改

(三)鐵砲改

五人組改、博奕改などの外に、鐵砲改といふもあつた。此鐵砲改は、宗門改と同時に行つた事もあ

る。德川時代には庶民に武器の携帶を嚴禁したが、武器の中、威力尤も大なる鐵砲を所有するは至極危險なりとし㈠威筒　野獸の爲めに、耕作物などを害さるゝ時分に、此を威嚇して追ひ拂ふ爲めに使用する銃㈡用心筒　役所などに備へ置いて、惡黨狼藉者などに備へる銃㈢獅師筒㈣冥加筒等の外には、猟りに銃砲を所持するを許さなかつた。

貞享四年十二月二日、幕府は鐵砲改の書式を定めて、關東幕府直轄地內の鐵砲を改めたが、各藩に於ても之に倣ひ、鐵砲改をするやうに成つた。改の時差出した一札の例を左に記す

指上申一札之事

一今度鐵砲所持之者無二御座一候哉と當町中に就被レ遊二御改一候。家別人別借屋末々共男女もらし不レ申社家寺院並兩所の門前より御除地之山伏神子尼小庵之隱居道心者幼少の家主後家やもめごぜ座頭の住宅迄も無二殘所一吟味仕候得共鐵砲一挺も無二御座一候、並名を鐵砲とは唱不レ申別名南蠻詞等に品を替、鐵砲の藥を以て飛わさ仕道其或は木筒ねり筒或は腰差懷筒之類、社內等の寄進筒、當分の質物等預り置候筒、同質店に遣置候筒。古かねとして求置候筒、損筒、商賣鐵砲共、所持の者すべて一圓無二御座一候

附他參の留守迄も吟味決定不レ仕もの一人も無二御座一候

一此已後他領より養子入聟並他所より參候永住の者持參鐵砲自然有レ之候節早速御斷可二申上一候御斷不二申上一して堅所持爲レ致間敷候、尤他領のものとして折合筒共に堅所持爲レ致申間敷候私として相合申間敷候

一御大名方御供御迎鐵砲等止宿ハ格別之儀、旅人他領之者抔鐵砲を持候て一宿之節ハ、私共に相斷可レ申旨段々奉レ畏候爲二後日一證文如レ件

享保十五年戌

兩間屋　町年寄　連名

町御奉行様

此書式は貞享四年十二月二日、幕府の定めたものである。此一札所載の如く、組合切にて、厳密な吟味をして、左の如き一札を其町役人に差出した。在分は庄屋に差出した。

差出申一札之事

一鐵砲御法度常々被レ爲二仰付一奉レ得二其意一候處、尚又當春組合切御改被レ爲二仰付一吟味仕候得共、鐵砲所持仕候もの無二御座一候、若隱置御聞出し被レ遊候はゞ、本人同罪被レ爲二仰付一候仍而如件

文化九年申正月　　宮下兵衛門印　和七印　喜三郎印　長五郎印

千次郎印　恒三郎印　勘兵衛印　（以下借屋人略）

原町問屋年寄殿

獵師筒所持の者ハ㈠此鐵砲で意趣遺恨ある者を打つやうな事㈡此鐵砲は親子兄弟近親といへども貸與せぬ事㈢自分所持の鐵砲と紛らかし、他より預つたり、挺數を多く持つたり、又他領の者と分けて持つやうな事をせぬ㈣鐵砲が損じて仕替へる必要があれば、役所へ届け出て其差圖を受け、自分勝手に仕替へぬ事㈤玉の目方や、筒の長さを前の者と違へるやうな事は爲ない。若し違背したならば、本人は勿論名主五人組まで、嚴科に處せられても、一言も被是云ふ所は無いといふ一札を出したのである。

上田領内鐵砲數

安政六年七月幕命により、上田領内の鐵炮數を改めて、差出したのに據ると

鐵砲御改目錄

一鐵砲二十七挺　用心筒　一同三十二挺　威筒　一同二百七十三挺　獵師筒

合鐵砲三百三十二挺

是を領内組別に表示すれば

組名	威筒	獵師筒	同心筒	合計
小泉組	五五	五〇	〇	五五
浦野組	〇	七一	〇	七一
塩田組	二七	二〇 内二挺取上げ筒	〇	四七
塩尻組	〇	〇	八	八
國分寺組	〇	〇	四	四
田中組	〇	一二 内一挺取上げ筒	一五 内三挺取上げ筒	二七
洗馬組	〇	六四 内一挺取上げ筒		六四
武石村	〇	三〇 内三挺取上げ筒		三〇
中烏川	〇	二六		二六

鐵砲稽古筒御改目錄

一鐵砲八十七挺　稽古筒

右組譯

鐵砲八十五挺　鹽尻組　鐵砲二挺　鹽田組

鐵砲冥加筒御改目錄

一鐵砲九百十一挺　冥加筒

右組譯

鐵砲四十八挺　小泉組

同　百五十一挺　浦野組　内六挺　村役所預筒　一挺　紛失筒

（御用書留）

同　三百十四挺　鹽田組　内三挺　村役所預筒
同　六十七挺　武石村　内一挺　村役所預筒
同　百十八挺　鹽尻組　内一挺　村役所預筒
同　七十一挺　國分寺組
同　六十六挺　田中組
同　百三十九挺　洗馬組　内七挺　村役所預筒
同　三十七挺　川中島　内三挺　村役所預筒

獵師筒は運上を、冥加筒は冥加銀を納めて居たが、上田藩にては、此運上冥加何れも、明治元年正月に免除した。其當時鹽尻組割元より、各村庄屋への達しは次の如くである。

獵師幷冥加筒所持之者之内、運上冥加とも御免被レ成候間夫々可レ被二申付一候此段申達候　以上

正月十八日

右之通被二仰出一候ニ付此段御承知夫々御申付可レ被レ成候　已上

正月十九日　割元

踏入村より鹽尻村迄

右村々御庄屋中

第四節　儉約令

儉約令

徳川時代初期寛永十九年五月に、幕府は郷村に令條を頒ち　一、祭禮佛事等結構に仕間敷事　一、男衣類之事此以前より如二御法度一庄屋ハ綿物布木綿を可レ着、百姓は布木綿たるべし　一、嫁とりなどに乘物無用之事　一、不似合家作自今以後仕間敷事、と申觸れて、平民の奢侈に流るゝを戒めたが、天和

二年五月諸國に高札を建てゝ、其に人民の遵守すべき條項を掲示し、違犯之輩は嚴科に處せらるべき者と申渡した。其第一榜に、

萬事奢すべからず儉約を可相守事

一萬事奢致すべからず、家作衣類飲食等に至迄、儉約を可二相守一事

と云ふ條があつて、諸國に奢侈を戒め、儉約を守るべきを嚴重に申渡した。之れ奢侈は逸樂柔弱の俗と財政の不如意とを將來するものと爲したからである。

此以後御料、私領共、何れも皆儉約嚴守を命ずるに至つた。此は公儀の命を奉ずる事となる一方、此事が、自分にも好都合であつたからである。

仙石氏の時の儉約令

眞田氏當時は文獻の徵すべき者が無いので知るを得ないが、仙石氏時代には、士分に家作等を花麗にし、內宅を飾るを禁じ、振舞は一汁二菜、酒肴一二種の制限を守らしめ、衣服は麁相なる品を用ゐる華美なるべからずと申渡し、町分には町中儉約を守り、萬事質素に致し、衣類等に至るまで、綿服を用ゐる過分之儀不レ致、婚禮養子幷佛事等隨分儉約を用ゐ、音信贈答に至るまで手輕にいたし可レ申候と申觸れ、在分には前々雖二仰出一、別而今年より儉約可レ用、たとへ手前宜しき者にても、振舞一切可レ爲二無用一と申し觸れて、奢侈の風に陷るを戒めた。元祿十年十二月十四日、家中に申渡した儉約條々を左に揭げて置く。

覺

一近年段々二不勝手、難儀一及候二付、面々知行指上け申度願之段、奇特千萬二候。何も勝手不如意之事に候へば、心付け申付樣も可レ有レ之の處、剩合力の內、扶持借り候段、不二大形一不快事に候へども此節之儀二付無レ據任二其意一候事

一儉約之儀、前々より數度申渡し、當春も年寄共、口上書を以て申渡猶更暮し等も仕能樣申付度、條目を以て申渡候事

番勤の者番代差支無し召仕減少すべし

一番相勤候侍共、番代を以て相勤度き面々ハ、兼て頭迄願置、世悴幷弟之内、勝手次第指出可申事
一役馬不レ残令二赦免一候、附役人勝手次第ニ、隨分減少可レ仕候。役儀相勤之節、江戸上田共に借人可ニ申付一事、幷ニ下女之儀も、猶更減少可レ然事
一於二上田一他出之節、面々屋敷前掃除成合ニ可レ仕事
一上物之儀、一切無用。但し家督新規ニ召出候節は其身斗、肴を以て禮可レ致、其節たりとも江戸上田共ニ飛脚無用ニ候事
一面々頭への付届幷用事之外、吉凶共に不レ及レ勤、但し親類幷入魂之間柄ハ可レ爲ニ心次第一、江戸上田共ニ書通之儀も同前之事
一吉凶共ニ常々共、音信贈答之儀親子兄弟之外、堅可レ爲ニ停止一候事
一振舞之義彌堅く無用。但無レ據用之節、時分ニ至り候はゞ、隨分輕く、一汁一菜にてしたゝめ可レ仕事。其節たりといへとも酒出し候事可レ爲ニ無用一。毎度雖ニ申渡一、料理品頗華美ニ相聞以之外不詮議ニ候。向後ついへ無レ之様可ニ心掛一事
一婚禮葬禮法事等之儀、彌輕可レ仕候事
一寺社諸勧進等施候儀一切可レ爲ニ無用一幷ニ只今迄の通、寄進等も減少可レ仕候事
一衣類之儀只今之通、紬袷を用、木綿可レ着幷妻女等上着之義も彌木綿絹紬之外無用之事
一蠟燭之火、挑燈幷ニ他客之外一切可レ爲ニ無用一事
右之通面々勝手之爲め申付候間是ニ限らず心次第ついへがましき儀無レ之様ニ儉約可レ用也

寺社勧進施し無用

蠟燭之火挑燈及來客の時の外無用

丑十二月十四日

松平氏時代には、初代忠周の時、財政難の爲めに、寶永七年八月二十五日家中に半知のことを申渡し、以後五ケ年間儉約の旨を達した程であり、既に家中に儉約を守るべきを命じた以上は、鈞衡上からも必

松平氏入部後數年ならずして家中半知のことあり

要上からも、士分以外の人民にも、儉約の儀を申付けるのは當然である。

延享五年十二月、町方儉約に就て左の如く申渡した

近年世上一般困究の趣ニ候、町方之儀時節悪敷商賣も無レ之内證不手廻之様相見候。依レ之平生の暮方諸事質素にいたし儉約專一ニ、町方未々の者共、費ケ間敷義堅く無レ之様ニ勝手向取續商賣其外相應之渡世、家業專一ニ心掛、町役往來傳馬等年貢上納、向は不レ及レ申諸事差支無レ之様ニ可レ致事ニ候。然る處近年は萬端儉約の筋怠り、品によりてハ身上不相應ニ、諸事過美なる體相見候族も有レ之候様相聞候間、左之通此度申付候

一婚禮等之節料理向近年過美之致方有レ之候様ニ相聞候。時節柄ニ候間向後隨分輕く其節間屋年寄承合、指圖次第取計可レ申候。役人共に其趣申渡置候

法事の節も同斷可レ得ニ差圖一候

一平生寄合吉凶共に料理等過美の躰ニ相聞候。向後隨分手輕く可レ致事

一手代共風俗も一統奢りかましく相聞候、身持商賣第一ニ心掛可レ申、主人主人も、其心得可レ有レ之候。前々通羽織着用之儀可レ爲ニ無用一候。若無レ據筋も有レ之候ハヾ、主人に伺可レ得ニ指圖一候

此申渡しに依り、町役人等は相談の上、以後婚禮の時には、料理等は隨分輕く致すことゝし、其時の獻立は役人まで申出ること、又大勢客を集めることは爲ない。法事の時も目立つ様な獻立は爲ない。歲暮五節句幷に常々の音信贈答等も輕くすること。手代共が近頃小宿を極め置いて、折々其處に寄合ふといふので、向後は主人皆氣を付けて、其宿を爲した者が知られた時には、注意を與へて其を止めさせる、此は作男にも氣を付て、右様の事無いやうに爲る。又町家の妻子等分限不相應の衣服を着けるとの事故、是も其亭主ニ於て注意して、此事なきをつとめること等を申合はせ、此趣を町中殘らず呼寄せて申渡した。

寶暦の家中儉約令

儉約令中寶暦九年正月廿八日屋形ニ於て、師岡加兵衛より家中に申渡したものは隨分嚴しいものであつた。

一先達而追々被ニ仰出一候御家中音信贈答之儀家内妻子衣類の儀をも被ニ仰出一候處、近來制外之衣類並音信贈答、猥ニ相成候樣相聞候、半知以後（忠順の時寶暦七年半知申渡）別而一統及ニ困究一候段追々被ニ聞召一候處不都合成儀共ニ候。依レ之此度被ニ仰出一候趣、何も急度相守諸事質素に取續勤仕に無障樣可ニ相勵一候若此已後不覺悟ニて勤缺候輩有レ之者、被レ遂ニ御吟味一急度可レ被ニ仰付一候

一正月傍輩は勿論、組支配之者、猶以其外數年出入之者、具足之鏡餅、爲レ祝罷越候者、三方ニ飾置相互ニ祝候樣可レ致候、但此迄相應に膳部仕立置候而、右祝義差出候儀有レ之由、向後堅可レ爲ニ無用一候

一年始祝親類ハ勿論、年來入魂之もの迄、爲ニ嘉例一節振舞致來候處、向後ハ親子兄弟、從弟甥舅近き緣者は格別、其他ハ決して可レ致ニ無用一候。膳部一汁三菜、酒三獻吸物無用、取肴ニて相仕舞可レ申候

一養子婚禮之祝儀、右に準じ、近き緣者仲人之外ハ寄合候儀堅く無用ニ可レ致候。最寄合人數名前御目付迄相達候樣可レ致候

一吉凶共音信贈答此以後致候輩も、有レ之候ハヾ、廻り役人見咎其品取り上急度可レ被ニ仰付一候

一武藝稽古之儀兼ても被ニ仰出一候通、儉約とても怠り可レ申樣無レ之候へども、猥りに參會無レ之樣相嗜彌稽古作法常々懈怠有レ之間敷候

但賭の諸勝負彌以停止たるべく候。然れども弓術之勵にも候へば筈かけ程の義は可レ爲ニ格別一候

一醫師への藥代先年被ニ仰出一候通彌可ニ相守一候。近來藥禮の節、肴其外相添差遣候輩有レ之樣相聞候。是又相定藥禮之外輕き肴にても、添遣候義無用ニ候

音信贈答品見付次第沒收

一家中妻子等親類近緣者ハ格別、其外年始早々より參り候義、可レ爲二無用一候。入魂たりとも他人の方に年禮可レ爲二無用一候

士分妻子の衣服の制

一妻子之衣類絹紬木綿之外急度着用申間敷候。帶ハ縮緬、綾、綿紬ニ限り可レ申候。此外織物類一切可レ爲二無用一候。絹紬木綿たりとも、衣類模様もの、着用申間敷候。是又廻りの役人見咎め、途中より直に家內亭主ゟ申届候て、過料可レ被二仰付一候

條目規定の通持合無き者は禁足

但右之通被二仰出一當分持合無レ之者ハ、禁足可レ致候。親子之間に無レ據用事にて參ずして難レ叶義も候ハヾ書付を以て其子細目付迄申達差圖之上可二相越一候

一御詰並より御徒格迄、妻子之衣類先年も被二仰出一候通り、可レ限二木綿一其外着用無用候。帶ハ絹紬之外ハ一切可レ爲二無用一候

儉約令違犯者の過料

一足輕者下着帶共ニ絹類無用。妻子同斷之事

一過料之定

百石以上　銀壹枚　中小姓以上　銀七匁

徒士以上　銀五匁　足輕　鳥目五百匁

一面々召仕候下女奉公人困究不釣合なる身振りの者有レ之候。向後急度可二相改一候、並下女給金之御定も有レ之事に候へども以後高給にて召抱候者於レ有レ之吟味可レ被二仰付一候

一江戸表許便之節、給物類、無益の駄賃かさ高の物品、取遣り向後堅く可レ爲二無用一候。會所にて相改、給物等かさ高なる品は吟味可レ被仰付一候間、無レ據品に候バ、其段書付元〆に可二指出一候。其上時宜に依て差圖有レ之上取計可レ申候

右之通被二仰出一候。向後見廻り御役人被二仰付一無二遠慮一見咎次第御目付に申達候筈ニ候。一統可レ被レ得二其意一候

卯正月

平民階級への儉約令

絹物一切不可着

音信贈答無用

振舞無用

士分に對して此の如くであつたので、其れ以下の平民階級へ、卽ち在町の百姓町人に對しては無論のことで　一、儉約に付萬事質素に致し、妻子衣類帶に至るまで木綿に限るべし、絹物類堅無用　一、音信贈答相止め可レ申事　一、振舞無用然共手作の蕎麥、麥切等は差支無レ之事といふ條々が申渡された。

此頃は公儀御法度、或は領主よりの申渡條々等に對しては、下々の平民は、素直に之を遵奉するといふ風であり、上田藩も寶曆騷動以前のことでもあり、且其上に儉約令勵行の任に當つて居た徒士目付の妻女が、寶曆十一年十月、縮緬の帶を着けたのが發見され、取糺すべき役人の妻女が、禁制を犯したとの理由で、過料銀五兩、其上役前御取上げと云ふ事があり、隨分嚴罰であつたので、大法師神社の祭禮に、制外の衣裳を着用した者などが、恐れ縮み上つた程であつたので、此時の儉約令は家中にも、在町にもよく守られた。然るに町分の呉服太物商賣、肴屋、酒屋をはじめとして、他品商の者も、買人が頓と減少し、僅二三ケ月で商業不振の狀に陷り、上田町へは所謂不景氣風が襲來した。悲鳴を揚げた商人等は寄合談合の末、兩問屋に究狀を詳かに訴へて、兩問屋より儉約令緩和を、歎願せんことを賴み込んだ。

目付役人叱責さる

儉約令の緩和願

兩問屋も此を諒として、町手代まで內々に、「町方は御儉約の御觸が出て嚴しく御儉約といふ事に成つてより、別して商賣が少なくなり、難儀して居る旨を訴へ來るやうに成つた、御儉約といふことは無論難レ有事ではあるが、商業に從事して居る者に取ては、他所からは商人は參らなくなり、買人も來ないので、折角仕入れて置いた商品は、一向に賣捌けないので、誠に困り果てゝ居る。けれども此樣な事は表向き申上げ難い事故、此所何うか御工夫の上、町方の者の願の趣をお上役人へお傳へ願ひたい」と賴み入れた。依て四月十日町手代より此事を町奉行にまで申達した。町奉行は儉約申觸れの爲めに、商賣不振に陷つたといふが、事實相違無きやと兩問屋に尋ぬる所があつた。兩問屋は聊も相違ない旨を述べ且

此願は御儉約申渡しに就て、彼是申上ぐるのでは無い、けれども町方の困究は事實であるので、御上に於て、折角人民の爲めに、御儉約申觸れられたのに、其れが商賣上に差障るとなれば、却て御上を恨むやうに立至るかと思ふ。故に此所を考慮して、何分宜しく取計はれたいと懇願した。

儉約令の緩和

翌寶暦十年の暮に至り

一下着絹紬着用致候ても御見のがし被レ成候趣ニ候間、左様心得可レ申候。尤妻子とも同様併し御免と申にては無レ之候。羽織裏絹紬付候ても同斷。上着帶ハ木綿を用可レ申、決して絹紬無用ニ候

といふ内意が兩問屋に傳へられ、儉約令の緩和を見ることが出來た。後の爲政者の參考ともなる事である。

儉約令と御好踊

寶暦九年の四月、町方困究の爲め、本年の祇園祭禮には、跡の役者藝を御上の御覽に入れることは、物入費用もかゝるので、甚だ迷惑の旨を申上げた。然るに輕くとも踊いたすやうとの内意であつた。町方では再び相談の上、去年の日雇賃百廿七兩程、兩町から支辨した事もあり、町方困究なる故、祭禮も至極輕く執り行ひたいと考へて居るので、殿樣御好の踊などは御用捨願ひたいと申出た。けれども四月二十七日に、兩問屋は町奉行所へ呼出され、「御好踊吉例の樣なり候間、御用捨無レ之輕く申付候樣」と申渡され、詮方無く、御好踊番組を認め差上げて、五月五日無事に祭禮を濟ませた。

藩では、此年の正月儉約嚴重に相守るべき旨申渡し、又其五月には本年の麥作違といふので、今年は日照りのために、麥作が違つたから、秋作取入までに末々の者夫食に究し、飢餓に陷る者無しとも限らぬ故、今の内油斷なく草木の若葉、獨活、田螺、小魚之類何にても食べ得られる者を採り集め、町役人の所に預り置き、萬一飢に及ぶが如き者あらば、其時の助けにせよと注意を與へ、且其採集人足は、兩町へ百人宛の割合に、扶持米を給與するといふ程、不安な年柄であつたので、一体ならば下々の者より

御好の踊を御覧に入れたいと申出づるとも、此時節柄故其志の程は奇特であるが、先づ以て見合はすべしとて、些少なりとも町方の物入費用のかゝらぬ様取計つて然るべきである。然るに下々より困究の状を述べ、御好踊は御免蒙りたいと願つても、聽き入れなかつた事は矛盾撞着も甚しいと謂はなければならぬ。當時の記錄に「御儉約は被仰付、麥作違にて粥、木の芽を食べ、飢人の出でざるやう取計へと申渡されたのに、之れと引違に、町方物入難儀仕候間、御好踊御免を願ひ候ても、御用捨無レ之御用立金も御用捨無レ之、是は不都合之義と存候得共、下として困果申候」とある。無慈悲の爲政者に對する憤慨の念を漏したのである。

文政九年には、藩の財政も頗る困難となり、且去八年は、上田領凶作にて租入大に減じたので、儉約を專にすべき旨申渡し、町方へは御儉約に付、として七月八日

一御祭禮、天王斗、ねり物相止候様。尤笠鉾ハ出し申さで不二相成一事に候ハヾ出し可レ申候
一ねり子供着物の儀、縮緬、天鵞絨之類一切不二相成一候
一御俵、此迄參拾俵被レ下候處、拾俵被レ下候
一御酒するめ、御目錄ニ而前日御台所小役人中、御持參被レ下候所御斷り被レ成候
一篠竹は入用に候ハヾ被レ下候
一常田房山躍、獅子斗に致、だし等相止め候様

右拾ケ年御儉約中被二仰付一候

と申渡し、城祭としての祇園祭禮に、從來祇園俵として給與して來た、米三十俵を十俵に減じ、藩主より祭禮當日祝儀として下賜された、酒肴も中止されることになつた。

天保十三年節句飾物儉約令

天保十三年五月、孫祝雛、幟、初節句等にて音信飾物などは、里方より祝ひ遣はすのは格別とし、其

他からは手輕の品を贈り、過分の贈答は致さぬ事、又其祝の時、客を招待するも、右に準じて華美なる料理等用ゐない事等、豫ねて申觸れて置いたのに、此五月節句には、過分の飾物などもあり、表向は品數を減じて飾り置くも、時節柄不相應なる飾物など、貰ひ受けて置く者もあり、これは禁制を守らぬ不埒の事である。けれども先づ此度に限り、格別の宥免を以て、咎めの沙汰に及ばない、以來は左の申付の通、急度相守るべしとて、次の如く申渡した。

一五月飾幟の儀ハ、並木綿一幅にいたし、數二本に限り可レ申事

但是迄用來候、古並木綿二幅にいたし置候分ハ、向七ケ年申歳迄ハ用捨致候間、年限相立候ハヾ一幅にいたし可レ申事

附二幅幟相用候とも、貳本ニ限り、其余ハ不ニ相成一候

一鐘馗幟の儀ハ、木綿相用候儀、以來不ニ相成一候事

但紙幟一本ハ用捨いたし候。尤紙にても貳十枚以上は不ニ相成一候事

一飾槍の儀ハ數五本迄は不レ苦。尤對の品幷箔朱漆等相用候儀ハ不ニ相成一候事

但贈答の儀、里方幷兄弟の外飾物贈答無用の事。其外緣者懇意の者より飾物贈答致間敷候事

一吹貫、吹流ハ勿論右之外ニ飾物等一切不ニ相成一候事

一三月雛飾の儀ハ、內裏人形二對迄は不レ苦候

但一人形丈八寸以上不ニ相成一、其外の人形も八寸以上不ニ相成一。右以下の分粗末の金入純子類の裝束は不ニ相成一候。雛道具梨地ハ勿論結構なる蒔繪不ニ相成一候。都而成るたけ數少く質素ニ可レ致候。尤贈答も前段飾槍箇條の通相心得可レ申事

一大造なる細工、作り花絹布織物相用候、押繪之類一切不ニ相成一候

但羽子板是又押繪の類不ニ相成一候事

五月幟は並木綿一巾數は二本

鐘馗幟木綿不相成

飾槍の數は五本に限る里方兄弟の外飾物贈答無用吹貫吹流不相成

人形の丈は八寸以上不相成

大造なる細工物不相成

弓、刀に箔不可用

一破魔弓、菖蒲刀の類箔用ゐ申間敷候事

一町在の者共、着服并髪の飾等の制度、去丑年七月中、嚴しく申聞置候處、今以心得違の者も間々有之哉の趣相聞、不埒之至ニ候。以後不時見廻り者、差出改申付、見當候ハヾ嚴敷咎可ニ申付一候

水野の施政

天保の頃、首班閣老水野越前守忠邦、文化文政の時代、天下恭平上下共に奢侈逸樂に耽り、風俗一般に頽廢せし後を承けて、健氣にも其風を矯めて、享保寛政の治に復せんと欲して、嚴しく儉約を勵行し質素を旨とし、奢靡を斥け、安逸惰弱の弊風を一洗せんと爲た。此施政の高潮期と思はるゝ、天保十三年には、其四月、幕府より、野菜もの等季節いたらざる內、賣買致す間敷旨、前々相觸候趣も有之所、近來初物を好候儀增長致、殊更料理屋、茶屋等にては、競合買求、高直の品調理いたし候段、不埒之事に候。譬ば、きうり、茄子、ゐんげん、さゝげの類、其外もやしものと唱へ、雨障子を懸け、芥にて仕立、或は室の內に炭團火を用、養ひ立、年中時外れに賣出し候段、奢侈を導く基にて、賣出し候者共も不埒の至に候間、以來もやし、初もの、と唱候野菜類決して作出し申間敷、在々にも相觸れ候條、其旨を存じ堅く賣買致すまじく候。と嚴重に申觸れて、贅澤を禁じたのである。幕府爲政者の方針が既に此の如くであつたので、上田藩天保十三年五月の儉約令も、之れに則つたものであらう。破魔弓、羽子板等に金銀を用ゐるを禁じ、雛人形の丈を八寸に限定し、其裝束類を結構にする無きを申渡したことは、既に松平定信執政の、寛政元年十一月の禁令に出て居る。

安政二年の儉約令

安政二年三月の儉約令

質素儉約風俗之儀前々より相觸置候處、尙又天保十亥年、同十二丑年、同十三寅年、弘化元辰年、同四未年、其度々嚴重に相觸置候處、年月を經るに隨ひ、萬事弛み勝に相成、近年婚姻を始め、諸事葬祭等家作普請等に至る迄、身分不相應の義も有之趣相聞不ニ相濟一事に付、去る戌年節儉の節尙申諭、町方に於ても夫々申談費を省き、永續方の義取極め、既に規定の書面をも指出置候へ共、當時右の規定廢

候向も有レ之哉之趣相聞、無レ詮事に候、精々嚴敷申付候義は、銘々取凌の爲に候處、町々末々に至ては右等の儀など勘辨も無レ之、只人情にのみ傾き歎はしき事に有レ之候。別けても婚姻結納の儀は、追々華美に相成、身元難澁の者も、外見を飾り無理なる借財にて、祝儀相整候向多く、難澁彌增究迫に及び、或は借財方手段出來兼候者は、可ニ娶合一年令至候得共、無レ據打過心得違の者多く、中には御厄介にも相成歎敷事に候、近年は災難打續、昨年の地震御領分は格別の災も無レ之候得共、五歳內を初め、南海東海其外西國筋等、夥敷大災に有レ之、此上右等之變事可レ有レ之歟も難レ計、就ては銘々身分を顧み取凌方覺悟專一に可ニ心懸一時節に候間、過分の作事は尙更假初にも奢侈之風儀致間敷候

一婚姻結納之儀は、以來帶一筋腰帶一筋に限可レ申事

但品物之儀は、素婦人迄も上着綿服に限り候儀に候へば、花美結構なる品は不レ及レ申、身分を顧み着服相應之品、相用可レ申候。此結納披露等之儀に付、客來等無用可レ致候事

一葬祭之節酒差出儀堅く相止可レ申候

但寺院等相招候とも、別段取繕樣之儀不レ致、膳部等御家中の古格に準じ、可レ成丈質素之仕向可レ致候。婚姻膳部も右に準じ、都て手輕に振舞可レ致候

一葬送之節、婦人寺迄罷越候儀、以來相止め可レ申事

一養子取遣之節も、都て婚姻結納の格にて、双方の祝物手輕に申談祝事可レ致候事

一三月五月初節句

一破魔弓　羽子板祝

一孫祝

一伊勢講幷秋葉講の類

一參宮幷下向

葬祭の節、酒出すべからず

葬送の節婦人寺迄赴くを止むべし

一諸振舞
一鎭守祭
一疱瘡見舞

右十ヶ條の客來祝物大禮とも違ひ、銘々質素の心得方も可レ有レ之、殊に町方ハ定めも致置候故、此度別段不レ及二沙汰一候得共、可レ成丈費を省き、銘々實意を以て附合を遂げ、難澁筋に不二相成一樣、精々心懸け、天保弘化之度申付をも相守、家業出精可レ致候。萬一此以後心得違の者、於レ有レ之は、無二用捨一申付方も可レ有レ之候間、嚴重に相心得、當町方規定も相立組合限心付合、永續方專一に心掛候樣可レ致候事

右之趣町方一統へ不レ洩樣可レ被二相觸一候、此段申達候以上

三月十日

演說

別紙觸書に相認候品物之儀は、代料に候へ共

一男子は上下代參步程に限
一女子は帶代一兩程に限
一同斷腰帶代一步程に限

右を上部と致其餘の省略は成丈致二目錄一等の取遣を以て、禮儀相立候場を取計可レ申事

一嫁娶之節酒代等と唱、金子遣取之儀は、決して無用可レ致事右他領と緣組等致候へば、先方に對し人情も有レ之候とて、先方に任せ候ては、省略可レ致期無レ之、是以自他同樣の譯柄に付、領制之趣を以て、堅く右之趣相斷候て、嚴重相守可レ申事

一御家中にては葬式之節、平は八杯豆腐、法事之節は大油揚、汁等は甚手輕の品相用候

祝物代料の定

他領の者には領制を主張すべし
家中葬式の節、平は八杯豆腐、法事の節は大油

揚婚姻之節、平は田作、黒豆、牛蒡

一前々より婚姻之節は、平は田作黒豆、牛蒡相用ゐ來り候、御先祖様の御遺法にて、上下共行渡り候様にとの儀に候。右等の意味を以て、萬端省略致禮式相整候儀を元と致可レ申候。尤其者の勝手向にも、上中下の程も可レ有レ之候間、町役人にても心付、過分之取飾り等致し候様の儀、無レ之様心附可レ申、身分を超過致候て、飾のみ致し候ても、却て人の譏を招候事に候間、町方末々迄も心得違無レ之様可レ致候事

三月

第九章　藩の財政難應急救濟策

藩財政困難切り抜け策

第一節　家中減知及借米

幕府諸侯共に財政難に苦しむ

江戸幕府時代の中葉より、將軍家をはじめ諸大名も皆漸く財政不如意の狀であつた。之れは世を經るに從つて、追々事は繁くなり、生活狀態は漸次向上する。隨つて之に要する經費の增加は免れない。而して一定の封領内に於ける收入が、之に伴て增加しない限り此究狀に陷るのは當然のことで怪むに足らぬのである。我上田藩では其財政難を如何にして切り抜けたか。收租の率を高めて收入を增す卽ち增稅と云ふことは一般に爲なかつたので、上田藩も亦此擧には出なかつたのである、然らば如何なる手段を執つたのであるか、今之を次に述べて見る。けれども、此様の事は當時の諸大名殆んと皆然りで、獨り上田藩のみでは無かつたのは云ふまでもない。

家臣知行幾分の借り受け

藩主が非常事に遭遇した時分、一命をも抛つて其難に赴き、最善を盡して其主の爲めに働くべきは、

其家臣所謂家中の者である。故に若し、藩の財政が究乏して遣り切れぬ、といふやうな場合には、主君から宛行はれて居る扶持、知行中の幾分なりを上納して、其不如意を救ふが如きは當然の事で、隨つて臣下を扶持して居る領主は、其臣下に扶持知行の幾分を上納させても差支無い事であり、又可能の事でもあつた。故に藩の財政不如意の際に、先づ第一に救濟手段として執られたのは、家中知行の上納で、其名目は一時借り受けと云はれた。

一時借り受け

上田藩で藩庫の不足を補ふ爲めに、家中の者より、一時借り受けをしたことは、仙石政俊の時、寛文三年に家臣の知行の中、四千四百七十二俵を上納させた事がある。（仙石家譜）

元祿十年仙石政明の代、江戸護持院の普請人足を將軍家から命ぜられ、其爲めに財政難に陷つた時、家中の申出に依て、半知借り受けをした。五ヶ年の約束で、元祿十四年一時本知に復したが、間も無く又三ヶ年間借用の儀を申付けた。此半知上納の時には特に職役に就いて居た者には、用人、留守居、郡奉行等には籾三十俵。徒士頭、町奉行等には籾十五俵。目付、勘定奉行等には籾十俵の役料を給與した。同時に家中に儉約を命じ、家中の者相互に、交際費等物入費用を、節約する便宜を與へたものである。

松平氏の代に至つては、初代忠周の時、既に財政困難で、寶永七年八月廿五日、家中の惣出仕を命じ半知上納の儀を申付け、同時に向後五ヶ年間、儉約の事を申渡し、又町分へも儉約を守るべき旨申觸れた。（松平歷代御事蹟、原町問屋日記）

寶曆三年の半知上納の申渡し

忠順の寶曆三年三月一日、家中一統を屋形に召し集め、左の申渡しをなし、半知上納を命じた。

覺

一此度半知上納被二仰付一候。當春より定の通り引取候てハ差當り難儀之筋可レ有レ之候故、當春は少々上納之後、當夏渡より、定之通引取可レ申候間、各可レ爲二其覺悟一候。尤も割合會所より可二申達一候

一半知上納之中ハ、是迄之會所に入、引取不レ申、利分も上より相濟被レ下候、依レ之已後會所へ借用

隨分不レ致様心懸可レ被レ申候（御五代様御事蹟）

御借米

家中の知行の幾分を借るのを御借り米と稱した。借り分を返濟せしや否やは判明しないけれども、御借り米も上（かみ）の御勝手立直り次第、返濟いたす旨を言明した事はある。

半知上納の上懸り米

寶暦九年四月家中半知を命ず。

寶暦十三年十二月には、勝手向本年の暮甚難澁の趣にて、據なく半知上納の上、少々懸り米申付くる旨を申渡した。

銀札を造る

天明五年には、銀札一匁札、五分札。三分札を造つて、家中限り使用させた。其時の申渡しは

銀札被二仰付一候得者、何れも急度相用、可レ被二相守一候事二候。右札御家中切にて、町在へ差出候事、堅不二相成一候。右之趣相背き候面々有レ之二於ては、目付衆より及二言上一、急度嚴重之咎可レ被二仰付一候

（平手氏被仰出覺書諸留帳）

とある。造幣の權は獨り幕府にのみ在つて、諸侯は擅に銀札など造る事は叶はない。故に露顯に及べば如何なる咎あるやも知れぬので、「町在へ差出候事堅不二相成一候。右之趣相背き候面々有レ之二於ては、急度嚴重之咎可レ被二仰付一」と嚴重に申渡したのであらう。此時の會所銀札は、如何なる體裁のものなりしかは今分らない。けれども此の如き事ありしは、藩の財政難と、家中の究乏の度が大なりし事を推察することが出來る。

町在へ差出す事堅く不相成

家中臨時手當金

天明六年二月、又新上納米を申付けたが、家中の難儀を察し、家老には二兩二分。其より以下五兩二人扶持徒士、一分二朱に至るまで、臨時手當金を給與した。

此の如き狀態では家中も暮し方困難となり、中には所持の武器をも、不本意乍ら賣り拂つて生活費の補となす者も出づるに至り、此を手放す者もあつた。藩主忠濟は此由を聞き、天明八年八月廿五日。

家中の者困究の爲め、所持の武器を賣る者多しとの事なるが、容易に手に入り難き貴い品は、藩主が

家中武器を賣るに至る

一時買上げて置き、追々願出に依て、下げ與へる。依て賣らうとする武器は、元方卽ち勘定奉行まで申出るやうに

と申渡して、容易に得難い貴重の武器が、坊間に賣られ去ることを防いだ事がある。（松平家歷代御事蹟）

慶應四年（明治元年）の騷擾向五ヶ年間扶持

慶應四年には世上の形勢穩かならず、隨て藩に於ても種々の方面に多くの經費を要し、財政困難なりしかば家中一統に懸り米を申付けた（政事堂御布告留）同年又勝手向不如意ニ付手段無く當年より向五ヶ年間面扶持及懸り米を申付けた。而して面扶持申付けしに依り、雜用銀を左の割合を以て渡すことゝした。

格式銀一ヶ月分
一銀百二十匁　御家老
一同七十五匁　御用人大寄合席
一同六十匁　獨禮席以上
以下
一同六匁　平組支配
人別銀一ヶ月分
一家內人別一人ニ付銀五分ヅヽ、七才以下一人ニ付銀二分五リづゝ相渡すことゝした。

此家中知行の借り受けのみにて、猶不足を告ぐる時は、御用金卽ち御賴み金に賴るのである。

御用金と御賴み金

第二節　御用金と御賴み金

寬政六年五月、美濃尾張の川々普請の時、幕府から其工費の一部を上田藩にも割り當てゝ來た。其際藩より町間屋、在割番等に申渡した中に、「前々の御用金卽ち藩勝手不如意とか藩主加役申付けられし時

などに取集めた金を、下々では御用金と心得て居るが、其れは御用金でなく御頼み金で、此度の如く、公儀御用の爲めに、高割に申付けるのが御用金である」と申聞けて居る。そして御用金は、上げ切りであるが、御頼み金は、利分を附けて元利共返濟になるのである。故に今此所には御頼金に就て述べる。

御頼み金

御頼み金に依て百姓町人擡頭す

御頼金は、取集金、調達金、取替金などゝいふも、普通は御用金と稱して居た、理由原因の如何を問はず、藩の財政が困難に成り、借金しなければやり切れぬ時に、調達を依頼する金で、此金で其一時其時其場を凌いだのである、故に藩の財政難を一時救ふ事の出來た此御頼金は、藩財政史の上に重大な事であり、又一方領分内の人民にも、經濟上頗る大きな影響を及ぼしたのであるが、又他方面では、支配階級の威嚴が、此事ニ依て大に減殺されると同時に、被支配階級が金力によつて、其位置勢力を得るに至つたのである。

集め金の時藩役人の態度漸次低頭の姿となる

藩財政難の時に、領分内の資産あり裕富なる者に、出金を頼み入れて所用の金を集めるのであるが、大名の權威が下民を壓するに足る頃には、御頼金とはいふものゝ、御頼みではなく申付けであつた。其方法は先づ必要の金高を町分の身上相應なる者を調べ、其人々に割當てゝ、然る後町役人を召し寄せ、其名前金高を記した書付を渡し、其取集め方に盡力すべき旨を家老又は藩會計の役人が申渡す。町役人等は其申渡を畏て御請して、名前を擧げられし者に交渉して、所定の金を調達するのであつた。

乍然、元金は勿論、利息すら完全に支拂はず、其上猶度々御用金を申付けざるを得ざるに至つては、借用證文（借用證文と云ふ字を避けて、預り證文とした）に、元利無ニ相違一返辨可レ致、縦内外如何樣の差支有レ之候とも、相違致間敷、といふ文句を書き入れるやうになり、又演說の中にも、重々氣の毒ニ存ずるが誠に據ない事故、出精して貰ひたいと辭を卑ふして、懇願するやうに變つて行く所に、傲然たる支配階級が金力の前に、被支配階級の百姓町人ニ屈するのを見ることが出來る。

仙石氏時代

寛文十二年六月四日の日記に、御取替金子、元利割渡申覺、として、總〆六百貳拾七兩錢十三文を、

町人十一人に、割戻した事が載つて居り、又貞享二年正月十三日、御取替金參百兩の御手形云々とあれば、此頃既に仙石家の財政は取替金を依頼する必要ある程不足であつたのである。

元祿十年には、家中に半知を申付けて居るから、此頃には頗る財政困難となり、同十一年には、上田町分海野町原町兩町へ、貳百兩の御用金を申付けた。同十四年十月、御用金卽取替金の盡力を頼んだ時の口上書は、元祿頃の、仙石家財政狀態を察知するに好い資料であるから次に記して置く

家中に半知借用

越前守、數年不勝手ニ付、各も別して取持給、御勢分にて、取續被レ申候。今年領内旱損水損、兩品引方多く、江戸へも其段申達候程の事にて、十ケ年に及び年々作も不レ宜、連々民もいたみ申候へば、當暮の救にも取わけ引方有レ之候、五年以前家中一同之願にまかせ、半知借用被レ申候所に、侍共勝手次第ニ致ニ難儀一候樣子、聞屆其通にては、第一の御役儀勤り不レ申事故、彼是もだし置難く、當暮には返し給ひ候筈ニ候、旁以て藏入減じ差詰ニ有レ之候。當分借金之方覺等も調兼可レ申候、各ニ受ニ御情一當座の間は合せ申とても、此通りの勝手にてハ、追て元利共に手を付け申儀、成り申間數候。兼て心得の前なから無心申す程にて非ニ本意一被レ存候。就レ夫、向後は益々儉約嚴しく被レ致、知行物成佛金計にて暮し被レ申、只今迄之借金之方へも右之内を以て、年々返辨可レ被レ下候。左候へば十ケ年程にて借金の元方相濟候て、手廻り不自由無レ之樣にと、諸事儉約見積ニ御座候。京都、江戸幷領内邊、借金利足分、半分當暮ニ返辨可レ被レ申候。殘半金ハ來年の暮に至り、元金高の内になをし、來年の暮よりは、京都、江戸幷ニ領内邊共に、先々元金分納崩しに被レ仕候へば、勝手取續仕、能成申す致方ニ候間、右之趣各に無心被ニ申入一候。御ふせうながら御心得、此上彌可レ然樣に被ニ頼及一候　以上

各に無心被ニ申入一候御ふせうながら御心得、此上愈可レ然樣に被ニ頼及一候

此時取集めた金子は、町分貳百九拾兩。此外に、原町助右衛門等の口入れで、小縣長久保、佐久布下上州下仁田邊の者より、百五拾兩程借り入れて、差上げた。

仙石氏上田より出石に移る時、今迄の取替金、全部の返濟とゞこほらずして引越した。上田町の者は、寶永

取替金返済の訴訟

四年仙石氏に、殘り分の返済方を願出た。此時松平家では、願出は差止めざりしも、仙石氏へ訴願の添書は與へなかつた。兩町惣代の者は出府して、江戸仙石邸に赴いて、左の如き訴訟狀を差出した。

乍レ恐御訴訟申上候御事

丑年御用金

一金千兩　　兩町

内百九拾三兩ハ度々に被レ下候

殘る八百七兩也

巳年御用金

一金五百六拾兩也　　兩町

内貳百貳拾四兩ハ度々ニ被レ下候

殘る三百三拾六兩也

巳年御用金

一金參百兩也　　兩町ニ而他處より才覺

内三拾五兩午年ニ被下候

殘る貳百六拾五兩也

亥年御用立

一金百五拾兩也　　兩町

惣計金千五百五拾八兩也

右之通御用金被レ爲ニ仰付一、兩町幷他所才覺仕、差上申候所に、今御返済被レ遊不レ被レ下奉ニ迷惑一候。近年町方困究仕身上引つぶし候程の者多く、渡世難儀ニ及び申候ニ付、御慈悲ニ右之金子元利御返済

被二下置一候ハヾ難レ有可レ奉レ存候　以上

四月　　上田兩町

仙石越前守様

御役人中様

然し此願に何の効果も無かつたやうである。けれども仙石家では「お斷り」といふ、人の惡いやり方に出たものでは無かつたと考へられる。其は此後寶曆八年と、寬政七年とに、上田兩町問屋、年寄、出金者等相談の上、好意を以て取替金返濟の殘金を、仙石家に差上げた事で知られると思ふ。

仙石家の借金證文を差上ぐ

松平氏時代

寶永五年の御用金家中半知上納を命ず初代忠周の時代既に勝手不如意

松平氏の時には

寶永五年正月に、兩問屋及町內富裕の者を召し出して、五百兩の御用金を命じた。此時海野町曾右衛門の出金三百兩が、大金用立者であつた問屋日記。寶永七年には家中に半知上納を命じ松平歷代御事蹟。正德六年には海野町、原町兩町へ、八百兩の御用金を申付けた問屋日記所を見ると、松平氏は初代忠周の頃から、既に財政難であつたのである。

御用金返濟願

享保十六年十二月、兩町から、以前差上げた御用金の返濟を願出た、其時の口上書は

口上書

一兩町より前々御用金差上申候者共、一統困究仕候、御慈悲ニ御返濟被二成下一候樣に奉レ願候由、度々私共方迄申來候。殊之外何れも不手廻りに罷成申候間、右之金子御返濟被二成下一候はゞ私共迄難レ有奉レ存候　以上

十二月　　兩問屋

御奉行様

此結果は判明しない。

享保十七年の夏、又御用金を命じた。此時には其申付を唯々諾々と引受けなかつた。故に藩から次のやうに申渡し

以後故無く御用金申付けず

一此以後無レ故御用金等、申付間敷候。併兼て聞及候通、上御不如意に候へば、御勝手御手當之不出來中は、時に至り、風と御手支之節は面々へ申聞べく人々肩を入れ候て相働き可レ申候。是迄之御用達は右御不如意ニ付、不レ及ニ沙汰一候へ共是以て御勝手被レ爲レ直候ニ隨て御戻し可レ被レ下候間、猶以て精出し可レ申候。此後御用立候はゞ、夫々に心當難儀無レ之様ニ致し可レ申候

御用金申渡しに違背

そして、猶此時御用金に關し、本年夏御用金を命じた時、其方達違背に及び不届である。前々申付け御用金を指出しても、後利息も下げ渡さずにあるが、各の者承知之通り、勝手向不如意故思ふやうに參らない。上からは夫々に下げ渡すべしと度々仰せ付けらるるも、近年は非常なる不勝手にて、役人等も何とも工面が出來ないので、其儘利息も下げ渡さずに打ち過ごしたのである。けれども差し向きお上の御手支の事故、下々の者に申付けるより仕方が無い。依て如何やうにも、骨折るべき筈の所、遲滯に及ぶは不届の事である。此度は早速御請をした故、先づ差免して置く、向後よく心得て居るべきである。下々の者、御用金を指し上げた爲め、身上が潰れる如き事あらば、其儘捨て置く如き事はせぬ故、何分にも盡力するやうにと演說した。隨分此頃は、無理と思はれる事を云ふたものである。そして終りに述べてある、御用金の爲めに身上を潰した者は、たゞ見ては居らぬといふも、左の寶曆九年四月二十八日の間屋日記所載を見るならば、思半ばに過ぐるであらう

御用金用立の者十七人身上を潰す

一伊勢屋長四郎、飢之体に及、先年御用立金も有レ之候間、書付出し、御了簡被レ下候様申上候處、御領分御用立候者、拾七人差潰れ、跡形無レ之者候へども、御手當無レ之。長四郎一人限御了簡難レ成由、ケ様無慈悲なる義も、是も法ニ御立被レ成候儀、下々の者得道不レ申候。乍レ恐御役人中御取計不レ宜奉レ存候へ共、下として致方無レ之候

之れは領分内に、御用金を用立てゝ、其爲めに身上を潰したものが、十七人もあつて、之を救ふ手當もなく、其者の家は跡形もなくなつて居るのに、長四郎一人に限り、考慮を拂ふことは成りがたいといふのである。

三千兩大無盡

財政難を凌ぎ拔ける策として、享保二十年十月藩は三千兩の無盡を計劃した。此時兩問屋を呼び寄せて町奉行、其他會計係の役人立合の上、藩の勝手不如意の旨を告げ、此度三千兩の無盡を立てゝ、領分内の各組、掛金貳百五拾兩づゝ、武石は百兩、藩は百五拾兩を持ち、海野町、原町、兩町五百兩二口といふ割合で、皆出金する事とした。御用金を度々申付けるのは、下々の者の困究を來たすので、此度考慮の末、無盡を立つることにした。此は七分は藩の利益、三分は下々の爲にもなる事故、町方は問屋年寄に於て盡力いたすやうに、若し此計劃が成立しなければ、近領への外聞もある、此所も承知の上盡力せよ、此企も以前の御用立金を返濟されやうとの御考もあるから、隨分骨折るやうにと申聞けた。

在分各組掛金二百五十兩
兩町各五百兩

七分は上の利益
三分は下々の潤

此時町分では、千兩引受は容易ならぬ事とて、惣町役人海野町問屋へ集會し、色々の議論あつたが、結句兩町共、引き受けることゝなつた 問屋日記。

其後、御用金の返濟がないので、元文五年九月、兩町では其返濟方を請求した。此時御用立金覺として、書き立てた所は、原町分、惣〆古金八百五兩貳分。海野町、惣〆千三百十五兩貳分内三兩被下。兩町惣〆古金二千百二十一兩、文金にして、三千四百九十九兩貳歩五匁といふ高であつた。其時の返濟願書は

御用金返濟願

奉願候口上書之覺

一先年度々、差上申候御用金、不レ被レ爲レ遊二御捨置一、連々可レ被レ下旨、難有奉レ存罷在候。御時節柄御願申上候も、奉二恐入一候得共、前度他借仕、差上置申候處、先方より度々催促、難儀仕候。近年

諸商賣薄く、次第ニ及ニ困究一候ニ付、無ニ是非一申上候。御慈悲に、御返濟被レ爲レ遊被レ下候樣、奉ニ願上一候　以上

再度の請求

此願書は差戻され、何れ町奉行から、口上で上役人へ、申上げると言ひ渡された問屋日記。

御用金に就き町氏の怨聲

寛延元年十月にも、出金者及惣町問屋年寄連名で、御用金の返濟を請求した。

寶暦四年には、御用金を申付けられ、春中に其一部を納めた所、五月に至り、殘部是非共差上ぐるやう命ぜられた。町分も頗る困究の時であつたので、事情を陳べて延期を願つたが省みられなかつた。止むを得ず、御用金を申付けられし者、めい〳〵持參して漸く納め濟みとなつた。此時の事を記した記錄に、先年大殿樣御代、段々御用金被ニ仰付一、元利不レ被レ下、當殿樣御代ニ、先納金不レ殘二十ケ年賦被ニ仰付一、大困難之上、近年御家中よりは御拂無レ之、ケ樣之儀ハ御取上も無レ之、當春中木村勘解由樣へ被ニ召呼一、御直之御願、近々御城下見分として、御檢使御越候筈之處、御上一切御金子無レ之、御急場御用被ニ仰付一、段々と御訴訟申上候得共御取上無レ之、御積りを以て、殘金五月中と被ニ仰出一、此度無ニ餘儀一被ニ仰付一、一統大難儀、御なさけも、無ニ御座一樣、奉レ存候と申候。とあり、度々の御用金で町民も怨嗟の聲を發するに至つた事が認められる。

内外如何樣の差支あるも相違なく返濟

此時の御用金の額は、六百二拾五兩で、證文は「預り申金子之事」として次に金額を記し

右は此度、御用金申付候、當極月中、元利無ニ相違一返辨可レ致候。縱、內外如何樣の差支有レ之候共相違致間敷候。爲ニ後日一證仍如件

戌五月

と記載し、掛役人連署にて、兩問屋及房山村庄屋忠助宛に出し、猶之れに次の如く家老の保證がある。

右之金子、一ケ月金百兩ニ付、一兩二步、元利共勘定を以て、當極月中可ニ相渡一候　以上

表裏之通相違無レ之者也

木村勘解由判

御用金調達に付町役人の骨折

御用金を申付けられた時、其調達に就いては、町役人も中々骨を折つたものである。安永二年極月の御用金證文に

預り申金子之事

一合金百兩也

右者其方共、家屋敷書入を以て才覺御用金預り申所、實正也、來午霜月中、元利急度返濟可レ申候、爲二後證一仍如件

巳極月

左府

藤田半右衛門

津久井藤藏

瀧澤助右衛門

柳澤太郎兵衛

方

家屋敷書入才覺御用金

といふがあるに據て察することが出來る。此時の御用金ハ、兩問屋其家屋敷を書き入れ抵當として、佐久郡岩村田から、他借して差上げたのである。

調達金元利下げ渡し一時御斷り

證文の趣にては、安永三年十一月には急度返辨する筈の處、藩からは、去々年の暮より、元利御斷りで下げ渡さなかつた。「調達金を本年の暮にはたとへ少々なりとも下げ渡すべき筈なるも、何れも存知之通り、此春以來非常な御物入があり、當暮に至ては、別して御上御勝手向困難故、元利共御斷りにする。皆の者難儀とは察するも、御差支の時節故何分頼み入る」との口上で元利共支拂は無かつたのである。

安永四年藩主忠順、若年寄を命ぜられたので、領分内へ御用金を命じた。此時會所に於て、町、郡兩奉行、元〆、代官列席の上、領分内の割番、問屋、年寄に向て、木村勘解由より、調達方依頼の口上は

此頃の藩財政の様子を知るに足ると思はれるので左に記して置く

一殿様、今度重き御役儀被レ爲レ蒙レ仰候ニ付、御役御屋敷へ、御屋敷替有レ之、其外御役用ニ付、御入用多く、先年辰之年御類燒故、段々無レ據御入用共多く候所、何れも出精故是迄御間も合ひ來候。然る處、右之通御役ニ付、又候御物入有レ之候。一躰勝手向御難澁にて、當年御家中へ渡り物も今以て不ニ相渡一候處、其上に此度之御吉事、御入用如何とも可レ致樣無レ之候。江戸表よりも追々其段申來候、依レ之此度は格別之御公務御入用故、御領分在町へ調達御頼被レ成候。何れも難儀には可レ有レ之候へども、此節の要用ニ候間、何分相働候て、早速差出候樣ニ可レ致候。御返濟之儀ハ、當暮は間も無レ之ニ付、來暮急度御返濟可レ被レ成候間、相心得可レ申候

勝手向難澁にて家中渡物も不ニ相渡一

八月

御用金調達の時には、家老職あたりの役人が、其理由を陳述して其取集方を依頼するのが定例であつたのに、安永八年領分内の各組へ、二百兩宛の御用金調達を命じた時には、家老も度々の事でもあり、此時には、別に申述ぶる理由も無く當惑して、時の掛役人をして割番、兩間屋等に依頼させた。

調達金依頼の理由に究す

其時役人の口上は

當暮之儀、御勝手向毎度乍ら甚難澁、御仕廻方餘程御不足、幷ニ當秋出水にて御損毛有レ之、江戸表風損にて御屋敷大造の御普請、御役屋敷に候へば、御捨て置かせられ候儀も相成らず、段々御不足多く、外に致し方之れ無く色々と工面も申談候得共、御取凌きも付不レ申、當惑なる儀にて、勘解由殿、八右衛門殿へも、追々申達候所、各方へ申談候より外無レ之、幷江戸表よりも、如何樣とも各〻申談じ先づ當暮に御仕廻付可レ申樣申來候。之ニ依て、一組二百兩づゝ、何れ共才覺を以て當分取替頼入候。返濟之義ハ、來三月中、元利共返濟いたすべく候。皆々存ぜられ候通り、河原御城下へも又々川筋ニ付、其分に成し置かれ候義も相成らず、御普請御模樣も付、御拜借御願も遊ばさる趣、外に江戸表ニ

各組二百兩づゝ

御頼みの義御口上も無之御當惑ニ候

取集金ニ就て交換條件を申出づ

於て來春早々御工面合も有レ之候間、相働かれ候様致度候。此旨御兩所も追付是へ御出、御頼成さるべく候へども、年々御頼之義御口上も無之、御當惑ニ候。先は此段、面々共より相談ニ及候様仰せ聞けられ候ニ付申達候。何分御仕廻方出來候様致度ニ付、出精可レ給候

文政三年八月、御用金取集の事ありし時、町分の内、原町柳町の者、原町問屋まで、此度在中へ御取集金を申付けたとの事故、必ず町分へも申付けられると思ふ。けれども市場一件で多くの物入があり、又一躰町内の者は、身上操合せばかりで、表面を飾つては居るが、内實の所は大概は借金して渡世して居る。故に此際の出金は極めて難澁である、去る亥年の御取集金は、翌子年から卯年までに、漸く半金下げ渡したのみで、猶半金殘つて居る。其半金は、此際上げ切りにするから、此度の出金は御免を蒙りたい。若し其れが御聞濟にならぬなら、去ル戌年に差上げた御用金は、規約通り下げ渡して貰ひたい。左すれば此度原町柳町へ申付けられる取集金の、高三分一は上げ切りにする。其れで此度は御免を蒙りたい、と原町問屋の手を經て、奉行所へ内意を伺ふに至つた。此は先分の御用金が返辨されぬ内に、つぎ〳〵に申付けられるので、此の如き事を申し出るに至つたのである。

仕送り人

安政六年十二月申付けられた調達金、鹽尻組百九十五兩の各村負擔額を記して、其當時の富力を知る參考とする。

一金拾三兩	踏入村		一金三十兩	常田村	
一金十八兩	山口村		一金二十五兩	房山村	
一金六兩	鎌原村		一金十三兩	西脇村	
一金六兩	生塚村		一金十兩	新町村	
一金一兩	諏訪部村		一金七十三兩	秋和上下鹽尻	

仕送り人

藩では時々の入用金調達を引受けて、盡力させる者を設けて、之を仕送人又は仕送者と稱し、其者には五人扶持（十人扶持與へられた者もあつた）を給し、功勞あれば帶刀御免等の格式を免るし、調達方に盡力せしめた。若し御用金調達の事ある時は、會所へ召集され、眞先に呼び入れられて、相談に預つたのである。

藩財政の一時の急を救ふためには、仕送り人と云ふ者は極めて都合好きものであり、又尤も必要なものであつた。故に藩が其歡心を失はぬことに、意を用ゐたのは當然である。隨て格式待遇等種々の形に於て、其が顯はるゝに至つた。其中には一方舊時より町役人など勤めて居た人々の間には甚だ面白く無い感じを與へたものと察せられる。其感情の爆發した一例と見るべきは、安政五年四月起つた仕送人優待に關する紛議である。

仕送人優待と町役人の抗議

安政五年四月二十三日町手代より兩問屋に使があり、急ぎ役所へ出頭すべきを告げた。兩問屋は畏つて出頭した所、町奉行より次の如く申付けられた。

明二十四日御仕送の者共、外宗門改以前、外會所にて印形取候ニ付、當人共へ心得之儀、問屋より申聞可ㇾ遣候事

但其節町役人立會可ㇾ申事

而して、町役人立會の節は、間越にて立會ひ、御仕送之者は宗門奉行の同間に這入り、帶刀にて印形すると云ふのであつた。之に對し兩問屋は早速の御請は出來兼ぬる故、町役人一同より相談して後申上ぐべしとて引取り、直樣原町問屋方に町役人の寄合をして、此事に就き相談したが、一同は間越の立會など承服することは出來難い、昨年迄の例とは相違する。若し當年ばかりの事ならば、仕送人を呼び出して申聞かせばよいとの事に一決して、此趣を町手代迄申出た。其夜中村清太夫は兩問屋を外會所に招き、此件ニ付懇々說く所あつたので、兩問屋は兎に角町年寄一統を會所へ呼んで、其意見を聞かんとて至急年寄を召集した、一同相談の結果は、たとへ如何樣に言はるゝとも、承服出來兼ぬる、其爲めに退

町役人退役すとも承服出來ぬと申張る

役の止むなきに至るも、承服は出來ぬと云ふ勢であつた。問屋共は其通り申し出た所、中村は町寄共は不承服なりとも、兩問屋に於ては如何と尋ねた、兩問屋は町年寄一統が承服出來ぬ樣な事は、問屋共も承服御請は迷惑であると言ふや、中村は非常に立腹して席を立つて內に入つた。

翌廿四日町手代二人、町役人達の寄合場所に來て、兩問屋に內々話したき儀があるとて別席で、町奉行も此件に就ては大に心配して居り、此事滯るに於ては、退役でもせずばなるまいとまで、云ふて居るとの事であつた。兩問屋は其を聞いて、町奉行が退役せなければならぬ事に至つたのは、自分等が不承服を唱へるからである。されば先づ自分共退役願書を差出す故、速かに取次がれたいと申出た。町手代も之には大に困り入つて、此は內々の話であるので、退役云々などは見合せて、是迄町役人等の申立てた所を書付にして差出すやうにとの事で、別席の話は終り、町役人一同にて次の如き書面を認めて差出した

天保十三年の仰付

天保十三寅年に被二仰出一候之內

一社人山伏其外御會釋向有レ之候者並小前ニ至る迄出役被二仰付一候節之通改を請、於二場所一猥ケ間敷儀等無レ之樣相愼可レ申事

卯五月九日

一御仕送り之者御屋形にて被二仰付一候儀は、年始御禮申上候節斗、平常之所是迄之通心得候樣急度御達御座候

一昨巳年宗門御改之節御取扱御座候ニ付

御勘定御奉行樣御內意被二成下一兼て御奉行樣よりも御上御取扱も有レ之儀ニ付取扱之儀被二仰聞置一候旁以仕送りの者先へ印形とり、其跡にて外一同印形取申候

一御仕送之者、外會所へ罷出、外御改前印形被二仰付一其節町役人間越に立會可レ致旨御達に御座候得

共、町方人別の御改とは不レ奉レ存候

一是迄寺院印形相濟御家中並一本證文之者被二仰付一、町役人相濟候上、上判以上不レ拘二御會釋一二帳順に被二仰一付候

一御仕送り之者寺院より先へ印形被二仰付一候ては、古來町方人別御改之御規定二相違仕、後日手違等之儀出來仕候ては、御領分斗にも無二御座一御他領寺院にも相拘り深く心配仕候

一町方人別宗門御改之儀二御座候へば、たとへ何樣の御會釋御座候とも、其町御出役先にて不レ被二仰付一外會所にて被二仰付一候御趣意にては如何に御座候哉、夫々御會釋向御立被二成下一候樣相成候はゞ、町役人の内にも仕送り相勤候者も有レ之是等の取斗如何可レ仕哉、旦ハ町中之内にも夫々御會釋急度御立不レ被レ成候ては納兼可レ申心配仕候

一此度被二仰付一候儀御含御座候儀にて、當年之所承知致候樣被レ仰候得共、當年丈の儀に御座候ハバ、昨年の振合に御取扱被二成下一、無レ滯相勤申度其上得と御取調被二成下一候樣仕度奉レ存候

廿五日兩問屋は、私用愼申付けらるるに至りしかば、其夜町年寄一同寄合ひの上廿六日次の口上書を差出レ

兩問屋私用愼申付けらる

口上書

宗門御改二付御仕送之者共御取扱格段御引立、外會所へ罷出町役人間越二立會罷在候樣被二仰聞一候所先々御規定にも相障役人一同承服不レ仕候趣御答申上候二付、助右衛門佐右衛門兩人私用愼被二仰付一恐入罷在候。右御取扱之儀は、年始御禮之節斗、平生之所是迄之通相心得候樣、兼て去々辰五月九日御達に相成居り候、然る處町人別御改二付、御家中並に同樣の御取扱二相成候ては、平生町方進退にも拘り、古來より被二仰付置一候間屋年寄御役儀難二相立一一同心配仕候、何卒町並住居之者、縱令何樣の御會釋向被二仰付一候ても、平常間屋年寄より上席仕候樣にては、町方治り兼御役前難二相勤一心配仕り

候間、格別之思召を以て御役威相立、町方平和に治り候様被二仰付一被二下置一候はゞ難有可レ奉レ存候、乍恐此段口上書を以奉願上候　以上

四月廿六日　　惣町年寄

此後藩は如何に處置したか、史料を欠くを以て明でないが、多分當年の儀位の所で一時治まつたものだらうと思ふ。

積立金の講

安政二年は、藩の企にかゝる積立金の講（領分内で五両掛二百口拾五ヶ年積み立てる）が滿期の年に當つた。町分の者は、去亥二月申付けられた調達金三百兩の内、猶殘金九拾兩ある、其殘金を此度滿期になる積立講の利分から下げ渡して貰ひたい。若し下げ渡して呉れないならば、以後調達金の支障と成るだらう、と町手代まで申し出た。然し此積立講の利分は、異國船渡來後、時節柄の非常用金とする必要もあつたので、此願は聞届けられなかつた。

御用金申付を引受けざる者出づ

安政二年には、江戸ニ大地震、其れに伴ふ火事があり。江戸上田藩邸も大破損、壞倒、火災等の厄難に罹り、其普請修繕等に多大の金が必要であつたので、領分内に、一割三分の利付、八ヶ年期の調達金を申付けた。尤も此度の御用金は、年々の收納の内で、代官所に於て取除き置き其れを下げ渡し金とすることであつた。此時調達金申付の名前書に載つて居る者の中に、七拾五兩島田万助があつた。此島田は、江戸で大災厄の有りし由を聞くや、御見舞として相當の献上品を差上げた事があつた。然るに今又七拾五兩の割當があつたので、出金難澁を申立てゝ引受を拒んだ。町役人達の理解申談も効なく、四拾兩ならば御引受も致さうが、其以上は御免蒙りたい、と頑として申張り、承諾しなかつた。此様の事は蓋し未曾有であつて、被支配階級者が、或程度迄自己の意志を表示して、盲從の境から脱出せんとするに至つたもので、社會狀勢上注目すべき事である

一割三分利付八ヶ年期の調達金

應諾の額を自ら申出づ

安政五年藩借財整理

安政五年藩借財整理

借財取調掛

借財手段掛

藩主忠優の末年には藩借財大に嵩み、此が整理の必要に迫まられ、安政五年八月二十四日、藩負債を精密に取調べしむる爲めに、御借財取調掛を置き、松平靱負を主班とし、御側御用人佐治八右衛門、勘定奉行中村清兵衛、帳元瀧澤初右衛門、勘定方岩間範藏、伊藤十右衛門等を掛員に命じ、同時に取調べし負債を整理する爲めに、御借財御手段掛を置き、師岡加兵衛を主席に、御側御用人大野木左門、勘定奉行助松平左右衛門、帳元小川忠左衛門、平勘定二人を其掛員に命じ、町方よりも、柳澤太郎兵衛、瀧澤助右衛門の兩問屋及土屋仁輔、島田繁綠の二名を、御借財御手段掛に命じて共に整理方を講ぜしめた。けれども、目に見える程の良法も案出されずして、多大の負債は次の藩主忠禮に遺されたのである。

（師岡史料）

安政六年十二月家中への申渡し

安政六年十二月、御徒士格以上、一統を屋形に召集し、藩主忠禮家督後の財政究迫の狀を述べ、家中一統ニ困苦に堪え、究境を凌ぎ抜くべきを諭達した。

勝手向不如意之儀は、是迄追々申聞候通、年來之借儀相嵩み、衰弊困究ニ陷り候間、不レ得ニ止事一是迄度々面扶持懸り米等申付、一統不ニ容易一艱難爲レ致置候得は、如何様にも興復之手段成立候様致度、懸り役人共ニ爲レ盡ニ粉骨一種々爲レ及ニ手段一候得共、積年累世の大借故、更に返濟の良法も無レ之、進退當今ニ極り候哉と深く心勞致し、既に大圓院様御在世中、前件之始末御胸襟被レ爲レ惱是非共ニ一統相應ニ取凌候様被レ爲レ成候儀ニ付、乍ニ少分一、先達て御手當金被ニ下置一度旨御遺言ニ付、頂戴候得共右は深思召之處、不レ被レ爲レ失候迄之儀ニて、家中一統扶助之儀ハ、何卒分外之嚴法、取行候ても、急度改革相立候而、可レ然扶助致し候様、精々御意も有レ之候處、終にハ御逝去被レ爲レ在、多端之御心勞も消失候場合ニ相成、且此度我等家督相續致し候ニ付てハ、右之思召相繼候而、家中取凌方之儀、一廉相立候様致度、依而者猶又懸り役人共へ申付、談判盡レ手候得共、前條之高借、返濟手段之期も無レ之、殊に名目金、多分の借入相成居候ニ付、此上返納方遲滯之次第ニより候てハは名前ニも相拘り、

名目金多分借り入れ

如何様の異議出來可レ申哉も難レ計、心痛無量候得共、一統の辛勞、以察入候義ニ付、猶又此段公務用途手許を始、諸向出格之改革申付、右出目を收納へ差加、來申正月より暫當年通之渡方ニ申付候、依ては、是又暮方不足之儀、申迄も無レ之候得共、其所は如何様にも、艱難取凌呉候様有レ之度、勝手向逼迫に候得者、自然政道も難届、忠孝兩全之程も、いかゞと致ニ心勞一、其上我等幼年之儀ニも有レ之、別而年寄共相始、家中一統之以ニ精力一、倶々取凌改革行立候様、厚心掛候様有レ之度、並文武稽古之儀も前件之通、不勝手之上は、是以不行届場合候得共、專務之儀候間、無レ怠心掛候様可レ致候。且再應申聞候様ニ者候得共、至極の大借ニ候之間、返濟之無ニ際限一、又候而扶持申付候之義も、可レ有レ之哉と甚心痛候條、何れも此旨相察、上下一致ニ力を合せ、爲筋存付候者は、聊以無ニ遠慮一申出候様有レ之度事ニ候

御用金度數繁く金額亦多大なり

此諭達を一讀せば、當時の上田藩財政困難の狀は、充分察することが出來ると思ふ。

御用金申付の度數繁く、金額亦多大と成る、

萬延元年三月廿六日、兩問屋及在分割番、仕送の者を召集し、家老師岡嘉兵衛より、左の書付を讀み聞かせた後、猶師岡より演說する處があつて、調達金を賴み入れた。

名目金借入れ

御勝手向之儀、臨時御入用打續追々御不手操ニ相成、江戸御上屋敷、御拜領有レ之候へ共、御殿向手狹にて、御建廣げ無レ之候ては、御住居不ニ相成一候得共、今以て御普請被ニ仰付一候御場合にも不レ至、其上名目金（大社寺等で、剩餘金を貸し附けるのを云ふ。時には富豪の者、其社寺の名を藉りて、貸し金をなす者もあつた）御借入等 次第ニ相嵩み、返納方嚴重の御達にて、既に昨年中、紀州熊野三山御役人、爰元ニ出張も有レ之様の次第、旁以、如何共被レ成候方無レ之候。依てハ是迄度々調達金且御取集等申付候て、間も無く又々申付義ハ何れも難澁可レ致、深く御心勞被レ爲レ在候得共、前件の次第に而、御手段も無レ之候ニ付不レ得ニ止事一、此節別して不融通の折柄氣之毒申迄も無レ之候へども、在所の者身元ニ應じ、八ケ年一割三分割下ケ調達金申付候。尤去卯年

調達金割下ゲ殘、今般差戻可レ申候間、一統其旨相心得、出格の骨折を以て調達いたし候様有レ之度、役人共より小前一同へも篤と可二申聞一候事

此時町分の割當、海野町千七百兩。原町千三百兩で隨分其額は多かつた。

征長役の出兵費御用金

征長の役、上田藩も出兵を命ぜられた、依て元治元年八月軍費として、高掛の御用金二万兩を申付けた。之れは上げ切りの御用金で、普通の調達金とは異るも、仕送人調達の出金もあるので、此處に記載したのである。

町分在分負擔額

一金七百五拾兩	海野町	一金貳百兩	御仕送
一金千四百三拾五兩	御仕送	〆金貳千貳百兩	
〆金貳千百九拾兩也		一金千七百拾八兩	浦野組
一金千百六拾兩	原町	一金千百四拾兩	田中組
一金千百拾兩	御仕送	一金千貳百拾四兩	國分寺組
〆金貳千貳百七拾兩也		一金貳百五拾兩	御仕送
一金貳千四百五拾兩	鹽尻組	〆金千四百七拾四兩	
一金貳百八拾兩	御仕送	一金參百八拾兩	武石組
〆金三千七百三拾兩也		一金千六百三拾貳兩	川中島
一金千七百五拾兩	小泉組	一金八拾五兩	御仕送
一金貳百五拾兩	御仕送	〆金千七百拾七兩	
〆金貳千兩也		一金貳百兩	御仕送
一金貳千兩	鹽田組		土屋　仁助

一金百七拾兩ヅヽ

瀧澤　鄕助　龍野　庄藏

伊藤　源太郎　笹澤　文太郎

松林　庵祐昌　長谷川長兵衛

伊藤林右衛門　瀧澤　利兵衛

水野　重助　飯島　儀三郎

金井　文三郎

一金百五拾兩ヅヽ

倉島賢五兵衛　横關川左衛門

佐藤　次郎八　山浦　孫兵衛

手塚半右衛門　中島吉左衛門

丸山　平八

（問屋日記）

慶應元年の調達金

出陣中毎月の調達金

支拂下渡の爲めに、年々收納の内二千石を宛てる

慶應元年六月十六日、征長從軍の爲めに、多額の軍費を要せしを以て、在町役人を召集し、此度出陣に就き、夥敷軍用金を要し、役人等精々手段を講ずるも、他借は不可能で如何とも方法が無い。故に甚不本意の次第なるも止むを得ず、出陣中毎月調達金を申付ける。下々の者に於ても、度々の事であり、殊に當時は諸物價高なので迷惑難儀の段ハ深く察し入るも、時節柄を考へて調達方に盡力して貰ひたい。此支拂下げ渡しは、收納の内二千石づゝ年々返辨のために、差し出すといふのであつた。

出陣中月々の調達金

一金四千百七拾五兩

町在の負擔割當

町在負擔額

四百拾四兩	原　町	三百八拾三兩	浦野組
三百八拾壹兩	海野町	五百兩	鹽田組
四百三拾兩	小泉組	貳百四拾兩	田中組
七百七拾兩	鹽尻組	貳百八拾五兩	洗馬組
三百拾四兩	國分寺組	三百七拾五兩	川中島
			武石組

（原町問屋史料）

藩主什物下げ預け調達金

慶應四年七月藩主什物下ケ預け調達金

家傳の重寶を下げ預く

慶應四年正月には、上田町分割當九百二十三兩。其二月には二千五百兩といふやうに、度々調達金を命じたが、猶不足を告げた。乍レ然、頻繁の調達金頼み入れも下々にとり、迷惑の事でもあり、藩の方でも申付け悪くい所もあつたのであらう。慶應四年七月には藩主忠禮英斷を以て、御家傳來の家寶什物を、町在役人幷に身元たしかなる者に下げ預け、其れに依て調達金を才覺するやう頼み入れた。此時の金額は一萬五千兩の多額であつた。師岡家老よりの調達依頼演述は

御勝手向從來御大借にて、是迄數度、莫大の調達金申付、夫々御下金の道筋不二相立一分も有レ之、氣の毒至極二存候。兼而御勝手向御取直しの義ハ、掛り御役人に精々被二仰付置一、彼是苦心罷在候得共近年之處臨時不二容易一御公務、度々被レ爲レ蒙レ仰、且其間天災二而違作等有レ之、御不都合而已打續、右故、御取凌方必至と御六ケ敷、殊二當春以來の義ハ、何れも承知之通、屢々の御奉公、其上御上納金等兩度迄も被二仰付一、當時現在、沓掛宿新關門、春以來御一手二て被レ遊二御勤一、幷越後筋御出兵前四月以來より追々人數も相增候而已、右兩樣、此先何時頃と申果も不二相知一、實以案外の御入費、迚も御取續之程、無二覺束一、勿論第一日用の御用途非常の御省略方等、精々心を盡し候得共、前條之御入箇、莫大之儀にて、差向如何共手段無レ之候。乍併、又候御領分一統に、調達申付、令二迷惑一候段ハ殿樣にも深く被レ遊二御心痛一、依レ之御傳來の御重器は御先祖樣へ被レ遊二御對一、容易二御手放し難レ被レ遊、御大切の御品柄二ハ候得共、此度格別之御英斷を以、一先急場融通の爲、御手許御下ゲに相成、御領分町在役人共幷身元確の者ゟ、御下ケ被レ遊候間、一統の者共右之思召を深く奉二恐察一、厚く申談、右の御品を以、幾重にも金子才覺いたし呉れ、御奉公無二御間欠一、御取續相成候樣、實意を以相働可レ申候。尙委細之義ハ掛り役人より可二申聞一候

七月朔日

御取續之程覺束なし

才覺金は五ケ年賦にて返濟

此才覺金の返濟方法は、五ケ年賦割下ゲの積であるが、目下莫大の入費故、明年迄二ケ年は年八分の

割合にて、利子のみ渡し、明後年より三ヶ年間に、元利共皆濟といふ條件であつた。

上田兩町分の才覺金高は、三千四百兩で、其時兩町に下ゲ預けられた御什物は

原町分

一後陽成院震筆　一軸　一狩野雅樂介筆牡丹　一軸　一刑部梨地芭蕉詩繪御硯箱　硯天下一中村石見作　一箱
一千家代々茶抄　一箱　九箱入　不白書付　一南鐐龜蓋灰砲硌　一箱　一澤庵書超劫因僧?　一軸
一朝鮮竹細工御花入　一箱　一御屏風　金松竹梅　春洞筆　一双　内海野町へ半双　一南京古染附洗盃瓶　一箱
一横物富士常信筆　一箱　一青磁八卦御花入　一箱　一御屏風絹地探幽筆龍虎　一双内半双龍海野町
一唐銅蓮ニ鷺香炉　一箱　一青貝重香箱五重　一箱

海野町分

一法皇御震筆　一軸　和歌うミてる　一濃古赤布袋香合　一箱　一宗入作灰炮硌　一箱
一唐銅御花入　一箱　一高取御水指　一箱　一紫金銅蘇鐵丁字風爐　一箱
一錦手唐草模様御手爐　一箱　一横物二幅對吉野原町へ龍田探幽筆　一箱
一黒平形棗重ニ利休と有之　一箱　一三幅對左松山雀常信筆　中福祿壽　右柳黨?
一唐画楊柳觀音　筆者不知　一箱

明治二年五萬兩調達金

明治二年六月二十日、例の通り町在役人を召集し、調達金五萬兩の才覺を賴み入れた。其時の家老の口上

御勝手向之儀、從來御大借ニて、是迄數度莫大之調達金申付、氣之毒申迄も無レ之、既に昨春以來の儀ハ何れも承知之通り、不ニ容易一御時勢にて、臨時御入用莫大之儀、何れも出精、調達致し呉れ候故、御軍役も無ニ御滯一被レ遊ニ御勤一、御滿足被思召候。然る處、案外之御入費にて、素より御不手操之上、

去秋存外之違作にて、夫々御引方被二成下置一、銘々ニ取候てハ、聊に候得共、束て多分の引方に相成當年に至り御暮し方必至と差詰り、御役人ニおゐても精々心配骨折候へども、御不都合而已折重なり御凌方必至と御六ケ敷上にも深く被レ遊二御心痛一候得共手段無レ之候。就てハ又候調達申付候儀、今ニ迷惑二候段ハ實に察し入候へども猶又身元相應の者ゟ、金五萬兩調達金頼入候間、幾重にも金子才覺いたし、御奉公御間欠なく、御取續相成候様致度時節柄不融通の中に候へども精々相働可レ申事

御暮方必至と差詰る

六月二十日

五萬兩調達金返濟法

此調達金返濟方は、當秋の收納を以て之に宛つるのは、下々に於ては都合宜しかるべきも、其は落として明年の暮し向立ち兼ぬる故、年々四月渡し、八ケ年一割五分成崩しといふのであつた。此時上田町分の割當額は

上田兩町の負擔額

一金五千百兩　原町
　内千七百七拾五兩　御用達金
一金四千五百拾兩　海野町
　内千三百七拾五兩　御用達金

（問屋日記）

此時在分鹽尻組で、今上田市なる、各村の割當高を記すと

鹽尻組負擔額

鹽尻組六千三百五拾五兩の内、上、下鹽尻、秋和三村、計三千三百六拾七兩の外

金百八兩貳歩　踏入村
金六百拾七兩貳歩　山口村
金百八拾兩　鎌原村
金六百八兩　新町
金百六拾四兩貳分　生塚村
金千貳兩三歩　常入村
金七百八拾五兩　房山村
金三百九拾四兩三歩　西脇村
金百貳拾七兩　諏訪部村

（小泉組小牧、諏訪形、御所、中之條各村は、資料を缺くを以て此に記載するを得ない）

第三節　献金

献金

内規を定設して献金者を賞す

藩財政困難を緩和したものに献金があつた。藩への献金献穀等の事は、篤志に出づる者も有つたが、又名譽慾のために、賞賜に與らんとして、此を爲す者も蓋し尠なく無かつたらう、否寧ろ其方が或は多かりしやも知れぬ。依て藩は献金したる者には、上下着用の格式を、金五兩を献したる者、金拾兩を献じたる者には、庄屋の格式を、金八十兩を献じたる者には、上下着用、百兩を献じたる者には帷子を拜領せしむると云ふ如く、賞賜の内規を設け、献金献穀等の者を賞したのである。一部分なりとも士分の待遇に預ることを、名譽と考へて居た時代には、之を得んとして献金など爲た者は少々で無かつたので、或る程度まで、藩庫の涸渇を潤したのは疑無き所である。弘化三年三月原町荒井福太郎が、金千五百七十三兩一歩銀五匁を献じたのは、あまり類の無い多額の献金であつた。此時荒井は其賞として、御扶持方十人扶持、追手御門出入定斷御合印、被下置。問屋次席、年始御禮の節獨禮、嫡子町年寄次席。次男苗字裃着用御免。右御賞永代と云ふ破格の待遇を與へられたのである。

献金も多少藩庫涸渇の潤となる

第十章　土地經濟

第一節　藩の收入及支出

眞田氏の收入

眞田氏の收入

藩政時代の眞田氏の收入は、何程なりしか、其確數は史料の據るべきものを缺くを以て知り難い。けれども眞田伊豆守信之が、關ヶ原役後、沼田領約三萬石の外に、小縣郡に於て、父昌幸の跡式三萬八千石、新加恩三萬石、合せて約九萬八千石の知行高とし、其六分取とすれば、約五萬八千石余の租納收入となる。此年貢の外に浮所務役錢等が有つたのである。支出の事は更に分らないが、家臣給分が大部であつたのは云ふまでもない。又寺社領は仙石、松平時代よりも多かつた。

仙石氏の收入

仙石氏の收入、及支出

小縣郡年表に拜領高六萬石にて、其實收入は、仙石家上田在城八十年を通じて、概算する時は、一年平均、籾十萬四千十四俵で、此米三萬七千七百二十六石餘と成る。高六萬石の收入の六分強に當るとあり、又仙石越前守樣御物成受拂高御改帳所載の寛文三年の六萬餘石の收入は左の如くである。

惣收入

都合十二萬八千三俵

内　十萬六千二百五十五俵　上田表
　　二萬千七百四十八俵　川中島

右之內拂方

一三万千三百十三俵　所付有之給人物成
一九千二百八十六俵　無所付知行物成
一三千三百八俵　無足御合力多春共
一五百俵　神領三ヶ所
一千俵　小拂金に成る

一一萬二千八十五俵　御歩行鷹匠足輕其外切米取冬春共（切米とは知行を有せざる士に藏米を年に期を分ちて渡すを云ふ、私註）

一八千俵　江戸御扶持方大積但駄賃舟賃人主共

一六千俵　川中島上田御扶持方渡す分

一四百俵　御馬飼料

一三百五十俵　白米に成分

一七千百九俵　種借組々へ相渡す分

一千俵　川中島種借分

一六十二俵　せき成

（〆八萬四百十三俵）

寛文三卯年七月　日　（仙石越前守樣御物成受拂方御改帳）

松平氏の收入

松平氏の收入支出

享保元年の收入

松平氏上田入部後、十ケ年目なる享保元年の收入は、本高五萬八千石、改出切起共、合計六萬五千六百四十五石二斗九升餘、免平均四ツ九分一厘強で、取米三萬二千二百三十八石八斗五升七合であつた。

文化初年の收入

文化初年の上田藩の收入として、小縣郡年表載する所は左の如し。

收入　高五萬三千石切起高七千石餘合せて六萬石餘

此物成入米二萬七千八百石　浮物成三千石

藩士給米　一萬七千石

藏入　一萬八百石

內　公族費　一千石　江戸公費　三千石

幕末の收入

上田公私費　千八百石　　臨時費諸手當　五百石

元治元年より明治元年に至る迄、五ケ年平均の上田藩の收入（明治二年四月民部省へ届出のもの）は、左の如くであつた。

拜領高五萬三千石

外新田高改出高七千百二十石七斗一合五勺

但込高無二御座一候

元治元年甲子より明治元戊辰年迄五ケ年平均

正租納高

一米二萬一千八百三十三石五斗九升二合九勺二才

但　金永錢納無御座候

右者皆定免にて五ケ年之内違作引並用捨引等平均仕候儀に御座候

同斷

雜稅納高　生絲蠶種桑畑　冥加共外小物成ロ々

一米二百九十八石六升八合九勺六才

一永百三十三貫三百十四文一歩五リ一毛

一金三千十八兩三歩三朱

一錢八十六貫七百六十七文四歩

內米四十五石七斗八升二合二勺

永八十八貫六百六十文八歩八厘四毛

金二歩

右定納之分
米二百五十二石二斗八升六合七勺六才
永四十四貫六百五十三文二歩六厘六毛
金三千十八兩一歩三朱
錢八十六貫七百六十七文四歩
右者年々不同に御座候

家臣の祿

家臣の祿
眞田氏の時代には、貫文高地方取であつた、一例を擧げると

以上

昌幸御在世中相詰別而奉公奇特千萬候彌向後身上之儀可二取立一候先百貫文之所出置候者也
慶十七年子八月廿八日　　信之朱印
青木半左衛門殿

百貫文は二十貫文石高百石の法に據れば五百石と成る。若し六分卽六ッ取とすれば、三百石を、四ッ取ならば二百石を得るのである。眞田氏は松代轉封後も、此地方取を採用した。

仙石氏時代には、知行二百石以上は地方で支給した。例へば千七百石（梁地村、長島村、下室賀村）荒木玄蕃。二百石（横尾村、洗馬村）岡部貞右衛門の如く、村高の内にて宛行つたのである。仙石氏小諸在城の時は、六ッ物成を給したが、上田入部後は猶舊に從て、六ッ物成を給したが、後四ッ半物成に減じ、貞享三年二月には、舊新家臣を通じて、四ッ物成に改めた。分限帳、仙石家譜

松平氏物成渡目錄の例

松平氏の時には地方取を止め、廩米を以て給する事とした、左に物成米渡目錄の一例を擧げる

亨保六丑年物成米渡目錄　　永井孫平

一高百參拾石　　此物成五拾貳石　四ッ成
　　內貳拾參石四斗　春夏兩度渡

内譯
三石七斗　償米
九石六斗　津田より渡
四石八斗　廣瀬より渡
四石九斗四升　澤井より渡
四石八斗　山本より渡
七斗六升　餅米御藏より渡
都合五拾貳石にて渡切

申歲物成米渡目錄

一高三百石　師岡加兵衛
此物成米百貳拾石　四ツ成

六十石　上納
內拾壹石貳斗五升　新上納
貳拾壹石九斗三升五合　春夏兩度渡
殘貳拾六石八斗壹升五合

內譯
拾貳石八斗三升七合　渡邊熊吉方より渡
拾貳石八斗三升八合　大野木津久母方より渡
壹石壹斗四升　餅米御藏より渡
都合百貳拾石にて渡切

霜月十五日　御勘定所

免相

免相(合)即ち年貢納入令書免の意義

第二節　免相

租米收納卽ち年貢の事は、土地經濟に關する事の中、最重要なものである。故に左に之れに關する、事項に就て少しく記述して置く。

租稅を納入する額を定め、納入期日其他の注意を記した令狀を、免相(あひ)合又は免附とも稱した。免とは免除の義で、高の內幾分を免じて、其餘を納入せしむることなりしが、後には、收租の率に變り、免幾ツと云へば、取箇のことと成つた。例レ之免四ツと云へば、高の四割を上納するのである。地方要集錄に「厘附と申は、高に幾つ幾分幾厘と割り付け候故、厘附とも免相とも申候、畢竟は、高何割の取に、當ると申候にて候」とあり免相、厘附同じである。

元和八年十二月八日、幕府代官、高室金兵衛が、眞田氏に代つて上田領主と成つた、仙石兵部大輔忠政に差出した、上田領郷村記に載せられた、領分内各村々の定納高を記したものは、眞田氏領主時代、此式を以て租稅卽ち年貢を徵收したものと見ることが出來ると思ふ。其書式は、先づ其村の高を記し、其内種々の引方を列擧し、殘毛付地の高を揭げ、其貢稅の籾俵數を記し、猶其内より、檢見當免の額を引き去り、其殘籾俵を以て、當年の定納とした。左に二三の例を記す

高四百四十九貫五百九十五文　常田村

内

一、五十五貫三百五十六文　入下
一、十貫文　川成
一、八十五貫文　城廻りに成
一、一貫二百五十文　蛭澤堰ニ成
一、六貫二百九十五文　蛭澤ニ成る
一、十貫六百八十文　常田町ニ成
一、三貫百七十文　給人屋敷ニ成
四貫文之内
一、二貫文　源宗寺屋敷
八貫二百八十六文之内
一、四貫四十文　願行寺屋敷
四百文之内
一、二百文　宗院寺屋敷

二貫文之内
一、一貫文　堰免
二貫文之内
一、一百文　きもいり免
一、四貫四百九十三文　かじ町ニ成る
三貫文之内
一、一貫五百文　社領
合百八十六貫八十四文
殘二百六十三貫五百十一文
此籾千八百四十四俵一斗一升五合

内

一百四十四俵一斗一升五合　當免ニ遣
殘る千七百俵　戌之定納
一千八俵一斗五升八合　金兵衛納
一二百二十俵二升三合　先納

一百八十一俵三升七合　　野崎市郎兵衛内
合千四百十俵一升八合　　百三十九俵一斗六升三合　當免ニ遣す
未進二百八十九俵一斗八升二合　　殘る千九百五十俵　戌之定納
高六百一貫六十二文　　房山村　　内
内
一、八十八貫七百九十四文　入下　　一、四百九十俵六斗八合　先納
一、十七貫七百九十五文　不作　　一、九百六十俵一斗三升八合　金兵衛納
一、二貫八百八十文　川成　　一、百二十一俵一斗五升七合野崎市郎兵衛納
一、三貫九百九十七文　川成　　合千五百七十三俵三合
一、四貫三百二十三文　道成　　未進三百七十七俵
一、八十一貫五百二十二文　城町割ニ成　　高百貫六百五十五文　生塚村
一、七貫二百五十文　紺屋町ニ成　　内
一、八十六貫七百十一文　（銀冶町成　給人町成）　　一、十七貫七百三十九文　入下
一、二百文　新堰ニ成　　一、五百九十文　新路ニ成
三貫文之内　　百四十文之内
一、一貫七百五十文　きもいりめん　　一、七十文　せぎ成
十四貫四百九十六文之内　　一、二貫二百九十文　さうれいばニ成
一、七貫二百四十五文　社領　　一、五貫二百六十三文　當福寺屋敷
合三百二貫五百十七文　　一、四貫百七十五文　生塚町ニ成
此籾二千八十九俵一斗六升三合　　一、十貫百四十一文　常福寺知行
合四十貫七百六十八文

残五十九貫八百八十七文
此籾四百十九俵四升一合
内
拾九俵四升一合　當免ニ遣す
残四百俵　戌之定納

右の内で高室金兵衛納などあるは代官にて引渡し迄、預り居りし分なるべし。野崎、本間等は手代なるべし。入下は、當年の作毛、其他を酌酌して、租を輕減するので、後の心付引と同様なるべし。甲州にも入下と云ふことあり。不作は荒地なるべし。きもいり免は村役人給。當免に遣はすは、其年の作毛の様子にて、其年のみ免ずる所。定納は當年の實納額。先納は期に先て、納入せしものか。未進は未納額なるべし。殘貫高を籾に勘定するには、一貫七俵に算して屋る。小縣郡年表

仙石時代の免相

仙石氏時代の免相、二、三を左に記する

寛永二年丑ノ御年貢相定候事
高十五貫文　諏訪部村
内
一、五百文　庄屋給ニ遣
一、百文　御藏やしき
一、百六十文　法泉寺古屋敷
一、十四貫二百四十文　百姓作分
御物成合百俵　御定納藏入分

右之分、當御年貢相定遣候、籾いつものごとく仕、來霜月廿日以前、急度御皆濟可レ仕候。宮、寺屋

一四十五俵一斗二升一合　本間文左衛門納
一二百六十俵　金兵衛納
合三百十一俵一斗二升一合
未進八十八俵七升九合

數、其外入下萬引方之分、不レ殘引遣候條、百俵御藏へつみ可レ申候。御百姓一人成共、かけ落仕候はゞ、其欠落の者手前御年貢、相殘百姓中として辨、都合御藏へつみ立可レ申者也

寛永二年丑
十月七日

諏訪部村
庄や
作左衛門との
惣百姓中

片岡彦左衛門　渡部喜左衛門
青木小兵衛　惠崎又左衛門

（小縣郡年表）

引方の中、御藏屋數分は、其村納入れの鄉藏地免稅のこと。眞田氏時代に、肝煎免とのみ記した所は、庄屋給と明記せり。物成籾百俵は貫代七俵と算して居る。注意事項の中に、欠落者年貢分は、其村中責任負擔の旨を特記して居る。

慶應元年子ノ御年貢相定遣事

小牧村

高七十貫文
此內
一十貫三百五十二文　辰ノ年迄萬引物
一一貫二百九十文　未ノ永川成
一一貫二百十八文　申ノせき成
殘高
一五十七貫百三十五文　百姓作分
此籾四百二十六俵　子ノ御定納藏入分

〆　　切　起

高三十五石五斗五升三合

内

一九石四斗二升　　未ノ永川代

一三石三斗六升二合　　申ノ永川成

殘高　　毛付分

一二十二石七斗七升一合

此籾十五俵三升六合　但二ツ

〆

（注意事項前ニ同じ）

慶安元年子九月廿九日

片岡内藏亟　杉原三郎兵衛

青木小兵衛　堀　八左衛門

小牧村庄屋

孫右衛門どの

惣百姓中

上記の中、未の川成は、寛永八年千曲川洪水の際の流亡地。申のせぎ成は、寛永九申年に通じた、六ケ村堰の免税分

寛永十一年戌ノ御年貢相定遣候年

一高四百四十九貫五百九十五文　　常田村

此内

一、百二十七貫二十八文　城割せき町ニ成
一、二百文　御屋數
一、十四貫百九十五文　寺社人屋數
一、二貫文　庄屋二人給ニ遣
一、八貫五百八文　未之永川成
一、二百九十七貫六百五十四文　百姓作分
此籾二千八十三俵　但七俵代ニして
内
二百六十三俵　當免ニ遣す
殘る御物成合千八百二十俵　御定納藏入分
（注意事項前に同じ）
寛永十一年戌十月九日　片岡内藏之丞　渡部喜左衛門
青木小兵衛
常田村庄や　茂兵衛殿
同　半左衛門殿
惣百姓中

定代

前記の中、未之永川成は、寛永八年千曲川洪水の節流亡地。此當時常田村には庄屋二人あつた。此免相中に、百姓作分二百九十七貫六百五十四文、此籾二千八十三俵但七俵代ニしてとある、此七俵代といふは一貫文の高に付、籾七俵（一俵は大枡二斗京枡にして六斗入り）を附け、其勘算にて上納籾の俵數を算出する、此を定代と稱した。此定代は、同一村にても、七俵の事もあり、又之より減少する事もある。常田村は、此所には

七俵代であるが、明暦三年の年貢定書には、六俵九升一合六勺代に成つて居り、籾俵數は百四十九俵を減じて居る。小牧村は、寛永十四年には、七俵代であるが、正保四年免相は、貫高籾俵に據て勘算すると、定代七俵一斗五升にした事もある。此の如にして、定代は村によりて異ることあり、同村にても時に依りて相違があり、一定不變のものではない。そして此定代を下げることは、石高の免下げに似て、負擔輕減となるのである。故に享保八年には、横尾村で、奸智に長じた某の詭計で、數年の間一村擧て家の修繕など一切せず、衣類等も故さらに麁惡に粧ふて、如何にも疲弊究乏の體を爲し、然る後哀訴して曰ふ、此究態に及んだのは、西に繞つて居る山々が、田地に迫て居るからである。此やうな悪い地所にては、今迄の高貫の稅籾は納め難い、定代下げの御慈悲を願ひたいと陳べて、從來四俵なりし定代を一俵三升引下げて貰つたと云ふ傳がある小縣郡年表。

定代は村に依り時に依て異る

仙石氏の時代上田領各組定代概測

小縣郡年表には、承應年間、村々平均一貫文に就て、概測左の如し、として小縣上田領の各組、定代を掲げてある。左に參考として記して置く。

浦野組　六俵一斗　小泉組　六俵八升　鹽田組　六俵一升六合
鹽尻組　六俵　國分寺組　五俵六升　洗馬組　五俵一斗
田中組　五俵

松平氏時代の免相

次に松平氏時代の免相の例を擧げる

定戌年免相之事
一高三百貫五百六十一文　鹽尻組
内三十文改出　房山村之内
百拾五貫七百十八文　山口村
辰迄萬引物

三貫七百四十四文　　丑寅迄萬引物
百四十七文　　寅川成未ノおこし巳より永引
内
三百四十四文　　延明寺前田畑ノ直心付引
六十五文　　午之永川成
六百五十六文　　未年火葬場ニ引
殘る百七十九貫八百八十七文
内二貫文　　庄屋給當戌より毛付　海野町肝煎給共
此籾千百五十一俵五升　貫に六俵八升
内百六十俵　　當檢見引
殘九百九十一俵五升
一高百十六石九升七合　　切起
此籾百三十六俵二升三合
内拾五俵一斗八升四合　　永川成せき成荒地萬引方
殘る百二十俵三升九合
内六俵　　庄屋給當戌より毛付
取籾合千百十一俵八升九合
右之通相定上者庄屋惣百姓立會無二甲乙一令二割符一極月十五日以前急度可レ致二皆濟一者也
寶永三戌　　篠原又右衛門　楢原宗兵衛
霜月十五日　　山本市右衛門　久松主馬
庄屋惣百姓

此免相と、仙石氏當時の其と比較すると、形の上で、庄屋給と海野町肝煎給とが、地方で無くなり、俵數にて宛行れるやうに成つた事。宛名の庄屋名前は省略し、單に庄屋とのみ書き放しに成つた相違が見える。延明寺前田畑ノ直しは、山の廟所を貫文地としたのであらう。未年火葬場に引くは、仙石氏の時は火葬場免稅地、一貫九十文なりしを減じて六百五十文にした。定代は仙石氏當時は七俵代であつたのを、六俵八升に引き下げて居る。當檢見引は、仙石氏の當免に遣はす、心付引などゝ同樣。此山口村は、承應年間房山村より枝れたが、此時には、元房山村分、貫高六百一貫六十二文を折半して二村とした。房山、山口何れも三百貫五百三十一文宛であつた。此簡單な分け方は、分村後、兩村持分入り雜り毎に不便を感ぜしめた。

第三節　切　起

切　起

切起の手續き

慶安元年小牧村の免相、寶永三年山口村免相に、切起と云ふがある。切起は拜領本高以外、開墾して年貢地に成つた地所で、此切起を爲るには、開墾して田地と成るべき箇所を見立てた時は、先づ第一に在來の田地に支障の有無、隣村への差支の有無等を調査し、新開に就て、何れにも故障無きを確めた後新開切起を出願する。官に於ては、何等の故障無きを認むる時は、吏員を出張せしめ、其出願他所の惣廻りを測り、障るべき地所、用水路、堤敷、道敷等を除きし、繪圖面にて、其惣反別を見積る。之を大繩反別と稱する。然る後、其場所開墾の難易を察して、五年或は三年を定めて、地所相當に、一反歩の地代を、金二分或は一分とかに定め、五年或は三年の年期中に分納せしめる、之を鍬下年季と云ふのである。此年季明の翌年に檢地して、高何程と取極め、一定の年貢を納入させる。此檢地の時に、土地の字名、所有者の名前、其反別、地位（上中下下々の等級）石盛等を記入した、帳簿を作る、之れが檢地帳又水帳とも稱するものである。水帳の字ハ昔時の民部省の御圖帳の御圖の字を、誤て水字に書いたものと謂は

鍬下一年季

檢地帳即ち水帳

れる。

仙石氏時代の切起

仙石氏が上田拝領後、寛永三年三月までの間に、切起の改高は五千二百九十六石七斗三升八合で、其中上田市に關係ある分は

上田城下廻　切起無し

小牧村古切起

小牧村　石高百七石六斗七升
反別十五町一反一畝十二歩
内　田方一町七反八畝三歩　畑方十三町一畝六歩　一毛作三反二畝三歩

諏訪形古切起

諏訪形村　石高八十二石二斗三升
反別十一町三反二畝六歩
内　田方二町三反二十七歩　畑方九町二反六畝九歩

御所村古切起

御所村　石高二十三石五斗一升三合
反別三町一反一畝九歩
内　田方三反七畝三歩　畑方二町四反七畝三歩　田一毛作り二反七畝三歩

中之條古切起

中之條村　石高二石七斗三升六合
反別下々畑四反五畝十八歩

常田町古切起

常田町　石高九十二石六升七合
反別十三町四反四畝十五歩
内　田方一町一反十一歩　畑方拾二町三反四畝

房山村古切起

房山村　石高百十六石二升八合
反別十五町五反二畝六歩

山口村古切起

房山村枝村
山口村

内　田方四反八畝九歩　畑方拾五町三畝二十七歩
石高百十六石九升七合
反別拾六町三畝十五歩
内　田方五反六畝　畑方十五町五反三畝九歩

鎌原村古切起

鎌原村

石高五十石九斗一升八合
反別五町七反八畝二十四歩
内　田方三畝三歩　畑方五町七反五畝二十一歩

生塚村古切起

生塚村

石高十三石五斗八升
反別一町二反七畝九歩
内　田方三反四畝　畑方九反三畝九歩

諏訪部村古切起

諏訪部村

石高四十二石六斗一升四合
反別六町六畝十八歩
内　田方二町一畝二十四歩　畑方四町四畝二十四歩

西脇新町

石高四十石五斗
反別（不明）

（寛永三年差出帳）

踏入村不明

古今切起

此内山口村の十六町三畝十五歩、之れに次ぎ房山村の十五町五反二畝六歩等が多く、中之條村の下々畑四反五畝十八歩が尤も少い。

上田領にては、仙石氏時代に切起を検地して、石高を附したものを古切起と稱し、寛永三年以後、松平氏時代に検地した新田を新切起と云ふ。

第四節　檢地、檢見

慶安三年の檢地

仙石氏上田入部の後、二十八年にして慶安三年に、片岡内藏允、杉原三郎兵衛檢地奉行と成り、時の郡奉行青木小兵衛堀八左衛門等と、共に領内の大檢地を行ひ、改高六萬三千七百七十九石一斗六升四合内一萬石餘川中島ありしと云ふ。果して然らば、反別、石盛、石高、等を詳細記入せる、檢地帳が出來た筈である。然るに、寶永三年の差出帳には、領内一、二ケ村を除くの外は、悉く皆「本貫高御水帳所持不レ仕候故、本高相記不レ申候」と斷り、唯切起のみ、反別、石盛、石高を記載して居るのは、如何なる理由なるや、判明しない。

内檢地

慶安四年に、大屋村内檢地を出願して檢地が行はれ、貫高百四十貫九百文が、石高三百三十三石三斗七升八合となり、拜領村高三百四十八石二升三合よりも減額した。承應元年に武石村も出願して内檢地があり、八百三十九貫八百五十文が、三千二百八十三石四斗四升五合と成り、改出高千二百九石四斗一升六合あつた。延寶元年に、國分寺、上澤の兩村出願内檢地があり、貫高が石高と變つた。寶永三年差出帳此の如く、仙石領主の頃には、出願すれば、内檢地を行て、反別石高に記し替へたのである。故に慶安の大檢地と稱するもの、或は普通正規の法に據る、檢地で無かつたのではあるまいか。

貫高帳調製

承應三年に、仙石氏領内に命じて、各村悉く、貫高帳を調製して提出せしめた此帳又青帳とも云ふ。其記載方は、永引を略し、毛付高を主とし、先づ持主の名前を記し、其次に田畑一筆限りに、字名と高とを記載し、終りに都合高何貫何百文と記し、其持主が捺印して居る、此時までは、村高年々不同のことあつたが、此時より一定したとの事である。小縣郡年表

從來、一貫文の高を、籾七俵天正古文にも七俵代とありと定め置き、年々檢見して、其作柄に依り、當免と稱して、多少の減免を爲して來たのであるが、此時に、今迄の檢見成績に徵し、且土地の肥瘦を斟酌して、俵代

の高低を定めた。例へば、常田村六俵七升一合、別所村五俵一斗八升七合四勺、の如く差別を附けたのである。此は石高の免下げと、同一性質のものである。然し出入作及山貫等は、後に至るまで、七俵代を改めなかつた。此改正以前に比すると、實地に則した公平な取計ひと謂ふべきである。

松平氏定免法採用

檢見は、年々作毛の出來榮えを檢地して、租の徵收に手加減を施して、取箇を定めるので、手數の煩はしいのみならず、一見公平のやうに見えるが、檢見役人に依ては、却て不公平に陷ることもあり、又年々の檢見には、其費用も要る。故に德川八代將軍吉宗は、享保六年、何年かの檢見結果の成績平均を以て、收租の率を定めて、此を施行する方法、卽ち定免法を採用するを奬勵した。松平氏の代に、此定免法を採用したのは、是に因るのであらう。

仙石時代と松平時代との定代比較

上田藩は、元文五年に至り、寶永三年より、此年に至るまで、三十四年間の檢見に依り、其平均を取り中を考へ、定免法を採用した。此時の一貫文の定代と、承應三年の其に比すれば、左の如くである。

組名	承應	元文
塩田組	六俵一升六合	五俵六升
小泉組	六俵八升	五俵
浦野組	六俵一斗	四俵一斗六升
塩尻組	六俵	四俵一斗

組名	承應	元文
洗馬組	五俵一斗	四俵六升
國分寺組	五俵六升	三俵一斗四升
田中組	五俵	四俵

（小縣郡年表）

松平氏時代には、定免の法に據つたのであるが、年の凶作の時には檢見を行つた。其際には坪苅の成績を、次の九等に區別して、收租を斟酌したのである。

九分作　一升六合　八分作　一升四合　七分作　一升三合　六分作　一升二合
五分作　一升　四分作　八合　三分作　七合　二分作　五、六合

一分作　三、四合

年貢納入

年貢納入の手續き

割符立會者

欠落者の年貢は其村の負擔

年貢俵入升量

城米一俵三斗八升

松井田渡分は四斗

上田領の米納

口缺米

第五節　年貢納入

前に記した、年貢納方の定書、卽ち免相が、官役所より、各村に下附された時は、庄屋、惣百姓立合の上、不公平の無いやうに、村百姓に割賦する、納方割符に、愼重の態度を取つたのは、幕府が直轄地代官に、毎年納方割符、惣百姓に、殘らず示して加判致させ、以後出入無き樣、申付くべしと令したのに倣つたものだらう。此手續を取つた以上、後日に至り、彼是苦情を申立つることは許されなかつた。若し年貢帳を、惣百姓に示さず印形も取て置かなければ、名主の役前取上げ、過料を申付ける、組頭も同樣であつた。實際は割符の時立合ふのは、惣百姓の代として、百姓代、長百姓、判頭であつた。

此年貢納入に當て、其村の百姓中一人でも、缺落した者ある時は、其者の納入すべき年貢は、村中の者が、負擔して納稅を完了するのであつた。年貢の籾は各村に設けてある鄕藏に納めさせた。

年貢納の俵は、籾二斗入（京桝六斗入）を一俵とする。若し城米として納入させる時は、米一俵三斗八升とする。松井田渡の城米は、一俵四斗入とした（寬永指出帳。米一俵三斗八升は、籾一俵六斗入を六合摺にし之れに延米（餘分に增し入れる米）二升を加へたのである。一俵の米に餘分の增米をするのは、元和二年に、幕府は御料私領一般に令して、貢米は、當初より三斗七升を以て一俵と定め、之に口缺米一升を加へて收納し錢納の時は、百文に付三文宛の口錢を取るべし、と申渡した。此口缺米と云ふは、口米と缺米との事で口米とは年貢取立の時、所要の筆墨紙、其他雜費に充つる分として取り立つるもの、缺米とは年貢運送の時に當て減ずる分を、補ふ爲めに餘分を入れさせるのである。口米は大体三斗五升入一俵に付、米一升、缺米は米一石に付三升を取り立てた。仙石氏當時は幕府の令に據り、三斗七升を一俵と定め、之れに口缺米二升を加へて、三斗九升としたが、延寶四年より、籾一俵を六合摺とし、之れに二升の延米を

上田領の口缺米

延　米

加へて、三斗八升とした。此時、平井寺村の林德左衛門と云ふ者、延寶三年の飢饉に民衆の苦しむを見て、三斗九升摺を三斗八升に減ぜんことを哀訴せしも聽かれず、然かも猶訴へて止まず、其身遂に刑せられしが、官察する所ありて、此年一升を減じて三斗八升を以て一俵としたとの云傳へがある。仙石分家、矢澤領にては、近時に至るまで、三斗九升一俵の制が行はれて居たのは延寶以前其儘の升數に從て居たからであらう。川中島では、古來籾五斗俵五合摺、二斗五升を一俵として居る。

矢澤領一俵三斗九升

收租率

四公六民の法

古來收租の率は、五公五民が通例であつた。文祿三年豊臣秀吉は、制を下して、天下の賦稅は、三分二は公に納め、三分一は耕民之を取るべしと定め、收租の率を高くした大日本農史。慶長以來は、四公六民の率を通例とした。四公六民の法といふ、例へば今田地一坪に、籾一升の收穫ありとして、一反の獲籾三石を得、此三石の中、一斗を種物、七升五合人夫食料、四斗二升五合肥料代、合て六斗を除去し、殘籾二石四斗を五合摺とすれば、米一石二斗と成る。此一石二斗の米を二分し、六斗を公納とし、六斗を百姓作得とすれば、根取五分になる、此根取五分の米、六斗の內より二割を減じ種代五分、欠米五分、毎年の損毛、一割と積り都合二割となる殘四斗八升を反取高と稱し、租稅として上納させる。然る時は、百姓作得分は、六斗に一斗二升を加へた、七斗二升と成り、上納四斗八升に、比する時は、四と六との割合となる、卽ち四公六民である。此を取箇四つと云ふ。後に至つては、漸々取箇を多くするやうになり、五公五民卽ち十五の石盛（こくもり）の、根取七斗五升を取り上げるに至つた地方凡例錄。仙石氏所替當時の記錄に、上田領物成大方の積り、平均五ツ半より、六ツとあれば、稅率は輕い方では無かつたのである。

根取五分

仙石氏當時の收租率

上田領貫文高を稱し反別無し

石高算出法

石高を定むるには、例へば上田一步籾一升ならば、一反步に籾三石を獲る、此三石の籾を、五合摺とすれば、米一石五斗を得る、此一石五斗を、上田の反別に乘じて、其反別の石高とする、之を十五の石盛と云ふ、卽ち此數を以て、反別に石高を盛るので石盛と稱する。中田、下田皆此法で石盛を定め、石高を仕出すのである。中、下の石盛は、二ツ劣りが普通で、卽ち上田十五の石盛なれば、中田は十三、

下田は十一の盛である。故に地積反別と、石盛とが確定しなければ、石高は知り得ない譯である。又石高に、籾高と米高との別ありといふ説は誤である。天正の石直しは、從前錢にて、收りし貫高を改めて、其田畑の町段を檢し、土地の肥瘦に依りて上下を分ち、其收穫高を摺りて、得る處の米高に依つて石盛を定め、其地積の石高を計算したので、米の高にて石盛を定めたることは、文祿三年の檢地條目に依て明である田制篇。然るに文祿の檢地後に於ても、上田領は古來の貫文高に據り、反別を計上した事無く、石盛も定つて居なかつたのである。寶曆十三年に、信州中馬稼の村々幷に中馬通行の道筋に當る宿々は、幕領、私領、寺社領、共皆其村柄等まで調査した。其時に、小縣郡秋和村外三十四ケ村では、村高は惣石高と貫文高とは知れて居るが、田畑、屋敷等反別石盛等は更に分らない、と上申した處、幕府役人より反別石盛が無くしては、一村石高の檢べやうが無い筈故、猶よく取調べて申出づるやう、若し又如何に取調べても、判明らないならば、無反別、貫文高と定つて居る理由を、詳細に陳述上申すべき旨を申渡された。其時

石高に籾納高と云ふことなし

上田領貫文高に據る

上田領田畑屋敷地反別石盛分明ならず

幕府無反別貫文高の理由を尋ぬ

之に對する返答書

此儀村々打寄相紀候へ共、無反別にて一村高斗有レ之、貫文と極り候發相知れ不レ申候間、地頭役所へ相伺候處、先領主仙石越前守樣より、右之通り御引渡し、古來之通用來候迄にて、右之譯相知不レ申候段、地頭役所申二聞之一候、御吟味の赴は、至極御尤二奉レ存候得共、右之通に付、御答申上樣無二御座一候

と、小牧村、諏訪形村、御所村、中之條村、上田原村、下之條村、神畑村、築地村、福田村、仁古田村秋和村の十一ケ村、庄屋、組頭、百姓代連名にて、幕府役人へ、一札を差出した事がある手塚史料。此は豊臣秀臣の天正文祿の天下大檢地が、全國檢了に至らずして、秀吉薨去した爲めに、上田領檢地未了の內に入つて、古來の貫文高を襲用し來つたものであらう。

上田領文祿檢地未了の部に屬するか

第六節　貫高、石高及貫代

貫高

貫高は、昔時軍役の定めに六貫一匹といふ事があり、此は田地千坪を一貫と定め、六千坪を六貫とし、此六貫より軍役一騎を勤めるのである。此の如く、軍役の定を、田地に割り付けた所から、貫高が起つたので、永錢の貫文では無い地方凡例錄、といふ説と、鎌倉幕府以後、所領の田地を計ふるに、町段を以てせずして貫高を以てしたのは、此頃の田地の收納は、米納でなく、價錢を以て納めさせた。此を分錢と稱し、何町何段の分錢何十貫文と定めて、定免にして之を收めた、卽ち收納錢の貫數である日本田制史との説がある。

豊臣秀吉內政上の大事業として、天正文祿の天下檢地の事がある。此檢地の時に、今迄貫高を以て稱し來りし田地を、石高を以て稱することに改めた。此貫高を石高に改めた理由は、浪人者を抱えた時、所領を宛行ふべき程の戰功あるまで、差當り當分の間、糜米を以て扶持を給與した。然るに、戰國の世で、兵粮儲藏の必要上、今まで分錢、卽ち租納を金錢で納めて居たのも皆籾納に成つて居た、故に籾穀を給與する時には、貫文高を以て算するよりも、石高を以て算する方が便宜がよいからであつたと言はれる鈴錄。

貫高を石高に改めし理由

三百歩一段

又此檢地の時に、從來三百六十歩一段の所を、六十歩を取り除いて、三百歩を一段とする事とした。此理由は、此頃六貫一匹と云ふて、田地は千坪を以て一貫と定め、六貫文の地から、軍役の馬一匹を出すことゝ成つて居た、一貫の田地を千坪として算勘すると、六貫は一町六反二百六十歩となるが、三百坪を一段とし、三千坪を一町とする時は、六貫の六千坪は、端數無しに二町となり、反別二町にて、軍役一匹といふ、都合よい算勘となる。加之、町段の實積を減じて、其數を增せば、段別に賦課する年貢諸役も、增加する故からである。此は長束正家の獻策であると云はれる。秀吉は、全國の檢地を行つて

石高を定め、隱田、間田、餘田等悉く檢出する考の所、慶長三年に逝去して、此大事業は其完了を見るに至らずして終つた、此檢地は我國田制上の一大變革であつたのである。

貫高と反別、石高と

何貫文の田地は、反別何程に當るとか、又一貫文は、近世の何石に當る、とかいふことは定め難い。町段の數に、分錢高を當てた書類を參考するに、一貫文畑地一反半に當るあり、田地二反、三反半、五反又五反半に當るもあり同一で無い。日本田制史上田領一貫文は、凡二反五歩に當る。と「在町地方見合書類」に載つて居り、又一反九畝或は一反五畝に見積るもあつて、一定して居なかつた。巡見使案内控。日本田制史。信州又貫高を、石高に引當てたものに、一貫文一石、二石、四石、五石或は十石に當るもある小諸の慶長石直しは、一貫文一石七斗七升に當て居り、上田領は、元和八年十二月、幕府代官高室金兵衛より、仙石兵部大輔忠政に差出した、上田領郷村帳には、小縣各村の石高と貫高とが記してある。左に一例を擧げると

上田領貫代二石四斗七升

七拾貫文

小牧村

一百七拾貳石九斗

此糀三百五拾俵

國分寺

三百四十五貫六百文

一八百五拾三石六斗三升二合

此糀千四百八拾俵

の如である。

田地の反別が無くて、如何にして石高を算出したのであるかと云ふに、此は、貫代二石四斗七升として、貫文高を、石高に換算して、各村の石高を仕出したのである。前記の小牧村、國分寺も他の村々も同樣皆、二石四斗七升に貫文高を乘じて、石高を算出して居る。而して、此一貫文を、二石四斗七升に

當てるのは、何に據るかに就ては、諸説がある。或は甲州塩山所藏、文安二年の文書に、中田一反半、此土貢一貫五百文、とあるに據り、中田一反は恰も一貫文に當る、一反に稻五十束、此米二石五斗の收穫とし、而して古枡一升は、京枡九合八勺八撮弱に當る。故に此二石五斗を京枡を以て量る時は、二石四斗七升に成る、となすもあり。或は一貫文の反別を、一反九畝と見積り、之れに十三の石盛を乘じたのである、となすものもある。又永高二十貫文は、石高百石に當つること、卽二十貫百石といふ法は、古來より定り有りとし、永高二十貫文石高百石の取り米、五ツ取にして米五十石、永高一貫文に米二石五斗と成る、此割合は、關東二石五斗代の發端である地方凡例錄。上田領二石四斗七升代は、此を準據とし、一貫文の坪數千坪を、少しく斟酌して算出したのではあるまいか。若し一貫文の地積を平均九百八十八坪とすれば、二石四斗七升となる。

二十貫百石の法に據る一貫二石五斗を根元としたのでは無いか

第七節　反別の代用詞

反別の代りに、蒔籾數を以て地積を表はす

貫文高のみで、反別が無く、蒔籾數を以て、反別の代りとした古い例には、天正十八年十月十三日寫金繩寺領帳がある

金繩寺領帳

金繩分

中村　同所
本上壹貫八拾文　四升五合蒔　○善春
同所
中壹貫五拾貳文　五升五合蒔　○助右衛門やこはらい
同所
中七百文　仁升五合蒔　○四郎左衛門

同所　　壹升五合蒔　　○清右衛門
上四百文
同所　　三升五合蒔　　○惣三郎
本上八百七拾五文
同所　　三升五合蒔　　○泉　介
本上八百五拾文
同所　　四升蒔　　○新右衛門
上壹貫仁百文
同所　　四升蒔　　○半　助
上壹貫仁百文
小城　　四升蒔　　○田中の源右衛門
上九百文
せきまたき　　三升蒔　　○道　勝
八百文
同所　　仁升蒔見出十文　　○甚右衛門
六百文
五百文　　仁升五合蒔　　○同　人
ほそ田
九百文　　三升五合蒔　　○善右衛門
同所

上三百七十五文　壹升五合蒔　○藤右衛門
赤田
中四百文　仁升蒔　○ほりの内甚助
はぎの田
中八百文　四升蒔　○彌十郎
同所
上壹貫文　四升蒔　○半　助やこはらい
同所
上八百文　三升五合蒔見出十五文　○新五郎

以上の如く一筆書に列記し、終りに其貫文高と蒔種數との合計がある。此帳は轉寫を經たもの故、或は誤記無きを保證し難いが、大体に於て、考證資料と爲すべきものである。甲州の古文書、二宮神社天正年間、御祭禮日記中に、蒔籾數を以て、反別に代へたものがあり、其中に

中貳百文　壹升蒔　上參貫文　壹斗仁升

とあり、金繼領帳の名所赤田、中四百文二升蒔と同じく、一升蒔は二百文に當り、又上三貫文一斗二升蒔は、上田一升蒔ハ二百五十文で、寺領帳の名所はぎの田、上一貫文四升蒔も、一升蒔二百五十文に當り、何れも上田一升蒔の貫文は同じである。憶測すれば、眞田氏の頃、甲州に行はれて居た、何升蒔を以て反別に代へたのに倣つて、上田地方にも施行したものではあるまいかと思ふ。此何升蒔といふことは、上田領に於ては、松平氏領主時代、享保年間に至ても、段別石高を記さずして、貫文高と、蒔籾數のみ記載して、地所の取引交渉の證文として公然行はれて居たのである。其一例を擧ぐれば、享保十一年山口村の人が、笹井村高中の田地を求めて、出作して居たが、其出作人、生計困難に陷り、身上潰れ

中田一升蒔は二百文地上田一升蒔は二百五十文

蒔數についての證文の例

切りになりし故、其田地を、笹井村へ返さうと、笹井村へ交渉に及んだ所、笹井村では、其の交渉に應じなかつた。依て止むを得ず藩に訴へし所、藩の裁きは、其田地は元村にて請取るべしと申渡した。其時山口笹井兩村庄屋組頭の取り交した證文は

出作分田地相渡し申ニ付一札之事

名所御子ノ町			
一高壹貫五百拾五文	此蒔一斗五升蒔	山口村	甚七
名所源太郎			
一高貳貫三百仁十文	此蒔一斗八升蒔	同村	惣七
名所御子ノ町			
一高壹貫六百六十五文	此蒔一斗六升蒔	同村	善次郎事 半左衛門
名所中神田			
一高壹貫貳百六十文	此蒔一斗仁升蒔	右同所 房山村	半左衛門 仁三郎
名所いづみ町			
一高八百八十文	此蒔九升蒔	山口村	源六
名所駿河町			
一高壹貫仁百六十文	此蒔一斗二升蒔	房山村	助彌
名所甚六町			
一高壹貫五百十五文	此蒔一斗四升蒔	同	人
名所すわの町			
一高壹貫五百文	此蒔一斗四升蒔	同	人

同所
一高壹貫五百貳十文　此蒔一斗四升蒔　同　人
名所甚六町
一高壹貫四百文　此蒔一斗三升蒔　同　人
名所せうじくろ
一高壹貫八百六十五文　此蒔一斗五升蒔　房山村惣五郎
名所清水町
一高壹貫七百貳十五文　此蒔一斗五升蒔　同　人
名所そり町
一高壹貫百六十文　此蒔一斗貳升蒔　同　人
名所清平田
一高壹貫六百五文　此蒔一斗五升蒔　同　人
貫〆貳拾壹貫貳百文
蒔〆九俵一斗四升蒔　（私註一俵大桝二斗入）

右之作田、笹井村御高之内、古來の持高、以來私共相調、去巳之年迄、手作仕候得共、近年段々不勝手ニ罷成、當春潰れ切申ニ付、本村え右之田地返し申度、正月より度々御斷り申候得共、御同心無ニ御座一、御公儀様へ御訴訟被レ成候ニ付、双方御聞屈被レ爲レ遊、田地本村へ請取候様ニ被ニ仰付一候ニ付、右之田場拾四ケ所相渡申候、然上は、以來御所替其外如何様之儀、御座候共、此一件ニ付、少しも申分無ニ御座一候爲ニ後日一仍如件

享保十一年午四月

として、山口村庄屋、組頭、房山村庄屋、組頭連名にて、笹井村庄屋、組頭宛に差出し、之れに對し、笹井村庄屋組頭は、房山、山口兩村庄屋に請取證文を差出し、國分寺組大庄屋茅野平四郎が奥書印形して居る。

此證文に據つて、一升蒔の貫文を勘算すると、一升蒔は百文程に相當し、金繩寺領帳の其れの二分一程である。土地柄や耕作上の相違から差異を生じたものか、今此一升蒔を百文とし、一升蒔の坪數は七十坪より百坪迄（稻垣地方史料）と云へるに當つる時は、一貫文は七百坪より千坪位に成る。畑方一升蒔と云ふ所もあり、田方の蒔籾の二倍位であると云ふ（稻垣地方史料）。

何挺鋤、幾塚、苅束數

此の如く、田畑の地積を呼ぶに、貫文を以て稱するもあり、蒔種の枡數で田方一貫文を一斗蒔、百文を一升蒔、又畑方一貫文（凡二千坪より二千二百坪迄）を十俵成或は十挺鋤など稱するもある。十俵成とは、其地所より小作米十俵を納むるに依り、十挺鋤とは、壯丁一日に二百坪を鋤き耕す、十日間に耕す地積畑方一貫文となるからである。又畑の地積を幾塚と呼ぶもある、一塚は七十五坪程と云ふも、塚の意義は明でない。又川中島地方では、稻の苅束數を以て、地積の反別を云ひあらはす習慣がある。例へば

高五百八十九石四斗七升三合　權堂村、間御所村、荒木村、千田村、栗田村

此苅一萬九千六百四十九束一分　凡石盛平均十二餘

此反別四十九町一反二畝八歩　但し一反四十束苅の積り

四十束一反の積り

此は、稻苅束數四十束あるを一反當りとし、苅稻束數一萬九千六百四十九束一分の反別を算出し、四十九町一反二畝八歩を得。此反別に、石盛十二を乘じて、高五百八十九石を算出するのである。此やうに無反別で、年貢諸役を勤めた所は、古開發の時代に無反別で、束苅を以て收穫租稅等を算勘したのが習慣と成り來つたものであらう　地方凡例錄

第八節　正租卽年貢以外の藩收入

年貢以外の領主の收入

領主の收入は、年貢卽ち租入の外に、小年貢の小物成と云ふがあつた。

小物成

田園類說に、小物成は年貢（普通たゞ年貢と云ふは主として田畑に課する所の稅の事を物成と云ふにより、小年貢と云ふ心にて、小物成と云ひ、百姓役卽租の外、何にても定納するは、皆小物成であるとあるから、小物成も、汎く年貢の名の下に總括されるものである。小物成は、三草藍、紅花、麻、四木桑、椿、茶、漆、其外山野、池沼、河川等よりの收獲に課する雜稅で、土地が異なれば、其種別も自ら異ることは、恰も古代の調役の遺法の如く思はれる。浮役と云ふのも小物成の內であるが、鄕帳には記さないで別帳に載せ、或年季を限り、或は年によつて、收納の額に增減があるのをいふ。何役、何運上、何々冥加銀などゝ云ふものは、皆之れに屬する。運上と云ふは、一定の率に依て徵收し、冥加は、或る營業に依て利得あるに依り、官に請ふて上納するもの故、此二者は少しく意義の異なる所がある、と說くものあるも、運上と稱し、冥加と稱するも、多くの場合差別無く用ゐられて、江戶時代の一課稅であつたのである。

仙石氏領主時代の小物成

仙石領主時代の小物成　寶永三年、仙石氏より松平氏に引渡した、上田領小物成並運上帳に據ると仙石氏時代の小物成には左の如きものがあつた。

夫役

夫役　金八十四兩二分錢　九十六貫二百八十三文　町分二兩

山手米

山手米　金五兩一分二朱

山手米と云ふは、百姓銘々の持林より取り上げる稅で、山林凡一町步につき、米六升を課した。松平領主の代、明和五年に八升程に增額した。

商札

商札　金四十四兩一分

商札は、商業鑑札で、一枚ニ付、金二朱づゝ徵收した。町分の額は總額の約三分一强に上つ

田役米

田役米

た。

小縣郡年表に、「田役米は、田地に係る役米と云ふことなるべし、と解し、此田役米は、眞田、原、横尾の三村に限り、正稅の外に、横尾二十六石餘、甲石廿八石餘、原三十四石餘合せて八十九石餘を課す。是れは眞田幸隆上州に逃奔後、其妻子一族の危急を見るに忍びずして、三村即ち當時の眞田領分凡千六百〆文の地より、年々見繼たりしが、其遺習後例と成りて、納入せるものなりと云ふ」とある。今之に從ふ。

駒運上

駒運上　錢八十四貫三百文

駒出生すれば、其時届け出で、翌年約二才の時、檢査を受け、惡馬で物の用に立たぬ者は、運上を取らない、然らざる者は運上を命ぜられる。上田領中、駒運上の尤多額なるは武石村であつた。指出帳に、房山山口村駒運上、一貫六百五十文とあれば、上田市の一部にも、駒出生の事があつた時があつたのである。

松茸運上

松茸運上　拾二兩三分銀七匁五分

尤高額は、洗馬曲尾の六兩二朱、之に亞いでは、上下室賀の四兩二分。松茸運上の事は、元祿三年に、上田原町五人の者が、運上金を上納して、上田領内の松茸山を一手に引請けた事が初である原町問屋日記

漆、薪上納

漆　三貫目但三ヶ年の内一年納

薪上納　四萬八千六百九十束　兩に二百六十四束二尺五寸〆一束

猶外に

酒運上

酒運上　百七十八兩　錢三貫三百三十四文

小役に

藁、澁柿

時鐘料

松平氏時代の小物成

運上松茸山十一ケ所

小縣の松茸江戸に出づ

苅畑年貢

藁　六千五束半　草三千九百八十束　萱千二百九束

澁柿　六石四斗五升九合

時鐘料　町方四兩一分二朱　在分八貫二百五文

合金四兩一分二朱　錢八貫二百五文

松平氏の時に至つては、酒運上は、寶永六年三月運上御免と成り、其代りに、今迄の運上額だけを、酒値段から差引いて、酒を安値にする事を命じた。是れは藩の收入に取つては大打撃であつたのである。又商札運上も寶永七年御免と成り、商札料の收入が減少したが、其他は繼續された。其中松茸運上は、正德六年七月、上田原町の二人、柳町の二人、四人の者が、此年より向ふ五ケ年間、松茸山左の十一ケ所

穴澤山、毛澤山、輕井澤山、小泉山、下室賀山、上室賀山、當鄉山、村松山、沓掛山、越戸山、鈴子山

を、運上金百一兩銀十五匁二分で請負つたが、享保元年七月、此四人中の柳町久四郎は、江戸須田町小濱屋傳三方へ松茸賣込談判に出府する旨を届け出た事がある。此頃から上田領の松茸は、遠く江戸まで送り出されたもので、又其評判も宜しかつたと見え、享保六年に至り、又々曩きの四人の者は、運上金百六兩銀十匁を上納して、向五ケ年間引續き、領内松茸の請負を出願した事があつた。

後には、新に胡麻運上、苅畑年貢、川運上などが加はつた

苅畑年貢

苅畑とは、薙畑、切替畑、燒畑などゝも云ひ、里方には無く、山中にあるもので、信州などには多い。山中の小芝、萱などある平かな場所の萱草など燒き拂ひ、雨降りの後、灰の濕つて居

る時、其處へ蕎麥、栗、稗等を蒔き附ける。特に此處で出來た蕎麥は賞讃された。同じ場所へ毎年播種して收獲する事は不可能で、地味柄に依り、一年二年、或は三年置位、間を置いて仕付けるのである。此の如き惡地故に、檢地も大積りで、輕い年貢を徵收する、其れが苅畑年貢である。

川運上

川運上

川運上は、寛保三年諏訪部村十助と云ふ者が、運上上納の上、千曲川の、上は加澤村より下は下鹽尻までの間の漁業權を一手に與へられんことを出願して許可されたのに始まる。此漁業權獨占の爲めに、他の一般民衆の恨を買ひ、寶曆騷動の際、川運上願出の罪憎むべしとて、此十助宅は打潰しの厄に遭つた。

收租の率を高くする、卽ち取箇を強くする事は、領內農民一統の苦痛を來たし、其怨を買ひ、時としては一揆騷動の起る事すらあり、幕府に對して畏るゝ所、又他領に對しても外聞宜くない。然るに、此運上冥加は、受益者が負擔するもので、一般百姓に直接痛痒を及ぼさない、故に藩收入增加の爲めに、運上冥加の種目を多くするに至るは自然の勢で、上田領に於ても、年と共に運上冥加の種目と其金額は增加した。今左に土地、河川に關する運上冥加を記して見ると。

運上冥加の種目漸次其數を增加す

豐年冥加米

豐年冥加米

天明四年十二月、鹽尻組冥加米として、米四十九石四斗、此代金五十八兩一步錢百八文を、鹽尻組代官より、當秋豐年冥加として藩に差出した事がある。鹽尻組冥加米として差出したのを見ると、他組からも同樣差出したものと思はれる原氏史料天保四年は凶荒不作であつたが、翌年五年は五穀大に稔つた故、豐作恩謝として、在分より白米三千俵、繩八千尋、町分より蠟燭三千挺、青苧三千把、白箸三千把を獻上したのも豐年冥加の一である。

桑畑冥加

砥石、温泉、冥加米銀

御料借地代

土地河川等以外の諸冥加銀及鑑札料、改判料

桑、畑、冥、加、

文化十年上田城下河原の桑畑が、利潤多きに由り、冥加として、年々米百俵を上納することゝした。嘉永六年には、米五十七石七斗餘に及んだ。小縣郡年表

砥、山、冥、加、米、

砥石の産額に依り上納させるのである。安政三年には、米四十七石一斗二升六合

温、泉、冥、加、銀、二十二兩二分二朱　安政三年頃

御、林、借、地、代、十九兩二分二朱　安政三年

水、車、冥、加、銀、三十五兩餘　安政三年

天明元年に、山口村明屋敷に水車屋を新築して、搗挽を業とする者が出來、文化文政の頃より其數が多く成つた。此水車屋渡世冥加銀上納の事を出願すれば、官役人が出帳實地檢分を爲し水車水使用が、他に差障ありや無しや、水利の便不便、場所の善惡等を見定めて後、之を許可する、四時通じて水の便も宜しく、場所も善い者には、冥加銀杵一本碓一ケに付、各銀一匁五分、其より以下、水利の便否場所の如何に依り、杵、碓各二分五厘までの間に於て斟酌考量の上、冥加銀を決定して上納を命ずる　原町問屋日記

土地河川等に關係せず、其製造品、若くは賣買に依て利潤を得る者、或は農業以外の職業に依て、利得を得渡世する者には、冥加銀或は鑑札料の名を以て賦稅したのである、卽ち左の如し

蠶、種、商、鑑、札、料、一札銀七匁五分宛

蠶、種、冥、加、銀、蠶種一枚に付銀一分宛

以上は蠶種賣買の利益多く、蠶種製造者も利潤多かりしかば、安政四年五月より、鑑札料及冥加銀を上納せしむる事とした。蠶種冥加銀は、元治二年四月に至り、蠶種製造渡世、多分の利

益を得るとの理由にて、鑑種一枚に付冥加一分五リに增した。

安政五年十月、鑑種商鑑札を大中小の三種とし、賣買枚數に依て差等を立て、大は銀十八匁、中は銀十二匁、小は銀六匁と定めた

紺屋渡世鑑札料　藍瓶一本に付、銀五分の割にて上納させた
諸色仲買鑑札料　一枚金二朱宛にて、在分にのみ出す
菓子渡世鑑札料　一枚金一朱宛、但職人を抱へ居る者は金二朱
織屋幷糸撚り渡世鑑札料　一枚金二朱宛
賣藥鑑札料　一札金一朱宛
髪結職鑑札料　一枚金二朱但職人金一朱宛
綿打職鑑札料　一枚金二朱宛
仲商渡世鑑札料　一枚銀二匁五分
種繭冥加銀　種繭を他處へ賣渡す時は、買人より種繭一籠(五升)に付、銀五分宛上納せしめた。
獵師筒運上　一挺に付銀十匁

此外に冥加筒冥加銀もあつた。

産物改判料

絹紬類一疋に付　銀三分宛　生絲一提に付　銀三分宛　帶地二筋に付　銀一匁五分宛
横太織一反に付　銀一分宛　木綿一反に付　銀五厘宛

此産物改料は、天保十五年、初て上納せしむることゝなり、徵收の理由は、凶荒救濟資金と爲ると云ふに在つたが、其目的に使用せられた事は殆んど無く、多くは藩財政の補助と成つたやうである。各種改料は、文久四年皆增額したが、其內で生絲一提三分が、其倍額六分と成つたのが尤も著しかつた。

小物成は各組々にて納入
小物成皆濟證文の一例

小物成は、各村別納で無く、各組納であつた。左に小物成皆濟證文の例を記るす。

辰年御物成

一金二十七兩一分　錢二貫五百七十文　小泉組

内譯

一金一歩錢五百文　駒運上
一金十二兩二歩錢二十二文　夫役詰夫給
一金二兩三歩錢九百十五文　苅畑年貢
此米四石四斗二升六合　兩一石五斗九合　五貫文
一金一兩三歩錢六十一文　山年貢
此米二石六斗六升　兩一石五斗九合　一貫文
一金一歩　松茸運上
薪　七千四百七十九束　定納

内譯

四十八束　半過山見二人分
四千八百束　薪納
二千六百三十一束　兩二百六十四束　五貫文　金納

〆

一澁柿　五斗五升　定納
一萱　九十七束　定納

〆

右之通皆濟畢
寶暦十年辰極月
覺

赤座東彌〇

一米十四石一斗八升三合
此金九兩一歩七百四十三文　兩一石五斗九升九貫文
一金四兩二歩錢七百三十一文　倉鹿野傳馬賃
右之通皆濟畢
寶暦十年辰極月

小泉組
持林山手米

赤座東彌〇

上記の內、持林山手米は、百姓持分の山林稅。倉鹿野傳馬賃は、藩主入部又は參覲出府の年のみ上納する。詰夫給は會所詰人夫給料。半過山見は半過藩林の山番、二人に給與する分。

松平領主の時屋敷年貢を徵收す

上田町內及隣接村屋敷年貢

松平氏上田入部後間もなく、上田町內の鍛冶町、紺屋町、東西田町の四ケ町の屋敷年貢及隣接村、常田、房山、山口、鎌原、西脇、新町、生塚、諏訪部、秋和の九ケ村の、屋敷年貢を徵收する事と成つた。此時鍛冶町は、從前納めて來た鍛冶役、紺屋町は紺屋役を免除することにした。此時田町は、原町分として古來往還町並の諸役を勤めて居る由を申立てゝ、屋敷稅の免除は、原町同樣ならん事を願ひ出て許容されたが鍛冶町と紺屋町は別に願ふ所も無かつた。此後元文二丁巳正月廿六日に、傳馬役申付けた柳町に屋敷年貢を申付けなかつたのは、何故か判明しない、或は表町で有つたからであるか。

此時在分で、保野、別所、小泉、吉田、新田屋敷も、年貢納入を命ぜられた。此等も仙石時代當時に比して、松平氏の收入增加の一と見るべきであらう。

第九節　年貢以外の高掛負擔

正租同樣の賦課
高御用金

以上の如く、土地所有者は其持高に應じて正租卽ち年貢及び小物成卽ち小年貢を上納せねばならなかつた。此外猶時々、村高割付けて徵收される高掛り御用金と云ふがあつた。之れは、納入割宛が通知された時は、殆んど年貢同樣に取り上げられるのである。此御用金は、諸河川普請等の大工事ある時、其工事費を幕府より諸大名の知行高に應じて割り宛てる。然る時は、其割宛額を受けた領主は、其を各村々の高に應じて割當てゝ納入させる、所謂公儀御用の金と稱して遠慮無く賦課徵收したものである。普通に謂ふ所の御用金又は調達金と云ふは、皆御賴み金であつて、此高掛り國役御用金とは大に異つて居る。御賴金の方は、時に納入者より彼是と苦情や注文を申出すこともあり、藩に於ても、辭を卑ふして出金方を依賴し且其利分返濟方等の約束があるが、高掛り國役は上げ切りである。

國役御用金は上げ切り

左に國役銀賦課の二三例を記るす

安永五年より同九年までの間、東海道大井川、富士川、安倍川、天龍川、酒勾川、及び北國往還信州千曲川、犀川、普請の時、其工事費として、天明二年には、高百石に付金一步銀十四匁二分八厘、兩替五十九匁九分、上田領拜領高及改出高合計、六萬九十四石七斗三升三合余の高掛役金、二百九十三兩二步銀四匁八分七厘餘であつた。

寬政元年四月、濃州、勢州、川々普請の時、幕府より上田領石高に割當てた御用金は、金千七百六十兩で、其時町在負擔額は次の如くであつた。

一高千七百六十兩

內

金百七十兩　町分　　金三百兩　鹽田組、武石組

金四百三十兩　小泉組、浦野組　金三百五十兩　田中組、洗馬組
金三百六十兩　國分寺組、鹽尻組　金百五十兩　川中島

文化十三年五月、又濃州、勢州、尾州、東海道筋川々普請の爲め御用金を命ぜられ、其金額は寛政元年と同額で、隨て町内及各組賦課割當も、同額であつた。此時には

國役普請御手傳恐悦

濃州、勢州、尾州、東海道筋川々御普請御手傳被レ爲レ蒙レ仰怒悦至極奉レ存候乍恐御歡申上候

とて、兩問屋町年寄惣代は、月番家老、惣〆勘定方、町奉行まで、歡の言葉を申述べ、町方寺院も亦御歡申上げた、これぞ眞の有難迷惑と謂ふべきであらう。

高役銀證文

高役銀證文

覺

拜領高五万三千石　信濃國小縣郡八十一ヶ村
一高五万四千八百五十石五斗五升
　但拜領高込高并改出新田共
一高五千二百七十石一斗五升一合五勺　同國更級郡　五ヶ村
　但右同斷
高合六万百二十石七斗一合五勺
　此高役銀拾七貫九百七十六匁九厘　但高百石ニ付銀二十八匁九厘兩替六十匁
　此金貳百九十九兩貳分銀六匁九厘

外

除地　極樂寺　長雲寺　歡照寺　玄峯院　圓光寺　勝念寺　諏訪明神　領
一高三十二石三斗四升三合　同國同郡三ヶ村

此高役銀九匁六分七厘　　但右同斷
惣高合六万百五十三石四升四合五勺
此高役銀拾七貫九百八十五匁七分六厘
此金貳百九十九兩三分銀七分六厘　但後藤常是包
右者去ル未年東海道筋天龍川、大井川、富士川、相模川、幷信州千曲川、犀川通御普請ニ付信濃國高役金領分村々幷最寄寺社領之分共去ル申年納分書面之通取立之相納申候　以上
慶應元丑年十一月　日
松平伊賀守家來
岩間半彌
內海多次郎樣
御手附中
御手代

國役金維新後にもあり

明治三年の國役金

明治三年の國役

藩政當時の國役金は、明治維新後に至つても、課せられたのである。明治三年二月十八日、民部省土木司より上田藩公用人を召し、諸川々の普請の事は、舊幕の頃、國役金を取り立てゝ普請の費に當てゝ居たが、御一新以來、明治元年には非常の水害があり、諸地方人民疲勞して居た時であつたので、河普請諸費用の國役金は取立てずに居たが、普請の年には國役金を取立てるのは至當の事である。然るに近年は水害甚しく、其上物價は騰貴した爲め、從前の通りの額では、相當しない。故に昨二年分は石高百石に付金一兩二歩宛取立て、上田藩最寄の社寺領石高に懸るのは、上田藩に於て取集め、五月晦日迄に納入するやうにせよ。委しい事は、土木司に就て打合はせをする事にすべし、と民部省より達せられた。其時の達令は

上田藩廳

川々普請入費之儀舊幕之節國役金取立相成候處御一新以來去々辰年之儀は非常之水災疲勞之折柄に付御取立無レ之候得共常年は國役に割合至當之筋に有レ之、然處近年水害甚敷物價騰貴高騰り以前之通には不相當に付、昨巳年分高百石ニ付金一兩二步宛取立、其藩最寄社寺領之分も取集、五月晦日迄に可ニ相納一尤委細之儀は土木司江打合可レ申事

午二月

民部省

國役以外の御用金

上田藩廳

此時には上田藩五万三千石で、金七百九十五兩を納入する事に成つたのである。

國役以外の高掛り徵收金、

國役高掛御用金で無く、藩主が、幕府將軍の事に關して勤務する事あれば公儀への御勤めの口實の下に、上げ切りの高掛り徵收金を、賦課されたのである。其一例を擧ぐれば、文政八年將軍日光社參に付、上田藩主は其供奉と日光の勤番とを命ぜられた。此日光御固めといふ事は上田藩始めての事、重大なる公儀への御勤めといふ理由で、町在役人召集の上

日光勤番役拜命御用金

來酉年日光御社參ニ付、同所御勤番被レ爲レ蒙レ仰候、右ニ付一統江御用金申付候

と文政七年四月申渡され、寛政元年賦課の國役金と同額の負擔を命ぜられた。

天保九年四月、藩主松平忠優、寺社奉行加役を命ぜられし時

寺社奉行拜命御用金

殿樣御奏者番寺社御奉行御加役被レ爲レ蒙レ仰候ニ付高掛り御用金申付候

と申渡され、文政七年の金額と同額賦課があつた。

天保十三年十月、藩主日光東照宮御用掛を命ぜられし時は

日光御用掛拜命御用金

殿樣此度日光御宮御用掛被レ爲レ蒙レ仰候ニ付御用金申付候

との申渡しで高掛りの賦課金申付けられ、此時町分の割宛は、金百七十兩であつた。

此後弘化二年三月には、藩主忠優大阪城代を命ぜられた時、又嘉永元年老中職拜命の時、安政四年再度老中就職の時等、皆前同様の御用金賦課納入を申付けられた。

元治元年征長役の際、上田藩將軍左右備を命ぜられ、出陣する事に成り此度御進發ニ付高掛御用金申付候

との申渡で、天保嘉永の時と同額の賦課があつた。

問屋日記　松平家日乘

第十節　町方出作地及小作

町方出作田地

町方出作田地と稱するもの頗る多し

上田町分の者の中に、接隣の村々に田地を所有して居る者があり、其田地は自分所持ではあるが、公然届出てあるのでは無く、所謂内證物であつた。寛政御用金一件。其所持貫文高は、二百四十六貫の多きに及び、房山、山口、常田、踏入、笹井、染屋、野竹、鎌原、長島、金剛寺の十ケ村に亘つて居た。此等の持高の年貢は、毎年免相を貰つて、上納すべき筈の所、かくては、其高に應じて賦課される、助郷人馬諸役を勤めなくては成らぬ、町分の者であるから傳馬役を既に勤めて居る、其上又助郷人馬諸役を勤める事は難儀である所から　仙石氏領主の時代から、右の村々へ出作といふ名前で、定代籾合計千七百三十俵程と、其に夫錢を添へて、各村々に納めて來た。其故、助郷人馬等は町分の者の持高分も、其村々で負擔して居たのである。然るに、村方不作の年には、其程度に應じて引方があるが、町分出作田は相變らず定代七俵、又は六俵内外の籾と夫錢とを各村方へ納めて居るので、町方困難なりとの理由で正德三年七月、上田兩問屋年寄の名を以て、出作田地は、貫高を別にして檢見引方の免狀下附と、同時に助郷人馬諸役は從前通り免除されたいと出願した事があつた。享保六年頃には原町分出作年貢高は三百石餘であつたから、海野町分をも加へたなら六百石以上に上つたであらう。寛政元年高掛御用金割付

町方出作田地に引方無し

上田町分出作石數高掛り御用金と町方出作田地

の時、藩は上田領割當額の十分一を町方に割り當てた。此は町分には古來高といふものが無い爲めに、大積りに十分一と定めたのであつた。すると町分の者は、町分負擔の上に、町分で出作田所持の者は、其村々の高に掛る御用金中、自分持高に割り當てられた分は、又別に出さなければならない。故に二重負擔である、との理由で、村方より通知する御用金高割當は、差出さぬ事にしたいと願ひ出た。之に對して藩當局者は「此度の御用金は、以前の御頼み金とは全く異つて居る者で、幕府即ち公儀より諸大名に、其所領石高に應じて割り當てられた者で、各大名は皆其領分村々に、其村高に應じて賦課徵收する、我上田藩に於ても同樣、在分各組々へ其高に應じて割賦するのである。然るに、町分は無高であるが故に、大積りで上田領割當額の十分一を申付けたのであるが、町分では、町分の者所持の出作田地六百石程之高掛りを、村方へ差出すことは、二重負擔に成ると訴へ出たが、其は決して二重の負擔と云ふには當らない、町分へ賦課した十分一の割宛は、町並一統の者へ課したもので、高には更に關係が無い、町方に居住する者は、何人と雖も、皆幾分の負擔は免れない筈の者であり、又町分の者の中で、出作田地高を在分村々に所持して居る者は、其村々の御高の内の地面を作つて居る、其故に、其持高相應の掛りは、其村々へ差出すべきが當然である、例へば鎌原村の百姓は、其居村分の割合さへ出せば濟むが、其者が隣秋和村の村高の内、出作田地を持つて居れば、其持高の割合だけは、秋和村役所へ差出すべきと同一理由で、上田町人なるが故に、町分負擔の割合を出し、又在分村高の内を作るが故に、在分の割合を出すのであつて、二重と云ふ譯では無い、二重賦課と云ふ如きは、他領に聞えても、上田藩の名を汚す事にも成る故、能々此理を諒得すべきである。」と申諭し、之にて此問題は事濟に成つた。

小作

水呑百姓
小作料

田地を所有して居る百姓を本百姓と云ひ、或る期限を定めて、他人所持の田地を借り受けて耕作し、其收穫の幾分を約定通り、地主に納入し、其餘を自分所得と爲る。之れが小作である。作る人を小作人と稱し、小作のみにて自分所有の田地無きを水呑百姓と云ふた。小作人の地主に納める分を、小作料又

小作證文

小作入上とも云ふ。此小作料は、其地方普通の相場はあるが、地主小作人の兩者、相對申合せの上高低があつて一定したものでは無い。地主小作人兩者間には、約定證文を取交はすのが定式で、其證文には借耕地面の箇所を一筆書に明記し、小作料、借耕年限等の協定事項を載せ、小作料滯納等の事ある時は何時成共、地面取上ぐるも、其際一言も彼是言はない旨を記してある。小作すること二十年以上に及びしを永小作又は名田小作と云ひ、此小作地は、謂れ無くして取上ぐる事は幕府の禁令であつた。

永小作

小作料田方

仙石氏領主時代の小作料、上田市内の舊村々のものを記せば

常田村

田方四升蒔の田地

上田	籾	四俵八升
中田	籾	四俵
下田	籾	三俵一斗二升
下々田	籾	二俵一斗六升

生塚村

田方四升蒔の田地

上田	籾	四俵
中田	籾	三俵一斗八升
下田	籾	三俵一斗四升
下々田	籾	三俵四升

（稻垣史料）

一升蒔

一升蒔は地積七十坪より百坪迄位を云ふたのである。

小作料畑方

畑方一丁地所

上畑	籾	一俵一斗七升
中畑	籾	一俵一斗
下畑	籾	一俵五升
下々畑	同	一俵三升

畑方一丁地所

上畑	籾	一俵一斗
中畑	籾	一俵七升
下畑	籾	一俵五升
下々畑	籾	一斗六升

一丁打
一丁鋤

此一丁打と云ふのは一丁鋤と同じであらう。一丁鋤と云ふは壯丁一人春の日に一日に鋤き起す地積で

百坪から三百坪迄位(稻垣史料)とあつて一定の地積でなく大積りである。中之條村、小牧村邊は、小作料は一斗蒔に付、大積り籾二俵程で、常田村邊よりは、小作料は低かつた。そして此村々には、田地上中、下等の差等は無かつたのである。諏訪部村は反別記載で次の如く

田方一反歩ニ付
上田　籾四俵。中田　籾三俵一斗。下田　三俵。下々田　二俵一斗。
畑方一反歩ニ付
上畑　籾二俵。中畑　籾一俵一斗五升。下畑　一俵一斗。下々畑　一俵五升。

同じく反別を記載せる國分寺村の、麥田一反歩に付、籾四俵一斗、春田一反歩に付、籾三俵一斗と略等しい。

小作料滯納

元祿の頃に、小作年貢の滯納者多く、地主困難であつたので、元祿十四年十二月、郡奉行は各組代官等を招集して、「近年在々小作年貢滯り不埒之由及聞候、向後小作年貢滯り候はゞ、地親より各へ口達致候樣ニ被ニ仰渡一候、小作の者身代つぶし候ても埒明くる樣」にと申渡し、其滯納なきやう注意した。小作の者身代つぶし候ても、埒明くるやうにとは、隨分手きびしい事である。

第十一節　農一家の收入及公私所得比例

以上主として納むる者、收むる者に就て略述したが、今左に嘉永年間、農一家の收入支出(小縣郡上青木村の老農尾崎一助實際に徵して計算したるもの)を玆に記載する

農一家の收入支出略

一家産
家内五人　壯丁二人　老幼三人　所持田畑　田二千坪　畑七百五十坪
作田　田二斗五升蒔二千坪　一升蒔百坪

畑一塚は七十五歩程

此取籾　二十四石一升蒔籾一石二斗　此米十二石但五合摺
作畑　十塚七百五十歩一塚七十五歩
此取小麥　二石五斗一塚二斗五升此取大豆一石七斗五升一塚二斗五升宛
此取大麥　三石五斗但二斗蒔四分一麥田とし　七塚三塚は菜大根類
一升蒔七斗

〆

右之内納稅及諸費左の如し

米三石九斗三升二合五勺
　田一升蒔高百文定代四俵五分とし一升蒔米一斗六升六合
　畑一塚高三十文定代は同じとし一塚米にして四升九合九勺
米二石一斗六升二合九勺
　諸役掛り貢稅の五分五リ懸りとす
米二斗　田二斗蒔種籾四斗分一升蒔二升宛
米二石一斗六升　壯丁二人朝食夫食一飯一人分一合五勺づゝ
米三石二斗四升　老幼三人同前
大麥四石二斗　右朝食晝夫食一飯へ三合五勺壯丁二合老幼一合五勺　饂飩として加ふ、但し皮麥一斗を饂六升とす
小麥一石八斗　五人夕夫食平均一人一合
小麥二斗　畑十塚種一塚二升宛
大豆四斗　五人味噌
大豆七升　畑七塚種一塚一升宛
大麥四斗　田五升蒔種一升蒔八升宛

右の如にして有餘不足左の如し

米三斗四升六勺	有餘		
大麥一石一斗	不足		
小麥五斗	有餘		
大豆一石二斗八升	有餘		

右有餘と不足とを差引き銀に積りて七十三匁七分七リ殘る事と成る。乍然其內

銀二百匁　一升蒔一石二斗を穫るには、十匁の肥料を要す、二斗蒔肥料代銀二十五匁　一升蒔五匁宛　畑肥料代

を引き去る時は不足銀百五十一匁二分三リと成り、一家を養ふこと極めて困難とある。此一例を以て他の村々に推す事は當を得ないであらうが亦以て農家生活の狀態を推想する一資料と爲すべきであらう。

公私所得の比例

同人が右の田畑より收得する穀を米に直し、都合十六石一斗六升三合三勺と成る。此內貢稅は三石九斗三升五勺とすれば、公は二分四厘三毛、民は七分五厘七毛で、此貢稅に諸役義として二石一斗六升二合九勺を加へ肥料代三石三斗七升をも加へる時は、民費は十石四勺と成り公及費用は六分一厘九毛、民利は三分八厘一毛と成る割合である。若し又試に收得米十二石七斗八升五合三勺とし肥料代を加へず、貢稅と諸役義六石九升五合四勺とすれば四分七厘七毛の公及役義で、五分九厘三毛の民利に當る。又田畑の多少に就て云ふ時は、畑高は田高よりは頗る低下なるが故に、植桑等の利を考へる時は却て利潤ある。（小縣郡年表）

第十二節　農　耕

農は國の基

農産を經濟の根本と爲した時代に於ては、荒蕪に歸した不毛の地を治さめて、生産ある耕作地に復したり、未開の土地を開拓して耕地と爲すことは、何れの時代に在つても、施政上尤も重要なるものと考へられた。上代に於て、池溝を穿ち灌漑に便し、或は三世一身の制を設けて、地を拓き、荒蕪を治むることを奬勵した事は、史上顯著な事柄である。文祿三年、德川家康、前田利家、宇喜田秀家、毛利輝元、小早川隆景の加判で、豊臣秀吉の下した制令にも、田園を荒蕪に就かしむる勿れ、と警めて居る。

仙石氏墾耕を奬勵す

上田領主眞田氏時代、昌幸の頃には、此事に就て如何なる施政ありしかは史料缺如たるが故に知るを得ないが、信幸の代に至つては此に關する史料が殘存して居る（民政の始に述べたり）。仙石氏は、小諸在城當時、佐久野澤組の庄屋長百姓中に出した書付や、丸山内匠に與へた書付等に據つて見ると、藩主仙石忠政は返り百姓牢人等を優待して、當年の諸役を免るし、居屋敷も望みの場所を與へるとか、荒蕪地を耕す者には、作り取を許るすとか、牢人は何人にても、引き連れて來るならば、其牢人の數程必要な田畠を渡して遣る、外に他郡から移住を望んで來る者には、二年間は諸役を免じ、種籾も作食も、貸與する等の條件で、牢人や逃亡百姓を落着かせて、墾地耕作を奬勵した事實がある。此點から推して考へると、上田領主と成つて後も此事に意を用ゐたものと思はれるも、其史料は甚だ乏しい。

荒地開墾及其助成を賞す

寛永七年に、下之鄕村の横關氏が、下本鄕村の曠地を開墾し、上本鄕、下之鄕、小島の村々、其他の所有田地の乏しい者に、頒與した功績を賞して、横關氏に屋敷地五畝歩を與へた事。同十五年に禰津村の楢原庄藏が、稟田村に引移つて其所の弱百姓を能く世話せし廉を賞して、手作二百五十俵の田地の諸役儀を差免した事。同十九年に別所村大湯區の者、當年の凶作に依り十九戸、卽ち大湯戸數の三分二逃散した。其翌年に同村院内區の者十四戸、他村手塚村より四戸を招いて、其跡に補充して散田荒廢を防いだ事小縣郡年表なぞは、一端を窺ふべき事實である。

逃散民戸を補充して散田荒廢を防ぐ

松平氏領主時代に、上田町近くの荒地を開墾して成績を擧げたのは諏訪河原の開墾である。

松平氏時代の荒地開墾

諏訪部川原開墾

小牧村分なる城下諏訪部川原は、元祿十一寅年の千曲川洪水に因て流亡し、永川荒地となりしが、其後上田横町三四郎、清右衛門、海野町理右衛門、佐七、原町德右衛門、權七、金次郎の七人の者切起開墾して七畝廿一歩の畑と成し、寶永四年より成規の年貢を小牧村に納むるに至つた。

寶永五年三月上田原町問屋助右衛門政勝は、此諏訪部河原の荒地を開墾して、田畑と成さんと欲し、小牧村と協議の上、左の願書を差出した。

助右衛門諏訪部河原開墾願

乍恐書付を以て奉願候事

一小泉組小牧村切起高内、千曲川向諏訪部川原と申處、十一年以前寅年滿水にて、永川と罷成候。地元小牧村にて開發致候者も無二御座一二付、拙者奉願田畑仕立、御改請相應之御年貢上納仕度奉レ存候。尤地元小牧村名主百姓中、相對仕何二ても障之儀無二御座一候。被二仰付一被レ下候はゞ、地處名主立會改受取可レ申候

一開發成就仕候はゞ、小牧内切起高内被二仰付一候御年貢、地元へ相納可レ申候

一自力を以て田畑並石堤堰筋仕立可レ申候。御改之節、あぜくろ廣仕立、地處貰候樣二仕申間敷候。開發年貢當春より寅年迄、急度出來致候樣に可レ仕候。尤堰筋隨分相考、田に成候樣仕立可レ申候

一右荒地内、畑七畝二十一歩之内、横町三四郎、同町清右衛門、海野町理右衛門同町佐七、原町德右衛門同町權七同町金次郎、右之者共切起、去亥年御改請、同年より御年貢小牧村へ納來候。右之場處此度拙者開發障に相成候二付、請作之者共並小牧村庄屋組頭へ相對仕、地所拙者方へ請取、當御年貢は、拙者上納仕候筈に相定申候。後日に至り請作之者、御訴訟ケ間敷儀申上候へゞ、拙者越度可レ被二仰付一候事

右之通開發被二仰付一被レ下候はゞ、前書に申上候趣、少しも無二相違一御請負仕、御用地仕立可レ申候。違變成儀御座候はゞ、如何樣の越度にも可レ被二仰付一候　以上

寶永五年子三月六日　　原町問屋助右衛門

新田　御奉行様

助右衛門は曩きに、横町海野町原町の七人の者が、開墾せし諏訪部川原畑七畝餘が、此度大計畫の開墾事業に差障る所ありしかば、其を全部買求め、其處より上納の年貢は自分引受けとなし、開墾計畫地積の檢分を藩に出願し、三月十五日實地見分濟となり、翌十六日より荒地開發の事に着手した。此事業は政勝榮勝の二代助右衛門繼續して行はれたもので、田地と成るべき部分は水田と爲すに力を盡し、其爲めに元文二巳年助右衛門榮勝は、新田灌漑用として、新川を開通した。其川は同五年に郡代鈴木助之進の命に依り、助右衛門川と呼ぶに至つた。此開墾地積は、何程に及びしかは判明らないが、寛保二年八月の千曲川大洪水の際に、助右衛門所持の諏訪部河原田畑の流亡、田方は四俵半蒔（一升蒔は一丁鋤は平均二百坪位　凡百坪位　畑方十四丁程であつたと云へば、頗る廣大な荒蕪地が耕作地と成つたのであらう。

助右衛門川

百姓身持之事

仙石氏の時領民に與へし農耕上の注意は、條目中にも存して居るが、上田原町問屋所藏史料の中に、延寶二年百姓身持之事、と書いた者があり、其内容を見るに、幕府が慶安二年二月、國内一般農民の心得を示した觸書と、殆ど同様であるが、中には相違の點もある。或は慶安二年の觸書に多少土地の情況を參酌し、百姓身持之事と名づけて。延寶二年に領内に觸れ示したのではあるまいか、若し然りとすれば、延寶の頃、上田領の農民も、農耕に關して、次の如き注意が與へられたと見るべきである。今左に百姓身持之事所載中、農耕に關する條項を記して置く。

度々作之間に鍬を入るべし

一耕作に精を入れ、田畑の植樣同く疎樣に念を入れ、草不レ生樣可レ仕候、草を能く取り、切々作之間へ鍬入を仕候得者、作も能取實も多有レ之物に候。田畑の境に、大豆小豆など植え、少しの足にも可レ仕事

朝晝晩の仕事

一朝起を致し、朝草を刈り、晝は田畑耕作に掛り、晩には繩をなひ、俵をあみ、何にても夫々の仕事

山林竹木を仕立つべし
地頭は替物百姓は末代
種子を選ぶ
農具の用意準備
肥料の注意

油斷なく仕るべき事

一鄕村にも苗木を致、山林竹木を仕立尤候、當座は百姓迷惑に候得共、落葉枝木をも取、井堀川除家作橋などの用にも使ひ、又末々山林茂り候得者、薪伐り賣り候ても、身體のために成候。其上何ほど無理なる地頭にても、百姓の家作など仕候には道具をばとらざる物なり、是以重寶なり、地頭は替物、百姓は末代、其村々に居所仕ものに候間、子々孫々迄、重寶にては無レ之候哉。桑椿漆なども田畑之境々に植、茶の實を植え可レ申候。二十年も三十年も過、茶園多く出來、桑漆なども澤山ニ成り候得者、村中之くつろぎに候。名主組頭精を出し才覺可レ仕事

一萬種物、秋初めに念を入れゑり候て、能き種を置くべし、惡しき種を蒔き候得者、作も惡敷候。又田地の所相應の稻草を植候樣ニ尤ニ候、稻草に依り、取實も多く有レ之と無レ之と能々僉儀いたし、種物をおろし可レ申候。畑作も一毛取と、二毛取との考可レ有レ之候。是も土地に依り、大豆小豆を蒔き能き畑もあり、粟稗菜大根いも杯を植えて能き畑もあり、兎角功者成ものに、能々聞候て、作不レ違取實も有レ之樣ニ、考專一ニ候。まつけみに能物有レ之、まつけみを嫌ふ作も有、念を入候得ば、下田も上田の田毛成申事

一正月十一日前、每年鍬のさきをかけ、鎌を打直し、能く切れる樣に仕るべし、惡しき鍬にて田畑起し候に、果敢ゆき候はず、鎌も切れ兼候へば同然之事

一百姓は肥灰調へ置き候儀專一に候間、雪隱廣く作り、雨降りの時分、水入らざるやうに仕るべし。夫に付、夫婦掛向ひの者にて、馬をも持事成らず、肥溜申儀もならざる者は、庭の內に、三尺に二間餘ほり候て、其中に掃溜め又は道の芝草をけづり入れ、せゝなぎの水を流し入れ、作り肥を致し耕作に入れ可レ申事

一百姓は分別も無く、末の考へも無き者に候故、米雜穀をむさと妻子にも不レ喰やうに仕、何も正月

二月三月時分の心を持ち、食物を大切に仕るべく候ニ付、雑穀専一に候間、麥、稗、粟、菜、大根其外何にても雑穀を作り、米を多く食ひつぶし候はぬ様に仕るべく候。饑饉の時を存じ出候得者、大豆の葉、小豆の葉、小角豆の葉、芋の葉など、むざと捨候儀は勿體なき事に候。

田植時の食物

一家主子供下人等迄、不斷は成程疎飯を喰ふべし、但し田畑を起し、田を植え、稻を刈り、一入骨折申す時分は、不斷より少し食物をよく仕り、澤山に爲レ喰可レ申、其心付あれば精を出すものに候事

主人耕作場見廻るべし

一身體重き百姓、下人下女等七八人十人も召仕候者杯、仕事の指圖ばかり致し、下人に打任せ、大方作場へも不ニ見廻一者も有レ之候。身體能き内は、左様ニ致し候ても、ひけめ見えざる様なれど、其樂積り身迄すりきり、果ては下人等をも次第〳〵に少成り、後には自身作をも仕候て、前廉の樂は水に成り可レ申候。其時を思ひ合はせ、不斷朝起致し下人をもおこし、朝草刈に遣はし、かへりには召連れ作場へ參候て、差圖いたせば、下人等も無ニ油斷一稼物に候事

天氣を考へて仕事を考慮すべし

一縱ば作場へ出候て、明日は雨降り可レ申と見候ハヾ、稻麥をからせ候か、畑杯に蒔物類の様成者は、雨降り候へば不レ成時、餘の仕事は指置き先可レ仕候。一日の内にも此考可レ有雨降り候日には、田を打か田の修理を致、天氣能き日は、畑の草を取候様ニ積合、少しもだめなきやうに可レ仕候。晩には繩をなひ俵をあみ、何にてもそれ〳〵の仕事、油斷仕間敷候付下人等殊之外骨折申節ハ、少しあそばせ彼等が辛苦をも思ひやる儀肝要之事

下人等の辛苦を察すべし

良馬を飼ふべし

一何卒いたし、牛馬の能を持様に可レ仕、能き牛馬程こゑを多くふむ者に候、身上ならざる者は、是非に及ばず、先づかくの如く心掛可レ申、就レ夫牛馬を深くあはれむべし、つら〳〵彼が心底をはかり見るに、のんどかはく時も、湯水を呑度と言葉もならず、鞍はだ悪敷ゆゑ、せなかを押切、其痛こつずひに通れども、其意趣言事不レ成、重き荷物付けられ、山坂を越、則時にたをれ死する事有共、自荷物を捨事もならねば、其苦患多きこと、得て可レ言様なし、世俗の説に、蟻の思こりて、天に

牛馬をいたわり遣すべし

上るといふ事あれば、增て牛馬の思、蟻より深かるべし、世の中に牛馬の祟りにて、ふけをこりを煩、又無言の痛にて死する者まゝ有レ之由、人々沙汰いたす、其上身體ともしきもの杯、三分か一兩の馬一匹殺候得者、其ついへ、中々五年七年にて、つくのふ事成かたかるべく候。然は彼が報と云ひ、手前の損と云、かた〳〵以て益なし、此心をよく考へ、鞍はだをも念を入拵、馬草をも能く飼ふべし。され共貧なる者杯は、馬草飼大豆等澤山に買事難レ成と云程に、唯心遣を致し、畜生の苦しみを知れとの事なり。若き子供下人杯は、已れが氣のむかざる時分などは、馬草をも飼はずして、主君親の前にては爲レ飼などゝ申事も自然有レ之べし、左樣なる時は、不食で一日を暮一夜を明かし候は、不便成る事に候間、自身糠を飼、馬草を飼ふか、切々馬屋を見廻る、左なくば、右之仕合せ可レ多、牛馬の恩とくを以て世を渡りいとなみ乍ら、致二疎略一候は、無二勿體一事に候、並春中、牛馬に飼候物を秋先支度可レ仕候、田畑へ苅りしき成共、其外何肥なりとも能入候へば、作に取實之れあり候事

一少しは商心も有レ之て、身上持上候樣に可レ仕候。其子細は、年貢の爲めに雜穀を賣にも、買にも商心無レ之候得ば、人にぬかるゝものに候、付遠商をせんより、冬田に水をかけよ、と古より世話に申傳候。冬田に水をかけ候得ば、地も肥ゑ稻かぶもくさり、其年の作も能きものに候事

一庭を奇麗に致し、南向を可レ請、是は稻麥をこき、大豆を打雜穀を拵候時、庭悪敷候へば、土砂交り候て、賣にも値段安く殊之外失つひ二候事

一所によるべく候へども、麥田可レ成所をは少成共見立可レ申候、以來それ〳〵と麥田に成候へば、百姓の爲大きなる德分に候、一鄕麥田を仕立候へば、隣鄕も心付有レ之物に候事

一春秋灸を致、煩候はぬやうに常々心に可レ掛候、何程作に精を入れ度存候ても煩候得ば、其年の作をはづし、身上つぶし申ものに候間、其心得專一なり、女房子供下人同前之事

冬田に水をかけよ

庭を綺麗にすべし

麥田を多く見立つべし

春秋冬を致すべし

籾はよく乾すべし

五人組惣百姓助け合ふべし

一籾をば能く乾し候て米ニ可レ引、生干なればくだけ候て、米たらず候、能々心得可レ候事

一獨身の百姓隙入候か、又は煩候て、田畑仕付兼候時は、五人組惣百姓すけ合作荒候はぬやう可レ仕候

次獨身之百姓、田をかき苗を取明日は田を植うべしと存候所に、地頭代官又は御公儀之御役にさゝれ、五日も三日も過候へば、取り置きし苗も悪敷なり、餘の苗も節立、植時過ぎ候故、其年の作も悪敷、田之取實も少く百姓たをれ候、田植時斗に不レ限、畑作もそれ〳〵植時過ぎ候へば、作も悪敷者なり、此考を名主組頭の心得にて、獨り身の百姓、右如レ申役にさゝれ候時は、下人をも持能百姓に差替、獨身百姓を介抱可レ仕候事

以上列擧した條項を熟讀せば今日に於ても農耕に從ふ者服膺すべき所が尠く無いであらうと思ふ。

第十三節　散田

散田

一村内に逃散退轉の者ある時は、其百姓の所持した田畑は、親戚又は五人組合が引き受けて耕作し、所當の年貢を納入する事に成つて居た、若し親戚、五人組の力にあまる時は、其村中で割り作りをして、其村高の年貢に不足無いやうに、爲なければならなかつた。此やうな田を散田と云ふた。此逃散退轉者が、元村を離れて他所に立去るは、收斂の苦みに堪えずして、其土地を逃散するもあれば又生計不如意と成り、逃散するもあり、或は農耕の業を嫌ひ、他に出でゝ異つた營業を爲る者、出奉公を爲る者などあつて、種々樣々であつた。此等に依て散田が多くなれば、之を割り作りする役目ある、殘りの百姓は、皆其れ〳〵自分所持の耕すべき田畑のある上に、餘分の仕事が出來るので、非常に苦しむのである。其一列を擧ぐれば、

散田割作

仙石時代の西前山村

仙石氏領主の時代、西前山村に潰れ百姓七人出來、其七人分の田地を村人足で耕作し、年貢諸役を納むること數年に及び、村中一統大に弱り、遂に藩より救俵を貸與して、漸く凌がせた事があつた。此時

上田領寛政以後散田多きに苦しむ

西前山村百姓家、二十九軒の時である 小縣郡年表。此の如き有様で、農村中の百姓等は、遂には仕事の重き負擔に堪えずして、自分所持の田地を質に入れ、自身は他所に出て奉公人又は日雇取と爲り、城下又は其附近に於て、小商を爲たりするやうに成り、散田は益々其多きを加ふるに至つた。かくして其等の人々は、我家に永く持ち傳へて來た、田畑山林のみならず、家屋敷迄も何時しか失ふやうに成り、同時に其村の田地荒廢を來した。故に何時の代でも、百姓が元村を去て、他處に出づる事は嚴禁したのである。小縣郡年表載する所に據ると、上田領に於ても、寛政、文化、文政の頃、散田多きに苦しみ、上青木村の散田高は、四十四貫文餘で、二十三戸分であつたと云ひ、中之條村には二石蒔の散田があり、眞田村は二十一貫四百五十文の散田で、一村一戸毎に二升蒔の田地を、餘分に引請けて耕作せねばならなかつたと云ひ、武石村の如きは文化五年に、米千二俵の地散田となり、文政二年には退轉戸數百五十六戸に及び、貢米千二百俵の地散田と成つたと云ふ。小牧村の如きも散田多くなり、村方行き立ちがたく、村分の田地を持つて居る他町村の者に、救助を賴み込み、鹽尻組より金八十兩を六ケ年に、町分から金三十兩の助力を與へられた事があつた 問屋日記。此の如き狀態であつたので、天保四年五月上田藩は、今後元村を去り、他所奉公、他村又は城下町等に居住することを、禁止することにした。然し身体の狀情などより、農事耕作等の業に從ふこと不可能の者、又は其村に居住しては稼方も無いとか、殊特の事情ある者は、其委細を認めて届け出づるに於ては、吟味之上斟酌したが、永く元村を離れて、他所に居所するは許さぬ事とし、其爲めに他處居住の年限中は、年々金二歩宛を出世金として差出さしめ此を其地の役所に納入して、其金は廻金とし、其れが積つて、一廉の凌ぎの役に立つ程に成つた時は、元村即ち元の在所へ引き歸らせる。其時には各自出金の元利悉く下げ渡す。若し引き歸ることを命ぜられないで、自分都合で元村へ歸る者にも、積み置いた出世金は、下げ渡す事とした。此は如何程までの効果が、有つたか判明せぬが、農村衰微田地荒廢を防ぐ、一策と見るべきものである。左に此時郡奉行

元村を去り他所に移住するを禁ず

出世金

退轉者の爲め村中或は身寄組合大に苦しむ

より在分に申渡した書付を記す。

御領分一統、追々退轉之者有レ之、其者共所有の田畑は、村中割作或は身寄組合等にて引受、耕作致候より銘々所持の田畑迄も持あぐみ、終には年貢成抔にて小作に入れ、又は質入等に致、其身は他處奉公他處止宿幷に御城下其外他村の内ゟ止宿罷仕、餘業を渡世に致し、數年を經候内には、子孫等も農業をば仕覺え不レ申候故、在所ゟ引取兼、其儘他處に住居致、持傳候田畑、山林、家屋敷等までも失ひ候類數多有レ之趣相聞、歎敷次第に候。右は畢竟人少故の儀に候得者、自今他處奉公、他處止宿等は不レ及レ申、御城下幷に他村止宿迄も、堅く差留め候間、可レ得二其意一候。乍然鰥寡孤獨癈疾等にて耕作も出來兼候者、其外何等趣意有レ之、居村に於ては、稼方も無レ之、御城下に止宿致取凌き度者は、其趣意巨細に認め願出候はゞ、勘辨之上承届可レ申候。勿論引越候とて、果もなく永く止宿候儀は難二相成一候。依レ之止宿中、出世金として毎年金二歩づゝ出金申候ニ付、其處の役所に可二差出一、尤其分廻金に致置候て、一廉の凌にも相成候程に候へば、在處に引越申付、其節銘々出金丈元利相渡可レ申候。左なくとも勝手を以て引取候はゞ、是又可二相渡一候。右之通申付候上は、是迄他處奉公、他處止宿幷御城下其外他村止宿分共、來る十二月迄に、元村に引取候樣、親類組合にて引請世話可レ致候。乍レ去右の内には居家無レ之者も有レ之、家作の手段に差支候類可レ有レ之に付、其分は夫々取調可申出候猶勘辨の上可レ及二差圖一候

退轉者の跡始末注意

右之趣小前未々迄不レ洩樣急度可二申聞一候事

藩は退轉者と散田とに就て大に憂慮し、安政二年三月次の如く懇諭するに至つた。

村方に退轉者があつた時は、田畑家屋敷所持の有無にかゝはらず、其者の親類、組合及び村役人迄協力して、其相續人を取立つる樣に世話すべきである。然るに、近年は借財が嵩まり、暮し兼ぬる者は、田畑家屋敷とも皆質入とし、其後其質入田地家敷を、請け戻す手段無い場合に至れば、何處へか出奔退

轉するやうに成るものが頗る多い。其に又不運で家人不レ殘死に失せるが如き、ものある時などの場合には、其等の者の永續する方法を講じないで、田畑屋敷は金主の方へ振り向け、田畑の中、地位の劣つたものは、村の惣作りに差出し、廢田と稱して年々村の割り作りとする。其故手入もよく行き届かぬ所から、其地は追々痩せ地となり、上納物に償が多くなり、其結果村の難儀になる。村々の内には、此所に考を及ぼさないで、退轉した者の跡は、取潰して畑地などにしたり、又親類の内に、其家斷絶した者ある時は、名跡相續の積などゝ申觸れ、其家屋田畑等、皆引受けて自分の所有となし、一軒分相續の事はせずに、置く者もあるとの事で、其爲めに、村方の家數は減少するやうになる。退轉者の有ることは其村衰微の基となる。故に常々組合の者は注意して、難澁の事は、倶々助け合ひ取凌ぐやう心懸け、又萬一止むを得ずして退轉した者、又は一家死失せた者の跡に就ては、親類組合打ち寄つて、充分に相談を遂げ、家屋敷の潰れざるやうにするは勿論、田畑は散田などに爲すことなく、跡の立ち行く方法を講じ、村役元に申出て、其指圖を受け、宜しきに取計らひ、家數人別の減少しないやう、散田の增加しないやう心懸けねばならぬ。

廢田と稱す

名跡相續と稱し田地家敷等押領する者あり

荒廢の田畑他領にも多し

此論達は此當時の農村の有樣を想像する好資料である。

此他處へ出奉公などする者が多く成り、其田地を荒廢に歸せしむるやうに成つたのは、上田領のみでは無い、南信濃の方にも此傾向は著しかつた。寛政元年五月高遠藩の申觸れに、近年在方の者共耕地を等閑に致し、却て困究の義申立奉公稼に出候者多く、所持の田畑を荒し置候類有レ之由相聞え候（中略）、若村方之差支をも不レ顧奉公に出で　所持の田畑荒し候義も有レ之候はゞ、當人は勿論村役人共可レ爲二越度一者也。は其一例である。

嘉永年間の下原村

嘉永年間、下原村居住者大に減じ、田畑多く人少しの狀態に陷り、耕地の荒廢するもの多かつた時、原町問屋瀧澤助右衛門は親戚と協議の上、祖先の屋敷跡や墓所の左る下原村の衰微を歎き、其救濟方と

瀧澤助右衛門下原村の荒衰を救ふ

して、金百五十兩を下原村永續金として、藩の勘定所に預け置き、其利分を以て二男三男別家家作の補助とし、其村人數の增加と、散田減少とを圖り、其美擧を賞せられて藩公より書幅春山筆の下賜があつた。此時助右衛門の此擧に對し、洗馬組割番添役下原村庄屋清水大五郎の、代官宛差出した御請一札は次の如くである。

下原村庄屋の請書

差上申御請一札之事

御城下原町瀧澤助右衛門殿先祖、往古洗馬組下原村に被二住居一當時字板井戸と申所に、一町四面の屋鋪阯幷御高除地にて三間に四間の高外墓所有レ之、當助右衛門曾祖父之頃迄は、適々佛參も致候由、清水大五郎祖父又左衛門より申傳有レ之候處、今般當村田地多にて人少、難澁之趣承、先祖出所の緣且追遠之爲、助右衛門別家民之助、豊次郎、爲三郎にて、當金七十兩差出、外に未年助右衛門殿御仕送金、御下ケ殘八十兩、合金百五十兩也、當村永續金に差出旨、村方へ申談忝存御時節柄に御座候得共、殘金八十兩御下ゲ被二成下一都合金百五十兩に備り、御上樣ニて御預被二成下一、當亥年より來申迄十ケ年之間は、年一割之利分、十一ケ年目よりは、御例之利分年々被二下置一度、然る上は家作普請之内ゟ、夫々手傳遣し、追々二男三男迄、別家爲致、人別相增開作行届候樣仕候ハヾ、村分永續之基にも相成段奉二願上一候、所願之通御聞届被二成下置一、右百五十兩は、御勘定所に於て、永續御取廻し金に御取計被二成下一、以來年々利分十二月中、御役所より御渡被二成下一尤十一ケ年目よりは、外永續金御類例の利分、御下ケ渡可レ被二成下一段、被二仰渡一難レ有仕合奉レ存候、依レ之御請一札差上申所如レ件

嘉永四亥年三月九日

洗馬組

下原村長百姓　利兵衛　同　五助右衛門

組頭長次郎　同　甚兵衛

同　六右衛門　庄屋　清水大五郎

御代官所

前書被二仰渡一之趣私立會承知仕候處相違無二御座一候依レ之奥書印形差上申候　以上

洗馬組割番添役

久保專右衛門

耕作仕法好成績を賞す

染屋村

中之條村六名

染屋村に於ては擧村耕作注意精勵し、其成績甚良好にして、氣候不順の年と雖も、其收穫甚しき減額を見ざりしかば、天保六年十一月、藩は特に米五十俵を賜給して、之を褒賞した。

文久二年、中之條村、武石利右衛門、中澤利兵衛、與五右衛門、作兵衛、淺吉、三七郎の六名は、先年より村内に散田多きを以て、之を償ひ耕作しやうと考へて、積金の法を講じ、非常に盡力して好結果を得、此年にて積金滿期となり、永續金百兩程も貯備へられるやうに成つた。藩は此擧を賞して、木杯一箇づゝを賞與した。

永續講

第十四節　永續講

永續御高帳

幕府は寛永廿年、嚴しく、土地の永代賣買を禁じたが、後に至つては質流といふ名の下に、輒く賣買が出來たのである。かゝる事情の下に、土地の兼併は追々と行はれ、貧困で田畑を手離した者は、遂に其居住の村を離れて、他に退轉流浪するに至り、かくて其村々は、次第に衰へ行くのであつた。

上田藩は之を憂へ、安政元年永續講と云ふを案出し、其趣意を領内に告げ、之れに加入することを奬勵した。此法は屋敷田畑等を有する者が、其内永く其家に傳へんと欲する部分を永續御高帳と云ふに記載して、其所だけは、子孫に至り財政不如意に至るとも、決して質入などには爲ないと書き記して、本人は勿論親類組合等が連印して、之を村役人に提出する。村役人此に奥書印形して、藩役人に差出すのである。此永續御高帳に、記載する土地の高は、五百文程より二貫文程迄と定め、後本人の望に依ては、五

百文以下減ずることは出來ないが、五百文のものは、二貫文（後五貫文に改む）迄は其高を增すことを得る事とし、又居屋敷及畑ばかりで、田畑共に持つて居ない者は、見合はさしめた。左に永續高帳の記載方を記す。

用紙美濃紙

永續御高帳　　何村

何某

一御高　何貫何百文

内

田方何百文　何村　名前何　何番
何升蒔

同何百文　同

同何百文　同

居屋敷

何百文　名所何坪　又は切起何升蒔等

畑方何百文　名所　何俵成又は幾塚

同何百文　名所　同前

以上の如く書き記し、之に其地圖面を添へる、而して次に

右は私共御厚恩を以て、年來受傳候御高に御座候得者、此末代々持傳へ、御百姓永續御報恩仕度心願に御座候得者、萬一子孫に至り、不如意之者出來仕候とも、右御高之儀は質入等仕候儀無之様仕度奉願上候、依て連印一札差上候處如件

年月日

何某印

親類組合連印

村役人宛

前文御高夫々永續當人共志願相立、村方繁榮爲レ仕度尤無レ據次第有之節は、御上様に伺之上取計可申候仍而奥書如件

庄屋組頭長百姓連印

此の如くして、永續御高帳村々のもの提出となれば、郡方代官は「右一覽畢」と書し、年月日を記入し署名するのである。二通を製し、一通は藩に差出し、一通は村役所に留置く事とした。此永續高の法は主として在分に行ふ筈なりしも、町分にも希望の者は、仲間入を許すことにした。然し高は一貫文と制限した。

此法を先づ鹽尻、國分寺兩組に懇諭せしに、皆大に喜び、一時に百數十人の多きに達した。然し其後間もなく、此事に當りし掛役人が交迭したので、此成績の如何は判明しない。（間屋日記、小縣郡年表）

第十五節　耕作助成及農作物保護

仙石氏領主の時には、種籾の貸與を望む村々には之を許し、春季播種時に其必要量を貸與し、秋季收穫の時、三割の利を加へ返納せしめた。此貸與種籾を望む者は、小縣郡上田領全部と云ふ程であつた。一例を擧ぐれば、中之條村百十一俵、追借七十俵、諏訪形村百十三俵一斗追借五十俵、御所村七十五俵追借四十俵、小牧村二十六俵追借二十五俵の如である。寶永三年指出帳

松平氏領主の時には、作仕入金を貸與した事がある、享保十二年三月領内八組に、各金百五十兩宛、特に鹽田組には二百兩を貸し與へた。

領内生活難の者が、植付頃から秋の取入れ迄の間に、夫食にも事缺くやうな時には、籾俵を貸與した。萬延二年三月、領分内に貸與した時は、皆各村の圍籾から支出したのである。

種籾貸與

作仕入金貸與

作附夫食貸與

洗馬組

百三十九俵　上原村
六十俵　眞田村
六十一俵　横尾村
九十三俵　上洗馬村

田中組

二十七俵　下吉田村
十六俵　林之郷村
五十五俵　岩下村
四十一俵　下青木村
四十六俵　下深井村
七十七俵　海善寺村
五十三俵　加澤村

浦野組

（不明）　岡村
五十俵　村松郷村
二十一俵　中狹村
二十三俵　沓掛村
六十九俵　仁古田村

小泉組

八十八俵　諏訪形村

鹽田組

百六十七俵　中原村
七十俵　横澤村
百六十七俵　曲尾村

三十七俵　中會根村
二十六俵　東上田村
三十五俵　大屋村
五十七俵　上青木村
四十六俵　田中村
六十俵　栗林村

三十二俵　馬越村
三十二俵　入田澤村
四十六俵　下奈良本村
四十六俵　夫神村
三十一俵　吉田村

五十五俵　下原村
十八俵　大日向村
百四十五俵　輕井澤村

三十二俵　上深井村
二十七俵　久保林村
三十二俵　本海野村
三十俵　常田村
六十二俵　東田澤村
二十九俵　中吉田村

三十七俵　當郷
四十七俵　中村
二十七俵　入奈良本村
十八俵　殿戸村
二十九俵　福田村

九十三俵　小島村　七十四俵　保屋村　百四十八俵　中野村
三十七俵　舞田村　百十一俵　八木澤村　百八十六俵　別所村
八十三俵　野倉村　五十一俵　山田村　百五十八俵　手塚村
五十五俵　新町村　三十九俵　十人村　七十四俵　本郷
百四十八俵　柳澤村　百六俵　石神村　百二俵　平井寺村
百二俵　鈴子村　百二十五俵　奈良尾村　百二俵　町屋村
百十一俵　下之郷　百十一俵　五加村　六十五俵　東前山村
六十五俵　西前山村

武石

二十六俵　冲村　三十六俵　鳥屋村　六十六俵　下武石
五十七俵　上武石　二十一俵　下本入　五十三俵　上本入
三十三俵　小澤根村　十五俵　余里村

種蒔田植日取書き上げ

田地耕作上の參考として、書き出させたものと思はれるが、領内各組の種蒔及び田植之日取を覺書として差出させた事がある。此は毎年書き出させたか否かは判明しない。今玆に寶暦八年、鹽尻組より差出した覺書を記して置く。此頃の田方耕作の樣子を考へる、一資料と爲し得るものである。

種蒔田植日取覺書

鹽尻組

一三月廿日頃種水にふて、四月六日頃より同十二日頃迄蒔入、五月廿日頃より同廿八九日迄植付申候、　踏入村
年々半夏六日程前より植始申候
一四月四日頃より日數五六日前堰種ふて上ゲに仕四月十日頃より十三日頃迄蒔入、五月廿三四日より　常田村
同廿八九日頃迄植申候、年々半夏四五日前より植始め申候
一三月廿四五日より種水ふて、四月八日頃より十日頃迄蒔入、五月廿三四日頃より同廿七日迄植申候

年々半夏三日四日前より植始め申候、兩村之内山口小金澤水掛り候は五月十七日中より植申候

房山村
山口村

一三月廿七八日頃種水にふて、四月十三日頃より十五日頃迄蒔入、五月廿四日頃より廿七八日迄植申候、年々半夏三日前より植始め申候

新町
西脇村
鎌原村

一三月廿五日頃より廿八日頃迄に種水にふて、四月十日頃より十二日頃迄に蒔入、五月廿五日頃より廿八九日迄植申候、年々半夏二日程前より植始め半夏過二日程植申候

秋和村
生塚村
諏訪部村

一三月廿二三日に種出水へはふて、川へふて候は四月二日三日頃ふて申候、出水は水冷申候ニ付早くふて候、四月十二三日迄に蒔入、五月廿五日頃より同晦日頃迄相申候、年々半夏二日程より半夏過二日程植申候

上鹽尻村

一四月五日頃種川へふて、四月十五日頃蒔入、五月廿七日頃より六月朔日頃迄植申候、年々半夏より植始め半夏過三四日も植付申候

下鹽尻村

（塩尻原氏史料）

右之通當寅之年、田方種蒔入、植付之旬書付

天保凶作以後田植の時期遅くなる

天保七年の氣候不順にて、凶作の時より、今迄は小縣郡は五月中の前後に、田植をするのを普通として居たが、此凶年よりは、早く植ゆる時は、稻草に癖が生ずると云ふて、中の日を初とし、半夏に植終るか、又は半夏を中として植えるもあるやうになり、一體に植付けが遲れるやうに成つた。小縣郡年表

農作物保護

田畑作物盗人見逃すべからず

盗取と稱し稻穗を窃取す

盗取一切見合すべし

灌漑

畑地より水田重んぜらる

農作物保護

元祿の初頃、上田城下近邊に於て、田畑の作物何に限らず盗み取る者あり、百姓骨折の生産物損失を被むること頗る多かつた。藩其不届不埒を懲し、向後を戒めんと欲し、「百姓耕作の田畑作り物、若し盗人見出すに於ては、見逃すことなく、必ず捕へ置き申出づべし」と觸れ渡した。

天保の頃、盗取と稱して田畑に出て、窃かに稻の穗を摘み取つたり、又は畦豆を取つたり、其外野菜類を取り荒す者が多くなつた。依て藩に於ては、天保七年八月

一近來盗取と號し、田畑江罷出、稻穗を摘み又は豆類其外野菜等を荒らし候者多く有レ之趣相聞候。右は畢竟、打續く違作故の儀にも候得共、銘々精力を盡し作置候品を掠め取候儀、容易ならさる不埒之至に候。右に付一村限申談、田畑を見廻り、怪敷者見當り候はゞ、早々村役所へ同道致可二相届一尤手荒之取扱無レ之様可レ致候

一盗取に罷出候とも作毛に不二差障一候様、可二心掛一義は勿論に候處、夫等には勘辨もなく、罷出候者も有レ之哉に相見候へば、聊にても右躰の儀有レ之候ては、不二相濟一候間、盗取に罷出候儀一切見合可レ申事

と領内一統に申觸れて、農作物を掠め盗み或は害することを戒めた。問屋日記

第十六節　灌　漑

米を以て土地生産物の第一とする以上は、同じく耕地と稱するも、畑方より田方が貴重視されるのは當然である。山野を切起して新耕地を開く事や、田畑を善く耕す事の土地經濟上、大切なるは言ふまでも無い所であるが、畑地を變じて、水田と爲す事も亦極めて、重要な事と謂はねばならぬ。地味も相應に肥沃であり、且つ農家に手遣ひよき地所と雖も、灌漑の便を缺く時は良田たることは出來ない。是に

仙石領主と灌漑

於て、灌漑に關する施設經營が、民政上大切な一事業となるのである。此點に就て、我上田領に多くの好成績を殘したのは、仙石領主である。

塩田平の缺點

鹽田平は上田領分内に於ては、重要な地域である。けれども此平の大缺點とも言ふべきは、灌漑水利の便宜しからずして、旱魃の厄を被むること、他處に比して甚大なることであつた。隨て灌漑の便だにあらば、良田たるべき土地も、畑地で滿足するか、若くは原野として、放置するの止むなき所頗る多かつた。今左に仙石氏領主時代此平をはじめ領内に灌漑用水として池を築き、又は用水堰を開き通じて、民利を圖つた重なるものを記して見る。

下之郷池

寛永九年下之郷に池を作る。池成一貫二百文。同十八年に又一貫文、慶安元年又一貫文の地を池修築用地となした（池成とは、池の成つて貫文地の潰れたのを云ふ）

長池

慶安に新築貞享に修築

慶安元年、上田原村に長池を築き、後貞享三年に、亦修築を加へた、此池出來してより、此附近の原畑半分程は、灌漑の利を享けて立派な水田と成つた。

此長池は、西ノ池長　九十間　中池長八十四間　東池長六十六間　東小池長二十間　横三十六間　横四十二間　横三十七間　横十五間　の四つある。寶永三年の指出帳に「此池は御地頭様より、御普請人足扶持被ㇾ下候但土居破損仕候得者、奉ㇾ願釘、鎌、大工扶持方作料共に被ㇾ下候」とあつて、藩營の池であつた。

長池の歌、

此池の出來た頃より此邊里人の童謡

別所街道の長池に、鴨が三三の九つ、白鷺三羽に鵜が七つ　チリチン〳〵

と歌はれて、天保の頃までつづいたと云ふ、此謡は相並んだ三つの大きな池に、水の洋々たる狀景を、述べたもののやうに聞えるが、此池水を灌ぐことに依て、廣い田地の稻毛も稔る喜びの心情が、潜んで

居ると思はれる。此池は此後松平氏の領主の時、享保九年に修理を加へた事がある。

山田池

慶安の大修築

山田池

此池は、慶長年間、眞田氏領主の時、始めて築いたと云ふも詳かで無い。慶安三年大修築を爲し、長百六十七間、横百三十六間の大池と成つた。此池の地元は、八木澤、山田の二村であるが、池貫（くわん）池と成つた貫文地は八木澤村高より引かれた。郡中第一の大池。修理の時は、藩の指揮を受け、藩より所要の職工、大工木挽、釘、鑓、薪道具費用等總てを支出した。此池水引用の規定は、舞田、中野、本郷、五加、小島、十人の六ケ村は、藩より地元庄屋に出して置く切手に依て、懸けることになつて居た。此六ケ村と地元二ケ村合せて八ケ村の、田地に灌漑するを得る池の出來たのは、此地方の仕合であつたのである。村誌、寶永三年指出帳。

池水引用の規定

土手の利用

仙石時代新築の池

此廣大な池の土手を利用して、甘草栽培を計畫したのは藩主松平忠優であつた。

此他仙石氏の時、新築した池々を擧て見ると、元和八年に五加村前池、舞田村上平池、前沖池。寛永元年に下室賀村樋ノ詰池。同九年に下之郷池。正保元年に五加村男池（長百十二間、横八十五間）。同二年本郷村倉保根池。慶安二年五加村女池（長七十二間、横四十四間）。承應元年海善寺村海善寺池（長百二十間、横六十二間餘）。同三年須川ノ池。寛文三年町屋村北ノ入池（長百八十間、横百三十間）。寶永元年東前山池（長四十九間、横四十七間）。等は其中の著はれたものである。修理增築せしもの亦甚だ多い、其中で手塚村手塚ノ池（長二百間、横百五十間）。保屋村鹽吹池（長百十七間、横百七間）。鈴子村來光寺ノ池（長百二十五間、横百二十間）。小泉村和泉池（長百六十三間、横七十六間）。等はあらはれて居る。

土手の利用

仙石時代新築の池

修理增築の池

須川池

須川池

諏訪形村（今上田市の一部）須川池も、村誌に據れば、承應三年と明暦三年との二回に增築したと云ふ、此池も山間の一小沼なりしを、仙石氏の代、灌漑用池として增築したのであらう。寶永指出帳載する所にては、長二百三十間、横百十間の大さである、普請修理共に藩費で、使用人夫扶持方及大工釘鑓等支給された。

承應明暦の增築

手塚池

元祿の增築

仙石政明の工事見分

塩吹池

元祿の增築

塩吹池と命名

寶永二年の再普請

普請人足

手塚池

以前より小池があつたのを、元祿五年に增築して、手塚村、新町、舞田村、中野村、十人村、本郷村五加村、七ケ村の灌漑用水とした。藩費人足二万一千人、此外組合人足八千百餘人を使役した。此工事の時藩主仙石政明、五年三月自ら出張して見分した問屋日記。

鹽吹池

鹽吹池は、古より鹽野神社の御手洗とて、三百坪ばかりの小池ありしを、元祿十五年の春、領主仙石越前守政明、其池を中心にして、貯水池を擴大築造した。土手の高さは、二丈三寸六分を尤も高しとし三尺一寸四分が尤低であり、平均一丈三尺五寸六分。土手の長さ二百五十間。池ノ內は百間百十間坪數一萬千歩。此時の人足は一萬人で、領分割は、小泉組千五百八十人。浦野組千五百廿四人。鹽田組千五百四十八人。國分寺組千二百七人。洗馬組千二百四十五人。田中組千二百十七人。鹽尻組千百七十九人。武石村五百人。追割人足一万人の領分割は、千三百十人小泉組。千三百五十三人浦野組。千五百七十九人鹽田組。千二百三十二人國分寺組。千二百七十人洗馬組。千二百四人鹽尻組。千二百四十二人田中組。五百十人武石村。此追割人足を命じた元祿十五年三月八日、鹽吹池と命名した。追割まで合計二万人の他に、猶庄屋出役、人足小頭、食燒、芝伐等を人足一人に計へると三千六百十七人となり、人數都二万三千六百十七人となつた。以上は現場監督鷲見、工藤の兩人より櫟田庄右衞門へ提出の目錄覺

此時の普請には、土手の築き方、高さ不充分の所ありしも、一時普請を中止し、間二年を置いて、寶永二年三月再び普請を起し、未完成の長百七十間の土手を高くし、又新に二百五十間の土手を築いて池を擴大にした。元祿十五年普請の時には水面七千二百二十歩、水深平均三尺九寸、水坪四千三百六十五坪であつたのが、寶永二年增修築の後には、水面一万二千五百二十歩東西平均百七間南北平均百十七間。水深平均一丈三尺八寸水坪二万八千七百九十六坪と成つた。此寶永二年の增修築普請には、人足一万七千九百五十人を

要し、内一万六千五百人は組割人足で、外に鹽田組中より五百人、保屋村から九百五十人を出した。割人足初割一万二千人は、洗馬組三千三百四十七人。田中組八百十八人。鹽田組千三百四十五人で、此時には恰も、小泉の池も、普請中であつたので、他組の割人足は、其方に出たのであつた。追々割の千五百人は、鹽田組の二百七十八人、武石村の六十九人に至るまで八組から出て居る。

普請中村役人は、交代して出役し、藩よりは普請奉行として、二人の代官が出張し、四人の足輕も工事の竣るまで出役監督した。此普請の土手芝は、別に雇人足三百人を出し、八木澤から山根通りの村々で芝を切り、保屋村に届けさす事にした。舞田、中野、十人、本郷、五加の五ケ村には芝生の所が無いので舞田の御林から切り出して届けさすことにした。此芝は長さ二尺五寸、幅二尺と定められたのである。四月二十八日池普請其工を竣へ、祝宴が開かれた、普請奉行の一人であつた櫟田庄右衛門は鹽吹池を詠じて

此里のさかへそかねてしられけり
　鯨よるべき鹽吹の池　　櫟田庄右衛門尉

以上は主として保屋村鹽吹池御普請付萬覺書に據つた。

池引水の分配

此池へ夏時水を引くのは、保屋村支配の堰一筋を用ゐたが、此堰水は、小泉池へも引いたので、寳永二年此堰水を鹽吹池と小泉池と半分割にて引く事に取り定めた。鹽吹池出來の時は見分の役人杉原重左衛門、櫟田庄右衛門其外目付代官六人出張といふ大行なものであつた。

小泉池

小泉池

小泉村の和泉池は寳永元年より同三年に至る迄に、人夫三万五千人を使役して增築した小縣郡年表三年にして成就した。

塩田手引水計畫

鹽田平引水計劃

鹽田平は上田領分内の中で、尤も灌漑不便の場所であるので、此處に水を引くことが出來たならばとは、誰もが考へた處である。延寶四年七月の間屋日記に、鹽田へ水盛、江戸八丁堀小野太郎兵衛、宿彦右衛門方とあり延寶四年に鹽田へ水を引く計劃の爲めに、江戸から人が來たのを知ることが出來る。又正德三年四月の記に、御領内小牧村堺より、鹽田組に水上候願相叶、二十六日より堰堀候。川中島小布施村庄屋大塚清左衛門、水上り不レ申不用ニ成候。とあつて同じく鹽田平へ水を引いて、水田開發の事を企てたが、失敗に了り延寶年度同樣に成功しなかつたのである。

灌漑用水堰

六ヶ村堰

仙石氏領主の時代に、以上略述した如く、池を新築又增築して、灌漑に便した外、灌漑用水として堰を開通した事も、顯著な事蹟である、吉田堰修理の事は奈良時代に在る。茲に二三の著はれたものを記して置く

六ヶ村堰

上田市小牧區、即ち舊小牧村地籍に於て、千曲川より水を堰き上げた灌漑用水、六ヶ村堰と云ふがある。此堰を開通したのは、其年代が不明とされて居たが、小牧村寬永十四年の年貢定書(免相)手塚史料を見るに、引方の部に

五貫二百八十九文　　未の永川成

寬永九年六ヶ村堰開く

がある、此未の永川成とは、寬永八年の千曲川洪水、(此洪水の時、上田城下尼ヶ淵の水が涸れて崖下九間と成つた)の爲めに、流亡した地所で、無年貢に成つたのである。此次に

百十三文　　申ノせき成

がある。引き方記載順は、前年の者より、年代順に次々と認めるのが定例である。故に申ノ年に百十三文の地が、堰筋と成り無年貢になつたのは、寬永八未年の後で、寬永十四丑年以前の寬永九申年と爲すべきである。而して小牧村には、堰と稱すべきは六ヶ村堰唯一つあるのみなれば六ヶ村堰は、寬永九年の仙石政俊領主の時に、出來たものと斷ずることが出來る。而して正保四年の免相に一貫二百十八文申

ノ堰成とあり、寛永九年申年より、正保四年迄の間の申年、即ち正保元年に堰を更に大きくして、通水量を多くしたのである、之れは蓋し中之條、上田原邊まで灌漑する爲めに、大堰と爲したのであらうと信ぜられる（正保年間は仙石政俊上田領主の時。）

四ツ家

四衙牧神社の西に接して小字四ツ家といふがある、此は此堰口の番人四軒の家のあつた所ではあるまいか。水番人の居た所に四ツ家の名を存するは、川中島にも其例がある。若し此堰の水番人四軒あつたとせば、多分正保年度に始て置かれたものだらう。

地方人の傳說

堰口水揚水門は、長さ三間、横一間、高さ一間半の大さで藩經營であつた（手塚文書、寛永三年の指出帳）。此堰のことに就いて、地方人の傳說に、諏訪形金窓寺あたりより西の山ぎはに、幾つかの小池が造られてあつたが、旱魃の際には其等は何の役にも立たずして、不作の厄難を蒙るので、此あたりの農民等は、何處へか移住せんことを願ひ出た、すると殿樣仙石權兵衛之れを宥め、必ず良い方法を講じて、水不足の事無きやうに爲て遣はさうと云ふて、其事を臣下に計劃させた。其時の計劃に依て出來たのが小牧堰で、農民等は移住せずに、生活し得るやうに成つたと云ふ話がある。此傳說中、仙石權兵衛と云ふのは、仙石氏中、權兵衛秀久が、尤も名が聞えて居る所から、仙石の殿樣と云へば、權兵衛としたのであると思はれる。此傳說は仙石氏領主の時代、此六ケ村堰が始めて出來た事の、一つの裏書とも見られることゝ思ふ。

上田市と六ケ村堰

此堰は小牧、諏訪形、御所、中之條、神畑、上田原の舊六ケ村に、灌漑用水を供給し、我上田市には重要大切な用水堰と謂ふべきである。

六ケ村堰普通水利組合沿革に依れば此六ケ村堰の經費負擔の標準は

小牧村	四百十七俵一斗八升	諏訪形村	千百六十四俵一斗四升	御所村	五百五十八俵一斗六升
中之條村	千三百八十一俵六升	上田原村	千百九十三俵一斗八升	神畑村	五百六

十四俵一斗四升

の標準にて支出する慣習であつたと云ふが、何に據て此割合を按出したかは知るを得ない。

明治二十二年四月町村制實施に至り小牧、諏訪形、御所、中之條の四ケ村は城下村となり、上田原、神畑は川邊村の一部となつたが、此堰に就ての關係は更に變更する所は無かつた。明治二十七年には縣知事の認可を得て、小縣郡六ケ村普通水利組合を設け、此組合團体で此堰を管理する事とした。此組合には組合會と云ふを設け、二十四名の議員を以て灌漑面積二百三十三町三反七歩を有する、六ケ村堰の事に關する件を議決する、そして町村制に則つて、城下村長を以て組合管理者となし、事務所を城下村役場内に置きしが、大正十年九月、城下村上田市の合併以來は、上田市長を管理者とし、事務所は上田市役所内に置くことにした。

六ケ村普通水利組合灌漑面積

六ケ村堰の力六ケ村以外を救ふ

大正十三年の旱魃は、甚しく地方灌漑用水の不足を來した。其當時舊六ケ村の地區なる、長池地籍泉田村四ケ部落水利組合、中鹽田村小島區等より、此堰の餘水を供給して、貰ひたいと申込んだ。依て此組合は快く此を諾し、揚水の分量を多くして其懇望に應じ、幸に其地區の旱害を、免れしめた事があり、猶此以後も旱魃水不足の際には、屢々餘水を供給して組合以外の地迄も、救益する事が多かつた。灌漑用水六ケ村堰の力、大なりと謂つべきである。けれども組合用水路は揚口小牧村より、川邊村土橋に至るまでの、延長一里の幹線の維持には、毎に勘なからぬ苦心を要したが、昭和七年救濟事業として、政府の助成を得て、二ケ年繼續して水路改修工事を行ひ、溝畔の築造、水路の擴張、堰口揚水施設の修築等を遂行した。之に要した費用は二萬五千圓であつた。是に於て從前組合負擔の重荷が減じたのみならず、豊富なる水量の通水容易となり、三百町歩に及ぶ水田は、旱害の心配無しに耕作し得らるゝに至つた。

水路改修工事

堀越堰

此六ケ村堰の外に重要灌漑用水堰で、我上田市に大きな關係あるのは、堀越堰である。延寶七年に伊

延寶七年堀越堰開かる

勢山村堀越の水源の巖を穿つこと、方三尺五寸、長一町十五間にして、神川の水を引いて、堀越堰の水を通した寛永三年。指出帳　此頃に在つては、此工事は相當大工事であつたに相違ない。此大普請以前は、竹の懸樋で僅かに引水した位であつた故、伊勢山村などは、灌漑用水乏しく水田は甚だ尠なかつた。然るに此堰開通するや、忽ちにして四十九町七反餘といふ、約五十町歩の水田が出來たと云はれ、而して猶此堰の下流、其蔭に賴るもの長島、金剛寺、大久保、山口、房山、西脇、新町、鎌原、生塚、秋和の十ケ村であり、水田凡そ二百八十七町餘歩、此水を灌ぐことに依て、佃くることが出來たと稱せられる。此堰の効、大なるものと謂はなければならぬ。十ケ村中其半數の生塚、鎌原、新町、西脇、房山、は殆んど皆、現在我上田市域と成つて居る所より考ふれば、此堰と上田市とは、大きな關係を有つて居るのである。

堀越堰の灌漑區域反別

上田市と堀越堰

松平氏時代の灌漑

松平氏領主の時にも、灌漑の事に就ては、頗る意を用ゐたのである。今左に池の新築されたもの、或は修理增築されたものゝ概略を記して見ると。

新築の池

新築したものゝ中で、享保二年東田澤村に長横各二十五間の青木ノ池を、同十九年稻田の池を新築した。此池は二月十四日より工を起し、三月六日竣工。東西七十八間、南北六十間。水坪八千四百二十四坪、水深一丈八寸。廻り二百間、土手馬踏二間、高平均一丈一尺。人足一萬三千八百四十六人を使用した。天明八年當田村當田池。享和二年築地村駕籠田ノ池長七十間横六十間。文化十年又此村に新池を築いた。此村は池無かりし頃は、五六年にして必ず塊田と成り、收獲皆無の慘狀を見たが、池水の灌漑ありて後、其患殆ど無くなつたと云はれる。寬政八年下深井村の池長六十間横六十間。文政二年中曾根村の新池長七十間。横四十四間深一丈八寸水面二千五百九十二坪、三月八日より閏四月七日に至るまで人夫を役する二萬二千八百五十一人。天保四年下吉田村鄕四郎池池貫三貫七百二十五文等あらはれて居る。以上の中で我上田市に關係あるは、常田池である。

築地村

中曾根村新池

常田池

常田池は上田町の東方、常田村の内字藤ノ森に在る。天明五年より池築造の事を計劃し、同八年二月十五日工事に着手、人夫一萬九千九百九十八人を使役し、一ケ月半の日子を費し、同年四月朔日出來した。池水は主として、常田堰の水を分ちて之に注ぎ、池に入る近くは長百二十間の所、高平均二尺五寸の土手を築いた。そして岩門堰も亦此池に流れ込むことにした。

深さ平均一丈一尺五寸。水面六千六百十五坪。水坪一萬二千六百七十七坪。

工事使用人夫

土手

土手は

東方高平均七尺五寸、敷五間二尺八寸、馬踏二間、長八十二間

西方高平均一丈三尺八寸、敷九間五尺、馬踏三間半、長百十間

南方高平均八尺、敷六間一尺、馬踏二間半、長五十二間

北方高平均九尺三寸、敷六間四尺八寸、馬踏二間半、長七十二間

地形の關係より、西方のもの尤も大であつた。故に人夫は東方二千十二人なるに、西方は一萬四百四十三人を使用したのである。

掛役人

池水放給の爲めに、池中には水門二ケを設置した。

此時の池掛奉行は江藤斧右衛門、森田周助の二人、小奉行として高辻角兵衛、宮崎先右衛門、宮下榮八、瀧澤文三郎、宮澤宇八、松崎利右衛門の六人之を輔けた。棟梁は鹽田組割番中村次左衛門、倉澤圓右衛門であつた。

此池を造るに海野町庄左衛門持一貫百八十四文、同町曾右衛門持百十八文餘。染屋村源助持七百十一文。國分寺村松右衛門持分米二斗八升八合分の地。常田村淺右衛門持六百文。同幸七持六百文。同七郎右衛門持六百五十文。同三百八十丈。同茂兵衛六百五十文。同文六持一貫三百文。同村持地一貫五百文の地所が用地となり、一町三ケ村に關係したのである。關口史料

養魚

灌漑用の外に、此池を利用したいと願出たのは、文久三年常田村より、此所で五ケ年を限つて、鯉鮒の餌飼を爲したいと申出たのが初で、爾來今日に至るまで養鯉の利を得て居る。

增修築の池

增修築したもの〻中では

幕宮の池

正德三年に、仙石氏の代未完成で終つた手塚池を修築し。同五年に別所村、幕宮の池を增築した。此時には別所、八木澤、山田、舞田、中野、小島、本鄉、五加、十人の九ケ村、五十八兩餘の負擔の外、藩費米十八石五斗三升を給與し、長百二十九間横四十六間の池とした。古來の池長百四間横三十八間は、何れの時代に築かれたかは明かで無いが、恐くは仙石氏領主の時であつたのではあるまいか。天明五年小泉村泉池の增築には、東方の土手は三尺餘。西方の土手五尺五寸。北方の土手五尺を高め、貯水量を增大した。人夫一萬六千二百餘人を使役し、藩費を以て其功を成したと云ふ村誌。文化九年鈴子村來光寺ノ池を修理し、同十四年柳澤村手洗ノ池を修理し、文政三年海善寺村下池を修理した等は、あらはれて居る小縣郡年表。村誌

小泉村泉ノ池

上田市關係ある川堰矢出澤川

今序に上田市に關係のある、川、堰等に就て記して置く

矢出澤川　深き所一尺七寸以內、淺き所は七八寸に過ぎない。然れども、夏日暴風雨の際には、忽ち丈餘の洪水と成り。沿岸に損害を與へること往々ある。水源を神科村住吉區大古場に發し、上田市新田に於て、太郎山より流れ來れる黃金澤川を併せ、字日蔭田にて屈曲し、町の北端を西流し、常盤城を經て、千曲川に入る。

蛭澤川

蛭澤川　源を神科村に發し、上田市字横町に至り、初めて蛭澤川と稱す。町の中央を貫き、字柳町裏に至て、矢出澤川に合す。常時は水少きも、夏季豪雨の際には、俄然洪漲し、上田市街に溢流し、時としては大害を被らしむることがあつた。

笹井堰即ち常田堰

笹井堰　神科村字笹井に於て神川を分水し、神科、神川の二村及上田市組合の用水堰である。國分寺

常入を經て、上田市字横町に至つて二派となり、其一は横町、常田町、舊館、新參町及厩裏町を流れ、約三百五十三戸の用水となる。一派は、常入の南端より南に分水して、上田市字鷹匠町に入り、約七十五戸の用水となる。上田市を流るゝ、共に長四百八十五間。此常田堰は、上田市に取つては、非常に大切な用水堰で、一は飲用使用の水を供し、一は火災非常時には、消防上必要な水路であつた。そして上流の方は、水田灌漑に供する利頗る多かつた。藤ノ森近くで分水して、西北に流るゝ一派は常田池の貯水と成る。常田池穿設前に於ても、上田町の重要給水の堰であつた。故に仙石時代寛文の頃は、上田町よりも、其普請の人足を出したものである。寛文八年三月廿八日の間屋日記に

藩政時代常田堰普請人足

一常田堰普請人足百人、海野町原町より出す。外ニ小頭四人

とあり、又元祿貞享の頃にも此事があつた。元祿八年には、海野町、原町各廿五人宛、二日間人足を出したが、此年から、各町五十人宛合計百人を出し、一日の仕事にすることを常田村、踏入村兩村の庄屋と相談して、此に決定した。寛延二年三月の日記にも「人足廿五人外宰領一人海野町、同原町、右は常田村常田せぎ普請二十二、三日朝六ツ時より」などあれば、松平氏領主の時にも、此堰の普請には、注意を拂て居たことが、判明る。此堰普請人足は、上田海野町原町兩町と、踏入、上ケ澤、黒坪、堀、國分寺、鎌原、西脇、新町、生塚、諏訪部、秋和、上鹽尻の十二ケ村より出したのである。寶永三年差出帳

堰普請人足差出しの町村

此堰水は上田城濠引水として大切なものである故に、此堰開通は眞田氏の計畫したものと思はれる。

丘田堰

丘田堰　神科村字樋ノ澤に於て堀越堰を分水し、神科村、上田市の用水堰である。神科村住吉區を經て上田市字土樋に來り東金井西金井蟹原櫻林東丘西丘中丘菊路の水田三十町五反六畝二十七歩の灌漑用水に供す。上田市を流るゝこと長千六十五間

坂井田堰

坂井田堰　字日蔭田に於て矢出澤川を分水し、字川原柳町の東裏を西南に環流し、坂井田に入り水田十町三反五畝十八歩の用水に供す。長七百八十五間。

竈田堰　竈田堰　字日蔭田に於て、矢出澤川を分水し北に折れ、上州街道に沿ひ、蛇澤區の用水となり、西流して日蔭田の西端より、上州街道を西に横斷して竈田に入り、水田七町五反三畝三歩の灌漑に供す。長千百八十六間

八幡堰　八幡堰　竈田より矢出澤川を分水し、竈田の南端に沿ひ、又屈曲して竈田の中央より北に折れ、字新田を經て、字八幡東に入り、此所にて二派となり、一派は南に流れ紺屋町の用水となり、一派は北に流れて八幡東、八幡西の水田九町四畝五歩の灌漑用水に供す、長八百五十四間三尺。

第十七節　田畑の肥料

田畑の肥料

上田領村々の肥料

小縣上田領分村々田畑の肥料は、馬屋肥、下肥、苅敷等が主なるもので、藁、干草、なども用ゐられた。又中には、常田村の如く、燒酎粕を此等に交ぜて、使用する所もあつた。川中島分知村々も、苅敷芝草等が主で、此等不足の村は、油粕を使用する處もあつた。

山之口明き

肥料としての苅敷草等を、入會山に於て苅る時には、入會山の世話村方から、適當な時日を見計らつて入會權利ある村々に通知する。其日を山之口明きと稱し、其日から、各競ふて其山に入つて草苅をする。山之口明きとの通知ある以前には、猥りに其山に入つて、苅敷等を苅る事は出來ないのである。享保十年四月の間屋日記に

二十六日山之口明き、草苅申候樣に山口、房山庄屋中より申參り候ニ付、則柳町、田町、原町共觸渡し申候

とあるは、其一例である。

苅敷野倉山苅敷入會

昔時の農民が、重要な田作肥料たりし苅敷の爲めに、並々ならぬ苦勞をした一例を擧げて見る。仙石氏上田領主の頃、小牧、諏訪形、御所、中之條の人々は、薪採り、苅敷かり等に、野倉山迄出懸けた。

すると野倉山入合の野倉、別所、八木澤、舞田、中野、保屋、小島、五加、本郷、下之郷、柳澤、東、西前山、十人、新町、手塚、十七ヶ村の故障で斷はられた。然るに或年、御所村の者が、苅敷かりに野倉山に入つた所、嚴重に押付けられた。此時、郡奉行下役人の鄕手代が、苅敷といふ者は、何處でも苅る大切なもの故に、苅敷だけは、からせるやうにと懇々說諭したので入合十七ヶ村も止むを得ず納得した、是で漸く前の村人等は、野倉山に入つて、苅敷を苅ることが、出來るやうに成つたのである。此村々の人は苅敷入合を許可されたとしても、村々よりは二里餘も距て居る、遠い野倉山まで行かねばならなかつたのである。以て當時農耕に從ふ人々の、苦勞骨折の程度が察せられると思ふ。（入合山訴訟返答書）

苅敷は何處にても大切なるもの

川中島苅敷の仙石氏の配慮

上田領川中島の内今井村は、苅敷入會山を有たないので、大切な田地肥料を得ることが出來なかつた。仙石領主の時、松代眞田家に談判して、苅敷入會山を設定して、之を救ふたと云ふ話が今尙殘て居る。此等は仙石氏が農耕に其意を用ゐしを知ると共に、當時苅敷が重要肥料なりしを證する資料である。

豊年草

文化の末年、松本平より定草の種子が移入され、其を稻田の三番草を取る時分に蒔き、翌春其莖を中程より苅り取つて、其を他の田地の肥料とし、殘れる樣は、其儘耕し起して肥料とする。都合好き肥料とて、珍重されて流行したが、其田に作つた米は、實入方も宜しからず、隨て其目方も輕いとの事で、三四十年にして、安政の頃には、之を用ふる者が無くなつた。

第十八節　貫文地禁作物

貫之地禁作物

貫文地に米穀以外の者を作るを禁ず　其を畑に作るを禁ず

米穀類を作り得べき田畑で、村高に入つて居る土地、即ち貫文地へは、米穀類以外のものは、作るを許さなかつた。

莨を貫文地に作るを禁ず。元和二年十月三日、幕府は煙草の制禁を下し、畑に煙草を作る者は、過怠として牢舎せしむる、其百姓を出したる所の代官は、過料として銭五貫文を出す事、其村中惣百姓より百姓一人に付、過料として銭百文宛を、出さしめる事とした（武徳編年集成）。此理由は、煙草は多く吸ふとも糧食の足しにも成らず、多くの畑を無益に潰し、穀物收穫の減少を來たし、且時々火災を惹き起すの恐れあるからと云ふのであつた。此制禁に、畑に煙草を作る者とある其畑は、年貢を出す貫文地の畑地を指したのである。此時老中連署の上、國内に下知した條々の中に、煙草の禁制に關するものは左の四ケ條であつた。

一タバ粉作候者、町人者五十日、百姓は三十日、自分兵糧にて可レ爲二牢舎一事

一タバコ賣候者同前之事

一同作り候在所者爲二過料一百姓壹人鳥目百疋可レ出事

一同作り候所之代官爲過料五貫文可レ出事

タバコ作處罰

寛永二十年三月十一日、土民仕置覺として、幕府より出した禁止條項の中に「タバコ之儀、當年より本田新田畑共、一切作間敷事」として嚴重に煙草作を禁止したが、其理由は「五穀之費ニ成候間」として居る。然し此嗜好物は、一度好きになると、中々止めることは六ケ敷い性質のもの故、幕府の注意も、禁令も、其効勘なかつたと見え、遂に切起等の荒れ地には此を作ることを許可するに至つた。

然るに、何時しか、貫文地の本田畑にも作るやうに成つた。由て幕府は、元祿十五年十二月、左の如き禁止覺書及び煙草作り畑の反別を取調べて、江戸勘定所に提出すべき旨の覺書を出した。

元祿十五年の煙草作り畑反別取調

覺

前々より、煙草本田畑に作る間敷旨、度々相觸候へ共、連に煙草大分作り出し候、來年煙草作り候儀

本年煙草作り今迄の作り場處の半分

當年迄作り來候半分作之、殘る半分之處は、其土地相應之穀類、可レ作レ之、若し相背く輩有レ之候ハヾ可レ爲二曲事一者也

午十二月

覺

相觸候書付之通御領は奉行代官、私領は地頭より堅く申付、當年迄煙草作候處之、町歩之高、其内半分煙草作り候樣申付、殘半分は穀類作り候儀申付候段、來年二月迄之内、御勘定所へ可二差出一候、且又穀類可レ作之所に、種子不足之所は、奉行、代官地頭より種子代申付レ之、田畑荒れざる樣に可レ被レ致候　以上

上田藩提出の煙草畑反別、房山、山口、鎌原等に莫畑あり

此覺書に依り、上田藩よりは翌年正月、江戸勘定所に、煙草作の田地反別を提出した、其時煙草畑として、房山村三町七反三畝廿一歩山口村三町四反一畝廿一歩、鎌原村三反一畝歩有つた。此地積何町歩と云ふ程の、煙草畑を有つて居た此村々は、今上田市内に屬する所又隣接地である。此邊が煙草栽培に適せるよりも、寧ろ城下町に近接して、其需要者が城下町に多かつたからであらう。

幕府は寶永元年に、明年の莫作りの事は、元祿十五年栽培した畑地の高半分だけ作り、殘半分の地所は土地相應の穀類を作るべしと令し、煙草栽培地を又々減少した。

貫文地に桑植桑禁ず

貫文地に桑を植うるを禁ず。桑は古來、畑地の畦畔等に植え、養蠶の用に供したのであつたが、追々生活の程度が高くなり、絹物の需要盛となり、隨て生絲の消費量多く成るに從ひ、養蠶の業利潤勘なからざるより、農間其業に從ふ者大に增加し、飼養原料たる桑の栽培の必要ありしも、上田領も從來、本田畑即ち貫文地に桑を植うるを禁じ、僅かに切起の荒地、若しくは明屋敷等にのみ、此を植うるを許したので、山麓の野原又は河原等を切起して、桑園を作るに力むる者が多く成り、寛政十二年四月には古屋平、西光寺平、大日平の三ヶ處を切起すことを、房山山口兩村組頭より、草苅入會諸村及町分に交涉

桑畑は野原河原等の切起を利用す

したのは、藩の許可を得て桑畑にする考へであつたと思ふ。

城下河原の桑

城下河原に桑を植えたのは、寛政年間に踏入河原に植えたのが初で、其れより年々盛に成つた。磽确な河原は、桑の根付きが良く無いので、桑畑にするには隨分苦心したのである。生塚村の矢島宗助は、屋形表の濠を浚渫する際、其堀り上げた泥土を運び、其れに依つて植付けて成功した。問屋日記

桑畑冥加

此河原切起の桑畑は、利潤勘なからずとて、桑畑所有者より年々冥加として、米百俵を上納せしむることにした。小縣郡年表。

貫文地に植えたる桑は不残堀り取るべし

すべて利の有る所には、法網を潜り禁令を犯しても、進み行く者が、何時の世にも絶え無い、明屋敷とても、僅かな地積で限りがあり、切起は容易い事では無い、故に奸猾の者は、本田畑に桑を栽植し、年と共に其れが多く成つた。是に於て、文政九年八月、上田藩は、「桑之儀、切起明屋敷等に植付候分ハ御構無レ之、貫文地に植付候分、不レ残堀りこぎ可レ申」と申渡すに至つた。そこで、割番、庄屋等は、連に容赦を歎願せしも、聴き届けられないで、房山山口等の村々では、桑畑繪圖面の調製提出を命ぜられた。翌文政十年二月、此村々の者協議談合の後、桑畑一反歩に付、大麥一斗宛の割合を以て、桑畑反別相應に、大麥上納致すべきに就き、桑ほりこぎの儀は容赦されたいと出願したが、是又取上ぐる所とならなかつた。依て右の大麥は、村役所に預け置き、萬一凶作等の時には、藩の指揮を伺ひ適宜に使用すると申出でゝ、漸く採用に成つた。けれども、以後貫文地には、新規に桑の植付は許さない、有來つた桑畑と雖も、古株はほりこぎ取り去つて、再び植え繼ぐ事は許さぬと申渡した。此申渡しのあつた時、問屋日記に、「申渡しの後内々にて被レ申候は、右様には候得共、何れ四五年も相立候はゞ、趣段も可レ有レ之旨被レ仰候」とあるを見れば、有司の中にも、四五年立てば時勢に從つて、藩の方針も變るならんと、察して居たのが見える。然るに拘らず、此制禁のあつたのは、時勢の變遷推移を察し、汎く土地經濟の事に思を致さずして、偏に古來よりの米穀尊重の主義にのみ、膠着して居た施政と謂ふべきである。

趣意麥

元治元年の幕令

此後元治元年三月に幕府は御料、私領、寺社領共、不レ洩様可レ被ニ相觸一候とて近年田方江、桑植付候者多く有レ之哉に相聞へ、以ての外の事に候、五穀を廢し、蠶を專に致し候ては不レ可レ然候間、畑地ニ植付候ハ當然の義に候へども、田方は勿論、畑方江新規ニ桑植付候義は決して不ニ相成一候

と達する所があつたので、上田領にても領内一統へ申觸れたのであらう。此後明治三年三月に至り、上田藩に於て「近年横濱貿易相開蠶養盛大に成行き、隨て桑畑之利潤專に相成候所より、切起田畑は不レ及レ申、本貫田畑等江猥りに植込候様相成、畢意違作とは乍レ申、詰り米麥蒔入も相減じ候義も不レ少、從來本貫田畑江桑植込み候之義者、御制度も有レ之候所、全く一時之利潤ニ耽り候ての所業不ニ相濟一事ニ候。就ては、向後本貫田畑は不レ及レ申、切起田畑共、桑植込致度者は、其都度願出見分之上差圖を受け可レ申、萬一無願に植込致し候もの於レ有レ之者、改の上嚴重之所置可ニ申付一候間心得違無レ之様急度可ニ申聞一候事」と申渡して、依然として本貫田畑及切起田畑に桑を植うるを禁じ、又同時に、本貫新古切起田畑の内へ、新建家作の事を出願した時は、願出次第村役人が見分を受け、其隣地に故障無きに於ては、願之通聞届けることが從來の慣習なりしも、向後は新建家屋造り度者は、其趣意を前以て申願出て、藩見分の上差圖に由て、普請に取掛るべき事とし、新建家の爲めにも、田地の減少するを欲しなかつた。此は此頃連年違作多く、特に明治二年の田方大凶作で、村々融通米も容易ならず、非常な困難を極めたからであつたのである。

明治三年上田藩本貫田畑に桑を植うるを禁ず

新建家屋の爲めにも田畑の潰るゝを恐る

然し古來より、上田綿、上田紬、眞綿又白糸などを、上田領の名産として、他國までも送り出したのであるから、其原料と成る繭の産出が必要である以上は、養蠶の發達を制壓し得らるゝ筈は無い、養蠶業が發達すれば、桑畑の增加は必然の勢である。故に此等一片の達示は何の効もなく、桑園は益多く成つた。

山蠶飼養の爲め畑方を潰すを禁ず

山蠶飼養の爲に畑地を潰すを禁ず。山蠶飼育の事は、文政の初め頃、小縣別所村あたりで飼ひ始めたのが初で、種一合三歩程の値段であつた。追々飼育流行するに及び、文政八年には參兩と成つた。此頃此を飼ふ者は、飼立の者から虫一つ拾文、二十文位づゝの値で、買ひ求めて飼つたのである。そして山蠶は、違蠶といふ事が無い、とて飼ふ者多くなり、中には、畑へ大きな小屋をして、飼育する者も出來るやうに成つた。依て藩にては、文政九年三月「畑方を潰し候て大造の小屋掛等いたし山蠶飼養之者有之趣相聞候、畢竟は利慾を專に致し、本業を疎に致不埒之儀に付、向後畑方等を潰し、山蠶飼候儀一切不二相成一、若し不二相用一田畑を潰し飼立候者有レ之ニおゐては、急度相糺候上咎可二申付一候間心得違無レ之樣可レ致候事」と嚴達した。之れも米穀主産の貫文地の減少するを恐れたからである。

問屋日記
小縣郡年表

山蠶の爲めに畑方を潰ぶすを禁ず

養蠶漸く盛にして米穀の收穫大に減ず

前述の如く、何の領主の時に於ても、積極的には田地を開き、農耕を勵まし、消極的には、米の浪費を戒めたり、些少の田畑たりとも、米穀類以外の物を作ることに依て、米穀産の減少するを防ぎ、以て一途に米穀の多産を圖つたのは、藩の根本收入に、大關係あるからであるのは無論であるが、交通運輸の便今日の如くならざりし時代には、一地方の部分的天災凶作でも、他處よりの融通困難で、米穀の缺乏と成り、忽ち其地方は饑餓の慘狀に陷るのである、之を見聞した此時代の爲政者が、領民萬一の究狀を憂慮する爲でもあつたのである。

養蠶の利多く米穀收穫減ず。桑を貫文地に植えるより、穀物收穫の減少するのは尤な事であるが、今迄は農耕に全力を傾注して、深く耕し、肥料を多量に施して、米穀を作り、田草取、水加減等にも、充分骨折注意した。卽ち農夫は深耕につとめ、必ず十餘日苅草を爲し、四反歩程の田に、二十駄三十駄を入れ、且其田より取つた稻藁まで、惜氣もなく打込んで、田に入れて肥料とした。內村あたりでは、代を十二回も掻き、苅草は六十坪に五駄程入れる。さすれば、其田はわいて稻が好く出來る、其上念を入れて田草を取る。かくして苅田の秋には、三株一握、一歩四十二株で籾二三升、一反で六七石、米にして四

石許も得たと云ふ。然るに養蠶業追々盛に成てよりは、勞力が分れて、耕耘は疎になり、肥料は其量を減じ、田草取りも充分ならず、水加減の程も注意行届かないで、其收穫は殆んど半減或は三分一を減ずるに至り、浦野組あたりは、坪苅一升の所は七合に減じ、三升の所は一升六七合に減じ、畑も亦、昔時九斗の收穫は四斗に減じたと云はれた。故に耕地の減少に依るものと、良く耕さないとの二者の爲めに米穀の收穫は大に減じたのである。小縣郡年表

第十九節　年の豊凶と世並の好惡

年の豊凶と世並の好惡

凶作で食すべき米穀にも究する時に、世なみが悪いと云ふは尤な事である。然らば、五風十雨陽氣順調にして、然かも農耕精勵の詮あつて、米穀の收穫豊富の年が打續いたならば、世の中の景氣即ち世並は、善かつたと云はれたか。今記述の序に、其れに就て少しく記して見よう。

連年の豊作で、米澤山の世となり、米將軍と稱せられた八代徳川吉宗の時は、豊作が打ち續き、隨て米穀の値段も左表の如くであつた。

享保年間上田町米大豆相場

享保年間上田町米大豆相場　金一兩ニ付

	米			大豆		
	上	中	下	上	中	下
享保三年	六斗八升	七斗	七斗三升	八斗二升	八斗五升	八斗八升
同五年	一石五斗八升	一石六斗	一石六斗五升	二石一斗	二石一斗三升	二石一斗八升
同十年	二石一斗	二石一斗五升	二石二斗	三石一斗二升	三石一斗八升	三石二斗二升
同十五年	二石七斗	二石七斗三升	二石七斗六升	四石五升	四石一斗	四石一斗五升

此享保十五年の米價を享保三年に比較すると、兩に三倍以上の米を買ひ得られる。此年の二月、上田惣町祇園祭の件に就て、町奉行に願ひ出る所があつた。其は豊年祝も兼ねて、出し物や躍の數も多くして其裝束なども一際美々しく、賑かく盛大に執行したい、とでも願ふたのかと云ふに、左はなくて其願ひ出た口上書は

米値段安き時の御祭禮に就ての町分願書

乍レ恐謹而奉レ願候口上書

一近年世なみあしく、惣町困究仕候處、別して一兩年米穀下直にて商業一切無二御座一候て、渡世營み候に至極難儀仕候、其上舊冬賣物代差引一切無二御座一當春商仕入に迷惑仕候、町方面々下男下女減らし申候、御傳馬並往還之役義等も勤め兼申候、依レ之御祭禮子躍ばかり裝束も輕くねり物等も減少仕度奉レ願候、偏に惣町御救と奉レ存候、御慈悲に被レ爲二聞召分一、奉レ願候通被レ爲二仰付一被レ下候はゞ難有可レ奉レ存候　以上

戌二月　　惣町之者共

御奉行樣

之れが其時の口上書で、近年（豊年がつゞいた頃）世の中の景氣が悪ろく、惣町困究の狀に在つたが、別けて此一兩年は米穀の値段が下落し、商賣一向に無く暮し向き至極難儀である、其上去年の冬の賣物代金は集まらない故、此春の商品仕入にも、差支へる程であるから、町方の者は銘々召使の下男下女の數を減らし、人數少なく成り、御傳馬其外の役も、勤め難くなつた。此やうな有樣故、祇園の御祭禮には、子供躍ばかりにし、然かも其躍子の裝束も、金の懸らぬ樣につとめ、ねり物なども、其數を減らすやうに爲たい。此は上田惣町御救と思召して、願の通り聞き届けて貰ひたい、と云ふのであるから一寸意外に考へられる。けれども當時之れが事實であつたのである。

此狀態は上田町あたりのみでは無く、天下一般に不景氣であつた。享保二十年十月江戸幕府の達した

觸書に

米直段次第に下直に罷成、武家並に百姓難儀之事にて、町人諸職人等に至るまで、商薄く稼ぎの事も無レ之、世間一統之困究に及び候間、當冬より江戸大坂米屋共諸國拂米、江戸は金一兩に付米一石四斗以上に買請け、大阪は米一石に付銀四十二匁以上に買請可レ申候、若し此直段より以下にて買請申に於ては當月十五日より米一石ニ付銀十匁ヅヽの運上買請候米屋共より差出可レ申事

金一兩ニ付米一石四斗以上に買請候はゞ不レ及ニ運上一候、尤賣直段買直段に通し勝手次第たるべき事

但賣直段より買直段各別下直に買請候はゞ遂ニ吟味一可ニ相咎一候事

とあつて、豊作は、武家も百姓も共々難儀を來たし、町人は商賣少なくなり、職人は其稼ぎの仕事が無く、世間一統困究の狀態に成つた。故に幕府は命令を以て、米價の下落を防ぐ爲め、最低價格を公定して應急救濟法としたのである。

幕府米値段を定む

豊年にて四民皆苦しむ

年稔らざれば飢を叫び、豊作打ち續けば、世並あしく世間一統之困難と云ふ、一藩一國の政も、其處理按排中々に考慮を要する事であるが、五穀を司り給ふと云はるゝ豊由氣ノ大神も、過不足無き程度の按排には、嘸かし御神慮を煩はし給ふた事と、拜察しまつるのである。

第二十節　年の豊凶と酒造

國家經濟上の酒造

國家經濟上の酒造。

酒造の原料が、田地收穫の主たる米なる以上、其收穫の多寡に依て、酒造高の增減あるべきは、睹易い道理であるが、江戸幕府に於ては、豊作で米澤山の年には、酒造高を增加して米を消費せしめ、以て前述の如き、世上一統困難の狀を救ふ手段とし、又之れに反して凶作の年には、酒造高を減石せしめて、夫食の米の足しにも爲やうと考へたのである。其著しい事實を書いて見る。

酒造奨勵

文化の初年頃は、年の稔も良く、隨て米價の下落を來たした。其文化三年十月、幕府は左の如く國内に觸れ渡した。

近年米價下直にて世上一般難儀之趣ニ相聞候、右躰米穀澤山の時節ニ付、諸國酒造人共ハ不レ及レ申、休株の者共、其外是迄渡世不レ仕候者にても、勝手次第酒造可レ致候、勿論酒造高是迄の定高に拘らず仕入稼可レ申候

卽ち是迄酒造渡世者ニ非らざるも、勝手次第醸造を許し、又從來の酒造者には、今迄の酒造高に拘らず仕入れるやう奨勵して居るのである。酒造の石高を增加するのを奨勵するのは、間接に大に飲むのを歡迎する事に成る。上戸連の揚ぐる氣焰に、大御所時代の天下泰平氣分は、漲るやうになつたであらう。

天保の凶年と呼ばるゝ、天保七年には、幕府は「國内不作ニ付、本年の酒造は、定高の三分の二を減じ、參分一造るべし」と觸れ達した。此時我上田藩に於ては

上田領分内酒造一切不相成

違作つゞきにて米穀拂底ニ付、上田領分内酒造の儀一切相成らず

と申渡した。（問屋日記）かくして上田藩にては、酒造一切差止めといふことに依て、夫食の不足の幾分たりとも、減じやうとしたが、此酒造米石高は、何の位の額に上つたか、寛政十三年二月調べの城下町分、酒造米石高は、千三百三十五石二斗九升九合（海野町問屋資料）天保四年上田領酒造米石高九千二百八十三石八斗六升五合餘（小縣郡年表）の多額に上つて居た。此多量の米が酒造の爲めに費されたので、此酒造中止の事は、相當の効能が有つたに、相違無かつたらうと思ふ。

上田酒造米高

凶作の際酒造を中止して、米の飯米以外に消費さるゝ事を防いだが、此外に天保七年には、米麥にて菓子を製造するのを、禁じた事がある。

豊年の時には、他領米穀の自領内に入るを禁じ、他領よりの買人は之を歡待し、又凶年の時には之れと反對の政策を、隨分無遠慮に行つたものである。

第二十一節　殖産

林業

林業

上田地方に於て、山林に關する事を、記るした古い文書は、山家神社所藏の眞田安房守昌幸の禁制

四阿山におゐて、とかひそ木一切きりとるべからず若此旨そむき候はゞ可レ有二成敗一者や仍如レ件

丁亥十月廿九日　昌幸朱印

蓮花院

山林保護の事初見

である、此は、とが、ひそ何れも良材で、建築用として上乘な木である、此種の良材を猥りに伐採するを禁じ、同時に神川の水源保護を考へたものと思ふ。

坂木領にては、寛永十四年十二月二十三日、代官長谷川安右衛門永徹が、支配領内中之條村に、松茸の出る山々は、若松の枝なりとも伐採るべからず、自分所有の山林にても、御公儀の用にあらずして猥りに伐るべからず、野山と雖も松の木伐り採るべからず、といふ禁制を出した事がある。

仙石領主の時門松は枝松を立つべし

仙石氏上田領主の時、山林保護とも見るべきは、寛文十年極月十九日、「正月門松は枝松を立て候様、被二仰付一候」とあり、枝松を以て門松とし、將に用材と成るべき眞松を伐ることを、禁止したのを以て初とする。間屋日記　松平氏領主時代に至つても、門松には枝松を以てすべし、との方針であつた。其一例を擧げると、享保三年十二月十七日「向後町在共に、門松には枝松を用ふべき事」と申渡した。けれども其禁も何時しかゆるみ、松林が荒れるやうになり、天明四年八月廿六日「近來林荒れ候ニ付、御城表御門、稻荷、鎭守、御屋形、表裏兩門は、眞松に致し、右之外ハ御家老用人と雖も、枝松とし枝松も小振の者を用うべし、」と申觸れて居る。

松平領主の時門松に枝松を用ふ

文化元年十一月、門松の事に就て、時の郡奉行桂有申は、在分に左の觸を出した。

在中門松之儀、近來持林所持之者ハ勿論、其外とても取調候へば、眞松相立て候者多き趣相聞へ候、如何之事ニ候。右之義は畢竟祝儀の意を失ひ不レ申候へば事濟候義を、取飾り候てハ、却て實意を失ひ候道理に可レ有レ之、其上往々大木にも可相成木立を、若松之内に年々大造に切取候ては、おのづから樹林とても益々荒れ行候樣可ニ罷成一候、第一御家中にても、若松の義は勝手次第に相用候義は、不ニ相成一御定ニ候へば、在中とても右に準し、枝松可ニ相用一筋に候、右之通り申觸候上、自今相背候者も有レ之候はゞ、相糺候樣可ニ相成一候條、小前一統不レ洩樣可ニ申聞一候。尤村役人共、猶更心付萬一心得違之者有レ之候ハゞ無ニ油斷一可ニ申聞一候

家中と雖も若松を門松に立てず

但し是迄ゑん松建來候寺社ハ格別ニ候

十一月

郡奉行としての桂希言

此はいかにも、山林保護の尤な諭示禁制といふべきもので、猶郡奉行としての桂氏は、山童毛盡溪流涸乾、と云ふ所まで考慮して、山林の濫伐を制し、伐り跡には植繼を、行ふを怠らざらしめ、又童山には植樹を奬勵した。後年奈良本瀧山の杉、横澤角間の椹、弱檜の森々たるものあるに至りしは、其成績の擧がれるなりと云ふ。又樹木なき禿山を劃して植林せしめ、成長の後は分木した。上塩尻村の庄屋西原氏は、岩山には土を盛り、其所に植樹して、十二ケ所の植林を造つたとの事である。猶此上鹽尻村では、嘉永五年に、山空地を二百に分け、時の戸數百九十戸、鬮取で其一ッを受け取ることにした。分け方の坪數は平等で無く、二百歩或は三百歩と、地の肥瘦に依て、廣狹の差を設けたのである。此分山地を受領した每戸は、必ず其所に植木して、一村永續の資と爲ることにした。小縣郡年表

上塩尻永續山

此頃植樹の風が盛になり、桐ノ木を植える事も行はれ、此事業の助成として嘉永四年三月、桐ノ木苗一萬本獻上を出願した、房山村傳之助と云ふ人もあつた。又嘉永六年に上田柳町利吉と云ふ人は、眉見林に唐松を植うる事に、大層盡力した其功績を賞せられて、宗門改の時上刺袴着用を差免るされた御用留日記

桐の木を植う
唐松を植う

又此頃槻欅の如き堅材で、數十年以上を經なければ成木しないものは、是より先既に藩の帳簿に記載したが、猶又改めて記載を訂し、帳木と稱して民有のものでも、猥りに伐ることを許さぬ事にした。文政十二年九月には、

御帳木

林を荒らすを禁ず

御林内の若木實生等大切に致すべきやう御林の在る村々へ兼々申付けて置いた故、茸狩等にて山林に入る者は、猥りに若木など切り捨てたり、實生など踏荒したりさせぬ様、注意すべきを領内一統申渡して、林の保護に注意した。問屋日記

山見番人給の伐木を停む

藩有林反別

山見給料の伐木多し。松平氏の初頃には、藩有の山林百三十一ケ所（多くは皆仙石氏當時のものを承繼せるもの）、反別八千八百廿一町三反一畝程、竹林六十七ケ所、反別六町六反四畝二十四歩程あつて、此等の手入を爲たり、盜伐を防いだりの事に當る者を置き、之を山見と稱した。其人數三百十八人、給料として一日一駄づゝの木を、其受持林より伐り出す事を許したが、其伐り出す額頗る多く、其爲めに山林の荒れを來たす惧れがあつた。故に後此山見を廢し、其林ある村々の庄屋に、山見の役を委任し、其世話料として、錢八貫文宛支給することにして山林の荒るゝを防いだ。

山見世話役料

鑛、石の採掘

洗馬組穴澤山

鑛、石の採掘

上田領分内には、古より鑛物類を産出したといふ事は、曾て聞えなかつた。然るに明和三年九月頃より、小縣郡洗馬組の穴澤山から、金銀が出るとの風説が傳はつた。此寶暦明和の頃には何れの國でも、金掘が流行し、其頃掘り明けた金掘の穴、と云ひ傳へて居る者は、上州邊にも所々にある、此時代に洗馬組にも、此風説が有つたのである。此風説のあつた直後、日光から來たと稱する久右衛門、其外金掘の者多人數、穴澤山に登て見分し、此は殊の外見込があるとて、掘り始めた（此等の金掘共は松代表で失敗し此處に移て來たものとの事である）。藩では、運上を差出すに於ては、別に此事に干渉する要は無い、萬一產出すれば國益も成ると考へて、時々役人を其地に遣はして、樣子を見分させた。其役人が見付けた場處に、山澁の樣子では、大

に見込ありと云ふがあり、試掘させたところ、此所は非常に宜しいとの事で、掘採に取り懸つた。やがて掘り出した金土は、小哈に入れて其を賣買するに至り、評判は一時に高まり、金土入れの哈を積み入れ置く小屋が出來すると云ふ、勢であつた。然るに其年の十二月十四日、此金掘共は其夜中、何處へか逃亡して了ひ、諸人をして呆然たらしめた。此爲に地元洗馬組で被つた損害は、尠くなかつたのであるが、上田町分の中にも、其哈の取引に關係した者、及金掘場へ賣物をした商人等は皆損害迷惑を被つた。

塩田組平井寺村の金山

是より先、鹽田組平井寺村の山より、金が出るとて、德田又右衛門と云ふ山師が來て、發掘したが、何も出なかつた、そして此又右衛門は夜逃げをした、事があり今又、前述の如き事があつたので、藩は此の如き事に、深く關係して、損失を招くが如き事無きやう、在町一般に注意を與へた。けれども鑛物試掘を願ふ者には、之を禁ずることは無つたのである。

小金澤銀山の見込あり

天保十三年房山山口村分小金澤に、銀山の見込ありとて、房山村長右衛門、及松代領分岩瀨村六右衛門の二人相談して、試掘したが、鉛が少し出たのみであり、且上田藩への届出なかつたので、中止を命じた。嘉永六年に又掘採したが、得る所が無つた。

小金澤試堀願

安政五年十月に至り、又此小金澤よりは、銀が出るに相違ないと云ふ者があつたので、此月十一日藩は次の伺書を、幕府に提出した。

伊賀守領分信濃國小縣郡山口村分字小金澤と申場處銀山にも可レ有二御座一哉之趣に付、爲レ致二問掘候ても不レ苦儀に御座候哉右掘試之上銀山に候はゞ猶又御届可二申上一候此段奉伺候以上

松平伊賀守家來

十月十一日　　山本市右衛門

此出願に對し「伺之通問掘可レ致候尤銀山有レ之候はゞ其節取計方伺問掘相止め候はゞ其段相届可レ申候」と幕府よりの指令があつた。故に上田藩は、金山世話役など設け、試掘したが、銀産出の事は無つ

たやうである。

武石餘里村寶松の鉛山

安政六年十月前述の小金澤金山世話役の者、万平、逸作、金十、晴之助等四人、武石餘里村の字寶松立ケ澤で、鉛を採掘したいと申出で、餘里村に於ても、故障無しとの事で、之を許可し餘里村庄屋小宮山喜傳次等を、寶松鉛山取締世話役に申付け、十一月には、藩役人も出張して、其採掘を督するに至つた。此産出鉛にて、白粉を製する事を計劃し、上田横町の十左衛門の所で製造した事があつた。

小牧山の岩炭

小牧山より出る岩炭（いはずみ）粗質石炭は、燃料として、風呂沸しなどに使用され事があるも、近所の家々からは、臭氣甚しとて嫌はれた。安政四年五月、小牧村手塚太郎右衛門は、此岩炭から石炭油を採取する方法を江戸表に出掛け傳受を得て歸りたき旨、及び其法の傳受を得て、歸郷の上は、太郎右衛門方に竈を築き立てたい旨を願出て許可された、此石炭油と云ふは、今のコールタールの事で、此事に就ての知識は、彼の知人であつた佐久間象山から、教えられたのであらうとの説があるが、或は然かも知れぬ。太郎右衛門は歸郷の後、藩よりの事業費補助を得て、石炭油を製し、之を家の土台、塀板などに塗つたと云ふ。然るに此事業の發展を見ない内に、彼は何處へか其行方を暗ました、其裏面には藩の補助費を、遣ひ込んだ點もあるだらうと言はれる。しかし藩は其を咎めずして、其事業を再興せしめんと、行方を探索したが、遂に不明であつたと云ふ。彼は石炭油製造の外、其別棟にて火藥製造所を設けて、火藥を製した事も、あつたと傳へられる。御用留日記、手塚氏談話

岩炭より石炭油を取る

石類

砥石　文化の初頃、洗馬組上洗馬村の東方十町許に、字彈正と云ふ所があり、其所の東西十間、南北三十間程の場所から砥石が出て、其切出しの多い時は、一ケ年に凡八九百駄にも及だ、盛に賣り出されたが、文政九年には差止められた。

砥石

硯石　之れも上洗馬村の東方から出で、字菅之澤の地域、東西八十間、南北十二間程の所から發見され一時盛に切り出したが、其石質脆軟の缺點が有つたので、忽ち廢れて又使用する者無くなつた。

上田領内金銀銅の採掘無之

明治三年朝廷より、新貨幣鑄造に付、金銀銅の採掘高詳細調査届出づべき旨、を達せられた時、上田藩より民部省への届出に「當藩中更に繫出無二御座一候」とある、古來上田領には、金銀銅の三者の出た事は無かつたのである。

松平忠優時代の地利殖産

藩主松平忠優の殖産奬勵

松平忠優藩主たりし時には、大に領産を增加し、以て領内の富を致さんと欲し、或は土地を利用して諸生産の增殖を企て、或は從來よりの領産の品質改良を圖り、之を統制して領外に輸出販賣の法を講ずる等、其施設する所多きものがあつた。

綿羊飼育希望者を募る

天保三年幕府は、綿羊飼養を奬勵し、其飼養を望む者には、其仔を分與する事にした。此年八月、我上田藩にては、綿羊飼養希望の者には、御領分百姓等にも與へるから、望みの者は、其旨申出づべきを達した。其觸書に「右之獸は飼ひ置き其毛を取候て羅紗ニ織候由「メンヤウ」と風聞に承り候、合類節用には、メの字の部類には無之、ムの字の部に出づ、ムクヒツジとかな有之候」と書き添へてある。此時には之に對して希望申込者は無かつたやうである。

甘草栽植

天保六年には、藥草としての甘草を、試植する事に成り、鹽田組の山田池の土手に、植え付けることにした。其時、在分でも人足を出せしが、町分に向ても人足を出さんと欲する者は申出づべく、若し人足百人分の雇賃、金三兩を差出した者は、宗門改の節上判を許し、人足二百人分を出す者は、上下着用を差し免すと申觸れて、大仕掛に栽培に取掛つた。問屋史料　然し此成績に就ては何等聞く處も見る資料も無い。又此時甘草栽培を奬勵された村々では、其事が如何なる成績を見るべきかに、不安を懷くもの多く其栽培の地積無きを理由として之を斷はるもあり、或は官よりの奬勵の事なれば、止むを得ず僅許を試植した所もあつた。田中史料

菅平の開墾

菅平の開墾

菅平の境堺爭江戸評定所裁許

正保二年に菅平の境堺の事に就て、小縣郡上洗馬輕井澤曲尾の三村、と高井郡保科村との間に、證書を取交はした事が、あつた小縣郡年表と云ふも、今其證文を見るを得ない、其後又菅平の境堺の事に就て、高井郡十一ケ村と、小縣郡五十七ケ村との間に、爭が起り、遂に江戸評定所に訴訟した。其時の爭點は、高井十一ケ村の申分は「四阿山の峰通りから大明神澤の道を限り、西北は仙仁川近くの仙仁長屋地尻迄、南は小縣郡北は高井郡である」と云ひ、小縣五十七ケ村の申分は、「四阿山の峰通りから根小岳、鞍掛、千枚岩なめり峠、鹿留、地藏峰、かんば峠に至る迄、水落ちの峰通り南は小縣分北は高井分である」と主張したのである。評定所では、双方の申條を審理したが、論所不分明の所あつたので、兩使を特派して、實地を踏査見分させた。然るに、仙仁長屋ち尻の境塚と稱する者も、慥でなく、且其他境界と申立つる所にも相違があつたので、此訴訟に關係の無い所の、百姓等の言ふ所を徵したところ、小縣五十七ケ村の申條と、名所悉く一致し、加レ之官庫所藏の國繪圖を取調べしに、大明神澤の西方に、仁禮、仙仁、保科に通ずる三筋の路が、小縣郡の方に記入してあり、其道法まで相違して居らぬに依り、「小縣五十七ケ村の申立通り、四阿山より鹿留まで、峰通りを小縣高井兩郡の境と決定す」と判決があり、小縣五十七ケ村の勝訴と成つたのである。是に於て、菅平に於ける小、高兩郡の境が確定した。猶此時の評定所裁決圖に境の引墨をした、幕府役人の中に、古今の名奉行と稱せらるゝ、大岡越前守忠相も加はつて居た。其裁許狀は次の如である

小縣郡五十七ケ村勝訴高井郡十一ケ村敗訴

評定所裁許狀

信州高井郡十一ケ村と同國小縣郡五十七ケ村郡境論之事、高井十一ケ村訴趣四阿山峰通より大明神澤道を限り、仙仁長屋ち尻迄南は小縣西北は高井郡之由申之、小縣郡五十七ケ村答候は、四阿山峰通より根小嶽、鞍掛、千枚岩、なめり峠、鹿留地藏峰、かんば峠迄水落峰通、南は小縣北は高井郡之旨申之、論所就二不分明一爲二檢使一今村彌五郎龜田三郎兵衛被二差遣一見分之上高井郡申立長屋ち尻境塚不レ慥

に付、遂ニ糾明ニ所柴草少宛置上、沼平草刈之防塚を郡境の塚と申候、其外境と申立所々相違有レ之、論外百姓申口、小縣申名所悉令ニ符合一、其上以ニ官庫國繪圖一相改所、大明神澤西方仁禮仙仁保科江通候三筋之道小縣郡之内に記有レ之、道法迄無相違上者、五十七ケ村指定所之四阿山峰より鹿留迄峰通兩郡境に相決畢、地藏峰かんば峠は論外にて殊境相立上は不レ及ニ沙汰一、仍爲後證繪圖面引墨令ニ裏書一各加ニ御判一双方江下置候條不レ可ニ再犯一者也

享保壬寅年十二月十一日　　筧　播磨印　駒（木根）肥後印　大（久保）下野印
水（野）伯耆印　大（岡）越前印　中（山）出雲印
土（井）伊豫印　松（平）相模印　牧（野）因幡印
對馬印（安藤）　泉和印（水野）　山城印（戸田）

大岡越前守忠相

（　）内編者註

菅平開墾試作

菅平の開墾試作　寛永三年の頃、松代領保科村より出願して、菅平道光屋敷の邊に小屋を建て、開拓に從事した事があり、上田領輕井澤上洗馬曲尾三ケ村よりも、此地を開墾したが、作物の實入が無いとて、遂に廢止した事がある。寛保延享の頃に至り、上田藩に、再び廣濶な菅平を開拓して、耕地と爲したならばとの議が唱へられた。蓋し之れは、寛保戊の滿水で、耕作地の流亡荒廢した所が、多かつたから起つた議であらう。藩に菅平開拓の意向ある由を傳聞した、上田海野町の市兵衛清三郎の二人連署して菅平新發開墾の事を、藩に出願した。其出願口上書は次の如し

延享の頃上田藩に菅平開拓の議起る

菅平開墾の上田領率先者

口上書

御領分洗馬組菅平沼平の内、新發切起、私共御請合申、開き申度奉レ願候、願之通被ニ仰付一被レ下候はゞ、今年より來年迄、少々宛切起、出來方の儀見定め、彌毛付候はゞ、段々切開、御見分之上、御取箇被ニ仰付一被レ下候樣に可レ奉レ願候、乍レ恐奉レ願候通私共兩人に被ニ仰付一被ニ下置一候はゞ、難レ有奉レ存候　以上

（延享二年）丑五月　海野町　市兵衛　同　清三郎

此願書に海野町問屋柳澤太郎兵衛は、右願出の件に就ては、地元洗馬組とは交渉相談濟なる故に、願の趣聞届け下されたき旨の奥書を爲し、之を藩役所に取次ぎ提出した。上田藩は早速願の趣を聞届けたが、其後此兩人の開拓成績に就ては、記錄の存する者がない。恐くは、此二人位の力では、見るべき結果が無く、中止したものではあるまいか。

生塚村安兵衛の出願

此後六十餘年を經て、文政年間に、又々此地の開拓試作の事が、唱說さるゝに至り、文政七年に、小縣郡生塚村の安兵衛は、菅平開墾試作を出願して聞届けられ、小屋掛などして切起しに着手し、其成績が少しく見はるゝに至つたが、如何なる譯があつたのか、其事業は藩より中止を命ぜられた。此後嘉永二年十月塩尻組鎌原村の喜兵衛（此人は文政七年安兵衛と共に菅平開墾に經驗ある人であつた）は、此菅平開墾試作の事を出願する者が、他處にある事を聞き傳へ、直に其事を出願した。けれども川中島領分以外上田領の者には、菅平開墾試作は許可しないとて、願書は却下された。此川中島領分以外の上田領の者には、開墾試作を許さなかつたのは、弘化四年の善光寺大地震犀川大洪水の爲めに、川中島地方被害甚大なりし故、其救濟として、開墾の優先權を與へたものであらう。此喜兵衛は、翌嘉永三年九月、再び左の願書を上田藩に差出した

嘉永二年鎌原村喜兵衛の開墾試作願却下となる

嘉永三年喜兵衛再願して許可さる

乍レ恐以二書付一奉二願上一候

一私儀字沼平之内、地深にて極上之耕地に相見え候に付、文政七申年生塚村安兵衛殿試作被二相願一候節御同人手に加はり、小屋掛け仕、餘程切起し候處、其節御差支筋御座候に付、相止候樣被二仰付一候、然る所右場處試作仕度段外々より、御願立仕候者も御座候由承知仕、私儀は兼て望之儀に付猶又試作

仕度旨、去酉年十月願書差上置候所、川中島之外御領分者は相成不レ申由にて、當春御下書被二成下一全文面不二行届一奉二恐入一候、右は兼々心當り仕置候御他領別紙名前之者共相雇爲二切起一試作仕度、此段奉二願上一候　以上

戌九月

鹽尻組鎌原村
喜　兵　衛

沼平御世話役
御庄屋中様

此時喜兵衛が切起開墾に雇入れた、御他領の者と云ふは、更級郡竹房村善右衛門、牧島村直八、宮平村祐吉の三人であつた。願書は沼平世話役眞田村會左衛門、横尾村小林源太郎、大日方村大熊戸左衛門横澤村久保專右衛門、久保清左衛門が奥書して、許可せられん事を請ふた。

藩役人及町分有力者の菅平視察

此少し前同年七月、上田藩は稲垣彈右衛門、宇野圓太を菅平に遣はして、視察せしめたが、九月此鎌倉村喜兵衛の開墾出願があつたので、早速之に許可を與へた。其後此開發の事は順調に進捗して、翌嘉永四年十月には、町奉行、郡奉行、洗馬組代官、鄉手代等の藩役人、及び海野町問屋柳澤太郎兵衛其外土屋仁輔、齋藤會右衛門、同佐五兵衛、飯島七郎兵衛四人、之と同行して、菅平開墾狀況視察として登山した、其歸途久保專右衛門方に於て、町分五人の者は「我等は菅平開發掛を仰付けられたが、場所が遠方ゆゑ、地元に於て萬事宜敷取計はれたい」と頼み入れ、地元の人々も快く此を承諾した。此見分視察の結果、菅平に藥草を試作すること然るべしと決定し、十一月廿日之に關する掛役員が任命された。次の如である。

菅平に藥草試作の議決す

藥草試作に就て掛役員任命せらる

藩役人中
藥品試作掛　郡奉行、町奉行、勘定奉行、洗馬組代官

藥品試作萬事取扱　曾根幾右衛門、中村勝右衛門
地元の人々中
藥品試作掛　久保治左衛門、小林市治
藥品世話掛　大熊戸右衛門、同喜三郎、久保專右衛門、同寛治、小林駒次郎、同兵衛門、大日方村官治
町分の人々中
元締藥品試作世話役　土屋仁輔、島田參助、丸山忠右衛門、齋藤佐治右衛門、柳澤太郎兵衛、飯島七郎兵衛、長谷川長兵衛、齋藤佐五兵衛

菅平開墾試作本格的に計劃せらる

かくて菅平開墾の事業は、本格的と成つたが、其主たる目的は、前記の如く藥草栽培であつた。此藥草栽培の事が記錄に見えて居るのは、藩主忠愛の時、幕府より領與された、朝鮮人參の種五本程を、城内に植えた事がある。けれども其結果は判知らない、多分其れ切で終つたのであらう。文政の初頃松代藩は、藥草甘草を多く栽培し、之れを大阪に輸出し夥なからぬ利益を得たと云ふ、上田藩主松平忠優が菅平に藥草試作の事を行つたのも、成功の曉は、大阪あたり迄輸出して、利益を得やうと考へたのであらう。

上田藩草栽培の目的

開墾試作漸く進捗す

人參種代金百兩

菅平居住者漸く多く鎭守の社を建つ

嘉永四年頃には、開墾試作も餘程進捗した、其は此年の出入帳に、人參種代金三十八兩三分支拂ふ、金百兩上々人參種五斗の代金として、小布施村丸山甚右衛門に支拂ふなど記載してあるのは、試作用人參種代なる事、疑ないからである。嘉永五年には、此地に小屋も數多建設され、居住者も多く成つたので、元締世話役の人々は、相談して其所に鎭守の社を造營して、山神、白山權現、道光大明神を勸請する事にした。其年の九月計劃成就し二十八日、地元四ケ村（横澤眞田大日方横尾）では、上田町元締世話役八人を招待して、初の鎭守祭を執行した、此時地元四ケ村は協議の上、各村の若者に相談して、其獅子舞を奉納

することゝし、神前にて舞踊り、賑々しく祭事が行はれた。新な開墾土地に、居住民の聚落が出來ると其所に氏神や産土神を勸請して、鎭守の社とする事は、我邦古來の風である、今此新開菅平の地に、此鎭守の社を建設したのは、此美風の見はれと見るべきである。勸請した三柱の神の中、山神大山津見命は、山に入る人々に、幸を與ふる神であり、白山權現は四阿山に鎭座ましく〳〵て、此地方一帶の鎭護神である、道光大明神と云ふは、傳說に據れば、菅平に早く居住開拓した人を、祭つたものと云はれる、然し其史實の確な事は、今明かで無い。

鎭守の社に勸請の三柱の神

嘉永六年家老用人等の登山視察安政二年開墾着手以來の成績を調査し施設經營の方針を樹てんとす

嘉永六年六月此頃米艦渡來し、上田藩主は老中の重職に在つたのである、藩家老、用人、勸定奉行、町奉行、其外多數の役人が登山して、開拓試作の成績を調査し、今後の經營方針を樹つる事にした、菅平試作一件有增開書師岡氏所藏は、此時の狀況を記した記錄で、中に、人參栽培は嘉永五年蒔付故、其成績の良否は未だ判明ら無い、甘草は試作經驗に徵すれば、地味の肥えたる場所よりも、瘠せた場所の方、寧ろ出來榮えが良い、馬鈴薯は出來は良い、けれども、輸出に運賃を要する事多き故、芋粉に製して送出すを良策とする、上州吾妻郡田代村は、戶數六十軒程であるが、馬鈴薯を作て、芋粉を製造し、之を送出して、年々三百兩餘の收入があるとの事なるが、氣候土地田代村に略相似て居る菅平に於ては、此事は充分見込がある、なぞと載て居る。此聞書と同時に、菅平墾地之圖といふが調製された此圖今上田市、横關氏所藏、此圖に就て見ると、當時の菅平藥草栽培の樣子、新建家屋、耕作地等の有樣が、能く判明る、栽培藥用植物は人參甘草芍藥大黃等で、其中人參栽培の地積最も廣く、尤廣き畑は、三千二百坪のものもある。之に次では大黃である。藥草の外には、漆樹も植えられて居る。此等の他に水田もあり又馬鈴薯栽培用の畑地もあつた。新建家屋には藩建設の藏長五間横三間の外に、大小十九棟以上もあり、其中大なるは長十一間横四間のもの齋藤佐治右衛門持一軒、長十間横三間半のもの三軒島田參助、長谷川長兵衛、飯島七郎右衛門持もある、此等新建家屋は、皆上田町の人々の所有で、其內

菅平墾地之圖を調製す栽培藥用植物の種類

菅平新建家屋

に住はつて、開拓栽培に從事した抱人は、概ね川中島地方の人達であつた。

牧馬の計劃

猶此年には、二木兵太夫が四人扶持加增の上、菅平試作引請役を命ぜられ、又此年八月には、田中組小野利右衞門、尾崎一助、國分寺組野竹村瀧之助、西澤彌八、清水勝太郎、鹽尻組兼子七郎右衞門等、當時藩拂下げの馬あるを機とし、此を種馬として、菅平に於て、牧馬の業を起さん事を願ひ出て、聽許となつた。然し此牧馬の成績に就ては、之を知るべき資料が無い。

菅平の藥草植物の栽培等閑に附せらる

安政四年七月上田紺屋町嘉右衞門は、新に菅平世話役に命ぜられた御用書留所を見ると、菅平開墾試作は猶此時迄盛に行はれて居たと思はれる。然るに領產增加の事に、留意した藩主忠優は、翌五年六月再任の老中職を退き、六年九月には逝去して、殖產奬勵昔日の如くならず、且海外貿易の開始と共に、生絲蠶種の輸出好況を呈し、養蠶の利潤大なりしかば、菅平に起した事業は、何時しか等閑に附せられ、遂に衰へ了つたのである。

菅平墾地の圖の略描寫

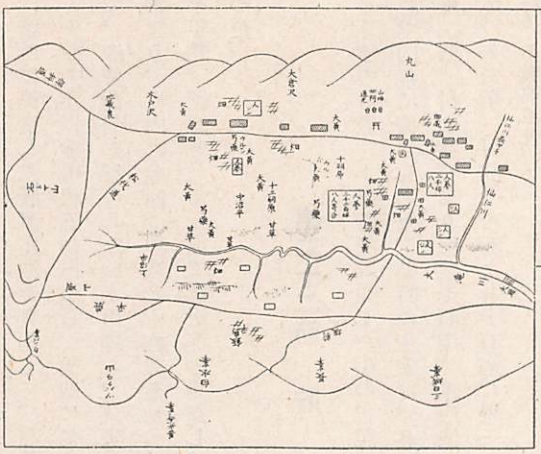

甘藷栽培

更級郡五明村邊に作り始められた甘藷は、天保年間に上田領下塩尻村に植作られ、其れより、上田在分房山山口の邊に及び、此兩村の天王沖、奥山原等の瘦せ畑に、盛に作られるやうに成つた。此等の瘦せ畑に於ては、百步大麥五斗大豆八斗收穫し、金にして二分程の利となるが、若し小作とすれば、其半分の收入である。然るに甘藷を栽培すれば、錢百文に付、一貫八

甘藷栽培

百目の甘藷が、百八十貫程收獲出來る、卽ち一兩二步となるので、皆爭つて作るやうになり、嘉永五年頃には、七千坪の甘藷畑が出來た。小縣郡年表

養魚

諸所に築造した灌漑用池を利用して、養魚の利を圖ることが行はれた。

安政六年に鹽田組五加村から、男池に於て此年から來る辰年まで十ケ年間、鯉鮒を飼飼し其收入を以て、池修覆料の補にしたいと出願し、萬延二年四月には、同組中野村庄屋倉澤友右衞門組頭工藤佐重郎等より、村內の前池は年久しく修理を加へない故、土手全部破崩した。依て當酉年から來る午年まで十ケ年間、留池として此處で鯉鮒等を飼養し、其賣上高を池修理料の補助に、爲したいと願ひ出て許可と成つた。

第二十二節　貯　穀

正德の貯穀

正德の貯穀　上田澤で貯穀した事の、記錄に見えた初は、正德二年である。此年領內村々に貯穀を命じ、凶荒に備へしめた、其時の規定は、各村々の高に依て相違した。

米二俵　村高百石より百五十石迄。米四俵　村高二百石より三百石迄。米五俵　村高四百石より六百石迄。米八俵　村高七百石より千石迄。米十俵　村高千二百石より千五百石迄。以上は之に准ずる事とした。小縣郡年表

寬政の貯穀高一萬石に付五十石

寬政の貯穀　松平定信老中たりし時、寬政元年四月圍米の制を定め、翌二年より万石以上の大名に命じ、高一万石に付五十石の割合を以て、貯穀を命じた萬石以下の者も心掛次第の貯穀は勝手次第とした其貯穀規定は次の如である

一圍米之儀領分半毛損毛之分は、其年圍米に不レ及候事

一御手傳相勤候面々は、其年より三ケ年之間、圍米に不レ及候事

但右兩條何れも年延に、五ヶ年都合高は圍ひ可レ申候。尤用捨に不レ及平年之通圍ひ候共、是又勝手次第之事

一圍米之儀成丈籾にて可レ被二詰置一候。籾に無レ之分は、年々詰替可レ致事

一來る戌年より圍候様に、被二詰出一候得共、當年より圍候儀、是又勝手次第之事に候。尤年限は五ヶ年間同様之事

一圍藏等差支迷惑之儀も有レ之、向に寄御藏納被レ致度面々は其趣可レ被二相向一候、御藏御差支無レ之時は伺之通に可レ被二仰付一事

一拜借金之有向皆濟迄は、圍米高半減之積可二心得一候。尤定石之通圍ひ候共、是又勝手次第之事

一兼て被二仰出一候酒造之儀過造隱造無レ之様、嚴重に被二相改一米穀猥りに費不レ申、江戸大坂其外廻米相增候様に可レ被二心得一候

一年々圍高等御勘定奉行江可レ被レ届事

上田藩は寛政三年より實施し、次の如く貯穀した

一米千三百貳拾五石

此籾貳千百四十四石七斗三升七合

内譯

米千貳百石　但小縣郡領分四萬八千石之分籾一俵六斗入米三斗八升摺

此籾千八百九拾四石七斗三升七合

米百貳拾五石　但更科郡領分五千石之分籾一俵五斗入半摺

此籾貳百五拾石

此貯穀は、天保四巳年上田領違作ニ付、幕府に伺濟の上、殘らず救助の手當に使用した　徳川五十代史　小縣郡年表

年限は五ヶ年

圍高年々届出

上田藩の貯穀實施

貯穀石高

元米千俵圍立案

文政十三年五月上田藩は、領内に元米千俵圍立の方法を按出し、各組々に左の割當を以て、貯穀むしむることゝした。

一、百俵　町分。一、百十三俵　鹽尻組。一、九十三俵　國分寺組。一、百二俵　田中組。一、九十六俵　洗馬組。一、百二十八俵　小泉組。一、百十五俵　浦野組。一、百二十俵　鹽田組。一、四十八俵　武石村。一、八十五俵　川中島但二斗五升入に直し百二十九俵

此割當は、曾て日光御用の時、御用金を命じた、其額を標準としたのである。此時圍藏を各組に新建するのは、多くの建設費を要するので、差當り町分、鹽田組、武石村、川中島には、各一ヶ所、浦野小泉兩組に一ヶ所、田中洗馬兩組に一ヶ所、國分寺組鹽尻兩組に一ヶ所宛を、建つる事とし、若し在來の鄉倉で修繕使用し得るものは、之を使用し、若し新築を要する所は、普請材木及職人の工賃は、官より支給する、圍藏出來までは、村役人其他の身元宜敷者の所に預け置く事とした。而して以後年々圍足しの分は、物成以外の冥加米或は銀を、米俵に直し、卽ち次の如く

圍足しは冥加米銀を以てす

砥山冥加米　四十七石一斗二升六合。水車冥加銀　三十五兩。溫泉冥加銀　二十兩二分二朱餘。御林借地代　十九兩二分二朱餘。を米俵に直す時は、三百二十三俵となる、此俵數だけ、每年圍足にすると云ふのであつた。故に圍足俵數は、其年に依て不定であつた。此案は當時の郡町兩奉行と、勘定奉行と評議の結果、出來たものである。然し此法が實行せられしや否や、判明しない

使用圍米の詰戻

寬政の貯穀制に由る圍米は、前述の如く救究の爲め、使用し盡したので、幕府は翌天保五年より、三ヶ年の間に、詰戻し置くべきを達した。然るに其頃引續き、違作であつたので、其事不可能で延期を出願し、天保十年より十二年に至る、三年間に詰戻しを了し、其年十一月其趣を届け出た。其時幕府より小縣郡四万八千石分の米千二百石は、六斗俵を三斗八升摺にして、算出したものであるが、六斗俵は半摺の三斗として、計算すべきもの故、此割合にすれば、籾量は猶增加する、故に其增分だけは圍足にす

べし、と申渡した。依て藩は七月二十二日に、若し三斗八升摺を半摺にする時は、新規に五百五石二斗六升三合、圍足を爲なければならぬ、此事は甚難澁の儀ゆゑ、小縣郡分は今迄通り、三斗八升摺にて、圍置くことを許可されたいと願出た。之に對し幕府の指令附札は「圍穀之儀小縣郡は籾六斗入米三斗八升摺に付、五合摺にては圍足に相成候間先々之通致度と之儀、右者仕來不レ宜籾は五合摺之積を以て圍候事に付、申立之趣難二相整一筋に候」とあつて、許可されなかつた。松平家日乘問屋日記

圍米には半摺の制を用ゐること

町分の圍米及圍藏

此圍米の時、町分では、圍米を在分より買入るゝに就て、費用を要するので、毎年伊勢宮へ百俵程の寄進がある、其を買入れて積むことを圖たが、此米は諸方より集まり、品質不良なる所から、町分出作の上納米を買受けて、積圍ふ事の許を得た。町分の圍藏は海野町原町兩方に置かれ、海野町では天保三年九月、本陣柳澤太郎兵衛の裏に當る、官地百坪を借り受けて、東西六間南北三間の藏を建てた。此藏は今日猶其形を存して居る。原町では明土藏を圍藏に代用した、明地の然るべき場所が無かつたので、安政四年頃迄は出來なかつた、其は安政四年七月、原町にも産物會所を設立する時、原町の圍藏は明土藏を代用して居るが、手狹且無用心であるから、産物會所地續二百坪程拜借して、圍籾藏を取建てたいと願て居るので判知る。天保十三年領内に圍籾藏を建てしめ、大百　十俵。中九十俵。小六十俵の三等に分ち、大には金八兩、中には金六兩二分、小には五兩の建造補助費を與へた。小縣郡年表問屋日記

貯穀の奬勵

貯穀の奬勵明治三年頃は、海外への蠶種輸出の、最高潮に達したとも思はれる時であつた。養蠶と蠶種製造との盛なる、我上田領分内の製造濱出し蠶種の員數は、六十万枚以上にも及んだのである。而して其價格も暴騰したので、蠶種製造者は勿論、養蠶業者の得た利潤は、實に莫大なものであつた。蓋し斯業者は、所謂濡れ手で粟の思を爲したであらう。其所で、家作は壯大華麗に爲る、飲食物は驕る、着物は華美に成る。此結果は古來の堅實味を有つた農民風は失せて、浮華の風は增長するやうに成り、貨文地は遠慮なく、桑園と化せられ、其地積は益廣くなり、其桑園の手入には、大に意を用ゐるも、農

作物に就ては、之を輕視して、耕作に充分骨折を爲ないので、從來肥沃であつた田地も、何時しか、瘠地と變り、隨て收穫も亦漸く減ずるに至り、萬一凶作の年に遇はゞ、忽ち飢餓に陷らんとする狀態であつた。上田藩廳は、此弊風を重大視し、說諭書を出し、一時の利潤に心驕り、奢侈遊惰の風に陷るを戒め、又同時に養蠶利潤の多寡、桑田所有の多少を基準とする、貯穀を考案して之を行つた。此當時の施政中、最も其宜きを得た者、と謂ふも過賞ではなからうと思ふ。今說諭書を左に載せて置く

在中へ說諭

儲穀の儀は、民間の急務、一日無レ之時は忽ち生命の大事に關る事、三才の小兒と雖も能く知る所、今更言を待たざる事に候、然れども利慾の集る處、分明なる道理も難レ見ものにて、今日民間の事情、殆ど此弊に陷り可レ憐至りに候。如何となれば、近世養蠶の利盛大にて、一時利運に逢ふ時は、數十百倍の貨財を得る事、捨たるを拾ふよりも猶安きが如く、ここに於て驕の心漸く生じ、衣服飮食に耽り家作器物を美にし、艱難辛苦は自然に厭ふ狀態となり、獨り桑田を貴ぶ事珠玉の如く、年々桑田を殖し、高金の肥を加へ、培養精徹を盡し、年中の民力精神、唯桑田一途に費し、自ら思ふに、年飢ゆれば、此金を以て買はんに實に容易なるべしと、豈圖んや、力田の功薄ければ、自然五穀の本田瘠地と變じ、兩作減耗して、一村一家の儲穀空竭、俄に飢饉に逢ば、自己の不覺を差し置き、救を乞ひ、恤を望み、甚しきに至りては、人氣沸騰富民は妬を受け、窮民は溢れて亂るるに至る、共に金を抱て死に就くの諺、誠に可レ憐の情態に候。是畢竟、本を捨て末を逐ふの所レ致、早く心を用ひざるべからず、此弊年々甚く相成、近年來相續での不作、前條の事情彌切迫し、民間の夫食舊年に比すれば、大に不足し、小民皆上の儲穀を借り習ふに常となり、返納の期なく年々に借增し、終には格別の御趣意たる儲穀、當夏の夫食御救助の儀は、殆ど空竭に至る、是皆眼前見知る處、萬一當秋の作毛十分に不レ實時は、人々何を以て露命を續申べき、實に危急の時に候。斯く切迫の時勢に立到れ共、晏然とし

て、遠き慮り無き、所謂燃る薪の上に座し、身熱をされば安きと思ふに異ならず、歎敷事に候。就ては能く此理を知り、今より後、秋作の實不實を賴とせず、面々桑田を有する者、其利益の多寡に寄り、各分限を量り、利多きは多數を積み、小利なるは小數を積み、一時協和して、米或は麥の內を買得し、村々便宜の地に儲、其分各力を量り、五斗一斗の小分をも不レ論、後日の手當に備る事、あらまほしき事に候、是必ず下を剝ぎて、上を益すの殘刻を施すにあらず、能く此意を体認すべし

但買入米之儀は、桑代金を以てするの趣意なれば、此買入六月中を期すべし

一桑田所持之多少、早々取調名前の上に記し、成帳して差出すべし

一儲穀の奇特を施すの志あるもの、凡見込の量數名前取調右同斷差出すべし

右之御趣意は、猶追々制度も可二相定一候へども、先づ當年限り之積を以て、申出すべし

此後間も無く、次の如く申諭して、曩に一ケ年を限て貯穀のことを申諭したが、一ケ年位の積穀では凶荒の備と爲すは六ケ敷ことであらう。故に漸を以て、儲穀の量を增加せん、と欲する意あるを告げ、同時に他村に出作する者の、貯穀分量等に就て、定むる所があつた。

先般中、桑田之利益多寡に寄り、各其分限に應じ、飢饉の憂を凌ぐ備として、儲穀之儀申聞候處、何れも其意を奉じ、村々申談、追々儲穀多寡名前等取調差出候段、奇特之至に候。然る所、他村出作入作有レ之場所、積立方所置伺出候向も有レ之候處、先今年限りと申聞置候得共、一躰儲穀の儀は、凶歲打續候節の備に候得ば、一ケ年限りの積穀を以て、凶荒の備に充てん事難し、故に漸を以て貯へ、一組一組の備とし、凶歲には御治下一統是を出して、飢を救ふの手當となす、今日盛なるも、衰ふる期なしとは言難し、右の備有る時は、大小となく安心不レ可レ過レ之、就ては兼て申聞置候通、追々御制度も可二相立一候得共、右出作入作其、地元にて取集め、其村々に預り置、追々增加相成候上は、一組之內、便宜之場所江圍倉建立致し、儲穀致し度事に候。尤他治下より入作之分は、外振合の半高を以

て、可レ成丈懇談致し、他組出作は、双方半高を以て儲穀可レ致事
但町分より鹽尻組江出作は、地元に於て取集、双方合併積立可レ申候。最寄に付、御郭内江積立申度候はゞ、願出次第御聞届可レ被ニ成下一候事
一本文之通申聞候得共、當年の所早率之儀に付、村々申談次第、積立名前巨細帳面に相仕立、積置可レ申候
村々掛較候得ば、役人之精否、面々奇特之多少も、眼前に相分候の儀に付、私を謀り薄情之所業有レ之間鋪事
十二月

第十一章　交通、運輸

第一節　上田關係の街道

北國往還
中山道

上田市に尤も重大關係の有つたのは北國街道又一に北國往還と稱する交通路であつた。

北國往還は中山道から追分宿で分れ

中山道は卯花園漫筆に、中仙道と書くは誤なり、此街道は東海、北陸の中間に在るが故に、中山道と云ふと說き、又思出草には、上州、信州、濃州、江州の四國を通る街道を中山道と云、東海道に對して東山道と云ふべきに、何故に中山道と稱するかと云へば、野州、奥州、羽州等に達する街道も、東山道なれば、之に混淆する恐あるが故なり、東海道と奥羽街道との中間に在るを以て、中山道と云ふ

と、説いて居る。又中山道とは、何所より何處を通じて居る、街道かと云ふことに就ては、文化三年幕府大目付井上美濃守より、中山道とは板橋より守山までを稱し、其内上野國内を上州路と云ひ、信濃の内を木曾路と唱へる旨、問合せの者に對して答へた事がある。今此に依ることゝする。

上州路
木曾路

小諸、田中、海野、上田、坂木、戸倉、屋代の諸宿を經て、善光寺に達し、北して牟禮、野尻、等を過ぎ、越後高田に達する道である。此外上田町に大きな關係あつた道は、上田より千曲川を渡つて、西浦野宿、保福寺峠を越え、松本に達するもの、及上田より東して、眞田を經鳥居峠を越えて、上州大笹方面に達するもの等がある。

上田宿

第二節　上田宿

街道には人馬の繼ぎ立、旅人宿泊等の爲めに、宿場が定つて居た。上田城下町は天正十一年、眞田安房守昌幸の築城後、追々城下町が發達したが、天正十三年の上田合戰の記事中に、昌幸は來攻の德川軍を苦しめる計として、町屋の小路を見定めて、其中ほど能い所に喰違ひに柵を結び、卽ち千鳥掛を拵えたとあれば、既に此頃には町並が出來て居たやうに思はれる。此城下町は何時頃から、北國往還の一宿場と成つたものか、驛遞志稿考證に據ると、街道宿驛の制が段々整ふやうに成つたのは、慶長七、八年の頃と云ふ。而して上田城下町は北國往還の中、重要な位置に在つたから、其頃には早く宿場と定められたものであらう。

宿場には必ず定め置かれた問屋、本陣といふがある。上田宿の問屋は、原町と海野町とに在り、本陣は海野町に在つた。此兩問屋は何時頃から出來たものか。慶長九年七月眞田伊豆守信之が金井善兵衛宛に、原町に慥かな奉行人を申付くるまで其方に預けて置く、故に傳馬の事其外町の掃除など嚴重に申觸れて、町人共に非分の無いやうにせよ、との意味の書附を渡した

原町奉行人

原町慥成奉行申付内、其方預置候。傳馬已下町之掃除嚴重ニ申觸、少も町人無ニ非分一様ニ手置可レ致候。若非分候者曲事可ニ申付一者や

辰七月三日　　信之　朱印

（慶長九年）

金井善兵衛殿



此文書に據て考へると、此頃には上田には宿場の仕事則傳馬事務を取扱つたり、町の世話をした、奉行人があつたのが判知る。此奉行人が後の問屋であらう。原町問屋は瀧澤氏であるが、此時分には心外宗傳未だ若年で、問屋役を勤め兼ねしゆゑ、一時金井善兵衛が、奉行人の役目を申付けられたものかと思はれる。田中宿の問屋小田中氏は、慶長七年に屋敷を建てさせ、其地子を免じて、傳馬役を勤めさせたと云ひ小縣郡年表　又坂木の問屋宮原氏は

定

此御朱印なくして傳馬いたすべからさる者や仍如件

□　慶長八年二月廿日

の傳馬朱印狀を持て居る、之に據ると坂木は此時既に宿場であり、宿問屋が出來て居たのである。故に上田には慶長九年以前に、宿場として定め置くべき、問屋役を勤める者があつたに相違無い。上田宿問屋の內、海野町の

方に就ては慶長九年六月六日、伴野十郎左衛門、鈴木久治郎の兩人が、眞田信之の意を承けて出した黒印狀があり、海野町傳馬の者共に、諸注意を與へて居る

定

一傳馬之者共、此中むさと私指引仕候ニ付而、只今傳馬仕候者共所與無レ之、相殘者共迷惑之由申上候。於ニ向後一は御朱印なくして、町中者共に壹人も役儀御免有間敷候間不レ致之者共旁可ニ押立一事

一自今以後一夜泊之傳馬、奉行切手にて可ニ申付一候、若無レ據御用之時分は以ニ御朱印一可レ被ニ仰付一事

一御用之外何れの人用所申付候共、少も許容仕間敷候事

一諸行商人駄賃にて憑候は、傳馬者共指引可ニ申付一候、横合申間敷候事

一傳馬者奉行人成共、若非分申付候は、卽以目安可ニ申上一候事

辰

六月六日　信之黒印

伴野十郎左衛門
鈴木久次郎
奉之

海野町傳馬者共

とあれば、慶長九年には海野町にも、傳馬の事務を執る奉行人、卽ち後の問屋を勤めた者があつた事が證される。海野町問屋の初を、柳澤與兵衛と爲す說もあるが、慶長十年三月十五日宮下藤右衛門が、柳澤與兵衛に與へた證文

殿樣御意ニ付、原町わりなをし被レ成候ニ付、其方屋敷町にあたり申候間、面口二間浦に廿八間之所、やくなしに出候、替には源左衛門浦のとをり、片羽町八間之所、半傳馬にて相渡し候間、これ

にはやくぎ可レ有候、爲二後日一如レ此候

巳三月十五日　　宮下藤右衛門

柳澤與兵衛殿

に據ると、源左衛門裏之通りとある此源左衛門が、慶長十一年十月廿七日の信之覺書中の、原町源左衛門と同一人ならば、柳澤與兵衛居住は、原町のやうに思はれる。慶長十五年に矢澤但馬守と宮下藤右衛門とが連名で、海野町藏之助に宛てゝ出した。

海野町肝煎免貳貫文之内、壹貫文者近年篠井村にて受取由に候、殘壹貫文者上田明屋敷之内にて、石井甚右衛門より可二請取一者や

戌十月十日　　矢　但　馬

宮下藤右衛門

海野町

藏之助殿

海野町問屋

といふ證文に見ると、問屋の下に居て働く肝煎があり、其に給分の二貫文を、海野町の藏之助宛に出して居るので、此時には既に海野町問屋があり、藏之助が之を勤めて居たのが知れる。此藏之助が柳澤氏であるならば、此頃には柳澤氏が海野町問屋であつたと見るべきであらう。

上田町兩問屋原町瀧澤氏海野町は柳澤氏世襲して明治に及んだ。

本陣

上田宿本陣は、海野町柳澤氏が勤て居たが、何時頃からかは明瞭で無い。眞田信之の慶長十一年十月廿七日の覺書に、海野町では清右衛門外六名、原町では源左衛門外二名の者の、家作りが好い故、向後客來の時分には、其宿を申付ける、といふ意味のことが書いてある、故に此頃はまだ上田宿には、本陣

本陣

慶長十一年の眞田信之の覺書

藩御茶屋

といふものは、定つて居なかつたと想はれる。其後元和三年十一月十五日附で、眞田信之が柳澤文右衛門に出した證文

茶屋之掃除並海野町にて別て奉公仕之由、矢澤但馬守申上候間、五貫文之所於二除之地一出置候、名所は出浦對馬守可二相渡一者や

元和三巳十一月十五日　　信之　朱印

（柳澤史料）

茶屋

柳澤文右衛門との

といふがある。此文書中の茶屋といふは、海野町今所在地は明に知ることは出來ないに在つて、眞田氏領主時代、仙石氏領主時代を通じて、此所で藩公が通行の貴人、或は來客などの休息接待をしたのである。柳澤文右衛門は其茶屋の、掃除萬端の世話をしたり。又海野町に居て種々奉公の働を爲したので、五貫文の地方を與へられたのである。此五貫文は仙石氏領主の時に、五人扶持と取替へられ、兩問屋共に給與された所を見ると、此五貫文は問屋給であつたのである。されば「海野町に於て別て奉公云々」は、問屋の事務を勤めたことゝ見て差支無からう。其問屋の仕事を爲して居た文右衛門は、茶屋の世話も爲して居た關係から、諸大名が述職の爲め、江戸に往還するやうに成つた時、本陣の事務をも勤めさする事となり、そこで柳澤氏は、問屋と本陣とを兼帶するに、至つたものと考へられる。

本陣の家作修覆は藩費

本陣は、家屋の修覆等は其願出でに依り藩見分の上、正當なるに於ては、藩費を以て修覆したのである。

御使者宿

松本には脇本陣といふは、無かつたとの事であるが、上田町にも、問屋日記等に其記載が無い處を見ると、脇本陣は無かつたのであらう。御使者宿は原町に在つて、宮下氏が勤めて居た。此使者宿は各所より使者の來田ありし時、此に宿泊せしめ、藩役人其所に赴いて、應接會見したのである。故に此使者宿も亦或る程度迄、家の修覆等は其願出に依り、藩見分の上修理を加へた事は、問屋日記に載て居

る。

旅舍

上田町は宿場として問屋本陣等が有り、問屋は人馬の繼立、貨物の運送、公用文書の遞送等の事に當り。本陣は勿論、他に旅人宿を業とする者もあつて、旅行者の宿泊に便したのである。

第三節　上田宿常備の人馬

上田宿常備の人馬
東海道、中山道各宿の人馬

各街道の宿場には、公定の馬匹人夫が常備されて居り、其に依て公用荷物運送、乘用等の用を辨じた。北國脇往還の各宿は、馬二十五匹人夫二十五人の定であつたので、上田宿も二十五匹の馬、二十五人の人夫は、常に備へて置いたのである。此制は萬治三年十月幕府に於て、東海道は各宿百疋、百人。中山道は五十匹、五十人と定めた、其時に定つたものだらう。此所に人夫二十五人と云ふは、馬丁の謂では無い、馬丁と驛夫とは決して同一視せずに、馬丁を以て驛の人夫と爲すことは、禁ぜられて居たのである。

寄せ馬

此等の人馬を指揮して、運送事務に支障遲滯等の事の無いやうに、務めたのは問屋の役目であつた。若し所定の二十五疋二十五人だけにて、用を辨ずる能はざるが如き通行者ある時は、上田町問屋は寄馬人夫を召集して、不都合無いやうにしたのである。此寄人馬の事は藩の許した所で、必要の場合卽ち宿附人馬を盡して猶足らざる際には、寄せ人馬をする。今加州金澤の前田氏通行の時の、寄人馬の一例を擧げて置く

元祿九年八月四日、加州侯通行の時に於ける、上田宿寄馬數

寄馬總數五百三十疋

內

三十疋　鹽尻組　八月三日朝六ツ前より

四十八疋　同組　八月三日晝八ツより
百二十八疋　小泉組　同斷
百十疋　浦野組　同斷
百三十五疋　鹽田組　同斷
八十一疋　國分寺組　同斷
八月五日　十五疋　鹽尻組　十五疋國分寺組人足四十人
八月六日　十五疋　鹽尻組　十五疋小泉組

加州侯は參覲歸國の際、道中通し人馬で通行したが、享保五年八月參覲の際には、宿次人馬にて通ることゝし、上田宿問屋に對し、規定の二十五人二十五疋の外に、人足百人ばかり、馬百四十疋ばかり都合して、繼立てんことを頼み入れた。

人馬使用の先觸

寶曆八年十一月幕府から、諸道の旅行人にして、宿驛の人馬を使用する必要ある者は問屋に申入れ、其力に頼るべきを定めた。然し人二、三人、馬二、三匹ならば、此限外とした驛遞志稿

慶長驛傳の制

慶長七年六月幕府の觸に「凡驛傳の物貨、隨て到れば隨て遞送し、積て番次をなす勿れ。凡傳馬は三十二貫目、駄馬は四十貫とし、若堪へざるものは、之を訴ふべし。凡駄荷は先其輕重を秤り、而後其賃錢を定むべし。凡公用の傳馬は、荷物の輕重に關らず、夜間と雖も速に之を遞次すべし。背くものは皆之を罰せん」又同じ月に「凡乘尻の量を十八貫目とし、假令少量の者と雖も、之を秤量するにあらざれば、遞傳する勿れ」とあり、中山道傳馬の駄量を三十貫目と定め、駄馬は東海道に同じとあり四十貫目であつた。

宿場問屋場では、繼立の荷物を秤量して賃錢を定め、傳馬の者に次宿に遞送させた。其繼立荷物の中公用の傳馬は時刻に關はらず繼き立てしめたのである。

本馬、駄馬

茲に傳馬といふは、後に本馬と稱するもので、公用及諸侯の秩祿に從て、定賃錢を以て之を使用するものを云ひ。駄馬は傳馬と異ることは無いが、相對賃錢を以て使用するのを云ふ（大日本交通史）乘尻と云は、後に乘掛とも稱した、五街道類寄に大抵二十貫目迄の行李を駄し、人之に乘れば、三十六貫目内外と成る、之に蒲團中敷小付、跡付凡三四貫目を合すれば、四十貫目となるとある。

第四節　人馬賃錢

今人馬賃錢のことを記す前に、參考として、一里の町數及上田宿とは何々町を指したかに就て、記して置く。

一里塚

諸國街道に一里塚を築かしむ。

一里の町數

天正年中織田信長六町一里を改めて、地の三十六禽を表して、三十六町を以て一里とした武德編年集成。

又小窓閑話に或人云として、三十六町を以て一里となすは、鯉は其尾より頭まで、其隣の數三十六ある、而して鯉の音里なるを以て、此數に擬して三十六町を一里となしたるなりともある。

上方西國筋は、三十六町を以て一里としたが、關東筋にては、其後まで六町を一里として居た。故に甲陽軍鑑に上方道一里半は、東道の九里にあたるなどゝある。

一里塚

信長は一里の町數を改定した後、分國領國内に命じて、一里毎に標塚を築かしめ、其塚上に松及槻を樹えしめた、驛遞志稿考證。後慶長九年德川家康は、信長の爲に做ひ、東海、東山、北陸の道路を修理した後、塚を三十六町毎に築かしめた。卽ち一里塚である。後に他の諸街道にも之に倣はしめた。德川實記慶長九年二月四日の條に、「右大將殿の命として、諸國街道一里毎に、塚塚を築かしめられ、東海

中山、兩道は永井彌右衛門白元、本多左大夫光重、東山道は山本新五左衛門重成、米津清右衛門正勝奉行し町年寄樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門等之に屬し、大久保石見守長安之を惣督し、其外公料は代官、私領は領主沙汰し、五月に至て成功す」とあるが其である。此時七道の道程の始は、江戸日本橋と定め、之より起り七道に堠塚を築設させ、其堠上に榎木を植うることにした。此榎木を植えたのは、家康が堠樹には、よい木を用ひよと命じたるに、長安は聞き誤り榎木を植えたと云ふも、榎木は根張り強くして、封土の崩るゝを防ぎ、且樹齢も長いので、植える事になつただらうと云ふ説、可なるべしと思はれる。

一里塚に榎を植えしむ

此一里塚は道の兩側に相對して駢び、堠の大さは方五間の定めであつた。驛遞志稿考證。

上田市内に在りし一里塚

上田市城内に、舊時一里塚のあつた所は、東方には踏入の西常田の東に當る所と、西方は生塚の西秋和の東に當る所とに在つた。此は元祿の國繪圖に載て居る。けれども現時、其跡も認むることは出來ない。可惜事である。

上田宿とは何々町を云ふか

上田宿とは上田の何々町を云ふたものか、之れが明確に届け出でられたのは、享和三年二月幕府勘定所より、國内に宿、湊、村等の假名附帳と云ふを、作製提出せしめた時、上田町兩間屋年寄より差出したものに、

信濃國小縣郡之内　七ケ町　伊勢崎城下如レ斯申傳候へども聢と相譯不レ申候

鄕、庄等の儀相知れ兼候

上田宿

海野町　原町　横町　柳町　田町　鍛冶町　紺屋町

右之通相違無二御座一候　以上

とあるのである。此時上田宿として列擧した七ケ町は、仙石氏領主當時と別に變りは無い。

第四節　人馬賃錢

人馬賃錢

慶長九年の賃錢駄賃一里十六文人夫賃八文

驛遞の始まりし頃は、人馬賃錢は何程なりしか知るを得ないが、慶長九年街道の駄賃錢を定め一里十六文とし、私道（按するに道中奉行支配では適宜の增賃錢を出さしめたので、先づ以て一里十六文前後位であつたらうと思ふ。人夫賃は慶長十四年に、東海道各驛の人夫賃を、一里京錢八文とし、駄馬は十六文と定めた事があるから、北國往還も人夫賃は、一里八文位であつたらう。

原町問屋日記載する所に據れば寛永二年以後の人馬賃錢は

寛永二年賃錢

寛永二年　本荷定一里ニツキ拾六文から尻人足は本荷の半分
同　十九年　二十六文から尻十四文
同　二十年　二十五文から尻十六文
万治四年切　三十五文から尻二十一文
寛文元年　二十五文から尻十六文
同　三年　二十文から尻十四文

本荷

輕尻

の如く時々增減がある。此增減は主たる食料品、米豆の値段の如何に依つたのである（大日本交通史。此に本荷とあるは、定の三十貫目荷物を附ける傳馬一疋のこと、から尻は輕尻で本馬の半分を附たもの、人足は五貫目の荷物を擔て運ぶ人夫である、此輕尻と人足賃は、寛永二年には本荷の半分卽ち八文なりしが、追々其割合は高くなるやうに成つた。

人馬賃錢の漸增

此後の賃錢は世を降るに隨て、增加の一途を辿つて居る。

寛文五年十月に、二割增となり

延寶三年正月には、中山道人馬賃錢は二割增となり

同九年三月よりは、右二割增の上二割增

天和三年十二月廿一日より寛文五年定之通

右之通り可ニ請取一旨追分宿より申越候段、御地頭樣御役所へ申上候

元祿十三年五月、人馬賃錢一割增

中山道人馬賃錢一割增請取可レ申旨高伊勢守樣より御觸御座候旨委細追分宿より申越、其旨御地頭樣御役所へ申上候處、同樣增錢請取可レ申樣被二仰付一候

寶永四年九月十七日より、二割增

寶永四年七月中山道人馬賃錢二割增請取可レ申被二仰付一候旨、委細追分宿より申越候段、御地頭樣御役所へ申上候處、同樣九月十七日より割增被二仰付一候

天明六年四月より丑三月迄、七ケ年間人馬賃錢二割增

（問屋日記）

第五節　刎錢

刎錢

天明四年淺間山大爆發の時、中山道宿の中二割乃至三割增と成つた所があつた、此時北國往還の宿々からも、割增の事を出願し、六年二月二割增許可となり、四月より二割增賃錢を取る事と成つた。此時

上田　海野宿　田中宿　浦野宿　稻荷山宿

右五ケ宿人馬賃錢當年四月より丑之三月迄、七ケ年之內二割增之儀願之通被二仰付一候。尤右二割增の內、五分は宿入用に致し、五分は當日勤人馬へ相渡、殘一割は月々役所へ可二差出一候。於二役所一一割の利付にいたし、外村に貸付利金年々元金へ差加へ利倍にいたし、割增年季明の節、金高も多く相成候はゞ、利倍相止め貸付利金年々人馬役の者江相渡候はゞ、永久之助成にも相成候條其旨可二相心得一候

賃錢割增と刎錢

と、道中奉行より申渡しがあり、上田藩に於ては

右之通りニ付日々宿役人立合、急度相改相違無レ之樣取計可レ申候。尤一割役所へ差出候日限は、其月相濟翌月三日に四ツ時急度可二差出一候

と注意申渡した。東海中山兩道の刎錢に倣て、他の諸道に於て刎錢を收むることは、享保六年に許されたが、上田宿等で刎錢を取つたのは、此時が始である。

増二割
　内　五分　宿入用
　　五分　當日勤人馬渡）計一割
　　一割　刎錢

刎錢利倍金の利金分賦法

以上申渡の如く決定し、割増年季明けの後、刎錢利倍金の利金分賦方法は

一傳馬役屋敷日數

一勤人馬日數

の二者に應じて按分割賦したのである。勤人馬の分は、七月極月の兩度、宿問屋助鄉組割番立會の上、人馬勤高の割合に應じて分配した。此刎錢除置のことは、明治元年九月停止となり、其時々就役の人馬に分配することに成つた　太政官日誌

寛政十一年正月上田宿、田中宿、海野宿、浦野宿、稻荷山宿の五宿問屋年寄等相談し、先例の如く中山道同樣に、十ケ年間一割五分増賃錢の事を出願したが、此出願は此度は難レ被レ及ニ御沙汰一旨を以て許可と成らなかつた。けれども此五宿は翌十二年十一月に再び次の如き歎願書を提出した。

賃錢割増再出願

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上一候

一信州小縣郡上田町、海野宿、田中宿、浦野宿、同國更級郡稻荷山宿之儀は、中山道續北國往還并脇道等之繼場に御座候。佐州御金荷物并に御交代之御通行越後國御運上御蠟荷物御朱印御證文にて御通行の御方樣、加州、越中、越後、當國御大名樣御交代、御領所御用大阪御加番越前其他所々御家中堂上樣方御荷物に至る迄、御通行繁く御座候上、三國路御通行之御方迄も、雪途の砌は當宿々御

通行繁く御座候處、近年凶作打續及困究人馬相衰御繼立差支候ニ付、寶永四亥年以前數度の先例を以て天明六午年人馬賃錢二割增奉ニ願上一寛政五丑年迄七ケ年間割增願之通り被レ爲ニ仰付一候間、難レ有御仁恩を以て御繼立支障なく漸く相勤め來り候。右刎錢上納の分御年限の內御利倍被ニ成下一御年限以來右御利息年々宿方御手當として被ニ下置一御傳馬役の者へ割渡し難レ有頂戴仕候得共、去る亥年滿水以後困究相嵩み、其上近年諸品高直に相成り、必至と難儀至極仕候ニ付、去未春中割增之儀奉願上候處、先此度は難レ及ニ御沙汰一旨被レ爲レ仰奉レ畏何卒出精相勤候樣仕度奉レ存候得共、錢兩替前々見合候に至て引下げ、當時金一兩に六貫八百文位に相成、御定の賃錢にては當日の人馬扶食にも引足不レ申候程の義に御座候へば、可ニ取續一樣無ニ御座一人馬相衰家內はごくみ候義相成兼、寄々他所稼に罷出候者も有レ之極難の時節に御座候間、御勘辨被ニ成下一御慈悲を以て人馬賃錢先例之通り、中山道同樣十ケ年の間、一割五分增被レ爲ニ仰付一被ニ下置一候はゞ、御傳馬役無レ滯相勤め宿方相續可レ仕と難レ有仕合に奉レ存候。前書奉ニ申上一候通り困究相違無ニ御座一ニ付不レ得ニ止事一奉レ願候。御憐愍を以て奉ニ願上一候通被レ爲ニ仰付一被ニ下置一候はゞ、宿中御救と難レ有仕合奉レ存候　以上

寛政十二年十一月

稻荷山問屋　松木完司
浦野宿問屋　渡邊宗兵衛
田中宿問屋　小田中左太夫
海野宿問屋　藤田傳左衛門
上田宿問屋　瀧澤助右衛門
同　柳澤太郎兵衛

（年寄名略す）

御奉行樣

歎願許可さる

此時の歎願は功を奏し、翌享和元年十二月より、向八ケ年間一割增の事許可と成つた。此時歎願書提出五ケ宿より差出した請書は、此一割增に依て增收と成つた賃錢の處分方を知る、資料となるを以て次に記して置く

差上申御請一札之事

割增許可請書

上田海野宿田中浦野宿稻荷山宿

右五ケ宿困究に付人馬賃錢去酉十二月より來る辰年迄八ケ年間一割增被二仰付一統難レ有仕合奉レ存候右ニ付一割增の內、五分は當日勤人馬江相渡し、殘五分は刎錢に致置、七月極月御役所へ差出可レ申候間、於二御役所一宿外村々へ御貸付利金へ御指加へ利倍被二成下一割增年季明の節、金高も多く相成候へば、利倍相止め被レ成御貸付利金、年々人馬役之者へ割渡し候樣被二仰付一、永久の助成に仕度段奉願候處、願之通被二仰付一然る上は尙又日々宿役人立會、急度相改聊無二相違一樣取計可レ申候樣被二仰渡一候

右之趣一同承知難レ有奉レ畏候、依レ之御請一札差上申處如レ件

享和二年四月二十日

稻荷山宿　年寄　倉之助
同　庄屋　田中友之丞
同　問屋　松木完司

次に浦野田中海野上田各宿役人連名

御奉行樣

割增金の處分

一割增と成つた人馬賃錢上田より海野、田中、坂木、浦野の各宿に至る賃錢及割增錢處分は左表の如し

上田より附近各宿までの人馬賃錢

	海野迄	田中迄	坂木迄	浦野迄
本馬一疋	八十六文 八文增 內四文刎四文渡	百十一文 十文增 內五文刎五文渡	百卅八文 十二文增 內六文刎六文渡	百廿四文 十一文增 內六文刎五文渡
人足一人	四十三文 四文增 內二文刎二文渡	五十三文 五文增 內三文刎二文渡	六十七文 六文增 內三文刎三文渡	五十九文 五文增 內三文刎六文渡

輕尻一疋　五十四文　五文增　内三文刎二文渡　六十八文　六文增　内三文刎三文渡　八十七文　八文增　内四文刎四文渡　七十八文　七文增　内四文刎三文渡

此割増年季明けの辰年即ち文化五年に至り、又上田領分内五ヶ宿は賃錢割増の事を請願し、文化六巳年より向五ヶ年間は三割増、十一年戌年より寅年（文政元年に當る）迄は一割増の事を許された。此時の賃錢定書は

定　　上田宿

當巳正月より來酉十二月迄五ヶ年の間駄賃並人足賃錢一割増之上へ二割増都合三割増之事

	本馬	人足	輕尻
海野迄	百五文	五十一文	六十四文
田中迄	百三十文	六十二文	八十一文
坂木迄	百六十三文	七十九文	百七文
浦野迄	百四十六文	七十文	九十二文

右之通可レ取レ之於二相背一者可レ爲二曲事一者也

文化巳年正月

割増年季明は割増延期願

文化十年に至り、翌戌年より寅年迄は一割増と成り、享和年度の賃錢に引下げられる事に定て居る。一度三割増の恩惠に浴して、其味を試みた宿々は、更めて賃錢引下の事は、非常なる迷惑困難を感ずるを以て、文化十年九月に宿々困難苦痛の由を陳述して、來戌年正月より寅歳極月迄、五ヶ年間從前通り一割増の上に、二割増都合三割増の儀を歎願に及んだ。幕府に於ても事情を察し、割増高に就て左の如く定め、此を守らせるのを條件として、願の趣を許可した。此時の條件は

三割增の內

一、割五分　當日勤の人馬に渡す
一、割五分　刎錢

年々七月極月宿役人助鄕割番立合ひ、人馬勤め高の分合を以て、割賦の上宿々永續の法を講ずること

以上は上田海野田中三宿の定なりしが、浦野稻荷山の二宿も之に準ずることゝした。

此時の調書は上田は問屋年寄、他宿は年寄庄屋問屋が連署して差出した。

文政元年の十二月には、此三割增の滿期年になる故に、此年の九月に又々前の五ケ宿は、向十ケ年間延期割增を願ひ出て、五ケ年間の許可と成り、又其年限に至り向ふ五ケ年延期を出願して許された。

割增延期願

此割增賃錢の半分を割いて刎錢とし、之を藩に預け置き利倍の法に依り、其增殖を圖り、以て宿々及助鄕村々の助となす計劃であつた、其刎錢の高は中々多額に及んだと想像されるのは、文化七年より向ふ五ケ年間、三割增刎錢上田領分內五ケ宿の屆出高が、上田宿金百五十兩。海野宿金八十兩。田中宿金十兩。浦野宿金五十兩。稻荷山宿金五十兩。合計金三百四十兩に及んで居るのに依て、察することが出來る。

刎錢の額

三割增は此後嘉永元申年迄續いたが、此頃に至り諸物價暴騰し、人馬使用の事も甚だ繁くなりしかば、上田領分內五ケ宿に於ては、賃錢四割五分增を出願したが、翌二年より來る午年迄十ケ年間、四割增許可と成り、上田海野田中の三宿は、四割の內二割は當日勤人馬に渡し、五分は宿方入用に、一割五分は刎錢とし、其取計は從前の如く處分することゝし、浦野稻荷山二宿も之れに準ずることゝなつた。

此時上田宿より、隣接三宿迄の賃錢及割增錢割賦は、左表の如であつた。

海野迄

人足一人　五十五文　割増十六文内（八文勤人足渡　二文宿入用　六文刎錢）

本馬一疋　百十三文　割増三十一文（十五文勤人　四文宿　十二文刎）

輕尻一疋　六十九文　割増二十文（十文勤人　三文宿　七文刎）

田中迄

人足一人　六十七文　割増十九文（九文勤人　三文宿　七文刎）

本馬一疋　百四十八文　割増三十九文（十九文勤人　五文宿　十五文刎）

輕尻一疋　八十七文　割増二十五文（十二文勤人　三文宿　十文刎）

坂木迄

人足一人　八十五文　割増二十四文（十二文勤人　三文宿　九文刎）

本馬一疋　百七十五文　割増四十九文（二十四文勤人　文文宿　十九文刎）

輕尻一疋　百十五文　割増三十二文（十六文勤人　四文宿　十二文刎）

浦野迄

人足一人　七十六文　割増二十二文（十一文勤人　三文宿　八文刎）

本馬一疋　百五十七文　割増四十四文（三十二文勤人　五文宿　十七文刎）

輕尻一疋　百三文　割増三十二文（十六文勤人　四文宿　十二文刎）

賃錢八割増出願

文久年間に至り、北國往還も通行甚多く成り來り、殊に頃年米穀諸物價高値に成り、賃錢のみにては人馬夫食にも引き足らぬ有様で、宿々困難の狀態に陷りしかば、文久二年十月上田領分内五ヶ宿は、遂に向六ヶ年即ち辰年十二月迄從來の四割増の所、猶又四割増都合八割増の儀を許可せられん事を出願した。此時には上田藩、各宿々難澁の情を察して上田兩町へは百兩、海野、田中、浦野、稻荷山、四ヶ宿へは各金五十兩宛、無利息一ヶ年賦にて貸し下げて、一時取凌がせた。

慶應三年十月次の如く達示され、翌年正月より、人馬賃錢六倍五割と成つた驛遞志稿考證。然るに六倍五割の元賃錢を異にする等の不都合あり、不公平を生じたるを以て、明治元年四月、自今東海、中山兩道人夫一人元賃錢を二十文とし、之に加ふるに六倍五割を以てし、計百五十四文。駄馬一匹一里元賃錢四十文、之に加に加ふるに六倍五割を以てし、計三百十二文と定めた。慶應三年十月の達は左の如し。

一諸國往還人馬賃錢等是迄割增申付置候宿村も有レ之候得共、右に不拘正月より一般元賃錢の上に、人馬賃錢は六倍五割增、川場分は二倍割增を當分之內御定賃錢に申付候間、其通受取可申レ候

尤高札掛改之儀は、其筋江可二申立一候事

一御用に付旅行の面々は、被レ下候人馬並に右之向持參且諸向より差立候御用物等、都て無賃繼立御免人馬川場とも夫々御定賃錢相拂旅行致、差支無レ之御用物は貫目に應じ、賃錢相添差立候筈に候條、可レ得二其意一候。尤京方の向且前々人馬被レ下分、並證文相添差立候御用狀等は、是迄之通無賃にて繼立可二申候

一御用旅行の面々、木賃米代又は安旅籠等相止め、當分之內、上下に不レ拘一人一泊七百文、晝は同三百文宛、相拂候筈に候、尤手輕に賄可レ申候事

第六節　上田宿助鄕、小牧村助鄕容赦願

上田宿助鄕

上田宿常備の二十五疋二十五人の人馬にて、運輸に事尙缺く時には、其宿附近の村々を點じて、助鄕村と稱し、其村々より宿要求の人馬を出さしめて、用を辨じた。文政四年原町問屋日記、上田宿助鄕村々を尋ねられ、上申した時の記錄中、明和元年十一月の、助鄕村々を記した所に

上田町助鄕

小泉組　拾ケ村　浦野組　十五ケ村　鹽尻組　十二ケ村　鹽田組二十二ケ村の內六ケ村往助鄕相勤殘十六ケ村（往助鄕は大助鄕で長窪宿の大助鄕を勤めた其六ケ村は奈良尾町平井寺鈴子石神柳澤）

とある。又刎錢割賦を見ると、助鄕組割番立合とありて、助鄕と稱した。弘化四未年七月に、今迄寄人馬を勤めて居た組々、近頃多分人馬の勤が多くなり來り難儀に付、組々の總代の者上田宿問屋に來て、通行者の先觸がある時は、其先觸を見た上で、寄人馬を差出すやうに、取計らひたいとの事を申出た。滯に於ては其申立を承知して、右の赴を問屋に書付を

以て申渡した。依て問屋方では組總代の庄屋が上田宿に來て、問屋の近所に止宿し日々問屋場に詰めて居て、宿常置の人馬を繼拂つて所を見て、餘分必要の寄人馬を直樣差出すことを、申渡して貰ひたいと願つた、其時の兩問屋連名で出した願書の中に、當宿寄人馬之儀は、是迄宿人馬差引入用高奉ニ願上一被ニ仰付一被ニ下置一無レ滯御繼立仕難有奉レ存候。然る處、右寄人馬相勤候組々、近來多分人馬勤に相成難澁に付云々とあれば、上田宿の人馬を差引、其以上入用の人馬を願上げ、許可を得て寄人馬をして、差支無く宿場の繼立をして來たと云ふのであるから、助鄕と寄人馬と同一義のものなることが判知る。而して此寄人馬の事に關して、彼是寄人馬組々より申出でた事の記錄は、此時のみであつたやうである。

助鄕と寄人馬とは同一なり

助鄕は迷惑な負擔

宿々の助鄕村に指定された村々は、不時に人馬の徵發に遭ひ、其爲めに農事の時を奪はれたり、諸作物の手入れの機を失つたりして、一村荒廢の狀に陷る者も尠くは無かつた。此助鄕人足を出す法は、明日の課役には宵詰を命じ、終日驛傳の仕事に從ひ、日沒して後其役目が終るのである。故に少し遠距離の所となると、夜遲く疲れて家に還れば、明日の農作も充分の働きは出來ない、さればとて宿驛に一泊すれば、三日を費して漸く拂ひ得た賃錢の、三四倍にも及ぶ金錢を費さねばならぬ。若し正人馬を出さないで、宿驛に受け負を依賴する時は、人夫一人七百文、馬一疋一貫文を出さねばならなかつた。洵に農村中、助鄕に指し定められたものは氣の毒な狀態であつたのである。故に勤め宿に程遠い所の定助鄕村の中には、其農民中居村を去つて、他鄕に退轉する者多く、然らざる者は、情に於て去るに忍びざるが故に、苦を忍んで留つて居るのであつた、鳥慕故林魚想舊壑の情からである。我上田市に入つて居る舊村で、遠距離の助鄕に指定され、驚いて歎願哀訴其免除を乞ふた事のあるのは小牧村である。享保二年二月中山道和田宿附の村々より、助鄕高の增額を出願した、其時小牧村は、其增助鄕の中に加へられたのである。一体小牧村は此時迄、和田宿助鄕を勤めて來た村々よりは、三里餘も隔て居り、和田宿までは九里餘の道程で、和田宿の助鄕は到底勤まり兼ぬる所でもあり、且又此村は千曲川の沿岸なる故に、

小牧村增助鄕容赦を願ふ

村高百七十二石餘の内、七十石餘も川欠と成り、其上百姓の數も減少して、本百姓は僅十五人で、其僅かな人數の中で堰守を勤めなければならぬ、又出水の時は男女惣出で、防水に力めなければならぬ。此の如き有様である故、和田宿から人馬差出すやう通知があつても、人足は散在して居り、且遠方の事故間に合はぬ。其上此村は弱百姓が多いので、往來荷物を附け届けられるやうな、良い馬も無い狀態なる由を陳述して、小牧村の增助郷編入の儀は、容赦されたいと歎願した。此時の願書は次の如である。

乍恐口上書を以て御訴訟申上候事

松平伊賀守領内信州小縣郡小牧村百姓惣代

訴訟人　名主　善　八

小牧村助郷赦免願

一今度信州中仙道和田宿附の村々より、增高奉レ願候ニ付、小牧村和田宿增助郷に被レ爲ニ仰付一、御證文奉レ拜上候。當村之儀只今相勤候助郷村々より、三里餘隔り和田宿迄道法九里餘御座候ニ付、御役難ニ相勤一難儀仕候、殊ニ小牧村の儀は千曲川岸にて高百七十二石餘の内、七十石餘川欠に罷成、殘百石餘御座候。尤御地頭様より年々川除被ニ仰付一候得共、荒川ニ付用ひ不レ申（ママ）、田畑川欠に罷成候ニ付、段々困究仕百姓數も減じ、漸く十五人に罷成申候、滿水之節は面々居屋敷迄川缺に罷成候ニ付て、不レ限ニ晝夜ニ男女共に罷出防ぎ申候。其上領内に渡り候大堰口にて、小牧村之内に惣水大はせ越し六ケ所、千曲川より用水堰入口水門二ケ所、其外難通所多く御座候ニ付、破損之節は堰下村々渴水仕候ニ付、先年より小牧村堰守仕、常々人足手分にて普請仕候。其節に至り和田宿より人馬申來り候ても人足引散らし置遠方之儀に御座候得者、間に合申儀にては無ニ御座一候。弱百姓にて往來御荷物附け届け申馬無ニ御座一候。旁以相勤り不レ申候間、乍レ恐御訴訟奉ニ申上一候。御慈悲を以て小牧村增助郷御赦免被レ爲レ遊、只今迄大助郷役相勤候近村江御引替被レ爲ニ仰付一被ニ下置一候はゞ難有奉存候　以上

享保貳年酉二月　　信州小縣郡小牧村百姓惣代

名主　善　八㊞

勘　彌㊞

御奉行所樣

明和元年十一月に、上田領村々が中山道の助鄕を命ぜられて、請書を差出すやうに申渡された時、上田宿に於ては小泉組、浦野組、鹽尻組、鹽田組の四組は、古來上田宿の助鄕村々なるに、今中山道宿の往大助を勤むるやうに相成つては、上田宿が立行き難く成る。今其事に就て御調査中の所へ願ひ出るのは、見越願の躰となり、甚恐れ入る次第であるが、上田宿に助鄕が無くては、宿場として勤め切れぬ故上田宿の立行兼ぬるに至らぬやう御慈悲を以て取計はれたい、又組々に於ても、此儀は願上ぐる所であれば、宜しく御考辨を願ひたいと、上田町問屋年寄より願書を提出し、十二月に至り助鄕一統御免と云ふので、幸に元の通と成つた。

鹽尻組新加助免除願

鹽尻組九ケ村新加助除免見越願

鹽尻組の踏入常田房山鎌原西脇生塚秋和上、下鹽尻の九ケ村は、古來より上田宿の定助鄕に極つて居り、外宿の加助傳馬に出た事は無かつた。然るに文化元年に京都より、樂宮樣が關東へ御下向の際、追分宿掛の二宿より、此九ケ村へ新加助の差鄕を願ひ、道中奉行より其旨の通知があつた。其樣の事は昔より無い事であるから、非常に驚いたが、宮樣御下向の儀は既に日限も差せまり、彼是訴訟して居る日數も無く、殊には此上も無い重い御通行の事で、毎年通行の大名方とは格段の相違であるからと、老ひたるも、若きも擇ぶ所なく差立てゝ、漸く御用を勤めたのである。其後文化三年三月に紀伊大納言の通行の時、樂宮樣の時と同樣追分宿掛の二宿から、此九ケ村に加助の事を道中奉行に願出た、九ケ村は大に驚き、早速惣代を以て石川左近將監に訴へ出た所、双方共呼び出され吟味の末、樂宮樣と紀州公とは

塩尻組九ヶ村の訴訟勝つ

塩尻組新加助見越除免願

同視する事は出來ぬ、殊に（樂宮は御名喬子有栖川宮織親王の御女に在せられ、文化元年九月二十一日江戸に御着、文化六年十二月朔日將軍家慶と御婚禮があつた）九ヶ村は昔より何れの宿にも加助は勤めない、故に此度新助鄕を申付くる事は相成りがたいとて、九ヶ村の加助は免除となつた。然る所又々文化五年四月、紀州侯通行の時、右の九ヶ村が差鄕となり、道中奉行より其通知が有つた、止むを得ず勤めたものゝ、行々は到底勤まり兼ぬる旨を、柳生主膳正へ訴へ出た、其所で追分、沓掛兩宿及右の定助鄕三十九ヶ村、外加助鄕十三ヶ村の役人惣代皆呼出し、双方吟味があり訴訟方九ヶ村の申分が通り、相手方の兩宿役人、惣代年寄市郎兵衛、定助鄕惣代平賀村庄右衛門等も承伏し向後右九ヶ村へは、加助を願ふ事はせずに、人馬差支なく繼き立てる、此末右九ヶ村をば除村にされても、何とも申上げないと云ふ事で、訴答一同が連印して、濟口證文を差出して事濟みに成つた。此の如き次第で其後尾州侯の通行、日光門主の通行、又紀州侯の通行など度々あつたが、九ヶ村へは差鄕の沙汰は無かたのである。

然るに文政二年に、右の兩宿より來文政三辰年より、宮方又は尾州紀州の兩卿が通行の際には、是非共右の九ヶ村へも加助を仰せ付くる樣、願出づる由聞えたので、九ヶ村では容易ならぬ事と思ひ、前述の經緯を述べ之に左の如き理由を、添述して除村の願を差出した。

右九ヶ村惣高六千四百四十四石二斗の内、二千百四十三石九斗五升永引減地仕候、此段は上田御城惣郭惣家中町屋鋪に罷成上田城下方一里餘鋪地ニ相成惣高内三ヶ一餘減地仕、昔より今ニ至猶々百姓作分不足仕、難儀至極の村々ニ御座候處、往古より右九ヶ村の義は御城付にて、非常御防爲ニ御手當急場御用相勤來り候、近來ニ至寛政元酉年領主國屋敷不レ殘燒失之節、大風にて御寶物御武具等危く御座候得共、御城附九ヶ村早速翔着、出之向々御用箱等は勿論、家中の御雜を相救、第一城幷領主之御屋敷惣郭にも火筋危く罷成候ニ付、身命を抛防レ之、其以前三卯年上州騒動徒黨之者、大勢上田領に亂入之節、御城下所々ニ相圖防レ之、其外家中町内火災之度毎精力を盡し候儀、從レ昔難ニ擧斗一然處、遠

方之人足急場之間に合ひ難く候處、右九ケ村之義は城下東西北の方江取卷罷在候處近村故、急場之御用ニ相立候所、御傳馬被ニ仰付一人足出拂候跡にて、右躰の變事出來仕候はゞ、領主始家中城下之難儀乍レ恐御憐察被ニ成下一候樣奉ニ願上一候、尤御譜代之御儀上田御城之義は、乍レ恐天下之御番城御同樣相心得、九ケ村ニ於ては非常の用意人數を定、月切定番相立置候ニ付、月番の人數は他行不レ仕耕作乍レ致油斷不レ仕罷有候、且又前書奉ニ申上一候通、御城取町割二千百石餘石減地の土地故、百姓第一耕作之地所甚しく不足に付、至て難澁之村々に御座候所、右宿方の者共右樣の意味合も不レ糺、九ケ村之義外村々同樣相心得、差鄕御願立相企候段、何の辨も無レ之儀と奉レ存候、尤前書之通辰年御吟味之上、訴答相談願ニ付從ニ往古一之通御除村之九ケ村に御座候得ば、今更新加助被ニ仰付一候御儀は乍レ恐御勘辨可レ被ニ下置一候御儀と奉レ存候得共右宿方より此末大御通行之節は、差鄕奉レ願候赴承レ之見越御願とは奉レ存候得共、九ケ村一同不レ得ニ止事一右之赴奉レ願候、乍レ恐御勘辨被レ爲レ遊、右九ケ村之儀御除村に被レ爲ニ仰付一被ニ下置一候はゞ、難有仕合奉存候　以上

文政二年卯閏四月

松平伊賀守領分
信州小縣郡
下鹽尻村庄屋　庄左衛門
同
上鹽尻村庄屋　與左衛門

道中御奉行所樣

此下、上鹽尻村庄屋兩人は、此時九ケ村の惣代と成つて、訴訟人に立つたのである。

天保八年、中山道沓掛宿より增助鄕を出願し、其差村の中に上田領分國分寺組、洗馬組、田中組の村々があり、役人の村柄檢分があつた。增助鄕に差された右三組の村々は國分寺組大久保村外八ケ村惣代

として、黒坪村庄屋十藏、伊勢山村庄屋岩右衛門。洗馬組上洗馬村外八ヶ村惣代として、横澤村專右衛門上澤村庄屋惣右衛門。田中組加澤村外十四ヶ村惣代として、久保林村庄屋善右衛門、下吉田村庄屋勝五郎の六人、江戸に出で、道中奉行に村々困憊の狀況を陳述して、增助鄉村赦免を歎願することに成り、上田藩に於ても領分內村々の究狀を陳べて、增助鄉免除を願つた。其時の藩主の陳狀歎願書は

領主領民の爲めに增助鄉の免除を願出づ

私領分信州小縣郡之內

國分寺組

大久保村　長島村　金剛寺村　伊勢山村　新屋村

野竹村　笹井村　岩門村　黒坪村

洗馬組

上原村　中原村　下原村　眞田村　横澤村　横尾

村　大日向村　曲尾村　上洗馬村

田中組

加澤村　海善寺村　東上田村　東田澤村　栗林村

中曾根村　上深井村　下深井村　中吉田村　下吉

田村　林之鄉　久保林村　上青木村　下青木村

大屋村

右者中山道碓氷掛宿より、增助鄉致二差村一願出候二付、村柄爲レ紀役中廻村之上見分候處、右村々之儀は多分の損所亡所等有レ之、前々より困究之村々にて、年々手當不レ仕候ては相續相成兼候程之村柄にて、此上聊たりとも增役等相掛り候ては、自然と手餘り荒地等出來可レ申、一体領分內荒地多にて前書村々の儀此上にも困究相增候樣成行候ては、手當も行届兼候次第、殊に去巳年莫大の損毛之上、其後年

々打續悪作にて、多分の損毛有レ之去酉年之儀も皆無同様にて、別て手當等行届不レ申候得共、右之通困究之儀ニ付、種々手段仕手當申付爲ニ取凌一候村々に付、此上增役助郷等被ニ仰付一候ては、實に困究相違も無ニ御座一候、於ニ伊賀守一も深く痛心罷在候。就レ中國分寺組九ケ村之儀城付とは申唱へず候得共、城下引續き候近村の儀ニ付、城附近に打混、要害の夫役同様に申付來、名目無レ之而已にて勤方之儀は、城附村に相替候儀無レ之候得者、右九ケ村一村缺け候ても、城附村々迄及友潰、古來より備置候要害手當も難ニ相立一、萬一助郷等被ニ仰付一候ては、不ニ容易一儀と心得罷在候間、幾重にも御含之儀奉レ願候、何卒可ニ相成一儀に御座候はゞ、御免除相成候様仕度奉存候間、兼て御聞置被レ下度此段申上候以上

國分寺組は城附村同様なり

十一月十九日　　松平伊賀守

弘化二年助郷村々容赦を藩主歎願す

此時の事は、上田市に直接關係の無い所であるが、助郷儀役が、當の村々は勿論、其領主に於ても重大視し、領分内村々疲弊に陷るを憂慮せしを知る資料となるを以て、茲に記したのである。

弘化二年、中山道和田宿より、宿役困難の赴を以て、助郷村々增加の事を出願した。依て上田領分三十九ケ村の、村柄見分を命ずる事に成つた。此時見分された村々は、苦役の助郷儀役を申付けられん事を憂慮し、見越の歎願書を提出した。此頃藩主忠優大阪城代に任ぜられし年にて、藩の費用も嵩み、助郷村々難澁の救助も困難なる情態なりしかば、藩主よりも助郷村々此處暫の間、調除きのことを道中奉行久須美佐渡守に願出た。之れに對して幕府は「助郷除之儀は、自餘の響に相成候間、依ニ申立一何れ共難レ及ニ挨拶一」と附札を以て申渡された。翌弘化三年二月藩主忠優は、去年大阪城代に任ぜられ、藩の費用も嵩みし折、江戸表居屋鋪類燒の厄に遭ひ、其再建にも莫大なる費を要し、此際助郷村々難澁を救助する事困難なりしかば、事情を具して、暫の間助郷の件、自分領分内村々を免除せられん事を願ひ出で、同時に家來大島邦之亟よりも、亦詳細に困難の狀を陳述して、藩主伊賀守内願の趣に就て、賢察せ

助郷除願の儀は自余の響に相成るを以て申立に依り何れとも挨拶に及びがたし

藩主の願意採用せられず

られんことを歎願したが、「願の趣は難レ被レ及二御沙汰一筋二付、書面相返候事」といふ附札にて願書返戻されて願意は採用されなかつた。

又十一月に至り、再び道中奉行久須美佐渡守、同深谷遠江守、及老中阿部伊勢守勝手へ右助郷の件に就て、内願書を差出、又江戸留守居より添書を差出した。此添書は當時の上田藩の窮狀を、委細に述べて居るので左に記載して置く

伊賀守領分村々困究二付ては、中山道和田宿江の助郷御調除被二成下一候様伊賀守内願之趣は、去巳十一月中委細歎願書に申上候儀に御座候處、助郷除之儀は自餘之害に相成候間、依二申立一何れとも難レ被レ及二御挨拶一旨以二御附札一被二仰聞一深奉二恐入一候得共、其節申上候通、近年臨時御入用差湊上下共必至と困究手詰に陷候得者、差當り取續之仕法にすら存煩痛心仕罷在候時節に御座候所、此節猶又宿方より願立候趣、領分村々の者承り込、出府之上御歎願申上度奉レ存候得共、遠路罷出候諸入用にさへ差支出府難レ仕程之場合にて難儀困究仕候旨、在所役場へ品々歎訴仕、難澁至極之段は相違茂無レ之、其上當八月中中山道追分宿へ助郷被二仰付一候村々は、素困究之村々に御座候得者、迚も難二行立一旨是又歎出種々差支筋も御座候上之儀、此上にも領分村々江助郷等被二仰付一候時は、彌以相勞手餘り荒地等出來候は眼前、自然公務にも差支候様成行可レ申不二容易一境と痛心仕候得共、於二領主所一手當仕爲二相勤一候手段も盡果、無レ據仕儀に至候二付ては、不レ得二止事一猶又阿部伊勢守様御勝手江以二願書一申上候儀に御座候得ば、何卒伊勢守内願之趣、御憐察被二成下一、今般和田宿江助郷被二仰付一候儀は、御調除被二成下置一候様幾重にも奉レ願候。再應見越之儀を申上候段、重々奉二恐入一候得共、前書申上候通困究之村々、在所役所へ相歎候仕儀にて、出府奉二歎願一候餘力も無レ之、左候迚萬一被二仰付一候上、勤續兼奉レ願候は彌以奉二恐入一候間、不レ得二止事一別紙内願書寫相添、此段私より御内々申上候間何分御賢慮之程奉レ願候　以上

松平伊賀守家來
大島邦之丞

此後中山道追分、沓掛、兩宿附定助村々中に、休役の村出來せしより、右兩宿より當分助郷村を命ぜられんことを、道中奉行に出願した。此時其差村の中に、上田領分内の村々中で、上田市に關係あるは、踏入村、常田村、房山村、鎌原村、西脇村、生塚村、秋和村、上塩尻村、下塩尻村の九ケ村であつた。此際には享保明和度の如き、免除歎願の事ありしを知らない、或は當分助郷と云ふので、其事に及ばなかつたのか。

增助郷等の差し定めのあつた時、種々様々の究狀を申立てゝ、免除を出願した事は、獨り上田藩のみでは無く、又領主が添狀をして其歎願を、聽許せられん事を請ふたのも皆同様であつたらう事は、明治元年九月十二日の、驛遞司布告に據て推して知ることが出來やうと思ふ。故に幕府に於ても此種の歎願を、一度聽き入るゝ事あらば、殆んど際限が無い、故に幕府では、「願之趣難レ及二御沙汰一筋に付、書面相返候事」と云ふやうな、手嚴しい附札を以て、願意を採用しなかつたのである。

明治元年定助郷等の名目を廢す

明治元年四月各驛助郷救恤のために、定助郷及種々名目を廢し、更に各驛相應の附屬助郷を定むることにした。德川幕府時代には、五街道及び支道各驛、遞傳の人馬路次等百般の事務は、道中奉行の職掌なりしが、明治元年四月よりは、京都宿驛役所に於て之を司どる事とし、間も無く此役所を驛遞司と改稱し、知司事判司事等の職を置いた、此等の職は前の道中奉行の、代りとなつたと見るべきであらう。此驛遞司は民部省に屬せしが、後大藏省中の一司と成つた。

公領皇族公卿領社寺領皆悉く助郷中に編入す

助郷の事は明治元年五月、近來諸物價暴騰し、加レ之往來亦頻繁なるに由り、宿場も助郷も共に甚しく究乏し、慘狀に陷れるを以て、諸道助郷各村の分賦を公平ならしめて、之を救濟せんとし、公領皇族及公卿領社寺領の別なく、皆悉く助郷中に編入し、各驛便宜に從て、東海道各驛は凡七万石、中山道各驛は

凡三万五千石、其他の諸道の各驛は、一万石の目途を以て附屬せしめ、諸侯の城下及其他郷町何れを問はず、石高ある者は皆之を助郷中に編入せしめ、其石高の千分四に、人馬を課することゝし、其人馬徴發は村落の貧富、及人口の多寡に依て之を出さしめ、其賃錢の補充は總助郷石高に割賦することゝした。

明治元年五月驛遞司に於て、驛郷組替のあつた時、次の如き布達があり

今般御一新ニ付ては、宿助郷組替被ニ仰付一候間、當辰年五月より居成巳年五月迄中一ケ年之間、左之村々へ差引高除の殘高之内四分通りを以て、中仙道本山、洗馬、兩宿分附屬にいたし、御用無レ滞可ニ相勤一者也

辰五月　驛遞司

小縣郡

常田村　上堀村　岩門村　笹井村　野竹村
染屋村　鎌原村　西脇村　新町村　秋和村
上塩尻村　下鹽尻村　下之條村　上田原村　神畑村

此布達に對し、以上の村々は、翌二年正月二十五日上田町なる町宿に寄合を催し、惣代を選み京都表迄出張して、驛遞司に助郷免除の儀を内願する事に決した（沓掛史料）。果して上京内願せしや、又其結果は如何なりしかは判知らないが、此布達と同じ月に、驛遞司より左の如き達示もありし事なれば、多分願意は聞届けられなかつたであらう。

驛遞司布告

助郷は天下の公課に候處、私役等を以て種々申立候付村邑も有レ之、右は奉レ對ニ天朝一恐入候次第に候。然る處、領主支配添書相認、爲レ致ニ歎願一候向も有之、心得違の事に候。尤難澁の村々は、甲乙御取調之上、減役免除等可レ被ニ仰付一旨御布告も有レ之候得共、即今一同に申立候ては、御組替の妨礙にも

明治元年本山洗馬兩宿附屬の助郷村々

相成、自然御法則相立兼、諸道一般の難澁に立至り候儀、大小緩急の次第、深く相辨へ、假令領分支配の內、難澁の村邑有レ之候共、追て御取調に相成候迄、他村並の鄕役相勤候樣、於二府藩縣一相應の手當致し置、眼前諸道の難澁相救御用辨致し候樣、一同承知共々盡力可レ有レ之候事

助鄕組替相濟候分、追々宿方支配の府藩縣へ、御委任可二相成一候間、支配違に不レ拘人馬觸當次第、速に差出し、都て其宿々の指揮を受け候樣可レ致、鄕方支配府藩縣に於ても、得二其意一配下へ常々爲二申聞一不都合無レ之樣、可レ致候事（公布之寫）

相對遞傳會社

驛遞司の諭告

明治政府に於ても、各驛遞傳の事に就ては、其助鄕等の關係極めて厄介なりしかば、各驛に相對遞傳會社を設立せしめ、之に傳馬所の事務を取扱はしむるに決し、明治四年五月驛遞司より官吏を發遣して諸道各驛を巡廻させ、普く其旨を諭告した。其諭告の要項は、旅行、通信、運輸の三事は、邦家の重事なるに拘らず、今迄は驛法整備ならず、爲めに徒に人民の究苦を致し、其積弊の久しき、殆んど匡濟すべからざるに至つた。故に今般舊制を廢し、每驛に會社を設立し、馬丁傳夫と雖も、皆其社中に編入して其事業を營ましめる。會社の創立は、人民自ら計劃すべきもので、政府は唯其に准允を與へるばかりである。故に人民自ら會社を設立するに當ては、各宿驛に於て驛長及び財產名望ある者、相互に組合を爲し、其中一人を選で肝煮とし、其他眞實精勤の者を選み、其社の役員として、其會社の永續することを謀るべきである。各宿驛に一ケ所を定め、其所に人馬相對繼立會社と記した標を揭げ、會社の役員は皆此處に參集して、人馬の遞傳を指揮したり、其帳簿を精確に記載したりして、他日の紛擾の起らないやうにする。凡て會社では制法を遵守して、旅行者の便益を圖り、風雨と雖、皆一定の賃錢を以て遞傳し、猥りに行路の人に就て、增錢など要求せざる事とし、驛夫等に路次中相對を以て馬或輿等を遞傳することを禁じ、今迄世人に路驛は、虎狼の巢と思はしむる如きこと無いやうにすること。驛夫等が路次で、暴行等あらば其鑑札を取り上げ、諸驛に通報して、其仕事に從ふこと能はざるやうにする。旅客が會

社に就て、人馬を賴みしならば、誰人の差別なく、定賃錢を以て之を出すこと。賃錢は其時の米豆の値段に依て、各驛合議の上取定め、官の允許を受くること。賃錢は驛頭に揭示して、行人をして疑惑を生ぜしめぬやうにする、而して會社の經費は、總て皆其賃錢を以て、支辨することゝし、其方法は、たとへば賃錢の二割五分を除置し、其內一割五分を以て、會社の費用及役員の給米に充て、五分を以て家屋の修築に供し、殘五分を以て會社の準備に供する、といふのであつた。

陸運會社奬勵

陸運會社各府縣に設置さる

此の如き要旨を各驛に諭して、陸運會社を設立することを奬勵し、殆んど同時に陸運會社規則を定めて、沿道の各縣に頒けた。其後東海道の各驛中、陸運會社を設立するものありしかば、四年十二月、會社の設立を見た宿驛は、其驛の傳馬所を廢すると同時に、其驛付屬の助鄕も廢した。依て翌明治五年正月に諸道に沿ふて居る各縣に、先に東海道各驛の傳馬所及付屬の助鄕を廢し、公私の荷物一切新設陸運會社に於て、之を遞傳せしむるを以て、其管轄路次各驛皆新に陸運會社を設立し、相對賃錢を定め、人馬の遞傳支障なからしめ、而後傳馬所及助鄕廢止の順序を申告すべし」と大藏省より布達した。是に於て各縣皆陸運會社の設立を奬勵したので、信濃に於ても、長野、筑摩二縣より會社の創立を報告し三月、六年二月頃に至り長野縣各驛も、悉く會社の設立を見るに至つた。是に於て藩政時代から、各宿驛問屋の仕事も、亦人馬遞傳等に關して、徭役の苦痛に泣かされた助鄕の事も、玆に全く終りを告ぐるに至つたのである。

第七節　馬代拜借

上田宿常置の馬四

上田宿は馬二十五疋人夫二十五人を常置して、遞傳を勤めなければならなかつた。而して此馬を買ひ入れたり、又其を飼養するには、相當に費用が要つた。其爲めに仙石氏領主の時代に於て、既に規定の馬匹を常置するのに、相應苦心したと思はるゝのは、寛文八申年十一月に

口上覺

町中の馬他領に賣るべからず

一、町中馬他領へ賣申間敷事、御領分にて買候て他領へ不レ遣者に候はゞ賣可レ申候。其れも此方より申聞、其上問屋年寄申聞可レ賣候、往還御傳馬役難レ勤馬に候はゞ賣可レ遣事

一、町中馬減少候ハヾ、御傳馬役義に惣町中苦勞可レ成候間其心得尤に候

一、御家中へ賣候共、此方へ申聞、其上傳馬勤候代り馬相求候心當り候はゞ、賣可レ申候。然共前かどより、約束仕候はゞ其通に候。今日よりは急度此旨可二相守一候

一、町中馬數並每年書付可レ出事

（寛文八年）申十一月九日

原町　助右衛門殿
海野町　喜右衛門殿
鍛冶町　庄屋殿

大塚半左衛門
本間市郎左衛門

（原町問屋日記）

家中の雇馬を禁ず

又元祿七戌年十月には、近年町中馬不足に付、家中の者私用のために、雇馬を申付けないやうに申渡し左の覺書を出した。

覺

一、近年町中馬不足ニ付、御家中私用の雇馬有レ之候ては、御傳馬の役、滯可レ申候間、向後申付候事無用可レ仕候也

戌十月九日

岡木武右衛門
中村理兵衛

等に據て充分知ることが出來る。此の如き有樣で、馬匹追々減少し、馬持の者も勘く成り、宿規定の馬

數を備へ置かんには、馬匹購入費等に、補助でも與へなければ、斃れたり、役に立たぬ馬の、補充も出來兼ぬる狀態に至つた。宿場遞傳の事務責任を果さねばならぬ、問屋年寄等の宿役人は、其を何とかして、常置の二十五疋を備へて置く必要があつた。其處で止むを得ず、馬代拜借と云ふ、願ひ出をしたのである。上田宿で此馬代拜借と云ふ事の、問屋日記に始めて見えたのは、仙石領主時代の終、寶永二年十二月二十日のことが初である。此時には金百兩拜借して、六ケ年納崩しで返濟することにした。此以後松平領主時代のはじめ、寶永四年十月に又百兩拜借し、正德二年に百兩、同三年に百五十兩、同四年に百二十兩、同六年に六十兩、享保五年に六十兩、同十四年に七十五兩、と度々出願して拜借し、其時々を過ごして來たのである。

寛保二年も亦馬代の拜借を願ひ出た。今次に願書の一例として、次に記して置く

馬代拜借願

一、御傳馬拜借金拾四年以前、酉年金七十五兩奉二拜借一翌戌年より寅年迄に上納可レ仕候樣被二仰付一候處、戌年町方大火災にて困究之段御訴申上候處、御取立御延引被二成下一難レ有奉レ存候。然る處近年世並惡敷町方彌以て困究仕、人馬過半減少仕、御傳馬幷往來御武家方御荷物等附送難レ成迷惑仕候得共、御威光を以て押して申付置候處、近年家屋敷賣拂、身上指潰候者多く御座候て、自然人馬持候義難レ成、其上去年中一統損失多く、當春二至り猶以て人馬減じ申候故、御役前も難レ勤候樣罷成候二付、無二是非一申上候、御時節柄奉レ願候ハ恐入奉レ存候得共、此度金貳百兩拜借奉レ願候、以二御慈悲一被レ爲二仰付一被レ下候ハヾ、人馬相增御役爲二相勤一申度奉レ存候。只今之通りにては、往來差支可レ申と奉レ存候。右奉願候通り被レ爲二聞召分一御拜借被レ爲二仰付一被レ下候ハヾ難有奉レ存候　以上

戌三月

兩町問屋年寄

御奉行樣

此願出に對し藩は、此度町方の者共町方困究の爲めに、是迄の通り馬代拝借の儀を出願したが

宿役を勤むる上田町の特恩典

一、惣て御屋敷何所でも年貢地である、然るに兩町及横町柳町の儀は、傳馬を勤むるからと云ふ理由で、本高から引かれて居る。之は所替の時の差出帳にも載つて居り、傳馬丼に人足百人迄は出す事に定つて居る。

二、年貢抜であるから、隨て諸役も勤めず、又幕府卽ち公儀から持高に掛けて來る、領分一統の國役に至るまで、此等の町々では差出さぬ。

馬代貸與せず

右の如く特別待遇を受けて居る故、定まつて居る二十五疋の傳馬は、町中に於ていかにしても、勤むべきものである。其上に人馬の多く要る、大名の通行などある時には、其時々寄馬寄人足を申付ける故差支無い筈である。又享保十四年に七十五兩貸與したが、火災の爲もあらうが、今以て上納しない。然るに今又新く此様な事を、出願するとは不届であると叱責した。けれども町役人等は、同年六月再び押して願つたが、遂に聽かれなかつた。藩では町内の催合金を以てなりとも、宿役の儀は、勤めるやうにと申渡した。宿役人等も止むを得ず、町内催合金を募て、漸く傳馬役儀を勤めることにした。其後町内から催合金御免を、一同で申出で此旨を出願した、然し藩に於ては催合金を免止にしては、宿役が勤まるまいと云ふ理由で、從前通りと申付けた。

催合金を以て宿役を勤むべし

延享四年に至り、傳馬二軒に付、馬一疋を持つやう、取計へと申付けた。此時海野町は傳馬四十八軒八分。原町は三十四軒七分であつた。此傳馬一軒と云ふのは、傳馬日數三十日の事である。然るに寛延三年三月、馬代催合訴訟卽ち馬代の催合金廢止の諸願をしやうと、二十二日の夜町中の大勢、淨念寺に寄り合ひ騒ぎ立て、二十四日大勢の者原町當番問屋九右衛門の宅に押し寄せて、催合金御免を願ひ呉れと迫つたが、押し靜める者があり、穩に解散した、其後組合切の詫證文一札を、問屋年寄に出して事濟に成つた。此頃既に多勢を恃み、其力で或る願意を通さうとする、一揆の風が見えるやうに成つたの

である。此後寶暦三年に又々馬代拝借を出願した、此時の願書は此當時の馬持の様子、町方の狀態の程も、推察する資料の一とも成るを以て左に掲げる。

乍レ恐奉二願上一口上書

一町方及困究先年奉願馬代拝借難レ有奉レ存候、御慈悲を以て是迄御傳馬相勤來候處、近來別而世柄悪敷就中四五年市立薄御座候上、御城下續在分に商店多、幷に在々にも商店多罷成、其上他所商人入込商等仕候故、在中より市場へ出不レ申候共、諸用事辨し候故、自然と市立も無二御座一町方衰微仕、渡世營兼御傳馬役も相勤兼候。前々一疋立にて持來り候馬も、漸く三四人寄合にて爲レ持申候、一ケ年役馬一疋二付、金三兩宛と相定、驛場御定廿五疋此金七十五兩宛、年々町内より取立馬代勤候者へ相渡、漸く御傳馬爲二相勤一申候。幷人足傳馬相勤候者共も、段々困究仕候へども、一僕相抱候儀も難レ成者共多御座候故、員金日切に賴候賃錢も、年々に相增別て當春に到、相員候力無二御座一難儀至極仕候

一御朱印御證文二而御通行之御方樣、佐列御金御蠟其外御用二て、御往來之御方樣、人馬賃錢辨多相立、別而近來御通行相增、宿場入用多難儀仕候

前文奉二申上一候通、近年町方家屋鋪賣拂身上指潰候者、幷賣家明店御座候故人馬減じ、御傳馬難レ勤御座候得共、是迄ハ御威光を以押て申付置候處、去年中一統甚不二仕廻一致方無二御座一難儀仕候、先年御拜借御上納も仕兼候上、御時節柄奉レ願候段、恐入奉レ存候得共不レ得二止事一御慮慨申上、御救御拜借奉二願上一候、御慈悲ヲ以被レ爲二仰付一被レ下候ハヾ、難有仕合奉レ存候　以上

酉二月

問屋　瀧澤助右衛門
同　柳澤太郎兵衛
惣町年寄

御奉行様

此時には拜借出來なかつたが、寶曆十三年騷動の際、町中から救助金と馬代拜借とを願出た時は、藩も金五十兩貸與した。明和六年三月、七十兩の拜借を願出た時、三十兩を貸與し、安永七年百五十兩拜借出願の時には、百五十兩貸與の事は不可能ゆゑ、百五十兩の利分二十七兩づゝ、五ケ年間手當として下げ與へることゝした。此頃の藩財政の狀態としては、宿場願出の度毎に馬代を貸與するが如き事の出來るものでは無かつたのである。

第八節　馬　士

傳馬を牽く役を勤めるのは馬士で、馬士は馬士長屋に住はつて居た。海野町の馬士長屋は海野町北側相生町の西に在り、原町馬士長屋は原町間屋の南小路に在つた。

馬士に關する觸

貞享馬士への觸

一馬士共武士の荷物取申事、一人にて一駄づゝ取可レ申候。多くからめ取者可レ爲二越度一、但二疋持者一人にて、二駄取候共不レ苦候、若馬不二居合一候ハヾ馬指に申渡、外之馬申付、取候者自由に荷物吳れ申間敷候。泊り荷ははな馬を宿荷二のけ可レ申候。人の取來り候荷物、うばいあい候者、貪儀之上荷物付不レ申共、先江取候者駄賃錢取可レ申事

一馬方共誂馬堅仕間敷候、萬一道にて煩出し、無レ據仕合にて、誂馬仕候者各別之事。

一道にて荷物かへ候義、何方にても勝手次第、縱取來候共無二異儀一相互荷換へ仕らせ可レ申事。

一茶荷其外何荷によらず、道にて荷かへ仕候ハヾ、互に荷物おろし不レ申前に、相斷若拔荷に候ハヾ、一切かへ申間敷事。

一商人に對し慮外之躰、毛頭仕間敷候。但荷物重く候とも、馬指了簡次第に付可レ申事。
附輕き荷たり共、乘せ申間敷候。萬一乘申候ハヾ、本海野、田中へも賴置候間、後日に相聞候共、急度越度に可二申付一候事、

貞享三年寅五月二十日

問屋
年寄

元文馬士への觸

元文三年馬士への觸

覺

小附入念

一、往來御武家方は不レ及レ申ニ、商人たりとも慮外過言申間敷事
一惣体往還荷物附着候節、隨分念入小付等相斷可レ申候。於二途中一荷替致候はゞ、其旨御才料中江相斷、御左右方御得心之上、念入附替小付等互に相改可レ申候

商人荷物たりとも大切にすべし

一商人荷物たりとも、大切にいたし可レ申事
一駄賃之儀請取次第、早速主人に相渡可レ申候。尤商人荷物附候はゞ、帳場江參り隨分無二油斷一駄賃請取可レ申候
一待番之節宿に罷在、主人之用事相勤可レ申候。遠方江參り候ては、急成節間を缺き無念に罷成候、急度相守可レ申候
附荷物無レ之節は、宿に罷在主人指圖次第、相應に用事相勤可レ申候
荷物取に遠方へ罷出申間敷事

夜に入り他出すべからず

一夜に入り他出致間敷候。用事有レ之候はゞ、主人に斷り指圖可レ請事
一先宿に附通候事、前々より停止に候所に、間々附通候者も有レ之候樣に相聞候。自今急度吟味可レ致候間、相愼み可レ申候。二疋追同前之事

一駄荷の上に乗る者は不届千萬

一惣て商人荷物附け候て、一駄荷の上へ乗候者も有レ之の由、不届千萬に候。向後急度五に心付可レ致ニ吟味一事

馬の口に附くべし

一御家中様方は不レ及レ申、町方自身之業たりとも、途中にて出合の節は乗打致間敷事

一先宿並に間村々茶屋などに於て、永休いたし、急に馬を追立て沓等も打ち不レ申、其上町へ人馬を爲レ飛率戻候事不届に候。向後は馬の口に付、左様成事致す間敷事。博奕之儀急度相慎、馬士仲間睦まじく可レ談候。口論等仕出し過言申間敷候、申分有レ之は馬差共へ爲ニ申聞一指圖次第に可レ致候、尤相宿之馬士共同前之事。武士荷並商人荷物、共に二駄取申間敷事

商人荷物鍛冶町通るべからず

一商人荷物月番之馬附候て、殘荷有之候はゞ、非番之方馬ニも爲レ附可レ申候。月番之方の馬士たりとも、自分之前江おろし附間敷、庭へ追込おろし馬差へ相斷、順番附可レ申事

一商人荷房山より鍛冶町、又高橋丁裏道通り致候由、此後相慎通申間敷候。萬一附通し見付候ハゞ、留置此方へ相斷可レ申候。見逃致候ハゞ可レ爲ニ越度一候。附通候者は吟味之上過料可ニ申付一候

一待番之節其外申付候馬、自然は戻り馬に曳遣候儀有レ之候用事有レ之候はゞ格別、自分勝手づくを以、曳れ候儀致間敷事

一泊り荷取候はゞ、早速拂帳に附け可レ申候

一武士荷商人荷共に附候砌り、手綱先持申間敷候。馬の口に付大切に可レ致候。不天氣の節は別て大切に心つけ可レ申事

一武士荷は不レ及レ申商人荷物共に、自然水入候か又は不調法等致候はゞ、先宿役人中へ申達相賴、埒明候様に可致候。相互に申合候て、常々不調法無レ之様に可レ致候。商人荷共ニ粗末ニ致間敷事

元文三年午三月

馬持中江申談候

馬持中への申談

一馬士共江別紙書付の通申付候。猶又各々よりも可レ被二申付一候。
一駄賃之儀毎日吟味致受取可レ被レ申候。庭荷駄賃之儀も、隨分取可レ申候
尤月番切に帳面吟味致不二請取一候由申候ハヾ、當番之方拂帳吟味駄賃受取可レ被レ申候。少しも遠慮
被致間敷候
一馬指共ゑこ最負致候歟、又は駄賃引込等致候ハヾ、早速可レ被二申聞一候
一待番又は留置候馬、私用二遣取申間敷候、無レ據儀有レ之候ハヾ、此方江相斷指圖次第二可レ被レ致候
一田畑作物並二こやし等附候砌、麁末二致中宿抔へおろし候由、隨分念入申渡し置候通、尚又可レ被二
申付一候　以上
廻り留りより問屋へ御戻し可レ被レ成候　以上

第九節　公用信書の遞送

宿場に於ては荷物遞傳の外に、問屋が責任を以て事に當つたのに、公用信書の遞送事務があつた。
仙石領主時代、延寶九年西七月四日、上田藩より問屋に申渡した心得書は、遞送の責任ある問屋が、
如何なる事に注意し、又如何に處すべきかを知る、資料となるを以て次に載せる。
御證文通り候節可二相心得一覺
一、墨付候事
一、汚れ候事
一、もめ候事
一、切そこね候事
一、刻付遲々　附御證文無レ之狀箱到來候事

右の外少しにても、常に替りたる品有レ之候節は、跡宿之問屋方江其品請取ニ書載せ、急度相斷り、先々問屋方へ其品を調印送狀を遣し、返答を取り置可レ申事、卽時役人注進に可レ及旨、常々雖レ被ニ仰付一此節の儀別して念入可レ申候、重而不調法之族於レ有レ之ハ、縱令御公儀様より御用捨有レ之とも御自分の御仕置にて被ニ仰付一候間、其心得可レ有レ之候右之通問屋共へ急度可レ被ニ申付一候

西七月四日

（海野町問屋日記）

宿次公用信書異狀の件（享保事件）

宿次公用信書異狀の件

享保六年三月、佐渡役人北條新左衛門より、江戸老中宛に送る證文があり、其狀箱は油紙包にして、青繩でからげ差札が附いて居た。其證文を三月廿九日、坂木問屋から原町問屋が請取つて、卽刻海野宿問屋方に送り届けた。然るに海野宿より、其狀箱を送り返して、此狀箱を請取つた際吟味した處、表包の油紙は餘程破れ、中の狀も損じて居るやうに見受けた、其上からげた青繩も緩みが甚しい、然し封印に變りは無いと申越して來た。原町問屋方で、坂木問屋方より請取りし時、異狀ある旨を認めて、遣はしてあつたので、今海野宿より異狀の趣申來つたので、直に坂木問屋方に右の趣申送りしに、坂木宿問屋は戸倉宿より請取つた刻、檢べて見たが其時油紙も破れ、狀箱も損じて居た、其の通りにて請取つた旨返書があつた。右の趣を海野宿問屋に申送つた。四月三日海野宿より右の證文入の狀箱を、段々宿繼で倉鹿野宿迄送り、倉鹿野より新町へ差送つた所、新町では右損所ある遞送物は、請取ること叶はぬとて、宿繼を肯じない。依て倉鹿野宿から江戸迄持參した所、何の宿で狀箱に損所を生じたか、宿々順々に尋ね來りし旨、海野宿より原町問屋に申來りし故、其事を坂木宿へ申送つた。四月五日原町年寄兵右衛門が、原町問屋と海野宿問屋とで請取つた際に、既に狀箱に損所あつた事を、北條新左衛門留守居に報告し、十一日には　道中奉行彦坂壹岐守重紹に報告した所、海野上田にて損所を生じたものでは無い事判明せし故、勝手次第に歸鄉差支無いとの申渡しで、十五日江戸を立つて上田に歸つた。

延享事件小諸宿證文を忘る

宿々處分せらる

延享四年十二月、老中本多伯耆守正珍より、加州へ遣した狀箱と、宿次の證文が、加州から戻つて來る際に、信州小諸宿で其證文を忘れ、御狀箱と別々に繼ぎ送つた事、及其證文に墨付き汚れて居たと云ふ事があつた。容易ならぬ事とあつて嚴重取調べたが、其狀箱と證文とを繼ぎ送つた時、跡宿から着して受取つた時、異狀があつたなら、其旨を跡宿に申送り、唯請取書のみ遣はして置くか、又先宿へ繼送る時、此の如き異狀があつたと、添書を附けて送るべきに、其を眞面目に行つたのは北陸諸宿で、大部分の宿々は、何等跡宿への請取書に、異狀のあつた事も申送らず、先宿へ異狀の添書も差出さなかつたので、何の宿で墨が附いたり、汚れたりしたか、分明しなかつた。けれども小諸宿の失體、其より板橋宿までの宿々及板橋宿等は、無念の次第と云ふ譯で、嚴しい處分に遇ひ、上田領海野宿より、越中國泊宿迄の宿問屋年寄は、御叱りと云ふことに成つた。此時の宿々處分は

所拂　小諸宿　問屋　平右衞門
役儀取上　年寄　藤　七
急度叱　外問屋　年寄共
押込　板橋宿問屋　市右衞門
年寄　多　吉
外問屋　年寄共

蕨宿より追分宿迄十九ケ宿

過料五貫文宛　當番問屋一人ヅヽ
同　參貫文宛　同　年寄一人ヅヽ

海野宿より泊宿迄三十三ケ宿

叱り　當番問屋　年寄共

御叱請書

此時海野宿より泊宿迄の御叱御請書は、左の如きものであつた。

差上申一札之事

去十二月本多伯耆守様より、加州へ被レ遣候御状箱并宿繼御證文加州より戻り候節、信州小諸宿にて御證文を取忘れ、御状箱と別段に繼ぎ送り候儀、并御證文墨付汚れ候儀ニ付、海野宿は先達て被ニ召出一御吟味被レ遊、上田宿より津幡迄之馬繼は、御代官齋藤喜六郎様田中八兵衛様御手代被レ遣請取書を以て、御證文すれよごれ飛墨付候儀、御吟味被ニ仰付一候處、市振村より泊町へ繼ぎ送り候品、前々より添書遣し來り候故、右状箱御證文繼送り候節の添書に、御證文すれ有レ之旨認め遣し、泊町も同様に添書致遣し、其次船見村よりの添書に墨付候旨、初めて書き送り、夫より津幡迄十三宿は、往返共に墨付候段添書を以て繼送り申候、其外の宿々は、前々よりの仕癖悪しく、右體の儀跡の宿江請取書斗認め遣し、先の宿へ添書は勿論申送りも不レ致候故、宿々請取書之書面、御證文すれ毛立手垢つき候と認め候も有レ之、少しの事と心得、右の譯不レ認宿も有レ之、區々にて戻之節も右御同様にて、墨付候も書き入れ不レ申宿も有レ之候。依レ之加州へ繼送り候節、泊町にて墨付候哉、又は夫より前々の宿にて候哉、何れの宿にてすれ汚し候哉の譯、不分明にて御決難レ被レ遊、畢竟御證文大切に奉レ存候心得薄く、取扱方粗略故之義にて、宿々一同不埒ニ付、御咎被ニ仰付一候得共、此度は御宥免を以て御叱迄にて、右御沙汰に不レ被レ及候間、以來の義隨分心を附け可レ申候。此度小諸宿より板橋迄の、間屋年寄夫々御咎被ニ仰付一候間、其旨を存可レ入レ念候。勿論御證文繼送候節の取扱方、追て御觸書を以て可レ被ニ仰渡一候。夫迄も不埒無之様大切に可ニ取扱一旨被ニ仰渡一候趣、宿々一同に奉ニ承知一難レ有奉レ畏候、若被ニ仰渡一旨相背候はゞ、御科可レ被ニ仰付一候、依レ之御請證文差上申處如件

寛延元年十月六日

松平伊賀守領分

信州小縣郡海野宿より

松平加賀守領分
越中國新川郡泊宿迄
問屋年寄共名印

道中御奉行所

此一例に依て、藩政時代の公用信書遞送の有様は、充分推知することが出來ると思ふ。公用信書は宿々問屋が、前述の如く責任を以て遞送したが、一般民衆等の書狀などは、幸便に托するか、さもなければ態夫を以て、送らなければならなかつたのである。

第十節　定飛脚渡世出願

文化八年に至り其正月、上田宿原町の富士屋料右衛門の弟治助、同町綿屋喜三郎の弟太兵衛の兩人より、其兄及親類連署の上

毎月　五　十五　二十五の三日

毎に定飛脚を仕立て、遠國他國迄も、金子荷物信書等を引き受けて、運送することを渡世としたいと出願した。其願書中には

一宿繼の荷物を運送する時には、宿々問屋へ藏敷を納める

一引請物に異變有之時は、自分共に親類に於て其責に任じ、領主及町方等には、決して一切迷惑を及ぼさない

一道中に於て、不法の行爲あらば、如何なる處刑も甘じて受ける

等の趣を記るしてあつた。原町問屋は其願書を藩に取次いだ處、差支無いと聞濟みになり、其上出願人は旅立屆を差立すに及ばず、唯單に口上で屆出で、差支無いとの特點をも與へられた。此は上田町の交

定飛脚渡世出願

上田交通史上特記すべき事

通上から見て、特記すべき事であるが、此後の成績に付見るべき何等の史料が無いのは惜い事である。

安政三年二月、飛脚問屋島屋佐右衛門の請願を許して、中山道追分宿より、北國往還に由り善光寺に出で、其より越後新潟に達する定期飛脚を開始し、毎月三回往復六回の飛脚を立てゝ、荷物信書を送らしめた舊記定飛脚。此事は我上田宿にも、相應に便宜を與へたものであらう。

千曲川橋と加賀川橋

第十一節　加賀川橋と諏訪部橋

千曲川橋又諏訪部橋

上田宿近くで、交通上度々差支の有つたのは、北國往還中では加賀川(神川)橋、北國脇往還中では千曲川の橋で有つた、今左に此二橋に就て、少く記述して置く。

千曲川橋又諏訪部橋とも云ふ、此橋は諏訪部村から千曲川向の、中之條村に架せられた所から、諏訪部橋とも稱したのである。北國脇往還は、上田宿より此千曲川橋を越え、浦野宿に出で保福寺峠を越えて、松本町に達したが、此往還通行の旅人駄馬等の其よりも、上田領分川西地方と、上田町との重要密接な關係よりして、此橋は多大な注意を拂はれたのである。

寛永三年頃の諏訪部橋

寛永三年差出帳所載に據ると、其頃は橋が三つあり、各長さ二十二間幅一間、そして洪水の爲めに橋の流失するのを防ぐために、つなぎの綱で繋いで置き、此つなぎ綱や船渡の必要と成つた場合、其船に使用する船のくり綱みご繩わら繩は、上田領分中の小泉組、浦野組、鹽田組、所謂川西方面の村々から、出すことに定つて居た。

船のくり綱

橋普請費及人夫

橋の普請修理は、其費皆藩の支出であつた。其時の人足は上田海野町、原町。鹽尻組。小泉組。浦野組。鹽田組より出し、架橋用材木運び出しの際には、田中組、洗馬組、國分寺組よりも人夫を出したのである。諏訪部村、西脇、新町、生塚、秋和の五ケ村は、平素橋方の用を勤むる關係から、橋普請等の場合には、人足役は勤めず又橋用材運び出しの人足にも出なかつた。若し千曲川洪水にて、橋落流の事

平素橋方用向勤め村々

あれば、船渡しとする、其船は二艘

大船　長九間三尺　幅一間一尺　　小船　長七間二尺五寸　幅一間

後には三艘

大船二　長七間三尺　幅一間　　小船一　長五間　幅五尺

となつた。

船頭扶持

船頭は五人なりしが、後四人とした。其船頭扶持は、此橋には縁遠と見られた、洗馬組、田中組を除いた、各組村々より、一軒に付夏分は大麥、秋は籾(京桝三升入)を一升五合づゝ取集めて、之を給することゝなつて居た。上田町から出した渡守給の籾は、原町二石四斗四升海野町一石三斗九升、横町二斗八升、鍛冶町六斗四升、紺屋町三斗四升と定つて居た。

船越の際入用の棹木は、上室賀の藩林から伐り出し、船のくり綱の立柱控木は、上田城堀際の土手に植へた柳、又はさいかちの木を伐つて使ふことに成つて居た。船渡の甚だ不便なりし事は、寶暦三年加州侯通行の時、諏訪部橋落ちて船渡と成り、一船に馬三頭宛載せて、百五十四疋の川西寄せ馬を渡すに、午後四時頃より翌日午前十時頃まで懸つたのである。増水の時人馬瀬越で渡る時は、其水嵩に應じて、賃錢を取ることゝ成つて居た。其賃錢額は指出帳に記して無いので判明しないが、元祿七年九月橋が流失して、船渡とした時に定めた船賃は、定水の時、乗掛一駄人共に十二文、人一人に付四文。高水の時すべて定水の二倍と申渡した。

元祿の船賃

明和の頃、此渡しの船頭、商人の荷物に過分の賃錢を強要し、今迄二十四文で渡した、篠巻干瓢などの荷物も、六十四文乃至百文も取るに至つた。其爲めに商人荷物が停頓し、宿々に於ても、迷惑影響が多かつた。明和三年八月浦野宿問屋は商人の困難を察し、商人等の懇請に依り、諏訪部船頭に商人荷物賃錢は、前々通り二十四文で、渡し呉るゝ様にとの書面を送つた。商人は此書面を此船渡場に持參した

處、船頭達は非常に立腹し、要らざる世話である、此やうな書付は何の役にも立たぬ、浦野間屋を此處へ引摺つて連れて來い、など聞くに堪へない惡口雜言に及んだ。商人は據なく浦野宿まで引返し此趣を訴へた、浦野問屋も船頭等の無体に立腹し、直に上田に出掛け、上田宿の兩問屋よりも過分の船賃を、船頭等が强要しないやう、藩に訴へられん事を依頼し置き、藩役所に出頭して、此度の船頭の所爲の不穩當なる事態を詳述して、此の如き事の無きやう達せられたしと願ひ出た事もあつた。

架設人夫

架橋の時には、上田町からも橋掛人足を出した。仙石氏領主時代の寛文八年九月、此橋落ちし時上田海野原兩町から、人足三百五十人を出したこと、間屋日記に載つて居る。寶永四年四月松平氏領主の際、此橋掛人足は鹽尻組、國分寺組、小泉組、浦野組の四組より、出す人數の十分之一、を出すことに取極めた。此時には兩日に二十人宛合せて四十人外に小頭を出した。此橋掛人足の扶持米は、藩の支出であつたが、寛延元年十月には兩町より、百七十九人（内海野町九五原町八四）を出し、藩支給の扶持米は一石三斗四升二合五勺、一人當り七合五勺であつた。

文政九年に至り、今迄諏訪部橋普請の時には、山より用材運び出し、架設手傳人足等を上田兩町外四組より出したのを、上田藩に於ては之を改めて、請負人に此等の仕事を委渡せんとて、四ケ組及兩町に向て從來出した人夫の數及其賃錢高等を調査し、其人足屋賃錢額を藩に納入すべきを命じた。然るに屋賃錢納入人足不使用のことは、一統迷惑難儀の旨を訴へて、以前の通り人足を出すことを出願したが、同年八月十六日に聞届けられた。其時の口上書は

口上書

諏訪部大橋御普請之節、是迄材木引届幷御普請人足差出候處、請負に御渡可レ被レ遊哉に付、是迄差出候人足高雇賃錢上納候樣被二仰付一候。右賃錢上納之儀は、一同難澁仕候間是まで通り、人足にて差出候樣被二仰付一被二下置一候樣、乍レ恐口上書を以て奉レ願候　以上

八月十六日

四ヶ組　割番
兩町　問屋

淺野門太夫様
鈴木官右衛門様

船渡しの場處正確に知りがたし

問屋日記に據ると、千曲川水出の際には、諏訪部の橋は流失する事が多かつたのであるが、其橋や船渡に成つた時の位置は、今判明しない。けれども河道の變ずるに隨て、其が變つただらうと、想像しても差支は無からう。嘉永年間には、其頃の地圖大砲發放の圖に據て見ると、坂下通往來には橋が架つて居り、諏訪部通往來には橋は無い所から見ると、此方は多分船渡しであつたものと見える。故に此頃は、船場と橋場とが異つて居て、橋の方が上流に在つた。嘉永の前年弘化三年九月には、浦野宿問屋渡邊助九郎より代官に願ひ出た書面に、千曲川渡船場と橋場共に、近年中之條通であるが、上田原から中之條までの道筋は、殊の外惡く往來の人馬大に難儀して居るが、此年渡船場を諏訪部通に爲れたので、道順が非常に宜しく成り、宿方の人馬は大層喜んで居る、故に橋も、此渡船場の有る方へ、移して貰つたなら、人馬甚しく便利と成るとの理由を述べて、橋場の移轉を取計て呉れと陳述して居る。之に據て考へると、橋は坂下通に在り、渡船場は諏訪部通に在つた事が、分明である。故に以前諏訪部通の往來に在つた橋は、上流坂下通往來の方に移つたのである。

諏訪形通舟

諏訪形小舟

諏訪形小舟通船

嘉永四年の夏。諏訪形村御所村の二ヶ村から、小さな通船を上田町に通じて、交通の便に供したい、そして大船は中之條村の方から出すやうにと願出たので諏訪形村より小舟が出ることに成つた。然るに中之條から出る大船が、止まるやうに成つた時、諏訪形の小舟に乘て渡らんとする時には、船賃廿四文出さなければ、其處に村役人が出張して居て、渡らせなかつた。依て嘉永五年三月九日、左の如き紙切

手を拵へて置いて、村役人は勿論小前の者とても、呼出しの時又は上納物の節などには、此切手を舟小屋に差出したなら、速かに小舟を出して通して貰ひたい。此儀を諏訪形村役人に、藩より申付け置かれたいと鹽田組一同より出願に及び、其旨聞届けられた（稲垣嘉永年間手控）

御用　鹽田組
諏訪形村通舟札

橋錢を取る

明治四年四月政府は、橋、舟渡等の設備を命ずると同時に、前例に依る給與助成金等を廢したので、橋錢又は渡錢を徴收することを許した。此時諏訪部の船渡しを船橋とし、船十六艘、橋板大鏈等、總經費千二百五十圓を以て、中之條村中澤吉太郎が架設し、上田廳取極めの橋賃を、徴收することを許されて、船橋受負をした、其時の橋賃は

橋賃

一旅人一人ニ付　錢百文　一牛馬一疋ニ付　錢百廿五文　一駕籠長持　錢百五十文

であつたが、明治五年五月他の街道筋川々橋錢よりは、多額であると云ふ所から、長野縣に適當額指定を願出て

人一人ニ付四厘　牛馬一頭ニ付一錢　兩掛一荷ニ付五厘　人力車一輛ニ付八厘　荷車一輛ニ付一錢

と改正された（中澤吉太郎口上書）

千曲川の流し材木

此諏訪部橋があり、又河の兩岸にも關係があるので、若し千曲川を利用して、材木等を流し送らんとする如き場合には、領主の許可と、問屋庄屋等に其事を承知して居て貰ふ、手續を取らなければ成らなかつた、元祿年間善光寺再建計劃の際、同七年四月善光寺本願家老永田佐右衛門より、江戸に於て、大勸進大本願兩寺より、千曲川筋の諸大名に、千曲川材木流の件に就て、御内意を伺ふ事に成るだらうが何卒許可されるやうにと、上田藩に願ひ出たが、寶永二年正月四日聞濟になり、上田領分問屋庄屋へ、左の一札を差出した。

一札之事

一今般善光寺如來堂御材木千曲川流し申度奉レ願候處早速被二仰付一忝奉レ存候、依レ之川筋御田地は不レ及レ申、川際等損じ不レ申樣可レ仕候。若し川際損じ申候はゞ急度普請可レ仕候。尤於二御領分中に一御材木紛失不レ仕樣に入念可レ仕候、萬一淵等へ沈申候共、其沙汰仕間敷候

一御材木流し申人足共、川筋村々に逗留仕候刻、諸事相愼み當御領分の御法度相背き候はゞ、問屋庄屋中任二差圖一御領分逗留致させ間敷候。品に依り何分にも各々被二仰付一次第、急度可二申付一候。爲二後日一仍而如件

寶永二年酉正月十八日

徳間村　村山茂七
上州小林村　岩井十藏
善光寺　佐藤金左衛門

上田御領分川筋問屋庄屋中

千曲川通船を、信州小諸迄通じやうと計劃した時、上田宿に於て其に故障を申出でたのは、小諸まで通船する時は、小諸は繁昌するも上田は諸物貨素通りに成ると云ふ外に、諏訪部橋があつて通船困難である、若し橋を船渡しにすれば、通船には都合宜しきも、橋が船渡しに成れば、上田市日に川西から出る人々が甚だ不便故、市日の人脚が減少して、上田の市が衰微すると云ふのも、力強い故障の理由であつたのである。萬延元年の四月、降雨の爲めに諸川增水運輸大に差障を來し、諏訪部の船渡も止まつた。他處からの米穀は送り込まれない上に、上田近くの川向からの米穀も、運ぶ事も出來ない爲に、上田は米穀拂底となり、賣米は百文に付七合の高値に上り、其日暮しの人々は甚難儀をしたので、圍籾を摺立てゝ安値に小賣をした事もあつた（問屋日記）

北國往還の中で、上田宿が時々迷惑難儀したのは、上田宿東方の加賀川の橋であつた。此加賀川は時々水出があり、其度毎に橋が流失するので、或る時は水出の際に其橋を撤して、流亡を免れることを爲

仙石領主當時

た事もあつた。此等の場合には、此往還の人馬の往來は忽ち止まり、渺からぬ難儀をしたのである。仙石氏上田領主の頃は、藩の作事方で萬一に備へるために、架け替の橋を用意して置いた。故に若し橋の流失する事あれば、直樣其を運び來て架設したので、人馬の往來差障の日數は割合に少なく、交通上大に便利を與へた。然るに松平氏領主の時代には、此橋に注意を拂はなかつたのか、又は手が廻り兼ねたのか、橋流失の時度々其普請を歎願しても、早速取計らつては呉れなかつたので、往來困難なるばかりでなく河渉りの際に、往々怪我をする者すらあつた。左の間屋日記所載は當時の實況を傳へて居る。

寶曆三年八月廿日一、加賀川橋出來二十日晝より人馬渡り申候。此度加賀守樣御通行に付急に被二仰付一候、古來は御かこひ橋御作事に出來有レ之、加賀川橋落ち候へば、越前守樣御代には早速御作事より附け運、此度の通往來通路差支不レ申候。御當代に罷成候て、一切御構不レ被レ成過分に川越賃村方取レ之、町より人馬橋場へ相詰、双方困究其上水荷にても橋御沙汰無レ之候、人馬河渉り間々怪我有レ之大困難致候に付、自今共此度の通り早速被二仰付一候樣に仕度、往來ばかりに無レ之宿場御救にて候。とあつて加賀樣の勢は、橋にまでも及んで居ると見へる記事である。

此寶曆の頃加賀川橋が落ちた時、廻り道をして笹井通を往來する事は禁制で、武士は勿論諸商人社寺詣等に、他に廻り道の有無を尋ねた時は、廻り道無しと斷るべしと、寶曆七年の藩觸にある。此禁制の觸に、武士は勿論と重く視て居るのを見ると、或は領分の樣子を知らせない、爲であつたのではあるまいか。

川越人夫

此橋の落ちた時川越の人足賃錢は、文政九年六月の定に據ると

一乘掛	川越賃錢	一駄	高水百六十四文
一駄荷	同	一駄	中水百文 高水百六十四文 中水百文 高水百六十四文 中水百文
一駕籠	同	一挺	

一歩行　同　一人　高水四十八文　中水三十二文

一輕尻　同　一駄　高水二十四文　中水十一文

但此餘は何十貫目にても賃錢右の貫目に應じ候事

高水　水勢強く乳の上まで届き候を高水

中水　水腰の邊まで届き候を中水

と斷てある。

安政三年八月廿五日の夜、大風雨の時加賀川は別して增水し、橋は流失し往來は留つたが、二十八日に至り蓮台渡しで河を越した。此川の蓮台渡の事は此時が始であるが、多分井蓮台であつたらう。

神川の蓮台渡

第十二節　旅　舍

旅　舍

木賃三文

木賃宿

旅籠屋

旅人を宿泊せしむる驛家に就て、幕府より尤初の觸は、慶長十九年十月に、旅人が驛家に投じ、其家の柴薪を使用して泊る時は、其木賃として、錢三文を出すべきを令したのである。然し此以前慶長八年に北國往還宿驛が定められた上は、諸行商人旅人等の宿泊すべき旅舍が、無ければならぬ、故に上田宿に於ても、其頃は木賃宿はあつたと思はれる。其木賃宿の有樣は、何のやうであつたか不明であるが、柳庵雜筆に「慶長の初年頃は、旅人一日の粮食を、糯二合五勺とし、十日を行く者は則ち二升五合を携へ、旅舍は唯之を淹すの溫湯、及臥床を給するのみ、衾褥は豫報あらざれば借さず」とあり又武家事記に「古來旅客傳舍に投ずれば、皆自ら其飯を炊で之を食ひ、舍長は唯其秣芻を辨ずるのみ。故に昔日馬槽を以て、旅舍の招標と爲す、時俗其家を稱して馬駄餉と云ひ、後世轉じて旅籠屋と云ふ」とあるに依て、其大凡を察することが出來ると思ふ。

木錢宿賃漸騰

旅舍に於て收むる木賃の高は、年を追ふて次第に其額を增し、萬治二年十二月には、旅舍の宿賃は、其柴薪と共に十文とす、若し其以上を貪るものは、三十日の繫獄を命ずることゝし、寛文五年十月には中山道の木錢宿賃を增し、主人十六文馬十文下僕六文とした制度集。延寶三年正月には、各驛の木錢宿賃を、主人三十二文、從僕十六文に增額した令條記。

延寶頃の木賃

本　陣

上田宿本陣の事は、既述した所であるが此も旅舍の一つである。諸大名などの通行に當り、寺院でも、普通民家でも、旅舍でも、主人の休泊する所を、本陣と稱したのであるが、後には本陣と稱する旅舍が定つて、述職諸侯の通行の際などには、主人其所に宿し、家臣等は他の旅舍に宿泊することに成つた。諸侯述職の途上、休憩は必ず本陣に就くを命じたのは、文政七年十二月であつた五街道類寄。又此頃は本陣の外、脇本陣とか使屋宿とか、特別の者の外の旅舍は、普通玄關上段の間などは、造ることが出來なかつた、旅舍家造の相違して居た點は、此に在つたのであるが、明治三年に此差別は廢せられて旅舍平等に成つた。

普通旅舍

宿泊人名届出

元祿頃の上田宿々泊人數

上田宿で宿泊人を届け出させたのは、仙石領主時代の元祿七年閏五月三日に、藩より「向後町方旅人上下によらず、其主人幷に名人數を旅舍亭主から書付けて、時々問屋まで届け出るやう」と、命じたのが始である。此届出に依て調べた所に據ると、其翌年卽ち元祿八年の正月中に、三百九十人、二月中に五百九十五人、三月中に六百十五人で三ケ月間に計千六百四十人あつたと、原町問屋日記に載つて居る、此は原町分に屬する旅舍の宿泊人で、海野町横町分は加はつて居らない。大凡此二倍三千二三百人位の宿泊者が、惣町としてあつたものだらう。此は上田宿交通狀況の一端を知る、一資料と成るものである。

宿泊人届出改正

此宿泊人届出の事は、天保九戌年一月に至り、毎月六度づゝ旅舍から問屋迄届け出で、問屋は一ケ月毎に、町奉行所へ差出すことに改正した。此等の届出が、今日まで殘つて居るか、日記にでもあれば、旅舍の家數や上田宿交通狀態を知る好資料となるのであるが、今此等の殘するもの絕無である。此届出

改正の際に、藩より注意した所に依て見ると、旅舎の中で、横町、柳町には逗留客が特に多い趣で、宿泊人名取調は、嚴重にすべきを命ぜられて居る。海野町原町などの旅舎と、横町柳町の其とは、場所の關係もあるだらうが、旅舎の樣子も自ら異つた所があつたであらう。

仙石時代旅舎への申渡し

仙石領主時代、宿屋に申渡した事項を左に記して、當時の旅舎の有樣を想ひ見る資料とする。

一武家の泊客があつた時は、小附等をよく改めて、出立の際馬方に渡し、其事を宰領に斷つて置く事

若し出立後に取落し物あつたなら當番間屋へ亭主自ら持參すること。格別相談の無い外は合宿は無用の事。自然出火の際には、宵に申付て置いた人馬を呼び寄せて、宿り武家の指圖に從て處置すること。

武家泊人數多く宿定の二十五疋二十五人以上の人馬が入用の場合には宿着後直に聞いて準備をして出立の際に遲滯ないやうに取計ふこと。

一人者指圖なくして宿泊さすべからず

一一人者は指圖無くしては決して宿泊させぬ事

一旅人一夜泊は差支無いが二夜泊りは願書を差出す事

止宿人一人にて外出せしむべからず

一止宿の旅人を一人で外へ出掛けさせてはならぬ、若し止むを得ない用事で外出する時は其行先を尋ね人を附けて出す事

一胡亂なる者は決して宿泊させてはならぬ。若し普通客を見過つて、宿泊させて後に如何はしく思ひついた時は、其事を早速間屋へ申出て其指圖を受ける事

宿泊人出立の際くわへぎせる堅く禁ず

一宿泊旅人が出立の節に、くわへぎせるをする事は堅く止める事

一止宿商人等の荷物を預つた時は、念を入れて預ること

一旅人が病氣で駕籠で來て重体故、駕籠共座鋪へ入れて其儘にして置いて吳れと申しても、急度見届ける事

旅人病氣の時の取扱方

一旅人が宿泊中病氣と申すなら、其樣子に依て醫者を賴で遣はす事

一旅人に若し何か異狀があらば、早速届け出る事

一大名方の飛脚足輕等が、當所に宿泊した時、江戸や倉鹿野などへ行く商荷物を其宿の者が世話をして、武士の荷物のやうにして、附出す者もある由なるが、其樣な世話を爲てはならぬ。

うさんがましき者は片時も宿借すべからず又他宿へも世話すべからず日暮れ後は商人旅客外出せしむべからず宿泊人の不届不都合は宿主も責あり

此後貞享三年には

旅人宿借る時は、一夜は無滯宿泊させ。又うさんがましい者は、片時も宿を借すことは成らぬ又其者を他の宿屋に世話する事も成らぬ旨、嚴重に申渡し宿屋共の連印請書を差出させた。

又商人を宿泊させた時、日暮の後は何方へも、其旅人を外出せしめては成らぬ。外出せねば叶はぬ用事があつて、外出するならば、宿から人を添へて、其事を斷り置く事にせよ。萬一此旨に背き旅人不都合不届の事があらば、泊め置いた宿屋、急度申付くるであらうと、以前の申觸を重ねた事がある。

松平時代

二夜泊り客は願書差出すべし

松平氏領主時代、享保十五年申渡した條々の中、旅舍に關することに就て、次の一條がある。

一旅人一夜は各別、二夜と泊り候ものは、願書差出留め可レ申候。惣て逗留の旅人商人何方より成共、慥なる添狀無レ之候ては、逗留爲レ致申間敷候。穀屋看問屋にても、逗留旅人は斷り可レ申候。逗留中博奕之儀は不レ及レ申不作法成儀、無レ之樣亭主々々心得可レ申事

又同十七年十二月

宿屋致候者、往來の者留め候とも、面々心得可レ有レ之事に候。若し不埒の者留置候はゞ、遂二吟味一其罪を可レ正候

と申渡し、宿泊人に就て充分注意を拂ひ、然る後泊らせる樣に注意した。

上田宿旅舍漸く多し

享保十九年に原町の旅舍業者等、近年木町や柳町に旅舍が多く出來、難儀する旨を訴へ出て、柳町な

どに旅舎を營業とする者は、差留めて貰ひ度と願ひ出た。此は此頃柳町は傳馬役を勤めて居なかつたので、傳馬役を勤める者にのみ、旅舎渡世を許すことに爲れたい、といふ意味も有つたのであるが、原町以外の柳町あたりに、旅舎の多く出來たのは明かに認められる。

宿引

往來旅人を我旅舎に、引入れんと競爭する時、所謂宿引を出すのである。此は往來旅人の宿を求むる者の割合に、旅舎が多く出來た時、起る現象と見るべきであらう。寛延四年六月上田宿旅舎の中で、宿引を出し泊り客を引入れることが、頻りに行はれ、旅舎中の人手も少く、宿引を出すことの叶はぬ所は馴染定宿の泊り客も、他家に奪はれるといふ事もあり、營業難儀に成りしかば、其等旅舎は連署の上、問屋年寄宛に宿引停止の事を出願した。此事は原町、海野町双方共に願ひ出た。左に原町分の出願口上書を次に記す

宿引禁止願

奉レ願口上書

一當年別して往來無二御座一候ニ付、宿引出し留候儀、先年御停止被レ爲ニ仰付一候處、近年猥りに相成宿引出し留仕候。無人に有レ之候者は、別して難儀仕候ニ付、諸家御家老御用人樣方は格別、外諸士方御馴染御定宿諸商人物詣での類、宿引出し申儀、先年之通御停止被レ爲ニ仰付一、面々前切留申候樣、被レ爲ニ仰付一被レ下度奉レ願候　以上

未六月廿八日

旅籠屋十五人名印

原町問屋殿御年寄衆中

宿引停止の旨を達す

此願意は直に聞屆けられ、急度停止の旨申渡された。此口上書連名十五名の旅舎は、口上書中に在る無人に有レ之者で、宿引として遠くまで、人を出す事の叶はぬ旅籠屋であつた、と見て差支無からう。左すれば原町分には此等十五軒の旅舎外に、人手が多く宿引を出し得るものも、あつたに相違ない。海野町分の方は、出願者の數を知ることは出來ない故、宿引を出すことの叶はぬ旅舎の數も、推測不可

能である、若し原町分程と假定すれば、寛延の頃上田宿の旅舍は、四十軒以上にも及んだかと想はれる。

無賃宿泊者の取扱方

無賃宿泊者の取扱方　明和四年九月藩より町問屋に向て、往來の相對勸化、出家、禰宜、山伏、ごぜ、座頭の類、及び虚無僧、道心者一人者の類が、行暮れて一宿を乞ふた時、是迄如何なる取計ひ方を爲したかを尋ねられた時、問屋より之に答へた處は、次のやうであつた。

一、宿々在々相對勸化帳面持參、村繼にて月番問屋へ罷越御城下勸化相願候は、先規より入り來らざる儀は、一切取上け不レ申候得共、勸化帳面に記し持參仕、達て相願手間取れ、帳場差支にも罷成候ニ付、錢十六文二十四文或は五十文迄取らせ、人足賃先村へ爲レ遣申候。御城下家別に相廻り勸化仕度案内之者願候とも、此段は取上け不レ申候

一、不具者病人之類、村繼にて送り來候節、人足賃先村爲レ遣申候。暮に及候節、軒下に差置勞り、翌朝爲レ遣候儀も御座候

一、窄人者之由にて、草鞋錢願幷道中にて煩ひ旅錢遣ひ切り、宿々にて情を以て、往來候由願候族は無レ據錢少々宛爲レ取申候

虚無僧座頭は無賃にて泊る

一、虚無僧座頭一宿は宿申付候。是は前々より木賃米代出し不レ申、無賃にて泊り申候

一、ごぜ五人或は十人余も、一所に度々罷越宿願候、前々より無賃にて宿申付候。別して夏秋過ぎ大勢罷越候

牢人道心者等の後難計りがたき者には無賃宿泊を許す

一、牢人道心者、物參り者類、禰宜山伏其外一人者の類、一宿願候節、其筋得と相糺し候へども、錢米所持不レ仕者過半御座候へば、無賃宿申付候へ共、町中之夫錢に相成候間、色々取扱候へども、達て歎願申候、右躰の者共に御座候へば、後難も計難く無レ據無賃宿申付候

一、難風にて破船致候他國船頭の由、宿々の情にて往來致候由歎申候に付、是又無レ據無賃宿申付候

右之通是迄仕來候、無賃宿泊之義は、木賃米を町中にて償夫錢仕、宿屋へ相渡申候、近年は別して人數も相增難儀仕候　以上

亥閏九月三日　　兩問屋

御奉行様

浪花講　文化元年に大阪玉造清水町の松屋甚四郎といふ者、綿弓の弦を鬻ぐを業としたが、其者の手代源助といふ者、行商して諸國を歷廻し、其際常に旅舍の待遇厚薄に、注意を拂つて旅行したが、旅舍の實直なものは、極めて稀であつた。依て其主人甚四郎及び、江戸の鍋屋甚八等と相議し、日本全國の路次大小を問はず、組合を定めて其弊を改め除かんと謀り、松屋甚四郎鍋屋甚八兩人を以て其講元とし、諸國賛成有志の旅舍を結合して一社を立て其名を浪花講と稱した。此講中に入つた者は、每家其招牌を揭げて旅客の待遇改善の標とした。諸國の旅舍陸續と、此講に加入するやうに成り、諸國路次の宿々に於て、浪花講の招牌を揭ぐる旅舍を、見ない處無い有樣と成つた。上田宿の旅舍中で此講に加入したものは、原町の宮下兵右衛門及びひしや清兵衛の二旅舍と鎌原町田中吉右衛門海野町の梅本源兵衛の休息所であつた。けれども今日では其招牌の形すら、存する者を見ることが出來ない。けれども文化年間に旅籠屋渡世の者、商賣上の風儀を改めんとて、旅舍仲間相談して、行事世話等を設置し、時々會合して打合せをしたが、其は表面の名聞ばかりで、良くない事が多かつた。依て藩は旅舍としては、規定の條目を守り、正路に營業すべき所、却て旅籠屋共が、遊藝者など猥りに宿泊させ、町內の風儀を紊すやうな事を爲ると聞く、甚以て不届至極である。充分取調べて、嚴重に處罰すべき所であるが、此度のみは寬典に處して置く。以後旅籠屋共は、急度風儀を改めて、眞劍眞



面目に仲間の者共相談して、正路第一に營業すべし、と文化十年十月嚴達した事があれば、旅舍仲間改善に加入せしものありしも、あまり良好な成績を擧げること能はずして、嚴重な戒告を與へらるゝに至つた事が推察される。

俄旅籠屋
俄旅舍不相成

俄旅籠屋　一年の內旅行人の多い季節のみ、俄に旅人宿を始め、旅人減少の季に到ると廢業する者が、文化七年頃に多く成つた。其は旅籠屋を定業として居る者には、迷惑至極の事であつたので、定業者より俄旅舍停止を出願した　依て翌文化八年正月に

旅籠屋渡世の義は、外商賣と違ひ、御用宿廻り宿等夫々相勤來候。然る處往來旅人繁く有レ之候時節ばかり、俄に旅籠屋相始、纔の間渡世致候ては、定商賣之旅籠屋渡世に差障候趣相聞候ニ付、以來勝手を以て往來繁き時節計、渡世致候義は不ニ相成一候。以後渡世致度者は相屆差圖次第可レ致候

未正月

右之通組合一統承知可致候

追々交通が頻繁と成るに從て、旅人宿營業が相當利益ある生業であれば、一時便宜主義の俄旅舍などが出來ると、自分利益を減少する故に、之に向て故障を申立てるのは、當然の樣にも思はれるが、旅舍は宿場としての一役目、卽ち旅行人宿泊に便する役目を果し、又其に依て一宿全体に其潤を及ぼす譯であるので、若し宿場以外の所に於て、旅籠屋を始めるといふ事があると、此は宿場として、默認觀過し得ない事である。上田宿と坂木宿との中間村なる鼠新地で、旅籠屋渡世を始めた者があつた時、坂木宿では其に故障を申出し、遂に江戸表の裁許を仰ぐに至り、寬政十一未年「歩行も難ニ相成一病人は、坂木上田兩宿役人江申通じ、止宿爲レ致候は格別、其外行暮れ足痛の由申候とも、商人幷に往來の旅人を、鼠新地兩村に於て、止宿爲レ致候義は相止め、宿場助成の差障に不ニ相成一樣可レ致」と裁許になり、中間村に於て旅人舍を開始營業する事は、許可せられなかつた。此は北國往還中、上田宿にも關係あつた一

鼠新地の旅舍

の出來事で、宿場の性質特權を知る、好資料の一である。筆の序に上田領分内で起つた、旅舍繫爭事件の一を記して見る、此事件は其當時の狀況事態を知る、他の參考ともなる出來事である。

諏訪形旅籠屋問題

事は上田宿川向の諏訪形村の者の中に、旅人を宿泊させた事があり、上田宿では宿場としての、潤を分け取られる卽ち宿場助成に差障ありとの理由で、上田宿兩町役人一同相談の上、文化八年八月惣町役人の名を以て、諏訪形村に於て旅人宿泊の事を、嚴重差留められたき旨出願に及んだのである。尤も此事は既に文化六年巳年に、一度願出で其三月に、諏訪形村の旅籠渡世を、嚴重に差留め其看板なども、取去らせたことがあつた。其後猶旅人止宿の事が止まなかつた故に、此年三月再び重ねて出願し、嚴重取締方申付けた處、又同年六月其禁を犯すことを發見せし故、茲に三度重ねて、藩の嚴重取締を願出た

諏訪形旅舍差留め願

奉レ願口上書

當宿旅籠屋之儀は、御大名樣御休泊之節、御下宿御關札並御朱印御證文、佐州御用其外都而御用ニ而御通行の御方樣ハ、御少人數ニ而も合宿不ニ相成一、並御休泊御觸無レ之候而茂爲ニ手當一日々御用宿、其外廻り宿と名付、問屋より致ニ差圖一候旅人ハ、順番宿申付路用旅籠錢も無レ之、問屋江相懸り候者は、是又順番宿申付候

御城下之内にても旅籠屋之外は、往來旅人止宿不レ爲レ致候仕來リニ御座候、往來幷ニ神佛參詣之旅人爲レ致ニ止宿一候餘情を以て、家内はこくみ宿役其外、旅籠屋ニ付前書通順番役、日々相勤來候處、御領分小泉組諏訪形村政吉、嘉七、金次郎、曾右衛門儀、旅籠屋渡世相初め、旅人止宿爲レ致候旨、旅籠屋共承レ之候ニ付、去々巳三月御取締被ニ仰付一被レ下候樣申出候ニ付、其段申上候處、右村旅籠屋渡世嚴重ニ御差留被ニ成下一候段被ニ仰渡一、難レ有其段申渡置候處、看板ハ引取候得共、止宿爲レ致候義ハ不ニ相止一趣相聞候ヘ共、右被ニ仰渡一候上ハ相守罷在候義と奉レ存候所、當未三月十五日右村政吉方ニ、上州黑川村四人組之者止宿仕候段、旅籠屋共見届御取締之儀被ニ仰付一被レ下候樣申出候ニ付、其節奉ニ

上田宿旅舍諏訪形宿泊人見届けに赴く

願上ニ候處、猶又右村方江嚴重御取締被ニ仰付ニ候段被ニ仰渡ニ一難レ有奉レ存候處、追々旅人止宿仕候段、旅籠共及レ承候間、當未六月廿二日爲ニ見届ニ一旅籠屋共罷越申候所、嘉七方に上州中五閑村旅人八人止宿仕居候旨申出候。右躰猥ニ止宿仕候而は、當旅籠屋共宿役御用宿等難ニ相勤ニ一成行可レ申歎敷奉レ存、再應御取締被ニ成下ニ一候樣申出候ニ付、猶又奉ニ願上ニ一候所、此度願書差上可レ申段被ニ仰渡ニ一、元より諏訪形村之者共全相手取奉ニ願上ニ一候存寄ニ ハ無ニ御座ニ一、御取締被ニ仰付ニ一行暮足痛と名付、旅人止宿不レ爲レ仕旅籠屋渡世嚴重御差留被ニ成下ニ一、宿場助成不ニ差障ニ一候樣幾重にも御慈悲奉ニ願上ニ一候右願之赴被レ爲ニ仰付ニ一被ニ下置ニ一候者、宿役御用宿等無レ滯相勤宿場相續可レ仕と難レ有仕合奉レ存候　以上

未八月　　町年寄

伊藤源左衛門

外十二名連署

兩問屋　連署

御奉行樣

落の處分

出願に依り落に於ては、諏訪形庄屋宮下周助以下の役人、兩町役人を呼出し、田中宿問屋小田中重右衛門、小泉組割番倉澤平右衛門、隣郷庄屋小牧村片岡清二郎等を立合はせた上

一、諏訪形村の嘉七政吉金次郎會右衛門等は不埒ニ付以後行暮旅人報謝宿迄も致すべからず

一、行暮旅人病氣等にて、志す所迄行くこと能はさる時は、村役人共之所にて一宿、差支ある時は其差圖にて、村内順番ニ止宿せしめる

一、荒神參詣の者は、行暮旅人共と違ひ留候儀不ニ相成ニ一、若し病氣と申止宿爲レ致候者は、村役人迄急度被ニ仰付ニ一

一、實際足痛病氣等の者は、村役人相當に手當をする、其上住所名前病氣之樣子を屆け出る

右に就て兩間屋町年寄、諏訪形庄屋以下役人立會人、御請證文を出した。

第十三節　諸大名の通行

諸大名の通行

諸大名參覲交代の際、通行する諸道の宿驛は賑と潤とを將來するが故に、此通行は宿驛の書き入れ收入とも、考へられて居たやうである。此諸侯逑職の爲めに經由する路次は、幕府の定むる所に、從はねばならなかつた。道中秘書に據れば、東海道通行の諸大名は、越前五畿內近江以西の諸國の悉く之に東海道に沿える諸國の四十二ケ國の諸侯。中山道經由の諸大名は、加賀、越中、越後、信濃、美濃武藏、下野の諸侯であつた。信濃諸侯の中でも、飯田、高遠、高島の三藩は、甲州道中經由することに成り。其他は皆中山道通行の事と成つて居た。信濃以北、加賀、越中、越後の諸大名は、中山道經由と決つて居たのである。故に此等の諸大名と、上田以北の信州諸大名は、皆北國往還を通過し、上田宿に休泊したので、宿の爲めに重視されて居たのである。故に若し或事情の爲めに、其通行路次の變る等の事があれば、通行路次關係の宿場は、大な影響がある故に、此の如き場合には、其對策を講ずるのである。上田宿に於て此種の事の起つたのは、文政十一年である。松本藩主參覲交代の際には、以前は保福寺峠を越えて、上田宿にかゝり、北國往還に由り中山道に出で參府し、歸城は再び此路次を經て、歸つたのであつたが、文政の頃には、藩主通行此路次に由らずして、唯荷物のみ繼ぎ立つる事と成つた。其處で岡田、保福寺、浦野、上田、海野、田中、小諸の七宿相談の上、次の如き歎願書を松本藩に呈出して、參府或は歸城の其一でも、當宿々を通行せんことを請ふた。

上田通過の諸大名

松本藩主の通行を懇願す

願書

乍恐奉二願上一口上書御事

殿樣御參府御歸城之節、中山道御通行被レ爲レ遊、當宿々御通行無二御座一、御荷物而已御繼立仕候。然る處上田宿より岡田宿迄之間、峠有レ之難處の上、往還道普請橋渡等諸事手入等閑二相成候故、人馬

役の者共ハ勿論、往來の旅人迄難儀仕歎ケ敷奉存候間、奉ニ恐入一候得共、御先代様之通御參府御歸城共に、當宿々御通行被ニ成下一候様、奉ニ願上一候何等御差支之儀も御座候ハヾ、御參府御歸城の内、一度は當宿々御通行被ニ成下置一候様、偏ニ奉ニ願上一候、乍レ恐御休泊幷人馬御繼立聊御差支無ニ御座一候間、被レ爲ニ聞召一右願之通、御聞濟被ニ成下置一候ハヾ難レ有仕合ニ奉レ存候、依レ之宿々連印口上書を以奉ニ願上一候　以上

文政十一年二月

小諸宿　問屋二人　田中宿　問屋
海野宿　問屋　上田宿　問屋
浦野宿　問屋　保福寺宿問屋
岡田宿　問屋

松平丹波守樣御內
御道中御掛
御奉行樣

加州侯宿泊

加賀金澤百萬石の前田侯は、逑職の時は必ず北國往還を經由したが、行程の都合上、上田宿には宿泊は爲なかつた。然るに寶曆三年八月、歸國の時には、途次日程の變更から、上田宿に宿泊する事となり此旨上州坂本宿より通知があり、海野宿年寄より、上田宿に通知された、けれども未だ曾て此事無かりし故、上田宿では心得難い事とは思ひ乍ら、萬一相違なきに於ては、大した事故、先以て町々座敷物置など片付、掃除等致し亭主の外出を許さぬ事とし、加州侯より正式の先觸又は宿割役人到着後、樣子判明り次第、宿割するに決し、海野町、横町、原町、柳町は勿論、在分常田、房山の方まで、右の旨觸れ達した。此外鍛冶町紺屋町宿も、座敷持の家々へは、同樣に通知した。晝過ぐる頃加州侯足輕の者先觸參着、彌上田泊りと云ふことに付き、上田宿役人より請書を渡した。藩御作事からは、役人諸職人大勢

上田宿町々は勿論在分常田房山あたり迄座敷持の家々に宿割あるべきを通知す

出張して、番所見通屋切其外修繕を大急で爲した。兩問屋の內海野町問屋は本陣にて、宿泊御用に專心すべきに付、人馬運送の事は、原町問屋に於て萬事取計ふことゝ成つた。

二十一日午前四時頃早駕で、宿割役人二人到着、海野町問屋太郎兵衛の案內で、宿々へ宿札を渡した。

千曲川洪水にて河向の寄馬來らず

此日は千曲川水出の爲めに、諏訪部の渡船が止つて川向からの寄馬は、來られないといふので、海野宿からの馬を上田宿に泊まらせ、其を坂木迄通すことに成り、村々から馬飼料を集める、馬士は種々難澁申立て逃げ歸らうとする、其を房山、田町、横町で差留めて戻らせるなど、混雜したが、藩役人の中で、川を乘り越して川向に赴き船を出させ、一船に三疋づゝ乘せて渡すことゝし、百五十四疋川向より寄馬が着したので、海野田中の馬は歸らせることが出來た。加州侯通行の時は、前にも記した如く、五百疋からの寄馬を要した程の所に、千曲川滿水の爲船止で、川向から寄馬が來ないので、上田宿は人馬の繼立にも、大狼狽をしたのであつた。

盜賊奉行夜中巡視

二十一日暮時から、加州荷物が追々着きはじめ、夜十二時加州侯駕籠が本陣に入り、其より明二十二日午前四時頃迄に、加州家中の者が段々到着した。二十一日の夜は、上田藩町奉行は本陣の近所に控え盜賊奉行は組の衆拾人と、二張の高張提灯で、終夜町內を巡視し、物頭木村七郎右衛門も、夜中の巡視同時に徒士目付も出張、町手代は兩人、問屋場を夜中見廻り、町々の番所は堅く締切り、捧突足輕十二人にて警戒した。

加州侯立退きの場町年寄夜中見廻り

此夜は此の如く非常を警め、猶且萬一出火等の變事には、早鐘を撞くことを、寺々に申觸れ、加州侯立退きの場としては、芳泉寺を指定して置いた。鍛冶町紺屋町へは、萬一出火之節は、町內の者連れ駈付くるやう申渡し、兩町年寄は夜中火の廻りをした。

夜に入りて、追々到着の人々多くなり、前以て宿割をして置いた宿では、充分で無く他に宿入する者

もあつた。それで上は常田村の大次郎宅より、下は柳町治助宅其他田町、房山まで宿泊するに至つた。

翌二十二日午前十時供揃にて、加州侯坂木に向て、上田宿を發足した。此大騒をした「加賀様始ての御泊り」の時、如何程の人數が通行して、何程の人馬を要し、何の位の金が上田宿に落ちたものか、問屋日記載する所は、次の如であつた。

宿泊人數

一御泊御人數合　二千五百十六人

御馬二十四疋　御小荷馬二疋

一御家中御乘馬　三十六疋

一長持　拾九棹

一分持　百八十五指

一駕籠　六十四丁

四ツ手駕籠十五丁

一幕　十六干

一乘掛　百二十三組

一輕尻　三十二疋

〆三百一疋

御泊り拂分

泊り入費

一銀　三枚

一金　六兩三歩

一錢　二百九十貫四百五十文

爲金六十五兩一歩八十四文

右御泊り雜用茶代共惣高也

此外に銀十五枚、金五百疋八端三反を、本陣はじめ宿泊遞送等に盡力した者に贈られた。

覺

一馬三百一疋　　一人足二百五十人
右御泊り入用
一馬九十六疋　　一人足四十四人
右御立跡荷物入用
馬〆三百九十七疋
　内百五十四疋　川向寄馬　二百廿八疋　海野寄馬　十五疋　町馬
人足〆三百二人
　内百四十六人　川向寄人足　塩尻組共　百五十六人　町人足

慶應元年加州侯宿泊

慶應元年五月、加州金澤前田侯、京都御警衛の爲め、在所金澤に立寄り上京することとなり、四月廿七日江戸表出立、北國往還通行金澤に向ふ途次、五月三日上田宿に宿泊した。其時上田藩よりの町觸は如何に注意周到なりしか。今玆に記して見る。

上田藩の町觸

加州樣當地御泊に付町觸

一申納言樣御通行之節、無禮不レ致樣可レ致事
一座敷有レ之分下宿可レ致候。尤明晦日御宿割可レ有レ之候間、掃除等致置可レ申事
一火之元別して入念、御泊の夜立番可レ致候事
一御通行之節御供割り不レ申樣可レ致候。外より拜見に參り候者、無禮無レ之樣亭主々々心附可レ申候
一下宿札相渡候節、人數に堅有レ之候とも、不二申立一札請取可レ申事

一御着夜に入り候はゞ下宿札行燈に張り表に出し置可レ申候
一御立夜の内に候はゞ家毎に行燈出し可レ申事
一宿札打仕舞御宿割中、御差圖無レ之内批取申聞敷候。打仕舞見分致し其上にて、差圖可レ有レ之候事
一夜具据風呂用意可レ致候事
一人馬刎錢宿屋にて、請取翌日可二差出一候
一御旅籠平均一人前四百五拾文づゝ之事
御泊に付自然出火之節手當左之通
一瓦燒鍛冶町常田邊は、鍛冶町火消駈付
一紺屋町より西脇邊は、紺屋町田町火消駈付
一房山幸町新小路は、鍛冶町田町火消駈付
右御城下續きは右之通。相離れ候所の出火に候はゞ駈付に不レ及候
一鍛冶町火元に罷出候はゞ、紺屋町は御本陣に駈付
一紺屋町火元江罷出候はゞ、鍛冶町御本陣に駈付
一御關札内に候はゞ、惣町不レ殘火元江駈付可レ申事
一田町火元江不二罷出一候節も支拵居り、大火に及候はゞ、方角に不レ構駈付可レ申候
一出火と申候はゞ、寄馬表江出し申聞敷候
一下宿下宿に人馬早速向け可レ申事
右之通心得可レ申事

流石に百万石の加賀樣御通は、大形豪勢のものであつたのは、前述した所でも知り得られるが、江戸時代中葉以後に至ては、何れの大名も概ね皆財政難の所から、參勤交代の時分にも、其道中は中々儉約し

越後高田侯の宿泊

たやうである。今其一二の例を擧げて見ると越後高田十五万石の榊原氏は、上田宿々泊の大名中大大名の方であるが、其安永三年四月廿七日、上田宿に泊つた時の有様を、本陣日記に據て見ると。はたご一人に付、百六十文に定め置きし所、右賄勘定の時掛り役人が、一人に付四文づゝ負けて呉れと申込み、百五十六文請取つた。其上宿割役人賄拂方衆、都合十人は支拂はなかつたので、百五十六文の内から十人分引て、一人に付百四十五文づゝ、下宿へ拂つたとある。

安永當時の記錄

又翌安永四年六月通行の時の記錄は

一榊原式部大輔様、御國元十五日御發駕、十六日善光寺御泊、同十七日上田御泊七ツ時御着座
献上物鹽鯛二枚、夏大根十本上げ申候、御宿入貳兩一歩被レ下候、御本陣附決し而相知し不レ申候、
宿御坊主御兩人御仲間横目私註横目は目付役五人朝御横目衆五人御次五人其外御台所衆御賄方共支度入不レ申
候、米六升買上此方ニ而何にても構不レ申候、膳椀拜借し申候、米一升五十五文宛請取
一旅籠代一人百七十二文宛定置候處、旅籠御拂之御方三人、御宿割五人、外ニ頭二人、都合拾人分拂
無レ之候ニ付、惣高之内十人分引、一人百六十六文ツヽ、下宿へ拂申候

松代藩弘化年度の通行

此の如き事は、勿論稀なことであつたから、本陣記錄に詳細を載せたものと思はれるが、たとへ稀有な事としても、大名宿泊としては、隨分酷い然も慘めなものであつたと謂ふべきである。

松代藩は、弘化四年善光寺大地震、犀川洪水の爲めなどで、非常な慘害を被つて、上下共引締つて儉約しなければ成らぬ際であつたから、此年八月參府の時には、前以て儉約の旨道中宿々に申觸れた。松代侯は上田宿泊りの事は、無く休憩であつたのである。

一信濃守勝手向從來不如意の上、先般未曾有の地震ニ付ては別而調度儉約申付候。依レ之今度參府之節途中江御見込他宿江御越等堅く御斷及候、休泊之向も亭主の音物一切致ニ受納一間敷候様堅く申付候。若し差出され候ても、可レ及ニ返却一候、勿論御領主様方も御馳走向御斷、萬端省略被レ致候間、休泊

ニ付ても輕少之事に候。是等の趣其向無レ残御通行達賴入候以上

八月六日　　眞田信濃守内

西澤甚七

伊藤房吉

御休泊

天保八年の上田旅籠賃

安永四年の頃は、大名通行の際の旅籠賃、一人百七十二文など見えて居るが、天保八年五月藩命に依て、上田宿旅籠屋總代より書出した

信州小縣郡上田町旅籠書

一上旅籠　四百五十文　一中旅籠　四百文　一下旅籠　三百五十文

但上中下とも辨當は差出し不レ申候

右は御用に就き、上田町旅籠屋書御取被レ成無ニ相違一書付差出申候以上

酉五月十五日　　上田旅籠屋總代　傳　八

同　斷　傳右衞門

同町問屋　柳澤太郎兵衞

瀧澤助右衞門

慶應二年の房錢

此旅籠書載する所は、下旅籠にても、安永頃の二倍以上に騰て居る。

慶應二年九月には、中山道旅舍の賃錢を、上下の別なく、房錢七百文、午餐錢三百文、馬一匹の宿賃一貫四百文、午秣料六百文と增額せし故、上田宿も此程度に旅籠賃が、騰貴したのであらう。

第十四節　城米運送

諸侯廻米運送

荷物繼立運送の事が、宿場の仕事であり、又其事に依て宿場が行き立つ以上、毎年定つて居る駄賃收入のある、諸大名の城米繼立運送の事など、重要視するのは當然である。松本藩の城米は、保福寺峠を越えて上田宿に掛り、其より江戸に送られたのである。而して其米は元祿五年の頃には、一千駄（問屋日記）と云ふ大量で、其駄賃も相應の額に上つた。然るに享保の初年頃より、保福寺道經由でなく、送ることゝ成つた。依て上田宿では松本藩に歎願して、享保六年從前の路次を經て送ることに成り、此時上田宿問屋より、正實入念運送する旨の一札を、松本藩に入れた。

大量の松本藩城米運送

城米運送請合證文

御米請合證文之事

松本御廻米近年此街道筋御止被レ遊候處、難儀仕候ニ付御願申上候所、此度又々古來之通御廻米被ニ仰付一。依レ之御米駄賃當宿より田中宿まで、三俵付一駄ニ付八十一文、海野宿迄六十五文、藏敷三ケ付一駄二文ニ相定、御請合仕り候、御米貫目入念相改め、請取り附送り可レ申候、若し貫目相違仕候節は御差圖之通り指米仕、貫目右之通リニ都合仕、附送り可レ申候、雨天之節ハ御米濡れ不レ申樣ニ、隨分入念可レ申候、自然上腐下腐鼠喰御座候節は、是又都合仕少しも粗末成儀仕間敷候。尤宿々無レ滯馬工共不レ埒不レ仕候樣、急度可レ申候、爲ニ後日一證文如件

享保六年丑二月十四日

柳澤太郎兵衛

瀧澤助右衛門

水野日向守樣御內

日岐彌三郎殿

伊藤彌助殿

此證文を一讀する時は、隨分念入りの注意の程が窺はれる。之に依るも宿場が荷物馬次の事を重視した事が判知る。

第十五節　脇道通過駄賃荷物問題（宿場權の主張）

脇道通過駄賃荷物問題

大笹街道問題は上田宿の最古の交通問題なり

大笹街道問題

駄賃荷物繼立の事は、宿場に取て大切なことであつたから、萬一繼立荷物が其宿場を經由せずに他道を通る如き事あれば、對策を講じて自分宿場に懸るやうにする、若し往還と稱する程で無い、脇道を通るとも、極力之れが防止を圖つたのである。此種の事で上田宿に關係あり、然も今日に於て、知り得らるる尤も古い交通繫爭問題とも云ふべきは、所謂大笹街道問題である。

大笹街道問題　川中島方面の駄賃馬が、北國街道に懸らないで、高井郡（今は上高井郡）の仁禮井村より菅平を通り、上州大笹村に出で此處から山中の道を通り、淺間山麓を經て、小諸領の沓掛へ出る道を通つた、此理由はよく判明らないが、あまり廣くない山道でも、其距離が近いとか、或は北國往還を通る時は、宿場々々に厄介な交渉があるとか、通し馬の方が駄賃が多いとかいふ、理由があつたのかと思はれる。

此爲めに宿場收入の減少を見た屋代以東、追分に至るまでの十二馬次場（尤も上田宿は原町海野町別々に名を書いて十二となつた）は

十二馬次場の訴訟狀

慶安三年三月十八日左の理由で江戸評定所へ訴訟した

信州川中島地方から出る、萬の駄賃荷物前々から此道を通つたが、近年松代領の仁禮村から、上州大笹村をとほり、山中の脇道を通つて、小諸領の沓掛へ出る、其爲めに本道馬次へ來る、駄賃荷物が通らなくなつた、權現樣の御朱印を頂戴して、傳馬役を勤めて來た所、脇道を駄賃荷物が通る故に、本道を荷物が通らないから、傳馬次の町々は、人馬を持つて居る事が出來ない、只今の有樣では、御傳馬の役及北國筋の御大名衆の上下に、人馬差立に困るやうになると思ふ。一体仁禮井村と大笹村と二ケ村で、家數は百戸計であるが、訴訟する十二ケ宿之御傳馬次家數は三千戸程ある、只今のやうに駄賃荷物が、脇道を通つて此道を通らなければ、傳馬次の者共は生活に究する、殊に田畑を持つて居ないので甚難義をする、我々下々の者が其處を通らないやう斷つても、埒が明かない故、御訴訟申上る

と云ふのであつた。

評定所では、寺社奉行松平出雲守勝隆、安藤右京亮重長、勘定奉行曾根源左衛門吉次等が掛りと成り仁禮井大笹二ケ村の名主をして返答書を提出せしめ、双方吟味の末八月十四日、左記の裁許狀を下した。

仁禮大笹二村の名主に返答書を提出せしむ

裁許狀

松代より西之方の者共は、北國街道を可ニ相通一、松代より東之方の者は、仁禮街道を可ニ相通一候

但松代より東之方の者も、北國街道通り度候はゞ、心次第ニ可レ仕候　以上

慶安三年寅八月十四日

松平出雲守

以下六名連署

左に當時の訴訟狀を記して置く

乍レ恐謹而御訴訟申上事

一北國海道信濃之内矢城より追分迄の御傳馬次之町々御訴訟申上趣は信州河中島御領所其外御領所より出申候萬駄賃荷物前々より本道罷通り候所に近年松城領分之内仁禮井村と申所より上州沼田領大笹村と申所へかゝり山中之わき道を通り小諸領くつかけと申所へ罷出候然者本道馬次へ參り候駄賃荷物不ニ罷通一候事

一權現樣御朱印頂戴仕御傳馬御役儀相勤申所に右之わき道駄賃荷物罷通り本道へは荷物通り不レ申に付御傳馬次之町々人馬もち候儀罷成不レ申只今之分に御座候ば御傳馬御役儀幷北國筋御大名衆御上下に人馬とゞこをり可レ申と奉ニ存知一迷惑仕候事



一仁禮井村大笹と申候所は兩所にて家數百計御座候只今御訴訟申上候拾貳ケ所之御傳馬次家數三千斗御座候只今の樣に駄賃荷物わき道を通り本道を通不レ申候ば右御傳馬次の者共とせいを送り申儀罷成申間敷候殊に田畠は無二御座一候間御傳馬前二罷在候儀難成奉存知候間下にて斷申候得共埒明不申迷惑仕候乍恐被二仰付一可レ被レ下候委細御尋之刻可二申上一候　以上

矢城本町
同　新町
松平越前守領分
下戸倉町　右馬助　上戸倉町　理兵衛
仙石越前守領分
上田原町　助右衛門　同海野町　八右衛門
本海野町　五兵衛　田中町　左太夫
青山因幡守領分
小諸市町　善左衛門　古町彦市
追分町　市左衛門

慶安三年寅三月十八日　御奉行所

之に對し

覺

如此目安上候間返答書仕罷出可二對決一候、若於二遲參一者可レ爲二曲事一者也

寅三月廿六日　源左衛門　内藏允　紀伊守　出雲
右京

仁れ井村名主　大笹村名主

と相手方兩村名主に指令があつた。

此裁許狀は後日迄も甚だ有効で、度々利用された事があつた。

此問題は此後寛政四年にも亦起り、川田、福島、飯山等へ、追分善光間の問屋が、掛合つた事がある。

安政大笹街道通荷事件

安政三年七月大笹街道の、大明神茶屋に附け卸した二駄の油荷が、松代、川田兩宿より差出した、見届人のために見附けられ、段々取調の結果、須坂穀町半右衛門より、佐久小諸町香具屋まで差送る油荷の內で、横澤村多藏等と相談の上、此道を運んだのである事が知れ、又眞田村嘉十郎は、大笹村より小諸町香具屋迄、油荷物を繼ぎ送つた事も暴露し、同村萬右衛門も亦此道を、油荷を附け送るのを見附けられ、田中、海野、上田、坂木、上、下戸倉、矢代、松代、川田、福島の十ケ宿より、上田役所に訴へられた。洗馬組割番久保專右衛門、上田町年寄中村清兵衞の立入調停に依り、右十ケ宿の惣代、問屋、年寄に對し、多藏、嘉十郎、萬右衛門の三名は、御詫の一札、之に横澤村庄屋久保寛次、眞田村庄屋木島庄右衛門等連署の上、村役人に於ても、以來右様之儀無レ之様馬持之者共へ堅く申聞、宿繼商荷物閑間道筋、決して附越申間敷と申添へたるを出し、示談事濟と成つた。問屋日記

寛政地藏峠駄賃馬通行禁止願

地藏峠問題

地藏峠問題　是と同じ性質の事件が寛政二年に起つた。其は地藏峠を駄賃馬が進行する事に關してゞある。宿次商人の荷物が、中野、須坂、小布施方面より地藏峠を通り、北國往還に懸らぬ故、北國往還宿々に大きな影響がある。故に其を差留めて貰ひたいと願ひ出て、寛政五年願意聞届けられ、一時解決したが、其後依然として駄賃馬の通行は止まなかつた。依て寛政十一年末十月、川田村、矢代宿、以下六宿の問屋連署で、左の願書を上田藩奉行所に提出した。

乍レ恐以口上書奉レ願候

高井郡村々より差出候宿次商人荷物、近年御領內大日向村に掛り、須坂、中野、小布施邊に往來附通

し、幷地藏峠相通候ニ付、去寛政五年御差留被ニ下置一候様、御領分間屋を以て御願奉申上候ニ付、右最寄村々以來無用可レ仕段被ニ仰渡一候由難レ有奉レ存候處、兎角相止不レ申、別し而近年御領内中馬幷御百姓牛馬ニ而、宿次荷物無レ謂山道附通し増長仕候、然る處御傳馬役之者御用相勤候間々々、商人荷物繼送り、以ニ助成一前々より相勤候處、右之通成行候而ハ、此上御傳馬役の者共、御用御荷物諸御家中御荷物繼送り、間々可ニ繼送一荷物相減じ候得者、助成相失宿方及ニ困究一人馬相衰申候得者、自然と御用御差支相成候間、不レ得レ止荷物差留御訴申上度奉レ存候得共、及ニ出入一候而ハ御近領之儀、奉ニ恐入一候間何分以ニ御慈悲一商人諸荷物、大日方村輕井澤村初其外最寄村々に、嚴敷御停止被ニ仰付一被ニ下置一候様奉ニ願上一候

右之赴松代御役所に御領分之内、最寄村々通路御停止被ニ成下置一候様奉レ願候、前書奉ニ願上一候通被レ爲ニ仰付一被ニ下置一候ハヾ、連宿之一同御救と難レ有仕合奉レ存候以上

寛政十一未年十月

川田村間屋　又右衛門　　矢代宿間屋　源左衛門
矢代宿間屋　平左衛門　　下戸倉宿間屋治左衛門
下戸倉宿間屋茂兵衛　　上戸倉間屋　善　八
坂木宿間屋　戸右衛門　　坂木宿間屋四五右衛門
上田町間屋　助右衛門　　上田町間屋　太郎兵衛
海野宿間屋　傳左衛門　　田中宿間屋　左太夫

松平伊賀守様
御奉行所

之と同時に田中宿、海野宿、上田宿の間屋連名で

乍恐以ニ口上書一奉レ願候事

上田領三宿の願書

此度地藏峠大日向通、近年商人荷物附越增長仕候ニ付、別紙之通川田宿より坂木宿迄連印仕、上田海野田中三宿連印相揃、私共より差上呉候様願書相認差送り申候、然る處三宿の義ハ御領内の義に御座候へは、連印奉ニ恐入一候乍レ然助成失ひ候義は、同様の儀ニ御座候間、宿々願之通地藏峠幷大日向道、通拔荷無ニ御座一候様最寄の村々に、御差留被ニ仰付一被ニ下置一候はゞ、連宿一同難レ有奉レ存候以上

寛政十一年未十一月

田中宿問屋　左　太　夫印　　海野宿問屋　藤田傳左衞門印
上田宿問屋　瀧澤助右衞門印　　同斷　　柳澤太郎兵衞印

御奉行様

砂原二木峠問題

上田宿砂原二木峠荷馬通行禁止願

之に對する藩の處置は判明しないけれども以上關係村々に嚴しく警告を與へたものと思はれる。

砂原二木峠問題　又荷物運送の事で、上田宿に頗る影響を與へたのは、川西方面即ち鹽田地方の産物で、上州方面に直賣される品物荷物が、百姓持の手馬で、砂原、二木兩峠を越して、長瀬、大屋、漆戸石舟を經て眞田に送られ、眞田村の馬次で上州大笹に、送らるること多く成つた事であつた。上田宿では人馬繼立駄賃荷物減少、宿場難儀を訴へて、其禁止を願出た。此頃眞田村には旅人止宿の旅舍も出來、宿泊の便ある事も、此道を荷物馬が通る理由にもなる故、此も併せて禁止されたいと願つたのである。

向後山路手馬にて荷物送ること無用

眞田村旅人止宿無用

上田藩に於ては、寛政四年四月二十六日、右出願に對し

一御領分より他國商人に致ニ直賣一候故か、荷物眞田村にて大笹邊へ無レ謂山路手馬にて繼送り候哉、高崎邊宿可レ參荷本道一圓不レ致ニ通行一宿々失ニ助成を一難儀之赴相聞候。向後無レ謂山路手馬にて相送り候儀可レ致ニ無用一段、於ニ其筋眞田村初在々へ一、急度申付有レ之候事

一眞田村宿旅人止宿爲レ致候儀、是又無用之段申付有レ之候事、右之通夫々無用之段申付有レ之候へば、

町分も其旨相心得罷在候様取計可レ申事

と申渡した。此年又上田宿より砂原峠二ツ木峠を通り上州筋へ往還せずに、御城下へ掛つて、北國往還を通るやうにと出願した。此願聽否如何は判明らない。然し此願に付ては、先の申渡位の所より、藩では致し方も無かつたらうと思はれる。

武石越荷物附送り問題

武石峠越問題　大笹街道問題、地藏峠問題の如く、駄賃荷物通過に就て、相當厄介なりし問題は、武石峠越商人荷物附送問題である。

弘化二年十二月十九日、商荷物が武石越を多く附越す由を聞き、上田町役人代として、次左衞門、留吉の兩人出張見届けし所

一藍玉一駄　荷主松本領山邊村諫藏　長瀬村紺屋　政太郎方行

此外

メ藍玉參拾駄

一石灰　一駄　　一太物　一駄

を見付け之を差し押へた。此荷物差押一件は、武石村と上田町との間に、數次の交渉ありしも、遂に武石村より馬士荷物主等心得違の詫書、割番池內國吉の奥書印形あるを、差出して弘化三年四月事落着した。

松本藩武石道商荷物通行支障なきやを上田藩に尋ぬ

然るに十一月に至り、松本藩より武石峠越商荷物通行の儀を幕府に願ひ立て、十月七日幕府の聽許と成り、來春より通路が開かれる由を聞き、上田藩に其眞僞を尋ねた處、其に相違なく松本藩の飛脚が來て、幕府より武石道商荷物通行の村々、無二差支一ば勝手次第、と下ケ札があり聞濟に成つたとて、當上田藩に差支有無の掛合があつた。けれども當時藩主大坂城代として、彼表に在るを以て、伺之上何分の返事致すべきに付、其れ迄は右道筋は從前通と、心得て居て貰ひたいと、松本藩に返答したとの事であ

つた。弘化四年五月、愈此武石峠に關係ある十五ヶ宿は、江戸道中奉行評定所に訴へ出た。然るに早速裁決に至らないで、翌嘉永元年も過ぎ、翌二年十二月に至り裁許があり。其時の原被兩造の請書は次の如くで、之れに依て訴訟方が、如何なる理由を以て、武石峠越商荷物附越に故障したか、又相手方の武石峠越を主張したのは。如何なる理由根據ありしかを知り、且如何なる理由にて此裁許に及びしかを、見るを得べきを以て左に掲ぐ

十五ヶ宿の訴狀

差上申一札之事

中山道沓掛、追分、輕井澤、坂本、松井田、安中、板鼻、高崎、倉加野并北國筋脇往還信州小諸、田中、海野、上田、浦野、保福寺、右拾五ヶ宿訴上候ハ、松本并右最寄村々より、江戸又ハ上州邊に差送り候諸荷物繼立、或は中馬にて附通候分は、口錢受取り

右助成を以て御用并諸家通行繼立致、宿場相續仕來候段は、明和度御裁許も有レ之候處、松本町の者共右御裁許不二相用一、右荷物同國武石通り、新規の道筋附送り候段、難二心得一旨申上候

一同國松本町答上候は、右武石通之義ハ

前々よりの脇往還にて、往古は諸家御通行、并賣荷物繼立等も致來候處、寛政年中武石峠山崩有レ之通行差留め相成候故、繼立不レ申儀の處、近來道筋相直り候二付、武石通りの方も附送り候儀二て、新規の道筋には無レ之處、追分宿外十四ヶ宿の者共差障候段、却て難二心得一旨申上候

松本町返答

右出入再應被レ爲レ遂二御糺明一候處

訴訟方之儀は

明和元申年御裁許之内に、松本町より武石通り、芦田、長窪兩宿迄の間、村々は記し無二御座一候二付間道と心得候とも

右は中馬往還の道筋を御認有レ之候儀にて、繼場宿村を御認御座候儀に無レ之候間、右申立は難二御取用一

天明八申年寛政二戌年、武石通荷物附送り商人牛馬宿等御差留之儀、丹波守樣御役場へ差出候願出之由ハ、右書面奥に右役方の者より、嚴敷御差留有レ之候由之書面、繼添有レ之候得共、右は全く自己の覺書迄二付、是亦難二御取用一

自己の覺書は取用ゐがたし

其余御城米保福寺納に申付有レ之候由、又は宿々賃夫改等の儀に付、元和元祿之度。其頃領主御家來より被レ爲二相渡一候由の書付所持致候とも、

右は別段の儀にて、賣荷物繼送り等の御見合には難二相成一、稻倉村邊の者、へり道いたし荷物附送り候儀二付、水野隼人正樣御家來より被二相渡一候由之書付も、必定武石通りとの御見極も無二御座一候上は、何れも今般の出入の證據には難二相成一

相手方之儀も

右道筋之儀ハ、前々よりの脇往還にて、往古松本先御城主水野隼人正樣御在城の頃、御同人御參覲之節は勿論、平日御家中等往來いたし、其後丹波守樣在城相成り候ても、引續き國產商荷物等附送り來候處、寛政年中山崩れにて道筋あしく相成候二付、領主より通行差留相成候との儀は、申口のみにて證據無レ之且右道筋里數等、御武鑑に記し有レ之候とも、右を以て松本より繼立候商荷物、武石通通行致候との證據には難二相成一

申口のみにて證據之れ無し

寛政五丑年武石通り商荷物附送りの義に付、長窪古町惣四郎、其他の者共度々領主役場へ願出候由之書付、又ハ領主役場より仕來尋有レ之候節、先二七郎左衞門より差出候答書之儀も、是又何れも自己の控書迄二付難二御取用一

自己の控書取用がたし

或は文化十三子年、長窪古町與五左衞門外一人願書、並下武石村佐七外一人願書等の儀ハ、落着の次第も不二相分一是又難レ成二御信用一且長窪古町の儀、丹波守樣御廻米前々武石村通りをも附越、精一郎

先祖與五右衞門代より引請、中山道通附送爲レ致候由は、寶曆度同國安原村孫四郎等より取置候書付の赴、無二相違一相見へ候へども、御領主御廻米は別段之儀、幷村内依田川通大内道橋御普請、寛政度の出來形帳に、中山道芦田宿脇往還、幷善光寺往還と肩書有レ之候とも、明和度の方には、右躰の肩書も無レ之區々にて、其外大内道への入口に、松本への里程彫付候石牌も有レ之候とも、一体右等を以て、往還繼場の證據には難二御取用一、且右橋の義二付、安永度御支配御役處に書出候由の書面、幷明細帳等へ自己の控書、又ハ他村に對し候ての出入、御見合には難二相成一萬治延寶の度、御用材運送有レ之候道筋の由は、無二相違一候とも、右は元來御用品二候上は、山中往來無レ之場處にても、新規道拵候致間敷とも難レ申
又武石村貞享元子年の割符に、問屋と宛名有レ之由を以て、同村の儀前々繼場の赴、申立候へども、右割付は一通のみにて、前後右体の割付無レ之上は
是以御信用難レ成

武石通り定まれる馬繼場なし、故に此道筋繼送無用

（寛文八年の免相に問屋とあるといふも如何か若し之れあらば此時提出したるなるべし。編者記す。）

其餘自己の書留無二證據一申口迄の儀は、双方幷引合の者共一同御取用難二相成一依レ之被二仰渡一候は、以來松本町より附出し候商荷物之儀、武石通ハ定り候馬繼場無レ之候間、右道筋繼送申間敷旨、被二仰渡一遂一承知奉レ畏候、若相背候はゝ御科可レ被二仰付一候、仍而爲二後證一連判一札差上申處如件

元川上金吾助
當時鈴木大太郎御代官處

中山道　追分宿
沓掛宿
輕井澤宿

板倉伊豫守領分

同道中　坂本宿
　　松井田宿
村部善右衞門御代官處
同道中　高崎宿
　　倉ケ野宿
北國筋脇往還
牧野遠江守領分
信州佐久郡
小諸宿
松平伊賀守領分
同小縣郡
田中宿
海野宿
上田宿
浦野宿
松平丹波守御預所
同國筑摩郡
保福寺宿
右十五ケ宿惣代
海野宿年寄

嘉永三戌年十二月九日

源之助

同人領分訴訟方
同郡松本町
大名主傳右衞門代兼
問屋　七郎左衞門
松平伊賀守領分
小縣郡武石村役人惣代
庄屋　喜傳次
鈴木大太郎御代官處
同郡長窪古町役人惣代
名主　精一郎
中山道長窪宿役人惣代
問屋　九右衞門
芦田宿
望月宿
八幡宿
鹽名田宿
岩村田宿
小田井宿
右六ケ宿役人惣代

芦田宿年寄　七郎左衞門
松平丹波守領分
筑摩郡上金井村役人惣代
組頭　傳左衞門
岡田村役人惣代
問屋見習　啓　助

道中御奉行様

第十六の　牛着荷物口錢訴訟

牛着荷物口錢訴訟

奈川村の牛は尾州の岡船

文政十年尾州領、筑摩郡奈川村庄屋彦之丞、百姓平右衞門の兩人の名を以て、同郡岡田宿問屋七左衞門外、保福寺、浦野宿、上田宿、海野宿、田中宿、小諸宿、追分宿、沓掛宿、輕井澤宿、上州坂本宿外高崎宿迄の諸宿問屋等を相手取り、牛着け荷物口錢の件に就て、江戸評定所に訴訟をした。其理由は、奈川村は谷間に在て、高無し同樣の寒村で、僅に六石九斗の村高あるのみなるが、家數は三百五十軒程あり、古來諸白木を他處に運び出し、百姓等は皆牛を飼ひ、其牛に着けて諸方に附け送り、其を賣り或は其牛で諸荷物など運送し、其駄賃の收入で、所當の年貢を納めて來た。此村の牛は飛驒の方へも、尾州の方へも數多使用する、此牛に依て荷物の運送が出來るので、此村の牛の事を尾州の岡船とさへ稱する程で、東は上州倉ケ野より、西は尾州名古屋迄、甲州路は江戸四ツ谷迄、北は越後高田迄、諸種の白木や諸荷物を運び、戻りには商人荷物を附け、此駄賃荷物が無い時は、買荷物を附けて歸る、此往來の際には、古から何れの宿でも、口錢四文宛拂ふのみにて、差支無く通行して來た、此牛稼は他に類が無

く、殆んど此村限りである故に、中馬出入の時にも關係せず、安永二年信州中馬稼の村々馬數等取調べの際には、中馬とは別段の理由を聞届けて、其請書を出し、從前通り稼業と致すやう、申渡された。然るに近年に至り、多分の口錢を宿々に差出さなくば、牛荷諸荷物を附け通す事は相成らぬと、相手方の者は主張する、其他いろ〳〵の事を申立てゝ、牛稼に依て生活する奈川村では、甚だ難儀するとの理由を以て、訴へたのである。江戸評定所では、奈川村は中馬村では無く、全く外村である故に、双方對談の上にて、附け通させても明和の裁許に、觸れると云ふ事は無いと申聞せた。其處で原被兩告其意を体して熟談の結果、口錢等に就て協定案が成立し、全く內濟和解に成り、濟口證文を評定所に提出して、事件は玆に落着した。左に此時の濟口證文を記して置く。

奈川村は中馬村にあらず故に双方對談の上、附け通さすべし

濟口證文

差上申濟口證文之事

信州筑摩郡奈川村役人惣代庄屋彦之丞百姓平右衞門より、同州同郡岡田宿問屋七左衞門外二十一人相手取、難澁出入申立、去亥十二月中堀大和守樣に出訴、當子二月廿五日御差日之御尋判頂戴奉り、相手銘々に相附候處、相手方よりも返答書奉差上、當日御流に相成、三月二日双方御評定所に罷出、追々御吟味中に御座候處、御同人樣御轉役に付、土井大炊頭樣に御引渡に相成り、猶御吟味中に御座候處、掛合之上、熟談內濟仕候趣意、左に申上候

訴訟方申條

各出入双方篤と及二掛合一候處、訴訟人彦之丞外一人申立候は、奈川村之義は谷間にて、無高同樣六石九斗の村高、家數三百五十軒の村方にて、先年より御公儀樣國々御巡見之節、巨細申上候通り極難之村方故、往古より諸白木他出之儀願濟之上、百姓共銘々牛を持、右諸白木取出し、所々へ附け參り賣買仕其他諸荷物等附送り、駄賃を取御年貢御上納足合に仕、幷中山道往還御役相勤、其上同村之義は飛州に往來の道筋にて、四百疋の牛にて五十疋づゝ替りに、御用相勤往古より田地の代り牛稼の義、蒙二御免一罷在候ニ付、尾州領に相成候ても牛稼凡二百年程も仕來候。依レ之同村の牛を、尾州之岡船と唱へ、東

は上州倉ケ野河合河岸、西は尾州名古屋迄、甲州道は江戸四ツ谷迄、北は越後高田今町迄、諸白木并諸荷物附送り、戻りの節は商人の荷物附け、若し駄賃荷無レ之節は、買荷物相附け、往來共に宿々口錢之義は、往古より四文づゝ相拂無二差支一通行仕、牛稼の義は全く當村に限り候間、寛文年中より明和度まで、數度の中馬出入にも相加り不レ申、既に安永二巳年信州一圓中馬稼之村々、并馬數御調として、御普請役樣方當國松本在白坂村へ御廻村之節、私共村方も御呼出し御尋之上、中馬とは別段の譯、御聞濟の上其段御請書差上げ奉り、先規之通相稼候樣被二仰付一候。然る所近年多分の口錢不二差出一候ては、諸荷物附通之義不レ爲レ致段、相手宿々に於て申候段、其外品々申立、且相手方にては、元來往還筋諸荷物之義は、都て宿々繼合荷物に候所、先年筑摩伊那兩郡村々及二出入一松本町より尾州名古屋參州吉田岡崎中山道倉ケ野宿迄、甲府并北國往還同協往還其外論所論外とも、信州一ケ國宿々村々御吟味之上、明和元申年中馬稼方巨細御裁許之趣、私共宿々に被二仰渡一候御書付に、在々より中山道筋倉ケ野迄中馬可二附通一荷物は、米穀類酒、同斷戻荷物鹽茶、北國脇往還岡田保福寺浦野右道筋は、米穀類酒、柿薪紙煙草但煙草之儀は莚包中馬附通し、莚包小口を終り候分は、宿繼に可レ致、同斷戻り荷物鹽茶楮但茶一俵を二ツ切に致候へば中馬、丸俵は繼荷に可レ致、北國往還小諸、田中、海野、上田夫より善光寺町迄、右道筋米穀類、茶、鹽肴、建具類、集物、鐵物と御座候へば、其外の荷物不レ殘宿繼荷物にて、其上訴訟方の義は、中馬村にも無レ之、旁宿繼荷物は勿論前書御定荷物にても、右村牛に爲二附通一候ては、御裁許の御趣意に相背恐入候間、決して難二相成一旨、其外品々申立爭ひ候得共、諸荷物附通并口錢之義、双方共申口迄は御取用難二相成一旨被二仰聞一奉二恐入一、右諸荷物往返共附通、上州群馬郡倉ケ野宿問屋庄兵衛、長太郎、又左衞門、新右衞門右之者共方より附出附込共致來候二付、同人共方之帳面に、諸荷物之義記有レ之旨、訴訟人彦之丞平左衞門より奉二申上一候二付、右倉ケ野宿荷問屋庄兵衞外三人引合として、被二召出一御吟味之上同人共方の帳面四ケ年分、訴訟一同立合取調候處、奈川村牛にて附通候荷物も有レ之

相手方申條

候得共、宿繼荷物ニ付、今般相改宿々納得の上、爲ニ附通一候ては、右御裁許に相觸恐入候旨申上候處、奈川村の義は中馬と違ひ外村に付、對談を以て爲ニ附通一候ても、御裁許に相觸候筋に無レ之段、再應厚く御利解之趣、奉ニ承伏一左之通取極申候

（口錢荷物種類等の取極記載省略）

前書之通にて、以來口錢御割增に不レ拘、書面之通宿々に相拂附通し荷に致、聊差支無レ之通行致候旨取極申候處、無ニ相違一右にて双方無ニ申分一熟談內濟仕、偏に御威光と難レ有仕合奉レ存候、然る上は、右一件に付、重て双方共御願筋毛頭無ニ御座一候。依之爲ニ後證一訴答連印、濟口證文差上申處如件

文政十一子年十二月廿一日

尾州殿領分
信州筑摩郡奈川村役人惣代
訴訟人　庄屋　彦之丞
百姓　平右衞門

松平丹波守領分
同國同郡岡田村間屋七左衞門代
相手　年寄　八左衞門
同人御預所
同國同郡保福寺間屋榊之助代
同　年寄　助右衞門

松平伊賀守領分
同國小縣郡浦野宿

同　　問屋　泰次郎
同上　領分上田宿問屋助右衛門代兼
同　　問屋　太郎兵衛
同上　領分海野宿問屋傳右衛門代
同　　年寄　武右衛門
同上　領分田中宿
同　　問屋　新右衛門
牧野遠江守領分
同國佐久郡小諸宿問屋重兵衛、五右衛門右二人
同　　代年寄　七郎右衛門
井上五郎左衛門御代官所
同國同郡追分宿問屋市右衛門代
同　　年寄　勇左衛門
同　御代官所
同國同郡沓掛宿問屋半兵衛、半右衛門右二人代
同　　年寄　勝右衛門
同　御代官所
同國同郡輕井澤宿問屋市右衛門代
同　　年寄　伊右衛門
板倉伊豫守領分

上州碓氷郡坂本宿問屋甚左衛門、三郎左衛門右二人代
同　年寄　彌三兵衛
同　領分
同國同郡松井田宿問屋駒之丞、藤右衛門右二人代
同　年寄　七郎右衛門
同　領分
同國同郡安中宿問屋内藏助代
同　年寄　利平次
山本大膳御代官所
同國同郡板鼻宿問屋喜兵衛代兼
同　年寄　平左衛門
松本錫次郎領分
同國群馬郡高崎宿問屋七右衛門、與惣右衛門右二人代
同　年寄　彌右衛門

御評定所

第十七節　千曲川通船一件

千曲川通船一件

寛文九年の千曲川通船出願

仙石領主時代の寛文九年に、奥州、越後、信濃の諸大名の城米を、千曲川通船に由て、運送する計劃を立てゝ出願した者があり、幕府の役人二名、川筋見分として出張する事と成つた。其際當上田宿へも

上田宿の意見書

次馬并に他に差障ありや、否やを尋ねられた。之に對して上田宿の問屋年寄等相談の上、差出した口上書は、次のやうな意味のものであつた。

一、今迄此街道を通行しなかつた城米が、船で運送されても兎角を申上ぐる所は無い

二、通船が通るやうになると、北國筋から此街道へ出た陸付の諸荷物が、一切無くなると思ふ、さすれば往還の御傳馬を勤めて行くことも難義になる、駄賃斗で渡世して居る當町の如きは、衰微するやうになると考へられるので迷惑に存ずるといふ、意味の口上書を差出した。

元祿六年の出願

元祿六年に江戸糀町兵右衛門、十右衛門兩人より、越後の御料所から、御城米を江戸迄、千曲川通船で送り度き旨、公儀へ出願に及んだ事があるも、許可されなかつたやうである。然るに

寶曆十年の出願

寶曆十年七月に至り、高井郡高井村文六、同村三郎左衛門、布施村萬助、祐八等は、相應に具体的な大計劃を立てゝ、越後國新潟より、千曲川は小諸領小諸迄、犀川は松本領松本迄の、通船の儀を出願した。其願書は次のやうな意味のものであつた。

願書

一、信濃國千曲川兩川は、高井郡福島村で合流し、越後國新潟で海に注ぐ。故に信越兩國通船の義を度々今迄に出願したが、信州大瀧村の邊から、越後國宮中村下迄の間は、岩石があり激流である。故に公儀の費用で普請をして貰つて通船したいと考へ、其後も度々出願し、役人が吟味見分しても公儀の費用も夥敷掛る爲めに、許可されなかつた。

千曲川は新潟より小諸犀川は松本迄通船する

此度私共は川筋を能く調査し、其難所七里の間は、陸路馬附にする。そして千曲川は小諸迄、犀川は松本迄通船する。

船一艘ニ付永一貫文上納す

一、此出願許可の上は、米を馬附にするよりは、費用が掛らない。

一、通船の事を自分等に、永く許可せらるゝに於ては、運上として船大小に限らず、一ケ年船一艘につき永一貫五百文宛上納する。船引人足が河岸の田地に障るやうな事はしない。

一、通船願之通り、許可と相成るに於ては、私共自分の費用で普請をする、船路陸路共に、自分等が普請をした後で、他の者に通船の事を許しては迷惑する故に、永々私共へ仰付て貰ひたい。

一、船の通路を普請すれば、川底もほれ、滿水の時も水つきが少なくなる。川邊通りの村々は、船引人足賃や、馬附之場處は駄賃、船着の場處は荷物小揚運送等の賃仕事がある。

一、高井郡福島村から川上、戸倉までの宿々(五)は、宿稼が少なくなるといふが、其等の宿々は、越後の高田經由の方面に、荷物を送る事が多くて、新潟の方まで、五十里餘もある其方面へは、荷物を送る爲の稼は無い。

若し其れにても故障を云ふならば、其村宿の所だけ差除いて、通船許可して貰ひたい。福島より下新潟までは、何處にも故障はない、故に、新潟から千曲川は福島迄、犀川は松本迄通船を許可して貰ひたい。

一、右川節委細調査の上、別紙繪圖を添へて願上げ奉る。

寶暦十年辰七月

信州高井郡高井村

願人　文六

三郎左衛門

金井平三郎御代官所布施村

萬助

祐八

御奉行様

此出願に就ての許否如何は判明しない。然し明和八年の小縣郡上丸子村傳五郎の覺書には、善光寺迄

上田宿の意見

善光寺詣の者船にて行けば旅舎の泊客減ずる

小諸は繁昌し上田の商賣は減少する

奥筋の物品越後に出で當地は品拂底になる

薪炭類越後に出づる時は當地の値は高くなる

通船には諏訪部の橋障と成る

上下通船は、運上を差上げて居る由を記してあるので、許可されたやうに見える。

此様な出願があると、其都度關係宿場の意見を上申せしめた。此寶暦十年町奉行から、上田町問屋へ其益不益の意見を徵された時には、次の如き意見を述べて居る。

一、商人の荷物が船積になると、宿場の荷物が減じ、宿馬持が難儀になる。さすれば、宿役が勤め兼ぬるやうになる。

一、善光寺詣の者が船で行くと、自然當宿の泊り人が減じ、旅籠屋ハ難儀ニなり、又泊り客が減ると商賣も減る。

一、小諸迄通船すれば、荷物が小諸へ積届けられて、小諸は繁昌するが、當所は商賣も少くなる。

以下は商業に關しての意見で

一、雜石類が奥筋から此方へ來たものが、通船で自由に越後の方へ出ると、當地は品拂底になつて高直になる。

一、鹽肴類其他、越後筋から來る品は安直になる。

一、薪、炭、材木、越後へ出るやうになれば、當地の直段は高くなる。

一、越後米が船で澤山來ると、當地米澤山ニなり直段が下がる。

一、通船すれば、諏訪部の橋が障になる。平常船渡しにすると、市日に差支える。

此時の出願も上田宿で賛成しない。多分松代でも城近くを船が通ることは、好まないといふやうなことで賛成せず、不許可になつて、其下の方だけ、通船することになつたと思はれる。

明和八年の出願

明和八年卯六月に至り、高井郡小布施村祐八、同村都太七の兩人、通船願主惣代として、左の口上書を差出した。

願書

乍レ恐奉レ願口上書

通船は諏訪部まで

冥加銀船一艘に付銀一匁

一、千曲川通船之儀、埴科郡芝村ニ而荷揚仕、松代御城下之内馬附ニ仕、更級郡東福寺村ニ而船積ニ仕、御當地諏訪部迄通船仕度奉レ存候。前揭場之儀、諏訪部河原之内最寄宜敷場處に、會社被ニ仰付一被ニ下置一候はゞ難レ有仕合ニ奉レ存候。尤通船上下ニ付、御當地御差支ニ相成候儀決し而仕間敷候。右之赴幾重にも被ニ仰付一被ニ下置一候ハヾ、幾重にも證文差上可レ申、願之通被ニ仰付一被ニ下置一候ハヽ、爲ニ冥加一船着岸之度毎ニ、一艘ニ付銀一匁宛、幷に船に乘候旅人壹人ニ付錢參文宛、急度差上可レ申候。御領内村々勝手ニ相成候儀、別紙書付を以て、乍レ恐奉ニ御覽入一候。御慈悲ニ奉ニ願上一候通、被ニ仰付一被ニ下置一候ハヽ、難レ有仕合奉レ存候　以上

明和八年卯六月

島隼人御代官所

高井郡小布施村

袖　八

都　太七

上田御役所

傳五郎の覺書

之れと同時に小縣郡上丸子村傳五郎といふもの、左の覺書を原町問屋ニ出し、問屋は之を町手代に差出した。

覺

去ル寶曆十年之春、越後新潟より當國上田、小諸迄通船仕度奉レ願候、依レ之金井平三郎樣、布施彌市樣、志村新左衛門樣、千曲川筋御檢分相濟候上、御奉行所一色安藝守樣御方にて松平右近將監樣より被ニ仰渡一通船御書付頂戴仕、只今迄御運上差上善光寺迄、段々上下舟積仕候、自今以後ハ彌上田小諸迄通船仕度奉レ存候

一私方にて川筋柵之大石ヲ退き、舟道を作り候へば、川筋堀れ水行能く、川邊通り滿水の節破損も有

レ之間敷と奉レ存候

一先戌年満水以來、河邊通りの御田地砂入りニ罷成、小諸上田御領上沖の御田地迄、養物（肥料私註）無レ之出來悪しく罷成候へハ、御百姓御難儀仕候、就レ夫越後ニ而干鰯米糟之類大分下直ニ御座候ニ付御當地迄引上申候ても、只今迄高直ニ御座候御田地養物の類、澤山ニ罷成倍々下直ニ罷成可レ申と存候

干鰯之儀ハ、上州ニ而金一兩ニ付三十七八貫目仕候、越後にては五斗入四拾俵、こぬかの儀は金一兩ニ付、壹石入二十五俵仕候、其外鐵類、操綿、藍玉等皆下直ニ相成、下々の爲に相成申候、肴類其外總て同斷にて、商賣物多く出入、他國の商人も入込み、町は不レ及レ申、往還筋の問屋々々船より附出し、附込の荷物も多く御座候へば、諸人の爲めに罷成申候

一江戸廻米ニ就て、飯山、松代、上田、小諸迄、舟積の方利益ニ候

一越後米は信州へは一切登らせ申間敷、此邊の米大豆を新潟より大阪へ積廻し候、今迄は川中島の大豆を上田にて商人買入れ、甲州迄馬附ニし、鰍澤より舟積にし大阪ニ出し候、其れを通船にて此方から、大阪へ廻はし申候得者、大豆の値段引上り申候

右之譯柄故、通船立ち候へハ、當國の中で買物は安く、賣物は高くなり、通船の願叶候へは、松代様上田様へ、運上を差上げ申候

祐八都太七の願は、松代にて取上げにならず、上田では江戸表迄町奉行が伺つたが、矢張り取上げなかつた爲めに、通船の事は不成功に終つた　問屋日記。

善光寺領の厚連と云ふ者、文化十一年に幕府に出願し、多くの年月と多大な費用とを抛て、計劃した大瀧堀割等の大工事を仕遂げ、天保十二年に至り、通船の出來るやうに成り、西寺尾村に船會所を設け、越後より此所迄通船した。（松代町史）

通船不成功

千曲川通船成功し越後より西寺尾村迄通船す

岩野村より小諸迄の通船出願

天保十二年五月松代町年寄孫兵衛といふ者、松代領岩野村より、小諸領小諸迄の通船の事を、幕府に出願した、依て幕府勘定奉行勝手懸梶野土佐守より、上田藩に右出願に付、川筋見分として、勘定方役人及普請方役人を差遣はす故、領分村々へ、右の趣申渡されたいとの達があつた。六月に入り勘定掛林部善太左衛門、及普請役二人來田し、問屋に向て通船差支の有無の意見を尋ねた。兩問屋は、通船難儀の旨を返答せしが、其旨を書面にして差出すべきを命ぜられた、依て問屋共は藩と相談の上、見分役人宿所小諸迄持參せし處、聞届け無く、押して哀願せしに、幕府役人甚だ立腹し、聞届けないのみか、次の如き請書を差出すべきを命ぜられた。通船に反對を唱へて聞届けられず、強て請書差出しを命ぜられたのは、上田の外に屋代があつた。

上田問屋に通船に對しての意見を問ふ

意見採用せられず請書差出しを強要せらる

差上申御請之事

請書

今般千曲川通、佐久郡小諸町より、埴科郡岩野村迄之間、土地幷辨利の爲、通船路ニ相成候ても、難儀之筋等無レ之哉之旨御尋御座候處、私共宿方之義ハ、御高田畑無ニ御座一北國往還人馬繼立相勤、賣荷駄賃幷商助成を以て、家内養育御傳馬役儀相勤候儀ニ御座候得共、數人相助り候御國益ニも候ハヾ強て故障申上候儀恐入候へども、被ニ聞召譯一可レ成丈助成不ニ相減一、宿方相續仕候樣、御勘辨の上通船被ニ仰付一候御儀ニ候ハヾ、其外難儀之筋無ニ御座一候、依レ之御請書差上候處如件

天保十二丑年六月

松平伊賀守城下

上田町問屋年寄

上田藩主の故障

此時上田藩主よりも「千曲川通りは城裏要害の場所故、前々より旅人は勿論、領分内の者にても往來を禁制して居り、賣材木等の筏川流しも許さない、猶又千曲川洪水の際には、城岸際迄も水が突き懸けて、往還も流失往來不可能となり、僅かに田畑を切開いて、作場道を附けて往來する程で、猥に往來させぬ場所が多いから、通船は出來ない。既に寛政年間にも、通船見分として、河尻甚五郎來田の節、在

所上田表に於て、役人共が此段の委細を言上したので、見分は濟んだが、通船は沙汰無しに成つた程である。故に此度も萬一通船と成るも、他領の者は勿論、交易賣買の船を往來さす事は、甚難澁いたす事である」、といふ意味の書狀を、梶野土佐守に提出した。幕府では千曲川通船は、有益と考へて以前より度々見分した事などもあり、此天保十二年には、隨分强硬の態度で臨んだやうであるが、城要害に關する旨の故障も出たので、早速通船の事にもならず、其內に弘化四年の善光寺大地震の爲めに、千曲河道の變更に依り、越後への通船不可能と成り、隨て小諸迄の通船の件は、沙汰止みに成つたのである。

弘化の地震の爲め千曲川通船斷念さる

第十八節　富山賣藥運送取極

此件は大笹街道問題の內に入るべき者なるも、天保年間に起りし事件故、今此に記載することゝする。

富山賣藥運送取極

富山賣藥の起始は、天和年間備前岡山の人淨閑、越中富山に來遊せし時、恰も領主前田正甫病氣であつた。淨閑は正甫のために、反魂丹を調製して獻上せしに大効があり、正甫は快方に赴いた。依て正甫は其調合法を、松井屋源右衞門に授けて調藥させた。之が越中富山の反魂丹で、富山賣藥は玆に創つたのである。其後富山の商人等は、松井屋の賣藥を、關東地方に鬻いだが、幾何ならずして販路大に弘まり、遂に日本國中富山の賣藥の、行届かない所は無いやうに成つた。

富山の賣藥の創まり

關東地方に富山賣藥荷送らるゝもの多し

天保の頃關東方面に出る此賣藥の荷物が、北國街道を通らないで、高井郡の仁禮井村から、上州大笹村に送られるやうに成り、宿繼駄賃收得に影響を來たせしが、善光寺藤屋平五郎等の骨折で、富山賣藥商人等と取極が出來、善光寺より追分に至るまでの宿々、皆其取極を守る事に決定し、賣藥荷物は北國往還を通ることゝなつた。宿々問屋調印の取極書は

一越中富山藥屋荷物、近年大笹通り通行之處。今般貴殿方御取掛り、以來北國往還通行候樣取極申候右ニ付駄賃錢萬端左記之通り取極、餘分の送り增錢又は途中にて、馬士共酒代等申掛、荷物繼送り延引相成り候儀無レ之樣、取計可レ申候。然る上は双方猥之儀無レ之樣、互に實意を以て繼送り可レ申候爲レ念宿々連印致候處相違無レ之候　以上

天保七年三月

追分宿問屋　市左衞門
善光寺まで　宿々問屋

藥荷物の運賃

此時取定めた荷物運賃は、上田宿關係の分は、

上田より海野迄　一駄貳百拾四文
長瀨迄　同貳百五拾六文

但書後に至馬差支候節は、問屋場にて取計、海野田中長瀨共

一駄ニ付四拾八文位迄の增錢

此取極は、交通上の一事件たると同時に、當時富山賣藥が、夥しき數量を以て送り出された事を知る好資料と成るものである。

中馬口錢

中馬起原明かならず

第十九節　中馬口錢

中馬は信州には、古來有りしものなるも、何時頃始つたかは、よく判明らない。隨つて中馬口錢を取つて居た當時にも、中馬の意義はよく判明らなかつた。

寶曆十三年幕府から、北國往還の宿々に向て、宿場掟の高札、道法（ノリ）、人馬賃錢の定幷に傳馬役引、問屋給等の有無、中馬通行の時宿々如何なる取扱を爲すかを尋ねた。其時牧野越前守領分小諸宿から、松平伊賀守領分上田宿迄の問屋年寄の連署で、返答の一札を差出した。其書面に據ると、中馬の義に就て

は「中馬通行之義は、一人にて馬一匹追申候、米穀上州高崎邊迄附送り賣拂ひ、戻之節、鹽又は茶を調附返り申候。二三疋追通候儀は、古來より無レ之候間、中馬と申にても無二御座一候哉と奉レ存候得共、中馬と申譯不レ奉レ存候二付此段は難二申上一候」とある所から見れば、全く中馬の意味は、知つて居なかつたのである。北國往還が、割合に中馬通行が、少なかつたからでもあらう。

中馬と申譯不奉存候

中馬の解釋

中馬の解釋は、荷主と買主との中間に立て、荷物を送り届ける馬といふのが、穩當で解り易いと思ふ。商荷物は宿場繼立で、中牛馬に附けて送る事は、古來無いのであつた。

中牛馬の口錢

寶暦十二年の頃には、中牛馬が北國往還を通る時には、各宿で口錢を取つた。其額は各宿同一では無かつた。

小諸　馬二文　牛五文　戻りは海野田中二宿と同額
海野　馬三文　牛四文　戻り鹽三文茶三本一駄廿七文
田中　馬三文　牛四文　戻り鹽三文茶三本一駄廿七文
上田　馬牛共に七月十二月のみ口錢を取る
　　馬三文　牛三十二文　戻り鹽三文茶三本一駄廿一文

中馬荷物出入

然るに南信に於て、中馬荷物の件に關し出入に及び、幕府に訴へた。幕府にては、中馬は信州古來よりの仕來に付、愼重に取調べ、普請役元締米倉幸內、普請役高橋八十八等を派遣し、中馬稼の村々及通行の道筋に就て、充分取調べを行ひ、然る後衆議を悉し

幕府の中馬稼の村々調査

中馬數、附送り附戻りの荷物の品種、及其口錢迄詳細に取定め

右者前々裁許或は內濟之赴、又は今般村方帳面等糺之上、各令二評議一極遣條候、此旨を永不レ可二違失一者也

明和元年の幕府申渡し

と明和元申年十二月申渡した。「中馬稼村名馬數等之申渡」と稱するのが是である。

此時中馬村と定つた村は、信州全國で六百七十八ケ村で、馬數は一萬八千六百餘疋。國中中馬村の無

信州全國の中馬村

いのは、佐久、水内の二郡のみで、馬數の多かつたのは、伊那の七千七百餘疋、諏訪の四千五百餘疋であつた。小縣郡は三十五ケ村三百二十一疋で、其中鹽田地方が、村數も馬數も多つたのである。上田市内舊村の中では、小牧村五疋、諏訪形村九疋、御所村五疋、中之條村六疋の、四ケ村が中馬村であつた。此時定められた所に據ると

小牧、諏訪形、御所、中之條四ケ村の中馬數

松本町より北國往還上田宿に至るまで、卽ち岡田、保福寺、浦野を通る道筋の、中馬に附け送るべき荷物は

米穀類、酒柿薪紙煙草　但し紙煙草の儀は菰包小口を爲ㇾ見候は中馬附通し、莚包小口をかゞり候は、繼荷に致すべし

戻馬荷物

鹽茶春　但茶一俵を二つ伐に致候は中馬附通し、丸俵は繼荷に致すべし

口錢定額

口錢は米穀類酒柿薪の外は一駄に付三文づゝ

北國往還中馬往返の荷品は

米穀類　鹽茶肴　立具類　鐵物類　集物

口錢は米穀類の外一駄ニ付四文づゝ（中馬荷物並口錢中馬稼之馬數等之申渡書）

安永三年の諸宿惣代願書

安永三年四月、「中馬は口錢不ニ相拂一、諸荷物勝手附通し」となり、宿々人馬第一の助成を失へりとて、諸宿惣代等連署、明和元年申渡しの通に、仰付けられたしと願出た

乍恐口上書を以て奉ニ願上一候

一此度中山道倉ケ野宿より大井宿、併北國道信州小諸宿より越後國高田町迄、其外伊那道、松本道、大笹道筋、宿々八十六ケ宿惣代之者共、被ㇾ爲ニ召出一段々中馬之御吟味御利害被ニ仰聞一奉ニ承知一、依ㇾ之奉ニ願上一候は、元來大宿之儀往古より口錢取り、宿々助成仕來り、尙又十一年以前、明和元申

年被レ爲二仰付一候にも、右仕來御糺迄、荷品道筋口錢等一躰之御裁許被レ爲二仰渡一奉レ畏相守罷在候處今般被二仰付一候趣、口殘不二相拂一諸荷物勝手附通し相成、宿々御役人馬第一の助成を失ひ、可二取續一樣無二御座一必至と行詰、追々潰百姓出來御用御指支可二相成一可レ申儀必至と奉レ存候。御普請御役人中樣、宿々爲二御吟味一被レ成二御越一最寄御旅宿に御呼出御請印可二差上一旨被二仰聞一、其節宿々難儀之趣申上、何分御請印御免被二成下一候樣、精々申上候處、御國法を相破不届之段御叱を蒙り奉二恐入一、無二是非一宿並印形差上、早速宿々より難儀之段追々御願申上候。尤此度御吟味にては、仲馬數も相減、却て宿々不益相成間敷旨、被二仰聞一候へども、是迄と違ひ諸荷物附通し相成候ては、村々勝手を以て、追々仲馬數も相增可レ申儀と奉レ存候。既に去年中御吟味を以て、新に御鑑札を請候村も御座候へは、彌以て宿場助成を被レ奪離二相立一奉レ存候間、何分以二御慈悲一仲馬並に村數往返荷品道筋口錢等之儀、明和元申年被二仰渡一候御定法之通、被レ爲二仰付一置候樣奉二願上一候、且又信州善光寺より越後高田町迄、信州松代より上州大笹町迄、五ケ宿兩道筋之儀は、仲馬附通しの道筋にも無レ之處、今般新に御鑑札仲馬、唯今宿繼に仕候荷物被二附通一候ては、困究之宿柄至て難儀仕候。右之趣被レ爲二聞召分一、願之通り被レ爲二仰付一置候はゞ、宿々一統難レ有奉レ存候　以上

安永三年午四月

十四ケ宿（宿名略す）惣代尾州御領福島宿年寄　惣右衞門
十五ケ宿（同上）惣代松平丹波守樣預支配鹽尻村問屋　善左衞門
十五ケ宿（同上）板倉佐渡守領分安中宿問屋　三左衞門
十三ケ宿（同上）牧野遠江守領分小諸宿問屋　三郎左衞門
松平伊賀守領分田中宿問屋　十左衞門
三ケ宿（同上）惣代御領牟禮宿問屋　彦左衞門

關山宿より高田宿迄惣代榊原式部大輔御領關山宿問屋　惣　兵　衞
高田問屋　五左衞門
稻荷山宿より鄕原迄惣代松平伊賀守領分稻荷山問屋　恒左衞門
松平丹波守領分保福寺問屋　金　次　郎
松代より仁禮迄惣代牧野遠江守領分小諸問屋　三郎左衞門
大笹村問屋　十　兵　衞

道中御奉行
安藤彈正少弼樣

此願出の結果は、記錄を缺くを以て判明しない。然し天保弘化の頃、武石越荷物の件に就き、明和元申年の規定中馬道筋の事を述べて居る所を見ると、願意聞届けられたとも思はれる。

此中馬稼は一の職業と見做され、中馬鑑札を持て仕事に從つたのである。然るに手馬と稱し、農業の爲めに使用する飼馬に、自分所で生産した物品を、近き市場などに附出して、其戻に自家使用の日用品の、買入れをして附け歸るのも中馬と同一視して、口錢を強要した所もあり、生活上脅威を受けた事もあつたといふ。

手馬

鑄物口錢一件

常田鑄物師戶倉宿にて鍋釜荷物口錢を取りしを詰問す

第二十節　鑄物口錢一件

明和六年六月、常田村鑄物師鍋屋八郎右衞門、久兵衞、大次郎方より、戶倉問屋に向ひ、鍋釜等鑄物は海陸山川泊り往來、差支なく通行することは古來の定である。然るに此度、戶倉宿に於ては、鍋釜荷物の口錢を取つた。此は何方よりの差圖であるか、御役前として承知せぬ筈は無いだらう、委細返書に認め印形の上、差遣はされたいと申送つた。戶倉宿では、宿法は御書付頂戴の通り取計つた所、右の如

き申越は、心得難い事である、依て其事を取糺して、申遣られたいとて、飛脚を以て、鍋屋から戸倉に遣つた書狀の寫を添へて、上田宿問屋へ申込んだ。上田兩問屋は相談の上、常田村は町分では無く、郡方支配故、尋ね難いと申遣はしたが、支配違と云ふても、其筋へ此事を届けた故、今後關係する事もあるだらうと思ふ故、通知して置くと戸倉より申來つた。其所で事面倒に成りさう故、兩問屋は此事を町手代迄報告した。藩役所では、六年以前申馬改の際に、口錢の事も定つて居り、鐵物類一組ニ付、四文宛取ること故、鍋釜荷物より四文の口錢を取る筈の所、上田宿では取らないとの事、其は何故か、當所に於て拵える物故、取る筈であるが用捨して取らないのか、何れの理由で取らないかを、明朝迄に申出るやうと申渡した。そこで兩町相談の上、鐵物はかね物であるが、鍋釜は鑄物と稱して居る、何故に異なるかは解らない、其上如何なる理由に依て、鍋釜荷物よりは口錢を取らぬのか、其理由も一向知らない、明和元年改の時申渡された時にも、鐵物類と鍋釜との荷物の差別の事は、全く氣附なかつた故、馬指共へも、鑄物の事は何も申聞かす所は無かつた。此度考へる所では、鍋釜は年中出るにしても、僅少で荷數もあまり多く無いので、あまり重くも考へず、殊に當地で出來る物で、其を手馬で附送つたから、口錢を取らなかつたものと思ふ。と役所へ返答し、又一方近き宿々へ、鑄物荷物口錢取否の事を問合はせた所、坂木から小諸迄は、上田同樣口錢は取らない、けれども何故に取らぬかは、解らないと云ふこと、又以前には鍋釜荷物からも、口錢を取つた宿もあつたが、常田鍋屋共から斷つて、先に取つた口錢を、取戻したといふ事も聞いた。

戸倉よりの問合はせに對し上田宿問屋は常田は郡支配なりと申送る

藩よりの尋問に付き問答辨不明瞭なり

兩問屋でも藩役所でも、何故に鍋釜鑄物は口錢を出さぬかに就ては、理由が判明らなかつた。依て問屋から内々人を鍋屋久兵衛に遣はして、口錢を出さぬ譯を尋ねた所、曆應五年四月光明天皇の御代、綸旨頂戴以來、鑄物師に諸役免除の特權ありとの事を聞くことが出來たのである。此御綸旨の寫を左に記載して置く

鑄物師の特權

御綸旨寫

天子正印

藏人所牒燈爐御作手鑄物師等所應令早仕代々御牒幷將軍家下文關東下知等停止諸國庄園守護地頭預所沙汰人等諸社神人以下諸市津關渡山河海泊津料關料市手山手擧分例物以下之煩、就レ中淀河所々關々大津關所等之煩、金鐵器物賣買業可レ令二勤仕一燈爐以下鐵器勅役問事

使御藏民部大丞紀遠弘

右如二別勅一役所被二仰出一候也、諸國鑄物師金賣買業御公用可レ令二勤仕一諸國諸庄園守護地頭預所沙汰人諸社神人以下諸市津關渡山河海泊津料關料市手山手率分例物以下燈次二東西南北入相諸商賣不レ可レ有二違亂之妨一兼又海道邊鞭打三尺二寸者可レ爲二馬之吻料一若依二惡路一馬之荷物落事在レ之者爲二地頭政所一可レ被二負遣一猶於二鑄物師中一與二自國一與二他國一相論有レ之者沒二收所帶一一門可レ被レ行二死罪一宜承知勿二違失一

牒到准依如レ件

曆應五年四月　日

別當　出納前加賀守　安倍朝臣

藏人所ノ別當ハ左大臣御役也　藏人中務少丞　菅　原

民部少丞兼左近衛將監　藤　原

民部少丞兼右近衛將監　藤　原

民部大丞兼左近將監　藤　原

（南佐久郡青沼村　日向宜信氏藏）

猶小島久兵衛氏所藏、天正四歲八月十三日御藏（ミクラ）宗弘より、諸國鑄物師中に與へた、鑄物師職座法之掟中にも、諸役御免許之事の條があり、其に據るも、口錢など取られない事に定つて居た事は、明かであ

る。

第二十一節　特別なる通行宿泊

戸隠權現通行宿泊

㈠戸隠權現通行宿泊　寶暦五年戸隠權現の出開帳を、江戸に於て執行する事となり、六月二十五日戸隠出發、二十九日上田宿泊り。此時の一行は、問屋日記所載に據ると、中々大したものであつた。

戸隠權現入宿の前には、町々打水平掃除、日除けの巻き上げ、賣物あまり道内に出ぬ様注意を與へ、愈々上田着の際には、町役人は出迎をした。

權現様と戸隠別當勸修院の宿所は本陣で、本陣前には立札をし、又飾手桶も出した。權現様の警固の爲めに、町組の者四人を附け、町々は立番二人宛、宵の内から出ることにした。

神像及品物

此時一行の奉持携提した神像及品物は

一戸隠山奥院手力雄尊本地觀王
一同　中院天思兼尊本地釋迦佛
一同　寶光院表春尊本地持運地藏尊
一御山繪圖
一御寶物　六棹
一御朱印長持　一棹
一長持　七棹　箱　二棹　大御案　一基　御臺　一　合羽籠　三荷　分持　一　駕籠　二挺

此等は前に依頼状があり、人足馬匹共に、寄進せられたき旨申來れるにより、夫々寄進人馬を準備し置き、翌日本海野迄送り届けた。

此一行の人數は、本陣に三十五人、他旅籠屋に十八人宛分宿して、五軒に泊つた。旅籠賃は上四百文

中三百文、下百六十七文の割合であつた。寄進人足には餞若干包、二百包を渡した。寄進人足は鹽尻組五十人、鹽田組五十人。此外に町人足五十三人、計百五十三人。馬匹は三十六疋を使用した。

文化八年戸隠權現の江戸出開帳あり、五月二十五日其事了り、歸山の途中、二ケ所に於て開帳、六月廿五日上田宿に一泊した。今其時の様子を、海野町本陣日記に據て記して見る。

一右宿泊通行の先觸あり、兩町問屋は戸隠權現の通過を通告すると同時に、町分の平掃除を命じた。

二宿所は戸隠權現御輿、別當勸修院は本陣。其他は下宿七軒に分宿することにした。

本陣入口の右手に、竹棟を建て、關札を立て、飾手桶を出した。

宿泊の夜は權現警固として、町組の、者四人を出した。町方の立番は宵の口より、各町二人宛出る事にした。

三人足及奉持物

寄進人足　鹽田組五十人　鹽尻組五十人　合計百人

奥之院御神輿　常田八人　踏入三人　山口一人　房山一人　別所一人　横町二人　原町一人　〆十七人

中院御神輿　原町一人　房山一人　海野町三人　西脇二人　鎌原一人　下鹽尻四人　秋和三八　舞田二人　〆十七人

寶光院御神輿　生塚二人　諏訪郡一人　西新町一人　房山一人　秋和四人　上鹽尻二人　五加四人　中野二人　〆十七人

九頭龍權現辨財天御神輿　海野町二人　山口三人　下鹽尻四人　柳澤三人　平井寺一人　保屋三人　別所二人　手塚三人　〆二十人

大御案基　小島二人　下郷三人　東前山一人　本郷四人　手塚新町二人　山田二人　鈴子二人

メ十六人

散錢箱二つ　紺屋町二人　別所二人　メ四人

台　持　紺屋町二人

長　持　一番より十二番迄　人足五十八人

御山繪圖　横町　二人

幟一本　紺屋町二人?

高張竹　原町二人　踏入一人

此外に寄人足三十人　賃人足二十三人　寄馬十五疋　賃馬二十一疋を要した

四　宿入として、三百疋の外に百疋と、小菊十帖、汗手拭二筋、扇子二本を世話御禮として本陣に遣し、當番問屋へ金百疋、年寄衆へ二朱、馬指へは五十疋を贈つた。旅籠は上一人四百文、次十五人は三百文宛其次八十三人は合計十三貫八百三十二文の宿賃であつた。

佐州金銀荷通行

(二)佐州金銀荷通過　佐渡産出の金銀荷物が通過する時、上田宿一泊の際には、中々の警戒嚴重であつた。今元文二年五月二十日本陣記錄「御金荷泊りの節御手當」を左に記して見ると

一御金荷物は太郎兵衛土藏に入れ、其土藏前に御紋付提灯二帳出し置き、海野町原町兩町より出合、自身三人半夜代りに番を勤める。

一箱番所に足輕二人、半夜代りに出て居り、徒士目付一人、半夜代りに出る。

一太郎兵衛店に年寄二人二時代りに勤める。

一小遣三人を給する。

一自身者箱數程づゝ、細引を持參して出る。

以上之品は自然出火の節、下知次第金荷を城内に退ける爲めである。

自然出火の節は
物頭一人組召連、給人兩人町奉行組の者殘らず召連れ、町手代小頭、町役人殘らず早速駈け付、御金荷物退けの時、其を取圍み城内へ運ぶ

一海野町原町各番所一ヶ所を增置する事

一藩年寄度々火の元用心申付くる事

一町分殘らず火の元に入念致す事

佐州金荷物の額

かほど嚴重にした佐州金荷と云ふ者は、如何程位通つたか、元祿十年三月の日記に、佐州金銀七百三十八貫四百十四匁二分越後出雲崎出發十七日九ツ時、當宿着御金二十七駄馬添廿七人。同六月朔日、佐州金荷三十六箱、五月廿六日出雲崎龍立、六月朔日當宿着駄數十八駄馬添十八人と記してある。

遊行上人の宿泊

(三)遊行上人の宿泊　延寶七年六月、遊行上人上田宿一泊の事があつた。藩では其通知に接するや、先に逗留した松代に人を遣はして、其待遇の模樣を聞取らしめ、先發の遊行上人附の老僧と相談して、宿坊を願行寺と定め、寺内の破損修繕等の爲め、普請奉行町奉行等出張し、屋根の指萱、室内天井壁等の上塗修繕、疊表替四十枚、湯殿雪隱等新設、表門の葺替迄も濟し、番所は三ヶ所設け、足輕十人程も其番に當り、取締として小頭五人程も出した。

遊行上人宿泊願

遊行上人の上田宿願行寺に着するや、藩より賄方を申付け、又買物御用聞の者は、代る〳〵取詰めた。藩よりは御馳走として、白米十俵、薪二十駄、炭五俵を目錄として、海野町問屋から届けさせた。

普請奉行

此上人の一行は、上人僧侶共八十五六人、翌日出立の節は、雇馬七十六疋を加へて、本海野迄送り届けた。出立の際には町奉行も暇乞に出懸け、兩問屋年寄等は、袴羽織で横町まで見送つた。

藩より遊行上人馳走として、目錄で贈つた品々は、願行寺に下げ與へられた。

遊行上人の通行の際に、此の如く優遇された理由は、

遊行上人の優遇

應永四年諸國守護に詔して、相州清淨光寺遊行上人、巡國の爲めに傳馬を出さしめ、路次宿泊の缺乏なからしむ。同廿三年四月、清淨光寺及京都金光寺に朱印を與へ、諸國守護人をして、驛傳關津の事を辨ぜしむ。など、あつて其由來は、久しき以前に在つたのである。東海道名所圖繪に「藤澤清淨光寺第十二世尊親法親王は、龜山院第四の皇子なり、後村上帝嗣なし、依て皇子を以て儲君と爲す。後踐祚すと雖も、南朝の皇威振はざるを以て、終に法門に入り、遊行第八世渡船上人の法資となり、普く回國の志願を發し、嘉慶元年二月廿六日、途を發し應永三年歸洛す、海內に巡錫すること干玆十四年。後小松帝之を憐み、將軍義滿に命じて、爲めに宿泊驛傳の事を令せしむ。其後信長秀吉先例に依て、其優待を同うす」とある、德川幕府時代に至つても前待遇を繼紹したのであらう。

第十二世遊行上人

(四)善光寺如來の通行宿泊　寬政十年善光寺如來、日本廻國結緣開帳の歸途、六月十七日上田宿泊、十八、十九、二十日の三日間、橫町願行寺に於て開帳の後、屋代宿に向ふとの先觸があつた。

善光寺如來通行宿泊

町々は平掃除をなし、兩間屋及年寄は着の當日出迎をした。願行寺では寺の本尊を、寺內閻摩東堂に移し、其跡へ正面に善光寺如來を安置し、南の座敷には御印文を、北の座敷に寢釋迦の像、次に善光の像を置き、本堂より庭の內には、十五間四面に亘つて天幕を打廻はした。

十八日より開帳と云ふので、火の元嚴重の取締の令は達せられ、十七日より二十日の夜迄は、町々立番を命ぜられた。

此時には町在共非常な人氣で、諏訪部村では願行寺本堂入口に大燈籠を、原町では兩側高塀の上に、小燈籠百二十對を、海野町では山門の柱に長い燈籠を兩側に、鍛冶町では山門入口の上に大燈籠を、常田村では大幟二本吹貫二本を、房山村では紅の幡二本を、紺屋町では花籠二つ、橫町では寄物細工の石燈籠二本を、西脇村では入口の大燈籠を、寄進するといふ有樣であつた。

(五)巡見使通行宿泊　江戶將軍の代替り毎に、目付役の者に命じて諸國を巡り、領主諸有司等の非違を

巡見使通行宿泊

糺さしめ、治否如何を視察させた。之を巡見使と云ふた。此巡見使の來る時には、其通行宿泊共に、非常な注意を拂ひ、鄭重を極めたものである。今寶暦十一年四月、巡見使が上田に來た時、藩より申渡した處を記して、如何に町方役人町人、在方役人旅舍等が、心配と手數が掛つたかを想察する資に供する。

覺

一御巡見之節、家毎手桶出し、盛砂可レ致候

一御領分御通りの節、男女共見物致申間敷候。町家店商賣人罷在候はゞ、御通りの節、下へ下り平伏可レ致候事

一御朱印人馬其外賃人馬共、吟味之上寄人馬致、請拂役人念入可レ申候。但林馬(マヽ)又ははね馬杯、一切出し申間敷候。將又御先觸人馬の外、余計人馬出置候はゞ、御目通の所へ出し不レ申、影に差置可レ申候

一諸色賣物直段、時の相場に可レ致二商賣一候。尤賣物入念聊高直に無レ之樣可レ致候

一錢屋一軒相定置、錢入用之節手支無レ之樣に可レ致候。其外賣物價定置賣可レ申候

一御領分御通りの節掃除入念可レ致候

一御領分御通筋一丁毎に、掃除之者一人宛、箒を持罷出可レ申候。尤自身之者差添可レ申候

一御通行之節御案內町年寄兩人宛、羽織袴にて、罷出御尋之儀夫々御答可レ申候

一御巡見之御方御家來、御家老御用人御目付へ案內之者一人宛羽織袴にて可二罷出一傳を以て申達し、役人面談候はゞ、委細の儀申達し、尤御宿繪圖持參可レ致候

一御泊御休共、御着立之節は勿論、惣て聲高混雜不レ仕作法宜敷可レ致候

一御宿にて下分の夜具手當可レ申候

但侍夜具絹布、徒士絹布木綿交り、其外末々迄手當置可レ申候

一御宿々給仕之者町方見立置可レ申候。尤袴着用差出可レ申候

一御宿にて魚菜物等用意致置可レ申、尤一分は一汁三菜香物共下分も右同斷、品差略可レ致候。上分は隨分入念可レ致候。向方にて上分御膳等用意有レ之候はゞ、肴青物用意致置差出可レ申候。但肴類所に宜敷品無レ之候はゞ、前日少々取寄置用意可レ申候

但御先へ被二相越一候御役人へ面談致、御嫌之品も候や相伺可レ申候、且又御精進料理五六人前用意致置可レ申候

一御宿三人之者廉上下着、先年之通御着之節、紺屋町邊迄罷出、御宿迄御案内御着之節、入口に平伏致可二罷在一候

一問屋年寄廉上下着、爲二御出迎一紺屋町邊迄可二罷出一候。大勢罷出候儀は無用二候。但衣服之儀は制外絹布着用可レ申候

一御宿の下働之者、燒印の木札相渡腰二付け出入可レ致候。木札無レ之者は一切出入致間敷候。尤札改の者表口に差置可レ申候、右改之者町方にて見立可レ申候

一御巡見方御荷物所、近所に別宿可二申付置一候。御荷物請取御徒士一人下役足輕一人づゝ差出候。尤荷物受渡之義は、荷物宰領之者入念可レ申候

一自然出火之節は、御巡見方御荷物爲二取退一候荷物人寄手當致置候。尤燒印の木札相渡可レ申候。町年寄共之内申合せ、三ケ所御本陣に相詰、御荷物紛失致さゞる様に才料致可レ申候

一御宿々の亭主幷問屋年寄共、爲二御見送一廉上下着大宮迄可二罷出一候

一御宿々の者爲二御機嫌伺一、小諸御泊り迄可二罷出一候

一火之元別して念入可レ申候。御着御立迄之内、大火、幷にけむり物焚き申間敷候

一町の火消手當致置可レ申候

宿屋主人御宿迄案内入口に平伏すべし

肴類宜敷者なくば前日少々取寄せ置く事

自然出火の節は荷物紛失せざる様注意すべし

巡見使滯在の内は大火けむり物焚くを禁ず

巡見使立退きの場所は房山大輪寺

巡見使の入費は町分の支出

享保年間巡見使派遣の時幕府よりの觸れ

一自然出火之節御巡見方御立退所は、房山村大輪寺に御退候様に取計申候。其旨相心得可ニ罷在一候。
御荷物も右大輪寺へ取退候様、心得可レ申候。尤應變差圖可レ申候　以上

以上の如き大騒をして、其入費は、以前は藩より下げ渡したが、此頃では其事無く、皆町分で支出したのであつた。故に此年には町分より、諸入費下げ渡しを古來の例に依りて、願ふ處があつた。

以上述べた寶暦頃の巡見使巡國の狀態と、享保初頃の有様とは、雲泥の相違で有つたのは、享保元年正徳六年二月巡見使派遣の時、其十九日に左の如く國内に申觸れた。

覺

一今度國々御料所村々巡見被ニ差遣一候ニ付、右之面々相通り候道筋、掃除幷道橋一切作り申間敷候。
馳走として送り迎之者、出候儀可レ爲ニ無用一事
一右之面々御朱印員數之外、人馬入候はゞ、其所定の駄賃有レ之ば、其定之通、定無レ之所者、近傍御定の割合を以て、駄賃錢取之人馬可レ出候。
御朱印の外に、賃無しの人馬、一人一疋も不レ可レ出之事
一巡見通り候道筋にても、百姓農業之儀少も無ニ遠慮一いとなみ様候に可レ被ニ申付一事
一私領村々に若巡見令ニ旅宿一候共、小々の小屋を取繕者不レ及レ申、疊替可レ爲ニ無用一、古く候ても不レ苦候、賄道具等も有合を借し可レ申事
一旅宿に可レ成家、一村に三軒無レ之所は、寺又は村を隔候てなりとも不レ苦事
一泊畫休の場所にて、入用之飯米鹽味噌薪幷酒肴油野菜等、其所々相場次第賣候様可レ被ニ申付一事
一其所に無レ之商賣物、脇より遣置賣せ申間敷候。衣類諸道具は勿論、酒肴にても持寄賣候儀、堅可レ爲ニ停止一事
一右之面々金銀米錢衣類道具は不レ及レ申、酒肴菓子等迄、一切受用無レ之筈に候間、内々にても堅音

信不レ仕様に、知行所之者共に可レ被二申付一候。

若内々にて音信仕旨相聞るに於ては、可レ爲二曲事一候間、其旨急度可レ被二申付一事

一何方見分仕候とも、私領方よりの音物等も、一切受用無レ之筈に候間、音信者不レ及レ申、使者飛脚被レ出候儀堅可レ爲二無用一事

一右之面々家來下々迄、在々に於て、衣類道具等は、買不レ申様に申渡候間、得二其意一商賣不レ仕様に可レ被二申付一事

一野道の馳走として、新規に茶店等作り候儀堅可レ爲二無用一事

（徳川十五代史）

以上申觸れた所は、所謂御料私領共に行渡つて居り、又巡見使として派遣せらるゝ人も、充分心得て居た筈であつたのである。故に享保二年五月巡見使來田の際には。出立に當り、次の如き證文を町役人より請取て歸つたのである。

巡見使へ請取證文

指上申證文事

一今度爲二御巡見一昨晩當町に御泊之處、諸色御賄物當所之相場を以て、品々買上申候、代金不レ殘御渡被レ成慥に請取申候。何に依らず少しも手前にて御馳走ケ間敷儀、御下々に至る迄仕間敷旨、急度被二仰付一候間、少しの物にても、内々にて一切出し不レ申候。尤御下々迄御非道なる儀無二御座候勿論諸道具幷に台所道具無二相違一御返し被レ成慥に請取申候爲二後日一仍面如件

享保二年酉五月三日　　問屋年寄

渡邊左門樣御内

古市丈右衞門殿

正德享保の頃には、此の如き有樣なりしに、寶曆年間頃に至つては、全く其狀態を變ずるに至つた。巡見使の眞劍に巡見の役目を盡したのは、享保の頃迄にて、其より後は形式のみと成りしと云はるゝも

此處に其一端を窺ひ察する事が出來るのである。

官軍先鋒嚮導隊の通過宿泊

(六)所謂僞官軍の通行宿泊　慶應四年二月七日、藩會所より問屋を呼び出し、高松宮御內眞田求馬樣外に御二方、俄に松代表迄早駕籠にて、今日夕刻頃迄に御通行に付、萬事失禮之れ無き樣、且店先に品物擴げ置かぬ樣にと申渡した。同時に御休息御泊の程も判明せぬが、若し御宿泊に於ては、御宿は宮下兵左衞門方に申付け、費用は藩より支出致すべき旨を申聞けた。

藩の待遇注意

京家方の五人

夜五ツ時午后八時頃早駕籠で、京家の人五人來着した。其裝束は皆陣羽織を着て居た。其五人の名前は、竹內健助、西村謹吾、大木四郎、櫻井當五郎、佐藤政信であつた。此五人上田着に付町手代小頭は先拂を爲し、兩問屋年寄は上下着で出迎へた。着宿するや町奉行は、旅舍宮下方へ出掛けて、御機嫌を伺つた。此時上田に來て居た、中之條陣屋元〆河野會十郎も、亦伺に出た。此外勅使下向の件に付、打合として來田して居た、飯山藩役人も御伺に出た。そして此晩の泊りには、上田藩主より特に料理を贈つた。

御機嫌伺の人多し

五人出立の時の樣子

翌八日の朝は、藩家老藤井求馬旅宿に御伺をした。夕七ツ時午后四時此五人は、早駕籠にて出立した。中之條元締河野會十郎先に立ち案內をし、上田町役人等は柳町迄見送つた。中之條陣屋から役人六人程、上田迄出迎に來た程故、上田よりも當番海野町より役人二人中之條迄見送つた。

此時此一行より左の目錄を宿役人に贈つた。

宿役人への目錄

一金三百疋

官軍先鋒嚮導隊執事

宿役人中

和田宿問屋よりの至急通知

翌九日に和田宿問屋より

大至急廻文を以て得ニ貴意一候、然は嚮導隊一番組御人數二十二人樣、當宿に只今御着有レ之、明朝御出立にて中之條迄御通行、尤御荷物無レ之御足痛宿駕籠如何に候哉、差掛り長瀨御辨當用意之事、多

分上田泊可ニ相成一哉と被レ存候

と云ふ書面が、上田問屋に着いた。七ツ半時頃銘々鐵砲を持つた人衆が、上田に到着した、此時町手代小頭、問屋年寄皆出迎へて、旅宿松屋傳八郎に落ち着いた。此時藩よりは、堂上様方御通行之節、敷砂を爲し、旦各自宅前に猥りに多人數罷出候儀不ニ相成一と達し、夜中は海野町の木戸をメ切て、往來の者を改め、相生町鼠小路の木戸もメ切、夜間篝火を焚き、人數二、三人宛代る〳〵焚き番をした。そして外會所には町奉行其外諸役人掛人、詰切りと云ふ狀態であつた。此時に此一隊の者は、町の高札を取外すことを命じた。翌十日曉六ツ時午前六時出立した、内一人馬で、他は歩行であつた。此人々の名前は不明であつた。

宿泊當夜の樣子

十一日に先に通行した、京家方二十二人は、長瀬の方へ歸つたとの咄があつた。

十七日に至り、此頃通行した京家方々と云ふは、全くのにせ者で、御近領打合はせて、今日七ツ時より小諸諏訪表江、人數を繰り出したとの噂が傳つた。

此日に次の如き總督府よりの通達命令が、藩主に廻達された事が發表され、町方一同呆然とした。

總督府よりの命令回狀

高松宮京都御脫走にて人數被ニ召連一東國に御下向之趣、右は決して、勅命を以て御差向相成候儀にては無レ之、全く無賴之奸徒幼稚の公達を欺き奪ひ出し奉候義と被レ察候。右無賴之者當總督樣の先鋒と僞り、通行の道々金穀を貪り、其他如何樣の狼籍可レ有レ之哉も難レ計に付、諸藩何れも此旨篤と相心得、右等の徒に欺かれ不レ申樣可レ致候。尤右公達に對し、粗忽之儀無レ之樣可レ仕候得共、人數の義は夫々取押置、總督御下向之上御處置相伺候樣可レ仕旨御沙汰候事、附先達綾小路殿既に御歸京に相成候後、右之者共無賴之徒を語らひ合せ、官軍の名を僞り嚮導隊抔と唱へ、虚言を以て農商を劫し、追々東下致候趣に相聞候。右等も高松宮殿人數同樣の義に候間、夫々取押置可レ申旨被ニ仰出一候事

二月十日

總督執事

堀　左衞門殿
內藤若狹守殿
諏訪因幡守殿
松平丹波守殿
松平伊賀守殿
眞田信濃守殿
堀　內藏頭殿
牧野遠江守殿
內藤志摩守殿

追て刻付を以急々御廻達可レ被レ成候也

但止り藩より總督府御本陣に可レ被二返上一候

二月七日上田に宿した五人の內、大木四郎、西村謹吾の兩人は、三月三日下諏訪で、相樂總三と共に斬罪に處せられた人々であつた。相樂總三は、二月十日總督府より信州各藩への達を、十三日に至く承知し、佐久輕井澤方面に進みし、同志の士に引返しを命じ、一同謹愼して總督到着の機を待つことにした。此時二月十日の總督達示が、十七日上田藩にも達したので、此程通つた京家方と云ふは、にせ者であつたとの評判が高く成つたのである。上田藩は此時諸方面に、探索方を派遣したので、丸山德五郎が佐久碓氷峠方面に發向する爲め、十七日和田驛に宿するを知て、捕方に向て縛したのである。上田藩探索方の一人が此當時報告したものゝ內に、

京家方とは全くの僞者丸山德五郎捕らはる

白川殿御舍弟之由　飛驒郡代新見內緯家來
櫻井常五郎　同人兄彌八郎　水原中務　中山中春日村　平八　同村　阿部元助　同新町
阿波國出生之由
茂右衞門　駒藏外二三人

右御影手にて召捕相成候

櫻井常五郎所持の連判狀

櫻井常五郎所持連判狀寫

盟約之事

開闢以還有君有臣有父有子忠孝之事人道則然也、若背此道則天地所不容也、不肖之吾輩忝入ニ官軍之例一、生前之面目何事か是に如む、然者愈赤心報國盡憤忠、奉王命攘賊徒、宜輕生命於塵芥、曝尸軍門、若此盟約違者、冥罰顯誅忽可蒙ものなり、謹盟

慶應四辰年正月十一日

慶應四戊辰年正月十六日

信州佐久郡落合村　水野丹波
同州同郡三ツ井村　佐藤祐重
同州同郡小諸　大池仁之助祐定
同州同郡春日村　牧野乙松春重
同　所　牧野約太郎正重
同　所　土屋太郎實正
同州同郡比田井村住丸山眞甫安年
同　所　武田長右衞門

櫻井常五郎殿
進神藤三郎殿

右連判狀は金切れ表之卷物にて至極立派之品に候書体も隨分美事に認置候（師岡史料）

之に據て見ると、櫻井常五郎と云ふは、佐久邊に於て同志を募り、嚮導隊中に加つたものであつたのである。

(七)外國人通行　明治三年四月、英吉利國公使館付第一等書記官アダムス附屬員三人別手組五人を隨がへ、上田宿通行の事があつた。其時上田藩廳より町方への布達は

英國公使館附
第一等書記官　アダムス
附屬　三人
別手組　五人

見物すべからず

右者兼而寄々致二布令一置候處、近々當所へ相越候ニ付、見物として猥に罷越候之儀不二相成一候尤無レ據用事有レ之通り掛り候とも、惣て心得違無レ之樣精々心附き可レ申事

但藩中子供は勿論又もの等無作法無レ之樣親々主人より急度可二申付置一候事

といふので、此頃上下外人に對しての樣子がよく判知る一資料である。

此年七月二日伊太利國公使館員シャルセタフ、ヘーロッテ、附添四人と共に通行した事があつた、此時にも前同樣の注意が布達されたのであらう。

正德道中往還條目

第二十二節　正德二年道中往還條目

正德二年三月幕府道中奉行より中山道宿々へ申觸れた條目は。上田宿問屋場助鄕村々皆寫し置き、違背せねやう心懸けたもので、藩政時代道中往還の狀況を知る資料ともなり、又地方交通の事を研究する上にも必要な資料なるが故に、左に記載して置く。

一道中往還之儀ニ付、此度御條目出候間、右之趣愈相守末々猥にならざる樣に宿中申合せ、尤輕き旅人たりとも、聊無禮非分之儀致す間敷候。就レ中改所之儀は、入用をも被レ下被二仰付一候上ハ、猶以て不埒無レ之樣宿々之格にも相成候樣ニ致、助鄕より出候人馬も、改所寄候員數を以て、餘宿之人馬遣候數をも改め、若此上無益之人馬割掛候宿も於レ有レ之者、吟味之上曲事たるべき事

一道中旅籠錢等之儀、只今迄旅人により過分之儀相掛候宿も有レ之由粗相聞候。向後輕き商人等迄も

申合諸色高直ニ致候儀、堅く不レ仕、時々の直段を考へ、其宿々問屋年寄幷頭立候者相談を遂げ、宿中不同無レ之様ニ可レ仕候、若し此旨に背き、過分の儀申掛け候者有レ之、旅人より其斷あらば、問屋年寄吟味可レ仕不埒之仕方外より相聞へ候に於ては、問屋年寄迄急度可レ有ニ御沙汰一候事

一自今加宿助鄕より、御條目に背き不埒之儀も候はゞ、其旨早速宿より可ニ訴出一、內々にて過料を取り又は過代として、助鄕者宿へ呼置候儀など、堅く停止たるべき事

一宿より助鄕へも御條目ニ違ひ不正之儀有レ之候はゞ、助鄕より早速可レ訴レ之、內々にて爭論に及び差出すべき人馬帶べからざる事

一旅人より此上非分之仕方も有レ之候節ハ、宿より早速可レ訴レ之、後日ニ至り旅人の非分ニ付、困究仕候儀於ニ申出一者、宿々の者落度たるべき事

右は此度道中筋不法之儀、可ニ相改一旨被ニ仰出一、御條目差遣候ニ付、猶又此旨御條目幷此趣、宿々問屋場ニ張紙ニしるし置、助鄕村々へも寫させ、宿助鄕共に堅く可ニ相守一、若し違背之輩於レ有レ之者可レ爲ニ曲事一候事

正德二辰年三月

道中奉行

定

一公家衆門跡方道中往來之節、人足三十二人馬三十疋ニ限り候處、近年は御定人馬之外添人馬多く相立候故、宿々幷に助鄕出し候在々迄困究に及ぶ由相聞候、向後はたとひ宿々馳走として、人馬指出候とも、御定の人員馳走の人馬共に、都合五十人三十五人の外、一切差出すべからざる事

一御用ニて道中往來之衆中、是又近年は御朱印人馬數之外添人馬多く相立候由相聞へ候も、向後は御朱印數之外、添人馬差出候儀、堅く停止たるべき事

一道中往來之面々、雇人共追年不届之仕方共有レ之、就レ中御用にて往來又ハ在留の衆中、雇之者主人

御朱印員數の外添人馬堅く停止

主人の權威を以て人足を取り又馬籠に乘り賃錢支拂はざる者あり

賃人馬の分は賃錢相違なく支拂ふべし

猥りに駕籠に乘るべからず

荷物貫目容赦なく改むべし

證文之れなきは夜通しの人馬出すべからず

の權威を以て、猥りに手替りの人足取レ之、其上馬籠等ニ乘り賃錢を拂はざる者有レ之、其外非分之儀申掛、宿々費多く候由相聞候ニ付、江戸京大坂ニ於て、人足請負之者方より、雇之人足共に急度申聞不届無レ之様ニ申渡候間、向後宿々にても其旨を存じ、誰の雇の者たりとも、無用之人馬出させ候歟、又は非分の儀有レ之候はゞ、其所に留め置き、早速道中奉行へ可レ訴レ之、當分の難儀を存じ用捨せしめ、後日に相聞ゆるに於ては、宿々の者迄急度可ニ申付一候事

一御用並在番の衆中其外諸大名、總て道中往來之面々、向後は人馬割役人を問屋場に相殘し、御朱印人馬賃人馬可レ入程差出させ、賃人馬の分は賃錢無ニ相違一相拂ひ、不埒無レ之様ニ吟味仕らせ、其外家來幷ニ雇之者共より、私に人馬駕籠等出し候様ニ申掛候とも、人馬役人の承諾無レ之候ては、一切差出すべからざる旨申達し候間、宿々に於ても其旨を存じ、費之人馬不ニ相立一様に可レ仕候、此上不埒の族も有レ之候はゞ、誰之家來たりとも、不ニ隱置一道中奉行へ可レ訴レ之事

一近年東海道筋宿駕籠多く相立、別して御用に付ての往來には、在番之衆中の家來末々雇之者迄、駕籠に乘り賃錢を拂はざる由相聞へ候。向後若し右之族猥りに駕籠に乘らざる様に、可レ被ニ申付一旨相達し候、宿々にても其旨を存じ、御用並在番の衆中の家來たりとも、馳走として駕籠を出し候事堅く無用ニ仕るべし、病人又は子細有レ之、駕籠を望み候節は、相應之賃錢を請取り可レ出之事

一諸荷物貫目御定之通、彌無ニ用捨一急度相改め、人馬繼之所々にて猥りに不ニ罷成一様に申送るべし、若し不埒成儀於有レ之ハ、御用之荷物之由申共、繼き送らず其旨を道中奉行に可ニ相訴一事

一京大坂在番之衆中より指出し候、三度飛脚之荷物を始め、惣て在番衆中の諸荷物、近年ハ猥りに荷物も多く貫目も重く、夜通しにも通り候由相聞へ候ニ付、右請負人に申付、向後は商人荷物等堅く相交へず、賃錢も無ニ相違一拂ひ候様に申渡候、在番之衆中夜通飛脚、自今以後番頭之證文を以て差出し、貫目多き荷物か又は不相應ニ荷物多く候はゞ、繼送るべからず、番頭之證文無レ之は、夜通

しの人馬は指出間敷候、若し非分之儀於レ有レ之は、其處に押置早速道中奉行ニ可ニ訴出一事

附自餘之飛脚急用夜通之儀は、在來通りニ可ニ心得一候事

一江戸京大坂其外國々より、町人請負等にて往來之諸荷物、貫目等重く其上御用を申立、賃錢も不足に拂ひ候者有レ之趣相聞候ニ付、向後は貫目不レ仕相立候人馬數の通、賃錢無ニ相違一相拂猥成儀無レ之樣ニ、所々奉行所よりも、請負人共へ申付候間、宿々にても其旨を存じ、若し此上にも貫目重き荷物、又は不相應に荷物多不審成る事も候はゞ、御用之荷物之由申とも、一切繼ぎ遣るべからず、請負の町人の名を承り届け、是又道中奉行へ可レ訴レ之事

宿々より添人馬差出候儀停止

一自今以後、宿々より添人馬差出候儀停止候上は、加宿並に助鄉に無用之人馬相待べからず、若加宿助鄉へ無用の人馬指出させ、又は勝手よき方へは宿人馬を相立、不勝手之方へは、助人馬を指出し候類之事あるべからず、帳面に印形仕、重て出入無レ之樣にすべし、違犯之事於レ有レ之ニおいては、急度可レ有ニ御沙汰一事

用に立たざる人馬を指出すは曲事

附加宿並助鄉村々にても、宿より相觸れ候通り人馬無ニ相違一可レ出候、或は不足或は不參又は人馬之數を合はすべき爲め、用に立たざるものを指出し候はゞ、曲事たるべき事

往還の輩に對し理不盡あるべからず

一往還の輩に對し、理不盡成る事仕らず、たとへ輕き旅人たりといふとも、人馬無ニ遲滯一差出し、駄賃駕籠賃旅籠錢等も、不相應之儀不ニ申掛一、山川渡の所々にてもこれに準じ、總て宿に於て往來の難儀に及ばせ候儀於レ有レ之者、其本人は不レ及レ申、問屋年寄共に急度可レ有ニ其沙汰一事

宿々火事の時には小火の折各人擧て消防につとむべし

一道中宿々近年度々類燒の所共有之候、小火之節一宿之者共精を入防き候はゞ、消し留むべき事に候處人々道具を通け候儀にかゝはり、消し候仕方油斷有レ之故と相聞候、常々火之元念を入れ、若し出火有レ之候はゞ、早速にかけ集り可ニ消留一、若又怪しき事も有レ之候はゞ、不ニ隱置一道中奉行へ可レ訴レ之此上不作法成る儀於レ有レ之は、吟味之上問屋年寄迄急度可レ有ニ其沙汰一候事

右之條々幷前々定之通り、堅く可ニ相守一之若此等之趣ニ相背き、向後宿々又は加宿助郷等、難儀之由申訴候へば越度たるべき事

第十二章　市場としての上田

第一節　兩町市場

海野、原兩町市場

兩町市場にて調ふべき物品

眞田氏領主の頃上田城下町が形成された以上、此地方の中心と成つて、諸物貨の賣買も行はれるやうに成ただらうとは、想像される所であるが、之に關して史料の存する者が皆無なるので、判明らない。仙石氏領主の時に至つて、天和三年九月二十六日に

覺

一紬　木綿布

一米　大豆　蕎麥

一鳥類

右之品々兩町市場に而相調可レ申候。相背き町はづれにて買候はゞ可レ爲ニ曲事一

といふ觸達が出て居る所を見れば、上田原町、海野町の兩町が、既に市場と特定されて、居つた事が知れる。寶永三年差出帳に

上田市場は海野町、原町の兩町

兩町の市日

一海野町　市場にて御座候

市日　朔日　六日　十一日　十六日　二十一日　二十六日

一原町　市場にて御座候
　市日　五日　十日　十五日　二十日　二十五日

と書き載せられてあり、海野町は毎月一、六の日に、原町は毎月五、十の日に、市が立つて居た事が確かに知れる。寶永三年の差出帳書載の內に、市場と成つて居るのは、上田附近では馬越村で

上田町附近の市場
馬越村市場

當村市場にて御座候　四日　九日　十四日　十九日　二十四日　二十九日に市立申候

とあつて、毎月四、九の日に此村で市は立つたが、「但當村之儀上田兩町へ罷出賣買仕候。海野町へ二里廿八町、原町へ二里廿五町」の但書があるから、馬越村としては、上田兩町まで出懸けて、物品を賣買する事に定つて居たのである。此馬越村の外に、保野村も市場なりしも、寶永三年頃には、既に市が立たなく成つた、差出帳に

保野村曾て市場たりしことあり

當所市場にて、三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日、市立申候處、當所百姓不身上に罷成候故、いつゝぶれ申とも無く、只今は立不レ申候

とあるのが、其れである。

第二節　市場權擁護

上田は城下町として、宿場でもあり又市場でもあつた。故に市場として商業上の利潤を得て、上田町が繁昌して居た上は、若し上田市場に人脚が尠くなり、商業不振の原因と成る者があれば、其を取除かねばならぬ。故に若し上田以外の地に於て、新たに市の立つ如き事でもあれば、之に故障を申立てゝ、市を立てさせぬ樣に爲したのである。

市場權擁護

(一)田中宿新市故障　此事は享保年中田中宿で、新市願出之節、其れに故障を申入れて、遂に不許可に了らしめた事があつだ。其時の故障申立の口上書は、次の如である。

田中新市故障申込

口上書を以て申上候

一御領分田中宿にて、今度新市を立て申度由奉レ願候ニ付、御城下市場之さわりにも成べく申候哉、又は新市立候ても苦しかるまじく候やと、御尋被レ遊候。近年世並悪敷、別而町方困究に及、市も過半立かね賣買無ニ御座一迷惑仕候。然所に、田中宿に新市立申候而は、上田にて第一に迷惑仕候、佐久郡小諸邊の者共最寄能候間、上田には罷出不レ申、皆田中に罷出賣買可レ仕と奉レ存候。且又御領分之米、幷御他領下筋より出申候雜穀、皆田中に參り賣買可レ仕と奉レ存候。其外諸色上田市にて相調申候もの、皆々田中之市に罷出賣買可レ仕と奉レ存候。右之通に御座候得者、古來より立來り候上田市場次第に衰微仕、兩町別而因究仕可レ申と迷惑次第に奉レ存候間、御慈悲に御城下衰微仕不レ申樣御憐愍被レ遊可レ被レ下候以上

田中宿新市は上田市の大迷惑

辰(享保九年)二月

海野町年寄

與七　源兵衛
市助　彦左衛門
六左衛門

原町年寄

與右衛門　孫助
源左衛門　仁右衛門
兵右衛門

問屋

助右衛門　太郎兵衛

御奉行樣

田中宿新市不成立

此事件は上田領分内の事件なりしかば、此上田市場に差障る旨の口上書が取上げられて、田中宿の新市は成立しなかつたが、次の鼠宿新地の新市一件は、他領に關係せるが故に、遂に江戸評定所に訴へ出る事に成つた。

鼠宿新地の新市

㈢鼠宿新地新市一件

文化六年の夏頃より（私註、此頃に至り養蠶操絲の業盛になり、絲、絹、綿物など漸く市場に多く持出されるやうになつた）松代領分埴科郡鼠宿新地に新に市が立ち、生絲絹紬などの商取引をするやうに成つた。此事は無論上田町の市場にも、差し響きがあつたので、上田町では度々交渉して、市を止めん事を要求したが、其詮無かつた爲めに、文化七年の正月、次のやうな理由を申立てゝ兩村新市停止の件を、江戸評定所に訴願した。

上田町訴願の理由

一、鼠宿新地兩村は、坂木、上田兩宿の間に在る故に、農業を以て事足りて居る。然るに謂なく新に市場を開いた。

二、新に市を立て見世店を飾り、諸商向の諸品及生絲紬など大掛りに賣買する。そして其兩村は、北國筋川中島四郡の往來一方口の所に當り、持出して來た産物は、皆其所で差留められて了ふので、上田市場は自然商不振の態に陷る。

三、一體上田宿には田地が無い、市場商賣の利潤のみで妻子を養ひ、御傳馬役其他の御用も勤めて居るのに、今市場が衰微したならば、今迄の如く御傳馬役など勤めて居ることは出來難くなる。

右訴へられた兩村の者は、三月に入つて評定所から、右の訴狀に對する返答書を、提出することを命ぜられた。此時兩村代表者から差出した返答書は、中々面白い處もあるので其全文を次に載せて置く。

鼠宿新地の返答書

乍レ恐以二返答書一奉二申上一候

眞田彈正忠領分信州埴科郡鼠宿村名主市郎左衛門、組頭藤藏煩ニ付、代兼名主重左衛門、長百姓傳八郎、同州同郡新地村名主利左衛門、組頭彦右衛門、長百姓與四右衛門煩ニ付、代組頭條右衛門、長百

姓和吉、右四人の者共奉ニ申上一候、松平伊賀守様御領分、同州小縣郡上田町問屋太郎兵衛、年寄九左衛門、私共相手取新市相立候出入申立
松平和泉守様ニ奉ニ出訴一、當月十三日御差日御尋判頂戴相附候ニ付奉ニ驚入一乍レ恐以ニ返答書一左ニ奉ニ申上一候

一、訴訟人太郎兵衛九左衛門申立候ハ、上田町之儀古來ゟ御高田畑無レ之、市場交易ニて一宿營、北國往還御傳馬役相勤候故、鼠宿新地兩村ニて新市相立、見世店取飾諸商きぬ綿紬等迄、取捌遠國商人引請市立仕、北國筋幷埴科更級水内高井四郡之儀ハ、兩村へ懸り往來一方口ニ付、持出之産物差留、上田市場可ニ奪取一企難義之旨、古來市場之差障ニ相成候段、品能申立候得共、市相立候事而已實事ニ而其余の事とも全取拵え申立候義ニ御座候、且上田宿御高田畑無レ之市場交易を以て一宿はこくみ申候旨申上候得共、近邊村々之田畑夥敷越石ニ所持仕大百姓數多有レ之候義相違無ニ御座一候、鼠宿新地兩村、高九百八十石余有レ之候所、千曲川緣村ニ而出水之節川欠或者流失、度々國役御普請被ニ仰付一候得共、難ニ相保一當時ニ至漸三百石余之田畑相殘候得共、元來薄地ニて作毛實法惡敷、依レ之無レ據桑畑ニ相仕立、蠶專出精御年貢上納之手當仕候。右躰困究之村柄、殊更三拾ケ年程以前迄ハ、鼠宿村ニて二ノ日、新地村ニてハ七ノ日、兩村にて月々六日の紬市場ニ御座候て、相應之交易仕候處、右紬買入候もの不如意ニ相成仕入金差支、自然と衰微仕村柄愈益困究ニ付、近年蠶專一ニ相勵候處、女子共には尤上之手業に付、近邊村々流布仕、餘程糸出來候得共、近在市場も無レ之上田町に持出候得者、下直成値段附候て甚不辨利、無ニ是非一近村中申合、上州表迄附送候處、失墜多分相懸り引合不レ申、依之村々申談先年之例を以て、二七定日糸市相始申度段、領主役所へ申立候處、願之通被ニ申付一候ニ付則近鄕に右之段相達、訴訟方村々ニても初市祝儀として、酒肴等差越候者數多有レ之、上州表ゟ糸買入人入込、正路之相場を以相調候間、近在之者共歷然之國益相悦、追年繁昌可レ仕様子ニ御座候、誠

ニ糸一條之市にて、聊外商には拘り不レ申、見世店大造ニ飾り候様申立候得共、跡形も無レ之偽りニ御座候、於ニ當所一鹽茶草履わらんじ酒小賣商候ものは、八九人之外無レ之、尤仕入方は上田町ニて通帳ニて引取、聊營外商人之儀ハ多分上田町より罷出、市日一日之借宅ニて、夕方ハ引拂申候。然る處當村方ニて大造成商人有レ之趣、一方口ニ付諸持出産物を差留候抔全之偽り、北國往還ハ一筋ニ候得共、近邊之儀道筋多自由ニ通行仕候、糸市相立候ニ付、上田町より諸商人大勢入込、却て助成ニハ相成候共、差障ニ相成候禍無ニ御座一候。是迄捌方無レ之を見掠メ、下直に相調高利貪り候所、糸市相立候故利分薄を憎、自分勝手之慾心より、出訴仕儀と乍レ恐奉レ存候。實ニ難澁ニ候ハヾ再應掛合可レ申候處、一應之出訴届も不レ仕、剩上田町ニ無レ之糸市ニ差障候義、何とも心得難く、前書奉ニ申上一候通、農業出精仕候ても田畑不足之村柄、御收納取續難澁仕無ニ是非一矗相勵、御年貢之手當ニ仕候處、上田町又ハ上州表に持出候てハ、利得薄追々及ニ困究一、御年貢にも差支難義至極仕候間、何卒以ニ御慈悲一右始末被レ爲ニ聞召一、則以前二七之日市有レ之候例を以、糸市相立候ニ不ニ差障一候様、被ニ仰付一被ニ下置一度一同奉ニ願上一候。此段御聞濟被ニ成下一上田町之者共、憎心相止睦敷仕様被ニ仰付一被ニ下置一候ハヾ、難レ有仕合奉レ存候　以上

眞田彈正忠領分
信州埴科郡鼠宿村
名主　市郎右衛門
組頭　藤藏
右兩人煩ニ付代兼
名主　重左衛門
長百姓　傳八郎

同人領分

同州同郡新地村

名主　利左衛門
組頭　彦右衛門
長百姓　與四右衛門

右三人煩ニ付代

組頭　條右衛門
長百姓　利吉

御評定所

此返答書は三月十日を以て提出せしが、同月十九日に至り、松代領更級埴科の廿八ヶ村から、更級郡八幡村名主網掛村名主兩名が代表となつて、鼠宿新地兩村は元來市場で都合宜しき故、是迄の通り市の立つ樣願ひたいと、寺社奉行所へ歎願に及んだ。

文化八年四月に至り裁許があり、次のやうな請書を、原被兩告から差上げて、事漸く濟んだ。

差上申一札之事

私共出入被レ爲レ遊ニ御吟味一候處、訴訟方之儀網掛村外廿七ヶ村ニても、相手方市場ニて糸商致度趣申立候上ハ、買直段下直ニ無レ之との申分御信用難レ成、然ル上ハ相手方村々ニて、銘々限相對ニて之賣渡ニハ可ニ差障一筋無レ之、相手方之儀も、上田町續村々市立有レ之由ハ、當時無レ之由訴訟方申立、今般出入外之儀ニ付、御吟味可レ被レ及筋ニ無レ之、鼠宿新地兩村先年市場有レ之由申候得共、三十年來中絶之由茂申立候上ハ、當時ニ於てハ新規之儀、寛政之度奥州二本松のものより、鑞代金請取之書付ハ、一人限買請之儀、賣品記し候帳面ハ、是又一人限之商賣ニて、買人之判者無レ之、自己之押切ハ證據

近郷市場差障の有無を問合はさず市建つことを不宜
市場不相成
一人限相對賣渡し差支無し

ニ難レ成、殊ニ寛政之度ハ三十年程市場中絶ニ見え不都合之申立ニて、近郷市場故障も不ニ掛合一市場相立候上ハ、訴訟方助成ニ不レ障との申分ハ勿論、市建致度由ハ、難立、依レ之被ニ仰渡一候ハ、相手方市場ハ數年中絶之由申立候ハ、一人限相對を以、他國の糸買罷越し賣渡候ハ格別、糸斗ニ候共市建相止、樹札ハ早々取入領主に差出し、集候ての商賣ハ不レ致、訴訟方之儀も相手方にて、一人限相對を以て、糸買人參候節賣渡候儀ハ、差障間敷旨被ニ仰渡一一同承知奉レ畏候。若相背候者、御科可レ被ニ仰付一候。仍而御請證文差上申處如件

松平伊賀守領分
信州小縣郡上田町惣代
　問屋　助右衛門
　年寄　得兵衛
　同　和右衛門

訴訟方

文化八年未四月十一日

眞田彈正忠領分
同國埴科郡鼠宿村惣代
　長百姓　五右衛門
新地村惣代
　同　直四郎
追而相手方に加り候
廿八ヶ村　惣代
網掛村
　長百姓　兵藏

御評定所

南條鄉土の研究に據れば、鼠宿新地の糸市ハ、文化六年新地村の糸屋文右衛門の考ニて、鹽尻村の佐藤善右衛門等と協議の上、開建したるものにして、市場停止後幾もなく、松代藩ニてハ新地村の文右衛門等を、物産掛の用達として、市場を松代に開かしめたりと云ふ。

(二)他處商人入込禁止

上田町の商人が、自己の商賣繁昌を維持する策として、他所商人の上田領分内に入込むを禁止されたいと願出で、藩の干渉保護を求めた。

仙石氏領主時代の元祿六年二月廿三日、町内の飴屋達は、他處より飴賣共が入り込んで、永逗留をなし飴を賣る爲めに、自分等の飴がよく賣れ行かない、依て渡世不可能で、迷惑至極である趣を町奉行に申出でゝ、宿屋に斷つて、飴屋を宿泊せしめぬ事として、他所飴屋を追つた事があつた。元祿六年六月には、酒屋連の請願に依て、他領の酒が領内に入り來ることを禁じ。同年七月には、上田町兩町の小間物屋達は、他所商人が上田領内に入込む事は、兼て禁ぜられて居るも、猶入込むことが多いから、嚴重に取締つて貰ひたいと請願した。松平氏時代の天明年間に、松本より呉服商人が上田領分へ入込んで、六年頃には、其人數が頗る多く成つて來た。其爲めに上田町の呉服商人は勘なからぬ打撃を被つた。其處で商人共から、他所商人に多くの運上を申附け、城下を始め在方で、商賣の出來ぬやうにしたならば、松本商人も來ないやうに成り、上田の呉服商も繁昌するであらう、との意見を藩役所へ申出づる者があり、藩は此を町方に示して其意見を尋ねた、其時町方は口上書を以て、次の如き意見を述べた。運上を多く嚴しく取上ぐるも、運上さへ出せば何等差支は無いとて、商人共が多く入込んで、手廣に商賣すれば、却て町方の呉服商は、大打撃を受けることに成るやも知れぬ、故に先規之通り、嚴重に他所商人の上田領内に入り込む禁制を厲行さるゝ方が良いというのであつた。

一體他所の商人が上田領に入り込んで、上田商人の利益が侵蝕さるるに至るのは、他所商人の齎して

他所商人入込禁止願

飴屋の宿を斷はる他處酒の上田領内に入るを禁ず

松本の呉服商人入り込む

販賣する商品が、優て居るか、或は比較的に安値である處から、歡迎購買されるのであらう。上田の諸物價が他に比して、高値である事に就て、注意を藩から與へられたのは、享保十七年の十二月、寶曆九年正月にもあり、又天明八年五月には、上田表は一體諸色直段高値である、故に以來直段下値に改めて、正路に商賣致すやうと嚴重に申渡し、戒告を與へて居る所から見ると、他所商人が歡迎されるのは、物の値段が上田の其れに比して、低廉であつたからと思はれる。薄利多賣共存共榮のことに、思を及ぼさずして暴利を貪り、競爭者の出現に遇へば、藩の力を借りて其を追ひ退けて、無競爭の安全裡に、利益を獨占しやうとするのは、自ら奮起して商賣の道に勉強し、以て競爭者に打ち勝つと云ふ、勇猛心に缺けて居ると謂ふべきであらう。此の如くならば、纔かに頽勢を支へて行く位に過ぎずして、四隣皆集り來つて、需要物品を購買すると云ふやうな、商業都市と成り得ないのは當然である。此は後人の誡と爲すべき所と思ふ、

他所商人歡迎の理由

在町商店紛爭事件

在町商店紛爭事件

上田商人の大脅威であつた事は、在分に商店が增加して、町分の商店は大打撃を被むり、同時に特權が侵害されたと思ふ不快感も加つて、兩者の爭は極めて深刻なものであつた。此在方に商店の出來るのと、他所商人の入込むのを禁止せられたいとの事は、寶曆十一年に藩役所に、願ひ出た事があり、藩に於ては、在分の商店で久しい以前から營業して來た者十二人だけは、暖簾を掛けて商賣する事を許し、又他所商人の在方に入り込むのを禁じたが、在分の商店は、其後も其數を增すばかりで、天明年間に入つては、百二三十軒の多きに及んだ。依て天明二年には、左の口上書を藩に提出して、之を嚴禁せんことを請ふた。

乍レ恐奉二願上一口上書

一在方商人手廣商賣仕候二付、市場に障困究仕奉レ願候處、被レ爲二仰渡一候ハ在中得と御糺の上可レ被二

在分商店停止に付天明三年五月の願出

仰付ニ旨奉ニ承知畏ニ候

一御領分村々ニ他所商人入込候儀奉レ願候通、御停止可レ被ニ仰付ニ段難レ有奉レ存候

右之通貳拾一年以前、寶暦拾二年午三月於ニ御會所ニ一被ニ仰付ニ御請書指上申候同四月御城下續在分商人御糺御書付奉ニ拜見ニ候處、在中商人三十五人を限、右之内暖簾看板掛候者十二人を限候儀と奉レ存候處近年御城下續在分商店次第ニ多罷成、暖簾看板掛追々繁昌仕候、直買却賣市場同樣取捌、段々手廣ニ商賣仕候故、難儀至極ニ奉レ存候。凡村々商店百二三十軒余と奉レ存候、其外村々小商人之儀ハ不レ奉レ存候、味噌糀等迄大造出來是又卸賣事仕候、其上他處商人村々ニ入込、現金賣又ハ延賣等手廣仕候故、御城下市場江出不レ申候共、市用辨候故市立薄衰微困究仕候、自然と明店明家多罷成、人馬持候者次第ニ減少仕、御傳馬役相勤り兼難義至極奉レ存候、酒屋之儀ハ酒株御座候得者、御願申上候ニハ無ニ御座一候得共、先年町方酒屋二十一軒御座候處、當時漸六軒ニ罷成候體に御座候、御城下市場市の形斗ニ罷成申候、其上町分ニ罷在候得者、御傳馬役其外宿役掛り物多く御座候ニ付、可也ニ取續候者迄も在分に見世等出商賣仕候得者、甚勝手ニ相成申候ニ付、借屋ニ罷在候者共迄も、工面御座候者は在分に引申候、市場之儀書面之通り形は御座候得共、前々の間日よりは人立等も無ニ御座一候、此分ニては近年の内ニ宿役不ニ相勤候樣ニ罷成可レ申と奉レ存候、指掛相願申候而ハ恐入奉レ存候ニ付、無レ據御訴申上候。何卒書面之通奉ニ願上一候幷ニ前々之通在分商人、市場商店ニて諸色仕入仕候樣被レ爲ニ仰付一被レ下候ハヾ、町中御救と私共迄一統難レ有仕合奉レ存候以上

柳町年寄　平　助
原町年寄　武　助　源左衛門
九右衛門　吉郎右衛門
九郎左衛門

海野町年寄　和右衛門　勇五郎
友之助　甚右衛門
同　横町兼帶　才右衛門　同木村源右衛門
問屋　瀧澤助右衛門　同柳澤太郎兵衛

寅五月（天明二年）

御奉行様

寛政年間に至り在分商店增加す

寛政年度に入り、在分の商店は益々其數を增し、且商振りも問屋同様の事を爲るやうになり、又他所商人の入り込んで、手廣く商する者が多く成つて來たので、上田町人は其被むる不利の影響は大きかつた、依て次のやうな願書を提出した。

寛政三年在分商人及他所商人取締願

乍レ恐奉レ願候口上書

一御城下續在分幷御領分村々商店、兼て御停止被レ爲二仰付一難有仕合奉レ存候。然所近年御領分村々見せ店多、別て御城下續在分之者共、他所諸國より諸色仕入、口錢取之商賣仕候、其上他所商人泊置申候て商賣爲レ致、所々商人共に卸賣夥敷仕、市場同樣手廣二商賣仕候故、商人ハ不レ及二申上一御百姓二至る迄、市場へ不二罷出一候ても市用辨候故、市場二相障難儀至極奉レ存候

二在中に他所商人入込み、卸賣小賣仕候儀御停止被レ爲二仰付一被二下置一候處、近年猥りニ罷成、夥敷入込市場二相障難儀至極奉存候。前書申上候通、前々御停止被レ爲二仰付一被二下置一候處、猥罷成候二付、寶曆十二年奉二願上一、御裁許被二成下一被二仰渡一候旨、難レ有承知奉レ畏罷在候所、近年別て猥罷成、在中二て見世店次第二增長仕、口錢取幷他所より直買卸賣仕、他所商人泊置候儀は、御傳馬役相勤申候市場之外二ては、不二相成一樣奉レ存罷有、右等の助成を以て、御傳馬之諸役相勤申候、在分二罷在商仕候得は、商人と申候とても別に諸役相掛候儀無二御座一、御百姓同樣の役ならでは、相勤不レ申、左候ては市場二罷在、御傳馬役相勤候者之助成を被レ奪候樣奉レ存候、先規より在々村々にて出

來候、綿紬幷木綿草履草鞋其外何品によらず、市場へ持出候ニ付、人脚多ニ御座ニ候處、近年は於ニ在中ニ商人多く罷成、諸色町方には持出不レ申候ても、賣捌相辨候上、茶鹽油糀味噌醬油ニ至る迄、市場に不ニ罷出ニ候ても、是又相辨、市場同樣手廣ニ商賣仕候ニ付、別而人脚相減申候て、市之形を失ひ候程ニ御座候。御城下市場相衰、諸商賣之諸色仕入方幷商高減少仕候ニ隨ひ、銘々暮し方質素ニ仕候ても、御傳馬等の諸役は、相減候儀ハ無ニ御座ニ候得者、自利潤等にも相拘り候儀相當仕候、全在中の商賣相止、私慾ニ仕候心底曾て無ニ御座ニ候、其上萬民爲ニ御救ニ商方御改被レ爲ニ仰付ニ難レ有、萬事約ニ相成、諸色直段引下げ申度心掛罷在候得共、在分商人多我勝ニ囤買仕候趣意ニ相成申候。先規之通り御領分在々商店、幷他所商人在中ニ入込候儀、御差留被ニ下置ニ候ハヾ、商賣方取締候上商相增候得は、少々之利潤にても相續、其上囤買等の儀も相止ミ候得は、諸色直段引下可レ申奉レ存候間、在分見世店商人、並ニ他所商人御領分に入込候儀、前々之通御停止被レ爲ニ仰付ニ被ニ下置ニ候ハヾ、御傳馬役も相勤、市場取締可レ申と奉レ存候。此段以ニ御慈悲ニ奉ニ願上ニ候通、被レ爲ニ仰付ニ被ニ下置ニ候ハヾ、町中之御救と難レ有仕合奉レ存候以上

亥五月（寛政三年）

柳町　横町
原町　海野町

御奉行樣

前書奉願上候通、市場ニ相障、町方追日衰微困究罷成、御傳馬役相勤兼候時節罷成候ニ付、無レ據御訴奉ニ申上ニ候、以ニ御慈悲ニ右之赴被レ爲ニ聞召譯ニ奉ニ願上ニ候通、被レ爲ニ仰付ニ被レ下置候ハヾ、於ニ私共一同ニ難有仕合奉レ存候　以上

問屋　柳澤太郎兵衛　瀧澤助右衛門
町年寄　山浦善之丞　小野澤才右衛門

佐七　小林和右衛門
忠兵衛　吉左衛門
內藤九郎右衛門　內藤吉郎右衛門
內藤九右衛門　岡崎平助
伊藤源左衛門　成澤七郎右衛門

御奉行樣

寬政四年藩の處置

藩では協議の結果、翌寬政四年十月町手代をして、此願書取上げることは相成らぬと申渡した。

町方では、問屋年寄集り相談の末、此度出願した事は決して新規の事では無い、既に寶曆年中に御裁許のあつた事である。然るを何故取上げないかと押して伺ひ出た。藩では、其伺は尤である、故に取締りはするも、町分の願出に依て取締るという事になれば、在方の者は町分の者に對して、意趣を含むやうになる。此事は望ましくない故と釋明した。そして取締るとしても、急に爲れば双方差支も起るだらう、故に明年迄には取締る考へであると申聞かせた。

藩の申渡し

十一月に至て左のやうな書付を渡した。

御城下町續在分商人、暖簾掛之儀、寶曆年中差免候十二人之外不二相成一候。

諸色渡賣問屋同樣之商賣ハ致間敷段、右同年申付置候通り、彌其旨を可レ存候

右之通寶曆十二年申付置候條、彌々堅ク可二相守一候、年月を經猥二相成候ては不二相濟一候間、以來猶又心得違無レ之樣末々迄急度可二申付一候

十一月（寬政四年）

町方藩の申渡に對し不平

町方にては之れに就て、其樣な事では到底取締は不可能である。又暖簾の事などに就て、願つたのでは無いと、毎日毎日小前の者共申出た。

十二月又々町方から願書を差出した、藩では其事は願出なくとも取締はする。此度在分を吟味して處分するも町人共考へ無しに、在分の者に對して惡口雜言をしたり、威張つたりしてはならぬ、神妙に家業に出精して居るべしと申渡し、町方の者は之に對して請書を出した。

寛政五丑年町分への申渡

寛政五丑年三月に至り、藩は町分と在分とに、夫々申渡す所があつた。

町方には

今度於二在分一、耕作之間に自分一己之稼の爲め、商致度者に別紙書付之趣申付置候。此以後向により市場二於て受賣致營候樣申付置候。町方の者共心得違新規之義と被レ存間敷候。何事に寄らず神妙二可レ致候事。高利を以て賣捌候ては元より市場衰微の基たるべく候、惣町の利益二も不二相成一候二付、時々の直段合を以て受渡無レ滯扱候樣可レ致候。町役人共無二怠慢一世話可レ致候。

一受賣之者共有レ之二付、商者の品二より問屋相立度候ハヾ、可二願出一候。

障無之二於ては、願之通可二申付一候。

一買メケ間敷多分に仕入致間敷候、幷在分の者共、前金差出仕切度由申談候共、在中商人雜賣小商斗差免置候事二候間可レ及レ斷候。右賣渡の儀ハ勿論商人相互の事二付、聊も慾ケ間敷儀無レ之、正道を以て双方の營二相成候樣可レ致候事。

一市場へ持出候商品、途中二出張買取候事堅く致間敷候。右體之者於レ有レ之ハ、見當り次第召捕可レ遂二吟味一候。

但自分要用二調候者構無レ之

一町役人共都而取扱不行屆、却而役人共より風俗を取亂し、町内の者共おだて候樣之趣相聞候、不埒之事二候、以來右體の義於有レ之者、遂二吟味一急度咎可二申付一候。

一於二町方一平日商賣二取扱はざる品をも直段下り候節ハ俄手操宜しき者は、勝手次第二買込み、相場の揚りを見合賣捌候義、小身上之者は難儀二及候間、右體之義ハ不二相成一段、兼々觸置候處買調候

赴相聞候。

畢竟町役人共吟味不行届故ニて、不埒之至ニ候。以來等閑ニ致置、相背候者於レ有レ之は、役人共迄急度咎可ニ申付一候。

但平日其家に於て商候品ハ、其商賣ニより手製可レ致品ニ候ハヾ格別、是以買〆候義は堅く不ニ相成一候事。

附

懇意ニ任せ預り置候之旨申候共、預り物ハ質物の外可レ爲ニ無用一事。

一右買〆之義、町役人共申付を背き候者於レ有レ之ハ、早々可ニ申出一候、萬一隱置ニ於ては、本人は勿論町役人共可レ爲ニ曲事一候。

一近來耕作重ニ致候者も有レ之候趣相聞候、夫にては町人の本業を失ひ候様ニ相成候間、家業第一ニ出精可レ致事。

一惣町相改、買〆置候品々無レ之哉有無之義、證文町役人共より差出可レ申事

寛政五年丑三月

右被仰付候ケ條之赴、末々迄不レ洩様申聞、心得違無レ之様急度可ニ相守一候、勿論惣町請書差出可レ申候事。

之れは町中連判にて請書を出し、間屋年寄は別紙に連判請書を差出した。

在分への觸れ書

御領分之百姓共、農業之間々一分之爲レ稼商ひ致し度者ハ、勝手次第ニ相成候様心得、多分遠國之品、其外所々より品之仕入、商致し候之段、町人同様ニ相成、心得違ニ候。右之通商ひ增長致候ては、商ひ之德意ニ片寄、自然農業疎ニ成、作方不手入ニ相當道理ニ候。此以後耕作之間商いたし候共、町人

同様他境之品迄買求渡賣、問屋ヶ間敷儀堅く致間敷候。別而町續在分ニて、商家多相成候以前ハ商いたし候共、左程に無レ之候處、近年商人致ニ增長一、百姓之失ニ實意一不埒之至ニ候。以後は急度相心得在役人共致ニ世話一心得違無レ之様可レ致候。買メは勿論、多分買置幷渡賣、問屋ヶ間敷者於レ有レ之は、急度咎可ニ申付一候。勿論暖簾かけ候義堅く停止之事

一在中之者せり賣幷小賣指免し候事

一向後他所より商賣物直仕入不ニ相成一候。町方より仕入可レ申候

但炭薪ハ自分遣用之分ハ不レ苦候

一縦令町家何屋之誰之由、又は手代奉公年久敷相勤、耕作難ニ相成一旨申候共、在分ニ入交於レ致ニ住居一ハ、外百姓可レ爲ニ同様一事

一茶屋商賣是迄の通構無レ之候事

一町方より請賣致し候ハヾ、何屋誰より致ニ請賣一候段、可ニ相届一候、差支無レ之候ハヾ可ニ申付一事

一材木商賣の者是迄之通たるべく候事

一右之通ニハ候得共、商ひ勝手次第と申には無レ之候、聞届之上差障無レ之候ハヾ可ニ申付一候間、可ニ申出一候事

一是迄村役人共之儀ハ勿論、商ひ物等買込置、相場揚りを見合賣拂候様成義は、有レ之間敷候へども、心得違無レ之様可レ致候。此度相觸候趣急度相守、村々制度行届候様可レ致候、村役人共より風儀取崩し候様之事於レ有レ之は、急度咎め可ニ申付一候

一惣而商物大造ニ買込置候か、又は平日之商賣體ニ不ニ似合一品等有レ之相改候節、預り物之由申立候とも、其品により致方不埒ニ於てハ、取上げ申付候間、預り物一切致間敷候事

但借金之方に引取候事

預け主不相應之事か、又ハ商賣ニ不ニ相成一候品ニ候ハヾ、双方急度咎メ申付候、尤質商賣之事構無レ之

一在中質商賣致し候共、何等僉儀之節障りニ相成候間、其筋に届け不レ致者於レ有レ之は、可レ爲ニ曲事一候事

一在中より市場に持出候商ひ物、途中に出張中買致し候事堅く停止ニ候。此後途中ニて買取り候もの於レ有レ之ハ見當り次第召捕遂ニ吟味一候事

但不レ致ニ商賣一自分之要用ニ調候は構無レ之候事

一在中他所商人一宿たりとも、以來逗留堅く不ニ相成一候。萬一隱置ニ於ては、村役人共急度曲事ニ可ニ申付一候事

一此度右之通猶又申付候間、急度相守成丈農業專ニ可レ致候事

丑三月

此月藩にては他所商人に就て

一他所商人在中ニ入込、卸賣小賣致候事御停止之事

附萬一不ニ相用一者有レ之候ハヾ、名前相糺し可ニ申出一事

他處商人在中に入込むを止む

一他所商人在中止宿之儀一宿たりとも御停止之事

一他所商人於ニ町分一商賣勝手次第可レ致事

但小賣ハ不ニ相成一候

右之赴前々御停止之處、猶又此度嚴敷被ニ仰出一候。彌以て急度相守申候。此段商人にハ宿屋より相斷り、若猥之義有レ之候ハヾ、其宿屋咎可ニ申付一候以上

寛政五丑年三月

町役所中

此後も、町在共に不満足の體で、在分の者は割番へ訴へ、町分の者は問屋に、訴るなど穩でなかつた。依て藩では斷然次のやうな手段に出た。

在町双方へ申渡

寛政五年十一月廿三日、田中、洗馬、國分寺、鹽田、浦野の各組の割番、庄屋、組頭、長百姓を召し出し、在方の商は、寶曆年度に申渡した通り、然し今卽時にと云へば、或は差支も生ずるだらうから、三年の猶豫を與へ、其以後は絶對に許可しないと申渡し、請書を差出させた。

塩尻組割番西原金五郎處罰せらる

翌廿四日鹽尻組割番西原金五郎、同村役人を召し出し、次の如く申渡し、割番役幷兼帶庄屋苗字帶刀取上、追込申付けた。

塩尻組のみ請印不指出

町續在分の者共致レ商候義ニ付、寶曆年中申付置候儀も有レ之候所、近年猥りニ商店致ニ增長一、市場ニ相障り難義之赴相聞候間、去子十一月尙又相觸候得共、其方共申付方等閑ニ、兎角不ニ相止一候ニ付、當三月又々商取締義之一統へ相觸させ候處、外組々は早速請印差出候へども、鹽尻組ニ限り受印不ニ指出一、色々難澁之趣申立候ニ付、先請書印形差出、其上にて難澁之赴申立候ハヾ、差免候筋合も可レ有レ之候段、精々申聞候得共、其方共小前百姓共へ申聞方、不行届義有レ之候故、夫をも不ニ相用一、統其方共宅へ罷越、相願候義度々有レ之、其砌御通行の御方も有レ之候所、大勢往還へ指出置、御目障にも相成殊には御法度の徒黨の形にも相當り、自然御名も出不レ輕義ニ候、役前も相勤候身分にて、取計方も可レ有レ之所不心付義共に候。且又右難澁之赴申立候趣旨、一通りハ尤ニ相聞候得共、箇條之內表立申立ニ不ニ相成一趣意も有レ之、甚勝手之儀共申立、其上出買之義は前々より停止申付置候處、其義をも不レ辨、一體寶曆年中申付置候義致ニ忘却一、商取締も不レ致猥ニ商爲レ致ニ增長一之始末、其方儀は割番をも相勤候身分にて、心得違不埒之至ニ候。依レ之割番役幷兼帶庄屋苗字帶刀取上追込申付候

商取締も不致商增長爲致之始末

塩尻組の百姓村役人を呼び出し申渡す所あり

同時に鹽尻組割番田中表右衛門、村役人同様に申渡され、翌廿五日には、鹽尻組百姓共及村役人を召し出し、割番に申聞けた不都合の廉々を申し聞かせ、猶次のやうに申添へ申渡した。

来寅年より辰年迄猶豫す

猥りに商致二增長一の始末甚不届之至二候。問屋同様之賣買致候者、名前も組相知れ居り候得共、先此度は格別之以二御慈悲一一々不レ遂二吟味一候。寶暦年中相觸候通、此度急度可二申付一候得共、年久敷猥に相成居る事二候へば、急に商取締候様申付候ては、凌方可レ致二難儀一候間、以二御憐愍一來寅年より辰年迄三ケ年之間、先是迄之通商爲レ致置候、巳年より相定置候人數之外、見せ店取飾目立候商、一切可レ致二無用一此度右之通申付候間、急度相守來ル巳年に至り、寶暦年中之通り申付候砌、俄に差支候様不レ爲心得三ケ年之内前書之趣を以て、取縮正路二赴農業專一二可レ致候義肝要候事

町方役人組合一人づつ呼出し申渡す所あり

廿六日には、町方役人殘らず、組合一人宛の者を呼び出し、次の如く申し聞かす所があつた。其中に商利も氣を附けて、相當の値段で賣買することが必要である、在分商店の方諸色安値であり、町方商が高値ならば、自然在分の商賣は繁昌し、町方は衰微する。其道理をも考へずに、上の御威光に賴て、在分の商店を留めやうとするのは、甚だ不届のことである。と說いた所は尤なことで、此當時の町分商人には、頂門の一針であつたに相違ない。

在分商店諸色安値町分商店高値ならば自然在分商店繁昌す

此度其方共一統願申立候内、傳馬役相勤兼候段、甚以て心得違之事に候、傳馬役之義は願候ても、取上候筋に無レ之候。其外町方衰微の段相歎き願申上候趣、一通りハ尤に相聞候得共、町在と和融不レ致候へば、以來町方追々及二衰微一可レ申候は眼前之事二候、其上田地等追々買受百姓の業を致候へば、在中も自と商等致候て、町人の業を學び候様に相成候、此度在中へも商取縮候義二付、申付候義有レ之候間、不レ及二爭論一和融一統に商可レ致二出精一候、尤利潤等格別に心を用ゐ、引下ケ相當に賣買致候事專一に候、在分商之方諸色下直に候へば、自と繁昌致候、町方高直に商候へば、自然と不繁昌に相成候、其義を不レ辨願申候ハ御威光を以て、在分商店留め可レ申と存候ハ、甚以て不届之義二候、其上大

町分の者田地を買受け百姓の業を致せば在分の者商を致し町人の業を爲す

勢集り頻りに願出、町役人申付も不二相用一徒黨の形に相當り、不届之至二候。嚴重遂二吟味一御仕置筋も可二申付一候へども、先此度ハ格別之以二御慈悲一々不レ遂二吟味一候。此以後二於て少しにても、兎や角申者有レ之二於てハ、難二差免一御仕置筋可二申付一候、其上在中之者、町方より願申立二付、商店留められ候へば、以來町方を遺恨二存込、何によらず市場へ持出し申間敷、且又調物等も致す間敷、右之通りに成行候てハ、町方何を以て繁昌可レ致哉、是等の譯合も可レ致二勘辨一候。此度在分商致候者共、急二指留め候ては、及二難義一候間、來寅年より辰年迄中三ヶ年之間、以二御憐愍一先是迄之通商可レ致、巳年より寶暦年中定之通、急度相守候樣在中一統へ申付置候事、右此度申付趣急度相守り、面々家業第一致二出精一、町役無レ滯相勤可レ申候事

兩問屋御叱りの上戸〆申渡さる

此時町の兩問屋は、町方の者共此度願出の事に就て、其方宅へ推參した時、理解申きかせ押し鎭め方もあるべき所、然らずして度々願ひ出で、其上指圖のあるまで、愼んで待ち居るやう申聞けたにもかかはらず、其方共の申付け方が行届かなかつた爲めに、多人數其方宅へ參集し、又々願出た事は、御法度の徒黨の形にも相當する。此の如きは皆其方共の、注意の至らないからで不埒の至りとの理由で、御叱りの上戸〆を申渡された。

（松平家歷代御事蹟）

商方世話役

寬政九巳年の春、藩では町在双方對立して、紛爭を續けて居ることは、面白からぬ所であるから、町在兩方から商方世話役といふを設け、其者達の協議熟談に依り、事を圓滿に解決せしめんと考へ、海野町原町の兩問屋、鹽尻組割番瀧澤庄右衛門、常田村割番新井兵作、四人を世話役に命じて、可レ然取計はせた。其時上田町續在分である、鹽尻組と國分寺組とに、次のやうに申渡した。

塩尻組と國分寺組とに申渡し

鹽尻組國分寺組江

一商向之儀寶曆年中差免候外、巳年（寬政九年）より取仕舞候筈二申付置候處、難儀之赴御慈悲筋相願候二付、商致來候者共、是迄の通申付候。然る處手廣に致候儀ハ不二相成一候、連々心掛取縮候樣可

レ致候

一間屋同樣の渡賣、幷他所仕入嚴重ニ不ニ相成一候。何によらず當所ニて仕入候商可レ致候

但在中手業の絹紬賣捌候義ハ、勝手次第ニ候得共、在中の商店へ買取候儀ハ不ニ相成一候、當所ニ無レ之品他處より仕入致候ハバ、鹽尻組割番當町兩間屋世話役申付置候間、熟談之上相願候ハヾ、時宜ニより申付候儀可レ有レ之候

一他所商人御領分內ニ入込候事、幷止宿爲レ致候義前々令ニ停止一候通り、一篇往拔の商人は格別ニ候得共、村方ニ留置商爲レ致幷止宿等爲レ致候義堅く不ニ相成一候。已後右體之義無之樣組合切嚴重相改村役人迄可ニ申出一候。此上右體之義於レ有レ之、村役人共之可レ爲ニ越度一候

一商物買メ堅致間敷候、右樣之者村役人可レ遂ニ詮義一、萬一於レ有レ之は嚴重可ニ申付一候

一商之義ハ先是迄之通申付候得共、商ハ片寄候ては耕作自ら疎ニ相成候間、百姓之業を專に可レ致候

一去丑年以來新ニ商相始、幷勝手を以て見世相續等致候類不ニ相成一候、惣て町方と致和融商致すべく候

三月

在分不穩

鹽田、小泉、浦野、洗馬、田中の各組ニ申渡した所ハ、第一、第二の二ヶ條を除いたものであつた。

五月廿五日房山山口兩村の百姓商人共、惣出ニて房山村庄屋七郎右衞門宅ニ詰め掛け、作物繭等の義も、町方へ持出して賣ることは、甚迷惑、煙草など甚差支へる旨申出で、翌日割番兩人七郎右衞門宅へ出掛け、百姓等の代表より聞書をして、廿七日割番兩人役所へ出頭した。廿八日鈴木平左衞門所へ、商方世話役四人出頭、町郡兩奉行も同席で、煙草は今迄通り他所烟草は町方より仕入れることとし、繭之義ハ他處之者在中に止宿禁制故、町方に泊つて町方の者附添で、買入れるは是迄の通、仲買も是迄の通と談合して翌日申渡した。

塩尻組の人々向源寺大門諏訪部村社地に集まる

在分常田房山の獅子遂に出でず

商方世話役の意見兩立

六月九日朝、鹽尻組の人々等、向源寺大門及諏訪部村社地ニ一同打集り、往來も出來ぬる程で、又鹽尻組の割番庄右衛門及、上田町兩問屋を打潰すという風聞もあつた。

六月十二日の祇園祭ニは、古來常田、房山の獅子踊がある。然るに當年は、在方の常田房山より獅子を出ないで、町方の子供のねりが出たのみであつた。

六月廿二日海野町の問屋方に、商方掛の山口政助及世話役四人集つて、いろ〳〵相談した所、在分の世話役は、在中小前一同は是迄の通りに、改めて貰ひたいと望んで居ると云ひ、町方では此三月の書付の如く、何處までも實行せられたいと云ひ、町在の意見一致を見なかつた。

十一月十二日藩では、兩問屋年寄不レ殘、又一町から惣代一二名宛、會所へ呼び出し、町、郡兩奉行立會で申聞かする所があつた、其要領は次の如くである。

先づ初めに

上田城下續在分では、古來より暖廉を掛商を許されて居る者の外ハ、暖廉をかけて商をしてはならぬ又諸色渡賣問屋同樣の商賣ハ相成らぬと、寶曆年中に申渡したことを述べ次に

商向の義は先代領主の時より定まりしにあらず

此商向之義ハ、先代領主から定まつた掟では無く、當代に至つて出した制度である。故ニ變改ハ差支無い旨を說き、次に

色々と制度を定めたのは、世の中がよく治まり、靜謐なるを望む爲である、故に町在共に、彼是と規定を改變して貰ひたいなど、申立つべきではない、お互に十分申張らすに、圓滿に事を解決するやうに力めなければならぬと諭し、然るに多人數村役人處へ推參して、公儀御法度の徒黨強訴とも見える、態度をするのは甚だ宜敷ない、故に双方話合つて、難儀差支の點があつたならば、委細訴狀に認めて、役所ニ願ひ出づるがよい、役所では双方の申條を聽いて、可レ然沙汰ニ及ぶ。猶其れニても不服ならば、公邊ニ差出して、其裁許を仰ぐより外仕方は無い。

と申聞かせたが、町在兩方共相當ニ影響ある、經濟上の問題であるので、お互に相讓らなかつた。

林逸八の仲裁

然るに十一月十日、鹽田組の割番平井寺村の林逸八が、突然上田兩問屋に向ひ、來る十五日會見、町在商一件に就て內談したいと申込んだ。

十五日の會見の際、林の申條は在中も騷々しく、氣の毒である故、不レ及乍ら內談仲裁したい、乍去之れは自分一己の考のみではなく、藩からの御內意もあつた事であると申添へ、左の仲裁案を提出した。

林の仲裁案

一當春中の御裁許の義、五ケ年の間拙者へ御預け願ひたい。

一願書は願下げにして貰ひたい、卽ち當春出差した御請書を願下げにする、在分も同樣ニ願下げる。

右の如くなれば、町方の負のやうになるので

在中商をする者から運上を取上げて、町方の馬代の補助にでもしたい、運上はお上で取上げて、之を町分に渡す。

町方では此時其運上の高を聞いた、林は高は年々で相違はあるも、先三十金より五十金の所であると答へた。

町方運上金に不同意

一、買〆問屋同樣の商賣は止めさす。

一出買の儀も、町方に差支があると云ふに於ては止めさす。

一兩町の義は制外にゆるみを付ける。

其他町方の益ニなる事ハ、何にても願へは許可されるやうにする。

一町方ニて藝者逗留も許される樣ニ相成らば、自然と町方もゆるみも附く。

一双方申募つた結果ハ双方利益にハならない。

此條件ニ就き町方では審議したが、運上の金を取つて商店を許す事にするは、恰も市場を賣るに等し

い、などの說も出て、結局不同意を表することに成つた。

林逸八は、然らば只今金子貳百兩差出し、其れにて承諾は出來ぬかと掛け合つた、之れも不承諾。鹽尻組より冥加金として、金三百兩差出し馬代として、町方助成のため下げて貰ふことにせばやと、交渉したが之れ亦不調に了つた。此時藩からも、町方へ種々注意する處があつた。

同月廿三日、海野町問屋に於て林、瀧澤三人寄合つて、林逸八から

一町在商一件當巳三月被二仰渡一候御書付之赴二ては、鹽尻組差支之義有レ之候二付、爲方及二和融一不二差障一候樣可レ致事

一丑年已前之見世店數ハ其儘差置、此已後新しき見世店之儀、嚴重二不二相始一樣可レ致事

右之通此度林逸八取懸り、問屋御番和融內濟致し、双方申分無レ之二付、爲二後日一取替證文仍如件

林町方の提案を求む

巳十一月

此提出條件を見た町內は、決して承諾する色は見へなかつた。町方では藩に色々問合はせ、又其意向など尋ねたが、藩では一二皆町在當局の議に委せて、喙を容れなかつた。林は遂に、然らば町方で思ひ通りの案を、提出して貰ひたいと申出した、町方では

他所商人之儀當三月被二仰出一候通、御領內へ入込候事幷止宿致し候義、前々之通停止二付、在々へ入込候事不二相成一候、此度鹽尻組致二和融一候二付、鹽尻組商人町方宿へ罷越候者仕入候義、片荷を限り爲レ賣候樣宿屋より可二申聞一候

一間屋向幷町方店々へ在分より仕入二罷越候節、片荷二限り爲レ賣候樣可レ致哉

但他所商人よりの直仕入とは、譯合も違候義二御座候へバ、片荷二不レ限爲レ賣候樣可レ致哉

と書出した。

此處で双方熟議折合の結果、永い間の紛爭商事件が、圓滿二落着して、左の協定覺書が出來た。七通

協力覺書

作製して一通は林、一通ハ町奉行、一通は郡奉行、二通ハ兩問屋、鹽尻割番中へ渡した。

町在商一件ニ付當巳三月被ニ仰渡一候御書付之趣、双方相守り候義ハ勿論ニ候得共、鹽尻組少々差支之義有レ之ニ付、和融ニ及び已來直仕入方之義ハ、片荷ニ限り渡賣之義是又片荷ニ限り可レ致候

市日之節町方へ罷出賣買可レ致事

一丑年已前之見せ店之義ハ其儘差置、其已後相始候の分御停止之御下知ニ候得共、此度及ニ和融一候上ハ丑年以前之見世同樣相心得其儘差置、來午年より（寛政十一年）以後、新規之見世店嚴敷爲レ致間敷事

一穀類まゆ煙草是迄之通不レ苦候事

右之通此度鹽田組割番林逸八殿取掛、兩町問屋年寄鹽尻組割番村々庄屋申談、和融及ニ内濟一聊申分無レ之ニ付、爲ニ後日一取替證文仍如件

海野町問屋　柳澤太郎兵衛
原町問屋　瀧澤助右衛門
鹽尻組割番新町村庄屋兼帶上鹽尻村庄屋兼帶　瀧澤庄右衛門
同組割番常田村庄屋鎌原村庄屋兼帶　新井　兵作
踏入村庄屋　德右衛門
山口村庄屋　吉　作
房山村庄屋　兼子七郎右衛門
西脇村庄屋生塚村庄屋兼帶　甚左衛門
諏訪部村庄屋　菊五郎
秋和村庄屋　萬左衛門
清左衛門
下鹽尻庄屋　右　作
海野町年寄　齋藤曾右衛門

小野澤才右衛門
小林和右衛門
忠　兵　衛
元　右　衛　門
山浦　祐七
伊藤九右衛門
岡崎　平助
伊藤源右衛門
成澤七郎右衛門
吉郎右衛門
九　右　衛　門

原町年寄

右之通相違無二御座一候　以上

鹽田組割番取扱人　林　逸　八

林逸八の居中調停に依て一段落となり、寛政十年以後は、在分に新店は出來ない筈に成つて居た。然るに其後に至ても、新店は依然として增加した、文化八未年六月調の「鹽尻組村々見せ店名前有增分」と云ふ原町控に據ると

新店依然增加す

鹽尻組

踏入村	七軒	內新四古三	常田村	二十二軒	內新一五古七
房山村	十軒	內新八古二	瓦燒	十三軒	內新七古六
金井村	新一		下紺屋町之內	十五軒	內新七古八
鎌原村	十軒	內新五古五	西脇村	八軒	內新五古三

新町村　二十一軒　内新八古十三　　生塚村　三軒　内新二古一

高橋一軒古　　上鹽尻村　八軒新

綿商人の店商鑑札下附願

鹽尻組のみにても、此増加であつた。此の如き有様なりし時、天保年間に至りて、綿商の事起り、在町兩方の紛議は、又々振り返したのである。天保十年九月新町村の三人の者、綿商の事に就て町方同様店商の鑑札を頂戴したいと、出願せし事を聞き、上田町海野、原、横田町の四ケ町は、次の如き口上書を提出した。

口上書

一在中商店増長仕町方追々及ニ衰微一難澁至極仕候ニ付、不レ得ニ止事一寛政之度奉ニ愁訴一候處、格別之御憐愍を以て御改正之御趣意被レ爲ニ仰出一、御蔭ヲ以而市場相續仕、偏ニ御威光と難レ有仕合奉レ存候所、年月相立ニ隨、在分にて商仕候者共、御取締之御趣意違失致し、近年猥數取扱候ニ付、太物屋共より綿打職人に、市場外の綿打候義相止候様及レ斷候處、村役人迄も、右御取締の御趣意違失致候儀哉、九月中綿商之義ニ付、新町村三人の者共より相願、村役人より差出候御窺書の趣、是迄居商賣出商賣差支なく致來候など御制禁を破り、其上町方同様店商御鑑札頂戴仕度勝手儘之義申立候趣承知仕、誠ニ驚入候始末、右等之心得故哉近年取分在中商店專ニ相成、市場へ可ニ持出一品々、入口に於て買取大造成荷物取捌、市場同様之商仕候者共有レ之候故、次第ニ市場商相滅、諸方差引も相立不レ申、取續兼候者多く、眼前明家數多く相成、住居之者共へ諸役等相嵩、難儀至極仕候、御城下四ケ町之儀ハ、從ニ古來一商助成而已ニ而、御傳馬諸役無レ滯相勤來候所、只今之姿ニ陷候得者、追々難澁ニ相迫り、一同悲歎至極仕候。就中右三人之者共、寛政度之以後新店御停止之所、近來相始大造の商致し、其上過分之望等申立候を、村役人取次候故の義と乍レ恐奉レ存候。同右寛政度之御

趣意嚴重相守候樣、在中へ猶又被二仰渡一被二成下一候ハヾ、市場衰弱之所取直しにも可二相成一と難レ有仕合奉レ存候。此段不レ顧レ恐御歎奉二申上一候、何卒右之譯柄被レ爲二聞召譯一、市場取續仕候樣被二仰付一被レ下度一同奉レ願候　以上

亥十月

海野町　原町
横町　柳町

此願書に就き藩では十二月十六日、町方在分へ申渡す所があつた。

町方へは、商賣向の事に付て種々紛議を生じたが、寛政年間林逸八が立入噯て、和融内濟になつた、其後年月を經るに從て、追々心得違の者出來せしも、其時の規定は守ることとし、是迄の分は其儘差置、向後は猥りに新規の店商等始めないやうにする、又市場で賣る物は、在店で賣るよりも高直ならば、市場は繁昌しないと注意した。

在方へは

在分の者本業を忽にし商を事とするのは宜しくない、寛政年度の規定にて、同午年よりは新に商店は許されない筈の處、心得違をなし新規のものも出來した、止むを得ず是迄有來つた店々は、先其儘とし以來は新店相成らぬと注意した。

町分苦情申出づ

此申渡しに就て、町方は是迄有來候店は、先其儘差置候とあるが、之れでは寛政年度に取締る所は、此度御免になる譯であると、苦情を申出てた。藩では町手代をして、寛政の規定よりは、既に五十年程も打捨てゝあり、此度在方より願ひ出たので、先づ以て町中に觸れたのであると申諭した。

天保十一年町分綿商人商品途中買取を禁ぜんを請ふ

天保十一年十月、海野町、原町、横町、柳町の綿商賣に關係ある者共が出買の義は毎々御停止になり、堅く守つて居るが、市場外の者共市場へ持出品々を、途中で猥りに買取るが、取り分け奥綿繰綿を多分買入れ、篠巻打綿などに製して、手廣に商賣するので、町方の店々に障

町在商世話役

ること夥しい、以來在方商人の綿を製することを、堅く差留めて貰ひたい、と奉行所へ願出た藩では厄介な事と見て、町在商世話役と云ふを設けて、町在双方の間を融和せしめんとした、十月廿八日其世話役に命ぜられた人々は次の五人である。

柳澤太郎兵衛　瀧澤助右衛門　田中園右衛門　林儀右衛門　荒井得右衛門

廿九日に綿打職人、在中商店、町方太物店、世話役の者へ申渡す處があつた。町方太物店の者へは嚴重に買〆を禁ずる旨申渡した。

隨分長い間の紛爭故、町在共に感情も悪化し、且經濟上に關する件であるから、世話役が出來ても、談し合が甘く纏まらないで居る内に、

天保十三年町分の者在分商店に送る貨物を差押さゆ

天保十三年には、町方は在分の大業な商振りの爲めに苦痛を感じ、又市場の既得權を奪はれし如き感をなし、十一月に入つて、他所から在方商店宛に送り來りし商荷物を、澤山町方で差押へ、其荷物を兩間屋から町奉行に届け出て、品物は會所へ持ち運んだ。

差押への荷物

十一月十七日に差押へた品々は

一肴荷四拾箇　但八駄
一同　樽入　四樽　同弐駄
右高崎下妻屋徳兵衛より鎌原村半右衛門方に
一鹽　弐駄　〆拾五駄
右倉鹿野宿須賀庄兵衛より新町村喜右衛門方に

十八日に

一茶十三本　但四駄　壹本
右倉鹿野須賀庄兵衛より山口村吉作方に

一茶二十本　　但六駄　二本
右同宿同人方より新町村喜右衛門方に
一茶拾貳本　　但四駄
右同宿同人より鎌原村清次郎方に
一鹽　六駄
右小諸町龜彌より右同人方に
一肴　貳駄
右上州伊勢崎下妻屋李彌より鎌原村半右衛門方に
一茶拾貳本　　但四駄
右倉賀野須賀庄兵衛より新町村爲之助方に
　〆貳拾七駄
十九日　鹽茶　十二駄
二十日　鹽茶肴油　二十一駄
廿一日　鹽茶　十二駄
廿三日　鹽肴　二十四駄
　合計百拾壹駄

此時町方柳町、横町、原町、海野町四ケ町惣代より口上書を差出した。口上書の意は、在中商向の取締をして貰ひたい、在中商する者多くなり、町方は立行き難くなつた、故に在分の者に農商の差別を辨へて、不法の巧をしないやう嚴重申付けられたいというのであつた。

町分訴ふる所あり

藩白山寺、伊澤淡路に居中停調を命ず

藩にては事態を案じ、居中調停の事を、眞田の白山寺及馬越村の伊澤淡路に命じて、事に當らせたが

何等の詮も無かつた。

差當りの處置は、差押へた荷物を何とか片附けねばならないので、藩は町方に命じ、差押へた荷物を、送り附け名宛の者より、送り出した荷主に返送させるやう申付けた、然るに町方は其は不都合の事も起るべしとて、承諾し無かつたので、事は益々紛糾して解決六ケ敷くなつた。

商一件特別掛役人

依て藩は商一件の特別掛役人四人を命じ、町在兩方から商一件に就き、裁許の願書を提出せしめ、之を吟味して裁判しやうとした。其時在方提出の願書は次の如である。

在方提出の願書町方の仕打は追落し同様

今般當組之内、夫々村々へ附送り候、作間渡世商ひ荷物之儀、町方の者共荷主へも無レ斷切落し候儀ハ、全く追落し同樣之始末と奉レ存候。畢竟在所商一件之儀ハ、論中ニて曖人も有レ之候所、右體理不盡之致方ニ付、不レ得ニ止事一村々一同必至と難澁至極ニ奉レ存候。依て乍レ恐以ニ惣代一差添奉ニ愁訴一候、何卒以ニ御慈悲一此段御糺被ニ成下置一候樣、乍レ恐一同奉ニ願上一候、猶御尋之儀ハ乍恐口上ニ而可レ奉ニ申上一候以上

天保十三年寅十二月

鹽尻組荷品入主

村々ニて	九人	踏入村惣代	六人
常田村同	五人	房山村同	十二人
山口村同	七人	鎌原村	二人
西脇村	二人	新町村	二人
生塚村	二人	諏訪部村	二人
秋和村	四人	上鹽尻村	二人
下鹽尻村	二人		

御奉行樣

前書之通奉差上候ニ付乍レ恐取次奉ニ差上一候以上

商物取扱世話役　田中國右衛門
同　林　傳右衛門
同　新井　得兵衛

町分の返答書

之に對して藩では町方に命じて、返答書を提出せしめた、其返答書の要領は

一在中の商物は、遠國他境から仕入れる事は、相成らぬ事となつて居る。

二之を犯す故に、町方の衰微を來すので、在方の荷物を問屋場に於て、差押へたのである。

三其を追落し同樣などゝ申すのは、自分の不法を押隱し、我儘勝手を爲すものである。

四在中の者共は、農業を專一と心得べきである。

といふのであつた。

在分不穩の形勢あり藩高壓手段を採る

此後町方の態度は強硬で。容易に解決せざりし故、掛四人の役人は辭任を申出るに至つた。又一方在方では多人數(或は二千餘人ともいふ)町方へ押し出して、打壞の暴舉にも出で兼まじき形勢であつた。

事玆に至つては、藩に於ても優柔不斷、一時を塗糊する事は許さなくなつたので、一時高壓的手段に出で事を解決せんと欲し、兩町問屋を召し出し、町奉行の掛、岡部久松兩家老の影聞にて、種々利害申聞かせた上、在方の荷物附け通しを、見逃す樣と申渡し、其請書を出すべしと申渡した。兩問屋は事の意外なるに驚いて非常に當惑し、何れ引き下つて町年寄惣代の者等と、相談の上返答に及ぶべきを述べしに、許可されなかつた。止むを得ず兩問屋は、在方送りの荷物を見逃がすべしとの申渡しに御請をした。すると又差押へて會所の庭に差出してある荷物は、之を引取り町境で、引渡すやう命ぜられた。兩問屋は在荷物は、其儘相渡されん事を願ひしも、是又許されなかつた。かくして兩問屋が許されて、歸宅したのは七ツ半時であつた。此年十二月、兩問屋が出府して藩侯に訴へんと、書認めた口上書の中に

乍レ恐御非道の被レ成方と奉レ存候得共、餘儀無く荷物見逃し候場合御請申上候

とあるより察すると、藩の高壓的なりしを知ることが出來る。此時兩問屋と共に呼出された、鹽尻組中島村庄屋瀧澤半右衞門、山口村庄屋望月又八の兩人は、退出後房山村鄉倉其外所々に集まり居たる在方衆に、我等は大勝利安堵すべしと報告したので、在衆は拍手して歡聲を揚げ、大宮或は八幡に於て酒宴を開くもあつた。此有樣を見聞した、町方の感情は極度に激昂し、兩問屋が歸宅後、荷物引渡しの件を年寄及惣代の者に申達したるに、一同は異口同音に不承諾を唱へた。依て兩問屋は、此旨町手代迄届け出た。

町方激す

藩公に上りし町分の口上書

此翌日十二日に町方では、戸を明けて商賣する者も無く、家主共は海野町問屋の庭前に集合し、或は他所に寄り合する者多く、兩問屋は之を按じ、其形勢を緩和しやうとしたが無効であつた。此日町奉行は町の惣代の者を呼び出して、說諭したが惣代衆は不承諾の旨を答へて引き下つた。

事態全く惡化したので、藩は此一件を藩公に陳述報告する必要を認め、木村某が出府することになつた。此事を聞ける町方の者は、木村に依頼して藩公の裁許を得んと、江戸出向と騷ぎしが、多人數出府は穩かならずとて、兩問屋二人のみ出府に決し、十五日助右衞門は出府して、口上書を差上げた

乍レ恐口上書

一去ル九日夜、町中惣代之者儀ニ御呼出被ニ仰付一、卽刻問屋町年寄差添御會所へ罷出候處、御年寄中樣御影聞ニて、町、郡、御勘定奉行樣御列席、御目付樣御徒目付樣御立會ニて、惣代之者に種々御利解被ニ成下一候處、何分御請仕兼候故、立會役人は如何心得候哉御尋ニ付、惣代之者共申上候通り役人一同も同意ニ御座候、乍レ去厚御利解ニ付暫御下ケ奉ニ願上一引取、篤と御利解の赴申聞候處、及ニ御請一萬一

御公邊ニ相成候節ハ、市場規矩幷寬政度町役人鹽尻組村々役人連印議定書ニ、差障可レ申哉心配仕候旨、惣代之者申出候ニ付、問屋町年寄御評席に罷出右之趣申上候處、御奉行樣方御列席ニて、萬

一

御公邊ニ相成、右議定書御取用ニ相成兼候節ハ、四人罷出急度申立、其方共へ迷惑相掛け間敷段被ニ仰聞一、譬仕入置候荷物たりとも、來正月朔日より嚴重御差留被ニ成下一事勿論之義、大晦日限嚴重差留可ニ申付一段被ニ仰聞一、去月十七日より差留置候荷物、御上様江差出候上ハ、御城内江御引立被ニ成下一候哉、市中持運候てハ迷惑之旨申上候處、其儀ハ心配致間敷旨被ニ仰聞一候ニ付、引取右之趣惣代の者江申諭、去ル十日之朝より御呼出し之上、惣代之者共夫々御利解之趣御請仕候處、御年寄中様重御賞詞被ニ成下一、難レ有罷在候處、十一日五時私共御會所へ、御呼出被ニ仰付一罷出候處、御年寄中様御影聞ニ而、町郡御勘定奉行様御列席、御目付様御立會無ニ御座一、町御奉行様今日ハ内席ニて申聞候旨被ニ仰聞一、太郎兵衛、助右衛門町中の爲ニ相成候はば、地ニ身命ニても致候義哉御尋ニ付、兼て此度の儀町中ニ於てハ不ニ容易一儀ニ付、夫々御取締被レ下町中爲ニ相成候得ば、聊身命を厭ひ候所存無ニ御座一候段申上候處、被ニ仰聞一候ハ、鄉中の者共二千余人所々ニ打寄、只今ニも町方へ押出亂妨いたし可レ申旨、下鹽尻村庄屋半右衛門、山口村庄屋又八より申立候。左候得者 御上様御役柄別而奉ニ恐入一町中之者難澁ニ迫り可レ申、右等之始末能々致ニ勘辨一、先月十六日迄之通御裁許有レ之候迄ハ致ニ勘辨一見遁可レ申、御裁許如何様被ニ仰渡一候共、其節相背申間敷候旨、半右衛門又八申立候間、右場合篤と致ニ勘辨一候様精々被ニ仰聞一候得共、去ル十日曉町中惣代の者に、夫々御利解之趣及ニ御請一、御年寄中様より格別厚御賞詞被ニ成下一候程之義ニ御座候。然處格外相違仕候ニ付、及ニ御答一兼候旨頻りニ申上候所、尤ニハ候得共二千人余之人數、直様町方へ押出し狼藉可レ致旨被ニ仰聞一、半右衛門又八に御尋御座候處、右兩人申上候ハ、太郎兵衛、助右衛門右御利解之趣御請不レ致候得バ、私共兩人引取次第、直様押出し可レ申旨御答申上候ニ付、猶又被ニ仰聞一候は、兩人申立候通不ニ容易一義、勿論於ニ御上様一も御手當有レ之候得共、大勢之義故如何難レ斗候得者、町中難澁可レ致、此

兩問屋町中の爲めに身命を抛つか

在分二千余の人數町分へ押出すべし

場合ニて身命ニ替御請可レ申段精々御利解被ニ成下一候得共、去ル十日曉の被レ仰と不レ殘相違仕候てハ、町中騷立可レ申ハ眼前之儀と存候故、御請仕兼候旨申上候處、縱令町中不承知ニ候ハバ、一人別ニ夫々致ニ吟味一其方共兩人迷惑不ニ相懸一候間、町中之義ハ心配致間敷旨被ニ仰聞一候得共、深心痛仕萬一騷立候てハ奉ニ恐入一候段再應申上御請ニ及兼候處、余り長く相成食事時ニ候得者、暫引取籠と致ニ勘辨一御請可レ及旨被ニ仰渡一、籠と致ニ勘辨一候得共誠當惑仕、町年寄幷惣代之者共へ申聞、及ニ御答一度歸町奉ニ願上一候處不ニ相成一旨被ニ仰渡一、私共兩人ニて御答可レ申樣被ニ仰渡一、乍レ恐御非道之被レ成方と奉レ存候得共、無ニ餘義一荷物見遁候場合御請申上候處、町在致ニ和融一御上樣に差出候荷物も、問屋へ引取町役人差添、町人足ニて町境ニ於て實意を以て引渡可レ申被ニ仰付一、去ル十月中奉ニ差上一候願書之外、書類不レ殘御下ケニ相成、倉ケ野宿へ先達て申斷候處、斷直し可レ申今日の利解他言致間敷旨被ニ仰付一、誠以當惑仕町御手代石川百助殿を以て、迷惑之旨申上候處、御取用無レ之無ニ餘儀一歸町之上右荷物引渡方而已、町年寄幷惣代之者共へ申聞候處、一同迷惑之旨申候。然ル處半右衛門又八御會所より引取候節、在中商之義四ケ年以前之通抔と申罵、町方を通在中集り居候者共へ、十分勝利之趣申聞候ニ付、大勢之者共手を拍、鯨波を揚、町方を引取候を及ニ見聞一候故、町中一同騷立候處、宿中町年寄幷惣代之者共御呼出御利解被ニ仰聞一、翌十日朝ニ相成候ても歸町不レ致、一同之者殊之外心痛仕、打寄居見せ等も不レ出候故、利解申聞候得共、混雜流轉仕罷在候內ニ、町年寄惣代之者引取、去ル九日被ニ仰渡一之趣、御變替ニ相成候樣ニてハ、御裁許之程難レ斗、木村七郎右衛門樣御出府ニ付、右之趣申上御裁許奉ニ願上一度、惣代之者罷出候ニ付、町年寄追々爲ニ引戻一罷出候者、本馬郡兵衛樣小林龜十八殿御出、小諸より御引戻ニ相成候處、町中治兼此上騷立候樣ニては、重々奉ニ恐入一候間御添翰奉ニ願上一候處、御聞濟被ニ成下一御添翰頂戴仕、十五日夕出立仕當着御届仕候、右荒增之始末口上書を以、奉ニ申上一候。乍レ恐此上於ニ御手元一御裁許奉ニ願上一候以上

町中騷立て可申

御非道の被レ成方と奉存候

在中の商四ケ年以前の通り、十分勝利と言り町方を通行す

寅十二月　　問屋　柳澤太郎兵衛
　　同　　瀧澤助右衛門

兩問屋歸鄉を命せらる
問屋年寄在分割番等皆呼び出さる

二十三日兩問屋は歸國を命ぜられ、其上にて申渡す所あるべしとの事で、廿九日歸田した。

十二月廿九日問屋年寄不レ殘會所へ呼び出されしが、兩問屋は不快と稱して出頭せず、在中も同樣出頭しなかつた。唯割番添役林傳右衛門一人出頭し、町在商出入掛りの木村七郎右衛門より、左の如く申渡された。

在町商一件、去ル子年以來差縺候ニ付、兩町問屋、鹽尻組割番田中團右衛門、同差添役林傳右衛門、幷常田村庄屋新井得右衛門江、在町商物世話役申付、在町の差別ハ有レ之候得共、軒續之儀故双方時勢を考へ致ニ勘辨一、無高之市場町人と在方作間渡世之商店とは、差別有レ之候間其旨差含、實意を以て申談候樣、是迄精々理解申聞候赴、其外双方申立之書類、兼而逐一入ニ御覽一置候ニ付、夫々御差圖相伺候處被ニ仰出一候ハ

是迄の所は都て不用に申付く

是迄の執斗ハ全熟談和融之取扱而已ニて、何分相整可レ申とは不レ被ニ思召一、仍而是迄の所は都而不用ニ申付

此度改而双方より訴狀爲ニ差出一可レ申、遂一遂ニ吟味一候上ニて、御裁許可レ被ニ仰付一候旨、御差圖ニ付其旨相心得、御規式後訴狀差出可レ申候

十二月

町分訴狀を提出せず
藩町分の弱點を握る

此申渡で、是迄の處は却て不用ニ申付というあたり、極めて斷然たる處置なりしかば、町方一統愕然たる有樣であつた。

藩より町在双方に、訴狀提出すべきを命じたるも、町方ニ於ては彼是言を左右にして、容易ニ之に應ぜざりしかば、藩は町方の弱點を見出し、之を威嚇して其強梗を屈せしめんと欲し、時に町方の者の中

に市法を案ず者あるを探知し、先づ小宮山瀧兵衛が、町年寄を勤め乍ら市法に背きしこと、又海野町穀問屋等にも違法の者あるを糺し、然る後問屋年寄惣代の者不レ殘呼び出し、右四人の不埒不届を申聞かせ、猶此外にも探索せば、違法の者可レ有レ之と云ひ、此の如く町方自ら市法に背き乍ら、徒ニ他のみ責むること、甚以て宜しからずと申渡した。是には町方の者共大に恐縮した。

天保十四年壬九月廿五日

町分在分共に役人呼出さる

問屋年寄不レ殘幷惣代之者親類組合差添何れも印形持參廿六日會所へ出頭すべし。

と達せられ、廿六日には在方よりも割番、庄屋出頭し、町奉行、郡奉行、目付、徒士目付等列席の上、町奉行は町方惣代の者に向ひ

願書御取上御吟味被レ成候處、御取用難レ成旨

を説明し、在方の惣代には、郡奉行より同樣説明し、双方より請書を差出さしめ、然る後此度市場御改正之趣を説明し、新制度を申渡され、請書を差出させた。

新制度を申渡す

町方制度書

町方制度書

今般商制度改革申付候、都而問屋組合仲間と唱、規定取極直段等申談、同商賣又は素人之仕入ニ相障其外前金差遣仲買と申談、買集圍置或は差直段相待候て賣出候類、幷市法と申立候儀も、〆賣〆買ニ相當候儀ハ、以來急度停止申付候。從ニ公儀一ノ御府内町々江被ニ仰出一候御觸ニ准し、御家政之赴猶追々申付候間、其旨相心得嚴重相守可レ申候事

但品物拂底之節は、卸方は見合候而小賣不ニ差支一樣可レ致候。市場目當ニ持出候品、誰ニても買込賣出候儀ハ差構不レ申候得共、仲間組合を立、直段等申談候儀は、惣て停止申付候、是迄之穀問屋は穀屋、肴問屋ハ肴屋と唱可レ申事

一都て賣買物幷製作之品、直安實用專心掛け、新製にて手數掛り花麗高料之品、賣買製作とも不ニ相

成ニ候。商は本業ニ候得共、熟も分限を辨候儀肝要之事ニ候間、身分不相當之儀、決して致間敷候。都て賣物安直ニ賣出候儀、商人之職分ニ有レ之候得は、外々より猶一段直安ニ賣出候得は、市場繁昌いたし候儀勿論之事ニ候間、實用之品直安ニ賣出候樣精々心掛可レ申事

一出買之儀是迄之通停止申付候

閏九月

演說

從來之鑑札ハ廢止、以來不ニ相渡一、申買之儀は坪方より買出、改印請たる上城下市場は勿論、御領分居宅商差免候者に賣渡候も不レ苦他所賣不ニ相成一

在方制度書

今般作間商制度改革申付候、都て問屋同前の商は素より可レ致謂無レ之、仲間組合を立、規定取極、直段等申談、〆賣〆買ニ相當候儀、急度停止申付候。猶去寅九月中從ニ公儀一在方に被ニ仰出一候御觸ニ准し、御家政之赴追々申付候間、其旨相心得嚴重ニ相守可レ申事

一在中是迄作間之商致來候者は、其儘商差免置候間、此度公儀厚御趣意ニ基、分限を篤と辨へ身分ニ隨ひ、本業相勵候上、餘業之商致し候とも、在方幷ニ其身ニ不相當之義、急度停止申付候。御領分産物は、直買他所賣差構不レ申候得共、可レ成丈直安ニ賣出し可レ申候。品物拂底之節ハ他所賣見合小賣差支不レ申候樣可レ致候。他國之産物を取集置致ニ商賣一候ハ、町人之職分故、在方日用之品鹽茶水油之類たとへ道具たりとも、他之産物は御城下市場にて仕入可レ致候。賣捌之儀は他所渡賣迄差構不レ申候。惣而新製にて形容之品製作不ニ相成一。古來より有來候實用之品製作致し、作間之商人迚も同樣、實用之品直安ニ賣出し候儀肝要ニ心掛、商ニ傾き本業に怠樣ニては、決して不ニ相成一。都て不相當之儀無レ之樣嚴重ニ相守申可候

一市場目當ニ持出候品、市場外ニて買取候儀、前々之通停止申付候

一商相始候儀以來不ニ相成一候事

但願立之上時宜ニ寄而、差免候儀も可レ有レ之候間、趣意委細ニ認可ニ願出一候

一暖簾掛商致候儀、幷是迄日除と唱候のれん同樣之品掛候儀、以來不ニ相成一候事

但古來よりの市場は格別、御城下續之村方は、願立候上ハ時宜ニ寄てハ差免可レ申候。宿場溫泉場等は右ニ准し候事

右之趣永々無ニ違失一相守可レ申、猶追々御制度申付候儀も有レ之候間、其旨相心得可レ申候。若等閑ニ相心得候者於レ有レ之ハ、急度紀之上嚴科ニ可ニ申付一候

閏九月

此斷然たる處分は、町在の者、彼是と申陳ずる暇をも與へず、永く縺れた町在商一件も、玆に落着した。

祇園祭は町在共に各支配に願書を出すべし

此新制度申渡しと同時に、猶祇園祭は是迄町方より願書差出して決定せしも、以後は町在共に各支配に、願書を差出すべしと命ぜられた。之に就て町方にては、從前通りを願ひしも、採用する所とならなかつた。之れ在分を重く見たからであらう。

差留荷物處分

此直後町方兩問屋を始とし、在分割番庄屋等を、町在商一件取計不行届の廉を以て處罰し、頗る峻嚴なりしかば、町在双方共此處置に就て、是非を云ふものが無かつた。其處罰左の如し。

處罰以前に差留荷物の處分を、上田兩問屋及荷主四人と、申談ぜしめしも談合出來ず、在方村役人と申談じたるも不調、兩問屋より右荷物は、暫時留置し故、今更相渡すも氣の毒故、市場にて相當値段にて賣拂ひ、其代金を差遣はすべしとの事にて、談まとまり、十一月七日片附いた。

十一月七日、兩問屋四ケ町年寄不レ殘、親類及鍛冶町紺屋町年寄差添、印形持參會所へ罷出づべき旨を

兩問屋戸〻申付けらる

命ぜられ、九日出頭の所、海野宿問屋藤田市太夫、鍛冶町紺屋町年寄立會之上

海野町問屋　柳澤太郎兵衛
原町　同　瀧澤助右衛門

商出入一件ニ付、不取斗之廉ニて爲ニ御咎一戸〻被ニ仰付一

と申渡し、後

問屋代申付く

直ニ鍛冶町年寄、紺屋町年寄、ニ問屋代申付く

と申渡した。

在分役人等戸〻又は追込

夜に入り兩問屋へは、徒士目付、町手代が大工を伴ひ來り、紺屋町鍛冶町兩町年寄立會の上、戸〻。

此外町年寄、兩町惣代、山口村庄屋又八、中島村庄屋半右衛門兩人戸〻、其外割番庄屋迄不レ殘追込。

押込日數輕きは六日、十一日にて、多くは廿一日三十一日。兩問屋は百一日に及んだ。

寄合したる者入牢

十二月一日鎌原村半右衛門、松次、常田村三右衛門等、馴合荷物取引したる廉にて取調べらる、此事ニ就て在中寄合したとの廉にて、生塚村吉之丞は召捕はれ、入牢申付けられた。

八日には海野町年寄小林莊左衛門柳澤源左衛門の兩人、愼中商賣を爲したとの廉にて、御役御免、御會釋向取放し。又山口村庄屋望月又八も、不都合の廉ありとて、庄屋役御免、御會釋向取放。正月に入らば、兩問屋の戸〻も、宥免あるべしと一般に推察せしも、赦免に至らずして漸く二月廿日に至り百一日目にて、兩問屋戸〻御免となつた。

兩問屋戸〻御免

此日鹽尻組惣代秋和村吉之丞、新町村友藏、下紺屋町文右衛門、常田村慶藏、右四人「商一件ニ付、爲ニ御咎一牢舍被ニ仰付一」と申渡され、四月十日、五十一日目にて牢舍御免となつた。

上田元町海野町原町市日爲

(五)上田元町海野町原町市日爭

上田の元町なる海野町原町共に市場で、海野町毎月一、六の日、原町は五、十の日、を以て市日と定つ

元祿の市日變更願

て居た。然るに海野町は元祿四年九月四日、市日を三、八に爲したいと出願し、翌九日海野町間屋より、此事を原町間屋に通知した。依て原町では、町内の者に通知して、其意見を徵したが、町内の者は十一月十八日に、左の口上書

口上書之覺

一今度海野町より新市願申候ニ付、御知らせ承驚入申候。就レ之皆とも御訴訟申上候は、何れの道にも兩町之市日先年之通、被レ爲ニ仰付一被レ下候様、御公儀様迄被ニ仰上一可レ被レ下候奉レ願候　以上

元祿四年未十一月十八日

間屋　助右衞門殿

町年寄衆中

原町の者共

を以て、古來の通りを希望する旨、申出でたるにより、此旨海野町に通告した。

濟許可せず

寶永四年海野町再市日變更出願

町奉行は原町側の反對あるに由り、市日變更の事は許可しなかつた。然るに松平氏領主の初寶永四年二月、海野町より再び市日の變更を出願した。

其時の口上書は

乍レ恐以ニ口上書一奉レ願上候御事

一海野町市日、毎度六日、十一日、十六日、廿一日、廿六日、に定置候得共、市立不レ申商賣も無ニ御座一當惑仕候。向後三日八日十三日十八日廿三日廿八日ニ立賛申度奉ニ願上一候

右之通仕候はゞ市も立、御城下賑ひ可レ申と奉レ存候間、御慈悲ニ奉レ願候通被レ爲ニ仰付一被レ下候はゞ難レ有可レ奉レ存候　以上

二月三日

海野町

市日變更願の理由

此市日變更の理由は、文政二年二月、海野町より公訴ニ付、領主役場ニ差出之訴狀に據ると、海野町の

市日は古より一六の日に定つて居るが、原町の市日五、十の日とならんで居り、間日が無い故に、諸方の商人は勿論在々の人迄、前日の原町市日の際に、大概用を足し辨ずるので、其翌日の海野町市には、自然と人脚が少く、其爲めに海野町市は追々衰微する。故に月次三、八の日に市日を、立替へたいと云ふのであつた。其後享保年間に至り、原町より市場追々衰微し、難澁の趣を海野町に申談した。依て兩町熟談の結果、海野町市日と原町市日と打ち混じ、海野町市日は三八の日原町市日は五十の日を打ち込んで、海野町市日を三五の日、原町市日を八十の日と定めた。是れは先年海野町市日變更の時に、若し今後原町から市場に差障りある旨を申出た時には、市日を引替ふるも差支無いとの事を、願書に認めて差出した後、市日變更の事が、滯の聞濟に成つたからである。

文化文政の頃、埴科、更級、水内、高井の四郡、卽ち奥筋と唱ふる地方より、綿の産出すること多く成り、上田市場へも盛に出づるに至つた、此際此綿荷物を、奥筋からの入口に當る柳町、原町に於て、最寄の良きにまかせ、常に多く差押選買をする、そして其殘綿を海野町市場に持ち込んで、同値段を以て賣買することに成るので、海野町市場は段々衰へる、前に定めた通り、海野原兩町の市場隔番で、賣買する事を原町の方へ申し談じたが、原町柳町の者共は、奥筋の者共と内談馴れ合ひの上、海野町迄は道程も隔り、坂木宿よりの駄賃錢も餘分に懸り、迷惑するとの意味の旨を認めさせ、奥筋の者共をして上田表に願ひ出でしめたとして、文化十三年閏八月、海野町惣代として恒右衞門、嘉吉の兩人、江戸寺社奉行所に駈込訴訟をした。其時の訴狀は次の如くである。

原町海野町の需に應ぜず

海野町の者駈込訴訟

訴訟願書

乍レ恐以二書附一奉二願上一候

松平伊賀守領分

信州小縣郡上田海野町

町内惣代　勘五郎　恒右衞門

重　助　嘉　吉
榮左衛門　儀左衛門
太物屋行事　七郎左衛門　吉右衛門
門　藏　武左衛門
右十人惣代
訴訟人　恒右衛門　嘉　吉

馴合ヲ以而市場出入差障幷市法相破候
男谷彦四郎樣御代官所
同國埴科郡杭瀨下村
名主　彌　曾　吉　名主代　庄左衛門
相手　百姓　治郎左衛門　杢左衛門
同御代官所
同州水內郡權堂村
百姓　伊左衛門弟　梅　藏
同御代官所
同州水內郡栗田村
百姓　平　七　同九兵衛悴忠藏
同市左衛門
同御代官所
同州同郡權堂村

百姓　長　八　同彌　八

眞田彈正大弼様御領分
同州同郡風間村
百姓　喜惣治　同儀左衛門

松平伊賀守様御領分
同州小縣郡上田原町
太物屋行事　勇　助　万兵歸
茂兵衛

同御領分
同州同郡上田柳町
同　宇平治　嘉左衛門

右訴訟人奉ニ申上一候、上田城下町市場之儀は海野町原町兩町ニ限り、往古より領主へ差出帳にも、海野町市日一六之日六齋原町市日五十之日六齋と記し有レ之、市場御取締被ニ仰出一候御書付も有レ之、諸御觸等も兩町より外枝町へ觸流し、市日之節は領主役場より夫々見廻り有レ之、且市日ニハ穢多共儀も、海野分地尻横町境迄原町分地尻柳町境迄、市役錢取候儀、從來之仕來にて、平日北國筋往還諸通行ハ不レ及レ申、御朱印御證文御用通人馬繼立候ニ付、御本陣も有レ之御傳馬役其外諸御用向諸掛り物も、外町より多分ニ差出候得共、無高に而農業の稼無レ之田畑所持仕候者も無レ之、其上御城下海野町之儀ハ、親町之儀ニ付何事に寄らず御用向夥敷相勤候も、畢竟從來市場相續仕來候故ニ御座候。市日立替之儀、元祿年中先御領主仙石越前守様へ願置候處、寶永三年當御領主ニ相成、同四年海野町市日同願之通三八六齋被ニ仰付一、享保年中海野町三八、原町五十、兩町打込隔番ニ致候事も御座候得共、市場

田中宿新市願出不許可

之義ハ古格仕來之通、相替儀無二御座一候。依之領分中は不レ及レ申他領にても、新規市立ニ似寄り候事ニ而茂企候節ハ、其時々差障り申立候。則享保年中當御領分田中宿ニ而、新市相願候節、市場ニ差障候旨申立候ニ付、願取上無レ之、既寛政年中市場外柳町ニて、絹紬猥りニ取扱市場ニ紛敷候ニ付、兩町示談の上海野町原町へ引上げ、隔番ニ市立相續仕候得共、柳町之儀ハ市場續町場ニハ候得共、既諸間屋向一切不二相成一取極ニ而、素より市立候場所ニハ無レ之、其節一言之故障不レ申無難ニ相續仕候。

殘綿海野町市場へ持ち込む

然所近來奥筋と唱、信州埴科、更級、高井、水内四郡より出候綿荷物之儀、原町柳町之方ハ、奥筋より入口ニ付、多分撰買致し、殘綿海野町市場へ持込み、同樣之相場ニて賣買致候故、自人脚不二相留一諸商共衰微致し、市法亂妨ニ相成候間、難二捨置一兩町掛合示談之上、奥綿之義も絹紬同樣市場取扱之品、柳町ニ而猥りニ賣買致候間、同町相除兩町市日隔番ニ相定、尤奥綿兩町市日斗相用候てハ、綿商人差支之筋も可レ有レ之哉ニ付、間日ヲ込め合持日五日替ニ改、双方に無二甲乙一綿荷物附込賣買致候積其他ハ古格仕來之通、双方熟談納得之上、去亥六月中規定書ニ兩町役人ハ不レ及レ申一同連印、爲二取替一證文改ニ印形一候處、去亥十月中、中之條御支配相手杭瀨下村治郎左衛門儀爲二惣代一、御支配を申僞添翰を以て、當領主役場へ願出候ハ、奥綿賣捌荷物之儀、近來夥敷賣出候處、原町柳町ハ奥筋より入口、海野町ハ道法隔、運ひ賃諸失却相懸り不辨利之由申立、勝手能柳町原町に斗附込度由申立候得共他領引合之儀ハ領主手限り吟味難二相成一趣返簡被二差遣一候間、此已後相手方の者共、及二公訴一候てハ難儀仕候間、私共儀杭瀨下村へ罷越、内濟之儀及二掛合一候處、先方ニて申候には有增承伏仕候得共、私共斗ニ而挨拶致難き旨申聞、依レ之相名主宇平治立入日延相願候ニ付、任二其意一一先歸宿仕候。十二月三日日延日限ニ付、又々杭瀨下村に罷越候所、其節の挨拶大に相違仕候は、全柳町之者共より相賴候儀ニ御座候、彼等申聞候ハ、中之條御役所へ伺置候間、私共ニ茂同道可レ致旨申聞候ニ付罷越候處、中之條御役所ニてハ、一旦上田表に出候儀ニ付、内濟致候ハヾ上田表へ可二罷出一旨、御差圖之上御添

奥筋の者柳町原町ニ持ち込むを望む

兩町規定書成る

中之條役所ニて内濟の儀は上田表へ罷出づべきを命ず

松代添翰を以て風間村の者上田表に罷出づ

翰御渡ニ付、私共も一同其節罷歸候處、同時松代御領分風間村喜惣次義も、松代御役所より御添翰持參致罷出候ニ付、種々内濟掛合候へども、色々我儘之儀斗申募、内濟不ニ相整一、元來奥綿之儀ハ中奥の産物、特ニ百姓農隙之稼ニ有レ之、兩町市場ハ賣買助成斗ヲ以て、其日を營相續仕來候儀にて、海野町には問屋場御高札場も有レ之、坂木宿よりの繼送場にて、原町とは纔かに一丁余り隔り候ヲ、大造に申立候ハヽ、全原町柳町と馴合、奥綿荷物一手に引受不レ殘〳〵賣に致候巧と奉存候間、古格仕來之通、海野町原町甲乙無レ之樣、市日割合之通、荷物引受候樣再應原町ニ掛合に及候得共、原町ニてハ内實所々を品能取扱、自他馴合候義故、聊も頓着不レ仕此上市日之儀ハ勿論、奥綿附込候義も、縱令如何樣相成候ても不レ苦と斗申立、前書爲ニ取替一議定書の趣意とハ相違仕、表裏之挨拶而已致候内、翌年に至り當三月中、領主役場へ町役人一同被ニ呼出一、去六月中取極候議定書之儀ハ、差支之義有レ之不用ニ申付候間、請書差出すべき旨被ニ申渡一、誠ニ以て皆々一同驚入難澁仕候處、猶又可レ願義者別段相願候ハ格別、今般之請書ハ早々可レ致旨被ニ申付一、重き御儀ニ付無レ據請書差出候。其節原町之者共儀ハ、速ニ請書差出候ニ付、市場仕法古格取失ひ亂妨に成行候始末、何共歎敷奉レ存候。前段之通相成候てハ、根元の助成ニ離、一町内必至と差詰り、露命相續無ニ覺束一忽轉退ニ及候ハ眼前之儀、左候てハ御傳馬御用向も、礒と差支歎敷次第ニ奉レ存候間、何れとも御他領に及ニ掛合一内熟致度、萬々一内濟不ニ相整一候ハヾ、無ニ是非一奉ニ公訴一度、添翰奉ニ願上一候處、内濟は勝手次第之儀、添翰差出候儀ハ不ニ相成一趣被ニ申渡一、剩他領へ不レ及ニ内濟一、原町と掛合熟談致し候樣被ニ申渡一候得共、前段申上候通、原町の者共所存御他領百姓相賴、今般之差障も爲ニ申立一市場仕法相潰、去六月中之議定御他領より爲ニ相破一候儀ニ付、敢て初中後一言も不レ申、内實荷擔腰押致候始末ニ付、迚も掛合難レ整、併御他領之義ハ一般に一致致し候義ニてハ無レ之、松代御領分風間村喜惣次一人ニて、強情ニ申募候事故、若不ニ相整一節ハ、其儘ニ難ニ捨置一候間、奉ニ出訴一度添翰之儀、一向歎願致し候得共取上無レ之、殆迷惑仕候

原町海野町の相談ニ乘らず六月議定書不用ニ申付

奥筋百姓と柳町原町と馴合

内濟は勿手次第添翰不相成他領へ内濟ニ及ばず原町と熟談すべし

公訴添翰不出

駈込訴訟

得共、此上彼是掛合居候内、御傳馬御用等御差支ニ相成候其節ニ至、奉ニ出訴一候てハ、願後れに相成恐入候儀ニ付、再應添翰之儀願出候處、承伏難レ仕理解而已被ニ申聞一、聊取用無レ之、徒然ニ時日を移し候間、追々死地ニ落入第一御傳馬諸御用向相勤兼候てハ、旁以難澁至極奉レ存候間、不レ得ニ止事一不レ願レ恐をも駈込御訴訟奉ニ申上一候。何卒格別之御慈悲を以相手方之者共不レ殘被ニ召出一、自他馴合市場仕法規定相破、海野町取潰シ一手に引受可レ申企レ巧候始末、一々御糺明之上從來之市場永續仕、已來右體市法ニ不ニ差障一樣被ニ仰付一被ニ下置一候樣奉ニ願上一候

猶巨細之儀ハ乍レ恐口上ヲ以可レ奉ニ申上一候　以上

松平伊賀守領分

信州小縣郡上田海野町

町内惣代　勘五郎　恒右衛門

嘉吉重助

榮左衛門　儀左衛門

太物屋行事　七郎右衛門　吉左衛門

門藏　武左衛門

右拾人惣代〆

恒右衛門

訴訟人　嘉吉

文化十三年子閏八月

寺社

御奉行所樣

駈込訴訟人上田ニ送らる

寺社奉行所へ駈込訴訟をした、恒右衛門、嘉吉の兩名は、江戸から旗組付添で上田に送られ、組合預ニなつた。

上田藩吟味掛を命ず

上田藩では吟味掛を命じて、追々取調べる事となつた。十月九日に大目付布施武左衛門、郡奉行天野十太夫、早川五左衛門等其掛を命ぜられた。處が海野町惣代幷に太物行司は、郡奉行の掛を忌避した。而して十日には、海野町では御領主の吟味は受けぬ、公儀の御差圖を受けると申切るに至つた。十四日掛り役人の更迭あり、目付役人一同代つて掛となつた、藩よりは一應說諭し、又内熟手段書を作製して之を兩町に示したが纏まらない、そして藩の吟味中(文政元年十一月)に、海野町の武左衛門は、又水野左近將監の許に駈込み訴訟をなし、十一月廿五日旗組付添、上田へ送られた。

掛役人交迭

文化十四年
文政元年海野町の者又駈込み訴訟を爲す
文政二年海野町惣代訴訟人と成り出訴す

文政二年二月、海野町に於ては、間屋年寄惣代として、年寄英左衛門、曾右衛門、及び海野町百九人惣代として、嘉吉、七郎右衛門訴訟人と成り、馴合を以て市場に差障、幷市法相破候出入として、男谷彦四郎代官所支配内、埴科郡杭瀬下村百姓次郎右衛門、上田原町兵右衛門等十四人を相手取り、江戸評定所に訴へ出た。

此時には、藩の諒解の上で有つた。

此訴狀は當時の爭點が那邊に在りしか、及出訴に至る迄の經緯を知るに足るを以て、左に記して置く。

訴訟狀

乍レ恐以二書付一御訴訟奉二申上一候

右訴訟人英左衛門外三人一同奉二申上一候。上田城下海野町原町之儀は、從來永續之市場ニて、往古より市場は右之二ケ所に限候て、既に先々御領主樣御取替之度毎、御改有レ之其上にて御引讓に相成候、差出帳面に海野町市場ニて市日月次六齋一六の日、原町市場にて市日月次六齋五十之日相記有之、幷右兩町市場之外にて、何品によらず出賣停止之旨是又相記有レ之、右差出帳之義は、城下都ての町分

は不レ殘役人一般之連印帳ニ御座候。其上領主より市場取締條目幷取締方、被ニ申渡一候書留且諸觸等も有レ之、右二ケ町より外枝町に觸流し可レ申旨之書留類も有レ之、就中市日之節は役場にても、市場取締役見廻り有レ之、穢多共市役錢と號し、役錢取候義は、自他共市場に入湊小見世等限候商人共迄出レ之候、舊來にて海野町分地尻、横町と申町境迄請取申候。原町分地尻、柳町と申町境迄請取申候義ニて、且海野町之義は、平日北國往還にて御朱印御證文御用通は勿論、諸御通行人馬繼立之場所にて、海野町には御本陣有レ之且追手先親町之義ニ付、御傳馬諸御用諸懸り物其外何事も、外町々よりも格別餘計に相勤候ても、古來より御高田畑一切無ニ御座一、畢竟市場助成一色而已にて万事相續仕來候。然所海野町市場追々衰微難澁仕候ニ付、無レ據元祿之度先御領主仙石越前守樣御代、市日立替願上候儀は、海野町市日往古より一六之日に候處、原町之市日五十之日に相双、市間日無ニ御座一諸方商人は勿論にて市人迄、前日の原町市日にて多分用向相辨候故、海野町市日自人脚相減、依レ之追々衰微難澁仕候ニ付、月次三八之日に市日立替一同相願候處、原町ニて差障願御聞濟不ニ相成一候故、尚又願置候處、當御領主ニ相成寶永四年、海野町立替願之通被ニ申付一、其後享保の度、原町より市場追々衰微難澁之旨申談候ニ付、海野町市日と原町市日と打混、尤海野町市日三八之日、原町市日五十之日を打込六齋宛引分海野町市日三五之日と相極め、原町市日八十之日と相究、月次六齋宛双方市日無ニ申乙一互角に相成樣示談仕候、趣意は先海野町市日三八之日に立替相願候節、原町にて差障願聞濟に不ニ相成一依レ之海野町立替市日、原町市に相障候節は、市日引替遣可レ申願書相認め、御聞濟に相成候趣意に基享保之度より右兩町、市日打混三五之日八十之日と市日六齋宛引分、月次市立來、既領主役場に穀類市日之節、相場書差出候義は仕來候處、右享保之度より海野町市日三五之五の日、原町市日八十之十の日、兩町之市日一日宛五十之兩日而已、相場書町役人奥印を以、隔月差出來候得共、市場之義は古格仕來之通、聊異變之義無レ之、市場外町に相願候義又被ニ申付一候義は、尚更無レ之候處、寛政之度原

町市場に續町之柳町ニ於て、兩町市場に持出候絹紬等、猥ニ買取市場同樣紛敷候ニ付、難ニ捨置一海野町原町市場之者共申談、兩町市場江引揚享保打混市法則引移三五之日海野町、八十之日原町、市日隔番六齋宛市立相仕續候得共、橫町、柳町之義は素より市立之場ニ無レ之、店商は兩町同樣仕來候へ共市商は一切不ニ相成一歷然差出帳有レ之候義ニ付、其節迚も一言の故障不ニ申立一相續の義ニて、當領分中は不レ及レ申、御他領ニても新規市立ニ似寄候儀、相企候ても其時々故障申立、既享保之當領分田中宿にて、市立相願候節も、城下兩町市場に差障り候旨申立、御取上無レ之程之義、然る處奧筋と唱、近來埴科、更級、水內、高井四郡より持出候綿荷物、原町柳町之方は奧筋入口ニ付、最寄にまかせ平日共多分差押選買取、殘綿の分海野町市場江持込、同日の相場を以て賣買ニ相成候故、海野町市場人脚自不ニ相留一、綿の義は大物而已に不ニ相拘一、諸色諸商賣に相懸り候義ニ付、海野町市場追々衰微仕、隨て市法取亂餘町迄不直不相當之義而已多、右に准於ニ柳町一も市場同樣紛敷賣買候ニ付難ニ捨置一、海野町より原町江懸合、奧綿之義も古格引移法ニ准、寬政之度市場に引揚候絹紬同樣に取扱、品々相極續町之橫町柳町取締兩町市場ニて隔番取扱尤兩町市日而已取捌、間日之所取締候は綿商人共儀は、荷物多分宿繼にて上田市場に入候義故、間日取捌相締候は、雜費之差支も可レ有レ之哉と押計らひ、市日兩日宛江間日三日込合、持日五日替ニ取極兩町市場江双方無ニ申乙一、綿荷物附込賣買可レ致積、其外は古格近例仕來の通、兩町市場之者幷町續之者共、納得之上去亥六月市法取究以來、聊申分無レ之旨規定書小前判頭之者連印にて、其町の會所に差出候上にて、兩町役人續町役人迄、一同連印議定證文爲ニ取替一候てより、翌三月迄無レ滯御他領綿商人共取極通、綿荷物附込兩町於ニ市場一隔番賣買致候處、自力に難ニ取崩一、原町柳町之者共、御他領者共に馴合仕組、去ル亥十月中之條御添翰にて、御支配所杭瀨下村願人次郎右衛門名主庄右衛門及ニ出訴一候所、領主役場ニても他領引合に候得者、領主手限り吟味法不ニ相成一旨被ニ申聞一、一度御返翰ニ相成偏に御威光と奉存候得共、前後篤と勘辨仕候處、些少之

利潤にて其日を營候私共、此上訴訟人共より公訴ニ相成候ては、諸雜用ニも差支難澁可レ仕と町內相談之上、尙又右訴訟人方杭瀨下村に罷越、名主江相尋申談仕度相尋候處、右村名主宇平次と申者方に罷越、四ケ村商人七人爲ニ惣代一當村次郎右衞門名主代庄右衞門差添、喜宗次同道にて、亥十月廿一日上田役場江被レ致ニ出訴一候一件ニ付、罷越候赴申出し候處、右次郎右衞門庄右衞門杢左衞門は、相名主彌曾吉組下の百姓にて彌曾吉方へ可レ被レ參旨ニ付、彌曾吉方江罷越、右之段々懸合一先引取候處、右名主宇平次百姓代市郎兵衞立入、日延相願候ニ付歸宿仕、其內ニ日延日限ニ付、又々杭瀨下村江罷越候處、其節彌曾吉の挨拶甚相違仕、全原町方より內熟に不ニ相成一樣申込候儀にて、無ニ余儀一歸宿仕候處、此度は上田表江罷出內熟申談と號し、又候中之條御添翰を以て、再度之節は右村杢左衞門に差添彌曾吉出張候、其節松代御領風間村喜宗次、同村名主代數右衞門、此度は松代御役場御添翰を以て杭瀨下村同意文段之願書を以、及ニ出訴一候ニ付、又々內濟懸合候處、右喜宗次義出訴面に一點缺け候ても、內濟致間敷旨、松代役場にて被ニ申渡一候抔と、誠に我儘の義而已申張候ニ付、內熟は出來兼、御他領商人共に勝手に爲レ致候ては、何を以て市場助成可ニ相成一哉と痛心至極奉存候。元來奧綿之義は、申興之產物、殊に百姓農隙の稼にて、耕作ニて事足、作の間に持出餘情之營、海野町の義は、市場助成一色而已にて外町よりは相嵩候宿役も相勤、其外萬端仕來候義ニて、且海野町之義は、御高札被ニ御建置一間屋場有レ之、坂木宿よりの繼立の場所にて、原町に引續隣町ニ候處、海野町江は道法隔り、坂木宿よりの駄賃錢余分に相掛り迷惑仕候抔と、無レ謂大造に申立願書に相認願出候は、全原町柳町より賴込、右町の存念他領之願書に認爲レ込、奧綿荷物一手に引請不レ殘〆買可レ致工に相違無ニ御座一候。內存は海野町市場衰徵を見掠、往々可ニ押倒一目論見と甚以歎敷奉存候。然共尙亦原町江和を以て再度申談、海野町原町共市日割合通、兩町無ニ甲乙一荷物引受方再三及ニ懸合一候處、原町柳町之者共、內實諸所品能取拵置候て、聊も頓着不レ仕前爲ニ取替一議定書幷前々申談等迄、慾情に拘はり表裏

海野町市場押倒すべき目論見

之挨拶而已仕候上、前爲ニ取替一議定書不用被ニ申付一候ニ付、自他馴合の者共市法不レ殘不用と心得、原町柳町之者共、當時の勢ニ自他之者共、海野町市場古格近例迄、聊取用候者無レ之上は、市法甚亂妨之始末ニ成行、從來親町之市場浮沈此一事に相拘り、何共愁歎至極之仕合、斯成行候ては市場根元之助成ニ相離、海野町一町而已必至と難澁相迫、面々露命相續も無ニ覺束一、左候得者忽及ニ退轉一候は眼前之義と、一同歎敷奉レ存、右樣に於ては、御傳馬諸御用向迄、礒と御差支に相成候ては、極て奉ニ恐入一歎敷、且前書之通原町柳町之者共、御他領百姓相賴、今般の差障爲ニ申立一、從來親町之市場仕法迄相潰、最寄仕ニ勝手一右の町々に而已荷物片寄賣買爲レ致度故、御他領相手之者共に馴合、市法爲ニ相破一其虛に乘じ萬端に推移、古格近例は勿論、歷然古格差出帳迄、亂妨に成行市場之義は原町迚も、海野町同樣に可レ有レ之の所、勝手に任かせ續町へ柳町抱込、畢竟之義に候得者、原町之者共より市場幷市法の儀ニ付、難澁筋は初中後一言も不ニ申立一、市之儀は立候ても不レ立迚も不レ苦候抔と申立、出訴人願の儘にても、是非內熟致度抔と領主役場內紛之節も、役人は勿論小前迄申立、內實荷擔腰押仕居候ニ付、內熟懸合も不ニ相整一、其上右惣代と號し喜宗次强情而已申募り、市法相破り候義ニ付、徒に時日推移居候はゞ、不レ遠死地に陷入可レ申、左候へば第一御傳馬諸役御差支ニ相成候ては、甚以奉ニ恐入一難澁至極之義、自他馴合者共は、萬端仕合能き候事と心得、尙更日每亂妨增長仕候共、市法取失候上は、可ニ取制一樣無ニ御座一仕合、市法五角ニ相成候上、盛衰は是非も無ニ御座一當時之委誠に難澁至極仕候間、何卒格別之以ニ御慈悲一自他相手名面之者共不レ殘被ニ召出一、馴合を以て市法取崩候始末、逸々御糺明被ニ成下置一市場法御改正被ニ下置一、向後自他之者共無ニ謂義申立一、市法に相障不レ申候樣被レ爲ニ仰付一被ニ下置一候ハヾ、御傳馬諸役御用向無レ滯相勤、其上家族養育手段迄可ニ相成一と難レ有仕合奉レ存候。乍レ恐海野町市場永世浮沈之處、被爲ニ聞召一御愛愍を以不易之市法御改正被ニ成下置一候ハヾ海野町一町莫大之御救と冥加至極難レ有仕合奉レ存候。猶巨細御尋之義は乍レ恐以ニ口上一可レ奉ニ申上一候

以上

文政二卯年二月

眞田白山寺仲裁

評定所は四月二日此訴訟の取調に着手したが、中々片附かない。此時眞田白山寺が兩町の爲めに、居中調停の勞を執つたが其効は無かつた。依て文政三年二月出府して、取噯つて見たいとの事で出府した。

原被兩造疲る

評定所兩町ニ諭す

海野町も原町も長い間の繫爭で、時日を空過し費用は莫大にかゝり、そして何時判決があるか見込み立た無い、先以て双方草臥たという狀態ニ成つた。其處を察して幕府の役人は、海野原二町ハ上田城下町の元町で、此根幹の兩町が訴訟沙汰をして居つたでは、上田町ハ衰へるばかりである。そして評定所で裁決するのは、六ケ敷い事ではないのが、上の裁決ニなれば、何れが勝つた何れが敗けた、とか云ふ事になり、同じ城下町内で、又其様な事で感情を悪くして居るのは、甚だ面白くない事である。故に上田城下町の爲めニ、双方互譲して、圓滿ニ和談解決するが、良策であると說かれたので、五月ニ至り出府代表者の間ニ、内濟和談の事が成立して、訴狀は願下げにし、五月二日左の濟口證文を、評定所に差出した。

内濟和談成立す

濟口證文

差上申濟口證文之事

松平伊賀守領分信州小縣郡上田海野町問屋年寄惣代年寄英左衞門外三人より、男谷彦四郎御代官所同州埴科郡杭瀬下村百姓次郎右衞門外十三人相手取申立候者、上田城下市場之儀者海野町原町に限り、右兩町市場之外にて不レ依ニ何品一ニ出買不ニ相成一其外差出明細帳市場取締方被ニ申渡一候御條目も有レ之横町柳町之儀は、店商は致來市場に紛敷義不ニ相成一且享保之度兩町市日打込、三五海野町八十原町と引分、相續候處、近年奥筋より綿荷物追々市場に持出、流行仕候處、原町柳町は奥筋入口ニ付、右荷物勝手ニ取斗、海野町市場及衰微候ニ付、原町之者共に及ニ懸合一奥綿賣捌取極議定致候處、奥筋商人

共と原町柳町之者共馴合、奥筋之者共を上田領主役場に爲ニ願込一候故、市法取亂候間、彌以難義至極仕候ニ付、抗瀬下村治郎右衛門其外之者共一同相手取、馴合候始末御吟味之上、市法御改正被ニ成下置一、向後出買亦者外場所にて市商紛敷儀相止、市場永續仕候樣被ニ仰付一度旨、其外品々申立去卯二月中松平右近將監樣に御訴訟奉ニ申上一、同四月二日御評定所に可ニ罷出一旨御差日御尋判頂戴、相手方之者共に相附候處、相手之內原町柳町之者共申立候は、上田市場之義は海野町原町横町柳町に限、定日は一六五十之日、月々十二齋往古より一圓の市立に有レ之候處、寛永の度一六之市日三八に立替候得共、米穀錢相場書五十之市日而已、兩町より領主役場に差出來り、既寛政年中御公儀樣より、立多相場立方御吟味之節、五十市場を以口書幷御請書四ヶ所連印を以て差上、尙又領主より町方仕來之儀吟味之節も、月々十二齋市立仕來候段、惣町役人連印を以て差出置、且横町柳町之儀、御傳馬宿入用は勿論市場入用は差出し來り、海野町市神台石に、海野町横町と二名彫付有レ之、惣て市場に拘候義一同の仕來にて、領主解書等も四ヶ町より請書差出候儀、百ヶ年余平等之市立仕來連綿仕候始末、其外數ヶ條之證據書物を以て品々申立、幷風間村喜惣次より申立候者、上田町市日新法を以て五日替に取極候ニ付、商方手狹に相成、便利惡敷及難儀候間、仕來之通仕度と領主添翰を以て、上田役場に願出候處右五日替之儀不用被ニ申付一候ニ付、先前之通相心得罷在候儀にて、仕來に不レ拘我意申募候謂無レ之段其外相手之者共よりも、夫々返答書を以て御答申上、訴答申爭御吟味中及ニ掛合一候處、杭瀬下村百姓治郎右衛門儀、綿商人共より願筋之儀被ニ相賴一上田町領主役場に罷出候處、其砌病氣ニ付右願書儀左衛門に相賴み、上田領主役場に差出し彌八儀次郎右衛門同領の者殊に綿賣商人故、儀左衛門に付添罷出候ニ付、訴訟方の者共、治郎左衛門名目にて儀左衛門罷出、彌八儀は名主代に候儀と相心得一體馴合に有レ之べくと相疑ひ候得共、前書之通治郎右衛門より願書差出候儀儀左衛門を被ニ相賴一差出、彌八も付添候迄にて、右之者共は勿論、原町柳町の者共と馴合候筋ニ無レ之段、今般掛合之上相分り、彌八

儀上田役場へ罷出候節は、權堂村之者に候得共、御尊判相願候已前訴訟方之者共、掛合に罷越候砌、久保寺村に引移候段申聞候間、久保寺村へ掛合之上、同村彌八にて相手取候得共、同人兄仁右衞門方へ參り居、直樣商に罷出候儘不二立歸一候得共、右一件內濟相成候上は、同人義不二罷在一候ても、双方無二申分一、其余申爭之義は、相互致二勘辨一市法取締方等示談の上、取極候次第左之通

示談の上取極め條件

一市場之義は海野町原町兩町二限

兩町市日

海野町市日　三日八日十三日十八日廿三日廿八日

原町　市日　五日十日十五日廿日廿五日晦日但小の月廿九日

一奥綿之儀市日二ハ地他共當番市場に罷出買取猥ケ間敷義致間敷候事

但當番市場之外二て、市日二居買致間敷、店商並注文荷物其店々に入候儀、市當非二不レ拘四ケ町勝手次第、目方改場之儀は海野町三ケ所、原町三ケ所、相定置市日附込荷物之義ハ、當番市日之方二而相改間日附込荷物は、海野町原町目方改場所之內二而改を受、町方之內持運賣候共可レ致事

一絹紬糸之儀ハ示談之上、市日有レ之候得共、今般市日取極候上は、前段市日二罷出取引可レ致事

一横町柳町之儀店商之儀ハ、海野町原町同樣可レ致海野町原町市日人脚多節者、横町柳町に相流し可レ申事

一出買之儀堅相守可レ申事

一問屋向商賣海野町原町之外不二相成一事

一仕入荷物の儀ハ、横町柳町も兩町同樣可レ致、右仕入荷物二紛敷義者、四ケ町共致間敷事

一穀類相場書、是迄五十之日書上候得共、市日取極候上ハ海野町三八之市日、原町五十之市日、隔番兩町申合問屋致二奥印一差出可レ申事

前書之通熟談仕候上ハ、商人共方ニても聊差障筋無レ之一同無二申分一熟談内濟仕偏ニ
御威光と難レ有仕合奉レ存候。然る上ハ右一件ニ付、重而双方より御願筋毛頭無二御座一候。依レ之爲ニ
後日一連印濟口證文差上申處如レ件

松平伊賀守領分
信州小縣郡上田海野町
間屋年寄惣代
訴訟方　年寄　彦兵衛
右町惣代町人
同　嘉吉
同　同　七郎右衛門
同　同　武左衛門

男谷彦四郎御代官所
同州埴科郡杭瀬下村
百姓　李左衛門
同　庄右衛門
百姓代　彌會吉
右三人頃ニ付惣代兼
百姓　次郎右衛門

相手方　眞田彈正大弼領分
同州同郡松代町
町人　新四郎
同州水内郡風間村
長百姓　儀左衛門
同州同郡久保寺村
名主　要右衛門
右三人頃ニ付惣代兼
右風間村
長百姓　喜惣次

松平伊賀守領分
同州小縣郡上田原町
町人　茂兵衛
同　万兵衛
同　兵右衛門
同所柳町
同　宇平次
同　嘉左衛門
同　平吉
右六人惣代
上田原町年寄
同　九左衛門
同　傳兵衛
同所柳町
同　藤兵衛

御評定所

前書之通御奉行様へ奉差上候處、五月二日曉六時御評定所へ一同召出、濟口之義御聞濟被レ遊候旨被二仰渡一候依レ之寫爲二取替一置申候以上

辰五月三日

右

彦兵衛　嘉吉
七郎右衛門　武左衛門
次郎右衛門　喜惣次

眞田村
天台宗　取扱人　白山寺

原町年寄　九左衞門殿
傳兵衞殿
柳町　藤兵衞殿

原町主張は通らず市場は海原二町に限る、海野町の申分奥筋商人と原町柳町と合と云ふは認められず

此和談内濟の條件を見るに、原町分主張の四ヶ町上田市場の事は、市場之義者海野町原町に限る事と成つて、原町分の主張は通らなかつた。又海野町が奥筋綿商人等と、原町柳町と馴合つて、海野町市場衰微を企てたといふのは、其實は無かつた事が、判明したのである。大體に於て、海野町の訴訟願意が貫徹したとも見える。

兩町挨拶交換

永い間の繋爭中出府の兩町代表者も、此濟口證文差出の後、五月十二日に歸田した。其翌日上田藩役所に、事件が圓滿解決に至つた由を届け、且種々と厄介筋に成つた事の禮詞を述べた。十四日には事件圓滿解決せし故、原町分から重立つた人々が、打揃つて海野町に挨拶に出懸け、夕刻には海野町からも原町に其答禮が行はれた。そして十五日には市場一件内熟書を、町内の人々に讀み聞かせ、請印を取つた。

兩町問屋年寄紺屋町年寄鍛冶町年寄等を召呼し左の請書を差出さしめた

五月廿九日兩町問屋年寄皆呼び出され、紺屋町年寄鍛冶町年寄立會で、海野町問屋親類差添、惣代九人も親類組合差添の上、藩役所に出頭した。目付、郡奉行、町奉行、勘定奉行、徒士目付、町手代、列座の上で、町奉行より申渡しがあつた後、左の一札の請書に調印させた。

海野町請書

指上申御請一札之事

當町出入之儀ニ付、寺社御奉行所へ海野町惣代之者共内、度々駈込訴仕候儀ニ付、今般左之通被ニ仰渡一候

私共儀原町へ掛り、市場出入御吟味中指越度々御奉行所へ駈込訴仕候段、畢竟役人共教示不行届故之儀、一同不埒ニ付急度御咎可レ被ニ仰付一所、右出入今般御奉行所ニ於て、双方熟談之上内濟仕候

儀ニ付、格別を以て御宥免不レ被レ爲ニ御咎一之御沙汰候段被ニ仰渡一候
右被ニ仰渡一候趣一同難有承知仕奉畏候。以後相背候ハヾ重科可レ被ニ仰付一候。依レ之御請一札差上申候
仍如件

文政三庚辰年五月廿九日

海野町惣代　九　人
同町年寄　六　人
同　問屋　太郎兵衛

御奉行所

前書被ニ仰渡一候趣私共一同立會承知仕候所相違無ニ御座一候、依レ之奥書印形仕差上申候　以上

鍛冶町年寄　春原九右衛門
問屋年寄親類銘々
町内惣代之者親類組合

兩町役人請書

差上申御請一札之事

私共儀海野町原町之儀ハ、御城下に於て格別之町柄ニ付、万端申合出入等出來不レ申様可ニ執計一所、申合方不行届故兩町出入ニ及候次第ニ成行候段、不ニ容易一事ニ付、以來兩町者一町同様ニ心得、万事無ニ隔意一申談、爭論ケ間敷儀等ハ無レ之様ニ心得、向後聊たりとも不取締之有レ之ニ於てハ、嚴重之可レ被レ爲レ及ニ御沙汰一候間、其旨可レ存旨被ニ仰渡一候。
右被ニ仰渡一之趣一同承知奉畏候。依レ之御請一札差上申候處如件

文政三庚辰年五月廿九日

原町年寄　六　人
海野町同斷　六　人
原町問屋代役　瀧澤助右衛門
海野町問屋　柳澤太郎兵衛

御奉行所

前書被二仰渡一之趣私共一同立會承知仕候所、相違無二御座一候依レ之奥書印形仕差上申候　以上

鍛冶町年寄　春原九右衛門
紺屋町年寄　金澤源右衛門

六月一日は兩町一件圓滿に和談と成つたので、末々の者迄一日休み遊ばせるがよいと、寺方のすゝめに任せ、原町柳町の者一同休むことにし、皆白山寺へ居中調停の御禮として、助右衛門及惣代の者出向し、海野町からも同樣に出懸けた。於レ是元祿年間に其端を發した、海野町、原町の市日爭の事件も、漸く內熟和融に至つたのである。

鍛冶町の馬市

(六)馬市

馬市

原町問屋日記貞享四年に左の申渡がある、故に上田にて馬市の立つた事あるのは、之に依て證する事が出來る。

鍛冶町に申渡事

今度馬市二付、諸事作法宜、猥に無レ之樣に、他所者に對少も慮外之族無レ之、急度可二相愼一事

一喧嘩口論幷ばくち遊女禁止事

一他所より入來候馬、市頭方に、宿より申聞、馬宿仕候者万端入念、他所者迷惑不レ仕候樣、用事等無レ滯相叶可レ遣候。万一理不盡之族於レ有レ之者、庄屋年寄遂二相談一其上町奉行所に可二申達一事

附り町馬場小番所晝夜自身可二相勤一事

右之趣急度可二申付一者也

（貞享四年）卯三月十二日

猶此後貞享五年三月廿三日及元祿三年三月にも馬市の儀二付被二仰渡一前々の如く相守るべき旨被二仰

付ニ候事などゝ載つて居る、之に依る時は、仙石氏の頃鍛冶町に馬市が立つたのは明白であるが、以後此の如き記錄の無き所を見れば、此馬市はあまり永續しなかつたのであらう。

其後松平氏の時、元文五年十月

本海野の駒市古來より有之

御領分本海野宿にて、駒市古來より有レ之候所、近年相止申候、當年より古來之通被ニ仰付一候。朔日より五日迄市有レ之樣被ニ仰付一

但市之日書之内、御徒士目付一人可レ遣旨被ニ仰渡一候　（忠愛公御事蹟）

とあるに據て、本海野には古より馬市の立ちし事を知り得べく、其馬市近來中止せしを、忠愛の代復興した事の證と成るが、公の時此擧ありしは、將軍家獻上の駒必要ありしを以てであらう。然し此本海野駒市も、永續は爲なかつたと思はれる

絲市

(七)絲市　生絲の産出漸く多く、生絲の市が立つに至つたのは、天保十二年の事で、其時上田藩より糸市場心得方を達示した。

絲市場心得

生絲市場心得

一糸市相始め終り候迄は、當番市日に罷出、市場に於て賣買致申すべく、間日には坪方より聊かづゝ持參り候、糸買取候義不レ苦、仲買並糸爲レ引御鑑札頂き候者より取引不ニ相成一。市日には聊持出候品にても、市見世張候場處の外、居買不ニ相成一。市見世張候仲間仲買致候義不ニ相成一。仲買致候者市見世張候儀不ニ相成一候事

但糸市相始候以前、新糸取引不ニ相成一候事

一年々糸市相始候以前、糸惣仲間會合致、年行司相立、市買店仲間仲買時宜により其年限差替致可レ申事

一店商御鑑札拜借ニて多く繭買入れ、手廣に糸爲レ引候者、自分店にて他所賣致候義、店商ニ付市日

間日とも不レ苦、猶又見込有レ之市見世張候とも、是亦不レ苦、尤店商並市買入致居候て、仲買致候義ハ不ニ相成一候事

但他より罷越市買好候者有レ之候節は、一市見世張り候者の内、附添罷出無印の品は、改御印請候上定の口銭受取相渡可レ申事

右ヶ條之趣嚴重ニ相守可レ申、若相背候者有レ之候節は、太物仲間規定之通取計可レ申候　以上

天保十二丑年六月

九月に至り

糸の儀町方市日に持出し、賣買致候儀勿論に候へども、辨理次第間日に賣買差構不レ申候事

と緩みをつけた。

(八)繭市　上田町に於て繭市の立つに至つたのは、糸市よりは後で、嘉永三年六月産物世話役の海野町宗兵衛より、在方の人々より上田には繭市が是迄無かつたが、糸市同様に繭市を立てゝ、貰ひたいとの希望を述べ、町方に於ても之に賛成し、六月十日より、市が立つやうに成つた。

第十三章　諸商物

第一節　賣値段干渉の品

上田町に於て、藩より賣値段を定めて申渡した品は、酒と豆腐で、其時々の相場を藩に書き上げたのは、米穀類であつた。

とうふ

豆腐の形を小くして追放せらる

一、豆腐

寛文十年の問屋日記に、とうふ一丁代金拾文に被二仰付一などゝあつて、藩より値段を定めて申渡し、若し同値段にて其形を小さくして賣捌く如き事あれば、嚴罰されたのである。此は日常生活に大切な物なるが故に、干渉したものであらう。

天和三年二月二十八日に、原町留右衛門借屋の豆腐屋加右衛門と云ふ者、豆腐製造商賣を爲して居たが、規定より形を小さく拵へて賣つた廉で、町分を追放された事がある。又貞享二年十月二十六日には、豆腐の形を大きく爲すべしと申渡した事もある。寛政七年九月豆腐屋共より、豆腐一丁代十七文に賣り度と届け出でし時、商方役人佃喜左衛門から、十六文に致すべしと申渡した處、豆腐屋共又押して是非共十七文二賣らせてと歎願したが、十六文にせよと奉行より申付けあるに依て、十六文に賣るべく、此事を豆腐屋共に問屋から申聞かせよと、問屋へ申渡しがあつた。其處で豆腐屋共は、薪の値段が騰貴した事實を述べ又々押して値上げを出願し、漸く十七文と成つた。同寛政八年四月町内豆腐屋共は、豆腐値段を掛り物高値二付、其を察して舊年より一文高に賣買致すやう、申渡されて難有仕合である。然る處大豆の値段は下り、兩替も引上つたゆゑ、豆腐値段を十五文に賣るのが、當然の時節に成つたのであるが、掛り物が高直である故に、今暫時の間一文高の十六文に賣りたき旨願ひ出で、十六文賣許可と成つた。

此豆腐の値段は、時に依り大豆値下等の場合には、安價に低下する事があつても、諸物價の騰貴に從て、高値に成つて行つたのである。

寛文十年	十文	安政二年	二十六文
元祿十一年	十二文	同五年	二十八文
寛政七年	十七文	萬延元年	三十五文

文政五年　二十文　　文久三年　五十四文
天保十一年　二十八文　　慶應元年　六十六文

二、酒

寛文五年十二月十四日の藩よりの申渡しに

覺

一　並酒一升　五拾六文
一　片白一升　六十四文
一　諸白一升　七十八文
右之通り賣可レ申者也
　已十二月十四日

本間一郎左衛門
依田左治兵衛

問屋　助右衛門殿

又元祿十一年五月廿八日に

一　並酒一升　六十八文　　一　片諸白一升　七十八文　　一　諸白一升　九十四文
一　大直シ一升　百十六文　　一　御膳酒一升　百拾六文

右之通廿七日被二仰付一候、二十八日より賣出す

とあつて、仙石領主の頃には、酒の値段は藩より申渡されたのである。

酒の値段

此酒値段の高低は、米直段と錢相場とに依て、定められたことは

寛文九年　並酒一升　六十文　　米三十一俵直
　　錢三貫八百五十文替
同　十年　同　六十文　　米三十二俵直
　　錢四貫二百五十文替

同十一年　同　五十四文　米三十七俵直　錢四貫百文替
同十二年　同　五十二文　米三十八俵直　錢四貫三百二十四文替
同十三年　同　四十八文　米四十三俵直　錢四貫三百五十文

の一例に依て見ることが出來る。

此酒の價も世を經るに從て騰貴せしは、寛文十三年に一升四十八文の並酒が、寶永二年には七十八文と成り、天明七年には百四十六文と成り、慶應元年には三百六十六文と成つて居る。

酒の値段は藩の指し定めた所なりしは、前述の如くであつたが、寛政二年に至り、酒の直段は、町方酒屋共相談の上相定むべし、と申渡した。酒屋共は之に就て

酒値段之義酒屋共存寄次第、直段相立可レ申候様、先達御書付にて被二仰付一候二付、兩町酒屋中被二相願一候は、是迄之通り御上にて御立被レ下候様、相願申度候

と出願せしが、遂に其願は取上げられずして、酒の直段は酒屋共相談して立てた上、藩役所に届け出づることに定つた。其は左の覺書に依て知る事が出來る。

覺

一並酒一升代　五十四文　一片白一升代　六十二文　一諸白一升代　七十四文

右之通寒造酒直段今廿一日より賣申候旨、酒屋共申來候二付、御届申上候　以上　兩問屋

上田の酒屋

上田の酒屋　寛文五年酒造米石高改の時、原町分即ち原町田町柳町には酒屋十六人あつて、其石高は兵衛門百八十石、惣兵衛百六十石、作右衛門百四十石、彦左衛門百石、助右衛門百六十石、金右衛門七十二石、吉右衛門七十石、九郎左衛門百六十石、九右衛門二百石、長右衛門六十石、與左衛門二百石、市右衛門十二石、柳町作兵衛三十二石、同平助二十四石、同庄右衛門七十二石、田町庄藏二十四石、合

計十六人米高合千六百六十六石であつた。

海野町分、當時の史料を缺くを以て、詳細を知ること能はざるも、略原町分と同樣とすれば、上田町寛文頃の酒造家は、三十戸以上に及び、其酒造米高三千三百三十二石に及んで居るのである。

寛政十三年二月、上田町酒造株高酒造米改めの時には、海野町問屋太郎兵衛酒造株高八石九斗八升酒造米百五十二石六斗六合、同町會右衛門同株高二十七石六升同米三百五十二石九斗、右同人　同株高五石五斗四升同米百六十二石一斗四升（山形屋市助より借受株）久助同株高六石一斗七升同米百四石九斗一升七合（松葉屋久右衛門より借受株）原町源左衛門同株高十二石三斗四升同米二百九石八斗三升四合、九右衛門同株高十七石三斗九升同米二百九十五石六斗七升五合、柳町平助同株高三石三斗七升同米五十七石二斗二升七合。酒造株高七十八石五斗五升酒造米高千三百三十五石二斗九升九合。で、寛文年度に比すると、酒造米石高は原町分だけに及ばない、猶此時には休株所有者十一人あつたから、酒造家としては十八軒で、其家數も減少して居るのである、故に上田の釀酒狀況は、寛文の頃に比し寛政の頃には、衰へたと見て差支へ無い。此は幕府米穀調節の政策上、酒造の爲めに米を費消する事を防ぐ爲めに、酒造米高を減少せしめたのが、大に與つて居るのである。

酒造株

新規の造酒屋停止

酒造株

寶永二年八月に

新規之造酒屋彌可レ爲二停止一候事

と公儀法度が出て、新に造酒の營業は許可され無い事と成つた。此の如く、今迄造酒を許されて居た者の外には、造酒は出來ない、卽ち酒を造るのは、從來の造酒家のみが有する權利と成つた。是れが酒造株である。故に酒造株を有せざる者が、造酒を營業せんとするに當ては、酒造株所有者より其株を買ひ受けて、然る後に事を始めなければならなかつた。此酒造株は、賣買も亦貸借も出來たのである。而し

て其貸借賣買の手續は、所屬奉行迄届け出づる事に定つて居た。今左に酒造株賣渡の一例を擧げて置く

酒造株賣渡の一例

奉レ願口上書

酒造株高拾六石八斗三升
酒造米高二百八十石一斗一升七合
一株

右者私所持候酒造株、原町伊藤九右衛門にて一回酒造仕罷在候處、此度勝手續を以て、海野町柳澤太郎兵衛へ譲渡申度、内談仕候。双方何之差障も無レ之候間、奉二願上一通被二仰付下置一候はゞ難レ有奉レ存候以上

子十月

願主原町
瀧澤助右衛門
町年寄　伊藤熊二郎

御奉行所

酒造米の額は時に依り、幕府より其増減を命ぜられるのである。即ち凶作の年などには其額を減じ、年豊かなる時は休株迄も、造ることを奨勵したのである。

去年の半分造るべし

覺

於二諸國在々所々一寒造りの酒、去年之半分可レ造レ之、若違背之族於レ有レ之は訴人に出づべし。急度御褒美可レ被レ下、違背之輩は勿論、其名主五人組迄可レ被レ行二罪科一者也

寛文十一年十一月朔日

寶永二年の酒造米減額命令

覺

一當酉年寒造酒分量之儀、元祿十丑年造米五分ノ一之積可レ限事
一當暮寒造之外、新酒一切可レ爲二停止一候。年內若新酒商賣仕候者於レ有レ之者、詮議之上可レ爲二曲事一
一來戌之春右酒造米高之外、造掛候儀可レ爲二停止一事
一前々より人も存じ、造酒斗家業と仕來り候者ハ、書付を以て御勘定所へ相伺ひ候上にて、丑年造米の高三分一の積可レ造候事
一新規之造酒屋彌可レ爲二停止一事
右之通諸國共堅く可二相守一之所々奉行御代官、私領は地頭より、入念相違無レ之樣幾度も改レ之急度可レ被二申付一候、御救の爲被二仰付一候間、能々可レ有二吟味一候　以上
酉八月　日

酒造奬勵

と申渡さるゝ時は、之に對して違背せざる旨を記した請書を、間屋年寄酒屋が提出したのであつた。

酒造奬勵　文化三年十月には「米穀澤山之時節に付、諸國酒造人共は不レ及レ申、休株の者共迄造酒すべし」と觸れた事がある（土地經濟國家經濟上の酒造參照）

幕府から酒造高を減ぜられ、半石造と成つた時、酒造者より差出した請書を、次に記して其當時の樣子を知るの便とする。

酒造減石請書

酒造高が半減と成る時は、酒造道具の半分程は不用に屬するので、其不用と成つた道具は極印の上、町役人に預ける事として檢査を受ける。享和二年八月、天明六年の造酒高の半分と成つた時

差上申御請一札之事

一天明六午年以前石高
　酒造株拾貳石三斗四升
一酒造米貳百九石八斗三升四合

半穀高

百四石九斗一升七合

此酒造桶　五尺　拾九本　五尺桶　十三本
半穀造　付札　六尺桶　三本
都合五尺桶十九本造桶

入用道具

一船　貳艘　一　四尺桶　貳拾本
一壺代桶　拾五本　一　細高桶　貳本
一半切桶　八拾五本

右者此度酒造半穀高被二仰出一候ニ付、入用道具右ニ準じ御極印被二仰付一難レ有奉レ存候、且又休道具左之通不用道具之分

一五尺桶　拾九本
一船　壹艘　損失仕當時無二御座一候ニ付追而捧候節御極印奉レ願候
一四尺桶　拾壹本　損失仕候ニ付當時無二御座一候ニ付追て捧候節御極印奉レ願候
一壺代桶　八本　同上
一細高桶　壹本　同上
一半切桶　五拾八　内三十六損失故當時無二御座一候ニ付同斷

右之通御極印被二仰付一候分、町役人に御預被二仰付一置候旨奉レ畏候、依レ之御請一札差上申候處如件

享和二戌年八月

原町酒造人
伊藤源左衞門

酒造役米

酒造役米　酒造役米は酒造營業の課稅で、酒造人は酒造米石高の一割を、酒造役米として上納した。其時の米相場に從て、金納としたのである。左に其一例を擧げて置く

覺

一米拾四石七斗八升三合七勺五才　原町酒造人　九右衛門
　代金拾四兩壹分錢百文
一米拾石四斗九升一合七勺　同　源左衛門
　代金拾兩錢六百三十四文
一米九石六升四合五勺　右同人
　代金八兩貳分錢一貫二百十六文
一米貳石八斗六升一合三勺五才　柳町酒造人　平助
　代金二兩三步錢五十七文
〆金參拾五兩貳步錢二〆四十一文

兩一石三升六合　錢五〆文

右者酒造御役米代金錢取立差上申候　以上

亥五月二十一日　問屋　瀧澤助右衛門

酒運上免除

酒運上は寶永六年三月に免除となり、其運上に要せし分だけ酒値段を引下げて、賣らしむることにした。

酒改町役人

酒改町役人　酒運上金を取集めて上納したり、酒造米高を吟味したり、又他所酒が上田領分内に入ることを改め取締る、などの事務を執ることを町人中から命じ、之を酒改町役人と稱した。此酒改町役人は松平氏領主の始、寶永三年十一月に廢止と成つた。此時上田町の惣酒屋は

乍レ恐奉レ願口上書

一酒改町役人御取上げ被レ遊候段、酒屋共迷惑仕候、酒御運上金差上申候儀、年々酒造高致二吟味一取立差上申候處、役人無二御座一候ては、面々造高之吟味難レ成、其上他所酒御領分へ入込申儀、改不レ申候ては迷惑至極に奉レ存候。依レ之御慈悲に酒改町役人被レ爲二仰付一候ハヾ、難レ有奉レ存候　以上

寶永三戌年十一月廿三日　惣酒屋

といふ願書を提出して、酒改町役人を従前通り置かれんを乞ふたが、許可されなかつた。

他所酒

他所酒　他所酒とは、上田領分以外の酒造人に依て、醸造された酒を云ふのである。此他所酒の上田領分内に入るを禁じたのは、仙石領主の時代の元祿六年なりしが、若し領分内に或る事情の爲めに、酒拂底と成ることあれば、他所酒を仕入れて賣らせたが、其時は特定請賣人を指定して、他の者は猥りに賣る事は出來なかつたのである。元祿十五年には新酒停止の爲め、城下にも在々にも賣酒が無くなつたので、松代より仕入れて請賣するを許し、海野町に二人、原町に二人を指定して、請賣らせた。けれども其期間は城下に酒の出來る時迄とし、仕入値段は藩役人に届け出で、藩定めの小賣値段で賣る等の條件を附けたのである。

他所指定請賣人

酒値段の變遷

酒の値段の變遷

寛文十三年		寶永二年		天明七年		慶應元年	
並酒一升	四十八文		七十八文		百四十六文		三百六十六文
片白　同	五十六文		九　十文		百六十八文		四百二十四文
諸白　同	六十二文		百十一文		二百六文		五百　九文

造酒入費及利益計算

酒造人より書出させた、造酒費及其利益を詳記した「酒造勘定賣」師岡史料に、五尺桶一本造るに、四斗入二十五俵、(石數十石)、此代金拾五兩壹分餘。一本造るに薪代手間賃等壹兩壹歩掛る。酒は生酒

十石が得られる。總費用拾六兩貳分貳朱五分八厘に壹割を懸け、賣上げ拾八兩壹分貳匁八分九厘にて、壹升は壹匁壹分と成り、之れに水を二割打つと壹升が九分壹厘となる。

是に依て御家中入用の酒を積れば、一ケ年五尺桶六拾本。此米六百石、兩に六斗五升として此代金九百廿參兩四匁六分壹厘、之に薪九拾駄の代四拾五兩に雇人手間賃九拾人代參拾兩、計九百九拾八兩六分壹厘と成る。之れに壹割を懸けて賣れば、賣上げ高が金千九拾七兩參歩貳朱九分で、諸入用差引いて、賣德が九拾九兩參分參匁七分九厘となる。此外酒粕五千七百六拾貫目、壹兩に付五拾貫にて賣拂ひ、金百拾兩銀拾貳匁を得。水を二割打つと百貳拾石で壹升を壹匁壹分にて賣れば、貳百貳拾兩の德と成り、合計四百三拾五兩貳朱四厘の賣德。然し此内雜費炭貳拾俵六貫文、紙代九貫五百文、水油代六兩貳歩七百文、給金廿一兩、扶持廿九兩貳歩。計金五拾九兩壹歩貳朱錢貳百八拾四文を引き、猶其上に米搗賃、藏敷等の入費がある。と記してある。年代不明であるが米代より推せば、多分天明六年頃の書き出しと思はれる。酒造の利益隨分多かつたのが察せられる。

酒屋當司

酒屋當司　酒を造る時、主として其事に當る者を、酒屋當司と云ふた。上田町の酒屋に雇はれて、當司として來た者に、大坂邊の者が多かつたので、自然彼地の優秀な釀造法を傳へたものであらう。

㈢米穀

米穀類は時々の相場を、藩に届け出たのである

一金壹兩ニ付　上米貳石二、三升
一同　中米貳石六、七升
一同　下米貳石七斗四、五升

右之通り當町米相場只今如ㇾ斯賣買仕候　以上

子十一月十一日（貞享元年）

海野町問屋　八右衛門

原町　問屋　助右衛門
原町　石屋（コク）　彦兵衛
同　久兵衛
同　七右衛門
同　喜左衛門
海野町（コク）石屋　彦右衛門
同　喜右衛門
同　加右衛門
同　清七

酒向清兵衛様
依田市右衛門様

信州小縣郡上田町米大豆相場覺

金壹兩ニ付　上米　八斗四升　中米　八斗六升　下米　八斗九升
上大豆　壹石六斗五升　中大豆　壹石六斗七升　下大豆　壹石六斗九升

右者就ニ御用一先月廿五日同晦日迄、上田町方米大豆相場書付御取被レ成候少しも無ニ相違一書付差上申候　以上

正德四年午三月朔日

上田町穀問屋　喜右衛門
同　午右衛門
上田町問屋　太郎兵衛
同　助右衛門

米穀値段の定め方

天明三年の頃には、五日、十日、十五日、廿日、廿五日、に穀相場を書いて差出した。

寛政八年五月幕府の勘定所より、米の直段は如何なる方法に依て、定むるかに就て尋ねられし時、上

田町の穀屋共から差出した書付に據ると

上田町の石代書上げの直段の定め方は、毎年立冬から五日之内、上州松井田邊へ引合高直段を以て、上米直段と定め、中下米は其節の直段に拘らず、上米より七升劣に中米直段とし、又中米より七升劣に下米直段と定め、又大豆小豆は當所賣買の直段を、上大豆小豆の直段とし、中下大小豆は、米の如く、五升劣之積に立てる

と書付けて提出した。翌寛政九年九月に幕府より、次の如く直段の立て方を示された。

幕府より指定の直段立て方

當年以後は立冬より日數十日の内、米屋共買入候口々米之内、高直段一口を取り、上米直段と定め、安直段一口を取り下米直段を定め、右上下直段二口を平均し、中米直段と定め、大豆直段立方之儀も右米直段立方と同樣に致すべし。

市場へ米穀相場を張出したのは、五、十の日であつたが、兩町市場爭後は、三、八の日海野町、五、十の日原町、書き上げ張出す事となつた。

（參考）上田城米を松井田拂としたのは、寶永元年からである。

米豆直段の變遷

年度	上米	中米	下米	上大豆
貞享元年	二石二斗三升	二石六斗七升	二石七斗四升	
寶永三年	一石	一石二斗七斗	一石五升	一石六斗
享保三年	六斗八升		七斗三升	八斗二升
同五年	一石五斗八升	一石六斗	一石六斗五升	二石一斗
同十五年	二石七斗	二石七斗三升	二石七斗六升	四石五升
寶曆五年	一石一斗	一石一斗七升	一石二斗五升	二石二斗三升
同十四年	一石四斗	一石四斗七升	一石五斗四升	一石四斗
寬政元年	一石二斗三升	一石三斗	一石三斗七升	一石一斗
天保七年	四斗四升	五斗二升	六斗	五斗七升
文久元年	四斗八升	五斗四升	六斗	五斗七升

中大豆		八斗五升	二石一斗三升	四石一斗	二石二斗八升	一石四斗七升	一石一斗五升	六斗三升	六斗三升
下大豆		八斗八升	二石一斗八升	四石一斗五升	二石三斗三升	一石五斗	一石二斗	七斗三升	七斗三升
藏米		六斗四升	一石五斗五升	二石六斗五升					

以上は金壹兩に就ての量數である

一俵の枡數

享保の末年頃、上田市場に於て取引された米俵の枡數は、上中米には左の八種あつた。當時の俵印

○ 上米　四斗四升入　● 中米　四斗入　∴ 上米　四斗入

一・ 中米　三斗六升入　一 上米　三斗六升入　十 中米　三斗五升入

二 上米　三斗五升入　∴ 上米　三斗入

此の如く一俵入の量數を、幾つにも分けた理由は、何故なるや判明しない、或は取引の際直段に幾色もあるのが、便利であつたのかとも思はれる。

他所米賣買停止

仙石領主時代の元祿五年九月、他領の米當所に於て賣買不二相成一と申渡し、他所米の上田領に入るを禁じ、寶永二年に又此禁を襲ねた。此他所米の入るのを禁じたのは、他領よりの輸入に依て、領內の米價低落せんことを恐れたからであらう、けれども隨分此爲めに迷惑を感じた事がある。

寶永元年埴科郡上戶倉、小島の兩村、坂木領に編入され、納租は米納が金納と成つた。所が上田領へ他所米の入るを禁ぜられた故、其處の產米を上田市場に持出して、金に換へて上納する事が出來ない。故に他所米輸入を許して貰ひたいと、歎願したが遂に取上げられなかつた。

元文五年八月及天明四年正月とに、上田町の穀問屋が、他所米の買入を許可せられん事を願ひ出た。此時の口上書を見ると、他所米賣買停止が、諸方面に種々の影響を與へて居る事が解る、故に其口上書

を左に記すことゝす。

乍レ恐奉レ願候口上書

上田の他所米賣買止小諸の繁昌を增す

一他所米賣買仕候儀、年々又々御停止被二仰付一、町中並穀問屋堅く奉二相守一候。依レ之他處米小諸へ附送り申候二付、每々無二御座一候小諸穀問屋數多出來仕候故二、所々諸商人小諸にて商賣差引仕候二付御當地賣買其近年差支罷成申候

一御當地米直段之儀ハ、松井田市畢竟を以て相場相立申候處、近年穀問屋多く罷成申候二付、小諸市之米直引合せ相立申候、先年他處米御入れ被レ下候節ハ、小諸二てハ市立不レ申候て、處々の商人幷小諸之者迄、御當地へ米買入二罷越、廣く買取申候故、御當地の米惣て賣拂捌け口能く御座候處、他所米附通し、小諸へ入候故、御領分御百姓之馬持、松井田迄附送りの仲の商迄相減じ申候、春夏の內御免二て、他所米御入被レ下候へバ、小諸之者其外諸商人買入れに、御當地へ罷越候ハ無二相違御座一候。勿論他所米附込候商人、鹽茶荷物等をも相調申候へバ、諸商人潤二も罷成申候

一御領分之出米他所米入込澤山二罷成候共、御百姓中手支二罷成不レ申樣二、例年之通二相働き可レ申候殊に他處米ハ過半下米にて御座候得者、相場二通りニ相立賣買仕候、將又地米望ミの者ハ、直段下直にても他處米調不レ申候、聊御百姓中差障りニも罷成申間敷奉レ存候

右奉願上候通、御慈悲二他所米御免被二成下一候ハヾ、難有可レ奉レ存候　以上

（元文五年）申八月　穀屋共名印

御奉行樣

乍恐奉願口上書

他處米御停止被レ爲二仰付一奉レ畏候、然る處當春奥米（私註川中島方面の米）七分地米三分入荷御座候處、御留後入荷一切無二御座一候故、鹽茶付込候仲馬迄參り兼、穀屋共一統難儀仕候。殊に穀屋共預り置候米之

内、悪米之分賣後れ候ては、後の賣物にも相成申間敷哉と奉レ存候。御慈悲を以て他所米御免被レ下候ハヾ、奥米等入込、直段ゆるみにも相成可レ申哉と奉レ存候間、奉レ願候被レ仰付被二下置一候ハヾ、難レ有奉レ存候以上

（天明四年）辰正月　　兩町穀屋

御奉行様

前書之通奉願候ニ付取次差上申候　以上

問屋　瀧澤助右衛門
問屋代　富右衛門

穀問屋口錢

穀問屋口錢　文化七年十月、幕府より穀問屋が口錢を取る赴なるが、其は如何なる趣意であるか、幕府の定めた事か、又は穀問屋共が相談の上、取る事に極めたのか、又口錢の高い下いは、兩替の關係に由るか、兩替には關係が無く勝手次第に取るのであるか、又は高くし下げる時には、藩役所の差圖に依るか、其理由を陳述すべしと申付けられた。此時上田穀屋共は、口錢引上の願書を提出した時であつたので、大に恐縮して、左の口上書を以て不行届不直の取計を陳謝し、先の願書を下げ貰ふことを問屋年寄に賴み入れた。

穀問屋の陳謝口上書

奉差上口上書

一穀問屋口錢取候起如何之趣意ニ候哉、公儀御定に有レ之候哉。又は穀問屋共申談の上取極候哉、口錢高下之義兩替に拘り候義哉、兩替に拘らず勝手次第に取候義哉、又は其節役所差圖にて取計候哉、譯合御尋に御座候

此段

御公儀様より被ニ仰付一候哉又は御役所御差圖之上取計候哉、私共相心得候は、仲間相談の上取極候

儀と存、當春中兩替下直ニ付、寛政年中諸掛り物も御座候を以て、何の辨も無ニ御座一身勝手ニ口錢引上候所、今般御不審御座候ニ付、得と勘辨仕候處、誠ニ不行届取計方不埒至極後悔仕候。右ニ付口錢之儀ハ是迄通り引下ゲ、以來右樣不直の取計急度相愼可レ申候間、格別之御勘辨を以て差上置候御願、下ケ被ニ成下一候樣幾重ニも御聞濟被レ下候樣、奉ニ願上一候以上

文化七年午十月

海野町穀屋
新井政右衛門
彦右衛門
喜右衛門
五郎左衛門

原町穀屋
宗助
祐吉
茂左衛門
久兵衛
荒井平右衛門

瀧澤助左衛門殿
小野澤才右衛門殿
町年寄衆御中

奉差上口錢書

一惣穀類　一駄ニ付　參拾貳文
一茶　一本ニ付　四十八文
一粕類　一駄ニ付　四十八文
一粉ぬか　二俵ニ付　四拾八文
一鹽　一駄ニ付　四十八文
一荏粕　一駄ニ付　七拾貳文

一こんニやく玉　一駄ニ付　百文　一稗　一駄ニ付　七拾貳文

享保年中ハ帳面に右口錢請取候事御座候ニ付、其以前何時頃より相定來候哉、相譯り不レ申候。尤安永九年迄右之口錢取來候、追々兩替下り候ニ付、安永九年十月口錢引上候譯合

一米　四斗五升入以下　四十文　一小豆　四斗五升入以下　四十文
　　四斗六升入以下　六十文　　四斗六升入以上　六十文
一餅　同斷　一蕎麥　五斗入以下　四十文
　　五斗入以下　四十文　　五斗一升入以上　六十文
一大豆　五斗一升入以上　六十文　一大麥　同斷

右穀物大入口錢之儀ハ、荷主方より駄賃口錢德付大入ニ致荷物差出候得者、穀屋難澁ニも可ニ相成一哉ニ存、右之通仕候義かと奉レ存候

不正米

不正米　寶暦六年在分中より、上田町に持ち出した米の內に、水を打つて其分量を增加した者があつた。依て藩に於ては、此不正の手段を爲す者に向て、向後若し右樣の米有らば、充分吟味を遂げ、其持ち出した米主は勿論、其所の村役人迄急度處罰する旨嚴達した。

第二節　商品問屋

商品問屋

商品問屋は商品を仕入れて置き、小賣商人に卸賣を業とする。故に小賣は爲レないのが當然である。此問屋は米穀問屋をはじめ肴問屋、紙問屋、油問屋、柿問屋等其數は甚だ多い。寬政六年三月、受賣の者有レ之候ニ付、商品物に依り問屋相立度候はゞ、可ニ願出一候。障り無レ之に於ては願之通可ニ申付一候。と申渡した事あるより見るも、問屋の數は多くなるのが察せられる。此問屋は商業上便利なるも、動もすればメ買メ賣を爲す弊害あるを以て、此事に就ては、屢々注意戒告を與へた事實は多い。

今左に上田町の問屋の二三に就て記して見る。

㈠油問屋

上田町の油問屋の初は寛延四年の正月で、原町武右衛門が油問屋營業したいと願出たのである。其時の願口上書は

奉レ願候口上書

一油問屋所々ニ御座候得共、御當地ニ無ニ御座一候ニ付、私儀仕度奉ニ願上一候、諸方より水油引受油店へ相渡し申度奉レ存候。口錢ハ一升ニ付弐文宛賣手より取申度奉レ存候、然る上ハ諸方承合直段相立、高直ニ無ニ御座一候様ニ相働可レ申候。尤奥方より手寄御座候て、店々へ油荷物送り遣し候儀ハ構無ニ御座一、私方へ持込候油ハ私宅ニて相渡し可レ申候。右奉レ願候通被レ爲ニ仰付一被レ下候ハヾ難レ有奉レ存候以上

御奉行様　　原町　武右衛門

㈡柿問屋

寶暦五年八月原町吉左衛門と云ふ者、上田領分内より産出する柿を、一手に引受けて柿問屋を爲たい。此事は柿の木のある村々、及近村にも聞き合はせた所、何れも差障りは無い、依て冥加金二兩運上として上納したい、故に柿問屋を許して貰ひたいと出願した。之に就て原町問屋年寄は、左の添狀を差出した。

右吉左衛門奉レ願候柿問屋之義ニ付、近村へ聞合せ候處差當り障り候様子にも無ニ御座一候。若し差障り候義も御座候ハヾ、早速御斷可ニ申上一候、御救と年切之定被ニ仰付一被レ下候様奉レ願候　以上

亥八月　　問屋　助右衛門

町年寄　金兵衛

御奉行様

此時吉左衛門より、柿問屋開始に就て、次の如き條件を覺書として差出した。

覺書

一柿代百文ニ付口錢四文ヅヽ、
　右は柿賣候者より請取申候積り
一爲ニ冥加金一相應に御運上差上申度奉レ存候
一木本村に承合候處差障無ニ御座一候
一柿仲買之者障りにも罷成申間敷候
一柿問屋之義年切御願申上度奉レ存候、萬一差障之義出來仕候ハヾ、早速御斷り可レ申候
一爲ニ冥加金一金貳兩づヽ御運上差上申度、願書に申上候得共、此以後彌柿賣買募り申候ハヾ、御運上金相增差上可レ申候

此覺書にも問屋年寄奥印して、藩役所へ差出した。

又柿産出の多い鹽田組庄屋々々へは、各村へ次の件々を觸れ置くことを依頼した。

一木本村にて村方衆柿調村々小賣の義勝手次第
一木本村にて柿賣申買手遠方へ賣候儀勝手次第
一木本村の者上田仲賣の者、河原にて賣買是迄の通勝手次第仕度、尤問屋立合口錢之義相定之通請取可レ申候
一上田仲買の者木本へ罷越調候勝手次第
　尤調候柿代之高にて、口錢受取可レ申候

㈢紙問屋

紙の賣買に就て、正德元年六月廿六日次の如く申渡し、問屋を定め所定者以外、猥りに賣買するを禁じた。

覺

一御領分中の紙上中下共不レ殘、海野町會右衞門馬越村庄屋三郎左衞門兩人請込申付候

一御領分中出來候紙、右兩人之外一切賣買停止申付候間、町方百姓共其旨可二申聞一候。若し猥かましき儀有レ之候ハヾ、本人は不レ及レ云、年寄庄屋組頭迄可レ爲二越度一候事

一他所より賣紙出候二付て、原町にて問屋一軒相定め、他所紙之外は會右衞門、三郎左衞門印出し申候。右相改候紙買取候儀は、人々勝手次第に候。他所紙にても印無レ之紙、買取候儀堅く停止候。縱他所紙にても、上田にて小賣場所之外は、紙商一切停止候

一御領分より他處へ紙出し申間敷候。紙問屋より買受候分は商賣勝手次第二候

一町在ともに紙拔買拔賣無レ之ため、吟味役人差出し候。兼て可レ得二其意一候

右之通り念入下々迄可二申付一候　以上

越えて七月朔日に至り、次の如く申達し

覺

今般御領中紙上中下共、紙產海野町會右衞門馬越村三郎左衞門に被二仰付一、小賣座も兩町にて二軒づゝ被二仰付一候。他所紙問屋も、原町にて一軒被二仰付一候二付、向後紙商仕間敷旨被二仰付一候、可レ得二其意一候（海野町問屋日記）

一月廿八日、領分內の紙殘らず買方の座元は、海野町會右衞門、勘兵衞と、馬越村庄屋三郎左衞門とに申付け、小賣方に太郎兵衞と孫介を、又他所紙の問屋は助右衞門に申付けた。原町の小賣方には中村七助が命ぜられた。

領分內の紙請込人

他所紙問屋

領分內紙買方座元小賣方

上田町紙店四軒

此の如くにして、上田町には正徳元年より、紙商賣の小賣店四軒、問屋は二軒ある事と成つた。

㈣肴問屋

肴問屋海野町原町一軒づゝ後二軒づゝ四軒

上田町に、肴問屋の出來たのは寛政元年で、其當時は海野町原町各一軒宛であつたが、寛政三年に至り、各町一軒づゝ增して四軒と成つた。海野町問屋日記に據れば、寛政元酉年二月廿七日、藩より左の如き申渡しが有つた。

肴問屋へ申渡し

肴問屋肴屋共に

肴問屋兩人　海野町　小三郎
原町　長左衞門

一肴問屋は以後は右兩人に申極め、外にては肴問屋は不レ相レ成候。若し故障之筋有レ之相止め候ハヾ、讓人を相立候歟、外に相立候とも兩人切に可レ致候。小賣肴屋にて、拔荷又は直買等致し候ハヾ相糺可レ申候

一肴問屋肴荷賣捌候節、御台所御賄方に相屆け可レ申候。直を定め候節、下役人衆立合有レ之直段御聞置之事

一肴屋共賣買致し候肴は、惣体何肴に限らず肴問屋に斷り可レ申候。御用の品も有レ之候ハヾ御買上之事

肴問屋の不レ存品外々にて賣買致し、右御改之役人衆被レ見付一、其上肴問屋より言上等に相成候ては、肴屋共の可レ爲レ越度一候間、急度可レ申付一候

附拔荷等賣捌候事は不レ相成一候、肴問屋より相糺すべく候

㈤問屋株

問屋株

酒造に酒造株、紺屋に紺屋株があつた如く、商品問屋にも亦株があり、他の者が其問屋と成る事は、

出來なかつたのである。若し新に其問屋營業を爲さんと欲する時は、問屋の株を譲り受ける必要があつた。例之は、上田町に肴問屋が寛政三年に四軒と定つた、此他の者で肴問屋を營まうとする時は、四軒の肴問屋中の或者から、其株を譲り受けた後で無ければ、營業は出來無い。今左に其一例を擧げる。

文化十二年原町の宗右衛門が、肴問屋を爲た時には、肴問屋田口屋孫七より、其株を譲り受ける内約束が成立して、然る後肴問屋營業を願ひ出た。

肴問屋株賣買

奉レ願口上書

私儀原町田口屋孫七株譲請、肴問屋商賣仕度内約束仕候、双方何等差障も無二御座一候間、奉レ願候通被二仰付一被レ下候ハヾ難レ有奉レ存候　以上

亥十二月

願主　原町　宗右衛門
譲渡主　原町　孫七後家
代判　傳七

御奉行様

右之通吟味候處相違無二御座一候　以上

問屋代　宮下九左衛門
町年寄　伊藤源左衛門

肴問屋と肴屋との爭

(ハ)肴問屋と小賣人との爭

天保十二年、肴問屋は諸國より入荷の肴、他處商人持來の品不レ殘、肴問屋へ入るやうしたいと申出た。之に對して町内肴屋達は、抗議を申出た、其理由は、今迄他所商人が持つて來た商品でも、相對で勝手次第に商賣をして來た、然るに肴問屋へ不レ殘入荷するやうになれば、行々は肴問屋一手になり、

〆賣〆買同様になる、其結果は値段が高くなる。一体肴類は米穀と違ひ、日々の扶食無くてならぬ品でもない、故に何處からでも可レ成安い者を仕入れて、よく賣捌けるやうにしたい、問屋といふやうな者は、無くとも市場に差支は無いと云ひ、問屋と肴小賣商人との間に、差縺れが起つた、其時の肴問屋の申出口上書、及び之に對して肴屋の申出口上書は次の如くである。

肴問屋の口上書

乍レ恐以二口上書一御伺奉二申上一候

一肴問屋之儀寛政元酉年兩町に二軒被二仰付一、御肴御用相勤、其後寛政三亥年猶又兩町に二軒被二仰付一、其節小賣店へ被二仰付一候は、肴問屋四軒二申付候に付、右問屋より買入商賣可レ致且肴問屋不レ存品、並直買之儀不二相成一候段被二仰付一相續仕來候處、近年小賣店にて直仕入等猥りニいたし難儀仕候。一体肴問屋心得之義は、御城下に諸國より入荷物有レ之候節、不レ殘肴問屋に入れ、捌方儀は是迄町方小賣店々に案内致し、打寄候て直段相定て賣渡、賣殘候品は他所商人に賣拂、荷主より四分の口錢受取の仕切相結申候、尤小賣は勿論、せり賣等の義は堅く不レ致候心得に御座候。町方小賣店之義は肴問屋より買請、卸賣小賣共外勝手次第手廣に賣捌、但直賣之儀は不二相成一候儀二奉レ存候處、兎角心得方區々ニ付、種々差縺れ難儀仕候間、何卒寛政年度被二仰付一候心得方之儀、乍レ恐御下知被二成下置一候樣偏に奉二願上一候　以上

丑十一月

海野町肴問屋　小林莊左衛門
同　善次
原町肴問屋　竹内藤右衛門
同　島田万助

肴小賣商人の口上書

口上書

肴商之儀、古來より諸國幷御近領市場、其外商人よりも勝手宜敷方より、買取商賣仕來申候儀ニ御

座候。然る處寛政年中肴問屋と申儀被ニ仰付一候

一右肴問屋と申儀被ニ仰付一候後も、地他に不レ拘下直に仕入候へば、賣先も右に準じ候儀故、下直なる品は何方よりも仕入候て商賣仕來罷在候

一諸國荷物之儀肴問屋へ送り付候分は格別、銘々仕入荷物並私共名宛にて送り付候分は、仕來通り關東筋越後其外何方よりにても、勝手次第仕入商賣仕候

一他所商人持來候商品、相對にて勝手次第商賣仕候

前書之通に御座候處、此度諸國入荷仕入荷幷他處商人持參候商ひ物、不レ殘肴問屋入に致候様申入候

一右様相成候ては、追々高直の處此上肴問屋に不レ殘入荷ニ相成候ては、行々肴問屋一手に相成、〆賣同様の姿に罷成、彌以高直に相成必至と難澁可レ仕と奉レ存候。左候へば度々被ニ仰出一候御趣意にも相觸れ、高利を貪り候様ニ相聞候ては奉ニ恐入一候。殊に渡世向衰微の基にも、相成可レ申と奉レ存候且又市場住居の町人、他處より仕入候義、幷他處商人持來候商ひ物買取候義不ニ相成一候ては、寛政五丑年の御趣意にも、齟齬仕私共而已に不レ限市場一同差支候儀と奉レ存候

一肴問屋之儀は、諸品可レ成丈高直に賣候得者、其利合を以て口錢餘分に取候儀故、高直に賣候方利方宜しく荷主としても口錢差出候得者、其丈之賣上不レ申候はでは引合不レ申故、殊更賣先高直に罷成、捌方手詰に相成必至と差支可レ申と奉レ存候。且又肴類之義は米穀と違ひ、日々の扶食に無レ之候ては不レ叶品にても、無ニ御座一候得者、只々何方なりとも可レ成丈下直の品仕入、捌方宜しき様仕度のみの心得に御座候間、數年仕來之通にて、商賣仕度奉レ存候。同様問屋と申者無ニ御座一候ても、市場差支候儀は御座有間敷哉と乍レ恐奉レ存候。右之段々御賢慮被ニ成下一手馴れ候商賣永續候様偏に奉レ願上候　以上

丑十一月

海野町　若林休二郎

大久保彌八
若林德兵衛
花岡長五郎
原町　喜右衛門
利右衛門
濱　吉

以上肴問屋申分と、肴屋申分と双方の書面を、兩問屋より藩に提出して、其差圖を仰ぐ事に成つた。藩では原町中村清兵衛海野町嘉吉の兩人に、居中調停の勞を取ることを命じ、天保十三年九月、兩人の扱で示談となつた其取極は

兩者示談取極

越後筋より入候肴類、幷甲州口より附込候生鹽肴とも、越後肴に紛敷候ニ付、都て肴問屋に入れ、肴店より出張相當の相場取極め賣買致、殘り候品以來は御制度に從ひ、正路に賣捌、其上にも捌兼候品有レ之共、肴問屋にて仕入れ込み、小賣之儀は堅く遠慮致荷主へ相戻可レ申候

猶差掛り松代善光寺邊より買取候儀は、問屋にて見逃し、問屋にて棒商ひの者に、賣候儀は肴屋にて見逃す

右の趣意にて、來卯年八月迄、扱人に預り置く事とす。

(七)問屋廢止

問屋廢止

天明年間に、米穀問屋共の買〆專賣の聞ありとて、警告を與へた事があり、今又此肴問屋と、小賣肴商人との差縺れ事件ありしかば、天保十四年閏九月、商制度改革の時、都て問屋、組合、仲間と唱、規定取極直談等申談、同商賣又は素人の仕入れに相障候儀は、以來急度停止申付け、是迄の穀問屋は、穀屋肴問屋は肴屋、と唱へるやう申渡され、問屋は廢止と成つた。

天保十五年十二月に至り

看卸賣停止

看渡世之儀は、卸賣致候者は、荷品附込候へば小賣の者共呼集め、一同にて直段附致、右直段を以て時々相場に相立候赴相聞候。右は御制度に相觸れ候間停止申付候。直仕入勝手次第の事に候得者、何れも身分相應に仕入小賣專に致し銘名相勵み直安に賣出し可申候

と申渡した。然るに安政四年八月、兩町の看問屋の名稱を從前通り差免す事と成り、小賣と〆買とは嚴禁され、再び問屋復活した。

第三節　商事雜載

反物の尺幅

(一)反物の尺幅

反物の尺幅不足と云ふ事に就ては、昔から非常に注意した問題であつたが、利より外を見ないといふ惡質の商人等の中には、規定の尺幅不足を知り乍ら、仕入れて之を賣るのが絕えなかつた。故に爲政者も此取締には、頗る骨を折つたものである。

寬文五年三月の問屋日記に

三日一、錢六百文　木綿二反尺無しを取候に付、過料也　七右衞門　吉兵衞

四日一、錢三百文　尺無し木綿を取りしを見て、隱くしたるに付過料也　吉兵衞抱久太郎

十二日一、錢六百文　尺無し賣二反を取候に付過料也

と載つて居り、藩よりは尺改めとして、町奉行所より役人二人、附添足輕二人、町分より年寄二人立合ひ、尺無木綿の分は調帳に記載した。元祿七年正月廿一日操綿商人等、反物尺幅不足を嚴重取締られん事を出願せしかば、同二月尺幅を改め、同時に海野町文藏を木綿尺幅改役に命じて立合はしめた。此年十一月繰綿小賣の者共、海禪寺に於て木綿布尺二丈七尺より六尺迄、幅一尺より九寸二、三分迄の外、

尺幅不足の分買取らざる旨の誓紙を認めた。此時原町新兵衛海野町喜六の兩人檢分として立合つた。

此時又木綿麻布等の商人は、町役人宛に一札を出したのである。左に其誓詞一札を掲げる。

商人誓紙

一札之事

今度木綿麻布尺はゞ御定被レ爲二仰付一候通少も違背申間敷候。尺不足之分賣買仕申間敷候、隱候て又は繰綿に換へ申義あらはれ申候ハゞ、過錢の上如何樣に被二仰付一候共不レ及二異義一候。他所より賣買に參候木綿麻布にても、尺はゞ不足之分有躰に判元へ達、差圖次第に可レ仕候。若隱候て賣買仕候と御聞被レ成候はゞ、御公儀樣へ被二仰上一何分二被二仰付一候共少も御恨二存間敷候。爲二後日一如レ件

元祿七年戌三月十五日　　木綿反物商一同

間屋年寄等宛

（口上書之扣）

又同時に藩より次の如く申觸れて、反物の尺幅を改めさせ、改印を捺して判代一反に付二錢づゝ請取ることを命じた。

覺

一木綿白縞共に、長さ二丈七尺より六尺二三寸迄、幅は一尺より九寸五分までくじらさしにて改判可レ仕事

一麻布他所より參候はゞ、尺はゞ少し不足にても、見合判可レ仕事

一旅人持參之布木綿丈はゞ不足かくし賣候ハゞ、宿急度可二申付一、若隱し賣仕候者有レ之候ハゞ、一反二付過錢五十文ヅゝ肝煎廻り候て取可レ申事

一判形無レ之分此方より吟味可二申付一事

一尺幅取違判押し候ハゞ、其斷有レ之は買元二て判屋共調可レ申候、若違背有レ之は此方より可二申談一事

右之通相改判代一反二付、二錢ヅゝ取可レ申事。若判形無レ之密々に商賣仕者有レ之は、此方に可二申達一

候　以上

元祿七年戌三月十五日

岡木武右衛門
中村理兵衛

同業者議定規約

其後も此件に付、當業者が度々相談を重ねたが、諸方に於ての取扱方が區々で、取締がよく出來なかつた。依て天保十二年五月、諸方の同業者が會合して、左の如く議定して堅く守る事を約束した。

議定の規約

一白木綿　丈（たけ）　貳丈八尺　幅九寸五分
一縞木綿　同上
一綿太縞　同上

右之通より不足の品は、二ツ切に致取扱可レ申、若賣買の上不足の品有レ之候はゞ、過料として縞布一反ニ付二匁直引可レ申候

一店にても仲買にても買取候上、尺幅の札付當人の荷印の判致し、後日に至り若尺幅不足の品有レ之候節は、當人に掛合不レ申候とも、其處の行事立會の上、二ツ切に致し取引可レ申其節違亂申間敷候

一仲間衆へ申觸候儀行屆兼候へば、自然と破の基に可ニ相成一候間其最寄にて、致ニ組入一可レ申候。若組外之者賣物持參致候はゞ、一度は取引致遣し、以後組入無レ之候へば、取引致間敷候

一六月朔日より尺幅改め候樣、坪方に申解仲間取計の義は、八月朔日より議定通執計可レ申候

右議定仕候上萬一法外の取扱致候者御座候はゞ、其向々早速御通達被レ下仲間外に致し、上州邊の賣先迄も取計相斷り可レ申候。爲ニ後證一爲ニ取替一一札依て如レ件

天保十二丑五月

松代太物屋仲間惣代　菊屋傳兵衛
外一名

善光寺太物屋仲間惣代　麻屋庄右衛門
外一名
稻荷山　同上　木綿屋治五右衛門
外二名
小諸　同上　布屋七郎右衛門
外二名
上田　同上　奈良屋治左衛門
綿屋喜助
蔦屋爲三郎
鼠屋林之助
柏屋善四郎
藤岡屋嘉左衛門

天保十五年の定書

天保十五年の定書に據れば、次の如く規定されて居る。

一、絹紬一疋六丈幅九寸五分
　但一反ニ付不足一尺迄は用捨之事
一、木綿横太織　一反二丈八尺幅九寸五分
　但不足五寸迄は是又用捨之事

商札

(二)商札

貞享元年六月七日、商札を問屋が藩より申請けて、商札希望の者に渡した。之が商札の日記に見えた始である。此商札は後の商鑑札に同じものであらう。商賣物の中にも、此商札所有者ならずとも、賣買差許されたものが規定された、其はこんにやく、あめ、ところてんの三者であつた。此商札は寛文十年正月十九日の日記に

一、商御札四十九枚代金拾貳兩壹分也
　但一札一分づゝ外に貳枚間屋肝煎に被レ下

とあれば、商札一枚を貰ふには金一分を納め、問屋肝煎は無料で與へられたのである。商札請料は後に金二朱と成つた。元祿四年正月の日記に、商札六十枚の事があり商札希望の人數が多く成つて居る。之に依て商賣人が增加し商が漸次盛になつた事が察せられる。町方商人が若し在分に商賣に出る時は、必ず商札を持參せねばならなかつたのである。此商札は松平氏領主の時代、寶永七年に廢止と成つた。

(三)商業に關しての申渡

元祿三年正月廿二日、兩町の商人共、他領の商人入込み、商賣致すこと迷惑なりとし、藩に訴へしに依り、三月廿一日に

他處商人小賣不罷成、當地商人高利を取るべからず

　他處商人問屋着にて小賣仕らせ候儀不二罷成一候。在々へも他處もの買物仕間敷と被二仰渡一候。然る上は當地の商人諸事高利を取らぬ樣申付候

と申渡し、他處商人の賣物を禁ずると同時に、當地商人等の高利を貪ること無やう警告した。

代物當金延賣は孟春二季拂

元祿七戌年三月廿三日商賣に就て

一商物向後唯今迄の通、代物當金に可レ仕、相對の上代物相延し候はゞ、七月極月二季に可二請取一若し滯候はゞ、役所へ可レ達事

高利〳〵賣の禁

一商買物代金不レ遣取寄候節は、主人印形にて相渡可レ申事

一總て商物高利を取り幷にしめ賣堅く仕間敷事

右之通急度可二相守一者也

　戌三月　日

不相應の高直を戒しむ

不相應の高直を戒む

享保十七年十二月

惣て商賣物不相應に高直に有レ之物間々有レ之候。尤賣人は利分を以て渡世致す者に候得共、其程之事に候。向後不相應に高直なるもの有レ之と聞及候ハヾ、吟味の上其時に至り急度可二申付一候

寛延二年十一月町奉行郡奉行等に書付を下し

賣買物過分之高利を取り、又は手抜致し候者有レ之由御聞及被レ成候、左樣の類は急度遂二吟味一可レ被二申付一候

と申付け

寶暦九年正月

町方商高利賣致す由、向後高利賣致す者有レ之者、急度申付べきもの也（海野町問屋日記）

と再び高利を貪るを戒めた。

寶暦十一年四月

諸色時の相場にて可賣買錢屋定置くべし

一諸色賣物直段時の相場に可レ致二賣買一候。尤賣物入念聊高直に無レ之樣可レ致候

商賣上の出入を戒しむ

一錢屋一軒相定置、錢入用の節手支無レ之樣に可レ致候。其他賣物價定置賣可申候

天明二年二月

兩町役人共に

一町方の者共商賣一切之義二付、何等出入等取結候樣なる義有之候はゞ、双方申談させ、出入に不二相成一候樣町役人共取計可レ申候。無レ據出入は格別、申談候て事濟候事を取結さ候得ば、役人共の不念に候。他領引合等にも罷成事に候、御役所に掛り別して重き事二て其者の越度重く候、海野町原町と分れ居候得共、一町同樣之事其上役人共は平日申談候事二付、兩町役人共無二油斷一申談、若し右躰之者も有レ之候て、出入等取結候樣に相成候はゞ、役人共入割申聞、其上聞入不レ申者も有レ之

候はゞ、出入之者共より書付指出し不レ申内に、役人共理非分り候様に書付可ニ指上一候、兩町にかゝはり候事も兩町役人共、連名にて理非を書付可ニ差出一候

上田表諸色高値

天明八申年五月諸色高直を改めしむ。

上田表一躰諸色直段高直に候。此度御觸も有之候ニ付ては以來諸色直段下直に相改め、正路に商賣候様、町中へ嚴重可レ被ニ申聞一事

物價高値を戒む

文政十年閏六月諸色高直を戒め、若し不正の筋あるを聞かば、仕入元帳を吟味して、急度處分すべきを達した。

上田物價脇々より高直

諸色賣物之義既ニ去文政二卯年来直段下直に付テハ、諸色直段引下候様同年七月公儀より御觸も有レ之所にて、賣物下直に相成候様相聞候之處、於ニ御領分一は引下ゲ不レ申、第一被レ對ニ公儀一ニ御領主御世話も無レ之様相聞候てハ不ニ相濟一事ニ付、猶又同年十二月諸色相當之直段を以賣買可レ致、別而往來之旅人等に、私曲之賣買致申間敷旨相觸置候、當時とても来直段下直之時節ニ候、以前之来直段高直の節よりも、却而諸色直段相當不ニ相濟一事ニ候、別而看屋商賣之品何によらず、年增しに値段高直に相成、脇々よりは格別高利を取候哉にも相聞、不ニ相濟一事ニ候。尤時節に寄仕入元高値之節も可レ有レ之候得共、平生連綿と高値ニ有レ之筈無レ之候處、畢竟身勝手第一ニ致候故之義と相聞、以之外不ニ相濟一事に候、依て此已後心得違無レ之様外諸賣物としても同様相當之利德を取り、正路第一に賣買可レ致候。若不正之筋も相聞候得ば、何品によらず仕入元帳取上吟味之上急度咎可ニ申付一候

仕入元帳吟味

旅立願

(四)商人旅立願　旅立の願は、其時々願ひ出て其許可の無い内は、旅へ出ることが出來なかつた、之れは商人共には、中々迷惑の事多く、許可の出るのを待つて居る間に、相場の變動があつて、機を失すると大損失を招くことある故、春の中に願出て置いて、一年中自由に往來したいと、度々出願したが文化

十四年ニ

奉レ願口上書

私儀商用御座候ニ付、京大坂名古屋邊迄此節より罷出、年中往來仕度奉ニ願上一候、尤極月中旬迄ニハ罷歸可レ申候間乍レ恐奉ニ願上一候通被レ爲ニ仰付一被レ下度候　以上

の書付を奉行に出し、極月歸宅の上其事を届けることにした、又當國中の往來には、町役人まで届け出るやうに改正した。

正札附景品附商

(五)正札附景品附商賣

今日に在ては商品に正札を附けて販賣することや、景品附の商は差して珍しい事でも無いが、上田町で此事を創め素晴しい景氣を見せたのは、文政十年の正月原町成澤金兵衛出店万屋金右衛門支配人豊七が開店の時、正札附現金賣同時に種々の景品を出したのが蓋し其初であらう。原町問屋日記文政十亥年正月の所に

一成澤金兵衛出店万屋金右衛門支配人豊七方、呉服物正札附現金にて今日店開き致し、盃、扇子、手拭、小切れ類景物夫々差出候處、夥しく賑ひ廿三日迄三日の間、右景物出し晝夜とも買人群集致候

とあるが其れである。

(六)天保十三年の藩定商品直段、天保十三年七月、藩から左記の品々の値段を定めて、申渡した事がある。

河魚

一川鮭　鱒　一尾ニ付

右代金七百文

一淀鯉　あらめ鯉　川鰻幷鮫の類　一尾ニ付

代金五百文

但中以下の品は右ニ準ジ相當の直段にて取扱可レ申事

一鮎　はや　山めの類大の魚　一尾ニ付

代金四十八文

但中以下の品は右同斷

卵

一鷄卵　一ケニ付大小を不レ分二文ヲ

頭飾

女子供髪飾の品

一花かんざし類　一本ニ付

右代上々の品四十八文限

一根掛染色紙　一枚ニ付

右同斷にて拾二文限

右之通申付候右之外髪飾の品何品に限らず右直段ニ準じ直安ニ商勝手次第右代金以上の品取扱申間敷候

日用品

一猪口盃の類　一ツニ付

代銀七分

一茶碗湯呑の類　一ツニ付

代右同斷

茶椀

右代錢以上の品商賣不ニ相成一候

但盃台茶椀台並の品ハ格別、華美風流の品取扱不ニ相成一候段兼て申付候通嚴重ニ相心得可レ申候

羽物類直段

一眞鴨　雄　一羽ニ付

代六百文
一同上　雌　同上
代五百文
一山鳥　一羽ニ付雄代金四百文雌代三百文
一雉子　一羽ニ付雄代金　三百文　雌代二百文
右以上の直段ニて以來賣買可レ致候右之外小鳥之分も右直段

城下町在分居宅商區域

(七)上田城下町在分居宅商區域

上田城下町在分の居宅商は、天保十五年七月に踏入より高橋迄、夫より蛇澤橋を限りとし、其餘では、居宅商相成らずと申渡し、區域を確定した。

第十四章　重要名産

第一節　上田縞

藩侯買上げ

上田縞は、何時頃から織り出されて、上田名産となつたかは、今史料の據るべきものを缺き確には分らない。仙石氏領主の寛文頃には、可なり其名が顯はれるやうになつたと思はれる。原町問屋日記に據ると、寛文四年（此以前の日記を缺く）に、藩侯が上田縞を買上げたことが判くない。此買上げた品は、或ハ將軍家への獻上品とも成つたであらうし、又藩侯使用のものも有つたらうと思はれる。寛文四年の買上數は二十二疋で、貞享元年には、百反即五十疋とある。此貞享元年七月に、高田榊原侯より、紬縞の切、即

ち見本を請求して來た爲めに、上田問屋では、原町から六十二種の切を取集めて差上げた事がある。之に依て考察すると、上田の紬縞は、此頃既に相應に評判高くなり、又其色合、縞柄等も、いろ〳〵あつたことが判明する。貞享二年の日記には、廣島御前樣、御用上田縞三十五反、同御隱居樣御用二十反、被ニ仰付一とあつて、近い越後の高田邊のみでなく、遠く中國邊まで、之を愛用する者があるやうになつたと見える。問屋日記

貞享、元祿、寶永年間、毎年買上げられた樣子を見ると

元祿三年十月（問屋日記）

一御本縞　九十八反
一並　縞　二十五反
一御本縞　四十反　御隱居樣御用
一同　九反　御奥樣御用

上田縞の縞柄は、貞享四年の日記に、御本縞三反、內一反原町、此縞は從横、絹縞に織る。二反ハ海野町ニ申付け、さんくづし一反、淺黄格子一反とある。

又元祿十三年には

御本縞　百十五反
內　百三反　並尺
五反　並尺もく縞さんくづし縞
七反　長尺

（長尺とは三丈二尺五寸ものを云ふ）

寶永元年には

御本絹縞　七十八反
　内　五十四反　並尺
　　四反　紫、縞、
　　一反　惣地紫、
　　五反　紺、縞、
　　三反　木、縞、
　　十反　長尺
　　一反　長尺惣地紫、

とあつて、縞柄色合を指定したものもあつて、其様子を知ることが出來る。

此仙石侯の時代に、此の如く藩侯が澤山買上げた事は、上田縞織出の奬勵となつたのは勿論、一面には上田名産としての名を弘めたことゝ思はれる。

上田縞買上げハ、松平氏領主時代ニは、仙石氏の時の如く多くは無かつたが、正徳、享保頃ハ、十反或は三十七反或ハ六十反といふやうに、殆んど毎年買上げがあつた。享保十九年藩命ニよつて、織り上げて差出した者は、縞柄色合等が記されて居り、當時の上田縞の好みを知る好資料である。故に左ニ記載する。

覺

（此覺書は藩より雨間屋に命じて織らしめし覺である）

一地黒、二重格子縞、
一地紫、白格子縞、
一地黄、黒大格子縞、

上田縞染織に就ての注意

正徳三年絹紬縞柄

仙石時代　貞享四年十二月

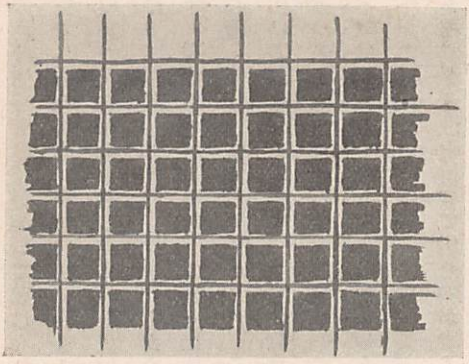

本見屋間町原

上田縞見本

一地白、赤紫大格子縞、
一地赤、白黒堅縞、
一地黄、千筋堅縞、
一地黒、黄格子縞、
一地鶯茶、黒格子縞、
一地黄、黒紫飛白縞、

松平時代　正徳三年六月

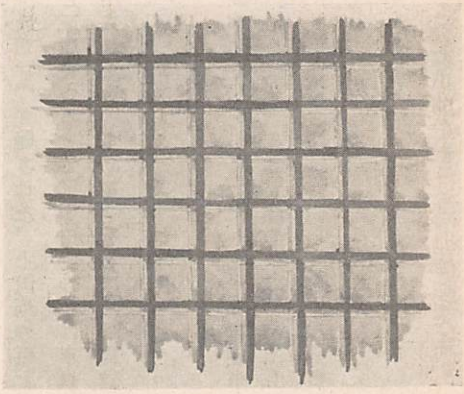

海野町間屋見本

一地白、崩黄桟崩縞、

右何れも本之通り無二相違一織立可レ申候

（本之通りハ見本通りなり）

今此所に仙石氏の貞享四年十二月のもの。松平氏正徳三年六月のもの藩注文の見本を掲げて置く

此時には、藩から染色、織方、尺幅等に就て、左の如く注意する所があつた。

一惣体拔の糸を細くして縞のはつきりするやうに注

意する。

一赤色は何時も黒味がかつて宜しくない。故に赤色の鮮かなるやうに注意する。

一惣て是迄の染色、縞柄、良い物もあり良くない者もある。赤色も其通りで上田で染めても注意して染めたなら染色も良く出來ると思ふ。

一織り方は是迄の縞は、織り出しから末になるに隨て、次第に薄くなつて宜しくない。

一年々織物の尺が、不足して善く無い、三丈二尺と申付けられしならば、三丈二尺五寸もあるやうに心懸けなければ宜しくない。

上田縞に就て藩の注意

文化の頃には、上田邊も、夏蠶の飼育が追々盛になり。上田縞も其糸で、織り出すやうに成つた。此夏蠶の糸で織つたものは、春蠶の糸で織つたものに比較すると、其耐久性は遙かに劣るのである。一体上田縞は耐久性も強く、且染色も變らないといふ所が特長で、持て囃された、上田縞の事を、三裏縞と唱へたのは、上田縞の表一代は、裏三代保つ、卽ち裏を三度更へるまで、上田縞の表はきれ損じないといふ程、耐久性を持つて居たのが、人々に賞讃され愛用されたものである。然るに此頃夏蠶糸を使つて、手際よく見榮えの良い物を、織り出すやうになり、大に上田縞の聲價を損するに至つた。依て文化八年正月に

上田縞に夏蠶糸を使用するを戒む

一近來町在共夏蠶之糸ニて、上田縞絹紬多く織出し候趣相聞候、上田縞之義ハ元來春蠶之糸ニて織候故、性合宜しく諸國へも名高く相聞へ、國産として相誇り候。然る處夏蠶の糸にて織出し候絹紬ハ格段ニ性合も宜しからず候得共、手際よく織出し候ニ付、春蠶之絹紬ニ紛らはしく、賣買致候者有レ之哉ニ相聞へ、國産の名折ニて、往々ハ當地之衰微之基に可ニ相成一、且ツ商向正路筋ニ不ニ相當一、旁以不埒之事ニ候。依レ之向後夏蠶之糸はのぼせ糸ニ致候義ハ格別、上田縞絹紬織出し候義ハ、町在共に不レ相成ニ候。万一織出し候者有レ之ば、町方にて買取申間敷候

一夏蠶之義ハ、前々より面々所持の桑葉を摘み候て、蠶を飼ひ少々宛遣ひ糸位之稼ニ致來候處、當時專夏蠶之絹紬織出し候ニ付てハ、桑畑に夜分忍入り桑畑を荒し候趣相聞候、不届之至候、已來右躰之義於レ有レ之ハ、召捕御仕置筋可ニ申付一候事

右之通町方一統へ相觸可レ申候事

猶文政四年ニ至て、織方手薄になり、元來の上田縞の耐久性に富む長所を失ふに至りしを戒めた。

町手代ゟ

地薄手抜の織方を戒む

上田縞幷ニ白絹紬等織出し方之儀先年相觸置候處、中ニハ一旦の利徳に迷ひ、手抜等致し地薄に織出候者も有レ之哉ニ相聞、追年國産の名折ニ相成候儀を辨へず歎敷事ニ候。以來上田縞の儀ハ勿論、其外新ニ織出候品たり共、決して手抜等無レ之、性合專一に織出し可レ申候。町方吳服屋其他請賣致候者共、得と其品を改め、性合不レ宜地薄手抜等有レ之品ハ、假令代價下直ニ候とも、買取申間敷候。且つ又近來他より織出し候絹縞を仕入置、上田縞と申立往來の者ゟ賣渡し候者も有レ之哉ニ風聞も有レ之候尤不正の至ニ候。以來右樣之心得違無レ之樣正路之商可レ營事

右之通町中一同ゟ相觸候樣例之通取計可レ申事

不正織物を戒む

此後上田産の絹織物は、遠國迄も賣弘まり、販賣の額も多くなりし爲め、其織出しの際、横糸へ蔴の粉を糊に交ぜ又は强練の糸ニ而織出し候趣相聞、且近年高機ニて專帶地等織出候處、年增に遠國迄も、産物之心掛宜敷赴ニ候處、當前の利慾ニ迷ひ、横糸に蔴の粉を入れ織出候故、遠國賣捌先ニ差支候哉に相聞候不ニ相濟一事ニ候。不正之品織出候てハ、産物の名折衰微之基ニ相成、國益を妨

候條不レ輕事ニ候。以來上田縞ハ勿論、帶地其他産物之品々糸性合吟味を遂げ織出可レ申候、都而横糸の糊入候品ハ注文たりとも、織候義決して不ニ相成一候
と申觸れ、不正手段を嚴重に戒めた。

第二節　上田紬及眞綿

(一)紬

紬も上田縞と同じく、何時頃から織り出されたかは確に分らない、原町問屋日記に寛文七年藩侯買上げ反物に白紬四反あり。貞享四年に十五疋。元祿四年に四十三疋。同五年に上紬三十二疋中紬十六疋がある。けれども上田縞のやうに、年々多量の買上げは無かつた。元祿十五年九月の問屋日記に
閏八月二日に紬飛脚として、上方に遣はした者が、九月四日に立歸り、上方にては、上田紬の直段が良く、不レ殘賣捌くことが出來たとの事故、七日又紬手合の爲めに飛脚を出す。
と云ふ意味の記事ある所を見ると、此頃に上田紬も、相應に産出され、上田から京都の方へ、賣り弘めの爲めに特に人を出し、或る量の見本を持ち行きし所、其れは忽ちに賣れ切れ、猶此後の注文もあつた、といふ好成績を示したのである。

仙石領主の紬買上げ

紬飛脚

上田紬京都に弘まる

此樣の事より、上田紬が上方にて、評判さるゝに至りしと見え、寶曆年間に入つては、京都の大丸屋の如き大商店から、手代を上田へ派遣して、紬仕入を爲せるに至つた、原町問屋日記。
寛延、寶曆頃の海野町問屋日記に、同町の土屋善右衛門、齋藤會右衛門等が、毎年紬の荷物を、京都へ送り出した事が記されて居る。

上田紬京都出荷

覺
海野町善右衛門京都ゟ紬荷物遣申候ニ付、梅戸與惣右衛門樣ニ御繪符奉レ願候所ニ被レ下候間、横町與

八と申者宰領爲レ仕遣申度由レ奉願候　以上

（寶暦五年）八月十七日

問屋　柳澤太郎兵衛

覺

海野町　土屋嘉右衛門

右之者京都に紬荷物遣し申候ニ付、御繪符奉レ願候處、山本勝右衛門樣より被レ下候ニ付明九日房山村金右衛門と申者才料ニ爲レ仕遣し申度由奉レ願候　以上

（明和七）寅八月八日

問屋　柳澤太郎兵衛

覺

海野町　曾右衛門

右之者京都に紬荷物遣し候ニ付、御繪符奉レ願候所に中西理介樣より被レ下候ニ付、明後十二日横町長兵衛才料爲レ仕遣申度由奉レ願候

（明和四）亥九月一日

問屋　柳澤太郎兵衛

寛政年間の上田紬の江戸に出るもの多し

此等は縞紬なりしか、白紬なりしかは分らない、多分白紬であつたらうと思ふ。

寛政二年、紬仕入の世話人上田領房山村利兵衛が、其筋に書き出した所を見ると

寛政元酉年には

一、紬六百廿九疋

代金五百四兩貳分二朱

江戸尾張町

布袋屋八郎右衛門

錢五百五十貫七百五十二文

一、紬四百一疋　江戸尾張町　夷屋八郎左衛門
代金三百六十三兩貳朱
錢二百八十八文

此布袋屋、夷屋二店よりは、毎年店手代上田に來り、仕入の後荷造して持ち歸つた。

一、紬百七十五疋　江戸尾張町　龜屋七左衛門
代金百七十二兩三分
錢五十七文

一、紬六十八疋　右同人
代金六十四兩三分二朱

一、紬三百疋　江戸富澤町　槌屋彦右衛門
代金二百八十七兩
銀十四匁六分五厘

一、紬四十疋　江戸通油町　川口屋八郎兵衛
代金三十二兩一分二朱
錢四百八文

一、紬二十一疋　江戸日本橋通三丁目　曾我屋庄兵衛
代金十七兩二分二朱
錢三百八十一文

一、紬五十疋　江戸淺草見附內

代金四十六兩三分　　あはや喜兵衛
四百八文返り

川口屋八郎兵衛、曾我屋庄兵衛、あはや喜兵衛は、仕入には來田せず、唯送金して房山村利兵衛に注文の上買ひ入れ、又槌屋彦右衛門は二、三年に一度づゝ、上田へ仕入に來ることもあつた。

此利兵衛の如き仕入の世話をした者が、此外上田町在に、猶あつたであらうと思ふ。此房山村利兵衛が寛政元年内に、取扱つた仕入紬の合計は、千六百八十四疋、代金千四百八十六兩餘の多額に上つて居る。若し此以外に仕入世話人があつたならば、中々大きな數量と、金高に達したことゝ想像される。

紬一疋出來上りの實費

此頃紬一疋出來る實費は、何程位なりしかは、此時利兵衛の書き上げた所に依ると、次の如くである。

上田地紬

一紬一疋　上、金一兩一貫文　中、一兩　下、金三歩貳朱

紬一疋諸掛

一疋分の元綿
一眞綿百七十匁　但兩二百六十匁
此代銀三十九匁二分三厘
一餅米二合八夕より三合　此代金銀二分
掛のりに相用申候
一薪　糸煮用　此代銀一分五厘
〆銀三十九匁五分八厘
右金二分二朱二匁八厘

外ニ手間

三十四人　一日眞綿五匁づゝ糸ニ取申候

二人　桟屋にて巻こみ色々手間

六人　機織手間

合計四十二人　手間代二貫百文　一日五十文積

但一疋三十七八人ニて、拵上候者も有レ之、又ハ四十五六人掛候者も有レ之候。

右諸入用一式之直段

紬一疋ニ付代金一兩と錢五十文

但中直段金一兩ニ賣、手間賃德ニ相成申候

右の如く、中紬一疋一兩の直段なるに、江戸へ送り出す紬は、一疋の値段三歩二朱銀四匁八分四厘で値段の低いのは、江戸へ送り出す品の內には、更級、埴科方面から出る紬の、上田地紬に比べると目方輕く、一疋につき四、五百文も低價の品を打ち混ぜて、上田紬と稱して出すからであつた。（紬直段御改帳）

操絲法見習

上田縞にせよ、紬にせよ、操絲の法が未だ發達しない頃は、其產額多からざりし事は、想像に難くない。寶曆十年六月の記錄に、上田原町吉右衞門という者、飛驒國高山小坂村の女子、名をきよと云ふ絲工女を雇ひ、上田に連れ來りしが、此きよは操絲が上手であつたので、吉右衞門は我妻子に、きよより操絲の業を見習はしめんと思ひ、七月迄逗留の許可を願出した。町役人等も、此事は當所の利益にもなる故、許可されるやうに添願をした事がある。又此當時長島村の藤三郎といふ者、他國より絲の操り方を能くする女を雇ひ入れ、種々操絲の道具など拵えて、其操り方を見習はんと計畫せし所、藤三郎は此絲操り女の逗留願を、出さなかつた廉で、其村の庄屋要助は追込に處せられ、絲操女は村から追ひ立て

られる事に成つた。其所で藤三郎は、絲操りの事を當地方の人々が覺えるのは、織屋にもよく、登せ絲も多く出來る事でもある、故に御慈悲を以て、逗留を許可されたいと願出た。藩でも事情を察して、漸く此を許すことにした。

かゝる事情の下に、絲の操り方が進歩して、良好な絲が多量に出來るやうになり、隨て絹織物の發達にも、好い影響を及ぼして、産出額が追々多く成つたと思ふ。

此頃上田柳町に、紬市場が八月彼岸から霜月頃迄の間、立つた所を見ると、上田紬も其産出額が多くなつた事が認められる。

文政十三年十月、藩より上田惣町で仕入賣買の絹紬の員數を、兩問屋に命じて調査の上、書き上げさせた。其時兩問屋から出した覺書に據ると、白紬一萬一千疋程、縞紬五萬八百反程、白絹其他絹織五千五百疋程であつた。尤も之れは悉く上田産というのでは無く、川中島の産が多分に入つて居たのである。

上田柳町紬市

眞綿

仙石領主の頃眞綿將軍への獻上品となる

(二)眞綿

眞綿は、貞享、元祿の頃仙石氏領主時、既に上田の名産品として、上田縞と共に著はれて居ただらう事は、毎年將軍家へ獻上の眞綿、二貫五百目宛、町方へ調製を命じて居る所から察せられる。此當時は藩侯より年々獻上綿のみならず、其外に二十餘貫の眞綿が、買上げられたものである。次に一二の例を記す。

貞享三年七月

眞綿調上ケ申目錄扣

一貳貫五百匁　上々上ゲ御綿

代金五兩也　但一兩ニ付五百目

（私註、此上ケ御綿といふは、藩公より將軍家へ獻上するものである）

一拾壹貫目　御召御綿

（御召御綿は藩公の使用料）

代金拾九兩三分九百文　但一兩＝付五百五十二匁

一五貫五百目　並御綿

代金九兩八百四拾三文

一拾貫目　御隱居樣御用御綿

代金十八兩五百八十四文

一貳貫目　正光院樣御用御綿

代金三兩二分六百二十四文

元祿十四年八月

御獻上眞綿買調

調（とゝのへ）上ゲ申眞綿之事

一貳貫五百匁　御獻上御綿

一貳拾四貫五百匁　御召御綿

代金〆七拾六兩二百二十一文

一御用御把綿相調（とゝのへ）、八月六日原町にて作り申候、海野町金番原町作り番也。買手市助、藤左衞門、原町は佐五右衞門、左兵衞

調差上申把綿之事

獻上　一貳貫五百目

御召　一貳拾貳貫五百目

二口合貳拾五貫目

此代金七拾參兩貳分四百八十四文

但金壹兩ニ付參百參拾九匁六分ヅヽ　錢四貫貳百文の割
一八百七十三文　濫紙二十九枚代
金〆七拾參兩參歩參百拾參文
右之通買調差上代金慥に請取申候　以上
元祿十五年八月七日　（海野町問屋日記）

此の如く領主より、年々買上げしことは、上田縞の其れと同様に、眞綿製造の奬勵ともなり、又諸方に上田名産の吹聽ともなつたものと思はれる。松平氏領主の頃にも買上げしことありしも、享保二年に八貫目、同十一年に貳貫四百匁と云ふやうに、其量數は非常に尠なくなつた。

絹織物眞綿共に、蠶繭が原料である。然るに蠶飼育の料たる桑の栽植が制限され、養蠶の業も意の如くならぬ時には、養蠶收繭の量多からざるは當然である。隨て其を原料として、製造さるゝ品は、其量に於て大なるを得ない。

貫文地へ桑植うること相成らず

文政九年八月に藩から申渡した「桑は切起の地、或は明屋敷等々へ植え付けるのは差支無いが、貫文地を潰して植え付けることは相成らぬ。」と云ふたのは、追々と盛になつて來た、養蠶、製絲、絹織、眞綿製造といふやうなことに、尠なからぬ打撃を與へることであつたと思ふ。

眞綿貿易品となる

眞綿も、外國貿易開始以來、追々横濱表へ送り出して、貿易品と成るに至り、慶應四年五月左の如く申渡し

貿易品としての眞綿取締

眞綿幷集穀之義は、御國遣のみに候處、近年横濱表へ差出交易專取扱、御國遣も捌方多分之赴相聞候御領産の品、取扱區々にては、御取締不ニ相成一不都合之次第も有レ之候に付、眞綿は一把毎に、括目紙へ證印申付集穀之義は、荷造莚包上へ絲荷同樣之燒印申付候間、右商致し候者は夫々産物改所へ差出證印受け可レ申候

貿易品としての眞綿冥加金

眞綿の取扱を一定し、一把毎に括目の紙に改の證印を受けさせることゝし、七月に至り、眞綿一駄に付冥加銀六十匁づゝ徴收することゝ成つた。

第三節　蠶　種

蠶種

養蠶の業追々盛なるにつれ、蠶種製造者、及之を販賣する者の多くなるのは、自然の勢である。

寛文の頃、上田領内蠶種製造あり

上田在分鹽尻村藤本善右衞門は、早く寛文年間に、蠶種を製造して販賣したと傳へられ、小縣郡年表には、元祿三年武州八王子に於て、十一ケ國の蠶種商の集會があり、上田からは三人此に臨席したとあるが、上田町の者で蠶種商を爲たいと、願出たことが、初めて確かな記錄に見えて居るは、安永五年五月、海野町の喜八、甚右衞門、惣三郎の三人が、此頃の蠶種商の規定に、蠶種商をしたい者は、上州の彦右衞門、万右衞門（之は臼井吉之丞役所領分内のもの）より、燒印のある札を貰ひ受け、其札一枚に付、永二百文宛、運上として毎年上納するといふ規約に從つて、本年から蠶種商をしたい、其事は既に上州の兩人へは諒解を得て置いた故、蠶種商を許可して貰いたいと、此等三人の願人、海野町問屋、年寄連署で、臼井吉之丞の役所へ出願した時であらう。

蠶種商出願の初

奥州産の蠶種を仕入るを禁ず

上田領産の蠶種を他國産の名を以て賣捌く者あり

上田領分内の蠶種は、寛政五年五月奥州産の蠶種を仕入るゝ事を禁じ、又領産良種の評判もあつたので、製造者も多くなり、其販路も擴まるに及び、此種商人も漸く其數を增加して來た。同時に此等領分内の商人仲間同志、兎角一致協力せず、不取締の事もあり、又中には銘々自製の種を、他國産の名で賣捌く等の、不正行爲をなす者もあり、又他國に赴き、其地の規約を無視して、爭を惹き起すもあつて、上田領の評判甚宜しくなかつた。故に天保四年五月藩は先づ

御領分蠶種商人共、渡世永々の爲、冥加去卯年永五十文宛献納致度段願書差出候へども、冥加永相納め候のみにては、取締も無レ之儀ニ付、種場の様子、國々の振合等承り繩候處、蠶の儀は奥州を本場

と唱へ候趣の處、近來當國盛ニ相成、殊に御領分別して出來方宜しく候得共、本場の故を以て奥州の名目にて商候哉の由、其上國々蠶種商人ども、數十年來規定致置候儀も有レ之候處、兎角定違變の者間々有レ之、爭論に及び候へども、其時々の取扱にて、先づ穩便には相濟候由、然る處右規定に背き候者は、多分當御領分之者の由、他國に於て風聞不レ宜趣、粗相聞候は如何敷次第ニ候。尤冥加永不ニ相願一候者も有レ之候得共、前段の始末相聞候上は難ニ捨置一、依レ之蠶種商人共不正之儀無之永續致し候樣、制度相立可レ遣含に付、爲レ念一統に申聞候間。存念も有レ之候はゞ、可ニ申立一候。若し不服の者有之候ハヾ、其趣者巨細に認可ニ差出一候勿論不趣意の義申立候に於ては、蠶種商差留候間兼て其旨相心得可ニ申立一候事

蠶種商鑑札

と達し、制度を立つ必要と、若し意見あらば申出づべきを、蠶種商一統に告げ、然る後蠶種商には一定の鑑札を下げ渡す事、又領分產の種には、來五午年より、信州上田產とある改印を捺す事とした。同七年五月に至り、此規定は廢止と成り、鑑札は取り揚げ、改印捺押は止めにした。

蠶種行商人に不正の者多し

然るに、天保十二年頃に至り、蠶種商人の數は益々多く成り、其等の中には、繰ばかりの蠶種を携持して行商し、旅先で賭博は爲る、若年の者を不良の仲間に誘ひ込むことを爲す、不正の種は賣りあるく他國へ行けば、其處の仲間の規定もあるのに、其を犯して他領の者と出入訴訟を引起す、押して強い賣は爲る、他人の賣場得意先を奪ふ等の悪手段を爲す事もあり、又種を取る時には、種繭でも直段を釋り上げて、買取るなど良からぬ所業の者もあり、又仕入元の坪方への勘定を、清算しないといふ事もありしかば、藩では、十二年の八月、蠶種取締及世話役と云ふを命じ、其者より、不正の所爲ある者は、申出でさせる事にして、此旨蠶種商人等に申渡し、之に對して請書を出させたのである。然るに翌天保十三年の二月蠶種世話役兼取締の山浦孫兵衞より左の

蠶種取締世話役

奉願上口上書

蠶種商鑑札再下附願

天保四巳年、蠶種商人爲ニ取締一奉ニ願上一御鑑札頂戴仕、蠶種御改印被ニ仰付一候處、其後御差支筋御座候趣にて、不用被ニ仰付一御鑑札御引揚被ニ成下一候處、近年蠶種商人多人數に相成、中には聊斗之蠶種持參致、日數を費し旅先に於て博奕等致、或は若年の者へ申勸め、種々の惡業に相携り候者も御座候哉に御聞に達し、其上不正の蠶種取扱候趣、第一不實之儀且國に寄り候ては、仲間議定有レ之候處、右議定違變致、御他領の者に出入ケ間敷も候て、不取締之趣、達ニ御聞一旁御捨置難レ被レ爲ニ思召一御檢査取締として、去冬中取締幷世話役之者、被ニ仰付一不正之義無レ之樣、御請印形被ニ仰付一難レ有奉レ存候。依レ之奉ニ恐入一候御義には御座候得共、猶又御鑑札頂戴銘々所持罷在候樣仕度、尤爲ニ冥加一御鑑札料上納仕度、右之儀乍レ恐以ニ御賢慮一被ニ仰付一被レ下置候樣奉ニ願上一候。前書願之通、御聞濟被ニ成下一置候はゞ、此末不正之儀無ニ御座一候樣、精々世話相届商賣向永續可レ仕と難レ有仕合奉レ存候　以上

天保十三寅三月

商方世話役取締兼帶　山浦孫兵衞

御奉行樣

蠶種商鑑札再渡

右之通奉ニ願上一候ニ付被ニ仰付一被ニ下置一候はゞ、於ニ私共一も難レ有奉レ存候　以上

兩町問屋年寄連名

願書を提出し、取締として以前の如く、鑑札下附を請ふた。

藩は早速此旨を聞き届け、鑑札下げ渡すに附き向後無鑑札の者は、蠶種商一切相成らぬ事にした。其時の達示は

鑑札冥加銀

此度御領分蠶種商人爲ニ取締一鑑札人別に相渡候間、銘々旅先迄も持參可レ申事

一鑑札冥加銀一枚ニ付、銀七分五りづゝ、上納申付候間、取締幷世話役之者取集め、每年三月上納可レ致候事

但冥加銀之義は、非常御手當として、御積立被レ置候
附筆紙墨入用は、鑑札料の内より年々被レ下候間入用書付差上可レ申事
一仲間規定申談相極不正の商致間敷事
一蠶種商場讓引の義取締幷世話役の者奥印いたし讓引可レ致候事
但新に蠶種商相始め候者は鑑札相願可レ申候
一無鑑札の者蠶種商不二相成一候事
一去丑暮被二仰付一候御制度之趣、違失不レ可レ致候事
此の如く蠶種商人等を、取締る事に留意したが、一方種取即蠶種製造者中にも、夏蠶の種を本種紙に取つたり、又はごろ種と呼ぶ惡劣な種や、其外場處違向後れなどの、土地氣節に不適當な種を、製造又は賣出すものありしに依り、之をも嚴重取締の必要があつた。故に同年五月には、

ごろ種場所違向後れ等の不正蠶種の賣出を禁ず

蠶種之儀は國産の一種に付、不正之儀無レ之樣前々制度申聞置候處、近來夏蠶種を本種紙に取、又はごろ種と唱ふる惡種、其外場所違向後れ等不正の種を取り賣出し、蠶飼致候者一同の不レ顧二難儀一者も有レ之候趣之至に候。以後右樣の惡種取候儀堅く可レ致二無用一候。萬一心得違の者及見聞候はゞ、取締世話役の者より早々申出候樣申付置候間、精々心得違無レ之樣可レ致候。若し制度相背候者於レ有レ之は、糺の上急度咎可二申付一候

取締世話役に充分なる取締を注意す

と申渡して戒むる所があり、同時に蠶種取締世話役には、蠶種商人の内にも、惡種を製造するもの、又商人中蠶種居賣の者に就て買入の際、不相當に無理な値段を附けて、掛合に時日を費し、やがて向後れとなり、賣主は止むを得ず安値で投げ賣りするに立至り、損失を被むる事などあるを、充分に注意取締ることを命じた。

蠶種取締世話役共に

別紙之通一統に相觸候間、相心得可レ申候且又蠶種商人の內にも同樣惡種取候者も有レ之哉に相聞、爲二自分一商致しながら、左樣の儀有レ之候ては、賣先差支始終銘々の不爲に相成候儀、心得違之至に候間萬一見聞候はゞ、早々可二申出一、幷是迄蠶種商人の內に、居賣の者に致二直組一候節、態と不相當の直段を以て致掛合候て、彼是手間取候二付、向後れに相成り、賣主共不レ得二止事一、直安にも賣拂、損失致及迷惑候趣も相聞、以之外不埒之事に候。以來右樣の儀有レ之候はゞ、取糺の上急度咎可二申付一候間、無二油斷一制度いたし、萬一不二相用一者有レ之候はゞ、可二申出一候樣、右之趣早々可二申聞一候

五月廿六日

蠶種買入商人の惡辣手段

かくして不實不正の蠶種を製造したり、又販賣したりすること無きやう、嚴重に注意を與へる所があつた。

夏蠶種商に不正多し

安政年間に至つては、夏蠶の飼育大に盛となり、隨て此夏蠶種を商ふ者も多くなつた。そして其商人中には、不正の種を賣捌く奸惡な者も出るやうに成つた。依て藩では安政四年二月十六日、其取締の爲めに世話役を設け、夏蠶種商賣の者は、鑑札を其役人より下げ渡すことゝして、取締つた。此時町分で世話役に命ぜられた人は、紺屋町の金澤十左衞門、下紺屋町の條左衞門、柳町の甲平の三人であつた。同四年二月廿五日に、町間屋、割番等が會合して、蠶種取締方法として、鑑札の種類を大中小の三種に分け、其鑑札は藩より蠶種取締役に下げ渡し、取締役より世話役に渡し置き、鑑札希望者へ下げ渡すことにせんと、相談決定の上此事を申出たが許可されず、同年閏五月に至り、鑑札に關する規定を改めて、申渡す所があつた。

夏蠶種制度書

制　度　書

一夏蠶種之儀は近來追々盛に相成候處不取締の趣に付、是又今度不正之儀無レ之樣爲二取締一鑑札相渡候間、種商致候者は春蠶種商同樣に取締世話役の者に申出候得者、取締世話役より其筋江願出、會

所内席に於て鑑札相渡可レ申候

一春夏兩種商候者は、兩種の鑑札願出可レ申候。春蠶種鑑札にて兩様に相用候儀は不二相成一候事

一仲間規定は春蠶種商同様申談嚴重に取極不正之儀無レ之様取締世話役の者萬端心附可レ申事

一夏蠶種商鑑札は一枚二付金一朱ヅヽ

一同蠶種判料は一枚二付銀五匁づゝ

右之通申付候間、取締世話役の者取集、毎年十一月迄に、産物改所江上納可レ致候事

一取締世話役の者筆紙墨料入用之儀は、年々實費高書付差出候はゞ被二下置一候

一春夏蠶種鑑札料幷春蠶種冥加銀夏蠶種判錢の儀は、在町非常の節の手當として被二下置一候。且急場御入用等に御積立相成候間、其旨相心得可レ申候事

蠶種商鑑札料及判料の非常手當豫備金となる金額は左の通りである。

春蠶種商鑑札料	一枚二付	銀七匁五分
夏蠶種商鑑札料	一枚二付	金一朱
春蠶種冥加銀	一枚二付	銀一分
夏蠶種冥加銀	一枚二付	銀五厘

安政五年十月、前年間屋割當番等の願ひ出が採用されて、鑑札は三種となつた。

蠶種大鑑札料	一枚	銀十八匁
同 中鑑札料	一枚	銀十二匁
同 小鑑札料	一枚	銀 六匁

而して、此大中小の種別は、取扱蠶種紙の數に依て分けたのであつた。卽ち

大 紙數二百六十枚——三百五十枚迄

夏蠶種商鑑札及蠶種判料

蠶種商鑑札料、冥加銀、改判料の使途

蠶種商鑑札料

大中小三種の鑑札

中　同百六十枚　——二百五十枚迄
小　同百五十枚以下

安政四年上田領分内蠶種取調高

惣高凡八萬六千八百餘枚、商人數五百十六人で其内譯は

上田領分内蠶種商數及取扱紙數

五人　四千九十枚程　海野町分
九人　千二百枚程　原町分
四十三人　五千七百九十枚程　浦野町
六十三人　一萬千六百十三枚程　小泉組
二百五十人四萬枚程　鹽尻組
三十八人　四千五百八十九枚　鹽田組
七十三人　一萬七千枚程　洗馬組
二十九人　五千八百四十枚程　田中組
——不明　國分寺組

此時上田町分の内譯は

一　千二百三十枚　海野町
一　千二百十枚　同　山浦孫兵衛
一　七百八十枚　同　山浦善之丞
一　七百七十枚　同　山浦善藏
一　百三枚　同　山浦與五兵衛
一　二百五十枚　同　新井段吉
　　柳町　岡崎丘吉

一　二百七十八枚　　同　池田新右衛門
一　百枚　　同　甲平
一　百枚　　紺屋町　金澤十左衛門
一　五十枚　　同　惣助
一　五十枚　　同　宇兵衛
一　二百八十七枚　　同　萬兵衛
一　百九枚　　同　友作
一　百枚　　同　内藤榮助
合計五千三百五十七枚

世話役
海野町　山浦孫兵衛
同　山浦善之亟
柳町　岡崎丘吉

取締
柳澤太郎兵衛
瀧澤助右衛門
（上田町蠶種枚數調書上げ帳）

右之通に御座候
巳二月

安政四年三月蠶種世話役を申付けられ、海野町山浦孫兵衛、善之亟の二人及び紺屋町金澤十左衛門、

柳町岡崎丘吉の四人其役に命ぜられた。

蠶種行商人幕府鑑札下附願

萬延二年正月、小泉組上田原村工藤經之助は、武州相州行蠶種商人四十二人の惣代として、此地方に蠶種行商する者、其先々にて取扱方に差別があり迷惑を蒙むる事多き故、幕府より鑑札を貰ひ受け、其鑑札に對しては冥加金を上納したいとて、小泉組蠶種商取締横關川左衞門、武州相州蠶種商人惣代海野町山浦善之丞、取締問屋柳澤太郎兵衞、蠶種世話役金剛寺村倉島慶左衞門等の奥書印形の願書を藩に差出した。又二月に至つては、田中、洗馬、國分寺、鹽田、浦野、小泉、鹽尻、川中島の組々蠶種商人等も、國恩報謝として、冥加金を幕府に上納し、幕府の鑑札下附を願ひ出た。問屋日記

蠶種價暴騰

日本蠶種外國に輸出せらるゝに至り、其價漸く貴く成りしが、元治元年の頃其價暴騰して、從前の價に比して三倍或は五倍と成つた。

蠶種製造者の利益の例

此頃秋和村中島林之助蠶種製造の利を記したものに

本部種半ばなるを半取と云ふ、明治以後は本部を廢し半取を一枚とす　一枚飼育に要する桑はフナ休までに四十束、それより揚りまでに二百二、三十束一束とす　三尺繩を。此桑は凡そ四百坪よりの所産百坪に四十束で、此値段は金七、八兩である。而して獲得する種繭は二十貫目枡量一石七斗程ある、此繭より蠶種紙を製して百枚を得ることが出來る、一枚の價金二分或は三分として金六、七十兩と成る。他所より雇ひ入れた雇女、一日雇賃銀一匁、地の雇女錢百文と算すれば、雇人費用は巢売繭、蠶糞等の賣拂代にて、支辨し得らるゝとある。

小縣郡年表

蠶種製造者が大利を博し、桑畑持の人々までも大なる潤と成つた事が察せられる。此の如き狀況なりしかば、昔時は奉公人の食物などあまり宜しく無く、寛政の頃に於てすら、召仕奉公人等は一年に幾度は、米飯を喰はすと約束した程であつたのが、嘉永の頃には米飯に鰍の一鹽で、食事を濟ますやうに成

つたと云ふも、之の爲めであつた。

傳ふる所に據れば、金剛寺村平太の如きは、之に依て一萬金の利を贏ち得たと云ふことである。慶應年間に入り、一時蠶種價暴落せしも、明治元年に至り又暴騰して、莫大な利益を見た。川西なる仁古田村の如きは、平均一戸四五百兩。御所村は最大千五百兩、少きも百兩餘の利を得たと云ふ。

（小縣郡年表）

蠶種冥加銀增徵五割增

元治二丑年には、蠶種商の利得は、他商賣に比して其た多きに依り、四月より其冥加銀を、增徵することゝなり。賣一枚ニ付、冥加銀一分五リン、卽ち從前の五割增とし。且春、夏、掛合の三種の區別なしと云ふことにした。此時の藩よりの觸は左の如くである（掛合は、弘化二年頃、塩尻村の藤本繩莚下條村の中山重作と協議の上、夏蠶の雌蛾に春蠶の雄蛾を掛け合せて、蠶種を取つたから其名が起つた）

蠶種商多分の利潤

近來蠶種渡世の者共、多分の利潤も有レ之趣ニ付、産物會處取建の御趣意柄に基き、當分之內左之通改革申付候

一蠶種商人御領分幷他處賣場先に引入種一枚ニ付、冥加銀一分五厘づゝ差出可レ申事

但春蠶夏蠶掛合共同樣之事

春夏、掛合三種同樣の冥加銀

一蠶種渡世に無レ之者、横濱等へ出荷致候者も有レ之哉に相聞候得共、已來は取扱方在町取締之者幷庄屋に申出、承届候上差出可レ申候。尤冥加銀之義は前同樣差出可レ申事

但他處より買入直樣横濱等に出荷致し候とも右、枚數取締之者幷に庄屋に申出冥加銀差出可レ申候事

種繭一枚の冥加銀

一種繭他處賣致し候はゞ、買人共より冥加銀、繭一籠（五升）一枚に付銀五分づゝ爲ニ差出一可レ申候事

但其繭の義も他處賣いたし候はゞ、買人共より五升入一枚ニ付冥加銀三分づゝ爲ニ差出一可レ申事

蠶種問屋一件

蠶種問屋一件

文化四年七月山口村手塚瀬左衛門、商地先なる美濃國上有知村河村甚右衛門といふ者より、蠶種問屋を始め、相當の運上を其地の領主に上納して、手廣く蠶種を賣捌き度故、當上田領分の蠶種仕入方を盡力して貰ひたいと相談され、其を承諾し、上有知村甚右衛門は、問屋を出願して、尾州領一統の蠶種專賣の事に決定した、

此を聞込んだ、上田領の蠶種商賣人一同は、其は怪しからぬ事である。一体蠶種は生物であるから、何處の國でも蠶種問屋は無い。其上〆賣などのことは決してしないと堅く申合せてある。故に蠶種は銘々出精次第の商物であるのに、仕入を引受けて問屋を立てさすなぞは、蠶種商人一統を苦しませるものであると、嚴重に瀬左衛門に對して談判に及んだ。事件は上田藩への訴訟に及んだが、鎌原村安藤平左衛門の仲裁で、

一河村甚右衛門と協力して蠶種問屋を爲る事は破談とし、此末此者とは蠶種取引はしない。

一瀬左衛門は蠶種商賣を止め、今迄出懸けて商した、尾張、美濃、丹波、丹後、但馬の國々へは決して出懸けない、自分の名代も出さないのみならず弟友之丞も美濃、尾張へは蠶種商は致させない。

といふ證文を、手塚瀬左衛門及親類連署、山口村庄屋組頭奥書で、秋和上下鹽尻三ケ村の、蠶種商六人に差出して、事內濟示談となつた（原氏史料）

蠶種問屋といふもの無し

此一件ニ依て、上田領產の蠶種が關西方面に販路が廣まり居りしこと、又蠶種問屋と云ふは無く、蠶種商は銘々出精次第の商賣であつたといふ、面白い事情が分つたのである。

信州上田領產の蠶種が、關西の遠い所まで其販路が弘まつたのは、天保四年五月、上田藩が蠶種商人に申渡して戒むる所があつた時に、蠶種は奥州が本場と唱へて居たが、近來は信州が盛になり、其中でも當上田領分產が別して良い物が出來る。然るに奥州が本場といふ故を以て、上田領產の品を奥州產の

名目で販賣するとの事であるが、其は不正捨置き難いと云て居る。天保の頃に至つても、まだ本場奥州産と謂はなければ、たとへ優良品であつても、賣れ行き宜くない程であるから、此以前の文化頃には、上田領産としては、關東方面には賣捌くことが困難であり、爲めに自然關西方面に其販路を拓きし所から、但馬、丹後あたりまで行商するに至つたと思ふ。

上田蠶種關西に弘まる

蠶種改印再施

蠶種の改印は一時廢止せしが、横濱開港以來、上田領産の蠶種は、性合一際良好で、其評判他國産の其れより遙に超絶し、横濱交易は勿論、國内への捌方も倍々盛になつた。けれども上田産の證印が無かつたので、領産開發の詮なしといふので、慶應四年の五月、再び天保年度の改印の制を施行することゝし、春、夏種共に、産物改所ニ於て、改印を受けしむることゝ成つた。其改め印は左の如き文字の印であつた。

上田産物改印

夏種

夏蠶種ならば

國産蠶種にも冥加銀を申付く

の改印を捺して出すことにした。

同年七月に至り、從來御國産ひの種や、得意先への引種は、産物奨勵の意味上から、當分冥加銀ハ申付けず置きしが、産物取締方改革ニ就き、此等の種にも、一枚ニ付銀貳分宛、冥加銀を差出さしむることにした。明治二年五月には、此等の蠶種本歩一枚ニ付、三分づゝ冥加銀を出さしむることゝした。

蠶種製造高、養蠶收繭高、員數の届出

明治二年五月、蠶種製造者には其枚數を書して、町村役所に届け出でしめ、同時に養蠶するものは、多少に拘らず、收繭の員數を届け出でしむるを命じた。

同年六月十五日、從來蠶種、生絲、絹、綿等の商人に、下げ渡し置きし鑑札を廢し、新に左の四等の鑑札を受けさせることゝし、何れも一枚に付、鑑札料貳朱宛納めしむることゝした。四等の鑑札は次の如し。

一、生絲鑑札　濱出他賣共
一、蠶種鑑札　右同斷
一、蠶種仲買鑑札
一、仲買鑑札　繭絲絹綿類

濱出し蠶種枚數

明治三年四月七日、通商局へ上田藩廳より届け出た、濱出し蠶種枚數を「濱出蠶種枚數大凡調名前帳」に據り、上田市に關係ある分を記して見ると

小泉組

小牧村

小牧村					
一紙數	千四百枚	嘉兵衛	一同	千四百枚	嘉七
一同	千二百枚	友右衛門	一同	千五百枚	榮作
一同	四千百枚	嘉左衛門	一同	四百枚	幸四郎
〆	一萬枚				
諏訪形村					
一紙數	千枚	三津十	一同	千枚	庄治
一同	千枚	万兵衛			

御所村

〆　三千枚

御所村

一紙數	三千枚	金彌	一同
一同	二千枚	政右衞門	二千枚
一同	千枚	作次郎	一同
一同	六百枚	花右衞門	二千枚
一同	百六十枚	多市	六百枚
	〆一萬三千四百九十枚		百三十枚

中之條村

中之條村

一紙數	六千枚	武兵衞	一同
一同	千六百枚	治左衞門	一同
一同	五百枚	清吉	一同
	〆一萬二千四百九十枚		

海野町

海野町

一紙數	五千枚	山形屋善之丞	一同
一同	五千枚	山形屋善藏	一同
一同	二千枚	小松屋半左衞門	五千枚
			五千枚

横町

横町

一紙數	五千枚	柏屋國三郎	一同
			二千枚

上田町

		源右衞門	二千枚
		治郎兵衞	二千枚
		清右衞門	二千枚
		實太郎	六百枚
		孫右衞門	百三十枚
		啓四郎	二千枚
		吉左衞門	五百枚
		新十	五百枚
		山形屋與五兵衞	五千枚
		奈良屋富太郎	五千枚
		駿河屋彌三郎	二千枚

原町

原町	一紙數	五萬枚	万屋　萬平	一同	三萬枚
	一同	二萬枚	若松屋忠右衛門	一同	一萬枚
	一同	一萬枚	宮下　兵助	一同	五千枚
	一同	五千枚	鼠屋治兵衛	一同	三千五百枚
	一同	二千五百枚	綿屋戸右衛門	一同	二千枚
	一同	二千枚	和泉屋治右衛門	一同	二千枚
	一同	二千枚	柏屋嘉兵衛	一同	二千枚
	一同	二千枚	万屋傳兵衛	一同	二千枚
	一同	二千枚	質屋　兵藏	一同	千枚
	一同	六百枚	柏屋源兵衛	一同	五百枚
	一同	四百枚	志摩屋太左衛門		

蔦屋八右衛門
武藏屋祐助
鼠屋林之助
蔦屋　忠助
木屋　才吉
小川屋佐兵衛
糀屋善右衛門
小出市太郎
万屋　才助
柳屋喜三郎

紺屋町

紺屋町	一紙數	六千枚	源　六	一同	二千枚
	一同	二千枚	定太郎	一同	二千枚
	一同	二千枚	九藏	一同	二千枚
	一同	千枚	重太郎	一同	三百枚
	一同	三百枚	伊助	一同	二百枚

友作
藤太
万兵衛
万右衛門
谷作

猶五月願出の分は次の如し

上田町ニて

一紙數　五千枚　堺屋平左衞門　一同　小谷屋兩三
一同　五千枚　奈良屋茂兵衞　一同　五千枚　壽屋勝右衞門
一同　三千五百枚　柏屋　嘉吉　一同　二千枚　木屋半右衞門
一同　二千枚　布袋屋十作　一同　二千枚　大和屋茂三郎
一同　千五百枚　柏屋　甚八　一同　千　枚　小松屋新吉
一同　千　枚　西村屋嘉重　一同　千　枚　眞屋屋周平
一同　千　枚　布袋屋重藏　一同　六百枚　綿屋　多平
一同　五百枚　松野屋萬吉

房山村ニテ

一紙數　三萬枚　文三郎　一同　一萬枚　平吉
一同　一萬枚　惣三　一同　一萬枚　傳五郎
一同　一萬枚　六左衞門　一同　五千枚　文兵衞
一同　五千枚　貞吉　一同　三千枚　安次郎
一同　千　枚　文右衞門　一同　五百枚　彦兵衞
一同　五百枚　幸次郎　一同　五百枚　和三郎

メ二十三萬七千三百枚

鹽尻組

踏入村

一紙數　二千枚　利八　一同　千五百枚　政治郎
一同　千五百枚　惣三郎　一同　七百枚　鎭平

常田村

一紙數　一萬枚　又兵衛　一同　五千枚　甲子右衛門

〆五千七百枚

一同　四千枚　七左衛門　一同　三千枚　茂右衛門

一同　三千枚　友右衛門　一同　三千枚　儀左衛門

一同　三千枚　榮右衛門　一同　二千枚　文右衛門

一同　二千枚　宅右衛門　一同　二千枚　半右衛門

一同　千　枚　嘉左衛門　一同　千　枚　勝次郎

一同　千　枚　五郎兵衛　一同　千　枚　孫兵衛

一同　八百枚　五郎太　一同　五百枚　金右衛門

一同　五百枚　重次郎　一同　四百枚　太　藏

一同　三百五十枚　要右衛門　一同　三百枚　彌兵衛

一同　二百枚　角三郎　一同　百五十枚　曾兵衛

〆四萬四千二百枚

山口村

一紙數　四千枚　藤　十　一同　二千枚　才　助

一同　二千枚　茂三郎　一同　二千枚　德右衛門

一同　二千枚　官左衛門　一同　五百枚　藤右衛門

一同　五百枚　儀右衛門

〆一萬三千枚

西脇村

一紙數　二千枚　藤　十　一同　二千枚　新右衞門
一同　五百枚　善次郎　一同　四千枚　定右衞門
一同　四千枚　新　八　一同　二千枚　芳　作
一同　二千枚　六三郎　一同　千　枚　市右衞門
一同　三百枚　才三郎　一同　二千枚　德　藏
一同　二千枚　新兵衞　一同　五百枚　幸右衞門

〆二万二千三百枚

新町

一紙數　二千枚　新十郎　一同　千　枚　金四郎
一同　千　枚　甚太郎　一同　千　枚　時　重
一同　五百枚　十太郎　一同　五百枚　輪左衞門
一同　五百枚　五郎兵衞　一同　五百枚　源次郎
一同　三百枚　友右衞門　一同　二百枚　儀右衞門
一同　二百枚　萬　平　一同　二百枚　政五郎
一同　二百枚　十左衞門　一同　二百枚　金　作
一同　百八十枚　善右衞門　一同　百五十枚　平兵衞
一同　百　枚　花右衞門　一同　百　枚　休　吉
一同　百　枚　兼太郎

〆八千九百三十枚

鎌原村

鎌原村

一紙數　二千枚　松次郎　一同　千枚　宗兵衛
一同　千五百枚　宗四郎　一同　五百枚　清次郎
一同　五百枚　清右衛門　一同　四百枚　半兵衛
〆六千四百枚

諏訪部村

諏訪部村

一紙數　三、萬、枚　平、八、　一同　千五百枚　宗兵衛
一同　千枚　清十　一同　五百枚　清次郎
一同　千枚　長藏　一同　四百枚　半兵衛
一同　千枚　清太郎
〆五萬五千枚

生塚村

生塚村

一紙數　七百二十枚　忠兵衛　一同　四百二十枚　宗六
一同　四百二十枚　定兵衛　一同　四百十五枚　新作
一同　六百十五枚　彦右衛門　一同　百枚　吉十
一同　百枚　平右衛門　一同　五百十枚　勝次
一同　五百十枚　新平　一同　四百十枚　善兵衛
一同　四百枚　龜次郎　一同　四百枚　嘉左衛門
〆五千〇二十枚

次に參考として秋和村の分を記して置く

秋和村

一紙數　五千枚　仁左衞門　一同　四千枚　吉　作
一同　二千枚　源　吾　一同　二千枚　吉左衞門
一同　二千枚　十　吉　一同　二千枚　紋右衞門
一同　二千枚　彥七郎　一同　二千枚　孝右衞門
一同　二千枚　周　作　一同　二千枚　文　司
一同　二千枚　右　仲　一同　二千枚　傳兵衞
一同　二千枚　今朝太郎　一同　千枚　林右衞門
一同　千枚　吉左衞門　一同　千枚　市兵衞
一同　千枚　勘　十　一同　千枚　銀右衞門
一同　千枚　宅右衞門　一同　千枚　安　藏
一同　千枚　藤四郎　一同　千枚　太　仲
一同　千枚　磯　吉　一同　千枚　貞　藏
一同　千枚　新兵衞　一同　千枚　吉左衞門
一同　八百枚　權次郎　一同　五百枚　吉　作
一同　五百枚　孫左衞門　一同　五百枚　平兵衞
一同　五百枚　忠右衞門　一同　五百枚　安兵衞
一同　二百五十枚　彥兵衞　一同　二百枚　所右衞門
一同　二百枚　熊太郎　一同　百枚　角　次

〆四萬八千〇五十枚

今の上田市に屬する町村の蠶種枚數合計は

四十三萬六千八百三十枚

尙上田藩管下全部の蠶種枚數は

〆六十二萬七千枚

右は四月、五月、六月、三ケ月間に、上田藩公用人船越精一郎より、通商司に届け出た蠶種枚數である、之れに依て明治三年の頃、如何に蠶種の製造輸出盛なりしかを推知する事が出來る。

長岡平八

萬屋平八

上田町萬屋平八は、明治三年頃蠶種取引枚數に於て、上田界隈第一で、五萬枚の多數に及び、蠶種商として又生絲商として其名甚高かつた。明治二年二月東京開市と成りしより、東京府に於ては、鐵砲洲に貿易商社を設立した。此時上田町蠶種絲商長岡平八の名を聞き、其社肝煎役に採用せんと欲し、其存念を尋ね、就職差支無きに於ては、東京鐵砲洲運上所に出仕すべき事を上田藩に照會した。其時上田藩より東京府に差出した書面は

信州小縣郡上田原町

萬屋平八

今般東京開市鐵砲洲に貿易商社御取建相成候に付伊賀守領分右書面之者商社肝煎役可レ被二仰付一被二思召一候間差支無レ之候はゞ、東京鐵砲州御運上所に早々罷出候樣御達之旨奉二敬承一候。急速在所表に申遣し差支有無可二申上一候此段不二取敢一御請申上候　以上

二月廿三日

松平伊賀守内

岩間半彌

東京府判事殿

然るに、平八は養父平八が、昨年八月病死し、自分事は近年他家より養子入縁の者、且若年にして家業向も未だ不馴未熟にて、手廻り兼て居る程なる故、折角の思召なるも、御役向勤め兼ぬる旨を述べて就職を斷つた。

藩の手を經て、中央の其筋より招聘を申込まれたのは、曩に赤松小三郎の幕府に採用せんと希望せらるゝあり、今又長岡萬平、東京府より採用の申込があつた。兩者其長ずる處各異なれりといへども、其用うべき材と認められしに由るは、其軌を同じうして居る。

明治四年五月二十日、上田藩廳から左の達示をなし。

蠶種の糊付

一蠶種糊付之儀　朝廷ヨリ嚴禁被ニ仰出一候ニ付其旨市在に尙又急度相達候ニ付、向後心得違之者ヨリ附種之儀賴ヲ受ケ候共、決而不ニ相成一候間嚴重相心得可レ申萬一心得違之向於レ有レ之者急度可レ及ニ沙汰一候條、其旨相心得可レ申事尤卒之者へハ頭々より可ニ申聞一候也

五月廿日　藩廳

翌廿一日次の如く達示した。

蠶種製造の儀は兼て度々布告差出置候へば、實意取扱可レ申勿論に候處、今以糊付抔種いたし候者有レ之哉の趣全く一己の利慾に耽り、朝廷の御趣意に戻り以の外の事に候。畢竟外國貿易の品糊付等不正之品取扱有レ之候ては信義を失ひ、御國辱に相成候而已ならず、詰りは商人共に於ても利益を失ひ、御國内の疲弊を招き、旁以不ニ容易一次第、兼々御世話被レ爲レ在義ニ付、右御趣意柄厚く奉戴いたし、聊心得違無レ之樣可ニ心掛一候。萬一糊付いたし候者於レ有レ之は無ニ用捨一品柄取上げ、嚴重の處置可ニ申付一候條、其旨急度相守可レ申事

但春種紙アラホリ取候跡に、夏蠶の蝶を附け、種を埋め候義同樣不正之儀ニ付堅く相禁じ候。萬一心得違の者有レ之候節は本文通り嚴重處置可ニ申付一候事

とある處を見れば、外國輸出蠶種に奸商等が、不正の事をして暴利を貪り、後日信用を失墜して苦境に陷るをも考へず、目前の利に奔りし者多かりし事が判明る。

妙蚘連

かゝる際に、鹽尻村の藤本善右衛門、佐藤八郎右衛門、清水銀右衛門、馬場又八、小岩井茂三郎等の諸氏は、蠶種の改良精選を圖り、粗製濫造の惡蠶種の汚名を雪がんとて、一社妙蚘連と云ふを結び、此社にて製造せし蠶種は、「拜見無し」とて、取引せらるゝ程の信用を博するに至り。此社に加入せんことを望む者簇出せしも、容易に之を許さずして、只管其名聲を失墜すること無きを勉めた。明治六年に至り社名を均業社と改め、縣の許可を得て、社の業務を擴張し、後には佐藤八郎右衛門社長となり、他府縣より此處に來て、蠶業を傳習する者數百名の多きに達するに至つた。

熊本藩人を上田に遣し養蠶法を學ばしむ

此頃上田地方の養蠶業盛なるを聞き、九州熊本藩にては、特に藩士一名を上田に遣して、養蠶の法を傳習せしめた。其人逗留中、明治四年二月八日上田藩は之を招待し、酒肴を供へて饗應した。此事横關史料に載つて居る。

井上大藏卿不良蠶種の改良を圖る

明治五年二月政府より

蠶種製造賣買の義に就ては、兼て御布告も有レ之候處、近來杜撰相成、粗製濫造致、名産の聲價を減じ內外商民損害不レ尠此儘捨置候ては到底御國最好の原蠶種をして、其根元をも失ひ可レ申實に不二容易一次第ニ付、製造人共の內にて大惣代申付、取締方法爲ニ相立ニ可レ申候條。其管內養蠶場に於て、營業熟練、眞正、着實之者公選の上名前書取調至急可ニ申出一候事

上田地方蠶種製造人大惣代

壬申二月廿四日　　大藏大輔　井上　馨

と申達があり、蠶種の粗製濫造不正品多く、日本品の名聲を墜すと同時に、其損害も大なるものありしかば、製造人の大惣代を選で、取締方法を案ぜしむる事と成つたのである。此時大惣代に選ばれた人の中で、上田地方では佐藤（藤本）善右衛門氏であつた。

蠶種製造人及賣買人への注意

蠶種製造者賣買人の無遠慮の所爲蠶種取扱人概ね破産

同時に左の如く諭達して、蠶種製造者及賣買商人に對し、注意する所があつた。

蠶種製造賣買の儀に就ては、追々相觸候儀も有レ之候處、商人共一己の利慾に奔り、元方の景況共解知せずして、猥に外國人より多數の注文を引受、蠶種出來の時に至り、善惡をも不レ選買取候ニ付、良好濫製の分相混じ、幷に港場へ輻湊致候より、大に其聲價を減却し、既に去未年の如きは、蠶種取扱候者共大略破産の姿に立至り、其損害不レ少候間、自今海外輸出之分は勿論、蠶種賣買いたし候者は、前以て元方へ引合を遂げ其數を定め置、猥りに濫造の品賣買不レ致候樣屹度可ニ相守一候。萬一心得違の者有レ之は、嚴重の咎可ニ申付一候事

壬申二月廿四日　　大藏大輔　井上　馨

我國の蠶種商人等が、慶應年間に外國からの注文に依り、意外なる莫大の奇利を博せしに夢中と成り、蠶種製造元の情況如何、蠶種製造の能力如何をも調査する事無く、無暗に外國人の注文を引受けたので蠶種出來の際に、其善惡をも擇む暇なく、玉石混淆に取集めて、賣り渡すことに成り、此の如き事情の下に、蠶種製造者も亦、如何なる蠶種にても、枚數のみ調製すれば、其所に又莫大なる利益を得たので粗製濫造を敢てするに至つたのであらう。此兩者の遠慮なき所業の結果は、外國に於ける養蠶の不成績と成り、遂に日本蠶種の名聲は地に墜ち、明治四年より六年頃に至ては、蠶種賣買の商人も、製造業者も、一齊に大打擊を被り、破産者續出の有樣になつたのである。

明治四年頃より蠶種の名聲墜つ

蠶種取締大總代の蠶種改良協議　明治五年五月、東京府管下並木勘三郎、鯨井勘衞、村岡嘉平。群馬縣管下田島彌平。長野縣管下藤本善右衞門。筑摩縣管下一條啓五郎。山梨縣管下若尾逸平、村田八郎兵衞。置賜縣管下梅澤利助。犬工縣管下清水九平。岐阜縣管下宮川五平治。豐岡縣管下伊藤直治郎林田友右衞門。新潟縣管下苅谷政治。等蠶種取締大惣代は、蠶種の改良に付協議の上、次の如き意見を大藏省に上申し、其採用する所となつた。

蠶種取締大惣代協議藤本善右衞門出席

蠶種取締大惣代の意見書國遣輸出共に自家明年飼育の原種と同樣の心得にて製すべし

國遣の餘を海外に輸出すべし

養蠶博奕同樣となる

養蠶は研究盡力すれば良作を得

第一

蠶種は衆庶明年之養に供し候原紙故、大切の品にて盡力精製可レ致は勿論に候處、近來製造方杜撰に相成其上糊付等致し、賣込之節に虛飾を設け妖利を謀り候者間々有レ之以の外の事に候、自今右等の舊弊總て一洗致し、御國內海外輸出とも、我明年養蠶の原種と同樣相心得、篤實精製致し可レ申事

第二

夏蠶再出掛合之品、原紙に取賣買御禁止、其余夜付糊付等は堅禁止、生繭製作主に限り蠶種製造致し海外輸出の義は其年の景況に應じ、製出候上は、是迄より違蠶種の製造減却候間、養蠶家は深く注意致し、精製之節蠶種を御國用に備へ、其贏餘を以て海外輸出に充る樣、不レ致候ては精良之原種全く盡果候にも可レ及候間、一般に協力同心して、養蠶寸法相立候樣、懇切に勸奬可レ致事

但蠶種製造の上、其年の出來高に應じ、國內賣買海外輸出の員數見積可レ申事

第三

近來養蠶の弊風、博奕同樣に相成、桑樹所持無レ之族、原紙多分に掃立、財主を賴大金を入置、他人の桑を諸方より買集候故、桑種不レ一養方度量を失、手當不二行届一、終に違作或は下等の品製出候樣成行候に付、蠶室培桑の多寡に應じ分量致し、前年より厚く用意致し可レ申事

第四

養蠶の豐凶、禍福に響候者往々有レ之、大なる僻言にて、素より、蠶室適否を察知し、桑園の培養、器械の具足等、都て行届精巧研究する時は、何れの國にても違作無レ之、美種名品出來、連年良作に至り可レ申道理に有レ之、況や風土自然養蠶に適し候、本朝の良地に於て、人功を盡し候得者、全く精良の品饒足致し候は、無レ疑義に候間、爾後精良の原種を饒足せしめ、製絲機械に應じて、良繭一般出來候樣、敎導專務に心掛候事

國遣蠶種充備肝要

原紙一枚掃にて製種八十枚目途

粗製濫造は、掛り場世話役取締るべし

他人の生繭にて製種するは禁止

輸出は立秋に開港場に出荷

第五

御國用充備肝要に付、國々製種出來次第、員數取調凡積御許高何程、現在製造高何程と、組々世話役より認爲ニ差出一、大惣代掛り場限取纏、明細帳取調且御國用貯高等、滅却不レ致樣精々注意可レ致事

第六

凡積御免許願之義、年々十月限、其養元の原紙一枚掃に付、製種八十枚目途を以、右より增願不ニ相成一、減ずるは勝手次第、元何枚掃立凡積高何程御免許と認め、村役人加判世話役へ可ニ申出一、其節世話役、桑分量等概檢査の上、十一月限り製造人別凡積相定願出可レ申事

第七

粗製濫造並戶每押印に至候迄、掛り場世話役厚相心得取締相立、若心得違之者有レ之候はゞ、懇切に說諭いたし可レ申、自然不ニ採用一者有レ之候はゞ、其筋へ可ニ訴出一事

但世話役無レ之場所は、戶長に於て右取締相立遂次私共へ談示可レ有レ之候樣致度事

第八

他人の生繭買集製造之儀は御禁止之事

第九

製造御免許紙凡積員數に引合、前方に世話役に御下げ相願、稅金引替上納不足、世話役內にて融通、殘御返上の分稅金御差戾し相願、製造檢查御免許紙を張り、認小印或は實印等押印致し可レ申、且御國內用原紙得意場引と唱に、內金請取、戶每に貸渡候仕來有レ之、右等の類は尤注意いたし、誠實に取扱可レ申事

第十

御國用者、其地に備置、海外輸出之分、立秋度開港場に出荷可レ致事

本部の稱を廢す

第十一

蠶種從來五分取薄附小數二枚を以て、本部一枚と唱來候處、方今丸付に相成候間、本部の唱を止、枚數に致候事

國造免許の者は輸出を許さず

第十二

御國用御免許之分は、海外輸出を不レ許、海外輸出之品は、都合に寄り御國用を許、開港場引戻者猶御證印請候事

他家にて飼はせたる生繭、我家に引取り製種すべからず

第十三

蠶種桑葉入費共、他の家に手當致し、養蠶爲レ致候共、生繭を我家に引取候義は不レ相レ成、生繭製作主の家に於て、製造押印致し可レ申事

但其家作に依り、自家にて難レ製者は、世話役へ申立、世話役等と其實地差支を檢査之上、事實止を得ざる儀に候はば、歩方幷繭貫目等篤と世話役取調之上、他家に於て、製種之儀は不レ苦候。尤製種出來上候節は、當世話役に相屆、繭貫目歩方種數照準し、相違無レ之候上にて、御規則之通繭製造人押印之事

白極印無之原紙に鞭したる種は取押ふ

第十四

白極印打込無レ之原紙製作之種幷糊付等は、見掛次第其品取押に訴出候事

第十五

大惣代不足之分は、最寄申合、公選之上申立候樣可レ仕候事

第十六

大惣代組下之世話役へは、此申合書に承知の印爲レ致置、連印之分大藏省に可二申立一事

右之通規則相立候に付ては、私共儀は、最寄を以て、國々分管仕、製造人一同申合、御趣意徹底、全國

之精業一層際立、稱譽を海外に揚げ候様、世話役共申談、厚勸奬致し、追々會社等取結取締相立候様可レ仕事

明治五壬申年五月　　大惣代連署

此申合書は大藏當局より許可となり、各地蠶種製造世話役並製造人共、大惣代の差圖を受け盡力すべきを達せられ、之に就て同年五月晦日、長野縣に於ては、蠶種製造人に此規定を示し、承知の上、萬事世話役に申談、規則に違反すること無きを注意し、且其村役人に於ても、充分注意を拂ふべきを申渡した。

伊太利駐在總領事の注告

慶應の初年、伊太利、佛蘭西の諸國に、蠶病流行の事があり、依て彼國より本邦に蠶種の供給を求めた。當時我邦に於ては、特に蠶病のことも無かりしかば、輸出蠶種は好評を博し、輸出商の利を得ること甚だ大なるものがあつた。於レ是蠶種の偽製造者簇出し、粗製品を濫造し、詐術を以て輸出するやうになつた。明治四、五、六年頃に至ては、本邦輸出の蠶種は歐州に於て、甚しく不評判になり、又此頃に至ては、さしも猖獗なりし蠶病も熄止したので、終に伊太利ミラノ府に於て、内國蠶卵社ソシエチー、ハコロナツキ、ナシヨナルイタリーと名づくる會社が創立され、六百萬フランクの資本金を以て、蠶種製造の事に從はんとした。其趣旨は、近年日本から輸入する蠶卵紙は、年を追うて粗惡となり、蠶子の發生の員數、年毎に減少するやうになつた。かゝる蠶種を海外の輸入に仰いで居るのは、國の大損耗である。幸に此一兩年は、蠶病も殆んど皆無となつた。故に精巧の蠶種を製造して、國内に頒布するは、國家の大利益となるに依り、此事を企つると云ふのである。

伊太利國ミラノ府に於て蠶卵社創立さる

蠶不發生の蠶卵紙

此時伊太利駐在の日本總領事中山讓治は、此事を聞き、日本蠶種の不評判なる際、此種の事業にして伊國内に興らば、日本より伊太利に輸入する蠶種は、二十萬枚を減少するに至るを知り、日本に於て、蠶種製造に從事する者に此事情を通じ、製造方に誠意を以て精巧を盡すやう、諭示せられたき旨を申來

つた。此事が大藏省事務總裁參議大隈重信より達示され注意を促すに至つたのは、明治六年十月九日であつた。

蠶明神

附　蠶明神の事

養蠶は奥州が本場であつた事は云ふ迄も無いが、蠶神様といふ者も亦奥州から入つて來たのである。安政六年三月、近年養蠶違作が多いとの事で、在府の上田藩主より、奥州の蠶明神は、靈驗あらたかで諸國に於て皆信仰する由である。此度奥州から、蠶明神の御札を受け頂いたので、領分内蠶飼の者は、信心致すやうと書付を添へて、其御札を上田産物會所へ送り越し、蠶種世話人柳町の兵吉は、町分の蠶飼する戸毎持ち廻つて禮拜させた。其御札は

正一位蠶養國大明神

天宮　　奥州會津若松城下

正一位蠶養國大明神御祈禱之札

延喜式内日本一社

大宮司從五位大隅佐瀬氏平常當欽書

桐ノ函入れ

此様な事があつてから、至る所に蠶神が祭られて、遂には下之條で戰死した板垣信方までが、蠶神様になるに至つたであらう。

第四節　生　絲

登ぼせ絲

(一)登ぼせ絲

上田地方で、京都へ送り出す生絲を「のぼせ絲」と稱した。此登ぼせ絲のことの、記錄に初て見えて居

るのは、寶曆十年六月長嶋村に、絲取女を雇ひ置くことを禁じた時、上田町役人から「飯田では美濃國より、絲取女が來て、絲を取ることが盛になり、只今では飯田は絲場となつて、登絲が繁昌する由である。故に、當上田でも絲取女が逗留出來るやう」にと出願して、許可されたのだらうと思ふ。（原町問屋日記）

上田藩の「のぼせ」周旋

上田藩にて、京都へ送り出す生絲、所謂のぼせ絲に就て、周旋盡力するに至つたのは、天保十二年で此年六月二十六日に、此度京都問屋へ御引合有被ニ絲差登一候に付、（卽ち京都の問屋と交渉して、生絲を京都へ送り出すからといふので）爲登（のぼせ）絲取締役に、土屋仁助、島田參助。爲登絲仕入方に、島田萬助白木屋增太郎。爲登絲吟味役に、山口屋市太郎。買役に白木屋勘三郎、和泉屋甚三郎。を申付け、同時にのぼせ絲の品譯を、五段に分つべきこと、城下町の內にて、京都へ生絲を差登す者があらば、其都度毎に出荷の員數を、勘定所へ申出づべきを命じた。爲登絲に就て、藩が斡旋したのは此時であるが、藩が上田地方の爲登絲が領產物として追々名高くなり、隨て其額も多くなるにつれ、其名聲を失墜せざるやうにと配慮して、當業者に注意を與へたことは、旣に天保四年に在つた。其時には、仕掛け取りの絲は宜しからずとて、其を禁じたのである。

爲登絲取締役同仕入方

爲登絲仕掛取の嚴禁

仕掛け取りは、此年に禁ぜられたが、操絲の拵（こしら）る所から、之れが止まなかつた。故に嘉永二年には

一のぼせ絲仕掛取の義ハ、絲不レ宜取引上差支ニ付、去ル天保四巳年停止申付置候、若し隱し取致し候者有レ之ハ、名產を穢し、國益を妨げ候罪不レ輕候條、嚴重の咎可ニ申付一、大工其外指物師平人ニても、仕掛取の器物拵へ候義、是又停止申付置候處、中ニハ心得違の者有レ之哉之趣、粗相聞不ニ相濟一事ニ候得共、先此度ハ格段の勘辨を以て、令ニ容赦一置、今後改方の者見廻り差出候間、此後若隱取致候者有レ之候ハヾ、無ニ容赦一嚴重ニ咎可ニ申付一候條、心得違無レ之樣可レ致候

一右のぼせ絲、坪方にて他處商人に賣渡し候事不ニ相成一段も、兼て相觸置候處、心得違の者有レ之候

爲登絲他處商人へ賣渡の禁

趣相聞候、前同斷改方の者見廻り差出候間、此以後心得違無レ之樣可レ致候
右之趣小前末々迄不レ洩樣嚴重可二申聞一候事
丙六月

と申渡し、爲登絲の仕掛取を嚴禁し、且つ爲登絲を他領の商人に賣渡すことなきやう再應申付けて、領産物の減少することを防いだ。

爲登絲は諸國へ送り出す絲名となる

安政五年、生絲引方に就て、左の如く藩より注意する所があつた。

一登せ絲引方之義ハ兼て相觸置候處、近來猥りニ相成、兎角果取候を第一といたし、粗末の品多分有レ之、上方筋、上州筋、其外諸國共賣先差支候趣相聞、御領産の名目ニも相拘ハり候得者、向後粗略の引方無レ之樣急度心得可レ申候事

此注意申渡書に據て見ると、此頃は上方のみならず、上州其他の國々へ、仕向ける絲も、登せ絲と汎稱するやうになつたことが知れる。

爲登絲引賃定

此頃生絲商人が、絲引の者に絲の引賃を定め

引賃　定

一上々絲　繭一升ニ付　銀五分
一上　絲　同　同四分五厘
一中　絲　同　同四分
一引き屑　三揚　無賃

右之通に御座候

と通知した時の口上書は、次の如である。

當所産物のぼせ絲之儀、是迄諸國に引合來候所、近來引方みだりに相成、捌口不レ宜歎敷儀ニ御座候、

爲登絲細口の絲所望

然る處此度從ニ御上様一、産物永續致し候樣被ニ仰付一候ニ付、往々手廣ニ相成候樣仕度候間、已來絲引方入念致し、可レ成丈細口ニ製し可レ被レ下候、萬一不引合之品御捨被レ下候釜元には、商人共一同御斷申上候　以上

是に依て、此當時上田領産の生絲は、細口のものが望まれた事が知り得られる。

生絲外國貿易品となる。

㈢生絲外國貿易品となる。

此上田領産の生絲は、安政五年、通商條約調印と成り、翌安政六年六月神奈川に於て、外國貿易が開始さるゝや否や、直ちに外國貿易品と成つたのである。安政五年六月アメリカ合衆國との間に、日米通商假條約調印濟となり、其より相踵いで、英、露、蘭、佛の諸國と、通商假條約の調印となり、翌六年六月神奈川に於て、外國貿易が開始せらるゝ事と成つた。此年五月上田藩に於ては、上田町問屋等を産物會所に呼び集め、町奉行、勘定奉行等立會の上「今般神奈川貿易御免ニ付、紀州、會津、上田、三家産物交易御願立ニ相成り御聞濟有レ之。尤三家共取扱は、芝金杉撰之助に被ニ仰聞一御任せに成、同人より願立相成候手續柄書留御見セ被レ成、來月二日交易手始にて、申立相成候産物品々、此度出荷可レ致ニ付松本左右衛門、林之助、吉五郎立戻候得共、御上にも金子は御不融通ニ付、夫々商賣體申談多少ニよらず出荷可レ致候樣、得と申談取計可レ申、日合も無レ之ニ付取急候樣」と申渡した。之に依て考へると、神奈川港貿易に第一の先鞭を着け、貿易貨物として自領内産物を、逸早く出荷したのは、我上田藩の外、會津、紀州の二藩であつたのである。

神奈川貿易出荷先鞭者

此時上田藩より、貿易品として出荷すべき、自領産物を幕府に屆け出で、聞屆けられし物品は

上田領産貿易品

信州上田産物

一白絲　同織物類　一木綿　一眞綿　一麻苧　一漆　一紙類　一生蠟

の六種で、白絲即生絲及其織物が、第一位を占めて居つた。序に紀州、會津二藩より屆け出でし物品を

參考として記して置く

紀州產物

一塗物　一木綿類　一傘類　一棕呂皮　一棕呂帚　一蜜柑　一九年母　一生蠟　一葛　一干藻類

一陶器類　一茶

會津產物

一塗物　一人參　一麻苧幷織物　一絹絲同織物類　一眞綿　一烟草　一新刀劍同附屬小道具

一藻草

神奈川に於て、三藩產物の賣込引請人は、江戸芝金杉片町中居撰之助であつた。

上田藩貿易卒先の理由

㈢上田藩外國貿易卒先の理由

當時上田藩主松平忠固（前の名、忠優）殖產興業の事に留意し、領內生產物の增加を圖り、一方產物會所を上田及江戸に設け、相互に連絡を取り、以て領內の產物を江戸方面に輸出する計劃を立て、「產物に相成候と存つき候品は何物品に不レ依何にても產物會所に申出產物に仕立江戸表に差出候樣心懸け可レ申。他處より出候品にても御領產に仕立爲ニ差出一候樣精々心懸候儀專用之事ニ候」と申觸れて、江戸への產物出荷を奬勵した程であり又、幕府老中の職に在つて、通商條約に速に調印すべきを主張した位で有つたので、江戸近くなる神奈川が、貿易港と成るに及んでは、卒先して領內產物中貿易品と成るべき者を出荷して、海外に輸出せんとしたのは、固より當に然るべき事である。

生絲商利潤多し

生絲の改料增額と其理由

㈣生絲の輸出盛と成り、機織不振に陷る

生絲が一度海外に輸出さるゝに至り、織物と爲して賣り出す手數を要せずして、多大の利益を得しが故、生絲を其れに向くる者多く成り行き、其影響は上田領產絹織物改料に、勘なからぬ減少を來した。依て藩は、文久三年正月、今まで生絲一提の改料銀三分なりしを、一躍銀六分卽倍額にした。此時上田

町中への觸書は、次の如くである。

産物料錢の義ハ、御領分極難の者御救助之爲御手當御取立相成候御趣意に候處、横濱開港以來白絲の賣買專に相成、織物少き故判錢揚り高著しく減少いたし、殊ニ御勝手向之義ハ段々申諭候通、必至と御難澁相成當今の姿ニてハ、極難の者御救の義も如何程に可ニ相運一哉と深く御心痛被レ爲レ在候處、白絲の義、近年格外高直ニ相成多分之利益も有レ之趣相聞候ニ付、右絲判錢是迄一提ニ付參分ヅヽの處、當七月より今年限猶又參分ヅヽ增上納申付候間、御時節柄の程厚く相辨、何れも出精書面之通上納可レ致候事

生絲の値段近年格外高し

文久三年海野町の齋藤佐右衛門は、工夫を凝して、絲挽器械を造り、其器械を以て、原町長岡万平所持の繭を挽いて試驗した所、成績非常に良好であつた。依つて又其絲を織屋政兵衛の許に送り、機に仕掛けて織方を試みしが、是又至極宜しいとの事であつたので、此新工風絲挽器械は、便利有益と認められ、産物會所に於て之を製作し、望の者には貸渡すことにした。御用留日記

新工風絲挽道具發明

外國貿易品となりし生絲は、海外よりの需要多く、其輸出旺盛となりしかば、生絲商人の利を得ること莫大であつた。今元治元年の狀況を見るに、七、八月頃、一兩に生絲七、八十匁の値段なりしもの、九、十月頃には四十八匁程となつたのである。（郡年表）

慶應元年には、生絲の値段暴騰貫せし故を以て、冥加銀を增額した。其時の藩の申渡しは、左の如くで、如何に絲値騰貫せしかを見るに足るものである。

生絲冥加銀增徵

爲登絲荷物冥加銀之儀は、最初一駄之金高五百兩之積りにて、二厘五毛の冥加銀一兩一分宛取立候處、絲直段追々高直に相成候ても、是迄勘辨を以て其儘さし置候處、右にては御趣意相違致し候ニ付、此節相場一駄八百兩にも相成候に付、先一駄之金高七百兩と見積り、二厘五毛の冥加銀一兩三分宛上納可レ致候。尤此後とても其時々相場に應じ、右の割合にて冥加銀上納可レ致候

かゝる時に、商人中、一時目前の利益に迷ひ、淺ましくも提絲の拵え方に種々の不正を爲し、些少た

生絲好商の不正行爲

りとも目方を多からしめ、以て利を得んとする奸悪の者も出で來り、此が爲めに國產品生絲の名價を失墜せしむるに至つた。依て慶應元年六月には、藩より左の諭達を以て、之を戒めた。

御領產提絲の義、他國に勝れ交易評判宜敷趣ニ候處、近年心得違之者有レ之、太元結を巻にいたし別製目方附候不正の品相用候者有レ之趣、全く眼前の利益に迷ひ、却而國產の名折に相成、國益衰微の基を仕出し候義不ニ相辨一、不埒の至ニ候。兼て先年觸置候通、內山紙二ツ切幅五分五厘より六分限の巻紙相用る、都て正路に取扱いたし、永く國產の本意不ニ取失一樣厚く相心得可レ申候、以後心得違之者有レ之候ニ於てハ急度取糺の上曲事可ニ申付一候

六月

(五)生絲改印及び口絲

慶應二年幕府は、生絲取締の爲め改の印を造り、此を上田藩へも貸し渡し、改の上捺印證明させることにした。依て上田藩に於ては、產物會所にて改印を請けし後賣買致すやう申渡し、同時に荷造取扱方、及冥加銀上納方を左の如く申觸れた。

一生絲改受の儀ハ、一提ニ付先ニ相觸置候產物改所より相渡し候口紙を以て巻、改印受可レ申事

一口絲之儀ハ、生絲一貫目ニ付、御國遣は拾五匁、外國行ハ參拾匁ヅヽ、其節の相場を以て代金上納可レ致候

一口絲代金相場の儀、上田町市場ニ於て、日々立相場を以取立候事

一他國へ出候絲荷物之儀、改處へ差出候節、御國遣又ハ外國行ハ夫々口譯いたし、何れも小提ニて一旦改め候上ハ口絲上納濟ニ付、其儘莚包荷造致し、產物會處に差出し、大燒印を受、荷造繩括り目を手厚の紙ニて封印いたし、改印を受差出し可レ申候、萬一荷物の內一提ニても判洩れ有レ之候節ハ、横濱關門ニ於て其荷物不レ殘御取上相成候赴ニ付、手落無レ之樣精々入念可レ致事

生絲改印

口絲
御國遣十五匁
外國行三十匁

一改印請他に賣渡申間敷候、萬一心得違之者於レ有レ之ハ嚴重之咎可ニ申付一候事

但川中島武石は出張取計可申事

然し幕府貸渡しの改印二組だけにては、上田領分内には、多額の蠶絲製造ある爲めに、改印押捺に不足不便を感ずること多かつた。依て其事情を具して、猶二組の外七組の改印を、下げ渡されんことを乞ひ、直に聞濟となり、都合九組を、貸與する事となつた。此時藩よりの申請書は

生絲御取締之儀に付、先般御改印御貸渡之儀奉レ願候處、二組御渡被ニ成下一早速在所表に差遣候。然る處一體在所表之儀は、蠶絲多分製作之土地柄にて、多くの絲荷物等差出、中々二組位にては引足不レ申候。下方難儀仕候次第も有レ之、依レ之相隔候場處は、夫々改所取建申度奉レ存候

右に付數多相願候段奉ニ恐入一候得共、何卒先日御渡しの外に御改印都合七組、御貸渡被ニ成下一候樣仕度旨、在所表より申越候。此段奉レ願候　以上

（慶應二年）　　松平伊賀守家來

六月十五日　　岩間半彌

改印は、幕府より貸與の者の外に、上田藩の改印をも、押す規定であつて、上田藩より幕府勘定所に届け出でし印形は次の如である。

小括封印　上田改　黒印

荷造封印　上田産物　黒印

荷造包ニ押燒印　上田改　長四寸四分　幅二寸四分

横濱表交易賣捌方取締人

横濱貿易開始以來、上田領の産物生絲蠶種等、盛に輸出せらるゝに至りしかば、領分産物交易賣捌方

取締として、横濱の問屋、肥前屋七右衛門を命じたが、明治二年五月此を改めて、横濱問屋絲屋萬之助、肥前屋次郎兵衛の兩人に、御領産賣捌取扱を命じ、大和屋三郎兵衛、不入屋修助、小橋屋傳右衛門の三人に、御領産賣捌取扱を命じ、領分内へは、横濱表賣捌之物品は、右五軒の問屋に入荷賣込むことを命じ、且濱出しの荷物は、冥加銀幷に印稅を免除することにした。

濱出し荷物の冥加銀及印稅を免ず

此頃上田藩は、其掛り役人を度々横濱に出張せしめて、領産蠶絲の取引狀況等を、視察せしむる事ありしが、幕府よりは掛り役人横濱關門通行等にも、便宜を與へられ、横濱着の上は、神奈川奉行に其旨を通知するのみにて、往來するを得た。

藩掛り役人の横濱出張

(ハ)生絲製造規則

慶應元年には、生絲商人等が不正品を送り出し、一時眼前の利益のみ貪るのを戒めしが、其後に於ても、粗製濫造品の多量輸出を計畫する者多く、其が爲めに、我生絲の聲價を墜し、値段も追々下落するやうになつた。

上田藩は此を憂へ、明治三年四月十五日、左の如く注意を與へた。

近來生絲製造粗略ニ相成、外國ニ於て希望も薄く相成候哉之赴相聞候、右ハ全く一時の工手間を省き候迄ニて、詰り良質の御國産を、製造の粗に依り惡品の名目相立候樣成行候てハ、是迄厚く御世話被レ爲レ在候御趣意にも相背き、第一往々の御國益を失ひ候場ニ陷り、以ての外の事ニ候間、向後厚く相心得精密の製造專に心懸可レ申、若是迄の通粗略ニ相心得、輸出致し候ハヾ、惡品の名目而已ならず、銘々意外の損失ニも可レ相成ニ候間、其旨急度相心得可レ申候事

生絲製造に就ての注意

ついで翌五月一日、生絲製造法に就て、具体的に注意を與ふる處があつた。其は次の如くである。

生絲製造之義ニ付先般も相觸候通、精々入念致し繭五ツ六ツと相定め仕掛取にても其口々ニいたし玉繭を除き、ふしけ無く悉くつなぎ切れ絲無レ之樣いたし、太元結不ニ相用一自分ニて繰返し遣ひ候心得

にて深切ニ製造可致候左も無之候ては、年々下落ハ勿論、悪品の名目一旦相立候上ハ、容易に取直しニ不ニ相成一候間、不時見廻りの者差出心得違の向有レ之候ハヾ、急度可ニ申付一候一時の利得ニ迷ひ候てハ、銘々往々の爲ニ不ニ相成一且ハ御世話も不レ被レ爲ニ行届一場合ニ相成候間以後精密ニ可レ致候事

五月四日觸

(七)上田領内生絲製造高

明治四年上田領内生絲製造高

明治四年五月上田藩より、辨官役所に届出でたる、同三年六月より同四年三月に至る迄十ケ月間、領内生絲製造惣高及び改料冥加金鑑札料は次の如し。

一、生絲七千六百十五提四分

自去午六月至當未三月迄の製造高

金三十八兩一朱錢百四十三文　改料

但一提ニ付銀三分宛

金七百六十一兩二歩錢四百文　冥加金

但一駄ニ付金十兩宛、一駄は百提積

金百九十五兩二歩二朱　鑑札料

鑑札千五百六十五枚　仲買取締鑑札

但一枚ニ付金二朱宛

合金九百九十五兩三朱錢五百四十三文

（松平家日乘）

(八)擴榮社

富岡製絲場の模倣工場

明治十一年長野縣に於ては、上州富岡製絲場に倣ひ、二十五人繰の製絲場を、長野町に設立して、縣内に製絲場の範を示すことゝなつた。我上田地方に於ては、明治十二年七月、上田町の長岡萬平、田中

擴榮社創立

忠七等相謀り、擴榮社と稱する一社を創立し、製絲改良の事に從ひ、水車を利用して、座繰製絲試驗所を興し、大に製絲の面目を一新した。

(九)上田商法社生絲製造規則

明治四年五月上田商法社から、生絲製造規則を出したのも、此弊を濟ひ、信用を回復せん爲めであつた。左に生絲製造規則を記して置く

生絲製造規則

一近來生絲製造方猥りに相成り、外國人本國へ差送り候處、繰戻しに相成兼候の絲多分有レ之、西洋一般品評惡しく、既に機屋職も持てあまし候生絲、佛英兩國にて四萬箇も其儘積込有レ之、賣買ニ相成兼候趣、右ニ付昨夏中より賣込値段日增下落、當春ニ相成候てハ、麁製ニて値段に不レ拘不捌之品横濱にも澤山有レ之、日本商人案外之損失いたし候義、實ニ可レ歎之至りニ候、何卒當年より相改製作方聊表裏之品無レ之樣、格別入念いたし、自然西洋諸州迄信義相立、不易之御國益相成候樣致し可レ申候。依て以來左之通ニ製作可致事

一車挽にても、手挽ニても、二口取無用、一口取ニ限り可レ申事

一繭挽き始め五ツ附、末々至り候ハヾ六ツ附ニ致し、よりを掛可レ申、上ハ絲細く末絲太く挽候事堅く無用、惣て裏表無レ之樣挽末ニ至り候ハヾ、水を取り替、精々上絲ニ製し可レ申事

一大わくへ揚げ候節、絲切れ候ハヾ碇とつなぎ附、繰返し出來候樣揚げ可レ申事

繰り返しに相成兼候節ハ、西洋迄參り候ても、積戻しニ相成、挽主へ返り可レ申儀も可レ有レ之哉、精々深切ニ製作可レ申事

一ふし上り不レ申樣氣を附、成丈むらなしの上絲ニ製し可レ申事

一絲巻紙へ挽人の名前相印し賣買可レ致候、賃挽の者も同斷名前相出し可レ申事

但名前の印ハ判形ニいたしたく候事
一巻紙の義ハ、内山紙幅五分、竪二ツ切ニ致し可レ申事
右之赴聊心得違なく、入念製作いたし候ハヾ、御國益は勿論之事、銘々とても分ニ應じ利益可ニ相成一ニ付何ニも厚く相心掛可申候事
辛未五月

上田商法社
（松平家日乗）

上田市史　上卷　完

昭和十五年一月二日印刷
昭和十五年一月五日發行

禁復製轉載

上田市史 上下二卷 金貳拾圓

著者 藤澤直枝
編輯者 長野縣 上田市
代表者 伊藤傳兵衛
印刷兼發行者 長野市妻科一七三番地 大日方利雄
印刷所 長野市南縣町六五七番地 信濃每日新聞社
發行所 長野市南縣町六五七番地 信濃每日新聞株式會社